

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告

平成23年

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告

平成23年

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議

序 文

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」は、4世紀後半から9世紀末にかけて国家的な祭祀が行われた沖ノ島と、それに関わった古代氏族の墳墓群そして信仰を継承する宗像神社境内からなる遺産です。その貴重な価値が認められ、平成21年1月、ユネスコ世界遺産暫定リストに記載されました。これを受けて、福岡県、宗像市、福津市は協同して世界遺産登録に向けた官民一体の取り組みを進めるために「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議を平成21年1月に立ち上げました。この活動の一環として、学識研究者からなる専門家会議を開催し、世界遺産への登録を目指し、本遺産群が持つ価値の検証や貴重な遺産の保護・保全についての検討を進めているところです。

この取り組みの中で、顕著な普遍的価値を明らかにするために、17名の研究者に協力を仰ぎ、委託研究を行いました。考古学・歴史学・民俗学の立場から本遺産に関する学術的な再検討をお願いするとともに、これまで日本の祭祀の復元に意欲的に取り組んでこられた國學院大學の椙山林継先生を代表とする研究グループに「沖ノ島祭祀遺跡」の出土遺物を中心に検討を加えていただきました。また、海外からも韓国の竹幕洞との比較検討、祭祀考古学の視点からの検討についての論考をいただきました。各研究者におかれましては、時間の限られた中、多大なるご尽力をいただき、新たな知見に富んだ報告書を完成することができました。本報告は、本遺産の価値を立証するとともに、新たな研究課題も生み出しております。今後も、幅広い分野・世代の方の関心が高まり、研究の裾野が更に広がり、本遺産の価値をより大勢の方々に知っていただけることを願って止みません。

本推進会議では、今後も「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録に向けた取り組みの輪を広げて参りたいと考えておりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

平成23年3月31日

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議会長

麻生 渡

例 言

- 1 本書は、平成22年度に「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議が行った調査・研究の成果をまとめたものである。
- 2 研究課題は「宗像・沖ノ島と関連遺産群」専門家会議委員の意見に基づき、文化庁文化財部記念物課世界文化遺産室及び文化庁記念物課埋蔵文化財部門主任文化財調査官 禰宜田佳男氏の助言を受けて決定した。
(専門家会議委員)
西谷 正：九州歴史資料館長 (委員長)
佐藤 信：東京大学大学院教授
岡田 保良：国土舘大学教授
稲葉 信子：筑波大学大学院教授
金田 章裕：人間文化研究機構長
三輪 嘉六：九州国立博物館長
(第2回国際専門家会議 海外専門家)
ガミニ・ウィジェスリヤ：文化財保存修復研究国際センター プロジェクトマネージャー
朱 岩石：中国社会科学院考古研究所漢・唐研究室副主任
任 孝宰：ソウル大学校名誉教授
- 3 本書の執筆者については、各論考に示した。
- 4 挿図および写真図版については、それぞれ出典を示した。
- 5 本書の執筆にあたり、宗像大社の協力を得た。特に沖ノ島出土遺物の調査については、宗像大社文化財管理事務局重住真貴子氏の協力を得た。
- 6 一部の図の作成、本文のレイアウトは株式会社ブレック研究所が行い、編集は「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議事務局 (福岡県企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室参事 磯村幸男、主任技師 岡寺未幾、宗像市経営企画部経営企画課世界遺産登録推進室主任技師 岡崇、福津市総合政策部企画政策課世界遺産登録推進係長 池ノ上宏) において行った。

目 次

個別研究

- ①．沖ノ島祭祀の成立前史.....① - 1
福岡大学教授 武末 純一
- ②．沖ノ島祭祀遺跡の再検討 - 4 ~ 5 世紀宗像地方との関連で -② - 1
福岡大学名誉教授 小田 富士雄
- ③．宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀.....③ - 1
佐賀大学文化教育学部講師 重藤 輝行
- ④．古代の宗像氏と宗像信仰.....④ - 1
福岡教育大学教授 亀井 輝一郎
- ⑤．宗像の島々・小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌.....⑤ - 1
九州大学大学院比較社会文化研究院教授 服部 英雄
- ⑥．神道史上における沖ノ島の祭祀.....⑥ - 1
(講演録) 國學院大學名誉教授 梶山 林継
- ⑦．ヤマト王権と沖ノ島祭祀.....⑦ - 1
大阪府立近つ飛鳥博物館長 国立歴史民俗博物館名誉教授 白石 太一郎
- ⑧．宗像大社の無形民俗文化財.....⑧ - 1
筑紫女学園大学客員教授 森 弘子
- ⑨．宗像大社所蔵文書と宗像大社中・近世史.....⑨ - 1
宗像大社文化財管理事務局 河窪 奈津子
- ⑩．沖ノ島祭祀遺跡の再検討 - 祭祀考古学の視点から -⑩ - 1
英国・セインズベリー日本藝術研究所副所長 サイモン・ケイナー
- ⑪．竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡.....⑪ - 1
韓国・忠南大学校人文大学考古学科教授 禹 在柄

共同研究：「祭祀遺跡、沖ノ島の再検討」

研究代表者：國學院大學名誉教授 梶山 林継

- g 1 . 沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造 - 鉄製品・金属製模造品を中心に - g 1 - 1
國學院大學教授 笹生 衛
- g 2 . 五世紀における石製祭具と沖ノ島の石材..... g 2 - 1
とちぎ生涯学習文化財団 埋蔵文化財センター 篠原 祐一
- g 3 . 沖ノ島出土銅矛と青銅器祭祀..... g 3 - 1
國學院大學教授 柳田 康雄
- g 4 . 古代神祇祭祀制度の形成過程と宗像社..... g 4 - 1
國學院大學講師 加瀬 直弥
- g 5 . 沖ノ島出土のガラス碗..... g 5 - 1
國學院大學名誉教授 梶山 林継
- g 6 . 韓国における祭祀遺跡・祭祀関連遺物 - 沖ノ島祭祀の位置づけのための比較検討資料 - ... g 6 - 1
國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター 高 慶秀

個別研究

沖ノ島祭祀の成立前史

武末 純一 福岡大学教授

要旨：沖ノ島では、日本列島規模でのまとまり(倭政権)による対外交渉のための祭祀が、古墳時代前期に始まる。その前史について、宗像地域の弥生前期初頭前後の環溝集落や墳墓群、田熊石畑遺跡の青銅器副葬墓群から、のちの胸肩(宗像)氏につながる人々(首長層)や地域のまとまり(国)の形成を探り、(伝)沖ノ島出土銅矛から沖ノ島での地域的な海上交通祭祀(沖ノ島に対する地域的な信仰)が既に存在したことを推定し、再調査した沖ノ島社務所前出土の外來系土器などや武器形青銅祭器から、当時の対外交渉のメカニズム中で宗像地域の人々が重要な役割を果たし、海村も存在したであろうこと、弥生時代後半期には独自に東の地域との結びつきを強めたことを推定した。

キーワード：田熊石畑遺跡、青銅武器埋納祭祀、弥生時代日朝交渉、特定有力集団、海村交易網

1. はじめに

本稿では、宗像地域¹⁾の弥生時代～古墳時代初頭までの状況を、集落・墓地や遺物などの考古学的資料から検討する。特に宗像地域における朝鮮半島との関わりや、青銅武器を副葬する集団墓が発掘された田熊石畑遺跡の状況、(伝)沖ノ島出土の銅矛はその後の沖ノ島での国家的な祭祀の端緒となるのかなど、沖ノ島祭祀の土壌がどのように醸成されたのかを検討する。

ただし、時間と紙幅およびこれまでの調査の進展状況の関係から、弥生時代中期後半から後期にかけての宗像本土部の様相はそれほど明らかにできず、沖ノ島の社務所前遺跡出土土器の再調査によって得られた新知見と、北部九州の海村の様相によって、当時の宗像地域の海人集団の在り方を推測するにとどまった。

なお、筆者は弥生時代を早期、前期、中期、後期の4時期に区分するが、その社会像と歴史像を構築するためには早期から中期前半(山ノ寺式期～須玖Ⅰ式期)までの前半期と、中期後半から後期(須玖Ⅱ式期～西新式期)の後半期に大別するのが良いと考えているため、本稿では前半期古段階(山ノ寺式期～板付ⅡB式期)と前半期新段階(板付ⅡB式期～須玖Ⅰ式期)の新段階に細分して述べ、次に後半期の様相に触れることとする。

また、朝鮮半島では無文土器時代と原三国時代²⁾が弥生時代にほぼ相当し、両地域の土器編年の併行関係は第1図に示す通りだが、弥生時代前半期と後半期の境界は、無文土器時代と原三国時代の境界に一致すると考えている。

2. 田熊石畑遺跡の青銅器副葬墓群

(1) 議論の前提

宗像地域の具体的な考古学資料の検討に入る前に、集落や墳墓を取り扱う際の方法を述べておく。

私は集落構造論の立場をとる(武末純一2002a)。集落構造論では、あらゆる遺物や遺構を総動員して、1時期の諸施設の配置と関係を定め、そこに潜む構造を取り出す。そして、そうした配置や関係の時期ごとの変化から、集落構造の変動を読み取る。集落の中の諸施設の配置や規模は、決してデタラメではなく計画的で基本設計があり、そこには各々の集落が負う時代性や地域性、当時の社会構造が刻まれている。遺物もまた集落でのありかたを考えることで、その意義が明らかになる。

一つの拠点集落や一つの村の範囲確定には、空白部の確定が必要である(武末2004b・2009b)。第2～4図の四角の枠を発掘調査区、その中の小円を同時期の

竪穴住居としよう。第2図で、私たちはA・B二群をそれだけでまとまりとは認識せず、A・Bのまわりの空白部によってA・Bそれぞれをまとまりと認識する。第3図では周りの空白部が未確定だから、この調査区の中だけでまとまりをなすとはいえない。他者を支え際立たせるためのこうした空白部を、私は「空白」と呼び、未確定な状態の空白部を「空白?」と呼ぶ。「空白?」から「空白」への転化は発掘の大きな成果である。

また、空白部にはそれ自体が意味を持つ場合もあり、第4図のように住居が入りこめない空白部は、広場という特別な意味をもつ。広場は何も無いからこそ、住居群全体にかかわる重要な行事が実施され、会議が開催され、来客を接待できるのである。こうした空白部を、「空白!」と呼ぶ。

したがって集落に関しても、住居群と墓地だけで一つの集落とはならない。むしろ、それらがいくつか集まって一つのまとまり(集落)をなし、別のまとまり(集落)との間には、一つのまとまりの中での各群間の空白とは比べものにもならない大きな空白がみられるのが普通である。また墓地の中の各群の抽出も、こうした空白の検討が優先されるべきである。

(2) 弥生時代前半期古段階の環溝集落と墳墓群

a) 環溝集落

田熊石畑遺跡の様相を検討する前に、弥生時代前半期古段階の宗像地域の様相を概観する。この時期では前期初頭頃の資料が多く、すでに一定の整理されている(原俊一・白木英敏・秋成雅博2000、宗像市教育委員会1999)。

それらによれば、この時期には宗像地域でいくつかの環溝集落³⁾がみられる(第5図)が、福津市今川遺跡(津屋崎町教育委員会1981)の包含層と3号住居跡の時期である板付Ⅰ式期新段階に東郷登り立遺跡(宗像市教育委員会2001)で、板付遺跡とほぼ同規模の円形環溝(SD01)が最初に掘削される(第5図-1)。

東郷登り立ではその後、板付ⅡA式期にかけて、板付遺跡と同様な弦状溝(SD02)が掘られる。ただし、この弦状溝が板付遺跡のような貯蔵施設と竪穴住居を区分する機能を持っていたか否かは、内部の遺構が削平されて不明である。この東郷登り立SD02の時期に

は、今川遺跡と宗像市大井三倉遺跡(第5図-3)で環溝集落が形成される。この時期までの環溝集落は内部構造がほとんど不明だが、福岡県粕屋町江辻遺跡の松菊里型住居跡群を囲む弥生早期の弧状溝(新宅信久1994)や、北九州市備後守屋舗遺跡の松菊里型住居跡群を囲う板付ⅡA式期の円形環溝(北九州市芸術文化振興財団埋蔵文化財調査室2008)からみて、内部にはやはり竪穴住居跡が存在したと見られる。

そして、板付ⅡB式期の光岡長尾遺跡(第5図-2)では貯蔵穴の身を囲う円形環溝が現れる。この円形環溝は標高30mの丘陵最高所にあり、平面は東西42m、南北46mで正円に近く、内部では袋状竪穴のみが52基確認された。

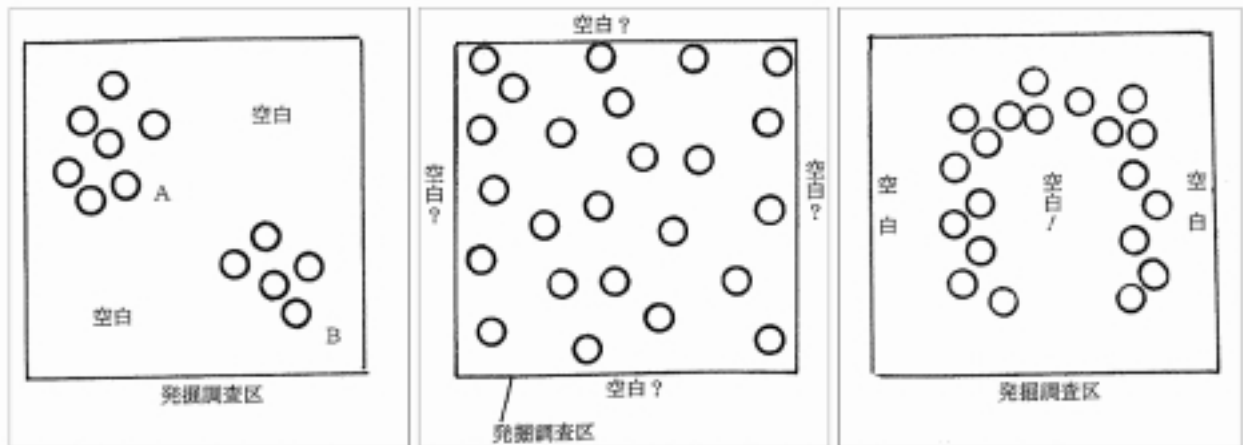
b) 墳墓群

この時期の墳墓資料は宗像市田久松ヶ浦遺跡と久原遺跡Ⅱ区の例がまとまっている(宗像市教育委員会1999)。副葬された土器の様相からみて田久松ヶ浦は早期末～板付Ⅰ式古段階、久原Ⅱ区は板付Ⅰ式新段階～板付ⅡA式期が主要な時期で、田久松ヶ浦のほうが先行する。

田久松ヶ浦(第7図)ではこの時期の墳墓が15基あり、遺跡内での墳墓の分布相からは、大きくA～Cの3群⁴⁾に分かれる。A群は斜面上部のSK203、SK206、SK207、SK208、SK209、SK210、SK211、SK215の8基で、A群の下方にあたるB群はSK201、ST204、SK216、SK217、SK218の5基からなり、B群よりもさらに北東側下方にあるC群はSK226、SK230の2基である。C群はこの中で劣位の集団であるが、A群とB群では数の上ではA群が多いものの、副葬品はA群・B群ともに有柄式磨製石剣・磨製石鏃・副葬小壺の三種を持つ最上位の墳墓を含み、その次に位置する磨製石鏃・副葬小壺の二種を持つ墳墓や、さらにその下位の副葬小壺のみを持つ墳墓も両群に存在する。したがって、立地的にはA群がやや優位だが、ほとんど差はなく、これに対してC群は副葬小壺のみが副葬品なしで、明らかにA群・B群の下位にあるため、階層分解がうかがわれる。また、こうした一つの墓で有柄式磨製石剣・磨製石鏃・副葬小壺の三者を持つ例は北部九州でも一般的ではなく、田久松ヶ浦全体での有柄式磨製石剣・磨製石鏃の保有量は福岡市雑餉隈遺跡15次調査地点例

縄紋土器		弥生土器										古式土器		
晩期		早期		前期			中期			後期				
広田式	黒川式	山ノ寺式	夜臼式	板付Ⅰ式	板付Ⅱ式			城ノ越式	須玖Ⅰ式	須玖Ⅱ式	高三階式	下大隈式	西新式	宮の前式
					a	b	c							
(茨帯文)	漢沙里式	可楽里式	欣岩里式	休岩里式	松菊里式		水石里式		勒島式	古 中 新			古式新羅加耶土器	古式百濟土器
早期	前期	中期		後期			前期		後期				三国土器	
無文土器										三韓土器				

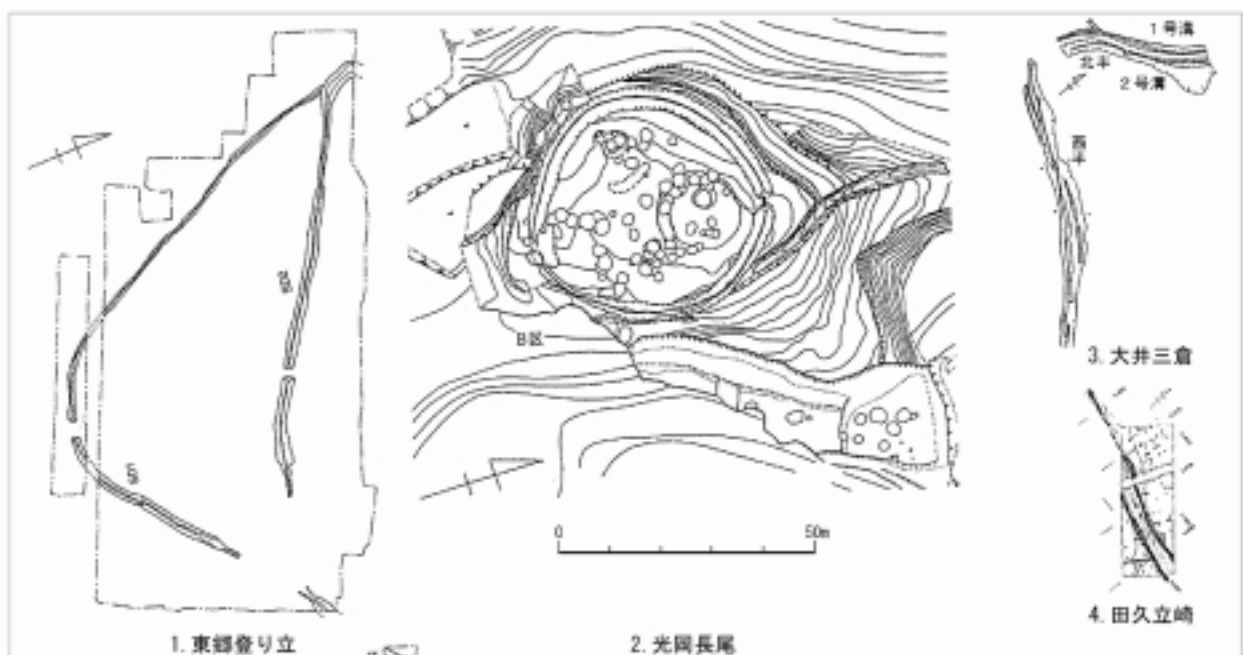
第1図 北部九州(上)と朝鮮半島南部(下)の土器編年の併行関係(武末作成)



第2図 A群およびB群のまとまりと空白(武末作成)

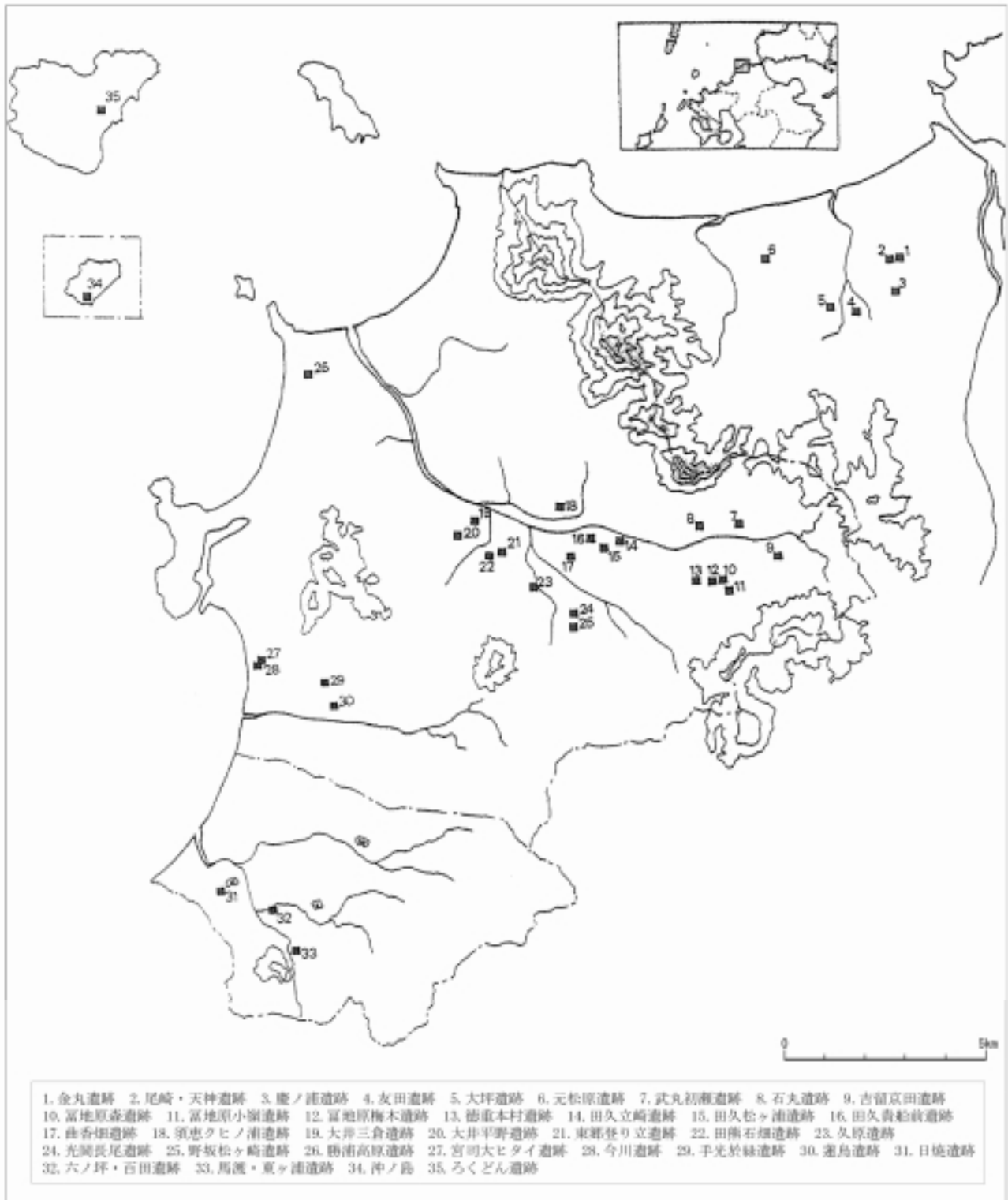
第3図 まとまりが見られない状態と、発掘調査区外の空白?(武末作成)

第4図 空白!の一例(武末作成)

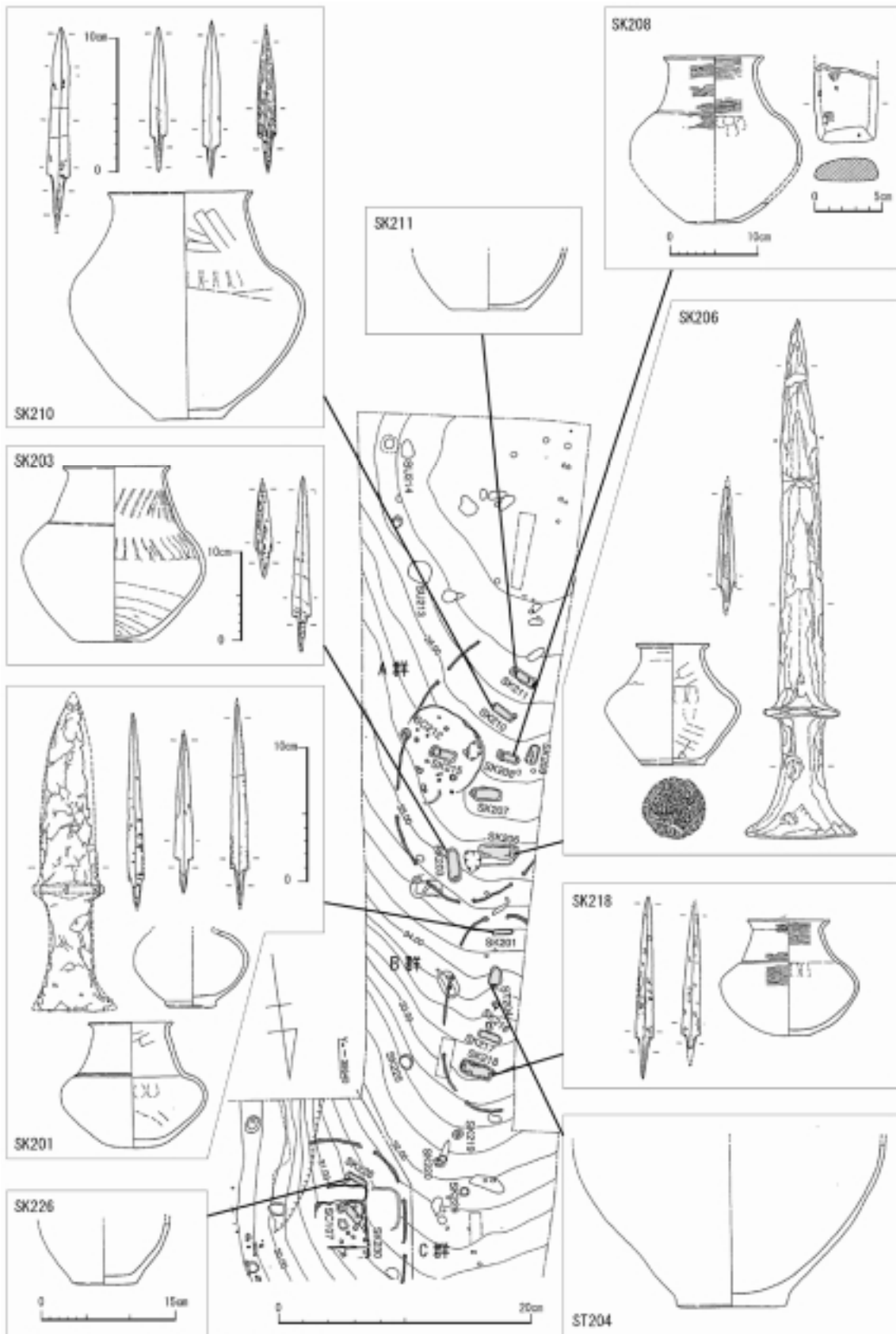


第5図 宗像地域の初期環溝(川口陽子(2010)より作成)

① . 沖ノ島祭祀の成立前史

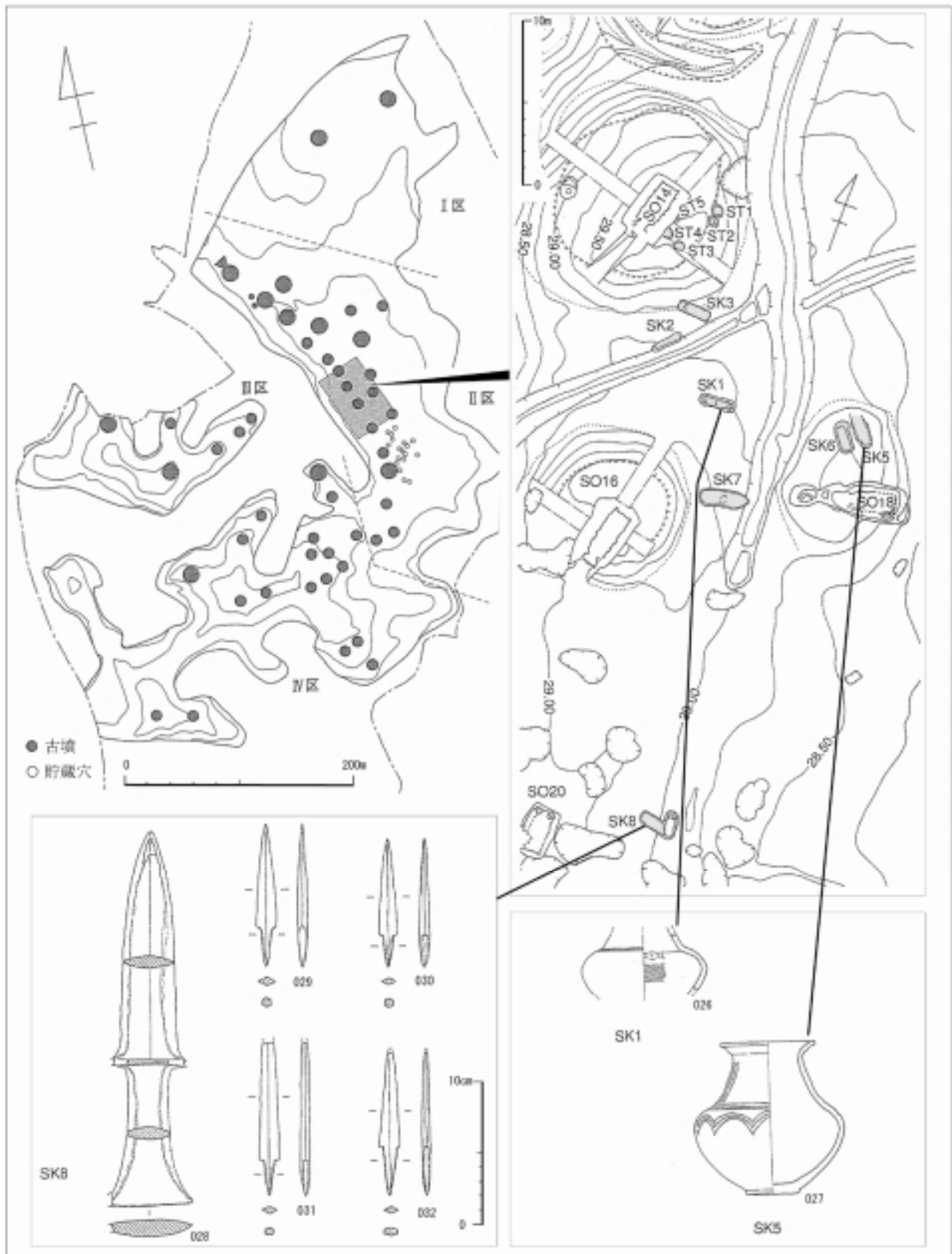


第6図 弥生時代前期遺跡分布図(川口陽子原図)



第7図 田久松ヶ浦遺跡の墳墓群と出土遺物
(『田久松ヶ浦 - 福岡県宗像市田久所在遺跡の発掘調査報告 - 』宗像市教育委員会(1999)より作成)

① . 沖ノ島祭祀の成立前史



第8図 宗像市久原遺跡Ⅱ区の墳墓群と遺物
 (『田久松ヶ浦 - 福岡県宗像市田久所在遺跡の発掘調査報告 - 』宗像市教育委員会 (1999)より作成)

(福岡市市教育委員会ほか2005)のような有力集団墓の保有量に匹敵する。したがって、田久松ヶ浦遺跡に葬られた人々も有力集団であったといつてよい。

いっぽう久原遺跡Ⅱ区の墳墓群(第8図)は、小児用の甕棺5基と成人用土壙墓・木棺墓7基からなる。成人墓主体の田久松ヶ浦遺跡とは異なって小児墓を40%ほど含む点は、一見すると一般成員の墓地の様相である。しかし5基の小児用甕棺と6基の成人用土壙墓・木棺墓(SK1~3、5~7)が大きく見て一つのまとまりをなすのに対して、これらから約20mの距離を置いて大きく離れ、発掘区の最も南側に1基だけ存在するSK8は、この墳墓群で唯一、有柄式磨製石剣1点と磨製石鏃4点を保有する。したがって、SK8の被葬者はこの墓地に葬られた他の人々よりも優位に立ち、ここでも階層分解が認められる。

ただし、久原Ⅱ区の墳墓群は、全体として見た場合は、やはり一般構成員の様相であり、田久松ヶ浦の有力集団よりも階層的に下位にある。問題は、集落では東郷登り立が中心となるのに対して、墳墓の様相からは東郷登り立とは別の集落である田久松ヶ浦が、いまのところ階層的に最も優位にあることをどう理解するかである。時期的には田久松ヶ浦がわずかながら東郷登り立よりも先行するので、田久松ヶ浦から東郷登り立への中心地の移動が想定できる。田久松ヶ浦の墓群と同一の集落である田久立崎遺跡では同時期の環溝が確認されており(宗像市教育委員会2007)、環溝を持つ集落と持たない集落との間に格差があると考えられるから、東郷登り立でも環溝と同時期で副葬品を持つ墳墓群が確認された暁には、この想定が立証されよう。

こうした様相からすれば、この時期に宗像地域の社会ですでに一定の階層分化が起こっていたこととなる。注目されるのは、田久松ヶ浦や久原遺跡Ⅱ区の副葬品に有柄式磨製石剣・磨製石鏃・副葬小壺という朝鮮半島南部の中期無文土器文化直系の遺物がみられるだけでなく、田久松ヶ浦の墳墓にも、朝鮮半島南部の中期無文土器文化の石槨墓と直結する様相がみられる点である。今川遺跡で出土した遼寧式銅剣再加工の銅鏃・銅鏃や天河石製の小半月玉、太身の碧玉管玉など、集落でも朝鮮半島南部の中期無文土器文化と直結する遺物がみられる(津屋崎町教育委員会1981)ことは、こ

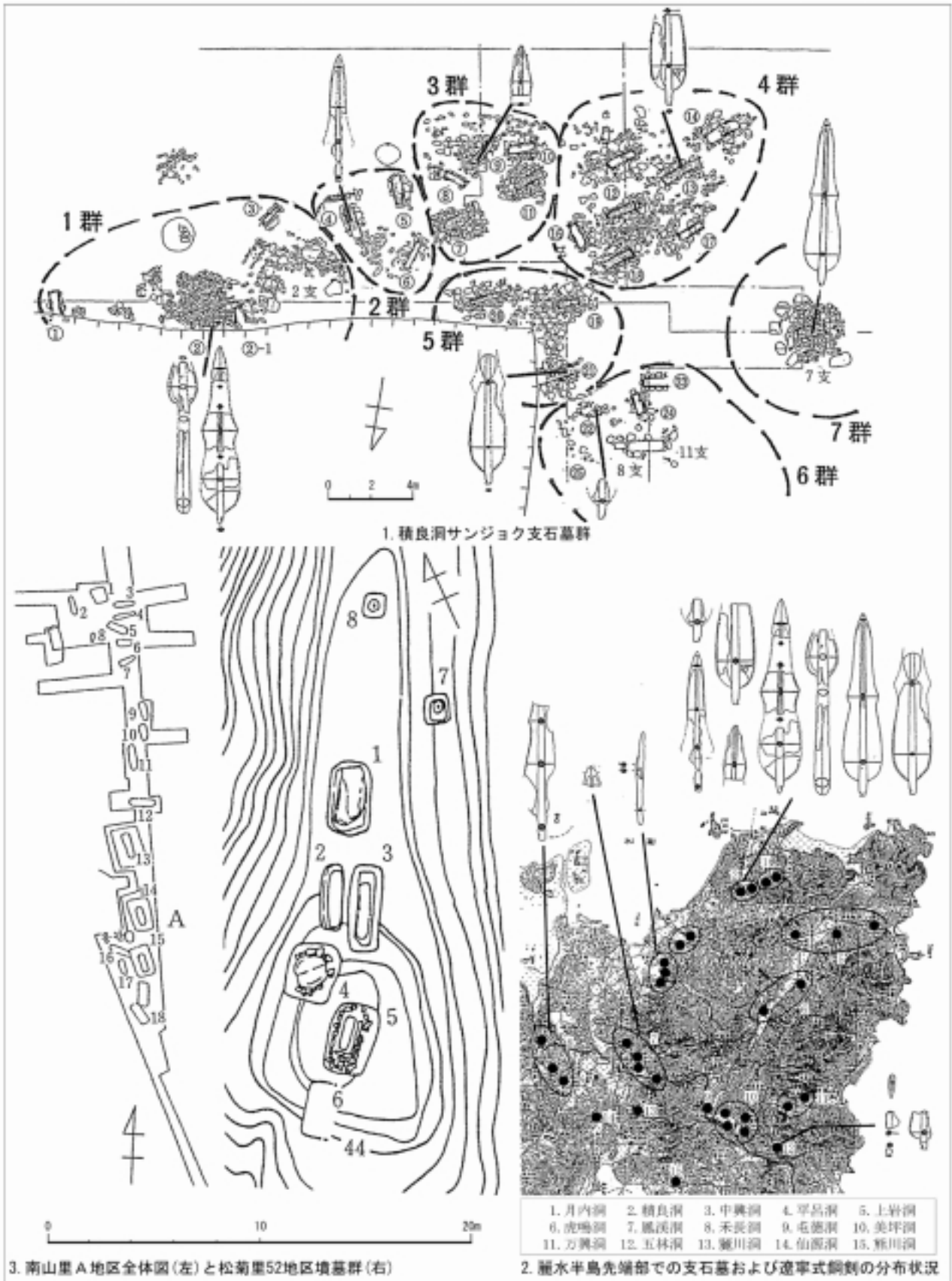
の時期の宗像地域に朝鮮半島南部中期無文土器文化の大波が来たことを物語る。

もちろんこの波は、弥生時代の幕を開けた早期初頭の中期前半(休岩里式)の無文土器文化よりも遅く、中期後半(松菊里式)の無文土器文化に属する第二波である。しかし、たとえ第二波であって、宗像地域への到達が直接的でなく間接的だったとしても、体系的に受容されたことが重要である。なぜなら、この時期に朝鮮半島南部ですでに一部の地域で大きな階層分解がみられ、国形成への道を本格的に歩み始めているからである。

c) 無文土器時代中期の朝鮮半島南部社会

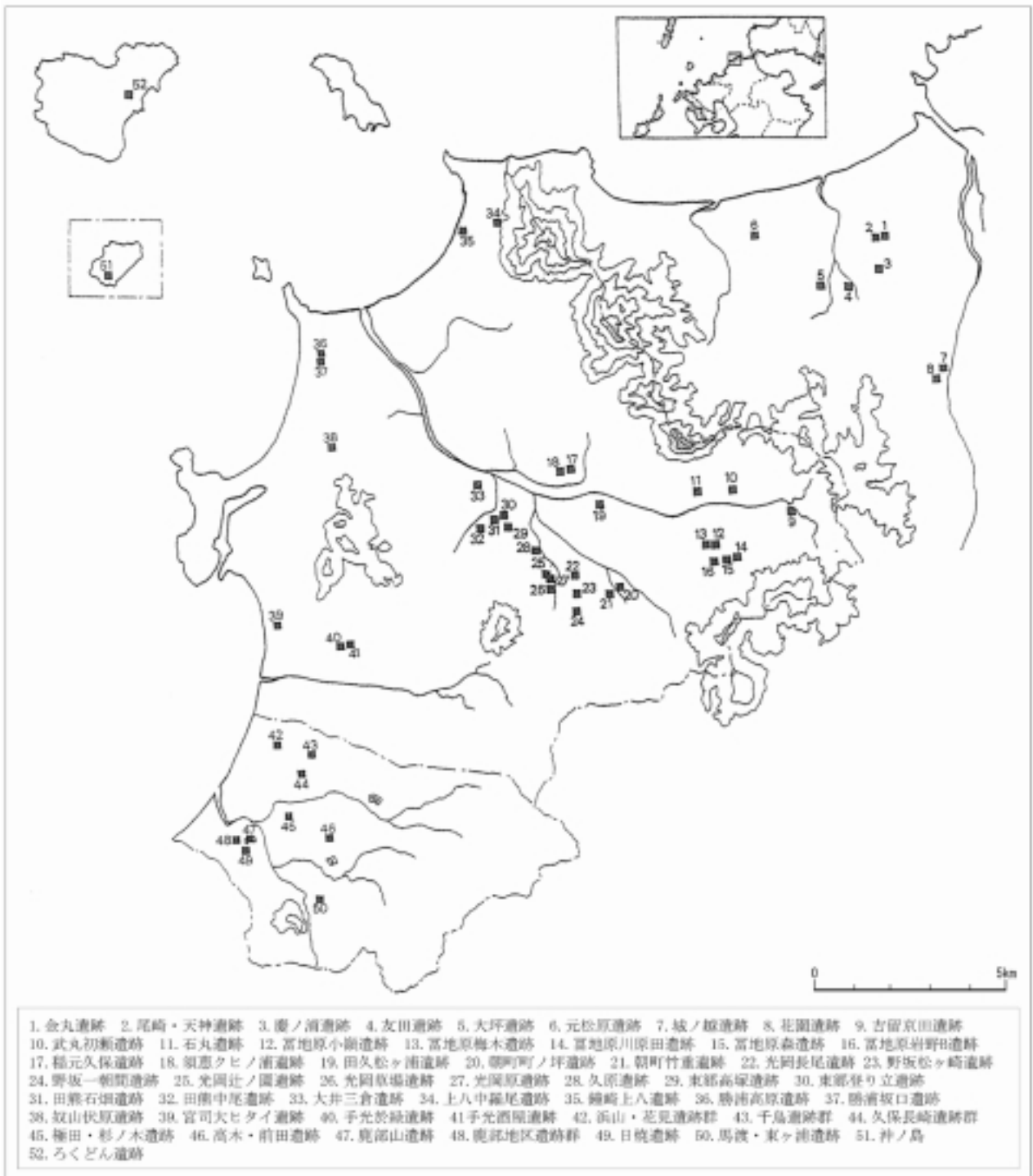
朝鮮半島南部の場合、まず、全羅南道の麗水半島では、麗水市積良洞サンジヨク遺跡(全南大学校博物館・麗川市1993)で、支石墓の上石14基(うち4基で主体部が確認され、残りは移動されたもの)と上石のない石槨墓・石棺墓26基が発掘された。注目されるのは青銅器の保有相である。ここは全体で7群に分かれ(第9図-1)、遼寧式銅剣・銅矛を保有する墓は、1~7の各群に1基ずつ存在する(7号支石墓と、2・4・9・13・21・22号墓)。いずれも遼寧式銅剣は1点で、2号墓だけがほかに遼寧式銅矛1点をあわせ持つ(全南大学校博物館・麗川市1993)。朝鮮半島の遼寧式銅剣は、その系譜をひいて後出する細形銅剣と同様に、日常生活遺構からは出土せず、多くは墳墓から出土して、ときには埋納遺構から出ることや、平壤市貞栢洞1号墓からは細形銅剣・銅戈に伴って「夫租叢君」銀印が出た(岡崎敬1968)から、首長層のための聖なる器物と考えられる。したがって、遼寧式銅剣を副葬する墳墓群は首長層の墓を含む。そして、積良洞サンジヨク遺跡の1~7の各墓群が保有する遼寧式銅剣は、いずれも1本だから、遺跡内部での墓群相互の関係は対等であったと見られる。しかし、麗水半島全体でみた場合(第9図-2)には、遼寧式銅剣は積良洞サンジヨク遺跡に集中し、鳳溪洞、五林洞、禾長洞、平呂洞等の遺跡では1~2本の遼寧式銅剣しか持たず、さらにその下には遼寧式銅剣を持たない多くの墳墓遺跡という三層構造が形成されている。したがって、麗水半島では無文土器時代中期にすでに積良洞サンジヨク遺跡の有力集団が中心となって国の形成が始まったことが分

① . 沖ノ島祭祀の成立前史



第9図 朝鮮の墳墓にみる階層構造

(武末作成)



第10図 弥生時代中期 遺跡分布図

(川口陽子原図)

かる(武末純一2002b)。

いっぽう、忠清南道松菊里遺跡(第9図-3)はこれよりもさらに展開した様相を示す。1974年に発見された遼寧式銅剣墓(1号墓)が位置する52地区は、その後の調査で明らかになった木柵で囲まれた囲郭集落(最小でも30ha、最大で61ha)のすぐ外側の突出する丘陵にある。1975年と1993年の調査で石棺墓3基(4・5・6号墓)、石蓋土壙墓2基(2・3号墓)、甕棺墓2基(8・9号墓)が発見され、全部で8基の墳墓で構成された首長層の墓域であることが分かった(金吉植1998)。

ここで注目されるのが、松菊里遺跡から直線距離で2.5kmほど離れた丘陵状にある南山里遺跡である(尹武炳1987)。ここでは1971年に石棺墓2基、土壙墓(石蓋を含む)2基、甕棺墓3基がA・B・C地区に分かれながらも密集した状態で発掘された。甕棺に使用された土器からみると松菊里遺跡52地区と南山里遺跡の墳墓は同時期にもかかわらず、南山里遺跡の副葬品に青銅器はない。墓と墓の間隔も松菊里遺跡のほうがゆったりと配置され、石棺墓や土壙墓のつくりも松菊里遺跡はすべて二段掘りなのに対して、南山里遺跡は24基中8基が二段掘りで、あとはすべて一段掘りであること、一段掘りおよび二段掘りの下段部分の大きさを比べても松菊里遺跡のほうが大きいから、すでに指摘されているように(金吉植1998)南山里遺跡は松菊里遺跡の一般成員の墓である。南山里遺跡のほうが小児墓・乳幼児墓の比率が高いことも、これを裏付ける⁶⁾。松菊里遺跡52地区に葬られた人々は、積良洞サンジョク地区の7群中の1群程度で、有力集団の中の一団がさらに析出された特定有力集団であり、麗水半島よりも階層分解が進んでいたことが分かる。

このような様相からみて、朝鮮半島南部の無文土器時代中期後半の波が体系的に及んだ宗像地域でも、弥生時代前期にすでに一定の階層分解があっても何ら不思議ではない。朝鮮半島南部の無文土器時代中期ほどではないが、田久松ヶ浦や久原Ⅱ区の墳墓群相互あるいは墳墓群の内部に見られた一定程度の階層分解⁷⁾が、次の段階の田熊石畑遺跡での青銅器副葬首長層墓群を準備したといえる。

(3) 田熊石畑遺跡の様相

田熊石畑遺跡は釣川中流域左岸の支流間に形成された独立台地(東西150m、南北300m、標高12m)上にあり、発掘調査区内の弥生時代の遺構には前期後半の環溝1条と中期前半の墳墓9基、中期を通じて営まれた貯蔵穴(円形土坑を含む)170基や円形竪穴住居6棟、溝状遺構がある(第11図-1)。

本稿で取り扱う墳墓群(第11図-2)は、方形ないし長方形をなすとみられる墓域の北東部分が発掘されたことになる。全体の大きさは確定できていないが、調査概報ではもとはあぜ道であった南側道路の鍵形屈曲に意味を求めるならば、この付近を南限と見て南北軸約15mの区画墓を想定できる。吉武高木遺跡などの例を勘案すると、全体では30基以上の木棺墓・土壙墓等が存在する可能性がある(宗像市教育委員会2009:p.35)という。確認された9基のうち発掘した6基は、すべて割竹形木棺墓である。いずれも青銅器を保有しており、特に、1号墓は5点、2号墓は4点、4号墓は3点の青銅器を集中保有する。しかもこれらの集中墓はすべて銅剣だけでなく銅戈をもち、さらに2・3号墓は銅矛も保有していること、いっぽう青銅器が1点のみ出た3・5・7号墓はいずれも銅剣であることからみて、銅剣が最下位、銅戈がその上位にあり、銅矛が最上位に位置するという、当時の人々の青銅武器に対する取り扱いの体系が存在したことも分かる。

また、遺構検出のみの3基のうち、5号墓は粘土の痕跡が明瞭な組合式木棺だが、他の2基は不明である。注目されるのは遺構検出のみのこの3基(5・8・9)について金属探知機を用いて青銅器の有無を調査したところ、いずれも反応があって青銅器を保有した可能性が高いことである。発掘した6基もすべて青銅武器を保有していたから、この墓群ではすべての墓が青銅器を保有していることになる。

重要なのは先述した空白部による集落のまとまりからすれば、田熊石畑遺跡だけで単独の集落となるのではなく、東郷登り立遺跡や東郷高塚遺跡・田熊中尾遺跡などととも東郷遺跡群という形で括られる範囲が一つの集落=村となる点である。しかも、この地域ではこれまで、これほど大量の青銅器を保有した集落はないため、ここがこの時期における盟主集落であった

と見られ、国の拠点集落の可能性が提起されるが、この点は北部九州全体の様相の中での位置づけが必要となる。

(4) 北部九州における国の成立

北部九州の弥生時代前期末から中期前半で重要なのは、小地域の拠点集落を傘下に従えて単位平野や盆地の盟主となる拠点集落が、この時期に一齐に出現する点である。これは、単位地域ごとの政治的なまとまり、つまり中国の史書にいう国が、この時期に一齐に形成され始めたことも意味する。

国の内部の村と村のあいだには上下関係ができ、村の中も有力な人々(首長層)と一般の人々(民衆)に分裂して、階層分化が進む。したがって単位地域の中での階層分化は、国の形成度に連動して、逆に国形成の目安になる。その手がかりはこの時期に出現する韓半島系の青銅器(多鈕細文鏡と細形の剣・矛・戈)の様相である。これらの青銅器は、朝鮮半島ではもっぱら一部人々の墳墓に供えられた。すでに述べたように、平壤市貞栢洞1号墓で「夫租叢君」銀印に細形の銅剣・銅矛が共伴するとともに、これらの青銅器は日常生活遺構では出ず、日ごろは丁重に管理されて、首長層の墓に副葬されるべき聖なる器物であった。この取扱いは北部九州でもそっくり再現されたから、これらが副葬された北部九州の墓は首長層墓である。

福岡市の早良平野(第11図-3)では、前期末~中期前半の朝鮮半島系青銅器は圧倒的に吉武遺跡(福岡市1995)に集中し(多鈕細文鏡1、細形の銅矛3、銅戈4、銅剣14)、そのほかの拠点集落(東入部、飯倉、有田、野方など)では、原則として剣または戈が1~2本である(下條1989)。したがって吉武遺跡は他の集落の上に立って早良平野をまとめた盟主的な村で、その下に、その他の拠点集落 周辺小集落という序列ができる。集落の規模でも、吉武遺跡の日常生活領域が10万 m^2 を超えるのに対して、東入部遺跡は2万 m^2 である。

北部九州では前期末~中期前半に唐津平野(末廬国)の佐賀県唐津市宇木汲田遺跡、福岡平野(奴国)の福岡市板付遺跡、壱岐島(一支国)の壱岐市原の辻遺跡、あるいは佐賀平野東部の佐賀県吉野ヶ里遺跡と、まるで

細胞の核のように、各単位地域に一つずつ韓半島系青銅器を集中してもつ村があり、墳丘墓や区画墓とも結びつく。

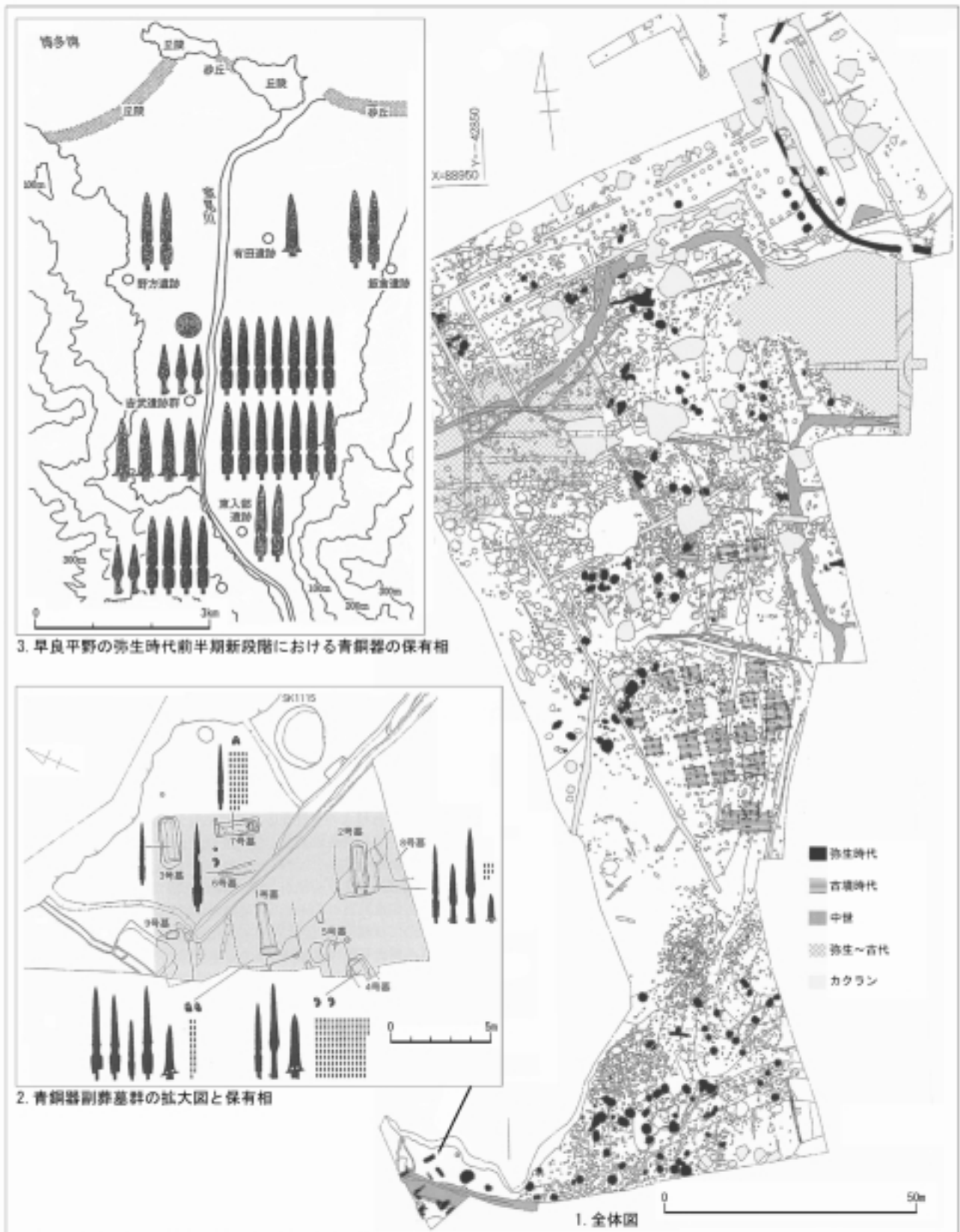
有名な吉野ヶ里遺跡では前期前半に丘陵の南部3万 m^2 を環溝が囲む。前期末には丘陵の各所に数棟の住居と貯蔵穴からなる小規模な単位集団が広がり、中期前半には、丘陵の南側20万 m^2 を囲んで、散在していた居住区がこの中に集まる(七田忠昭2005)。原の辻遺跡でも中期前半に2条の環溝が台地の裾を楕円形にめぐり、その中は約24万 m^2 である(長崎県教育委員会2005)。こうした巨大化も国形成の一環である。この時期の環溝はまだ全体を囲う円形が基本で、地形に沿って曲走する場合もある。このように、国の中心集落は、この時期に巨大化した。

こうした国の中心集落の大きさや朝鮮半島系青銅器の保有相は大同小異だから、相互に実力の差がなかったとみられる。『漢書』地理志が伝える百余国体制(多くの国々が林立する状況)はこの時期までさか上る。

国の中の階層差は拠点集落内部の大型建物にもあらわれる。吉武遺跡では高木地区に、中期初頭にできて何度も建て替えられ、中期後半の廃絶時には床面積115.2 m^2 の超大型墓前建物が建つ。いっぽう、その傘下の東入部遺跡の大型建物は床面積50 m^2 ほどで、質量ともに吉武遺跡に及ばない。柚比遺跡本村地区でも中期前半代に細形銅剣7点を集中的に持つ墓群の前には、時期は中期後半以降で何度も建て替えられ、最大床面積が167 m^2 にもなる超大型墓前建物がある。

こうした北部九州の全体的な様相を参考にすれば、大型建物はまだ不明だが、宗像地域でも田熊石畑遺跡に弥生前半期新段階の青銅器が集中し、周辺の拠点集落では久原遺跡や朝町竹重遺跡などで少数の青銅器を保有することが注目される。また、東郷遺跡群内でも東郷高塚地区や田熊中尾地区で細形青銅武器が少数知られ、東郷遺跡群内部での階層分解をうかがわせる。東郷高塚例や朝町竹重例は田熊石畑例より先行し、中期前半の集中副葬の下地をつくったと考えられるが、久原例などは同時期とみられるから、早良平野と同様な構造ができる。この地域にも早良平野よりやや遅れてではあるが、国が形成されはじめたのである。ただしこの時期の北部九州の首長層墓の青銅武器は、多く

① . 沖ノ島祭祀の成立前史



第11図 田熊石畑遺跡遺構配置図(1/1000)と早良平野の様相
 (1・2:『概報 田熊石畑遺跡 - 福岡県宗像市田熊所在遺跡の発掘調査概要 - 』宗像市教育委員会(2009)より作成、3:『古代史復元』下條信行(1989)を改変)

が細形で大部分が甕棺から出土し、1棺1点が原則で青銅器副葬墓相互の墓地内部での格差はあまりなく、青銅器をもたない墓も含まれる場合が多いのに対して、次のような相違点もみられる。

- 1) 細形よりも長大化した中細形銅剣が含まれる。
- 2) 甕棺でなく木棺で、しかも割竹形が多い。
- 3) 先述のようにすべて青銅器を保有し、集中副葬例(1・2・4号)も多い。

1)は時期が中期前半で、北部九州のこの時期でも新しいため、多くは国産品とみられる。2)はこの地域が大型成人甕棺墓地帯から外れるためだが、実は吉武高木地区でも割竹形木棺への副葬例が4基ある。江辻遺跡第5地点では弥生早期～前期初に割竹形木棺例が知られており、これらの系譜関係等は今後の検討にゆだねたい。3)がもっとも重要で、集中副葬例が1基しかない吉武高木地区や、全くない同時期の柚比本村地区よりも発展した様相を示し、次の中期後半の王墓との間を埋める段階が、これで明確に設定できる。そして宗像地域にも国の首長層があらわれたことを明確に示しているといえよう。田熊石畑青銅器副葬墓群では、これまでのところ、すべての墓で青銅器を保有しているから、有力集団からさらに展開した特定有力集団の様相を示すと考えたい。

そうした首長層の大きな任務の一つに、対外交渉の統轄があったが、それに関連する資料として、一つには(伝)沖ノ島出土細形銅矛がある。

3.(伝)沖ノ島出土の細形銅矛

(1) 細形銅矛の特徴

沖ノ島で採集されたと伝える銅矛(第12図-1)は、第3次調査の報告書で、阿久井長則・佐田茂によって報告された(阿久井長則・佐田茂1979:p.51。以下、報文)。その記述によれば、この銅矛は昭和43年当時、山形県鶴岡市の致道博物館に寄託・陳列されており、山形県飽海郡平田町飛鳥在住の長谷部広治氏が第二次世界大戦中に兵隊として沖ノ島に駐屯し、軍用道路をつくった際に出土したものを持ち帰ったという。報文では「多数の鉄製品といっしょに採集した」という聞き取りの結果を記すとともに、「今回の調査では、指摘

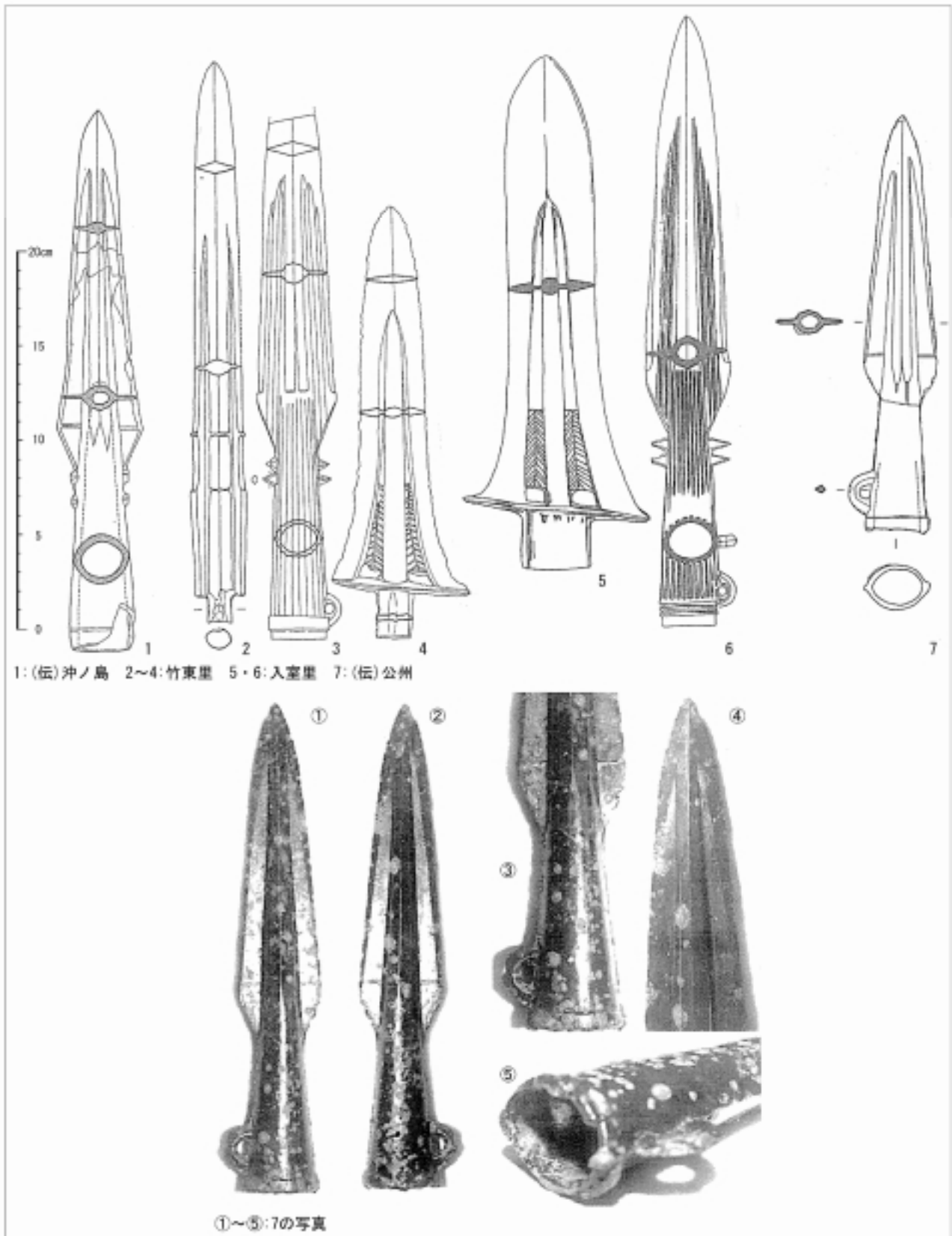
をうけた地点を中心に丹念に見てまわったが、遺構らしきものはもちろん、その存在の可能性すら確認できなかった」という調査結果も記す。この銅矛が出た地点は、「旧兵舎跡と旧社務所のほぼ中間あたりとのこと」であるという。

この銅矛は鋒部付近で二つに折れており、直接は接合しないが、復元で全長は28.7cm、関幅4.5cmといい、全体の形状からも細形銅矛である。袋口付近は一部破損しているため、環耳の存在は不明である。この細形銅矛の図面は、ほかに宗像市史でも公表されている(宗像市史編纂委員会1997:p.646 第81図-5)が、報文の図面とは異なって裏面が図示され、袋口部付近に節帯の表現はない。写真が提示されず判断に苦しむ⁹⁾が、後述の理由から節帯を持つと推定されるため、ここでは報文の図面によって記述する。

この細形銅矛の大きな特徴は、袋部の付け根、つまり袋部と矛身部との境界付近に左右各2個の棘(突起)を持つ点にある。4個ともすべて棘の先端を欠失するため、報文では環とするが、図示した韓国の慶尚北道月城郡入室里遺跡(梅原末治・藤田亮策・小泉顕夫1925)および(伝)慶尚北道月城郡竹東里遺跡(国立慶州博物館1987)の細形銅矛には、いずれも(伝)沖ノ島出土細形銅矛と同じ位置に左右2個ずつ棘を持つ。袋口部付近に入室里例(第12図-6)は3条節帯、竹東里例(第12図-3)は1条節帯を持ち、形は異なるが、いずれも節帯を持つことには変わりはなく、したがって(伝)沖ノ島出土細形銅矛もまた節帯を持つと判断される。

入室里例と竹東里例はともに有文の細形銅戈(第12図-4・5)を伴う。朝鮮半島で細形銅剣に細形銅戈や細形銅矛が加わる段階(筆者の3期古段階¹⁰⁾)には後期前半の円形粘土帯甕を指標とする水石里式土器が伴い、細形銅戈は無文で、細形銅矛は短小である。次の3期新段階になると後期後半の三角形粘土帯土器甕を指標とする勒島式土器が伴い、細形銅戈は有文で関に対する内の大きさが小さくなり、細形銅矛は長鋒化する。入室里と竹東里の細形銅戈も、全体的に見て、3期新段階に属する。北部九州では弥生時代前期末～中期初頭の細形銅戈は無文が大半で、中期前半(須玖I式期)になると有文銅戈一色となる点や、無文土器と弥生土器の併行関係から考えても、入室里例と竹東里

① . 沖ノ島祭祀の成立前史



第12図 (伝)沖ノ島出土銅矛と関連資料

(1 : 『宗像沖ノ島 本文』阿久井長則・佐田茂(1979) 2 ~ 4 : 『菊隠李養擲蒐集文化財』国立慶州博物館(1987) 5・6 : 『南朝鮮に於ける漢代の遺跡』梅原末治・藤田亮策・小泉顕夫(1925) 7 : 武末作成・撮影)

例は須玖Ⅰ式期に併行する。

ところで、同じ一条節帯で(伝)沖ノ島例との比較が可能な竹東里例(3)は、節帯の幅が上面で6.5~7.5mm、下部では10mmほどである。いっぽう(伝)沖ノ島例は、袋端部までを節帯とすると、上面は10mmほどで、やや広くなる。しかし、竹東里例の節帯は袋端部からすぐには始まらず、3.5~4mmほどの間隔をおく。こうした目で見ると、(伝)沖ノ島例も報文の図面では袋端部付近がずばまっております、左側縁でみると節帯は袋端部から3mmほど離れて始まりそうである。そうすると節帯の上面での幅は7mmほどになり、竹東里例とほぼ同じ数値となる。

また、入室里例と竹東里例がともに、身と袋部に縦方向の多条突線を持つのに対して、(伝)沖ノ島例にはそうした多条突線はなく、その代り関の部分に左右一条ずつ、幅1~1.5mmで横方向の隆線(突線)を入れる点特徴的である。この突線も市史の図面にはないが、信頼性が高いのは報文のほうだから、やはり存在したと見られる。

韓国の細形銅矛でこうした突線を持つ例には、崇実大学校博物館が所蔵する(伝)公州出土の細形銅矛(第12図-7)がある(金廷鶴編1972)。この細形銅矛は全長22.1cm、関幅3.9cmで、(伝)沖ノ島例よりも一回り小さく、細身である。環耳も節帯にはかからず、(伝)沖ノ島例よりも先行すると見られる。突線は関部から3mmほど上方にあるのに対して、(伝)沖ノ島例はほぼ関部にある点も時期的な差異ではないかと見られる。朝鮮半島では、環耳を持つ銅矛は目釘穴だけの銅矛よりも新しく、量も少ないが、(伝)公州例は節帯の上面幅が5mmほどで、東亜大学校が所蔵する(伝)永川例(沈奉謹・鄭聖喜1982)と近い時期が考えられ、筆者の3期古段階後半(水石里式期の最末期)に相当すると見られる。なお、この銅矛は袋口端部の片方に若干の反転部分がみられ、幅木部分の湯道(武末純一2001)は、中子2条溝であったと見られる。

これらの点を勘案すると、(伝)沖ノ島例は(伝)公州例よりも1時期遅れ、入室里例や竹東里例とほぼ同時期で、須玖Ⅰ式期が中心年代と見られる。

問題は(伝)沖ノ島例が副葬品なのか、それとも祭祀埋納品なのかである。すでに述べたように、北部

九州ではこれらの細形青銅武器類は、日常の生活遺構からは出ず、首長層の墳墓の副葬するための聖なる器物であった。首長層は早良平野の様相からも分かるように、拠点集落で成長したことが明らかだが、沖ノ島にはそうした拠点集落は存在しないし、弥生時代の確実な墳墓も確認されていない。社務所前遺跡では縄文土器・弥生土器・土師器等の破片が発掘されたり採集されたりしたが、住居跡などの遺構はない。したがって、(伝)沖ノ島出土細形銅矛は、日常生活遺構への廃棄品ではもちろんないし、墳墓の副葬品とも考え難いから、祭祀埋納品の可能性が高いこととなる。

朝鮮系細形青銅武器は、北部九州ではこれまで墳墓への副葬例しか知られていないが、朝鮮半島では近年になっていくつもの確実な埋納例が知られ、比較検討が可能になっている。

(2) 韓国・架浦洞遺跡の埋納青銅器

朝鮮半島の確実な青銅武器埋納例は、全羅北道完州郡上林里遺跡で知られた。これは丘の南斜面に朝鮮製と見られる中国式銅剣が26本、鋒を東に向けて束ねられたような状態で整然と水平で東西方向に置かれていた(全榮來1976)。

その後、金鍾徹氏は慶尚北道礼田洞や草田面(これまで(伝)尚州あるいは(伝)茂朱とされてきた)の遼寧式銅剣、慶尚南道白雲里の細形銅剣・細形銅矛・銅鉞を埋納例にあげた(金鍾徹1987)。

礼田洞の遼寧式銅剣2点はヨンジョン部落裏山の傾斜面にある幅10m、長さ20mの広さに積み重なった自然の石積から発見された。いっぽう、(伝)尚州あるいは(伝)茂朱と伝える湖巖美術館所蔵の遼寧式銅剣2点(金元龍1974)は崇実大学校博物館(1987年当時は崇実大学校博物館)の遼寧式銅剣と共伴したとされる。金鍾徹氏が記述した安春培氏の教示によると、その正確な出土地は慶尚北道星州郡草田面で、山麓の自然の石積から出土したという(金鍾徹1987: p. 392)。白雲里例は、智異山山麓の礫塊の中に積み重なっており、セマウル運動での道路作業中に発見された。周囲には支石墓などの先史時代の遺跡が分布する。原報告者の沈奉謹氏は、「本来、礫中に板石で作った石棺があったのが後に破壊された可能性があった。なぜかといえば、

散らばった板石片が石棺材として充分であると予想されたためである。しかし断言はしがたい(沈奉謹1981 訳文 : p.139)とする。したがって本稿では白雲里例は保留し、礼田洞例と草田面例を埋納例として扱う。細形銅剣に先立つ遼寧式銅剣の時期から青銅武器の埋納祭祀が実修されていたことがわかる。しかもこれらの埋納祭祀の地点は、人里離れた山の斜面であるから、対象とした範囲は集落内で完結するのではなく、集落あるいは村を越えた範囲、埋納地点から一望できる範囲を対象とした小地域や国の祭祀であったと見られる。

いずれにせよ、朝鮮半島では弥生時代前期末以前にすでに、一つの村を越えた範囲を対象とする青銅武器の埋納祭祀が存在した¹¹⁾。これも遼寧式銅剣段階にすでに首長層がかなり成長していたことを裏付ける資料となる。

細形の銅剣・銅矛・銅戈がそろった時期、すなわち武末編年の3期の確実な埋納例としては、1998年に出土した慶尚南道馬山市架浦洞遺跡¹²⁾があり、その内容を報告する中で李相吉氏は3期以降に属する青銅器例を見直し、いくつかの墳墓副葬例などを埋納例にあらためた(李相吉2000、慶南大学校博物館2006)。

同じころ、後藤直氏も朝鮮半島の青銅器埋納例を扱っている(後藤直2000)。その後、細形銅剣の集落内埋納例も、慶尚南道陝川郡盈倉里遺跡で知られた(金賢植2000、(社)慶南考古学研究所2002a)。また最近では宮里修氏が1期でも古い段階に属する遼寧式銅矛の住居内での埋納例など、最新の資料を含めて朝鮮半島の青銅器埋納例を網羅的に集成している(宮里修2010)。

こうした朝鮮半島の青銅器埋納例の中で沖ノ島例ともっとも対比できる例は、架浦洞遺跡の埋納青銅器である。

架浦洞遺跡の埋納青銅器は、慶南大学校の敷地を体育公園に造成するための工事で人夫達によって発見され、細形銅剣1点、細形銅矛1点、細形銅戈1点、銅鉞1点からなる(第13図下)が、銅鉞は行方不明である。

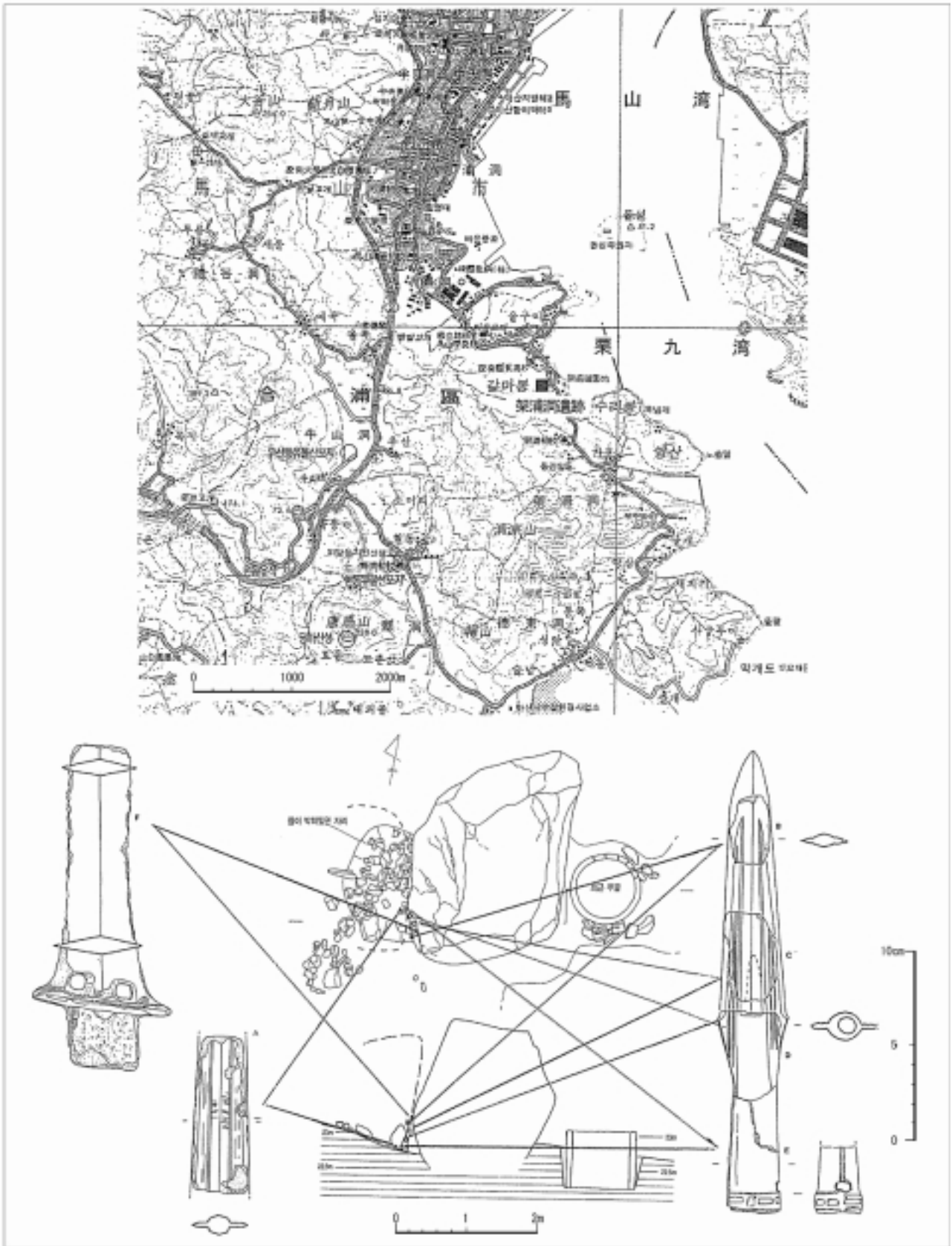
遺跡は、馬山湾の入り口である栗九湾の西側にあるカルマ(鷗)嶺(海拔200m)東側の急斜面、海拔23メートルの地点に位置する(第13図上)。この斜面は25度ほどの急傾斜をなし、あちこちに頂上から崩落した岩塊が位置する。報告書(慶南大学校博物館2006)では青銅

器出土地点について、「人夫達の伝言によれば、高さ2m厚さ2mの岩2個が触れ合い、これらの岩の下の部分は山から流れ落ちた土に覆われていたという。まず西側の岩を取り除き、2個の岩の間に挟まった土を除去する中で、残っていた東側の岩の西側の面下段で細形銅戈と細形銅矛鋒部片が露出した。西側の岩はすでに除去されていたが、東側の岩とその周辺は原状がそのまま維持されていたから、こうした状態で遺構確認を実施することとなった。初めはこの岩が支石墓の上石の可能性を考慮して、支石墓を調査するのと同じの方法で調査を進行した。

まず、岩の周辺に十字に畔を残して、周辺の腐植土を除去して地山面を確認しながら遺構を探していった。地山は岩盤が風化したもので、黄色のマサ土の上に黒紫色風化土が丘陵の傾斜方向に沿って堆積していた。上層の土はこの谷に沿って流れた水と有機物によって黒く変色していた。

最初に除去された西側の岩がさしこまれていた場所は、不定形の竪穴のように見えたが、この竪穴は人為的に埋められたものではなかった。岩の下部は地山にそのまま食い込んでいた。その下には何の施設や遺構も確認されなかった。すなわち、自然的に上から崩れ落ちてきた岩が地山層とその上部の腐植土層に一定の深さで食い込んでいる状態で、不定形の竪穴のように見られる穴は、岩の周辺の土が、木の根などによって腐植しながら形成されたものと判断された。よって、この岩は支石墓の上石ではないのはもちろん、人為的に動かされたり配置されたりしたものではなく、自然状態そのままの姿であった。

西側の岩が取り去られた穴に詰まった土を除去すると同時に、現存する東側の岩の西側下部、二つの岩が触れ合いながら生じた隙間を露出させた結果、追加で銅剣片1点と銅矛片3点が出土した。遺物が出土した地点はすべて二つの岩の隙間で、遺物はそれぞれの位置やレベルを異にしていた。すなわち、銅剣片は西側の岩が食い込んでいた床面と同じ深さから、そして3点の銅矛片は岩の隙間に形成された空間に充填した土の中からそれぞれ10~15cm程度のレベル差を置いて出土したものである。こうした点からみて、青銅器はもととその場所にあった岩の隙間にさし込まれたもの



第13図 架浦洞遺跡の位置(上)と埋納青銅器の出土状態(下)

(『馬山架浦洞青銅器埋納遺跡』慶南大学校博物館(2006)より作成)

で、とくに銅矛の場合、当時すでに切断された4片を順番に差し入れることで、そのレベルがそれぞれ異なったものと判断された。合わせて、西側の岩があった縁で、鍬の刃と見られる打製土掘り具1点が収集され、周囲の所々で無文土器片と木炭片も出土した。現存する岩の東側の低所には、最近まで使用された井戸があり、その周囲には三国時代土器片と磁器片、銅銭をはじめとする現代の遺物と木炭片が散らばっていた。

調査結果、この岩は人為的な施設物ではない自然岩塊と判断され、そのほかに特別な遺構の痕跡は確認されなかった。結局これらの青銅器は副葬されたものではなく、山斜面の岩の隙間にさし入れたもので、これは何らかの特別な目的のために青銅器を埋納したものと判断された。」と記述されている。

銅矛は、節帯の6個の長方形凹文が特色で、似たような凹文は、双頭管状銅器が伴ったという慶尚南道泗川市馬島洞出土銅矛(沈奉謹・鄭聖喜1982)にあるが、武末の4期に属する馬島洞例は正方形凹文で凹文と凹文の間隔もせまく、架浦洞例が先行すると見られる。

銅戈は「無血溝銅戈」で樋がなく、丸い穿が特色である。梨花女子大学校博物館所蔵の同様な銅戈を検討した李健茂氏は、内が大きく厚いことなどから、忠清南道素素里や合松里、全羅南道草浦里遺跡出土品などと同時期と考えた(李健茂2000)。武末の編年では3期古段階である。銅矛との同時性を考慮すると、架浦洞遺跡に青銅器が埋納された時期自体は3期新段階(弥生時代中期前半併行)が中心年代で、(伝)沖ノ島例ともほぼ同じ年代と考える。

架浦洞遺跡での青銅器埋納の目的は、馬山湾に臨む急斜面上にあることや、付近に集落跡がないことを勘案すれば、海上交通の安全を祈願した祭祀の蓋然性が高かったと見られる。大きな岩と関わりを持って埋納された点も重要である。こう考えれば、(伝)沖ノ島出土細形銅矛も、周囲に巨岩があり、絶海の孤島で捧げられたから、架浦洞例と同様に、航海安全祭祀に用いられたと見られる。すなわち、地域的な対外交渉祭祀の沖ノ島での実修と、沖ノ島に対する地域的な信仰の存在を示すといえる。

(3) 弥生時代前半期新段階の朝鮮半島と北部九州の交渉

それでは、(伝)沖ノ島出土細形銅矛の所属する時期であり、田熊石畑遺跡の青銅器副葬墓群のでもある弥生時代前半期新段階、特に須玖I式期の北部九州と朝鮮半島南部の交流の様相はどうだったのか。

前期末から中期前半の大きな特色に、朝鮮半島南部の後期無文土器人の集住がある。ほとんどが北部九州で、限られた村のしかも一角を占めるだけだが、弥生土器のつくりとはまったく異なる後期無文土器とその系譜の土器が多量に出る。最近では中部九州や、山口県域まで広がった(片岡2008)。

この後期無文土器は口縁部に粘土紐を貼りつける甕が指標で、前半の断面円形の甕(水石里式)と、後半の三角形の甕(勒島式)に細分される。福岡市諸岡遺跡では1974年の調査で、弥生時代前期末の土坑18基のうち12基から、合計で50個体をこえる水石里式の無文土器が出た(福岡市1975)。これらは搬入品または忠実再現品である。この地区の弥生土器は30点ほどで、無文土器の器種がそろい、しかも煮炊き用の甕が多数を占め、焼土がでた土坑もあるから、ここは渡来無文土器人が主体となる集団の居住区とみてよい。ただし、弥生土器の要素が入って変容した擬無文土器はなく、単一の時期で石器もほとんど無いから、一時的な居住とみられる。この時期の拠点集落である板付遺跡の周縁にあり、弥生人と近接し交流しながらも同化はしない、あるいは長く定住する際の初期で終わったといえる。こうしたありかたを諸岡型と呼べば、このタイプにはほかに、福岡県小郡市三国丘陵の遺跡群(横隈鍋倉遺跡、三国の鼻遺跡、横隈山遺跡など)がある(片岡1999)。

いっぽう佐賀県土生遺跡(片岡1999)では前期末～中期前半の弥生土器とともに、少量の水石里式無文土器と多くの擬無文土器が出た。主要な器種がそろって甕が多く、前期末～中期初頭の古段階と、中期初頭～前半の新段階に分かれる。古段階の擬無文土器は無文土器の特徴がよく残るが、新段階では弥生土器の要素がかなり入り、無文土器の要素はわずかになっていく。これは、無文土器人がこの地に長く居住し、地域社会に深く入り込みながら同化する過程を示す。こうした様相を土生型と呼ぶと、ほかに原の辻遺跡(長崎県2005)、佐賀市鍋島本村南遺跡(佐賀市1991)、熊本市

護藤遺跡群(熊本市史1996)などがある。諸岡型が長期定住した場合でもある。

原の辻遺跡の擬無文土器は、水石里式系のほかに勒島式系も多く、無文土器もかなりある。出土地点は台地北西側の縁辺部で、環溝の外にあたり、環溝内の中心部ではない。付近には中期前半に造営の船着場(長崎県2007)もあるため、これら朝鮮系無文土器の時期である前期末～中期には無文土器人が継続的に渡来・居住して、集落の中心部には入らずに周縁から中心を制御するように、港の建設を指導し国の交易に参画したとみられる。

またこの時期からは、朝鮮半島南部でも釜山市萊城遺跡(釜山直轄市立博物館1990)や慶尚南道泗川市勒島遺跡(武末純一2008a)、金海市龜山洞遺跡(慶南考古学研究所2010a)などで、中期を主体とする弥生土器や擬弥生土器がまとまって出土し、倭人の移動を示す。

萊城遺跡の弥生系土器は、中期初頭～前半の搬入ないし忠実再現品で、発掘面積が狭いためか同時期の土器の九割を占めてしかも甕が主体だから、これらを使って炊事をする倭人集団の短期居住区であろう。

いっぽう勒島遺跡は島全体から大量の弥生系土器が出土し、弥生人集団の移住とその変容過程や当時の日韓交流を考える上で重要な位置を占める。これまで中期初頭から前半の土器が主体とされたが、近年の発掘では中期後半の土器も多い。弥生系土器自体の上限は弥生前期末、下限は後期前半で(武末 2008a)、弥生中期前半併行期までを勒島Ⅰ期、中期後半～後期前半併行期を勒島Ⅱ期とする。ここの弥生系土器は全体の一割未満だが、擬弥生土器もあり、弥生人集団の長期移住を示す。擬弥生土器には、一部に無文土器の要素がみられるa類からほとんど無文土器化したb類まであるが、ほかに無文土器の中に弥生土器の要素を一部取り込んだ土器(これを仮に擬無文土器と呼んでおく)もある。この擬無文土器は無文土器人からの対応という面が強い。これらの事象は、弥生人と無文土器人の密接な交流を物語る。

これら弥生系土器の故地は当然、北部九州系、それも遠賀川以西地域系の土器が多いが、勒島Ⅰ期には周防・長門地域に特徴的な内折口縁壺があり、ほかにも西瀬戸内地域、遠賀川以東地域や筑後・肥後地域の系

統の土器がある。したがって、北部九州の玄界灘沿岸地域だけでなく、遠賀川以東地域や西瀬戸内地域、肥後地域を含めて、勒島との交流がすすめられた。さらに金海龜山洞遺跡では城ノ越～須玖Ⅰ式の弥生系土器が主体の集落があり、勒島を含むいくつかの交流拠点(結節点)が、朝鮮の南海岸部にあった(武末純一2010)。

また勒島遺跡では、朝鮮在来の漁具のほかに、北部九州系の漁具(潜水漁用の鯨骨製および鹿角製のアワビおこし(第14図)、外海用の西北九州型結合式釣針)が一定量みられる。勒島Ⅰ期とⅡ期への振分けが不十分だが、北部九州のアワビおこしがすべて鯨骨製なのに対して、勒島では鹿角製が多数を占めて材質転換が起こる。しかも、北部九州でしかみられない基部側縁に突起をもつ形態が鹿角で再現・模倣されるから、勒島に渡来した弥生人の中には九州北部の漁民(倭の水人)が相当数含まれ、文化変容をもたらすほど永く居住した(武末純一2008c)。

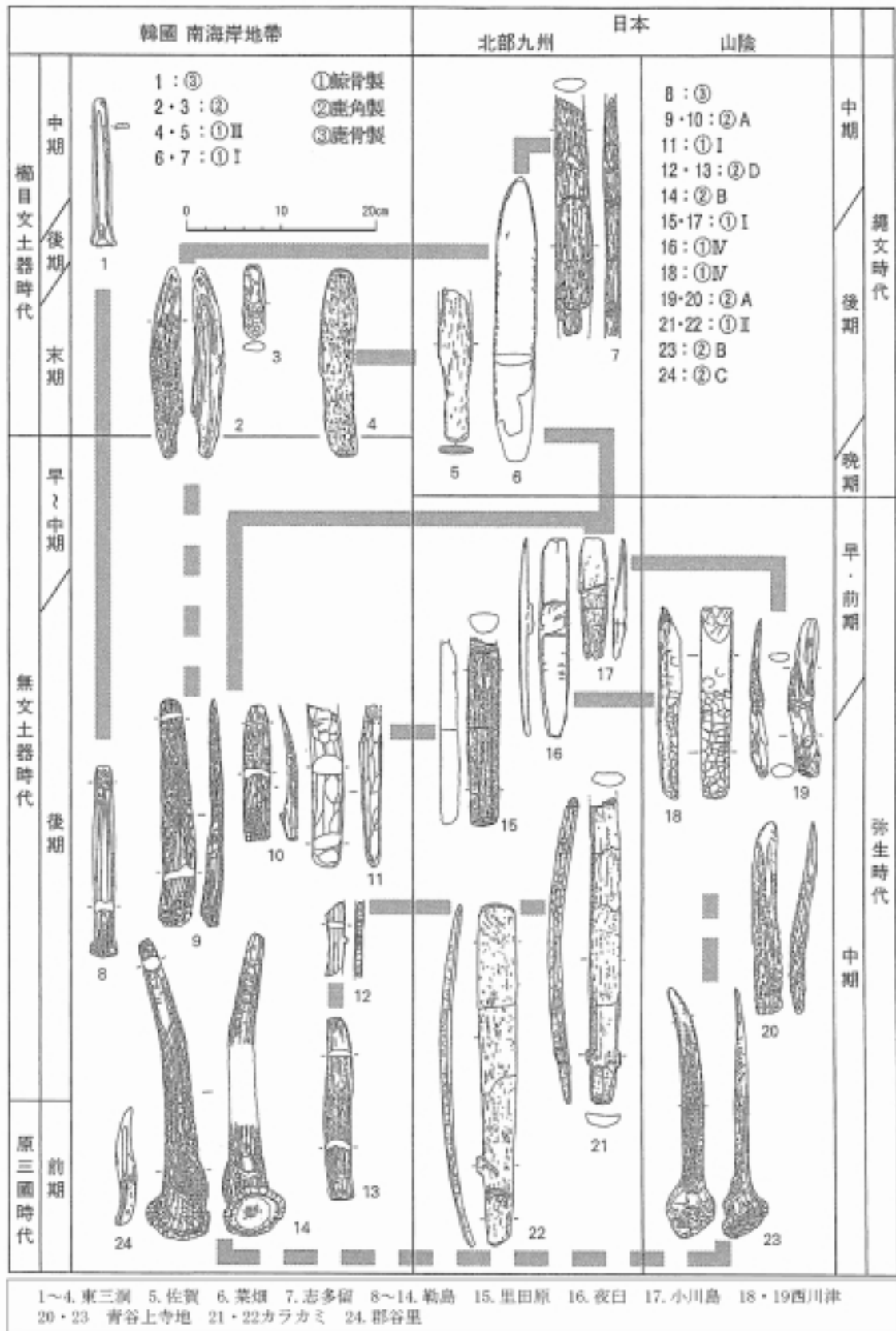
龜山洞遺跡は南北に長く伸びる慶雲山南側の崩積斜面にある。無文土器時代後期の中心地と見られる金海会峴里遺跡一帯よりも西北側の周辺部に当たる。

発掘区はA1・A2・B・C区域に分かれ、無文土器時代の遺構には住居跡、竪穴、高床建物、墳墓がある。無文土器時代後期の遺構はA2区域3号住居跡以外はすべてA1区域に集中し、残りは無文土器時代中期に属する。A1・A2区域の無文土器時代遺構のうち弥生系土器出土遺構はA1区域だけから出土した(第15図)。これらの弥生土器は北部九州系に限られる。重要なのは弥生系土器が出た遺構では、後期無文土器よりも弥生系土器が多くて、大体7割前後を占める。

遺構は西側の力群と東側のナ群に分かれ、力群が弥生時代前期末から中期初頭、ナ群は中期初頭から前半が主体だから、力群からナ群への移動が考えられる¹³⁾。そして、力群・ナ群ともに弥生系土器を複数出す遺構がまとまり、そのまわりを弥生系土器が1点または全く出ない遺構が取り囲む。これらの弥生系土器には後期無文土器が伴い、おおむね勒島式土器の時期の様相を示すとともに、弥生土器の要素を一部もつ擬無文土器もある。また逆に勒島式土器の要素を一部持つ擬弥生土器も見られる。

こうした特色からみて、渡来した弥生人集団やその

① . 沖ノ島祭祀の成立前史



第14図 日韓アビおこしの展開図試案
 (『九州と東アジアの考古学 - 九州大学考古学研究室50周年記念論文集 - 』武末純一(2008)を改変)

子孫達は、この村の中の一部に集住しながらも、無文土器人と一緒に住み、力群からナ群へ重心を移したと見られる。また、(最初は弥生土器が多くて、時期が新しくなるにつれて擬弥生土器が多くなる)というパターンではなく、新しい時期にむしろ弥生土器が多くなることは、弥生人の渡来が一回限りのものではなく、何度となく渡来が繰り返されたことを物語る。

A1区域では、無文土器時代後期に属する双合范鑄造鉄斧の破片や略完形品、あるいは地金の可能性が提起された破片などが出ている。弥生時代の前期末から中期前半にかけて、こうした双合范鑄造鉄斧の破片が北部九州で出土するのはよく知られた事実である¹⁴⁾。弥生人が渡来した目的が、鉄器やその原料、あるいは製作技術の獲得にあったことが分かる。

このように弥生中期前半には、北部九州沿岸部の「倭の水人」が当時の対外交流に大きな役割を果たしており、その範囲は靉島遺跡の弥生系土器からみて、西瀬戸内から中部九州にまで及ぶ。それらの人々の中には、宗像地域沿岸部の「水人」たちも当然含まれると見られるが、残念ながら、宗像地域沿岸部の遺跡でそうした痕跡はまだなく、今後の課題である。ただ、田熊石畑遺跡の谷部トレンチで出土した三角形粘土帯土器は無文土器時代後期後半の靉島式期に属すると見られ、田熊石畑の首長層もそうした交流に関与したことをうかがわせる。

また、すでに指摘されているように、宗像の沿岸地帯から山陰地域の沿岸部にかけては、弥生時代前期に中頃から中期初頭にかけて土笛がみられ、一つの文化圏をなす。このほか、弥生時代前半期の山陰地域では前期後半～中期前半にかけて、島根県西川津遺跡で見られるように、西北九州型結合式釣針と鯨骨製のアワビおこし(第14図-18)が北部九州から流入する。そしてアワビおこしは、鳥取県青谷上寺地遺跡に顕著なように、鹿角製に材質転換(第14図-20・23)して、盛んに使われる(武末純一2008c)。こうした事象は、当時の朝鮮半島南部から北部九州・山陰地域の日本海沿岸部にかけて、それぞれの地域の水人が独自性を保ちながら、海上活動に従事して交易したことを示す。とくに北部九州の水人は、その媒介項を果たしたと見られる。

ところで、この時期の中国東北部から日本列島の交易については、近年、新たな説が提起された。鄭仁盛氏は、靉島A地区で出土した直立口縁で焼成後に孔を穿つ滑石混入土器や底部に横方向の縄目叩きが観察される鉢、B地区ナ-136号住居で出土した内屈して口縁部が肥厚する滑石混入土器、あるいは靉尚北道星川礼山里3号墓の短頸壺をとりあげ、以上の出土品は楽浪土器よりも燕下都あるいは高麗寨遺跡、牧羊城遺跡との類似性が高いとする(鄭仁盛2008)。そして三韓瓦質土器¹⁵⁾の技術的起源を戦国系灰陶に求めて、「洛東江流域圏の人々が最初に中国系灰陶に直面する時期は、洛東江流域圏が遼東半島と韓半島西北地方はもちろん、日本列島と沖縄までを連結する国際交流網に編入される紀元前3世紀末まで遡る可能性がある。」とした。

また、日本出土品では、原の辻遺跡不條地区1号旧河道で出土した胴部下半に横方向の縄目タタキを持つ壺(第16図-28)や、沖縄県で出土している滑石混入の内屈肥厚口縁壺などを根拠として挙げる。しかし、これら日本の出土品はいずれも時期が確定せず、いまのところ確かな弥生中期初頭～前半期の瓦質土器はない。

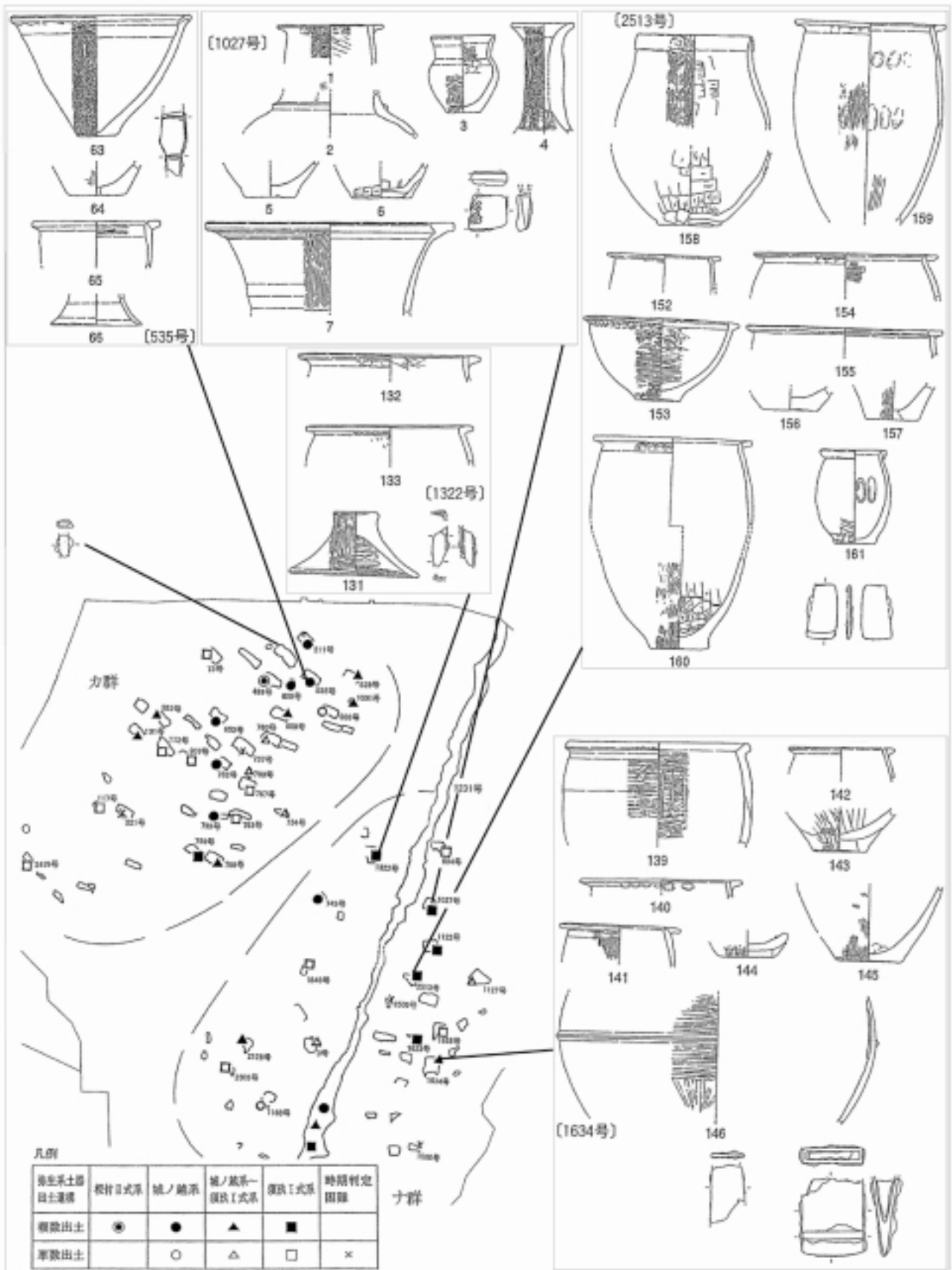
いっぽう、この鄭仁盛氏の説を後押しする資料には、原の辻遺跡大原地区の城ノ越式に属する2号甕棺墓および3号甕棺墓出土トンボ玉(第16図-9～11・18)や、平成10年度不條地区の城ノ越式から須玖Ⅰ式に属するE16号土坑(長崎県教育委員会1999)出土の三翼銅鏃(第16図-7)がある。これらは、上限が中国の戦国時代までさかのぼりうる資料である。

以上の動向を宗像地域の資料と照らしたときに注目されるのが、宗像市沖ノ島の社務所前から出土した弥生時代前半期の土器である。沖ノ島旧社務所前出土弥生土器は、すでに第3次調査の報告書で概要が報告されている(橘昌信・黒野肇1979)。しかし、今回再調査したところ、いくつかの新知見が得られた(第17図)。

まず、上限は弥生前期だが、今回の調査で有軸羽状文と肩部に施文する破片8(第17図-1)が認められた。この破片の描線は板付Ⅰ式に比べて細く稠密だが、研磨後に施文する点からみて、板付ⅡA式までさかのぼると考える。

次に注目されるのは、後期無文土器がいくつか含まれている点である。報告書では三角粘土帯甕が2点(第

① . 沖ノ島祭祀の成立前史



第15図 亀山洞の弥生系土器出土遺構配置図

(武末作成)

17図 - 5・6) 報告されており、宗像大社神宝館には現在それらを含めて4点が展示されている(第17図 - 3・5・6・8)。このほかに、収藏品中に水石里式～勒島式の甕の口縁部片が3点(第17図 - 2・4・7)、胴部と底部の破片が数点あり、ほかにもやや大型で粗いハケメ仕上げの直立口縁甕が1点ある(第17図 - 9)。報告書に図示された前述の甕2点など、下限が弥生後半期に下る例を除くと、水石里式としてもよい甕は1点(4)で、勒島式(2・3・7)が多い点が重要である。それは、原の辻遺跡を除くと勒島式はむしろ山陰地域に多く分布するためである。

なかでも、断面が扁平な楕円形の粘土帯を貼りつけた勒島式の甕(3)には格子目タタキがみられる。この個体は胴部だけでなく粘土帯の上にも格子目タタキが施され、口唇上面には刻み目を持ち、内面は粗い横研磨仕上げである。これらの土器は共伴資料がなく、時期がいま一つ不安定だが、器形などからみて第17図 2・3・7は弥生時代中期初頭から前半が中心年代であろう。第17図4は前期末までさか上る可能性がある。なお、先述の弥生時代中期初頭～前半の弥生土器(第14図1～5)が伴った不條地区E区16号土坑(長崎県教育委員会1999)から出た勒島式の無文土器組み合わせ牛角把手付壺(第16図6)の把手付近にみられる痕跡について斜格子目タタキとしたが(武末2011)、把手を接合する際の刺突痕跡の可能性が高くなったため、第17図3の時期を限定する資料からは外して、今後の検討課題としたい。

また、福岡県宗像市大島のろくどん遺跡では、胴部下半に横方向の縄目タタキを持つ瓦質土器壺の破片(図化できるものは6点である)が出ている。これは通常の楽浪土器ではない。ここでは一個体として復元してみた(第17図 - 16)。口縁部の形態(16 a)からみて、中国の戦国時代ではなく前漢代まで下りはするが、紀元前2世紀が中心年代と見られ、こうした土器が今後どんな弥生土器と共伴するのかが、一つの焦点となる。

ともあれ、こうした沖ノ島・大島の出土土器からすると、沖ノ島は弥生人の単なる避難所ではなく、朝鮮半島から北部九州を経て日本海沿岸部へと連なる海上交易路上の重要な結節点(寄港地)の一つであったことになる。

4. 弥生時代後半期の宗像地域と沖ノ島

(1) 弥生時代後半期の宗像地域

弥生時代後半期の北部九州では、首長層の副葬品の主体が朝鮮系から前漢鏡や後漢鏡、ガラス璧、素環頭大刀などの中国系に変わり、王墓が出現する。

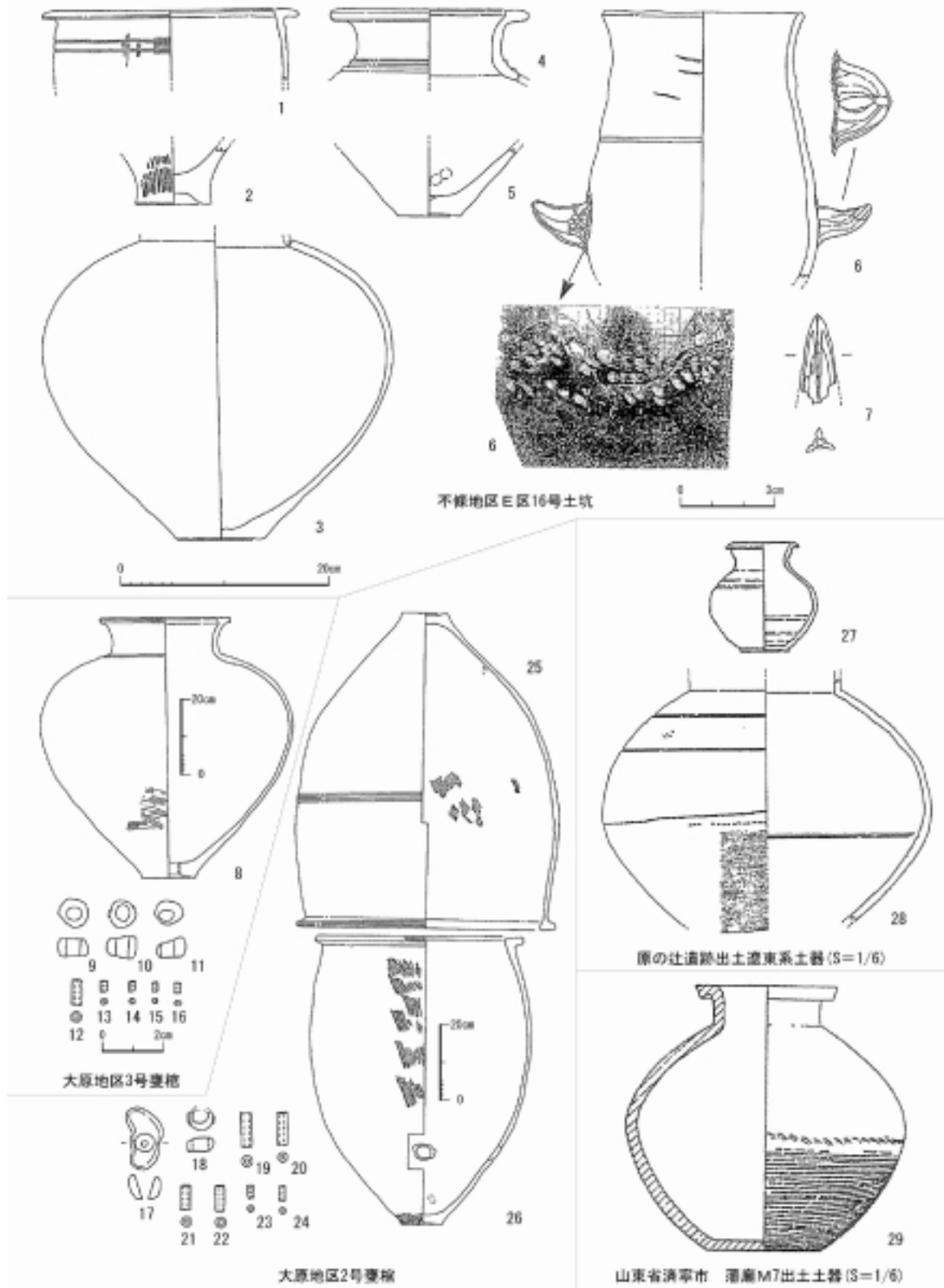
漢王朝からA.D. 57年に金印を下賜された奴国王(「金印奴国王」とする)の墓は未発見だが、金印奴国王より半世紀以上も前の中期後半(紀元前1世紀後半)の奴国と伊都国の王墓が知られる。福岡県春日市須玖岡本D地点(通称)の甕棺墓と福岡県前原市三雲南小路の2基の甕棺墓(福岡県1985)がそれで、これらは30面前後の中国の前漢鏡や天のシンボルである璧(ガラス製)をはじめ多くの副葬品を独占する。王墓までは至らないが、集団墓から特定個人墓を析出する動きは、弥生後半期の各地域の特色である。

この時期には集落がさらに巨大化するとともに、内部構造に大きな変化が起きて、円形環溝の中に一人々のための、直線的で地形に左右されない方形区画(環溝)が出現する。

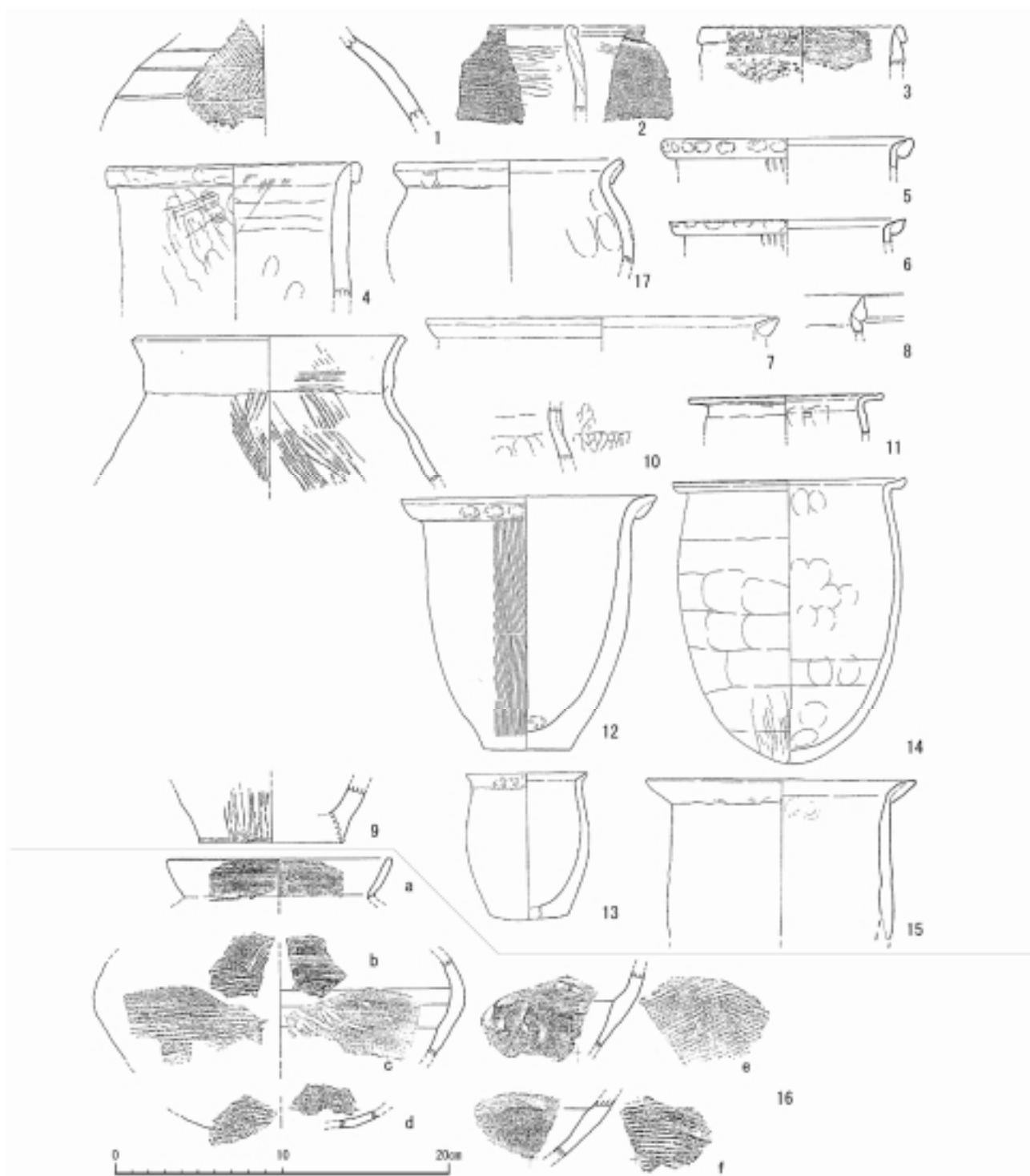
三雲・井原遺跡では、中期後半になるとそれまで散在した居住地が中心部に集中して、60万²ほどの大規模な集落となる。特に集落域と、その南部の墓群とのあいだには、南東部の寺口地区から八龍地区にかけて20～100mの間隔で平行する横断面逆台形、幅約3～4mの2条の大溝が走り、さらにサキゾノからイフ地区にかけても同一方向だが別の1条の大溝があって、おそらく台地両側の河川とともに、集落域の区画をなしたとみられる。西側の状況が不明だが、三雲南小路王墓と集落域の間にも区画が存在した可能性が高い。そして、王墓の北200mの集落域である下西地区には、中期後半に堀削された1辺約45mの方形環溝が存在する(前原市2006)。これは、この時期の拠点環壕集落に、首長層のための区画が明確な形で出現したことを意味する。私は、これをA類型(円形の中の方形)と呼び、その全体像は吉野ヶ里遺跡で明らかになった。

方形環溝は集落のさまざまな重要施設を取り込む。中期初頭の一ノ口遺跡では全員のための物見櫓だったが、吉野ヶ里では南内郭と北内郭が独占する。また吉野ヶ里の倉庫区画は、巨視的にみれば南内郭に近接し、

① . 沖ノ島祭祀の成立前史



第16図 原の辻遺跡の弥生時代前半期対外関係資料(1 ~ 28)と関連資料(29)
 (1 ~ 7 : 『原の辻遺跡』長崎県教育委員会(1999)および武末手拓、
 8 ~ 26 : 『原の辻遺跡 - 石田大原地区緊急調査報告書 - 』長崎県教育委員会(2007)
 27 ~ 29 : 『第59回埋蔵文化財研究集会 日本出土の朝鮮半島系土器の再検討 - 弥生時代を中心に - 』
 古澤義久(2010))

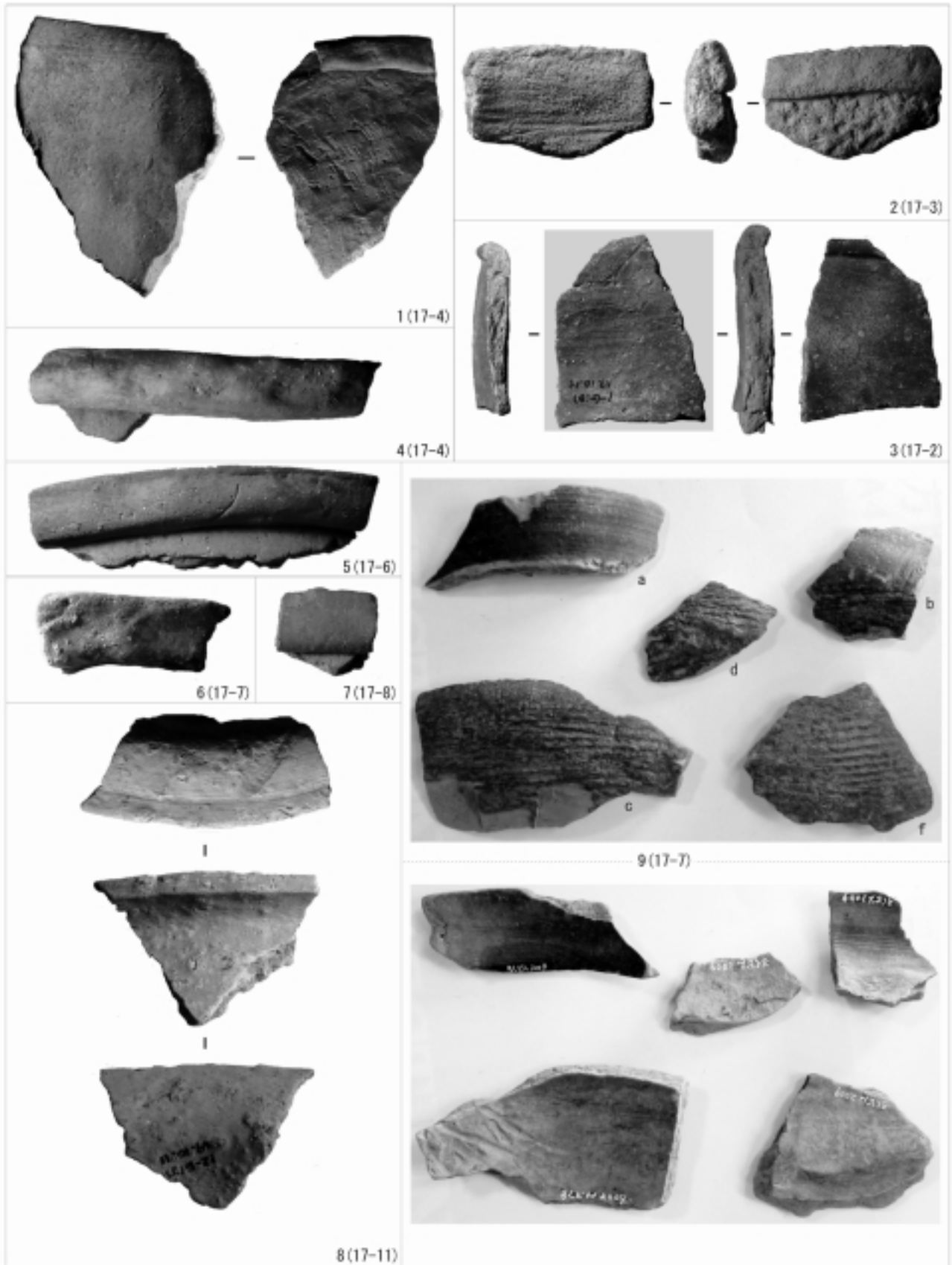


1~11. 社務所前遺跡 12. 芦ヶ浦第1洞穴 13. チゴノハナ3号墓 14. 韓国慶山市新笠里31号木管墓
15. 韓国泗川市鳳溪里2号窯 16. ろくどん遺跡 17. 田熊石畑遺跡

第17図 沖ノ島社務所出土弥生前期土器および朝鮮系土器と関連資料

- (1~4・7~11:川口陽子・藤島志考・井上英・田中悠太作成、
12・13:『対馬-浅茅湾とその周辺の考古学調査-』長崎県教育委員会(1974)、
14:『慶山新笠里遺跡I』財団法人嶺南文化財研究院(2010)、
15:『泗川鳳溪里三国時代集落』社団法人慶南考古学研究所(2002)、
16:武末作成・撮影、
17:『概報 田熊石畑遺跡-福岡県宗像市田熊所在遺跡の発掘調査概要-』宗像市教育委員会(2009))

① . 沖ノ島祭祀の成立前史



第17図(写真) 沖ノ島社務所前遺跡(1 ~ 8)とろくどん遺跡の朝鮮系土器(9) (武末撮影)

前段階の全員ののための倉庫群の形をとりつつも、実質的な管理権は南内郭の人々が握る。平塚川添遺跡では、中央区の円形環溝に大型の高床倉庫群や広場、集落全体をまとめる大型建物が取り込まれる。

方形環溝はその後、福岡市野方中原遺跡(福岡市1992)のように、中に掘立柱建物を抱えたまま円形環溝の外に飛び出し(円形の外の方形：B類型)すぐに佐賀県千塔山遺跡(基山町1978)のように円形環溝が消滅して方形区画のみとなる(円形のない方形：C類型)。こうしたC類型の方形環溝は古墳時代首長層居宅へとつながるから、筆者は居住が確かめられるC類型を弥生首長層居宅と呼ぶ。

こうした北部九州社会全体の動向と照らし合わせたとき、残念ながら宗像地域の弥生時代後半期には、特定個人墓へと向かう動きはある(宗像市史編纂委員会1997)ものの、完形中国鏡を出した墳墓はなく、集落の調査ではまだ方形環溝も発見されておらず、今後の調査に待つところが大きい。

ただ、沖ノ島社務所前遺跡出土土器の再調査の成果によって、この時期の宗像の水人を推定する端緒が得られたから、後半期の青銅器の様相も検討して、ラフなスケッチを試みたい。

(2) 沖ノ島で出土した弥生後半期の朝鮮半島系土器

沖ノ島で出土した弥生後半期の朝鮮半島系土器としては、すでに述べたように社務所前遺跡の三角形粘土帯土器2点が第3次調査の報告書に収録されている。この2点(第17図-5・6)は口縁端部が尖り、第17図-8も含めて上限は須玖Ⅰ式併行期までさか上りうるが、最近報告されたカラカミ遺跡第1地点2号住居跡から須玖Ⅱ式土器とともに出土した三角形粘土帯土器(九州大学2011:p 21 図17-88)と同様に口縁端が尖るから、原三国時代前期古段階まで残り、弥生中期後半期が下限と見られる。今回の再調査ではこのほかに、いずれも小破片だが、粘土帯を薄く長く貼りつけた薄型三角形粘土帯甕(第17図-10)や、三韓瓦質土器小形甕(第17図-11)も出ていたことが判明した。

薄型三角形粘土帯甕は、勸島遺跡では弥生後期初頭の土器と共伴した(李昌熙2004)から、上記の2点よりもさらに時期が新しくなって、原三国時代前期中段階

から新段階とみられる。日本での時期は、長崎県対馬市のチゴノハナ遺跡3号墓で出土した土器(第17図-13)が後期前半と見られ¹⁶⁾、これよりも後出する資料に対馬市芦ヶ浦第1洞穴の薄型三角形粘土帯甕(第17図-12)があつて、高三瀧式期の新段階から下大隈古段階の複合口縁壺が伴うから、下限を下大隈式期古段階とみておきたい。これらの事例からみて、10の時期は弥生後期前半から中頃と考えられる。

こうした薄型三角形粘土帯甕は、たとえば慶尚南道泗川市鳳溪里遺跡(慶南考古学研究所(2002b))の窯跡群などでも出ており、前期中～新段階の瓦質土器が共伴したから、この時期まで朝鮮半島の南海岸部でつくられている。ここでは参考として2号窯の出土例を図示した(第17図-15)。

三韓瓦質土器小形甕(11)は灰色の色調で砂粒を多く含み、内外面ともヨコナデとナデで仕上げるが、外面にわずかに縦方向の叩き目かとみられる痕跡が残る。口径11.8cmで、口縁部はほぼ水平に広がり、口縁端上面は上方にわずかに丸く突出する。口縁から少し下がったところに段を持つ点もこの土器の特徴で、全体的にみて嶺南地域三韓土器の搬入品である。朝鮮半島南部での完形品例を第17図-14に示したが、11の時期は原三国時代前期中段階～新段階で、やはり弥生後期前半から中頃と考えられる。

島根県出雲市山持遺跡でも薄型三角形粘土帯甕がⅢ区SR03(自然河道)からまとまって出ており、「出土位置の判明する資料は河道でも最下層に近い位置から出土しており、後期中葉より古く位置づけられる可能性も考慮される」という(池淵2010)。ここでは三韓瓦質土器広口壺片のほかに、楽浪土器広口壺や長頸壺も出ている。同様な楽浪土器広口壺や長頸壺は長崎県壱岐市原の辻遺跡でも出ているから、壱岐・対馬から北部九州と日本海沿岸をつなぐ海上交易路は弥生後半期にも健在で、むしろより強化されたと見られる。

したがって、出土した朝鮮半島系土器からみて、弥生時代前半期新段階と同様に、沖ノ島は弥生時代後半期の中期後半から後期中ごろにも、壱岐・対馬から北部九州と日本海沿岸をつなぐ海上交易路上で重要な役割を果たしたと見られる。

残念ながら沖ノ島では、今回の社務所前出土土器の

再調査でも楽浪土器や原三国時代後期の三韓土器は確認できなかったが、これは発掘自体が極めて部分的な調査であったためとも考えられ、当時存在しなかったとはいえない。むしろ、原三国時代前期の三角形粘土帯・薄型三角形粘土帯甕や三韓瓦質土器小形甕が確認されたことを、積極的に評価するべきである。この点については、北部九州の海村の検討によって補完したい。

(3) 北部九州における海村の展開

弥生時代に出現した農村は、縄文時代の一体化した海と山との中に割り込んで、海の生業や山の生業を主体とする村も生み出した。農村でも海や山の生業活動があるが、その比重は低い。すべての集落遺跡の中から海村・山村を抽出する目安は、石庖丁の数量である。

海村の典型例は福岡県糸島市御床松原遺跡で、ここは隣接する新町遺跡も含めて一つの村である(志摩町1983・1987・1988)。ここでは、弥生時代から古墳時代にかけて石錘が異常に多く、鉄製の釣針やアワビおこしもあり、網漁の比重が高くて、潜水漁法も行う。石庖丁の数量(12点)は、同時期の竪穴住居の数と同様でしかも農村遺跡である佐賀県鳥栖市安永田遺跡の石庖丁の数量(63点)のおよそ5分の1で、農作業の比率もその程度であった。したがって、御床松原遺跡のように、周囲の遺跡よりも漁撈具の比率が高い沿岸部の集落は、海村と見てよい。地理環境や『魏志』倭人伝の「南北市糶」の記述から見て海上活動の比率が高い対馬でも、これまで石庖丁はほとんどなく、島全体が海村で占められた。壱岐では原の辻遺跡とカラカミ遺跡が代表である。韓半島では、倭系遺物が顕著な靉島遺跡も、漁具が卓越して石庖丁は少なく、無文土器時代後期後半から原三国時代前期にかけての典型的な海村である。

これら海村の多くは弥生時代後半期(中期後半～後期)に对外交流が明確になるが、原の辻遺跡は前半期から顕著で、しかも一支国の中心集落である。

弥生時代後半期には、楽浪郡も含めた交易網の結節点に海村が組み込まれ強化される。対馬では浦々の多くの海村が、三韓との日常的な交易を主にしながら楽浪郡との交易にも加わった結果、さまざまな倭・三

韓・楽浪系の文物が墓に副葬される。壱岐から北部九州沿岸、山陰・山陽の海村は、福岡県糸島市御床松原遺跡、福岡市元岡遺跡や今宿五郎江遺跡(福岡市2007)など、原の辻遺跡を除けばいずれもその規模は国の拠点集落に遠く及ばないが、農村であり出ない特殊な遺物(楽浪系や三韓系の土器、中国銭貨(半両銭・五銖銭・貨泉など)が日常生活領域から出る。

弥生時代の中国銭貨は、近畿地域から韓半島の経路上にある海村の日常生活域から複数出る(原の辻15点、御床松原6点、元岡9点、今宿五郎江5点、鳥取県青谷上寺地4点、岡山県高塚遺跡25点、大阪府亀井遺跡4点、山口県沖ノ山遺跡116点以上など)場合と、内陸部にかけての墳墓の副葬品や日常生活域で少数出る場合がある。注目されるのは、同時代の中国製品で首長層の副葬用器物となった完形中国鏡が、海村では原の辻遺跡(長崎県2005)を除くと全く出ないこととは対照的に、完形中国鏡を多数保有した須玖遺跡や三雲遺跡、あるいはほかの巨大農村では中国銭貨がほとんど出ない(三雲遺跡0点、須玖遺跡1点、吉野ヶ里遺跡1点、平塚川添1点)ことである。この傾向は朝鮮半島の南部でも同様で、代表的な海村である靉島遺跡では、五銖銭・半両銭あわせて5点が出たが、完形中国鏡はない。

したがって、日韓の海村のつながりは農村とは別個の世界を形成し、その中で中国銭貨が流通・使用されたと見られる。つまり、海村は相互のネットワークを強固に作って独自の世界をつくり、国の中心集落からコントロールされるだけでなく、中国銭貨を用いた交易で国の中心集落をコントロールする面もあったのである。宗像地域にもこうした海村は当然存在したとみられるが、その様相解明は今後の課題である。

(4) 宗像地域の武器形青銅祭器

弥生時代前半期新段階に出現した朝鮮系細形青銅武器(銅剣・銅矛・銅戈)は、武器としての機能を失いながら、中細形、中広形、広(平)形の順番で長大化する。北部九州では後半期になると銅剣は使われなくなり、とくに中広形や広形の銅矛・銅戈は、武器形祭器となって、多くが埋納祭祀に使われる。埋納祭祀は、近年では村の中で完結し首長層が一般成員から離脱する

際の祭祀にも用いられたことが判明しつつあるが、基本的には村を越えたまとまりを対象とする。すなわち、小地域や国あるいは国々の祭祀である。しかもこれらの武器形青銅祭器は、奴国の中心集落である福岡県春日市須玖遺跡を中心に集中的に生産され、製品は対馬を経て朝鮮半島南部にまで及んでいる。後期の青銅祭器の体系(第18図-6)では、銅矛が最上位にあり、その次に銅戈が位置する。とくに対馬での銅矛単一多数埋納は、奴国・伊都国を盟主とするツクシ政権の国々のマツリにこれらの銅矛が用いられたことを示す。

注目されるのは、弥生後半期の宗像地域ではそうした銅矛・銅戈の埋納例が皆無な点である。これはまだ発見されていないためとの解釈も可能だが、上八中羅尾の石棺墓から出た中細形銅剣(第18図-2・3)や鐘崎の石棺墓出土中細形銅剣(第18図-4)は樋が鋒部まで伸びず、中国・四国地域との関係性が強い銅剣であり、本来中広形・広形の銅矛・銅戈埋納は不在であった可能性が高い。出土地があまり信頼されていない(伝)勝浦の平形銅剣も見直しが必要である。

釣川川床出土の広形銅矛片(第18図-5)は、これまで広形銅戈説もあったが、実見したところ、流布している図とは異なって樋がすばまって鋒部に近い部分であった。これが戈ならば背もすばまるはずだが、背の幅は変わらないため広形銅矛でよい。遺存状態が悪いが背に鏑が残る点もこれを裏付け、広形銅矛A類である。袋部側の破面には中子の先端かとみられる中空部分もわずかに認められる。ただし、この広形銅矛片はたたき折られて曲がった破片である。銅矛形祭祀としての価値を失って捨てられたか、青銅器の原料としての流通品だったとみられ、埋納銅矛が今後宗像地域で出るとする推測の根拠とはならない。

このように見てくると、ツクシ政権の本流であった銅矛銅戈の埋納祭祀を、この地域はあまり受け入れておらず、むしろ中国・四国地域とつながっていた可能性も出てくる。

(5) 沖ノ島社務所前遺跡出土の中国・四国・近畿系土器

今回、社務所前出土土器を再調査した結果、報告ではほとんど図示されなかった外来系土器、すなわち西日本地域でも九州より東の地域である中国・四国・近

畿地域の弥生時代後半期～古墳時代初期の土器が含まれていることが分かった(第19図-1～16)。

まず注目されるのは凹線文土器甕(第19図-1～3)がそれである。1は報告書に図面が収録され、口縁端の文様は沈線文とされたが、凹線文である。2もやはり口縁端に凹線文を施す甕だが報告書には未収録で、口縁の傾斜や長さが1と異なるため別個体である。この2点の甕は、北部九州在来の甕の口縁端に凹線文を施した見られる3とは異なって口縁端を上下に顕著に拡張しており、搬入品の可能性が高いと見られる。1は吉備地域のⅣ様式期、2は西瀬戸内のⅤ様式期かと思われるが、この点は今後の検討課題としたい。

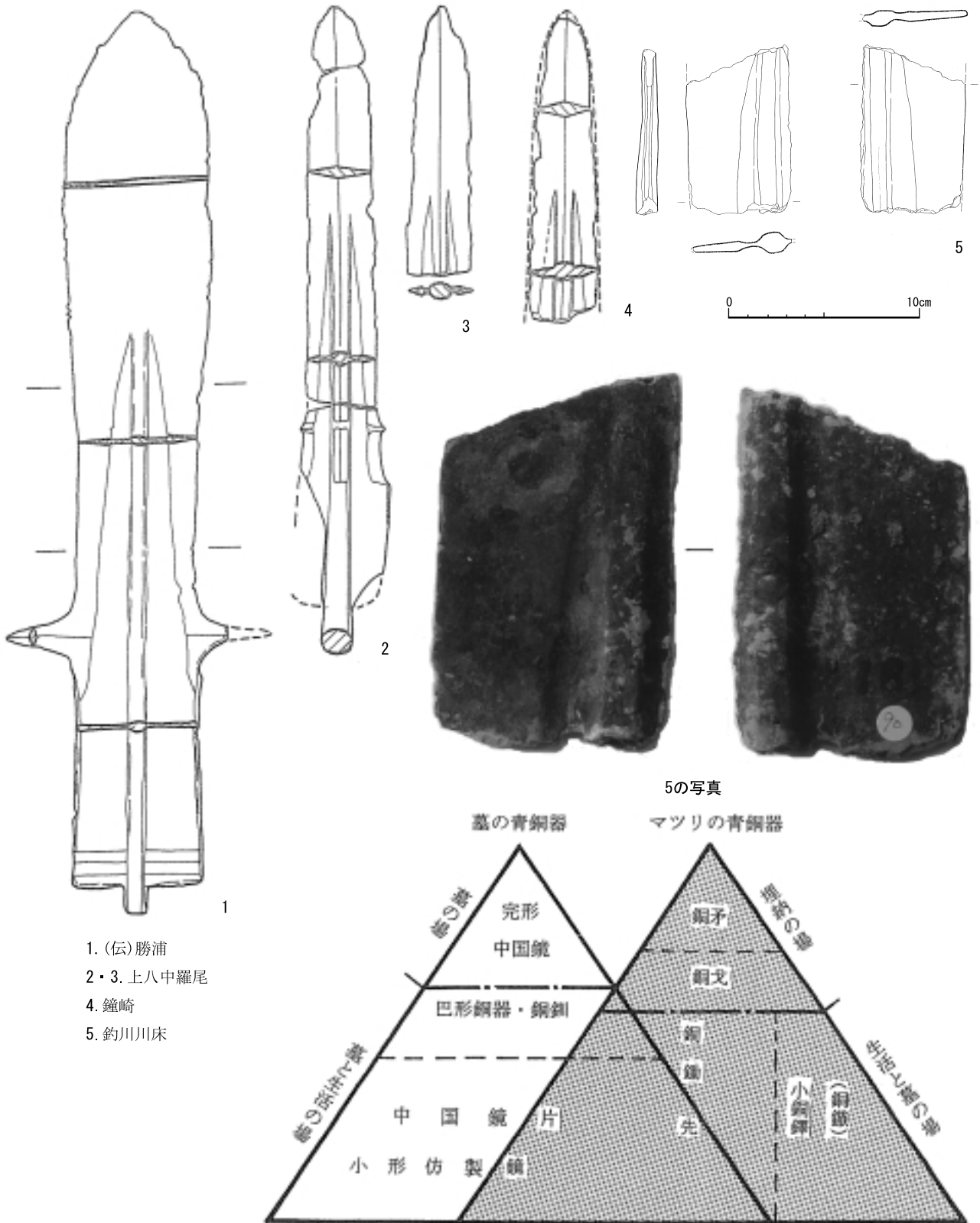
次は庄内式系・布留最古式系の土器で、甕・壺がある(4～15)。とくに庄内式系の甕(4～8)は、口縁端面が垂直になるもの(7)と口縁端面が内傾したもの(4～6・8)があり、後者には上方にはっきりと跳ね上げるもの(4・5)、わずかに跳ね上げるもの(6)、跳ね上げがないもの、口縁端面に一条の沈線が巡るもの(8)等があって、それぞれ別個体と考えられる。いずれも右上がりの細かい連続成形平行叩き目で、内面は頸部付け根まで削る。6は河内産の可能性もある。また、3・6～8には口縁部の中ほどに接合痕跡が残る。ほかに、二重口縁壺(10・11)、広口長頸壺(12)、小形壺(13)などがあり、布留最古式系の甕(19)や、口縁端が水平な典型布留式系甕(15)は少ないため、これらの壺も上限は庄内式系の甕の時期までさかのぼる可能性がある。このほか、14はⅤ様式系の甕の突出平底で、右上がりの粗い連続成形叩き目痕跡がわずかに残る。庄内式土器と同時期でも差し支えない。

庄内式系の甕については、今川遺跡で同様に右上がりの細かい連続成形叩き目で暗褐色胎土の河内産庄内式甕(第19図-19)が出ており、宗像地域はいち早く庄内式土器を受け入れたと見られる。

なお、16は鳥足文叩き目が施された5世紀の陶質土器である。本稿の時間的な範囲を外れるが、沖ノ島では初めての発見であり、宗像地域は古墳時代の中期から後期にかけて、九州では糸島地域とともに鳥足文叩き目の朝鮮半島系土器が集中する地域なため、収録しておく。

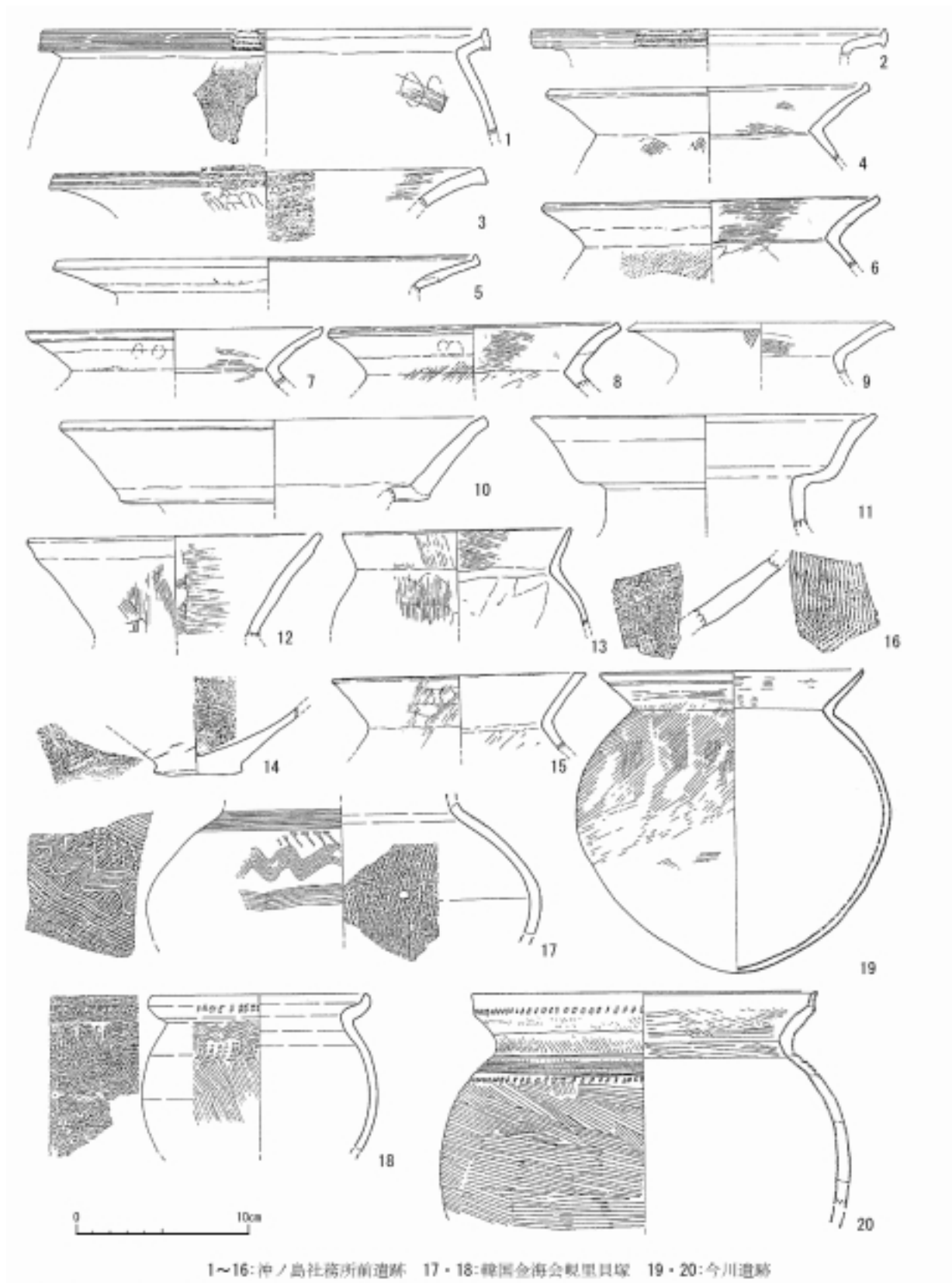
今回の再調査は、残念ながら時間的にも限られきわ

① . 沖ノ島祭祀の成立前史



6. 弥生時代後期の二つの青銅器体系概念図

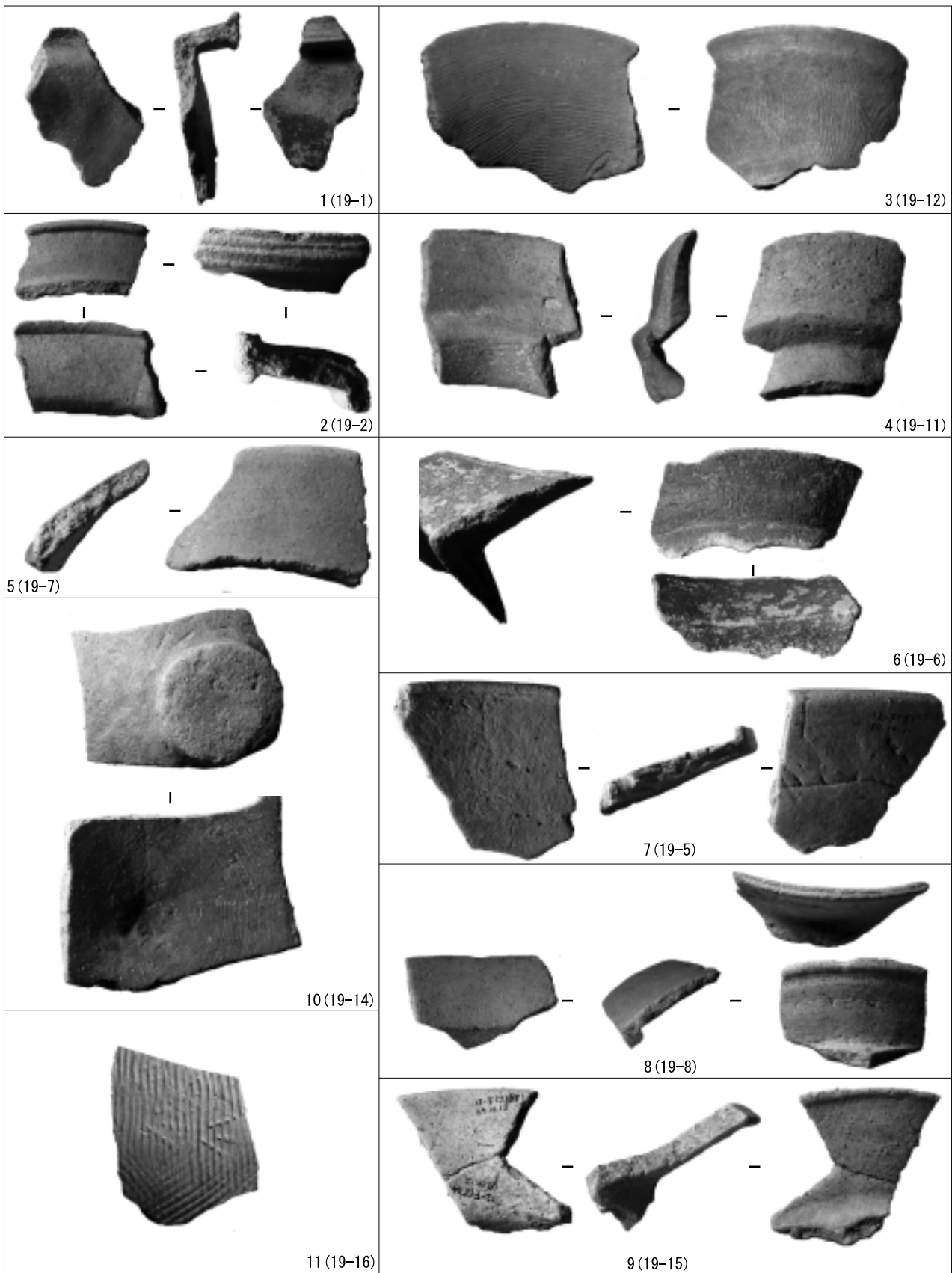
第18図 宗像地域の弥生後半期の青銅器と北部九州における弥生後半期の青銅器体系
(1～4:『宗像市史 通史編』宗像市史編纂委員会(1997)、5:武末作成・撮影、6:『古文化談叢』武末純一(1990))



1~16: 沖ノ島社務所前遺跡 17・18: 韓国金海会峴里貝塚 19・20: 今川遺跡

第19図 沖ノ島社務所前出土中国・四国・近畿系土器および関連資料
(1~16: 川口陽子・藤島志考・井上葵・田中悠太作成、17・18: 『金海会峴里貝塚』財団法人三江文化財
研究院(2009)、19・20: 『今川遺跡』津屋崎町教育委員会(1981))

① . 沖ノ島祭祀の成立前史



第19図(写真) 沖ノ島社務所前遺跡の中国・四国系土器(1・2)、近畿系土器(3~10)、陶質土器(11)(武末撮影)

めて不十分であったが、弥生時代の後半期に瀬戸内海地域や山陰地域まで及び国際海上交流路のなかに宗像地域も組み込まれていたことをうかがわせるとともに、古墳時代の本格的な祭祀、国家的な祭祀の直接的な上限が、果たして庄内式期の時期までさかのぼるのかという重要な問題を提起しえた。

また最近、金海貝塚では後期後半の近江系土器甕1点(第19図-18)と、近江系甕の文様を持つ瓦質土器1点(第19図-17)が出土した(武末純一ほか2010)。18は近江北部から若狭地域にかけての製品の可能性が高い。17は近江系の文様を瓦質土器に転写できる人がいたことを示し、近畿地域まで交易路がつながっていたことを示す。宗像地域では今川遺跡で近江系の甕(第19図-20)が表採されており、この時期に宗像地域もそうした交易路の拡大と変化に、積極的な役割を果たしたことがわかる。

4. おわりに

以上、宗像地域の弥生前半期古段階の環溝集落や墳墓の様相からは階層分化の兆しがみられ、弥生時代前半期新段階には田熊石畑遺跡の青銅器副葬墳墓群に見られるように、この地域でも国形成が本格的に始まり、首長層が成長し始めた。その裏には、朝鮮半島南部から北部九州そして山陰地域に及び「倭の水人」の活動による交易網の存在があり、沖ノ島の社務所前遺跡から出たこの時期の勒島式土器からすると、宗像地域沿岸部の水人たちも重要な役割を果たしたとみられる。そして、(伝)沖ノ島出土銅矛からみて、この時期に沖ノ島が地域的な航海祭祀の場になっていたことが推測された。

弥生時代後半期には北部九州でも海村が明確になり、朝鮮半島南部から山陰地域にかけて、農村のつながりとは異なる海村世界ができ、楽浪郡の後ろ盾のもと、交易網はさらに強化される。沖ノ島社務所前遺跡で出たこの時期の原三国時代三角粘土帯土器や瓦質土器からみて、弥生時代前半期と同様に宗像地域は重要な役割を果たし、おそらく沿岸部には海村も存在したと見られる。そして、中広形・広形銅矛銅戈の埋納祭祀の不在や、沖ノ島社務所前遺跡で出た凹線文土器や庄内

式系土器、今川遺跡の庄内式土器や近江系土器などからみると、古墳時代初頭にかけて、近畿までつながる交易網の中で、ツクシ政権中枢部の動きとは同化せず、東の地域とのつながりをより強く求めた宗像地域の動向も浮上する。これこそが、古墳時代沖ノ島祭祀の前史であると捉えておきたい。

ただし、肝心の沿岸部の海村の様相は全く明らかではなく、弥生時代後半期の国の首長層や中心集落の様相も明らかではない。また、沖ノ島社務所前遺跡で出た土器の再調査もきわめて不十分なままであり、短時日での執筆であったため、今後に残された課題は山積みで、触れえなかった問題も一つや二つにとどまらない。今後はもっと時間をかけた調査と整理、執筆を希望して、稿を終えることとする。

成稿にあたっては、下記の方々をはじめ多くの方々にご教示ご協力いただいた。記して謝意を表する次第である。

小田富士雄	柳田康雄	柳本照男	田中良之
溝口孝司	金武重	鄭仁盛	李昌熙
安楽勉	古澤義久	河原和人	是田敦
堤宏	重住真貴子	白木英敏	南時夫
桃崎祐輔	川口陽子	藤島志考	井上葵
田中悠太			

(2011年3月9日稿了、6月15日補訂)

補注

- 1) 旧宗像郡域を宗像地域としておく。
- 2) 朝鮮半島の該期の時代名称と時代区分は近年、無文土器時代中期までを青銅器時代にして無文土器時代中期は青銅器時代後期と呼ぶとともに、無文土器時代後期以降を三韓時代とする、あるいは無文土器時代後期だけを初期鉄器時代と呼んで、瓦質土器出現以降は従来通り原三国時代とする説も有力である。しかし武末は、鍛造鉄器の普及と瓦質土器の出現こそ時代区分の大きな指標であると共に、北に高句麗と楽浪をはじめとする漢の郡県があり南に三韓がある時代の朝鮮半島全体の名称としてはやはり原三国時代が適当であると考えており、これまでの無文土器時代・原三国時代という名称に従っている。
- 3) 普通「環濠集落」とされるが、環濠では当初から防御の意味が入り込むため、武末は「環溝集落」の語を使っている。
- 4) 報告書では副葬品の組合せによって5群に分けられたが、ここでは1 - (1)で述べた墓と墓のあいだの空白の度合いによって3群に大別した。
- 5) 最近、積良洞サンジョク遺跡と遼寧式銅剣がこれまで出土していなかった月内洞遺跡の間が調査され、両者が同一の遺跡であることが判明するとともに、その中間の上村Ⅱ地区18号墓と上村Ⅲ地区92号墓・116号墓で遼寧式銅剣が各1点出土した(東北亜支石墓研究所2010)。しかし、積良洞サンジョク地区に比べれば、遼寧式銅剣の出土量は少なく、積良洞サンジョク地区が有力集団であることに変わりはない。むしろ、本遺跡の内部でも遼寧式銅剣を多数保有する集団、少数保有する集団、全く保有しない集団に階層分解していたことになる。
- 6) 甕棺墓や人を葬る部分が100cm以下の石棺墓・土壙墓を小児墓・乳幼児墓とすると、南山里遺跡は27基中12基で44%、松菊里遺跡は8基中2基で25%である。
- 7) もちろん宗像地域では、松菊里遺跡のような青銅器副葬墓はこの段階には見られず、階層分解の程度は低い。また南山里遺跡でも磨製石剣の副葬がみられるから、田久松ヶ浦や久原Ⅱ区の墳墓群での石剣副葬墓の優位性はあまり高くない。
- 8) 最近、早良平野奥部の岸田遺跡で中期初頭から前半の甕棺墓・木棺墓4基から細形の銅剣4点・銅矛2点が出土した。その評価については、正式報告書が刊行されてから検討したいが、吉武遺跡群への集中度には及ばない。
- 9) 残念ながらこの銅矛は資料調査ができなかった。
- 10) 朝鮮半島の青銅器に関する武末の1～3期編年の内容については、1期が遼寧式銅剣の時期、2期が細形銅剣のみの時期、3期は細形銅剣に細形銅戈・細形銅矛が加わる時期を考えている。4・5期は原三国時代に入る。詳しくは武末2004を参照していただきたい。
- 11) 朝鮮半島の中国式銅剣には、新式の遼寧式銅剣と共伴した例(孤山里)や3期古段階前半の青銅器との共伴例(全羅南道草浦里)があるから、遼寧式銅剣よりはやや新しいが、日本の弥生時代前期末以前になる。また李健茂は遼寧式銅剣が出た開城市海豊郡海坪里も石積みの埋納遺構と考えた(国立中央博物館・国立光州博物館1992: p.127)。
- 12) 李相吉2000では加浦洞とされたが報告書(慶南大学校博物館2006)では架浦洞とされたため、架浦洞とする。
- 13) これらの遺構のうち117・659・733・743・788・984・1091号が竪穴で、残りはすべて住居跡である。A1区域の竪穴は総27基で、確実な無文土器時代後期の竪穴には、そのほかに316・322・469号がある。住居跡は、報告書考察編(慶南考古学研究所2010b)の崔鍾圭の論文につけられた無文土器時代遺構分布図によれば、A1区域の住居跡89基のうち、751・1791・2128・2512号の4基が無文土器時代中期で、残りはすべて無文土器時代後期である。このうち2128号では弥生系土器が出ており、筆者は無文土器時代後期の可能性もあると考えている。ともあれA1区域の無文土器時代後期住居跡は85基前後で、弥生系土器が出土した住居跡38基の2倍以上だが、弥生系土器が出なかった住居跡は遺物がほとんど無い。また、崔鍾圭は無文土器時代後期の住居跡を方形と長方形に分け、重複関係から長方形が先行して方形が後出することや、長方形は力群、方形はナ群に集中することから、弥生系土器からみると力群からナ群への移動が認められるとした筆者の考えと同一の結論を下している。
- 14) ただし、朝鮮半島南部のこの時期の双合范鑄造鉄斧では、龜山洞例も含めて、袋口部に横隆線をめぐらす例はきわめて少なく、朝鮮半島北部との交易もうかがわせる。
- 15) 武末は韓半島南部の原三国時代の土器を三韓土器と呼び、瓦質土器と赤焼土器(軟質土器、粘土帯甕も含める)で構成されると考える。
- 16) チゴノハナ3号墓自体は古墳時代前期後半だが、出土土器から古墳時代の土器を除けば、粘土帯の貼り付けが薄い薄型三角形粘土帯甕と後期初頭の弥生土器甕が残る。

引用文献

- 阿久井長則・佐田茂(1979):「沖ノ島出土の細形銅矛」;
『宗像沖ノ島 本文』 座右宝刊行会
- 甘木市教育委員会(2001):『平塚川添遺跡Ⅰ』(甘木市文化財調査報告書 第53集)
- 池淵俊一(2010):「山陰における朝鮮半島系土器の様相 弥生時代後期を中心に」;
『第59回埋蔵文化財研究集会 日本出土の朝鮮半島系土器の再検討 弥生時代を中心に』
- 尹武炳(1987):「公州灘川面南山里先史遺跡」;
『三佛金元龍教授停年退任紀念論叢 考古学篇』
- 梅原末治・藤田亮策・小泉顯夫(1925):『南朝鮮に於ける漢代の遺蹟』大正11年度古蹟調査報告 第2冊
- 岡崎敬(1968):『夫租叢君』銀印をめぐる諸問題」;
『朝鮮学報』46
- 小郡市教育委員会(1994):『一ノ口遺跡Ⅰ地点』(小郡市文化財調査報告書 第86集)
- 小田富士雄(1982):「山口県沖ノ山発見:の漢代銅銭内蔵土器」;
『古文化談叢』第9集
- 小田富士雄・韓炳三編(1991):『日韓交渉の考古学 弥生時代篇』 六興出版
- 春日市教育委員会(1994b):『奴国の首都 須玖岡本遺跡』 吉川弘文館
- 片岡宏二(1999):『弥生時代渡来人と土器・青銅器』 雄山閣
- 片岡宏二(2008):「弥生時代における渡来集団の問題」;
『考古学ジャーナル』No. 568
- 川口陽子(2010):「福岡県宗像市域の弥生時代 田熊石畑遺跡の理解に向けて」;
『還暦・還暦?・還暦!』 武末純一先生還暦記念献呈文集・研究集
- 基山町遺跡発掘調査団(1978):『千塔山遺跡』
- 九州大学大学院人文科学研究科(2011):『考古学研究室』
『老岐カラカミ遺跡Ⅲ カラカミ遺跡第1地点の発掘調査(2005~2008年)』
- 金吉植(1998):「扶余松菊里無文土器時代墓」;
『考古学誌』第9輯
- 金賢植(2000):「陝川盈倉里遺跡調査概報」;
『考古学から見た弁・辰韓と倭』九州考古学会・嶺南考古学会第4回合同考古学大会
- 財団法人北九州市芸術文化振興財団埋蔵文化財調査室(2008):『備後守屋舗南側土壘跡』(北九州市埋蔵文化財調査報告書 第405集)
- 金元龍(1974):「伝茂朱出土遼寧式銅剣について」;
『震檀学報』38輯
- 金鍾徹 西谷正・訳(1987):「慶尚北道清道郡礼田洞出土の遼寧式銅剣」;
『東アジアの考古と歴史(上)』
- 金廷鶴編(1972):『韓国の考古学』 河出書房新社
- 熊本市史編纂委員会(1996):『新熊本市史 史料編第1巻 考古資料』
- 社団法人慶南考古学研究所(2002a):『陝川郡盈倉里無文土器時代集落』
- 社団法人慶南考古学研究所(2002b):『泗川鳳溪里三国時代集落』
- 財団法人慶南考古学研究所(2009):『金海龜山洞遺跡Ⅰ - 朝鮮墓群(1) -』
- 財団法人慶南考古学研究所(2010a):『金海龜山洞遺跡Ⅸ - 無文時代集落 -』
- 財団法人慶南考古学研究所(2010b):『金海龜山洞遺跡Ⅹ - 考察編 -』
- 慶南大学校博物館(2006):『馬山架浦洞青銅器埋納遺蹟』
- 国立慶州博物館(1987):『菊隱李養璿蒐集文化財』(通川文化社)
- 国立中央博物館・国立光州博物館(1992):『特別展 韓国の青銅器文化』
- 後藤直(2000):『日・韓の青銅器 副葬と埋納』;
『韓国古代文化の変遷と交渉』 書景文化社
- 財団法人湖南文化財研究院・益山地方国土管理庁(2009):『完州葛洞遺蹟(Ⅱ)』(湖南文化財研究院学術調査報告第116冊)
- 佐賀市教育委員会(1991):『鍋島本村南遺跡 - 1・2区の調査 -』(佐賀市文化財調査報告書 第35集)
- 財団法人三江文化財研究院(2009):『金海岬里貝塚Ⅰ』
- 七田忠昭(2005):『吉野ヶ里遺跡』(日本の遺跡2) 同成社
- 下條信行(1989):『弥生社会の形成』;
『古代史復元』4 講談社
- 新宅信久(1994):『江辻遺跡の調査』;
『九州考古学会・嶺南考古学会第1回合同学会 - 資料編 -』
- 全榮來(1976):「完州上林里出土中国式銅剣に関して」;
『全北遺跡調査報告』第6集(後藤直・訳にて『古文化談叢』第9集1982年に所収)
- 全南大学校博物館・麗川市(1993):『麗川積良洞サンジョク支石墓』第6集
- 武末純一(1982):「埋納銅矛論」;
『古文化談叢』第9集
- 武末純一(1990):「墓の青銅器、マツリの青銅器 弥生時代北九州例の形式化」;
『古文化談叢』第22集
- 武末純一(1998a):「日本の環溝(濠)集落 - 北部九州の弥生早・前を中心に -」九州考古学会・嶺南考古学会第3回合同考古学大会」;
『環濠集落と農耕社会の形成』
- 武末純一(1998b):「弥生環溝集落と都市」;
『古代史の論点③都市と工業と流通』 小学館
- 武末純一(2001):「日韓銅矛の製作技術 幅木部分の構造を中心に」;
『山中英彦先生退職記念論文集 勾玉』
- 武末純一(2002a):『弥生の村』 山川出版社
- 武末純一(2002b):「遼寧式銅剣墓と国の形成 積良洞遺跡と松菊里遺跡を中心に」;
『福岡大学人文論叢』第34巻第2号
- 武末純一(2004a):「弥生時代前半期の暦年代」;
『福岡大学考古学論集 小田富士雄先生退職記念』
- 武末純一(2004b):「空白、空白?、空白! 考古学における空白論ノート」;
『海峡の地域史 水島稔夫追悼集』
- 武末純一(2006):「豊前地域の弥生集落 山国川以北を中心に」;
『行橋市史 資料編 原始・古代』

① . 沖ノ島祭祀の成立前史

武末純一(2007):「海を渡る弥生人」;『海と弥生人』鳥取県教育委員会第8回弥生文化シンポジウム)

武末純一(2008a):「韓国・勒島遺跡A地区の弥生系土器」;『七隈史学』第9号

武末純一(2008b):「三韓と倭の韓日交流」;『韓日文化交流 - その新たな歴史の窓を開いて』釜山博物館

武末純一(2008c):「韓国・勒島遺跡のアワビおこし」;『九州と東アジアの考古学 九州大学考古学研究室50周年記念論文集』

武末純一(2009a):「三韓と倭の交流 - 海村の視点から - 」;『国立歴史民俗博物館研究報告』第151集

武末純一(2009b):「考古学における空白論ノート(承前)」;『東アジアの古代文化』第137号 大和書房

武末純一(2010):「韓国・金海亀山洞遺跡A1地区の弥生系土器をめぐる諸問題」『古文化談叢』第65集

武末純一(2011):「原三国時代年代論の諸問題 北部九州の資料を中心に」『原三国時代年代論の諸問題』(財団法人世宗文化財研究院開院2周年記念招請講演会資料集)

武末純一・伊庭功・辻川哲郎・杉山拓己(2010):「金海會峴里貝塚出土近江系土器」;『考古学探究』第8号

橋昌信・黒野肇(1979):「社務所前遺跡」;『宗像沖ノ島本文』座右宝刊行会

沈奉謹(1980):「慶南地方出土青銅遺物の新例」;『釜山史学』第4輯(藤口健二・訳にて『古文化談叢』第8集1981年に所収)

沈奉謹・鄭聖喜(1982):「東亜大学校博物館所蔵の青銅遺物新例」;『古文化』第20輯(藤口健二・訳にて『古文化談叢』第17集1987年に所収)

津屋崎町教育委員会(1981):『今川遺跡』(津屋崎町文化財調査報告書 第4集)

鄭仁盛(2008):「瓦質土器の「楽浪土器影響説」の検討」;『嶺南考古学会・九州考古学会第8回合同考古学大会日・韓交流の考古学』

財団法人東北亜支石墓研究所(2010):『麗水GSカルテクス工場拡張予定敷地内文化遺跡発掘調査(4次)』調査指導委員会資料

長崎県教育委員会(1974):『対馬 浅茅湾とその周辺の考古学調査』(長崎県文化財調査報告書 第17集)

長崎県教育委員会(1999):『原の辻遺跡』(原の辻遺跡調査事務所調査報告書 第16集)

長崎県教育委員会(2005):『原の辻遺跡総集編』(原の辻遺跡調査事務所調査報告書 第30集)

長崎県教育委員会(2007):『原の辻遺跡 石田大原地区緊急調査報告書』(原の辻遺跡調査事務所調査報告書 第35集)

原俊一・白木英敏・秋成雅博(2000):「宗像地域におけるや矢追時代前期の集落と墓制」;『日本考古学』第9号

福岡県教育委員会(1985):『三雲遺蹟 南小路地区編』(福岡県文化財調査報告書 第69集)

福岡市教育委員会(1975):『板付周辺遺跡調査報告書2』(福岡市埋蔵文化財調査報告書 第31集)

福岡市教育委員会(1992):『国史跡野方遺跡環境整備報告

書』(福岡市埋蔵文化財調査報告書 第313集)

福岡市市教育委員会・岡三リビック株式会社埋蔵文化財調査室(2005):『雑餉隈遺跡5代4・15次調査報告』(宗像市埋蔵文化財調査報告書 第857集)

釜山直轄市立博物館(1990):『東萊福泉洞萊城遺蹟』(釜山直轄市立博物館遺蹟調査報告書 第5冊)

古澤義久(2010):「老岐における韓半島系土器の様相」『第59回埋蔵文化財研究集会 日本出土の朝鮮半島系土器の再検討 弥生時代を中心に』

前原市教育委員会(2002):『三雲・井原遺跡Ⅱ - 南小路地区編 - 』(前原市文化財調査報告書 第78集)

前原市教育委員会(2006):『三雲・井原遺跡Ⅴ - 屋敷・下西地区の調査』(前原市文化財調査報告書 第90集)

宮里修(2010):『韓半島青銅器の起源と展開』(ハンピツ文化財研究院文化財研究叢書4(社会評論))

宗像市教育委員会(1988):『久原遺跡 概報 古代宗像を探る』(宗像市文化財調査報告書 第19集)

宗像市教育委員会(1991):『名残Ⅳ 福岡県宗像市所在遺跡の発掘調査報告』(宗像市文化財調査報告書 第29集)

宗像市教育委員会(1995):『富地原森 福岡県宗像市富地原所在遺跡の発掘調査報告』(宗像市文化財調査報告書 第40集)

宗像市教育委員会(1999):『田久松ヶ浦 福岡県宗像市田久所在遺跡の発掘調査報告』(宗像市文化財調査報告書 第47集)

宗像市教育委員会(2001):『東郷登り立 福岡県宗像市東郷所在遺跡の発掘調査報告』(宗像市文化財調査報告書 第51集)

宗像市教育委員会(2007):『むなかたの文化財 平成17年度文化財保護事業』

宗像市教育委員会(2009):『概報 田熊石畑遺跡 福岡県宗像市田熊所在遺跡の発掘調査概要』(宗像市文化財調査報告書 第61集)

宗像市史編纂委員会(1997):『宗像市史 通史編』第一巻 自然・考古

山崎純男(2008):『最古の農村 板付遺跡』シリーズ「遺跡を学ぶ」048 新泉社

李健茂(2000):「梨花女子大学校博物館所蔵異形銅戈について」;『鶴山金廷鶴頌寿記念論叢 韓国古代史と考古学』

李相吉(2000):「青銅器埋納の性格と意味 馬山加浦洞遺跡の報告を兼ねて」;『韓国考古学報』42

李昌熙(2004):「勒島遺跡出土外来系遺物報告 勒島Ⅲ期の設定とともに」;『勒島貝塚と墳墓群』(釜山大学校博物館研究叢書 第29輯)

財団法人嶺南文化財研究院(2010):『慶山新垈里遺跡Ⅰ』

補記

2011年6月4日に韓国の全国立博物館で特別展「錦江流域の新たな力 2100年前の完州の人々」を見学し、その際に忠清南道公州市水村里遺跡出土細形銅矛と全羅北道

完州郡葛洞遺跡 8 号墓出土細形銅矛の関部に(伝)沖ノ島や(伝)公州の細形銅矛と同様な左右 1 条ずつの横突線を確認した。この 2 点の細形銅矛はいずれも袋部に環耳をもつため、(伝)沖ノ島の細形銅矛も環耳をもつ可能性が高くなった。

葛洞 8 号墓の報告書では横突線は図示されていないが、図版の細部写真には明瞭に表れている(湖南文化財研究院 2009 の図面 42、写真 57)。葛洞 8 号墓の小形甕は直口縁のため時期が細かく限定できないが、水村里の細形銅矛には最末期の円形粘土帯甕が共伴する。この円形粘土帯甕は、初期三角形粘土帯甕の時期までの存続が考えられるため、弥生時代中期初頭～前半が併行する中心時期である。こうした水村里例や葛洞 8 号墓例は(伝)沖ノ島の細形銅矛よりも先行するとみられるから、(伝)沖ノ島の細形銅矛は中期前半が中心年代となろう。

沖ノ島祭祀遺跡の再検討

4～5世紀宗像地方との関連で

小田 富士雄 福岡大学名誉教授

要旨：沖ノ島祭祀遺跡の学術調査は1954年から1971年にかけて3次にわたって実施され、沖津宮周辺に集積する巨岩群とかかわる祭祀の実態が知られた。すなわち4世紀後半に始まる岩上祭祀 岩陰祭祀 半岩陰・半露天と推移して、8～9世紀の露天祭祀で終了する。学術調査報告書刊行後40年を経過した今日、神道考古学の研究進展ともあわせて再検討すべき時期に来ている。まず既刊報告書によって成果を要約し、現在の学問的立場から批判的に評価して今後の課題を探る。つぎに既刊報告書以降明らかになってきた宗像地方の考古学的成果と照合し、沖ノ島の国家型祭祀開始前後の宗像地方における在地型祭祀の実態を探って、首長層の生成と大和政権とのかかわりについて考察を及ぼした。さらに沖ノ島第1段階(岩上)祭祀で奉献された鉄器原料としての鉄鋌奉供祭祀について、古墳副葬、鍛冶工房、祭祀などに供された事例にふれながら4～5世紀の社会における意義を考察した。

キーワード：沖ノ島祭祀遺跡、岩上祭祀、大和政権、宗像氏、宗像海人族、宗像の初期古墳・鉄鋌奉供祭祀・鍛冶祭祀、集落内祭祀・国家型祭祀

1. 第1次・2次調査の成果と評価

沖ノ島祭祀遺跡の調査は1954(昭和29)年から1971(昭和46)年までの間、3次10回にわたって実施された。ここでは一応の完結をみた1次と2次の調査について述べる。

第1次調査 1954(昭和29)年～1955(昭和30)年

第1回 1954・5・30～6・4(考古班)

鏡山(現地主任)、小田富士雄・松岡史(調査補助員)

沖津宮周辺に1～9・13号遺跡を確認し、露天祭祀(1号)と巨岩とかかわる岩陰祭祀に大別された。なかでも沖津宮の北側に接近する「御金蔵(4号)」と称される遺跡は巨岩が重なる一種の岩窟(洞穴)状構造をなし、近世に至る奉納品が収蔵されていた。

7号・8号両遺跡には南北トレンチを設けて遺跡の状況を予察して次回以降の調査に備えることとした。また、社務所周辺で縄文・弥生土器や石器を表面採集した。

第2回 1954・8・5～8・20

鏡山(現地主任)、坂本経堯・渡辺正気・原田大六(調査員)、小田・松岡・諏訪昭千代・田中忠(調査補助員)

前回調査を始めた7号遺跡・8号遺跡の全面調査と新たに発見された16号遺跡(岩上祭祀)の調査が行なわれた。

第3回 1955・6・5～6・12

原田・波多江一俊(調査員)

社務所前生活遺跡(縄文・弥生時代・土師器)の調査

第4回 1955・10・17～11・3

原田・渡辺(調査員)、久光良城(片山写真館)

現状地形図・遺跡実測図補正、撮影

第2次調査 1957(昭和32)年～1958(昭和33)年

第1回 1957・8・16～26

鏡山(調査団長)、乙益重隆・賀川光夫・原田大六・渡辺正気・小田富士雄(調査員)、木原忠(調査補助員)

今回の調査遺跡(調査担当)は、8号遺跡(渡辺・小田)、16号遺跡(乙益)、17号遺跡(賀川・原田)で、19号遺跡に鏡1面が露出していた現状を調査して本格調査は次回を期した。

第2回 1958・8・23～9・7

鏡山(調査団長)、乙益・原田・小田

前回に予察を行なった19号遺跡に集中し、余力を

② . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討

4 ~ 5 世紀宗像地方との関連で

もって8号遺跡排土中の残存遺物を採集した。また19号遺跡周辺の地形図を作成(第1図)。

以上、第1次・第2次調査の学術調査報告書は宗像神社復興期成会編に成る次の2著として刊行された。

『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡 』(1958・3)

『続沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡 』(1961・3)

玄界灘に浮ぶ孤島沖ノ島に祭祀奉納品の存在することとは、近世初期にさかのぼって「澳津宮神宝(貝原益軒『続諸社縁起』)のことが見える。近代に入っては江藤正澄(太宰府天満宮神官)が1881年(明治21)6月渡島して、「御宝蔵めぐり」と称して遺跡を巡回した¹⁾。「御宝蔵」には「御本社のみくりに立る大岩の下の雨露のかゝらさる所に神具等を納めたり夫を云」と註されていて、現在云うところの岩陰遺跡や半岩陰・半露天遺跡にあたるものであろうことがうかがわれる。さらに遺跡群のなかを巡回した様子を記しているが、この紀行文が不十分ながら遺跡の様子を初めて伝えた記録として、第1次調査時には改めて注目したところであった。昭和世代になってからは田中幸夫や豊元国の渡島調査があるが、信仰上のタブーや軍事要塞などの制約のため、沖津宮傍らの通称「御金蔵(おかなくら) 4号遺跡」が実見できる程度であり、宗像神社に保存されていた石製模造品・古鏡・金属製品の調査研究がなされるにとどまった²⁾。

以上のような考古学的予備知識をもって第1次調査に臨んだものの、未だ具体的なイメージの湧かぬままの渡島であった。沖津宮所在地は江藤正澄の紀行文にも見えたごとく、原始林の繁茂するなかにあつて高さ10mにも達するようなそそり立つ巨岩に囲まれたなかには在る。これより上手にむかつては巨岩累々と重なり、森厳な雰囲気をつたよわせている。社殿の鎮座するあたりは標高80mほどの谷状地形の末端にあたる平坦地にあたる。これより上手のやや広く安定した部分に上手から転落した巨岩が集中していて、その範囲は南北70m・東西40mほどである。社殿南のA号巨岩から上方に向かってI号に至る巨岩群が数えられ、それらの岩上や岩陰に遺物が包蔵されている様子を確認することができた。また社殿の南50mほどの参道傍らの平坦地に須恵器類が多量に散布する露天箇所(1号遺跡)がある。かくして1次調査で岩上・岩陰・露天の祭祀遺跡、さらに社務所周辺の縄文・弥生時代土器・石器表面採

集域などが確認でき、まずは祭祀遺跡の実態が知られたのであり、1次調査段階で16箇所(1号~16号)さらに2次調査で3箇所(17~19号)の祭祀遺跡が知られて、個々の巨岩が「磐座」を、それらが集合した巨岩域が「磐境」を構成している実体を知ることができた。

発掘は1次調査時にまず7号と8号の2遺跡で開始された。巨岩群の西端に沿って頂上の燈台に至る道を社殿から約50mほど登ると平坦な広場に至り、その右傍らにD号巨岩がある。岩陰遺跡を代表する南側(7号)と北側(8号)に奥深い巨岩の庇の下に形成された遺跡である。ともに幅広い庇のもと、遺物の出土幅も広いので、将来の本調査に備えて予察的なトレンチを設けた(第2・3図)。

7号遺跡では、道に近い西端寄りに1×9mの南に延びるトレンチを設けたところ、幸運にも金製指輪や金・銀製釧などの装身具、金銅製馬具類(心葉形・棘葉形杏葉、歩揺飾雲珠、鞍金具、玉虫翅飾帯金具など)の発見に恵まれた。この時点で、慶州の新羅古墳の出土品の系譜をひく交流資料であることが予測されて緊張感は一層高揚した。遺物包含などの層序構成などの予察を考えていたのであるが、表面をおおう落葉や薄い腐葉土を除去するとただちに遺物が現われ、しかも散乱状態であることが知られた。地盤上を若干整地して遺物を並べ置いた状態が本来の祭祀の姿であったのである。現在島に生息するオオミヅナギ鳥は毎夜この岩陰を利用して憩っており、その折に地面を攪乱するために遺物の攪乱を生じていたと思われる。出土品を社務所に帯帰すると、これを見た当社の前田神主は社務所の片隅からバケツを持参してその中に収納していた同類の馬具を示されて私どもを驚かした。なかには雲珠と心葉形杏葉が接続した状態のもの(『沖ノ島』図版八〇・第52図-1)があつて注意をひいた。前田神主によれば、雨降り後などの見回りの際に露出していたり、燈台員が道を上下した折に発見した際に採集したものという。いずれも7号遺跡西端付近での表面採集品である。以上の結果をまとめると、2次調査の成果も参照して、新羅系金属製の装身具や馬具類は7号遺跡の西端寄りに奉納されていたことがうかがわれる。

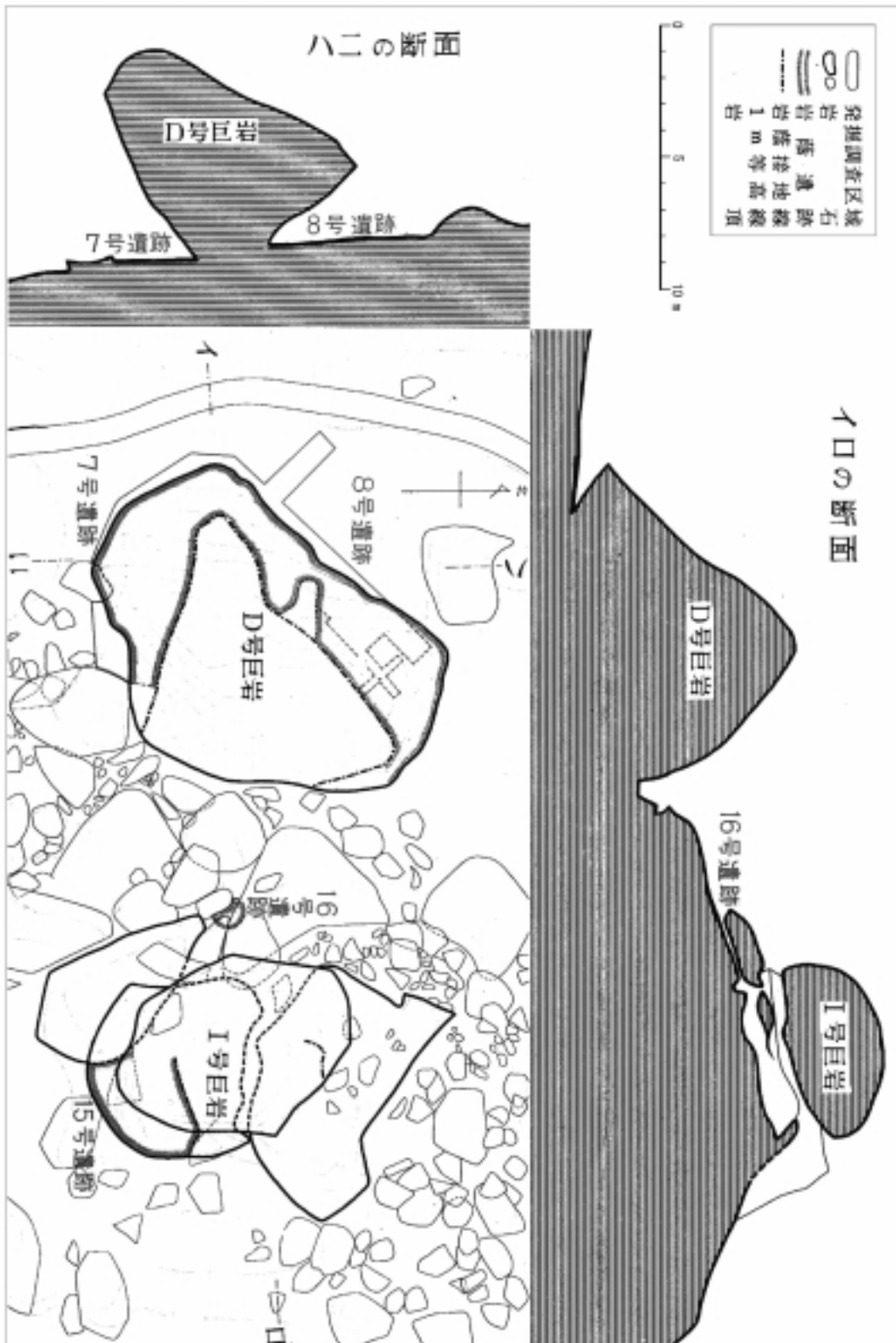
同じD号巨岩の北側岩陰に構成された8号遺跡も、7号遺跡と同じく奥深い岩陰遺跡である。東西に長い



第1図 沖津宮附近の祭祀遺跡(1次調査段階)

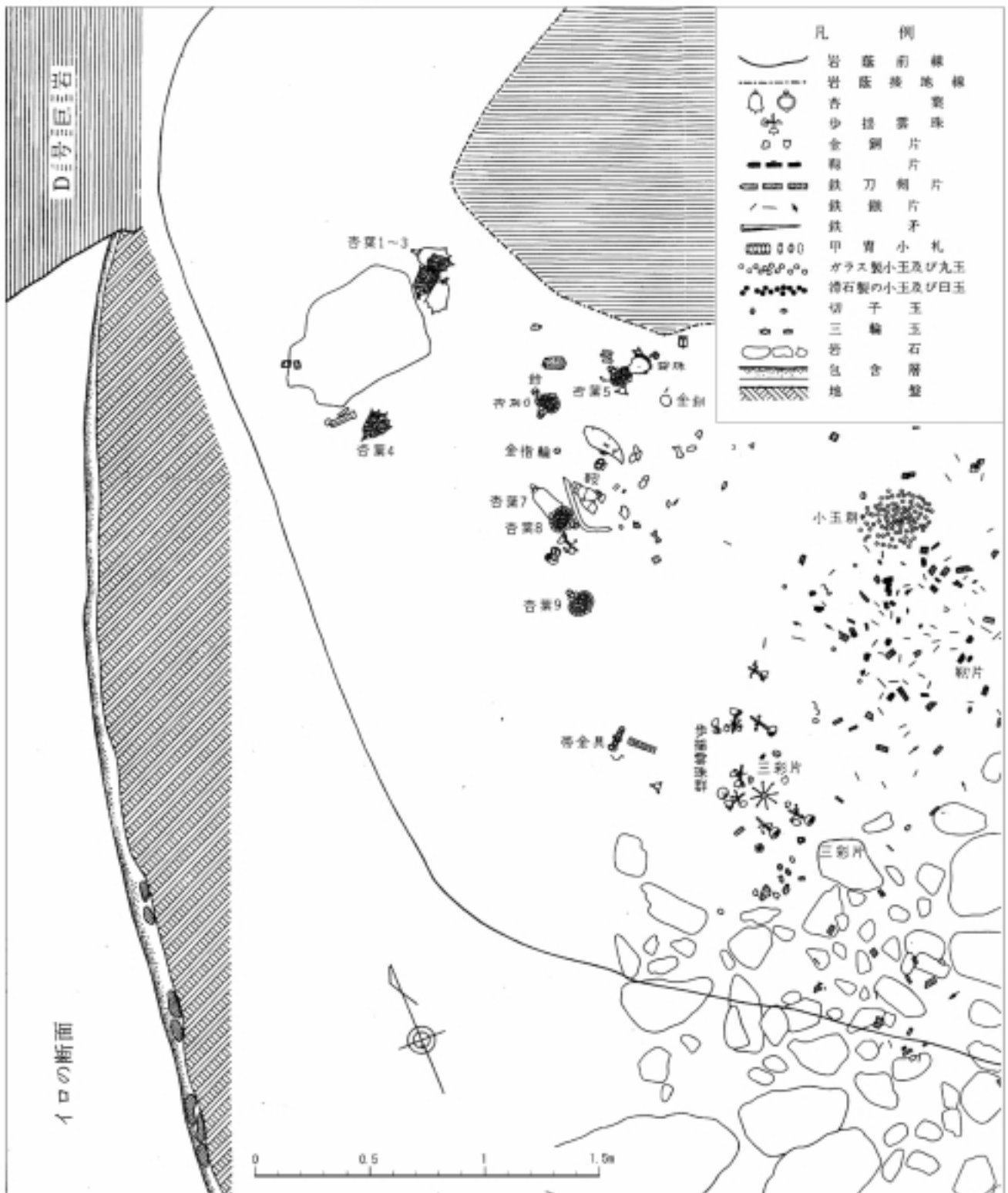
(『沖ノ島』第12図より)

② . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討
 4～5世紀宗像地方との関連で



第2図 D号及び1号巨岩附近地形図

(『沖ノ島』第13図より)

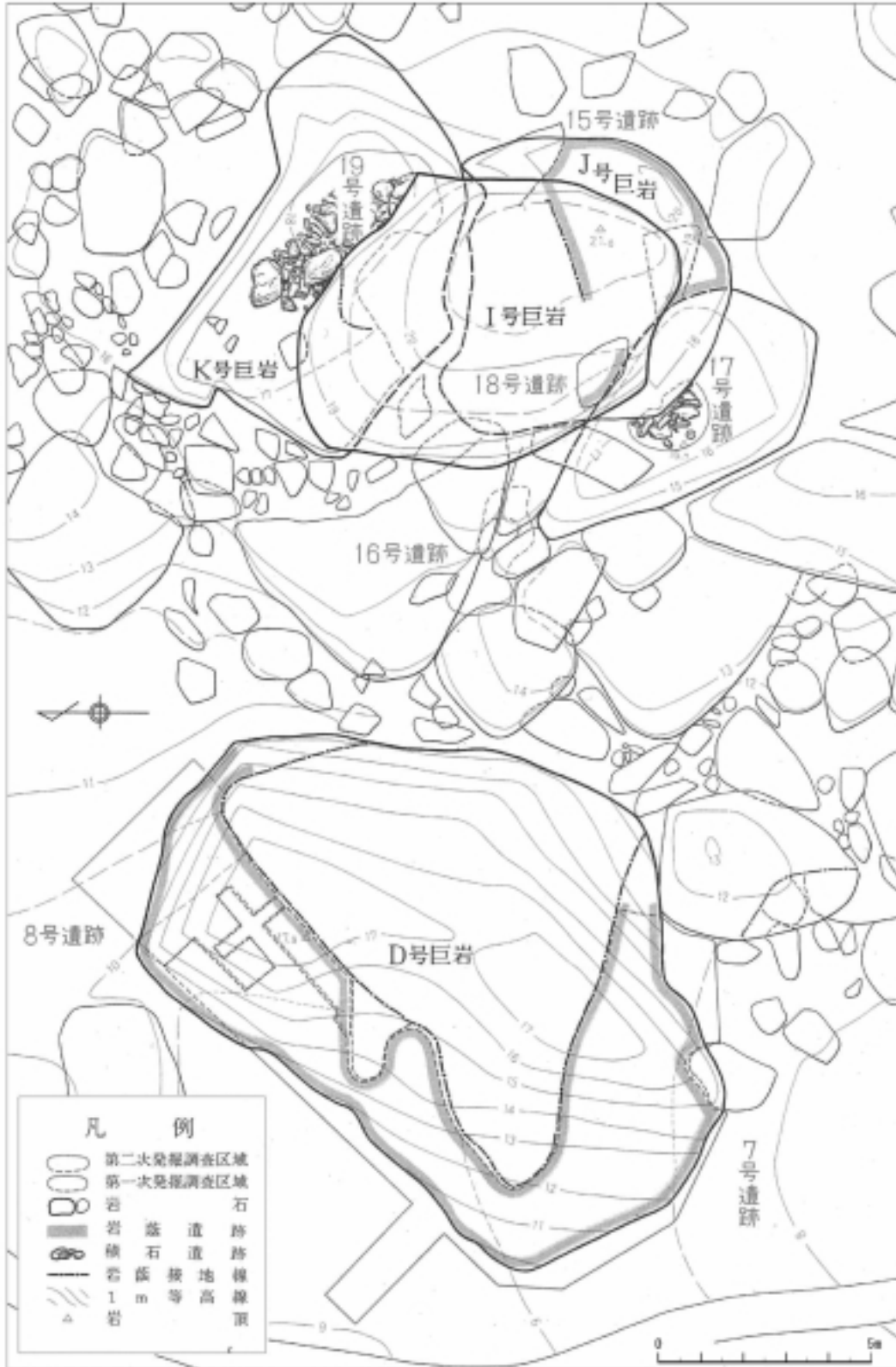


第3図 第七号遺跡西端部の遺物配置図

(『沖ノ島』第17図・1958より分載)

② . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討
4 ~ 5 世紀宗像地方との関連で

岩陰接地線のほぼ中央に小岩があり、この東側に接地線と平行(0.3×4 m)、直交(0.3×2 m)のトレンチを設けた(第4図)。地表から地盤に至る状況は7号遺跡のトレンチ所見



第4図 I号巨岩・D号巨岩付近の地形図

(『続沖ノ島』第1図より)

と同様であり、鉄刀剣破片と付属金具、ガラス製大形切子玉、碧玉製勾玉、ガラス碗片・滑石製白玉・小玉などが発見された。

以上の1次調査の予察成果を承けて本格的な2次調査が1957年から翌年にかけて再開された。8号・16号遺跡の継続調査と、新たにI号巨岩周辺の17号・18

号・19号遺跡の調査が行われて、岩上祭祀段階がI号巨岩周辺に集中していること(九州地方の古墳でも例をみない多くの銅鏡21面奉獻)。銅鏡・鉄製武器・装身具など前期～中期前半の古墳副葬品と共通する遺物が主体をなすことなどが指摘できる(第1表)。

さらに遺物の種別ごとに編年を検討した原田大六調

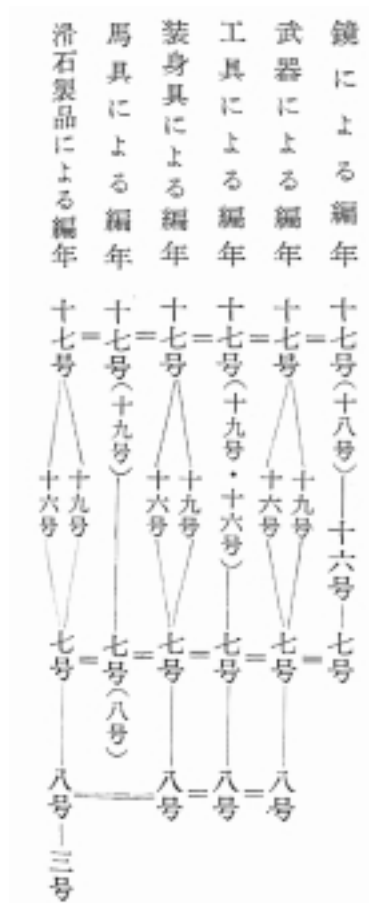
第1表 1次・2次調査遺跡出土遺物一覧 (『続沖ノ島』279項より)

遺物	七号		九号		六号		七号		八号	
	遺物	数量	遺物	数量	遺物	数量	遺物	数量	遺物	数量
沖ノ島	変形方格規矩鏡	7	変形内行花纹鏡	1	変形方格鏡	1	珠文鏡	1	盤電鏡	1
	変形内行花纹鏡	3	鏡(形式不明)	1	変形内行花纹鏡	1	鏡(形式不明)	1	変形方格規矩鏡	1
	盤電鏡	2			変形三角縁神獸鏡	1			変形文鏡	1
	変形文鏡	1			素文鏡	1				
	変形圓象鏡	2								
	変形三角縁神獸鏡	3								
	変形圓象鏡	1								
	変形圓象鏡	2								
	変形圓象鏡	1								
	変形圓象鏡	2								
武器	鉄鏡		鉄鏡		鉄鏡		鉄鏡		鉄鏡	
	剣刀	7	剣刀	5	剣刀	10	剣刀	7	剣刀	6
	鉄	5	鉄	10	鉄	1	鉄	13	鉄	9
祭器	子	3	子	10	子	17	子	11	子	28
	鉄		鉄	3	鉄	5	鉄		鉄	58
										72
記遺物	玉(碧玉)	1	玉(碧玉)	2	玉(碧玉)	3	玉(真珠?)	1	玉(碧玉)	2
	玉(碧玉)	10	玉(碧玉)	9	玉(碧玉)	2	玉(水晶・ガラス)	16	玉(碧玉)	1
	玉(碧玉)	75	玉(水晶)	1	玉(碧玉)	93	玉(ガラス)	535	玉(碧玉)	1
	玉(碧玉)	2	玉(碧玉)	76	玉(ガラス)	287	玉(水晶)	15	玉(碧玉)	1
	玉(碧玉)	1	玉(ガラス)	300	玉(碧玉)	2	玉(水晶)	1	玉(碧玉)	1,432
	鉄	4	鉄	3	鉄	6	鉄	1	鉄	844
出土										
器具										
土器										
表										
器										

② . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討

4 ~ 5 世紀宗像地方との関連で

第2表 沖ノ島1次・2次調査遺跡の編年案
(『続沖ノ島』276頁より)



査員は、それらを対比して第2表に示すような総括的遺跡編年案を提示した。その基本となったのは17号遺跡と7号遺跡であり、前者を古墳時代中期初頭、後者を古墳時代後期前半に推定した。そしてこの編年が祭祀遺跡の成立順序を示すものとされている。なお18号遺跡については全貌未見段階であるからとしながらも17号と19号(16号)遺跡の中間に位置すると仮定した。

つづいて質量ともに群を抜く祭祀遺物の特徴としてつぎの10項目に整理された(『続沖ノ島』p. 277~285)。

- ①遺物の軽重、②高級品の含有、③遺物の多様性、④遺物の夥多性、⑤古墳副葬品との類似性、⑥豪華な遺物、⑦祭祀祭場、⑧農具と漁具の皆無、⑨沖ノ島特有の遺物、⑩祭祀の頂点。

①では質量から17号・7号・8号 16号 19号の順に重 軽のランクを宛て、これは「祭りの身分差」でなく「祭祀自体の軽重差」とみている。②の該当品には銅

鏡・新羅系馬具類・ガラス碗などをあげている。④では銅鏡・鉄製武器・雛形武器・馬具・滑石製玉類などをあげて、古墳副葬品の夥多性に似るとする。⑤では前期から後期にかけての古墳副葬品のセットが、そのまま祭祀用品にあてられていて、「財宝そのものが祭祀品になった」という指摘をさらに一歩進めて、「巨大古墳の被葬者は生前司祭者であり、財宝はすべて政治的祭祀用具に使用していた(p. 284)と理解する。⑥では21面の銅鏡(17号遺跡)をあげて、「巨大古墳の前期的副葬品そのままを祭器として祭祀したという沖ノ島祭祀は、大和朝廷の祭祀以外に考えられぬことで、さればこそ「古墳文化における政治と祭祀をマツリゴトの同義語としている意味」が理解できると指摘(p. 284)。⑨では滑石製形代(人形・馬形・舟形)・小型有孔壺・同杯をあげて、「これ等が新しく古墳文化終末に姿を見せるということは、民間信仰が全国津々浦々に激増すると、その影響を受けて、民間信仰的な素材で以て沖ノ島独特の祭器が出現したもの(p. 285)と考えている。⑩では沖ノ島祭祀の最盛期を「古墳文化中期初頭から終末の間」と推定し、大和朝廷による祭祀であったが、「古墳文化の末期でもあり、朝鮮半島における軍事から手をひいた七世紀中葉(663年)以降は、多く宗像氏が代ってこれを執り行うようになったのではあるまいか。祭祀遺物がその後は段違いに粗末になり、民間信仰の遺物以上に出なくなるのはそれを語っている(p. 285)とされた。

また調査全般を総括した鏡山猛団長は、遺跡の種類を①岩頂遺跡(16~19号)、②岩陰遺跡(7・8号)、③露天遺跡(1号)に大別され、①・②を古墳時代前~中期に、③を古墳時代後期に比定した(p. 286~288)。そして①・②と、「須恵器を中心とする後期遺跡」の③は分けて考えるのが適当であると指摘している。さらに21面の銅鏡を出した17号遺跡や、7号・8号遺跡にみる 後期古墳の副葬品量をはるかにしのぐ在り方から、祭祀遺跡の規模の大きさに注目して「宗像神の祭祀が地方的独立勢力のみを背景として成立したものではなく、大和朝廷の国家神として成立したことがうかがえる(p. 288)と指摘され、あわせて祭祀遺物と古墳副葬品が対比されることにふれて、「古墳の祭祀的性格」を「反省(「再考」の意か)する必要があること。しかし祭

祀する側が「神霊と死霊が同一と考えれば異った結果を示さないかも知れない(p.288)ことなどの問題提起とその解明指針を示されたことは、その後の神道考古学の進展ともあわせ考えて先進的な見通しと提言であった。

一方、さきにあげた原田の祭祀遺物の特徴10項目中の⑨・⑩については、報告書刊行以後40年を経過した考古学の現段階では補訂すべき内容も少くない。当時の考古学会の時期区分観は、1966年刊『日本考古学』Ⅳ・Ⅴ(近藤義郎・藤沢長治編：古墳時代上・下 河出書房)に拠っていた。すなわち古墳時代を前後の2時期に大別し、前期をさらに4期(Ⅰ～Ⅳ期)、後期を3期(Ⅰ～Ⅲ期)に小区分した。従前の3区分観に対比すれば前期はⅠ・Ⅱ期、中期はⅢ・Ⅳ期に包括される。また後Ⅲ期を分離して終末期が立てられるようになったのは1970年代以降、奈良県高松塚調査を直接的契機にしている。原田が「古墳文化の末期」と表現したのは後Ⅲ期にあたり7世紀代に比定され、今日いうところの終末期にあたる。沖ノ島祭祀における露天祭祀段階(1号遺跡)である。原田説では、⑨で岩上・岩陰祭祀段階における②や⑥該当遺物と、露天祭祀段階遺物との質的差違を重視するあまりに、これを司祭者側の身分格差におきかえて、後者を「段違いに粗末になり、民間信仰の遺物以上に出なくなる」という歴史的評価感を示し、その転機を663年の朝鮮半島白村江の敗戦による大和政権の後退に求めた。すなわち7世紀中葉以降大和政権の司祭から、地方豪族宗像氏の司祭に移ったとする見解であった。しかしこのような原田説は多彩豪華な奉獻品のみられた古墳時代の国家祭祀観を、そのまま沖ノ島の歴史時代祭祀段階にまで及ぼそうとしたところに誤りがあったのである。当時まだ1号露天祭祀遺跡にまで調査が及ぼされていなかったにもかかわらず、表面採集されたごく一部の遺物(⑨にあげられた品目)ですべてを類推断定した点にある。鏡山もまた、岩頂・岩陰段階と露天段階は分けて考えるべきであることを指摘されたが、それ以上には踏みこまれなかったのは今にして穏当であったと思う。そしてまだ当時この問題を明快に論断すべきまでに、神道考古学の研究段階が到達していなかったことも大きかったことを配慮すべきであろう。結論的にいえば、

古墳時代と歴史時代の祭祀内容の変化にまで思い至らなかった点にある。すなわち原始神道段階から歴史神道段階への転換、今日いうところの律令制祭祀への転換という視点に発想を改めねばならなかったのである。このことについては改めて後述したい。

2. 第3次調査の成果と評価

第2次調査の終了後10年を経過している間に、宗像大社復興期成会による大社の社殿境域の整備事業は1971年(昭和46)に完了した。これとあい前後して三たび沖ノ島祭祀遺跡学術調査の議が起り、1969年(昭和44)9月に編成された。その概要は以下のとおり。

第3次調査 1969(昭和44)～1971(昭和46)年

岡崎敬(隊長)、松見守道・小田富士雄(副隊長)、佐田茂・松本肇・弓場紀知・辻和毅・井上団平・阿久井長則・橋昌信・前川威洋・黒野肇・伊藤奎二・柳田康雄・沢皇臣・橋口達也・真野和夫・武末純一・岩崎二郎・日隈徹・吉村政義(調査員)

第1回予備調査 1969・4・2～7

島内を巡回し、5号遺跡で携行した電波金属探知機を作動させてみたところ大きく感知した。その地点を発掘して金銅製龍頭2個を発見し、出土の写真を撮って持ち帰った。

第2回予備調査 1969・5・8～28

今回の調査員のほとんどが前回より若い世代となり、島の初体験者であるので、島内の巡回、遺跡周辺・兵舎跡・大麻畑・社務所付近など2万5千坪の測量用杭打ち作業、測量作業などを実施し完了させた。

第1回学術調査 1969・9・28～10・20

5号・6号・正三位社前遺跡・社務所前(縄文・弥生)遺跡調査を実施した。C号巨岩に抛る南側が5号遺跡、北側が6号遺跡である。5号遺跡はC号巨岩を母岩とし、南はB号巨岩で遮断されて三方を囲まれて西に開いた平坦地が祭場となる。高さ10mにも及ぶ巨岩が形成する庇前端に至る傾斜は屹立ぎみで祭場の半分は露天となる。かくして半岩陰・半露天形式が設定された。さらに祭祀遺物に金銅製龍頭・唐三彩・金銅製雛形品(人形・紡織具)・雛形鉄刀・須恵器・土師器などが主体をなし、岩陰祭祀段

② . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討

4 ~ 5 世紀宗像地方との関連で

階と大きく様相を異にしている。これらを勘考して、岩上・岩陰段階から露天段階にいたる過程のなかにこの段階が設定され、祭祀遺物の内容からも7世紀代に歴史神道期に転換してゆく過渡段階に位置づけられる重要な成果をもたらした。なお、社務所の南端崖面近くの正三位社前崖面に、鉄鋌や土師器を包含する遺構があり調査したが、その後風化崩落して消滅した。

第2回学術調査 1970・5・5 ~ 25

4号・21号・20(+14)号・1号遺跡を中心に調査した。21号遺跡は高さ5mほどの巨岩上の緩傾斜面に小割石で約2.5m平方の方形祭壇遺構がのこされていた。遺物から5世紀中頃以前に比定され、岩上祭祀段階の下限を示している。4号遺跡は「御金蔵」の通称ではやくから祭祀遺物が知られ、また近代に至るまで奉納品が収められてきた。1次・2次調査では「岩窟」と称せられた洞穴遺跡状を呈するが、2個の巨岩が転落して重なり、南と西に出入口をもつL字状平面をなすので岩陰遺跡に含めることとした。さらに下層には縄文時代の土器・石器の生活遺跡があり、これは次回調査を期した。20号遺跡は小規模な半岩陰・半露天遺跡で、前面急傾斜をなすので、1次・2次調査時に斜面で発見された土器群を14号遺跡としていたが、20号遺跡の露天部から滑り落ちた状態であることがわかった。したがって14号遺跡土器群は20号遺跡に加えて、14号は欠番とした。なお沖津宮の南西に位置する最大の1号露天遺跡はおびただしい量の須恵器が集積している。表面清掃して前面露出し、土器の間を一部掘り下げると、奈良三彩小壺・皇朝銭(富寿神宝)などが発見された。この遺跡の重要性が改めて認識されたので、本格調査を次回に託すこととした。ここに1号遺跡が8~9世紀前半に至る掘り所を得たのであった。

第3回学術調査 1970・9・26 ~ 10・20

1号・4号遺跡は前回からの継続調査であり、さらに周辺の地形測量調査中に発見された22号遺跡を調査した。この遺跡は最も離れた場所に在り、D号巨岩の北東60m余、標高85mあたりの岩陰遺跡である。1号遺跡は(東海)側に傾斜する露天遺跡で表面に土器類が南北10m・東西9mにわたって散布している。

2m単位の方眼を組み南北8m・東西6mの交叉する調査区を設定した。おびただしい須恵器が堆積し、奈良三彩有蓋小壺(17個)・金属製品・滑石製品などが包蔵されている。遺跡全体の発掘はできなかったが大勢を知るには支障ない成果をあげることはできたと思う。「富寿神宝(818年初鑄)の発見は、祭祀が9世紀代にまで及んでいる確証として重要である。22号遺跡は岩陰遺跡の典型ともいべき遺跡で、石組祭壇とその外側に須恵器・土師器を並べ置いたことが知られ、雛形金銅製品・滑石製玉類が発見されて、5号遺跡に近い年代が推定されて、岩陰遺跡段階の下限が7世紀代にまで及んでいることが知られた意義は大きい。

第4回調査 1971・5・9 ~ 18

学術調査は前回で終り、各遺跡の点検・後始末、将来の整備に備えて禁足区域の設定などの作業を行なって終了した。

第3次調査は予備調査段階で偶然発見された金銅製龍頭一対(5号遺跡)によって、多大の期待をもって開始された。これまで岩上祭祀・岩陰祭祀・露天祭祀の3段階が設定されていたが、新たに露天祭祀の前に半岩陰・半露天祭祀段階が設定されることとなった。また21号遺跡(岩上祭祀)・22号遺跡(岩陰祭祀)の調査が追加されたことによって、岩上祭祀の下限が5世紀中頃に、岩陰祭祀の下限が7世紀前半頃に比定される掘り所を得ることができた。さらに5号遺跡では外来系遺物が、岩陰祭祀段階にみられた朝鮮半島(新羅)系の金属製遺物が後退して、中国(南朝~唐)系遺物が登場してくる顕著な替現象がみられる。一方、22号・5号遺跡で急増する金属製雛形品が、伊勢皇太神宮の祭祀品と通ずる内容を示し、その萌芽期にあたることから「律令祭祀」の先駆的位置付けとなることが考えられるに至った。加えて第3次調査後に、民間美術コレクターが10数年前に伝沖ノ島出土品として購入していた多くの遺物が公表された。なかでも凝灰質頁岩製の石釧・車輪石各1個と銅鏡3面が18号遺跡、子持勾玉2個と銅鏡9面が21号遺跡と推定(うち銅鏡3面は確定)された。これによって沖ノ島出土の銅鏡は第3表に示すように総計54面を数えるにいたった。

第3表 沖ノ島祭祀遺跡出土鏡一覧
 (『宗像・沖ノ島』本文524頁より)

	計	形数	産 地					
			三角縁 神鏡類	方格鏡	連部式 鏡	高麗鏡	その他	
岩 上 遺 跡	16号	4	0	1	1	1		1
	17号	21		7	7	3	2	6
	18号	9+3	2	4+2	+1			3
	19号	2				1		1
	21号	4+2	1+2				1	2
岩 陰 遺 跡	8号	3	1		1			1
	7号	2						2
	16号	1						1
	23号	1						1
	4号	2						2

また2次調査段階で、原田大六が未調査のままに一部知られていた遺物から、民間祭祀に下降したと断じた1号遺跡についても調査を実施してみると、奈良三彩小壺12個・唐式鏡1面・皇朝銭(富寿神宝)1枚などが発見されて、祭祀遺跡の終焉に至るまで国家祭祀の性格を持続していたことが実証された。なかでも22号・5号・1号遺跡に顕著な金属製雑形品の系譜が、『皇太神宮儀式帳』や『延喜式』にみる伊勢皇太神宮の神宝に継承されていて、いわゆる律令祭祀の原型と見なしている重要な結果を引出すにいたった。原始神道から歴史(神社)神道への転進の原点が求められる意義は大きいものがあり、のちに井上光貞からも「律令的祭祀」、ないしその「先駆的形態」と評価されることとなった³⁾。

以上のように第3次調査がもたらした成果は第1・2次調査を補充し、それを越えるものがあって沖ノ島祭祀遺跡調査を終了した。その学術報告書は全3冊として1979(昭和54)年に刊行された。

第三次沖ノ島学術調査隊編『宗像沖ノ島』本文・図版・史料

この報告書本文では正三位社前・1号・4号・6号・18号・20号・21号・22号・その他(3号・15号・23号)の祭祀遺跡調査が報告されて、岩上 岩陰 半岩陰・半露天 露天の4祭祀段階と序列が確定した。考察編では祭祀遺物の章で鏡・金銅製龍頭・鉄鋌・鑄造梯形鉄斧・施釉陶器(唐三彩長頸花瓶・奈良三彩小壺)・金属製雑形祭祀品・滑石製祭祀品(子持勾玉・形代)・1号遺跡土器がとりあげられたが、武器・甲冑・新羅系金銅製品(金製指輪・金銅製馬具など)・鉄製雑形品(武器・工具など)などはふれられず、また玻璃碗

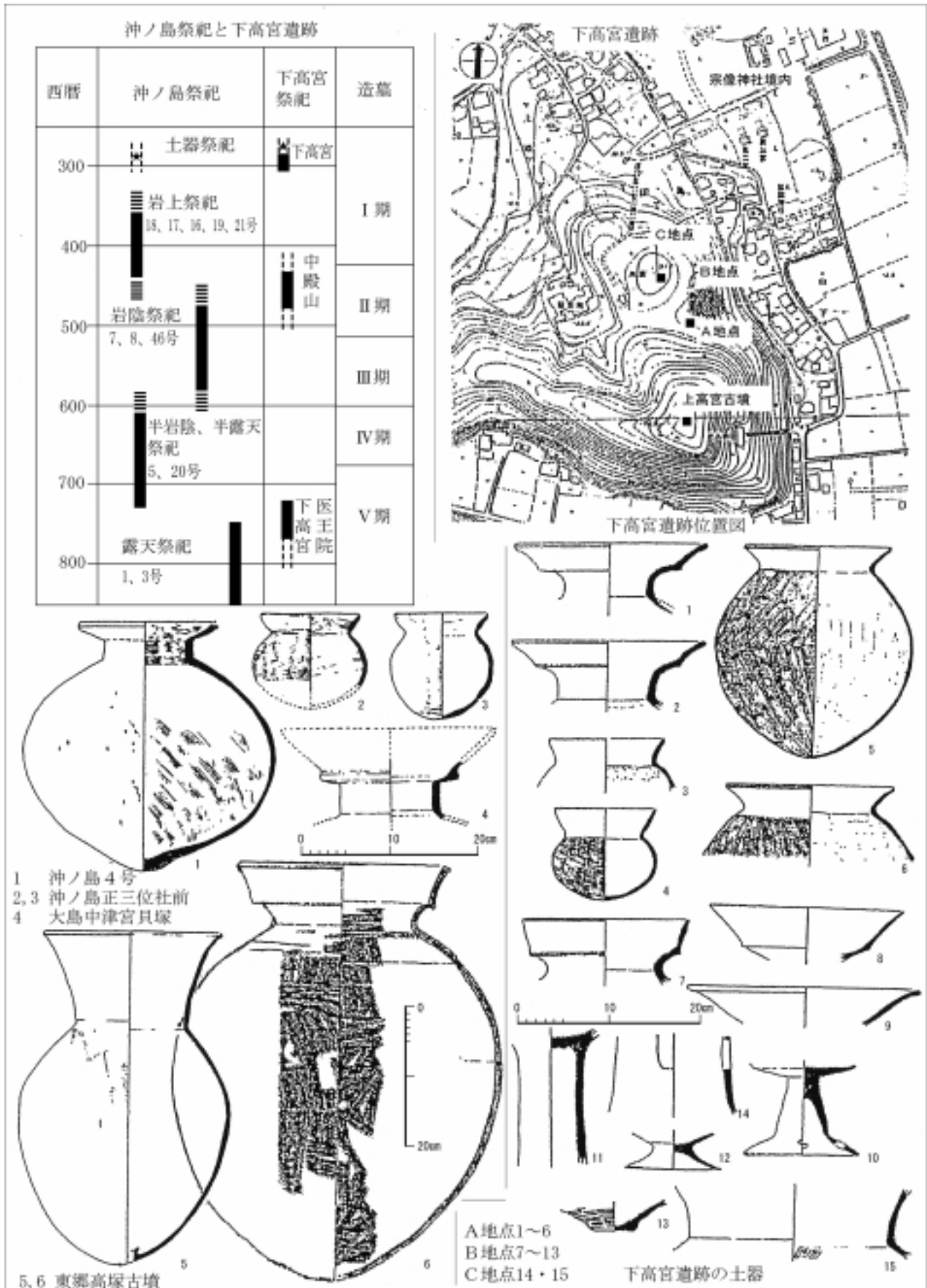
(8号遺跡)についてはコラム的扱いに終わった。総じて当時としては注目をひいた外来系遺物や珍らしかった雑形品や滑石製の子持勾玉・形代(人・馬・舟)などがとりあげられた。このことは多分に調査隊長をつとめられた岡崎敬の専攻が中国・朝鮮半島に主体をおく東アジア考古学であったことに拠っていたと思われる。上記したふれられなかった祭祀遺物、なかでも鉄製雑形品などは金属製雑形祭祀品・滑石製祭祀品ともあわせてとりあげることによって、祭祀観の変遷などの重要な課題に迫りえたのではなかろうか。多岐にわたって展開された3次調査の報告書ではあったが、古代祭祀の実態を析出する作業が残されてしまったことが調査関係者の1人として反省されるところである。

3. 沖ノ島祭祀の開始と宗像

沖ノ島の祭祀が4世紀後半に始まり、その内容が大和政権のかかわる国家型祭祀であったこと。その契機と以後の経緯が朝鮮半島における三国の抗争とふかかかかっていたことなどは今日ほぼ定説化しているといつてよかろう。一方、沖ノ島祭祀は本来この地域で活動していた海人族の信仰であり、これを統率する宗像氏が司祭するにいたったと考えるのが大方の説である。そして朝鮮半島の抗争に4世紀後半から介入するにいたった大和政権が、沖ノ島祭祀に関与して国家型祭祀に昇格することになったといわれている。ここに沖ノ島国家型祭祀の始まりと前後する宗像地方の在地型祭祀について、考古学的視点から明らかにすることが必要になるかという問題が提起されてくる。これについては第3次調査報告書(総括編第2章2)でも若干ふれられているが、さらに花田勝広によっても詳しくふれられている⁴⁾。

花田(補注4)花田論文a)は1970年以前、宗像市田島の下高宮丘陵が畑地であった頃の溜池(A地点)と畑地(B地点)で採集した土師器と、下高宮祭場東側(C地点)で採集した須恵器について紹介している。A地点は「下高宮祭場南30mの畑地で溜池断面に」複合口縁壺(第5図-1・2)が転立し、甕(5)が正位に並んで発見され、3・4は溜池内に転落していた(第5図)。B地点では複合口縁壺(7)・高杯(8~11)・脚台

② 沖ノ島祭祀遺跡の再検討
4～5世紀宗像地方との関連で



第5図 沖ノ島祭祀と下高宮遺跡

(註4文献2003より抜粋作成)

(12)・甕底部(13)。C地点は下高宮祭場東側雑木林の中で、楕円形透孔ある器台(14)と甕(15)が採集された。A地点土器は布留式最古段階、B地点もそれに近く7は山陰・鍵尾式に比定され、C地点のものは下高宮祭祀遺跡の8世紀代の祭祀品とされた。古墳時代前期初めのA・B両地点土師器を集落・墓跡・祭祀などに伴う可能性を指摘した。沖ノ島祭祀開始期にほぼ対応すると考えられている宗像地域の東郷高塚古墳⁵(前方後円墳・全長64m)の土師器壺(5・6)はA地点土師器群に後続する位置づけとなる。

下高宮祭祀遺跡からは滑石製白玉・土製丸玉・滑石製の人形2個・馬形1個・土師器・須恵器などが発見されていて、沖ノ島露天祭祀相当期の祭祀が行なわれたことが知られる。また下高宮の西南斜面、**医王院の裏**(俗称寺下)からは滑石製の白玉・平玉・滑石製舟形3個が発見されていて、さきの下高宮遺跡とあい似た時期と内容の祭祀が推察できる。また下高宮の東北方にのびた台地の先端にあたる**第三宮跡**があり、1935(昭和10)年に採土中にその近くの**中殿山小丘**から仿製鏡2面・滑石製短甲・土師器・須恵器が発見された。仿製鏡や現存する石製短甲からは5世紀代にほぼ相当する祭祀遺跡の存在が推察できる⁶。下高宮南の宗像山山頂には**上高宮古墳**があり、5世紀前半代に比定されている⁷。以上のような下高宮遺跡周辺の遺跡の在り方を総合して、花田は「下高宮土器出土地 上高宮古墳 中殿山祭場 下高宮・医王院祭場」の順に推移した流れを提示している(補注4)花田論文b・p.143)。一方、沖ノ島4号祭祀遺跡出土と伝える壺⁸(第5図-1)や大島中津宮境内貝塚出土土器⁹(第5図-4)など

の古式土師器も注意される。これらを総合してくると、下高宮、大島、沖ノ島などで、沖ノ島祭祀の岩上祭祀が始まる以前から土器を主体とした祭祀が行われていた公算はきわめて高くなっていく。すなわちこれまで宗像地域に登場する大型の東郷高塚前方後円墳以前に比定される時期であり、当地の有力首長(在地首長宗像氏の始祖クラスに比定される)による土器を中心とする在地型の航海神祭祀が想定されてくるであろう。

このようにたどってくると、畿内型古墳に比定される東郷高塚古墳以前となる宗像地域の前期古墳について知る必要がある。さいわい近年この方面について2つの発掘調査成果が公刊されている。1つは宗像市田瓜ヶ坂遺跡¹⁰(1997年調査)、もう1つは宗像市徳重本(ほん)村(むら)遺跡¹¹(1999年調査)である。

田久瓜ヶ坂遺跡は複雑に錯綜する谷地形とそれらを囲いこんで走向する丘陵(山林)上の1~7区にわたって39基の墳墓が調査された。ここではそのうち1区についてとりあげる。丘陵頂部(標高50.04m)に前方部北向きの前方後円墳(1号墳)・円墳(2号墳)の存在が知られた。さらに発掘調査によって円墳2基・石蓋土壙墓1基・土壙墓5基・木棺墓1基などが発見された(第6・7図)。

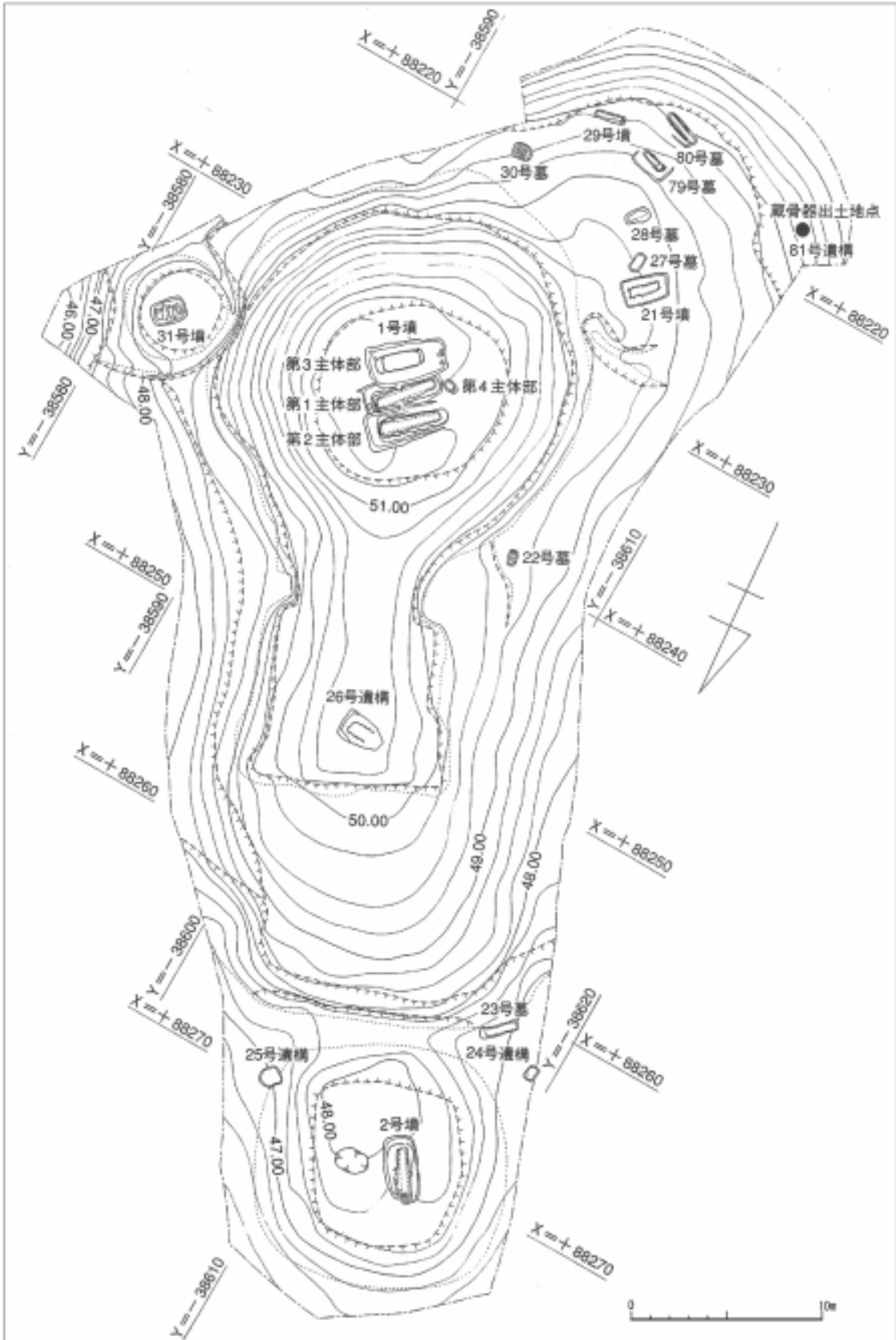
なかでも古式の特徴を示している前方後円墳は全長30.7mで、かなり地形制約をうけつつも、北および東に釣川の形成する平地が望まれる眺望適地に位置している。この1区に所在する古墳(前方後円墳1基・円墳3基)について、その内部主体とあわせて整理された一覧表を示しておこう(第4表)。

前方後円墳の主体部は墳丘主軸と、直交よりやや斜交

第4表 田久瓜ヶ坂遺跡古墳・主体部計測表¹⁰(『田久瓜ヶ坂』1999所収第3表より抜粋作成) 単位 m

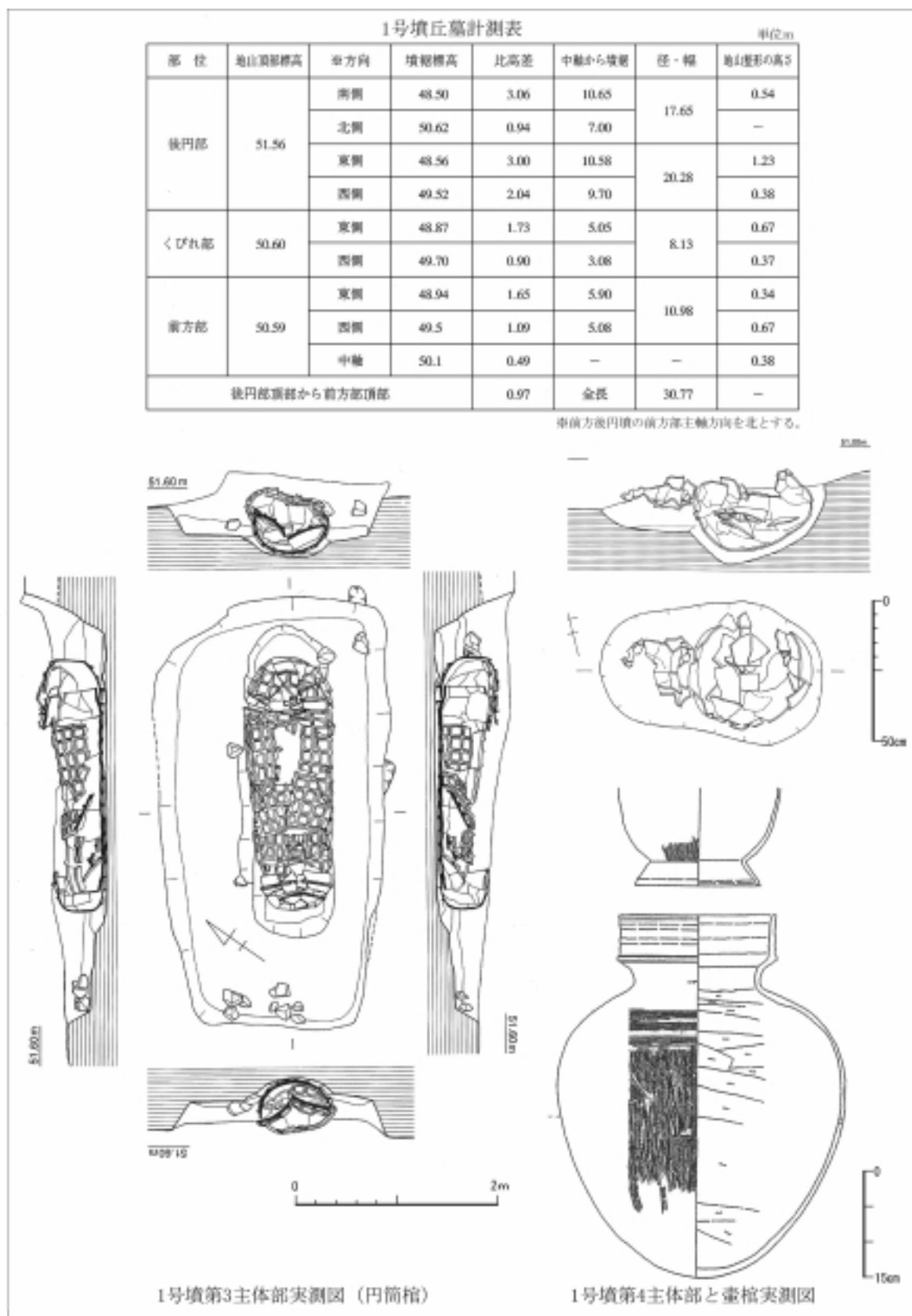
古墳番号	区	墳形	墳丘規模		主体部	埋葬形態	墓室規模			埋設壕		木棺内法		主軸
			全長	墳高			長軸	短軸	深さ	長軸	短軸	長軸	短軸	
1号墳	1区	前方後円墳	第7図参照	2.2	第1主体部	粘土柳葉竹木棺	推定4.40	推定2.14	0.45	3.8	0.75	推定3.25	推定0.70	N58° E
1号墳	1区	前方後円墳			第2主体部	粘土柳葉竹木棺	推定4.85	1.96	0.68	3.76	0.83	推定3.49	推定0.83	N62° E
1号墳	1区	前方後円墳			第3主体部	円筒棺	4.17	2.21	0.8	3.07	0.79	—	—	N65° E
1号墳	1区	前方後円墳			第4主体部	壙棺	0.78	0.52	0.52	—	—	—	—	N75° W
2号墳	1区	円墳	12~11	2.2	第1主体部	割竹形木地蓋型	3.42	1.77	0.66	2.79	0.66	推定2.40	推定0.50	S26° W
21号墳	1区	円墳	6	1	第1主体部	石棺平型穴式石室	2.45	1.4	0.45	—	—	1.52	0.4	N62° E
31号墳	1区	円墳	5.5	1	第1主体部	石蓋土壙墓	1.82	1.3	0.6	1.07	0.2	—	—	N60° E

② . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討
 4～5世紀宗像地方との関連で



第6図 田久瓜ヶ坂遺跡(1区)遺構配置図

(『田久瓜ヶ坂』1999より)



第7図 田久瓜ヶ坂遺跡古墳計測表・1号墳第3・第4主体部実測図(1区遺構配置図)
 (『田久瓜ヶ坂』1999より抜粋作図)

② . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討

4 ~ 5 世紀宗像地方との関連で

する3基の棺(割竹形木棺2・円筒棺1)とこれらと直交に近い壺棺1基から成る。各棺墓壙の重複状況からみると第1主体部が最も古く位置付けられる。出土遺物では

- 第1主体部 銚1・鉄斧1・刀子1
- 第2主体部 銚1・鉄斧2・鋤先1・刀子4
- 第3主体部 刀子5
- 第4主体部 刀子1

第1・第2主体部は割竹形木棺(粘土槨)でその内法長は3.25m(第1)と3.49m(第2)である。第3主体部は表面に格子状突帯を貼りつけた円筒棺(全長192.5cm)の上下に椀形蓋を被せたもの。第4主体部は複合口縁壺を棺身にして甕を挿入した被せ蓋式壺棺である。

当遺跡全区(1~7区)で発見された古墳時代の埋葬施設は39基で、その内容は割竹形木棺(粘土槨)3・円筒棺1・壺棺1・割竹形木棺(直葬)3・組合木棺墓1・石棺墓4・石蓋土壙墓12・土壙墓10・石棺系竪穴式石室1・横穴式石室3である。これらのなかで割竹形木棺(粘土槨)3基は1号墳(1区)の第1・第2主体部と、38号墳(7区・内法長4.81m)で、前者は前方後円墳、後者は大型円墳(径25.5m)である。これらの全埋葬施設について階層差の視点から第5表に示すような結果を提示している。

すなわち、割竹形木棺(粘土槨)は在地の代表的首長墓に採用されている。なかでも1号墳では1主体部第2主体部第3主体部(円筒棺)第4主体部(壺棺)の序列が考えられ、第3・第4主体部は4世紀後半~末頃に比定されて、畿内型古墳に比定されている東郷

高塚古墳と同時期となる。したがって1号墳第1・第2主体部はそれ以前に比定され、38号墳もあい近い時期に比定されている。次に割竹形木棺(直葬)では墳丘を有するもの(2号墳)と、墳丘を有さないもの(72号墓・80号墓)がある。前者は1号墳に次ぐ高位に立地し副葬武器を有して1号墳に次ぐ有力個人墓に比定されている。同様な視点から石蓋土壙墓ほかの墳墓群についても墳丘を有する特定個人墓と有さない集団墓に分類している。個々の墳墓の評価については所見の別れるところもあろうが、総じて3つの階層差が存在するという指摘は首肯されるであろう。北部九州におけるこのような傾向は、すでに弥生時代後期にさかのぼって認められる在地型の動向ではあるが、ここでは4世紀後半以前に、首長層が割竹形木棺(粘土槨)を内部主体とし、墳形には小型ながら前方後円形を採用して、当地方に大和政権時代の到来を受容した最古段階の古墳に位置づけられる。

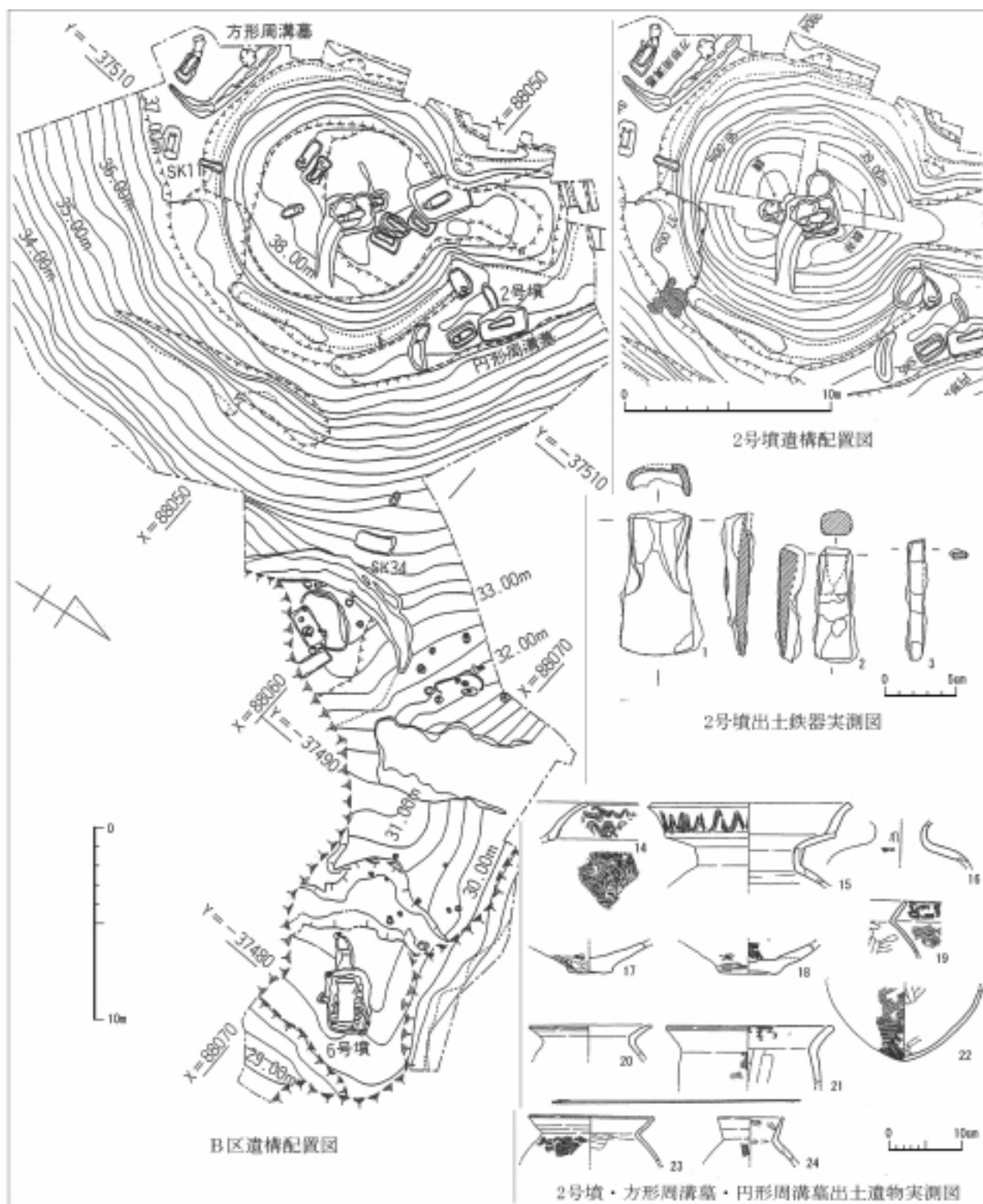
つぎに**徳重本村遺跡**は宗像市の中央東側丘陵群の東端に位置し、丘陵上から東裾の標高21~40mに立地している。発掘調査は都市計画街路徳重朝町線の道路建設にかかる工事予定地で、古墳群の集中分布地域である。南北に延びる予定地の北からA~E区とした。各区は独立丘陵をなし、それらの頂部から先端部に墳墓が営まれている。各区で調査された古墳は第6表に示す7基である。

ここでは2号墳(前方後円墳)が所在するB区についてとりあげる。B区の遺構は、古墳3基(2号・6号・7号)・方形周溝墓1基・円形周溝墓1基・石棺墓1

第5表 墳墓階層表

(『田久瓜ヶ坂』1999第16表より)

西暦	在地首長墓	特定個人墓	集団墓	
300			7-13-73-74-76-77号墳	9-11-34-78号墳
400	1号墳 ↑ 38号墳 ↓	31号墓 21号墓	12号墓-33号墓 72号墓-80号墓	5-8-9-15-16-17-18-19-20号墳
500	4号墳		3号墓-14号墓	10号墓



第8図 徳重本村B区遺構・遺物

(『徳重本村』2002より抜粋作図)

② . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討

4 ~ 5 世紀宗像地方との関連で

第 6 表 徳重本村遺跡古墳墓一覧表 (『徳重本村』2002表 1 より)

古墳番号	区	墳形	墳丘規模 (全長×幅)	本体部	本軸方向	墳丘規模 (全長×幅)	須恵器・土師器 (全長×幅)	木棺・土師器 (全長×幅)	時期	備考
1号墳	C区	墳丘形古墳	25×12.5×2.2	方形木棺	N-63°-E	3.29×1.96 ×0.22	-	2.02×0.5	右留式古物	
2号墳	B区	前方後円墳	18.0×2.7	木蓋土墳墓	N-44°-E	2.5×2.2 ×0.5	1.29×0.39 ×0.08	1.25×0.42	右留式古物	
3号墳	B区	円墳	12×2.8	割竹形木棺?	N-88°-E	4.00×2	-	3.48× 0.41~0.04	4世紀末~ 5世紀初頭	
4号墳	B区	不明	不明	横穴式石室	不明	2.96×0.5 (a)×0.38	1.83×0.5 (a)×0.38	-	6世紀	
5号墳	B区	不明	不明	船形式木棺	N-67°-E	4.91×2.03 ×0.8	-	4.36×0.7	4世紀末~ 5世紀初頭	磯家
6号墳	B区	円墳?	約10m	横穴系横口式石室	N-68°-E	3.27×2.25 ×0.48	1.89×0.87 ×0.08	-	4世紀前半	
7号墳	B区	円墳	約10m	第1宗像型木棺墓?	N-68°-E	(1.99×a) ×0.66×0.52	-	(1.92×a) ×0.7	5世紀後半 IT208	
				第2宗像型木棺墓?	N-88°-E	2.23×1.35 ×0.42	-	1.5×0.52	5世紀後半 IT208	

基・土墳墓10基・土坑多数が確認された。

2号墳(B区1号墳)は丘陵頂部に位置する全長18.7mの前方後円墳で前方部を北西方向にとっている。前方部長6.3m、後円部径12.4m、前方部先端幅6m、くびれ部幅4.5m、墳高は前方部1.4m・後円部2.7m。前方部は直線的に広がり、後円部からくびれ部にかけて幅1.4m・深さ0.2mほどの周溝が巡っている(第8図)。墳丘形成は地山整形と盛土(高さ後円部約1.1m・前方部約0.4m)で行われ、前方部はほぼ地山削り出しである。主体部は後円部中央に墳形主軸とやや斜交する木蓋土墳墓(内法長1.35m・幅0.41m)1基が設けられている。遺物は墳丘盛土中から獣帯鏡片1・鉄斧2(第8図-1・2)・銚の基部(同図-3)が発見されている。埋葬祭祀に供されたものであろう。また墳丘斜面および裾部出土の土師器がある(同図-14~21)。複合口縁壺の外縁に波状文や円形浮文を加えたものがあり、布留式古相段階に比定されていて、本古墳を4世紀中頃以前に比定する拠所になった。

方形周溝は2号墳南西に隣接し、円形周溝墓は2号墳東側くびれ部に隣接して径約5mの不整円形墳丘を有する。また石棺墓(SK11)は2号墳前方部南裾近くにあり、土墳墓(SK7)は円形周溝墓の北側溝を切っている。遺物は方形周溝墓の周溝から甕(第8図-23)が出土し、内面へう削り・外面叩き調整を加え、口縁はやや内湾ぎみに立上るなど布留式古相段階の特徴を示している。円形周溝墓の南周溝からは直口壺(第8図-24)が発見された。土墳墓(SK7)の墳内からは鉄鏃1が出土している。

2号墳の盛土下から弥生時代の土墳墓8基(SK14~

21)が発見された。このほか2号墳の東方に丘陵先端に6号墳(B区2号墳・縦穴系横口石室・径約10mの円墳か)があり、周溝出土の須恵器・土師器から6世紀中頃に位置付けられる。

以上の成果から2号前方後円墳と2基の周溝墓(方形・円形)を布留式古相段階(3世紀後半)に比定して、宗像地方最古の初期前方後円墳の出現に注目した。2基の周溝墓がこれにつづくが、出土土器からは2号墳との時期差はほとんどなく、石棺墓はさらに後続する時期に位置付けられた。

上述した近年発見調査された田久瓜ヶ坂1号墳と徳重本村2号墳の2基の前方後円墳は、これまで最古の前方後円墳の出現期を東郷高塚古墳(全長64m)に求め、4世紀後半~末(前4期)に比定されてきた通説に再考を迫ることとなった。近年宗像地域の釣川中流域で発見された前方後円墳はつぎの5基が紹介されている¹²⁾。

1. 田久瓜ヶ坂1号墳 全長30.7m、主体部は後円部に4基(粘土槨・円筒棺・土器棺)、1997年調査、時期は前3~4期
2. 徳重本村2号墳 全長18.7m、主体部は後円部に1基(木蓋土墳墓)、1999年調査、時期は前1期
3. 河東山崎古墳 全長約30m、主体部未調査、時期は前3~4期
4. 田久貴船前1号墳(仮称) 全長約50~60m、主体部未調査、時期は前3~中5期
5. 田久貴船前2号墳(仮称) 全長約30m、主体部未調査、時期は中5~6期前後?

これらのうち3は釣川右岸地域に、その他は左岸地

域に所在している。未調査の3基について、3は丘陵頂部に立地して盛土は薄く、墳形は田久瓜ヶ坂1号墳に類似し、これを前後する時期と推定している。4・5は釣川に向って突出した丘陵上に位置し、前方後円墳2基・円墳10基前後で構成される古墳群である。墳丘形式の観察から1号墳は東郷高塚古墳を前後する時期(3~5期)、2号墳はこれより後出する時期(5~6期前後)に比定している。したがって発掘調査した1・2と東郷高塚古墳の前後関係は2 1 東郷高塚古墳の序列が設定されることになる。

ところで隣接する遠賀町においても近年4世紀代の前方後円墳の調査成果があった。遠賀川下流域の河口に近い遠賀川と西川に挟まれた低丘陵上には**島津・丸山古墳群**がある¹³⁾。その最北端に位置する1号墳は全長57mの前方後円墳である。前方部北向きで前方部長さ31m・前端幅15m・同高さ1.5m、くびれ部幅10m、後円部径29m・同高さ4m。「墳形は、西方側面が一部崩れているものの、前方が狭長で撥形気味となり、後円部も高い等の特徴を備えている(補注13)文献p.4)ところから、「遠賀川流域で初出の前方後円墳(同前)とされ、「造られた時期は四世紀前半~中頃¹⁴⁾」と考えられている。1号墳に隣接して一辺17mの島津・丸山2号墳(高さ2.5m)がある。この方墳が「丘陵中央部に所在しており、丸山古墳(1号墳をいう 小田補注)が急斜面に位置している点(補注13)p.文献4)から、あるいは2号墳の方が1号墳より古く位置づけられる可能性も指摘されている。このほかにも径10~17mの低墳丘円墳3基(丸山3~5号墳)がある。現在1~3号墳は歴史自然公園として保存整備されている¹⁴⁾。

島津・丸山古墳群の南4.5kmの大字上別府字高屋の独立小丘陵(南北約1km・東西約0.5km・標高70m)の北側頂部に3基の古墳があり、**豊前坊古墳群**¹³⁾の名称で知られている。中央に1号墳(前方後円墳・全長73.5m)その北東に1号墳前方部前端が後円部の上に被った状態の3号墳(前方後円墳・全長30m+)、1号墳後円部の南西13mほどに位置する2号墳(円墳・平均径16.7m)がある。

1号墳は前方部を北東にむけており、後円部径40.5~44m・高さ5.8~8m、前方部前端幅24.6m・長さ

29~30.5m・高さ3~4.9m、くびれ部幅17m前後。墳丘裾に1~1.5mのテラスを付している(第9図)。後円部の北~西側に濠が一部巡っている。後円部3段、前方部2段の葺石を使用した形成である。墳頂には12世紀前半頃に経塚が営まれており、また豊日別神社祠(通称豊前坊)が設けられていた。内部主体については不詳であるが、トレンチ調査によって墳丘や裾部から壺形埴輪・土師器・鉄刀片・鉄鏃が発見された。

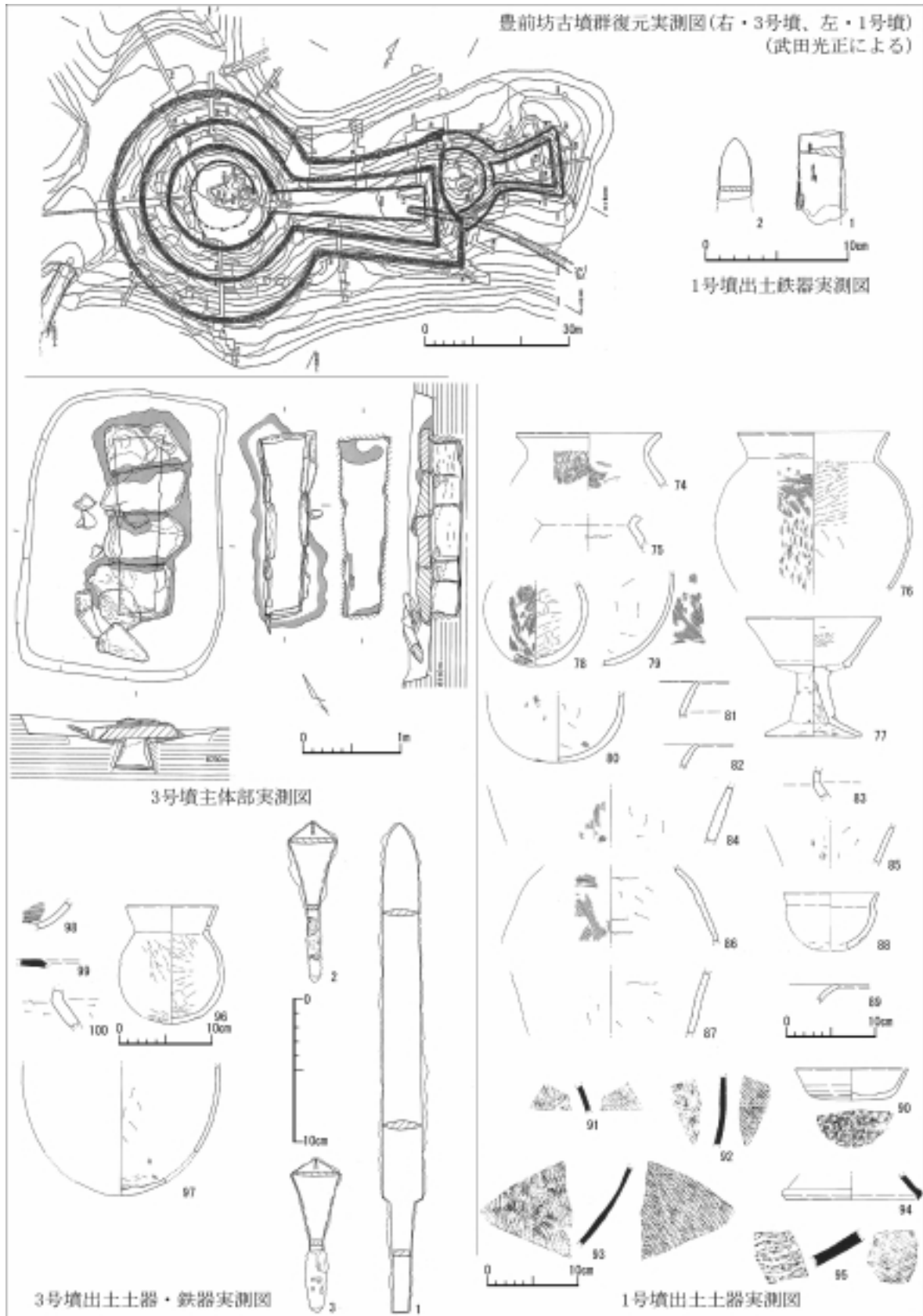
2号墳は円墳の高さ1.6~2.5mで主体部は箱式石棺で、棺内から鉄剣・鉄刀子、棺外から鉄鎌・鉄斧が発見された。

3号墳は1号墳とほぼ主軸方位を同じくする小型前方後円墳で、後円部のほぼ半分ほどの上に1号墳の前方部前端部が被さり、しかも3号墳を保護するかのよう両者の重複部については、前方部前端部を内湾させて3号墳の後円部の傾斜にあわせて葺石列をめぐらすという、きわめて異例の措置がとられていた。両古墳の被葬者がきわめて近縁者の関係にあったことを示しているのであろう。後円部径19m・高さ2.1~2.8m、前方部前端幅13.5m・長さ13.5m・高さ1~1.5m、くびれ部幅7.6m。主体部は墳形主軸方位とやや斜交する箱式石棺で、棺内から鉄剣1・鉄鏃2、墳丘から小形丸底壺・大形壺のほか土師器・須恵器の小片が発見された。

以上の成果から3号墳 1号墳 2号墳の序列が知られた。年代については1号墳が4世紀末頃に、これに先行する3号墳を4世紀後半~末頃に、2号墳を4世紀末~5世紀初め頃とする年代観を提示している。

上述してきた遠賀地方の4世紀代に比定される初期前方後円墳の在り方と、宗像地方の状況を対照してみると、共通傾向があることに気付かされる。豊前坊古墳群、田久瓜ヶ坂古墳群、徳重本村古墳群では4世紀初頭~後半に全長20~30m前後の前方後円墳が出現した。内部主体は割竹形木棺(粘土槨)・木蓋土壙墓・箱式石棺などで、弥生時代からの継承もみられる。副葬品には鉄剣・鉄鏃など少数の鉄製武器がみられる程度である。墳丘祭祀に用いられた土師器には庄内式・布留式古相などの土器が主体であるところからすると、現行の編年観などを参照して、上限を3世紀後半までのぼせうる可能性もあり、下限も4世紀中頃から後半

② 沖ノ島祭祀遺跡の再検討
4～5世紀宗像地方との関連で



第9図 豊前坊古墳群遺構遺物実測図

(『豊前坊古墳群・経塚』1996より抜粋作図)

に至る間におさめてよいであろう。つづく豊前坊1号古墳や東郷高塚古墳は全長50～60mクラスに大型化してくる。なかでも豊前坊古墳群における3号墳と1号墳の保護型重複関係は、親子世代関係にも比すべき近縁関係を示している、4世紀中～後半頃に小型墳から大型墳への飛躍的発展の転機があったことを示している。この場合遠賀地方における島津・丸山古墳群の1号前方後円墳の位置付けが目目される。豊前坊古墳群とは別グループとみられるが、外形観察から最古段階の大型古墳に位置付けられるとすれば、遠賀・宗像地方でみられる小型から大型へと推移してゆくパターンにはあてはまらない事例となる。まだ古墳の詳細な調査もなされておらず、遺物も未見の現状であるところに、これまでの編年的位置付けに流動的余地を残しているのは否定できないところである。また遠賀地方の首長層と大和政権とのかかわりについて、仲哀紀8年正月4日条にみえる天皇の筑紫行幸に際して、岡縣主の組熊鱈くまわにが船の舳先に賢木を立てて、いわゆる“三種の神器”をこれに掛けて「周芳すはの沙麼さば〔周防国佐波郷＝山口県防府市佐波〕に出迎えたという服属儀礼伝承があげられる。これらの伝承は、地方有力首長層が大和政権に組みこまれてゆく1つの方式を示すものであるが、これを島津・丸山1号墳に特定する考え方もできようが、遠賀・宗像地方の前方後円墳出現の背景の物語と認識するにとどめておいてよいであろう。いずれにしても4世紀前半頃には、両地方で小地域単位に小型前方後円墳を導入するような有力首長層が現れる動向があり、さらに後半から末頃には大型前方後円墳へと躍進したことが確認できたわけである。ここに前方後円墳出現期と躍進期の2時期が設定できる。

以上のような宗像地方の動向と宗像社祭祀を対照させてみると、上述した宗像三社域での祭祀も前方後円墳出現期にさかのぼって開始しているであろうことはきわめて蓋然性が高く、その内容は土器類を主体とする在地型祭祀であったと規定されるであろう。宗像地方の海人たちのなかで実修されてきた祭祀が、やがて大和政権社会が形成されてゆくなかで、宗像氏が首長として頭角を現わしてきて司祭者としての地位を獲得していったのであろう。その過程が小地域の首長層(小型前方後円墳)たちが、政治的に統轄する大型前方後

円墳(東郷高塚古墳)に集約されてゆく考古学的例証であるとみられる。

一方、4世紀後半に始まった沖ノ島の岩上祭祀は、18号遺跡、17号遺跡の鏡鑑群祭祀に始まり、5世紀中頃の21号遺跡に至っている。その内容には4世紀後半以前の在地型祭祀ランクとは比べるべくもない格差がみられる。すなわち国家型祭祀というにふさわしい内容である。以上の過程については上田正昭もつぎのように述べて、上述の所見とあい応じている。

「沖ノ島の祀りは、もともと在地海人集団の島神であって、やがて在地の有力氏族宗像君らの奉斎神となり、倭王権との結合もあってついには国家的な海神へ昇華したとするほうがより妥当ではないか。」¹⁵⁾(p.20)

さらにのこされたもう1つの課題は、4世紀後半から末頃に出現した東郷高塚古墳や豊前坊1号墳のような大型古墳の出現である。それ以前に比べて飛躍的といえるような在り方をみせていることはすでに上述してきたところである。この時期が沖ノ島の国家型祭祀の開始期にあたっていることはこれまでも指摘されているとおりであり、このことが大型の畿内型古墳に飛躍する上で大きな要因となっていることもいわれてきた。大和政権の朝鮮半島への軍事介入が始まるのは4世紀後半からで、以来百済・伽耶を援助して時に高句麗と、時に新羅と抗戦をくりかえした。宗像氏がとりしきる「海北道中」ルートのパイロット的役割が必要不可欠となっていくなかで、大和政権の沖ノ島の国家型祭祀が続けられ、これとかかわった宗像氏の地位も向上してゆくこととなった¹⁶⁾。と同時に北部九州沿海地域の代表的首長たちも大和政権に従属して出兵渡海の機会が多くなるとともに、同政権のもとで在地における急成長も容認されてくる。4世紀後半から5世紀前半頃に北部九州沿海地域に大型前方後円墳が出現する現象も、このような内外情勢を背景として理解されてくる。これまで検討してきた遠賀・宗像地方の大型前方後円墳の出現も以上のような状況の中に求められ、沖ノ島の岩上祭祀の開始期とも符合してくる従来の解釈が支持されるところである。

② . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討

4 ~ 5 世紀宗像地方との関連で

4 . 鉄鋌の奉供祭祀

百済や新羅から鉄の原料として板状「鉄鋌」^{ねりがね}が贈られたことは文献史料にもみえ、また各地の古墳副葬品として発見されていることも今日周知されているところである。これら日韓の事例と検討は東潮によって詳細に行なわれている¹⁷⁾。それに先立って『宗像沖ノ島』においてもとりあげられている¹⁸⁾。これらの先行論文によって、今日では古墳・鍛冶工房・住居跡・祭祀遺跡での出土例が知られ、その分布も北部九州・中国・四国・近畿・東海・関東地方に広がっている。かつてわが国の祭祀遺跡で、鉄鋌などが奉献された例は沖ノ島祭祀遺跡においては皆無である¹⁹⁾とされた認識は改めざるをえなくなった。

沖ノ島祭祀遺跡では6号(岩陰)・16号・21号(岩上)・正三位社前(埋蔵)の4遺跡から発見されている(第10図)。第7表は一覧表に整理したものである。

6号遺跡のものは破片も小さく、上から流れ落ちた疑いありとされた。21号遺跡のものは船載獣帯鏡、滑石製の子持勾玉・剣形品・斧形品、蕨手刀子、梯形鑄造鉄斧が共伴して5世紀中頃以前とされた。正三位社前遺跡のものは南側絶壁に沿って所在する正三位社前崖面に露出した円形土坑(径70cm・深さ30cm)内に鉄鋌8枚が積重ねておかれ、20cmほど離れて1枚の計9枚の鉄鋌が埋蔵されていた。さらに鉄刀子1・土師器埴3(第5図-2・3)が土坑内から、土坑上から棒状鉄製品2が発見された。この遺構はその後風蝕によって湮滅した(2010年9月実見)。鉄鋌埋納祭祀遺構であろう。

一方、宗像地方で鉄鋌を出土した遺跡にはつぎのよ

うな事例がある²⁰⁾。

久原瀧ヶ下遺跡²¹⁾{宗像市東郷・久原}

釣川中流域左岸に広がる平野にむかって北に延びる久原丘陵の先端に位置する。1982(昭和57)年圃場整備に伴う調査で古墳時代の住居跡11棟が発見され、集落はさらに東に広がっている。このうちの3号住居跡は一部を削られているが一辺5×3.5mほどの長方形に復元でき、壁際には溝が巡り、西側の壁際には1.4×0.7mほどの掘りとみがある。出土遺物は壁際の床面から完形の壺が、床面中央の浅い凹みから板状鉄斧が、壁際の土坑から高杯と甕の破片が出土した(第11図)。注目される板状鉄斧は錆を厚く被っているが完形品で長さ31.8cm・頭部幅5cm・刃部幅7cmの長方形で、片方の長側辺はやや湾曲している。畿内系(庄内式)土器の特徴を示す壺形土器(口縁部に波状文・円形浮文、胴部中央に上下方向の墨書線を多数並列)や叩文甕がある。胎土はともに一見して在地産である。また在地型甕(学史上「東郷式」と呼称されたもの)がある。庄内式土器に抛れば3世紀後半頃に比定できることになろう。住居内での鍛冶活動を予想させる古墳時代初期の事例として注目される。

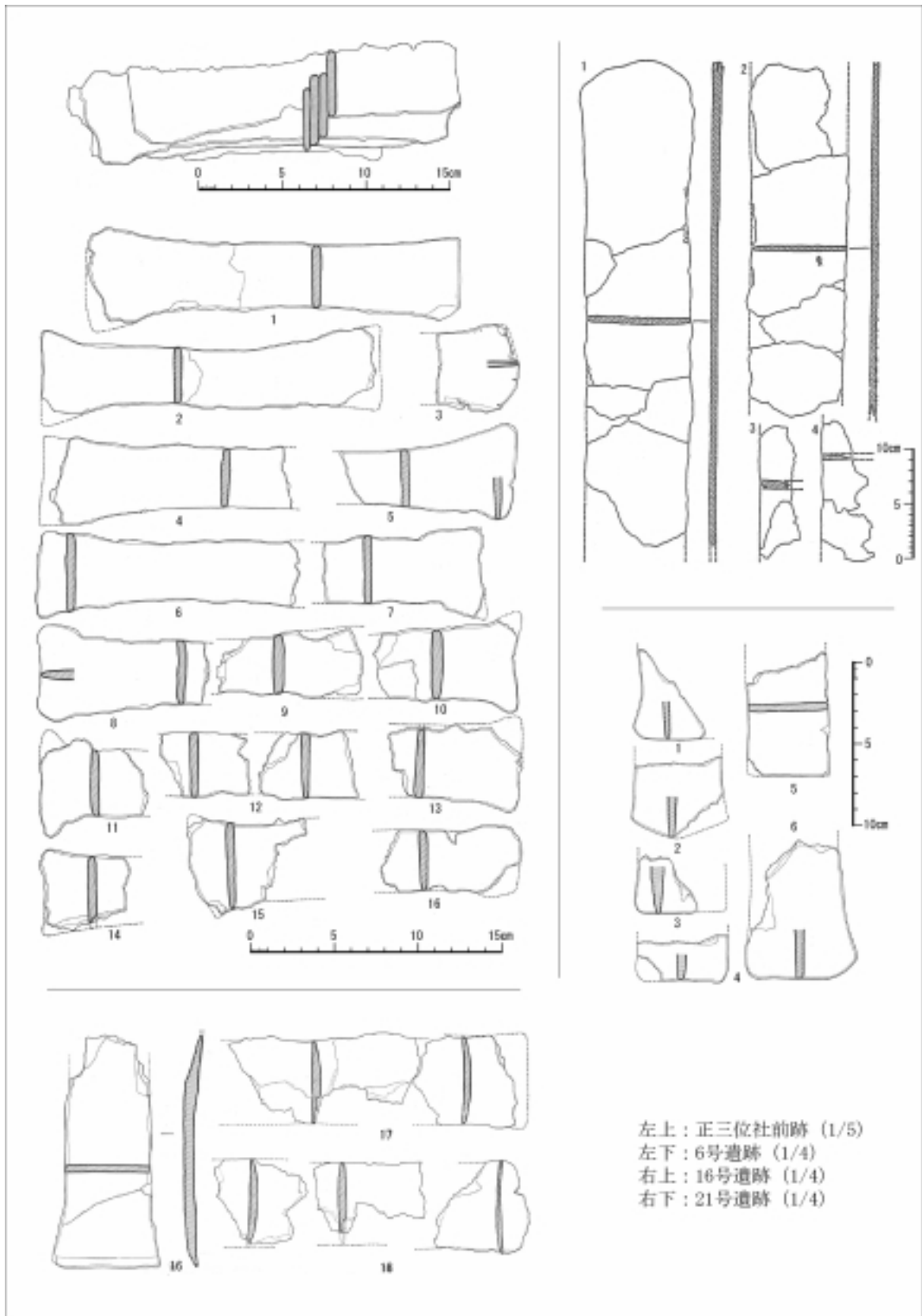
福岡割畑古墳²²⁾{福津市福岡町割畑}

丘陵上に営まれた径10mほどの円墳に復元され、主体部は東南方向に頭位が推定される割竹形木棺直葬(残存長12.2m・幅0.37m)で、南西側は欠失している(第12図)。出土遺物は小形仿製四獣鏡1・鉄鋌11・大刀3・刀1・鉄鑿3・鉄鉤2・鉄斧1・鉄鏃1・毛抜形鉄器1・刀子2・不明鉄製品1、豎櫛2(大9・小11)である。鉄鋌11枚は主体部東南端に武器・工具類とともに重なった状態で発見された。全長18~23cmの

第7表 沖ノ島出土鉄鋌一覧

(註18文献336頁 TABLE14より)

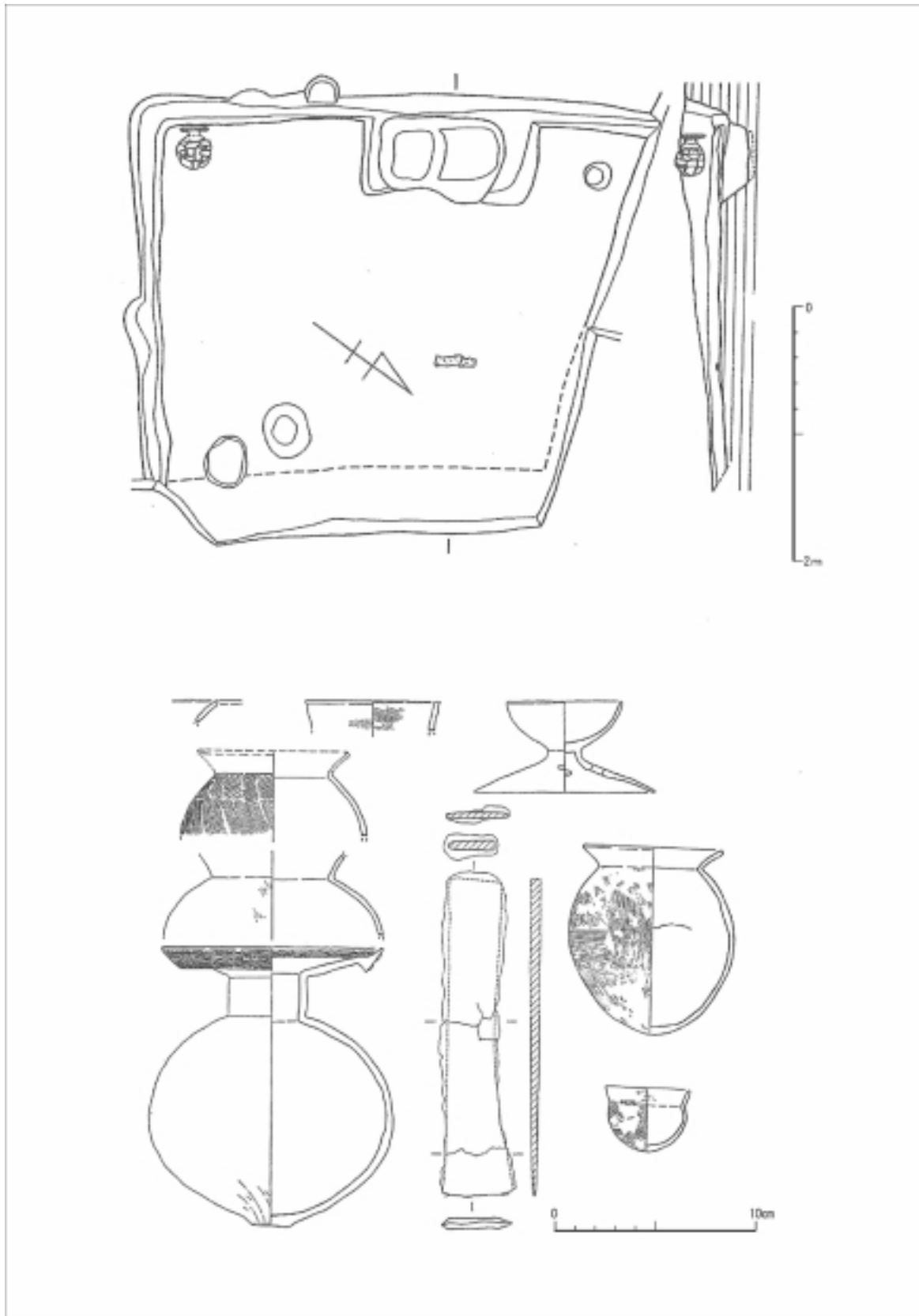
	長さ cm	最大幅 cm	最小幅 cm	重量 g
6号遺跡	㉑ (破損)不明	不明	4.8	現在 826
	㉒ (破損)不明	5.7	(破損)不明	
16号遺跡	㉑ 現長 43.7	10.0	9.0	現在 416
	㉒ 現長 32.0	(破損)不明	8.8	
21号遺跡	㉑ (破損)不明	7.0	(破損)不明	112
	㉒ (破損)不明	5.2	(破損)不明	
正三位社前遺跡	㉑ ほぼ完形 22.3	5.7	4.0	112
	㉒ 現長 19.0 (推定) 20.5	推定 5.8	4.1	



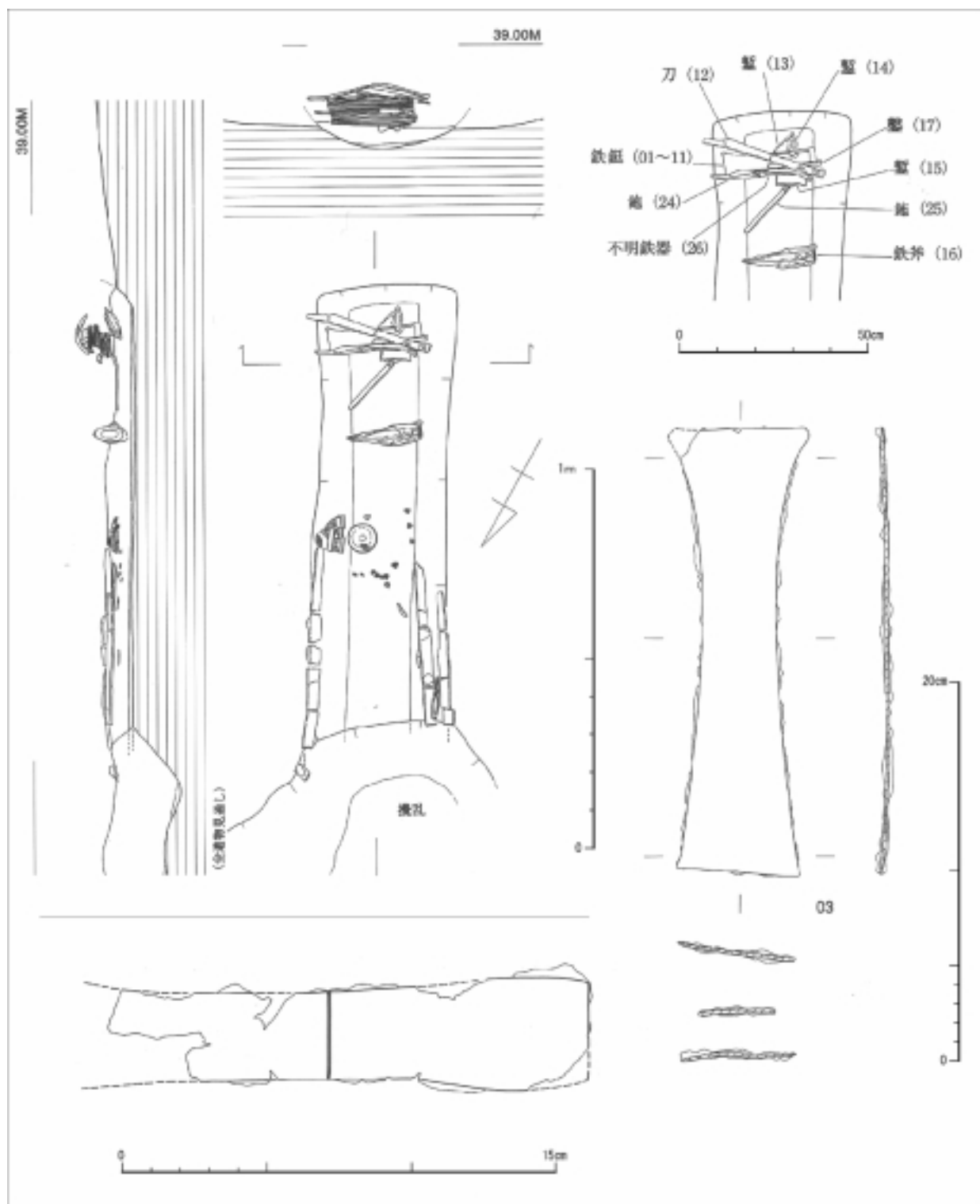
第10図 沖ノ島祭祀遺跡発見鉄鋌集成図

(『宗像沖ノ島』1979より抜粋作図)

② . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討
 4～5世紀宗像地方との関連で



第11図 久原龍ヶ下遺跡3号住居跡と出土遺物 (『宗像市史・通史編第1巻』689項第101・102図より)



第12図 福間割畑古墳(上)と宮司井手ノ上古墳(下)の鉄鋌

(註22・23文献より抜粋作図)

② . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討

4 ~ 5 世紀宗像地方との関連で

撥形をなす通常の板状品である。縄などで緊縛したような痕跡はみられなかった。01から11まで付された番号は、出土状態の上から順に数えられている(第8表)。棺内被葬者の頭部または足部などにまとまって副葬された例は、韓国でも皇南洞(82・83号墳)、五倫台(3号墳)、福泉洞(4号墳)、礼安里(52号墳)など慶州、釜山地方、すなわち新羅・伽耶地方の古墳でも知られている¹⁷⁾。当古墳の時期は5世紀前半代に比定される。

第8表 鉄鋌計測表 (『福間割畑遺跡』14項表1より)

番号	全長	上部幅	最小幅	下部幅
01	23.1	6.2	3.6	5.8
02	21.6	5.9+α(6.4)	3.5	6.4+α(6.7)
03	23.7	6.8+α(7.4)	3.9	6.4
04	20.7	5.2+α(5.4)	3.2	5.5
05	21.6	6.1+α(6.3)	3.2	6.5
06	21.6	5.4+α(5.6)	3.2	6.2
07	22.5	7.0	3.6	6.5+α(6.6)
08	22.6	6.5	3.4	5.5
09	22.9	6.3	3.3	6.2+α(6.7)
10	21.6	5.4	3.2	5.8+α(6.2)
11	18.4	5.7+α(5.9)	2.8	5.3

※ () 内は復元値。

宮司井手ノ上古墳²³⁾(福津市津屋崎町宮司)

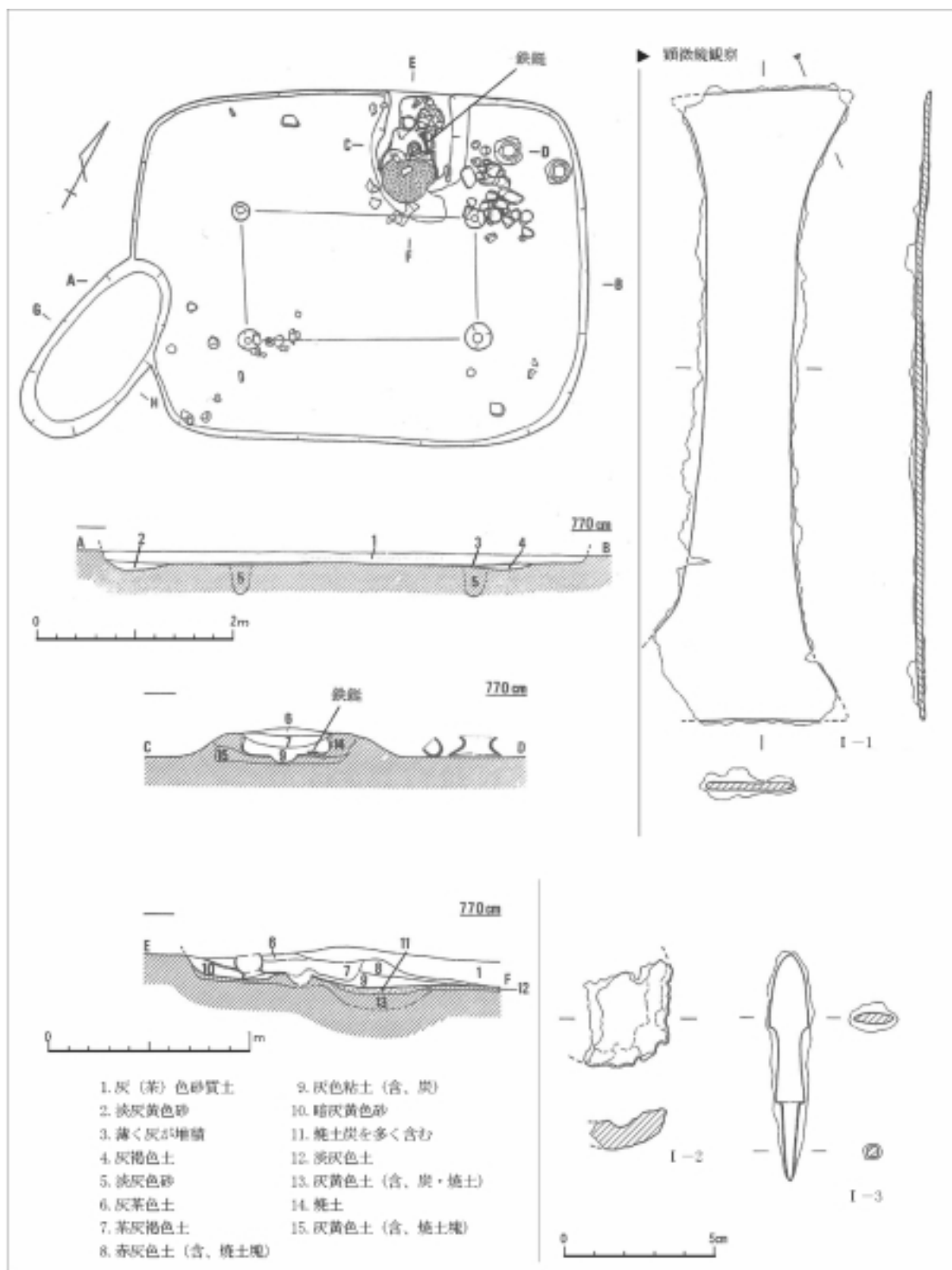
丘陵上に営まれた径26mほど・高さ52.1mの円墳である。主体部は東西主軸墓壇内に在る竪穴式石室(1号主体)と、これと直交する箱式石棺(2号主体)。さらにこの北側に営まれた石蓋土壇(3号主体)からなっている。この石蓋土壇墓は東西方向をとり、成人男性人骨から東頭位であることが知られた。3枚の蓋石の東蓋石の上に碧玉製管玉1・片刃箭式鉄鏃1・鉄鋌1・鉄鎌1・鉄矛1・鹿角柄小刀1が副葬されていた(第12図)。鉄鋌は片側を欠失した撥形板状品で、現存長8.5cm、先端幅4cm・最小幅3cm・厚さ0.8~0.9mの薄形品である。調査者は鉄鋌に似た雛形品ではないかとする。当古墳の年代は5世紀前半代に推定された。

宗像地方発見の鉄鋌には祭祀(沖ノ島)、集落内鍛冶?(久原瀧ヶ下)、副葬品(福間割畑・宮地井手ノ上)などに供された事例が知られ、これらの事例がほぼ5世紀中頃以前の年代観で共通する点も注意される所である。なかでも集落内鍛冶については古墳時代初期を下らない時までさかのぼる可能性が示唆されるが、宗像市野坂一町間集落遺跡²⁴⁾(1号住居跡)では、5

世紀中頃以前に比定される鍛冶炉遺構が発見されていることもあわせて考えれば、当地方にいち早く渡来系の鉄器生産技術が導入されていた可能性はきわめて大きいと考えられる。

集落内鍛冶を示す鉄鋌を出土した古墳時代前半期の好例として、岡山県総社市窪木薬師遺跡²⁵⁾Ⅱ区の竪穴住居¹³⁾も注意される所である。住居跡の平面形は4.65×3.60mの隅丸長方形で、北側壁の中央よりやや東寄りに造りつけられた竈がある(第13図)。この床面に接して鉄鋌1枚(全長21cm・両端幅6cm・最小幅3cm・I-1)が発見された。このほか住居床面から土師器(壺・高杯・甕・手づくね土器)・陶質壺・初期須恵器壺・鉄鏃(I-3)・砥石・鉄滓(鍛冶滓・I-2)などが発見された。また竈構築土解体中にわずかながら鉄滓小塊の包含が確認された。竈の東隅には10~20cm大の河原石の集中がみられ、その中に被熱痕と直径2~3cmの敲打痕をもつものがみられた。「鍛冶工程での金床石としての利用の可能性(p.70)が考えられている。以上の出土土器などから5世紀前半に比定された。

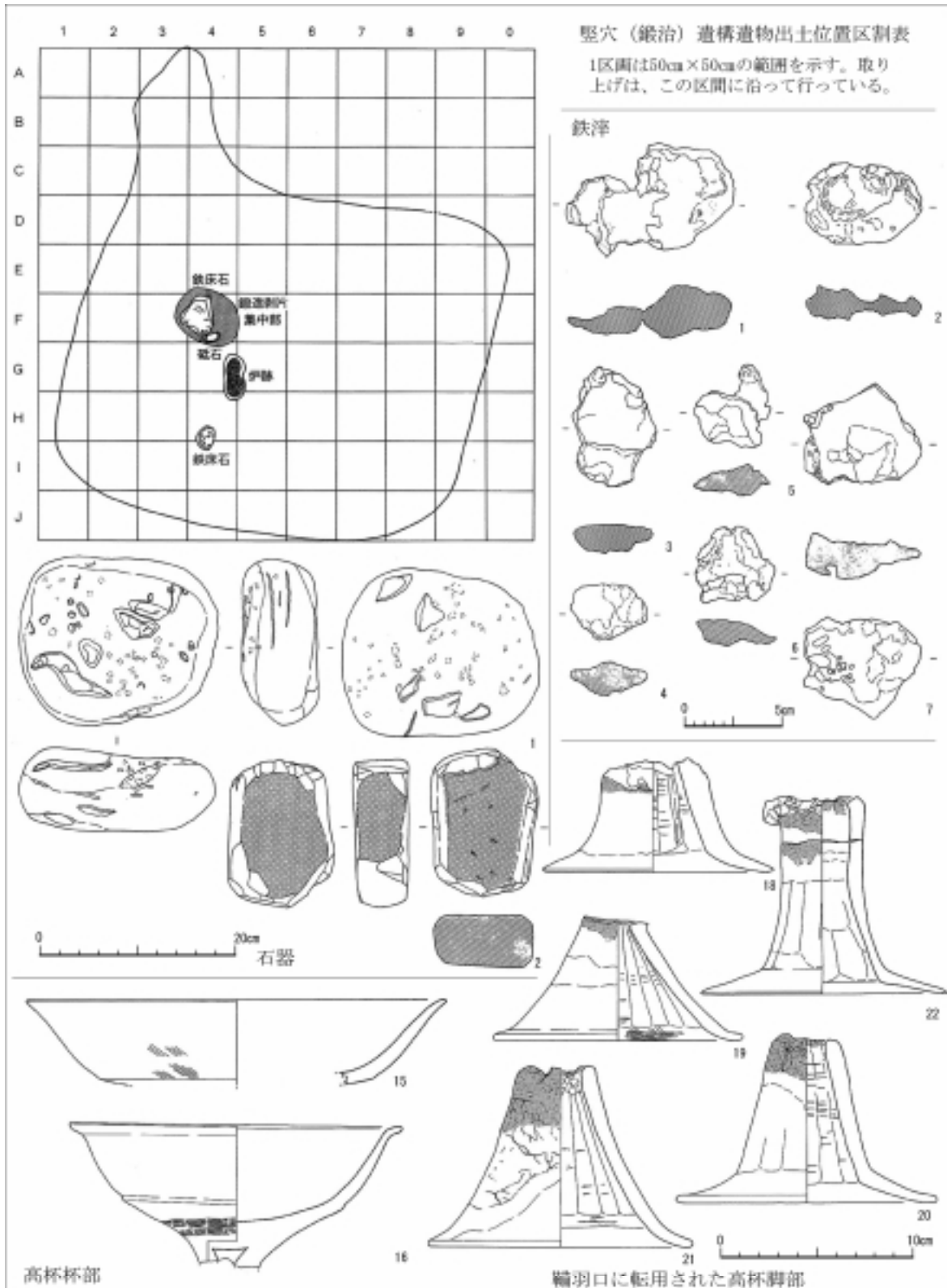
また大分県日田市田島の荻鶴遺跡²⁶⁾では水田下から竪穴鍛冶遺構と、その東8mほどのところで祭祀遺構(5号溝状遺構)が発見された。竪穴遺構は東西約4.1m・南北約3.4mの隅丸長方形で、北西コーナーから北に約1.5mほどの張出部が付設されている。鍛冶炉跡は土層断面から古い炉跡(径約50cmの円形)の上に新たに構築され、「硬いガラス質の面を形成している炉床面だけが残っており、その大きさは東西幅約20cm、南北幅約40cmを測り、南北方向に長い平面楕円形を呈していた。(p.26)周辺には炭灰が広がっていて、廃棄時に壊されたと考えられる(第14図)。鍛冶炉を挟んで2ヶ所で鉄床石(安山岩)が据えられており、ともに鉄を鍛打した際の敲打痕がみられ、その周辺には鍛造剥片が2~3cmの厚さで堆積していた。炉跡の北側には河原石を利用した砥石2個が発見された。また鞆羽口に転用された土師器高杯の脚部が発見された。「先端部は被熱を受けて青褐色に変色していた。(p.26)鍛冶炉に装着されていたのであろう。「炉内などからは羽口の内側に別の羽口を挿入する形でこれらが2、3連結して出土している。(p.26)また北の張出部から多く



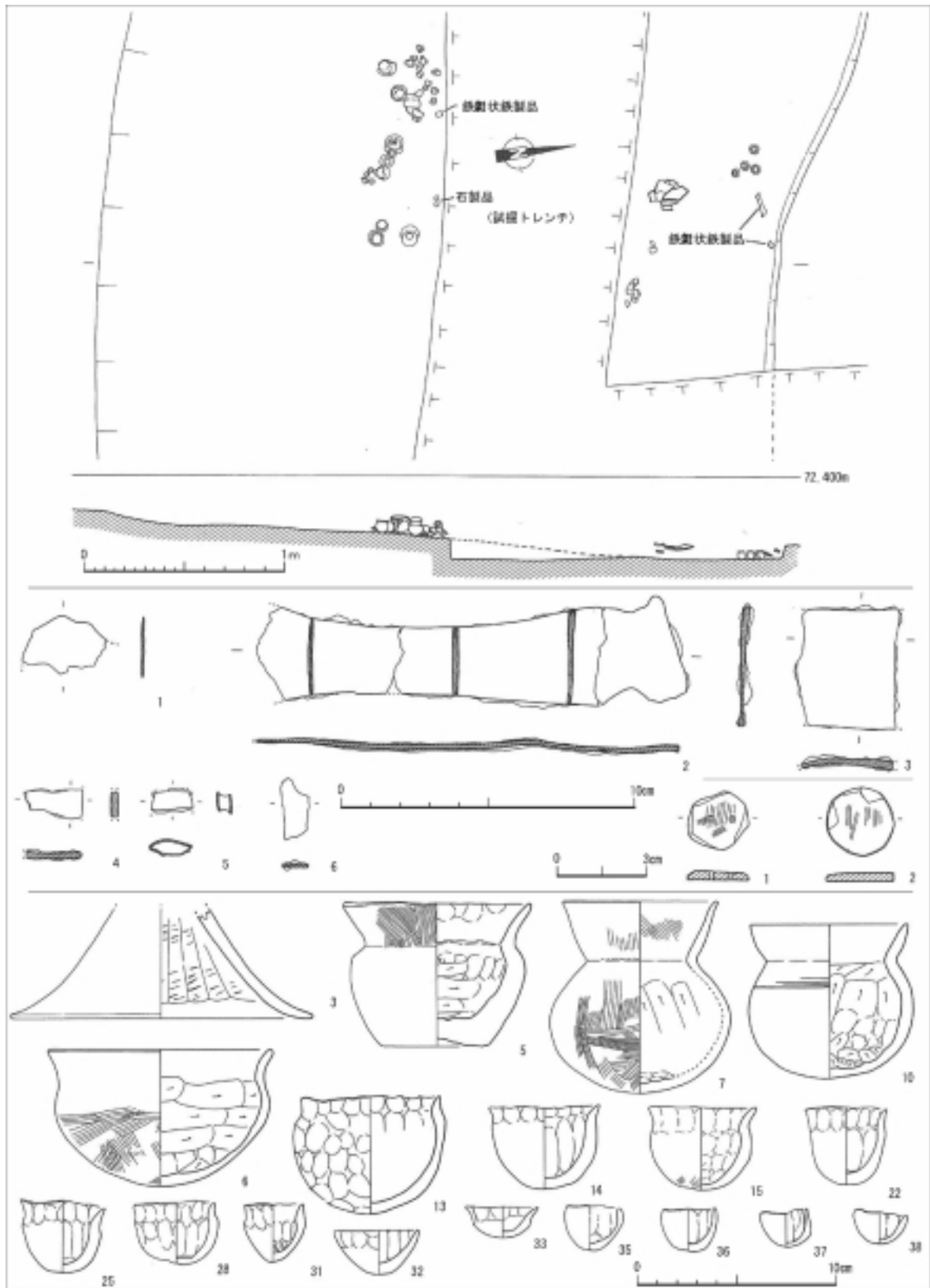
第13図 窪木薬師遺跡竪穴住居 - 13出土遺物

(『窪木薬師遺跡』1993、第65・67図より抜粋作図)

② 沖ノ島祭祀遺跡の再検討
4～5世紀宗像地方との関連で



第14図 荻鶴遺跡鍛冶遺構と遺物（鉄滓・石器・輪羽口転用土器）
（『荻鶴遺跡』1995、第25～27図・第4表より抜粋作図）



第15図 荻鶴遺跡祭祀遺構と遺物(鉄製品・石製品・土器) (『荻鶴遺跡』1995、第28～31図より抜粋作図)

② . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討

4 ~ 5 世紀宗像地方との関連で

の鉄滓が出土しており、竪穴床面より高いレベルにあるので、廃滓場と考えられた。竪穴内からは甕・小形埴・高杯・手捏土器などの土師器が発見されている。手捏土器などは口縁部を上向きに埋めたのち、床面に張られた粘土で覆われていて、遺構をつくる際に地鎮祭祀の行為があったと考えられている。土器類の示す特徴は後述する祭祀遺構のものと近似していて、ほぼ同時期と考えられている。竪穴出土の鉄滓は鍛造剥片・粒状滓・椀形滓・ガラス質滓に分類される(大澤正巳による)。

祭祀遺構は東西に延びる5号溝状遺構上に在り、鍛冶遺構より約1mほど高位にあたる。祭祀遺構と認定された範囲は約2mにわたって多くの遺物が発見された。そのほとんどは手捏^{てづくね}ミニチュア土器であり、「いずれも口縁部を上向きにして直立した状態(p.33)で発見された。さらにこれらに混って円板形石製品(滑石製)・鉄鋌などが発見された(第15図)。さきの鍛冶遺構に近いので関連遺物の出土可能性を考えて、埋土の水洗し篩^{ふるい}にかけたが鉄滓等関連遺物は発見されなかった。出土品には土師器(甕2・高杯脚部2・小形埴5・小形鉢2)、手捏土器27、滑石製小円板2、鉄製品(板状鉄鋌1・小鉄板片4・鉄鏃片?1)がある。鉄製品のうち板状鉄鋌は片側先端を欠損しているが現存長14.5cm・最大幅3.5cm・最小幅2.3cmの通常みところの撥形品である。小鉄板片のなかには鉄鋌かと思われるものもある。土器の示す特徴から5世紀前半~中頃に比定される。西側に近接する鍛冶遺構とのかわりはきわめて可能性が大きく、鍛冶作業に際して原料に供された複数の鉄鋌に祈願を籠める祭祀行為が行われたのであろう。化学分析調査では鉄系原料であることが知られた。輸入素材の確率が高いであろう。集落内鍛冶の性格付けが考えられる。

これまで述べてきたところは、沖ノ島の4~5世紀代祭祀段階に鉄鋌奉獻がみられ、それらは朝鮮半島産の鉄器原料として将来されたものであろうことも今日では大方の共通見解となっている。大和政権が鉄鋌所有に対して重大な関心を示したことは、872枚を数える鉄鋌を集中所有した大和6号墳の事例²⁷⁾からもうかがわれるところである。4~5世紀頃、鉄器原料の獲得がほとんど朝鮮半島に頼られていた状況のなかでは、

板状鉄鋌や板状鉄斧の出土例は重視されるところである。古墳時代初期における宗像市瀧ヶ下遺跡の竪穴遺構から発見された板状鉄斧は、全国的にみても注目される事例であり、時期的にも、また集落遺跡という性格からも、入手方法については近畿からのルートよりも、北部九州という歴史地理的環境を考えれば朝鮮半島からの直接ルートに拠った可能性は大きいであろう。さらに渡来系工人による鍛冶工作に供された場合まで想定されている。集落内鍛冶によって鉄器生産が行われた好事例として、さきに5世紀前半代の窪木薬師遺跡と荻鶴遺跡を紹介したが、前者では板状鉄鋌1枚が発見された。また後者では鍛冶工房の近隣地に、同時期の板状鉄鋌1枚以上と滑石製円板2個を伴った鉄鋌奉獻祭祀遺跡が共存していた。沖ノ島遺跡における鉄鋌奉獻では最も大形品がみられる16号遺跡が上限で、5世紀初~前半で、5世紀中頃より下らない21号遺跡が下限とみられている。正三位社前遺跡の埋納坑では8枚の鉄鋌が重ねられた状態で発見された。同様に積み重ねた状態がみられたのは、福岡割畑古墳で11枚が被葬者の頭位側に副葬された事例があり、大分県臼杵市臼塚古墳でも直葬家型石棺の短壁外側に、整理の結果26枚の板状鉄鋌と接合不可の破片17枚が重なった状態で副葬されていたことが知られている。各鉄鋌には中央と左右3ヶ所に細縄が錆着していて、その後韓国伽耶地方の竪穴式石室の床面にも、鉄鋌10枚ごとに縄で接続して敷きつめた事例などを見る機会があり、臼塚古墳でも10枚一連のもの三連を三段重ねおいたであろうことが推察された。そして『常陸国風土記』で鉄素材について「一連」という数え方があることを参照して、おそらく10枚一連としたもの三連を重ねおいたことを推定した次第であった²⁸⁾。沖ノ島正三位社前遺跡や福岡割畑古墳の状況は8枚と11枚で、縄紐などで接続した痕跡もないので、接続入手したものが一旦解き放されて再分配されたのであろうと考えられる。また宮司井手ノ上古墳では鉄鋌1枚を石蓋土壙墓の石蓋上に他の鉄器類とともに置かれた棺外副葬例であった。

一方、近時瀬戸内から関東に至る各地の祭祀遺跡でも板状鉄鋌が発見され、笹生衛によって共伴する他の鉄製品とあわせて再検討がすすめられている²⁹⁾。いずれも5世紀中頃までの祭祀奉獻例であり、「古墳時代

前期までの古墳副葬品の系譜を引きながら、鉄製の武器・武具・農・工具、布帛類を核とする神々への捧げ物のセットが成立した¹⁶が、これは「5世紀前半ころに朝鮮半島からもたらされた鉄素材・鍛冶・紡織・窯業技術など新たな技術革新を受けて作られた、当時としては最新・最上の品々であった」(p.109)との結論に到達している。これらに該当するのは大和政権や、それとかわる中央貴族・地方有力豪族層であり、国家型祭祀やこれに準ずる祭祀行為を実践したであろう。しかしながら沖ノ島の岩上祭祀段階についてみても、必ずしも技術革新にかかわるすべてのものが奉獻されるには至っていなかったであろう。祭祀の段階や内容によっては、鉄鋌などが加えられなかった場合もあったようである。

さらに鉄鋌奉供祭祀は国家型祭祀のみならず、集落内鍛冶にも供されていたことが窪木薬師遺跡や荻鶴遺跡で知られたが、後者ではそれに先立って鉄器生産作業の成功を祈ったと思われる鉄鋌奉供祭祀の状況が知られた。このような生産活動にかかわる祭祀は、製塩活動や窯業生産活動に際しても行われた事例が知られている。鉄鋌奉供祭祀もこれら生産祭祀の一環であり、一方では国家型祭祀にも供用されたのである。

また、鉄鋌が古墳に副葬される事例もさきの森浩²⁷⁾、岡崎敬¹⁸⁾、東潮¹⁷⁾らの論攷にみるように、日韓両地域で多くが知られている。最上級にランクされるような古墳から、地方の中・小クラスの古墳に至るまであって、その意味するところは様ではない。多数を副葬する前者ではその政治的権威を誇示する威信財的性格を示し、後者では前者から下賜された異国の財物的性格を示している場合などが考えられる。さらには貨幣にも相当する交換財説が出されていることも周知されている。本稿では多様な性格をもつ鉄鋌の特に奉供祭祀にかかわる面を明らかにすることを意図した次第である。

5. おわりに

本稿は沖ノ島祭祀遺跡の学術調査が終了して40年を経過した現在、その後の考古学界の研究の進展に応じた再検討が与えられたテーマであった。しかし4世紀

から9世紀に至る長期の変遷のすべてについて検討を加えることは、あまりに時間的余裕がない。したがって1次・2次調査報告書と3次調査報告書について、全調査にかかわった立場から現時点での評価と課題について検討した。また沖ノ島祭祀が国家型祭祀にランクされているが、それに対して沖ノ島祭祀開始前後の宗像地方の在地型伝統祭祀の実体や、在地豪族宗像氏が抬頭し成長してゆく状況を当地方の発生期古墳を追跡してゆくことで明らかにする作業を試みた。つづいて沖ノ島祭祀の第Ⅰ段階(岩上祭祀)における鉄鋌の奉獻について、宗像地方を中心に近隣地域の鉄鋌出土遺跡とその内容から、古墳副葬・鍛冶遺跡・奉供祭祀などに使用されている事例を探って沖ノ島第3次報告書以後の研究の進展状況を示した。したがって本稿では沖ノ島祭祀の4～5世紀代で、もはや所定の稿量に達してしまった。全段階を扱おうには、まだ第Ⅱ段階(岩陰祭祀)から第Ⅳ段階(露天祭祀)までに多くの検討すべき課題をのこしている。それらについてはさらに続稿を予定することとしてひとまず擱筆したい。

本稿を成すにあたっては、改めて最近までの関係資料を実査する必要に迫られて、福津市教委、宗像市教委、川口陽子の方々にお世話になり、教示いただいた。また上記の方々と筆者の調査日程の調整には福岡県世界遺産登録推進室にご尽力いただいた。あわせてお礼申しあげる。(2011・2・12稿了)

② . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討

4 ~ 5 世紀宗像地方との関連で

補注

- 1) 江藤正澄(1891):「瀛津島紀行」;『東京人類学会雑誌』第69号、p.74~87
- 2) 田中幸夫(1935):「筑前沖津宮の石製模造品」;『考古学雑誌』25巻2号、p.50~61
豊元国(1938):「舟形石製模造品に就いて(其一)」;『考古学雑誌』28巻9号、p.40~59、同(1940):「同上(其二)」;『考古学雑誌』30巻2号、p.52~76
豊元国(1939):「官幣大社宗像神社沖津宮境内御金蔵発見の鏡鑑に就いて」;『考古学』10巻2号、p.84~94
豊元国(1940):「官幣大社宗像神社沖津宮境内御金蔵発見の金属製遺品に就いて」;『考古学』11巻3号、p.151~157
- 3) 井上光貞(1986):「古代沖の島の祭祀」;『井上光貞著作集第5巻』p.367~401
- 4) 花田勝広(2003):(a)遺跡の踏査とその遺物(第2章第3節、p.55~72)、(b)古墳の造墓と首長権(第3章第3節、p.99~148)、(c)沖ノ島祭祀と宗像の首長(終章第4節、p.241~244);『倭政権と古代宗像 地域考古学の提唱』、直接該当箇所(a)p.69~70、(b)p.142~143、(c)p.242~244
- 5) 原俊一(1989):「東郷高塚古墳Ⅰ」;『宗像市文化財調査報告書第21集』
- 6) 岡崎敬(1979):「宗像大社の社殿の成立と祭祀遺跡」;『宗像沖ノ島』本文(総括編第2章2) p.485
- 7) 岡崎敬(1979):「上高宮古墳」;『宗像沖ノ島』本文(総括編第1章4) p.457~460
- 8) 『沖ノ島』(1958)第93図-3(p.226~227)
- 9) 『宗像沖ノ島』(1979)FIG151の5(p.479)
- 10) 岡 崇(1999):「田久瓜ヶ坂 福岡県宗像市田久所在遺跡の発掘調査報告」;『宗像市文化財調査報告書第46集』
- 11) 熊代昌之(2002):「徳重本村 福岡県宗像市徳重所在遺跡の発掘調査報告」;『宗像市文化財調査報告書第52集』
- 12) 熊代昌之(2002):「釣川中流域における前方後円墳の系譜について」;『徳重本村』第3章3、p.85~86
- 13) 武田光正・宮小路賀宏(1996):「豊前坊古墳群・経塚」(遠賀町文化財調査報告書 第8集)
- 14) 遠賀町教育委員会発行「遠賀町島津・丸山歴史自然公園」パンフレット
- 15) 上田正昭(1988):「海人の原像」;『住吉と宗像の神 海人の軌跡』p.3~27
- 16) 小田富士雄(1988):「海北道中 大陸と沖ノ島祭祀」;『古代を考える・沖ノ島と古代祭祀』p.227~257
- 17) 東 澈(1999):「鉄鋌の基礎的考察」;『古代東アジアの鉄と倭』第5章、p.147~283、初出は1987年『考古学論攷』12冊
- 18) 岡崎敬(1979):「鉄鋌」;『宗像沖ノ島』考察編、p.335~363
- 19) 弓場紀知(1988):「沖ノ島の祭祀遺跡」p.112;『住吉と

宗像の神 海人の軌跡』p.91~120

- 20) 鉄鋌および板状鉄斧ともに鉄製品の原料として扱っている現行の研究方針に従って、本稿でも板状鉄斧は鉄鋌と鉄斧両様の使用に供される立場である。
- 21) 原俊一(1997):「人々のくらし」p.688~691;『宗像市史・通史編第1巻』第4章第3節宗像の古墳時代1、p.678~696
- 22) 井浦一(1999):『福岡割畑遺跡』(福岡町文化財調査報告書 第14集)
- 23) 橋口達也ほか(1999):『宮司井手ノ上古墳 福岡県宗像郡津屋崎町所在古墳の調査報告』(津屋崎町文化財調査報告書 第7集)
- 24) 原俊一(1985):「野坂一町間遺跡」;『宗像野蔵文化財発掘調査報告書 1984年度』(宗像市文化財調査報告書 第9集)p.24~47
- 25) 島崎東(1993):「竪穴住居 13」;『窪木薬師遺跡 前川河川改修工事に伴う発掘調査』第3章第4節(1)(岡山県埋蔵文化財発掘調査報告86)p.65~71
- 26) 行時志郎(1995):『荻鶴遺跡』Ⅲ-2-1)・V-1(日田市埋蔵文化財調査報告書 第9集)p.25~36・p.91~93
- 27) 森浩一(1959):「古墳出土の鉄鋌について」;『古代学研究』21・22合併号、p.1~20
- 28) 小田富士雄(1974):「大分県下山古墳出土の鉄鋌」;『古文化談叢』第2集、p.67~78・図版p.4
- 29) 笹生徹(2010):「古墳時代における祭具の再検討 千束台遺跡祭祀遺構の分析と鉄製品の評価を中心に」;『国学院大学伝統文化リサーチセンター研究紀要』第2号、p.91~112

宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀

重藤 輝行 佐賀大学文化教育学部講師

要旨：近年、津屋崎古墳群等の調査研究が進展し、宗像地域の首長墓の解明が進んでいる。また、集落遺跡の調査では朝鮮半島からの渡来人の動向を物語る資料が蓄積されている。両者の対比により、対外交渉を基礎とした宗像地域の首長層の台頭を描き出すことができる。沖ノ島は海上交通の要衝に位置しており、首長層の台頭と朝鮮半島との対外交渉を関連づけることにより、沖ノ島祭祀において宗像地域の首長層が果たした役割が議論できると考えられる。ただ、津屋崎古墳群の形成や渡来人を物語る資料の増加は古墳時代中期後半以降であり、古墳時代前期末における沖ノ島祭祀の本格化とは時期の隔たりがある。古墳時代前期末から中期前半において沖ノ島祭祀に関わった首長層とその時期の渡来人の動向を、弥生時代以降の広い視点で解明することが今後の大きな課題である。

キーワード：対外交渉、首長墓、津屋崎古墳群、馬韓系土器、渡来人

1. はじめに

福岡県宗像市沖ノ島祭祀遺跡は日本における祭祀遺跡の変遷の中で極めて重要な資料であり、古代における宗像大社とその祭神である宗像三女神の信仰の高まりから、国家的祭祀として位置づけられる。一方、沖ノ島は古墳時代において日本の社会形成に大きな影響を与えた朝鮮半島との交通の要衝にあり、祭祀遺物そのものはもちろん、遺跡の形成においても朝鮮半島諸国との関係を前提として理解すべきであろう。

沖ノ島では3次に及ぶ調査により各祭祀遺跡の時代、変遷が解明されている。この沖ノ島祭祀遺跡とそれを主導した古墳時代首長墓との対応については佐田茂氏の研究(佐田1991)や、首長墓の基礎的な資料調査に基づいた花田勝広氏、池ノ上宏氏の研究(花田1999、池ノ上・花田2000)により、宗像市東郷高塚古墳等の釣川流域の古墳群や玄界灘に面した津屋崎古墳群を焦点として、議論されている。また、近年では福津市・宗像市の教育委員会によって、各古墳の時期や規模等の内容解明が進んでいる。

一方、全羅北道竹幕洞遺跡の発掘調査によって、沖ノ島と対比できる祭祀遺物が明らかにされた。また、津屋崎古墳群周辺をはじめとする宗像地域の渡来系遺

物、渡来人との関わりを物語る資料も、集落遺跡の調査の進展に比例して増加している。

本稿では津屋崎古墳群等の調査及び研究の深化を考慮して宗像地域の首長墓の展開を整理し、北部九州におけるその位置づけを考えてみる。あわせて、北部九州の集落遺跡における朝鮮半島からの渡来的遺物の出土状況により渡来人の動向を考え、その中で宗像地域がどのような役割を果たしたかを検討する。これに基づいて、津屋崎古墳群をはじめとする首長墓の展開過程と対外交渉への関与を評価するとともに、沖ノ島祭祀と津屋崎古墳群の被葬者をはじめとする宗像地域の首長層との関係を論じてみたい。

なお、本稿においては沖ノ島祭祀や首長墓級の大型古墳の編年について言及するとともに、土器等についても言及することとなる。首長墓級の大型古墳については『前方後円墳集成』の10期区分(近藤編1992、以下、「前方後円墳編年」とする)を用いて、その時期を表現することにしたい。

集落遺跡等の検討では、土器編年を基準とする必要があるが、須恵器については大阪府陶邑の須恵器編年(田辺1981)、土師器は筆者の編年(重藤2009、重藤2010a、以下、「土師器編年」とする)を用いる。その関係を示したものが第1表である。

また、筆者は沖ノ島祭祀遺跡に関わった古代宗像の首長層の権力基盤は広く、旧宗像郡内、すなわち現在の宗像市、福津市に及ぶと考えている。これらの地域を一体として理解する視点が必要であろう。したがって、本稿では旧宗像郡を「宗像地域」として、論を進めることにしたい。

2 . 宗像地域における首長墓の展開

(1) 宗像地域とその周辺の首長墓系列

宗像地域の古墳時代首長墓については、花田勝広氏、池ノ上宏氏らの詳細な研究がある。それらの研究を参考に、前方後円墳編年を基準として宗像地域における前方後円墳等の首長墓の展開をみておきたい¹⁾。

福津市津屋崎地域の玄界灘に面する段丘上には、北から順に勝浦、新原奴山、生家・大石、須多田の4つの首長墓の系列が存在し、津屋崎古墳群とも称されている。ここでは、地理的分布から、13 - 16のグループに区分し、時間的な前後関係を加味して首長墓系列を捉えることにしたい(第1・2図 13 - 16)。

最も北に位置する勝浦の系列 13 は前方後円墳編年 7 - 8期の勝浦峯ノ畑古墳(津屋崎41号墳)(川述編1977)、勝浦井ノ浦古墳(津屋崎10号墳)(川述編1977)に始まる。勝浦井ノ浦古墳は前方部石室からTK208

型式 - TK23型式前後に相当する剣菱形杏葉、壺鐙等の馬具類及び挂甲等が出土することから8期でも古い頃に相当する。これに対して勝浦峯ノ畑古墳では後述するように木心鉄板張輪鐙、杓子形木心鉄板張壺鐙が出土し、勝浦井ノ浦古墳に先行する7期と考えられる。勝浦井ノ浦古墳の北方には群集墳、勝浦高原古墳群が展開し、群中には9 - 10期と想定される前方後円墳、勝浦高原11号墳(池ノ上編2002b)がある。ただ勝浦井ノ浦古墳と勝浦高原11号墳の間には時間的な隔りがあり、その間に横剝板鋳留短甲等の出土から8期頃に位置づけられる宗像市上野3号墳(近藤編1992)がおさまると想定しておきたい。装飾古墳の宗像市桜京古墳(白木編2007)、群集墳中の前方後円墳である牟田尻スライ古墳(近藤編2000)などは、勝浦高原11号墳に続く首長墓と思われる。なお、上高宮古墳は釣川西岸であるが、山を挟んで勝浦の系列に近い。20m余りの円墳と考えられているが、長方板革綴短甲1領などが出土し、4期に位置づけられ、勝浦峯ノ畑古墳と間隔が空いている(古墳の規模は花田1999による)。

新原奴山の系列 14 の前方後円墳には、新原奴山1号墳(川述編1977)、新原奴山22号墳、新原奴山24号墳、新原奴山12号墳、新原奴山30号墳(以上、橋口編1989)がある。新原奴山1号墳はTK208型式前後の須恵器が出土しており、7期に相当する。新原奴山22号墳は出土遺物は少ないが、隣接し、時間的に先行する21号墳から土師器編年V期の土器群が出土している。したがって、22号墳も8期以降に位置づけられる。新原奴山12・24・30号墳は発掘調査が実施されていないため正確な時期は不詳であるものの、12号墳は墳形から9 - 10期に比定できる。また、30号墳はTK43 - TK209型式の須恵器が表採され、天井の高い横穴式石室を主体部とすることが推測されるので10期に編年できよう。このほかに、新原奴山の前方後円墳群に隣接して、大型円墳の奴山正園古墳(奴山5号墳)(佐々木1978)がある。三角板革綴短甲片とIV期の土師器及び陶質土器の出土から6期に編年される。

新原奴山古墳群の南に位置する生家大塚古墳は、70mを超える大型前方後円墳であり、6世紀代の須恵器が出土している(池ノ上編2004)。新原奴山の系列と並行する時期に築造されたと考えておきたい。この他に、

第1表 本稿に関連する時期区分

西暦	時代区分	北部九州土師器編年 (池田編2009・2011)	陶器編年 (池田編1981)	【前方後円墳編年】 (近藤編1982)	沖ノ島 祭祀遺跡の 家連
300	古墳	前期 西新式 (高塚式)・3式 土師器I期 (高塚式)		1期	宗像系 土師器
300				2期	
400	古墳	中期 土師器II期 (高塚式) 土師器III期 土師器IV期 土師器V期	TK23 TK216 TK208 TK25 TK47	3期	宗像系 土師器
				4期	
				5期	
500	古墳	後期 土師器VI期 土師器VII期	TK15 TK16 TK17 TK18 TK19	6期	宗像系 土師器
				7期	
600	古墳	土師器VIII期 土師器IX期	TK20 TK21 TK22 TK23	8期	宗像系 土師器
				9期	
700	古墳			10期	宗像系 土師器
				11期	
800	古墳				宗像系 土師器
900	平安				

須多田古墳群東方の山麓には大石岡ノ谷1号墳、同2号墳という2基の前方後円墳が所在する(池ノ上編2004)。須多田古墳群中の前方後円墳より小規模で、採集された須恵器から須多田の系列と平行して築造された9~10期の古墳と考えられている。花田氏(花田1999)の指摘するように、生家大塚古墳に続けて一系列15として理解することができよう。

須多田の系列16は大型円墳の須多田ニタ塚古墳、前方後円墳の須多田上ノ口古墳、須多田天降天神社古墳、須多田ミソ塚古墳、須多田下ノ口古墳以上、池ノ上他編1996a)の在自剣塚古墳(池ノ上編2004)からなる。須多田天降天神社古墳は表採された須恵器がMT15-TK10型式であり、須多田下ノ口古墳はMT85型式の須恵器を伴う。津屋崎の3つの首長墓系列の中で最大の規模を誇る在自剣塚古墳は埴輪を樹立せず、出土須恵器がTK43型式に相当することから、この系列中、最後の前方後円墳になる。

なお、三角板革綴短甲、陶質土器を出土することから5期に位置づけられる大型円墳、宮司井手ノ上古墳(橋口編1991)は、これらの系列からやや距離があり、継続的な首長墓の始まりとして位置づけることは躊躇される。また、宮地嶽古墳(池ノ上・花田2000)、手光波切不動古墳は、立地からこの須多田の系列に続く7世紀代の首長墓として位置づけられる。ただし、この時期には勝浦、新原奴山の系列では明確ではないので、9~10期の津屋崎古墳群に見られた複数の首長系列を統合するような存在とも言える。手光大人4号墳は全長43mの前方後円墳であり、複室横穴式石室を主体部とすることから10期と推測される(近藤編2000)。この時期、西郷川流域を基盤として出現した首長層で、須多田古墳群とは別系列として理解しておきたい。

宗像市に相当する釣川流域については調査が断片的であるが、花田勝広氏の研究(花田1999)や、宗像市教育委員会による徳重本村遺跡、田久瓜ヶ坂遺跡の報告書(岡1999、熊代編2002)により、首長墓系列が具体的に復元できるようになった。ここではこれらを参考に、釣川中流域南岸17、釣川上流域18、釣川中流域北岸19、釣川下流域東岸20に首長墓級の大型古墳のグループを分けて、検討を進めることにしたい。

釣川中流域南岸17では、古墳時代前期には全長64

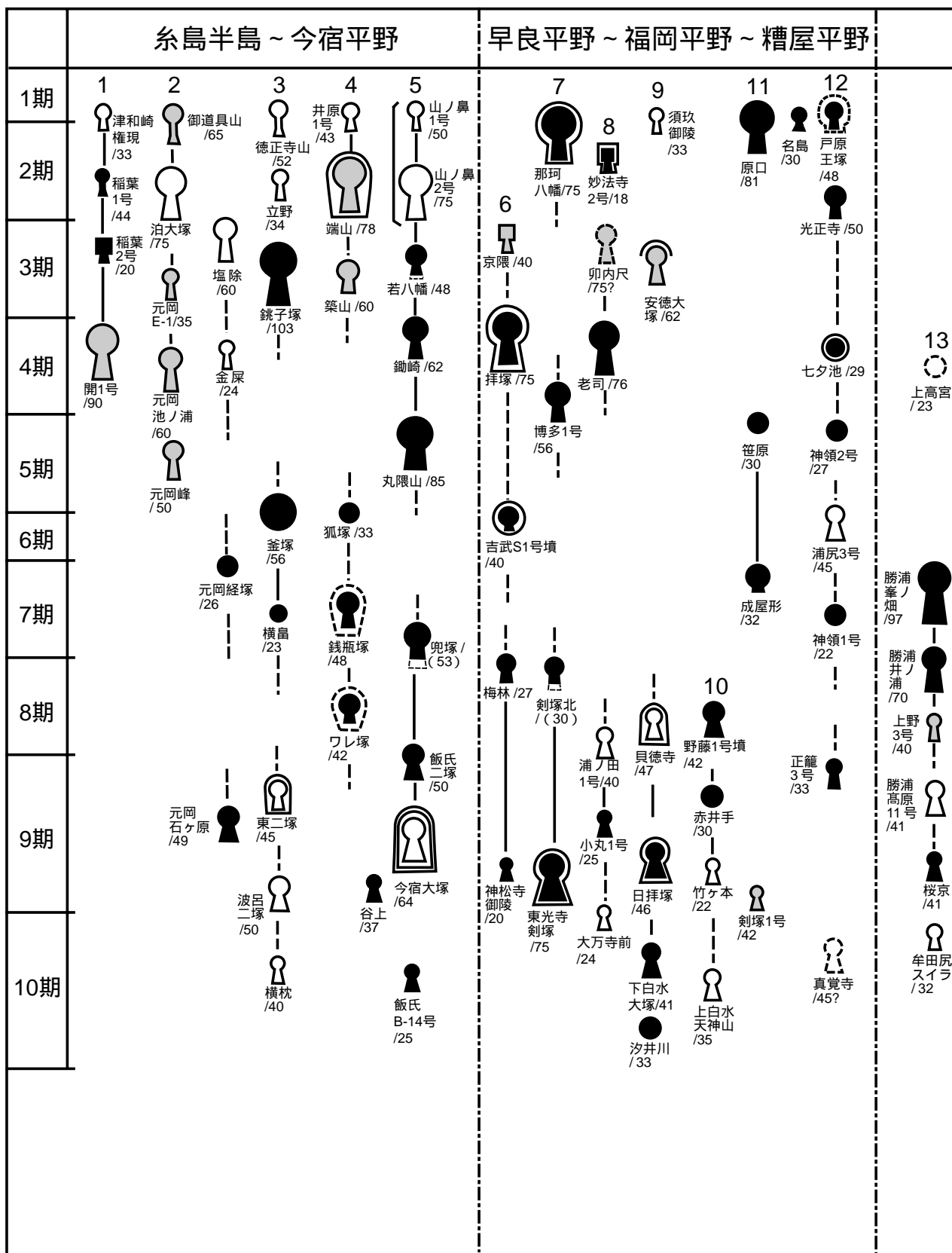


第1図 本稿に関連する宗像地域の大型古墳(黒丸)および古墳時代集落道跡等(白抜き丸)の分布

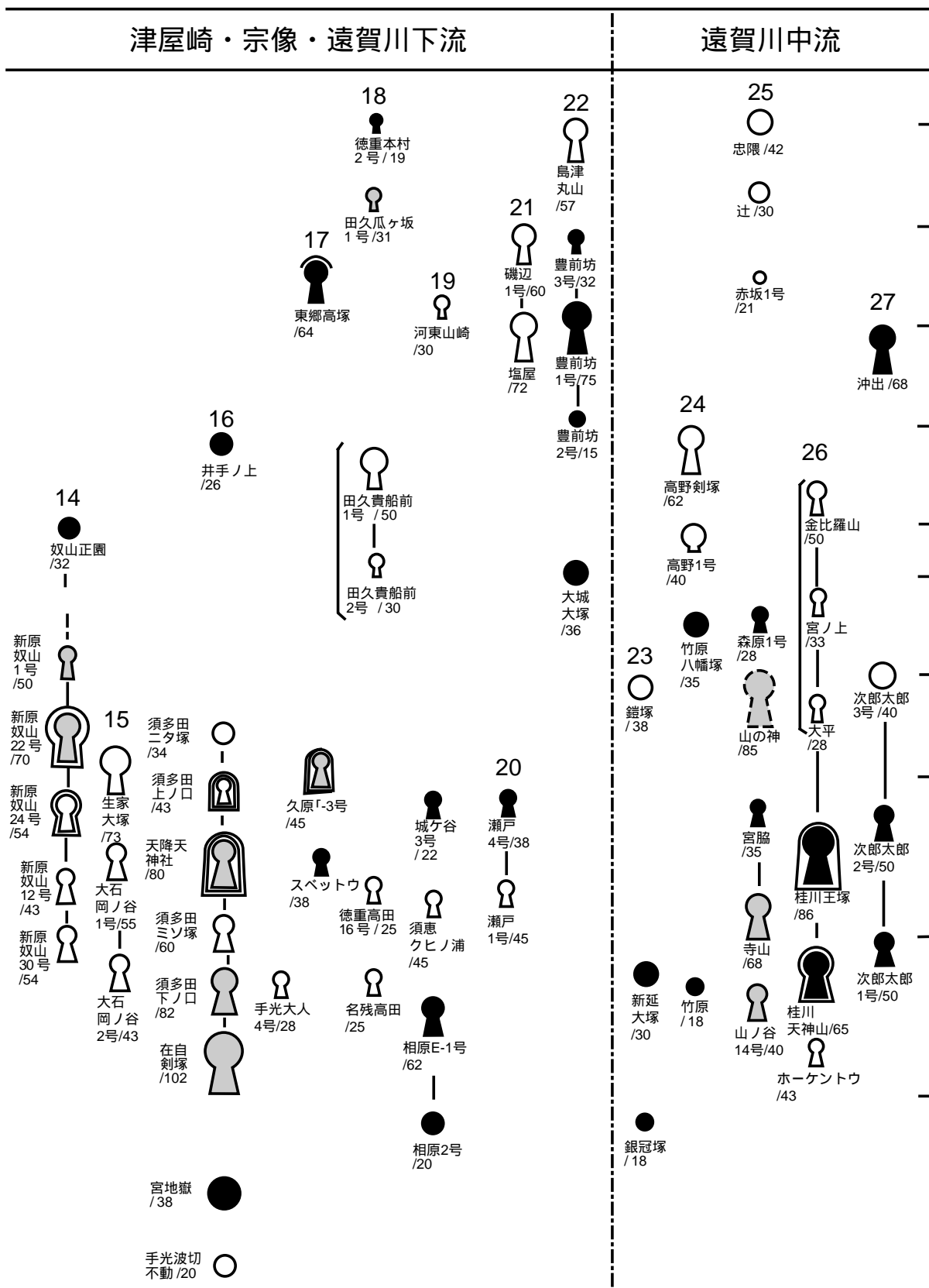
mの前方後円墳、東郷高塚古墳(原1989)が築造される。壺形埴輪、主体部の木棺粘土槨から3期と考えられる。中期の大型古墳は不明であるが、後期になると久原II-3号墳(清水編1988)、スベットウ古墳(波多野・春成1967)が築造される。

釣川上流域18では、徳重本村2号墳が最古である(熊代編2002)。全長17mと極めて小型で、木蓋土壇墓を主体部とする前方後円墳である。I期古段階の土師器を出土していることから、筑前地域でも最古級の前方後円墳として注目される。田久瓜ヶ坂1号墳(岡1999)は全長31mとやや小型の前方後円墳である。割竹形木棺2基と特異な土製円筒棺1基を主体部とし、2-3期に位置づけられる。田久貴船前1号墳、同2号墳は未調査のため時期は不確定であるが、墳形から古墳時代後期には降らず、前後関係を考えれば田久瓜ヶ坂1号墳に後続する3~5期の首長墓と考えられる(熊代編2002)。津屋崎古墳群や釣川中流域南岸の系列で当該期の明確な前方後円墳が確認されないため、その内容解明が期待される。9~10期には、この系列では徳重高田16号墳(近藤編1992)、名残高田古墳(近藤

③ . 宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀



第2図 筑前北部地域の古墳時代首長墓系列 (重藤1998、重藤2008を加筆・修正)



注) 内番号は第3・4図に対応、黒塗りは時期を限定できるもの、灰色は時期が前後する可能性のあるもの、白抜きは時期決定の根拠の弱いもの。“[”は前後関係不詳の一群、“ ”は連続的な関係を示す。
古墳名の後の数字は墳裾を基準とした全長ないし直径を示す。

編1992)という小型の前方後円墳が確認される。

釣川中流域南岸 19 では9 - 10期に、城ヶ谷3号(城ヶ谷古墳群調査団1974)、須恵クヒノ浦古墳(近藤編1992)、相原E - 1号墳(酒井1979)と3基の前方後円墳が相次いで築造される。特に相原E - 1号墳は全長60mを超える規模であり、9 - 10期においては須多田の前方後円墳に次ぐ規模を誇る。また、7世紀になると大型円墳の相原2号墳(酒井1979)が築造され、相原E - 1号墳に後続する首長墓と考えられる。この系列には、古墳時代前期にまで遡る可能性が指摘される河東山崎古墳(熊代編2002)も含めて考えられよう。

釣川河口部、下流域東岸の系列 20 には、全長38mの前方後円墳、宗像市田野瀬戸4号墳がある(岡・坂本編2007)。田野瀬戸4号墳は墓道出土の剣菱形杏葉の型式及び横穴式石室の形態から考えて、9期初頭に相当する。また、田野瀬戸4号墳に隣接して、前方後円墳、田野瀬戸1号墳がある。詳細は不明であるが、田野瀬戸4号墳と前後する時期のものと考えておきたい。

以上のように、宗像地域の首長墓級の大型古墳は、福津市沿岸域の津屋崎古墳群と、釣川流域の4つの首長墓系列に大きく分かれる。津屋崎古墳群では4 - 5期に上高宮古墳、宮司井手ノ上古墳があるが、本格的に前方後円墳の築造を始めるのは7期以降と考えられる。一方、釣川流域では、1 - 3期には徳重本村2号墳、田久瓜ヶ坂1号墳、東郷高塚古墳が築造され、田久貴船前1号墳、同2号墳は3 - 5期と想定される。津屋崎古墳群築造以前の首長墓は釣川流域に集中していると理解できよう。また、津屋崎古墳群の13、14の系列で本格的に首長墓の築造が始まる7 - 8期には、釣川流域では首長墓級の大型古墳が空白であることも注意される。

津屋崎古墳群では7 - 8期に勝浦の系列13で勝浦峯ノ畑古墳、勝浦井ノ浦古墳という70mを超える大型前方後円墳を築造する。しかし、後続する上野3号墳は全長40m程で、8期後半以降の津屋崎古墳群最大の古墳は新原奴山の系列14の新原奴山22号墳あるいは生家大塚古墳に移る。さらに、9期半ば以降は須多田の系列16でのみ須多田天降天神社古墳、須多田下ノ口古墳、在自剣塚古墳という80mを超える前方後円墳

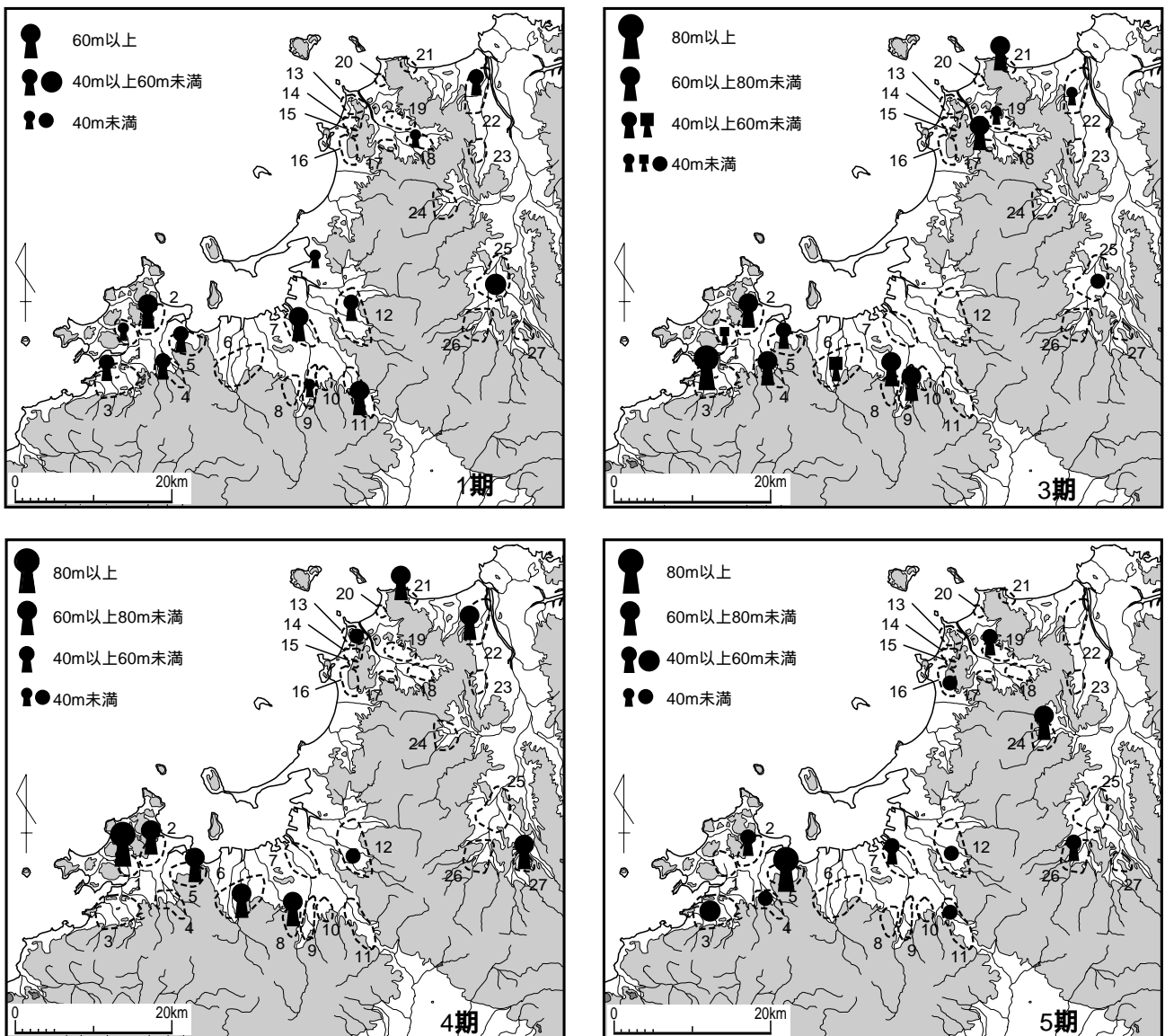
が築造されるようになる。7世紀になり、この系列で宮地獄古墳、手光波切不動古墳という胸形君徳善の墓の有力候補とされる大型円墳が築造されることとも合致していると評価できるだろう。

一方、9 - 10期には釣川流域の系列でも再び前方後円墳の築造が活発化する。その中には全長60mを超える前方後円墳、相原E - 1号墳もあるが、その他は全長50m以下であり、全長30m前後の小規模な前方後円墳も多い。花田勝広氏の指摘するように(花田1999)、津屋崎古墳群の中でも須多田の大型前方後円墳と、釣川流域の首長墓とでは大きな格差が存在する。津屋崎古墳群、釣川流域をあわせて宗像地域として捉えると、そこでは首長層内での複雑な階層性が9 - 10期に形成されたことが最大の特徴と言える。

(2) 筑前北部における首長墓の展開からみた宗像地域

第2図には宗像地域以外にも、筑紫平野に含まれる筑前南部地域を除外した筑前北部地域の首長墓系列を示している。第3・4図は前方後円墳編年を基準に時期別に首長墓級の大型古墳の分布を示したものである。そこに1 - 27の番号で、各系列を構成する大型古墳の分布範囲を破線で示している。第3・4図によると、宗像地域も含めた筑前北部地域には今のところ27系列に首長墓級の大型古墳が区分され²⁾、宗像地域にはそのうちの8系列が集中していることになる。古墳時代を通じて見ると、糸島地域、福岡平野などにも首長墓級の大型古墳の系列が複数認められるが、宗像地域にはそれ以上の密集度で首長墓級の大型古墳の系列が分布することを第1に指摘できる。

ただ、宗像地域では前述したように1 - 5期の首長墓級の大型古墳は少なく、継続的な築造も現状では認め難い。この時期には第2・3図に示したように、糸島半島から今宿平野(1 - 5)において継続的に大型古墳が築造され、宗像地域とは対照をなす。糸島半島から今宿平野の地域では5期以前には全長80mを超える前方後円墳を、輪番的に系列を変えながら築造していくとも言える。しかし、6期以降になると、全長60mを超える前方後円墳は福岡市西区今宿大塚古墳のみである。この点でも宗像地域の大型古墳と対照的である。



第3図 1～5期の筑前北部の首長墓級大型古墳の分布

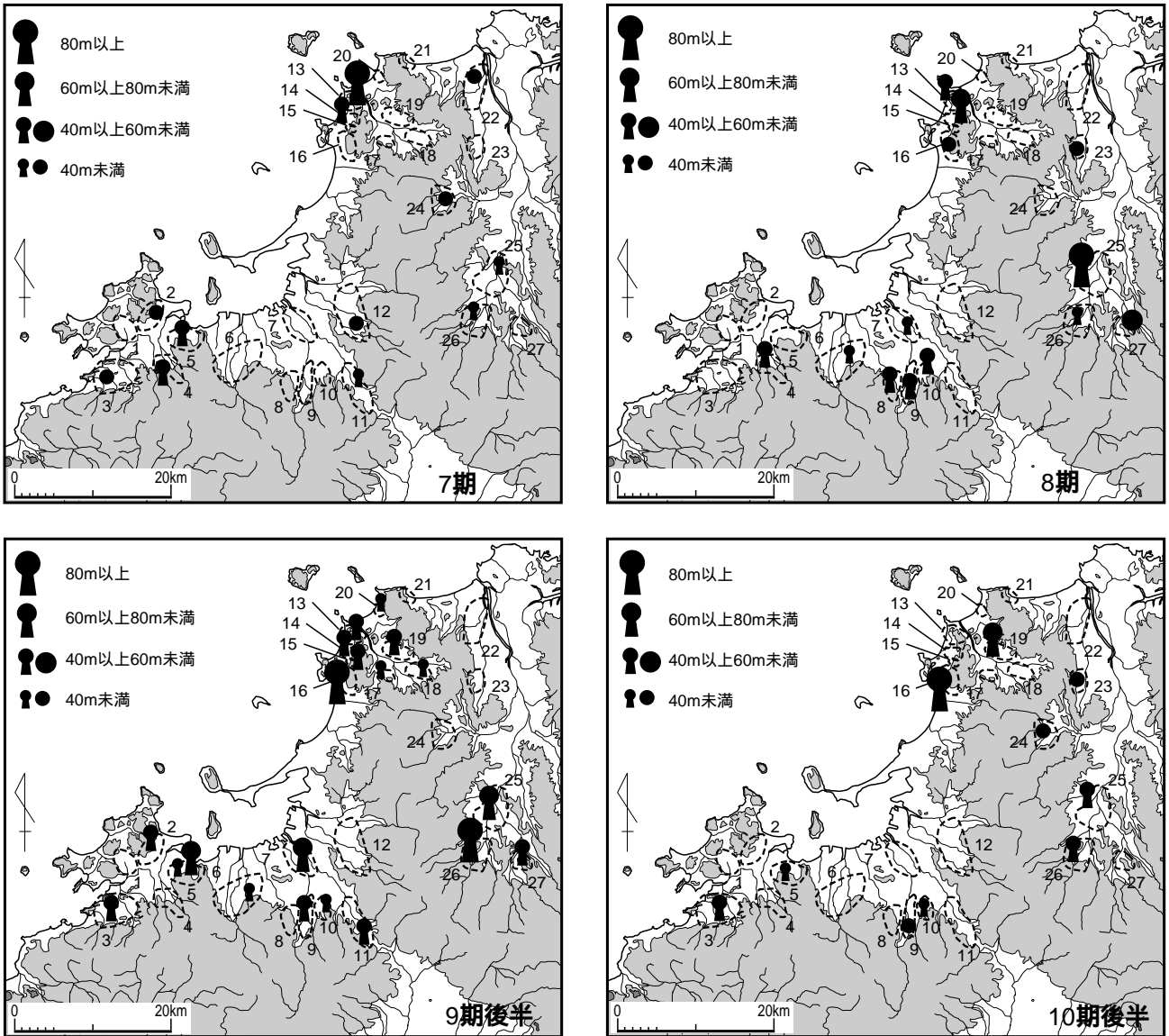
時期別に筑前北部地域の大型古墳の分布をみると、古墳時代初頭の1期には糸島半島東部 1 の御道具山古墳、福岡平野 7 の福岡市博多区那珂八幡古墳、御笠川上流 11 の筑紫野市原口古墳が古墳の規模において上位に位置する。宗像地域では徳重本村 2 号墳のみであり、古墳の規模でも大きな格差があると言えよう。

古墳時代前期後半の3期には長野川流域 3 に属する糸島市一貴山銚子塚古墳が筑前北部地域で最大規模を誇る。東郷高塚古墳はこの時期に相当するが、一貴山銚子塚古墳とは規模において大きな差がある。糸島半島から福岡平野では、福岡市西区塩除古墳 2、糸島市築山古墳 3、福岡市南区卯内尺古墳 8、那珂

川町安徳大塚古墳 9 と全長60m超の前方後円墳が集中している。

古墳時代中期初頭の4期には糸島半島西部 1 の糸島市開 1 号墳が全長90mを測り、筑前北部で最大規模と考えられる。また、糸島半島から福岡平野では福岡市西区元岡池ノ浦古墳 2、福岡市西区鋤崎古墳 5、福岡市早良区拝塚古墳 6、福岡市南区老司古墳 8 という全長60m以上の前方後円墳が多く分布する。宗像地域では当該期には上高宮古墳が想定されるのみで、福岡平野以西とは対照的である。ただし、遠賀川流域では下流の 21、22 で岡垣町塩屋古墳、遠賀町豊前坊古墳、中流の 27 で沖出古墳という全長60m以上の

③ . 宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀



第4図 7～10期の筑前地域の首長墓級大型古墳の分布

前方後円墳が相次いで築造されることが注意される。

筑前北部地域全体で古墳時代中期前半、5期に属する確実な大型古墳は少ないが、今宿平野 5 の全長85m程に復元される福岡市西区丸隈山古墳が最大規模である。遠賀川流域では若宮町高野剣塚古墳 26 がこの時期前後と推測され、全長60mを超えている。一方、宗像地域では宮司井手ノ上古墳と、この時期前後に推定される田久貴船前1号墳を挙げうるのみであり、規模の面では丸隈山古墳に及ばない。以上のように、5期以前は各時期を通じて、糸島半島から福岡平野で筑前北部最大規模の前方後円墳が築造されていると言える。

これに対して古墳時代中期後半、7期には全長100m近い勝浦峯ノ畑古墳が筑前北部で最大の古墳である。5期以前に全長60mを超える大型前方後円墳を活発に築造した福岡平野以西の地域(1 - 12)では全長60m弱と考えられる福岡市西区兜塚古墳が最大であり、勝浦峯ノ畑古墳との格差が指摘できる。

古墳時代中期末、8期には墳丘が消滅して詳細な規模が不明ながらも全長85m前後と推測される遠賀川中流域 25 の飯塚市山ノ神古墳が筑前北部地域最大の古墳として想定される。ただ、津屋崎古墳群でも勝浦井ノ浦古墳、新原奴山22号墳という全長70mを超える前方後円墳を築造しており、勝浦峯ノ畑古墳以来の流れ

として理解できる。これらに対して、福岡平野以西の地域では全長50m以下の前方後円墳の築造にとどまっている。

古墳時代後期前半に相当する9期後半には再び、全長60mを超える前方後円墳が筑前北部の各地域で築造されるようになる。今宿平野 5 の福岡市西区今宿大塚古墳、福岡平野 7 の福岡市博多区東光寺剣塚古墳、遠賀川中流域 26 の桂川町王塚古墳、そして津屋崎古墳群中の須多田天降天神社古墳である。このうち最大規模のものは全長86m程に復元される王塚古墳であるが、天降天神社古墳も全長80m程でありこれに次ぐ。また、天降天神社古墳の築造前後、津屋崎古墳群では生家大塚古墳、須多田下ノ口古墳等の全長80m前後の前方後円墳を相次いで築造している。これに対して今宿大塚古墳、東光寺剣塚古墳に前後する首長墓は規模が小さく、1代限りの築造とも言える。王塚古墳に次ぐ首長墓と想定される桂川天神山古墳は全長65mと同時期の筑前北部地域全体の中では注目される規模であるが、それでも王塚古墳からの規模の縮小は否めない。

6世紀末に近い10期後半は前方後円墳の築造終焉期に相当し、大型古墳の築造自体が少ない。その中で全長100mを超える在自剣塚古墳は筑前北部最大であり、同時期の北部九州の前方後円墳の中でも、全長103mの久留米市田主丸大塚古墳に匹敵する規模である。

以上のように、7期以降になると津屋崎古墳群及び遠賀川中流域で各時期の筑前北部最大の古墳が築造されたことが確認できる。5期以前には糸島半島から福岡平野で筑前北部最大の古墳が築造され、60mを超える前方後円墳が集中していた状況とは大きな変化が生じている。とりわけ、津屋崎古墳群は80m前後の筑前北部地域では最大級の古墳を代々、築造したことに特徴がある。このような津屋崎古墳群における大型古墳の築造動向は沖ノ島祭祀の盛行と合致しており、沖ノ島祭祀を主導するとともに、それを通じて畿内及び朝鮮半島との関係を結ぶことで権威を高めた首長層の姿を想像することができる。

ただ、古墳時代中期前半以前の宗像地域では大型古墳の活発な築造が認められなかった。これに対して、沖ノ島における祭祀は前期末、すなわち3期にはすでに本格化している。その主体としては3期の宗像市東

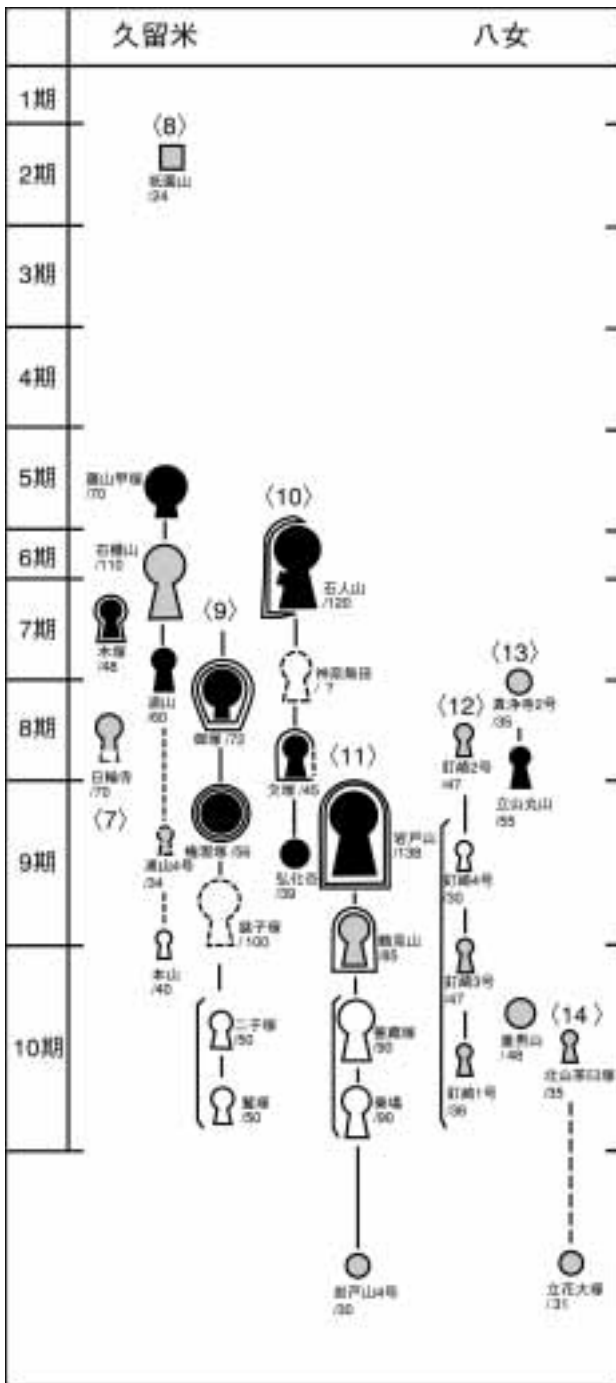
郷高塚古墳の存在が第一に注意される。その一方、遠賀郡岡垣町域の北の玄界灘に面した段丘上 21 には磯辺1号墳、塩屋古墳という全長60mを超える大型の前方後円墳が3 - 4期に築造される。また、遠賀川河口からやや内陸の西岸側、遠賀郡遠賀町地域 22 には1 - 4期の島津丸山古墳、豊前坊1号墳、豊前坊2号墳という3基の前方後円墳がある。このうち島津丸山古墳は未調査であるが、墳形から考えて筑前地域でも最古級の前方後円墳のひとつであり、1 - 2期に相当しよう。また、豊前坊1号墳は東郷高塚古墳からやや下る時期の壺形埴輪が出土し、3 - 4期に位置づけられる。これらの地域では津屋崎古墳群での大型古墳の築造が活発化する7期以降には大型古墳の築造が認められず、地域を越えた関連性、継続性さえ想定される。東郷高塚古墳、田久貴船前1・2号墳とともに、遠賀川下流域の大型古墳と沖ノ島祭祀との関連の有無が今後の大きな検討課題となろう。

一方、筑前地域全体をみても、津屋崎古墳群は非常に狭い範囲に密集し、複数の系列で大型古墳を築造したことが特徴であった。津屋崎古墳群に葬られた首長層の生産基盤を考えると、古墳群周辺地域では十分ではなく、広く考える必要がある。これに関しては7期以降の遠賀川河口から岡垣町域の系列での大型古墳の築造の中断、7 - 8期における釣川流域での大型古墳の空白が注意される。また、津屋崎古墳群と糟屋平野の間の地域では、古墳時代の各時期を通じて大型古墳の継続的築造が認められない。津屋崎古墳群の首長層、ひいては宗像君の生産基盤を考える場合には首長墓系列の変動に加えて、釣川流域はもちろん、遠賀川河口から糟屋郡北部地域までの広い範囲を対象とする必要があると考えている。

(3) 八女古墳群と宗像地域の首長墓系列の対比

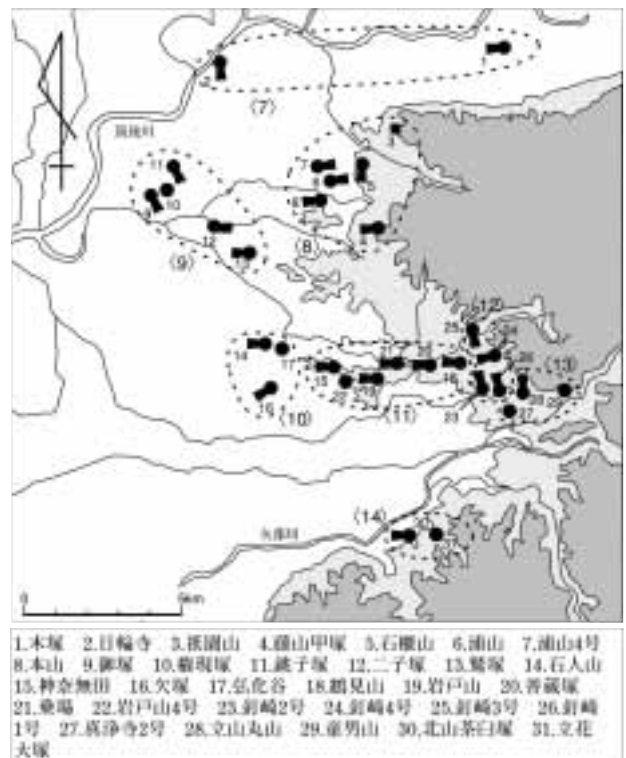
先述のように、9 - 10期の宗像地域では須多田古墳群で80m前後の大型前方後円墳を代々、築造し、他の系列でも中小型の前方後円墳等の首長墓を活発に築造している。このような状況は筑前北部全体を見渡しても際立つ存在である。これと比較できる首長墓の築造動向を示す例として、北部九州地域では筑紫君の奥津城とされる福岡県八女古墳群(第5・6図 10 - 13)

③ . 宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀



第5図 久留米～八女地域の首長墓系列
(重藤2010cを改変)

注) 内番号は第6図に対応、黒塗りは時期を限定できるもの、灰色は時期が前後する可能性のあるもの、白抜きは時期決定の根拠の弱いもの。“[]”は前後関係不詳の一群、“—”は連続的な関係を示す。
古墳名の後の数字は墳裾を基準とした全長ないし直径を示す。



第6図 久留米～八女地域の首長級大型古墳の分布
(重藤2010cから転載)

があげられる³⁾。

八女地域では矢部川右岸の丘陵上に多数の前方後円墳、大型の円墳が分布する。それらを代表する存在が、八女郡広川町石人山古墳と八女市岩戸山古墳である。石人山古墳は表採された須恵器が池の上Ⅲ式(橋口1983)にほぼ相当し、6 - 7期に位置づけられる。岩戸山古墳は墳丘規模、石製表飾類の樹立状況から、筑紫君磐井の墓と考えることが通説となっている(森1956)。なお、第5図では、岩戸山古墳の規模が大きく、後続する古墳との間隔が小さいために、その位置が9期初にまでかかっているが、筑紫君磐井の墓として問題はなく、時期は9期中頃である。

八女古墳群を代表するこれら2基の大型古墳の間には、若干の時間差があり、その間を埋める存在として、石人山古墳に隣接し、破壊により消滅した前方後円墳、広川町神奈無田古墳を想定する説がある(佐田1981他)。ただ、石人山古墳を中心とする丘陵西部10には神奈無田古墳の他に、TK23 - TK47型式の須恵器を出土し、8期に編年できる筑後市欠塚古墳、9期に位置づけられ、大型円墳で彩色した装飾壁画をもつ横穴式石室の広川町弘化谷古墳もあり、これらをあわせて1つの首

長墓系列として理解する方が良いと思われる。そこで、丘陵西部の系列を岩戸山古墳をはじめとする丘陵中央部 11、丘陵東部 12・13 の首長墓群とは区別して考えておきたい。

八女古墳群の明確な形成は6期の石人山古墳以降と考えられ、それ以前の首長墓が問題となってきた。筑紫君の本貫を筑紫野市周辺に想定し、小郡市域あるいは筑紫野市域からの首長墓の墓域の移動を考える説もある。筆者はそこまでの広域の墓域の移動は想定していない。津屋崎古墳群の大型前方後円墳では勝浦峯ノ畑古墳が最古であり、それに先行する古墳としては上高宮古墳、宮司井手ノ上古墳、奴山正園古墳という直径20m余りの円墳であった。八女丘陵周辺、矢部川流域でも、直径20m前後の円墳等を再検討し、石人山古墳に先行する1 - 5期の首長墓の存在を明確にする必要性を感じている。

岩戸山古墳のような巨大な前方後円墳、あるいは筑紫君磐井という地方豪族が出現した背景として、小田富士雄氏(小田1970)は、婚姻や統属などの手続きによって筑紫君が北部九州の首長層の上に君臨する地位を獲得し、九州におけるデスポットの政権を確立しようとしたためと述べている。吉田晶氏(吉田1975)は考古学的事象も考慮し、吉備や毛野と同様に、筑・豊・火の首長層の間で筑紫君一族を中心とした首長連合が形成され、磐井はその首長連合の最高首長であったと想定している。柳沢一男氏(柳沢1987、柳沢1991)、蒲原宏行氏(蒲原1995)は石製表飾、阿蘇溶結凝灰岩製の舟形石棺、横口式冢形石棺の動向から、首長連合を構成した範囲として有明海沿岸地域を想定している。

宗像地域の古墳では、八女古墳群や有明海沿岸地域における石製表飾、石棺のような首長間のつながりを象徴する考古資料はないものの、9期以降の大型古墳間の階層性から、首長層の複雑な関係性が想定された。また、津屋崎古墳群の生産基盤として、広く糟屋郡北部から遠賀川河口域まで及び地域を想定する必要があると考えた。八女古墳群と対比すれば、これらの地域におよぶ首長層の連合関係のもとに津屋崎古墳群が形成されたと理解できるだろう。そして、その頂点に80mを超える大型前方後円墳を位置づけることが可能であろう。

一方、岩戸山古墳は主体部の内容が不明であるという難点はあるが、北部九州の前方後円墳では最大規模を誇ることから、有明海沿岸のみならず、北部九州各地の首長層の上に君臨した筑紫君磐井の権勢と対応していると言える。また、岩戸山古墳以降も八女市鶴見山古墳、広川町善蔵塚古墳、八女市乗場古墳と連続的に全長80mを超える大型の前方後円墳が築造されることにより、磐井の乱以後も首長層の結合体を代表する筑紫君の地位は連続していたと推測できよう。9期以降の大型古墳の累代の築造という点でも、津屋崎古墳群と八女古墳群は類似している。

このように津屋崎古墳群の動向は八女古墳群と対比が可能であり、古墳間の複雑な階層性の点では八女古墳群を凌駕する感がある。また、筑紫君磐井の乱は北部九州各地を巻き込んだ事件であったとされるが、八女古墳群とほぼ同規模あるいはそれ以上の大型古墳群を形成した宗像地域は、筑紫君磐井の乱の基盤となった首長間の連合体には属していなかった可能性が高い。想像に過ぎないが、筑紫君と対抗するように、あるいは筑紫君の存在を牽制する役割を担って津屋崎古墳群、ひいては宗像君が台頭したような事情も考えられよう。

3. 古墳時代前期・中期前半の北部九州の対外交渉

(1) 西新町遺跡における対外交渉

a) 遺跡の概要

後述するように古墳時代中期後半以降の宗像地域では多数の渡来人の存在が推測され、その首長層は朝鮮半島との対外交渉に深く関与したと想定される。それに先立つ古墳時代前期には、福岡市西新町遺跡が北部九州地域と朝鮮半島の交易拠点であったと指摘されている(久住2007他)。宗像地域の対外交渉の前史として、ここでその内容を見てみることにしたい⁴⁾。

西新町遺跡は福岡県福岡市の西部を占める早良平野の北東部、福岡市早良区に位置する(第7図-1)。遺跡が形成された時点では博多湾に近く、海浜砂層で形成された砂丘上の微高地に立地する。

西新町遺跡は北部九州の弥生時代後期終末の土器様式である「西新式」の標識遺跡として注目されてきた。近年の調査により、弥生時代後期終末～古墳時代前期

の多数の竪穴住居跡とともに、各種の朝鮮半島系土器、竪穴住居跡のカマド状遺構が発見され、朝鮮半島からの多数の渡来人の存在が推測されるようになった。

b) 朝鮮半島系土器の系譜と時期

西新町遺跡では朝鮮半島系の各種土器が出土しているが、その中でも外見的な比較から産地の推定が可能と考えられるものを第8図に示した。

1は陶質の小型丸底壺で、2の慶尚南道金海三東洞遺跡(釜山女子大博物館1984)や慶尚南道馬山縣洞遺跡(昌原大博物館1990)など慶尚南道西部地域に類例が多い。3は陶質で無文の中型丸底壺である。4に慶尚南道金海禮安里古墳群出土品(釜山大博物館1993)を示したように慶尚南道での出土量が多い。ただ、3世紀中頃～4世紀前半と考えられる全羅南道咸平禮德里萬家村古墳群13号墳4号土壙墓(全南大博物館2004)、4世紀代の集落遺跡、全羅北道全州中仁洞遺跡原三国時代3号住居跡(全北文化財研究院2008)で、類似する硬質無文の土器が出土している。5は縦方向穿孔の耳をもつ両耳付平底壺である。忠清道・全羅道地域に特徴的な器形であり、搬入品と考えられる。6には全羅北道高敞南山里古墳群出土品(全北文化財研究院2007)を示した。7は平底の両耳付二重口縁壺である。類例として8に全羅北道高敞萬洞遺跡出土品(湖南文化財研究院2004)を示したが、このような器形は4世紀以前の全羅道地域に多いものである。9は瓦質に近い焼成の壺であり、無文の胴部、倒卵形の胴部形態が特徴である。同様の土器は10に示したように全羅北道扶安竹幕洞祭祀遺跡(国立全州博物館1994)から出土している。



第7図 北部九州と馬韓地域との関連遺跡分布

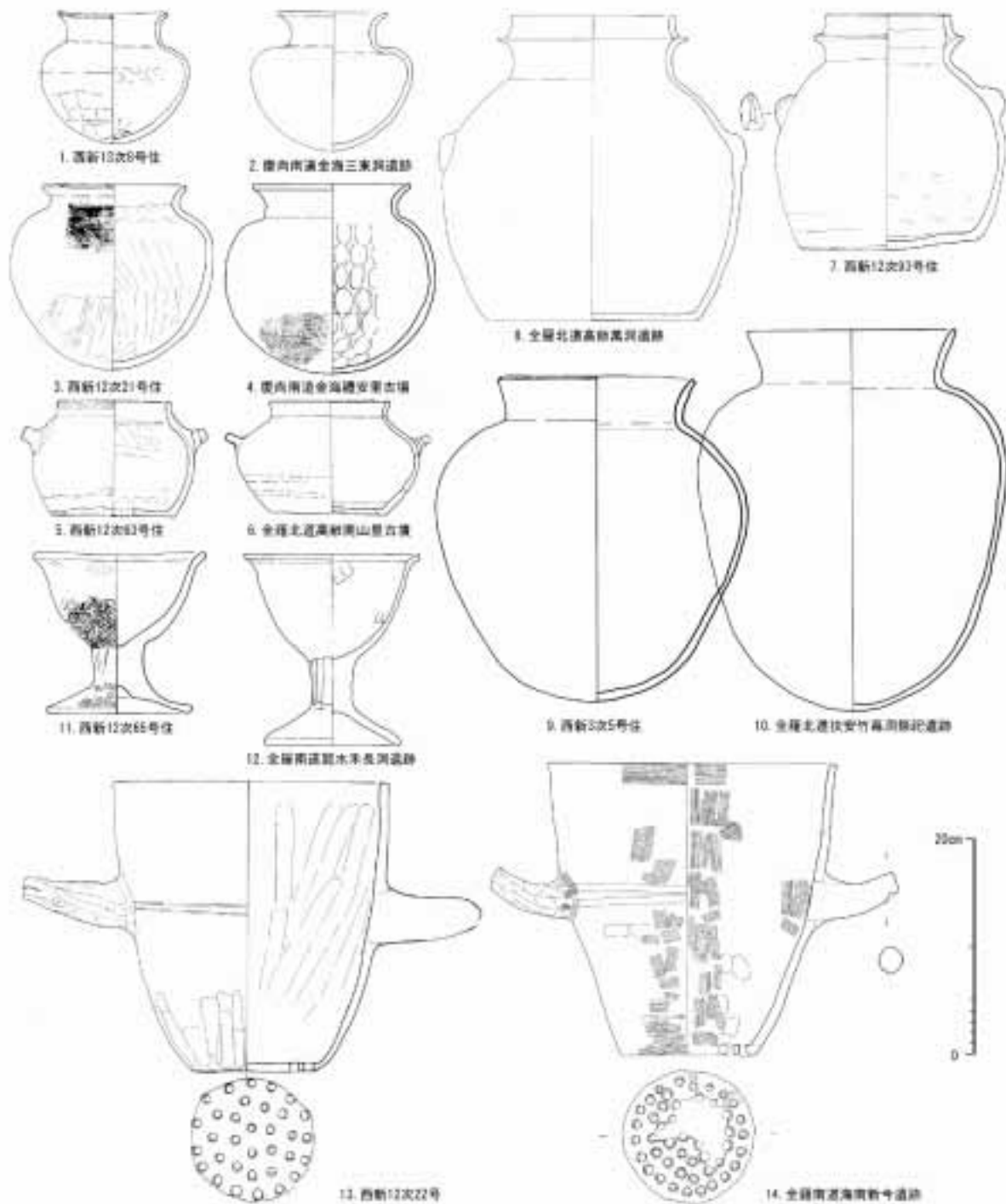
11は赤褐色軟質の高杯である。ブランデーグラス形の器形に、中実の脚部が付く。12に示した全羅南道麗水禾長洞遺跡(順天大博物館2002)出土品と類似している。13は平底の甌であり、同心円状に直径1cmに満たない蒸気孔を多数、配置する。胴部中間に把手を付けるが、胴部外面器壁には把手の割り付け線と思われる沈線が巡る。このような特徴は14に示した全羅南道海南新今遺跡出土品(湖南文化財研究院2005)や全羅南道海南郡谷里貝塚出土品(木浦大博物館1989)と酷似しており、全羅南道からの搬入品と考えられる。

以上に示した例の他にも多数の朝鮮半島系土器が出土しているが、上述のように慶尚南道加耶地域に由来するものもあれば、全羅道さらには一部忠清南道にまで及ぶ馬韓地域のものもある。全体的には後者が多く、朝鮮半島西岸に発し、南岸を經由して北部九州、西新町遺跡にもたらされたと考えられる。

本稿での土師器編年(第1表)に即して述べれば、遺跡内で最古の時期に属する朝鮮半島系土器は2次D区1号住居跡の軟質両耳付壺、12次93号住居跡の両耳付二重口縁壺(第8図-7)、17次38号住居跡の陶質土器壺口縁部等で、土師器編年I期古段階にまで遡る可能性がある。一方、出土した朝鮮半島系土器のうち、12次93号住居跡二重口縁壺、12次63号住居跡両耳付壺(第8図-5)は全羅道を中心に分布する特徴的な器種である。これらの土器を徐賢珠氏(徐賢珠2006)による全羅南道栄山江流域の土器編年に照らすと、I-1期～I-2期にその中心があり、I-1期は3世紀中葉～後葉、I-2期は4世紀前葉～中葉とされる。また、12次93号住居跡出土二重口縁平底壺は前述のように第8図-8の全羅北道高敞萬洞遺跡12号墳木槨墓出土品と類似する。徐賢珠氏(徐賢珠2008)は栄山江流域の3～5世紀古墳埋葬施設出土遺物の共伴関係の2期に位置づけ、3世紀後半と考えている。上述した西新町遺跡の編年と矛盾はなく、西新町遺跡が北部九州と朝鮮半島との交易の窓口として機能していた時期を、おおむね古墳時代前期としても無理はないと思われる。

c) カマド付竪穴住居跡

西新町遺跡では古墳時代前期の日本国内の他遺跡でほとんど例をみないカマド付竪穴住居跡が多数検出さ



第 8 図 西新町遺跡出土の朝鮮半島系土器とその類例（1/6、下原編2009から作成）

れている点も特徴である。これまでの22次に及ぶ調査で明らかにされたカマド付竪穴住居跡は106棟を数え、弥生時代後期末～古墳時代前期の竪穴住居跡525基のうちの約20%に相当する。これに対して炉を設置するものがほぼ同数の103基あり、残る300基余りは新しい遺構に壊されるなどの理由のため、カマドないしは

炉の有無が不明の住居である。

同時期の朝鮮半島では、楽浪郡を経由して中国本土ないしは中国東北部の調理様式が受容され、カマドが広く普及する。韓国では近年、原三国～三国時代の集落遺跡の調査が進展しており、壁に沿って長く煙道を伸ばす型式のものは「オンドル状遺構」とも称される。

西新町遺跡のカマドについては韓国でのオンドル状遺構と称されるものと類似するものがあるため、朝鮮半島からの渡来人がもたらした知識によって構築されたことは間違いないだろう。

西新町遺跡のカマドは、住居跡内におけるカマドの位置と煙道の長さから、大きく次のⅠ～Ⅳ類に大別され、さらにⅠ・Ⅱ類はそれぞれa・bに細分されている。このうち事例の多いものには第9図-1～3に示したⅠb類、Ⅱb類、Ⅲ類がある。なお、カマド平面形が「L」字形を呈するⅡb類はオンドル状遺構に相当する。

この時期における朝鮮半島の竪穴住居の類例を見ると、慶尚南道地域では円形プランを基本とし、近年では煙道が長く伸びたカマドを付設する調査例が増加している(第9図-5、咸陽花山里遺跡、慶南發展研究院歴史文化센터2007など)。金羅英氏(金羅英2007)によれば3世紀後葉～4世紀には慶尚北道地域では方形プランにオンドル状遺構を設置したものが多いのに対して、慶尚南道地域では円形プランの住居跡が多い。全羅道地域では長方形または正方形プランのものが多く、慶尚南道地域と対照的である。こうした朝鮮半島の例と西新町遺跡例とを比較する限り、少なくとも竪穴住居の平面形態においては慶尚南道地域からの影響は小さかったものと思われる。

全羅道、忠清道では1遺跡内でのカマドの様相が多様で、複雑である。全羅南道海南郡新今遺跡(湖南文化財研究所2005)では、3世紀中頃とされるⅠ段階では西新町遺跡Ⅲ類と類似するカマドであるが、3世紀後半に相当するⅡ段階では西新町遺跡Ⅱb類に類似するオンドル状遺構(第9図-9)に転換するとされている。これに対して4世紀以降とされる全羅北道益山射徳遺跡(湖南文化財研究所2007a)では、西新町遺跡Ⅲ類と類似するカマドが築造されている。また、4～5世紀に編年される忠清南道鷄龍立岩遺跡(忠清南道歴史文化研究院2008a)では、Ⅲ類に類似するカマドが12基であるのに対し、Ⅱb類に類似するカマドが5基にとどまる。両者は時間的な差ではなく、中小型住居跡に前者が、大型住居に後者が使用されたと推測されている。したがって、朝鮮半島西南部地域では小地域ごとに多様な形態のカマドが築造された可能性がある。

西新町遺跡に並行する時期の百済の王城、ソウル市風納土城遺跡(国立文化財研究所2001)では、六角形の住居跡に壁から煙道を離れたカマドが設置され(第9図-4)、住居跡の平面形は別とすると西新町遺跡カマドのⅠb類と同様の構造となっている。風納土城のカマドが西新町遺跡に直接的な影響を与えた可能性は小さいと推測されるが、朝鮮半島西海岸～南海岸地域の海沿いの交流のもとに展開した多様なカマドが西新町遺跡に流入した結果、Ⅰb類が成立したと想定されよう。

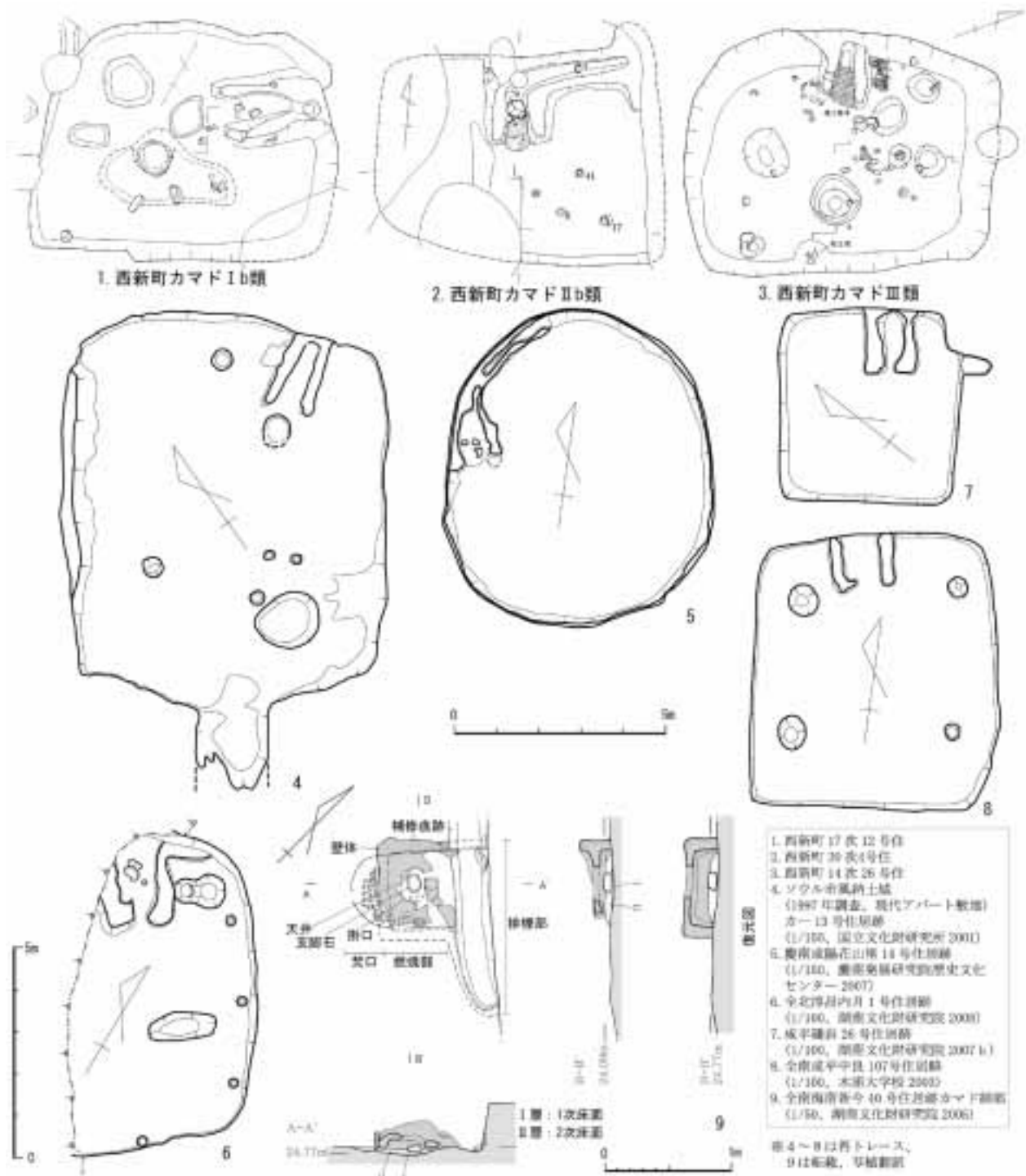
西新町遺跡におけるカマドは渡来人の知識、技術無しには成立しがたいと考えられ、その数から相当数の渡来人が存在していたと考えることが妥当であろう。また、前述した朝鮮半島系土器とカマドの故地が一致するので、渡来人は朝鮮半島西海岸～南海岸の人々を中心としたと考えられよう。

ただし、西新町遺跡のカマド付住居跡は周辺地域には波及しなかったと解釈されている(武末2010他)。また、西新町遺跡では古墳時代初頭以降に畿内系土師器とともに、山陰、吉備等西日本各地の土器が出土する。したがって、朝鮮半島からの渡来人とともに、西日本各地から移動してきた人々も居住していた可能性が高い。まさに、朝鮮半島への交通の窓口として、交易拠点として機能していた姿が推測できよう。

(2) 鳥足文土器の出現と馬韓系渡来人

西新町遺跡は朝鮮半島西岸～南岸の地域との交通・交易の拠点であり、朝鮮半島西南部の馬韓を中心とした地域からの渡来人の存在が想定された。西新町遺跡は古墳時代前期末、土師器編年Ⅱ期末には終焉を迎えており、その後、北部九州においてどこが朝鮮半島との交易拠点となったかは大きな問題である。

ところで、朝鮮半島の鳥足文土器は4世紀前半に百済中心部で定型化した土器であるが、馬韓地域に分布の中心がある(金鍾萬2010)。北部九州でもいくつかの出土例があり、抽出が容易であることに加えて、在来の土器との融合の過程を示す事例もある。そこで、ここでは鳥足文土器を手がかりに、4世紀末～5世紀前半の馬韓からの渡来人の動向を考えてみることにしたい⁵⁾。

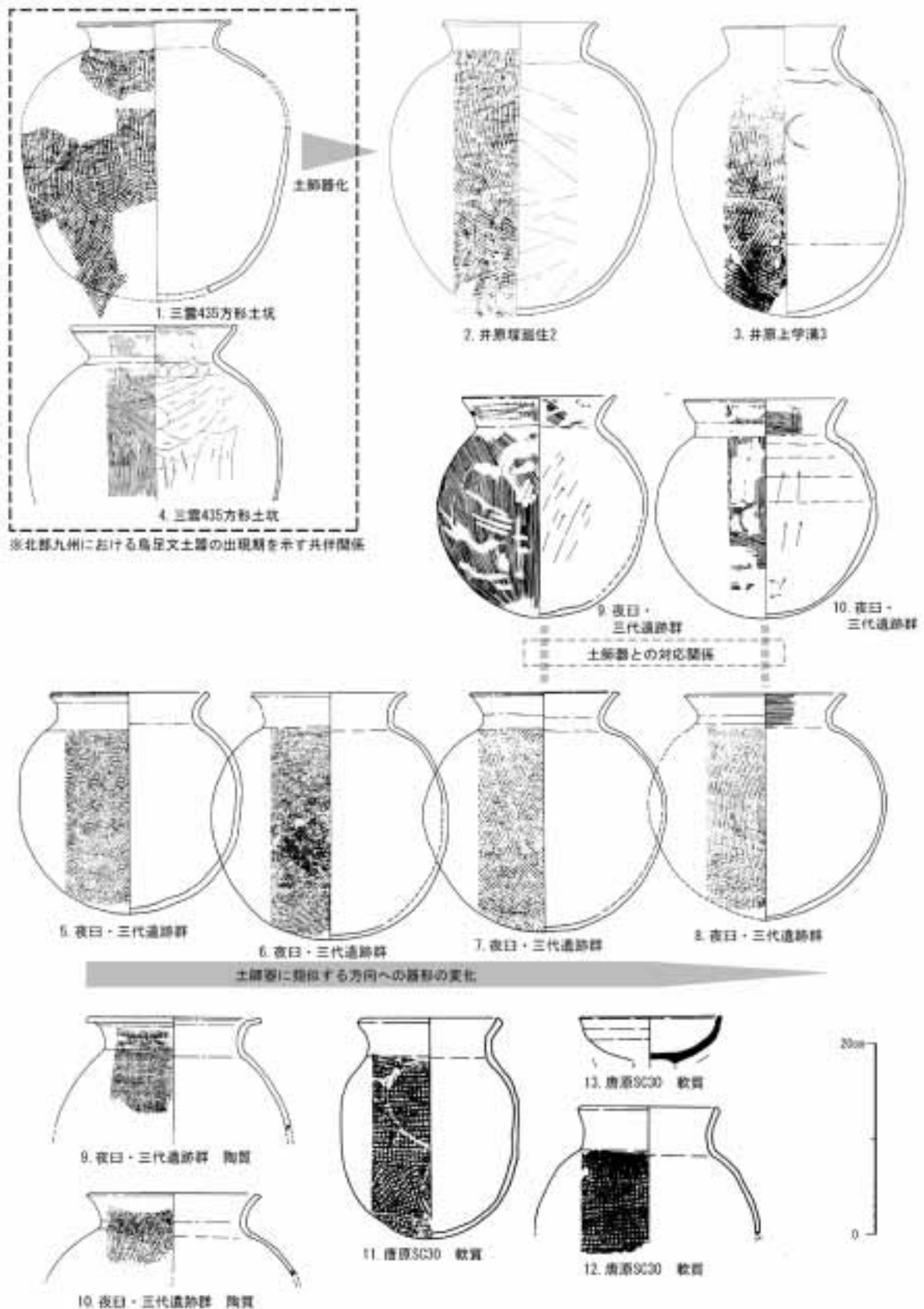


第9図 西新町遺跡出土のカマド付竪穴住居跡と朝鮮半島の類例（下原編2009を改変して作成）

『魏志倭人伝』に登場する「伊都国」の拠点集落と考えられる福岡県糸島市三雲・井原遺跡群（第7図 - 3）では、古墳時代においても各調査地点で朝鮮半島系土器が出土する。その中で注目される資料が軟質で鳥足文に近いタタキを施す三雲435番地方形土坑（第10図 - 1、牟田・岡部編2002）、井原塚廻2号住居跡（第10図 - 2、

林1992）、井原上学遺跡3号溝（第10図 - 3、岡部1987）の土器である。この3点の土器を子細に見ると、三雲435番地の資料は口縁部及び胴部は馬韓系土器本来の形態を維持しているが、井原塚廻2号住居跡、井原上学3号溝の資料は鳥足文タタキを施しながら器形そのものは土師器甕に近づいている。それぞれの時期は三

③ . 宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀



第10図 系島市三雲・井原遺跡群、新宮町夜臼・三代遺跡群、福岡市唐原遺跡出土の朝鮮半島系土器と関連資料 (1/6、各報告書より転載して作成)

雲435番地 = 土師器編年Ⅲ A期、井原塚廻2号住居跡 = Ⅲ B期、井原上学3号溝 = Ⅳ期であり、土師器化の進展は時間的変化とも対応している。

このような過程が渡来してきた土器製作工人の規範の変化を示唆するとすれば、三雲・井原遺跡群における馬韓地域からの渡来人の存在、さらにはその定着を物語る資料となろう。ただ、三雲・井原遺跡群では三雲遺跡堺Ⅰ - 4区6号住居跡から把手脚付短頸壺と大甕(小池編1983)が出土しており、これらは加耶系と考えられる。三雲・井原遺跡群では加耶からの渡来人も存在した可能性が想定される。このような複数地域からの人々の渡来という点から、三雲・井原遺跡群が先行する西新町遺跡の役割を代替している可能性が考えられる。

また、福岡県新宮町夜臼・三代遺跡群大森地区(第7図 - 4)から、Ⅲ B期を中心とする土師器とともに大型の軟質土器壺及び鳥足文風のタタキで仕上げた軟質土器(第10図 - 5 ~ 8)がまとめて出土した(西田1994)。これらの土器には、馬韓地域の鳥足タタキ文土器と類似する器形(第10図 - 5)もあれば、北部九州地域の土師器甕と類似した器形(第10図 - 7・8)もある。三雲・井原遺跡群と同様に、馬韓からの渡来人が、土師器を模倣して製作したものと考えられる(重藤1998、白井2001)。これらの軟質土器とともに陶質土器壺(第10図 - 9・10)も出土しているが、これも馬韓系土器であろう。

この他に興味深い資料として、夜臼・三代地区遺跡群とも程近い福岡市東区唐原遺跡SC30(第7図 - 5)より出土した軟質土器甕(第10図 - 11・12)がある(小林編1989)。共伴する土師器はⅢ A期である。軟質土器甕は大振りの格子タタキで仕上げられ、口縁部形態、胴部形態も特徴的なものである。朝鮮半島における系譜・類例を具体的に指摘することはできないが、慶尚道地域のものではないようであり、消去法的に考えれば忠清道~全羅道地域に由来する可能性がある。同遺構からは北部九州地域の土師器はもちろん、慶尚南道咸安地域のものとも推測される陶質土器高杯(第10図 - 13)、東海系台付甕破片、畿内系と推測される高杯等各地の土師器も出土している。したがって、軟質土器甕の製作地等が決定できれば、広域的な土器の移動、

さらには当該期の交易関係の実態を知ることのできる資料となろう。

また、このような夜臼・三代地区遺跡群、唐原遺跡群の動向は、古墳時代前期の馬韓の人々が博多湾沿岸、西新町遺跡までを行動範囲としたのに対して、中期初頭以降、より東方へと移動を拡大させたことを示すものと言えるだろう。

(3) 横穴式石室の出現

北部九州地域では4世紀後葉にまで遡る前方後円墳編年4期、古墳時代中期初頭に横穴式石室が出現し、5世紀を通じて普及する。これら日本の他地域に先行して北部九州地域で出現、普及した古墳時代中期の初期横穴式石室を「北部九州型初期横穴式石室」と呼ぶ。筆者は首長墓を中心に採用される玄室幅1.5m、玄室長2.5m以上の大型のものを初期横穴式石室A類とし、それ以下の小型を初期横穴式石室B類と分類している⁶⁾。

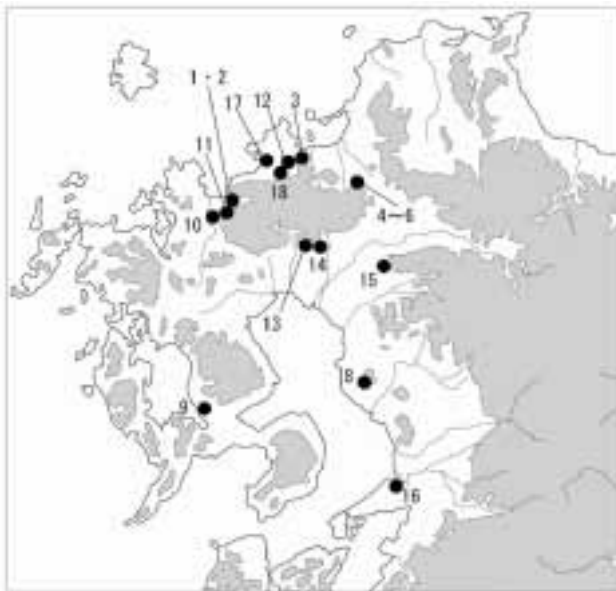
これら北部九州型初期横穴式石室の起源は朝鮮半島にあることは疑いない。ただ、5世紀の新羅の王都、慶州周辺では横穴式石室は見られない。また、後に新羅の傘下におさめられた国々も含めた加耶諸国では「竪穴系横口式石室」と呼ばれる横穴式石室の影響を受けて在来の竪穴式石槨に横口を設けた石室が存在するが、その一般化は5世紀中頃以降のことである。したがって、具体的な祖型を特定することは難しいが、北部九州型初期横穴式石室の起源は当時、横穴式石室を築造していた漢城期の百濟あるいは楽浪郡故地に想定される。

津屋崎古墳群中では勝浦峯ノ畑古墳、勝浦井ノ浦古墳が初期横穴式石室の代表的な事例と言える。また、宗像地域では北部九州型初期横穴式石室B類を埋葬施設とする古墳が多いことも指摘されている。これら北部九州型初期横穴式石室は、古墳時代中期前半の渡来人の動向、あるいは北部九州と朝鮮半島南部との交流を物語る重要な資料と位置づけられる。そこで、『前方後円墳編年』の5期以前の北部九州型初期横穴式石室とそれに関連する横穴式石室を一覧として示したものが第2表であり、その分布を示したものが、第11図である⁷⁾。これによればこの時期の北部九州型初期横

③ . 宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀

第2表 前方後円墳編年4～5期における北部九州型初期横穴式石室（重藤1999を改変）

No.	古墳名	所在地	墳形・規模	古墳編年	石室分類	地勢図	開口部構築技法	備考
1	谷口古墳東石室	佐賀県唐津市	前方後円-77	4期	(特殊型)	無描	—	長円型石室
2	谷口古墳西石室	佐賀県唐津市	前方後円-77	4期	(特殊型)	無描	—	長円型石室
3	徳島古墳	福岡市南区	前方後円-62	4期	A類	無描	割石小口積	箱式石棺、埴床、塚棺
4	老司古墳1号石室	福岡市南区	前方後円-76	4期	B類	無描	—	
5	老司古墳2号石室	福岡市南区	前方後円-76	4期	B類	無描	—	
6	老司古墳3号石室	福岡市南区	前方後円-76	4期	A類	無描状	割石小口積	
7	老司古墳4号石室	福岡市南区	前方後円-76	4期	B類	無描	—	
8	狭島塚東古墳	熊本県荒尾市	円	4期	B類	無描状	割石小口積	埴床
9	黄金山古墳	福岡県太宰市	不明	5期	B類	無描	割石小口積	
10	双水柴山2号墳	佐賀県唐津市	円-23.5	5期	B類	片描	割石小口積	
11	横田下古墳	佐賀県唐津市	円-25	5期	A類	片描意識した河地	割石小口積	箱式石棺、埴床
12	丸腰山古墳	福岡市南区	前方後円-65	5期	A類	無描?	板石?	箱式石棺
13	久保原丸山2号墳	佐賀県佐賀市	円-12.6	5期	肥後型との近親	無描	板石+小口積	埴床
14	五木黒木丸山古墳	佐賀県佐賀市	円-34	5期	肥後型との近親	無描	板石+小口積	
15	藤山甲塚古墳	福岡県久留米市	前方後円-79	5期	肥後型との近親	無描	割石小口積	石障
16	城2号墳	熊本県宇土市	円-25	5期	A類	無描	割石小口積	埴床
17	釜塚古墳	福岡県南州市	円-26	5/6期	A類	無描	板石	
18	城塚古墳1号石室	福岡県南州市	円-33	5/6期	A類	無描	板石	埴床



第11表 前方後円墳編年4～5期における北部九州型初期横穴式石室の分布（重藤1999を改変）

穴式石室は福岡平野より西の玄界灘沿岸地域及び有明海沿岸地域に限定されている。また、第2表及び第11図に示していないが、熊本県に分布する平面方形の玄室プランで石室内に石障を設置する肥後型初期横穴式石室もこの時期には登場している可能性が高い。これに対して、今後、発見される可能性は皆無とは言えないが、現在のところ宗像地域にはこの時期の横穴式石室は分布していない。

前方後円墳編年5～6期の宗像地域の首長墓級の古墳である福津市奴山正園古墳、福津市宮司井手ノ上古

墳では箱式石棺、木棺を使用しない小型の縦穴式石室である「石棺系縦穴式石室」を埋葬施設としている。横穴式石室の普及はこれに遅れるものと考えておきたい。また、北部九州型初期横穴式石室B類は宗像地域に多いとはいえ、前方後円墳編年5期以前の例は福岡市老司古墳(吉留・他編1989)と唐津市双水柴山2号墳(中島編1987)に限られる。したがって、福岡平野より西の玄界灘沿岸地域で成立した北部九州型初期横穴式石室B類が、前方後円墳集成編年6期以降に宗像地域に普及したものと考えられよう。

前述のように鳥足文土器の分布から、古墳時代中期前半に糸島市三雲・井原遺跡群において馬韓からの渡来人の存在が想定された。北部九州型初期横穴式石室の祖型は百済等に求められるので、横穴式石室の導入に際して、西新町遺跡以来の馬韓との交流が基礎になったと考えられる。

4. 宗像地域における渡来人関係の資料

(1) 古墳時代中期前半における宗像地域と朝鮮半島

宗像地域では古墳時代中期前半には横穴式石室は分布せず、馬韓系土器も少ない。また、この時期のまとまった集落遺跡の調査例が少ないため、集落における朝鮮半島からの渡来人の動向が不明であることも事実である。そのような資料的制約の中で、前方後円墳編年5～6期に位置づけられる福津市宮司井手ノ上古墳、

福津市奴山正園古墳から特徴的な陶質土器が出土していることは注目される(第12図)。

第12図 - 1は前方後円墳編年5期に位置づけられる宮司井手ノ上古墳の陶質土器壺であり、肩部の耳状突起が特徴的である。このような特徴のものは馬韓地域での出土例が少なく、加耶に多いため、搬入品の可能性が考えられる。第12図 - 2 ~ 4は前方後円墳編年6期前後の奴山正園古墳出土の陶質土器である。2は高杯形器台で、鉢部の粗雑な鋸歯文が目される。高杯形器台は初期須恵器及び加耶の陶質土器に特徴的な器形をなしているが、このような粗雑な鋸歯文は陶邑出土の初期須恵器及び加耶の陶質土器には見られない。この点を考慮すると、加耶からの技術導入のもとに在地生産された可能性が高い。3は壺の頸部と考えられ、現状では3段に区画して波状文を施す。加耶では慶尚北道高霊を中心とする大加耶地域に多いものであり、搬入品の可能性も考えられる。

先に、中期前半における横穴式石室の導入において福岡平野より以西の玄界灘地域と有明海沿岸地域が先行したことが考えられた。また、福岡平野以西の玄界灘沿岸地域における古墳時代前期以来の朝鮮半島との交流により横穴式石室が導入され、糸島半島等に居住した馬韓系の渡来人がそれに関与したと想定した。宗像地域には中期前半の初期横穴式石室が分布しないが、逆に言えば、上述したような陶質土器の流入、あるいは須恵器の生産はそれとは異なるルートによるもの、すなわち宗像地域が加耶との独自の交通路を確立したことを示す資料と考えても良いかもしれない。今後、当該期の渡来人の動向を物語る集落遺跡、生産遺跡の解明が期待される。

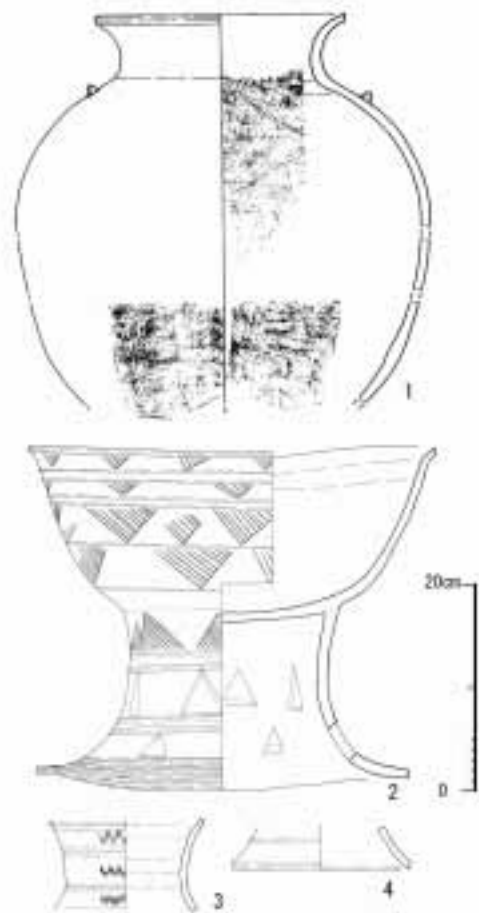
(2) 古墳時代中期後半以降の宗像地域の渡来人

a) 朝鮮半島系土器の出土遺跡と渡来人

津屋崎古墳群の間に位置する集落遺跡(第1図 - A ~ C)、福津市在自遺跡群(在自小田遺跡・在自上ノ原遺跡・在自下ノ原遺跡、池ノ上他編1994・池ノ上他編1995・池ノ上他編1996b)、福津市生家釘ヶ裏遺跡(池ノ上他1998)、福津市奴山伏原遺跡(池ノ上2002a)では、古墳時代中期後半以降の馬韓地域と関連する資料を含む朝鮮半島系遺物・遺構が、集中的に確認されて

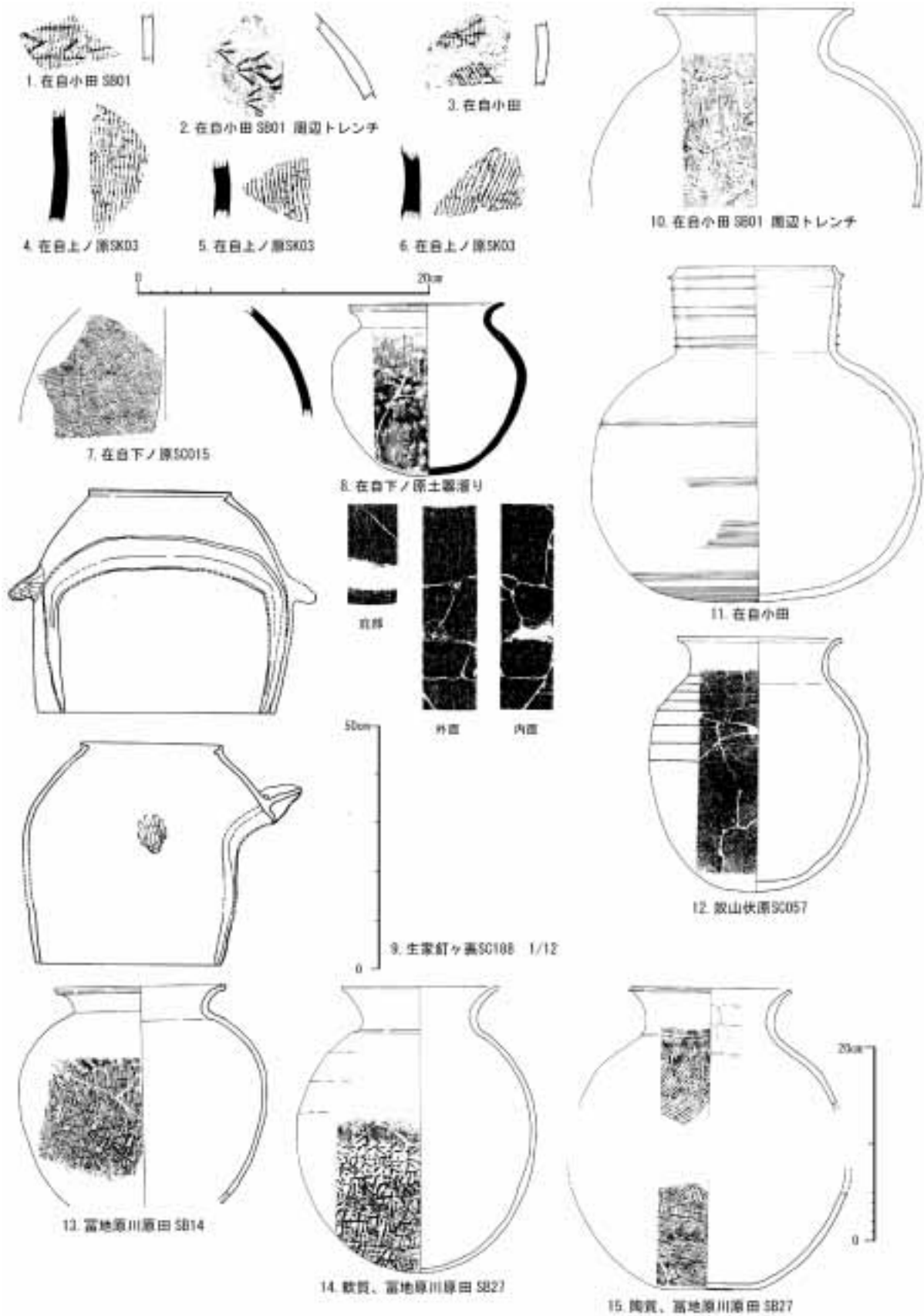
いる⁸⁾。

馬韓系の鳥足文土器は在自遺跡群で破片(第13図 - 1 ~ 7)が出土している。このうち第13図 - 1 ~ 3の鳥足文土器破片の出土した在自小田遺跡 SB01は四面廂を備えた大型の掘立柱建物であり、隣接して滑石製紡錘車・白玉と土器等が出土した祭祀土坑 SK04がある(第14図)。SK04からはTK208型式の須恵器、IV期後半の土師器が出土していて、SK04とほぼ主軸を揃えている SB01も同時期であろう。SB01は一般の集落では見られない規模、構造の建物であり、首長の執り行なう祭祀に係わる建物と推測される。そこでの祭祀に馬韓系の土器が使用されたとは断定できないとしても、首長層と馬韓からの渡来人との密接な関係を想定しても大過ないであろう。ただし、在自小田遺跡では大加耶系陶質土器壺(第13図 - 11)も出土しているので、首長層と朝鮮半島との関係は馬韓に限られないことも

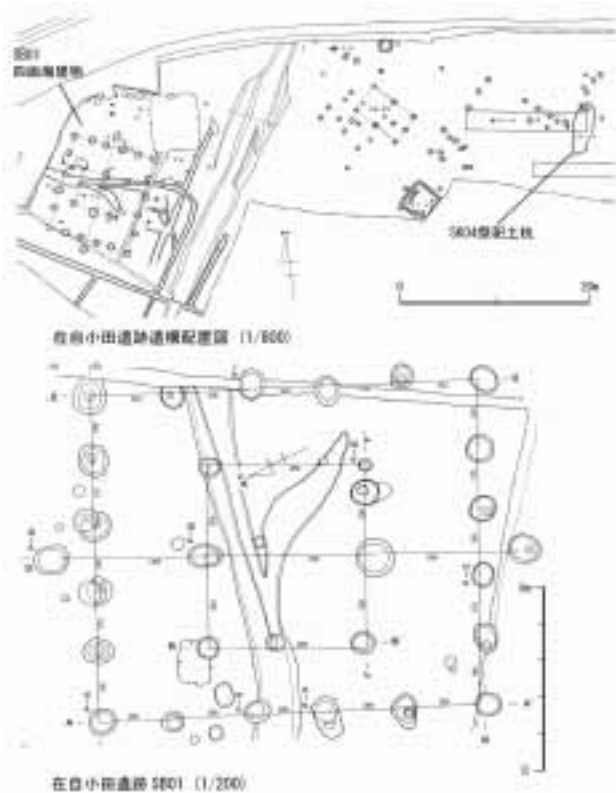


第12図 宮司井手ノ上古墳・奴山正園古墳出土の陶質土器(1/6、1は宮司井手ノ上古墳、他は奴山正園古墳、報告書より転載)

③ . 宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀



第13図 宗像地域の集落遺跡出土の朝鮮半島系土器（9は1/12、1～6は1/4、他は1/6、各報告書より転載）



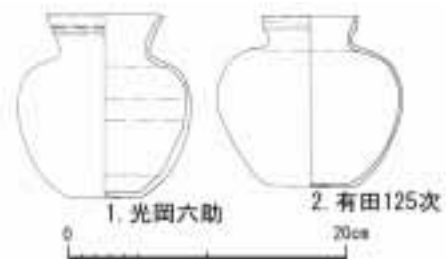
第14図 在自小田遺跡遺構配置図とSB01平面図
(池ノ上編1994から転載)

指摘できよう。

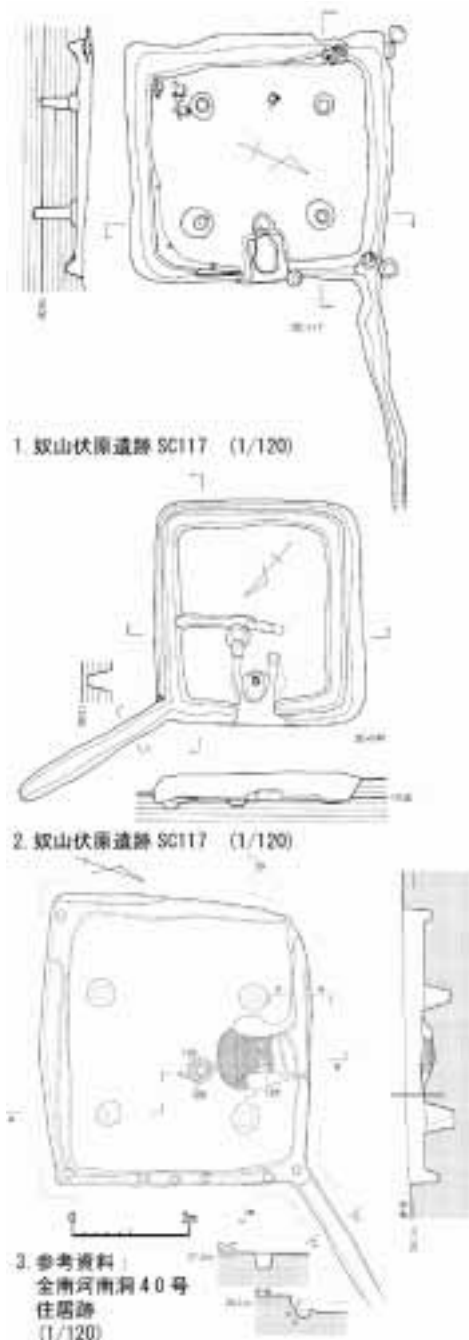
在自上ノ原遺跡 SK03から出土した鳥足文土器(第13図 - 4 ~ 6)もⅣ期後半の土師器を伴う。在自下ノ原遺跡 SC015から出土した鳥足文土器(第13図 - 7)はMT85型式頃の須恵器が共伴している。

この他に在自下ノ原遺跡土器溜り遺構出土の陶質甕(第13図 - 8)、奴山伏原遺跡 SC057住居跡から出土した軟質甕(第8図 - 12)も器形から考えれば馬韓系土器の可能性が高い。前者はTK23型式の須恵器を、後者はMT15型式の須恵器を伴う。生家釘ヶ裏遺跡 SC188号住居跡出土の外面にタタキを施した移動式カマド(第13図 - 9)も特異なもので、朝鮮半島との関係が想定される。

一方、釣川流域(第1図 - D ~ H)では、MT15型式の須恵器を伴う宗像市富地原川原田遺跡 SB14竪穴住居跡(白木1994)で鳥足文土器(第13図 - 13)が出土している。同遺跡では土師器Ⅳ期のSB27竪穴住居跡から、車輪文風の特異なタタキを施した軟質土器甕や陶質土器壺(第13図 - 14・15)も出土している。初期のカマド付竪穴住居を含むことから、集落内に渡来人が居住し



第15図 光岡六助遺跡出土陶質土器とその類例
(1/6、各報告書より転載)



第16図 竪穴外排水溝を伴う竪穴住居
(各報告書より転載)

た可能性が高い。また、宗像市冨地原森遺跡 SB16あるいは遺構には伴わない資料であるが、宗像市光岡六助遺跡出土の平底傾向の壺(第15図 - 1、白木1995)も全羅南道咸平昭明洞遺跡2号住居跡出土土器(全南大博物館2003)と類似するため馬韓系土器の可能性が高い。同様の例として、土師器Ⅳ期でも古い時期に属する福岡市早良区有田遺跡125次 SC01出土土器(第15図 - 2、山崎編1993)があり、その時期を知ることができる。

b) 竪穴外排水溝を伴う竪穴住居

宗像地域では竪穴住居においても馬韓系渡来人との関連が抽出できる可能性がある。奴山伏原遺跡では排水溝と推測される溝が竪穴外に長く伸びた古墳時代では例の少ない特異な構造の竪穴住居跡がまとめて検出されている(第16図 - 1・2)。

同種の排水溝をもつ竪穴住居跡は慶尚南道昌寧桂城里遺跡(우리文化財研究院2008)にも例があるが、近年、全羅北道益山射徳遺跡(湖南文化財研究院2007a)、光州市河南洞遺跡(第16図 - 3、湖南文化財研究院2008b)、全羅南道潭陽梧山遺跡(湖南文化財研究院2007c)など、全羅道を中心とする馬韓の集落遺跡での事例が増加しているようである。

釣川流域の土師器Ⅳ期以降の集落遺跡ではこの種の竪穴住居が多く、本地域に多くの馬韓系渡来人が居住していたことを示唆する。さらに、同様の竪穴住居は福津市よりも東に位置する遠賀郡岡垣町友田遺跡群(中川編1989、大坪他2008、第7図 - 8)、遠賀郡遠賀町尾崎・天神遺跡(武田1991、第7図 - 9)でもみられる。津屋崎古墳群と関連の深い首長層のもとに集まった馬韓系渡来人が周辺に拡散したことも想定すべきであろう。

c) 宗像地域における須恵器・鉄器生産

宗像地域の古墳時代須恵器窯跡には、50ヶ所を超える須恵器散布地が確認され、一部の調査が実施されている須恵古窯跡群(宗像窯跡群、第1図 - I)が挙げられる(花田2002)。須恵須賀浦窯跡群、稲元日焼原窯跡群などの支群に分かれるが、花田氏、岡田裕之氏(岡田2003)の研究によれば、MT15型式頃に操業を開始し、

6世紀を中心とした窯跡群と解釈される。北部九州最大の須恵器窯跡群には福岡県大野城市牛頸古窯跡群があり、この他に6世紀の大規模な窯跡群としては八女古墳群と近接する八女古窯跡群がある。須恵古窯跡群は6世紀においてはそれらを凌駕する生産規模が推定されることに加えて、牛頸窯跡群、八女古窯跡群より先行して形成された可能性が高い。先にみた八女古墳群を凌駕するような宗像地域の大型古墳の構成が生産遺跡の規模にも反映していると考えられる。また、須恵古窯跡群の形成に朝鮮半島からの渡来人が深く関与したことは想像に難くない。須恵古窯跡群は釣川中流域北岸の首長墓系列19と重なるが、供給圏はその範囲に限定できないと考えられる。やはり、その生産には津屋崎古墳群に葬られた首長層の関与が想定されよう。

この他に、久原瀧ヶ下遺跡(5世紀後半)で羽口が出土し、野坂一町間遺跡(5世紀後半)で鍛冶炉2個所、武丸高田遺跡(6世紀後半)で鍛冶炉が検出され、渡来人との関連が問題となる(花田2002)。新原奴山1号墳では鍛冶工具が出土し、首長層が鍛冶工人を掌握していたと推定されるが、その生産遺跡は釣川流域にまで及んでいた可能性が高い。また、遠賀川流域の遠賀町尾崎・天神遺跡で6世紀後半の鍛冶炉が検出され、隣接する岡垣町瀬戸遺跡(中川編1990)では同時期の製鉄炉が検出されている。

先に津屋崎古墳群の首長層の生産基盤を釣川流域、さらにはそれを越えた地域にまで広げて考える必要性を指摘したが、これら生産遺跡の動向はそれを支持するものと解釈できよう。

d) 渡来人の墓地について

古墳時代中期の北部九州地域における朝鮮半島からの渡来人に関わる墓地としては福岡県朝倉市池の上・古寺墳墓群が著名である。池の上・古寺墳墓群では陶邑産とは異質で加耶の陶質土器と酷似した初期須恵器や、例の少ない初期馬具などが出土している。また、古墳時代中期の日本では一般的でない主体部に土器を副葬する古墳が集中している。同時期の朝鮮半島における木槨墓・石槨墓などの主体部内への土器の副葬の葬送儀礼をそのまま再現したものであり、土器の副葬

そのものが渡来人との関連の深い葬送儀礼と考える。

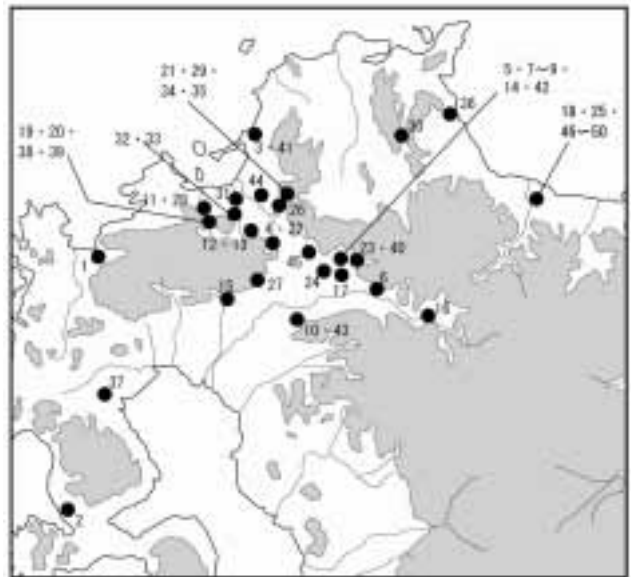
古墳時代中期において、池の上・古寺墳墓群と同様に土器を主体部内に副葬した古墳の分布を見ると(重藤2010b)、池の上・古寺墳墓群のみならず、いくつかの例がみられる(第17図)。しかしながら、宗像地域においては馬韓を中心とした朝鮮半島からの渡来人の痕跡が濃密であるにも関わらず、主体部内に土器を副葬する古墳が見られないことは特筆される。今後、まとまって渡来人の墓地が発見される可能性も皆無ではないが、古墳時代中期に属する古墳の調査例は豊富でありながら現時点では発見に至っていないので、渡来人であっても宗像地域の集団に溶けこみ、他の古墳と同様の葬送儀礼で葬られた可能性も一方では考慮しておきたい⁹⁾。

(3) 小結

以上に見た渡来人に関わる資料は、総じて言えば、古墳時代中期後半以降に増加したと理解できる。その画期としては、在自小田遺跡 SB01あるいは富地原川原田遺跡 SB27住居跡の頃に求められる。土器および古墳の編年に即して言えば、土師器編年Ⅳ期、陶器須恵器編年 TK216~TK208型式、前方後円墳編年7期の頃である。

その際、中心となったのは馬韓からの渡来人であった。上述のように、古墳時代前期の馬韓との交易拠点となった遺跡として福岡市西新町遺跡がある。また、中期前半の横穴式石室の導入を主導した地域として福岡平野より西の玄界灘沿岸地域、有明海沿岸地域が想定され、そこにも馬韓からの渡来人の関与が考えられた。これら馬韓からの渡来人の東への広がりには中期前半に進むと考えられるので、中期後半に宗像地域でその数が増加することと合致しているといえよう。

ただし、中期前半において宮司井手ノ上古墳あるいは奴山正園古墳出土の陶質土器から加耶との交流が推測された。中期前半以前に宗像地域が馬韓の人々を媒介としない朝鮮半島との交易、交流関係を形成していたかどうか、さらにはそれに関係する渡来人の動向を物語る遺跡の解明が今後の問題となろう。また、中期後半を中心とする在自小田遺跡においても大加耶系陶質土器が出土している。したがって、宗像地域の渡



第17図 古墳時代中期の北部九州における主体部内土器副葬古墳の分布
(重藤2020bを改変して転載)

来人には馬韓以外の人々も存在していたし、首長層の対外交渉も馬韓に限定されることがなかったと考えられる。

5. 勝浦峯ノ畑古墳・勝浦井ノ浦古墳にみる対外交渉

(1) 勝浦峯ノ畑古墳の馬具と装身具

勝浦峯ノ畑古墳は津屋崎古墳群における大型古墳の築造の契機となった前方後円墳である。1976年に実施された後円部横穴石室の発掘調査により、攪乱を被ってはいたものの、多数の重要な副葬品が出土した。そのうち金銅製をはじめとする装身具と馬具は、被葬者の対外交渉を物語る資料であり、ここで簡単に紹介し、その意義を考えることにしたい¹⁰⁾。

a) 装身具

金銅製装身具は細片となっているが、幅および高さ0.8cm程の横断面U字形の金銅金具片が何点が含まれる。その中には、小片ではあるが、内側に薄い金銅板片が残るものもある。大きさやこのような特徴から尖縁式冠帽(毛利光1995)の縁金具と考えられる。また、歩揺付きの金銅製透彫金具破片も多数見られる。これらは、金銅製冠帽縁金具と一連となる可能性が考えられる。その場合、熊本県江田船山古墳(本村1990)、福

井県十善の森古墳、大阪府峯ヶ塚古墳(十善の森、峯ヶ塚については毛利光1995を参照した)出土の龍文などを透彫りした金銅製冠帽と同様のものではと推測される。本古墳は江田船山古墳に若干、先行する可能性が高く、日本出土の冠帽では最古級の資料と考えられる。

江田船山古墳出土の冠帽は百濟製と考えられており(桃崎2008、李漢祥2008)、本例も同様に位置づけられよう。忠清南道公州市水村里4号墳(李勲2007、李漢祥2008)からは龍文金銅製透彫冠帽が、忠清南道瑞山市富長里遺跡5号墳1号土壙墓(忠清南道歴史文化研究院2008b)からは亀甲龍鳳文金銅製透彫冠帽が出土している。これらは百濟漢城期の製作と考えられており、江田船山古墳もその可能性が指摘されている(桃崎2008)。勝浦峯ノ畑はこれらのものと同様に百濟からの舶載品で、漢城期にまで遡ると考えられる。

また、極小型の高杯状の鉄製品の杯形部に直径5mm程の紺色のガラス玉を嵌めた小片がある。基部は板状をなし、下端は穿孔により別製品に接合されていたようである。十善の森古墳、峯ヶ塚古墳では金銅製冠帽の表面をガラス玉で装飾しているが、ガラス玉の接合方法が異なる。むしろ、全羅南道羅州市新村里9号墳乙号棺出土の金銅製冠帽とセットになる金銅製冠の立飾頂部のガラス玉の接合法に類似している(国立光州博物館の展示図録を参考とした)。新村里9号墳乙号棺出土例と同様の冠が、上述の冠帽に伴った可能性も想定しておきたい。

また、金銅製の歩揺とは別に直径5mm前後の金製歩揺も含まれる。冠帽に伴うと考えられる金銅製歩揺とは別製品で、例えば垂飾付耳飾等に伴う可能性が考えられる。鉸具の馬蹄形金具と推測される破片もあり、そうであるとすれば龍文等を透彫りした金銅製帯金具の鉸具に近い。他に円環系有刻型銅釧の破片も出土している。

勝浦峯ノ畑古墳出土の金銅製装身具は細片と化しており、全形を知ることができないものが多い。しかし、上述したように、龍文透彫金銅製冠帽、金銅製釧の存在はほぼ確実であり、金銅冠、垂飾付耳飾、金銅製帯金具が存在した可能性も指摘できた。熊本県江田船山古墳出土の副葬品に相当する構成がイメージでき、古

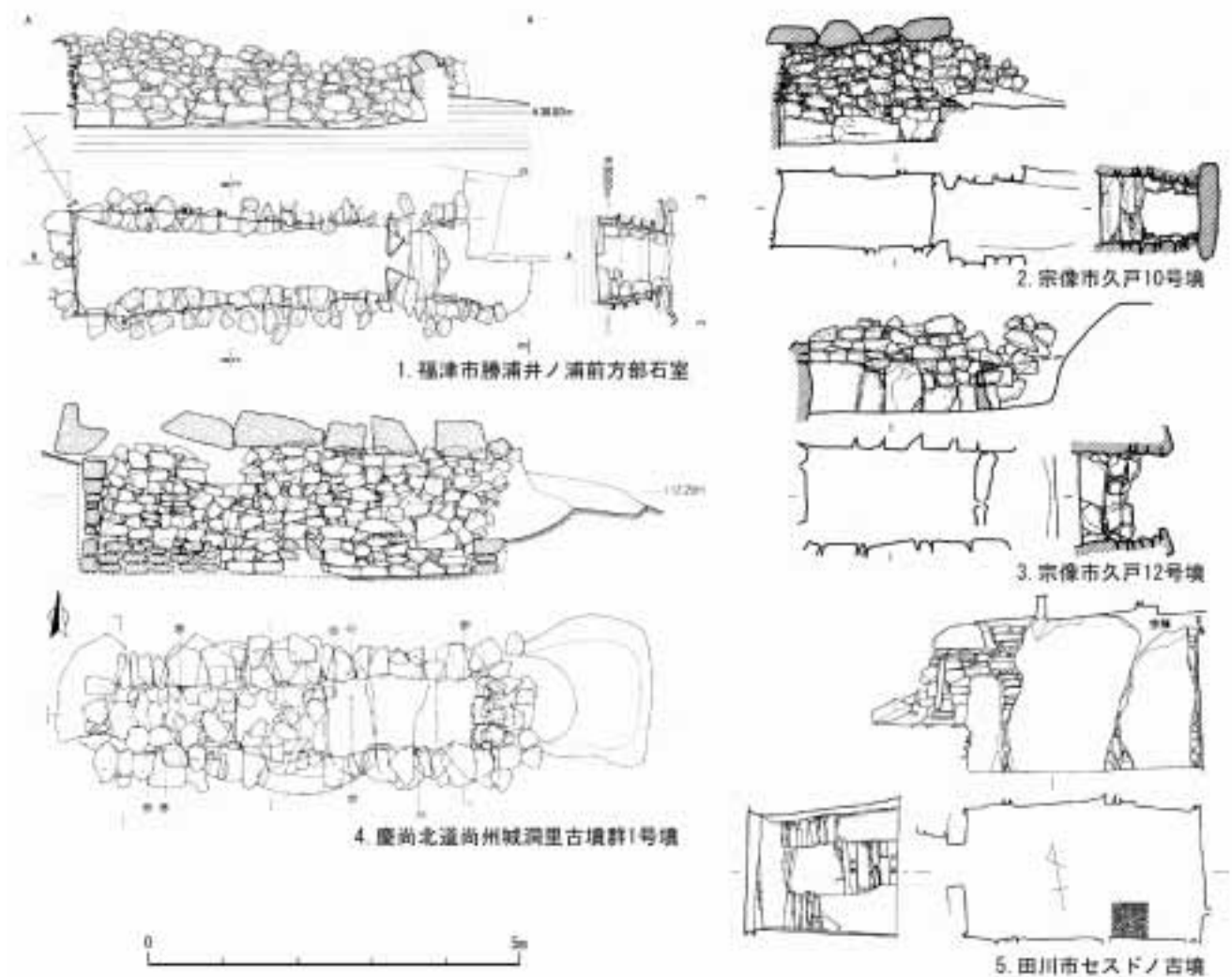
墳の規模にふさわしい。また、金銅製冠帽、金銅冠は百濟漢城期に並行する時期の馬韓の古墳出土資料と対比でき、被葬者の対外交渉、沖ノ島祭祀との関わりが垣間見える資料と言えよう。

b) 馬具

木心鉄板張輪鐙と杓子形木心鉄板張壺鐙の出土が注目される。木心鉄板張輪鐙は柄上端部片が2点出土していることから、1双分の副葬は間違いないが、小片となっており、全体を復元することは難しい状態であった。輪の縁板の破片の一部には表、裏の鉄板が当たらないと考えられるものがあり、輪下部は前後両面に鉄板が無く、木心が露出していた可能性が高いものである。

そのような特徴から類似すると考えられる韓国・慶尚南道陝川郡玉田古墳群70・82号墳と外形もほぼ合致する¹¹⁾。全体としては高さ28cm、柄部高さ12cm、輪部の高さ16cm、輪部の幅18cm程となる。また、玉田70・82号墳出土品など玉田古墳群出土の木心鉄板張輪鐙では前面の鉄板中央が稜をなし、輪部の横断面が五角形になることが特徴とされている(諫早2006)。本例では明確な稜をなすものはないが、やや突出する横断面形の鉄板が前面、平坦な鉄板が後面と確定できる。福岡県内出土の類例には、前方後円墳編年6-7期の福岡県うきは市月岡古墳出土品(児玉編2005)、福岡県筑後市瑞王寺古墳出土品(諫早2006)が挙げられる。

杓子形木心鉄板張壺鐙は細片と化しており、破片を全部合わせても1双分に満たない。ただし、柄部と壺部の木目が平行に走ることから、柄部と壺部が一木作りの杓子形木心鉄板張壺鐙が副葬されていたことは間違いない。全高25cm、柄部高さ9cm、壺部高さ16cm、壺部幅17cmほどに復元される。鳩胸金具が上部で終わる点、鳩胸金具以外は鋌頭を見せない点は、隣接する勝浦井ノ浦古墳から出土した杓子形木心鉄板張壺鐙と大きく異なり、本例が先行すると考えられる。日本出土の壺鐙の中でも最古の一群に属するものとして注目されよう。ただし、鋌頭が見えない点など日韓出土の他の壺鐙と異なる特徴も多く、その時間的位置づけ、製作地の推定が難しい。鋌頭の見えない点などは木心鉄板張輪鐙に近く、その位置づけについては輪鐙も含



第18図 勝浦井ノ浦古墳前方部横穴式石室と関連資料（1/100、各報告書から転載）

めて検討する必要がある。

その他に鉄地金銅張の杏葉ないしは鏡板片と推測される破片、鉄製の杏葉または鏡板片、方形革金具、鉸具片などが出土している。

以上のように木心鉄板張輪鐙は玉田古墳群出土品の類似性が指摘できた。また、杓子形木心鉄板張壺鐙は鳩胸金具が上部で終わり、日本出土品としては最古式に属するものである。また、鉾頭が目立たないという特徴は日本出土品に例を見ないものである。このような点から、朝鮮半島出土の初期壺鐙との関連も深いと考えられる。したがって、馬具についても勝浦峯ノ畑古墳の被葬者と朝鮮半島との関係を示す資料として位置づけられよう。

(2) 勝浦井ノ浦古墳の初期横穴式石室

勝浦井ノ浦古墳は全長70mの前方後円墳で、県道工事に伴い1976年に前方部横穴式石室が調査されている。石室内からは武器、甲冑小札、剣菱形杏葉・杓子形木心鉄板張壺鐙をはじめとする馬具など豊富な副葬品が出土している(川述編1977、橋口編1989)。

勝浦井ノ浦古墳で注目されることは無袖で、玄室長4.2m、玄室幅1.3mを測る前方部横穴式石室そのものである(第18図-1)。北部九州型初期横穴式石室A類は両袖のものがほとんどで、無袖のものはない。一方、北部九州型初期横穴式石室B類には無袖のものもあるが、そのほとんどが、第18図-2・3に示した宗像市久戸古墳群例(酒井編1979、図は重藤1992から)のように玄室長2.5m以下である。勝浦井ノ浦古墳前方部石室の玄室平面形は無袖の初期横穴式石室B類とするには、あまりにも長大であり、北部九州型初期横穴式石

室中に位置づけられない資料である。

このような平面形、築造企画の横穴式石室は朝鮮半島、加耶の「**縦穴系横口式石室**」のみであり、そこに直接的な起源があると考えるのが妥当であろう。第18図 - 4には慶尚北道尚州城道里1号墳の例を示した(韓国文化財保護財団1999)。長大な玄室平面形は勝浦井ノ浦古墳と同様であり、勝浦井ノ浦古墳前方部横穴式石室の特異な平面形は加耶の**縦穴系横口式石室**の導入ということから説明できる。

ところで、前方後円墳編年8期の田川市セスドノ古墳横穴式石室(第7図 - 14、第18図 - 5、佐田編1984)は天井にまで達する大石を側壁に立てる構築技法に特徴がある。また、セスドノ古墳に先行する7期の首長墓である田川市猫迫古墳(福本編2004)も同様の横穴式石室を主体部とする。このような構築技術は他の北部九州型初期横穴式石室にほとんど例が見られないが、森下浩行氏(森下1987)により、加耶の大邱市達西古墳群中の**縦穴系横口式石室**との類似性が指摘されている。

ただ、セスドノ古墳では柱状の石あるいは板石で突出した両袖を形成したり、楣石を設置するという加耶の**縦穴系横口式石室**には無く、北部九州型初期横穴式石室A類に由来する特徴を合わせ持っている。また、勝浦井ノ浦古墳前方部石室は基本的には無袖と表現してよいが、壁体の最下段には袖の部分に突出した石がある。すなわち平面プランの決定当初は両袖を意図したにもかかわらず、構築の途中で無袖に横口部を改変したと考えられる。突出した両袖という属性は加耶の**縦穴系横口式石室**には見られないので、やはり北部九州型初期横穴式石室に由来するものと判断される。

したがって、これらの石室は加耶から導入された技術と、福岡平野以西の北部九州地域で先行して成立していた北部九州型初期横穴式石室A類の築造技術とを組み合わせたものと解釈できる。このような点で、単純に渡来人が築造し、埋葬された横穴式石室とは言えない。伝統的な北部九州社会のネットワークとも結びついた首長層が渡来人と在地の横穴式石室構築技術者を編成して築造したと考えることが妥当であろう。

(3) 小結

勝浦峯ノ畑古墳で確認された冠帽は百濟漢城期に忠

清南道水村里遺跡、忠清南道富長里遺跡、全羅南道新村里遺跡のような馬韓の首長層に配布されたものと同様のものと想定された。また、日本においては、熊本県江田船山古墳出土品との類似性が考えられる。このような冠帽の存在から、勝浦峯ノ畑古墳の被葬者は馬韓と太い交流経路を維持しつつ、さらには漢城期の百濟王権とも外交関係を樹立していた存在として想定される。その装身具の構成は、江田船山古墳との共通性が高いと考えられる。また、集落遺跡から推測される古墳時代中期後半以降の馬韓系渡来人の動向と符合すると言えよう。

ただ、勝浦峯ノ畑古墳出土の木心鉄板張輪鏝は慶尚南道玉田古墳群との類似性が指摘でき、大加耶地域との交渉のもとに入手した可能性が考えられる。また、勝浦井ノ浦古墳前方部横穴式石室は加耶の**縦穴系横口式石室**の築造企画を導入した可能性が考えられる。馬韓のみならず、加耶との関係を考慮する必要もある。在自小田遺跡において馬韓系土器とともに大加耶系陶質土器が出土したこととも関連していると考えられる。

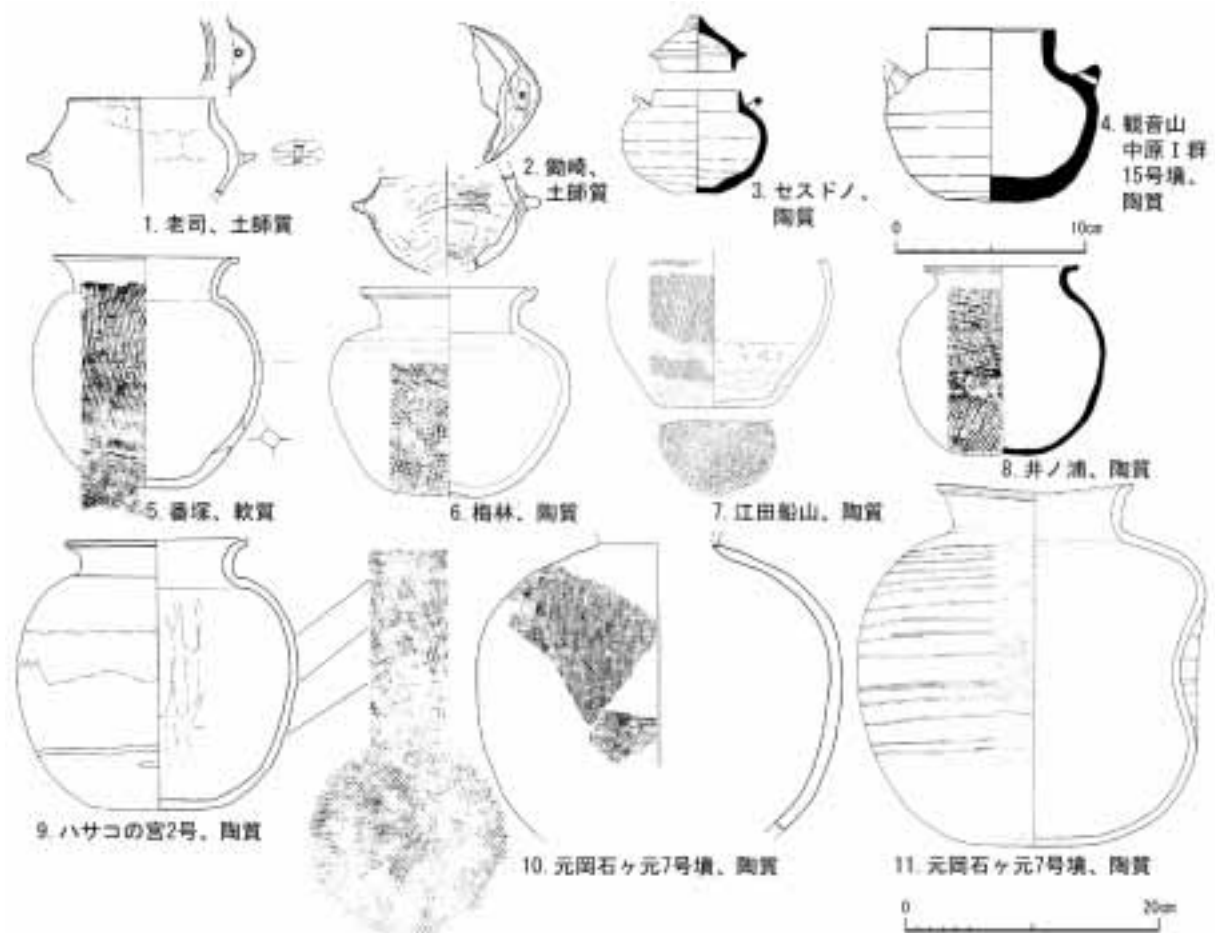
したがって、宗像地域では馬韓系渡来人の存在が目立つが、5世紀後半の津屋崎古墳群の背景にある首長層は馬韓のみならず大加耶をはじめとする加耶諸国とも政治的交渉を持っていたと考えられる。ただし、このような朝鮮半島との関係の背景には宗像地域の首長層の自律性のみならず、畿内政権の媒介や政治的な意図も想定される。宇野慎敏氏(宇野2010)は畿内政権が北部九州を軍事的に重要視したことを念頭に、津屋崎古墳群の形成や沖ノ島祭祀の展開を解釈している。このような問題について、次にやや視点を広げて北部九州の古墳時代首長層の対外交渉を捉えた上で、考えてみることにしたい。

6 . 古墳時代における宗像地域の対外交渉と沖ノ島

(1) 北部九州地域の古墳における馬韓系土器

第3章では集落遺跡における北部九州と朝鮮半島、特に馬韓地域との関係を見てきたが、ここで古墳出土馬韓系土器から5～6世紀の北部九州の首長層が馬韓とどのように関係したかを考えてみることにしたい。

馬韓系の土器が豊富で、相当数の渡来人が居住した



第19図 北部九州の古墳出土馬韓系土器（1/6、各報告書より転載）

と考えられる西新町遺跡に対応する古墳時代前期の墓地、藤崎遺跡では、主体部内への土器の副葬などの渡来人の墓の特徴は看取できず、朝鮮半島系土器の出土数も極めて少ない。

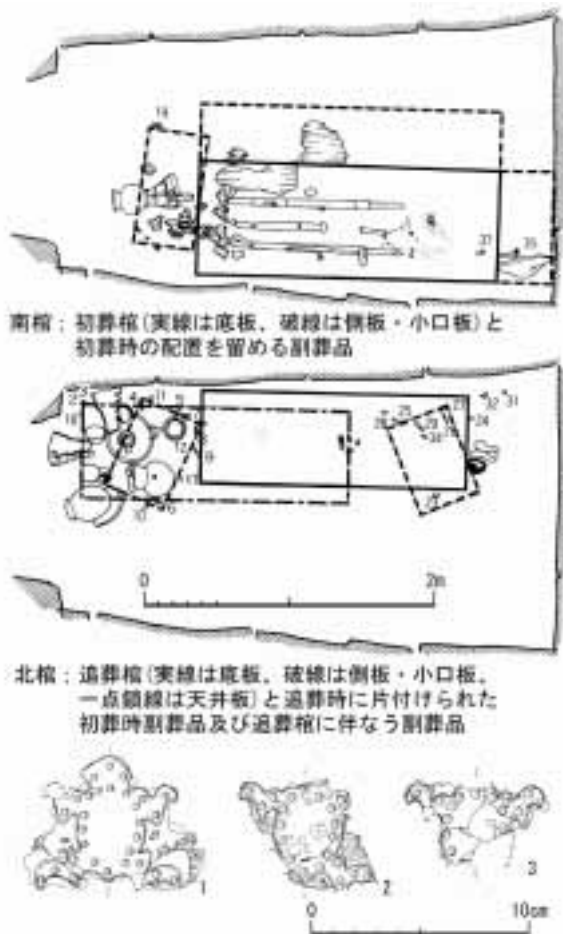
古墳時代中期初頭、前方後円墳編年4期になると北部九州の首長墓では初期横穴式石室が採用される。出現期の横穴式石室の代表例として、福岡市南区老司古墳、福岡市西区鋤崎古墳があるが、奇しくも両古墳から馬韓系両耳付壺を模倣した土師質小型両耳付壺が出土している(杉山編2002、第19図-1・2)。北部九州型初期横穴式石室は百済漢城期の横穴式石室を祖形にしたと考えられるが、その導入に際して馬韓の首長層、馬韓からの渡来人が介在したことを示唆しているのではなかろうか。

古墳時代中期末、8期の福岡市城南区梅林古墳(濱石他編1991、第7図-12)、福岡県苅田町番塚古墳(岡村他編1993、第7図-13)では鳥足文土器が出土して

いる(第19図-5・6)。また、馬韓系土器と考えられる陶質両耳付壺が先述したセストノ古墳から出土している(第19図-3)。これらの古墳はそれぞれの地域における首長墓級の古墳であり、その葬送儀礼に馬韓系の土器が使用されたと言える。一方、5世紀後半の全羅南道栄山江流域における横穴式石室の出現期には北部九州から導入された要素も指摘されている。その場合に対比される横穴式石室としてとりあげられるのが番塚古墳、梅林古墳等であるが、馬韓系土器の様相を加味すれば両地域の関係は双方向的であったと考えるべきであろう。

セストノ古墳の横穴式石室は上述したように加耶の竪穴系横口式石室の構築技術を導入したものであった。そこに副葬された馬韓系土器が舶載品であったとすれば、その被葬者は朝鮮半島の複数の地域との関係を結んでいたと言える。勝浦峯ノ畑古墳に漢城期百済製の冠帽、大加耶系の木心鉄板張輪鏝が同時に副葬されて

③ . 宗像地域における古墳時代首長の対外交渉と沖ノ島祭祀



第20図 番塚古墳の木棺配置と蟾蜍形飾金具
(1/60、1/4、重藤2010cから転載)

いたことも同様に解釈できるであろう。

朝鮮半島と北部九州の首長層の間の具体的な関係を物語るのが番塚古墳と江田船山古墳である¹²⁾。番塚古墳では2時期の埋葬が推定され、初葬はTK47型式、追葬がMT15型式にあたる。初葬棺、追葬棺のいずれとも釘・鋸で結合し、蟾蜍(ヒキガエル)形飾金具を取り付けた木棺を使用していることも注目される(第20図)。釘・鋸で結合した木棺は同時期の北部九州になく、蟾蜍形飾金具も日本での出土例は皆無である。蟾蜍の図案は高句麗の装飾古墳や百済・武寧王陵出土の帯金具にみられ、棺にとりつけられたことから木棺そのものが朝鮮半島、恐らく百済からの舶載品と考えられる。百済熊津期の武寧王陵の木棺は日本産コウヤマキ製とされるが、番塚古墳ではその反対の関係が推測されるのである。

前方後円墳編年8期前半の築造と推測される江田船山古墳出土の陶質土器蓋杯は百済～全羅南道地域から



第21図 古墳時代前期の対外交渉ルート

の舶載品と推測されている(白井2001)。この他に、周溝出土の陶質土器平底壺(第19図-7、菊水町史編纂委員会編2007)は、鳥足文は見られず口縁部も残存しないが、番塚古墳・梅林古墳出土の鳥足文土器と同器形の馬韓系土器の可能性が高い。また、番塚古墳出土大刀、江田船山古墳出土象嵌銘大刀のいずれにも刀身に魚文が象嵌されており、魚文自体は武寧王陵出土銅金鏡と類似する。

番塚古墳出土大刀は伝統的な日本の木製刀装具を伴い、江田船山出土大刀は「治天下獲 鹵大王世」の銘文があるので、大刀そのものは日本製と考えられるが、百済と倭との間の交流が活発化した時期を象徴するものであろう。そして、両古墳における馬韓系土器の出土を勘案すると、番塚古墳、江田船山古墳の被葬者は、馬韓の人々とともに百済と倭の王権との対外交渉を媒介した人物であったと考えられる。

一方、この時期の馬韓の領域に相当する全羅南道では前方後方形古墳や九州系横穴式石室が出現し、その被葬者を倭人とする見解もある。しかし、近年では古墳時代前期以来の北部九州との繋がりを維持していた馬韓の人々が、百済の南方への進出に反応しながら、九州地域との交流を通じて自律的に受容したとする意



第22図 古墳時代中期前半の対外交渉ルート

見が有力となっている(金洛中2008、박영훈 2009)。

津屋崎古墳群中の古墳からは馬韓系土器そのものは出土していないが、勝浦峯ノ畑古墳の副葬品からは百済、馬韓との関係の深さがうかがえた。その対外交渉の実態も、番塚古墳、江田船山古墳と同様であったと想定される。また、馬韓の前方後円形古墳や九州系横穴式石室の出現と対をなすものとして考える必要もある。具体的には、古墳時代中期前半、さらにはそれ以前以来の馬韓及び加耶南部地域との交通のネットワークを基礎に、様々な面で朝鮮半島との対外交渉を媒介するような役割を果たしていたと想定される。畿内政権はそれを利用することにより朝鮮半島へと交通し、その結果として宗像地域の首長層の権威、沖ノ島祭祀の重要性が一層、高まったと考えている。

9期以降の北部九州地域の古墳における馬韓系土器は、首長墓級の大型古墳ではなく、群集墳中の古墳から出土する。9期前半の福岡県糸島市井ノ浦古墳(第7図-16、林1994)、9期後半の福岡県小郡市ハサコの宮2号墳(第7図-17、馬田他1979)ではいずれも鳥足文に近いタタキの陶質土器(第19図-8・9)が出土している。10期の福岡市西区石ヶ元古墳群(第7図-18)では、7号墳で鳥足文土器が、9号墳で馬韓系壺



第23図 古墳時代中期後半の対外交渉ルート

が出土する(第19図-10・11、松浦編2003)。また、10期末、すなわち6世紀末の福岡県筑紫郡那珂川町観音山古墳群中原I群15号墳(第7図-19)では陶質両耳付壺が出土している(第19図-4、佐藤他編1988)。

このような変化の背景には、渡来人が定着し、中小規模の古墳を構築するようになった可能性、朝鮮半島との交渉を物語る遺物が、首長墓級の古墳レベルでは装身具、武器、馬具等の威信財に転換した可能性が考えられる。このような問題をここで議論する準備はないが、今後、宗像地域との関連で検討する必要があるだろう。

(2) 朝鮮半島との対外交渉と宗像地域の首長層

集落遺跡における出土遺物等から、宗像地域では中期後半以降、馬韓からの渡来人の存在が確認できた。勝浦峯ノ畑古墳出土遺物や勝浦井ノ浦古墳前方部横穴式石室からは百済、馬韓とともに大加耶等の加耶との関係が想定された。一方、古墳時代前期の北部九州地域では西新町遺跡を中心とした博多湾沿岸地域の集団が、馬韓や加耶との交易を担っていたと考えられた。また、古墳時代中期前半には初期横穴式石室の出現から、北部九州西部と百済あるいは馬韓との交通関係が

確立していたと考えられる。このような時期ごとの北部九州の各地と朝鮮半島との関係について、図式的に示したものが第21～23図である。

第21図に示したように古墳時代前期には西新町遺跡を中心とする博多湾沿岸地域が朝鮮半島との交易の主体をなしていたと考えられる。これを「博多湾交易」という名称で説明する考えもある(久住2007)。実際、この時期は、対馬・吉岐、唐津平野、糸島半島、福岡平野を除けば朝鮮半島系の土器の出土も少ない段階である。その中でも西新町遺跡の存在が際立ち、朝鮮半島との交易において中核的な役割を果たしたと考えられる。また、この時期には第3図にみたように、筑前北部地域の中でも糸島半島から福岡平野にかけての地域で、大型の首長墓級古墳が築造され、首長層の権威が対外交渉と結びつきながら成長したことを推測させる。

ところで、西新町遺跡では朝鮮半島から舶載された土器、渡来人が居住したと考えられるカマド付竪穴住居とともに、畿内、山陰、瀬戸内海沿岸などの各地域の土器が出土する。また、西新町遺跡の墓地と考えられる藤崎遺跡では素環頭大刀、舶載三角縁二神二車馬鏡、舶載三角縁盤龍鏡などの注目すべき副葬品も出土しているが、総じて中小規模の方墳群から構成されており、早良平野を統括したような首長墓と位置づけるには無理がある。したがって、西新町遺跡における交易はレンフルーとバーンによる交易形態の分類(Renfrew & Bahn 2000)の港湾交易(port of trade)のような性格であったと考えられよう。

続く、古墳時代中期前半の状況を示したものが第22図である。この時期になると西新町遺跡の集落は断絶するが、糸島市三雲・井原遺跡群で馬韓系、加耶系土器が出土するなど、巨視的に見れば前代からの交易関係が維持されていたと考えられる。ただ、中期前半には有明海沿岸地域にもいち早く横穴式石室が導入されている。朝鮮半島、特に百済、馬韓と有明海沿岸の首長層の交流が活発化したのもこの時期からと考えられよう。

これに対して、宗像地域ではこの時期の渡来人の様相を物語る資料も少なく、初期横穴式石室も分布していない。したがって、当該期の宗像地域の対外交渉は、糸島半島から福岡平野、有明海沿岸地域とは差があっ

たと考えられる。ただ、この時期にはすでに沖ノ島祭祀が本格化し、朝鮮半島への交通路のひとつとして宗像地域の重要性が高まっていたことは疑いない。宮司井手ノ上古墳、奴山正園古墳の加耶系陶質土器を考慮すれば、この時期には宗像地域と加耶との交通路が成立し、それは前代からの博多湾以西の地域を中心とした交通路とはやや異なる性格を持っていたのではないかと想定される。このような点を検証するには宗像地域における集落遺跡の解明と、中小規模の古墳群の分析が必要である。また、東郷高塚古墳等の釣川流域の首長墓はもちろん、遠賀川河口の首長墓の動向も問題となろう。

第23図には古墳時代中期後半における朝鮮半島と北部九州との関係を示した。糸島半島から福岡平野にかけての地域、有明海沿岸地域は、馬韓系土器の分布等から百済および馬韓との関係を維持していたと考えられる。また、北部九州各地で大加耶系馬具をはじめとする加耶と関連する考古資料も少なくない。

一方、この時期になると、宗像地域で馬韓系の渡来人の存在が想定され、宗像地域と百済、馬韓との関係が確立したことが大きな画期となる。また、宗像地域でも大加耶系の土器及び馬具や加耶系「竪穴系横口式石室」が存在し、宗像地域は朝鮮半島の複数の地域と対外交渉を結ぶようになったと考えられる。7期以降、可耕地の少ない地域に津屋崎古墳群という複数系列の首長墓が展開するのも、このような対外交渉上の理由から、海に面した場所に宗像地域さらにはその周辺の首長層が造墓地を選択するようになったためではないかと推測している。

なお、宗像地域には渡来人が定着することによって、朝鮮半島との交易拠点になったと考えられる。その場合、在自小田遺跡の祭祀的建物に伴う馬韓系土器、新原奴山1号墳における鍛冶工具から、渡来人の編成あるいは交易そのものを首長層が統制したと考えられる。このような様相は古墳時代前期の西新町遺跡における交易とは異なり、レンフルーとバーンによる交易形態の分類(Renfrew & Bahn 2000)に照らすと、中心地における再分配(central place redistribution)として理解することができる。

大型古墳の動向からは、この時期以降、宗像地域あ

るいは遠賀川中流域が筑前北部において最大規模の古墳を築造するようになる。中期前半以前の大型古墳の築造動向と対外交渉が一致するように、中期後半以降におけるこのような大型古墳の築造動向も、宗像地域と朝鮮半島との対外交渉の拡大、活発化と連動していると考えられる。遠賀川中流域における山の神古墳や王塚古墳などの大型前方後円墳の築造やセスドノ古墳や番塚古墳における馬韓系土器の出土や加耶からの横穴式石室構築技術の導入も、このような宗像地域を軸とした対外交渉の変化を契機にしたと考えられよう。

7. おわりに

本稿では、宗像地域の首長墓級の大型古墳の編年的検討を行い、筑前北部の他地域と対比した。それにより、古墳時代中期後半以降、宗像地域は一貫して、筑前北部地域全体においても最大級の古墳を連続して築造していることが確認された。これは沖ノ島祭祀の盛行とも合致すると言える。また、宗像地域の古墳の頂点にたつ津屋崎古墳群の構成は、福岡県八女市を中心とする八女古墳群をも凌駕しており、北部九州さらには西日本を代表する大規模で複雑な古墳群を形成していると理解できる。

このような古墳群の動向は馬韓をはじめとする朝鮮半島各地からの渡来人の動向とも合致している。津屋崎古墳群さらには宗像地域が古墳時代中期後半以降の朝鮮半島との対外交渉において極めて重要な役割を担ったと理解できる。沖ノ島祭祀遺跡は、古代の祭祀遺跡として国内最大規模であることでも重要であるが、その成立を考えるためには海上交通、対外交渉からの位置づけも不可欠と考えられる。津屋崎古墳群など宗像地域の首長層が朝鮮半島との対外交渉に深く関与していたことは、沖ノ島祭祀を実際的に主導したのが宗像地域の首長層であることを端的に物語るとともに、それらの首長墓級の大型古墳の展開が祭祀遺跡の形成過程や国家的な意義の高まりと密接に結びついていると認識できる。

ただ、津屋崎古墳群の本格的な形成は沖ノ島祭祀が本格化する時期からしばらく遅れることも事実である。古墳時代前期末頃の釣川流域の東郷高塚古墳、田久貴

船前1・2号墳や遠賀川河口部の大型古墳の被葬者がどのように沖ノ島祭祀遺跡に関わったかという問題についての調査研究の深まりが今後の課題としてあげられる。また、中期前半以前の朝鮮半島から宗像地域への人の移動、あるいは物資の流通などの解明もあわせて行う必要がある。

本稿を作成するにあたり、下記の方々に御教示をいただきました。記して感謝いたします。(五十音順、敬称略)

大庭孝夫 岸本圭 金武重 久住猛雄
 権五榮 白木英敏 武末純一 西谷正
 辻田淳一郎 橋口達也 桃崎祐輔 吉村靖徳

補注

- 1) 筆者も筑前地域の首長墓を論ずる際に宗像地域の首長墓に言及したことがある(重藤1998、重藤2008)。以下の宗像地域の首長墓に関する記述は花田勝広氏、池ノ上宏氏の研究を参考に、前稿を改変したものである。
- 2) 久住猛雄氏らは分布調査資料も加味して 5 を 2 系列に分けて考え、福岡平野西部、福岡市中央区周辺には図 2 ~ 5 には掲載していない首長墓系列が存在する可能性を指摘している(久住・宮元2010)。また、3 も 2 系列に分かれる可能性がある。これらの古墳の内容解明の進展に応じて図の修正を図ることにしたい。なお、紙幅の関係から本節で論及する宗像地域以外の筑前北部の各古墳の文献を省略している。久住氏らの論考及び筆者の前稿(重藤2008)を御参照いただきたい。
- 3) 以下の八女古墳群の記述は、筑後地域の首長墓系列を検討した前稿(重藤2010c)を基礎としている。第 5・6 図では 1 ~ 9 を省略したが、筑前南部とうきは市域の首長墓系列に相当する。以下、本節で言及する古墳の文献とともに、詳細はそちらを御参照いただきたい。
- 4) 本節は筆者が吉田東明氏、吉村靖徳氏と連名で執筆した西新町遺跡発掘調査報告書(下原編2009)の記載を基礎としている。西新町遺跡の参考文献については省略したが、詳細は同書を御参照いただきたい。
- 5) 本節の内容は、2010年11月に公州国立博物館で開催された中央文化財研究院創立10周年記念国際学術大会『馬韓・百済人の日本列島移住と交流(原題は韓国文)』における筆者の発表の一部を基礎としている。また、同様のことを別稿(重藤1998)でも簡単に触れたことがある。
- 6) 森下1987、重藤1992、重藤1999による。なお、宗像~津屋崎の地域に多く見られる玄室幅1.5m、現室長2.5m以下の小形の横穴式石室を「竪穴系横口式石室」と呼ぶことも多い。ただ、これらは北部九州型初期横穴式石室A類の影響により、木棺を使用しない北部九州に独特の小形の竪穴式石室である「石棺系竪穴式石室」の技術をもとに築造された横穴式石室である。韓半島南部の「竪穴系横口式石室」との関連性は薄いと考えられるので、ここでは、誤解、混乱を防ぐために北部九州型初期横穴式石室B類の用語を用いている。
- 7) 第11図及び第2表に関する記述は筆者の前稿(重藤1999)を基礎としている。なお、図と表には北部九州型初期横穴式石室と肥後型横穴式石室の要素を合わせた筑肥型横穴式石室(柳沢1993)を含んでいる。一方、この時期の九州内の横穴式石室としては、他に熊本県を中心に分布する方形プランで玄室床面に石障を設置した「肥後型横穴式石室」があるが、それらは除外している。
- 8) 宗像地域の朝鮮半島系土器に関する記載は筆者と杉本岳文氏、神保君久氏との連名で発表した前稿(重藤他2005)の筆者担当部分でも述べたことがある。同様の

ことを前掲注5発表でも論じたことがある。

- 9) 渡来人の墓地は今後見つかる可能性とともに、一箇所にまとまっている可能性、あるいは韓半島での葬送儀礼をそのまま行わずに、他の古墳と同様の葬送儀礼で葬られた可能性も想定される。本稿では十分に論じる準備はないが、玄界灘に浮かぶ相島島内の新宮町相島積石塚群もそのような観点から検討する必要がある。
- 10) 勝浦峯ノ畑古墳の後円部横穴式石室の副葬品は2010年度末に福津市教育委員会より報告書が刊行された。本節は筆者も整理に関わった装身具、馬具の一部についての所見を述べることにしたい。図、写真等は掲載していないが、詳細は報告書を御参照いただきたい。
- 11) 類例の検索に際しては柳昌煥1994を参照した。
- 12) 番塚古墳については別稿(重藤2010b)での論を基礎としている。

参考文献
(日本語)

池ノ上宏編(2002a):『奴山伏原遺跡』津屋崎町文化財調査報告 第18集
 池ノ上宏編(2002b):『津屋崎町内遺跡』津屋崎町文化財調査報告書 第19集
 池ノ上宏編(2004):『津屋崎古墳群』I 津屋崎町文化財調査報告書 第20集
 池ノ上宏・花田勝広(2000):「筑紫宮地嶽古墳の再検討」;
 『考古学雑誌』85巻1号
 池ノ上宏・安武千里編(1994):『在自遺跡群』I 津屋崎町文化財調査報告書 第9集
 池ノ上宏・安武千里編(1995):『在自遺跡群』II 津屋崎町文化財調査報告書 第10集
 池ノ上宏・安武千里編(1996a):『須多田古墳群』津屋崎町文化財調査報告書 第12集
 池ノ上宏・安武千里編(1996b):『在自遺跡群』III 津屋崎町文化財調査報告書 第11集
 池ノ上宏・安武千里(1998):『生家釘ヶ裏遺跡』津屋崎町文化財調査報告書 第14集
 諫早直人(2006):「筑後市瑞王寺古墳出土馬具の再検討」;
 『筑後市内遺跡群』IX 筑後市文化財調査報告書 第73集
 宇野慎敏(2010):「沖ノ島と北部九州における首長層の動向」;
 『古文化談叢』第63集
 大坪剛・下川航也・武田光正・濱田学・平野隆之(2008):
 『高丸・友田遺跡群』岡垣町文化財調査報告書 第27集
 岡田裕之(2003):「北部九州における須恵器生産の動向 -
 牛頸窯跡群の検討を中心として -」;
 『古文化談叢』第49集
 岡崇(1999):『田久瓜ヶ坂』宗像市文化財調査報告書 第46集
 岡崇・坂本雄介(2007):『田野瀬戸古墳』宗像市文化財調査報告書 第59集
 岡部裕俊(1987):『井原遺跡群』前原町文化財調査報告書 第25集

- 岡村秀典・重藤輝行編(1993):『番塚古墳』苅田町文化財調査報告書 第20集 苅田町教育委員会・九州大学文学部考古学研究室
- 小田富士雄(1970):「磐井の反乱」;鏡山猛・田村圓澄編『古代の日本』3 九州 角川書店
- 蒲原宏行(1995):「古墳と豪族 - 佐賀平野の首長墓」;小田富士雄編『風土記の考古学』5 『肥前国風土記』の巻 同成社
- 川述昭人編(1977):『新原・奴山古墳群』福岡県文化財調査報告書 第54集
- 菊水町史編纂委員会編(2007):『菊水町史 江田船山古墳編』和水町
- 金鍾萬(訳;比嘉えりか)(2010):「鳥足文土器の起源と展開様相」;『古文化談叢』第63集
- 熊代昌之編(2002):『徳重本村』宗像市文化財調査報告書 第52集
- 久住猛雄(2007):「博多湾貿易」の成立と解体 - 古墳時代初頭前後の対外交易機構 - ;『考古学研究』第53巻 第4号
- 久住猛雄・宮元香織(2010):「筑前地方における首長墓系列の再検討」;『九州における首長墓系譜の再検討』第13回九州前方後円墳研究会発表資料集
- 小池史哲編(1983):『三雲遺跡』Ⅳ 福岡県文化財調査報告書 第65集
- 児玉真一編(2005):『若宮古墳群』Ⅲ 吉井町文化財調査報告書 第19集
- 小林義彦編(1989):『唐原遺跡』Ⅱ 福岡市埋蔵文化財調査報告書 第207集
- 近藤義郎編(1992):『前方後円墳集成』九州編 山川出版社
- 近藤義郎編(2000):『前方後円墳集成』補遺編 山川出版社
- 佐々木隆彦(1978):『奴山5号墳』津屋崎町文化財調査報告書 第2集
- 酒井仁夫(1979):『相原古墳群』宗像町文化財調査報告書 第1集
- 酒井仁夫編(1979):『久戸古墳群』宗像町文化財調査報告書 第2集
- 佐田茂(1981):「筑後地方における古墳の動向」;『鏡山猛先生古稀記念 古文化論攷』鏡山猛先生古稀記念論文集刊行会
- 佐田茂編(1984):『セストノ古墳』田川市文化財調査報告書 第3集
- 佐田茂(1991):『沖ノ島祭祀遺跡』考古学ライブラリー63 ニュー・サイエンス社
- 佐藤昭則・茂和敏編(1988):『観音山古墳群』Ⅲ 那珂川町文化財調査報告書 第17集
- 重藤輝行(1992):「北部九州の初期横穴式石室にみられる階層性とその背景」;『九州考古学』第67号
- 重藤輝行(1998):「北部九州における古墳時代中期の首長と社会」;『中期古墳の展開と変革 - 5世紀における政治的・社会的変化の具体相(1) - 』第44回埋蔵文化財研究会発表資料集
- 重藤輝行(1999):「北部九州における横穴式石室の展開」;『九州における横穴式石室の導入と展開』第2回九州前方後円墳研究会発表資料集
- 重藤輝行・杉本岳史・神保公久(2005):「筑前・筑後の渡来系の遺構・遺物」;『九州における渡来人の受容と展開』第8回九州前方後円墳研究会発表資料集
- 重藤輝行(2008):「玄界灘沿岸地域の後期古墳」;『後期古墳の再検討』第11回九州前方後円墳研究会発表資料集
- 重藤輝行(2009):「古墳時代中期・後期の筑前・筑後地域の土師器」;『地域の考古学 佐田茂先生佐賀大学退任記念論文集』佐田茂先生論文集刊行会
- 重藤輝行(2010a):「北部九州における古墳時代中期の土師器編年」;『古文化談叢』第63集
- 重藤輝行(2010b):「古墳時代の北部九州における土器副葬儀礼の出現」;『古文化談叢』第65集(1)
- 重藤輝行(2010c):「筑後・肥前の首長墓系譜」;『九州における首長墓系譜の再検討』第13回九州前方後円墳研究会発表資料集
- 清水比呂之編(1988):『久原遺跡』宗像市文化財調査報告書 第19集
- 下原幸裕編(2009):『西新町遺跡』Ⅸ 福岡県文化財調査報告書 第221集
- 白井克也(2001):「百済土器・馬韓土器と倭」;『枚方歴史フォーラム 検証 古代の河内と百済』枚方歴史フォーラム実行委員会
- 白木英敏(1994):『富地原川原田』Ⅰ 宗像市文化財調査報告書第39集
- 白木英敏(1995):『富地原森』宗像市文化財調査報告書 第40集
- 白木英敏編(2007):『桜京古墳』宗像市文化財調査報告書 第58集
- 城ヶ谷古墳調査団(1974):『城ヶ谷古墳群』クボタハウス株式会社・住友不動産株式会社
- 杉山富雄編(2002):『鋤崎古墳』福岡市埋蔵文化財調査報告書 第730集
- 武末純一(2010):「集落からみた渡来人」;『古文化談叢』第63集
- 武田光正(1991):『尾崎・天神遺跡』Ⅰ 遠賀町文化財調査報告書 第2集
- 田辺昭三(1981):『須恵器大成』 角川書店
- 中川潤次編(1989):『友田遺跡群2区』岡垣町文化財調査報告書 第10集
- 中川潤次編(1990):『瀬戸遺跡』岡垣町文化財調査報告書 第11集
- 中島直幸編(1987):『双水柴山遺跡』唐津市文化財調査報告書 第20集
- 西田大輔(1994):『夜臼・三代地区遺跡群』第4分冊 新宮町文化財調査報告書
- 橋口達也(1983):「北部九州における陶質土器と初期須恵器」;橋口達也編『古寺墳墓群』Ⅱ 甘木市文化財調査報告書 第15集
- 橋口達也編(1989):『新原・奴山古墳群』津屋崎町文化財調査報告書 第6集

- 橋口達也編(1991):『宮司井手ノ上古墳』津屋崎町文化財調査報告書 第7集
- 波多野皖三・春成秀爾(1967):『東郷遺跡群』日本住宅公社
- 花田勝広(1999):「沖ノ島祭祀と在地首長の動向」;『古代学研究』第146号
- 花田勝広(2002):「筑紫宗像の生産工房」;田辺昭三先生古稀記念の会編『田辺昭三先生古稀記念論文集』真陽社
- 濱石哲也・菅波正人・林田憲三編(1991):『梅林古墳』福岡市埋蔵文化財調査報告書 第240集
- 原俊一(1989):『東郷高塚古墳』I 宗像市文化財調査報告書 第21集
- 林寛(1992):『井原塚廻遺跡』前原町文化財調査報告書第38集
- 林寛(1994):『井ノ浦古墳・辻ノ田古墳群』前原市文化財調査報告書 第53集
- 福本寛編(2004):『猫迫1号墳』田川市文化財調査報告書 第11集
- 馬田弘稔・森田勉(1979):『九州縦貫自動車道関係埋蔵文化財調査報告』 下巻
- 松浦一之助編(2003):『元岡・桑原遺跡群』2 福岡市埋蔵文化財調査報告書 第744集
- 牟田華代子・岡部裕俊編(2002):『三雲・井原遺跡』II 前原市文化財調査報告書 第78集
- 本村豪章(1990):「古墳時代の基礎研究稿 - 資料篇(II)」;『東京国立博物館紀要』第26号
- 桃崎祐輔(2008):「江田船山古墳遺物群の年代をめぐる予察」;菅谷文則編『王権と武器と信仰』同成社
- 森貞次郎(1956):「筑後国土記逸文に見える筑紫君磐井の墳墓」;『考古学雑誌』第41巻 第3号
- 森下浩行(1987):「九州型初期横穴式石室考 - 畿内型出現以前横穴式石室の様相」;『古代学研究』第115号
- 毛利光俊彦(1995):「日本古代の冠 - 古墳出土冠の系譜」;『文化財論叢』II 奈良文化財研究所創立40周年記念論文集 同朋舎出版
- 李敷 訳;山本孝文 訳(2007):「公州水村里古墳群に見る百濟墓制の変遷と展開」;『古文化談叢』第56集
- 柳沢一男(1987):「石製表飾考」;『岡崎敬先生退官記念論集 東アジアの考古と歴史』下巻 同朋舎
- 柳沢一男(1991):「九州古墳文化の展開」;下條信行・平野博之・知念勇・高良倉吉『新版 古代の日本』第3巻 九州・沖縄 角川書店
- 柳沢一男(1993):「横穴式石室の導入と系譜」;『季刊考古学』第45号
- 山崎龍雄編(1993):『有田・小田部』第18集 福岡市埋蔵文化財調査報告書 第340集
- 吉田晶(1975):「古代国家の形成」;『岩波講座 日本歴史』2 岩波書店
- 吉留秀敏・渡辺芳郎編(1989):『老司古墳』福岡市埋蔵文化財調査報告書 第209集

韓国語)

- 慶南發展研究院歴史文化센터(2007):『咸陽花山里遺蹟』
- 國立文化財研究所(2001):『風納土城』
- 國立全州博物館(1994):『扶安竹幕洞祭祀遺蹟』
- 金羅英(2007):「嶺南地域 三韓時代 住居址의 變遷과 地域性」;『嶺南考古學』43
- 金洛中(2008):「榮山江流域 初期横穴式石室의 登場과 意味」;『湖南考古學』第29輯
- 木浦大學校博物館(1989):『郡谷里貝塚』III
- 木浦大學校博物館(2003):『咸平中良遺蹟』
- 박영훈(2009):「전방후원형 고분의 등장배경과 소멸」;『湖南考古學報』第32輯
- 釜山大學校博物館(1993):『金海禮安里古墳群』II
- 釜山女子大學校博物館(1984):『昌原三東洞甕棺墓』
- 徐賢珠(2006):『榮山江流域古墳土器研究』學研文化社
- 徐賢珠(2008):「영산유역권 3~5 세기 고분출토유물의 변천 양상」;『湖南考古學報』28輯
- 順天大學校博物館(2002):『麗水永長洞遺蹟』II
- 우리文化財研究院(2008):『昌寧桂城里遺蹟』
- 柳昌煥(1994):「伽耶古墳 出土 鏡子에 대한 연구 - 木心鐵板被輪鏡을 중심으로 -」東義大學校大學院碩士學位論文
- 李漢祥(2008):「5~6 世紀 韓半島와 日本列島의 交流樣相 - 금속장신구의 제작기법을 중심으로 -」;『考古學探求』第3号
- 昌原大學博物館(1990):『馬山縣洞遺蹟』
- 全南大學校博物館(2003):『咸平昭明洞遺蹟』
- 全南大學校博物館(2004):『咸平禮德里萬家村古墳群』
- 全北文化財研究院(2007):『高敞南山里遺蹟』墳墓編
- 全北文化財研究院(2008):『全州中仁洞遺蹟』
- 忠清南道歴史文化研究院(2008a):『鷄龍立岩里遺蹟』
- 忠清南道歴史文化研究院(2008b):『瑞山富長里遺蹟』
- 韓國文化財保護財団(1999):『尚州城洞里古墳群發掘調査報告書』
- 湖南文化財研究院(2004):『高敞萬洞遺蹟』
- 湖南文化財研究院(2005):『海南新今遺蹟』
- 湖南文化財研究院(2007a):『益山射德遺蹟』I・II
- 湖南文化財研究院(2007b):『咸平礮岩遺蹟』
- 湖南文化財研究院(2007c):『潭陽梧山遺蹟』
- 湖南文化財研究院(2008a):『淳昌内月遺蹟』
- 湖南文化財研究院(2008b):『光州河南洞遺蹟』III

英語)

- Colin Renfrew & Paul Bahn (2000): Archaeology Theories Methods and Practice; Third edition Thames & Hudson

古代の宗像氏と宗像信仰

亀井 輝一郎 福岡教育大学教授

要旨：宗像神は筑前国宗像郡を本貫とする宗像氏が奉斎する在地神、海北の道標 = 沖ノ島の島神を中核とする海の神である。この一族・神はヤマト王権、とりわけ七世紀の東アジア情勢の下で舒明系王統と一段と強い結びつきをもった。そのことは『記・紀』の三女神誕生神話や『紀』の応神系大王者の説話、宗像神の畿内勧請などに窺うことができる。令制下においても九州唯一の神郡として、郡司・神主兼帯という祭政一致の古層の祭祀形態を最後まで残すこととなった。日本海ルートとも密接な関係をもち、出雲臣の国造・郡司兼帯と類似した在り方は、宗像氏に擬制的な同族的関係の主張を生むまでになった。神主の在り方は宮司・大宮司職の設置に伴い変質するが、沖ノ島における神主継承の部内儀礼もそれに伴い古代的終焉を迎えることとなった。

キーワード：胸形君、宗像神主、沖ノ島、ウケヒ神話、イチキシマヒメ、高階真人、出雲国造

1. はじめに

宗像神を奉斎して古代から中世末期まで筑前国宗像郡を本拠に勢力を維持・展開した豪族が宗像氏であった。宗像の地は、東方は鶯ヶ嶽・金山・湯川山・孔大寺山の「四塚」で遠賀郡と、南方は赤城峠などの山塊で鞍手郡と境をなし、北方は玄界の海に面し、僅かに西方は粕屋郡に続いている。粕屋郡との郡境辺りでは現在も気候の変化 = 境目がみられ、宗像郡は地理的・歴史的な一つの空間を形成しているということができよう。その空間を二級河川の釣川が北西に流れる。宗像の地は縄文時代頃には深く海が入り込み、現在の東郷橋から土穴辺りまでは入り海で、釣川はその名残りであり¹⁾、風の通り道でもある。その釣川の延長上に大島と沖ノ島が存在する。

沖ノ島は宗像大社の沖津宮が鎮座する、東西1 km・南北0.5 km・周囲約4 km、標高243mの一ノ岳を最高峰とする小さな島である。沖ノ島はしばしば「絶海無人の孤島」²⁾「玄界灘の洋上に浮かぶ孤島」³⁾などと表現されるが、この絶海・孤島という表現が玄界灘と相俟って、沖ノ島と宗像神についての「ある種のイメージ」を人々に無意識の内に植え付けてきたとしたら、そして海上遙かに遠く島を視認し神に祈を捧げることのできない「非日常的」な神の鎮座する島であるというイメージ

があるとするればそれは誤りであり、沖ノ島と宗像神の信仰の「真正」を損なうことになるのではないかと危惧するのである。沖ノ島からは宗像をはじめ博多湾やその周辺、さらに壱岐・対馬なども目視することができる⁴⁾。宗像の住人は大島や地島からはいうまでもなく、これらの島で視界を遮られない海岸部や鶯ヶ嶽(通称城山、標高369m)などからも沖ノ島を望むことができることを「日常的」に日々の生活の中で承知している⁵⁾。即ち、沖ノ島は宗像本土から拝み見ることのできる「日常性」をもった身近な神の島なのである。

沖ノ島が学界はもとより世間の注目と関心を広く集めるようになったのは、1954年5月から1971年5月までの三次に亘って実施された調査とその成果ゆえであった⁶⁾。この調査はわれわれの一般に知る「土を掘る」調査とは趣を異にしたものであり、その年代(観)は「遺構」よりは発見された「遺物」を基本としたものであった。調査の結果、岩上祭祀 岩陰祭祀 半岩陰・半露天祭祀 露天祭祀と4段階の祭祀形態の変遷⁷⁾が指摘され、概ね4世紀後半から9世紀末ないし10世紀初頭⁸⁾の500年余に亘る祭祀の継続が指摘された。

発見された質の高い中国・朝鮮系の遺物や三角縁神獸鏡(倣製・舶載)を含む60面近い鏡・奈良三彩の小壺などの多彩な遺物からは「海の正倉院」⁹⁾とも称されている。また沖ノ島における古代祭祀の終焉の時期が国

家が関与した遣唐使派遣の廃止時期に近いことなどと相俟って、国家祭祀の存在が強く示唆¹⁰⁾されることともなった。しかしながら古代の宗像神の祭祀、なかでも沖ノ島における古代祭祀の実体を伝える同時代的文献史料は皆無に近く、その実相はなお霧の彼方にある。

2 . ムナカタの表記と語源

ムナカタは神名・氏族名・地名として用いられるが、その表記は①胸肩・胸形・胸方、②宗形、③宗像の三種類が知られる。②の宗形は正倉院文書や長屋王家木簡などにもみられるように奈良時代を中心に使用され、今日に続く③の宗像の表記は平安時代以降に一般化すると考えて誤りはない。①については『古事記』は胸形(神代巻)、『日本書紀』は胸肩(神代下)・胸形(応神41年条・天武2年条)・胸方(雄略9年条・天武13年条)を使用しており、特に両書に「胸」が共通して用いられている点は注目される。天武2(673)年2月条は「次納胸形君徳善女尼子娘、生_レ高市皇子命_一」とあり、同13年11月条の「八色の姓」の朝臣を与えられた52氏の中に「胸方君」がみられること、神名も応神41年2月条の「胸形大神」や雄略9年2月条の「胸方神」など、氏族名と神名とともに用いられていることは、ムナカタと「胸」が密接な関係を歴史的に有していたことを示すのもであろう。

『書紀』は「評」を「郡」と表記するように、しばしば編纂時の知識によって潤色・改変を加えることがあるが、ムナカタの場合も「宗」の字に改変することは可能であったろう。『書紀』編纂の原史料に「宗」とあったとして「胸」に改変する可能性は、その逆の場合に比べて極めて低いことは明らかであり、「胸」字使用は原史料の表記を反映したもので編纂の手は加えられていないと考えられる¹¹⁾。このことはムナカタの語源 = 由来に関係するもので、宗像神・宗像氏の属性にも関わることと思われる。

ムナカタの語源については、①身形説、②放光説、③沼無渦・空渦説、④文身(入墨)説などが代表的なものである。

①は『宗像大菩薩御縁起』¹²⁾所収の『西海道風土記』が伝えるもので、天降った宗像大神が青蕤玉・紫玉・鏡

を「神體之形」と成して、三宮に納め置いたことから「身形郡」といい、後人が「宗像」に改めたという。また裏書の「同風土記云、一云」には天神の四柱の兄三柱の神が弟大海命を「三柱御身之像」としてこの地に居住させてところから「身像郡」と号したとしている。『御縁起』自体が中世の成立であり「宗像大菩薩」と称しており、所引の逸文も古代の風土記に関するものとは認め難い。また、宗像朝臣の祖を大海命とし、命を宗像三神 = 男神の身代わりとするなど他書にみえず、『記・紀』などの古伝承とは相容れない特異なものである。「カタ」= 像に引かれた解釈というべきであろう。②は安見有定『筑陽記』¹³⁾(巻12・宗像郡)所引の「旧記」などの説くところで、宗像三女神出現時に肩や胸から光が放たれたというのは、仏像の放射状の光背から導き出した解釈であろう。仏家臭のするものであり、①に通じるところがあるのではなからうか。③は田島川(釣川)が曾て上流まで入り海であり干潟を形成していたところからする福本誠『筑前志』¹⁴⁾の説である。入り海・干潟については既に青柳種信が述べており¹⁵⁾、現代の調査でもそのことは確認されているが、土地の有様の歴史とムナカタを結び付けた付会に近い説というべきであろう。これら①③の説はいずれも『記・紀』の記す「胸」に言及しておらず、②説の胸・肩も仏家的な付会である点において問題を残している。

これに対して金関丈夫氏の説く④の文身(入墨)説¹⁶⁾は注目される。氏によれば、「胸」の字の「×」も元は「文」で、甲骨文によれば文様を意味する「文」の字は胸の入墨の形から起こった字である。三角を含むのちの鱗形はシナ海沿岸の竜蛇信仰と関係する蛇の鱗形であって、「北九州の宗像は、もとは鱗形と書かれた。胸に鱗形の入墨をした海部の子孫、これが北九州のムナカタ氏である」といわれる。『三国志』魏書東夷伝倭人条)には「倭の水人、好く沈没して魚蛤を捕え、文身して亦以て大魚小禽を厭す」とあり、埴輪¹⁷⁾にも鱗文の文身をみることができる。『書紀』履中1年4月条)には阿曇連に関わる鯨面(入墨)を「阿曇目」といったとあるが、阿曇氏は海神阿曇神(ワタツミの神)を祀り、海の幸を採り天皇の食膳に供することを職掌とした氏族であった。宗像でも昭和30年代頃までみられた金崎の海女が、持ち物に「大」の字を入れたり、星(ヒトデ)形の文様を

着衣に縫ったのも、そうした名残りの呪的習俗であったと考えることができよう。「阿曇目」とは異なる特徴的な鱗文の文身がムナカタの語源にあるとすると、『記・紀』の強調する「胸」の表記ともよく符合するといふべきである。

3. 三柱一神の海の神

宗像氏が奉斎した宗像神は『記・紀』の記事をはじめ、『延喜式』(巻10)に宗像神社三座とあるように三柱の神で構成されている三柱一神の神である。他に三柱一神の神として知られる神は安曇神と住吉神であるが、ともに「海神」としての性格を有している。

この安曇・住吉二神については『記・紀』はともに神代の「四神出生章」に、同時・一体的な出現として既述している。『書紀』(巻第1・神代上)¹⁸⁾によれば、伊弉冉尊を追って黄泉国に行き逃げ帰ってきた伊弉諾尊が「筑紫の日向の小戸の橘の櫓原」で襦袢をした時に生まれ出たと伝えている。まず、「海の底に沈き濯ぐ」に因って底津少童命、次に底筒男命が、また「潮の中に潜き濯ぐ」に因って中津少童命、次に中筒男命が、さらに「潮の上に浮き濯ぐ」に因って表津少童命、次に表筒男命が生まれた、と述べている。底筒男命・中筒男命・表筒男命は「三柱神者、墨江之三前大神也」(『記』)・「是即住吉大神矣」(『書紀』)とあるように三柱一神の住吉神であり、底津少童命・中津少童命・表津少童命は「此三柱綿津見神者、阿曇連等之祖神以伊都久神也。故阿曇連等者、其綿津見神之子、宇都志日金析命之子孫也」(『記』)・「是阿曇連等所祭神矣」(『書紀』)と記すように綿津見神¹⁹⁾ = 安曇神であり、住吉神と同様に三柱一神である。襦袢における二神の三柱の誕生はそれぞれ海底・潮中・潮上であり、神名にも誕生場所を反映して底・中・表(上)を冠している。海を垂直の方向(海上・海中・海底)で捉えているのである。これらの点からも安曇・住吉二神は海と不可分の神であり、神の名からして男性神であることは明らかである。

安曇神 = 綿津見神を奉斎するのが安曇連であり、彼等の祖先神が安曇神であることは、「祖神」所祭神」と明記しているところである²⁰⁾。また、安曇連とその奉

斎神の主たる属性が、海人(海部)・漁撈に関わるものであることは、命に従わない處處の海人を平定し「海人の宰」に任じられ(応神3年11月条)、既述のような「阿曇目」といわれる特徴ある黥面をしており(履中1年4月条)、さらに令制下の天皇の食膳の調理を担当する内膳司の奉膳に伝統的に任じられているところなどからも明らかであろう。安曇連は魚貝海藻類を採り天皇の食膳に奉仕する伝統的な伴造系氏族であった。

住吉神については『記・紀』は筒男神とは表記せず、出現した三神を「墨江之三前大神」「住吉大神」と記すのみであって、奉斎氏族も明示していない。両書で次に住吉三神が出現するのは仲哀天皇と神功皇后の熊襲討伐・新羅遠征譚において、仲哀天皇が熊襲討伐に際して神の託宣を信じずに筑紫の檀日宮で没した時、天皇に託宣をした神を知ろうとした神功皇后らに名を知らしめた神としてである。この神は『書紀』にみえるように、新羅遠征に際し神功皇后に「和魂は王身に服ひて寿命を守らむ。荒魂は先鋒として師船を導かむ」(神功前紀・仲哀9年9月条)と教え、荒魂は「軍に従ひし神表筒男・中筒男・底筒男、三の神、皇后に誨へて曰はく、我が荒魂をば、穴門の山田邑に祭はしめよ。時に穴門直の祖踐立・津守連の祖田裳見宿祢、皇后に啓して曰さく、神の居しまさ欲しくしたまふ地をば、必ず定め奉るべし。則ち踐立を以て、荒魂を祭ひたてまつる神主とす。仍りて祠を穴門の山田邑に立」(同9年12月条)てられ、和魂は麿坂・忍熊王の反乱平定に際し「亦表筒男・中筒男・底筒男、三の神、誨へまつりて曰はく、吾が和魂をば大津の淳中倉の長峽に居さしむべし。便ち因りて往来ふ船を看さむ」(神功撰政1年2月条)こととなった。即ち、荒魂 = 穴門山田邑 = 穴門直祖踐立と荒魂の鎮座地と神主を定めた時に津守連の祖田裳見宿祢が関わっていることや和魂の鎮座地が大津淳中倉長峽であることなどからは、和魂の神主が津守連であることが示唆されていると考えられる²¹⁾。

ところで『延喜式』(巻10・神名下)の撰津国住吉郡の大海神社二座について「元名津守氏人神」という割註が付されているが、これは底本には「元津守安人神」とあったものを「新訂増補国史大系」本の校訂者が「名」を補い、「安」を「氏」に改めたものである。ところが『住吉大社神代記』には「津守安必登神(二前、海神と号く)」

という神名がみえており、この津守安必登神が津守安人神であること²²⁾は多言を要しないであろう。先の神功皇后譚などからも津守連の住吉神への関わりが王権の命によるもの = 職務上の齋祀²³⁾であって、氏族名と神名が一致しないことから祖先神でないことが伺えるのである。それに対して津守安必登神 = 津守安人神が津守を冠していることは、この神が安曇連が元々奉斎していた神 = 祖先神の類であると考えられると思われる。津守の由来は文字どおり「津を守る」にあり、その津(港湾)がヤマト王権の外港²⁴⁾としての住吉(墨江)津であり、住吉津の神が住吉神であったと考えて大過ないであろう。『延喜式』での住吉神の分布は東国にはみられず、摂津・住吉郡 播磨・賀茂郡 長門・豊浦郡 筑前・那珂郡 吉岐・吉岐郡 対馬・下県郡と、まさに畿内から瀬戸内海～北部九州～吉岐・対馬を經由しての朝鮮との最も主要なルート上に展開している。このことは神功皇后伝説にも反映しており、王権による対外航路の掌握と航海に不可欠な港湾を確保・掌握した結果を示している。

三柱一神である安曇神・住吉神は大阪湾周辺を原郷とする男性神の「海神」であり、畿内政権たるヤマト王権の漁労神 = 安曇神・港湾神 = 住吉神であった。とくに住吉神は港湾神たる基本的性格を有するが故に、航海神としての属性も保持していた。では、今一つの三柱一神の宗像神はどうであったか、次節で整理することとしたい。

4 . 宗像三女神誕生(ウケヒ)神話

宗像神の誕生についての『記・紀』の神話には、『記』(上巻)、『書紀』(神代上)第6段「瑞珠盟約章」の本文と三つの異伝、さらに第7段「宝鏡開始章」の一つの伝の合計六つの所伝が知られる。神話のこの部分はニギノ尊の天孫降臨に続く政治性の強い、政治神話といつてよいものである。いま『書紀』編者が本文として採用した所伝によってその概略を記しておくこととする。

伊弉諾尊から根国行きを命じられた素戔嗚尊は、暇乞いのために姉の天照大神のいる高天原に向かったが、その様は海も山も揺れ動かんばかりに凄まじかった。そのため国を奪いに来たのではないかと疑った天照大

神は髪を髻に結び男装し、剣と弓矢で武装して素戔嗚尊を迎えた。尊は身の潔白を証明するため、誓約して子を生むことを提案した。もし自分の生んだ子が女であれば邪心があり、男ならば清浄潔白であると信じてほしいといった。そこで天照大神は尊の剣を三つに折って天真名井でふりすすいで、噛み砕いて口から吹き棄て、その気噴の狭霧の中から田心姫・湍津姫・市杵嶋姫の三柱の女神が生まれた。続いて素戔嗚尊は天照大神の身に着けている御統を同じようにして口から吹き棄て、その狭霧の中から天忍穗耳尊ら五柱の男神が生まれ出た。天照大神は神々の生まれるもとの物根は、御統は自分のものであるので男神は自分の子であり、剣は素戔嗚尊のものであるので女神は素戔嗚尊の子であるといつて、素戔嗚尊に女神を授けた。この三女神は筑紫の胸肩君たちの祭る神である。

宗像神出生神話の基本は、高天原における最高神天照大神と国津神スサノヲノ命の誓約(ウケヒ)にあるが、諸伝においてこの神話の構成要素に相違がみられる。それらを整理したのが第1表²⁵⁾である。大きな相違点は、1の「天照大神」と「日神」、3の物実の交換の有無、10の所生神の交換の有無、さらに11の天降りの有無などである。こうした相違点から六つの伝は18のようにAとBに大きくは分類できる。A類の中でも「第2の一書(以下「第2」と記す。他も同様)」は、3の物実交換は記すが10の所生神の交換を欠き、4の三女神誕生の物実を玉とし、16の男神誕生の物実を剣とするなど他のA類と逆になるという相違があり、Aの垂流A'としておく。またB類でも第7段の「第3」は日神による三女神の誕生を具体的に記さず「云々」と省略し、むしろスサノヲノ命の所生の男神に重点をおいている。その男神を第6段「第3」と同じ六神(ヒノハヤヒノ命が加えられている)とするなど、第6段との近親性が窺われるが、Bの中では微妙な差異をみせており、一先ずB'としておく。さらに12の奉斎氏族からすれば、A類は胸形君系の所伝、B類は水沼君系の所伝と看做して大きな誤りはないものと思われる。今、宗像三女神の誕生に限って第1表を整理し直したのが第2表であるが、以下に第2表に依りながら少し詳しくみておくこととしたい。

第1表 宗像三女神誕生神話

要素		出典	古事記	日本書紀			
				第6段			第7段
				本文	第1の一書	第2の一書	第3の一書
1	誓約者	天照大御神	天照大神	日神	天照大神	日神	日神
		建速須佐之男命	素戔鳴尊	素戔鳴尊	素戔鳴尊	素戔鳴尊	素戔鳴尊
2	誓約基準設定者	(建速須佐之男命)?	素戔鳴尊	日神	素戔鳴尊	日神	素戔鳴尊
3	物実の交換						
4	三女神誕生の物実	須佐之男命の十拳剣	素戔鳴尊の十握剣	日神の十握剣 九握剣 八握剣	素戔鳴尊の八坂瓊の曲玉	日神の十握剣 九握剣 八握剣	日神の十握剣
5	素戔鳴尊所生子による判定	(女 = 潔白)	女 = 邪心	女 = 邪心	女 = 邪心	女 = 邪心	女 = 邪心
		(男 = 邪心)	男 = 潔白	男 = 潔白	男 = 潔白	男 = 潔白	男 = 潔白
6	天照大神所生日神所生	三女神	三女神		三女神		
				三女神		三女神	(三女神)
7	三女神(出生順)	多紀理毗売命*	田心姫	瀛津嶋姫	市杵嶋姫命	瀛津嶋姫命***	
		市寸嶋比売命**	湍津姫	湍津姫	田心姫命	湍津姫命	
		多岐都比売命	市杵嶋姫	田心姫	湍津姫命	田霧姫命	
8	亦名	*奥津嶋比売命				***市杵嶋姫命	
		**狭依毗売命					
9	鎮座所	胸形之奥津宮			遠瀛		
		胸形之中津宮			中瀛		
		胸形之辺津宮			海濱		
10	子の交換						清心の兒等を姉に奉る
11	天降り			居道中、奉助天孫、而為天孫所祭		葦原中国之宇佐嶋、海北道中、道主貴	女兒は葦原中国へ降す
12	奉祭氏族	胸形君	筑紫胸肩君			筑紫水沼君	
13	天真名井						
14	天安河						
15	素戔鳴尊所生	五男神	五男神	五男神	五男神	六男神	六男神
16	五男神誕生の物実	天照大御神の珠	天照大神の御紵(玉)	素戔鳴尊の御統の瓊(玉)	天照大神の剣	素戔鳴尊の髻の御統の瓊(玉)	素戔鳴尊の髻の御統の瓊(玉)
17	五男神(出生順)	正勝吾勝勝速日天之忍穂耳尊	正哉吾勝勝速日天忍穂耳尊	正哉吾勝勝速日天忍骨尊	天穗日命	勝速日天忍穂耳尊	正哉吾勝勝速日天忍穂根尊
		天之菩卑能命	天穗日命	天津彦根命	正哉吾勝勝速日天忍骨尊	天穗日命	天穗日命
		天津日子根命	天津彦根命	活津彦根命	天津彦根命	天津彦根命	天津彦根命
		活津日子根命	活津彦根命	天穗日命	活津彦根命	活津彦根命	活目津彦根命
		熊野久須毗命	熊野櫛樟日命	熊野忍蹈命	熊野櫛樟日命	燖之速日命	燖速日命
18	分類	A	A	B	A'	B	B'

(注)17の網掛けは、後裔氏族の記載があるものを示す。

第2表 誓約と物実・子神

要素	出典	古事記	日本書紀				
			第6段				第7段
			本文	第1の一書	第2の一書	第3の一書	第3の一書
a	誓約基準提案者	(スサノヲ)?	スサノヲ	日神	スサノヲ	日神	スサノヲ
	スサノヲの正邪基準	(女/男なし)	× 女/男	× 女/男	女なし/男	女なし/男	女×/男
b	物実交換提案者	天照大御神	天照大神	なし	天照大神	なし	なし
	物実交換						
c	子神交換提案者	天照大御神	天照大神				
	子神交換						
d	誓約者と物実	天照×剣・スサ	天照×剣・スサ	日神×剣	天照×玉・スサ	日神×剣	日神×剣
	所生神	三女神	三女神	三女神	三女神	三女神	三女神
	所生親	天照	天照	日神	天照	日神	(日神)
	認定親	スサノヲ	スサノヲ	日神	天照	日神	(日神)
e	誓約者と物実	スサ×玉・天照	スサ×玉・天照	スサ×玉	スサ×剣・天照	スサ×玉	スサ×玉
	所生神	五男神	五男神	五男神	五男神	六男神	六男神
	所生親	スサノヲ	スサノヲ	スサノヲ	スサノヲ	スサノヲ	スサノヲ
	認定親	天照	天照	スサノヲ	スサノヲ	スサノヲ	スサノヲ
f	女神の天降り提案者			日神		日神	スサノヲ
	女神の天降り						
g	男神の天上統治提案者					日神	スサノヲ
	男神高天原統治						
h	物実の扱いと誕生の様子	嘔む・吹き棄て・気吹の中から	嘔む・吹き棄て・気吹の中から	食す	嘔む・吹き棄て・気吹の中から	食す	嘔んで掌に置く
i	奉斎氏族	胸形君	筑紫胸肩君			筑紫水沼君	
j	類型	A	A	B	A'	B	B'

aの誓約はスサノヲノ命の行いについて、潔白=天照大神の疑念の不当、邪心=天照大神の疑念の正当のいずれであるかを明らかにしようとするものである。そのスサノヲノ命の邪心の有無の判定基準の提案者はAスサノヲノ命、B天照大神と二分されるが、明記しないAの『記』ではスサノヲ命が子神誕生後に「我心清明⇒手弱女⇒自我勝」といったことから、一つの解釈として提案者がスサノヲ命であった可能性を考慮する余地があろう。

また、スサノヲ命の潔白の基準=男神か女神かはA・Bでの相違ではなく、『記』(女神)と『書紀』(男神)の相違である。誓約行為に使用された物実は天照大神・日神は自身の物か相手の物かは別にして「剣」、同様にスサノヲノ命の場合は「玉」で両者それぞれで共通しているが、「第2」のみは「玉」と「剣」が入れ替わっている。剣は男性を象徴し、玉は女性を象徴するものと

されるが、そう考えてよければ行為者の男女がそれぞれ異性を表象する物実をもって誓約を行い、子をもうけたのであった。神話の世界とはいえ人間的、現実的である。

物実と子神の誕生の様子についてAとBでは相違がある。Aでは物実を嘔み砕いて吹き棄てる気噴(吹)の中から生まれたとするが、Bは物実を食べることによって生まれたとする(第7段のみ物実を嘔んで掌に置いて生まれたとする)。この誕生の有様は既述の安曇・住吉神とは大きく異なっており、Aの嘔んで口から吹き棄てるとする点は、前二神の垂直方向に対する水平的方向であることは神話的な神出現の在り方からも注意される²⁶⁾。

誕生した子神は行為者の「性別」と同じで、三女神は天照大神・日神と物実剣との間に誕生し、eの五(六)男神はスサノヲ命と物実玉との間から生まれた(「第

2」は例外的であるが)という点では『記・紀』ともに共通している。このことは、胸形君および水沼君の奉斎する三女神が天照大神・日神の系譜に連なる神であるという理解に通ずるものであって、奉斎氏族にとって王権・神統譜との政治的関係からは望ましいものといつてよい。ところが物実の所有者を理由にcの如く敢えて子神を交換し、三女神をスサノヲ命の子とすることは、王権との関係を疎遠にするものといわなければならない。

ところで、スサノヲ命の潔白を判定する基準は『記』は女神、『書紀』は全て男神であるが、このことは他方で天照大御神の所生神が『記』は男神で、『書紀』は女神であることを意味している²⁷⁾。先にA・Bに分類したが、このようにAは「第2」以外にも『記』と「本文」で潔白の判定基準に相違があるものの、その一点を除くと両伝はほぼ同一の要素で構成されている。『記』では女神＝潔白としているため、男神を生んだスサノヲ命は邪心ありと判断されなければならない。これを避ける手立ては『書紀』の所伝と同一基準の男神＝潔白とするか、男神をスサノヲ命の所生子でないとするしかないのである。後者を選択した形の『記』は、スサノヲ命の子神を女神とし、bの物実の交換とcの子の交換、即ち「生まれた子どもは物実の所有者の子とすべきである」という複雑な操作を施すことになったのである²⁸⁾。ところが『書紀』の「本文」では判定基準＝男神＝潔白としながら子の交換をしたが故に、スサノヲ命の子が女神となり基準に反し邪心と判定されざるを得ない大きな矛盾を犯すことになる。この矛盾は、「第2」では物実交換があったとしても、子の交換をしていないが故に基準との矛盾が生じていないことを勘案すると、「本文」での子の交換は本来的な要素ではないということになる。

『書紀』のA・Bはともに男神＝潔白とする判定基準でスサノヲ命の子を男神とするのは、誓約の生むという行為者を基準にしたものである。Aは物実＝相手の物(交換)、Bは物実＝自己の物(不交換)としている点で相違があるが、「第2」を除いて、dの天照大神・日神と剣、eのスサノヲ命と玉というように共通している²⁹⁾。Bは行為者・物実所有者のいずれを基準にしても天照大神・日神の所生は女神、スサノヲ命は男

神である。Aでは行為者を基準にすれば、前述のように『記』では判定基準と齟齬が起こる。物実を基準にするとスサノヲ命の物実⇨女神、天照大神の物実⇨男性となって、『記』の判定基準との矛盾は生じないが、『書紀』のそれとは抵触することになる。物実と子神の交換についてはAでも『書紀』が二次的であるとすると、『記』は潔白基準＝女神と相俟って、敢えて物実所有者を基準にスサノヲ命所生の子神を女神としたことになる。

これは三女神がスサノヲ命＝出雲系に連なることを意味するものであり、既述のように奉斎氏族からすれば政治的にも不利なことということである。しかしながら三女神を系譜上で出雲系としても、出雲臣らが奉斎³⁰⁾するという意味ではない。三女神奉斎氏族の胸形君にとってはdの天照大神・日神との関係は王権による政治的承認、更にいえば王権の「身内」的位置付けがなされたことを意味すると解することが可能である。それは王権側からのスサノヲ命の子への変更・認定が処罰的な地位の低下を意味するものでなく、むしろこの主張は奉斎氏族側の主張であって王権側もそれを受け入れたということであろう³¹⁾。

後述するように王権と胸形君が婚姻関係を結び、現実の政治の上でも密接な関係をもつのは、大海人皇子(天武天皇＝舒明系の系統)と胸形君徳善の女尼子娘の婚姻とその子高市皇子命の活躍を大きな画期とする。このことが天照大神の皇祖神への昇叙、『記・紀』の編纂、神祇祭祀の再編などの動きの中で、宗像神を高天原神話で天照大神の子とする天津神的性格の付与が実現したのではなかろうか。一方、奈良時代の律令国家体制下の神祇制度の中で、律令政府もその強い伝統性を承認せざるを得なかった宗像神(宗像朝臣)と出雲神(出雲臣)は、自らのアイデンティティーを主張したのであろう。そのことが『記』にみえる三女神の国津神スサノヲ命の子とする主張であったのではなかろうか。

5. 三女神の名と神の原郷

前節で若干整理したように六つの異伝をもつ宗像三女神誕生神話は、大きくはA類とB類に大別できるが、

一方では『記』と『紀』でも相違がみられた。物実・子の交換や相反する判定基準などの複雑さは、『記・紀』神話の中でも天孫降臨神話とも相俟って政治性のより強い三女神・五男神の出生神話における、高天原＝ヤマト系への出雲系の取り込み、宗像三女神の高天原＝ヤマト系系譜への位置付けとも密接に関係するものである。

ムナカタ神は『書紀』では胸形君の祀る三柱の神(神代上・瑞珠盟約章)、「於筑紫所居三神(履中5年条)と三神であることを示す一方で、胸形大神(応神41年条)・胸方神(雄略9年条)とも記されており、先にみた安曇神と同様に神名と奉斎氏族名が一致している。安曇・住吉神の海中出生とは異なり、宗像神の出生は高天原の誓約(ウケヒ)で生まれたとされていて海との関係は直接に明示はされていないが、第1表にみえる女神名や「道中」「海北道中」などから僅かに推し量られるとともに、宗像郡に海部郷が見えることも参考になる。次にこれらについて幾許かの整理をしておきたい。

三女神の神名は第1表の7・8のようにタキツ姫・タコリ姫・イチ(ツ)キシマ姫であって、『記・紀』ともに概ね一致している。その表記はタキツ姫＝多岐都比売命＝湍津姫・イチキシマ姫＝市寸嶋比売命＝市杵嶋姫・タコリ姫＝多紀理毗売命＝田心姫であり、『書紀』の中では「第3」の田霧姫は田心姫に相当する表記³²⁾ということになる。その神名の因って来るところ、意味するところは何であろうか。タキツ姫については、「はやい・はやくながれる・急流³³⁾」などの意味のある「湍」が使用されていることは、単なる当て字でないとすれば、タキツはタギツ＝タギルであって、潮流の渦巻き速く流れる様を神格化したものであろう。また、タキリ姫が田霧姫とも表記されることから、海上に発生する霧を擬人化した神格と考えるのが妥当であろう。イチ(ツ)キシマ姫については、イチキ・イツキのいずれであっても、その意味するところは「斎く」であり、斎つき祀られ、斎つき祀る神ということであろう。このイチキシマヒメ(亦名オキツシマヒメ)は全ての所伝に共通して「シマ」＝「島」を含んでいることは、この神の基本的属性が「島神」³⁴⁾であり、三神の中核神であることを示唆している。そうだとすれば『記』が奥津嶋比売命を、市寸嶋比売命の亦名ではなく多紀理毗売命

の亦名としていることは不適切であり、狭依毗売命に引かれたものであろう³⁵⁾。

この島神の鎮座した島は9に示したように、『記』の沖・中・辺津宮や「第2」の遠・中瀛・海濱、「第3」の神名の対応などから、一番遠い沖にある島＝「沖ノ島」と考えるのが最も妥当な理解であろう³⁶⁾。三女神の鎮座については『書紀』本文を除いて、出生順に遠くから近くに遠・中・近と配されていることが知られている。『書紀』の三つの異伝は宗像本土から一番遠い所＝沖を起点に水平方向に陸地に向かって神の展開を記したものであり、「本文」はその反対に本土を起点に沖に向かって神の展開を考えたものと理解することができる。陸地から一番遠いところ＝沖ノ島に鎮座する神が水平的遠近感を含んでオキツシマ姫と呼ばれたのである。安曇・住吉神がワタツミのように共通する名に表・中・底を冠して称されたのとは明らかに違っており、ナカツシマ姫やチカツシマ姫といった呼称³⁷⁾が生じていないことは、他の二神がオキツシマ姫とは神格・発生時期を異にするものであったからではなかろうか。

今一つ注意すべきは、7・8のようにオキツシマヒメの表記がAの『記』は「奥津嶋比売」、Bの『書紀』の「第1」「第3」は「瀛津嶋姫」と各々「奥」と「瀛」を使用しており、その鎮座する所も同様に9のように『記』は「奥」を、「第2」は「瀛」の字を使用している点である。この文字は『書紀』では限定的な使用をされており、確実な例は天武天皇(大海人皇子)の和風諡号「天淳中原瀛真人」である。「瀛」³⁸⁾には海・大海といった意味以外に神仙が住むといわれる東海中の山(瀛洲)のごとく道教的な意味が知られる。天武天皇は自ら式を執って占いを行い、その和風諡号には瀛と真人が含まれている。その母斉明天皇も(道)観を建てたように、道教や陰陽道などとの関わりが知られる母子である。「瀛」の使用は三女神神話の成立の背景や時期を考える手掛かりを与えてくれている。

『記・紀』の完成時には三女神の鎮座地が沖ノ島・大島・本土の三ヶ所とされていたことは概ね認めてよいであろうが、それぞれの神の鎮座地についてはまだ流動的な点があったことは第1表に窺うことができよう。しかし、沖ノ島に鎮座するオキツシマ姫の実体がイチキシマ姫であったことはシマを共通に有することや

『書紀』の四つの伝の市杵嶋姫と瀛津嶋姫の関係からしてまず動かないところである。流動性は他の二神にあったと看做さなければならぬが、このことは二神の相対的な新しさを反映したものでなかろうか。先に『書紀』の「本文」とともにA類に分類した『記』の所伝は、やや特異なもので『書紀』以前の未確定さをより強く残したものかも知れない。沖ノ島に鎮座する神こそが宗像神の原形であり、沖ノ島は宗像神の原郷であったのである。

6. 海北の道標沖ノ島

宗像神三女神の中核神であるイチ(ツ)キシマ姫は「島神」であり、玄界灘³⁹⁾の道標である。この属性をよく表しているのが、『書紀』の三女神誕生神話のB類に記された日神の指示である。「第1」の「日神(略)乃以日神所生三女神、令降於筑紫洲。因教之曰、汝三神、宜降居道中、奉助天孫、而為天孫所祭也」と「第3」の「日神(略)即以日神所生三女神者、使降居于葦原中國之宇佐嶋矣。今在海北道中。號曰道主貴」に記された、「道の中に降り居し」・「今、海の北の道の中に在す。號けて道主貴と曰す」の「道の中」がそれである。勿論「道」は海道であり、「海道に居する神」とは「海道の守護神」で、まさに「道主貴」⁴⁰⁾であった。この指示が宗像神に対するもので、「第1」に「筑紫洲に降り」とあることをからも海が第一義的には玄界灘を指し、神が「居する」所が沖ノ島を意味することも明かであろう。宗像の海岸や海上から遥かに沖ノ島(島神)を拝む中で、海の民の経験からさらなる海道の神として他の二神が付加されたのではなかったろうか。

このB類の神話荷担氏族が水沼君であることは「第3」に明記するところである。後述するように水沼君は筑後国三潯郡を本拠とした有明海との関係が密な氏族であるが、同氏にとって宗像神との関わりは二次的であり祖先神ではないことを考慮すれば、奉斎する宗像神について玄界灘の島に鎮座する神とする神話を伝えることには何の支障もない。ところが「第3」には「葦原中國之宇佐嶋」に降居させたとあり、この宇佐嶋をめぐるのは豊前国の宇佐、あるいは筑前国の沖ノ島とする説などがあって一定しない。「第1」が限定的に「筑

紫洲」とするのに対して「葦原中國」とする点は、『書紀』の天孫降臨的で政治臭が強いといえよう。「第1」では三女神の降臨目的は「天孫を助け奉る」ことであり、「助け奉る」結果「天孫の祭る所と為る」⁴¹⁾のである。その趣旨が「第3」にも通用するとすれば、「天孫を助け奉るために鎮座する島に降り」と一般名詞的⁴²⁾に解することができるのではないかと考える。

また、「第1」の「道中」と「第3」の「海北道中」は対応するが、これまで後者については、ほぼ異論なく朝鮮半島への航路、壱岐・対馬ルートとは別個の沖ノ島を経由する航路と理解されてきた。「海北」の語はこれ以外に『書紀』欽明15年12月条の百濟の聖明王の上表文中に「以斯羅無道、不_レ畏_二天皇_一、與_レ狛同_レ心、欲_レ残_二滅_一海北彌移居。臣等共議、遣_二有至臣等_一、仰乞_二軍士_一、征_二伐斯羅_一」とみえている。文意からすれば「海北彌移居」⁴³⁾が朝鮮半島に置かれたミヤケであると解されるが、それは全体の文意からの解釈であって、「海の北」が朝鮮(半島)と同義であることを直截には意味しない。むしろ、ある基点から北の方という意味であって、位置・方位についての認識を示すに過ぎないというべきである。朝鮮・中国に対する『書紀』の方位認識⁴⁴⁾は、「海西諸韓(神功50年5月条)・海西(神功51年3月条)・海西諸国官家(欽明5年2月条)・海西蕃国(欽明16年2月条)・西海使(白雉5年7月条、斉明2・3・4年是歳条)のように「西」であり、「海の西の方)」と理解して不都合はないと思われる。この『書紀』の認識が畿内を起点としたものであることに異論はないと思われる。これに対し「海北」の方位認識は畿内的ではなく、北部九州を起点とした在地的認識である。特定の航路ではなく広く玄界灘を中心とする海域を指す表記で、三女神神話の「海北」も第一義的には宗像地方の北の海域の意と考えるのが合理的であろう。

現在の船舶は海図やレーダー等の近代的機器を装備しており、目視のみで航行する船は極めて少ないであろうが、玄界灘を航行する船にとって沖ノ島は今日なお航海上の道標・目安としての位置を失っていないといってよい。地図をみれば明らかなように、沖ノ島は宗像・北部九州や壱岐・対馬、山口県の角島や下関などから、6~70kmの距離の玄界灘の中心部に位置する島である。古代の航海が目視を中心とする地乗り航法

を主とするものであったとすれば、沖ノ島は船人にとって自らの位置と進むべき方向を示す「海北の道標」であり、燈台であった。これが島神としての宗像神の属性であり、宗像・北部九州に止まらない玄界灘の安全な航海と豊かな幸を願う海の民(航海者・漁民)の祈りを受け、彼等を守護したのであった。

7 . 宗像神とヤマト王権

第1表でB類に分類した『書紀』の「第3」には三女神を「此筑紫の水沼君等が祭る神、是なり」⁴⁵⁾と明記している。水沼君⁴⁶⁾は筑後川・有明海方面に連なる筑後国三潯郡地方を本拠とする豪族であるが、その出自については定かではない。『書紀』では景行4年2月条に国乳別皇子(母襲武媛)を「是水沼別の始祖なり」とし、18年7月条の景行天皇九州巡幸説話には八女縣で天皇に山中に八女津媛という女神がいることを教えたのが水沼縣主猿大海である、としている。これらの説話からはヤマト王権との関係が密であることが窺えるが、いずれも『記』にはみえないもので、景行紀の九州巡幸説話が相対的に新しいことは注意しておいてよい。『先代旧事本紀』(巻5・天孫本紀)には十四世孫物部阿遲古連公を「水沼君等祖」とする記載がある。筑後地方は筑紫君磐井の「反乱」(伝承に派遣將軍として物部大連麿鹿火が関わるなど⁴⁷⁾、物部氏は王権の九州平定・支配と深い繋がりをもつが、『旧事紀』の系譜記載は二次的なもので信を置きがたいというべきであろう。

水沼は水間・三潯とも表記されるが、「潯」には水溜まり・沼の意味⁴⁸⁾があり、筑後川下流のそうした状況を反映した氏族名であろう。

「ミヌマ」の意味について折口信夫氏⁴⁹⁾は、ミヌマ・ミツハは一語で、ミツハノメのミツハも一つものと見てよく、ミツハノメは女性の蛇又は水中のある動物と考えていたことは確からしい、といわれる。また、折口説を受けてさらに谷川健一氏⁵⁰⁾は、ミツハは水の蛇=ミズチ(蛟)の類で、水沼君は水底に住む蛇身の女神=ミヌマの神を祀る巫女にほかならず、宗像もこの神を奉斎していたと考えるのは自然である、といわれる。海に生きる人々は海に潜む「何か」を恐れ畏敬の念をもち、宗像の人々にもそうした感情はあったであろうが、

両氏のいわれる蛇身の神は宗像神・胸形君に直ちに結びつくものではないであろう。水沼君がこうした水神を祭祀していたとしたら、そのことは宗像神と関係をもつ契機、胸形君との接点となったと考えられる。ヤマト王権の九州支配の大きな画期は筑紫君磐井の「反乱」平定にあるが、宗像勢力の筑後・有明海方面への展開はその王権の力と意志を背景としたものであったと思われる。

宗像・宗像神と筑後地方との関係を伝える説話の特徴は「機織」に関係するものが多いことであるが、それが神祇祭祀⁵¹⁾と深い関係があることはいうまでもないであろう。『肥前国風土記』(基肄郡姫杜郷)には、荒ぶる神の正体を知り崇りを治めるため宗像郡人珂是古が幡を投げたところ、三原郡姫社の杜に飛んでいき、更に山道川の辺りに落ちたので神の所在が分かり、夢に臥機と絡罫が現れ女神であることがわかった、という説話がある。また、『書紀』応神41年2月是月条に縫工女を将来する命を受け呉に派遣された阿知使主らが筑紫に帰国した時、胸形大神の求めに応じて四人の工女の一人兄媛を献上し、他の三人は津国の武庫(津)に至った、とある。胸形神に奉られた兄媛に関してであろうが「是則ち、今筑紫国に在る、御使君の祖」と付記しているが、他には知られない氏⁵²⁾である。これと類似の説話が雄略14年1月条にみられる。身狭村主青らが呉から漢織・呉織・衣縫兄媛弟媛らの手末才伎を将来して住吉津に泊したという内容で、兄媛は大三轮神に献上されたとする。身狭村主青らと呉の話は同10年9月条にも、呉の献上した鵝を水間君の犬が噛み殺したため⁵³⁾、水間君は鴻と養鳥人を贖罪として王権に差し出した⁵⁴⁾、とある。阿知使主や身狭村主らはいずれも東漢氏系の人物で、東漢氏系の説話に機織(宗像神)や養鳥(水沼君)の話が組み合わされたものであろう。阿知使主が都加使主に対してより古い始祖として加上された人物だとすれば⁵⁵⁾、また『書紀』の応神紀と雄略紀に類似した記事がみられること⁵⁶⁾などを勘案すると、その時期はそれ程古く遡るものではあるまい。

ところでヤマト王権と宗像神・胸形君との関係を伝える記事は、上述した応神紀の他には履中5年3月・10月条と雄略9年2月条である。履中紀には、宮中に現れた「筑紫に居す三神」が「どうして我が民を奪った

のか。汝に慚みせん」と宣したが、「祈而不祠」=「不治神崇」なかつたので、后妃の黒姫が死んだ。これは筑紫に赴いた車持君が車持部を檢校するなかで神の充神者の車持部⁵⁷⁾を奪い取ったためであることが明かとなり、再び三神に奉った、とある。車持君は車持部の伴造氏族であり、『姓氏録』(左京皇別下・車持公)には雄略朝に乗輿を供進したことから車持の姓を与えられたという。令制下では宮内省主殿寮の殿部の負名氏で、天皇の輿輦や供奉のことを掌ったが、筑紫の三神には神の乗る輿輦の充神者として献納されたのであろう。「神の崇り」は宗像神が崇神であるということではなく、神の要求が満たされないことに対する神の怒りを意味するものと思われる⁵⁸⁾。各地の地方勢力に対しヤマト王権が一定の配慮を必要とした段階から王権の支配下に組み込まれるに至る歴史的段階の記憶を背後に持つ説話であろう。

雄略紀には胸方神を祀らせるために凡河内直香賜と采女を派遣したが、壇所に至り將に事を行なおうとした時に香賜は采女を犯した。これを聞いた天皇は難波日鷹吉士を派遣して誅しようとしたが香賜は逃げ、ようやく弓削連豊穂が三嶋郡の藍原で捕らえ斬った、とある。王権が香賜と采女の男女一組を派遣して胸方神を祀らせたのは、わが国祭祀の古い形態⁵⁹⁾を伝えるものといえよう。ところが壇所での性的行為を聞いた天皇は「神を祠りて福を祈ることは、慎まざるべけむや」といって香賜を処罰するが、これは既に祭祀における神婚行為の本義が忘れられた頃⁶⁰⁾の価値判断が反映していると考えられる。この説話も先の履中紀と類似した地方勢力に應える王権の配慮という時代の記憶と弓削連らの登場人物の後代的様相からは、潤色の新しさがみてとれると思われる⁶¹⁾。胸方神の祭祀と香賜誅殺の話が接合された可能性はないであろうか。

ところでこれらの宗像神に関する記事が、『記』にはない『書紀』独自のものであることは注意しなければならない。両書が共有する原史料に基づかないという点、また王権と宗像神との接点を窺わせる説話でありなが、伊勢・三輪・倭大国魂・石上・出雲などの王権にとって重要な神々の祭祀等が崇神・垂仁天皇の巻に纏められる傾向が窺えるなかで、そこに組み込まずに応神～雄略の時期に配している点は、相対的な新しさど『書

紀』の編纂・歴史理解という点からも留意しておいてよいことであろう⁶²⁾。

8. 宗像神の畿内勸請と王権の海の道

『書紀』においてヤマト王権と宗像との関係を示す確実な史料は、天武2(673)年2月条の「次に胸形君徳善が女尼子娘を納して、高市皇子命を生しませり」であり、次いで同13年11月条の胸方君ら52氏に「八色の姓」の一つである朝臣を賜与した記事の2ヶ条である。

後者の朝臣賜姓は臣系39氏・連系2氏・君系11氏に対して行われ、君系の中でも胸方君が神祇系の大三輪君・鴨君と並んで賜姓に与っていることは、この時点での朝廷内部における氏族の地位を示している。また同時に車持君も朝臣を与えられていることは、先の履中紀の記事との関連を示唆するものである。

前者の大海人皇子と尼子娘との婚姻は、宗像勢力はもとより、舒明系の大王家の勢力にとっても大きな意味があった。両者の間に生まれた高市皇子は壬申の乱に将として参加した唯一の天武の皇子であり、その後の朝廷で重きをなした。その子が長屋王である。高市皇子は大和国城上郡の宗像神社の「創始者」とも位置付けられた人物で、持統10(696)年7月に薨じたが、年齢は伝えられておらず、生年もはっきりしない。後代の史料からは白雉5(654)年ないし斉明1(655)年の生まれと推測され⁶³⁾、大海人と尼子娘の婚姻はこれ以前であったということになる。

天武天皇の諱大海人は大海宿禰菖蒲が天武の殯で壬生の事を誅したことからして、養育氏族であった大海宿禰の名に由来すると思われる。尼子娘も「海(あま)子(こ)」であって、宗像三女神を奉斎する氏族出身女性の名に相応しい。さらに大海人(天武)の近侍の舎人に大分君恵尺や稚臣などの九州の豪族の子弟が認められることは、大海人皇子の周囲に海と九州に関連する状況が窺われるのである。そこには大海人皇子の意志を超えた、より上位の政治的意志が存在しそうである。

5世紀後半の雄略朝には江田船山古墳出土の鉄刀銘や稲荷山古墳出土の鉄剣銘などからも明らかのようにヤマト王権は大きく展開し、地方勢力に対しても一段と優位性を強めた。6世紀初めの筑紫君磐井の「反乱」

平定によってほぼ全国を統一した王権は、九州に対しても那津官家をはじめ支配の拠点を設けていった。6世紀末の中国の南北朝の再統一、隋・唐帝国の興亡は東アジア世界に激動をもたらした。推古朝以降の王権は中国王朝や朝鮮諸国との新たな関係の構築、世界情勢と連動した国内体制の再編を突き付けられたが、さらなる大きなうねりは640～660年代に襲いかかってきた。この時期のヤマト王権を担ったのは、推古天皇の後を継いで大王位を継承した田村皇子(舒明天皇)の系統であった。天武の属するこの系統は父舒明天皇に始まる新たな「王統」ともいうべきもので、これまでの蘇我系とは異なる非蘇我系＝息長系の天皇であった。この系統によってわが国の古代における「近代化」＝律令国家体制が樹立されることになる。この激動期の唐や朝鮮諸国との新たな関係が百濟出兵・白村江の敗戦を経験しながら模索されていくのである。この時、玄界灘を中心とする海上の道は極めて重要な位置を占め、改めて注目されたであろう。

ヤマト勢力(王権)にとって九州、更に海外と交渉をもつためには海上交通は必須であった。そのルートは大きくは日本海ルートと瀬戸内海ルートである。日本海ルートは大和から北上して山背・近江を越えて敦賀(少し広くとれば敦賀湾と若狭湾)辺りから日本海沿いに進み、出雲を経由して角島辺から南下しそのまま関門海峡・下関方面へ、または途中から響灘に乗り出し西方玄界灘方面に向うルートである。叛いて朝貢しない熊襲を討つために紀伊国にいた天皇と角鹿にいた神功皇后＝息長帯比売命が穴門で落ち合う『書紀』仲哀2年3月条の記事にみえる皇后の取った航路がこのルートであった。敦賀を起点にするこのルートでは、伯耆国の智形神社辺りや出雲国の意宇郡はほぼ中間点に当たるといってよく、角島から真直ぐに西へ約60数kmで沖ノ島に、そこから70数kmで対馬に至るのである。瀬戸内海ルートは難波津・住吉津などから本州側(山陽道沿い)または四国側(南海道沿い)のいずれかのルートで瀬戸内海を進むことになる。本州ルートはそのまま関門海峡を通過するか、周防灘を経て九州東岸に上陸するかである。四国ルートは松山辺から瀬戸内を北上して防府辺で本州ルートに合流するか、周防灘を進み国東半島辺を目安に九州の東岸沿いに北上し関門海峡を

通過するか、あるいは九州東岸に上陸するということになる。関門海峡は今に至るまで潮流の早い難所である。これを避けるには周防灘沿いの九州東岸に上陸して陸路を取って博多湾・唐津湾あるいは有明海に向かうのがより安全なルート⁶⁴⁾である。

このような交通ルートを考えた時、大海人皇子(舒明系)の大分君らとの関係は周防灘(瀬戸内海、いわば内海)の押さえ、胸形君との関係は玄界灘(いわば外海)の管掌という点で、重要な政治的・軍事的等々の意味をもつものであった。こうした認識は当時の王権支配層には共有的であったと思われるが、大海人皇子の尼子娘との婚姻にはこうした思惑、恐らくは皇極天皇ら王権中枢部の意志が働いていたのではなからうか⁶⁵⁾。

9 . 宗像と出雲

「八色の姓」で朝臣を与えられた胸形君の出自について『記・紀』は記すところがない。僅かに『新撰姓氏録』に「宗形朝臣 大神朝臣同祖、吾田片隅命之後也(左京神別)・宗形君 大国主命六世孫、吾田片隅命之後也(河内国神別)」と記され、神別・地祇に分類されている。この宗形朝臣・君はある時期に畿内に本貫を移した枝族であるが、筑前の宗像氏と異なる出自を主張したとは考えられない。少なくとも奈良末期から平安初期の頃に宗像氏は大国主命の後裔＝吾田片隅命を祖とする出雲系の祖先系譜を主張していたのである。一方、宗像大社の『宗像大菩薩御縁起』に引かれる『西海道風土記』には、「其の大海命の子孫は、今の宗像朝臣等、是れなり」とあるが、この縁起自体は後世のもので『西海道風土記』も他には知られない風土記としては疑いの存するものである。その祖を大海命(男神)とするのは後代的な解釈が疑われ、信をおき難いというべきであろう。

宗像一族が出雲系という主張は、宗像三女神が高天原での天照大神(日神)と出雲系のスサノヲノ命の誓約から生れ出た神とする神話や、大国主神と「胸形奥津宮に坐す神」＝多紀理毗売命が結婚し阿遅鉏高日子根神らを儲けた、という『記』の神話などにも反映しているとみることができる。後者の祖神の結婚譚は、宗像と出雲の関係を更に説明しようとする意図をもったも

のであろう。

宗像と出雲には後述するように宗像郡と意宇郡の郡司あるいは宗像神主と出雲国造の存在形態の類似が認められる。中でも出雲の服属を語る『書紀』崇神60年7月条の説話⁶⁶⁾は注目される。

崇神天皇が出雲大神の宮に蔵する武日照命が天より将来した神宝をみたいと思い、使者を出雲の派遣した時、神宝を主る出雲臣の遠祖出雲振根は筑紫国に行っていて不在であった。弟飯入根は皇命に従い神宝を貢上するが、帰国してこのことを知った出雲振根は弟の行為を恨み、弟を殺さんことを心に期した。その後、淵での水浴びに弟を誘い、先に陸に上がった兄が自分の真刀を佩くのをみた弟は、已む無く兄が予め用意していた佩刀の木刀をとり、共に相撃ったが、木刀の為に弟は殺された。このことを聞いた天皇は、出雲振根を誅した。是の事を畏れて、出雲臣らは大神をしばらくの間祭らなかつた。

この時、丹波の氷上の氷香戸辺が皇太子の活目尊(垂仁天皇)に自分の子供が自然に話した内容を、子供の言葉ではなく神の「託言」かもしれないと言って言上した。そこで皇太子の奏上によって、勅を下して(出雲大神を)祭らせた。

この説話は『記』にはない『書紀』独自のものであるが、出雲振根が弟の飯入根を殺害する情景(詐刀=木刀・水浴び・刀の取替え・歌謡)は『記』景行段の倭建命による出雲建の殺害譚と同工異曲である。この説話では神宝を主どる出雲振根の不在が物語展開の契機となっているが、具体的な行き先は必ずしも必要とはしない。それを「筑紫国」と特定の地名をあげているのは、任意の思いつきを記したとは考えにくく、出雲と筑紫の現実的な関係⁶⁷⁾を背景にしたものといわなければならないであろう。日本海ルートが存在など、この説話の伝承者の認識ないし成立時の状況を反映したもので、この筑紫国は九州といった広い意味ではなく、より限定された範囲を想定したものである。即ち、筑前国宗像郡を念頭においた表現とみても大きな誤りはないであろう。

日本海側にある式内社は伯耆国会見郡に鎮座する賀形神社(鳥取県米子市宗像⁶⁸⁾)のみであり、出雲国の意宇郡に隣接している。神社の鎮座する宗像の地の周辺

には東宗像古墳群・宗像古墳群などの東宗像遺跡があり、6世紀前葉の築造とみられる東宗像古墳群の6・7号円墳の埋葬施設⁶⁹⁾は、老司古墳(福岡市)をはじめ5世紀後半から6世紀前半の北部九州に多くみられる竪穴系横口式石室である。その築造者は北部九州と直接的な交渉をもった人物と考えられるが、その人物・集団が伯耆の人か北部九州の人かは即断できない。しかしながら、北部九州的の石室構造をもつ古墳が、伯耆国の宗像神社と指呼の間の「宗像」の地にあることは、北部九州、特に筑前宗像との関わり、更にはそこから人の来住を想定することは許されるのではないかと思われる⁷⁰⁾。

宗像と出雲の日本海ルートを介しての関係は、既述のように敦賀～北部九州を結ぶ王権にとっても重要な海の道であった。この道には近江国坂田郡を本貫とする舒明系に繋がる息長氏の関与があったのではなからうか。7世紀の時代状況も与ってはいるが、舒明系王統の海上交通・九州重視にはこうした歴史的背景もあったと考えられるのである。

10. 神主・国造と郡司

宗像君(朝臣)の在地氏族としての活動が史料から知られるようになるのは、8世紀以降のことである。この時期にも既述のような宗像と出雲の関係は、宗像朝臣が宗像郡郡司と宗像神主を、出雲臣が意宇郡郡司と出雲国造を兼任するといった類似性としても認めることができる。この郡司と神主の兼任は少なくとも大宝律令制下に神祇官と太政官というように統治組織での「祭政分離」が実施されたあとも「祭政一致」の実体を維持し、律令政府=朝廷もそれを承認していたことを意味する。しかも宗像郡も意宇郡も「神郡」であった。神郡は全て畿外の特定の神社に対して設定されたもの⁷¹⁾で、王権の側からの神社への優遇であったといえる。西国は熊野坐神社(と杵築大社)=意宇郡⁷²⁾と宗形神社=宗形郡の二郡のみであり、瀬戸内海地域にみられないことは王権の支配と配慮という歴史的背景を考えねばならないであろう。

ヤマト王権と出雲勢力との間には、支配と服属の歴史があった。出雲国造の初見は『書紀』斉明5(659)年

是歳条の「出雲国造に命せて、神の宮を修葺はしむ」という記事であるが、出雲には国譲りの神話や出雲振根・出雲建の説話が語るようなヤマト王権への服属、またその記憶を留める服属儀礼的な令制下の出雲国造の就任儀礼などに見て取ることができる。一方、宗像には国造の存在を示す史料はみあたらず、宗像君と王権と婚姻関係をはじめ、『書紀』には既に述べた応神紀・履中紀・雄略紀などのヤマト王権の宗像神＝宗像勢力に対する配慮の存在を示す説話が収載されている。しかしながらこの両者はこうした歴史的な違いを越えて、宗像三女神誕生のウケヒ神話から天孫降臨神話へと王権神話に組み込まれたのである。日本海の道で結ばれた両地域の掌握は王権にとって重要であり、7世紀の東アジアの情勢はこの地域の確たる支配を一層要請したのであった。

神郡郡司に特有な存在形態は、三等親の連任が認められていることである。文武2(698)年3月に筑前国宗形郡と出雲国意宇郡の郡司の三等親の連任が許されている(『続紀』)が、これは伊勢国渡会郡などの他の神郡の郡司が養老7(723)年11月の太政官処分¹で認められる25年も前のことであった(『令集解』選叙令7同司典条)。先行する両郡郡司の連任許可は、神郡の中でもより強く祭政一致の実体をもち、朝廷もそれを認識し一定の配慮を払う必要があったことを示唆するものといえよう。こうした郡司が兼帯した神主は、「承前国造兼_二帯神主_一」(『類聚三代格』巻1、延暦17年10月太政官符) また「令_二国造帯_一郡領」(『類聚三代格』巻7、延暦17年3月太政官符)とあるように、出雲では国造を中心(媒介)にした郡司と神主の兼帯であった。国造の存在のなかった宗像は郡司と神主の直接的な兼帯であった。このことは王権との関係の歴史的な差によるものというべきものであろう。やがて、宗像・出雲にも「祭政分離」を図る力が及んでくることになった。

まず出雲では延暦17(798)年3月の太政官符「應_レ任_二出雲国意宇郡大領_一事」で「昔者国造郡領職員有_レ別、各守_二其任_一不_レ敢違越、慶雲三年以来令_二国造帯_一郡領、寄_二言神事_一動_レ廢_二公務_一、雖_二則有_一闕怠而不_レ加_二刑罰_一、(略)自今以後、宜_レ改_二舊例_一国造郡領分_レ職任_二之_一」(『類聚三代格』巻7)とされた。その理由は兼帯によって国造＝神主の職務を主に、郡領の公務をややもすれば疎

かにするとことにあるとして、その職務の分離が行われた。出雲は先に触れたように、斉明朝には国造が神宮(恐らくは意宇郡の熊野坐神社)を修葺しており、令制下で国造を介して神主と郡領が関係していた。従来の国造は令制下で廃止され多くは郡領に引き継がれ、やがて律令国造が設置されるようになるが、出雲は恐らくは古い国造の属性を色濃くもっていたと推測される。官符に記す慶雲3(706)年の記事はそうした動きを背景にもつものであり、それ以前も以後も神主兼帯には変動がなかったと考えてよいであろう。

宗像では2年遅れて延暦19年12月の太政官符「應_レ停_二筑前国宗像郡大領兼_一帯宗像神主_一事」(『類聚三代格』巻7)で「右大臣宣稱、奉_レ勅、郡司神主職掌各別、莫_レ令_二郡司兼_一帯神主_一」と兼帯の禁止が命じられた。この官符に引かれる大宰府解に「當郡大領補任之日、例兼_二神主_一即_レ叙_二五位_一」とあるように、大領補任＝神主兼帯＝(外)五位叙位が慣例であったことがわかるが、第3表に示す令制下の郡司・神主の状態と矛盾しない。また、この官符では、①延暦17年3月の勅で郡司任用は譜第を廃し才用主義に転じ、その直前2月に卒去した大領兼神主外従五位下宗像朝臣池作の後任大領は才能を歴試するも適任者を得られず、供祭を頻りに闕く、②神主については延暦7年2月の神祇官符で彼氏の人で潔清廉貞で祭事に堪える者を撰び補任し、その任期を6年と限る、③それ故、終身の郡司と6年任期の神主を同一人が兼帯するのは「事穩便ならず」として分離する、といているのである。ここにも類似しながらも幾許かの違いが両者にみられるが、いずれにしても桓武朝の延暦期後半が両者にとって一つの節目であった。

11. 宗像朝臣と高階真人

宗像朝臣の叙位・任官記事を整理したのが第3表である。令制下の郡司は官位相当制の適用外であり、「養老選叙令」に「其大領外従八位上、少領外従八位下叙之」⁷³(13郡司条)と規定されているだけである。これからすれば第3表の史料初見の位階は概ね外八位～外五位であって、郡司の位階としては特に問題はない。

第3表の人物の中で注目されるのは、2の鳥麻呂で

第3表 郡司・神主一覧

	年 月		人 名	職 名	位 階	叙 位	出 典
1	709	和銅2年5月	宗形朝臣等杼	大領	外従五位下	外従五位上	続日本紀
2	729	天平1年4月	宗形朝臣鳥麻呂	大領	外従七位上	外従五位下	続日本紀
	738	天平10年2月		神主	外従五位下	外従五位上	
3	745	天平17年6月	宗形朝臣与呂志	大領	外従八位上	外従五位下	続日本紀
4	767	神護景雲1年8月	宗形朝臣深津	大領	外従六位下	外従五位下	続日本紀
5	778	宝龜9年4月	宗形朝臣大徳	大領	外従八位上	外従五位下	続日本紀
6	798	延暦17年2月	宗像朝臣池作	大領兼神主		外従五位下	類聚三代格
7	813	弘仁4年	宗形朝臣秋足	大領(故人)	外正7位上	(当年没)	類聚国史

ある。『続紀』天平1(792)4月5日条に「筑前国宗形郡大領外従七位上宗形朝臣鳥麻呂、神齋に供奉るべき状を奏す。外従五位下を授け、物賜うこと数有り」と記す。「奏下可_レ供_レ奉_レ神齋_ノ之_ノ状上」の「供奉神齋」とは神主の行為で、郡司と神主の兼帯を意味しているが、「奏(略)状」とは書状の奉呈ではなく、口頭で「神齋に与るようになったこと(有様)」を奏上したという意味であろう。その際の外従五位下の叙位と賜物は神主就任に対してなされたもの⁷⁴⁾と考えるのが順当である。では、その奏上と叙位・賜物が行われた場所はどこであったろうか。奏上が宗像でなされたとは考えにくく、叙位に伴う位記や賜物は中央からの伝送、あるいは大宰府での授与も可能なことではあるが、宗像と王権の関わりからすれば、鳥麻呂自身が都に上り、直接報告し授与されたと解することが妥当な解釈ではないかと考える。この鳥麻呂の例が特別な事例でないとするれば、神主を兼ね、郡領と兼帯するに際しては自身が上京して朝廷に報告し、五位(外位)の位が授与されるという手続きの存在を認めてよいのではないと思われる。出雲国造も就任に際して朝廷に出仕して儀礼を執り行いが、その基本は服属儀礼にあって、宗像の場合とは少し趣を異にしたとみるべきであろう。

7の秋足は天長5(828)年より15年前の弘仁4(813)年に死亡したが、その極官・極位が大領・外正七位上であったことは、その時点では既に述べた延暦19年12月の官符での郡司と神主の分離が実施されていて神主に就任しなかったことを示していると解釈できよう。

ところで、4の深津の叙位は少し趣を異にしている。大領外従六位下の深津は僧寿応の善誘に応じて金崎⁷⁵⁾

に船瀬を造ったことによって外従五位下に昇叙され、无位の妻竹生王⁷⁶⁾も従五位下を与えられたのである。神郡の大領が僧侶の誘いで船瀬を築造したというのも面白いが、地方豪族の宗像朝臣が無位とはいえ女王を妻としていることは、大海人皇子と尼子娘の先例もあって、朝廷・中央との関係にこの時点でもなお深いものがあつたことが知られる。

王権中央との繋がりを推測させる事例に宗形を名乗る王の存在がある。天平宝字3(759)年に无位 従四位下に初叙され、同6年に右大舎人頭に任じられた宗形王と、宝龜3(772)年に无位 従五位下に初叙され、同10年紀伊守、延暦2(783)年に従五位上、同3年大炊頭、同9年讃岐守となった宗形王である。この2人の宗形王が同一人かどうかは微妙であるが、王の名宗形は養育を通じてか、宗像氏の存在が反映していると思われる。そう考えてよければ、養育氏族としての宗像氏の出身女性が乳母として関わったのであろう。嘉祥3(850)年7月に外従五位下宗形朝臣豊子が従五位下に昇叙された記事が『文徳実録』にあるが、この時同時に叙位された女性達が女御や女官であつたことから推量するに豊子も後宮の女官であつたかもしれない。この他に畿内在住であつた宗像一族は若干知ることができるが⁷⁷⁾、筑前宗像と畿内の一族は王権・朝廷に対しては概して協同的・一体的であつたと思われる。宗像一族の畿内分住と大和国城上郡の宗像神の分祀は大海人皇子と尼子娘の結婚が大きな契機であり高市皇子の存在が強調されるが、既述のように舒明系王統を考慮するならば、今少し早い時期を想定⁷⁸⁾してよいのではなかろうか。

ところが、大和の宗像神社に関する史料には宗像朝臣らの姿はみえない。『類聚三代格』の元慶5(881)年10月の太政官符には、天武朝以来氏人らの施入した神宝・園地は多く、累代「社事を執当」してきたが、長い年月の間に意識も懈緩し「彼比相譲り祭事を闕怠」するようになったので筑前本社に準じて大和宗像社に神主を置き、高階真人仲守を任じて欲しいと申請し許されている。また寛平5(893)年10月の太政官符では大和宗像社の神舎の修理料に始祖高市皇子の宗像郡金崎の氏賤の年輸物を充て永例としてきたが、不都合が多いので氏賤16人を良民とし、代わりに大和国の城上郡等の徭丁八人の納付物を修理料に充てることを、「彼社氏人」高階真人忠峯らが申請し許されている。この時期の大和宗像社と高階真人の強い繋がりが窺われるが、前者の官符からは高階真人が大和宗像神社の維持管理＝経営を担っていたことは確かであり、また意識が弱くなって氏人の間でもお互い(「彼比」)に譲って祭事も欠くようになったので改めて神主を置き、氏人の任命を求めたところからすれば、宗像朝臣らが担っていたと解することもできなくはない。この高階真人の動きは、前年の元慶4年3月に大和の宗形神社が官社に列せられ、「太政大臣(冬継)東一條第に坐す、また筑前国宗像郡に坐す、皆是同神別社なり」とされたことと関連するものであろう。

高階真人は『姓氏録』には「出自諡天武皇子浄広也太政大臣高市王一也、続日本紀合(左京皇別)とあるように、宝龜4(773)年10月に長屋王の子安宿王に与えられた氏姓⁷⁹⁾である。安宿王は長屋王の変の後、「復合從坐以藤原太政大臣之女所生、特賜不死」(『続紀』天平宝字7年10月丙戌条)つた藤原不比等の娘を母とする人物である。藤原氏と宗像神の関係は藤原冬嗣が宗像神のお告げで平安京左京一条の地を買得し、邸宅の坤の角に勧請したことを契機に、良房以降の摂関家と深い結びつき⁸⁰⁾をもつようになる。9世紀後半以降は、新羅海賊の横行もあり、神功皇后への宗像神の神助が顕彰され、神階授与や神前読経なども盛んに行われたが⁸¹⁾、この時期の宗像神の動きについては摂関家の与るところが大きかった。こうした中で藤原氏と繋がりを有する高階真人が摂関家との関係を密にしていたことが、先の官符に反映しているのではなから

うか。長屋王が祖母の実家である筑前宗像郡の郡司宗像朝臣となお密接な関係を有していたことは、「長屋王家木簡」からも明らかであろう。大和城上郡の宗像社の維持管理が大海人との婚姻以降は、尼子娘 高市皇子 長屋王……高階真人と引き継がれたことを認めてよいとすれば、畿内宗形氏の史料的稀薄さと相俟って、案外その分祀勧請はそれ程古いことではないのかもしれない。

なお、郡司・神主になった人物の平均的な在職期間は、第3表からおおよそ20年を前後する程度と推定され、特に不自然ではない。郡司兼神主の在職期間の一つの目安をそこに置くことができそうである。

12. 宗像神主と大官司職

神主はすべての神社に置かれたわけではないが、宗像・出雲はもとより、『続紀』以下の正史をみても伊勢・大神をはじめ全国的に置かれ、『後紀』弘仁3(812)年10月条には諸国神社神主の表現がみえている。また神官組織の中では神主・禰宜・祝という位置付けにあったことが、『文徳実録』齊衡3(856)年4月条などから知られる。神主の史料的初見は、亡き仲哀天皇に託宣を下した神を知ろうとして神功皇后が自ら神主となって神祭りを主催したという『書紀』神功紀の記事であるが、天武6(677)年5月条の「勅すらく、天社地社の神税は、三つに分ちて、一つをば神に擬供るが為に、二分をば神主に分ち給へ」とあるのが確実なものである。神功紀の神主は「荒魂を祭る神主」(『書紀』神功庚辰年12月条)・「祭事に堪える者」(『類聚三代格』巻7、延暦7年2月官符)・「監神者神主也」職員令神祇官条讃説などに通ずるところがあり、神主の基本的属性が神祀りであったことは明らかである。それ以外に「神社の修理」(『類聚三代格』巻1、貞観10年6月太政官符)をはじめ、神社内の一切を掌握していたと考えられる。

宗像神社の神主もこうした神主に共通する属性を有していたと考えられるが、天慶5(942)年に大宰大貳として赴任し、同8年1月に大宰府で没した源清平が在任していた天慶年間に大きな変化が起こった。天延2(974)年2月の宗像宮司并氏人等の解状によれば、

藤原純友の乱後に正一位勲一等の神階に叙されていた宗像神に菩薩位を奉授すると共に、天慶以前は宮司を置かず神主をして「雑々執行之長」としていたが、清平が「執印勤行」の宮司職を置いて神主に兼行させた。しかし、宮司職は「不蒙官符補任件職」されたため「只就府国遞以競望、仍雖神田地子三時六度祭料、而更闕其用、枉為贖勞、因之神宮雜務莫不陵遲」という状況になった。安和2(969)年に官符で大神宮司を補任するようになった高良神社では、その後は神威ますます厳かになり修治も怠ることがなくなった。そこで当国の住吉・香椎・筑紫・竈門・派埼等宮に置かれている大宮司を宗像社にも官符をもって補任すればこうした問題は生じず、「社務無闕、祠祭有勤」ことができるとして、大宮司の設置と氏能の補任を求めたのである。これを受けた貞元3(978)年8月の神祇官解に対して、天元2(979)年2月の大宰府宛太政官符「應補任坐筑前国宗像宮大宮司正六位上宗形朝臣氏能事」(『類聚符宣抄』第1・諸神宮司補任)で承認された。宗像宮司らの申請から5年後のことであった。

清平によって置かれた宮司は宗像社内の人事・財政・営繕などの一切を取り仕切り、神主は祭祀だけに限るようにされたが、兼任という曖昧さを残した。さらに官符による補任ではないため、人選をめぐる大宰府・筑前国司による宮司・神社への支配・関与を強めることとなった。このため太政官符による補任の大宮司職を求めたのであり、大宮司は祭祀を担った神主の職務と人事・財産等を掌握する宮司の権限を合わせもつことになったのである。この背景には宗像氏内部の対立があり、純友の乱でその分裂は決定的となり、主流は純友側に、傍流は朝廷側についたのである。この動きの中で清平による宮司職の設置があり、大宰府・朝廷・藤原氏などの動きの中でより基盤を強めようとしたのが大宮司職の設置であったと思われる⁸²⁾。

9世紀末頃から10世紀前半頃における宗像の動向はこのように出雲とは違った動きをとり、神主の在り方も大きく変質したというべきであろう。祭政一致から神主・郡司の祭政分離、郡司の変質の中で神主の宗像神社および神郡の支配、宮司職設置による神主の権限の分割、そして大宮司による宮司・神主権限の一元的

支配へと変遷し、やがて宗像大宮家は平家の家人化し、中世土豪へと移り行くのである。

こうした神主に体现される宗像神の祭祀が、神主の変質と無関係であったとは考えられない。この宗像神社・神主の動向と変質が沖ノ島祭祀の終焉に関係しているのではないかと推量するのである。

13. 宗像神主の就任儀礼と沖ノ島

古代において宗像神の祭祀がどのように行われ、その信仰がどのように展開したかを示す文献史料はほとんど伝わっていない。その中で第3表の宗像朝臣鳥麻呂について神主就任に際して都に上り、朝廷で一定の就任儀礼を執行したのではないかと考えた。出雲の場合も国造就任に際して都に上り、朝廷で服属儀礼を執り行った⁸³⁾。両方で意味するところに幾許かの差異はあったとしても、王権・朝廷との間で執り行われた就任儀礼であった。こうした外部的就任儀礼に対して、出雲ではそれに先立って重要な部内における国造就任儀礼が執り行われていた。いわゆる「(神火)火継式」⁸⁴⁾がそれである。

国造が死去するとその嗣子はただちに国造館(杵築大社・出雲郡)から火燧臼と火燧杵を持って意宇郡の熊野坐神社(現熊野大社)に行き、鑽火殿においてこの臼と杵で神火を鑽り出し、その火で調理した斎食を嗣子=新国造が食することで出雲国造となり、遠祖天穂日命と「同体になる」のである。その神火は国造館の斎火殿で守られ、国造在任中は終生この火で調理した物を食するのである。この神事の起源がいつまで遡れるのかは詳らかではないが、令制以前に遡ることはいくまでもない。王権とは直接関係しない部内での祭祀(権)の継承神事であった。

この部内的な祭祀(権)継承=国造就任に関連して注目されるのは、延暦17(798)年10月11日の太政官符「禁出雲国造託神事多娶百姓女子為妾事」(『類聚三代格』巻1・神宮司神主祢宜事)である⁸⁵⁾。その全文は以下の通りである。

右被右大臣宣稱、奉勅、今聞、承前国造兼帶神主、新任之日即棄嫡妻、仍多娶百姓女子、号为神宮采女、便娶為妾、莫知限極、此是妄託神事、遂扇淫風、

神道益_レ世豈其然乎、自_レ今以後不_レ得_レ更_レ然_一、若娶_レ妾
供_レ神事_一不_レ得_レ已者、宜_レ令_レ国司注_レ名密封ト_一定_一女_一、
不_レ得_レ多_レ点_一、如違_レ此制_一、隨_レ事科処、筑前国宗像神
主准_レ此、

新任とは神主を兼帯する国造の新任のことである。
その「新任の日に嫡妻を棄て百姓の女子を神宮采女と
して娶り妾とするのは、神事に託つけた淫風であるの
で、禁止する。但し、娶って神事に供することが已む
を得ない場合は、国司に名前を知るし密封した中から
一女を卜定することは認めるが、多くは許さない」と
官符は宣しているのである。百姓の女子を神宮采女と
して娶り妾とすることは、男女一組で神事を行い、そ
の采女は神妻でもあった古い祭祀形態が恐らくは崩れ
るとともに本義が次第に忘れられたことが、淫風を煽
ると看做されたのであろう。先に触れた『書紀』の雄略
紀の凡河内直香賜と采女の説話に一脈通じるものがある。
しかし、そのことが祭祀における古い伝統を一方
で継承しているが故に、国家も国司を通じての一人を
認めるといふ「妥協」をせざるを得なかったのである。
既に述べたように延暦期には神主を6年の任期制とし、
国造・神主と郡領の兼帯を禁止するなど、出雲と宗像
に対する締め付けないし再編がなされたが、これもそ
の一環とみることができるのではなからうか。また、
出雲において新任の日に嫡妻を棄て新しい采女を「娶
る」ことは、いわば就任以前と以後を分ける「一新」で
あり、新任国造が新たな神火を起こし在任中維持する
こと、即ち死去した前国造の継承してきた神火が消え、
「一新」された神火の継承が開始されることと同様の部
内継承行為としての意味があったのではないかと思わ
れる。

この官符の出雲国造の行為を以上のように解した時、
末尾に「筑前国宗像神主、此に准へ」と記されているこ
とは、看過できない意味をもつものである。この官符
の出雲国造を宗像神主に置き換えれば、「宗像神主新
任の日に嫡妻を棄て、多くの百姓女子を神社の采女と
して娶って妾としていたが、淫風を煽るものであり禁
止する」ということになる。その意味するところは
出雲と同様により古層の祭祀形態を伝えていたこと
にあるが、このことが宗像においても神主「新任の日」の
「一新」として行われたこと、即ち宗像神の祭祀(権)継

承の部内儀礼の一環として執行されたと看做しうるのである。

出雲ではその継承儀礼の中核が「(神火)火継式」であつたが、宗像ではそれに相当するような儀式は知られない。しかし、宗像でも部内の継承儀礼があつたことは十分考えられることで、無かつたとする方が寧ろ不自然であるとさえいえよう。儀式内容は明確ではないとしても宗像三女神・宗像神社の存在形態からは、宗像神の原郷であり島神の鎮座する沖ノ島で執行されたと考えるのが妥当ではないかと考えられる。そこで神主は宗像の神の「神性」を身につけ、新たに生まれ変わるのである。沖津宮のある沖ノ島は、筑前大島・宗像本土からはもとより玄界灘一帯からも遥かに拝むことができる「日常的」な神の島であり、また島への上陸は容易ではなく玄海の荒海に横たわる神聖な「非日常的」な神の島であつた。こうしたことを考えると、「日常的」に上陸しての祭祀が執り行われたと考えるのはあまり現実的ではなく、むしろそこでの祭祀はある意味で「非日常的」な特別な場合と考えることの方が実際的ではなからうか。その「非日常的」な特別な場合に神主就任儀礼＝祭祀(権)継承儀礼が含まれても何の不思議もないであろう。沖ノ島の古代祭祀の終焉は宗像内部の変容を抜きにしては考えられないのであり、沖ノ島の祭祀遺跡やその遺構・遺物もこうした観点からも考えてみる必要があると思うのである。

14. おわりに

以上、冗長な論述をつらね推測を重ねたが、許された紙数も大幅に超過してしまった。一先ず擱筆することとしたい。小稿では宗像三女神誕生(ウケヒ)神話の背景や大和宗像神社をめぐる高階真人と藤原氏の関係、宗像神社をめぐる大領と神主の兼帯、出雲との類似性、玄界灘と宗像神などについて、幾許かの整理と検討を行った⁸⁶⁾。その中で浮かび上がってきたのは、宗像神主の部内継承儀礼と沖ノ島の関係であつた。推測によることも多く、残された課題は多い。

註

- 1) 宗像市史編集委員会編『宗像市史』通史編第1巻(1997年、宗像市)および「付図3 縄文時代の宗像の地勢」。
- 2) 弓場紀知『古代祭祀とシルクロードの終着地 沖ノ島』(新泉社、2005年)。弓場氏は沖ノ島の第三次調査に参加された方で、本書は近年刊行された沖ノ島についての簡にして要を得た書籍であるので例示的にあげたものであり、他意はない。
- 3) 宗像神社復興期成会編『沖ノ島』(吉川弘文館、1958年)の「序説」参照。
- 4) 註3の「序説」には「(宗像郡玄海町神湊・壱岐島芦辺・対馬厳原)これ等の島々や陸地は、天氣が清澄な時は沖ノ島から見わたせるけれども、少しの曇り日でも島影の見えぬことが多い。やや近く視界に入るものは南方では小呂島・大島等がある」と沖ノ島からの視界について指摘されている。筆者も一ノ岳(海上保安庁の燈台がある)に二度登ったが、天候に恵まれ目視することができた。
- 5) 筆者も城山(蔦ヶ嶽)山頂や地島、また相島(福岡県新宮町)などから目視した経験がある。なお、宗像市田野に在る瀬戸4号墳・3号墳の発掘調査報告書の巻頭図版に「古墳から望む沖ノ島」の写真が掲載されている(『田野瀬戸古墳』宗像市文化財調査報告書第59集、宗像市教育委員会、2007年)。
- 6) 1954年5月～55年11月の第一次調査の成果は宗像神社復興期成会編『沖ノ島』(吉川弘文館、1958年)として、また1957年8月～58年9月の第二次調査の成果は宗像大社復興期成会編『続沖ノ島』(吉川弘文館、1961年)に、1969年9月～71年5月の第三次調査の成果は第三次沖ノ島学術調査隊編『宗像沖ノ島』(三分冊、宗像大社復興期成会、1979年)に纏められて公刊されている。三次に亘る調査の総括は第三次調査の報告書で行われている。
- 7) 1978年1月に行われた井上光貞氏の東京大学退官の最終講義「古代沖の島の祭祀」は、この考古学の調査を受けて文献史学の側から律令祭祀制の成立についての関心と視点で鋭い考察を加えたものである(井上光貞『東大三十余年』、私家版、1978年、のち『井上光貞著作集』第5巻に再録)。井上説は学界に大きな影響を与えたが、沖ノ島祭祀の第三期と律令的祭祀の先駆形態という点を中心に批判を加えた岡田精司「古代国家と宗像の神」(『古代を考える37 沖之島祭祀遺跡の検討』、古代を考える會、1984年)がある。なお、井上氏に沖ノ島調査の概要を説明されたのは、第三次調査に参加された弓場氏であるとのことである(註2著書参照)。
- 8) 岡崎敬「総括編」(註6、『宗像沖ノ島』)
- 9) 全調査に参加された小田富士雄氏は、「第三次調査のころから誰言うとなく海の正倉院というキャッチ・フレーズが喧伝されるようになった。まことに言いえて妙である」といわれる(小田富士雄「祭祀遺跡沖ノ島の歴史的位置」、同氏編『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』、吉川弘文館、1988年)。
- 10) こうした理解は調査の検討過程で次第に調査団の共通的なものになっていたものかと思われるが、註8の岡崎敬氏の総括はその後の理解(解釈)に大きな影響を与えたのではないかと推察される。なお、古代の国家的対外交渉の相手は4世紀後半～9世紀後半では、中国の南北朝の南朝系王朝・隋・唐の諸王朝、朝鮮では高句麗・百濟・新羅(統一期を含む)や渤海の諸王朝であり、中国王朝に限定されるものでないことはいうまでもない。質の高いといわれる中国・朝鮮系の、取分け金属類の年代が7世紀より以前に比定され、律令制下の祭祀遺物との類似性が高い8世紀以後ではなさそうな点は、在地と王権の関係からも注意されよう。発見遺物の製作地や制作者、島内への搬入ルートやその主体など、解明すべき事柄は多く残されている。
- 11) 従ってムナカタ表記の変遷は① ② ③と考えると誤りはないであろう。①から②への変化には、和銅6(713)年5月の「畿内七道諸国の郡・郷の名は、好き字を着けしむ」(『続日本紀』)という行政地名の表記の改正、胸形(方)郡 宗形郡が与っていたかもしれないが、後述するムナカタの特別な有り様からは今少し早く大宝律令編纂時、評 郡への変化の時期を想定することも可能かと思われる。ムナカタはミノカタよりもムネカタから変化した言葉というべきであり、音声言語ムネにどの漢字を当てるかは、表音ではなく表意からの漢字選択、和(倭)語「ムネ」→漢字「胸」と考えるのが妥当であろう。なお、本稿では史料に基づく場合を除いて、ムナカタの表記は現行の宗像を使用する。
- 12) 宗像神社復興期成会編『宗像神社史』上巻(宗像神社復興期成会、1961年)による。
- 13) 宝永2(1705)年以降の成立かといわれる。近世の地誌類および解題は、中村正夫編校訂『宗像郡地誌綜覧』(文献出版、1997年)による。
- 14) 1974年の臨川書店の復刻版による(原著は1903年刊)。
- 15) 青柳種信編『筑前国続風土記拾遺』(宗像郡上・田島村)文化11(1814)年以降の成立と考えられる同書には、「往昔此村八江海の浜にして東南北の三方八みな潮水たへて、田島川の上、土穴稲本村等の辺まで遠く入海なり。近代に至りて潮水やへあせて斥瀆の地を開墾て佃となせり。故に村名を田嶋といふ」とある。
- 16) 金関丈夫「むなカタ」(『えとのす』12号、1979年、同氏著『発掘から推量する』に再録)。
- 17) 一例をあげると福岡県八女市の立山山13号墳の人物埴輪にみることができる。
- 18) 安曇・住吉神出現については、『書紀』は神代の第5段(四神出生章)の異伝の一つ=第6の一書にのみ記している。『記』(上巻)も大略同内容であるが、神名を底津綿津見神・中津綿津見神・上津綿津見神、底箇之男命・中箇之男命・上箇之男命と表記する。
- 19) 神名ワタツミはワタ+ツ+ミで、ワタは海、ツは格助詞の「ミ」は霊、即ち「海の霊」=海神を意味する語句と考えるのが妥当であろう。『書紀』(神代下・第10段

④ . 古代の宗像氏と宗像信仰

- や景行40年是歳条など)や『万葉集』の「海神の手に巻き持てる玉ゆ糸(巻7・1301番)」「海神の持てる白玉」(1302番)などでは「海神」を「ワタツミ」と訓んでいる。なお、「アヅミ」については太田亮のアマツミ(海積)や本居宣長のアマツモチ(海人つ持)の約まった語とする説がある(佐伯有清『新撰姓氏録の研究』考證篇第3、吉川弘文館、1983年、安曇宿禰の項を参照)。
- 20) 『新撰姓氏録』(右京神別下)によれば、安曇宿禰(連)は「海神綿積豊玉神子穗高見命之後也」として神別・地祇に区分されている。同書は佐伯有清『新撰姓氏録の研究』本文篇(吉川弘文館、1962年)による。なお、安曇連の本貫については①九州(博多湾岸)説と②畿内(大阪湾岸)説がある。前者は延喜式内社志加海神社三座が筑前国糟屋郡にあり、現在の神主も阿曇姓である。しかし、畿内神である住吉神が式内社住吉神社三座として筑前国那珂郡にみえることは、外部からの勧請・定着の可能性を排除するものではない。後者については阿曇寺(『書紀』白雉4年5月条)や安曇江(『続日本紀』天平16年2月条)・安曇江莊(天曆4年「東大寺封戸莊園寺用帳」平安遺文257号)など地名にその名をみることができ、摂津国西成郡を中心とする辺であったろう。安曇連の伝承や活動を勘案したとき、②説の方が妥当ではないかと今のところ考えている。畿内説については檜崎干城「阿曇氏考(一)」- 志賀島本貫地説への疑問 - (『文化史研究』第21号、1969年)がある。
- 21) 大津淳中倉長峽の比定地については、①摂津国菟原郡住吉郷(現、神戸市東灘区住吉)説と②摂津国住吉郡(現、大阪市住吉区)説がある。住吉神は摂津国の延喜式内社では住吉郡の住吉坐神社四座だけであり、現在の住吉大社の地である②説が妥当であろう。なお、『住吉大社神代記』(田中卓『住吉大社神代記』住吉大社、1951年、のち『田中卓著作集7』に再録)によれば、和魂を大津淳中倉長岡峽国で手搓足尼(田裳見宿禰に当る)に祭拜させ、また皇后に代わって手搓足尼を神主として齋祀奉らせた、とする。
- 22) 田中卓、註21著書参照。田中氏は「元来、津守氏はこの海神を奉斎していたのであろう」といわれる。なお、住吉神の神名「ツツ」については、「筒」と表記されることと相俟って、①星説・②船霊容器説・③蛇神説・④津の男説・⑤豆殿の男説・⑥呪杖の男神説などの諸説がある。中でも④の津の男説はなお有力な説というべきである。山田孝雄氏によれば、「住吉大神の御名義について『歴史公論』6 - 5、1937年) 住吉三神の名はソコツ+ツノオ+ノミコトに分けて考えるべきで、ツノオのツに御名の核心がある。ツノオは津之男=津を知るしめず神であり、単に住吉に止まらず航路又来往する船舶すべてに関わるものであって、つまるところ「津を司る長神」の意であろうとされる。これら諸説の整理については、西宮一民「御祭神としての神功皇后」(神功皇后論文集刊行会編『神功皇后』、皇学館大学出版部、1972年)などを参照されたい。
- 23) 『書紀』垂仁39年10月条や87年2月条にみえる物部連の石上神宮への関与も同様の事例であり、物部連の祖先神は物部神である。
- 24) 畿内ヤマト王権が大阪湾周辺に有した港湾=外港は住吉津と難波津が代表的である。ともに大津と称されたように王権との関係が密接であったが、前者が古く栄え、6世紀以降に後者が繁栄するようになったのではないかと、といわれる(大阪府史編集専門委員会編『大阪府史』第2巻古代編Ⅱ、大阪府、1990年や岡田精司「古代の難波と住吉の神」、林陸朗先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』、続群書類従完成会、1985年を参照されたい)。
- 25) この神話についての諸説の概要等については、正木喜三郎「宗像三女神と記紀神話」(小田富士雄編『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』、吉川弘文館、1998年、のち正木「古代・中世 宗像の歴史と伝承」に再録)を参照されたい。また、本稿で扱う宗像神誕生(ウケヒ)神話を含む『書紀』の神話について、読み下し文・注釈・考察を加えたものに角林文雄「日本書紀神代巻全注釈」(塙書房、1999年)がある。
- 26) 益田勝実氏は沖ノ島の巨岩Dの7号・8号遺跡、特に前者の遺物の種類や分布状況から、三女神誕生神話の誓約(ウケヒ)の行為が実修されたのではないかといわれ、沖ノ島での儀礼=「秘儀」の形跡を発掘調査の結果と関連付けて見出し出そうとされた(「秘儀の島 - 神話づくりの実態 - 」、『文学』39 - 4・5・6、1971年、のち同著「秘儀の島」に再録)。氏の着想と考察は貴重なものであり、演じられ繰り返される行為と神話や説話がしばしば密接な関係をもつことは肯定してよいと思うが、発掘時点での遺物の出土と分布の評価の問題は依然残るように思われ、それを前提での解釈には慎重でなければならないであろう。
- 27) 『記・紀』神話において17の男神を天照大神の子とする痕跡は、例えば正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊について窺うことができる。この神は神統譜ではニニギノ尊の父とされ、当初天降りを予定されながらニニギノ尊が生まれると子に降臨を委ねたとされる神であるが、具体的な活動は知られない。ところが天孫降臨段で天照大神はこの天忍穗耳尊を、「我が御子(『記』)」「天照大神の子(『書紀』第9段本文)」「吾が児(『第2』)」と呼んでいるのである。所伝の性格など問題はあるが、男神の中に出雲系の神とともに高天原系のしかも天孫降臨に関わる神が含まれていることは、後述することと合わせて三女神を天照大神の子とする所伝の作為性が窺えるのではなからうか。
- 28) 物実と子神の交換がA類のみであってB類にないこと、その提案者が天照大神であって日神でないこと、Aが胸形君系所伝であって水沼君系でないことは、A・B系神話の成立背景=王権と奉斎氏族との政治的関係からも注意しておいてよいと思われる。
- 29) Bはdで物実の剣を日神自身の物としているが、剣が男性を象徴するとすれば、その剣に誓約相手のスサノヲ命を言外に想定しているとも考えられる。同様にe

の玉も日神を想定しているともいえよう。

- 30) 17の男神の内のアメノホヒ命について、『記』はその子建比良鳥命を出雲国造の祖、『紀』の「本文」は出雲臣・土師連の祖としている。また、熊野クスヒ命・熊野オシホミ命の熊野を紀伊の熊野とする考えもあるが、熊野坐神社(意宇郡)とみてよければ、五男神に含まれる出雲系の神ということになる。
- 31) そもそもこの『記・紀』の宗像三女神(ウケヒ)神話は、高天原において国津神が誕生するという特異なものである。天津神天照大神と国津神スサノヲ命を姉弟とする神話の形成と、ある意味で不可分の関係で三女神に天津神と国津神の性格が混在するという状況を生み出したのであろうが、太陽神の日神 天照大神の成立とも密接な関係があると思われる。出雲系神話が国造制の解体 - 律令の中央集権への移行という政治過程に対応し、天武朝に完成した神話体系は『記』上巻に近い形であろうという岡田精司氏の考察は、三女神神話の成立にも当てはまるものと思われる(「記紀神話の成立」『岩波講座日本歴史2 古代2』、岩波書店、1975年)。
- 32) タゴリ(田心)はタキリ(田霧)の転訛という(『古事記』日本思想大系1、岩波書店、1982年、46頁頭注参照)。
- 33) 諸橋轍次『大漢和辞典』(巻7)の「瀛」を参照。
- 34) 島神が鎮座する「神の島」は、全国的に知られるが、陸地からの距離が数10kmに及ぶことや朝鮮等の外国に近い点などは他に比べがたい沖ノ島の特徴であろう。宗像神社との関係が注目される神社に、宗像神を祭神とする広島県の厳島神社がある。『延喜式』では厳島神社は斎つき祀る島神の社の意味である伊都伎嶋神社(安芸国佐伯郡)と表記され、宗像神のイチ(ツ)キシマ姫と共通する島神であることがしられる。しかし、『延喜式』には宗像神社(大和国・筑前国)・宗形神社(尾張国・備前国)・賀形神社(下野国・伯耆国)の如く宗形神を祭る宗像神社が存在しているにも拘らず、この神社が宗像名を称していないことは、この段階で伊都伎嶋神社の祭神が宗像神であったのか疑問が残るところである。島神の属性を共通に伊都伎嶋神社の祭神が宗像神とされる契機に、宗像大宮司の平氏家人化や平清盛の存在があったのではなかったかと思われる。なお、島神については、註3の『宗像沖ノ島』第1分冊や和田萃「沖ノ島と大和王権」(註7『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』、のち同著『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』下に再録)が参考になる。
- 近年わが国で注目されている韓国の竹幕洞祭祀遺跡(全羅北道扶安郡邊山面格浦里竹幕洞山)は、海に面した半島部の先端近くに所在する露天祭祀遺跡で、出土遺物の石製模造品にわが国のものと類似する物があり、倭人との関係が推測され、沖ノ島祭祀遺跡との比較がいわれたりしている。私も現地を見学する機会があったが、その祭祀が沖ノ島の島神祭祀であるとは素直には理解し難いところがあった。
- 35) 狭依毗売命が「神の依り憑く」ヒメノミコト(註31、『古事記』、47頁頭注参照)の意とすれば、それが市寸嶋比

売命の別名とされていることは、市寸嶋比売命が最も重視された神格であることを示唆していると考えることができよう。また、イチキ・イツキについて、水野祐氏は「斎き」の義か、「い憑き」か解釈が別れるとし、『記』が亦名をサヨリヒメとするところから後者がよいかと思われる(「出雲大神と宗像神」、神道学会編『出雲学論攷』、出雲大社、1977年)といわれるが、狭依毗売命を亦名とするのは一つの解釈であり本来的なものではないであろう。

- 36) 『記』は7・9のように中津宮には市寸嶋比売命が鎮座するとしている。宗像大社の中津宮は宗像市大島に所在するが、その背後の御嶽山(標高224m)山頂の中津宮の摂社御嶽宮周辺が、2010年9月～11年1月にかけて発掘調査が行われた。奈良三彩や八稜鏡・金属製雛形・滑石製形代・須恵器土師器・宋銭・寛永通宝が出土し、8世紀～9世紀の年代が現在のところ与えられている。この調査で全てを判断はできないが、律令時代の祭祀であり、7世紀以前の特に6世紀を遡るものでないことは、宗像三神の中核神が祀られ祭祀が行われていたとは考えにくい。「大島御嶽山遺跡調査報告会」資料(宗像市市民活動推進課文化財係、2011年3月20日、於ユリックス)参照。
- 37) 『先代旧事本紀』(巻4・地神本紀)には、「次市杵嶋姫命、亦名佐依姫命、亦云中津嶋姫命、坐宗像中津宮、是所居于中嶋者也」「次湍津姫命、亦名多岐都姫命、亦名邊津嶋姫命、坐宗像邊津宮、是所居于海濱者也」とあり、中津嶋姫命・邊津嶋姫命とあるが史料の性格からしても『記・紀』段階まで遡及させるのは難しく、後代的な付会の名であろう。ナカツシマヒメについては中世期の宗像神社の史料『宗像大菩薩御縁起』と『正平年中行事』にみえるが、ヘツシマヒメについては知られない(宗像神社復興期成会編『宗像神社史』上巻、1961年、第4章第1節)。
- 38) 諸橋轍次『大漢和辞典』(巻7)の「瀛」を参照。他には「瀛風邊風(神代下・第10段・第4の一書)」と「瀛津世襲」(孝安即位前紀)の二例が知られる。
- 39) 玄界灘の名称は糸島郡の「月海島(現在の玄界島)に由来するといわれる(吉田東伍『増補 大日本地名辞書』第4巻、富山房、1971年および『角川日本地名大辞典』40福岡県、角川書店、1988年)。その範囲は必ずしも確定的ではないが、西は壱岐・対馬、東は本州西端(含響灘)、北は対馬海流域であるといつてよいと思われる。
- 40) 道主貴は「(み)ちぬしのむち」と訓まれている。『書紀』における「貴」の使用例は、大日靈貴(神代上・第5段本文)と大己貴神(神代上・第8段等)の二例であるが、前者には「大日靈貴、此云於保比屢咩能武智。靈音力丁反。一書云、天照大神。一書云、天照大日靈尊」の割注が付されており、貴を「武智」と訓んだことがわかる。この三例が日神と出雲の神に関わるものであることは注意されてよいのではなかろうか。
- 41) これまで「而為天孫所祭也」を「天孫の為に祭られよ」と

- 訓むのが通例であり、その意味も「そして天孫によって祭られなさい」と解してきた。しかし、本文に記したように訓み解するならば、既述の三女神が誰の子神であるかがより明確になるのではないか。天照大神の子の三女神(天津神)が天孫を助けるよりも、スサノノ命の三女神(国津神)が天孫を助け、そのことによって三女神が天孫の祭祀を受けることになる、と解するのである。
- 42) 『記・紀』における地名ウサの表記は、『記』は宇沙、『書紀』は免狭であって、宇佐は「第3」の一例のみである。「第3」を除くと宇佐の早い例は、8世紀初頭の『統紀』養老5(721)年6月3日条の宇佐君や「平城宮木簡」の神亀4(727)の「豊前国宇佐郡(『平城宮木簡』1)」²⁸⁵号木簡、奈良国立文化財研究所、1969年)などである。なお、「宇」(巻3)には「居處・さかひ・地域」など、「佐」(巻1)には「たすける・うかがふ」などの意味があるが、詳しくは諸橋轍次『大漢和辞典』を参照されたい。
- 43) 弥永貞三氏はこの史料について、「書紀編者の潤色がほとんど加わっていない部分」極めて原文に近い形で日本書紀に登載されたもの(「官家・彌移居考」、『名古屋大学文学部研究論集』35、1964年、のち改題して同著『日本古代社会経済史研究』に再録)といわれる。この記事の続きには天皇によって派遣された有至臣が率いてきた兵士(本文は民と記す)に火箭を能く射る筑紫物部莫奇委沙奇があり、その活躍が特記されているが、筑紫と海北の関係で注意してよいかもしれない。なお、『宋書』夷蛮伝倭国条の倭王武の昇明2(478)年の上表文にも「渡平海北九十五国」の表記があるが、慎重な扱いが必要であろう。
- 44) 『隋書』倭国伝にみえるわが国の国書等に隋の皇帝を「海西菩薩天子・日没處天子」といい、また倭王の言に「海西大隋有り」とある。後者に対応する『書紀』推古16(608)年9月条には「東天皇・西皇帝」と記してある。中国歴代王朝の正史では倭は東夷伝に分類されているが、『書紀』にみえる中国・朝鮮からのわが国についての方位認識も、「海東貴国(神功52年9月条)・海東之政(斉明5年7月条、但し、唐から朝鮮を指す)など、「東」である。なお、海南の表記は知られないが、令制下の国内の道制では、南海道・西海道・東海道の名称がある。
- 45) A類の『書紀』本文にも「此則ち、筑紫の胸肩君等が祭る神、是なり」と定型的な記述がみられる。いずれの奉斎氏族名にも「等」を付して複数であることを示しているが、『書紀』編纂時に胸肩君以外に水沼君の奉斎を王権が確認していたことになる。このことは王権と宗像神との歴史的関係を背後にもつものであるが、やがて令制神祇制度の下での大海人皇子の後裔や藤原氏との関係などの影響から宗像神の祭祀の一元化が図られ、水沼君のことは『書紀』以降姿を消したのではなからうか。
- 46) 水沼君については、井上辰雄「地方豪族の歴史的性格 - 水間君をめぐる諸問題」(『日本歴史』第280号、1971年)がある。
- 47) 拙稿「磐井の乱の前後」(平野博之他編『新版 古代の日本』第3巻九州・沖縄、角川書店、1991年)。
- 48) 諸橋轍次『大漢和辞典』(巻7)の「瀟」を参照。
- 49) 折口信夫「水の女」(『折口信夫全集』第2巻、中央公論社、1965年)、『書紀』(神代上・第5段四神出生章)に「水神罔象女」、神武即位前紀戊午年9月5日条に「水名爲巖罔象女 罔象女、此云瀾菟破迺迷」とある。
- 50) 谷川健一『古代海人の世界』(小学館、1995年)。谷川氏は、ミツハはミ=水+ツ(助詞)+ハ=蛇の古語八八で、水の蛇=ミズチ蛟の類ではないか、といわれる。
- 51) 『書紀』(神代上)宝鏡開始章には天照大神が新嘗のため斎服殿で神衣を織っていたとある。『養老令』神祇令4(日本思想大系『律令』、岩波書店)には神衣祭の規定があり、このために伊勢神宮では三河赤引きの糸で神服部が、また麻績連が麻を績んで御衣を織って神に奉納した。宗像郡の式内社は『延喜式』(巻10、神名下)では宗像神社三座と織幡神社一社であるが、両社の関係は上記の例と同様に、宗像神に対する機(幡)織の関係にあるということができ、『書紀』の呉の縫工女の説話とも無縁ではないであろう。なお、『筑後国神名帳』(小郡市史編集委員会編『小郡市史』第4巻、小郡市、2001年)の現存部分に宗像神社の分布がみられる。
- 52) 『新撰姓氏録』(左京皇別上)の御使朝臣条には景行天皇皇子気入彦の後裔で、応仁朝に逃避した御室の雑使大壬生等を皇子に命じて探させ三河国で捕らえたことを嘉して御使連を与えたとする。佐伯有清氏は、御使朝臣は御使部の伴造氏族で、御使君も御使部の伴造氏族であろうという(『新撰姓氏録の研究』考證篇・第1、吉川弘文館、1981年)。
- 53) 『書紀』の同条に引く「別本」は、筑紫の嶺縣主泥麻呂の犬が噛み殺した、とする。水沼君が嶺縣主かは、安定していない。
- 54) 水沼君の献上した養鳥人等が、大和国の軽村・磐余村に安置されたことが雄略10年10月条にみえている。なお、『和名類聚抄』によれば筑後国三瀨郡に鳥養郷がある(池辺彌『和名類聚抄郡郷里駅名考證』、吉川弘文館、1981年)。
- 55) 加藤謙吉「東漢氏の氏族組織の成立」(同著『大和政権と古代氏族』、吉川弘文館、1991年)。
- 56) 平野邦雄氏は、両紀にみえる記事は同一内容を分記したか、雄略紀の記事の起源を応神紀にもとめたものが多いとおもわれるが、その場合の基準はあくまで雄略紀にあるといわれる(『古代外交史上における雄略朝』、森克己博士還暦記念論文集『対外関係と社会経済』、塙書房、1968年、のち同著『大化前代社会組織の研究』に補訂再録)。
- 57) 筑紫における車持部の存在は大宝2(702)年の「豊前国仲津郡丁里戸籍」(『寧楽遺文』上巻)に車持君泥麻呂ら3人、また「大宰府出土木簡」(『大宰府関連木簡集成』144・145号、『太宰府市史』古代資料編、太宰府市、2003年)に車持朝臣氏道の名がみえる。

- 58) この神の崇りが平安期にみられるような怨霊でないことはいまでもあるまい。「崇」の用例等については、大江篤『崇現象と神祇官の亀ト(続日本紀研究会編『続日本紀の時代』、塙書房、1994年、のち同著『日本古代の神と霊』に補訂再録)を参照されたい。車持君は「長渚崎(撰津国河辺郡)で袷袢を科されたことから、筑紫に赴き畿内に戻ったということであろうが、車持君について氏族名は記すが、具体的な個人名を欠いていることは注意しておいてよいであろう。
- 59) 岡田精司『宮廷巫女の実体(女性史総合研究会編『日本女性史 第1巻原始・古代』、東京大学出版会、1982年)。
- 60) 神婚の名残りとみられる記事が後述する延暦17(798)年10月の太政官符(『類聚三代格』巻1)にみられる。宗像神主が新任の日に百姓の女子を神宮采女として娶るのは神事に託つけて淫風を煽るとして禁止しているのがそれである。
- 61) この雄略9年2月条の次の3月条には天皇が親ら新羅を討とうとしたが、「神は天皇を戒めて、自らは新羅に赴くな」といった」とある。谷川清士はこの天皇を戒めた神を前条の胸方神と解している(『日本書紀通證』巻19)。宗像神が新羅や神功皇后と関係して文献に現れるのは貞観12(870)年2月(『三代実録』)の新羅入寇の時であり、『書紀』の朝鮮諸国との外交における住吉神などの存在からすれば、宗像神と看做すのは慎重でなければならない。
- 62) 『書紀』の宗像関係記事が神代と応神～雄略の時期に限られていることは、その紀年をそのままには認められないとしても一つの特徴である。舒明系が属する王統は継体天皇に始まるものであるが、継体を応神五世孫(『書紀』継体即位前紀)としていることは、息長を「鍵」に関係を推量することができそうである。ヤマト勢力の全国統一には、対等的関係(4世紀代が想定される)支配的関係(5世紀代)支配・服属関係(6世紀代以降の統一期)の三段階の過程が想定され(註47、拙稿)ヤマト勢力の各地方在地勢力への対応の仕方にも段階差が有り得てよいことは容易に想定されよう。なお、宗像君という氏族は第一段階では未成立であり、早くも第二段階の後半、恐らくは第三段階での成立を考えるべきかと思うが、宗像を中心とした共同体は第一段階、あるいはそれに先立っての存在は想定できるであろう。また、沖ノ島出土遺物の国際性を考える時に、王権と地方勢力とのこうした関係や当時の東アジアの国際状況を考慮する必要があるように思われる。
- 63) 後代の『扶桑略記』(持統10年7月条)の43歳、『公卿補任』(持統天皇御代・高市皇子)の42ないし43歳説によれば、白雉5(654)年ないし斉明1(655)年の生まれということになる。持統朝には「太政大臣」の職に就き、持統10年の死亡記事では「後皇子尊」と『書紀』は「尊」の字を使用している。なお、長屋王邸跡から「後皇子命宮」の木簡が出土している。
- 64) 拙稿「ヤマト王権の九州支配と豊国」(『福岡教育大学紀要』第58号第2分冊、2009年) 既に松原弘宣氏(「豊前国の地方豪族について」『愛媛大学教養部紀要』第21号I、1988年)も畿内と九州の交通における周防灘沿岸に上陸して内陸部を陸路進むルートの重要性について指摘されているが、周防灘から陸路で博多湾方面また有明海方面に抜けるルートの重要性は再認識されてよいであろう。海外への渡航もその点では関門海峡通過を絶対的な前提とする必要はなく、船さえ確保できればこのルートでも可能である。その際は『万葉集』にも詠まれた海の難所「金の岬(1230番、現宗像市鐘崎)を通る必要はないが、玄界灘一帯に及び宗像神の神威を貶めるものではない。
- こうしたルートを推測させる例に、『万葉集』の天平8(736)年の遣新羅使の一連の歌が佐婆(防府)の海中で逆風で漂流し順風をえて豊前国下毛郡分間浦に着いて以降筑紫館まで一首の歌もみえないこと(巻15)や大伴坂上郎女が大宰帥の家から帰京の途次に筑前国宗形郡の名児山越えをした(巻6)とあるのも海路金崎を取らず陸路瀬戸内に向かったことと思われることなどがある。また、河内王を豊前国鏡山(田川郡香春町)に葬った時に詠んだ手持女王の歌(巻3)があるが、この場所でも大宰府と京を結ぶ瀬戸内に抜けるルート上にあると考えてよいであろう。
- 65) 舒明・皇極天皇にとって息子の中大兄や大海人皇子の大王位継承は十分に意識されており、また激動の時期にあって新たな舒明系ともいべき権力の基盤強化も意図されていたであろう。大海人皇子の九州豪族との関係・海上交通への関与も、中大兄の畿内中枢部の掌握とともに、意図的な2人の子供の役割分担の一端として行われたとは考えられないであろうか。
- 66) 以下に述べるように出雲振根・飯入根の説話は倭建命・出雲建の説話と同工異曲的である。その関係は単純ではないにしても、『書紀』が神宝貢上を基本モチーフとしていることを考えると、東西の平定譚という倭建命の説話に出雲建を倒して出雲を平定する部分が後から付加されたのが『記』ではないかとも考えられるが、なお検討を要すであろう。崇神60年条については言及した論考は少なしとしないが、井上光貞「国造制の成立」(『史学雑誌』第60編第11号、1954年、のち『井上光貞著作集』第4巻に再録)や松前健「ヤマトタケル伝承の成立(二)」(『立命館文学』439～441号、1982年、のち同著『大和国家と神話伝承』に再録)、瀧音能之「古代の出雲と宗像」(『古代文化研究』第6号、島根県古代文化センター、1998年)、のち補訂して同著『古代出雲の社会と信仰』に再録)などを参照されたい。
- また、崇神60年7月条に関連する話が、垂仁26年8月条にみえる。天皇はしばしば出雲国に使いを派遣して神宝を検校させたが、はっきりと報告する者がいないので、物部十千根大連に出雲に行き検校することを命じた。出雲に行き神宝を検校し、はっきりと復命した十千根に、天皇は神宝を掌らせることとした、というものである。崇神朝に貢上された神宝が返還された

④ . 古代の宗像氏と宗像信仰

- ようにも受け取られる話であるが、十千根の石上神宮の神宝管掌説話と関係するものであろう(拙稿「石上神宮と忍坂大中姫」、横田健一編『日本書紀研究』第13冊、塙書房、1985年)。
- 67) 瀧音能之氏は、筑紫と出雲の両地域が「大和王権に服属する以前に両者の間に地域連合が成立していた」のではないかといわれるが、地域連合という程のものであったかは検討を要すであろう(「古代の出雲と宗像」(『古代文化研究』第6号、島根県古代文化センター、1998年)のち補訂して同著『古代出雲の社会と信仰』に再録)。
- 68) 旧住所表示では西伯郡成実村大字宗像字向塔である。現在の社地は尼子晴久によって、弘治2(1556)年に300m程離れた宮ノ谷から移されたともいわれる。
- 69) 東宗像古墳群の6・7号墳については、『東宗像遺跡』(鳥取県教育文化財団、1985年)によった。なお、同報告書は東宗像遺跡周辺の地形について、古代の汀線が現在よりもかなり後退していたことも考えられ、海上交通の拠点的な位置を占めていたのではないかと推測している。
- 70) 宗像と日本海については鐘崎の海女の展開が知られている。近世の「あわび」漁を中心とする「筑前蟹」の蟹浦といわれたのは波津・鐘崎・大島・弘の四浦である。近世以前からの伝統を引くのは鐘崎・大島といわれるが、その展開は対馬の曲・壱岐の小崎・石川県の輪島・鳥取市の夏泊などの他、石川県の舳倉島や山口県の大浦などへの移住もられ、出漁地としては角島をはじめ浜田・温泉津・波根・出雲・隠岐などであるが、移住・出漁地はいずれも日本海側である。この広がりには鰯の生産と関係するであろうが、瀬戸内海側には足跡を残していない。古代とは単純に比較できないかもしれないが、近世には宗像から能登辺まで船による移動が行われていたのであり、このことは古代における海上交通を考える上で十分参考にしてよいことであろう。詳しくは『宗像市史』通史編第2巻の近世・第3章第2節5(高田茂廣氏執筆)を参照されたい。なお、『延喜式』巻24・主計上)の諸国の調・庸・中男作物の品目に鰯がある日本海および瀬戸内海に面した国は、若狭・佐渡・出雲・隠岐と伊予・阿波・(紀伊)である。九州では筑前・肥前・肥後・豊後・日向・壱岐である。この外に木簡に鰯がみられるのは、『式』の諸国以外では長門国であるが、「長屋王家木簡」には「長屋親王宮鮑大費十編」が知られる。このように古代には瀬戸内海方面でも鰯が税として徴収されており、備前国赤坂・津高郡には式内社の宗形神社が分布し、後には安芸国の厳島神社との関係がいわれるにもかかわらず、近世の筑前蟹の展開がみられず、日本海側のみであることは有意なことではないかと思われる。
- 71) 養老7(723)年11月16日の太政官符(『令集解』選叙令7主典条釈説所引)の時点では「伊勢国渡相郡・竹郡、安房国安房郡、出雲国意宇郡、筑前国宗形郡、常陸国鹿嶋郡、下総国香取郡、紀伊国名草郡」の7国8神郡が定められていた。神郡の初見記事は『書紀』持統6(692)年3月条の伊勢であるが、神郡の設置は伊勢や鹿嶋の例からすれば、孝徳朝の7世紀半頃を一つの目安と考えることができる。神郡とは別に「神封」も限られた神社に付与されたが、神封と「神戸」の関係は必ずしも明確ではない。『新抄格勅符抄』第10巻、神事諸家封戸)の大同1(806)年牒によれば、「熊野神 出雲国加十戸」「杵築神 六十一戸 出雲天平神護元年奉充」宗像神七十四戸(已上四社同国)とあるが、九州関係は「大宰神封」に纏められている。神戸の初見は崇神7年11月条であり、「養老神祇令」(20神戸条)に規定がある。同条の「神に供せむ調度に充てよ」との規定は、履中紀の車持部=神充者に当てはまるといえよう。
- 72) 出雲国の熊野坐神社(意宇郡)と杵築大社(出雲郡)の関係・歴史には複雑なものがある。神郡はその領域が神の神域とされるものであるが、意宇郡=神郡、神階の授与、国造継承儀礼・火継神事などにみられる熊野坐神社の優位性は、神郡設定が熊野坐神社を中心とするものであったことを推測させる。平野邦雄「神郡と神戸」(『大化前代政治過程の研究』、吉川弘文館、1985年)などを参照されたい。
- 73) 『令集解』巻17)の「跡」説は「假令、内七位任郡司者、即日改叙外位也」という。なお、神郡郡司について『続紀』では、宗形郡郡司以外にはほとんど現れてこない。このことは史料残存等の問題もあるかもしれないが、出雲と比べても特徴的である。延暦19年12月の太政官符所引大宰府解(『類聚三代格』)などを勘案すると、宗形郡司(大領)の場合、神主就任を含意した「特記」の意味合いがあると解することは出来ないであろうか。
- 74) 延暦19(800)年12月の太政官符には引用されている「大宰府解」には「当郡大領補任の日、例によりて神主を兼ね、即ち五位に叙す」とある。鳥麻呂は天平1年4月の時点で宗形郡大領外従七位上であり、すでに大領には補任されていたのである。
- 75) 金崎(鐘崎)が海の難所であったことは、『萬葉集』巻7、1230番)に「ちはやぶる金の岬」と詠まれたことでも知られる。鐘崎と地島を結ぶラインが響灘と玄界灘の境=潮目をなし、海の色にも違いが認められるこの潮目はほぼ直線に走り、常に白波が立っている古今の難所である。
- 76) 竹生王は女王を王と表記する例の一つであるが、女王の結婚については「養老継嗣令」に「凡王娶親王、臣娶五世王者聽。唯五世王不得娶親王」と規定がある。皇親の範囲は慶雲3(706)年2月の格で五世王も皇親の範囲とされた。(女)王を称し臣下に嫁していることから五世王とみてよいであろう。
- 77) 畿内本貫者の一例をあげれば、養老5(721)年1月に正七位下解工とみえ、天平17年に外正五位上にまで昇叙した宗形朝臣赤麻呂(『続紀』)や「元右京人」であった宗形横根(『続後紀』承和6年9月条)弘仁8(817)年1月に正六位 外従五位下に昇叙した宗形朝臣勝磨(『類聚国史』)らが知られる。他に天平5(733)年の「山

- 背国愛宕郡某郷計帳」に宗方君族入鹿ら宗方君族4人がみえるが、同帳や神龜3(726)年の「愛宕郡雲上里・雲下里計帳」には出雲臣族や上毛野君族・白髪部造族・鴨縣主族・布世君族など「某+姓+族」を名乗る人物が多く記載されている。筑前在住者では和銅2(709)年6月(『統紀』)に益城連姓を賜った筑前国御笠郡大領正七位下宗形部堅牛は、大宰府所在の郡の長官に宗形部の部姓氏族が就任した例で、賜姓された氏姓益城連の益城は肥後国の益城郡や益城郷に由来するものであろう。また同4年閏6月(『統紀』)に宗形部加麻麻伎に穴太連が賜姓されているが、これら改賜姓が宗形部という部姓者であることや賜姓後の氏名との関連からも宗像勢力の展開の有り様という点で注意されよう。畿内および宗像在住者で名の知れる者については、『宗像市史』通史編第2巻第2章(福原栄太郎氏執筆)を参照されたい。
- 78) 本位田菊士氏は「高市皇子自身が天武-持統朝にかけて筑前宗像神をこの地に勧請したとみるべきであろう(『高市皇子と胸形氏の伝承』『続日本紀研究』第161号、1972年、のち同著『日本古代国家形成過程の研究』に再録)とされ、同様に瀧音能之氏も「大和国の宗像神社は高市皇子によって創建された、と考えることが妥当と思われる(『高市皇子の時代、天武朝から持統朝にかけての時代を、宗像氏の中央進出の時期の上限としてとらえることができる(『宗像氏と大和国宗像神社』、『明治大学大学院紀要』19、1982年、のち同著『出雲国風土記と古代日本』に再録)といわれる。舒明系の王統の意識という点などからも宗像神の大和国への勧請は高市皇子以前に遡る可能性があるものと考え。
- 79) 高階真人の賜姓を受けた人物は安宿王系の他に、承和10(843)年6月に高市皇子の後裔春枝王の六世岑正王ら3人と秋枝王の六世原雄王ら計4人(『統後紀』)、翌11年に石見王(長屋王と石川婦人の桑田王の裔)の子峯緒に与えられている(『高階氏系譜』、『群書類従』第五輯所収)。また、天平宝字1(757)年閏8月に長屋王の弟鈴鹿王の裔の出雲王・篠原王・奄智王らに豊野真人が与えられたが(『統紀』)、嘉祥1(848)年7月に豊野真人澤野ら10人に高階真人が改めて与えられている(『統後紀』)。
- 80) 『拾芥抄』中(諸名所部第20)の小一條の項に「坤角宗像社有り」と注記されている。その他に『大鏡』上の藤原忠平の条や『三代実録』貞観1(859)年2月条などにみることができる。
- 81) 例えば、新羅海賊や神功皇后については『三代実録』貞観12年2月条や元慶2年12月条、神階授与は承和7(840)年4月の従五位下・勲八等(『統後紀』)~寛平年間の正一位・勲六等が知られる。神前読経や度僧は延暦13(794)年3月(『類聚国史』)や遣唐使の平安を祈らせた承和5(838)年3月(『統後紀』)の例が知られる。承和5年は最後の遣唐使が派遣された年であり、宗像神社の新度の僧2人をはじめ9人を国分寺・神宮寺に安置供養して使節の無事を祈らせたとある。遣唐使と宗像神社の関係が知られる貴重な史料ではあるが、宗像神に対する祭祀でないことに注意しなければならない。
- 82) この時期の大宰府や宗像神社などの動向については、正木喜三郎「大宰府の変質と宗像氏」(九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』、吉川弘文館、1990年、のち同著『古代・中世 宗像の歴史と伝承』に再録)および『宗像市史』通史編第2巻)第5章第1節を参照されたい。なお、九州については律令制下で大宰府に主神が配され、筑前国司は原則的に置かれずその行政が大宰府で担われるなど特殊な要因がある。このことと天武-高市皇子以降の舒明系王統や長屋王後裔高階真人や藤原氏との関係など、なお考究しなければならない課題は多い。
- 83) 出雲国造の朝廷出仕による就任儀礼は『延喜式』(臨時祭式・太政官式・中務省式・式部省式など)や『統紀』などによれば、およそ次のようである。「出雲国造は国司が詮擬言上し、太政官において任命し、位階四階を進め、神祇官で負幸物を賜与する。帰国した国造は一年間の潔齋をする。齋を終えたと再び国司に率いられて朝廷に上り、大極殿南庭で神寿詞を奏上、神宝を献上する。国造は位階四階を進められ、賜物を給される。帰国して更に一年の潔齋を行い(後齋)、再度朝廷に行き、同様の儀礼を執行する」。これらについては、新古典文学本『続日本紀 2』(岩波書店)の補注7-8を、また千家尊統『出雲大社 日本の神社3』(学生社、1968年)や上田正昭編『古代を考える 出雲』(吉川弘文館、1993年)などを参照されたい。
- 84) 火継式については、註83の千家尊統『出雲大社』および水野祐「出雲の国造」上田編『古代を考える 出雲』を参照した。千家氏は「火の継承が人々の耳目をひいて(略)火継式と火に重点が置かれるようになったが、火とは霊であり、「じつは霊継式というにほかならない」といわれる。なお、この神事について近世に比重があるが、神道学的な考察をしたものに平井直房『出雲国造火継ぎ神事の研究』(大明堂、1989年)などがある。
- 85) 『類聚国史』(巻19・国造)は延暦17年10月丁亥(12日)とする。なお、『類史』のこの条は、『類聚三代格』の延暦17年3月29日官符と本官符を合わせて一条に纏めている。
- 86) 宗像神・宗像氏・沖ノ島等について筆者は下記の小文をこれまでに書く機会があった。合わせて参照いただければ幸いである。
宗像市史編集委員会編『宗像市史』史料編第1巻(1995年、宗像市)、同『宗像市史』通史編第2巻(1999年、宗像市、古代第1章)、津屋崎町史編集委員会編『津屋崎町史』資料編上巻(1996年、津屋崎町)、同『津屋崎町史』通史編(1999年、津屋崎町、第4編古代・第1章~第3章第1・2節)、「沖ノ島と宗像神・宗像神主-宗像覚書」(『福岡教育大学紀要』第59号第2分冊、2010年)

宗像の島々：小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌

服部 英雄 九州大学大学院比較社会文化研究院教授

要旨：

1. 中世における国境の島、また離島が果たした役割を考えた。小呂嶋とそれを所有した宗像社の関係、アジア交易を担った高田牧と宗像社の関係を明らかにした。
2. 近世に多く書かれた沖ノ島記録を現実の生活体験との関わりの中で読み解いた。『筑前国続風土記』(貝原益軒)、『防人日記』(青柳種信)、「沖嶋勤録」をはじめとする記録に描かれた沖ノ島の歴史と地誌を具体的に考えた。
3. 史料編『オランダ商館長日記』(大島関係記事など)

キーワード：高田牧、唐坂(チャイナタウン)、貝原益軒、青柳種信、大島漁民

1. はじめに

本レポートは「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録に寄与することを目的とするもので、小呂島・沖ノ島・大島を歴史学地誌学的観点からレポートした。前近代を中心に沖ノ島を中心に、その歴史像を解明するための素材を紹介する。

2. 宗像大宮司とアジア

神秘の島、沖ノ島が、人間をまったく受け付けなかったわけではない。縄文時代、弥生時代の遺物が証明するように、古い時代からこの島を訪れ、足跡を残した人たちがいた。どこからどのような手段でやってきたのだろうか、そしてどのように去っていったのか。秘島沖ノ島は人間との関わり故に、秘めたる島になってきた。

沖ノ島は宗像社のものである。古代中世の宗像大宮司は国際性が豊かで、平安時代後期の宗像大宮司は日宋交易を推進した国際派のリーダーだった。宗像大宮司の母、妻は張氏、あるいは王氏で中国人(宋人)だった。室町時代には朝鮮と交易したことが『李朝実録』にみえている。応永十九年から天正十四年まで宗像氏は50回に及んで朝鮮交易船を派遣した。いつの時代にも

海洋性があった。航海は島影が見えれば安全性が高まる。沖ノ島の役割も想定しやすいが、文献は乏しい。離島のはたした役割は中世の場合、小呂島の事例でわかる。

(1) 宗像大宮司の国際性と宗像唐坊

宗像大社神宝館にある阿弥陀経石は中国宋からの将来品であるし、経石には「大宋紹熙六年」という中国(宋)年号が書かれている。おなじく宋風獅子(旧宗像宮第三御前石獅子)も宋からの将来品である。色定法師一切経の奥書の文治・建久頃のものには「本経主綱首張成、墨助成綱首季栄」等宋人の名前が多数みえる。歴代大宮司が中国人女性を妻とし母とした。宗像大宮司は国際結婚をし、子の大宮司は国際児であった。

津屋崎に唐坊(唐坊地)という地名がある。唐坊(唐房)すなわちチャイナタウン地名である。『教訓抄』第八管弦物語・琵琶の項には、琵琶の名人で大宰帥・大納言であった源経信が、宗像(原文はハナカタ、転写の過程で、ムハネが落ちて八になったと考える)の唐坊にて、琵琶を弾いた記事がある。その大宰帥源経信が卒去した際、宋人多数が嘆き悲しんだと『散木奇歌集』にある。「はかたにはへりける唐人とも、あまたもうてきて、とふらいける」。経信は国際派で、博多唐坊及び宗像唐坊をしばしば訪れていた。「唐人

の、こととふ(言問)さへも、此世には、に(似)ぬ」とある。唐人(宋人)が日本語で会話していたのなら違和感がある発音だった。おそらくは中国語で会話した。経信は、中国語会話が多少はでき、唐坊を訪れていたのだろう。ましてや、宋人を妻とし母としていた宗像大宮司は、中国語は当然に理解でき、堪能だった。唐坊にいた宋人たちも日本人妻を娶とる。宗像郡唐坊はバイリンガルな国際都市だった。

唐坊地北側に隣接して柳ヶ宿(ヤナガシユク)という小字名がある。『筑前国続風土記拾遺』は「唐坊・柳の宿の一名なり」と記す。唐坊地の近くの津屋崎小学校改築工事の際、唐坊関連遺跡が検出された。いまは保存され、校舎内に整備されている。

青磁白磁の遺物の中に、「綱」文字の墨書(岡、糸偏を省略した字体)土器(12C中頃から後半の同安窯系青磁碗)が含まれていた。中国人船頭たる綱首を意味しよう。色定一切経には綱首張成・李栄などの名前が見えている。中国式結桶を用いた井戸杵も発見された。

宋人を母とした大宮司たちは、唐坊の所在する在自にある牧口社を出自・基盤にしていた。『訂正宗像大宮司系譜』や『宗像宮社務次第』『宗像郡誌』『宗像市史史料編』所収)によれば36代および38代大宮司氏国は文治五年(1189)と正治元年(1199)に、その甥である三十九代氏重(初任37代・初名氏仲)は建暦三年(1213)に、氏国弟である43代(四十六代再任)の大宮司氏経は貞永元年(1232)に、いずれも「自牧口社入社」とある。氏国・氏経は氏実の子で母は王氏であった。氏重(氏仲)は氏忠子で、母は張氏であった。鎌倉初期に宋人を母とした大宮司承継者はいずれも牧口社を基盤としていた。ほかは単に「入社」とのみある。湊社よりの入社が二例ほど、ほかは松原社が一例ある。松原社からの入社も宋人を母とする氏仲である。氏仲は当初は松原社から入り、再任時に牧口から入社した。松原社の松原は勝浦の地名で、在自の北にあたる。ふつうの大宮司は辺津宮周辺より入社した。他地域の社から入社するのは例外的な存在だったらしい。

牧口社は「正平二十三年(1368)宗像宮年中行事(『神道大系 宗像』所収)に「在自牧口社」「在自郷牧口大明神」と見えている。

この唐坊遺跡から出土した墨書陶磁器に、「高田」と

読める字がある(白磁皿3類・11世紀後半以降～13世紀前半。報告書では「壽」)。一部運筆に乱れたところがある。文字のある底は扁平ではなく胎土が一部盛り上がり凸状になっており、整わないのはそのためかもしれない。「高田」といえば、筑前国高田牧が想定される。『小右記』に宋からの品々を献上したと記述される牧である。

(2) 筑前国高田牧・壱岐と宗像大宮司

筑前国高田牧は『小右記』の筆者、藤原実資の家領であったと考えられる(以下は『小右記』の記述による)。高田牧は平安時代に宋からの貴重な品々、とくに薬品あるいは豹の皮(長和二年 1013 八月七日条)を献上した。長元二年 1029 三月二日条に見える交易品は「蘇芳、雄黄、紫金膏、緑青、金漆」、また万寿二年・1025・八月七日条では「青瑠璃瓶・壺」がある。この前条(三月二日条)では、高田牧司・(宗像)妙忠使が、太政官および右相府(藤原実資)に宛てた宋人台州商客、周文裔の書を京にもたらしている。この妙忠こそが宗像大宮司であった。周文裔が、高田牧・宗像大宮司を通じて、本家相当である藤原実資、そして太政官(関白は頼通)への音信を求めた。高田牧と日宋貿易の深い関わりを示す。京都の側でも高田牧からの進物、宋の珍重品を大いに期待しており、その到着日時を陰陽師に占わせるほどだった(治安三年 1023 七月十五日条)。

高田牧司として名がわかる人物は、宗形信遠(長和二年 1013 八月七日条、寛仁四年 1020 十一月一日条、治安元年 1021 二月七日条)、藤原蔵規(長和三年 1014 六月二十五日条)、宗像(宗形)妙忠(万寿二年 1025 八月七日、長元二年 1029 三月二日条)、そして藤原為時(長元元年 1028 八月二十六日・九月八日条)(姓未詳)遠晴(長元三年 1030 八月二十日条)(姓未詳)武行(長元五年十二月七日 1032 新任司)である。

歴代の高田牧司のうち、宗像(宗形)姓のものが多く、複数年、かつ複数回の記述があるのは宗像氏のみである。経歴で注目できるのは受領になる人物が多いことで、遠晴は壱岐守と対馬守の経験者であった。長和三年(1014)に壱岐守(一月二十四日条)、寛仁三年(1019)に対馬守(四月十八日・同二十七日条)、そして長元三年(1030)八月二十日条に高田牧司としてみえる。壱岐

や対馬を国司として歴任した人物が高田牧司に補任された。

つぎに藤原蔵規が高田牧司であることが確認できるのは、長和三年(1014)六月二十五日条である。半年後の長和四年(1015)に、かれは大宰大監であった(『日本紀略』二月十二日条)。治安二年(1022)には赴任を拒否した紀数遠に替えて、武芸者として対馬守に任じられている(四月三日条)。高田牧司を経て大監・受領となっており、遠晴の場合とは順序が逆である。府官の頂点にあって大宰大監と高田牧司とを兼任していたらしい。

宗形(宗像)妙忠の名は『小右記』に九カ所に登場する。そのうち長和三年では二カ所共に大宮司とあり、以後治安三年(1023)以降長元二年(1029)までの四カ所に牧司とある。牧司とあるときは大宮司とはない。

つぎに武行は万寿二年(1025)二月十四日条に香椎宮司としてみえる人物である。このとき牧司宗像妙忠が唐綾や鴨頭草移(かもがしらくさうつし)・屏幔を進上しているが、武行もまた唐物(唐綾)を進上している。長元二年(1029)三月二日条は先にも見た宋人商客周文裔の書状・進物に関わる記事だが、香椎宮司武という人物が登場し、やはり高田牧司宗像妙忠とともに紫金膏、可梨勒、檳榔子を進物として送っている。香椎宮司武は武行の「行」の字を書き落としたもので、同一人物であろう。宗像宮司のみならず、香椎宮司が高田牧司に補任されていた。長元五年(1032)に新任司(高田牧司)として登場するわけだが、この際には宮司とはない。妙忠同様に大宮司との兼任はなかつただろう。

ほか宗形信遠(長和二年・1013)は、福岡市西油山天福寺出土の保安元年(1120)八月廿五日銅經筒銘にみえる助成檀越宗形信貞の数代前の人物か。

壱岐や対馬を国司として知悉した人物が高田牧司に補任されたこと、さらに府官の頂点に立つ大宰大監が高田牧司を兼任したこと、そして海外交易を積極的に行った宗像宮司や香椎宮司が牧司であった。

藤原実資と対立したのが前大宰帥平惟仲である。惟仲は秦定重の私宅にて死去した。秦定重こそが『御堂関白記』『今昔物語』(巻第26の16)また『宇治拾遺物語』(巻14の6、180)に箱崎大夫則重(大宰大監)の祖父として登場する貞重である。惟仲失脚後の後任大式は高

遠で、実資の同母兄だった。宗像大宮司や香椎大宮司が藤原実資・高遠と結びついた。いっぽうには箱崎大夫(神主)と大宰帥平惟仲との強い結びつきがあった。宗像宮司と箱崎宮司が対立した。後者は藤原道長と結びついている。

大宰帥平惟仲による高田牧雑人の壱岐島への「追渡」という事件があった。

(寛弘二年四月)

七日

前筑前守高規朝臣申上大式許之書状、帥去月十五日申時薨・貫首座「秦歟」定重宅者・宇佐宮降誅歟、最可畏、僉議間頗有駁定、後日可驗、高田牧雑人悉追渡壱岐島、是帥所行也、下官宇佐定間、依無用意所為云々、極奇恠也

(寛弘二年五月)

十三日

故帥納言(惟仲)称令取壱岐島荒馬、追渡高田牧々〔牧〕子十三人、牧司等陳難堪由、重差遣彼雑色長宇自可春利令追渡壱岐嶋之間、牧司等春利被搜取内財・雑物・馬并年貢絹十四疋之由、諸国郡證判先日言上、然間帥薨、其後件使春利參上云々、令尋伺之間不知在所、或云、罷下近江国云々、取国符令持健兒、差加家下人一両、去十日下遣、今朝捕得、将来下給厩、令進過状并日記、申雑物辨文

惟仲の「雑色長宇自可春利」とある。長徳二年(996)大間帳(『大日本史料』二編二・527頁)に、

越前国・大目正六位上宇自可宿禰春利・左大辨平朝臣正暦三年給

とみえる(宇自可は牛鹿と書くこともある)。この左大弁は平姓であるから右大弁の書き誤りで平惟仲である(『弁官補任』、当時の左大弁は藤原懐忠)。惟仲の股肱の臣であった。

牧子13名を壱岐に追い落としたという記事から、高田牧の規模が推定できる。「厩牧令」は群ごとに牧子を二人置くとしており、群は馬牛百である。したがって牧子13名は650頭の馬数を飼育する職員(組織)に相当する。天長四年(827)十月十五日太政官符(『類聚三代格』巻五)に甲斐国牧では「牝牡之数、于今千余」とある。壱岐に渡った牧子13人を高田牧全体の牧子の半分だった、つまり全体には26人の牧子がいたとすると、千三百頭の成牛馬がいた。ならば甲斐国牧よりも大き

な規模の牧であった。高田牧の規模は一郡に収まるようなものではなく、国全体・数郡に及ぶものとなる。壱岐に飛地があったともいえる。このような大規模な牧に、大宰府が全く関与しないということは、国防上からもありえない。

大規模な牧だったから牧司も擬任(権官)を含めて複数いた。壱岐追い落としを帥が命令したように、命令系統の頂点には大宰府・帥ないし大貳がいた。それとは別に藤原実資の系統のものがあって、牧司以下はそれぞれ有利な側を頼ったらしい。

なお高田牧司であった武行が香椎宮司であったことをみたが、香椎 B 遺跡から出土した木簡に「(壱)岐嶋雑掌」の文字がみえる。

宗像神社(大社)文書には壱岐島に関するものがいくつか含まれている。

永仁五年十一月九日筑前宗像神社文書、『鎌倉遺文』26 - 19523

譲与草野次郎殿所壱岐嶋石田郷薬師丸所職田畠山野等

正和二年七月二十三日『鎌倉遺文』32 - 24932 : 嘉暦三年十一月二日

壱岐島(石田保)薬師丸地頭職、右所領者、円種...

壱岐には郷ノ浦町に牧ノ口(有安触)、渡良東触には、牧ノ口と馬込、勝本町に馬込(本宮西触)など多数の牧関連地名がある(草野正一『長崎県の小字地名総覧』1999)。

『筑前国続風土記』(本編)、『(同)拾遺』、『宗像神社史』上(683・691・703頁)によって、牧伝承と牧明神の分布を検討し、伝承地を以下の3つに分類してみた(第1表)、『筑前国続風土記』、『拾遺』による限り、筑前における牧社の分布は遠賀、宗像の二郡に限られている。そして『宗像神社史』の記述によると、宗像郡所在の神社のすべて、および遠賀郡の(一部)神社は宗像社の末社・摂社として位置づけられている。

第1表：牧伝承と牧明神の分布と伝承地の分類

牧伝承と牧明神がともにあるもの	一 遠賀郡湯川山 (本編293頁・波津浦 拾遺383頁)
	二 宗像郡勝島 (牧明神・神社史)
	三 宗像郡渡 (本編377頁*牧ノ大明神、附録に小字マキアトに牧大明神、神社史では由牧殿社 御牧殿社、津屋崎町郷土史会ホームページに写真)
牧伝承のみがあるもの	四 遠賀郡戸畑 (本編293頁、拾遺450頁)
	五 遠賀郡井熊 (猪熊、本編293頁)
牧明神のみがあるもの	六 遠賀郡黒山村 (拾遺365、岡垣町、波津東方・汐入川東丘陵)
	七 宗像郡地島 (牧大明神638白浜の磯崎にあり)
	八 宗像郡在自 (牧口明神)
	九 宗像郡大島 (未詳、正木「中世の宗像大宮司と海」中世の海人と東アジア』、106頁に由牧殿社。神社史・上703頁に字マキノウチを紹介する附録記事のみを引用)

津屋崎にあった牧については天正二十年(1592)朝鮮陣留書(毛利文書、『津屋崎町史』資料編上)に

(四月)二日に(略)て^(手光)びかと申候所二御陣取候、一日御逗留候て、つやざきの馬牧などを御見物なされ候事

とある。手光は宮地の東で在自に隣接する。津屋崎牧は毛利勢がわざわざ一日逗留して見物する規模があって、良質な馬がいた。近世初頭に大島と津屋崎に馬牧があったことは郡文書・黒田忠之判物写『津屋崎町史』通史編447頁)から確認できる。唐坊のある潮入干潟をはさんだ渡村にも「牧大明神社あり、此社八京泊の内也(『拾遺』)とあった。

また宗像郡と遠賀郡の境界に立地した湯川山にも福岡藩の藩営牧場があって、いまに空堀などの遺構が残る。湯川にも牧大明神が所在する。『宗像記』に妙忠が因幡大宮司と称したとある。因幡は岡垣町手野の小字稲場であろう。湯川山・樽見峠を越えた東に位置し、

いまも宗像社末社たる内浦若宮社がある(正木喜三郎『古代・中世 宗像の歴史と伝承』)。宗像妙忠も別系統から大宮司を継承したようだ。湯川山も高田牧を構成していたのであろう。

神湊沖合の勝島は牛放牧地であった伝承とともに、牧明神が所在する。地島(じのしま)には牧口大明神が所在する。勝島も地島も離島だが、牧山のみではなく離島を放牧場にする事例は多い。博多湾上・能古島もやはり馬の放牧地で、馬防土手の遺構が残っている。

永徳三年(1383)、明德四年(1393)、応永三年(1396)の青方文書には

一ねん二、しうけに、こむま一疋はなすへし、

と地頭青方氏が毎年こ馬を一頭ずつ、離島・祝言島に放牧したとある。一頭のみ放牧とは、不審だが、「承暦二年内裏歌合(1078)に駒競を「こむまくらべ」と表記しているから、こむまは「子馬」ではなく、「駒」であろう。現役軍馬を引退した種馬用荒馬を放し、交配による荒馬化・大型化をはかったものであろう。

高田牧はこうした放牧適地、品種改良適地にあった。宗像郡や遠賀郡を中心とし、飛び地に壱岐の牧も含んでいた。そして宗像大宮司の経験者、ないしは後に大宮司になる人物が高田牧司に補任されていた。

(3) 小呂島

宗像・壱岐という海上交通は宗像一族が掌握するところであった。室町時代、壱岐の守護となったのは宗像大宮司である。

宗像・対馬、宗像・朝鮮という経路上に沖ノ島があったように、宗像・壱岐の経路上には小呂島があった。鎌倉時代の後半に、この島をめぐる宗像氏が鎌倉幕府の有力者と争っている。

(史料)

A 毛利家所蔵筆陣

宗像社雑掌申社領小呂島事、訴状鬮遣之、如状者、綱首謝国明語取前預所代常村、号地頭、対捍社役云々、事实者、甚不穩便、早任先例、可謹仕社役之由、可令下知、若又有子細者、召出国明子息、可被注申之状、依仰執達如件、

建長四年七月十二日

相模守(花押)^(北条時頼)

陸奥守(花押)^(北条重時)

(豊前前司殿)^{少 武 義 影}

B 宗像大社文書

「六波羅殿御書下 当時武蔵守殿」

宗像六郎氏業与三原左衛門尉種延相論宗像社領筑前国小呂嶋事、如氏業申者、彼嶋者、自昔為大宮司成敗之處、種延寄事於船頭謝国明遺領、不從所勘之條、太無其謂、早可被遂亂決云々、如種延申者、謝国明遺跡事、後家尼与種延致相論御成敗未断之間、当時不及遂其節、所詮任先例被致沙汰事候者、不及支申云々、者種延承伏之上者、任先例、致其沙汰、可相待關東御成敗左右之由、可相触于氏業之状如件
建長五

五月三日(花押)^(北条長時)

奉行人

小呂島に関するこの二点の文書は、博多承天寺の開基檀越である宋人謝国明の名前が登場することから、中世史研究者には広く知られた史料である。Aは毛利家に伝来したものだが、伝来の経緯は不明である。元来はBに同じく宗像社文書として伝来したものであろう。相論当事者は

建長四年(1252) 訴人宗像社 論人謝国明(子息)

建長五年(1253) 訴人宗像氏業 論人三原種延

であった。訴えた側、訴人は終始宗像社であった。「彼の嶋は、昔より大宮司の成敗たり」とあるように、小呂島は宗像社領であり、大宮司に就いた人物の所領であった。論人、つまり訴えられた側は四年には謝国明、五年には三原種延であった。まず後者から見ていこう。

三原左衛門尉種延

種延は謝国明後家とその遺領を争い、「未断(未決着)となっていた。鎌倉幕府も審査に時間をかけていた。三原種延は謝国明の資産継承を主張できる立場にあった。種延が謝国明の女婿か孫だったことが考えられる。

三原氏は三原郡すなわち筑後国御原郡を拠点とした武士団である。種延が「種」の一字を名乗りに含んでいるように、種を通字とした大宰府官人として著名な大蔵一族である。御原郡は大宰府所在地である筑前国御笠郡に隣接する郡で、大宰府には近かった。三原一族

は三原文書を残している。鎌倉末期、元弘三年(1333)六月には「原田大夫種直五代嫡孫三原左衛門太郎入道仏見」と称していた(『鎌倉遺文』32315)。左衛門太郎であるから、仏見は三原左衛門尉種延の子か孫に相当しよう。まさしく大宰官人原田種直の直系を自称していた。

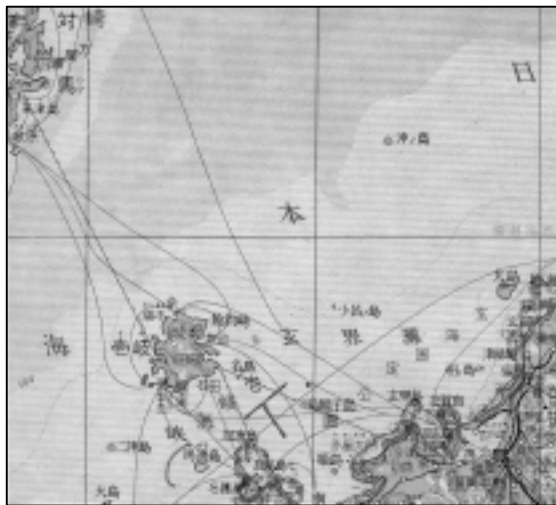
前預所代三浦常村と謝国明

その前年の相論の当事者・論人すなわち被告人が著名な宋人・謝国明(子息)であった。かれは次のように訴えられている。

「綱首謝国明は、前預所代常村を語らい取り、地頭と号して、社役を対捍す」

前預所代であった常村とはいかなる人物であろうか。石井進「14世紀初頭における在地領主法の一形態」(『石井進著作集』六)によって宗像社領支配の沿革が明らかになっている。承久の乱以降、宝治元年(1247)の宝治合戦まで、宗像社領の預所は三浦泰村であった。三浦一族は三浦義村以来、「村」を通字とした。この相論は、三浦一族が宝治合戦で滅亡してから五年後のものである。以前の預所はすなわち三浦氏で、「前」預所代であった常村もむろん三浦一族である。

三浦一族が九州に有していた所領は大宰府の北側では筑前国宗像社領であり、南側では肥前国神崎庄であった(『葉黄記』宝治元年八月十八日条)。ともに海外交易の拠点となる所領で、大宰府の南・北の海を掌握していたといえよう。



第1図 小呂島の位置

小呂島は宗像郡の西方沖合に浮かぶ島で、さらに西方に壱岐があった。小呂島から至近の壱岐芦辺までは30キロ、宗像郡までは40キロ、志賀島までは35キロ、博多までは50キロである。小呂島は宗像・壱岐を結ぶ線上にあって、中継地点として重要な意味があった。

本来、博多に拠点を持っていた宋人謝国明を三浦常村が地頭に補任している。宗像社領の預所であった三浦氏は、小呂島を奪われないように掌握しなければならなかった。そのために宋人謝国明の持つ財力、そして技能、知識の体系を借りた。宗像氏の持つ小呂島の利権を奪おうとした。

室町期に宗像氏は壱岐守護職を掌握した(佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』下)。壱岐と小呂島、宗像を結ぶラインも把握しえたであろう。もともと宗像氏には壱岐との関わりが深かったし、それが中国大陸との交易を前提としたものであろうことは容易に推察できる。いわば小呂島は宗像ラインにとっての生命線であった。

(4) 先端の島々

中世の日本列島では境界、ならびに先端の島々が重要だった。北の境界、奥州外浜および糠部郡は、鎌倉末期には「泰家跡」、すなわち得宗家一員北条泰家(執権北条高時弟)の所領であった。得宗家は北条泰時に始まり高時まで続く北条一族内の嫡流家のことである。建武内乱を経て、足利尊氏に継承された(比志島文書・『南北朝遺文』中国四国編1巻215)。最高権力者は北の口を掌握していた。

九州最南端、薩南列島を含む河辺郡もまた「得宗跡」、つまり北条得宗領であった(二階堂文書・『南北朝遺文』九州編3巻3317)。千竈文書(『鎌倉遺文』29巻22608)によれば、得宗被官千竈一族の支配地は、

か八へ(河辺)のこほり(郡)のちとう(地頭)御代官職、
ならひに、くんし(郡司)職、
坊津、大泊津、口五島・七島・きかいか島・大島・
(次)ゑらふの島・とくの島

であった。

吐喝喇(とから)列島、永良部島、徳之島までもが得宗領であった。また種子島地頭職を有したのは北条氏・名越一族であった。

われわれの常識とは異なって、今日では離島・僻地とされる地域こそが、中世にはアジアへの玄関口・窓として大きな意味・価値を持っていた。

九州本土では万の瀬川河口を含む加世田別府が『相模六郎時敏跡』である(島津家文書、『南北朝遺文』2巻1908)。時敏は得宗北条貞時の孫になり、母は貞時女子・南殿、父は執権・相模守熙時(北条政村流)であった(正宗寺本北条系)。この加世田別府の故地には、二ヶ所にチャイナタウン地名・当房、唐房が残っている。遺称地名はその地が海外交易の拠点であったことを暗示する。日本本州の北端のみならず、薩摩南方の列島群あるいはそこにつながる本土港湾を、ときの権力者が掌握していた。そここそがアジア・琉球、中国への窓口、南の口(南島ルート)であった。

同様に西北端の島々を掌握していたのが宗像社である。この宗像氏の権益を奪おうとしたのがまずは三浦氏である。北条得宗家とならぶ存在であったが、のちに北条氏によって滅ぼされる。その後を襲い、宗像社の領主になったのはむろん北条得宗家であった。

石井進の研究(同著作集6)に依れば鎌倉後半期・宗像社の領有関係は以下の通り。承久の乱後は幕府領となる。一時期西園寺家との関係で天皇家に渡されたが、再び幕府は取り戻している(加賀国荘園・得橋保などとの交換)。

A 承久の乱～宝治合戦まで

本家・院(天皇家・修明門院、「武家要用之時者、可返給」という限定付きで、時に「忘却」されるほどに弱体な権利)

領家・鎌倉幕府(将軍御家領)

預所・三浦泰村

B 宝治元年(1247)～乾元元年(1302)

本家・院(天皇家・後嵯峨院 後嵯峨院中宮大宮院、西園寺実氏女子)

領家・西園寺実氏(関東申次)

C 乾元元年～建武元年(1334)・鎌倉幕府崩壊まで 本家・得宗

建武元年(1334)三月二十日雑訴決断所牒に宗像社領として「息御嶋・大嶋・小呂嶋・小嶋」とみえている(『宗像神社史』下674頁、この文書は現存しないが、応永十六年宗像社家文書総目録に引用されるもの)。宗像氏が玄界灘孤島のひとつ、小呂島利権に固執したこ

と、同様に宋人謝国明も大宰府官人も、背後にいた三浦氏も一様に執着したことについては、史料が残された。おそらく同様な役割をはたしたであろうと推測される沖ノ島に関しては、具体がわかる史料は残されていない。

薩南諸島にも律令国家・大宰府の支配が及んでいたとされる。それを推測させる遺物・遺跡が、近年発掘された喜界島・城久遺跡だという。航海術は島伝いであった。目標となる島が見えるのか見えないのか。航海の成否は島の可視性にあった。

沖ノ島も必ずや律令国家・大宰府により掌握されていただろう。唐三彩や奈良三彩陶器の出土は、それを示唆するように思われる。その実質的な運営は宗像大宮司に任されていた。

3. 地誌叙述の沖ノ島を読む

(1) 貝原益軒と青柳種信ら、近世の沖ノ島記述から

沖ノ島に関しては、貝原益軒(1630 - 1714)の『筑前国続風土記』『筑前国続諸社縁起』がある。前者の続編たる『筑前国続風土記附録』、同『拾遺』もある。青柳種信(1766 - 1836)は『附録』編纂を実質的に担当し、『拾遺』の編纂者であった。かれは寛政六年(1794)に、沖ノ島に滞在した。その紀行体験記が『防人日記』(瀧津島防人日記)である。希有かつ不可欠の文献といつてよい。『筑前名所図会』(奥村玉蘭・文政四、1821)そして明治になってからも『福岡県地理全誌』と多様な記述がある。

貝原益軒が自ら沖ノ島を踏査することはなかっただろうけれど、毎年沖ノ島在番(沖嶋詰方、防人)を派遣した福岡藩内には詳細な記録があった。

青柳種信が在番勤務となったときは満28歳(数え30歳)で、未だ独身だったらしい(晩婚だったらしく3年後の寛政九年に妻を娶る。『青柳種信資料目録』解題、筑紫豊論考)。筑紫によれば種信は微禄で六石三人扶持だった。日頃から尊敬する貝原益軒の記述を踏まえて渡島した。沖ノ島在番は百日間の離島勤務である。常人ならいやがる島守を、種信ならば、おそらく志願した。記録は毎日とは限らないが、詳しく沖ノ島の様子を知らせてくれる。日本の紀行文を代表する逸品で

ある。若き種信の記述には情熱的な筆致がある。種信はのち『柳園古器略考』にて三雲遺跡出土遺物などを詳細に報告した。しかるにここでは考古遺物についての記述がない。その点のみは不審である。若いころはいまだ関心がなかったとはいえない。あえて書かなかったのだろう。

『防人日記』を収める刊本には、菟田茂丸「防人日記」（『國學院雑誌』10 - 5、7、明治三十一年、1898）青柳種麿（種信のこと）・佐々木信平『瀛津嶋防人日記』（明治三十三年、1900、国会図書館近代デジタルライブラリー）、幡掛正木『沖津宮』1928、『宗像郡誌』1931、『日本庶民生活史料集成』2（1968、原宏・校注解題）『宗像沖ノ島』Ⅲ・史料（1978、これは大島からの記事のみ）筑紫豊『福岡藩の国学者青柳種信の研究（三）瀛津嶋防人日記』（『福岡市立歴史資料館研究報告』3集、1979）林田正男編『筑紫古典文学の世界 中世・近世』（1997）などがある。

種信資料は福岡市博物館に架蔵される旧山崎家の蔵書群にあって、「沖ノ島防人日記・全」（『青柳種信資料目録』No.1908）は、文化八（1811）年六月に、三橋五百秋が写したものとある。種信生存中の写本である。山崎家から福岡県立図書館に寄託されていた種信著作59点は福岡空襲で焼失した（『青柳種信資料目録』解説）。『日本庶民生活史料集成』には原宏氏による詳細な注と解説がある。『庶民生活史料集成』は内閣文庫本を底本とする。底本もおなじく文化八年に三橋五百秋が種信の原本を写した本であって、教部省、図書局文庫、日本政府図書に蔵書印がある。教部省は明治五年（1872）に宗教統制を目的として組織されている。五百秋は複数の写本を作成し、一本を青柳家に提供したし、一本を宗像社か、福岡藩に献上したようだ。ほか自身保管用もあっただろう。福岡市博物館ご教示によれば、久留米市屏山文庫にも一写本があるという。ほか解説に依れば安政二、天保四、享和二、嘉永四などの年紀をもつ写本もある。京大本には「右筑前國福岡人青柳種麻呂字勝次日記也以同所人岡崎勝海字文右衛門所寫之本手寫之于時文化十五戊寅年三月廿日伴信友」なる文化十五年の識語がある。『日本庶民生活史料集成』には「沖嶋勤記」という福岡藩士沖ノ島在番の心得を書いた史料が掲載されており、これもまた貴重である。その

一部は筑紫豊氏が『宗像』37、昭和三十七年に紹介されている。

以下では沖ノ島での生活体験者、大島漁民である宮本俊二氏、漁協勤務の佐藤千里氏らの関係者発言をふまえて、古典を再読する。大島漁民による沖ノ島漁業についての報告には、最近の土屋久「宗像沖ノ島の神事と大島の暮らし」（『しま』227『海と島の日本・XII』2011、1日本離島センター）がある。板谷英之氏からもご教示を得た。

沖ノ島在番

貝原益軒『筑前国続風土記』

寛永十六年より以来、国主より島守を置玉ふ、足輕三人、水主四人、大島より役夫二人、凡九人、かはるかはる（替わる替わる）来る、五十日を以て限とす、送りの舟は大島より二艘出す

寛永十五年（1638）二月に島原の乱が終了した。ポルトガル船渡航禁止で、緊張関係が増し、幕府も福岡藩も海防を強化した。寛永十六年福岡藩により沖ノ島在番（沖嶋詰方、防人）が置かれた。青柳種信は『防人日記』に、新羅への備えであるとしている。国境警備隊ではあるが、そう名乗るには、人数が少なかった。

原宏氏や筑紫豊氏によれば、沖ノ島在番の開始については寛永十六年のほか、同七年、十七年などの説もあるという（上掲『庶民生活史料集成』ほか）。だとすれば七年頃に小規模な番が開始され、十六年に本格的になったのであろう。寛永十七年（1640）には大島に定番所が置かれているが、沖ノ島番所設置に呼応する（『大島村史』）。実際に島原の乱後も宗像の海へのポルトガル人渡航があった。寛永二十年（1643）五月十二日、宣教師ヘイトロ、アランス、ジュセイノチャ、フランシスコカソフランを乗せた船が大島沖に現れ、水を求めて上陸し、そののち沖合で定番に拘束された。（『大島村史』、『オランダ商館長日記』7、日本関係海外史料、後掲史料参照のこと）

梶目ノ大島 Casimena Oysime は、呼子 Jobico から28マイル、地ノ島湾 Sinoyssima へ3マイルで、博多 Facatta 領だった。

（大島の）山の尾根の頂上に一つの小屋即ちあらゆる外国の船、殊にキリスト教徒のカスティリア人やポル

トガル人の船を見張る番小屋がある。

ポルトガルの来航禁止で一気に緊張が高まる。大島番所がそうであったように、沖ノ島番所もポルトガル船来航に備えたものだった。

『沖嶋勤記』(上掲書所収)にみえる子四月(寛文十二年・1672、壬子であろう)、および寛文十二年(1672)閏六月定書から、番所設置の目的は遠見と漂流船保護、キリシタンへの警戒、通行船がある場合の夜間の点灯(灯台守)であるとわかる。異国船や日本船漂着時のマニュアルもあるし、吉利支丹船発見時の規定もある。前者では助けた上で見守り、一人人質を取る、天気が回復すれば大島に送るという規定であり、後者では大島に連行せよとある。定番設置の主目的は、「遠見」であり、変事があった際の本土への通報である。

子四月規定(一部)

一、沖嶋御番八、為遠見、被差越置儀^(機動力)二付条、昼夜無油断見廻り可申、間二八神職同様ノ心得ニテ、本文ノ趣八取失候モ有之候ト相聞候条、以後急度相改可被申候事

一、異国船漂着有之節八速二助揚、昼夜代々見守、可被致候、尤人質トシテ吉人取置、天気快晴次第付添、速二大嶋江漕渡^(送)り、同所御定番衆江、委細口上書ヲ以相届、引渡可被申候、右ノ事々相済候上八速二沖嶋江、渡海可被致候事

(中略)

一、日本船漂着致候節八、天気晴次第出帆可被申付候、尤船損シ乗廻り難相成節八御加子江^(水主)申談、大嶋迄漕送ラセ、右ノ次第委敷、御定番衆江掛合可被申候、御番所明ケ、付添参候儀ニテ八無之候事
寛文十二年(1672)閏六月規定(一部)

一、御番所嚴重相勤、御鉄炮手入等不怠様被致度事

(中略)

一、毎日毎夜替々沖ヲ見申、不審成船見へ申候八、追掛留置大嶋御番所江注進可申事

一、唐人船ノ儀八不及申、吉利切支丹船ト知レ申候八、則大嶋江連、渡海可仕事

一、日本船ニテモ、何トソ不審成様子ニテ御座候八、留置早々御注進可申、并御鉄炮三挺持参候ヲ常打申間敷事

寛永二十年のように、日本船であってもポルトガル宣教師にチャーターされている場合があった。不審な場合の規定がある。外国船・不審船を捕獲するのだから

武装が必要だった。沖ノ島番所にあった武具は、明和四年(1767)亥七月の道具請帳「沖嶋勤記」史料として後掲)にみえるものは、鉄炮、鉄具とも3挺、3匁5分玉(弾丸)が30、胴乱、薬入、木綿くけ緒・木綿くけ緒古し(「くけ緒」は丸く太い紐)、合薬60目などの鉄炮関係があって、それ以外に、鎌、鉄手子(かなてこ・釘抜きに用いる鉄槌)、唐鍬、鉄熊手、三ツ熊手などがあつた。船を引き寄せる道具や農具のほか、御紋付提灯などは、警備隊にふさわしい。

わずかに「足軽三人、水主四人、大島より役夫二人、凡九人」である。足軽は3人だから、鉄砲3挺なら、一人一挺の支給である。3名の鉄砲隊であつた。「常には撃つな」とあるけれど、弾がひとり10ではいかにも少ない。弓・槍・刀の記述も欠く。この史料は請取帳だから、消耗品の補給分は含まれていないとも考えられる。足軽の槍・弓矢・刀も持参かもしれない。

「沖嶋勤記」

一、御番交代ノ節、御道具并御木屋付諸道具共々受帳相認、交代帰ノ衆ヨリ持参候テ御役所江相納可被(*申)下候、其儀(*予)兼テ差出被置候分引替可被申候事

小早二艘

「五十日を以て限とす、送りの舟は大島より二艘出す」

益軒の時代には50日交代だったが、種信の時代は100日交代に変わっている。船については、

「沖嶋勤記」

一 御船二艘八 六挺・四挺 小早朝往ト云 諸事注進船

という規定がある。沖ノ島には水主四人しかいない。この六挺櫓(漕手は6名)を含む2艘は、益軒が記した「送りの舟」2艘であろう。常時は大島番所に置かれる、定番交代時の送迎船(送りの舟)である。もしも沖ノ島にあつたとすると、足軽・漁師・神官が漕ぎ手に加わらざるをえず、不自然である。沖ノ島には水主が4人いるのだから、沖ノ島発の船も常時繋留されていた。「沖嶋勤記」の記述とは別に四挺櫓の小早1艘があつたと考える。『防人日記』にみる大島からの到着船もこれに合致する。諸事注進とあるから、福岡城からの指令

を沖ノ島に伝えるときにも使用された。こうした記述は大島の小早2艘が基本だからであろう。この小早が物資補給(米・塩・味噌・野菜など)も行い、定期便・生命線だったと考える。

一、詰方ノ内自然病人有之、御番所江難差置容体二有之候ハ、大嶋江漕送らせ可被申候、尤其節御番人ヨリ容易ニ、付添参候事ニテ八有之間敷候、大嶋御定番衆江右容体彼是委敷書状ヲ以掛合、御加子ヨリ漕送り候様取計可被申候事

島に病人が出たときは、大島に漕ぎ送った。ここで沖ノ島常駐四挺櫓小早が使用される。侍の付き添いは不可とされた。書状にて詳しく報告し、加子(水主)の責任にて送り届けよ、とある。もし付き添えば、二人がいなくなるから、番が一人となり、機能しなくなる。船は小早のほかにも小舟はあっただろう。大島・沖ノ島間往復を確実にする船が4挺櫓ないし6挺櫓であれば、後述する漁師の側も同規模の補給船(運搬船)を有していただろう。

人足二人

『続風土記』

大島より役夫二人

「沖嶋勤記」では沖ノ島を御嶋という。「御嶋江参人足(御嶋へ参る人足)のように表現している。

「沖嶋勤記」

一、大嶋ヨリ御嶋江^(参る)参人足ノ者、若悪敷者ト見江候ハ、取替候事

但、御嶋江参人足^(うちぶ)内夫江召仕候間、内夫証拋并薪証拋歸リノ節、書調差出候事

一、御嶋江参人足、百日分粮米五斗持参、一日白米五合充、過不足八歸リ算用致事

(中略)

一、人足江薪物取二遣シ、枯木・枯竹八カ(斗)リ取セ候事

人足は日に白米5合を与えられるから、待遇は侍(足軽・歩兵)と同じである。希望者は多かったであろう。薪証拋、薪物取とある。業務には薪の採集があった。生木ではなく、枯れ木・枯れ竹を取るよう指示している。内夫は未詳だが、賄いほかをさすか。「悪ければ別人にせよ」。わずか9人で100日も過ごすのだから、人足の人選は任務の成否に関わった。病人が出た場合

と同じで、大島に戻せばよい。

七日忌明と沖津宮祭礼・祭日は不定

『筑前国続風土記』

春三月、冬十月、両度祭あり、むかし大宮司ありし時は、秋も祭り有しか、近世は秋を略して祭らず、風烈く、^(吹)ふけは、^(荒)波あらし故、渡事あたはず、故に祭日は定らず、社人は唯一人大島にあり、其家を一ノ甲斐と云、河野氏と称す、社人此島に着たる日より、毎日潔齋し、第八日に当る日祭る、かねて魚をつりて神膳にそなふ、魚を得されは祭日を^(暮る)のふる『防人日記』

四月と十一月と、両度の祭あり、神主大島より渡り来る、其渡り来て第八日にあたる日に祭をなす、祭日とて定れる日はなし、

十六日、大神の宮に^(参る)まゐるとて、まづ正三位の社に額つく、

『同』

此の島に来る例、七日の間毎朝に海潮にみそぎして、山中に入ることなし、七日に当る日に、正三位社志賀の神を祭るといふに、まゐり、八日に大神の宮に、まゐらる、毎朝に海水を浴みて、正三位社にまゐることは、其の後も日々に同じ、大神の宮には、つねにはみだりに参ることなし、神威を恐れてなり

「沖嶋勤記」

(在番の侍は大島以来、沖ノ島でも継続して垢離取りを続けた。)

一、大嶋着船翌日ヨリ毎朝海二垢離力キニ行候事

一、御嶽宮・中津宮・岩瀬御拝所江参詣致候事

(中略)

一、御嶋江出舟ノ節、神酒壺升并為土産酒式升持参致候事

但、神酒八七日過、参詣ノ節ニテ御神前江備ル事出船ノ節、新着ヨリ振廻致候、船頭一同二呼

一、御嶋着船ノ節、古詰ヨリ振廻致来リニ候、其心得ニテ福岡ヨリ諸品々用意可致事

一、御嶋着翌日朝ヨリ垢離力キ、七日ノ間何方江モ行間鋪候、尤着日ヨリ七日忌明ノ事

(中略)

一、四月・十一月、為御祭礼河野遠江守下社家共被致渡海、着ヨリ七日間八垢離ヲ力キ、八日目御祭礼、其内八自分共ヨリ御殿ノ事^(おまつ)諸事致候事

一、御祭礼ノ節、垢離ヲ力キ、上下着用参詣仕、参殿ニ相詰ル事

『宗像神社史』下・沖津宮年中行事(294頁)に、南北

朝時代、御手長の竹を沖ノ島から辺津宮にもたらす神事が行われていたことが明らかにされている。日和をみての航海であったから、渡島の日は決まらない。祭りの「日波不定」、つまり日時は定められていなかった。

種信が到着した寛政六年四月九日は、グレゴリウス暦(西暦)に換算すると、1794年5月8日に該当する。穏やかな気候にちがいない。ただ種信は三月晦日にはすでに大島にいた。出発までに10日を要した。

- 1日 朔日には潔斎、御岳登山
- 3日 河野ぬしの家で酔いしれて遊ぶ。
- 4日 風波やむべくもあらず。
- 5日にはやっと「浪風静なれば、船出せよ」となったが、追い手が吹かなかった。「柁取遙なる舟路にしあれば、追手のおりずば、いかでか漕ぎあへぬ」船は出なかった。
- 6日目も7日目も船は出ない。8日目、追手であったが、浪が高かった。
- 9日目、風浪も叶った。

沖ノ島神官は大島の神官であり、航海の出・中・着を占う。占いでは、中らはよくない、風が凩く。海路が長すぎて、追い風がなければ漕ぐだけではたどり着かない。しかし着はよいということだったから、出発した。全7艘で、神官一ノ甲斐、河野氏も同乗である。一ノ甲斐河野氏・二ノ甲斐河野氏については『宗像神社史』下295頁にもっとも詳しく、ほか原氏注解、『同上』下526頁、『続風土記』『三社縁起』『防人日記』や、『大島村史』282、308、286頁にも記述がある。神官は、ふだんは大島からの遙拝で、春と秋に渡海し祭礼を行った。

この日四月九日、種信は沖ノ島に上陸した。交代船到着時には古詰めが振る舞いをする。歓迎会である。出船時は新着(新任)が振る舞いをした。慰労会であろう。そのため交代時に二回分の酒盛り用の品が必要だった。

無事に沖ノ島に到着できるかどうかは、日和次第であった。よって祭礼の日は決まっていない。神官も防人と同じ船に乗る。島に到着してから8日目に祭礼があった。これは注記にあるように、神官らの齋戒沐浴に7日が必要だったからである。

7日間は忌み、どこへも行ってはならない、毎日垢

離かきをするとある。神官も侍も毎朝、潮垢離をとった。俗界からきた侍・水主・人足9名は穢れた存在であった。意識する、しないにかかわらず俗界では黒不浄、赤不浄(後述)にふれたり、近寄ったりすることがあったからであろう。毎日の海での垢離かきを経て、山内に入って大神(沖津宮)に参詣できる清い体になった。

到着の四月九日から七日目の十五日に正三位社に詣った。この社は大島の沖津宮遙拝所にもある。

志賀神のよし云う

とある。沖ノ島・正三位社も大島・正三位社もともに志賀の神を祭るとされている。志賀の神であるのなら、わたつみの神だから、志賀島海民の影響があったと思う。辺津宮にも末社正三位社がある。『宗像神社史』545頁は、辺津宮息正三位社は宇佐津意美命、河内恩知大明神とする(辺津宮末社第十二殿)。『同』577頁では沖津宮二軒目の末社(うちに二十五社を祀る)のうちの正三位社は底海童命とある。これは種信が参詣した独立して社を持つ正三位社とは別のようだ。

大神の宮(沖津宮)には神威を恐れ、たびたびは参らなかつた。しかし正三位社には毎日参詣したという。正三位社は前衛の宮、入口である。格差があつて、おくの沖津宮に神秘性があつた。

なれこ石

『筑前国続風土記』

一島守の居る所は海濱に近し、後は岩也、奇石にて置をつめるか如し、又なれこ石と云石あり、初て此島に来る者は、海水に浴し、夜中に此石の辺をまはる、身の不浄をはらはんかため也、

この「なれこ石」は多くの本に登場する。

文政四年(1821)『筑前名所図会』巻八(昭和48年・西日本新聞社復刻、九州大学博物館HP)に

(註)
おれこ石

嶋守の居る所は海濱の後は岩なり、其所に奇岩あり、壘盈をつあるかことし、此石をめぐりて不浄をはらふなり

『福岡県地理全誌』に

ナレコ石

島ノ南ノ磯ニアリ、初メテ此島ニ来ル者ハ海水ニ浴シ夜中ニ此石ノ辺ヲ廻ル、身ノ不浄ヲ祓ン為メナリ
按ニ宗像祭礼記ニ奈礼古馴火ト云事見エ

『名所図会』の「おれこ」は転写での誤りらしく、「なれこ」が正しい。「なれこは「馴事」で、『日本国語大辞典』に「なれこ舞」などいくつかの用例がある。海での潔斎がいまも守られていることは周知のことである。しかし夜間に行われるとされている「なれこ石」を回り、不浄を払うことはあまり知られていない。この石が境界で、この石までは磯であり、不浄を持ち込むことがあった。

「沖嶋勤記(37頁以下)を読むと、忌み明けに際し、金蔵などにて、さまざまな清目が行われている。潮花を取り、丸裸になって三度小屋を回るとされている。「なれこ石」はみえないが、「ナレコ丸ヤ」は登場する。小屋の後ろにあるという点は「なれこ石」も「ナレコ丸ヤ」も共通する。人を清めたあとには諸道具も清める。波ノ花は清めの塩。『日葡辞書』でもシオとあるが、後掲忌み言葉も参照されたい。潮花も同じか。煮ずに作るとある御白粉餅は、^(しとぎ) 棗餅であり、切火は神前の灯火に点火する清めの火である。

金蔵にて忌み明けの行事が行われたことは、金蔵に遺物(秘宝)が包含されていることにも関連するかもしれない。

一、着日ヨリ七日目忌明^(小)ニ付、金蔵ニテ潮花ヲ取、左右ノ手ニ握り、御木屋三度廻、

但、丸裸ニ相成候事、右相濟御神具并ニ御木屋付諸道具垢離ヲカ、セ候事

一、八日目、改身^(神淨)、御殿・正三位宮・荒船宮三社江御膳上ル、参詣仕候事

御木屋ノ後ノナレコ丸ヤノ上ニ置候事

但、福岡ヨリ頼レ候何品(*紅血など、紅血は化粧用の紅を塗りつけてある小皿)ニ不寄、初参詣日ニ御殿江上ル、波ノ花ニテ清メ候事

一、御膳日前日、神具金蔵ニテ垢離カ、セ水溜ニテ清メ候事

一、御膳日、御供タキ候^(ごく)ニ、灯火^(切火)ニテタキ申候、尤ゆるり其外波花ニテ清メ候事^(圓炸裏)

一、御膳日、一六式日、五節句、毎月十三日ニ八御白粉餅上ル、糯米ヲ少々マセ、八タキ粉ニシテ小餅程ニ作り、煮ス^(煮)ニ上候事

但、前日自分垢離ヲカ遣候^(遣)上ニテ、白・杵共ニ

其外諸道具、金蔵ニテ垢離ヲカ、セ、翌朝作り上ケ候事

神饌

『続風土記』に

「かねて魚をつりて神膳にそなふ、魚を得されは祭日をのふる」

とある。

『防人日記』に

「神司はあすなん恒例の祭につかへ奉るべきとて、海人どもを率て、沖に出て魚つらず、狭き魚だに、^(魚)えず、神の御心や、なき給はぬ、など、いひあへり」

とある。島には既に漁師(海人)がいた。

「日もくれなんとするころ、おいをちふもの、^(尺)三さがあまりなるを、二つ、^(釣)つりあげたり、^{(神)(骨)}神づかさの^(骨)よるこび、^(骨)いはむかたなし」

7日潔斎しても、神饌が得られなければ、祭りは出来なかった。神官は漁師を率いて漁に出かけたが、釣れなかった。日暮れになって「おいを」という魚が2匹も釣れた。祭りができないのではないかと心配していたところに、3尺以上(「さか」は尺)、1メートルもある巨大な魚2匹が釣れた。プロでなければ釣りあげられない大型魚だ。神官はひどく喜んだ。

「おいを」は大魚(おおうお)のことで、福岡方言でブリ(原田種夫『博多方言』1956、『日本国語大辞典』)。ただし『生活史料集成』は鮪(まぐろ)としている。

神職と侍

「沖嶋勤記」

一、御膳日、御供盛候節、顔ニ手拭ヲカフリ、眼斗り出シ、盛上ケ候節モ同様ニ候事

但、御定菜ひじき、御肴さゞひ・あわび・めばる、其外キレイ成魚上候事^(え)

神饌奉納に当たっては手ぬぐいで顔を覆い、目だけを出して、息をかけないようにした。神事の作法であろう。

一、間ニ八神職同様ノ心得ニテ本分ノ趣ハ取失候モ有之候ト相聞候条、以後急度相改可被申候事(中略)

一、間ニ八御番人ト申儀ヲ取失、神職ノ様ニ相心得

被申候人モ有之歟二相聞江候、甚以心得違二付、
重畳勘弁被至度事

このように、番所勤務のなかには祭祀に参加し、神職のままに作法をしているうち、侍(在番)の本務をおろそかにするものも出てきたようだ。

磯と山

『防人日記』

此の島の大神、いたく汚穢を忌み給ふに依りて、山中にて、かりにも唾はき、小便る事なし、もしあやまちて、けがす時は、その地の土をすくひ、海に持ち出でて、磯に捨て、清き砂を、先の土取りし跡に埋みて、本の如くならしおく、

漁師はツバを吐かない、便所は海でするなど、聖なる島、沖ノ島を崇めた。

島のものは魚貝を除き、持ち出し禁止である。

ただし全島を一体視するのではなく、磯と山を区別する観念があった。引用したように、『防人日記』には小便などで穢れた不浄は、その土を磯に捨てるとあった(上掲)。

同廿五日なごろ高しとて出でたゞず、新防人の齋の中なれば、触穢とて山にもいらず、磯にのみあさる。

「なごろ」は海上に風がおだやかになった後も、なお高くうねり立っている波。その波があったので、船は出なかった。新着任の防人が潔斎していたから、触穢ということで磯にいた。つまり新旧在番は接触している。山は齋戒しなければ入れない。新任の島内警備はそれが終わってからとなるから、引き継ぎ期間でもあった。接触した古詰め(前任部隊)も穢となって、山には入らなかつたと解釈される。不浄を許さないが、磯では問わないという観念があった。

磯と山の境はおそらくいまの最初の鳥居の位置にあったのではないかと推測する。この時期に種信(古詰め)たちは新任とともに正三位社には参詣している。正三位社は穢にはおおらかであった。大神とは触穢の基準が異なっていた。

正三位社の上にある鳥居がこの場合の結界であった。

沖ノ島の建物

島には社殿と神官の宿泊所、そして在番衆の御番所

があった。御番所は障子のある建てものだった。また交代小屋(木屋と表現されている)があった。足軽三人のうち非番のものが交代で休む小屋か。

一、御嶋ノ儀ハ一切御足軽受持ノ儀ニ付、御加子御木屋損シ所等ノ儀モ手元ヨリ取計ノ事

御加子(水主)小屋も別にあった。修理は足軽が担当した。これ以外に、漁師の小屋があった。大島のみならず鐘崎もきた。

鐘崎の漁師

漁師が江戸時代から沖ノ島で操業していたことは、

『沖嶋勤記』寛文十二年(1672)閏六月に漁人参候節、当時ニテモ交代木屋ニ召置被申間鋪候事

とあることからでも確認できる。漁師は別に小屋を持った。宗像七浦たる大島、金崎(鐘崎)、初浦(波津浦・岡垣町)から漁師が来た。

『続風土記』

大島、金崎、初浦の漁夫、春夏秋の間来りて漁す、其外他方よりは来り漁する事ならず、

『防人日記』

爰より御社の東の峯をつたひて下る所を、金崎といふ、こは先に金崎の海人等が漁に来たりて、いほりせし地なり、故に、しか名づけたり、いまは来らず、鐘崎という地名は『沖ノ島』報告書にも書かれている。

カネザキは天然記念物の石碑のあるあたり。社務所のはし。鐘崎の漁師は、(当時)いなかった。大島の漁師の小屋はオマエとカネザキ、両方にあった(宮本)。

「カネザキみち」といった。軍隊(海軍兵舎)に行く道。鐘崎の漁師はいたとしても「獲って逃げ(とつてにげ、日帰り)泊まることはない(佐藤)。

「沖ノ島周辺での漁は大島の漁師優先で、という暗黙の了解があります。ですが、もし鐘崎の漁師が来たとしたら、何時までは鐘崎側が釣りをして、その後は自分たちが網漁で、などと漁師同士で話し合っていますね(『しま』227、94頁、「海と島の日本・XII」2011、1日本離島センター)。

沖ノ島は宗像郡大島村であったから、沖ノ島での地先漁業権は大島村漁協にあった。ただし沖ノ島の帰属が確定したのは明治の後半である(後述)。金崎(鐘崎)

漁師の来島が江戸時代に遡ることは、天明五年(1785)八月の沖津宮社格目録に「大島・鐘崎の漁師の同島に漁に行ったときの小屋掛けは、神事船の船引き場を避けて作ること」、「大島鐘崎からくる漁民のために、一甲斐河野氏に命じられた大島肝煎が正三位社神前で龍宮祭を執行し、大漁満足、渡海安全を祈願した(『宗像神社史』517、335頁)」という記述からわかる。

捕鯨 肥前松浦郡

『防人日記』

(七月)四日

壱岐の方の海に、白浪の山の如く高く見ゆる。あやしみ見る程に、黒く大なる魚の波をかづきてうき沈みつゝ行なり。彼物しれる海士、せみという鯨なりとそいふ(中略)。

此の海人は肥前国松浦郡の湊浦といふ所の者にて、鯨をとる時に海底を潜り鯨に縄を着くるを業とする、「はざし」ちふ者なり。こたび大島の海人にやとはれて、六月の中頃より来て、日々に鮑をかつき(潜り)とる。朝夕かつきするいとまに来ては、彼のあたりの事など物語るに、少しは旅の思いをはるけぬ。

「羽指・羽差」は「勢子船に乗り捕鯨作業の指導的役割に当たる者。鯨に接近すると舳先に立って鉞を投げ、最後には弱った鯨の頭上にとび乗って手形切包丁で鯨の潮吹鼻の障子を切りぬいた(日本国語大辞典)。原宏によると潜水夫で、「羽差はもぐって鯨の心臓を突き、頭に穴を開けて綱を着けるような荒仕事をする者」「海人のように潜ることを本業」にするという。

大島が6月半ばに肥前松浦郡の鯨取りの羽指を雇用了。ならば沖ノ島でも捕鯨が行われていた。大島の捕鯨は有名だったようで、『筑前名所図会』に鯨取りの絵が描かれている。沖ノ島の「羽差」は鯨がいないときは潜ってアワビをとっていた。種信はアワビの白玉を欲した。

『防人日記』

(七月)六日

こゝの鯨はとる人稀なる故に、世にこえて大なれば玉もありぬへし

白いけれど光のない玉は多くあった。種信は青く光る大豆の大きさの玉を得ることができ、喜んでつぎのように記した。

吾はもよ しら玉得たり みな人の得かてにすとふ
白玉得たり

『万葉集』

吾れは毛や 安見児得たり 皆人の得かてにすと
いふ 安見児得たり 藤原鎌足

この歌の安見児(采女、鎌足妻)を「白玉」に置き換えただけである。種信はこの玉をだれに渡そうと考えたのだろうか。

山口県下豊浦郡吉母村(江藤正澄の記録)

『大島村史』441頁によれば、明治二十五年(1892)に福岡・山口・佐賀3県で漁区協定が行われた。佐賀・山口県が沖ノ島での権利を主張した。公的に沖ノ島が大島の管轄だと認められたのは明治三十五年(1902)とある。

『続風土記』は筑前三浦以外に漁師は来ないとしたが、山口県人が沖ノ島で漁をしていたという記録はある。江藤正澄「瀛津嶋紀行」(『東京人類学会雑誌』7巻69号、明治二十四年、1891)に記録されたのは、明治二十一年六月二十四 - 二十七日の紀行である。信者参詣を企画した宮司倉八隣・禰宜桑野弘人が博多の町にて沖ノ島上陸希望者を公募したところ、「うべの^(博多)人、おびたゞしく出来ぬ」とある。博多での沖ノ島知名度は高く、渡島願望も強かった。一行は蒸気船瓊江丸(たまえまる)で向かい、夜11時に出て早朝に到着した。江藤はそれ以前5年ほど前にも上陸経験があったらしい。ときの福岡県令・安場保和(1835 - 1899)とその属(さかん、部下)も同船していた。

沖ノ島に着くと、社務所の迎え船一艘と西の方から漁船が二艘迎えに来て、沖合に投錨(「風をよけて島の南の方なる嶋かけに錨をおろす」)していた瓊江丸の乗客を運んだ。江藤や安場が乗った船は、「加子五六人」とある。四ないし六挺櫓のようだ。先に船を下りた加子や、先着組が碇綱を引いて磯に寄せようとしたが、波が高く、接岸に失敗した。いったん沖合に戻り、より小さな舳に乗り換えてやっと上陸できたとある。この最初の漁船に乗った際、江藤が「許のふねは、いつこのいざりふね(漁船)か」と尋ねると、「山口県下豊浦郡吉母村と答ふ」とある。江藤は「遠き所まで来りあて、すな^(漁)どりすなるは、いかに^(博多)からきわざなり」、など語

(ら)へは、「こは常のことにて、折々は朝鮮の國ちかき返も漁に行く」と答えた。

漁期のちがい

『防人日記』寛政六年

同(七月)十日、海人等漁し^(仕繰)をへて、大島にかへる、此の二日三日ばかりは、海も静なれば、帰らんとて、船出を占ふに、神のゆるし給はねばとてやみぬ、けふなも、占ふに、又前の如し、もて来し鯨鋒といふものを一つ、正三位社に献りて、畏を申しゝてかば、やがて船出をゆるし給へりとてなむ、船びらきす、夫につきて、かしこくあやしとおもふこともあれど、世に不言島としも憚り来つるに依て、つばらかには物せずなん。

寛政六年七月十日に漁師は大島に帰っていった。

神占は吉と出なかった。鯨鋒なるものを神饌として奉納したら許しが出了。鯨鋒は「あわびかね」で鯨をおこす鉄具。種信は、不言島なのだから詳しくは書かないと、微妙な書き方をしている。

この日はグレゴリウス暦1794年8月5日に該当する。数日前から波静かであった。夏型の気候配置であるが、地上が熱せられて海上よりも高温になれば、地上への浜風が吹く。追い風だった。

現在の漁師が真夏を避けて、四月か五月に沖ノ島漁を終えて戻ることとは、かなりちがう。柴田常恵「沖ノ島の御金蔵」(『中央史壇』13-4、昭和2)には「夏期に海上の比較的平穩なる折を見計らい、島の付近に出掛けて稀に漁業を営むものあるに過ぎず、之れも筑前方面のものならずして、大抵は出雲付近より冒険の気性に富むものが遠来する程度」とする。新暦五月の操業は『防人日記』で確認できる。江戸時代から昭和初年までは、八月まで操業しており、夏に終わる漁だった。柴田は出雲から漁師が来ていると記述しており、だいぶようすがちがう。

航海の難しさ

『防人日記』

(八月一日)

鐘崎の里の上なる高山を湯川山といふ、沖つ宮よりつねによく見渡さるる山なり

船を出すときは、往路なら沖ノ島、帰路なら大島と

湯川山が見えていることが大前提だった。万一明るいうちに着かなければ灯台(明かり)が必要だった。

「沖嶋勤記」

一、筑前方渡海船見江候節、夜二入候八、御山江登り、高キ所ニテ可致建火候事

船の通行を確認したときは山の高いところで点灯した。灯台である。

七月後半に交代要員を乗せて船が2艘きたが、1艘は着岸できなかった。

この年七月二十二日は新暦8月17日だから、いまの日本ではお盆時期である。

『防人日記』

(七月)

二十二日未の時ばかり船遙にうかび来、申の時ばかりに、島に着きぬ、日頃待ちわびたりし防人のかはりの船なり、いまひとつの舟、わづか一里ばかりもや、隔つらんとみしほどに、にはかに空かきくもり、北風烈しく吹きしきり、涛たちさわぎて、大海おどろおどろしくあらびたり、とかくするうちに、日もくれぬ、いと暗きに、いかゞはせんとて、さきに来つきたりし舟子どもも、あはてゝ磯に火を拳て、爰よ爰よと呼ばれども、船ありともおぼえず、浪のそこにや打入れけん、又は風に放たれて、遠呂島・呼子浦などにや流れ行きけん、夜ふくるにつけて、浪の一音は、千万の雷の鳴りはたゞくらんやうなれば、よも此の島に向ひて、柁を立てはえあるまじ、助けに行くべきやうもなければ、人々神にねき乞ひのむばかりなり、子の時ばかりに、雲少し晴れて、月さし出、なごろもすこしく和きたりとおぼゆる頃、いと悲しき声して、をらびさけぶ、すはや舟のよりぬとて、手手に手火をさゞげて、磯にいづ、舟はからくして漕ぎよせたれども、磯浪高くして、ほとほと打ちかへされぬべく見えしかば、陸なる舟子とも、磯ぶりのよする中に飛び入り飛び入りして、岸に助けあげぬ、人々いかに苦しかりけん、物いへど、舟子ら、いらへもせで泣きみたり、まして舟人ならぬは、いける心もなく、打ち臥しみたりしが、人に助けられて、水舟のうちより、衣はしとゞにぬれてはひ出づ、されど船の内人、ひとりもあやまちなく、幸かりしことを、着くも待つも悦びあへり、かく人の^(幸)からきめ、みるにつけても、帰るさのほど心もなくなん、後に、舟人の語るをきけば、大島に風守りせしほど、いさゞか触穢の事有りし、これをや、神の咎め給ひけん^(幸)とぞいふ、いとかしこくなん、

沖合に待ちわびた船が2艘、未の刻(午後2時頃)にみえた。申の刻(午後4時頃)に到着した。もう一艘は一里(4キロ)ほど離れた位置にいたが着かない。にわかに空が曇って北風になって船が押し戻された。波が激しくなると、日が暮れた。8月中旬だから7時半すぎ、戌の刻か。真っ暗になっては目標を見失う。慌てて篝火を焚いて灯台にした。「ここよ、ここよ」と叫んだが返事は帰ってこない。火が見えていけば進む方向はわかる。しかしこの嵐では沖ノ島に向かってこぎ続けることは不可能だろう。波の底に沈んだか、風のままだに呼子や遠呂(小呂)に流れ着くのか。人びとは絶望し、暗い気持ちで祈りつづけた。子の刻、深夜12時頃に雲が晴れて月がみえた。海は穏やかになった。なごろ波(おさまったあとの波)があったが、それもおさまった。すると遠くの方からかすかに悲しげなおらびごえ(おらび叫ぶ声)がした。船だあ、船がきたぞあ。全員が手に手火(松明)を持って磯に走り出た。船は辛くも漕ぎ寄せたが、磯の浪が高く押し戻される。岡側にいた先着の船子が磯の波のなかを飛び込み、飛び込みして岸にあげた。だいじょうぶか。声をかけても返事もできずにみな泣いていた。船人でもこのようす、ほかは生きた心地もせず、ぐったりしている。船は沈む寸前までに水につかっている。びしょ濡れのまま、はい出てきた。とにかく全員が無事に着くことができたので喜びあった。

のちに舟人が、大島で風待ちの時に触穢があったからこうなったといった。このせいで種信の隊の戻り船がなかなか出なかった。

この船は在番のための米も運んだはずだが、みな海水に浸かってしまっただろう。しばしばこうしたことがあったらしく、規定もあった。

「沖嶋勤記」

一、大嶋ヨリ渡海ノ節、自然風波強相成御扶持方米濡候儀有之節八、着ノ上速二千立相用可被申候、近年毎度濡米有之御償ノ義被願出候得共、以来八右願猥リニ御取用無之候事はやく乾燥させて食べるということだった。

『防人日記』

(七月)

同廿三日、海なぎたれば、けふなも舟出すべけれど、よべのさわがしかりしにまぎれて、いまだ帰るべき設ななどもえせねば、あすこそとて、隣りのかたの家に移りてをり、

同廿四日にはよしとて舟出す、二三里ばかりにや来

ぬらんとおぼしき比、風あしとて、又本如く漕ぎつれて帰りぬ、ことしはいつもよりもあつさ増りたれば、秋も半近くなりぬれど、猶涼風もたゞず、あら磯の小屋の煤たれるに、所せく物ら打ちつみたれば、いと暑けさ堪えやらす、風待つほどの住ひなれど、わびしくて有りしやうにもあらず、

同廿五日、なごろ高しとて、出でたゞず、新防人の齋の中なれば、触穢とて山にもいらす、磯にのみあさる、

同廿八日、けふは新防人の齋もはてぬれば、打ちつれて正三位社にまうづ、風もかなひぬれど、舟子もさきにこりて、いざとて舟を出す者なし、一人二人がすまふもたゆたひつゞ、とかくしてつひにやみぬ、

*「一人二人がすまふもたゆたひつゞ」は擬古表現で、動詞「すまう」が争う、「たゆたう(揺蕩)が、定まらないこと、動揺すること。1、2人が出す出さないで争ったが、定まらず、中止になった。

同廿九日、暁がたより良の風心よく吹き渡りて、海の面もなぎたり、舟人ら猶たゆたひしを、巳の時近くなりてなも、舟を出せる、日ごろは海濱の住居にわびて、帰るべき日のみ、かぞへたりしを、今はと出でたつには、さすがになごりを、をしまるる心ちす、海つち五里ばかりも来ぬらんと思ふほどより、風はやく強く吹きしきりて、浪の華も咲きさふばかりなり、櫓より懸浪うちいるれども、追手なればとて、すこし心をのどめてあたりしを、申の時ばかりには、大島につきぬ、

荒船岩

『続風土記』

荒船(社) 蛭子社 岩崎の下御手洗みたらい 船の形したる岩瀬二つ荒舟岩

『防人日記』

(四月)

十六日、大神の宮にまゐるとて、まづ正三位の社に額つく、岩崎の、さし出たるところに、御社あり、また側に、荒船社・蛭子社あり、岩崎の下を、御手洗といふ、岩間に、浪の打ちいる所あり、其海中に、船の形したる岩瀬二つあり、荒船岩といふ、荒船の神とは、風の神をいふよしいへり、

荒船岩はいまもあって、『沖ノ島』報告書にも書かれている。

アラフネは瀬、いまは波止に隠れた。山アテに使った。(宮本)

太鼓岩

『防人日記』

(五月二十七日)

防人のやどりの南の磯に、太鼓岩とて岩の根、地中より生え出でたるにあらず、磯にはえたる岩の上にすわりたる岩あり、岩の下のほど、間ある中に、波の打ち入りて、引き落とす音、鼓をうつに似たり。

太鼓の音がする。潮のみて(満干)で、ポンコポンコ音がする。いまはせん。波止ができて風ぎすぎる。

亀瀬(がめぜ)

『続風土記』

一南方磯の岸の上に亀石あり、大さ方三尺、耳、目、鼻、口、手、足、甲、尾、皆そなはりて、亀の形に似たり、亀瀬海中にあり

カメゼは知らん。ガメゼ(亀瀬)はある。社務所沖の防波堤、西のむかしのこまい波止、(間が)一艘半ぐらいしか空いていない。狭かった。波止の突端から一、二間、10尺(3メートル)ぐらい、そこがガメゼだった。崩してしもうて、跡形もない。西の波止からの向かい合い(宮本)。

御麻島・土産

『続風土記』

御麻島

此島の山中に一丁ばかり諸木生せさる所ありて草のみしけれり、御麻島といふ、いかなる故にや伝わらず

一奥津島の土産

黄精(＊おうせい・鳴子百合) 風蘭(＊ふうらん)
沙防風(＊浜ボウフウか、食用) 天南星 大葉麦門冬(＊ヤブランの根から得られる薬を大葉麦門冬という) 風藤(＊ふうとうかずら) 包橘(＊かうじ)

こば葉似棕櫚幹直 駒鳥多し 鷹 蛇 大葉 淡菜(＊たんさい、いがい・貽貝) 栄螺 海蝦 黒魚(＊めじな) 如鯛深黒多脂美味 久魚(＊ひさのうお)

阿羅 鱈(＊しび、ちょうざめ、かじき) 鯛 魚師(＊ぶり) 海鱈(＊くじら) 烏蛇在海中

此島奇境なれば、此外異木、異草、薬草など多かるへし、渡りし者見しられは、其有無しれす、

米味噌は持参するが、おかずは不足した。魚はさしみ、焼魚、煮魚と少しずつ変化を付けても飽きた。野菜はオアサバタケにあった畑でネギを作った。島にはノネギ(ノビル)やつわぶき(落)、砂地に生えたつわは大島のつわよりも長くて貴重。ハマヤゴロウ：本名はハマチカシ、沖ノ島でよく食べる。しけ込まれたときに(補給が途絶えて)食べた、発掘調査の時にもしけ込まれて食べました。ほうれん草より肉が厚い。大島にもオンボゼの丘の方にある(佐藤、宮本)。

『防人日記』

(四月)

十七日おのれが家に在し橘樹をもてまゐりて御前にうゝとて黄金谷と社殿後方にタチバナがあって、後者が種信の植えたものとされている(鍋島與市「沖ノ島の植物」・大正15年『史蹟名勝天然紀念物調査報告』第2輯、福岡県)。これとは別にオアサ畑にもミカンがあった。

『宗像 沖ノ島』(第3次)3頁に「この島にはカシ・シイ・ヤマモモが見られず、栽培植物がない」とあるが、ミカンやネギはあった。

『宗像 沖ノ島』に、大島の古老の話を知ると、「ツワブキ、ノビル、カラシナ、タキナ(水菜、ウワバミソウ)、アザミ(ヤマゴボウ)、ハマヤゴロウ、テンナンショウ(天南星)、シャクハなどもあって、ここで孤立して暮らすとしても、これらの茎・実・球根を食することによってなんとかやっけていける」とある。

もともと砂地だし、大ミズナギドリの営巣などで地面が柔らかく、ツワブキは長く良質だった。オアサ(大麻)畑の写真が『宗像沖ノ島』(第3次 図版(22頁))にあるが、狭小ながら島では限られた平坦地であった。ここから黒曜石や石器が出土している。

オアサ畑は漁民の畑があったところで、ネギなどが植えられていた。軍もここに兵舎を置いた。

上掲「沖ノ島の植物」から関係する記述を引用する。
天南星科 むさしあぶみ うらしまそう 到ル所ノ森林中繁茂シ

なるこゆり 多量ニハ非ラザレドモ発達シテ丈四五尺ニモ達スルモノ少カラズ

のびる 少量ナルモノ大ナルモノニテ食用ニ供セラル

ながいも 多少社務所付近ニ見タルモノ、元移植シタルモノノ残存乎ノ疑アリ

ふうらん 非常ニ多量、到ル處ノ森林ノ大木ニ着生セリ、又岩石ニモ多ク着生セリ
 いちじく 燈台監守ノ栽培品
 やまごぼう 可成多クテ非常ニ発育セリ
 つるな 海浜一帯ニ群生シ発育好クテ大形ナルコト他ニテ見受ケ得ザルモノアリ食用ニ供セラル
 はまだいこん 海浜ニ多シ食用ニ供セラル
 みかん 一ニノ栽培品ヲ見タリ
 たちばな 神官ノ話ニ依ルト元八大分アリシ由、父ノ参拜スル度ニ果実ヲ貰ヒ居タリト云フ、34頁追補に「御社殿の後方にあり是れ青柳種信の献納と認めらる」
 つはぶき 多量ニ海岸ノ草原ニ繁茂セリ、三尺以上ニ発育セリ、食用ニ供セラル

ほか、ぼたんぼうふうはあたかも栽培したかのようなものが多いとしている。根が薬用人参の代用になるようだ。

山アテの地名：しゅろだし

沖ノ島あたりは潜っても底が見えないので、気持ち悪くてね、スットンと30メートルくらいの深さがある(『しま』95頁)

海中地名に瀬ノ下や、たぼ中がある。

(西南の海底地名に)瀬ノ下：沖ノ島はキッテ落とし(周りはすぐに深くなる)、北はドンブカリ。その中で瀬ノ下はわりあい平地だった。
 (東南の海底地名に)タボナカ(たぼ中)：中がすぼーっと深い。すりばち、西側は浅い、大島側もちょっと浅い、西風にアンカーのとまりが悪い。

海上から山アテをして、自分がいる位置を確認する。その底になにがあるのかもわかる。

シュロダシ

シュロ(シュロ、シュロ)の木。(地名書き込み地図に宮本さんが)ピローって書いたけど、ピロージュは最近の言葉、もとはシュロっていった。ワレノ鼻からシラタキの鼻、ソネがある。山の下り、高い・低いがある。タボ中(海中)の北か東に船がいて、山あてする。船が東西に動くと、シュロが出てくるところ、引っ込むところ(見えるところ、隠れるところ)がある。それで山アテした。そこがシュ

ロダシ(宮本俊二氏)。

ある地点から見ると鼻と別の鼻が重なり合って見える。少しずれた位置になると一方の鼻が隠れる。さらにずれると鼻が現れる。尾根に木、たとえば松があれば2本見える場所、3本見える場所があった。そこともう一箇所、岩とか瀬とかを結んだ。その線を記憶して、同様に別位置の山アテの線を結んで海上で自分のいる場所を確認した。最低2本、できれば3本の線がある。山アテでタボナカのどの位置にいるのか、深いのか浅いのかもわかる。シュロダシや小屋島はよく山アテに使われた。小屋島にはもうひとつよく似た島があった。

沖ノ島の山アテはむずかしかった。円錐形の山で海岸線の凹凸が少なかったからである。

山アテは島が小さく見えるほどに遠い位置では意味がなかった。近海でも日によって、はっきり見えるときとかすんで見える日があって、微妙にちがっていて、とてもむずかしかった。(宮本俊久氏、ご子息)

『防人日記』

(七月十一日)

(白嶽^(シュロ)の北のかたに、谷あり、船より遙に見あぐるに、^(シュロ)桜欄の形して、大きに、葉も桜欄よりは長く垂れたる木、多く立つ茂れり、大島の海人ども、こを誤りて、^(谷)桜欄なりといひて、その谷をも^(先)桜欄谷とよべり、此木はおのれさきに、志摩郡の遠呂嶋にて見し、備呂といふ木なり、檳榔の類にや(後略)

青柳種信はシュロではなく、ピロウだといっている。上掲「沖ノ島の植物」に

びろう 五本あり、最大ナルモノ高サ十四尺四寸 周囲二尺五寸

*『防人日記』に船より見上げるとある。青柳種信は、沖ノ島は巨岩の島で人が上り下りできない。崖に生える木が目標であるとした。見え隠れするシュロ(棕櫚)は海上からの目標であった。シュロダシは今でも山アテの地名である。種信の時代にも、現代にも変わらない。大島にも弁天ダシなどダシ地名があって、やはり山アテに使う。

山アテは何百年と継承された技術であるけれど、いまは携帯電話のGPS普及で必要としない。いまでは昭和前期生まれの人しか知らない知識である。個人個

人でちがっていたともいう。

沖ノ島の東側ではこの山アテが狂ったことがある。波止を築く際に山の東側の岩を発破で崩して利用した。ほかの山アテに使っていた岩の形が変わってしまったから、山アテが狂ったのである。大岩は今も残っている。

忌み言葉

『続風土記』

凡此神の威霊をは衆人甚おそる、靈験むかしよりしばしば多きよしかたり伝ふ、此島にて忌詞多し、常の詞はけかれなりと云、僧尼、山伏、女人、牛、馬、鹿、鼠などは、皆別名あり、

宗像三社縁起(貝原益軒)

この島にては神事をむねとし侍れば、神事にけがれあるものを忌みて、まさしき名をいはで、名をかえていふ

死	くろやうせい	僧	まるやうせい
六畜の類	よつ	鳥	くるとり
女	ほとめ	衝	ためし
塩	なみのはな	升	はかり
未醬(みそ)	ひしほ	酢	みみとり
尼	かみなが		

* ようせいは意味不明。曜星か。

『防人日記』

(七月十一日)

防人にある日数も、やうやう立ちぬれば、かはりの舟やくると、日々に山に登りて、南の海づらなながめつゝぞある、忌詞なんどもやうやう還るべき間近くなりてそ、えあやまたずなりぬ、此の島に忌言あり、仏経僧尼等を始めて器やうの物にも忌名あり、されど古のは失せ果てたりとみえたり、今いふに皆海人等が定めつると覺しくていやし、

忌み言葉には「飯・キワ、箸・ヨロズ、杓子・キワマガリ、味噌・ヨウセ、酒・チンタ、醬抽・タマリ」などがある(『宗像』第一〇号、昭和三六年一〇月)。天明五年『沖津宮社格目録』では、柄杓類を曲り、味噌をヒシヲ、僧・尼を丸ヨウセイ・髪長、馬をハネヨツ、女をホトメなどという(「澳嶋いミ詞」)。

『大島村史』(586頁)

私が昭和十年ごろ、島の古老から収録したときには五十数種類あったことを記憶している。その記録も今はない。ここに新聞などで発表されたものを掲

げてみよう。(上記は略)

福日新聞(西日本新聞)

飯	キワ	小便	アマケ
しゃくし	キワマガリ	みそ	ヨーセ
しょうゆ	タマリ		
みそ汁	ヨーセノヨー、	セノ	
岩・石	マリヤ	はし	ヨロズ
火ばし	ヒゾー	酢	ミミトリ

古老の伝承(佐藤市五郎七五歳・河辺嘉十郎七〇歳)

ねずみ	イナカ	米	シャリ
ねずみの巢	イナカノジョウロ		
猿	カキヨツ	出産	赤不浄
岩・石	マリヤ	死亡	黒不浄
しょうゆ	タマリ	すら	ヨーセ木
沖ノ島	オイワズ(不言島)		

以上沖ノ島では他の場合と同じく、古来「シ」「ス」「チ」の音を忌んだといわれているが、右の例でもわかるように、これらの音をさけるためのものが多い。(『大島村史』)

『神社史』に「死」「僧侶」「鳥」などは忌み言葉として使わないとあります。現在でもそれらの言葉は何となく使いません。(『しま』88頁)

漁師は昔から沖ノ島のことを「いわず、いわず」と言いよりました。(『しま』224、96頁)

沖ノ島では、死とか死ぬとかいう言葉は使ってなかったですよ。死に関係するものはだめだったです。昔は家族に不幸があったら、一緒に釜の飯を食わなかったと聞いたね。ご飯を炊く時にも襖をしてから火を点けたらしいよ。自分たちも、正月には垢離をとってこい、って言われたこともあったね。(『しま』99頁)

俗に澳御号と唱奉り(『筑前名所図会』)

『筑前国続風土記拾遺』

隣国海辺の者、オンガウ島或は沖ノオンガウ杯、いへり、オンガウとは御神の儀なるへし

『宗像神社史』に「筑前国宗像三社霊験記は、主として沖ノ島の神験について、福岡の隠士森旧翁の語るところを、宝暦五年(1755)九月、田仲慶が筆録したものであるが、その中に沖ノ島の忌詞について記してある。さらに沖津宮社格目録(当社所蔵)は、表紙

に天明五年(1785)八月とあり、沖ノ島に関する種々の事項を記してあるが、その冒頭に「澳嶋いみ詞」の条があって、多くの忌詞を載せてある。委細は第十二章崇敬・信仰において記述する。とあるけれど、12章(崇敬)に該当箇所を発見できない(信仰という項目もない)。

なぜ沖ノ島といわないで、「いわず」とか、「おんごう」と呼んだのか。どうやらオキノシマのシ音を避けたいらしい。近代の事例に関していえばメシ、シャクシ、ハシ、ヒバシ、ミソシル、シオも避けている。たぶん「死」に通じるシ音を含むからであろう。

チを避けたのは「血」に音が通ずるからではないか。前者が黒不浄、後者が赤不浄である。「ス」音を避けた理由はわからない。

『沖ノ島』付図(第3図：地名地図)にイナカノジョウ口がある。上記によれば「ねずみの巢」の忌み言葉らしい。

ただしシ音を避けたとすると、『三社縁起』のいう「衡」を「ためし」と言い換え、「未醬(みそ)」を「ひしほ」(醬の古語)と言い換えたことについては、説明できない。種信は古来の忌み言葉が消えて、漁師の使う卑しい言葉に変わっているという。上記報告には旧新二種の忌み言葉があるようだ。

沖ノ島への航海は常に危険を伴う。漁師は禁忌への抵触をひたすら恐れ、避けた。

僧の忌避

益軒も種信も、島では仏経僧尼という語を忌避したとする。尼はもともと来ることはない。宗像社が神仏混淆であったことはいわずもがなで、阿弥陀経石や色定一切経に歴然としている。

鎮国寺では沖津宮田心姫神の本地仏は大日如来とする。中津宮は釈迦如来、辺津宮は薬師如来、許斐権現は阿弥陀如来、織幡明神は如意輪観世音が本地仏としている。

宗像大菩薩御縁起(『神道大系』神社編宗像)でも宗像三所大菩薩一所二御遷座事

第二者 湍津姫 居左間。本地釈迦如来 小神織幡

第一者 田心姫 居中間。本地大日如来

第三者 市杵嶋姫 居右間。本地薬師如来 小神許

斐
已上奉号惣社。

としている。廃仏毀釈以前、沖ノ島にて仏の信仰を拒んだということはありえない。タブーではなく畏敬から忌み言葉にした可能性が考えられる。ただ『筑前名所図会』での沖ノ島描写には仏教的な要素を見つけないことができる。

島外不出と女人禁制

『筑前国続風土記』

一此島の竹木土石など取来る事、神の、を(惜)しみ玉ひて、必災となるよし、いひて甚おそる、みたりに島の物をむさほり取てあらさは、誠に神の崇あるへし、但正神は俗のいへることくに、鄙吝なる事は有へからず、

『筑前名所図会』

もし盗伐取船中に隠置ときは風あらくして出船することあたわず、恐れて是を返せは船^(たちまちでる)乍ち出；

宗像の女神は女性に優しい神様である。『続風土記』、『宗像三社縁起附録』『防人日記』、いずれの本にも、島のものを持ち帰ることが禁じられていたことは書かれている。だが女人禁制のことは見えていない。江戸時代には女性が沖ノ島に行くこと自体が想定されていなかった。『防人日記』大島の記事に触穢として女性の「月のけがれ」をあげている。赤不浄を忌んだ。前近代には、現代人のように生理用品が使用できない。現代の感覚とちがってもやむを得ない面があった。

忌み言葉では徹底して死(黒不浄)を忌避している。女性が沖ノ島に渡った場合、長期滞在するから生理(赤不浄)となることは必至である。教義上、女人禁制にせざるを得ない。

急に深く落ちることもあり、海女漁には元々向いていない。大島の漁師の感覚と江戸時代以来の観念と共通性を感じる。

「沖嶋勤記」

一、御嶋ノ廻り自然不浄物流寄候ハ、突流シ可被申候、右様ノ物漕^(ママ)余候儀ニテハ有間舗事

沖ノ島はいまでも朝鮮半島からの漂流物が多いと考えられる。ここでいう不浄は流れ寄るものだから船や人ではないだろう。突き流せとある。内容はわからな

い。

タブーを犯す人

福岡藩主黒田長政の命により、キリスト教宣教師が沖ノ島に上陸し、タブーを破って宝物を持ち出すという事件があった。慶長十四年・1609年のことである

貝原益軒『筑前国統諸社縁起』(益軒全集・明治四十三 - 四十四年刊所収)にあって、相当に広く知られた事件である。

『筑前国統諸社縁起』

一、長政公御入国のみぎり、澳津宮神宝の事、聞召及ばれ、御覧可被成との御意候へども、神職も、つねの者も、神威に恐れ、御ことわり申上候ゆゑ、しからば、耶穌は神を恐れぬ者なればとて、其ころまで博多に有之候切支丹寺の者に仰て、御取寄なされ候。初、御覧の後、色々の神器共、御やぐらに入れおかれ候へば、頻に鳴動し、をりをり、光物など飛出候ゆゑ、かやうに神慮にをしみ給ふ物ならば、返納なさるべきとて、又耶穌持渡り、本のごとく納め置候へと仰付られけれども、彼者どもにも、何ぞ甚しき御崇ありけるにや、国主の仰なれば、一度は相勤候。もはや此上は御免被遊候へと、頻に御ことわり申上るにより、時の神職四郎右衛門を召寄られ、神器を御渡し、本の如く、返納仰付られ候。其後、四郎右衛門存候は、とかく神宝^(書)あらはに有之ゆゑ、かやうのあさましきことも出来る也。所詮、島のうちへさへ納め候へば、皆神物なりと了簡し、何がしとかや申谷に、埋みたるよし、申伝へ侍る。金の機物、其余、女工の具共、皆金にて候由、四郎右衛門何と仕候や。右神器うづみたる所を、子どもに不申聞ゆゑ、今において其所しれ不申候。

「御入国のみぎり」とある。慶長五年(1600)黒田長政が福岡に入府し、早々に、沖ノ島の秘宝についての情報を得ている。巷間に流布していたものか、周辺の学者が発言したものか。既にこの段階では沖ノ島秘宝の存在は知られたものだった。黒田家はキリシタン大名である。父如水の洗礼名はシモン、長政はダミアンだった。1604年シモンの葬儀は福岡の教会で行われている。長政はローマ字印章：Curo NGMS を用いた。『イエズス会日本報告集』1609年によると、キリシタンであった秋月領主黒田惣右衛門がその甥である筑州(長政)にキリシタンの合法的居住許可を要請しているが、長政は認めている。かれについては「偶像崇拜者」とあ

るから棄教はしていたが、キリスト教には依然、親近感があった。

なおこの時まで神宝は「あらは」ということで露出していた。ふたたび何とかという谷に埋めたと記録された金の機物について『沖ノ島』10頁は現存の金銅製機織具とは別で、いまでも埋まっているとしている。

この事件はキリスト教協会側にも記録が残されている。ジョアン・ロドゥリーゲス・ジランによる『1609年年報』である。

博多の市から三十里離れたところに或る神に捧げられている島(*沖ノ島)がある。異教徒たちはその島からつまらぬ物や価値のない物(でも)運んで来ることは著しく不敬な行為だと考えており、その掟に背く者はかならず罰を受けると言っている。そしてこの島にこの地方の人が住もうとしないのはもとより、他の地方の人々からも忌避されている。さらにこの島では一年を通じてほとんど収穫がなく、そのためにその島に住んでいる仏僧は辛うじてごくわずかの食料を手に入れるだけである。こうした事情を考慮し、さらに状況が悪化しはしまいかと心配した仏僧は、或時、殿にこの島の神社の中に多くの財宝や価値のあるものがあるに違いないと言った。この言葉を聞いた偶像崇拜者の殿の貪欲な心の中に欲望の火が燃え上がり、何人かの家来をその島に派遣しようとしたが、各々がその役目を嫌がった。この様子を見た殿は異教徒をその島に送りこむのは難しいと判断し、心の中でこう言った。「キリシタンは神を恐れぬという噂は本当であろうか」と。そこで(軍勢の中で我らの教えを信奉していたために追放されてきていた)籠手田ゼロニモを呼びよせ、彼に自分の考えを伝え、ただちに船に乗ってその島へ向かうように命じた。この立派なキリシタンは困難をものともせず同じ信仰を持つ何人かの同志と語らって船に乗り込んだ。すると空には厚い雲がたちこめ激しい嵐が起こって一行を脅かし、海には波が逆巻いて船を危険な状態に陥れた。それにもかかわらず一行は無事島に辿り着いた。(ゼロニモは)仲間とともに船から陸に降り立つと金目の物や値打ちのありそうな物を集め、最後に偶像の神殿に行き、それを粉々に壊してしまった。こうして役目を立派に果たし終わると島を離れ、獲得した品物を持ち帰った。そして博多に着くとただちに殿のもとに行き、持参した品々を差し出した。それで彼が出かける前にゼロニモの大胆さを嘲り、一行が神から大いなる懲罰を受ける

と予言した人々は赤面し、それまでは偶像に対して抱いていた敬意を爾後は我らの教えに対して抱くようになった。

上記は鳥居正雄氏による訳で、原本は天理図書館蔵

Lettera Annva del Giappone de 11609. e 1610. Scritta al M. R. P. Clavdio Acqvaviva Generale de 11 a Compagnia di Giesv. Dal P. Giouan Rodriguez Girano. In Milano. MDCXV. 141 pp.

であるが、未見。おそらく原本に沖ノ島とはないはずだが、益軒の文章に照らし合わせれば、沖ノ島を舞台にした事件であることは明白である。長政が沖ノ島宝物を再び島に戻したことは、キリシタン側記録には書かれていないが、事実であろう。ほか柴田常恵・前掲論文参照。

(2) 神島・沖ノ島と大島

地籍図(第2図)を見ると、現在の沖ノ島は2988番と2989番、2990番の3筆である。

2988番はむろん境内地で、所有者は宗像大社、面積は68万3510平方メートル(登記簿ではもと六八九式0式 m^2 を訂正)と広大である。登記簿は明治大正のものが見つからないが、閉鎖登記簿をみると、昭和25年7月6日譲与に依り昭和27年3月12日に宗像神社の所有権を登記するとあり、それ以前は大蔵省が所有者だった。福岡県保管文書に依れば、昭和5年段階でも「官有地」のようで、昭和12年に陸軍築城基地本部部長より県知事に、沖ノ島を軍事用地とするという現状変更の届けが出ている。経緯は未詳で、灯台敷地はあったが、昭和25年に全面的に神社に返還されたい。

後者の二筆は島全体の微々たる部分にすぎない。2989番は22平方メートル(登記簿では訂正して七式 m^2 、2990番は181平方メートル(登記簿ではもと壱式五 m^2 を訂正)と狭小であった。桁が4つも5つも違う。その所有者は宗像漁業協同組合である。当初は大島漁業組合で、漁協の合併によって名義が現在のものになった(宗像七浦のうち鐘崎漁協は宗像漁協には含まれていない)。地籍図を見ると島の東側に二筆があるかのように見えるが、実際は南側にあって、社務所の近く、

船引き場、船を引き揚げておくだけの面積であった。何かの接岸施設を作った経緯があり、それが登記(土地所有)に反映されたのかもしれない。こうした筆が分筆(枝番)ではなく、登記の当初から各筆として設定されていたことは、土地利用を考える上で重要である。

広大な島の神社有地(2988番)の一部を借地して、信仰とは異なる目的で土地利用がなされてきた。

その1は上記の大島をはじめとする周辺の漁民(大島漁協)で、小屋も建てられた。

その2は灯台である。灯台は戦前には海軍水路部、戦後は海上保安庁の管轄であった。

その3は戦時中の陸軍省(砲台)と海軍省であった。

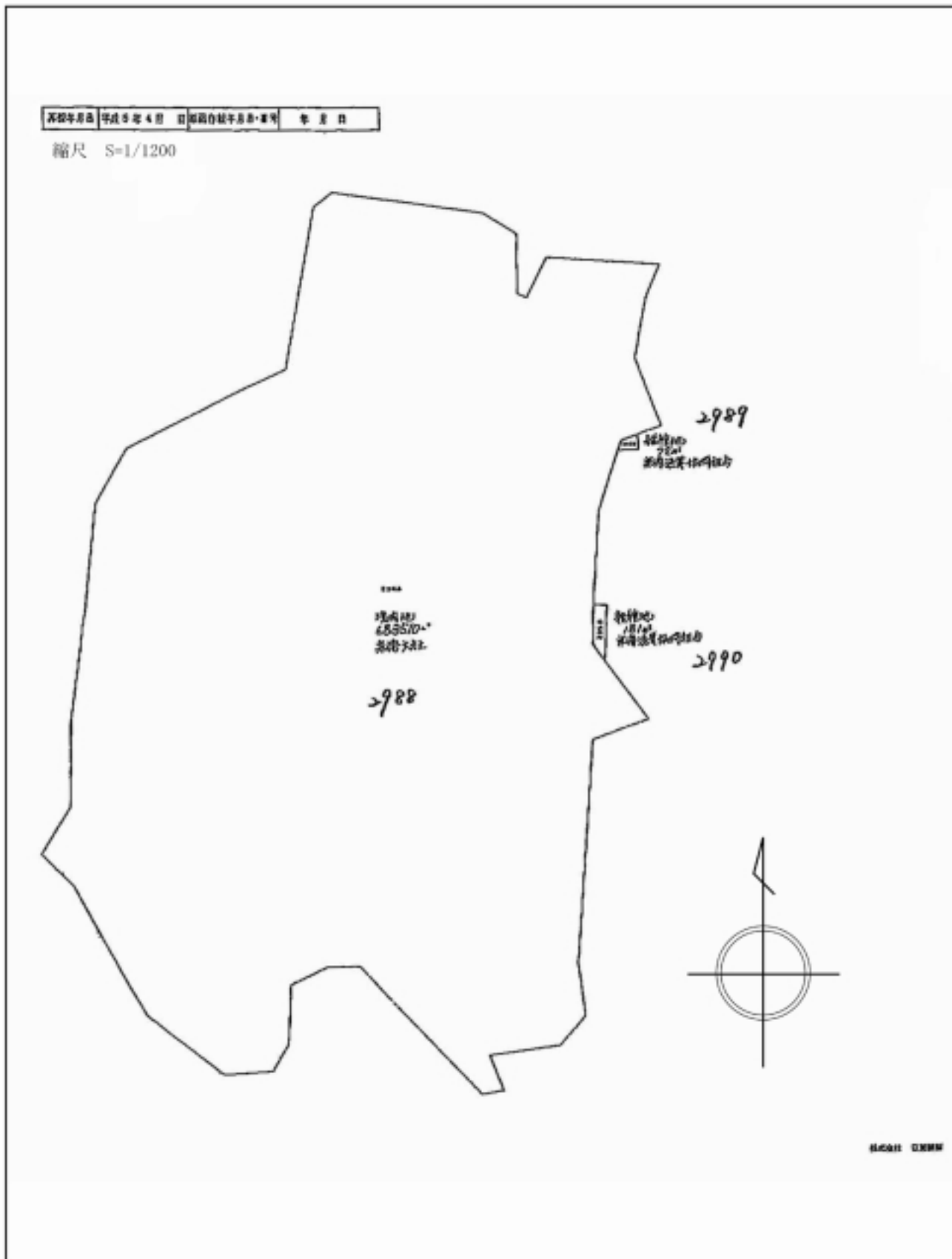
2(灯台)は明治38年4月初点(灯台のプレートは「沖島燈臺 初點明治三十八年四月、改築點燈 大正拾年拾貳月壹日」と読める。『大島村史』528頁では佐世保鎮守府により灯竿および望楼が建設されたのは明治37年4月とある。『宗像神社史』11頁も明治37年4月建設。一年ちがうが建設着手から点灯まで一年を要したのだろうか。灯台守は10日交替で、ふだんは大島に住んだとある(『しま』98頁)。缶など燃料運びは大島の人が雇用された。

3のうち沖ノ島砲台の竣工は昭和15年3月(『大島村史』532頁)、沖ノ島海軍防備施設は昭和17年7月に「完了」した(同540頁)。陸軍省下関要塞部管轄の砲台には、一個中隊(約200人)が置かれた。兵舎はオワサバタケにあった。弾薬庫は岩穴にあった。将校宿舎そして海軍兵舎はウスグラとよんだ場所にあった。そこは岩の下に朽ちた臼があった。海軍省では潜水艦対策の音波聴取を目的とした部隊を置いたとあるが、主力は大島か。昭和20年8月までである。

現地にはいまも陸軍用地の境界石標が残されている。実測と厳格な境界設定がなされた。

1の漁業はみたように江戸時代には遡り、いまでも行われている(ただし小屋に戻らず、船での停泊が主流)。

大島漁民による沖ノ島漁業については、前掲の土屋久「宗像沖ノ島の神事と大島の暮らし」(『しま』227)が詳しい。筆者が大島にて宮本俊二氏や佐藤千里氏から聞き取った話しは以下のようなものである。



第2図 沖ノ島地籍図

沖ノ島は魚が豊富で量も多かった。漁業関係者は、早い船は10月から、日和を見て島に渡り、小屋に入って漁、旧正月の直前までいた(旧正月は閏月の有無で異なるが、多くは立春前後)。そして旧正月の間は「よこうて(憩うて)、休みが終わると彼岸の頃、再び来島した。春先、4月5月までいて大島に帰島した。冬(10月から2月はじめ、5ヶ月)が長く、春(2月後半から5月、2ヶ月半)は短かった。

小屋は神社有地を借地した。5、6棟はあって、1棟には1ないし2家族が入った。船1パイ単位で1パイか2ハイ。最年少者が1棟分の賄いを担当した。30人近くが生活した。釣り漁が多かった。(佐藤千里氏)

どじょうの頭をくびって、疑似餌みたいにしてい、ぶりを釣った。竿はなし、手で釣る。昭和20年頃の糸は絹糸のよった糸、柿の渋でずーっと付けちゃ干し、かわかしちゃー付け、付けちゃ干し、固うなって扱いはよかった。(手で操るから)切れない。テグスというものはなかった。後にはピアノ線。ワイヤー、針のどこまで五尺ぐらいつけて(テグス部分か)。

上げるときは大きなブリカギ、殺しちやいかんから、腹へいかんごと、ちょっと背中に浅めでかける。あんまり浅てもいかん。タモですくうこともあった。ワイヤーで手を切らんごと、肩からぐーっと回してそのまま上げた。いけすに入れる。「おおせ」もいた。川にいるサンショウウオに似ている。沖ノ島におったけど、いまは絶滅。前は一年に一回、祝い事でとってきて食べていた。いなくなって買って来たこともある。卵じゃなく胎生、生まれていきなり泳ぎ出す。フカも胎生です。1mぐらいにはなるとでしょうね。
オオセ：テンジクザメ目オオセ科オオセ属

クロはくろくろっていう。シイオもいた。久の魚(『続風土記』)ってなんだろう。

釣った魚はいけすで生かしておいた。加工せずに、鮮魚の状態本土に送った。運搬船は沖ノ島で小屋がけする漁民のうちから、当番がなったり、大型の船を特別に雇ったりした。搬送先の港は神湊が主、戦後は福岡にも行った。氷のある時代には下関の製氷場から運んだ大きな氷を使用した。氷倉庫の跡はいまも浜の鳥居の横にある。冬季だったから、もと

もと腐りにくかったが、下にアンペラ(竹の皮を細く編んで作ったむしろ)。簀の子状のものを敷き、むしろをかぶせて水をかけて、魚が乾かないようにした。できるだけ生かしておく。運搬船に載せるときは、しめた(いきじめ)。氷のない時代はよくわからないが、いけすを活用しただろう。

帆船時代でも追い手(追い風)を得られれば沖ノ島から4、5時間で神湊に入ることができた。しかし時化れば魚を腐らせた。一部は塩漬けにした。(宮本俊二氏)

「親父は当時、二、三日に一度、沖ノ島から鮮魚運搬船で魚を運んでおり、朝売りに間に合うよう大島へ夜中に戻ってくる。市場に魚を出したあと、沖ノ島からの手紙をもって家に帰ってくるんです。学校に行く前、それを一軒ずつ配るのが僕の仕事でした。それで、どの人が沖ノ島にいるのかわかりましたね。昭和三〇年代のことです。(山口國一氏、『しま』93頁)

沖ノ島での漁業生活を真に支えたのは、この運搬船が保証する販路である。販路がなければ漁業の意味がない。運搬船が大動脈である。回数は少なかったにせよ、帆船時代であっても、沖ノ島の生活がある限りは、必ず往反したはずである。

漁師はせっせと家族への手紙を書いた。

『防人日記』にも
(四月)

十一日、さきの防人、例の事どもし^(終)をへて、船出す、家に文ことづく

と交代で福岡に帰る前隊に、種信も手紙を言付けた。

『沖津宮』(宗像神社社務所・幡掛正木編輯・昭和三年、1928)の口絵写真(写真1)をみると参拝記念写真の背景、左側に茅葺きの小屋があり、前には網が干されている。右側にも小屋の屋根が写っている。漁師の生活する小屋であろう。

『筑前名所図会』に澳嶋図(第3図)がある。刊本では文字がつぶれてよく読めないが、

本社、金水、御供、お前、舟付、一ノ岳、二ノ岳、三ノ岳・白岳ともいふ

などとある。本文に「田畠八少もなし」ともある。

建物は本社の本殿(神殿方九)、拝殿、撰社三棟、推定御麻畠の一棟、御供(所)一棟、お前に二棟、東側に

二棟が描かれている。舟は舟付に東を向いた一艘と、西を向いた四艘が描かれている。西側二棟は御番小屋、東側二棟は漁師の小屋ではないか。

小屋は昔から修理して使ってきた。ホンのバラックのトタン葺き。寿命？

わる(悪)なれば取り替える。自分でする。専門大工はいない。何年でも続く。石の崩れた土、掘っ立て。

寝るとき畳はない。浜の砂利をずーっと敷きつめて、むしろを敷いて寝具。

砂利を取り替えたならまた暖かく、気持ちがよくなる。むかしの人がそうだった。わたしのころはそういうことはなくなって、家にある古畳を持っていった。(宮本俊二氏)

漁師小屋は昭和四十二、四十三年ごろまであった。そのあとは船が高速船化して日帰りができるようになった。ブリは7、8キロでいまは1万円、そのころはブリの値はいまの10倍もよかった。当時でも1万円(『しま』94頁、当時電車の初乗りが10円か20円だったから、いま物価は10~20倍になっている。当時は1匹で20万円近くしたようだ)。

大島200人の漁民のうち60人ほどが沖ノ島に渡った。しかし高等小学校(中学校)を卒業した少年にとっては、遊ぶところが何もない島に行くことは「島流し」だった。むろん女性はひとりもない。

シケシラス(時化知らず)は『沖ノ島』や佐藤千里氏によれば西側ケンザキ、クズレあたりの瀬ノ下をいい、コチ(東)やら八工(南)の風を避けることができた。ここを宮本俊二氏はシケシラスとは認識しておらず、東側、ツナトリゼの北側をシケシラスという。北風西風が避けられる。

島にはオガチ(オオミズナギドリ)が、小屋島にはウミスズメがいた。

ウミスズメ、卵はうまいよ。親がいるとかわいそう。立派な卵、巢にふたつぐらい。抱いていたり、ほったらかして沖にいったり。卒業式がむかしは4月。それから行く。3月4月は卵がヒナにかえっていることはない。殻が弱かった。ちょっと当たったら割れる。フノリの箱に並べておくか、すぐに湯がくか。

*オガチ(オオミズナギドリ)の産卵期と漁民の滞在

時期は、ずれていた。

オガチは親を焼いて食べた。卵を産む頃は梅雨時。そのときは漁にはいない。カモメの一種、夏になったらくるよ。オアサバタケ、歩きよったらリュウノヒゲ、その下の奥の方に(巢があって)足がずぼっと入る。オウゴンダニまでは入ったことはない。

天然記念物の保護観念が稀薄だった時代の話である。

大島で発動機船が建造されたのは大正八年である(『大島村史』442頁)。『大島の歴史と文化』57頁に同年6馬力の発動機船幸運丸進水とある。

『筑前鐘崎漁業誌』429頁によると、日本で最初に漁船が動力化されたのは静岡の試験船富士丸が明治三十九年。鐘崎では、大正二年佐屋形丸(運搬船)が最初といわれる。沿岸漁船が動力化したのは昭和三年らしい。その後動力化が徐々に進行したとある。動力船は使われていたかもしれないが、主力とはいえず、貧しい漁師は継続して帆掛け船を使用していたらう。

明治三十八年、もうその頃にはおっとる。神社日記(日露戦争記事)の欄外に但し書きみたいにして書いてある。動力船の登場以前、帆船時代から。大正六、七年に動力船、その前は帆掛け船、櫓押し。大島には船大工がたくさんいた。

『大島村史』に安永三年二月一日沖ノ島に漁業に行く漁船の遭難で死者が8人でたとある(191頁)。出典は不明である。事故は多く、信仰や禁忌はそうした事件と密接に結びついていた。

水は波止の東に流れていた。社務所も軍隊もこの水を利用した。オウゴンダニの下流であろう。神官の畑もオマエに少しあった。灯台の人たちは山上に小さな耕作地を持っていた。現在は太陽電池で発電するが、その前は自家発電、その前はランプ生活だった。

海女の活動は大島だった。沖ノ島には行かない。

アワビは夏場は岩の下にいる。冬場は水温が低いので岩の上。冬場に海士(海女)を入れたら一網打尽にしてしまうので、大島では規制しています。(『しま』96頁)

海女はシャツだけ。むかし、スーツはない。ずーっと潜っていたら夏でも寒い。冬なんか寒くて潜れない。

⑤ . 宗像の島々：小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌



写真1 沖津宮参拝祈念撮影

(『沖津宮』宗像神社社務所・幡掛正木編輯・昭和3年、1928)



第3図 奥州之圖

(『筑前名所図会』)

(3) 沖ノ島・大島・小呂島の地名

沖ノ島には生活の必要上、多数の地名があった(第4図参照)。そしてそれらの多くは貝原益軒の時代に同じであった。おなじ生活が継続されてきたといえる。沖ノ島・大島(第6図参照)とも海岸地名が多い。瀬床である。それらは、ほこつき漁(近代では箱ガラスで魚やアワビを探し、船から突く)に、あるいは山アテに、とくらしに必要なだった(先述)。

沖ノ島は大島村のほかには瀬渡しで釣り人がやってくるが、生活のためではなく遊びであるから、その範囲で許容されている。

その瀬渡しでの釣り人が使う地名もある。瀬渡しは博多や神湊、津屋崎などからであろう。この地名は大島漁民が使用する地名と一致するところもあるが、多くは異なっている。大島の漁民にたずねても知らないというものが大半であった。地名地図では大島漁民が使う地名に限定し、瀬渡しのパフレットに載っている地名は参考に図のみあげておく(第4図)。



第4図 瀬渡し業者が使っている沖ノ島の地名、通常大島漁民が使っている地図とは異なっている。

沖ノ島の地名(小字は沖ノ島のみ)

1 おまえ(御前)	2 おたか(御高)	3 太鼓岩
4 荒船(あらふね)	5 がめぜ	6 かねざき
7 かんす	8 えぼしいわ	9 くずれ
10けんいわ(剣岩)	11かっさき(柏崎)	12おもてぼん
13ぼんの崎	14うらぼん	15こぶ
16のりぜ	17のりぜのかべ	18おおたに
19おうべら	20しゅるだし(しゅるだし)	21われのはな
22こばな	23しけしらず	24つなとりぜ
25ひらせ	26ながせ	27おおいわ
28のぞき	29たぼなか	30せのした
31おあさばたけ	32一ノ岳	33二ノ岳
34しらたけ(白岳)	35おうごんだに	36びろう
37うすぐら		

*クジラセ：鯨のように見えた。干満によって見えたり沈んだりする。
 こばな、ながせ、ひらせは『沖ノ島』などに掲載されている地図とは位置を異にする。「いなかのじょうろ」は鼠の巣の忌み言葉。大島聞取ではこの地名を確認できなかった。「あじろ」も未詳。
 *「沖ノ島の植物(前掲)に「いすのき 東部ノ一方面ナルモ量多ク大木ヲナス此木ノ最モ多キ谷ニ「ゆす谷」ノ称アリ」とあるが確認できない。
 また34頁にヤマジ川とある。山路は大島の小字名であるから、混同か。

小屋島周辺の地名

1 かもぜ	2 おふないり	3 ひでさき
4 ふなとおし	5 みかど(御門柱)	6 てんぐ(天狗岩)

*小屋島も御門柱も近世地誌に頻出する。
 「おふないり、機械船はむりだけど、テンマ船は入る。ナレ(ナデ)釣りをする。」

大島の地名

1 小字志美	a しび(志美)	b やまべ
	c かまぶり	
2 小字真名箸	a たまち	b おんぼうぜ
	c べんてんだし(山アテに使う)	
3 小字山振	a やまぶり	b りゅうぐうさま
	c さきやまぶり	d つうれ
4 小字加代	a かしろ(加代)	b くるせ
	c あなのうら	d くえど
	e ことがうら	f みつぜ
	g ふたみがうら	h てろうら(の山、鯨見の山)
5 小字小使	a ひらばい	b くじらがうら
	c ひやみず	d ううせ
	e おおづかい	f こづかい
	g どうくつ	h ながせ
	i よがまた	j うつりぜ
	k たた	l ねこやま

⑤ . 宗像の島々：小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌

6 小字舟倉		
7 小字中江		
8 小字岩瀬原	a いわせ	b いわせはら
	c 入道坂?	
9 小字伊東	a もと	b いたう
	c ふかぐちのたに	
10 小字峠	a おおにうどう	b とうげ
11 小字瀬山	a ふたまた	b まるわ
	c いけじり	d どうさき
	e いたびかずら	f よこせ
	g よこまくら	
12 小字神崎	a くろかべ	b しらせ
	c かみざき	d ばていいわ
	e ひだりぐうら	f またせ
	g みうら	h うのくつ
	i かべのはな	j かべ
	k はもう	
13 小字野田		
a くばた		
14 小字下津和瀬	a ひた	b ひめ
	c まるやま	d つわせ
	e とおみやま	
15 小字家門田	a つわせ	b かげのうら
	c みみがね	d いたぎ
	e ごとうぜ	f ひみずがうら
	g ううごし	h ふかぜ
	i やかてえ	
16 小字中津和瀬	a たのうら (田ノ浦)	b たたのうら (多田ノ浦)
	c こはしのうら (小橋ノ浦)	d はしのうら (橋ノ浦)
	e ちんのした	f みたけやま
17 小字大牛 (おおぎゅう)	a おおぎゅう	b まつがした
	c とりのうら	d よせ
	e たたみせ	f たてがみ (立神・立神岩)
	g すがらまち	h じょうやま (城山)
	i ううづきのたに (大月谷)	j しらいしのたに
k ごひょうぎやま (五評議山、御評議山)		
18 小字津崎	a こばらみ	b はらみ
	c みなとじり	d わいぜ
	e そね	f そねはな
	g じじばばぜ	h ううさき
	i さくぞう	j めたか
19 小字長者倉		
a ながさき		
b だんぢくがうら		
20 小字大岸		
a おおきし		
b いまにし(今西)		
21 小字明山 (あかりやま)	a あかりやま	
	b くうら	
c かなぐら		
22 小字保戸呂瀬		
a ほとろせ		

23 小字山路	a おおもん(大門)	b こもん(小門)
	c ひいぞう	d やまじ
e 幸山		
24 小字宮ノ後		
25 小字井ノ浦		
a いのうらみち		
26 小字江坂		
27 小字中西		
28 小字叶川(かないがわ)		
29 小字谷		
30 小字雪残 (ゆきのこり)	a うらのたに (浦ノ谷)	b ゆきのこり
	c てこのうら	
31 小字前田		
a ごしょやま (御所山)		b きよさきつじ (清崎辻)
32 小字小田		
33 小字坂本	a ごしょやま	b さかもと
	c あかさか	
34 小字グイ		
35 小字ヤノオ		
36 小字小大田		
a こおた		b さよじま (小夜島)
37 小字田志		
a かんす		
38 小字ハタ		
39 小字神田(かみだ)		

小呂島の地名(小字名は神ノ前・神ノ後・向の3つ(第7図参照))

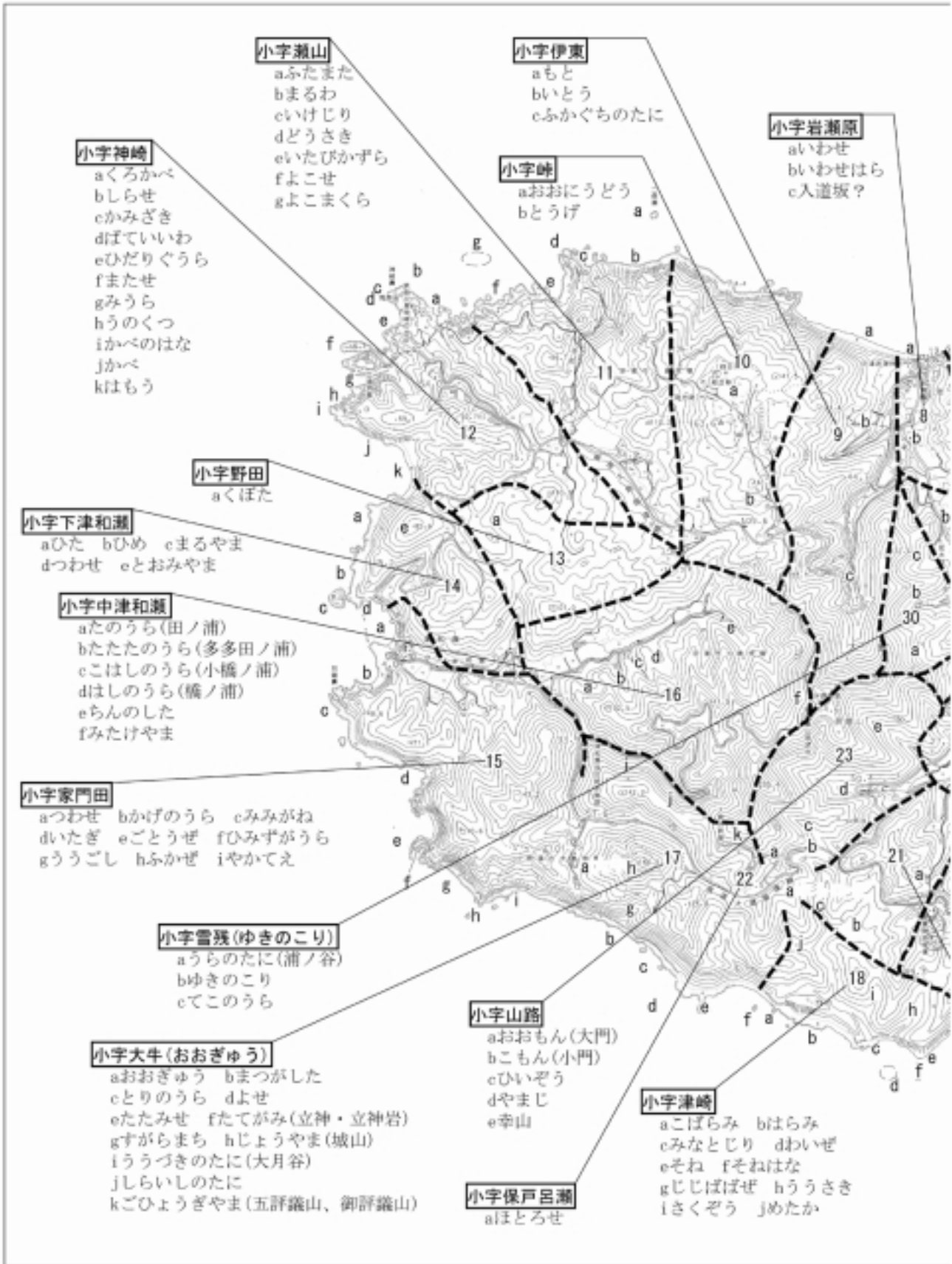
1 とびげ	2 いがい瀬	3 あなぐち(あな のまぐち)
4 うつりば	5 新八	6 たいこうぜ
7 うちまわし	8 大石	9 折下り
10 なっとり	11 はちのくぼ	12 越前(えちぜん)
13 水尺	14 みつぜ	15 馬のこうね
16 なやば	17 西の平	18 向山
19 砲台跡	20 こまじゃる (こまざり)	21 高岳(*海軍望 楼)
22 おおわざ	23 あかぎし(赤石)	24 みなみざ
25 弾薬庫跡	26 おおくぼ	27 はしるくら (走下り)
28 とのんやま	29 御手洗	30 水の尻
31 かんかん瀬	32 毘沙門	33 びしゃごーぜ
34 はなぜ(はなれ)	35 ほっこうぜ	36 あしかぜ
37 よしい原	38 まつりやま	39 どんどんぜ
40 なかのくい (中ノ首)	41 ふなぜ	42 一つ瀬
43 おおばたかい	44 浄水場	45 薬師堂
46 一本松	47 まいぞうね	48 三吉
49 へいぜ	50 殿の山	51 神のうしろ
52 神の下	53 大段川	54 ほきのかわ
55 大段瀬	56 ふくとーぜ	



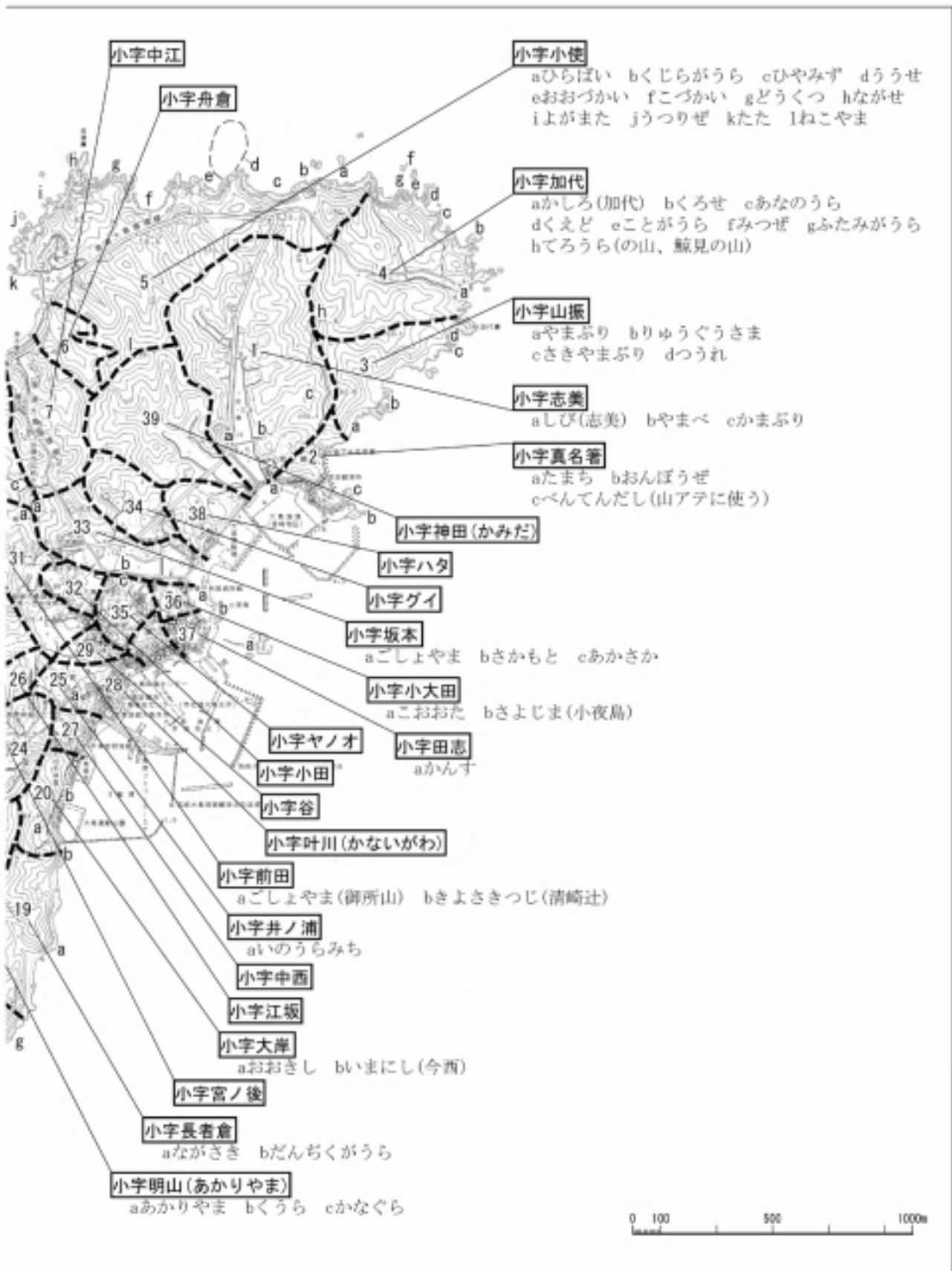
※クジラセ…鯨のように見えた。干満によって見えたり沈んだりする。
 こぼな、ながせ、ひらせは『沖ノ島』などに掲載されている地図とは位置を異にする。
 「いなかのじょうろ」は鼠の巣の忌み言葉。
 大島開取ではこの地名を確認できなかった。「あじろ」も未詳。
 ※「沖ノ島の植物」(前掲)に、「いすのき 東部ノ一方面ナルモ量多ク 大木 マナス此木ノ最モ多キ谷ニ「ゆす谷」ノ称アリ」とあるが確認できない。
 また、34頁にヤマジ川とある。山路は大島の小字名であるから混同か。

第5図 沖ノ島、小屋島の地名(上図は宗像市作成5,000分の1地形図を縮小したものに聞き取った地名を加筆した)

⑤ . 宗像の島々：小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌



第6図 大島の地名(上図は宗像市(旧大島村)作成10,000分の1地形図を縮小したものに聞き取った地名を加筆した)



⑤ . 宗像の島々：小呂島、沖ノ島、大島の歴史と地誌



第7図 小呂島の地名(上図は福岡市作成5,000分の1地形図に小呂漁業協同組合が作成した地名図を加筆した)

4. 史料

(1) (平戸)オランダ商館長日記『日本海外史料』訳文篇
7より

〔1642年11月〕

24日(10頁)

梶目ノ大島 Casimena Oysime は、呼子 Jobico から28マイル、地ノ島湾 Sinoysima へ3マイルで、博多 Facatta 領だった(同上『商館長日記』10頁)

〔1643年7月〕(46頁)

同月一日 本日、十人のキリスト教徒、即ちイエズス会士とその従者たちが、平戸の北方に位置する梶目ノ大嶋で、博多の領主の配下の番士によって捕えられ、数日中に当地に姿を現わすと聞いた。

同月4日 捕えられた宣教師たちが当地へ連行された。彼等は日本風に(月代を)剃り日本の衣服を着ていた。彼等の名前は以下の如くである。

ペドロ・マルクス (略)日本管区長、日本名ト意、ポルトガル人、イエズス会士、七十歳。

アルゴンソ・アロヨ・ファン・アングルシア、(略)日本へ渡り棄教、後キリスト教に復し餓死した。イエズス会士、五十一歳。

フランシスコ・カッソラ、ローマ人 日本で棄教し、まもなく死亡した。イエズス会士、四十歳。

ジョゼ・クララ・ファン・シシリア、イタリア人、シチリアのパレルモ生まれ。日本で棄教し、日本名岡本三右衛門を名乗り、江戸幕府の宗門、改役の配下となり、1685年8月24日(貞享二年七月二十五日)に歿す。

イエズス会士、四十一歳

ラウレンティオ・ピント、長崎生まれの中国人 中国人の父と日葡混血の母の間に生まれた。三十二歳。両親はマカウ在住であるが、今も長崎に多くの友人を持つ。

長崎郊外生まれの日本人、四十二歳 イエズス会士、長崎茂木の生まれ

二十八歳の時ポルトガルのイエズス会に入会した。棄教して南甬と名乗る。

大坂の日本人一名、五十一歳 大坂生まれ、マニラに家を持ち、家族を残して日本に来た。

京の日本人一名、

この三名の人々は今まで二十三年間日本国外に在住していた。

タイナム生まれの青年一名、日本名弥作、十七歳
カントン生まれの青年一名、日本名喜作

この十名の人々はすべてキリスト教徒で彼等自身の

自由な意志から当地へ来た。彼等は、この度のために買い入れたジャンク船で、中国人及び彼等がプラスチックと呼ぶ、カンボディアと交趾シナの間のおそらくプロ・セシル・デ・テラ近辺の嶋の住民からなる六十名の水夫とともに、三〇七タエルの日本のスホイット銀及び量目十タエルの金を携えてやって来たが、この資金は、彼の地の住民等が、一行が当地へ向けて出発する際、布施として持たせたものである。そしてジャンク船の一行は陸地を発見するとすぐにこの十名の人々をただ一艘の小形三板船に降ろし、彼等は陸地を目指して漕ぎだした。最初彼等は、人も家畜もないある不毛な無人の小嶋に着いたが、それから別の小嶋に渡った。そこには小家畜と水はあったが、人間は見つからず、三旦三晩過ごした後、再び別の嶋に渡った。その嶋には、最初は気附かなかったが、山の尾根の頂上に一つの小屋即ちあらゆる外国の船、殊にキリスト教徒のカスティリア人やポルトガル人の船を見張る番小屋があるのを見つけた。さらに一人の人間を見つけた。その者は彼等から逃げたが、手招きして呼び戻し、そして、いったい何處の国へ(一行は)来たのかを尋ね、誰から聞いてここが博多領と知ったのかは明かさないと条件の約束をし、スホイット銀二枚を与えた。それから、北へ向かい下関を目指して(大坂、京を経て江戸まで旅しようとの考えであったので)まっすぐ漕ぎ出した。しかし、陸地を離れるやすぐに、先にスホイット銀二枚を与えられた者が番士たちに彼の身に起こったことを告げたので、番士たちは直ちに追跡にかかり、かなり沖まで来て、一行を番士たちの居た梶目ノ大嶋へ連行し、そこから主に陸路で当地まで護送して来たのであった。この功により、番士たちはその領主から莫大な褒美を得るであろう。

7月30日(96頁)

数人のポルトガル人宣教師と彼等の従者、併せて十人余が、海上で博多の番卒に追跡されて捕えられ、長崎に送られたが、同地では既に水責が行なわれ、そして(皇帝から使者が遣わされて)三日以前に江戸へ護送された。大方の推量するところでは、同地で裁判にかけられるためである、とのこと。

(2) 筑前国続風土記

(前略)

寛永十六年(1639)より以来、国主より島守を置玉ふ、足軽三人、水主四人、大島より役夫二人、凡九人が、はるばる来る、五十日を以て限とす、送りの舟は大島より二艘出す、島に常住の人なし、初て此島に来

る人は、先海水に浴し、正三位の社に参り、七日の間毎日一度海水を浴し、第八日に本社にまうづ、足軽水主もおなし、島山高し、其峯三あり、いと高きを一の岳と云、其次二の岳、其次白だけ、^(低し)皆岩山なり、一の岳も糟屋郡立花山よりひきし、凡此島山の形状、風景うるはしくして、奇異なる事、他邦におみて、いまた見さる所也と云、遠く俗塵をはなれたる佳境也、岩そびえ、木しけれり、島のめぐり皆大岩也、^(見上げる)本社のうしろ左右にも大岩あり、いづれも見あくるはかり也、山中雑木大竹多し、松なし、岩間より大竹おひ出たり、山上より封馬、朝鮮見ゆ、東の崎よりは長州見ゆ、田圃は少もなし、大島、金崎、初浦の漁夫、春夏秋の間来りて漁す、其外他方よりは来り漁する事ならず、凡此神の威霊をは衆人甚おそる、靈験むかしよりしばしば多きよしかり伝ふ、此島にて忌詞多し、常の詞はけかれなりと云、僧尼、山伏、女人、牛、馬、鹿、鼠などは、皆別名あり、祭の時御饌をそなへし御飯を、後の祭礼の時徹す、其時御飯の変によりて、世の吉凶を占ふ、むかしより三神の御前、一神に各三饌、すへて九饌を備奉るに、各其人に属したるためし有て、天子、將軍、国主、国の大夫、社人の自身、或諸祀家の事に応ず、世に変災なき時はかはる事なし、其人変災有へき時は、其人に当りたる御饌の御飯に変怪あり、或御飯すへてかふるのかみの如く、小児の黒髪のうるはしくおひとゝのへるか如し、或海藻の如く、或黒くくさりて、手にとれば、忽くたけ消ぬ、さまざまの変あり、其変怪あるを見て、其應する所の人の凶をしる、むかしより此ためしたかふ事なく、必しるしありと云、

一此島の竹木土石など取来る事、神のをしみ玉ひて、必災となるよしひて甚おそる、みたりに島の物をむさほり取てあらさは、^(荒)誠に神の崇あるへし、但正神は俗のいへることくに、鄙吝なる事は有へからず、

一奥津島のまへ廿町許、島の巽の方に、小屋島とて小島あり、高さ水面より七丈、めぐり百間許、皆岩也、

一小屋島と奥津島との間、御門柱とて岩二ならび、あたかも神門のことくなるあり、其両間四五間あり、本社の方へ向へり、いと^(巽)ことなる所也、

一奥津島の磯に太鼓石とて、大岩海中にさし出たり、夫木の歌によめるは、此所なるへし、荒船に近し、昼夜潮のみち干に、此石にあたりて鳴ひゝ故、太鼓をうつか如し、しほの満干しるゝ也、

頭 仲

たつ波につゝみの音をうちそへて

唐人よせぬおきの島もり

一南方磯の岸の上に亀石あり、大さ方三尺、耳、目、鼻、口、手、足、甲、尾、皆そなはりて、亀の形に似たり、亀瀬海中にあり、

一島守の居る所は海濱に近し、後は岩也、奇石にて置をつめるか如し、又なれこ石と云石あり、初て此島に来る者は、海水に浴し、夜中に此石の辺をまはる、身の不浄をはらはんかため也、

一此島に船の入所は、島守の居る所の前に、わつかに小舟を一艘こき入ほとあり、あたかも竹生島の神前の如し、左右に背あり、浪あらし、故に漁船など来れば、濱の上に引あげ、岩によせかけてならへおく、

一此島の山中に御麻島とて、一町許諸木不生所有て、草のみ茂れり、

一田島、大島、奥津島の末社は、三所共にみな七十五社、一百八神也、近世は三所共に合せ祭りて、末社の数すくなし、一社に数神をいはひ納む、

一此島にけた物なし、只鼠多し、北土の異邦より渡り来る鳥、先此嶋にて羽をやすむ、蛇、石籠子の類、むかしよりなし、諸鳥時に應して多し、地、さゝえ、淡菜、海藻多し、薪多く大竹あり、

一奥津島の土産(この項、本によりちがいあり)
黄精 風蘭 沙防風 天南星 大葉麦門冬 風藤
包橘 こば葉似棕櫚幹直 駒鳥多し 鷹 地
(* 蛇 大葉) 淡菜 栄螺 海蝦 黒魚如鯛深黒
多脂美味 久魚 阿羅 鱒 鯛 魚師 海鱈 烏
蛇在海中
此島奇境なれば、此外異木、異草、薬草など多かるへし、渡りし者見しらされは、其有無しれす、

一荒船御社 奥津島より少し前、荒船と云所あり、船の形なる大岩有、はなれたる小島なり、前に少入海あり、御手洗と云、此所に不浄の物をすてず、大岩のみ有て、土地なし、波あらし所也、其内北の方にすこしはなれて、山上に社あり、高大明神と云、是荒船の御社なるへし、

藤原輔相

拾遺第七物名

草も木もみなみとりなるふか芹は

あらふねのみやしろく見ゆらん

(3) 沖嶋勤記『日本新現件添付差遣状』2より

(*)は傍注文字

〔表紙〕 沖嶋語方心得記 久原 〕

〔本文〕 沖嶋勤記

一、福岡兼船致志賀嶋ニテ継立、相嶋八船出迎居申候、途中ニテ乗移候儀毎度有之由、以後八同嶋江兼付継立可申事

一、大嶋着御定番衆御名元承置可申事

一、沖嶋御番八為遠見被差越置(*)候儀ニ付*候之条、昼夜無用断見廻リ可申、間ニハ神職同様ノ心得ニテ本文ノ趣八取失候モ有之候ト相聞候条、以後急度相改可被申候事

一、異国船漂着有之節八速ニ助揚、昼夜代々見守可被致候、尤人質トシテ吾人取置、天氣快晴次第付添速ニ大嶋江漕渡リ、同所御定番衆江委細口上書ヲ以相聞、引渡可被申候、右ノ事々相済候上八速ニ沖嶋江渡海可被致候事

但、本文ノ趣其節委敷相認、大頭役所小頭中江当名致シ例ノ通継立ヲ以、⁽⁵⁾寶子町継所ヨリ大頭役所江相達候様送状差添送出可被申事

一、日本船漂着致候節八、天氣晴次第出帆可被申付候、尤船損シ乗廻リ難相成出来節八御加子江申談、大嶋迄漕送ラセ右ノ次第委敷御定番衆江掛合可被申候、御番所明ケ付添參候儀ニテ八無之候事

一、御番所付御道具并御木屋付諸道具、毎月現致致、手人等無怠可被致候、尤御鉄砲箱ニ入置、毎月而度充手人ノ事

一、大嶋ヨリ渡海ノ節、自然風波強相成御扶持方米濡候儀有之節八、着ノ上速ニ干立相用可被申候、近年毎度濡米有之御價ノ義被願出候得共、以來八右願猥リニ御取用無之候事

子四月

一、唐人船漂着候八、速ニ大嶋江漕送り、御定番衆江引渡可被申候事

但、吾人付添ニテ行届間鋪ト相見込候八、両人ニテモ付添可被申候事

一、御番所嚴重相勤、御鉄砲手人等不怠様被致候事

一、間ニハ御番人ト申儀ヲ取失、神職ノ様ニ相心得被申候人モ有之歟ニ相聞江候、甚以心得違ニ付、重量勘弁被至度事

一、御山内竹木猥リニ伐取申間鋪事

一、御嶋ノ廻リ自然不淨物流寄候八、突流シ可被申候、右様ノ物漕⁽⁵⁾余候儀ニテ八有間鋪事

一、御番交代ノ節、御道具并御木屋付諸道具共々受帳相認、交代帰ノ衆ヨリ持參候テ御役所江相納可被*申下候、其節*予兼子差出被置候分引替可被申候事

一、右御道具并諸道具共々損有之候八、帰着ノ上損シ道具并御役所江致差出置可被申候、尤自分物ノ分八年番江モ同様書付差出置可被申候事

一、語方ノ内自然病人有之、御番所江難差置容体ニ有之候八、大嶋江漕送ラセ可被申候、尤其節御番人ヨリ容易ニ付添參候事ニテ八有之間敷候、大嶋御定番衆江右容体彼是委敷書状ヲ以掛合、御加子ヨリ漕送り候様取計可被申候事

一、御嶋近辺ニ日本舟自然破舟等有之兼組ノ者揚陸致候八、其者其國所委敷相調子、舟頭并御加子何人ト申儀ヲ委敷相認、書状ヲ以大嶋御定番衆江漕送ラセ可被申候、尤右漕送りニ相成候テモ、跡御舟兼組人数差支無之様取計置可被申候、勿論御番人ヨリ付添參候儀ニテ八無之候事

一、漁人參候節、当時ニテモ交代木屋ニ召置被申間鋪候事

一、御嶋ノ儀ハ一切御足輕受持ノ儀ニ付、御加子御木屋損シ所等ノ儀モ手元ヨリ取計ノ事

一、御本社末社鳥居等損シ有之節八、其旨書付致シ御嶋神主江通達可被致候事

但、爰元江申出有之事ニテ八無之候

御役所

一、毎日毎夜替々沖ヲ見申、不審成船見入申候八、追掛留置大嶋御番所江注進可申事

一、唐人船ノ儀八不及申、吉利切支丹船ト知シ申候八、則大嶋江漕渡海可仕事

一、日本船ニテモ、何トソ不審成様子ニテ御座候ハ、留置早々御注進可申、并御鉢^(砲)三挺持参候ヲ常打申間敷事

右被仰出候通油断仕間敷候、若不吟味仕候ハ、由事可被仰付候、為後日書物如件

御足輕

寛文十二年閏六月

小頭中

冲嶋心得書

一、御嶋話方当込ニ相成申候ハ、早々証拠方江御扶持方米証拠相願可申候

一、乗船証拠ハ、乗船前日御館江罷出、小頭江問合証拠受取、浦役所江持参引替候事

但、福岡湊町熨斗屋・博多市小路町末次向家ノ間ニ引合候テ証拠付、明日何時何方ヨリ致乗船ト能所ヲ申付、尤風^(波)破強出船不致候ハ、早々相届候様申諮置候事

一、風破強乗船難相成候節ハ、引日大頭衆^(役)所御月番并役所江相届候事

但、三人ノ内志人ニテ宜敷、今日冲嶋乗船仕候处、何分風^(波)破ニ付乗船難相成候様、快晴次第二^(八)乗船仕候様申届候事

一、出船ノ節、何日何刻ニ致乗船候ト組小頭志人ニテ、御館出日ニ小頭手元へ相届候事

一、御番所障子紙請書法

冲嶋御番所付窓障子共ニ張候四方切受取申事

一、巻帖ハ 四方切

頭書 何某

年号月日

同 右同

同 右同

御役所江当ル

一、大殿様ヨリ御挑灯三張・蠟燭三拾挺御受納、御買物所引合受取、持人ノ儀八觸文江問合候事

一、冲嶋居^(木)木屋諸道具^(積)目仕替等ノ儀ハ、先番帰ノ面々江引合、其趣前広ニ年番江申出置候事

一、宇子油 三升 七^(心)しみ、付木添

右^(御)地行住居大原宋吉殿江問合候事

一、御膳六膳 大三膳^(實)子町 小三膳^(大)工町間 差合無之候

檜^(御)物屋江相頼候事

一、相嶋次船途中ニテ継候事及聞、是は必乗替申間敷候、荷物等落込^(申)候事有之由ニ付、同浦二八多滞船不致候得共、若風波強渡海難相成候節ハ止宿可致候、奈代等見合遣ハシ候事

一、大嶋着船定番衆向家江届ケ参可申候、尤頭書ノ名札持参替着用、大宮司ノ方江参、是八頭書ニ不及、名札指出シ候事

一、御供米トシテ河野遠江守殿方江 左ノ通着日宿ヨリ人足ニ持セ可遣候

一、御供米 三升三合

一、御初穂 百五拾銅

右御神納

何の何かし

右同

右同

一、大嶋着船翌日ヨリ毎朝海二垢離力キニ行候事

一、御嶽宮・中津宮・岩瀬御拜所江参詣致候事

一、大嶋宿江為土産茶半斤遣シ候事

一、大嶋ヨリ御嶋江参人足ノ者、若悪敷者ト見江候ハ、取替候事

但、御嶋江参人足内夫江召仕候間、内夫証拠并薪証拠歸リノ節、書調差出候事

一、御嶋江参人足、百日分^(米)五斗持参、一日白米五合充、過不足八帰リ算用致候事

但、御嶋江出船前少々振廻^(致)候二付、其節為土産茶半斤持参可致候事

- 一、御^(神号)上^(号)女、御加子并船頭同道ニテ、遠江守殿方江參候事
但、若人參、式人八荷物等相戻*仕)廻候事
 - 一、御嶋江出舟ノ節、神酒高升并為土産酒式并持參致候事
但、神酒八七日過、參詣ノ節ニテ御神前江備ル事
出船ノ節、新着ヨリ振廻致候、船頭一同ニ呼
 - 一、御嶋着船ノ節、古語ヨリ振廻致来リニ候、其心得ニテ福岡ヨリ諸品々用意可致事
 - 一、御嶋着翌日朝ヨリ垢離力キ、七日ノ間何方江毛行間鋪候、尤着日ヨリ七日忌明ノ事
 - 一、着日ヨリ七日目忌明ニ付、金藏ニテ潮花ヲ取左右ノ手ニ握リ、御⁽⁴⁾木屋三度廻
但、丸裸ニ相成候事、右相濟御神具并ニ御木屋付諸道具垢離ラカ、セ候事
 - 一、八日目、改身、御殿・正三位宮・荒船宮三社江御膳上ル、參詣仕候事
御木屋ノ後ノナレコ丸ヤノ上ニ置候事
但、福岡ヨリ頼シ候^(何品)不寄、初參詣日ニ御殿江上ル、波ノ花ニテ清メ候事
 - 一、御膳日前日、神具金藏ニテ垢離ラカ、セ水溜ニテ清メ候事
 - 一、御膳日、御⁽³⁾供夕⁽³⁾キ候ニ、灯火ニテ夕キ申候、尤ゆるり其外波花ニテ清メ候事
 - 一、御膳日、一六式日、五節句、毎月十三日ニ八御日粉餅上ル、糯米ラ少々マセ、八タキ粉ニシテ小餅程ニ作り、煮又ニ上候事
但、前日自分垢離ラカ^(遣)候上ニテ、日・杵共ニ其外諸道具、金藏ニテ垢離ラカ、セ、翌朝作り上ケ候事
 - 一、御船式艘八
六挺・四挺 小早
朝^(お)往トモ云、諸事注進船也
 - 一、御殿其外、何方ニテ毛摺所八書留置、歸リノ節役所江差出致候
 - 一、筑前方渡海船見江候節、夜ニ入候八、御山江登リ、高牛所ニテ可致建火候事
 - 一、四月・十一月、為御祭礼河野遠江守下社家共被致渡海、着ヨリ七日間八垢離ラカキ、八日目御祭礼、其内八自分共ヨリ御殿ノ事諸事致候事
 - 一、御祭礼ノ節、垢離ラカキ、上下着用參詣仕、拜殿ニ相話ル事
 - 一、御初穂 七拾貳銅
 - 一、御供米 壹升五合
 - 一、御万 百五拾膳
 - 一、御水曲 壹本竹ニテ作り
但、御祭礼前日上ル、神主渡海有之着船ノ日、御⁽⁴⁾木屋ニテ出来膳出シ候事
 - 一、御膳日、御⁽³⁾供盛候節、顔ニ手拭ラカフリ、眼斗リ出シ、盛上ケ候節毛同様ニ候事
但、御定菜ひじき、御肴さ⁽³⁾ひ・あわび・めばる、其外キレイ成魚上候事
 - 一、御嶋廻り、話方中堅三度可相廻候事
 - 一、御殿初、掃(除)八御加子申合可致候事
 - 一、人足江薪物取ニ遣シ、枯木・枯竹八カリ取セ候事
 - 一、大嶋ヨリ漁船參候節、書物致サセ船頭名元書判取置可申候事
- 但、漁船參候節八、自分共七日參詣遠慮可仕候事
- 一、御番所御道具請帳并御⁽⁴⁾木屋付受帳損シ差出八、御役所小頭江相渡候事
 - 一、年番江八持歸リノ損シ物并損シ差出致候事
 - 一、御扶持方上納証拠八、罷歸次第早速証拠方江相頼候事
 - 一、福岡表江帰船ノ節、御加子申合、直ニ御役所江相届、只今沖嶋交代何ノ刻ニ着船致候様、若人罷越相届候事

「(表紙)沖嶋御番所江遺置御鉄砲 併^(り)諸道具請帳

(本文)

- 一、三挺 御鉄砲、鉄具共二
但、三匁五分
 - 一、三ツ 古留袋、馬皮朱塗
 - 一、三ツ 胴乱、木綿くけ緒共二
 - 一、三ツ 同棄入 右同 木綿くけ緒古シ
 - 一、壹ツ 御鉄砲箱 棒共二
 - 一、三拾 但、三匁五分
 - 一、六拾 目合棄^(めあき)
 - 一、壹具 鎌
 - 一、壹丁 鉄手子^(てしよ)
 - 一、壹丁 驍矢^(せうや)
 - 一、壹丁 唐鍬 せん共二
 - 一、三本 鉄熊手但、三ツ熊手柄式間、石突有り
 - 一、式ツ 御紋付提灯、溜漆金物、棒共二
 - 一、壹ツ 右入箱、系棹^(けいせう) 四間、結繩共^(むす)
 - 一、八量 古量、床八通り、表七嶋 へりこん^(へりこん)
右拾五口
- 右ノ通櫃ニ受取申候、以上

明和四年亥七月

高浜十兵衛
 沢木十之進
 熊沢十右衛門
 小川専左衛門

山岡藤右衛門殿
 大森善左衛門殿
 皆田藤大夫殿
 原吉藏殿
 沢木五郎左衛門殿

天保十二年丑五月十五日

古賀齊吉^(ふるが)
 野田憲八

神道史上における沖ノ島の祭祀

講演録

梶山 林継 國學院大學名誉教授

1. はじめに

神道また神道以前における神道的祭祀を考えると、だれが何を、どこで、どう祀るか、それが、どのように固定化、儀式化していくかということでありまして、さらにその儀式化したものがもっと広範囲で一般化するのはどういう条件が必要なのかと、いうことでもあります。これが特色を持つ神道祭祀としての成立になるかと思えます。

沖ノ島の祭祀については、非常に特殊なマツリであるという言われ方もしている一方で、先ほど笹生衛先生、篠原祐一先生から話されましたように、ある面では日本全国のマツリの中で押さえることのできる部分も、かなり大きなものがあります。そういう両者を考えますと、どのように沖ノ島祭祀を考えていったらいいかということですが、順をおって述べていきたいと思えます。

2. 祭祀の始まりについての神話伝承

(1) アマテラスとスサノオ

なぜあのような神話伝承が起こっているか考えてみなければならぬと思えます。

ご存じのとおり、沖ノ島の三女神これはアマテラスとスサノオとの間に誓約によって生まれた神だということを古事記も日本書紀も言っております。他の海の神は、オオワダツミの神にしてもツツノオの神にしても、これはイザナギが禊をしたとき、海の底に潜ったときに生まれた神だといわれています。この違いはいったい何なのか？宗像三女神も場合によってはそういう言い方ができなかつたことはないと思えますけども、スサノオの子供だ、という言い方で位置づけられる、それはいったい何を意味しているのか、ということでもあります。これはまだ私も必ずしも正解を得てい

るわけではございませんが。アマテラス神話とスサノオ神話の接点であり、その最も重要な部分として考えられる神話に登場してくる神であるわけです。一方では、アマテラスの後継者が出現するのですから。あるいは、この神話はもともとスサノオ神話の内にあったものに、アマテラス神話が結びついたかも知れません。

(2) 海の中道

もう一つは、海の中道ということでもあります。海の中道とは一体何か？海の本真中にある道だから、海の中道なんだということでもいいか、ということでもあります。私はどうも、朝鮮半島と日本列島との中にある道、と見ざるを得ないだろうと考えております。で、この海の中道にしてもいろいろと問題があります。

先ほど白石太一郎先生の引かれた中には出てこなかったのですが、海の中道に降りて、スメミマの為に齋き祀られよということが出てきます(「海の中道に降り居まして、天孫を助け奉り、天孫の為に所祭(いつかれ)よ」(『日本書紀、一書』))。つまり、もともと、大和朝廷によって祀られなければいけない神であったという風に考えたほうがよいと思えます。これは出雲大社、いわゆる杵築大社も国を譲ってくれた神であるから、宮を作って祀るのだ、ということが大きなマツリの根本的な理由になっているという風に考えると、沖ノ島だけではなくて、宗像の神はやはり、朝廷が祀らなければいけない神だ、ととって良いのではないかと私は考えます。

3. 考古資料から見た祭祀の年代と内容

(1) 三角縁神獣鏡

これにつきましては、東京で発表した時にも皆さんから少しお叱り、という注目をうけたのは、私が3世紀からあるのではないかという言い方をしたもので

すから、これはまあ、私の一つの独特な言い方なのかもしれませんが、いわゆる三角縁神獸鏡はいつまで作っていたかという問題であります。確かに、沖ノ島から出ているものは、やや古手のもの、これは本当の出土でないのですけど、そういったものがありますし、かなり新しいものもあることも事実だと思います。しかしそれがいつからいつまで作られていたのか、私はどんなに遅くても4世紀の初めまでしか作っていないだろうと思います。三角縁神獸鏡の中に、出雲の神原神社古墳などから出土している景初三年の銘が入っていないながらもそれほど古い部類に入らない気がしますし、そういう風な状況を見ていますと、三角縁神獸鏡に出てくる年号は、景初三年とか、あるいは正始とかいう年号です。これは、魏によって冊封を受けているとして使用している魏の年号でありますから、魏の時代を知っているメンバー、ということになりますと、三世紀代、魏がなくなっても、魏鏡として作っているとは思えません。本格的にはもう作らなくなっていると思います。それで私は、三角縁神獸鏡は全て日本製であるという説なのですが、いずれにしてもそういう考え方をもっています。そうすると、白石先生も沖ノ島の祭祀、少し年代を上げて考えていただいているような気がします。私は、まあ、3世紀ごろからあってもいいんじゃないかと思っています。

そして、もう一つはA D 360年代の百済・新羅との関係で出てくる問題ですが、その時期は大変大事な時期であると考えておりますし、その時期から始まっていいと思いますが、私はもう少し早くからあったのではないかと、という気がしています。そうして、岡山主と宗像の君との関係でございます。これは、あとで触れますが、いずれにしましても私は、始まりは、3世紀からはじまっているのではないかと、そういう風に考えております。

(2) 環頭大刀

それから、遺物の問題としましては、環頭大刀、もしこれが新羅との関係が非常に強いとするならば、もっと環頭大刀があってもいいのではないかと気がします。確かに、頭椎大刀の頭のかけらの金具が出ておりますし、あるいはもっと新しいかと思いますが、

水晶の三輪玉等があって、あとは掬り金があるので、和装の大刀があることは事実だと思いますが、あまりにも環頭大刀が少なすぎる、というか、ほとんどないようですが、それは、抜かれているかどうか？まあ、私は沖ノ島の遺物があれで全部だとは思っていません、神の島として保存がよかったと聞き及んでいますが、しかし、極端な言い方をすれば、私は約半分くらい無くなっているのではないかと、というくらいに思っています。そういう意味からいえば、環頭太刀などは目立つものなので、無くなっても仕方ないのかな、という気がしないでもないのですが。

(3) ガラスの切子玉

先ほど篠原先生が石製品について報告してくださいましたが、玉類は、先ほどの私のカットガラス碗の報告と関係させると、ガラスの切子玉があります。新しい時代のものですが、東大寺三月堂の不空羂索観音の宝冠にあるものとほぼ同じだと思いますので、時代としても本当は比べてみたいものです。今展示中で頭上から降りてきている、と思いますが、というようなものがあります。そんなに、全国で余計にあるものではないと思います。

(4) 半島製品は直に宗像に入ったか

その様なものの中で、問題は明らかに半島製であろうといわれているものが金製の指輪、その他があるのですが、これは一体、一旦ヤマトに行ってから宗像へもたらされたものか、それとも直に沖ノ島でおろされたものか？こら辺の問題、例えば、呉の織姫の問題がありますが、あの織姫はいったん行ってから戻ってきているのか、それとも、途中で宗像の神が欲しいと、とりあえずそこで差し上げたのか、その辺の問題を含めて、遺物がどう移動しているかということは、考えてみなければいけないと思います。

4 . 遺跡からみた祭祀方法の復原

(1) 祭場はどこか

遺跡のあり方、それは先ほど篠原先生も笹生先生も言っておりましたが、マツリのあり方がいったいどう

なのかということであります。全て沖ノ島へ行って、マツリをしてそしてそのままお供えしてきたという、この考え方は、一つの考え方でありまして、沖ノ島へ行ってマツリをしたとしても、どこでマツリをしているか、そして、その後移動していないかどうか、7号、8号あるいは6号でも木を切り払えば、それなりの広場があるかとおもいますが、しかしそれ以外のところでは非常に困難である。とくに先ほど出ました21号などではいったい何人の人が、かなり大きい岩ですから、10人やそこら乗って乗れないことはないと思いますが、しかし、そこでマツリを本当にやっているんだろうか、そこは少し、実は気になっているところであります。そしてさらに1遺跡1回のマツリではないと私も思っております。つまり、何回か同じ場所、前のものがあってもそのまま、場合によってはそこでマツリを行っても良いし、そこに納めても良いと考えております。ですから、マツリのあり方について、やはり、みていかなければならないだろうと考えております。

それから、沖ノ島の遺跡の問題としてはさっきの話を、篠原先生がクラとっておりましたが、海の遺跡ですから、海中に、奉納したって良いわけなのです。いくら大切なものであると、海の中に放り込んで、それでマツリをやればそれでもいいはずなのですけれども、それをなぜ島のあの場所へ納めているのかということも考えなければならぬと思います。一般的には海中投供といいますが、そういう祭り方法があるということなのです。

(2) 祭りの人数

そこへいったい何人の人が行っているかということですが、前に日光男体山の頂上の遺跡についても書いたことがあるのですが、あれも山のふもと、平野部で大規模に大勢の人が参加してマツリが行われていたであろう。頂上へ持って行って埋納しているのは、ほんの数人の人たちがやっていたらと。ま、その場でのマツリもあったかも知れませんが、しかし大勢でのマツリを考えるとそれなりの、あるいは田島の地で、マツリをしていいのかも知れません。そのことをどう考えるか見ていかなければならぬと思います。

5. 沖ノ島の立地環境からみたマツリの意義

(1) 祭祀集団

海ノ中道についてのことなのですが、これは名づけて道主貴とか、そういう名前が出てきますので、やはり、いかにこの玄界灘の交通が大事であったか、そういうことでもあります。そして、白石先生が言われたように壱岐・対馬これが魏志倭人伝の記載からいっても、当然、このルートが安全ルートであるし、大勢の移動するルートであることは事実だと思います。私は昔、これはあんまり昔で今はもう言わないのですけれども、白石先生も言われたいわゆる関釜連絡船のこのルートは、軍事ルートであると、かつて話していたことがあります。そして問題は仲哀紀に出てくる崗県主の「なしおの所」を献じたことでもあります。この時には宗像氏は出てこないのでありまして、崗の次に出てくるのは伊都です。そして献上している「なしおの所」は、広く見ると狭く見る見方があるのですけれども、私は玄界灘全域のように思います。東は山口県の西部から、そして壱岐対馬のわたり、大渡といいますが、西側は壱岐・対馬のラインである。これをどうも崗県主が献上しているように思います。そうするとですね、私は崗県主が、沖ノ島のマツリあるいは宗像のマツリをかつてやっていたメンバーであって、その献上したことによって、仲哀紀ごろから宗像の君が祭祀集団として、これはだれか、篠原先生が笹生先生、どちらかかかれていますと思いますが、祭祀集団としての宗像の君が成立していく、そういうものじゃないかと思えます。そうするとA.D.360年代という年代は非常に大事な時期であることも事実だと思います。ということで祭祀集団の問題があります。

6. 現代に至る祭りの継続

沖ノ島のマツリが今に、現在に継続しているということの重要性であります。これらの神話伝承がひかれながらマツリが行われてきて、かつてのマツリについては祭祀の遺物等があるわけですから、わかるわけですが、さらにいうならば、現代にもそれを継承しながら続けているということは、沖ノ島祭祀の一番大きな

問題だろうと思います。実は瀬戸内海にもいくつかの島がありまして、祭祀遺跡があります。しかしそこで祭祀が続いているかという、続いている所は実は少ないわけでした。岡山の高島は、現在でも下に神社がありまして、信仰が続いているといえ続いています。しかし、継続性について証明できるかというとなかなか難しい問題がありますが、いずれにしましても児島湾のかつての入り口、そこにあった島で、上に大きな岩があって、船の上からよく見えたと思いますが、高島明神とっておりますが、このように続いていることは、宗像の田島と同じように呼子の田島も重要だと思えますが、宗像の地が古墳時代ばかりでなく、その後の律令祭祀等を受けながら、中世も、近世も今に至るまで祭祀が伝わってきたということは、やはり大きな問題だろうと思います。

(1) 日本の祭祀の特徴

日本のマツリは、ほかのマツリと少し違っていると思います、これは全世界的に見ていった場合に、日本のマツリほど食べるものを気にしているマツリというのは、私、無いように思うのです。もちろん東南アジアでもあることはあるのですが、日本のマツリは神様の食し上がりもの、つまり、食べ物を非常に気にしている、その最大の問題は、やはり人間と非常に近い存在に神を見ているからだろうと思うのですが、自分たちが腹いっぱい食べられる、うまいものが食べられる、ということは、やはりうれしいことであるし、何か頼まれれば聞いてしまう、そのためにはやはり腹いっぱい食べさせてもらうということが、重要なのだろうと思えますが、神観念そのものが基本的にそういう考え方があるから、だからやはり食べ物を供えるのだと思います。

この、沖ノ島の場合には土器が片付けられているのは仕方がないとしてもいったいどのくらいの食物、神饌が供えられていたのか考えてみないといけない問題だろうと思います。それは、祭場の、マツリのあとの始末の問題も含めて、つまり古代、これまでのマツリの復原を考えていく時に一筋縄でいかないところがいくつかあると思います。その中で沖ノ島の祭祀というものが、実は、日本の神道、神道の祭祀、神道といい

ますとかなり後世であることになりますので、神道というか、それ以前、プレ神道を考えていく上で、宗像というものは非常に良い例、一つの典型的な例であります、つながっているものとして。例えば有名大社でもなかなかつながっているということを確認できないのです、たとえば伊勢の神宮でも石製模造品が出ています、出土していても、その後のマツリがどう継承されるのか、文献の方では言えるのですが、考古学の方ではつながりを確認することは困難であります。もちろん先ほど言いました賀茂あたりもそうですし、日本のなかで有名な古社は、ほとんどが4～5世紀の石製模造品の祭祀遺物を持っています。持っていますが、それがどうつながりを現代に持ってきたかということが言えるのは沖ノ島だけということです。またいろいろな角度で考え直しながら、こうも考えられる、ああも考えられるということを考えながら、具体的に、もし宗像氏が祭祀集団であったとしても、朝廷との関係で、どういう祭祀命令が来ているのかということも含めて、考えなければならないと思います。

ちょうど3時になりましたので、ここで終わります。

註 本稿は、第5回「宗像・沖ノ島と関連遺産群」専門家会議で講演したものの採録である。

ヤマト王権と沖ノ島祭祀

白石 太一郎 大阪府立近つ飛鳥博物館長 国立歴史民俗博物館名誉教授

要旨：沖ノ島祭祀がヤマト王権の関与した国家的な祭祀であったことは、早くから指摘されてきた。ただ従来は、4世紀初めに成立したヤマト王権が4世紀前半には九州に、さらにその後半には朝鮮半島に進出、それに伴う航海の安全を祈る祭祀と考えられてきた。しかし、ヤマト王権の成立は3世紀中葉に遡ると考えられ、また4世紀後半に倭国が自律的に朝鮮半島に進出したとは考え難い。それは4世紀後半の高句麗の南下に対して百済が倭国と誼を結ぼうとし、これに応じた倭国が朝鮮半島に出兵したものと考えられ、沖ノ島祭祀もこれに伴って始まったものであろう。また実際の祭祀は宗像の勢力が担当したと思われるが、特に5世紀後半から6世紀代の宗像地域では、大型の前方後円墳の造営が相次ぎ、宗像の勢力が倭・韓交渉にも大きな役割を果たしたことがうかがわれる。

キーワード：沖ノ島祭祀遺跡、宗像三女神、ヤマト王権、倭・韓交渉ルート、前方後円墳、宗像氏、水沼君、百済、新羅、高句麗、遣唐使

1. はじめに

玄界灘の孤島沖ノ島における祭祀、すなわち神まつりが、単に北部九州の一在地勢力が執行したものとどまらず、ヤマト政権・ヤマト王権の対外交渉に関わる国家的な祭祀であったのではないかとの考え方は早くから提起されている。それは沖ノ島を沖津宮として祭る宗像大社の祭神である宗像三女神が記・紀神話の中で重要な位置をしめているといった文献学的な考証だけでなく、1954年以来実施された沖ノ島祭祀遺跡の考古学的な調査の結果、提起されたものである。

1954～55年に実施された沖ノ島祭祀遺跡の第1次調査の報告書では、この調査で発見された新羅様式の馬具やカットグラス、さらに唐三彩などの多彩な舶載遺物の存在から、それが国家的な性格の祭祀と考えられることが指摘された〔宗像大社復興期成会、1958〕。1957～58年に実施された第2次調査の報告書でも、沖ノ島17号遺跡の4世紀後半に遡る多数の銅鏡を初めとする豪華な奉獻品の発見などから、地方勢力のみを背景として成立したものではなく、「大和朝廷」の国家神として成立したものにほかならないと捉えられることが示されている〔宗像大社復興期成会、1961〕。

さらに1969～71年の第3次調査の報告書では、三次にわたる沖ノ島調査の成果を総括して、古代における日本の対外交渉史をも踏まえた総合的な考察がなされている。そこでは、4世紀後半における沖ノ島祭祀の成立の契機が、大和政権と百済など朝鮮半島諸国との密接な対外交渉の始まりにあるとする見解が示される。さらにその祭祀の終焉が9世紀末ないし10世紀初頭であることから、遣唐使の廃止がその祭祀の終焉の理由と考えられることが指摘される。その上で沖ノ島がヤマト政権、あるいは古代律令国家の対外交渉に関わる国家的祭祀の場にほかならなかつたとの考えがきわめて明確に示されるのである〔第三次沖ノ島学術調査隊、1979〕。

三次の現地調査にもとづく沖ノ島祭祀の基本的性格に関する調査関係者らのこのような見解は、その後考古学・文献史学を問わず多くの研究者たちによって受け継がれている。ただこうした考え方は、すでに今から40年以上前の1954～71年に実施された三次にわたる沖ノ島の調査成果にもとづいて形成されたものである。貴重な現地調査の成果にもとづく調査担当者らの結論が重く受け止められなければならないことはいうまでもないが、その後現在に至る40年間の間に、古墳時代

やこの時期の朝鮮半島との関わりに関する考古学的研究も、またヤマト王権の形成過程やその対外交渉に関する文献史料に基づく古代史研究も著しく進展した。例えば従来3世紀末葉ないし4世紀初頭と考えられていた定型化した大型前方後円墳の出現や、その背景にあるヤマト政権・ヤマト王権の成立時期についても、最近ではそれを3世紀の中葉、ないし中葉過ぎに求める研究者が多くなってきている。

そうした最近の日本考古学や日本古代史の研究成果を踏まえて考えた場合、沖ノ島の祭祀とヤマト王権の関係はどのように捉えることができるのであろうか。沖ノ島祭祀をヤマト政権・ヤマト王権の対外交渉に関わるものとする基本的な考え方自体を修正する必要はないと思われるが、ヤマト政権の成立を4世紀段階の出来事と捉えていた当時の理解と、それが3世紀中葉に求められるようになった現在とでは、沖ノ島祭祀、特にその成立に関する理解は当然異なったものとなる。むしろ沖ノ島祭祀の基本的な性格付けは、最近の研究成果を踏まえることによってより明確・鮮明に出来るのではないかと思われる。ここではこうした視角から、最近の日本古代史研究の進展の現状を踏まえて、あらためて沖ノ島祭祀とヤマト政権、特にヤマト王権との関わりについて検討してみることしたい。

なお、筆者は「ヤマト政権」と「ヤマト王権」を使い分けている。第2次世界大戦後の日本考古学研究の進展の結果、古墳時代というのは北と南を除く日本列島各地の政治的首長たちが、近畿中央部の大和や河内の大首長を中心に首長連合を形成していた時代と理解されるようになった。その場合、この汎列島の政治連合それ自体と、その盟主としてこの政治連合を主導した、後に畿内と呼ばれる近畿中央部の政治勢力とは区別して考えるべきであろう。そうした立場から筆者は、前者の首長連合全体を「ヤマト政権」と呼び、その連合の盟主権を掌握した後者の勢力を「ヤマト王権」と呼び分けている事を最初にお断りしておく〔白石太一郎、1999〕。

2. 沖ノ島祭祀とヤマト王権の関わりに関する既往の学説

まず、第2次世界大戦後に実施された沖ノ島祭祀遺跡の調査成果を踏まえて提起された、沖ノ島の祭祀とヤマト王権の関わりに関する諸説を瞥見しておくことにしよう。

1954～55年に実施された第1次調査では、沖ノ島の南斜面の中腹に位置する宗像大社沖津宮付近の巨岩群とその周辺の祭祀遺跡群の本格的な分布調査が初めて行われ、また4号、7号、8号、16号遺跡の発掘を伴う調査が実施された。さまざまな奉獻品などが検出されたが、特に6世紀前半の7号遺跡からは珠文鏡や金製指輪などとともにイラン製のカットガラス片や新羅製と考えられる見事な金銅製の馬具などが出土、さらにその西よりの部分からは唐三彩片も検出された。その報告書で調査主任の鏡山猛氏は、金製指輪や金銅製馬具など新羅系と考えられる遺物の出土にもとづき、「ひるがえって史書をひもとく時、古墳時代の後期といわれる時代には新羅との対立抗争の記事が多いことに気がつくのである。この歴史的な抗争に即して沖ノ島の遺物を考えるならば、新羅での戦利品或は戦勝祈願といった端的な考えもうかぶのであるが、このような解釈には吟味を要する。吾々はむしろこの対新羅との国際関係の緊張したなかに、記録にはあらわれない文化交渉の一面を求めたいのである。(中略)それは半島の一国に限られた関係ではないけれども、広く西方の文物が伝播する経路を考える上に新羅の立場は微妙に影響してくる。ガラス容器は不幸にして小残片に止まっているが、これも西方とのつながる遺物として新羅古墳の発見遺物は貴重なかけ橋である」とされる。新羅経由の西方文物の受容を示唆されるとともに、必ずしも対新羅戦に関わる祭祀と考える必要はないのではないかという、全体としてきわめて穏当な解釈を示されている。そしてさらに、「時代は降るけれども、三彩陶片も舶載品とすれば特筆すべき事柄である。これ等の遺物は我が国の古墳墓にも稀にみる所であり、沖ノ島の豊富な祭祀品からみれば、それが北九州という特殊な環境によって得られた特権でなく、祭祀の性格が国家的な色彩を帯びていることが推測されるであ

ろう」と沖ノ島の祭祀が国家的祭祀であった可能性を明確に示唆されている〔鏡山猛、1958〕。

続いて1957～58年に実施された第2次調査では、沖ノ島祭祀遺跡の巨岩群で最高所の1号巨岩の周辺の17号、18号、19号遺跡などの調査が行われた。このうち17号遺跡は18号遺跡とともに、沖ノ島祭祀遺跡群の中で最古のものであり、21面にのぼる銅鏡を初め前期古墳の副葬品と共通する多彩な遺物が発見された。その報告書の中で出土鏡の分析を担当された原田大六氏は、この17号遺跡の銅鏡群について「(前略)ではこの奉納は誰が行ったのであろうか。(中略)これはある特定の場所から一括して奉納されたものであろう。それでは、鏡21面その他を一括奉納したのを九州一豪族として見た場合はどうなるであろうか。弥生文化ならいざ知らず、古墳文化前期にかけて、鏡21面を副葬した古墳は九州では1基も知られていない。豊前石塚山の14面が最高である。(中略)沖ノ島17号遺跡に含まれているA級品の鏡は、これもいまだ九州から1面の発見も報ぜられていない。同型鏡や類似鏡が畿内にあることから推察するならば、これだけの品物の奉納ができるのは、畿内大和朝廷以外にはないと考えられる」と主張される〔原田大六、1961〕。また調査団長の鏡山猛氏も「当宗像神の祭祀が地方的独立勢力のみを背景として成立したものではなく、大和朝廷の国家神として成立したことがうかがえる」と総括しておられる。そこでは宗像神そのものをヤマト王権の国家神と理解されるのである〔鏡山猛、1961〕。

さらに1969～71年の第3次調査では、1号、4号、5号、6号、18号、20号、21号、22号遺跡などが調査された。この調査でも5号遺跡の金銅製龍頭や唐三彩など豪華な数多くの奉獻品が出土したが、それにもまして重要なのは、7世紀の7号遺跡、8～9世紀の1号遺跡の調査が行われ、沖ノ島遺跡の祭祀が飛鳥～奈良時代から平安時代初期まで継続することと、その段階の祭祀遺跡や祭祀遺物の実態が明らかにされたことであろう。こうした第3次調査の成果とさらに第1次・第2次調査の成果をも含めて、報告書では調査隊長の岡崎敬氏が沖ノ島祭祀遺跡群の総括的な評価を行っておられる。そこではまず沖ノ島における祭祀が、I号巨岩周辺の17・18号遺跡など岩上祭祀と分類され

る段階から始まること、その時期が仿製三角縁神獸鏡や鍬形石・石釧・車輪石からなる腕輪形石製品などを伴う古墳時代前期でも新しい段階の4世紀後半に始まることを指摘される。その上で4世紀段階における日本の対外交渉の歴史をあとづけ、それが百済など朝鮮半島南部との海外交渉を契機に始まったものとされる。4世紀後半、百済との密接な交渉を始めた大和政権が、宗像の漁民やその豪族「胸形君」の協力を必要としたところから、「筑紫の胸形君等が祭る神」であった宗像神を、大和政権が新しい祭儀と奉獻品をもって祀るようになったものとされるのである。こうした大和政権と宗像神との関係は、5世紀の「倭の五王」時代の南朝との交渉やそれ以降にも続いたとしておられる。

岡崎敬氏は、さらに律令時代における宗像神の役割を検討され、それが遣唐使の派遣や統一新羅との交渉にも一定の役割を果たしたであろうことを推論される。そして沖ノ島祭祀遺跡で最も新しい1号遺跡が9世紀の後半ないし10世紀初頭をもって終焉を迎えることから、国家的規模で行われた遣唐使の廃止もまた沖ノ島における国家的祭祀の終焉の一つの理由と考えることを指摘されたのである。

この第三次の調査報告書における岡崎敬氏の沖ノ島祭祀遺跡の総合的な検討とその評価は、きわめて重要である。それまでの第1次、第2次報告書では、沖ノ島に奉獻された豪華な舶載品の存在や銅鏡の質と量に対する評価から、それがヤマト王権による国家的祭祀であったことが想定されていたにすぎない。これに対し岡崎氏は、4世紀から9・10世紀に及ぶ日本の対外交渉史の中に沖ノ島祭祀の成立・展開・終焉の過程を具体的に位置づけ、その上で沖ノ島祭祀がヤマト王権や律令国家の対外交渉史に占める重要な役割を鮮明に浮かび上がらせられたのである。

岡崎氏の考察のうち、遣唐使の派遣に関して宗像神や沖ノ島祭祀が果たした役割については、すでに岡田精司が指摘しておられるように、8世紀になると遣唐使の航路が北路から南路に変わり、使節の船は沖ノ島近くを通らなくなる。このことから、遣唐使の廃止される時期まで沖ノ島における遣唐使に関わる特別な祭祀が行われたとは考え難いのである〔岡田精司、1985〕。さらに新羅海賊対策を含めて、伊勢神宮を初

めとする日本列島各地の諸神の中でとくに宗像神が重要な役割を果たしたとは評価できず、問題が残る。しかし少なくとも古墳時代段階の沖ノ島祭祀が国家的性格をもつものであることに関しては、第1次、第2次調査の結論をも踏まえたこの第3次調査報告書によってその評価が定まったといつてよかろう。特にその始まりが、『日本書紀』の神功皇后紀に引かれる百済関係史料からも想定される、4世紀後半の百済との国交の成立と関連することを明確に指摘しておられる点は、高く評価できるのではなからうか。

文献による古代史の井上光貞氏が1978年に書かれた「古代沖ノ島の祭祀」と題する論文は、第3次調査の報告書刊行より約1年前に発表されたものである〔井上光貞、1978〕。ただ、この3次調査やその報告書の編集にも関わられた弓場紀知氏から、3次調査の成果やそれを踏まえた調査団の認識について教示を受けて書かれたもの〔井上光貞、1978〕であり、岡崎敬氏らが沖ノ島祭祀遺跡の調査の成果にもとづいて沖ノ島祭祀をヤマト政権の対外交渉史上に位置づけられた成果を、文献による古代史研究者がどのように受け止めたかをうかがうことができる。井上氏はこの論文の中で、沖ノ島祭祀遺跡の調査成果が提起するいくつかの問題に関して、文献史学の立場からのさまざまな検討を試みておられる。中でも氏が最も大きな関心を持たれた課題は、「律令的祭祀」ないしその先駆的形態がすでに沖ノ島祭祀の第3期に求められるのではないかという点であった。この問題はきわめて興味深い課題であるが、本稿の「ヤマト王権と沖ノ島祭祀」とは直接的には関わらないので、ここではふれないことにする。

井上氏は、「大和王権はおそくも4世紀初頭には、北九州をもその勢力下におさえ、中葉からは鉄資源を求めて、南鮮にその勢力を伸ばしたのである。またそのことの文化的表現が古墳文化であって、古墳文化は4世紀初頭には畿内におこり、4世紀を通じてしだいに深く広く九州に及んでいくのである。しかし、この大和王権の勢力の九州への浸透、また南鮮への発展という事態こそ、第一義的には筑紫の地方豪族の祭祀であった宗像祭儀に、大和王権が関与していく真の歴史的背景であったのではないだろうか。大和王権が北九州を足場として南鮮に進出し始めると、当然ここに、

日韓航路安全の問題が大きな課題となってくるのである。そこに、おそくも4世紀末、5世紀初頭の沖ノ島祭祀において、これまでになかった大和王権の参与が考古学的に立証されることの意味が発見されるのである」と論じておられる。

こうした大和王権の成立から北九州への進出を4世紀初頭前後に求める考え方は、上記の引用文にも明確に示されているように、当時の考古学的な古墳の成立からその東西への伝播に関する研究成果にもとづくものであった。1970年代の考古学界では、古墳の出現を4世紀初め、早くとも3世紀末葉までにしか遡らないであろうとする小林行雄氏の説がほぼ定説化していた〔小林行雄、1961〕。井上氏の大和王権の成立から展開過程についての理解もこれに従ったものであることはいうまでもなからう。氏は、おそらく3世紀末葉に成立していたであろう大和王権が、4世紀初頭には北九州に進出し、さらにその後半には鉄資源を求めて朝鮮半島南部に進出する。その段階で朝鮮半島への航海の安全を祈願して、第一次的には筑紫の地方豪族の祭祀であった宗像沖ノ島の祭祀に大和王権が関与するようになったと理解されたのである。こうした理解は一人井上光貞氏に限らず、多くの古代史研究者に共通のものであった。それは、古墳の出現を大和王権の成立と関わらせて理解し、さらにその北九州における出現年代を4世紀初頭に求める考古学の研究成果を是とする限り、当然の結論であったのかも知れない。

この井上論文より早い時期に、やはり文献による古代史の上田正昭氏がその著書『大王の世紀』のなかで、沖ノ島祭祀の性格について、井上氏とはやや異なる視点から独自の見解を示しておられる〔上田正昭、1973〕。氏は、この宗像三女神には、宗像の氏族の奉斎神としての本来的な性格とともに、中央の権力によって行われた航海の神としての二面性があることははっきりと認めておられる。しかし沖ノ島の遺跡はあくまでも祭祀遺跡であって、これを「朝鮮出兵の軍事基地とみなすことはできない」とされる。また「北海道中」の神としても、そこには朝鮮半島系の遺物も多く、「日本より朝鮮へというコースだけではなく、朝鮮より日本へというコースのうずまいていたことを物語る」とされ、彼の地から日本への渡海に際しても祭祀が行われた可

能性を示唆しておられる。確かに、沖ノ島の遺物には武器・武具や武器形祭器もないわけではないが、それが日本各地のこの時期の祭祀遺跡と比較してもけっして卓越しているわけではなく、むしろその比重は低いともいえる。今もある沖ノ島祭祀を朝鮮出兵に伴う軍事的祭祀の場とのみ考えるような短絡的解釈に対する批判として重要であろう。

沖ノ島祭祀を4世紀後半以降の大和王権の朝鮮半島への進出と関連させて理解する井上光貞氏の説に対して、さきに紹介した岡崎敬氏の沖ノ島の第3次調査報告書での考察は、『日本書紀』の神功紀の記載やさらに七支刀の銘文などから、4世紀後半における倭と百済の密接な交渉の始まりを指摘し、これと沖ノ島祭祀の始まりが一致することを説かれる。そして氏は、その前提として4世紀が北方騎馬民族の南下に伴う混乱期であり、3世紀にみられた倭と魏・晋の帯方郡などとの交渉は完全に断絶したと理解される。そして4世紀後半になってはじめて、新たに勃興した百済との交渉が可能になり、それは、かつての帯方郡との交渉と同じ意義をもつものであり、鉄資源や先進的な技術や文化の獲得に不可欠であったとされる。そして、こうした交渉の始まりを朝鮮半島の混乱期であった4世紀前半まで引き上げることは困難であるとされるのである。

つまり、井上光貞氏が大和王権の成立から北九州へ、さらに鉄資源などを求めて朝鮮半島への進出という内的契機を重視されたのに対し、岡崎氏は東アジア情勢の変化という広い視野から、4世紀後半になってはじめてそれが可能になったという、外的な国際情勢の変化を重視されたのである。そうした客観情勢のなかで、大和王権が大陸と結ぶためには、宗像の勢力の協力が不可欠であったと考えられたのであるが、ただそれが弥生時代の対外交渉を主導した玄界灘西方の伊都や奴の勢力ではなく、なぜ宗像の勢力なのかについて必ずしも明確にされていない。またこの時期の朝鮮半島との交渉の再開についての倭国内での契機についても必ずしも明確に説明されているわけではない。

この沖ノ島の3次にわたる調査に関わられた小田富士雄氏は、1988年に『古代を考える・沖ノ島と古代祭祀』と題する書物を編まれ、その中で「海北道中 - 大陸と沖ノ島祭祀 - 」という論文を書いておられる〔小田富

士雄、1988〕。小田氏も岡崎敬氏と同じように、七支刀の銘文や『日本書紀』の神功紀の記載から、4世紀の後半になって百済との国交がはじまり、倭政権による半島の三国抗争への介入があきらかになったことを重視される。その上で、沖ノ島祭祀がまさにこの時期から始まることから、「元来宗像三神は宗像氏が司祭する航海の地方神であったが、4世紀後半に大和(倭)政権が半島の軍事抗争に介入するようになると、にわかには“海北道中”ルートの頻繁な往来が重要視されるにいたり、ここに倭政権の支持を得て“畿内型祭祀”(国家的祭祀)が成立することになった」とされる。そして、5世紀の倭の五王に時代になると「半島派兵に際しても神意を伺わねば航海安全の保証が得られない神」として、「大和政権の外交にかかわる重要な国家祭祀神としての地位を確立」したとされる。さらに沖ノ島祭祀の終焉についても、基本的には遣唐使の廃止と関連させて理解できるとしておられる。

このように、沖ノ島の三次にわたる学術調査の成果を踏まえた沖ノ島祭祀の性格に関する考古学や古代史研究者の理解は、研究者間で多少ニュアンスの差はあるものの、基本的には4世紀後半にはじまるヤマト王権の朝鮮半島への進出にともない、その航海の安全を祈る国家的祭祀が行われたものとする理解が一般的であったことがわかる。ただそれらの中で、朝鮮出兵にともなう軍事的祭祀の場とのみみることの危険性を指摘された上田正昭氏の意見は、注意されなければならない。

以上、沖ノ島祭祀とヤマト王権の関わりについて、1980年代までに提起された考古学や古代史研究者の諸説を紹介した。こうした沖ノ島祭祀の基本的な性格についての従来の見解に対して、その後の著しく進展した古墳それ自体やその時代に関する考古学的研究成果を踏まえて沖ノ島祭祀とヤマト王権の関係を見直してみると、どのように理解することが出来るのであろうか。以下、この点についての私見を述べてみることにしたい。

3. 沖ノ島祭祀の成立時期の再検討

沖ノ島の南斜面の中腹に位置する宗像大社沖津宮周

辺の巨岩からなる磐座群とその周辺で執行された古代の祭祀については、1954年から71年にかけて三次にわたって実施された学術調査によって、ほぼその輪郭が明らかにされているとあってよからう。この調査の結果、ここで執行された祭祀については、巨岩上で祭祀を行う第Ⅰ段階の岩上祭祀、岩陰で祭祀を行う第Ⅱ段階の岩陰祭祀、岩陰から露天に広がる半岩陰・半露天の祭場で祭祀が行われる第Ⅲ段階の半岩陰・半露天祭祀、さらに露天の緩斜面で祭祀がおこなわれる第Ⅳ段階の露天祭祀へと変遷したことが明らかにされている。このうち第Ⅰ段階の遺跡では銅鏡、玉類、腕輪形石製品、鉄製の武器や農具など4～5世紀の古墳の副葬品と共通する遺物が、また第Ⅱ段階になると装身具や馬具など後期古墳の副葬品と共通する品物が供献されるとともに、鉄製雛形品や滑石製模造品などの祭祀遺物に加わる。さらに第Ⅲ段階になると紡織具や武器などの金属製雛形品の祭器が急増するとともに多量の祭祀用土器が出現し、これに東魏様式の金銅製龍頭や唐三彩の長頸花瓶などの奉獻品が加わる。第Ⅳ段階には、金属製雛形品や祭祀用土器などの祭器に奈良三彩の小壺や銅鏡、銅鈴、貨幣などの奉獻品、さらに宗像独特の祭祀遺物である多量の人形、馬形、舟形、勾玉形などの滑石製形代類が伴うようになる。

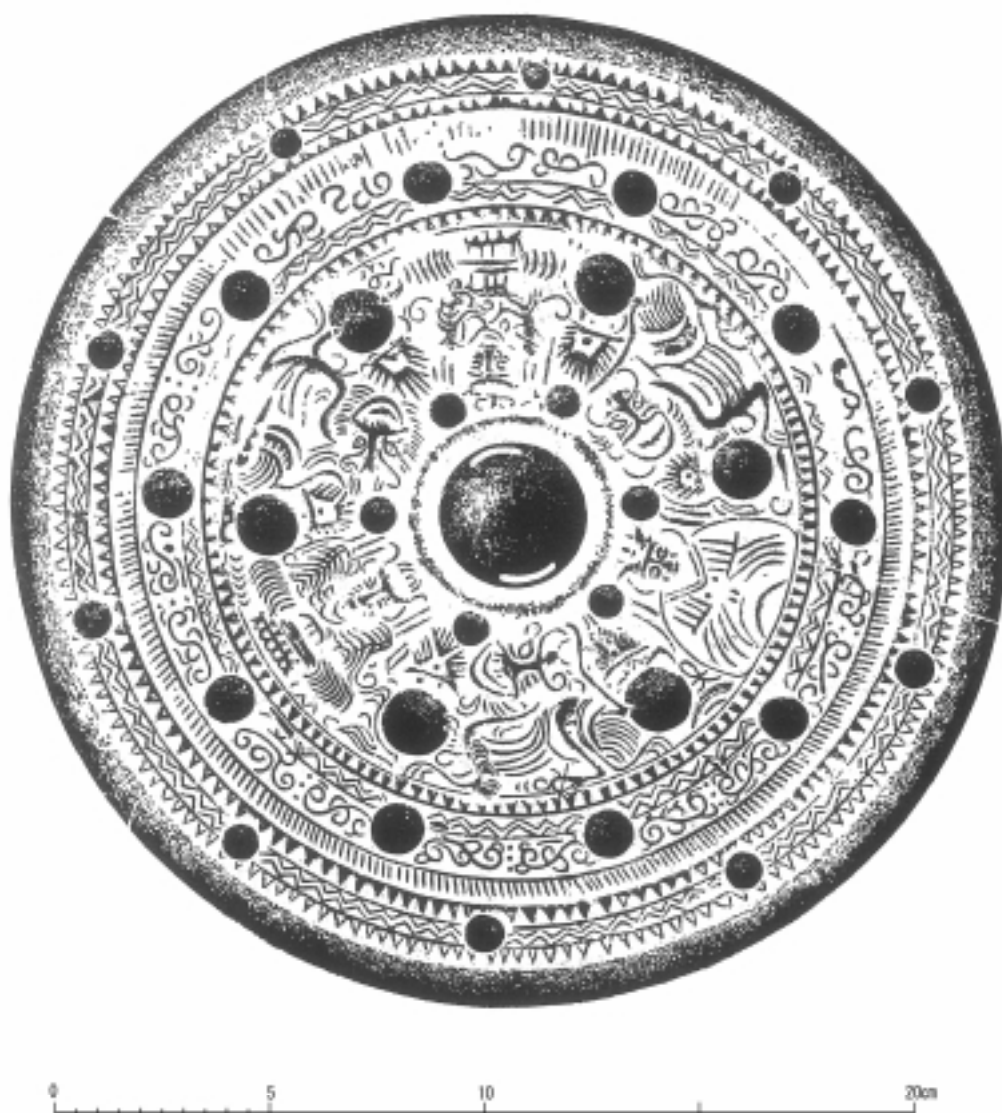
それらの遺物から、第Ⅰ段階の岩上祭祀は4世紀後半から6世紀、第Ⅱ段階は当初6世紀を中心とする時期とされていたが、今日の年代観では5・6世紀から一部7世紀ということになる。さらに第Ⅲ段階については従来7世紀とされていたが、7世紀後半から8世紀に、第Ⅳ段階は8世紀から9・10世紀に及ぶものと考えられる。こうした沖ノ島の祭祀遺跡における祭祀形態の変遷過程からも、その始まりは第Ⅰ段階の岩上祭祀の段階にあることは明らかである。ここでは、この第Ⅰ段階の遺跡の中でも最も遡るとされている17号遺跡について、その暦年代を最近の年代観からみどのように考えることができるのか検討してみよう。

沖ノ島17号遺跡では、上下にかさなる巨岩の間に21面の鏡を重ねて置き、それが積み石で覆われていたという。その他の遺物にも硬玉製勾玉1、滑石製勾玉2、碧玉製管玉10、滑石製管玉11、滑石製棗玉4、ガラス

製小玉75、滑石製小玉298、車輪石2、石釧1、鉄釧4、鉄剣7、鉄刀5、蕨手刀子3など前期古墳の副葬品と共通するものが多い。このうち年代決定の決め手となる銅鏡の鏡式ごとの内訳は、変形方格規矩鏡7、変形内行花文鏡3、鼉鏡2、変形画像鏡2、三角縁神獸鏡3、変形獸帯鏡2、変形文鏡1、夔鳳鏡1となる。それらは従来すべて仿製鏡とされていたが、製作地に関して論争がある三角縁神獸鏡を別にしても、夔鳳鏡は第3次調査の報告書で示唆されていたように明らかに中国鏡であり、晋代のものであろう。

3面の三角縁神獸鏡は、いずれも仿製三角縁神獸鏡とされていたもので、従来の分類では仿製三角縁唐草文帯三神三獸鏡2面(報告書の18・19号鏡)、仿製三角縁獸文帯三神三獸鏡(20号鏡)ということになる。このうち仿製三角縁唐草文帯三神三獸鏡のうちの1面(18号鏡)は、大阪府紫金山古墳で2面、同壺井御旅山古墳、京都府百々ヶ池古墳各1面、他に個人蔵2面の合計7面の同型鏡(同範鏡)の存在が知られているもので、従来仿製三角縁神獸鏡とされていた鏡の中ではまだ比較的整った文様をもつものである(第1図)。それに対して残りの2面はいずれも内区の文様も稚拙で、外区の鋸歯文もきわめて粗い連続三角文になり、複線波文の退化も著しい(第2図)。いわゆる仿製三角縁神獸鏡の中でも最も新しい段階に降るものである。

最近の20年余の間に、三角縁神獸鏡の編年研究は著しく進展した。従来舶載三角縁神獸鏡と認識されていた鏡については第Ⅰ段階から第Ⅳ段階に分類され、そのうち第Ⅰ段階は景初三年(239)や正始元年(240)銘鏡の存在からも240年前後のものと考えられている。その後第Ⅳ段階までの時間幅の認識は研究者により相違するが、鏡の断面形の大きな変化などからも、かつて小林行雄氏が想定されていたように卑弥呼が邪馬台国と交渉していた10年あまりというような短い期間とは到底考えられない。その時間幅を仮に数十年と見積もると、それに続くいわゆる仿製三角縁神獸鏡の出現は4世紀初頭頃ということになる。この仿製三角縁神獸鏡の制作年代の幅も相当期間みなければならぬから、その中でも最も新しい段階の鏡を含む沖ノ島17号遺跡の銅鏡群の年代は4世紀でも中葉近くまで降るものと考えられるべきであろう。



第1図 沖ノ島17号遺跡の三角縁唐草文帯三神三獣鏡(18号鏡)
(『続沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』による)

一方、最近では年輪年代法による確実な年代決定資料の増加もあって、古墳時代中期段階の須恵器の生産開始年代が相当遡ることが知られるようになった。大阪府の陶邑窯跡群産の須恵器で最も遡るTG232型式の須恵器群が、京都府の宇治市街遺跡の古墳時代の溝で、389年に伐採されたことが年輪年代法によって知られるヒノキの木製品と共存したことが明らかにされている。この型式に続くTK73型式の須恵器は、奈良県平城宮跡下層の古墳時代の溝で、やはり412年に伐採されたヒノキの未完成木製品と共存していたことが知られており、相互に矛盾しない。これらのことから

も須恵器の出現年代が4世紀の第4四半期に遡ることは疑えなくなった〔白石太一郎、2009a〕。須恵器出現の相対的時期は、古墳時代中期でもその第2段階のことと考えられるから、中期の始まりは当然4世紀の第3四半期まで遡ることになる。したがって前期でももっとも新しい段階の古墳の副葬品群と共通する遺物をもつ沖ノ島17号遺跡の年代は、4世紀の中葉から第3四半期と考えざるをえないのである。

沖ノ島の第1段階の遺跡では、17号遺跡の直上に位置する18号遺跡でも、従来舶載鏡とされてきた三角縁獣文帯二神二獣鏡を含む銅鏡や後漢様式の方格規矩四



第2図 沖ノ島17号遺跡の三角縁獣文帯三神三獸鏡(20号鏡)
(『続沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』による)

神鏡の破片が石釧やガラス小玉などと共に検出されている。ただここでも退化の著しい三角縁獣文帯三神三獸2、三角縁唐草文帯三神三獸鏡1が共存しており、さらに17号遺跡の夔鳳鏡と同範の鏡片6点もみられる。これらから、18号遺跡もまた、17号遺跡とほぼ同時期の遺跡と考えると差し支えなからう。

このように、沖ノ島で知られている祭祀遺跡で最も古い時期の遺跡とされる17号遺跡や18号遺跡については、従来から指摘されてきたように4世紀後半のものであることはまず確実といえる。ただ、従来は同じ4世紀後半の中でも、比較的新しい段階のものと考えら

れてきた。17号遺跡の銅鏡の分析・報告を担当された原田大六氏はその報告書の中で、銅鏡群の綿密・詳細な分析結果から奈良県新山古墳と岡山県備前丸山古墳の間に位置づけられるものとし、「沖ノ島17号遺跡の相対的年代は、大和新山と備前丸山から推定して4世紀末から5世紀初頭の遺跡ではないかと考えられる」としておられる。

ただ、第3次調査の報告書で改めて沖ノ島の銅鏡群を分析・検討された岡崎敬氏は「17号遺跡を中心とする岩上遺跡は、4世紀後半、百済との交渉が始まったこの時期に営まれたものではないか」とされているが、

これはさきにも述べた『日本書紀』神功皇后紀や七支刀の銘文の解釈から導かれる360年代に始まる百済との国交の始まりと沖ノ島祭祀の開始を結びつけて考えられた結果にほかならない〔岡崎敬、1979〕。この岡崎氏の考古学的分析と文献史料を総合的に捉えた年代観は、現在の筆者の立場からは高く評価できるものであるが、それは必ずしも当時の段階の考古学的資料の綿密な検証を踏まえたものであったとはいえない。1980年代までの考古学界では、中期古墳でも古い段階の古墳も4世紀末～5世紀初頭を遡るものとは考えられておらず、前期末の古墳の副葬品と共通する17号遺跡の年代は、4世紀後半でも新しい段階に求めるのが一般的な理解であったことは否定できないのである。

4. 沖ノ島祭祀成立の意味するもの

沖ノ島における祭祀が、単に玄界灘沿岸の一在地勢力によるものではなく、ヤマト王権も関与した国家的な性格のものであったことは、17号遺跡などにみられる多量の銅鏡の供献、カットグラス、金銅製竜頭、唐三彩などの豪華な舶載品の奉献などからも疑いなかろう。その終焉が遣唐使の廃止と一致するとの指摘については、遣唐使の派遣に宗像神が果たしていた役割がさらに明確にされなければその評価は難しいが、その可能性も完全に否定することは出来ないと思われる。

さらに沖ノ島祭祀が国家的性格をもつことについては、宗像三女神が記紀神話に占める位置からも認識できる。宗像三女神の神話は、『日本書紀』神代紀の本文と三つの一書（別伝）や『古事記』にみられるが、それはアマテラスとスサノヲのウケヒ（誓約）の際にアマテラスがスサノヲの十握剣を嚙んで吹き出した気噴の狭霧の中からタゴリヒメ、タギツヒメ、イチキシマヒメの三女神が誕生したというものである。ただしアマテラスは、この十握剣はスサノヲの持ち物であるからスサノヲの子としたとある。『日本書紀』の本文はこの三女神は「此れ即ち、筑紫の胸肩君等が祭る神、是なり」としている。ただ第三の一書は「即ち日神の生れませる三女神を以て葦原中国の宇佐島に降り居さしむ。今、海の北の道の中に在す。号けて道主貴と曰す。此れ筑紫の水沼君等が祭る神、是なり」とあって、祭祀を担

当する氏族が本文とは異なっている。このことについては後にふれるが、いずれにしても宗像の三女神が記紀神話の中でアマテラスの子としてきわめて重要な位置を占めていること、さらに「海北道中」の「道主貴」と位置づけられていることが注目される。三次にわたる調査の関係者やその他多くの先学がそろって指摘されるように、沖ノ島祭祀がヤマト王権の深く関与するものであり、それが倭国と朝鮮半島諸国の間の海上交通、ないし両者間の交渉にも関わるものであったことは、この点からも疑いなかろう。

ただ問題は、この祭祀が4世紀後半でも古い段階、今日の考古学的な暦年代観によれば、おそらく4世紀の第3四半期から始まることである。日本列島と朝鮮半島との交渉は旧石器・縄文時代にまで遡ることはいうまでもなく、また『漢書』や『後漢書』の記載からも伺われるように漢代には楽浪郡などとの交渉が始まっていたことは、考古学の成果からも疑いない。さらにそれは3世紀前半の邪馬台国時代にも続くのであり、それは単に楽浪・帯方郡など中国の植民地だけではなく、いわゆる『魏志』倭人伝が伝えるように「諸韓国」との間にも密接な交渉関係が成立していたことは疑いない。弥生時代に始まる水田稲作農耕も、朝鮮半島南部から北部九州へのルートを経て受容されたものであり、鉄資源などの先進文物をすべて朝鮮半島にたよっていた日本列島の人びとや原生国家群にとっては、朝鮮半島との交渉・交易こそが先進文化の受け入れのほとんど唯一の窓口でもあったことはいうまでもない。

沖ノ島祭祀の成立の問題を考える上に重要なことは、この弥生時代になって特に活発になる朝鮮半島との交渉・交易のルートは疑いなく、『魏志』倭人伝にも示されている朝鮮半島南端の狗邪韓国（現在の金海市付近）から対馬、壱岐を経て九州の唐津付近に至るルートであり、沖ノ島の位置はこの海上のメインルートからは大きく東にはずれていることである。そして沖ノ島における祭祀が始まるのは4世紀後半以降のことで、それ以前には本格的な祭祀が行われた痕跡は見出されていないのである。このことから沖ノ島祭祀は、4世紀後半以前においては、弥生時代以来の壱岐・対馬ルートによる日・韓交渉との関わりはなかったものと考えざるをえない。

なお小田富士雄氏は、さきにふれた『日本書紀』の第三の一書にみられる「日神の生まれませる三女神を以て葦原中国の宇佐島に降り居さしむ。今、海の北の道の中に在す。号けて道主貴と曰す」の中の「海北道中」をこの狗邪韓国 对馬 壱岐 北部九州の海上の道と理解されている〔小田富士雄、1988〕。しかし書紀の記載から判断するかぎり「海の北の道の中」というのは、まさに宗像三女神のいます沖ノ島、ないし沖ノ島を経由するルートのことであり、広く壱岐・对馬経由のメインルートとは解釈しない方がよいのではなかろうか。小田氏のようにこの記載の「宇佐島」を九州島ではなく沖ノ島と解釈するのであればなおさらである。

それまでの日韓のメインルートであった壱岐・对馬ルートによる交渉とまったく関係を持たなかった沖ノ島において、4世紀後半に入って突然国家的な大規模な祭祀が始められ、それが9世紀まで続けられるには、それなりの理由が存在したものと考えなければならない。その点で注目されるのが、岡崎敬氏が注目された百済との国交の始まりである。

奈良県天理市の石上神宮に伝えられる七支刀は、その銘文から泰和(太和)4年(太和4年は東晋の年号で、369年にあたる)に、百済王(近肖古王)の世子(近仇首太子、後の近仇首王)が、倭王のために造り贈ったものであることが知られる〔三品彰英、1964、吉田晶、2001〕。そのことは『日本書紀』の神功皇后摂政五二年条にみられる「久氏等、千熊長彦に従ひて詣り、即ち七支刀一口、七子鏡一面、及び種々の重寶を献る」の記事とも一致している。この七支刀などの贈与の記事を含めて『日本書紀』の神功皇后紀から応神紀にかけては、『百済記』と記録される朝鮮半島系の史料に基づいた記事が数多くみられる。それらは早くから、干支二巡繰り下げるとほぼ史実と考えられる貴重な史料とされてきた。この神功五二年は壬申で、書紀の紀年では二五二年、二巡繰り下げると三七二年となり、七支刀の銘文にみられる泰(太)和四年(三六九)という制作年代の三年後で、見事に一致するのである。

この一連の『百済記』によった『日本書紀』の記載によると、364(甲子)年に百済の久氏等が加耶の一国卓淳国を訪ねて倭国との交渉の仲立ちを依頼、366(丙寅)年には倭の斯摩宿禰が卓淳国に赴いてこのことを聞き、

使者を百済に送る。その翌年には百済の使節が渡来し、ここに倭国と百済の国交が始まったことが記されている。さらに369(己巳)年には倭と百済の連合軍が新羅を破り、さらに倭は比自焔以下七国と比利以下四邑を降したことになる。このうち倭の任那支配の起源を記した369年の記事についてはそのまま史実とは考えられないが、少なくとも366年、369年の倭と百済の国交成立に関する記載については、七支刀という物的証拠も存在する。高句麗の南下という東アジアの国際情勢の緊迫下に百済が置かれていた状況からも、倭国との提携は充分考えられるところであり、歴史的事実と捉えて差し支えなかろう。その際、鉄資源の入手を通じてそれ以前から密接な提携関係にあった加耶諸国の一国である卓淳国(現在の慶尚南道昌原付近)の仲介により百済との国交が始まったというのもきわめて示唆的である。

『日本書紀』の『百済記』など朝鮮半島系史料によった記載も、それが朝鮮半島系史料であるということだけでは史料価値が高いと判断することは出来ない。倭と百済の国交成立直後の倭国の朝鮮半島への軍事的進出の実態については必ずしも明らかではないが、『三国史記』によると369年、371年には百済が高句麗に対して攻勢に出て、百済の近肖古王が高句麗の故国原王を戦死させている。この戦いで倭国が果たした役割は明らかではないが、背後に倭国という同盟国をえたことが百済の躍進につながった可能性は否定できない。さらに集安の好太王碑の碑文にも、20年後の391年には倭国が半島へ出兵し、400年には直接高句麗軍と鉾を交え、また404年には帯方郡の故地深くまで進出し、高句麗の大軍に撃退されたことが記されている。

このように、4世紀後半でも比較的早い時期に百済と倭国の間に国交が始まり、その結果倭国が朝鮮半島に出兵したことは、ほぼ疑いないところであり、それが沖ノ島祭祀の開始とほぼ時期を一にすることは、岡崎敬氏の指摘される通りである。ただ岡崎氏は、百済が倭国に国交を求めてきた契機については、必ずしも明確に説明されているわけではない。しかしこの出来事は、さきにもたようにその後百済が高句麗に対して攻勢に転じたことなどからも、高句麗の南進に対する百済の対抗措置の一つであったことはいまでもなか

ろう。

4世紀後半以降の朝鮮半島情勢はきわめて複雑で、その中での倭国の動静については必ずしも正確には明らかにし難い。ただ、高句麗の南下という半島南部の諸国にとっては大変な事態に当面して、新羅が高句麗に降って生き延びようとしたのに対して、百済が抗戦の道を選んだことは疑いない。まさにそのために倭国と国交を結んでこれを味方にし、ともに高句麗やその下の新羅とたびたび交戦したという基本的構図の認識には大きな誤りはなからう。弥生時代以来、重要な鉄資源を朝鮮半島の弁辰、すなわち後の加耶に求めていた倭国も朝鮮半島の情勢には大きな関心があり、また高句麗が百済や新羅を倒すと、直接倭国への侵攻に至ることも恐れたのであろう。百済の要請を受け入れ、朝鮮半島での戦いに加わったものと考えられるのである。

この朝鮮半島での戦いへの参加は倭国にとっても大きな試練であったに相違ない。それまで馬を知らなかった倭国が高句麗と戦うには、急遽馬匹文化や騎馬戦術を百済や加耶から受容しなければならなかった。自国の存亡にも関わる百済や加耶諸国が、積極的に倭国に馬や馬具の生産技術を伝えたことはいうまでもなからう。これを契機に倭国には、馬の文化を初めさまざまな新しい技術や文化が伝えられ、これ以降、倭国もまた急速に東アジアの文明社会の仲間入りを果たすことになるのである〔白石太一郎、2004b〕。

沖ノ島における祭祀の始まりが、まさにこうした東アジアの激動の情勢に伴う百済との国交の成立とそれを契機に始まる倭国の朝鮮半島への出兵と軌を一にする出来事であることは疑いなからう。ただしそれは、井上光貞氏が想定されたように、4世紀前半に北部九州へ進出したヤマト王権が自律的に朝鮮半島へ進出したわけで決してない。それは、遊牧騎馬民族の南下にともなう高句麗の南進という東アジア情勢の大きな変動の波が倭国にも及んだ結果にほかならないのである。沖ノ島祭祀の始まりが、従来一般に想定されていたように4世紀後半でも新しい段階の出来事ではなく、まさに『日本書紀』の『百済記』によった記載が物語る、364年に始まる百済と倭国の接触の時期にすぐ続く、4世紀後半でも比較的早い段階の第3四半期と考えられる

ことは、何よりもこの間の経緯をはっきりと物語っているのである。

なお井上光貞氏、あるいはその他の文献による古代史の研究者が、第2節で紹介したようにヤマト王権の成立を3世紀末ないし4世紀初頭頃と考え、その後北九州などにも進出、さらに4世紀後半になって朝鮮半島へ進出するというような図式を構想されたことについては、考古学の側にも大きな責任がある。少なくとも1970年代までは、ヤマト政権の政治秩序の形成と密接な関連が考えられる古墳、特に定型化した大型前方後円墳の出現の時期を3世紀末葉ないし4世紀初頭頃とするのが考古学界の一般的な見解であった。井上氏の大和王権の形成時期に関する見解は、大きくそれに準拠したものであったからである。それは、井上氏が1965年に著わされた『神話から歴史へ』の中で、文献史料から想定される最初の天皇であるハツクニシラススメラミコト、すなわち崇神天皇の想定在世年代が3世紀後半から4世紀初頭に求められることと、古墳の発生時期に関する考古学的な理解の一致をきわめて重要な事実としておられることから明らかである〔井上光貞、1965〕。

このような、古墳の成立を3世紀末葉ないし4世紀初頭に求める説は、この時期の古墳時代研究を主導した小林行雄氏の考え方によるところが大きかった。それは出現期古墳に多量に副葬されている三角縁神獣鏡の編年やその同範鏡の分有関係の精緻な分析にもとづく見解であり、多くの研究者がこれに従った〔小林行雄、1961〕。ところがその後1980年代になってこの年代観に対する疑問が次々と提起されるようになり、特に1990年代以降新しい世代による三角縁神獣鏡の編年研究の進展に伴い、古墳の出現年代は3世紀後半からさらに中葉頃まで遡ると考える研究者が多くなった。したがって最近では、近畿の大和を中心とする広域の政治連合としてのヤマト政権は、3世紀中葉過ぎには成立し、この段階には当然北部九州もまたその版図に含まれることになったと考えられている〔白石太一郎、1999〕。

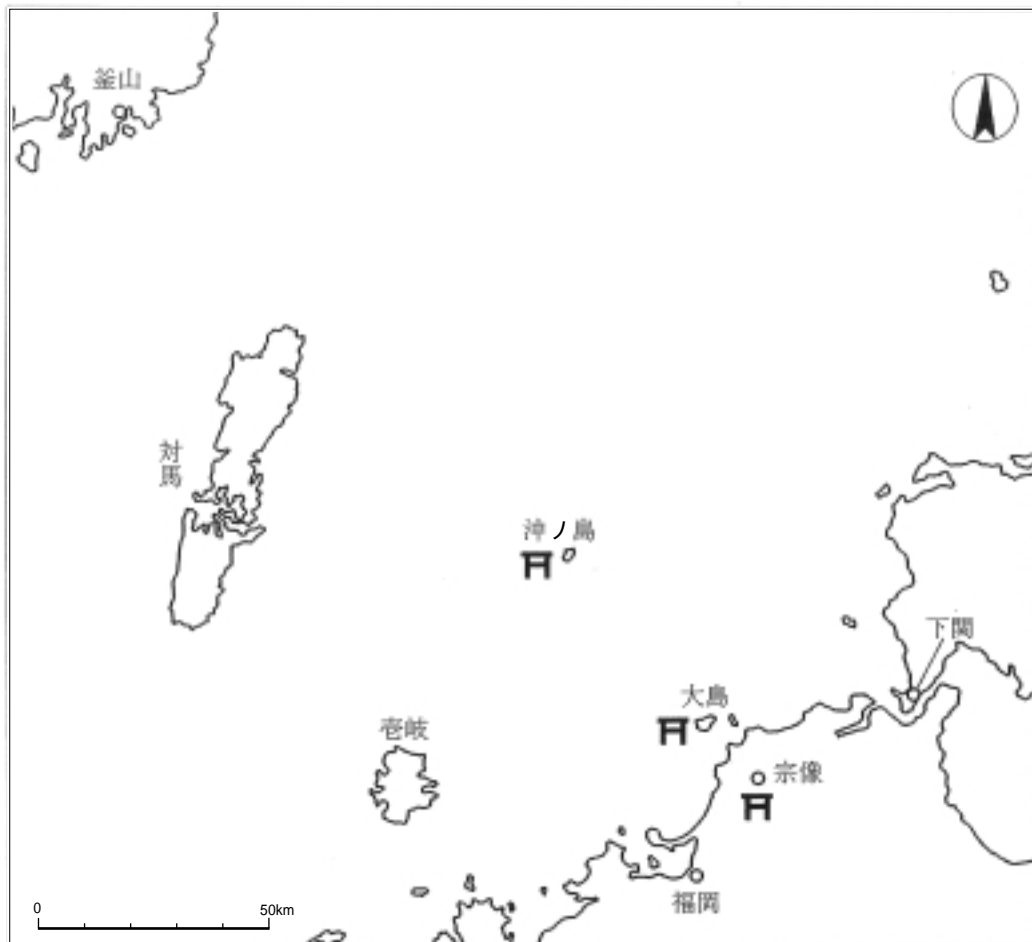
そして朝鮮半島との関係についても、重要な鉄の生産が日本列島では6世紀にならないと始まらないことが明らかになり、弥生時代中期以降6世紀までのあら

ゆる時代を通じて、重要な鉄資源が朝鮮半島南部の弁辰、のちの加耶からもたらされていることが疑えなくなった。したがって、東アジア情勢の動静如何にかかわらず、倭国と朝鮮半島南部の弁辰・加耶地域との交流は絶えず続いていたと考えざるをえないのである。そうした中で4世紀後半になって、高句麗の南下という東アジア情勢の大きな変化を契機に、百済との接触が始まり、好むと好まざるとに関わらず、倭国もまた東アジアの国際舞台に引き出されることになるのである。

なお、こうした東アジアの国際情勢の大きな変化の波は、ヤマト王権の内部にも大きな影響を与えたことはいうまでもない。こうした国際情勢の大きな変化に対して、宗教的・呪術的性格の強いそれまでの大和の古い王権では対応することが難しく、おそらくそれ以

前から近畿中央部のヤマト王権の中で朝鮮半島などとの交易や交渉を担当していた大阪湾岸の河内(和泉を含む)の勢力が、大和の勢力に替わって王権を掌握するに至ったと想定されるのである。4世紀後半から末葉には、それまで一貫して奈良盆地に造営されていた大王、すなわちヤマト政権の盟主の墓と想定される巨大な前方後円墳が大阪平野南部の古市古墳群や百舌鳥古墳群に出現する。古墳がその政治勢力の本貫地・本拠地に営まれるものであることから、これは大阪平野南部の河内・和泉の勢力が王権を握ったことを物語るものと考えざるをえない〔白石太一郎、2000〕。

王権の継承がどのようにして、また何時の時点で行われたかは明らかにしえない。たださきに触れた百済と倭国の国交の始まりを記念して百済王家から贈られた七支刀を伝える石上神宮の祭祀を司るのが、本来河



第3図 沖ノ島の位置

内南部を本貫地とし、新しい河内の王権を支えたと想定される伴造豪族の物部氏であることを重視すると、百済との交渉やそれに続く沖ノ島祭祀を主導したのは、河内の勢力であった可能性が大きいと思われる。その後の倭の五王の対南朝外交を展開したのが、大阪平野を本貫とする大王たちであったことから、沖ノ島祭祀の開始も河内勢力の主導によるものであったことは、誤りないのではなからうか。

玄界灘の孤島沖ノ島における国家的な祭祀の始まりが、こうして大きく転換した倭国と朝鮮半島との新しい関係の始まりを契機とするものであることは疑いない。沖ノ島が、それまでの日韓交渉のメインルートである壱岐・対馬ルートからはるかに東に外れたところにあることは興味深い。それがまさに、畿内から瀬戸内海をへて下関海峡に至り、ここから直線ルートで下関と釜山とを結び、かつての関釜連絡船の航路に近いところに位置することはきわめて示唆的である(第3図)。それはまさに大和・河内と朝鮮半島南部を結ぶ最短ルート沿いに位置するのである。もちろん実際の航海には、より安全な壱岐・対馬ルートが取られることが多かったと思われるが、沖ノ島の位置がそれまでの壱岐・対馬ルートから大きくはずれ、大和と朝鮮半島南部を結ぶ最短ルート沿いに位置することの象徴的な意味は大きいと思われるのである。

いずれにしても沖ノ島における国家的な祭祀は、4世紀後半における高句麗の南下という東アジアの国際情勢の大きな変化に伴い、百済と国交を結んで朝鮮半島に出兵することになったヤマト王権が、その航海を援けた在地の宗像の勢力とともに執行したものであることは疑いなかろう。ただその場合、かつての上田正昭氏の指摘にもあるように、この祭祀を戦勝祈願というような軍事的な性格のものに限定して考えることは危険であろう。沖ノ島祭祀の始まった第1段階の祭祀遺跡の供献品は、宗教的・呪術的性格の強い前期古墳の副葬品の組み合わせと基本的には一致しているが、必ずしもその中で武器や武器形祭器の占める割合は高くないのである。それは、こうした歴史的・国際的な契機から、急遽盛んになったヤマト王権と百済など朝鮮半島諸国との直接的な交渉にかかわるものであり、あくまでも第一義的には、航海の安全を祈るもので

あったことは、海の女神としての沖ノ島の神の性格からも疑いなかろう。

5. 倭・韓交渉ルートの変遷と沖ノ島祭祀

倭・韓の間を結ぶ最も重要な交渉ルートは、弥生時代以来一貫して北部九州の唐津付近から壱岐・対馬を経由して朝鮮半島南部の狗邪韓国の故地である慶尚南道金海付近に至るものであった。それにもかかわらず、このルートから東に大きく離れた宗像沖ノ島においてきわめて大掛かりな規模の神祀りが始まったのは、前節で述べたように東アジア情勢の大きな変転をうけて、ヤマト王権が百済と結んで朝鮮半島での争いに加わるという新しい事態が現出した結果にほかならない。

そのことは沖ノ島の位置が、この段階のヤマト王権の本拠地であった近畿地方中央部の大和・河内から、瀬戸内海を経由し、関門海峡を経て朝鮮半島東南部に至る最短距離の海上ルートに近接していることも関係しているのではないかと思われる。さらにこのことは、弥生時代初頭以来4世紀中葉に至るまでの長い期間、盛んに利用された壱岐・対馬ルートの航海に際して、沖ノ島での祭祀が行われたような痕跡がまったく見いだせないことも関連しよう。それは、この新しい東アジアの国際情勢の変化にともない、壱岐・対馬ルートを担当してきたかつての末盧、伊都、奴など玄界灘沿岸でも西よりの勢力とは別に、より東の宗像の勢力が、新しく畿内のヤマト王権と百済の交渉に一定の役割を果たすことになったためであったと思われる。ただ4世紀後半以降になっても実際の航海に利用されたのが、最も安全性の高い壱岐・対馬ルートであったことはいうまでもなかろう。またこのルートの倭国側の玄界灘西部地域の首長たちが、この倭・韓ルートによる交渉に、それ以前と同様、あるいはそれまで以上に重要な役割を担い続けていたことは疑いない。

そのことは、4世紀後半から末葉段階で玄界灘西部の末盧、伊都、奴国の首長たちが営んだ前方後円墳に、日本列島内では最古の横穴式石室が採用されていることからもうかがうことができる。かつての末盧国の版図に含まれていた唐津市の谷口古墳、伊都の国の範囲に含まれていたと考えられる福岡市西部の鋤崎古墳、

奴国の範囲に含まれていた福岡市南部の老司古墳などには、いずれもこの地域で従来から営まれていた竪穴式石室に横穴式石室のアイデアを受け入れ、この地で創出された「竪穴系横口式石室」と呼ばれる特異な横穴式石室が採用されている。このことは、かつての末盧国、伊都国、奴国などの支配者の後裔の首長たちが、この時期自ら朝鮮半島の百濟、あるいは高句麗領域の地にまで出かけ、彼の地ですでに成立していた横穴式石室をみていたことを物語るものであろう。彼らがヤマト王権の尖兵として朝鮮半島に遠征し、また多くの倭国の兵を渡海させるのに中心的役割を果たしていたことは疑いないのである。宗像の首長が果たした役割もけっして小さかったとはいえないが、それがかつての玄界灘沿岸西部地域の首長たちに替わる役割を果たしたとは考えられない。沖ノ島におけるヤマト王権の祭祀には、ヤマトと朝鮮半島を結ぶ最短ルートに坐す海神という象徴的な意味が大きかったのではなかろうか。

さきにもみたように『日本書紀』神代紀の第三の一書には、「即ち日神の生れませる三女神を以て葦原中国の宇佐島に降り居さしむ。今、海の北の道の中に在す。号けて道主貴と曰す。此れ筑紫の水沼君等が祭る神、是なり」という記事がみられる。この水沼君の本拠地は、九州でも筑後川河口に近い有明海沿岸であり、宗像はもちろん、玄界灘西部地域からも遥かに離れている。これについて文献による古代史の和田萃氏は、さきの第三の一書の記事から「沖ノ島を奉斎した在地豪族として胸肩君のみを上げることは不十分である」とされ、さらに「海北道中にいますとされた沖ノ島祭祀の第Ⅰ・Ⅱ段階では、胸肩氏のみと結びつけず、畿内の王権や九州北部・中部の氏族とも関連して理解すべきだと考える」とされている〔和田萃、1988〕。その結論自体には異存はないが、宗像沖ノ島の祭祀に特に有明海沿岸の水沼君が関わっていることが、宗像三女神に関する神話の中にまで語られていること背景には、さらに大きな意味があるものと思われる。次にこの問題について検討してみよう。

何度もふれたように、弥生時代以来古墳時代になっても、朝鮮半島と倭国を結ぶ韓・倭間の大動脈が対馬・壱岐ルートであったことはいうまでもない。そし

てこのルートを支えたのが、韓側では狗邪韓国、後の金官伽耶国など洛東江河口付近の勢力であり、倭国側では『魏志』倭人伝にもみられる末盧国、伊都国、奴国など玄界灘沿岸でも西よりの地域の勢力であったことは疑いない。ところが5世紀前半から中葉ころになると、この玄界灘沿岸と洛東江河口付近を結ぶ倭・韓の交易・交渉ルートにも大きな変化が生じる。それは洛東江河口付近への新羅の進出に伴い、加耶諸国の中でも金官伽耶国などがそれまで対倭交渉に果たしていた役割が果たせなくなり、代わって加耶でも西よりの大加耶を中心とする洛東江中流域やその南の安羅、さらにはより西方の現在の全羅南道を中心とする地域が、対倭交渉に重要な役割を果たすようになるのである。このことは文献史料からもある程度うかがうことが出来るが、何よりもその事を明確に物語るのは、5世紀後半から6世紀初頭になると、倭国の影響によるものであることが疑えない前方後円墳が全羅南道各地に造営されるようになることある(第4図)。それらは前方後円形の墳丘を採用しているだけでなく、日本列島のものと同じ円筒埴輪をもつもの、あるいは倭系の横穴式石室を持つものもみられるのである〔柳沢一男、2001〕。こうした倭・韓交渉の韓側の窓口の大きな変化に対して、倭国側でも大きな変化が生じる。それは、古墳時代前期から中期初頭までの段階では、北部九州でも最大規模の大規模な前方後円墳が玄界灘沿岸の末盧、伊都、奴などの地域に営まれていたのが、中期の第2段階の5世紀前半になると、この地域ではそれほど大規模な前方後円墳はみられなくなり、かわって有明海沿岸やこれに注ぐ筑後川流域に大規模な前方後円墳が営まれるようになるのである。もともと北部九州の地域は、古墳時代前期・中期にはあまり大きな古墳が造られなかった地域である。それでも玄界灘沿岸西部地域では、5世紀の初頭までは墳丘長60~100^{cm}級の前方後円墳がそれぞれの地域に造営されていた。ところが5世紀の第2四半期になると、なぜかこの地域の古墳の規模は急速に小型化してしまう。それに替わって筑後では、5世紀前半には福岡県広川町石人山古墳(墳丘長120^{cm})というような大型古墳が出現する。これは肥前でもまったく同じで、それまで玄界灘沿岸地域にしかみられた大型前方後円墳が、5世紀前半に

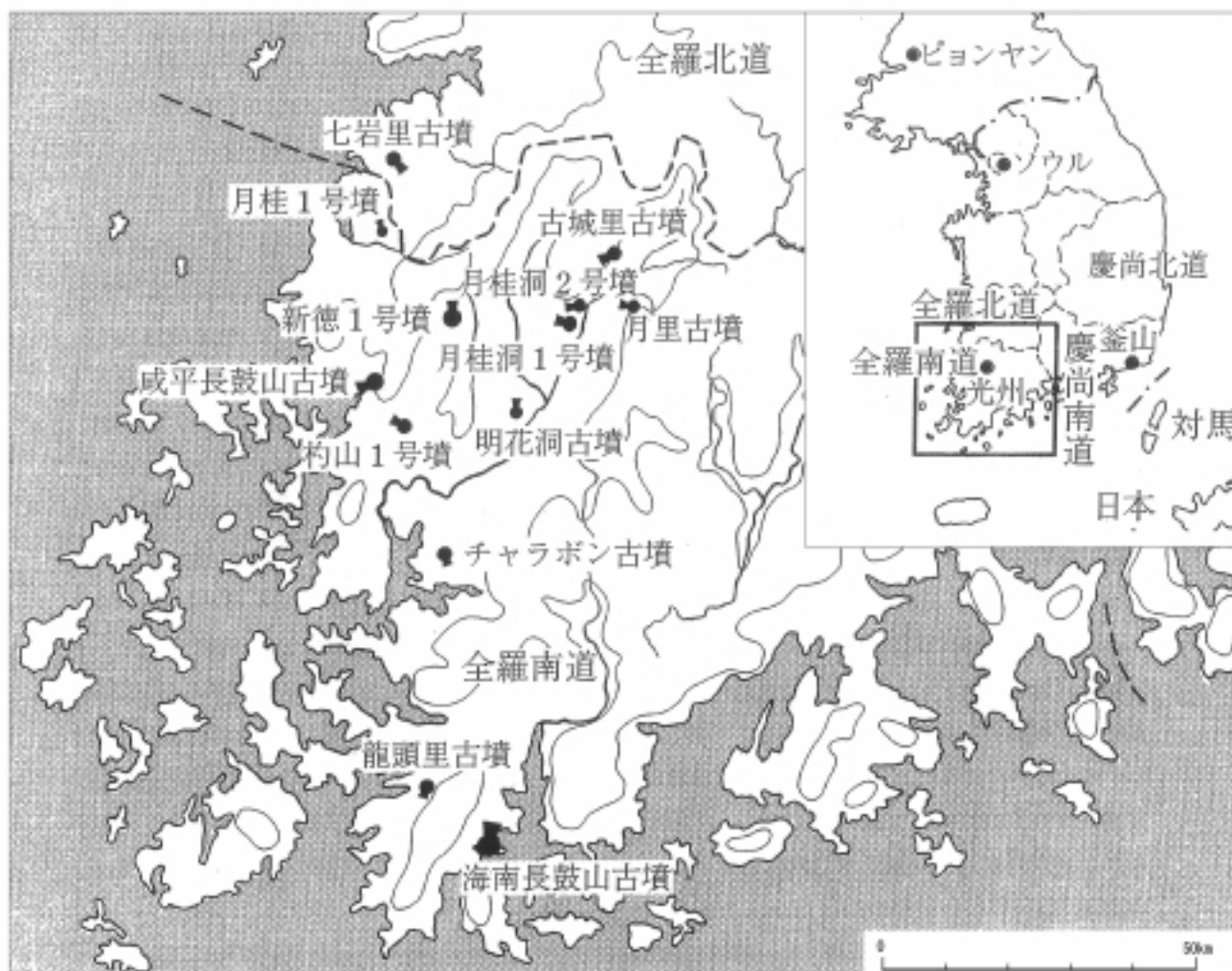
なると佐賀平野に佐賀県佐賀市船塚古墳(墳丘長115[㍊])などが現れるのである。さらに肥後の菊池川中流域にも5世紀前半には熊本県山鹿市岩原双子塚古墳(墳丘長102[㍊])などがみられるようになる。

このように、それまで倭・韓の海上交渉活動を主導していた玄界灘沿岸西部地域で、5世紀初頭以降急速に前方後円墳の規模が小型化するのに対して、それに変わって有明海沿岸やこれに注ぐ筑後川、菊池川流域などの地域勢力がそれまでみられなかった大規模な前方後円墳を造営するようになるのである。このことは、やはり玄海灘沿岸西部地域に替わって有明海沿岸地域の諸勢力が、対韓交渉・交易活動の主導権を握るようになった結果にほかならないと考えられるのである。

こうした有明海沿岸地域の人びとの対韓航海活動への積極的な参加は、東アジアからの影響を考えざるを

えない本格的な彩色壁画を持つ装飾古墳が、5世紀前半～中葉頃にまずこの有明海沿岸で始まることからもうかがえよう。さらにこの時期、有明海沿岸の肥後の三地域で作られた割板式舟形石棺が、瀬戸内海各地や畿内地域にもたらされているが、これもこの地域の人びとの活発な水運活動を前提にはじめて理解できるものである。またこの時期、有明海沿岸地域で生み出された肥後型横穴式石室が瀬戸内や畿内地域に、また横口式の石棺式石室や横穴などが山陰地域などに広く広がるのも、有明海沿岸各地の人びとの水運活動の結果であろう。こうした有明海沿岸地域の人びとの水運活動は、当然朝鮮半島に対しても行われていたものと考えられるべきであろう〔白石太一郎、2004a〕。

全羅南道地域にみられる前方後円墳などに採用されている横穴式石室は明らかに九州系のものであり、そ



第4図 韓国の前方後円墳分布図

れも玄界灘沿岸というよりは有明海沿岸地域の横穴式石室に近いものが見いだせる〔柳沢一男、2001、白石太郎、2004a〕。このことから全羅南道地域の人びとと有明海沿岸地域の人びとの間には密接な交流関係があったことがうかがえるのである。これらの考古学的な事象は、いずれもこの時期の倭・韓交渉のそれぞれの担い手が、玄界灘沿岸西部と洛東江河口付近の勢力から、有明海沿岸と全羅南道の地域の勢力に変化したことを示すものにほかならない。『魏志』倭人伝にみられた壱岐・対馬ルートに変わり、有明海～全南ルートが倭・韓交渉ルートを中心になったことを物語っているものと考えざるを得ない。

もちろんこの場合も実際の渡海ルートは、少なくとも九州島から対馬までは、より安全な末盧 壱岐 対馬を経由するルートをとったことは疑いないと思われるが、それを中心的に担う勢力に大きな変化が生じたことは確実であろう。そのことは、壱岐・対馬ルートの倭国側の重要な拠点で、『魏志』倭人伝によると邪馬台国が一大率を置いた伊都国の港に近い筑前国嶋郡の大領が肥君猪手であったことを示す『正倉院文書』の「筑前国嶋郡川辺里戸籍」が明確に物語っている。本来、有明海に続く八代海沿岸の、肥後国八代郡肥伊郷の豪族であった肥君が、何時のころからか、伊都の港の近くにまで進出しているのである。このことはまた、壱岐・対馬ルートの対馬には6世紀末葉から7世紀頃の巨大な横穴式石室をもつ大規模な終末期古墳がいくつも知られているが、その石室の構造が、基本的にはいずれも筑後・肥後タイプのものであることから伺われるのである。

こうした倭・韓交渉ルートやその担い手の大きな変化は、一つには金官加耶国など加耶東南部への新羅の進出という朝鮮半島情勢の大きな変化と、おそらくそれとも連動した九州北部における玄界灘沿岸勢力に変わる有明・八代海から筑後川流域の勢力の台頭の結果であることは疑いなくであろう。このような倭・韓交渉ルートとその中心的担い手の変化を考慮すると、倭・韓の海上航路の安全を祈る沖ノ島祭祀に、宗像氏とともに有明海沿岸で水運活動に大きな力を持っていた水沼君が参画しているのは、むしろ当然のことと理解できるのではなからうか。水沼君が沖ノ島祭祀を担当し

ていたことを示す『日本書紀』神代紀の第三の一書の伝承は、その背景にこのような倭・韓交渉ルートの主要な担い手の時代的变化を考慮して始めて理解出来るのである。

6. 沖ノ島祭祀における宗像勢力の役割

前節では、倭・韓交渉ルートやその担い手の時代的な変化とそのなかでの沖ノ島祭祀について検討してみた。最後に、こうした倭・韓交渉ルートやその担い手の変遷の中で、ヤマト王権による対韓交渉にともなう航海の安全を祈る国家的な祭祀でもあったと思われる沖ノ島祭祀に、この宗像の地の豪族である宗像氏が果たした役割について考えてみることにしよう。

4世紀中葉までの対韓交渉において、具体的に宗像の在地勢力がどのような役割を果たしていたかはよくわからない。

もちろん玄界灘に面した枢要な地理的位置を占める宗像の勢力が、対韓交渉ないし対韓航路上で一定の役割を担っていたであろうことは想定できる。この時代、北と南を除く日本列島各地の首長たちは、近畿中央部の勢力を中心にヤマト政権とよばれる首長連合を形成していたと考えられている。この政治連合の政治秩序と密接な関係をもって造営されたと考えられる古墳のあり方からみると、この時期の宗像地域の政治勢力は、ヤマト政権の対韓交渉においても、玄界灘沿岸西部の奴、伊都、末盧などの勢力に比べて、必ずしも大きな役割を果たしていたとはいえないようである。

そうした中で、4世紀後半でも早い時期、すなわち4世紀の第3四半期になると、東アジアの国際情勢の大きな変化の影響を受けて百済との同盟関係が成立し、ヤマト政権、すなわち倭国は朝鮮半島に出兵するに至る。それとまったく時を同じくして宗像沖ノ島における大規模な祭祀が始まるのである。こうした経緯を考えるならば、沖ノ島における国家的祭祀の始まりに、宗像の勢力が一定の役割を果たしたと想定できることは、すでに述べた通りである。

前節でもふれたように、4世紀後半にヤマト政権の朝鮮半島出兵がはじまり、ヤマト政権の中枢を構成するヤマト王権が積極的に対韓交渉に乗り出すように

なったあとも、少なくとも5世紀初頭頃までは、玄界灘沿岸西部の勢力が対韓交渉において果たした役割はより大きくなりこそすれ、弱まったとは考え難い。それはこの時期の奴、伊都、末盧地域における大型前方後円墳の造営の継続や、この地の首長たちがそろって初期横穴式石室を創出し、彼らの古墳に採用していることなどからも疑いなかろう。

それまであまり顕著な前方後円墳の造営がみられなかった宗像地域でも、4世紀後半になると宗像市東郷高塚古墳(墳丘長61㍉)が出現する〔宗像町教育委員会、1989〕。それは、まさにヤマト王権の対韓交渉への直接的進出にあたって、宗像の勢力がこれに呼応して一定の役割を果たしたことを物語るものであろう。ただこの古墳の規模は墳丘長61㍉でそれほど大きいものではない。やや古い伊都地域の一貴山銚子塚古墳(墳丘長103㍉)〔小林行雄、1952〕やや新しい奴の福岡市老司古墳(約80㍉)〔福岡市教育委員会、1989〕に比較すると明らかに小規模であり、宗像の勢力が玄界灘西部地域の勢力に変わって対韓交渉のリーダーシップを握るようになったなどとは考えられないのである。

それでもなお、4世紀後半の時期に宗像の地域に、はじめて有力な首長墓クラスの前方後円墳として東郷高塚古墳が出現した意義は大きい。それが沖ノ島祭祀の始まりに近い時期であり、宗像の首長が新しい対韓政策に踏み出したヤマト王権と一定の関係を構築し、沖ノ島での国家的祭祀に地域勢力として協力したこと、この古墳の出現がそれと関連する出来事であることを示すものと思われる。こうして宗像の勢力も、はじめてヤマト政権の構成員の一員としての地位を明確にしたのであろう。なお宗像神社辺津宮の現境域内にある上高宮古墳では、慶安4年(1650)に12面の円鏡や矢の根72本などが発見され、再埋納したと伝えられている〔岡崎敬、1979〕。大正末年の再調査でも、四乳獣文鏡や玉類、鉄剣、鉄刀、銅鏃、鉄鏃、革綴短甲、鉄斧、蕨手刀子、刀子などが出土している。12面の銅鏡出土が事実とすれば、東郷高塚古墳よりはやや新しいが、これと並んで沖ノ島祭祀の始まりと宗像の在地勢力の関係を検討する上に重要な古墳である。ただ、現状では墳丘の形状や規模も不明であり、また現存する遺物の一括性にも疑問があって、確実な資料として利

用できないのが残念である。

宗像地域では、4世紀後半に東郷高塚古墳が造営されたあと、またしばらく顕著な前方後円墳の造営は途絶える。前述のように、北部九州では5世紀の初頭以降、玄界灘沿岸西部地域で大型前方後円墳の造営が急速に衰退し、替わって有明海沿岸や筑後川流域に大型古墳が営まれるようになる。この北部九州での、大きな政治勢力の力関係の変化の中でも、宗像地域は特に重要な役割を果たしたわけではなさそうである。筑後地域のようにすぐには大型前方後円墳の造営は認められず、5世紀初頭以降の玄界灘西部地域と同じように、有力な政治的リーダーの存在はみられないのである。この時期に沖ノ島における祭祀に重要な役割を果たしたのは、むしろ「水沼君」のような、有明海沿岸の勢力であったのではなかろうか。

こうした宗像地域で、再びある程度の規模の前方後円墳の造営が始まるのは、5世紀中葉頃のことと想定され、それは新原・奴山1号墳(旧称 新原・奴山17号墳)〔墳丘長50㍉〕の出現である〔石山勲、1989〕。そしてそれ以降、5世紀後半から6世紀代には、古墳時代中期末から後期段のものとしてはきわめて大規模な前方後円墳が宗像の地に造営されるようになるのである。この5世紀中葉から6世紀代にかけての宗像地域の主要な古墳は、東郷高塚古墳や高宮古墳が営まれた鈿川流域ではなく、神湊の西の草崎から南西に長く伸びる海岸地域に展開し、それらは北から南へ勝浦古墳群、新原・奴山古墳群、須多田古墳群の三グループに分かれて営まれている〔柳沢一男、1992〕。

このうち中央の新原・奴山古墳群では、5世紀前半代から径30㍉前後の円墳が造営され、その中葉にはさきの新原・奴山1号墳が出現した後、6世紀後半にまでの間に新原・奴山12号墳(墳丘長57㍉)、同22号墳(帆立貝式、円径54㍉)、同30号墳(墳丘長54㍉)など中規模の前方後円墳などが続けて造営される〔橋口達也・池辺元明、1989〕。それに対してより大きな前方後円墳は、5世紀後半から末葉の段階には北の勝浦古墳群に、その後は南の須多田古墳群に営まれるようになる。すなわち5世紀後半には勝浦古墳群に勝浦井ノ浦古墳(旧称津屋崎10号墳、勝浦12号墳、墳丘長70㍉)が出現し(第5図)、次いで、墳丘長97㍉という宗像地

域で最大の前方後円墳である勝浦峯ノ畑古墳(旧称津屋崎41号墳、勝浦14号墳)が営まれるのである(石山勲編、1977)。この古墳は後円部に玄室を石柱で三等分した特異な横穴式石室(第6図)をもち、画文帯神獸鏡、内行花文鏡、珠文鏡などが出土している。さらに6世紀になると、おそらくその前半から中葉頃に在自劔塚古墳(墳丘長85[㍉])、おそらくその後半に須多田天降天神社古墳(墳丘長80[㍉])が、今度は南の須多田古墳群に造営されるのである(柳沢一男、1992)。

このように宗像地域では、5世紀後半から6世紀代にかけて、代々墳丘長80[㍉]から100[㍉]級の大型前方後円墳が営まれ、さらにそれと並行して50~60[㍉]級の古墳も築造されたのである。この時期に80~100[㍉]級の大型前方後円墳が継続して造営される地域は、北部・中部九州地域でも、福岡県八女市の岩戸山古墳(墳丘長140[㍉])、善蔵塚古墳(墳丘長約90[㍉])、鶴見山古墳(墳

丘長85[㍉])などが相次いで営まれた筑後の八女古墳群、福岡県うきは市の月ノ岡古墳(墳丘長95[㍉])、塚堂古墳(墳丘長90[㍉])、日ノ岡古墳(墳丘長75[㍉])、同市の重定古墳(墳丘長70[㍉])などが続けて営まれた筑後川上流の浮羽地域、熊本県氷川町の中ノ城古墳(墳丘長98[㍉])、姫ノ城(墳丘長85[㍉])、大野窟古墳(墳丘長約100[㍉])などが営まれた肥後の氷川下流域くらいしか見いだせない。ほかに、福岡市東光寺劔塚古墳(墳丘長75[㍉])、福岡県桂川町桂川王塚古墳(墳丘長80[㍉])など80[㍉]級の前方後円墳が散発的に営まれる例はないわけではないが、いずれもその前後には続かないのである。

ここに指摘した筑後の八女古墳群が筑紫君、肥後の氷川古墳群が肥火君の残した古墳群であることはいうまでもなからう。このことから5世紀後半以降の宗像の在地勢力、即ち宗像氏が筑後の筑紫君、肥後の肥君などと同じように、この段階のヤマト政権の中で一



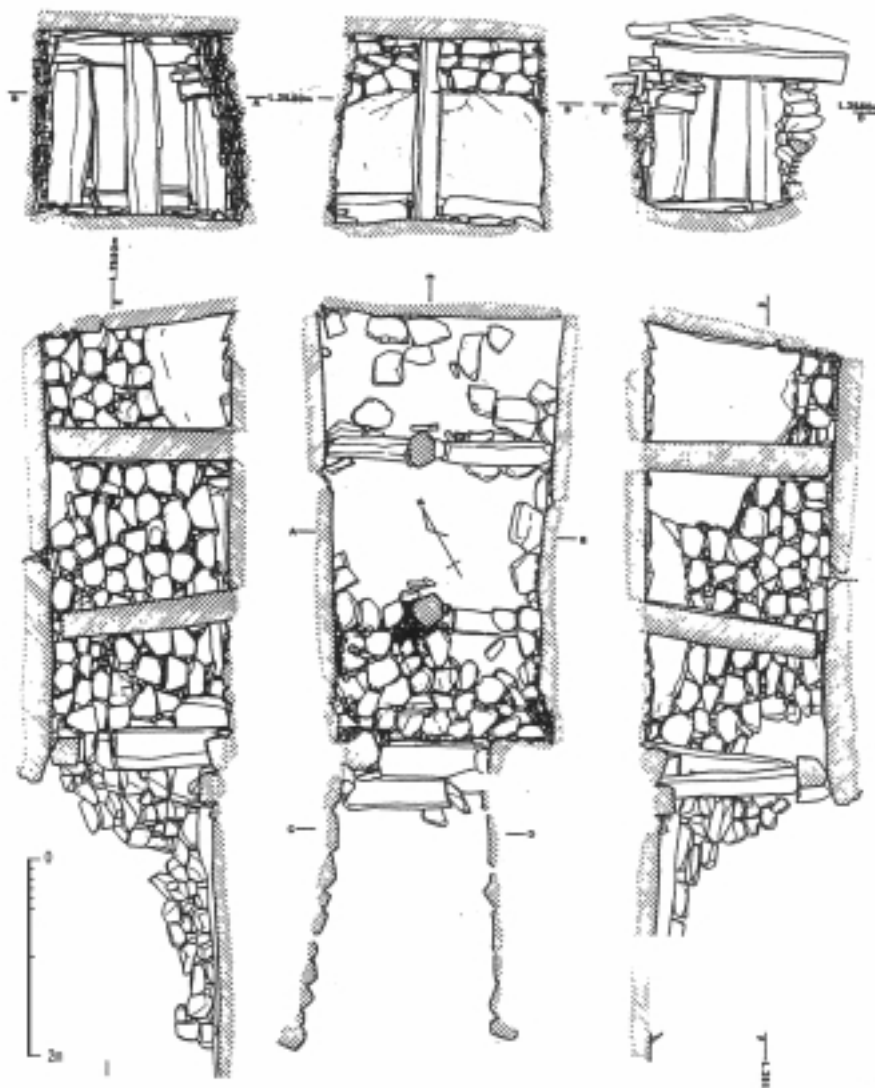
第5図 勝浦井ノ浦古墳(旧称津屋崎10号墳、勝浦12号墳)の墳丘

(『新原・奴山古墳群』による)

定の位置を占めるようになったことは疑いないのである。それが、この段階でのヤマト政権の対韓交渉・交易に果たした役割によるものであることもまた疑いないところであろう。この段階では、肥君、水沼君、さらに火葦北国造や、あるいは菊池川流域の江田船山古墳の被葬者など有明海・八代海沿岸各地の首長たちが、ヤマト政権の対韓交渉・交易において重要な役割を果たしていたことが知られる〔白石太一郎、1997〕が、それらの諸勢力とともに、宗像氏も沖ノ島での祭祀をも含めて対韓交渉・交易にきわめて重要な役割を果たしていたことが想定できるのである。

なお、在自剣塚古墳や須多田天降天神社古墳など6

世紀でもやや新しい、その中葉から後半に大型前方後円墳が営まれた須多田古墳群のすぐ南の福津市宮司の宮地嶽神社の奥宮の境内には宮地嶽古墳がある。径35メートルほどの円墳で、内部に長さ22メートルの長大な切石造りの横穴式石室を持つ古墳である。この古墳は近世に発掘されたようで、金銅製透彫の冠などの見事な装身具、豪華な金銅製の鏡板付轡や壺鐙を伴う馬具、金銅製の頭椎大刀などの武具、さらに銅椀・銅盤やガラスの原料と思われるガラス板など豪華な副葬品が出土している〔森貞次郎、1976〕。それらとともに出土した須恵器などから7世紀でもその第3四半期に降る時期の古墳と想定できる。



第6図 勝浦峯ノ畑古墳(旧称津屋崎41号墳、勝浦14号墳)の横穴式石室
(『新原・奴山古墳群』による)

『日本書紀』の天武2年(673)2月条によると、天皇が胸形君徳善の女の尼子娘を妃として高市皇子が生まれたことが記されている。高市皇子は持統10年(696)7月に薨じているが、『公卿補任』はその薨年を42歳、あるいは43歳としているから、その生年は654年頃ということになる。尼子娘が天武に召されたのは650年頃ということになり、その父親の没年は7世紀の第3四半期頃であろう。まさに宮地嶽古墳出土の須恵器から想定される造営年代と一致する。この宮地嶽古墳が、そのすぐ北方の須多田古墳群にある6世紀後半前後の宗像の首長墓である在自剣塚古墳や須多田天降天神社古墳などの大型前方後円墳に続く終末期の大型円墳であることは、この須多田古墳群やそれ以前の勝浦古墳群の首長墓が、まさに宗像氏の族長墓にほかならないこと、さらに新原・奴山古墳群を含めて、それらが宗像氏一族の墳墓群にほかならないことを明確に物語るものといえよう。

これらのことから、有明海あるいはその南の八代海沿岸各地の首長たちが対韓交渉・交易に積極的に乗り出したと思われる5世紀前半の時点では、それ以前に対韓交渉の中心的担い手であった玄界灘沿岸西部地域の諸勢力と同じように、宗像の地域勢力もまた対韓交渉ではあまり大きな役割を發揮できない時期が続いたようである。ただ、5世紀後半以降、とりわけ宗像地域で最大の前方後円墳である勝浦峯ノ畑古墳の営まれる5世紀末葉以降には、宗像氏が有明・八代海沿岸各地や筑後川流域の諸勢力とともに、新しい対韓交渉・交易の中できわめて重要な位置を占めるようになったことが、宗像を初めとする北部・中部九州の古墳のあり方から想定できるのである。

なお、ここに指摘した5世紀後半以降の宗像における大型前方後円墳の継続的造営に関連して、あらためて注目されるのは『日本書紀』雄略9年の記載である。すなわち9年2月に凡河内直香賜^{かたぶ}と采女が遣わされて胸方神が祭られ、続いて3月に、天皇、親ら新羅を伐たんと欲す。神、天皇に戒めて曰く、『な往しそ』とのたまふ。天皇、是に由りて、果して行せたまはず』とある。天皇が自ら新羅へ遠征しようとしたところ、宗像の神がこれに反対し、天皇の遠征は中止され、代わって紀小弓宿禰、蘇我韓子宿禰、大伴談連、小鹿火

宿禰らが派遣されたというのである。この記載が歴史的事実であるかどうかはおくとしても、この時期の対外遠征、対外政策に関して宗像の神が、天皇の意思決定にまで影響を与えうる存在と考えられていたことは重要である。まさに宗像最大の前方後円墳勝浦峯ノ畑古墳は、雄略朝に近い5世紀末葉頃の造営と想定されるが、この段階には宗像氏がヤマト王権の対外政策にまで影響を与えうる存在になっていたことがうかがわれるのである。

7. まとめ

以上6節にわたって、沖ノ島祭祀とヤマト王権の関わりについて、考古学の立場から検討してみた。玄界灘の孤島沖ノ島における神祀りが、単に宗像という九州の一地方勢力による祭祀にとどまらず、ヤマト王権も深く関与した、まさに国家的な祭祀であったことについては、1954~71年に実施された沖ノ島の学術調査の結果にもとづいて早くから指摘されてきたところである。ただ第3次調査の終了時からでもすでに40年もの歳月が経過し、古墳時代から律令時代にかけての考古学や文献史学の研究も著しく進展した。小論は、こうした古代史研究の現状の中で、沖ノ島祭祀の基本的性格やヤマト王権との関わりをどのように認識することが出来るのかを、あらためて検証し直してみたものである。以下、明確にできたと考えられるところを簡単に整理して置こう。

まず、沖ノ島祭祀の始まりに関しては、最近、古墳やその時代の遺物の暦年代観が著しく遡ってきている。調査された祭祀遺跡の中で最も古い段階のものとされる17号や18号遺跡については、かつては4世紀後半の範囲の中でも新しい段階のものと考えられ、4世紀末から5世紀初頭とする意見も少なくなかった。しかし最近の三角縁神獸鏡の精緻な編年研究にもとづく古墳の出現年代、あるいは年輪年代法などによる須恵器の成立年代の著しい遡上などを踏まえて再検討すると、今日では4世紀後半でも古い段階の4世紀の第3四半期と考えるほかないことを指摘した。

こうした沖ノ島祭祀の開始時期の遡上的一方、ヤマト王権との関わりや祭祀の基本的性格についても、そ

の評価を大きく転換しなければならなくなっている。そのことは古墳時代の始まり、すなわち大型前方後円墳の出現時期に関する見解が、従来の3世紀末ないし4世紀初頭頃とする考え方から、最近では3世紀中葉とする考え方に大きく転換したことと関係する。定型化した大型前方後円墳の出現をヤマト政権と呼ばれる政治連合の成立と捉える視点それ自体には大きな変化はない。しかし従来は、3世紀末ないし4世紀初頭頃に成立したヤマト政権が4世紀前半には北部九州へ、さらにその後半には朝鮮半島へ進出するという図式の中で、このヤマト政権の朝鮮半島への進出と沖ノ島祭祀の始まりを直接結びつける考え方が少なくなかったのである。

しかし、大型前方後円墳の出現が3世紀中葉頃に、また沖ノ島祭祀の始まりが4世紀中葉すぎということになると、国内統一を終えたヤマト政権がそのまま続けて朝鮮半島へ進出したというような図式は成立し難くなる。4世紀後半以降のヤマト政権の朝鮮半島への軍事的関与については、何らかの外的契機が存在を想定する必要が生じるのである。この点で、第3次調査を指導された岡崎敬氏がその報告書の中で、『日本書紀』の神功紀にみられる百済系史料などからうかがわれる4世紀後半における百済と倭国の国交の成立と、沖ノ島祭祀の始まりを結びつける見解を提起しておられたことは注目に値する。当時の一般的な年代観では、前期でもごく新しい段階の古墳の副葬品と一致する17号遺跡の年代を4世紀後半でも中葉近くまで上げて考えることは無理ではあったが、この指摘はきわめて重要である。現在の暦年代観では、まさに百済と倭国の国交の成立と沖ノ島祭祀の開始は見事に一致するのである。

4世紀の東アジアでは、北方の遊牧騎馬系民族の南下が始まる。この大きな民族移動の波に押される形で高句麗の南下がはじまり、朝鮮半島南部の百済や新羅は国家存亡の危機を迎える。その際、新羅が高句麗に降って生き延びる道を選んだのに対し、百済は徹底的に交戦する道を選ぶ。この時百済が目をつけたのが倭国であり、鉄資源を朝鮮半島に依存する倭国も百済との提携の道を選ぶのである。こうした東アジアの国際情勢の大きな変化を受けて、倭国も東アジアの国際舞

台に登場することになるのである。沖ノ島祭祀の開始が、まさにこうした倭国と百済の国交の始まりとそれともなう朝鮮半島出兵と軌を一にする出来事であったことは疑いないと考えられる。

沖ノ島の位置が、従来の倭・韓交渉のメインルートであった沓岐・対馬ルートから東に大きく離れた、まさに畿内から瀬戸内を経て下関海峡から一路洛東江河口付近に至る、後の関釜連絡船のルートに近いところに位置することは、きわめて示唆的である。まさに沖ノ島祭祀は、百済と提携して朝鮮半島に出兵することになったヤマト王権が、畿内と朝鮮半島を最短距離でつなぐルートに近い沖ノ島で、宗像の在地勢力の援助をうけて渡海の安全を祈るために執り行ったものであろう。しかし実際の航海には、多くは最も安全な沓岐・対馬ルートが用いられたことは疑いないと思われる。ただ沖ノ島の神は、畿内と朝鮮半島を結ぶ最短ルートの「海北道中」にいます神として、倭・韓の海上航海の祭祀にあたって象徴的な意味を持っていたのであろう。

こうした契機で沖ノ島祭祀が始まっても、倭・韓の中心的渡海ルートが沓岐・対馬ルートであり、それを支えた倭国側の中心的勢力が末盧・伊都・奴など玄界灘沿岸西部地域であったことは、4世紀後半から5世紀初頭の段階では北部九州でもっとも有力な古墳が、いずれもこの地域にみられる事からも疑いない。ただ、このルートによる交渉の中心的な担い手は、5世紀の前半頃から大きく変化する。それは韓側でそれまでの対倭交渉の窓口であった狗邪韓国、後の金官加耶国のあった洛東江の河口付近に新羅が進出した結果、これに変わってより西の洛東江中流域の大加耶、あるいはさらに西の全羅南道地域が、対倭交渉の主要な担い手として登場するのである。これにともない倭国側の中心的担い手も、それまでの末盧・伊都・奴など玄界灘沿岸西部地域にかわって、有明海・八代海沿岸の勢力が重要な役割を担うようになるのである。このことは、5世紀前半になると玄界灘沿岸には有力な古墳はみられなくなり、変わって有明海沿岸から筑後川流域に大規模な古墳が造営されるようにな事からも明らかである。『日本書紀』の神代紀では、宗像三女神の祭祀を宗像氏が担当していたことが書かれているが、その第三の一書には有明海沿岸で筑後川河口の水沼君が祀って

いたことが記されている。これが、倭・韓交渉ルートの担い手の大きな変化を反映したものであったことは疑いなかろう。

沖ノ島をかかえる宗像氏など宗像の在地勢力が倭・韓交渉において果たした具体的な役割については、不明な点が多い。ただこの地域の古墳のあり方からみると、4世紀後半の沖ノ島祭祀の開始時には東郷高塚古墳という中型の前方後円墳が出現し、新しい倭・韓交渉の始まりに際して宗像の勢力が一定の役割を担ったことがうかがえる。しかしその後5世紀中葉までは、顕著な前方後円墳の造営はみられず、宗像勢力が倭・韓交渉に大きな役割を果たしようにはみえない。ところが5世紀後半以降6世紀代になると、墳丘長が100[㍉]近い前方後円墳の勝浦峯ノ畑古墳を筆頭に、70～100[㍉]級の前方後円墳がこの地に相次いで造営される。この段階では、宗像の勢力が筑後の八女古墳群を営んだ筑紫君や肥後の氷川古墳群をのこした火(肥)君と並ぶ北部・中部九州有数の大勢力に成長していたことが知られるのである。

それら5～6世紀の大型前方後円墳に続いてこの地には、終末期の大円墳宮地嶽古墳が営まれる。豪華な副葬品や出土した土器の年代からも、それが天武の妃の一人尼子娘の父胸形君徳全の墓である蓋然性は否定できない。この地域の古墳のあり方から、5世紀後半以降、宗像の政治勢力、即ち宗像氏が、有明・八代海沿岸の諸勢力とともに、ヤマト政権の対外交渉できわめて大きな役割を果たしたことがうかがえるのであり、宗像君氏がこの時期の沖ノ島祭祀を実際に担当していたことは疑いないと考えられるのである。

以上が、筆者に与えられた研究課題である「ヤマト王権と沖ノ島祭祀」についての検討結果の報告である。忌憚ないご批判をいただければ幸いです。

付記

沖ノ島祭祀遺跡とそこで行われた古代祭祀については、1984年に公開した国立歴史民俗博物館のサブテーマ展示「沖ノ島」を担当して以来、大きな関心を持ち続けてきた。この展示を完成させるについては、宗像大社、また沖津宮祭祀遺跡調査団の岡崎敬先生や弓場紀

知氏に大変お世話になり、また多くの貴重なご教示をいただいた。現地の調査や磐座模型作成などのために三度にわたり沖ノ島に渡らせていただいたのも、今は懐かしい思い出である。27年の歳月が経過した今、沖ノ島祭祀の性格について再検討の機会を与えていただいた「宗像・沖ノ島と関連遺跡群」世界遺産推進会議に対して厚く感謝の意を表したい。

引用・参考文献

- 石山 勲編(1977):『新原・奴山古墳群』福岡県文化財調査報告書 第54集 福岡県教育委員会
- 井上光貞(1965):『神話から歴史へ』日本の歴史 1 中央公論社
- 井上光貞(1978):『古代沖の島の祭祀』;『東大三十余年』私家版。その後、井上光貞『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会、1984 に再録。
- 上田正昭(1973):『大王の世紀』日本の歴史 2 小学館
- 岡田精司(1985):『神社の古代史』大阪書籍
- 岡崎敬(1979):『総括編』第三次沖ノ島学術調査隊;『宗像沖ノ島』宗像大社復興期成会
- 小田富士雄(1988):『北海道中 - 大陸と沖ノ島祭祀 - 』小田富士雄編;『古代を考える・沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館
- 鏡山 猛(1958):『結語』;『沖ノ島・宗像神社沖津宮祭祀遺跡』宗像大社復興期成会
- 鏡山 猛(1961):『結び』;『沖ノ島・宗像神社沖津宮祭祀遺跡』宗像大社復興期成会
- 小林行雄(1952):『一貴山銚子塚古墳の研究』福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書 13 福岡県教育委員会
- 小林行雄(1961):『古墳時代の研究』青木書店
- 白石太一郎(1997):『有銘刀剣の考古学的検討』;『歴博大学院セミナー・新しい史料学を求めて』吉川弘文館
- 白石太一郎(1999):『古墳とヤマト政権』文春新書
- 白石太一郎(2000):『古墳と古墳群の研究』塙書房
- 白石太一郎(2009):『須恵器の暦年代』;『考古学からみた倭国』青木書店
- 白石太一郎(2004a):『もう一つの倭・韓交易ルート』;『国立歴史民俗博物館研究報告』第104集、その後『考古学からみた倭国』青木書店 2009年に再録
- 白石太一郎(2004b):『日本列島の文明化をめぐる - 弥生時代から古墳時代へ - 』;『国立歴史民俗博物館研究報告』第119集、その後『考古学からみた倭国』青木書店 2009年に再録
- 第三次沖ノ島学術調査隊(1979):『宗像沖ノ島』宗像大社復興期成会
- 橋口達也・池辺元明(1989):『新原・奴山古墳群』津屋崎町文化財調査報告書 第6集 津屋崎町教育委員会
- 原田大六(1961):『十七号遺跡』;『続沖ノ島・宗像神社沖津宮祭祀遺跡』吉川弘文館
- 福岡市教育委員会編(1989):『老司古墳』福岡市埋蔵文化財調査報告書 第209集 福岡市教育委員会
- 三品彰英(1964):『日本書紀所載の百濟王暦』;『日本書紀研究』1 塙書房
- 宗像大社復興期成会編(1958):『沖ノ島・宗像神社沖津宮祭祀遺跡』吉川弘文館
- 宗像大社復興期成会編(1961):『続沖ノ島・宗像神社沖津宮祭祀遺跡』吉川弘文館
- 宗像町教育委員会編(1989):『東郷高塚』I 宗像町文化財調査報告書 第21集 宗像町教育委員会
- 森貞次郎(1976):『北部九州の古代文化』明文社
- 柳沢一男(1992):『地域の概要・筑前』;『前方後円墳集成』九州編 山川出版社
- 柳沢一男(2001):『全南地方の栄山江型横穴式石室の系譜と前方後円墳』;『朝鮮学報』第179輯 朝鮮学会
- 吉田 晶(2001):『七支刀の謎を解く - 四世紀の後半の百濟と倭 - 』新日本出版
- 和田 萃(1988):『沖ノ島と大和王権』小田富士雄編;『古代を考える・沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館

宗像大社の無形民俗文化財

森 弘子 筑紫女学園大学客員教授

要旨：本稿では「宗像大社の無形民俗文化財」いわゆる「祭」について論考する。現在宗像大社¹⁾で行われている祭事のうち、みあれ祭は沖ノ島の田心姫神と大島の湍津姫神のご神霊を市杵島姫神のおわす辺津宮に迎える神事で、昭和37年に、中世行われていた御長手神事^{みながてしんじ}を参考に再興された。その歴史的祭事や復興の経緯について述べる。つぎに宗像大社と「神郡宗像」といわれた郡中の村氏神の関係、田島地区の宮座であった古式祭について述べ、最後に沖ノ島と中津宮のある大島の人たちとの関係、中津宮の七夕祭について論考する。

キーワード：祭の再興、みあれ祭、古式祭、七夕祭、生業とまつり

1. はじめに

現在の宗像大社では、春秋の大祭をはじめとして、年間約40余度の祭事が齋行されている。宗像神社の祭事は、古代、中世、近世、近代、現代と長い歴史の間、政治や社会の変動、司祭者の消長などにより、衣替えを繰り返してきた。

宗像宮の神事祭礼については、鎌倉初期以来の具体的な有り様を知ることができる。中世は宗像大宮司のもと宗像神社の最も繁栄した時代であり、数多くの神事が厳修され、それに関する詳細な史料も遺されている。鎌倉期の祭祀・神饌について記した『宗像宮年中諸神事御供下行事』^{むなかつくうねんちゅうしよしんじごくげぎょうのこと}、南北朝期を下らぬ時代の写本である『正平二十三年(1368)宗像宮年中行事』、応安8年(1375)の祝詞禰宜致広の注進になる宗像宮年中行事の目録を根幹とし、6種の写本が現存する『応安神事次第』などである²⁾。

天正14年(1586)宗像大宮司の宗家が滅び、加えて神領の喪失、神職・社僧の離散、社殿・寺堂の退転などによって、宗像宮は著しく衰微した。中世には年中5921度(閏年には9468度)と言われた年中神事も、貝原益軒の『宗像神社縁起附録』に「今は其礼たえて、古の百分が一も行れず」という状態になった。中世のようにまとまって年中行事を記した史料もなく、わずかに『宗像事蹟考』、元禄13年(1700)の『宗像宮年中諸祭礼御供米定目帳』などによって復元すれば、『筑前国続風土記

拾遺』に「凡年中三十六度、かたばかりの祭礼を行ふ」という記述に合う祭事が行われていたと推測できる³⁾。

明治維新による神仏分離令、ついで神社は国家の宗祠^{そうし}とされ、明治4年(1871)5月14日の太政官布告により宗像神社が国幣中社に列せられると、その祭祀は官社として国家の定めた祭事中心に執り行われることとなり、神社古来の祭祀は私祭あるいは民例祭として行われることとなった。

太平洋戦争終戦後、GHQの神道指令を経て、政教分離となり、神社の国家管理はなくなり、昭和21年2月全国神社の包括団体として神社本庁が設立されると、宗像神社もこれに属し、神社本庁の指示する大綱による祭事が行われるようになった。国家神道時代に行われていた国家的祭祀は姿を消し、神社及び氏子、崇敬者に由縁の深い祭事に重点が置かれるようになり、あるいは歴史を遡って復元された祭も加わり、今日のような姿になっている。

終戦前の例祭^{れいさい}は11月15日(辺津宮・中津宮)同16日(沖津宮)であった。これは一条兼良の『公事根源』に11月上卯日を「宗像祭」としているものを採り、明治以来例祭日として採用したと考えられているが⁴⁾、辺津宮ではこれを10月2日に改めた。10月2日は、古来、8月15日に行われていた放生会を延宝8年(1680)以降9月1日に変更し、さらに太陽暦採用によって月遅れの10月に変更したものである。今日では、10月1日から10月3日の間、昭和37年に再興された御長手神事(み

あれ祭)を含む秋季大祭として年中で最も賑わいを見せる祭事となっている。なお沖津宮・中津宮の例祭は現在旧暦9月15日である。

春季大祭は4月1日・2日に、本殿を中心に斎行される。古くは保存会といわれ、社宝類の虫干しをかね、祭を行った後に参拝者に社宝を公開したという⁵⁾。またちょうど種まき時期に当たり、停止された終戦前の祈年祭^{きねんさい}春季大祭に代わったともされる⁶⁾。宗像神社の祈年祭はすでに『延喜式』に見え、毎年2月、恒例の官祭として三座分の国幣をうけ祭典を行っていた。こういう歴史的に意義深い祭事が、春秋二度の大祭と位置づけられているのである。

旧来辺津宮では、8月15日の放生会と5月5日の五月会^{きつきえ}が多くの人々が参加して賑わう年中最大の祭儀であった。そのためみあれ祭の再興に続いて、皇月祭・浜宮祭が郡内神社多数の参加を得て再興された。

また特殊神事として12月の古式祭がある。

本稿では、現在行われる宗像大社の祭儀の内、主に、氏子たちの信仰の表象が顕著な祭、みあれ祭、古式祭、中津宮の七夕について述べる。

2. みあれ祭

(1) みあれ祭の意義

「みあれ」とは「御生れ」「御阿礼」であり、神または貴人が誕生・降臨することを言う。全国各地の神社で、新しい神霊にご誕生いただくための「みあれ神事」が行われている。農耕を主体に考える日本の民俗では、春、神を山から里に迎え、神はその年の五穀豊穡をもたらすために神威を振るい、秋、収穫後に山に帰って御霊^{みたま}を殖やされると考えられた。冬の語源はミタマノフユであり、冬中静かに神霊を充実させた神を里に迎え、また新しい年の生業が始まるのである。その際、新しい命を持った神を誕生させる儀式が「みあれ神事」であり、京都の上賀茂神社で葵祭に先立って4月中の午の日(現在は5月12日)の夜に秘儀として行われる「御阿礼祭」は『紀貫之集』等にも載る平安の昔から有名な祭事であった。

もちろん海辺でも「みあれ」は行われる。宗像大社は沖津宮・中津宮・辺津宮からなる三宮一社の神社であ

る。みあれ祭は、沖津宮(沖ノ島)に祀られる田心姫、中津宮(大島)に祀られる湍津姫、辺津宮(田島)に祀られる市杵島姫が、年に一度お会いになり「御生れ」なされる、つまり三姫が一緒になることによって新たな命を得、若々しく力強い神に生まれかわるという意味の祭である。

古代、航海安全などの祭祀がさかんに行われた沖ノ島ではあるが、玄界灘の孤島故、容易く渡航できる島ではない。現在でも多くの禁忌が存在する近寄りがたい神の島である。宗像の神に対する日常の祈りは総社とも言われる辺津宮においてなされてきた。しかし宗像の信仰の眼差しは、いつの時代も「根本御影向の地」とされる沖ノ島に向けられてきた。宗像宮が盛んだった中世までは御長手神事が季節ごとに年4回行われ、沖ノ島の御神霊が辺津宮にもたらされていた。しかしそのことも絶え、長い年月の間、中津宮のある大島の人たちが漁へ出た際、沖ノ島の神に祈りを捧げ、大切に守ってきたという。

その神を沖ノ島から大島へ、さらに辺津宮へと迎えるのであるから宗像七浦をあげて、この祭に奉仕しようという想いは強く、毎年盛大な海上パレードが繰り広げられるのである。

(2) みあれ祭の復興計画

みあれ祭の復興は戦中から戦後にかけての宗像神社復興活動の一連の活動のなかに位置づけられよう。

昭和17年、出光佐三^{いでみつ さぞう}を会長として「宗像神社復興期成会」が結成された。この会は、『日本書紀』第一の一書にある天照大神の言葉「汝三神^{いまし みはしらのかみ よろ}宜しく道中^{みちのなか}に降居して天孫を助け奉り^{くだりま}天孫に祭かれよ^{あめのみま}」という神勅を戴し、勅祭社としての復活をはかる目的で結成された。そのため、その由緒を明らかにする必要から、宗像神社史の編纂、沖ノ島の発掘調査が計画された。しかし敗戦によりその目的は潰え、神社も参拝者の激減によって著しく衰微した。しかし当郡出身の出光氏はじめ関係者の想いは深く、『宗像神社史』は1961年に上巻、1966年に下巻、1971年に附巻が発刊され、沖ノ島の発掘調査は1954～1958年、1969～1971年に亘って行われ、多大な成果をあげ、「海の正倉院」と呼ばれるに至った。

一方、神社を賑やかにしようという様々な企画も立てられた。久保輝雄宮司の時(昭和34~47)、神社本庁より小野迪夫を迎え、宗像神社の神徳宣揚をはかる様々な事業が企画された。小野権宮司⁷⁾は学識派であり、社報「宗像」の発刊、皇太子ご成婚を記念して奨学金制度の創設、青少年育成のための剣道大会、宗像出身者の会「宗像会」の創設など、現在につながる様々な事業を始めた。そんな中でも注目したのが、歴史的祭儀の復興である。折しも『宗像神社史』が編纂されている時期であり、中世「御長手神事」として沖ノ島の神霊を辺津宮に迎える神事が行われていたことが目にとまった⁸⁾。

当時みあれ祭は、境内末社の二柱神社より宗像大神の三体を祈念奉遷して辺津宮本殿内の神前にそれぞれ奉安するというひっそりとした神事であった⁹⁾。

現在のような動力船ならば沖ノ島までも比較的容易く行けるが、船の構造や航海技術が未熟な時代には、司祭者に余程の力がなければ沖ノ島からの神霊奉遷は叶わなかったことであり、この祭の復興は、戦後宗像神社復興の象徴的なことと位置づけられよう。

昭和37年のみあれ祭計画の「意義」として、小野権宮司は「現在のみあれ祭は、末社二柱神社より三体を祈念奉遷して辺津宮本殿前にそれぞれ奉安しているが、現下の世情よりしてこれを沖ノ島、大島、辺津宮の高宮より計三体を奉遷し、特に大島中津宮より奉遷する行事を盛大に斎行したならば、大島及び宗像七浦の漁民が放生会の前祝祭に参加することになり、放生会大祭を名実共に挙郡一致して斎行する意義は極めて大きい。ここに古儀を参照して“みあれ祭”を整えたいと思う理由がある。」と述べている¹⁰⁾。

漁業関係者に声をかけたところ、七瀬(大島・地島・鐘崎・神湊・勝浦・津屋崎・福間)の漁業協同組合はこぞって大賛成、「われわれの海の御神様のお祭なら何を措いても御奉仕させて貰わにゃ」ということで、沖ノ島の祭祀を支えてきた大島の沖・中両宮奉賛会もすぐに全面的な協力態勢をつくり¹¹⁾、ささやかに発足しようとして計画した祭儀であったが、最初から盛大な祭としてスタートすることができた。

(3) 御長手神事

みあれ祭の再興にあたって参考にした「御長手神事」は『正平二十三年宗像宮年中行事』¹²⁾(以下『年中行事』)「第一大神宮仏神事」の項に、

三月廿日 御長手御鍛冶屋御入神事 社務役
六月廿日 御長手神事 社務役
九月廿日 御長手御鍛冶屋御入神事 社務役

「息御嶋神事 第一宮本社」の項に

春 御長手神事 夏 同神事
秋 同神事 冬 同神事

「政所社神事」の項に

三月十五日 御長手神事
十二月十六日 御長手神事 同役(社務役)

と、御長手神事について記している。

政所社は第一大神宮にあり、大宮司が直接奉仕するところであり、長手を調備奉斎するのは政所の所役であった。そのため、3月は20日の第一大神宮御鍛冶屋入神事に先立って、15日に行われたと考えられている¹³⁾。息御嶋(沖ノ島)の項にある春夏秋冬4回の御長手神事は、春は3月15・20日、夏は6月20日、秋は9月20日、冬は12月16日に相当し、沖ノ島と第一大神宮の間で行われたことが知られる。

「御長手」の起源について『宗像大菩薩御縁起』(以下『御縁起』)強石將軍(今宗像大菩薩)依神功皇后勅命三韓征伐事¹⁴⁾の項に、次のように記されている。

神功皇后出兵の折、一人の老翁が「御長手」を捧げて出現し、自分は瑞穂国の帝であり、天照大神の御子である。これまで夷敵征伐7度の棟梁を務めた「高磯強石將軍である」と名乗った。強石將軍は今の宗像大菩薩である。宗像大菩薩は、河上¹⁵⁾・住吉・諏訪・高良¹⁶⁾・武内¹⁷⁾と共に6人の大将の一人となり、それぞれ艦舳に立ち、48艘の船に375人が乗り、安曇磯良¹⁸⁾が楫取りをして対馬島に着いた。皇后は豊姫を竜宮城に遣わし、龍王から乾珠・満珠を借り受けた。

武内大臣は赤白二流の旗を織り持ち、強石將軍(宗像大菩薩)の御手長¹⁹⁾に付け、これを軍の前陣に捧げて進んだ。軍が旗を指すことはこの時より始まった。

新羅に渡って、宗大臣(宗像大菩薩)が御手長を振り下し、藤大臣(高良玉垂命)が乾珠を海に入ると海は陸地となり、喜んだ敵兵が船を下りて歩行してこちらへ進んできた時、宗大臣が御手長を振り上げ、藤大臣が満珠を海に垂れ入ると、忽ち潮が満ちてきて、敵の軍兵は悉く溺れ死んだ。

宗像大菩薩の振り下ろし振り上げる「御手長」は、潮の干満を自由に操る「乾珠・満珠」とともに我が軍を勝利へ導く、重要な「神のしるしもの」であった。

凱旋の後強石將軍(宗像大菩薩)は、筥崎に白旗・赤旗を立て置いた。その跡を赤旗之社、旗鉾之御堂と号している。その後、強石將軍は「根本御影向之地」(息御嶋(沖ノ島)に御手長を立て置いた。これ則ち、異国征伐の旗杆(竿)で、毎年絶えることなく、三竹の瓶中に増減なく成長する不思議な竹である。ある説では、この御手長はすでに宮内に納められ、その中の一竹の御手長は、猶瓶中に生じ、靈異は年ふり、奇特は今に新たである。

また別項に「金崎織旗大明神は本地如意輪観音で、垂迹は武内大臣の靈神である。神功皇后三韓征伐の時、赤白二流の旗を当神宗大臣の御手長に付けられた故に、神明垂迹の時「織旗」の名字を得られ、異賊襲来の海路を守護するため、海辺に居るのだ」とある。

『御縁起』の記述から勘案すれば、「御長手」は竹の旗杆、あるいは竹の杆に赤・白の長い布を取り付けた形状で、いわば軍旗である。凱旋後、御長手は「根本御影向の地」である沖ノ島に立て置かれたとあり、これを「異国征伐の御旗杆」であるとも注記している。とすれば、古来この島で祈られたのは「航海安全」ばかりでなく、むしろ「辺境防衛」。「国境神」的な性格が強かったのではないかと考えられる。『年中行事』には「息御嶋 日本與高麗之堺。第一大神宮本社」つまり「沖ノ島は日本と高麗の堺にあり、第一大神宮の本社である」と記しているのである²⁰⁾。そのシンボルとも云うべき物が「御長手」であり、その竹こそ宗像神の「しるしもの」として今にその奇特新たなのであり、毎年季節ごとに宗像神根本影向の地沖ノ島より、三神一躰として日々の祭祀が行われる辺津宮(総社)にもたらされ、神威を新たにしたのである。

宗像神の託宣に「三神一所に御遷座有り、此則ち海

辺に居、異国に向く事は、三神一躰俱躰俱用一致幽明の靈徳を顕し、尽未來際、本朝鎮護異国征伐の靈験を施す也」とある。今日この神事の復興した祭を「みあれ祭」といい、御座船に「国家鎮護 宗像大社」の大幟を立てるのも、まさに往昔の信仰の継承なのである。

沖ノ島の祭祀は一甲斐河野氏が受け持った。一甲斐は通常は大島にいて、祭祀は「護灯」の名のもとに専掌されていた。近世は沖ノ島に渡るとは年2回で、その他は大島にある沖津宮遙拝所および同氏の邸宅内にある沖津宮神祇殿で祭祀を行った。おそらく中世もそうであったと考えられ、御長手神事の際は一甲斐が沖ノ島に渡って、長手の竹を採取し、これに沖ノ島の神霊を迎えて、田島の総社(辺津宮)にもたらし、祭祀を営んだ²¹⁾。

『応安神事次第』(以下『神事次第』)には「御長手」の事は見えない。沖ノ島に関わる祭事としては、「大祭事政所」の項に、小勝浦の神人7人と大嶋の神人7人が寄り合い、人形をつくり、歌の橋本で祓いをし、次ぎに御前の浜で祓いをして、禰宜が魚を釣るなどのことをしたあと、下高宮、中殿などで祭祀を行い、御鑑持社に12の御幣を上げ、田打ちの所作をし、温巻殿社で馬草の稲3把を供え、馬立を読む。終わって沖ノ島に渡った事が見える。この大祭は、春夏秋の3度あり、夏の祭は濃業祭であるとしている。『宗像神社史 下巻』では「濃業祭」を「農業祭」の誤記としている。すると春秋は漁業祭ということになるのか。

沖ノ島周辺は大変良い漁場であり、それ故、大島や浦の漁民たちが神居ます島として大切にしてきたのである。この祭事では、辺津宮前の浜辺で、遙か海上を祓い禍事がない事を祈り、禰宜が豊漁を願って魚を釣る所作をするのである。蒙古襲来に国難を感じた前代の「鎮護国家」「異国降伏」への祈りという側面は薄れ、人々の日々の生業への祈りが前面に押し出されてくる。今日のみあれ祭が多く漁業従事者によって支えられていることも、また信仰の継続なのである。

(4) 放生会

『御縁起』には「放生会」の起源についても述べている。すなわち、「当宮の御託宣に云う」として「吾、昔五千九百余の従神を率いて、二千余万里の風波を凌ぎ、御

手長を振り、異国凶賊を害した。是則ち国の為、民の為であったが、若干の殺罪を犯したことは否めない。早く般若経を書写し、放生供養をすべきである」と。また第三宮の御託宣には「ていさんぐう 歸命満月海 淨妙瑠璃尊 藥能救衆生 因中十二願」という。この御託宣によって、毎年欠かさず大般若・金剛般若経等を摸写し、八月十三・四・五の三日間、開題・講讃の梵序を展べて、放生大会が行われるところであると述べている。

放生会は八幡宮において、最古、最重要な祭儀であり、宇佐八幡宮に始まり、石清水八幡宮、鶴ヶ岡八幡宮等々全国の八幡社、また縁の深い神社で行われている。もともと仏教の不殺生戒ふせつしょうがいに由来し、捕らえた魚鳥を山野池水に法を修して放つ法会で、日本では天武天皇5年(676)8月16日、諸国に詔して放生せしめたことにはじまる²²⁾。養老4年(720)大隅・日向の隼人の乱は、大伴旅人を征隼人持節大將軍に、豊前国守宇努首男うぬのおびとおひと人を將軍として乱制圧にあたったが、この時宇佐八幡宮の女禰宜辛嶋波豆米によねぎ はつめ みつえびとが御杖人となって出陣した。戦後八幡大神は「吾、此隼人等を多く殺却する。報いには年別に二度放生会を奉仕せむ」と託宣し、このことによって放生会が始められたという。

中野幡能は宇佐宮放生会に、田川郡香春三の岳かわらの豊比咩神社から銅鏡を奉納するという神道儀礼や、隼人の塚とされる凶土塚に神社僧が参り、ここで田川郡の行列と合流して放生儀礼が行われる和間浜に向かうが、この塚が8世紀のものではなく、6世紀の大石室を有する古墳であることなどから、より古い神道儀礼に仏教の放生儀礼が結びついた「神仏習合儀礼」の先駆であったとしている²³⁾。

宗像宮の放生会の起源について『神事次第』の奥書の中に「放生会は仁明天皇御宇承和十年大神宮并男山の儀式を追わるの由、承り及ぶ所なり」とある。つまり承和10年(843)宇佐八幡宮と石清水八幡宮の儀式を倣ってはじめたという。石清水八幡宮の創建は貞観元年(859)であり、『神事次第』に載せる伝承の年代は、史実とは言い難いが、『御縁起』にある放生会の起源にかかわる託宣は、宇佐八幡宮ではじめて放生会が催されるきっかけとなった八幡神の託宣の翻案であり、この儀式が宇佐八幡宮あるいは石清水八幡宮に倣ったということは間違いないであろう。しかしながら、八幡

宮そのものではない宗像宮においては、「御手長(御長手)」という独自の「神のしるしもの」を登場させ、宗像神自らが5900余の従神を率いて、二千余万里の風波を凌ぎ、異国凶賊を滅ぼしたと主張するのである。そこに八幡信仰の影響を受けながらも、古来の大社としての立場が鮮明に宣せられているのである。

『宗像宮社務次第』乙本に第43代大宮司氏経は兄氏國の譲を受けて、貞永元年(1232)10月9日入社するや、3日をおいてまず放生会を執行したことが見え、『大島第二宮年中御神事次第』には奥書に「宗像放生会初ル事」として「一、氏常(経) 四拾三代目ノ宮司也。天和三年(1683)迄四百五拾年」と記されている。

鎌倉幕府の御家人であった宗像大宮司家が、幕府の守護神として隆盛になった八幡宮と積極的に接近し、その信仰や儀礼を導入したものと考えられ、放生会は宗像宮でも最大の祭事として執行されたのである。応永10年(1403)大宮司になった9代長松(のち氏勝)は、その初出仕の日を放生会に合わせたというほどであった²⁴⁾。

むろん、『年中行事』をはじめ、宗像大社が蔵する多くの史料に放生会のことが載せられている。

宗像大社の放生会は、8月13日から15日にかけて行われた。中世においては、13日に撰社許斐社(熊野権現)の神輿が許斐山から辺津宮の社務館の浮殿に神幸(市渡という)、14日に辺津宮三所宮と許斐社・織幡社の五社の神輿が浜殿に神幸、15日に浜殿で放生会の大神事があり、終わって16日の暁にそれぞれの社に還御するというものである。

13日、社務館の浮殿に神幸した許斐社の神輿の前で、大宮司によって御供が進められ、般若心経の読誦が行われ、ついで終日終夜、放生会の試楽が行われる。試楽は、『神事次第』によると、舞楽・一物・相撲・風流・田楽・延年・猿楽などの芸能が行われたことが知られる。

14日は、①政所社神神事 ②社務館浮殿大御供 ③中殿(第二宮)御廟院の大御供 ④五社神輿浜殿御幸 ⑤惣社(第一宮)大御供の順で祭事が行われた。

①は、放生会の神事の神聖を象徴するための神を政所社に立てたものと思われ、②は、浜殿への遷行に先立ち、浮殿に神幸している許斐権現に大宮司以下全員



写真 1 田島宮社頭古絵図(部分)宗像大社所蔵

が皆参して大御供を奉るものである。終わって、浮殿の池の橋の上で直会をしている。③は中殿の御廟院に第一・第二・第三宮の神輿を迎え、大御供を供え神事が行われ、終わって拝殿で総員の直会が行われる。④では社務館浮殿から許斐社の神輿、中殿御廟院から三宮の神輿が、織幡宮は直接浜殿に御幸する。また同時に伊摩・波折の二神が浜殿に御幸する。浜殿の場所は、「田島宮社頭古絵図」の第一宮拝殿の左側、釣川のほとりに「御輿休」とあり「放生会船之御供自是上ル 社僧経供養有社司官着座伝供有 王之舞アリ」と注記のある辺りと考えられる。

浜殿神事では、「^{だなもり}棚守」によって、五社の神霊が神輿から浜殿の御棚の上に据えられ、次ぎに用意の酒肴が供えられる。この酒肴は櫛子(高坏様の物)にさいし畳餅(タタミモチイ)を載せたものを二前、御肴五前、御酒二瓶子であった。この神供は、惣社楼門前の池の中島から伝供によって進供された²⁵⁾。進供の後に祝詞を奏し、夜に入り、風流・田楽・延年舞・猿楽などの芸能が行われた。

⑤は、惣社楼門前の大鳥居の前に五社の神輿が一列に並べられ、第一宮神輿の善の縄を大宮司の肩にかけ、次ぎに高座の者からそれぞれの善の縄をもって立ち、

社僧も同様にし、ついで社僧の仏讃があり、社僧、神官の順で列参。神官によって神座を本殿神前に進めるなどの神事が行われ、大御供の後に風流・田楽・延年が行われる。

8月15日は、放生会大神事が行われる。祭の次第やどこに重点が置かれるかは、中世だけでも史料や時代によって異なる。すなわち『年中行事』では①放生会伝供御供 ②船ふな闘神事 ③大般若経書写供養仏事 ④錫杖供養仏事 ⑤清酒神事の順で行われ、『神事次第』では ①舞 ②船クラベ ③伝供 ④法要 ⑤行列 ⑥伝供(両御供) ⑦舞楽 ⑧行司一物渡し⑨相撲の順序になっている。

8月15日辰の時(午前8時頃)舞楽「胡蝶」と「^{かりょう}迦陵頻伽」が舞われ①、巳時(午前10時頃)五社の神輿を船に乗せそれぞれに御供を進め、御前の浜である釣川で船闘(フナクラベ)、つまり競漕をしたのである②。5艘の神船は、鐘崎、神湊、今空閑勝浦浜から各1艘、津屋崎から2艘出した²⁶⁾。この神事では常に許斐社の神船が勝利を収めることになっていた²⁷⁾。次ぎに王之舞が釣川の畔の広庭で舞われた。この船クラベは勇壮なものであったと思われるが、『宗像記五』田島宮之事には「今の御祭礼の儀式は、社壇の左右、築地の内外、馬場の前後の御仮屋の道筋に、武士充満で、非常を警固す。其儀尤も嚴重なり。江口の浜より十二艘の船を飾りて、乙女子・神楽男・各威儀をととのへて、此船に乗り、楽人音楽を奏し、乙女色々の作物を捧げて、舞の袖を翻す。誠に神の御心を和ぎ給ふべき粧いなり」と、時代が下ってなお、更に盛んに船渡御がおこなわれた様子を記しており、現在のみあれ祭に通ずる海人の意気と賑わいを感じられる。

その後の法要④では、大般若経書写供養、錫杖供養をして、⑤～⑨のことが行われ、16日の暁に還御になる。

宇佐八幡宮の放生会に勝るとも劣らぬほどの大祭事が中世初期以来行われてきたが、弘治3年(1557)神仏混合の祭舎が焼亡し再建されなかったこと、大規模な祭典を行うだけの経済力がなくなったこと、さらに江戸期、寛文5年(1665)宗像神社が唯一神道に帰したなどのことから、仏教に起源をもつ放生会は表向きにはその名称を失うに至り、祭の規模も大幅に縮小し、祭

日も元禄8年(1695)以来9月1日に変更された²⁸⁾。

『筑前国続風土記』宗像郡上「田島」の条に「此御社の恒例の祭日は八月十五日成しが、元禄八年より改て、九月朔日に祭る。神楽有。古への風雅なる神楽に非ず。許斐村の社人等勤む。又内浦村の亀石太夫と云者来りて、毎年猿楽を舞ふ。昔より亀石此事をつとむ。大宮司四十三世氏経の時、初て八月十五日に放生会を行はれ、近代まで是有しが、今は放生会はなし」と記されている。

許斐社人は太神楽の座を組み田島宮(辺津宮)ばかりでなく、大島や沖ノ島へも出向したことが『福岡藩秘記寺社御用帳』に見える。古のように風雅な神楽ではなかったと云うが、中世の放生会では許斐社の神輿が重要な位置を占めていた。そうした伝統を引き継ぐものであろうか。また内浦村(遠賀郡岡垣町内浦)の亀石太夫が奉納する猿楽は、延宝3年(1675)黒田光之が猿楽の舞台を建立して以来、大正12年(1923)まで代々「翁舞」を奉納してきた。現在は福岡市の喜多流能楽師梅津師および社中の人々で10月2日の秋季大祭二日祭で、翁舞が奉納される。翁面は、文明19年(1487)大宮司に就任した興氏の時、鐘ノ岬の海面に顕れた不思議の面で海神とも伝えられ、毎年この面をつけて翁舞が舞われる。

明治初年の神仏分離令によって、多くの八幡宮では放生会は「仲秋祭」といわれるようになり、祭事の内容も大幅に変更、縮小された。宗像神社においては陰暦9月1日と11月15日が「民例祭」としてあげられており²⁹⁾、神社昇格願書類³⁰⁾には「民例大祭」として旧八月晦日から九月朔日、旧11月15日饗宴と記されている。太陽暦採用により、現在では月遅れで斎行される10月1日～3日の秋季大祭³¹⁾と、12月15日の古式祭である。秋季大祭は多くの露店がでるなど賑わいを見せ、地元では「田島放生会」と言っており、現在なお「放生会」の名を遺している。古来の放生会として、氏子たちに親しまれてきた祭事として「民例大祭」と位置づけられたが、明治3(1870)年の『筑前宗像神社明細帳』には「今時最大祭」とであると記している。

(5) 第一回みあれ祭

古来の放生会が、秋季大祭として斎行されるに至っ

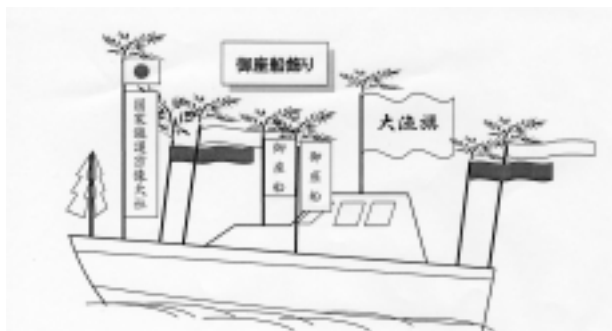
た経緯をも含めて述べてきたが、敗戦などで神社も人心も疲弊し、祭の規模も縮小していた所を、御長手神事などの伝統的な祭事を調査研究し、現代に蘇らせ、神社の興隆につなげようという理念はまず神社側から打ち出され、それに漁民をはじめとする、氏子達がこぞって賛成し、盛大な祭としてスタートしたことは⁽²⁾項で述べた所であるが、実際にはどのように計画され、どのように実行されたかを、宗像大社の「祭典関係文書」によって次に述べる。

実行計画

- 一、十日程前に沖津宮より神璽(沖ノ島で育った榊に、沖ノ島で育った忌竹を箸の長さに整え麻の緒で結び付け紙垂をつけ櫃に納めたもの³²⁾)を大島中津宮に奉遷する。
 - 一、右行事迄に中津宮に於て祈念済みの神璽を準備し、右沖津宮神璽と合せて二体を放生会大祭(十月一日～三日)の七日前の九月二十三日前後に大島より神湊迄海上八軒を御座船を奉送する漁船団と共に奉遷する。
- 御座船及び参加船には浪切大幣を立て、竹竿に紅



写真2 御座船



第1図 御座船飾り

白十尺の布を流す。特に御座船には「国家鎮護宗像大社」の大幟を立てる。

- 一、神湊より田島迄は交通安全の守護神らしく自動車にて奉遷する。先導は宗像警察署の白バイ及びパトカーを動員する。
- 一、九月三十日夜、辺津宮本殿内に仮安置してあった右二体の神璽を高宮に奉遷、更に辺津宮神璽を祈念の上、三体を辺津宮本殿内陣深く奉安する。

尚、細目は省略するが、この祭の趣旨は、祭儀を古儀に則って復活することと、郡民が大祭に参加出来るようにすることにある。

海上渡御については、昭和37年8月30日宗像大社において神社と漁協の協議があり次のように定められた³³⁾。

- 一、前日、参加の漁船清掃のこと
- 一、当日(九月二十三日の予定)早朝、船装準備
 - 1、浪切大幣を船首に樹てる(御幣は神社準備授与する)
 - 2、供奉船は青竹(四本用意、前部に二本、後部に二本をそれぞれ紅白の木綿十尺を垂れ流す)を飾りつける
〔欄外〕青竹は上部1/3の枝を残す。紅白の布は各漁協に於いて準備していただく



写真3 供奉船

- 3、その他の神送り船は満船飯(フラグ)とする、船数制限なし。
- 一、当日午前八時大島港に集合
 - 1、船隊を編成する
- 一、午前九時出発、合図は太鼓
- 一、午前十時神湊着
- 一、先導船、御座船は大島の漁船を指定する



写真4 先導船 神職が舳先に立ち航路を祓う

- 一、供奉船廿艘のうち二艘は大島、三艘は大島を除く各浦の漁船に奉仕をお願いする
- 一、神湊漁港内には先導船と御座船のみ入港、他は混雑を防ぐため港外に停止する
- 一、参加各漁協及び漁船には「海上安全大漁満足の御札」と「神酒」を御礼として授与する
- 一、この行事は以後例年斎行することとする。年を逐うて盛大にするよう関係者各位の御協力を御願いたい。
尚、海上神幸中に一般の船舶航行には、特に注意し、要すれば神幸漁船団両側の「神送り船」の有志にて海上交通整理をお願いしたい
- 一、服装
 - イ、役員は礼装、若しくはこれに準ずる服装
 - ロ、其の他は粗末にならぬ服装(和服ならば袴着用、洋服は上着着用)
 - ハ、漁船奉仕者は適宜粗末にならぬ服装をすること

以上の他、9月23日実行のことは天候を勘案して漁協より神社に電話連絡すること。竹は大島・地島の他は神社が準備すること、吉武儀市郎役員が担当して9月21日に揃えておくこと、船団の序列は漁協組合長会議に於いて適宜決定すること、御札と神酒は大島にて当日朝到着順に手渡すことなどが、取り決められた。

神湊から辺津宮までは自動車に神璽を載せたが、現在各地の神幸式で神輿の昇き手不足のため、自動車に載せざるを得ないのとは違い、積極的に自動車での奉遷が企画された事が注目される。神璽座乗用の御座車

は、宗像神社復興期成会より提供ということで、復興期成会会長出光佐三が経営する出光興産の福岡支店の車が当てられた。海上交通安全の神としての長い伝統を踏まえ、車社会へと変貌をはじめた世の動きを敏感に捉え、海上ばかりでなく陸上でも「交通安全の神」としての神威を宣揚していこうとするものであろう。昭和38年(1963)には、日本で初めての交通安全の車両用御守(水引お守り)が授与されるようになり、現在も伝統的な車中御守として授与されるほか、様々なパリエーションをもたせた「水引お守り」が考案されている。復興期成会会長の経営する出光興産が、車社会の一翼を担う企業であったことも大きな要因であったかもしれない。多い時には30数台もの自動車が神幸^{るほ}箇簿列に参加した。現在もパトカー、白バイ、広報車、消防車、大型乗用車の先導車、沖津宮・中津宮・辺津宮それぞれの御座車、供奉のバスなど様々な自動車が参加する箇簿列が神湊から辺津宮までゆっくりと神幸する。

再興第1回の昭和37年9月23日の「社務日誌」には次のように感激を綴っている。

「本日薄雲、南風、大島港外多少風波あり。宗像郡七浦より奉仕参加の供奉船、神送船その数百七十艘、それぞれ船装満船飾にて大島港内外を埋め尽せり。午前八時、船団編成、花火の合図と共に航進開始。供奉船十艘ずつ二列の長手紅白の布へんぼんとなびき、両側に十三艘ずつ、各五列に並びたる神送船の満船飾フラグがはためく。先導船と御座船の太鼓、又各船思い思いに吹き鳴らす法螺貝の響きも全船団のエンジンの轟音と共に威風堂々たり。前後左右の距離、間隔共に千五百米、船団はゆっくりと地島の方に向かった。船団の両側には七浦の水難救済艇が六艘つき、その後ろを福岡海上保安部の巡視船「いそゆき」が護衛^{やまぜ}に当った。船団はやがて地島沖にさしかかった。風が山背であった為、俄に波浪が静まった。

辺津宮よりは小野権宮司と神戸禰宜が神湊波止場まで御出迎に出向、既に神湊海岸と埠頭には拝観の人が溢れ、沖合の大船団を嘆声と共に遠望していた。船団の壮観筆舌に尽くし難い。船団は鐘崎の鼻からゆっくりと右折、神湊に向い、その威容が迫って来る。期せずして埠頭の人々から拍手、拝礼の音が起こった。見る見るうちに先導船と御座船が近付いて入港した。そ

の他の参加船は港外に待機。権宮司外側の埠頭より御座船に移乗、拝礼の後神璽を捧持して上陸、御座車に移乗参進。

船団の間を縫って取材活動を続けていたNHK、KBC等の報道関係者も後続供奉車に移乗、神幸箇簿列は10KMの低速で神湊波止場を出発した。沿道は神湊住民総出で見送り、拍手拝礼の音が続いた。自動車箇簿十三台、やがて田島の辺津宮社頭御到着、直ちに神璽は本殿に入御、到着報告祭斎行、祭典後、田島迄の供奉者約百名と共に直会、権宮司が感激の謝辞を述べ、直会中も参加者一同興奮さめやらぬ歓談が続いた。

夕刻四時KBCテレビ、NHKテレビは九時半に実況ニュースがあり、「国家鎮護宗像大社」の幟旗が大写しされ、神湊に於ける奉送迎者のうち、一団の老人達が土下座拝礼をしている場面、田島社頭に於いて、神璽入御の際の庄村喜右衛門氏子会長のモーニングの後姿等が特に印象的であった。

当宮の御神宝(沖ノ島御神宝)が調査報告され、御神威ますます御発揚あらせられる今日、神徳敬仰の信仰愈々熾烈なる「神郡宗像」の実態をここに見る。

「御長手」の起源より丁度千六百年目、神事中絶後四、五百年目の神事はかくて盛儀を以て復活第一回を終了した。」

漁民・氏子のあつい信仰によって、華々しく斎行されたみあれ祭。当日の賑やかな祭の様子、感激、興奮が目に見えかぶような名文である。

祭のあとの反省会では、

- 一、鐘崎漁協は来年の御座船の計画をたてている由
- 一、福岡漁協は来年は全船出漁止めにして、御生祭に参加したいという組合長の意見あり
- 一、各漁協、各地区の氏子とも来年はもっともっと盛んになるであろうとの予想をもって楽しみにしている由。神湊も町内の飾り等を盛んにしたいとのこと
- 一、新聞関係者は、23日が新聞休日であるため、記事採録の不可能なることを嘆いていた
- 一、御座船・先導船・供奉船に標識旗、番号旗を作成してはどうか。御座船神璽は神籬^{ひもろぎ}台に安置してはどうか
- 一、相島^{あいのしま}の漁船が三艘程参加した。来年は波津、新

宮等にも呼びかける要有り

など、いずれも前向きな意見が続出した。そして翌38年2月には、七浦の漁協関係者³⁴⁾、水難救済会の人々で構成する海洋神事奉賛会が結成され、みあれ祭は春の宮中への若布献上³⁵⁾とともに海洋神事奉賛会の二大行事として執り行われている。

昭和39年のみあれ祭より10月1日に行われるようになった。同年は、あらかじめ大島中津宮に奉迎していた沖津宮の神霊と中津宮の神霊を合わせて御座船に載せた。250艘の供奉船、神送り船が出、神湊では頓宮祭を行い、30余台もの自動車輿簿にて15分をかけ辺津宮に到着。三宮揃いの秋季大祭第一日目を執り行うようになった。

(6) 現在のみあれ祭・秋季大祭

平成22年(2010)も、約50年前の復興時とほぼ同様に祭事が執り行われた。海上の祭事については、復興時の記録に記す所を、前項で述べたので、秋季大祭の全体の流れと、変更された箇所、補足説明等を本項で述べる。

9月20日：沖津宮神迎え神事

例年9月中旬に行われる。2010年は12日の予定であったが、海上の波高が3mの大時化^{おおしけ}となったため、渡航叶わず20日に延期された。前日の19日高向宮司以下3人の神職が大島に渡り、参籠潔斎。御座船になる「伸洋丸(大島)の船長が参列して「渡島祈願祭」が行われた。20日朝6時「国家鎮護」の大幟、紅白の吹流し、船首に波切り御幣をつけた御座船に神職以下関係者(沖・中両宮奉賛会代表・海洋神事奉賛会会長・宗像漁協大島支所理事・大島駐在所駐在ほか)が乗船、大島港を出港し海上でにわか雨に遭いながらも午前8時前に無事沖ノ島に到着、一同直ちに海中にて禊をし、沖津宮本殿で出御祭が斎行された後、神職が神霊を捧持してお祓いをしながら参道を下り御座船に奉安、大島中津宮に向かい、正午頃大島港に到着。大島駐在所の吉村駐在の先導により中津宮まで陸上神幸。中津宮本殿で入御祭が斎行された³⁶⁾。沖・中両宮奉賛会の人々³⁷⁾への聞き取り調査では、沖ノ島波止場で簡単な直会。船中では敬神婦人会の人たちが準備した料理で酒盛りも行われ、喜びの中に田心姫の御分霊は、氏子



写真5 沖津宮神迎え(2010年9月20日)

写真提供 宗像大社

に守られて奉遷されたのだという。中津宮の神職は任期2年で交替、沖津宮は10日間のローテーションで宗像大社(辺津宮)から派遣され勤めている。大島の人には沖ノ島に神職がいない時代も、自分たちの先祖が神の島を守ってきたという意識が強く、現在も沖・中両宮奉賛会の人々が中心になって、島の祭祀を支えている。

御座船は8月31日のみあれ祭の会議で決定する。昔は、みあれ祭にあわせて新造船を造ることも多く、ことに御座船や先導船、供奉船はその権利を奪い合うほどであった。御座船は大島と鐘崎のまき網船が務めることが多い。まき網船団は1船団7艘の船からなり、大島、鐘崎ともに3船団のまき網船団がある。まきあみの本船は船が大きく御座船として適しているためである。

9月30日：総社地主祭、宵宮祭

大祭に先立ち前日の午後5時より地主神への祭典が行われる。地主神は本殿向かって左横の御垣内の神籬の下に立てられた石で、この前にお供えをし、神職が2人で「秋のみ祭、障ることなく、恙むことなく...」と祈るのである。ついで6時から、宮司以下の神職が本殿で大祭の無事を祈る宵宮祭が斎行される。

10月1日：みあれ祭

8:30 中津宮では拝殿に沖津宮(向かって右)と中津宮(向かって左)の輦台^{ねんだい}を並べ出御祭が執り行われる。

20日以来本殿に安置してあった沖津宮の神霊と中津宮の神霊は祝詞奏上の後、それぞれの輦台に奉載され、大島と鐘崎の青壮年の人たちによって大島港まで運ばれる。沖津宮の輦台を引くのは鐘崎の青壮年、中津宮



写真6 中津宮に安置された沖津宮と中津宮の輦台
写真提供 宗像大社

の輦台を昇くのは大島の青壮年の人たちである。白衣・白袴・白足袋に黄色の袍をつけ烏帽子を被り白鉢巻という装束で、それぞれに8人ずつ、1本の昇棒に2人ずつつく。また一輦台ごとに奉行がつく。



写真7 輦台出御
写真提供 宗像大社

この間に大漁旗をなびかせて続々と大島港に集結した漁船の中では、出港前の「御神酒あげ」が行われている。家族・親族の男性のみが乗り込み、前日釣って生け簀に生かしていた魚を刺身にしたもの、うに飯などのおむすび、お重には煮染めや紅白蒲鉾、卵焼きなどのご馳走、地酒などが振る舞われる。昔は、「鉾漁伝馬」という小さな船まで出て、何百艘という船が参加したが、現在は船が大型化したため小さな船は危険で参加できないようになったという。また船には一般の人を乗せてはならない決まりになっている。

沖津宮、ついで中津宮の順で出御した輦台は神門を出た所で方向転換し石段を下る。そこから神輿は、大島小学校の生徒たちの鼓笛隊に先導され、行列で港に向かい、御座船に載せられる。沖津宮の御座船は第六蛭子丸(鐘崎)、中津宮の御座船は第六宮地丸(大島)である。それぞれの御座船に乗るのは神職1人と与丁の若い漁師8人と奉行、沖中両宮奉賛会・海洋神事奉賛会の代表である。

9:20 打ち上げ花火を合図にまず先導船が出港する。舳先では神職が浄衣の袖を風に翻し、裨い串を大きく左右に振って海上を裨いながら進む。再興当時は先導船と御座船で太鼓を打ち、船々からは法螺貝が吹き鳴らされたというが、現在は先導船の1艘に太鼓を載せるだけで、法螺貝をふく船もない。代わりに島の小学生が防波堤の上で演奏をし続けている。波止場には島をあげて見送る人々が鈴なりである。

9:30 港外で隊列を整え、沖津宮先導船、同御座船、中津宮先導船、同御座船の順で神湊へ向かう。その後には供奉船、供奉船の左右には波切り御幣をつけ満船飾りをした各浦の随行船がつく。現在では波津・芦屋・相島・新宮、その他の郡外の船も参加している。船団の左右には救済船がつき、航路の指示などを出す。みあれ祭海上神幸である。

10:00 9時よりの辺津宮での出御祭を終えた辺津宮の市杵島姫神は、10時に神湊から御発輦。御座船で沖・中の二神を迎えに海上に出られる。以前は神湊で迎えたが、近年、海上に出るようになった。沖・中の御座船が到着すると、三艘は揃って神湊と鐘崎の間のナギノマ(玄海旅館の300m沖合)に停泊し、供奉の船々はその周りをゆっくりと右回りで回り、御座船にお賽銭を投げ入れる。

10:30 御座船は神湊に入港し玄海魚市場広場で三基の輦台が揃うと頓宮へと行列で神幸する。供奉の行列は、前導・大麻司・塩湯司・(警蹕)・宮司・総奉行(奉賛会長)と続き、それぞれの8人の若者が昇く輦台には御名捧持者・奉行(漁協代表)・神霊奉戴神職が従って、沖津宮・中津宮・辺津宮の順で進み、その後、後従と供奉員が続く。頓宮は神湊の突端「草崎城跡」の小高い所にあり、石の祠がある。ここは大島から玄界灘を一望に見晴るかす広々とした場所である。

以前は辺津宮の神霊はここで初めて沖津宮・中津宮の神霊と行き逢った³⁸⁾。10時50分より頓宮祭が斎行され、神霊は輦台から出され、ここから自動車行列によって辺津宮に向かう。

11:40 辺津宮入口の鳥居前で車を降りた神霊は、3人の神職(禰宜³⁹⁾)が捧げ持ち、露店が並び賑わう参道を通して神門をくぐり、拝殿正面から昇殿して本殿に安置され、秋季大祭一日祭の祭典が始まる。

宮司の祝詞奏上のあと主基^{すき}地方風俗舞が舞われる。昭和天皇即位に際して、福岡県早良郡脇山村の田が主基^{すき}斎田に撰ばれた。その大嘗祭に主基地方の風俗舞として舞われた舞で、福岡県下で保存伝承する趣旨から宗像大社に下賜され、春秋の大祭で奉納されている。小忌^{おみごころも}衣を着けた男性4人の舞で、笛・拍子木による奏楽は越天楽に似ている。当初は田島地区の青年団で継承したが現在は主基地方風俗舞保存会が伝え、宗像市文化財に指定されている。

玉串拝礼では宮司に続き、かつての神宮寺鎮国寺住職が拝礼する。神仏習合の祭事である放生会の名残を留めるものであろうか。その後に参列者玉串拝礼として、神社庁長、海洋神事奉賛会総奉行・水難救済会、御座船奉仕者などが拝礼する。

みあれ祭が終わると、浦に帰って直会をする所もある。鐘崎では「ノウヒマチ(縄日待)」といって部落ごと(6部落ある)に公民館に集まり、当番が鉢盛り、会席弁当などをつくり、織幡神社宮司のオガミアゲの後、直会が行われる。鐘崎はこの日一日「漁止め」。漁は休んでお祭に奉仕するのが本義とされている。沖ノ島周辺は、これからが鰯、イッサキ漁。最近では沖ノ島で捕れた鰯を「姫ぶり」として12月30日、正月用に売り出すという⁴⁰⁾。

10月2日

8:00 流鏝馬神事が神門前の馬場で行われる。小笠原流流鏝馬など現在多くの神社で奉納される流鏝馬とは異なり、宗像大社独自のものである。以前射手を務めていた福岡の宮木貞彦氏が指導し、3人の若者が馬を走らせながら的を射る。的は手水舎と祓舎の屋根より高い所に立ててあり、ほぼ当たらない。この流鏝馬は的を射ることを目的にはしてなく、矢尻は木製で太く、到底的には刺さらない。「矢を拾うと子宝に恵

まれる」ということで、参拝者は落ちてきた矢を競って拾って帰る。



写真8 流鏝馬

11:00 秋季大祭二日祭が本殿で斎行される。郡内神職奉幣、氏子奉幣などの後、喜多流能楽師梅津忠弘社中によって翁舞が奉納される。中世の放生会の記事に「猿楽」と見えるものの演目が何であったか明らかではないが、神事なれば「翁舞」であった可能性は高く、江戸期、延宝3年(1675)以来、それが亀石太夫が舞う翁舞だったことは既述の通りである。

14:00 境内にある末社22社すべてに献灯、お供えをし、祭典が行われる。お供えは米・塩・水・神酒・甘酒・重ね餅・茄子・蜜柑である。社殿は22社であるが、一社に複数の神が祀られており、意味合いは古来の七十五末社百八神に対しての祭儀という。



写真9 末社祭の日の末社

10月3日：秋季大祭三日祭

11:00から本殿で祭典が行われ、玄海中学校2年生

の女生徒4人が浦安舞を奉納する。その年に舞った子が次の舞手を決め、代々受け継がれてきた。練習は春季大祭の2ヶ月程前から行い、春季大祭と秋季大祭で奉納する。平日の祭典であり学校を休まねばならないため、神社から中学校に毎年依頼に出向いている。浦安舞は紀元二千六百年を記念して制定された巫女舞で「天地の神にぞ祈る朝風の海のごとくに波たたぬ世を」という昭和天皇の御製をもとにして、節、舞がつけられた。千早に鈴、扇を手に舞う。浦安舞は今日多くの神社の例祭で、地元の少女が舞いを奉納している。11:40から高宮祭、第二宮祭、第三宮祭、宗像護国神社秋季大祭が行われる。

現在の宗像大社の地(辺津宮)に三神が総合奉祀されるに至ったのは、社伝では光仁天皇の天応年中(781~782)とされている。古代の辺津宮祭場の中には、総合祭祀の場である第一宮のほかに早くから高宮・地主神(第三宮)・中殿(第二宮)が存在していたことが知られている。宗像山の高宮は山麓の里宮(第一宮)に対して奥宮的存在と考えられ、中殿(第二宮)は第一宮と高宮の中間祭場(山宮)としての意義と位置づけをもって生まれてきた様に思われると『宗像神社史』では解釈している⁴¹⁾。

『西海道風土記逸文』に「そのはじめ宗像大神は、天から崎門山に降臨された」とある。崎門山については同書裏書にある一伝に「深田村高尾山辺」とあり、今の辺津宮の地、特に宗像山に比定されている⁴²⁾。高宮には上高宮・下高宮があり、上高宮のある宗像山頂には古墳があり、ここが宗像族の祖神墳墓の地で、宗像族は、古くより三女神奉斎と祖霊奉斎の祭祀を合わせて行っていたと考えられている。下高宮は宗像山の中腹にあり、祭祀の上では第一宮とより密接な関係にあった。ここからは大島・沖ノ島が一直線上に見渡すことができる。つまりこの地が現在の高宮祭場にあたる。

高宮の地は、神社の疲弊期に人手に渡る所であったが、昭和18年に土地を買収、同27年に整備開始し30年に古神道のあり方を踏まえた社地として古代祭場さながらに復元した。広庭に玉砂利を敷き詰め、真ん中に高宮の地に自生している常緑広葉樹を集め植え神籬とし、その前に石で囲った祭祀の壇、黒木の供物棚を設けている。

宗像大社の神紋は「榎の木」である。足利尊氏が落ちのびた時、大宮司氏頼は足利軍に参戦するが、その兵糧を宗像武士団が榎の葉に包み持って行ったという故事がある。榎の木は樹齢が長く、新しい葉がでない古い葉が落ちないことから命の連続をあらわす樹だと言われる。また境内にはご神木「相生の榎」もあるが、高宮祭場の神籬はとくにこの2種の樹というわけではない。

第二・第三宮は元々小学校のあった地に、伊勢神宮の御用材を譲り受け昭和50年に復興した。第二宮には沖津宮の田心姫、第三宮には中津宮の湍津姫を祭る。18:00 高宮神奈備祭は平成22年は雨のため本殿で行われたが、通常は、高宮祭場に篝火を焚き、秋季大祭の無事終了したことを感謝して行われる。宗像大社氏子青年会が白衣に黄色の袍を着て祭場の両側に提灯・灯りをもって並び、祭典が行われる。この時は神楽「悠久の舞」が舞われ、八女神事古歌が奉唱される。悠久の舞は蒙古襲来の折に宏覚禪師が詠んだ「末の代の末の末までわが国は萬の国にすぐれたる国」という歌を紀元2600年記念に神楽としてつくったもので、元々は男舞だったが、東京オリンピックの際、巫女舞としての舞がつけられた。天冠に小忌衣(青摺模様・左肩に赤紐)濃き色の差袴という悠久装束をつけ菊花を持って舞う。

最後に八女神事の古歌が奉唱される。八女神事は中世12月25日に行われた。『神事次第』によると上高宮で酉時(午後6時頃)に始まる。まず御供として御酒1瓶子、餅三前は窪手3供にして供し、御幣12、うち4枚はカツライ(鬻結)に下すことになっていた。餅は「あをつみの餅」といい、小判形のよもぎ餅で、現在も、これに大島に生息する「事無柴」⁴³⁾を添えて供している。

八女は8人の乙女による神楽舞の神事であった。キネノヲサに続いて八女が行列をつくり、神前を三返、袖を翻しつつ笛の音に合わせて歩行するというものであった。その際、キネノヲサが「八女は 誰か八女そ天に坐す 天若御子の 神の八女」という神功皇后が筑紫行啓の折に詠まれたと伝えられる神歌を歌った。八女神事は上高宮に次いで下高宮、第一大神宮、政所九間社でも行われた。現在は歌の節も舞も伝承されおらず、この古歌を、氏子青年会の先導によって全参

列者で繰りかえし奉唱するにとどまっている。

氏子青年会は、高宮神奈備祭が始められた平成17年に結成された。旧宗像郡の青壮年の会で、先祖代々の氏子に加え、新住民も参加している。仕事もサラリーマン・商業・工業・漁業と様々であり、宗像大社を支える新しい組織として活躍している。

高宮神奈備祭は秋季大祭の締め、「八女神事の再現」としてはじめられた新しい祭であるが、神々が降臨する神奈備の杜で、古代の雰囲気存分に味わえる祭として人気を博している。悠久の舞も秋の夜にふさわしいし、中世、高宮で行われた八女神事が夜神楽として酉時から行われた伝統を踏まえ、同じ時刻に斎行されるのである。

(7) みあれ祭再興の意義

みあれ祭の再興は、宗像七浦の人々を元気にした。来る年ごとに祭に参加する漁師の意気は盛んである。まさに宗像三女神がフレッシュアップ、パワーアップされると共に、神と共にある宗像七浦をも活性化するのである。祭事の整備に当たっては、まず中世の御長手神事が参考にされたことは既述の通りであるが、船の技術の進んだ今日では、毎年決まって沖ノ島に渡航し、大島からの海上神幸を盛大なものにすることが可能となっている。

御長手神事の時、御長手の船が1艘だけで渡海したのか、どのくらいの供奉船がいたのかは明らかでない。むしろこのような盛大な船渡御は放生会の際の、「船くらべ」船御供の華やかな様を彷彿とさせるものである。放生会の起源は、宗像神の「異国征伐の折、殺罪を犯したため放生を行って供養せよ」との託宣により、八幡宮に倣って始めたものとされている。しかし八幡宮の放生会で最も重要な儀式である、蜷貝になを海に放つという宇佐八幡の例に代表される「生き物の放生」という儀礼は、宗像大社の祭事関係史料には見当たらない。むしろ多くの供物を捧げ、読経などで供養し、様々な芸能が演じられる祭事のあり方は、平安期の御こ霊りようえ会にも通ずるものがあり、多くの民衆が参加した祭事と考えられるのである。

これは戦というより、日々の生業なりわいの中で、魚という生き物の命を奪わなければならないことに対する「贖

罪」や、また海難事故で命を落とした仲間への「鎮魂」の意味が大きかったのではないかと思われる。それ故、放生会は時代が移り、神社の勢力の消長はあっても、今日まで年間最大の祭事として続いてきたと考えられるのである。秋季大祭は明治以後の政策によって、神道の祭祀として行われている。奉納される芸能も翁舞以外は比較的新しいものである。しかし、放生会の始められた頃奉納された芸能は、当時においては最新のものであり、神は人々と共にそうした芸能にも心を和ませるのである。

みあれ祭の再興は、当初神社が意図したように「神郡宗像」の再現、拳郡一致の祭祀の実現としても大いに実をあげたといえよう。そしてそれは、古来の伝統をひく秋季大祭の意義を一層高めることともなっている。

3 . 宗像郡の総社

(1) 五月さつき祭の再興

みあれ祭の再興に続いて、翌年昭和38年五月祭が再興された。五月祭と放生会とが、中世宗像社に於ける最大の年中行事であり、鎌倉期の『御供下行事』、『年中行事』神事次第』などにも見え、①許斐社の神輿と黒尾社の神が田島宮(辺津宮)着御 ②中殿御廟院で御供の神事 ③五社神輿と伊摩・浪折・黒尾三社の神馬が行列して五月浜の浜殿に神幸 ④浜殿にて御供大神事 ⑤浜殿にて饗膳⑥それぞれの宮に還御という次第で行われた。この間に端午の節供の御供献進の儀と政所社では田植神事・田楽も行われた⁴⁴⁾。つまり五月(サツキ)に早苗を植える在来の信仰と外来の節供祝いが相重なって一層盛大なものになった祭と考えられている。

近世では5月5日「総社祭」として、辺津宮で供膳の儀が行われるにすぎなくなった。ただし、宗像市臈月では戦後までも村の11歳になった男子は江口の臈月神社の宮座に入り、5月5日の大祭には、村中の男性が座について酒2合・鯛・餅などの饗に預かったという。座の始まるのは正午満潮時。「五月さまのお座」と称し一日酒興を尽くしたといい、是がすむまで、江口分のまくさば秣場の馬草は刈ってはならない掟になっていた。五月

会浜殿神幸祭の名残を伝えたものである⁴⁵⁾。

みあれ祭が海上のことであるのに対し、五月祭は内陸部農村の参加を意図して再興された。宗像郡の総社であるという本義に則り、郡内神社多数の参加を得て、それぞれの神社の神籬と赤白の幟を捧げ、まず釣川河口西岸の神湊の浜宮で浜降りの祭を行い、ついで東岸江口の五月松原で五月祭祭典が行われた。現在では、五月祭・浜宮祭としてショウブ・チマキをお供えし祭典を行い、終わって現地でチマキなどを戴く直会があるにとどまる。

(2) 神郡宗像

古代、宗像一郡はすべて宗像神社の神封、つまり「神郡」であった。全国の神社で神郡のあったのは伊勢大神宮、常陸の鹿島神宮、下総の香取神宮、安房の安房神社、紀伊の日前国懸神宮、出雲の熊野神宮、筑前の宗像神社の七社・八郡⁴⁶⁾のみである。また宗像氏は記紀に記されるように、宗像三女神の祭祀に預かるとともに、『続日本紀』などに見えるように、宗像郡の郡司(大領)を兼ねていた。郡司は国司が中央から赴任するのと違って、在地の豪族などから選任されたが、三等親以上の連任は堅く禁じられていた(『大宝選叙令』)。しかし、「筑前国宗形」と「出雲国意宇郡」の2郡は、文武天皇2年(698)にすでに除外例として認められており(『続日本紀』)。その後、他の五社六郡についても同様に除外例が制定された。つまり神郡の郡司は祭・政両面で絶大な力があつたのであり、なかでも出雲氏・宗像氏は古来の名族として、また齋き祭られる神は、日本国にとって重要な神としての確固たる位置づけを得ていたのである。

こうした意識は時代が下っても人々の間に浸透し続けた。鎌倉時代までには所謂「七十五末社(百八社)」が成立した。七十五末社(百八社)のうちで、現在地の知られる社は(第1表)および(第2図)⁴⁷⁾の通りである。これによると末社は旧宗像郡(宗像市・福津市)だけでなく、旧鞍手・遠賀両郡にも見られ、宗像氏の勢力範囲と宗像神信仰圏を知ることができる。

七十五末社は寛喜3年(1231)4月5日の「官宣旨」(『宗像大社文書』)に「大小七十余社」とあるのが概数を示した最初の例で、ついで貞永元年(1232)の「関東下

知状」には「社則七十五所」とあり、『御縁起』には「末社七十五所」とあり、以後多くの文書に「末社七十五社」「七十五社」などと見えている。百八社については、『宗像神社史上巻』に、「さらに眷属の小神の多くあるのを加へて、百八社といふ数を数え挙げたのではなからうか」としており、現在では「75社108神」と言っている。

これら末社は、それぞれの地域の産土神というべきものであるが、宗像神社が宗像一郡を「神郡」として支配したため、その管轄を受ける末社と位置づけられたものである。戦国時代末、宗像大宮司家が没し、天正15年(1587)豊臣秀吉によって社領を没収されてからは、織幡・孔大寺・許斐社を除いては宗像神社を離れ、それぞれの神社がそれぞれの村の村氏神⁴⁸⁾として独立の形をとるに至った。織幡・許斐は前時代から沖津宮・中津宮・辺津宮とともに「五社」といわれ、中世最も重要な祭事であった放生会と五月会に神輿が参加していた。これに孔大寺が加わったわけであるが、許斐社・孔大寺社はそれぞれ、許斐山(271m)、孔大寺山(499m)に鎮座し、織幡社は鐘ノ岬に鎮座している。山や岬は、「山あて」「目あて」といい、自分の船の位置を知る目標物であり、船の進行方向や漁場を知る上で重要なものであつたし、山から川によって海に運ばれる養分は良い漁場を形成する。また山は船や漁具の材料を提供する場でもある⁴⁹⁾。この三社は宗像海人にとって、最後まで手放してはならない最重要な末社であつた故であらう。

明治になって「全国官国幣社撰社改正牒」によると、明治4年以降10年までの宗像神社の撰社数は84社となっている。辺津宮境内末社19社と宗像郡内の65社を合わせた数になるが、このうち古来の七十五末社のうちで、撰社とされているのは39社にすぎない。さらに明治10年3月22日の「官国幣社撰社改正牒」により、84社は廃止され、改めて、織幡神社・御嶽神社・王子神社・的原神社・孔大寺神社の5社のみが宗像神社の撰社と定められた。古来宗像五社あるいは宗像六社として密接な関係にあつた社の中で、許斐社のみが除かれているが、許斐社の小神であつた王子社と的原社が入られている。なお御嶽神社は中津宮の撰社であり、大島の中央にある御嶽山頂にある。

これら境外撰社は撰社といっても、別に独立した社

⑧ . 宗像大社の無形民俗文化財

第1表 宗像神社七十五末社現存一覧表

地図番号	旧社格	社名(括弧内は現社名)	鎮座地
1	県	織幡神社	宗像市鐘崎
2	無	王子神社	同 王丸
3	村	的原神社	福津市八並
4	無	孔大寺神社	宗像市池田
5	県	宮地嶽神社	福津市宮司
6	郷	許斐権現(熊野神社)	宗像市王丸
7	無	木皮社(辺津神社)	同 神湊
8	村	牟毛神社	福津市勝浦
9	村	伊摩神社	宗像市吉田
10	村	波折社(依嶽神社境内社)	同 田野
11	村	久末社(若八幡宮)	福津市久末
12	無	稲庭上社(氏八満神社合祀)	宗像市田島
13	村	依嶽神社	同 田野
14	村	森社(依嶽神社境内社)	同 同
15	村	津加計志神社	同 神湊
16	村	縫殿神社	福津市奴山
17	村	楯崎神社	同 渡
18	無	渡津社(楯崎神社)	同 渡
19	無	勝浦嶽神社	同 勝浦
20	無	須多田神社	同 須多田
21	無	酒多神社	同 奴山
22	村	津田神社(蘿神社)	宗像市陵巖寺
23	無	大井神社(蘿神社)	同 大井
24	村	和歌神社	同 同
25	村	国玉神社(和歌神社境内社)	同 同
26	村	四道福松明神(諏訪神社)	福津市諏訪
27	村	飯盛明神(大森神社)	同 上西郷
28	村	原比女明神(辻八幡宮境内社)	宗像市江口
29	県	御霊明神(八所神社)	同 吉留
30	村	葦木神社	同 牟田尻
31	村	土穴若宮(八所神社)	同 土穴
32	村	桑田若宮 池田若宮(桑田神社)	同 池田
33	無	許斐所主(心吉神社)	同 王丸
34	無	許斐三御前社(八所神社)	同 同
35	無	許斐上七郎殿 許斐下七郎殿(六之神社境内七郎神社)	同 同
36	無	許斐上六御前(六之神社)	同 同

地図番号	旧社格	社名(括弧内は現社名)	鎮座地
37	村	許斐下六御前(六所御神社)	同 久原
38	村	示現明神(田熊神社)	同 田熊
39	村	田熊貴船社(田熊神社境内貴船神社)	同 同
40	村	伊久志社(矢房神社境内社)	同 東郷
41	村	池浦山王社	同 池浦
42	村	太礼明神(指来神社)	同 多礼
43	村	蛭田若宮(八幡神社境内貴船社)	同 光岡
44	無	国連明神(葛原神社)	同 鐘崎
45	村	辻原若宮(辻八幡宮)	同 江口
46	村	十所王子社(日吉神社)	福津市内殿
47	村	猿王子社(日吉神社境内須賀神社)	同 同
48	村	本木若宮(八幡宮)	同 本木
49	無	老松若宮(天満神社)	同 同
50	村	牧口神社(金刀比羅神社境内社)	福津市在自
51	村	在自若宮(金刀比羅神社境内八幡神社)	同 同
52	村	西塔田若宮(大森神社同殿)	同 上西郷
53	村	前戸明神(葦木神社境内神崎神社)	宗像市牟田尻
54	無	藤宮明神(春日神社)	同 富地原
55	無	神興社	福津市津丸
56	村	御船上社(若宮八幡宮境内船宮神社)	宗像市田久
57	村	山田若宮(若八幡宮)	同 山田
58	村	山田白山権現社(若八幡宮境内白山神社)	同 同
59	村	在自天神宮(天降天神社 風降天神社)	福津市須多田
60	村	唐坊八幡宮 柳牟田社(金刀比羅宮境内八幡社)	同 在自
61	村	巖島神社	宗像市地島
62	無	牧神社	同 同
63	村	泊若宮社(巖島神社境内高殿神社)	同 同
64	村	内殿郷若宮(日吉神社同殿)	福津市内殿
65	村	朝町大明神(八幡神社)	宗像市朝町
66	村	光岡若宮(八幡神社)	同 光岡
67	村	山口若宮(八幡神社)	宮若市山口
68	村	山口御口代神社(八幡神社)	同 同
69	村	宮永若宮(八幡神社)	同 宮永
70	無	鴨山若宮(加茂神社)	同 下
71	無	宮田若宮(三所神社)	宮若市宮田
72	郷	室木若宮(六嶽神社境内八幡神社)	鞍手郡鞍手町室木
73	村	内浦若宮(若宮神社)	遠賀郡岡垣町内浦

⑧ . 宗像大社の無形民俗文化財

以下、位置が推定されるもの		
74	吹浦社	宗像市田島字吹浦
75	岡塚明神社(境明神社・祓方遠賀塚明神社・祓方明神社・犬王丸明神社)	同 池田垂見峠
76	許斐織機明神社	宗像市王丸
77	山田郷黒尾社	同 同
78	孔大寺山神社	同 池田
79	孔大寺芥神社	同 同
80	今山妙見大菩薩	同 吉田字今ヶ浦
81	織幡人見明神社	同 鐘崎
82	由牧殿社	福津市渡
83	山田妙見社	宗像市山田字稗田山
84	廻田道祖神	同 野坂

※注) 旧社格欄の県は県社、郷は郷社、無は無格社



第2図 宗像神社七十五末社現存分布図

格をもっており、それぞれ所在地の村氏神として、神職と氏子を有していた。また戦後は、神社が各単位法人として宗教法人格をもつに至り、御嶽神社と王子神社以外は単位法人の神社となった。しかし、由緒においては相関関係の信仰をいまだに維持しており、そうした状況に立って、さらにそれを強化あるいは再興すべく企図されたのが、みあれ祭・五月祭の再興であったといえよう。現在宗像大社の氏子会には旧宗像郡各地からの評議員が120人ほどいる。

鐘ノ岬の先端、^{さやがたやま}佐屋形山に鎮座する織幡神社は、宗像郡では宗像神社三座とともに「延喜式神名帳」に「織幡神社一座」と記載された式内社であり、近代においては昭和3年県社に列せられている。祭神は武内宿禰とされ、『御縁起』に見えるように、神功皇后出兵の折、赤白二流の旗を織って御手長に付けたので「織幡」という名が付けられたということ、祭祀においても宗像神社との深い由縁をもっていることは既に述べた所である。

現在、勝浦の^{としも}年毛神社宮司の兼務社となっているが、神職が常駐していないとは思えないほど、神社はよく整備され、境内には氏子たちによって建てられた「沈鐘と巨岩」の碑⁵⁰や、能登半島など各地で活躍する海女の発祥の地としての鐘崎海女の記念碑などもあり、鐘崎と織幡宮の歴史に寄せる、鐘崎の人々の心意気を感じられる。

宗像大社海洋神事奉賛会会長をつとめる権田仁八郎氏は、毎朝欠かさず織幡神社に参拝している。そして宗像大社の秋季大祭には、社前に鐘崎の浜で採ったお潮井を供えている。「自分たちは織幡神社の氏子で、宗像大社は総鎮守」だと言う。そして鐘崎では「宗像大社に1年詣らんと、因縁のついて(障りがあって)3年詣られん」だから宗像大社にもちゃんと詣り、とくに祭には参加しなければならないと言われているという。

織幡神社の春季大祭は4月16日、秋は10月9日、「おくんち」である。この大祭日には「漁止め」、出漁はしない。春は6組に分かれた組のトウバモトが当番で御座がもたれ、10月9日は御手輿が出る。6月第3土曜日は漁協の総会をした後、織幡神社の浜で、部落・部落の懇親会リュウゴンサマ(竜宮祭)がある。昔は漁種別のお籠もりであったという。7月14日の祇園さんで

は博多山笠のように飾り山を昇き、7月31日は「輪越しさん」といわれる夏越祭、8月16日は鐘崎の盆踊り(県指定文化財)である。

織幡神社の鳥居の横には恵比寿さんの社がある。賽銭箱の上に先の丸い棒が置いてある。昔は船に積んで漁の時、船のカンヅカを「トウベスサ〜ン」と大声で言って叩いた。恵比寿さんは耳が遠いので大きな音を出して漁に出たことを知ってもらい、大漁や安全を護ってさるように頼むのだという。現在は船の構造が変わったので、男たちが漁に出たら留守の女が「トウベスサ〜ン」と叫びながら恵比寿社の賽銭箱を叩いているのだという。



写真10 恵比寿社の賽銭箱とトウベスサンに出漁を知らせる棒

日々の暮らしの中に様々な神がいて、信仰や風習が息づいている鐘崎漁港は、3つのまきあみ船団をもち県下有数の水揚量を誇っている。

4. 古式祭

(1) 古式祭の由来

辺津宮は田島宮ともいわれた。宗像大社の側を流れる釣川の西岸一帯は、釣川とその支流、背後の山並に囲まれた地に田圃が広がり「田島」の名にふさわしい田圃地帯である。辺津宮は、江戸期以来この田島村の村氏神的性格も帯びていた。現在、12月15日に近い日曜日に行われる「古式祭」は旧田島村の宮座という意味もあった。宗像大社は、海上交通や漁業の守り神であるばかりでなく、神郡宗像の内陸部の農業の守護神でも

ある。

古式祭は江戸時代には「総社祭」といわれ、11月15日に行われた。『筑前国続風土記附録』宗像郡上田嶋神社の条に「年毎の十一月十五日祭あり。宗像祭という。近村あまた所より詣で来り、まつ十四日夜海辺宮(神湊なり)の辺の塩井をとり、曉に至りて、神前にささげ、拝し畢て、神司深田兵部・日並少納言・安部掃部・力丸蔵主、四家饗膳をなす。其余の神官は祭にあづからず。此事いつの比よりかありけん。詳ならず」とある。宝暦8年(1758)の『御宮霜月祭帳』によると、田島村は一番山下、二番土橋、三番上殿、四番片脇の四組に分かれ、この祭に奉祀している。

宗像祭は一条兼良の『公事根源』に十一月上卯日を宗像祭としており、もとは11月中の卯の日に五月浜で祭礼を営んでいたのを、大宮司氏貞以降11月15日にしたという。「霜月祭」ともいわれ、村中から御供米があげられ、年越しの鏡餅をつくった。新穀感謝の祭である。明治維新後は「民例祭」とされ、さらに明治43年高向秀實宮司から内務大臣に祭日と名称の変更願を出し、翌44年からは新曆にあわせて一月遅れの12月15日に改められ「古式祭」と称するようになった。この際、新曆の11月15日を例祭日とし、4月11日～13日を春季祭、9月30日～10月2日を秋季祭とすることも定められている。

現在の古式祭は旧田島村の4組を分けて、^{うえどん ふく}上殿・福^{だ ふきうら かたわき ほんむら しゆくのたに}田・吹浦・片脇・本村・^{とんまつ}宿谷・山下・飛松の8組とし、毎年交替で当番を務めている。元々は田島地区の行事であったが、現在は「古式祭御座保存会」が結成され、田島地区の人が供物や料理の準備をするが、お座には一般の人も加わることができるようになっている。

(2) 神饌と古式祭祭典

古式祭で重要なことは、「御菓子」といわれる特殊神饌とお座に出される伝統的な料理である。

神前に供える神饌は写真11のようなもので、三女神それぞれの分として三台つくる。

台盤の中央には江口の浜で採れたゲバサモがあげられる。ゲバサモはホンダワラに似た海藻「アカモク」で2月頃が一番美味しいというが、他の海藻に先がけ、この季節には食べられることから、古式祭にお供えす



写真11 特殊神饌「御菓子台」

るのではないかといわれる。また江口の浜は地形上、藻が流れ着きやすいともいわれる。生の藻と、黒豆を煎って1/3くらい形が残るまですり鉢で叩いたものをまぜ、味噌と砂糖で味付けした藻を江口から持ってくるが、お供えは生の藻、調理したものはお座の食事に出される。

台の四角には、コップ状の竹籠が置かれる。この中には新藁を半紙で包んで差し込み、これに26cm長さの竹串に扇形に切ったクネンボ(九年母)と菱形に切った餅を挿す。一籠にそれぞれ15本ずつ計30本挿し、ウラジロを2枚ずつ挿す。以前は藁の部分は山芋で、菱餅・九年母の他にノシアワビも同様に挿していたようだが⁵¹⁾、現在は御座の田楽の上に1cm×1.5cmのノシアワビをのせるが、供物には用いていない。4つの籠は竹ひごと奉書紙と麻緒で固定し、1尺5寸の柳箸を添える。

ゲバサモは江口から、昔は九年母は吉田から、菱餅は多礼^{たれ}からあがっていた⁵²⁾。つまり宗像の海・山・田の産物でこの神饌は調製され、三女神に供えられるのである。現在は九年母は境内の高宮の下で栽培し、餅は地元(田島)総代が新米を搗いて一辺3cmほどの菱形に切る。

神前のお供えは一座ごとに、一番奥に御酒2瓶・御飯・菱餅、その前に御菓子台(特殊神饌)、その手前に、果物(九年母1皿12～13個)・海藻(昆布)・魚(雌雄の鯛を腹合わせ)・鳥(鶏1羽)・野菜(白菜・大根・牛蒡・蓮根)・塩・神水を供え一番手前に「攝末社分」として、御供・菱餅・神酒2瓶・鯛1尾が供えられる。

祭典は中祭式で行われる。小祭は一座分のお供えであるが、中祭以上は三座分のお供えがなされる。

午前6時、祓殿で祓を済ませた宮司以下祭員が、暁闇の中を参進、祭員に続いて、田島区長・古式祭当番(平成22年は片脇)代表・江口区長・江口当番代表・氏子総代会長等が参進、昇殿する。幄舎には一番座に座る人々が着席している。修祓に続いて、宮司が五穀豊穰を感謝する趣旨の祝詞をあげ、その後「古式祭古歌」が祭員一同によって奉唱される。

- 一、千早振る第一宮の木綿禪^{ゆ とうたすき}掛けての後は楽しかりけり
- 一、千早振る第二宮の木綿禪掛けての後は楽しかりけり
- 一、千早振る第三宮の木綿禪掛けての後は楽しかりけり

この古歌は、宮中の踏歌^{とうかのせちえ}節会に倣い、正月15日に12人の歌頭と6人の舞人によって行われた「踏歌」で、『神事次第』によると、第一宮・第二宮・第三宮、ばかりでなく、上高宮、下高宮、御廟院、弥勒寺、御内浮殿、織幡宮、許斐権現などでも行われ、その際の歌は、「千早振る」の次の詞はそれぞれの宮になっていた。

奉唱が終わり、玉串奉奠をして本殿での祭典は終わり、清明殿での御座となる。

(3) 御座の準備

御座はもともとは田島地区の宮座行事であり、準備一切田島地区の当番で行い、食器もそれぞれの組合が持っていた。現在は宗像大社が手配する部分が相当にある。

前日8:30までに地元総代(田島総代)は集合し、餅つき、菱餅の調製、特殊神饌の調製、神前用のコモ(6尺物)³⁾、長さ7寸5分の栗はい箸300人分、供物用の柳箸1尺2寸の物三座分、御飯につけるスボ300本を用意する。料理の材料、田楽用の竹串、九年母80個、御幣300本、土器盃300ヶ、当たりくじの賞品などの用意は大社です。

各班の班長は前もって初穂料(1人1000円、田島区は1戸1名のみ500円)を集め、名簿を添えて区長まで持参する。

午後8時、当番は宗像大社に泊まり込み、翌日早朝

潔斎して白衣に着替える。座に奉祀する人(給仕人)は男性のみ。この座に奉祀するため里帰りする人もあり、平日は人数を揃えることが出来ないため、日曜日に行くようになったという。料理の材料は大社で手配し、調理は当番組の女性が朝4:30より行う。

献立は次の通りである。

- 一、飯(1人1合程度)新穀で炊く
忌穢(藁スボ)を挿す
- 一、味噌汁
だし昆布・イリコでだしをとり、具は豆腐・薄揚げ・大根・里芋
- 一、田楽
串に挿した焼き豆腐の上に白味噌・あわびのしをのせ、九年母半月切り1切れを添える
- 一、ナマス
三角揚げ・大根・人参・タツクリ(イリコ)
- 一、煮付
蓮根(2切)・大根(2切)・牛蒡(2切)・里芋(2切)・人参(1切)・蒲鉾(1切)・揚げ豆腐(1切)
- 一、菓子 九年母・菱餅



写真12 古式祭御座の料理

(4) 古式祭御座

当日早朝5時より齋館総代室にてお座券の売りだしが始まる。座は6:30の一番座から五番座まで。一座50名までである。四番座には当日行われる鎮火祭に参列する消防関係の人も座り、五番座には田島の御座関係者が座る。当渡しの儀礼は特になく、五番座の時、

口頭で引き継ぐだけである。

晴明殿の神座に特殊神饌一台を改めて供え、その前の正座に新筵(コモ)が敷かれ、中央は宮司の座。左右にゲバサモを持ってきた江口の代表2名が座る⁵⁴⁾。正面向かって右上座に神職たち、左上座に当たる場所に太鼓が据えられている。大広間に4列に机をならべ、座に参加する人はコモ上に着席する。



写真13 古式祭御座の様子

机の上には、左に「古式祭御幣 宗像大社」の御幣・菱餅、右に神紋入りの杯が据えられ、真ん中に御飯・煮付・田楽・ナマス・栗はい箸が準備されている。一同着席すると一鼓、太鼓が打ち鳴らされる。次ぎに神職がお祓いをし、次ぎに白衣・白袴の当番が、頭を垂れた一座の人の上を御幣で祓っていく「幣引き」が行われる。

つぎに御神酒(白酒)をついでまわり、一同神酒拝戴である。つぎに総代が音頭をとって、「セー」シャンシャン「もーつせ」シャンシャン「祝うて三ごん」シャンシャンと打ち込み食事に移る。当番は桶に入った味噌汁をついでまわり、次ぎに供物(味を付けたゲバサモ、黒豆入)を、菱餅を載せた紙の上に分けてまわる。食事の間にくじ引きが行われ、翁面・神杯(三ツ組)・干支鈴・中木札・小木札が賞品として渡され、全員には開運小守が授与される。食べ終わる頃に、再び打ち込みがあり、一鼓あってお開きとなる。

早朝5時にゲバサモを届けた江口の人、大社から御礼に神酒二升をもらい江口に帰り、氏神辻八幡宮にゲバサモを供えて祭を行った後、公民館で座を持つ。江口は6組あり、1年ごとの交替で当番を務める。こ



写真14 幣引き

こでの料理は、ナマスを皿に盛り、半紙に御飯・菱餅・ゲバサモの味付けた物を載せ、雑煮がつけられる。江口の人たちは「ゲバサモがないと古式祭は始まん」「ゲバサモが流れ着くのは江口の浜だけ」という。彼等のアイデンティティが古式祭の伝統を支えている。

江口の浜は鐘ノ岬を望む白砂の美しい浜であり、糸島半島突先の聖地「芥屋大門」を望む幣の浜とよく似た風景である。野本寛一によるとハマは「秀間」、すなわち目立つすぐれた場であり、「遠目に著き聖域」であり「夜目に著き(白き)神依る場」である⁵⁵⁾。神在月の出雲で、諸国の神迎えが稲佐浜で行われるのはよく知られているが、江口の五月浜も五月会が行われた神依る浜である。江口の浜に流れ着くゲバサモは神の「遣わし物」、あるいは「神そのもの」と考えられていたのではなからうか。

宗像大社より出されている「古式祭の意義について」



写真15 江口の浜 地島と鐘ノ岬を望む

の説明書には「古式祭とは、今年最後の収穫感謝祭のことです。氏神様に対して、一年間の勤労を感謝して今年の収穫物を捧げ、お宮の火で炊いた一つ釜の食物を、氏子の方々がお神様と一緒に頂く行事です。この行事は、宮中に於ては陛下が、神嘉殿(しんかでん)に於て新嘗祭(にいなめさい)を行われるのと同様のものです。(中略)お座は、また招福の集いと言われている。(下略)」とその意義を記している。

5. 大島と沖ノ島の祭

(1) 大島と沖ノ島の間

神湊からフェリーで25分、大島港に着岸する。左に道を取るとまもなく中津宮に至る。中津宮は大島の最高峰御嶽山(224m)の東麓に鎮座し、主祭神に湊津姫神相殿に沖ノ島の田心姫神、辺津宮の市杵島姫神を祭る。

御嶽山頂の御嶽神社は現在は中津宮の摂社、古くは奥宮⁵⁶⁾、嶽神とされた神社で、湊津姫神の荒魂、天照大神を祭る。山頂からは対岸の北部九州が一望でき、天気の良い日には沖ノ島も臨むことが出来る。社殿の側から近年沖ノ島と同様の祭祀遺跡が発掘され、古代に於ける大島と沖ノ島の祭祀との関わりが注目されている。

島の北には沖津宮遙拝所がある。沖津宮は江戸期まで一甲斐河野氏が祭祀を司ったが、中世、年4度の四季ごとの御長手神事、近世、年2度の夏4月と冬10月(のち11月)の祭にしか沖ノ島には渡海せず、日常は大島で祭祀を行った。現在は神職が10日交替の輪番で沖ノ島の沖津宮に詰めているが、宮司が渡海するのはみあれ祭の神迎え神事と、5月27日の日本海海戦記念日に行われる現地大祭のみであり、旧暦3月15日と旧暦9月15日の沖津宮大祭は、この遙拝所の扉を開け、遙かに沖ノ島を拝して行われている。

現在も沖ノ島に上陸するには海中で襦ぎをしなければならないが、古い時代に於いてはもっと嚴重であった。慶応4年(1868)『沖津宮大宮司書上』によると、大島を出発するに当たっては、毎朝襦ぎし身心の潔斎を

行う。また、①船出の時期 ②海の真中の模様 ③沖ノ島に着く時の安否の3点について船出の吉凶を占う。①②が心の如くならずとも③が良ければ船出する。①②が良くても③が凶ならば船を出さない。大島の海人等は沖ノ島と大島の真ん中を神中といい、ここで手向けの幣を海中の神に奉って航海の安全を祈った⁵⁷⁾。『万葉集』に「ありねよし対馬の渡り海中に幣取り向けて早帰り来ね(巻1 62)」という歌がある。航海安全を祈って海中に幣を手向けることは、沖ノ島祭祀の盛んだった頃にも行われていた。そして現代の漁師が沖ノ島に近付くと海に御神酒を注ぐというのもこうした伝統の流れを汲むものであろう。

さて沖ノ島に着船すると、神職は断崖の下の磯に仮屋をつくり、そこで忌籠もりする。7日の間は潮に襦ぎし、山中に入らない。7日目岸に近い末社「正三位社(志賀島の神を祀る)」に参り、8日目に初めて山腹にある沖津宮に参り、祭礼奉祀した。祭が終わり島を離れるまで毎朝海水を浴びて正三位社に参る。祭以外には大神の宮(沖津宮)に参ることはしないのは、神威を恐れ慚むためであるという。在島中は不浄なことをせず忌詞を使った。⁵⁸⁾

江戸期、一甲斐河野氏は年に二度しか沖ノ島に渡らなかつたが、天明5年(1785)の「沖津宮社格目録」によると、秋冬の漁期には一甲斐から命じられた肝煎の者が沖ノ島に渡り、浜辺に小屋掛けの上、本社までの参道の修理・掃除を行う。また大島・鐘崎から沖ノ島に釣漁に来る者には、肝煎が時に応じて末社正三位社の神前で籠宮祭を執行し、大漁満足と渡海安全を祈願した⁵⁹⁾。すでに、縄文・弥生時代から季節を選んで沖ノ島に仮泊し、漁を行う者がいたことは、発掘調査によって、おびただしい祭祀遺物とともに縄文前期からの土器や、黒曜石製の石鏃・石鈎・刃器・石匙などの石器が発掘されることから、推測されるところである⁶⁰⁾。

沖ノ島周辺が魚の宝庫であることは今も変わらない。大島の人は「宝の島」といい、鐘崎の人は「沖ノ島でメシを食わせて貰っているようなもの」という。沖ノ島の周囲は4kmあり、地区境を定めて、鐘崎・大島・地島・津屋崎・福間・神湊・勝浦(現在は無い)の7浦が漁業権を持っている。現在は船の構造が良くなったことや天気予報が正確になったこともあり仮小屋は1棟

しかないが、昔は波止場の山手に仮小屋が並んでいた。イッコミ(入込み)と言って、春・秋、3ヶ月くらい泊まり込んで漁をした。またシケコム(時化込む)といい、海がしけると沖ノ島に避難して何日も滞在することもあった。その際には沖津宮の神職との歓談も楽しいものであったという。今日では上陸せず、船に泊まり込んで漁をする「トツテニゲ」や遊漁船(瀬渡船)の日帰り漁も増え、大島の古老は島の尊厳を傷つけることになるのではないかと心配している。

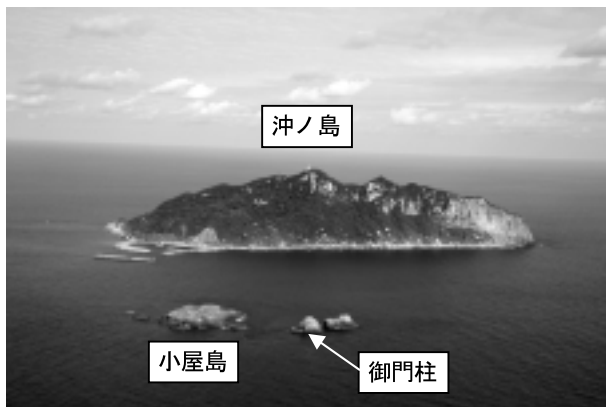


写真16 沖ノ島と御門柱・小屋島

沖ノ島は豊漁をもたらしてくれるとともに、漁民の命を守ってくれる有り難い「神様」なのだ。漁師たちは、沖ノ島に上陸する時は、手前にある岩礁、小屋島と御門柱の間を必ず通る。その時に拍手かしわでをうったり、海に神酒を注いだりするという。御門柱は文字通り、神の領域に入る「神門」である。ここを通り抜けると、「自分の気持ちが変わる。神々しくて神様に近付いてきた」感じがするという。上陸前にはむろん海に入って禊ぎ、禊ぎをしないと「火」をつかっではいけないともいう。陸地での用便、ツバを吐くこと、島の木を伐ること、島のものを持ち出すこと、前時代ほどではないにしても現在なお守られている禁忌である。この島は「不言おいわず様」ともいわれる。中津宮にみだりに近付くことはしないが、祭祀遺跡のある辺りでは、霊異に逢うこともあったという。そのことを決して喋ってはならないということだという。女人禁制は沖ノ島への上陸はもとより、祭の際の船への乗船も禁じられている。

常に危険と隣り合わせで仕事をする漁師にとっては、神との約束事を堅く守ることによって、はじめて豊漁も安全も保証されるという想いが強いのである⁶¹⁾。

(2) 中津宮の祭

中津宮の祭祀は、^{にの かい}二甲斐河野(越智)氏が中世以来受け持っている。二甲斐は、一甲斐河野氏とともに伊予の河野水軍の流れを汲むと伝えられている。

中世の祭事としてはまず五節供、辺津宮と同様中央の節会の影響が考えられ、春秋の彼岸と10月の法花会には仏教の影響が見られる。また島外に赴くものとして、2月3日の孔大寺会、2月の田島宮参向では大島神人7人が「人形」をつくり、12月25日の辺津宮の八女神事の政所九間社の祭に中津宮の末社五位社から酒肴を進上し、一甲斐と弁済使がアフコ折(杓折)の儀を行って、沖ノ島と大島の運定めを行い、最後に大島神人が「嶋ノ御神楽」を舞った。この神楽は、『御縁起』の異国征伐の折の六將軍(住吉・鹿島・諏訪・高良・志賀・織幡)に擬えた姿の神楽であったという。

中津宮はまた半農半漁の生活をする大島の村氏神的な性格も有している。したがってその祭事にもその特色が表れている。農耕関係祭事としては1月1日の「田打神事」、6月と11月の「農能行祭」、7月の「馴火穂懸なれこほかけ神事」、^{しんじ}「七夕虫振神事」、9月の「御九日おくんち」などがある。興味深いのは春3月と冬11月の御嶽祭礼である。

春は山の神に麓に下りて田(農耕)の守護神となってもらい、冬収穫後に農耕が終わったことを感謝し山へお送りするという、日本に普く分布する習俗が、この大島でも行われていたことであり、また御嶽山頂の祭祀遺跡の有様、御嶽山を「上宮」、中津宮を「御本社」といっていたことなどを考えると、御嶽山は大島の祭祀を考える上で重要な山として注目される。また北九州地方では、山の神迎えを2月初丑の日に、山の神送りを11月初丑の日に行う事例が多いが、大島でも2月と11月に「初牛祭」があり、これが明治15年の大島村内末社の祭日を記した史料にもみられ、長く行われていたことが知られる。御嶽祭と同じ趣旨の行事が弘治2年(1556)の『大島第二宮年中御神事次第』以下『大島御神事』という同一史料の中に見られるのである。

漁業関係の祭としては、中世には1月3日の「御船神事」、12月24日の「御船口開神事」くらいしか史料に見えないが、近世には4月の「龍宮祭」、11月の夷えびす御神事などが加わり、年の吉凶を占う百手四手御神事、水神を祭る6月・9月の貴船祭が新たに登場している。



写真17 御嶽神社

(3) 七夕祭り

現在の中津宮で最も盛大に行われるのは8月7日の七夕祭りである。『年中行事』に「七月七日 七夕虫振神事」、『大島御神事』には「七月七夕」、天文22年(1553)の『大島第二宮年中御供米之事』には「七月棚機」、元禄5年(1692)の『第二宮御神事次第』には「七夕棚機御神事」と見えている⁶²⁾。天正14年(1586)宗像大宮司氏貞逝去後、一時絶えていたが、元禄2年(1689)に再興されたという⁶³⁾。

貝原益軒は『筑前国続風土記』巻16宗像郡上大島の条に「社前に天の川流る。この川御嶽の下よりいつ。其川のはた左右にわかれて、牽牛・織女二星の小社あり。川をへたてたり」と記し、さらに『石見女式髓脳』古今集栄雅抄』の文を引用し、7月1日から7日まで、牽牛社・七夕宮(織女社)にお籠もりし、河中に棚を結び、タライに水を張って男女の仲を占ったことを述べている。

これが珍しい風習として中央の書物にも載せられたのであろうが、折口信夫によればタナバトとは「棚機たなばたつ女」であり水辺の懸け作りの棚で機を織りながら水神の訪れを待つ乙女というのがその意味であるという。また吉成直樹によると七夕は水神の祭儀であり、七夕の日には水に関する伝承がきわめて多く、女性が髪を洗ったり、水浴びするという伝承は全国的に存在するという⁶⁴⁾。

牽牛社は中津宮の向かって右小高い所に、織女社は左手の天の川の畔小高い所にある。何れも現在は小祠

で、お籠もりなどできる社ではないが、御嶽山を水源とする天の川の清らかな流れはそのまま、水神の到来を待つにふさわしい所と感じられる。上流の河畔には「延命招福の霊泉」といわれる「天の真名井まな井」も湧き出ている。

境内には昭和7年杉田久女が吟行した時の句碑がある。

星の衣つるすもあはれ島の子ら
おりたちて天の川原にくしけずる

昔は、女性が嫁いだ時天の川で梳くしけずっていたという。現在は島外の人と結婚することが多く、七夕祭りも単なるイベントと捉えられている向きもある。当日は早朝より「元気な島づくり事業推進協議会」とタイアップして、中津宮周辺、港のターミナルから緑地公園までの道路沿いに七夕飾りの笹を立て、夕刻よりイベント会場の緑地公園ステージで演奏などが行われる。陽が沈み始めると境内いっばいに据えられた竹灯にロウソクやペンライトで点灯する。ペンライトが多いのはこの島にそれを製造する会社があるからだという。牽牛社と織女社との空中にはチュウブが渡され、赤い発光液が牽牛社から流れ出て、織女社に到達する仕掛けも披露され、参拝者から大いに歓声が上がった。こうした在り方も現代に於ける祭の工夫であろうか。

祭典は、織女社と天の川を挟んだ中津宮境内に織女社に向かって棚を設え、スイカや季節の野菜、魚などのお供えをし、両脇に笹飾りを建てる。笹には着物形の短冊を吊している。その後七夕踊りの輪が広がった。

『年中行事』にある「七夕虫振神事」という表記や折口・吉成等の説によれば、中津宮の七夕祭は農業に関する祭事と考えられる。しかし、辺津宮では7月7日の祭事を「乞巧天(奠)」としている。中国から伝えられた牽牛・織女の両星が1年に1度だけ天の川を渡って逢う瀬を楽しむという伝説に魅せられ、古代より貴族の女性が星に向かって技芸の上達を祈った。これを中国に倣って「乞巧奠」と称した。七夕伝説はすでに奈良時代に中国から伝来しており、『万葉集』にも数十首の歌がある。宗像宮の祭・行事の中には中央から伝わった節供や節会が含まれており、中津宮も同様であったとするならば、より古い時代は「星祭」という側面が強



写真18 七夕祭の祭壇

かったのではないかと考えられる。志賀島の七夕祭りは、中津宮同様現在は月遅れで8月7日に行われているが、この時、各地の漁船が大漁旗をなびかせて志賀海神社に参り、事無き柴を受けて帰る。宗像の津屋崎からも出向いている。海の神を祀る神社で七夕祭が盛んなのは、かつて星を頼りに航海した海人たちの信仰の名残と考えられる。織幡宮も、祭神は『御縁起』という武内宿禰、社名も武内宿禰が御手長の旗を織った故事によるとしているが、元々は「織機」であり織女星と関係があるのではないかと考えられるし、沖ノ島の御神室に機織のミニチュア(金銅製高機)があることも興味深い。

6 . おわりに

現在の宗像大社の祭事で、無形民俗文化財の指定を受けているものは、春秋の大祭で舞われる主基地方風俗舞が宗像市の指定を受けているに過ぎない。

祭事は政治や社会、人々の指向などによって形や有り様を変えるもの、変化するものである。ことに皇祖神天照大神とその弟素戔嗚尊すさのおのみことの誓約うけいによって生まれたという宗像三女神を祭神とし、天照大神の「神勅」を戴する大社であってみれば、政治的影響を受ける事は大であった。中世、年中5921度(閏年には9468度)と言われた神事も、戦国期の混乱、ことにその司祭者たる宗像大宮司家の没落によって、江戸期はその百分の一も行われないう状態になり、明治維新後終戦までは国家神道の枠組の中で、祭事もそれに即応したものが中心に行われた。そのため、古い民間習俗を包摂し

た祭事が少ないことが、文化財指定に至らない要因と考えられる。

戦後の復興期、昭和37年、38年に相次いで復興されたみあれ祭、五月祭は中世行われた祭儀を参考に、かつて「神郡宗像」といわれ、拳郡一致で祭事が行われた時代への回帰を目指すものであった。本稿で述べて来たように、みあれ祭は大成功をおさめ、今日宗像大社を代表する祭として、またこの地方の季節の風物詩として定着している。「板子一枚下は地獄じゃから、神様ごとはちゃんとせにゃならん」という⁶⁵⁾、つねに危険と隣り合わせの生業を事とする漁師たちの意識もあるし、また「宝の島」沖ノ島によせる特別の想いもあるのであろう。「宝の島」は漁師たちにとっては最高の漁場という意味であろうが、復興期に相次いで行われた発掘調査の結果「海の正倉院」と称せられるようになり、全国の注目を集めている島でもあるからであろう。長年自分たちの神として崇めてきたその神をお運びするという、漁師たちにとってまさに「ハレ」の行為が、祭に彼等を駆り立てている。述べてきたように、沖ノ島で航海安全などを祈って国家的祭祀が行われた時代にも、それ以前からも、神郡宗像の海人たちにとっては、大漁や海上交通の安全をもたらしてくれる有り難い島であり、その島の神に対する信仰や宗像海人の末裔という誇りは、現在も連綿と続いているのである。

一方、五月祭はそれほどの成果を上げ得なかった。これは宗像地方内陸部の都市化や過疎化が進み、かつて75末社とされた村氏神と人々との関係も希薄になってきたこと。全国的な傾向であるが、農村部に於いては今日、「神ごと」が漁村ほどに切実な想いをもって人々の間に浸透していないこともその理由と考えられよう。

今日「宗像沖ノ島と関連遺跡群」を世界遺産にという大きなうねりの中、宗像大社の祭事もより古い形にと言う想いが人々の間に沸々としている。古代祭場を復元した場で行われる高宮神奈備祭では、中世の八女神事で歌われた古歌を奉唱し、古式祭では踏歌節会で歌われた歌を奉唱している。舞や旋律は現在の所復元できていないが、今後、研究がすすめばその再興もということになるのかもしれない。また現在自動車で行われているみあれ祭の陸上神幸を、神輿を担いで行いた

いという氏子青年会などの動きもある。どれもこれも、今日なお、宗像の神に寄せる信仰の継承が確かなものであることの表象であろう。

太古の昔から、志賀の白水郎^{あま}とともに玄界灘を舞台に活躍した宗像海人。漁撈や貨物運搬などの日々の生業に、国家の対外交渉や戦時においては、その船の梶取り^{かこ}や水主として⁶⁶⁾。常に危険と隣り合わせの彼等にとって、道中^{みちなか}に降^{くだり}居ます神は、心の支えであり、無くしてはならない存在である。航路を示してくださり、時化の時には避難場所となってくださり、たくさんの魚も与えて下さる。海人の日々の暮らしの中に信仰は連綿とあり続け、年毎にめぐり来る「祭」の日には、神も人もその力を新たにするのである。

付記

本稿は、『宗像神社史』上・下巻によるところ大である。また本稿作成に当たっては、論文中にお名前をあげた方の他に、宗像大社高向正秀宮司、河窪奈津子・重住真貴子両学芸員、宗像市文化財係に様々なご教示を戴いた。殊に、宗像大社葦津幹之禰宜には様々なご教示から調査のご手配まで全般に亘り大変お世話になった。厚く御礼申し上げます。

補注

- 1) 宗像神社は昭和30年代のなかばより「宗像大社」と称し(通称) 昭和52年8月1日神社本庁よりの正式承認を得て同年9月22日に法人名登記を行った。本稿ではみあれ祭復興以後の記述については「宗像大社」それ以前は「宗像神社」「宗像宮」としている。
- 2) 神道大系編纂会(1979):『神道大系 神社編49 宗像』
- 3) 宗像神社復興期成会(1966):『宗像神社史下巻』 宗像神社復興期成会、p.302 305に一覧表があり、p.306以下にそれぞれの祭事について記している。
- 4) 『宗像神社史下巻』、p.350
- 5) 神島定(1986):「むなかたさま その歴史と現在」 宗像大社
- 6) 『宗像神社史下巻』、p.372
- 7) 小野迪夫は昭和35年禰宜として赴任、36年権宮司就任、昭和40年退任。
- 8) 太田可愛名誉宮司(昭和11年生まれ)への聞き取り。太田可愛は昭和37年宗像神社権禰宜就任、平成15年宮司退任まで宗像大社に在職。
- 9) 宗像大社社務本局(1962、9):「宗像第21号」
- 10) 宗像大社社務本局(1962、9):「宗像第21号」
- 11) 宗像大社社務本局(1962、9):「宗像第21号」
- 12) 財団法人神道大系編纂会(1979):『神道大系 神社編四九 宗像』 財団法人神道大系編纂会
- 13) 『宗像神社史 下巻』、p.138
- 14) 財団法人神道大系編纂会(1979):『神道大系 神社編四九 宗像』 財団法人神道大系編纂会、p.10 13 『宗像大菩薩縁起』は鎌倉末期成立と考えられ、宗像大社所蔵本は南北朝を下らない時期の写本。
- 15) 佐賀県佐賀市大和町大字川上に鎮座する肥前国一の宮「與止日女神社」、河上神社ともいう。祭神は與止日女命(淀姫)または豊玉姫命。本物語に出る神功皇后の妹「豊姫」はこの神社の祭神。
- 16) 福岡県久留米市の高良山に鎮座。筑後国一の宮。祭神は高良玉垂命。本物語では皇后の軍の副将をつとめ「藤大臣」とも名乗っている。
- 17) 神功皇后の重臣武内宿禰。
- 18) 志賀島の神とも、奉祭者阿曇氏の祖とも伝えられる。
- 19) 本史料では、初出の部分だけ「御長手」となっており、他は「御手長」としている。
- 20) 時代が下がっても、近世黒田藩では足軽3人、水主4人、役夫2人の計9人を50日交替で防人(島守)として警備に就け(青柳種信『防人日記』) 近代も海軍通信隊の兵隊200人くらいが駐屯していたという(沖・中両宮奉賛会の人々への聞き取り)。
- 21) 『宗像神社史 下巻』、p.295
- 22) 『日本書紀』天武天皇条
- 23) 中野幡能(1967):『八幡信仰史の研究』 吉川弘文館、p.407
- 24) 『宗像神社史 下巻』、p.216~217
- 25) 「田島宮社頭古絵図」の池の中島の注記に「中嶋ヨリ八

⑧ . 宗像大社の無形民俗文化財

月放生会十四、十五日御供上ル」とある。

- 26) 『田島宮社頭古絵図』注記
- 27) 『神事次第』乙・丙・丁本
- 28) 『宗像神社史 下巻』p. 315
- 29) 『明治十七年 宗像神社明細書』
- 30) 明治18年10月8日昇格上申書附載
- 31) 秋季大祭は9月30日・10月1・2の日程で行われていたが、大正14年10月1・2・3日に改めた。
- 32) 中津宮神霊は大島で育った榊・竹、辺津宮神霊は辺津宮周辺に育った榊・竹で同様に奉製し、神霊移しを行う
山中耕作(1990):『宗像大社と長手神事』;『まつり』51、p. 29
- 33) 『祭典文書綴』宗像大社蔵
- 34) 現在は勝浦漁協はなくなり、鐘崎漁協以外の神湊・津屋崎・大島・福岡・地島の漁協が合併して宗像漁協となり各漁協は支所となる。
- 35) 昭和38年は4月に行われたが、3月上旬の事が多い。若布の新芽を刈り、地島で調整。板干して四角い形に整えた乾燥若布。加工に手間がかかるため献上用のみ作成。以前は浦ごとに回していたが、現在は地島でしかできない。しかし七浦でとれた若布という立前。
- 36) 宗像大社社務所・宗像会(2010):『宗像第596号』
- 37) 沖中両宮奉賛会は大島の長老で組織。聞き取り調査は、佐藤千里(85歳)、坂口嘉一郎(84歳)、宮本昭男(78歳)の諸氏に行った。
- 38) 山中耕作(1990):『宗像大社と長手神事』;『まつり』51、p. 30
- 39) 宮司に次ぐ役職
- 40) 海洋神事奉賛会長(鐘崎漁業協同組合長)権田仁八郎氏への聞き取り
- 41) 『宗像神社史下巻』p. 12
- 42) 『宗像神社史下巻』p. 14
- 43) コトナキシバは、神功皇后が凱旋の後志賀島の山中に納めた軍船の楫の柄(椎の木)が芽吹いたものと伝える。志賀島では8月7日の七夕祭に授与される他、正月の注連飾りなどにも使用する。玄界灘沿岸一帯に、難事が無いようにと「事無き柴」の一枝を戸口に挿したり、一葉を身につけたり船の要所に置くなどの風習がある。
- 44) 『宗像神社史下巻』p. 168
- 45) 『宗像神社史下巻』p. 310
- 46) 伊勢大神宮のみ、はじめ2郡、のち3郡
- 47) 『宗像神社史上巻』p. 623 627掲載の表、p. 628の地図に加筆したものである。
- 48) 一村一社の「村氏神」はおよそ江戸時代に成立する。
- 49) 畠山重篤(1994):『森は海の恋人』北斗出版
- 50) 鐘崎の海に鐘が沈んでいると言う伝説があり、昔から何度か引き上げようとしたが失敗。大正8年ようやく引き上げた所巨岩であったという顛末を記した碑。
- 51) 『宗像神社史 下巻』p. 383
- 52) 宗像大社元権禰宜大野宗康氏(昭和12年生まれ)への聞き取り
- 53) お座用のコモは大社用意
- 54) 宮司・江口代表が座るのは一座目だけ。二座以下は神職のみ交替で座る。
- 55) 野本寛一(1990):『神々の風景 信仰環境論の試み』白水社、p. 57
- 56) 『大島第二宮年中御神事次第』には三月御嶽の条に「御本社上宮異国向ヒ立給フ。御本社八日向 裏二向給。天孫守護ノ為成リ。上宮八荒魂陽成。御本社八和魂陰成」とあり、御嶽神社を「上宮」、中津宮を「御本社」としている
- 57) 『宗像神社史 下巻』p. 333
- 58) 『宗像神社史 下巻』p. 333 334
- 59) 『宗像神社史 下巻』p. 335
- 60) 出光美術館・宗像大社復興期成会『海の正倉院 宗像沖ノ島の神宝』宗像大社、p. 117
- 61) 前記沖・中両宮奉賛会の人と佐藤精市氏(75歳)への聞き取り。
- 62) 『神道大系 神社編49宗像』p. 342 343
- 63) 『宗像神社史 下巻』p. 328
- 64) 吉成直樹(2000):『たなばた』;『日本民俗大辞典 下』吉川弘文館、p. 51
- 65) 鐘崎漁協組合長権田仁八郎氏談
- 66) 『万葉集』巻16「筑前国志賀白水郎の歌十首」の左注に、対馬に物資を送る船の舵師を命ぜられた宗形部津磨が志賀の白水郎荒雄に交替してもらい、荒雄が遭難したことが記されている。

宗像大社所蔵文書と宗像大社中・近世史

河窪 奈津子 宗像大社文化財管理事務局

要旨：宗像大社所蔵文書は、社蔵文書と諸家奉納文書とに大別される。中世宗像社の神事、社領・大宮司職相伝、海外交渉の実態等の豊富な内容を持つ点、ひとつの神社に関する中世の史・資料の原本がまとまって現存する点で貴重である。大宮司家は、荘園制下では皇室を本家とし、鎌倉・室町時代は幕府御家人となり、戦国時代には大内氏・毛利氏・大友氏と時に応じた上級権力者を選択した。一方では神官・奉斎者でもあり、祭神信仰・神事を通じて社領を経営した。さらに、鎌倉時代には南宋交易、室町時代には李氏朝鮮交易を行うという特異的な地方武士団であった。現存する本殿を造営した大宮司氏貞が嗣子を得ず、戦国時代末に断絶した。江戸時代には、庶流深田家が大宮司を世襲し、福岡藩の助成を受けて続した。

キーワード：宗像大社文書、宗像大宮司、海外交渉、年中神事、社殿造営

1. はじめに

本論考は、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産登録推進活動における、資産に関する基礎的研究の一項目で、宗像大社文書の個別的紹介と史料的评价、大社文書に裏付けられる宗像大社の通史記述という課題二点が与えられており、2・3に分けて課題に答える。

史料紹介・評価では、宗像神社復興期成会編・発行『宗像神社史』下巻(1966) p. 877-884、宗像大社文書編纂刊行委員会編纂、宗像大社復興期成会発行『宗像大社文書』第一巻(1992)・第二巻(1999)・第三巻(2009)に、詳細な注解及び解題が施されており、その内容を基に記述する。通史では、①大宮司の宗像社支配・②海外交渉・③社殿造営・④信仰・神事の視点を軸に記述する。これ等の研究テーマについては、先学による長年に亘って蓄積されてきた業績があり、ここでの報告は屋上屋の域を出よう筈もなく、『宗像大社文書』第一巻・第二巻・第三巻刊行に至るまでの研究史の整理を軸にまとめることにする。

一方、これまであまり取り上げてこられなかった神事関係史料の考察に、与えられた紙面の多くを割きたいと思う。本活動において、宗像の地における宗像三女神信仰・祭祀についての報告は意義あるものの一つであると考えからである。

2. 宗像大社文書

福岡県宗像市田島に鎮座する宗像大社辺津宮は、平安末を最古とする中世・近世文書、典籍類合わせて約四千点を所蔵し、これらを「宗像大社文書」と総称する。明治以降の社務書類も保管されており、言うまでもなく神仏分離、国家神道、第二次大戦後の神道指令など、近・現代の宗像大社史の根幹史料として重要なものである。しかしこれらは史料ではなく現在も生きる「社務書類」として取り扱っているからこれを除外する。宗像大社では、昭和以降に奉納を受けた文書を諸家奉納文書、それ以外を社蔵文書と大別しており、項を分けて紹介する。宗像関係の文書目録としては、竹内理三(1958):「筑前の古文書⁽¹⁾」;『九州文化史研究所紀要』6がある。

(1) 社蔵文書

① 中世文書

昭和三十八年(1963)に、所蔵の中世文書のうち八巻の卷子本にまとめられ「八巻文書」と通称される史料群が国指定重要文化財となった。当時の社号が宗像神社であったことから八巻文書の指定名称は「宗像神社文書」となったが、本稿では通称を用いて「八巻文書」と表記する。昭和五十一年(1976)に旧社家で宗像大社宮

司を務めた宗像辰美氏から、また昭和五十一年と五十五年に崇敬者である出光佐三氏から所有史料の奉納を受けた。これらの奉納史料のうちの一部と八巻文書とを合わせて、昭和五十三年に宗像神社文書十二巻、附記録六冊と員数を増加して重要文化財追加指定を受けた。先立って昭和五十二年八月に宗教法人社号を宗像神社から宗像大社と改めており、史料名、所有者に宗像神社、宗像大社が混在することになり、社外に名称・所有者の誤解、混乱が生じた。河窪奈津子(1982):「宗像大社所蔵文書・典籍について」;『古文書研究』19において、社蔵史料を紹介するとともに、名称の統一を図った。ここで用いた名称を再確認しながら、宗像大社所蔵文書のうち中世文書を紹介し、史料的価値についても述べよう。

a) 宗像神社文書八巻(八巻文書)

宗像大社中世史の根幹史料はこの八巻文書であり、宗像大社文書編纂刊行委員会(1992):『宗像大社文書』第一巻に全文書を収録し、各文書の釈文・読下し文・注解・大意からなる本篇に、別冊の影印本を付ける。川添昭二の本篇解題 p 533 566において、概要・伝来・各巻解説の委細が尽くされている。八巻文書の成巻については、解題 p 549に「大体の実体が出来上がるのも明治三十年(1897)前後のことであろう。八巻文書の原形は宮司倉八隣の当社復興、官幣大社昇格運動と関連して形成された」とある。八巻全189通で、時代別内訳は、平安時代2通、鎌倉時代70通、南北朝時代47通、室町時代18通、戦国時代41通、江戸時代11通となり、各巻ごとに編集の意図を持ってまとめられている。

第一巻22通は、3通を除いて後堀河天皇綸旨案を冒頭におく公家様文書集であり、大社文書最古の永万元年(1165)八条女院庁下文を含んでいる。成巻時点の国家神道という時代背景、倉八宮司の意図からも、公家様文書が第一巻であるのは当然である。第二巻29通は、鎌倉幕府の下文文書である武家様文書が中心であるが、荘園領主側の下文文書も10通含まれており、上位権力者からの公文書といった概念でまとまっている。第三巻32通は、所領関係の文書が中心で譲状が16通にのぼる。第二巻と対比すれば、社領に関する私文書といえる。第四巻31通は、南北朝時代特に今川了俊の文書が

19通と突出する。続く第五巻26通、第六巻31通は、内容を問わず大まかに時代順にまとめて成巻されている。第五巻に大内氏関係、第六巻に大友氏・毛利氏関係史料が含まれるのは、その当時の被官関係を示すものである。第六巻は年号のある文書がわずか7通で他は無年号であるが、ほぼ時代順に並んでいて内容を検討しての編年がうかがえる。また、第六巻には重文指定外の近世文書3通が納められるが、これは社外に流出していた第一巻から第六巻の文書の返還に係るものである。第七巻4通は、後醍醐天皇綸旨と、綸旨を所蔵していた武富成亮と、当社への返納を斡旋した貝原益軒の文書で、綸旨だけが重文指定である。第八巻11通は、重文指定外の近世文書4通を除くと、鎌倉、室町、戦国時代の中世文書で、解題 p 563によると内容は「神社の維持・興隆に関するもので、或程度のまとまりをみせている」。第八巻は社外に流出することなく伝えられてきたもので、全七巻に成巻された続古文書の第二巻であったが、上述してきた他の7巻とともに、昭和三十八年に「宗像神社文書」として重文指定を受けた。

八巻文書の史料的評価を解題をもとにまとめよう。八巻文書は神社に伝えられてきた文書であるが、内実は宗像大宮司家の武家的展開を示す武家文書で、内容は、大宮司職の補任状や、譲状はじめとする宗像社領関係文書が中心である。宗像大社として尊重すべきものであることは勿論、数多くの中世文書の原本が、一社についてまとめて伝えられている点でも、全国的にみて貴重なものである。

第一巻から第六巻までの中世文書は、戦国末期に社外に流出して天明七年(1787)に返納されたものである。流出の経緯についての同時期の史料は無く、近世の記録類に記されてはいるがその内容は一定ではない。史実として認められることから経緯を記そう。宗像大宮司家は、天正十四年(1586)に大宮司氏貞が病没し、嗣子がなかったことにより断絶に至った。このとき氏貞の身内は妻と三人の娘であった。天正十五年、九州を平定した豊臣秀吉により、宗像社領は収公された。秀吉に筑前国を与えられた小早川隆景によって二百町を復旧されたものの、慶長二年(1597)の隆景死後は社領給付が無くなった。それ以前、豊臣秀吉は文禄の役の褒賞として、小早川隆景の家臣である草苅重継に宗像

の名跡を与えており、この前後に氏貞娘と重継の婚姻が成立したと思われる。この縁を頼って、氏貞後家は、宗像社独自の社領支配も宗像大宮司家再興も断念して、宗像社・大宮司家相伝の文書を携えて娘婿の重継のところに身を寄せ、宗像社の史料を草薙家が所蔵することになったのである。

八巻文書第七卷一七二号・一七三号・一七四号が天明七年の草薙胤継による返納関係の文書であり、解題 p 543では、福岡藩郡奉行富永甚右衛門氏休の功績を示している。

b) 宗像大宮司長氏証文注進状案・宗像浄恵証文注進状案

本史料は、一筆で書かれた文永十一年(1274)宗像大宮司長氏証文注進状案(長氏注進状案と略記)と、同年宗像浄恵注証文注進状案(浄恵注進状案と略記)とを合わせて一巻に表装したもので、重文指定を受ける。『宗像大社文書』第二巻本篇に川添昭二の執筆で、全文書の釈文・読下し文・注解・大意、解題を収録し、別冊の影印本にも収める。鎌倉幕府は前年文永十年に、蒙古襲来に備えて御家人の軍事力実態把握のために所領注進を命じており、両注進状案はこれに応じて提出されたものである。

長氏注進状案には29通の案文が書上げられ、そのうち原本が存在するのは8通にとどまる。各文書の内容は社領に関するものであるが、特筆されるのは冒頭に社領田数をまとめて掲げ、ここに宮方・別符方・半不輸内当知行分・長氏私領の区分があり、宗像社領内に異なる支配の様相が認められることが注目されて、種々の考察が加えられてきたことである。社領区分それぞれの性格については、杉谷暎(1954):「中世に於ける宗像大宮司職について」;『日本歴史』75、石井進(1959):「一四世紀初頭における在土領主法の一形態

「正和二年宗像社事書条々おぼえがき」;『中世の窓』1、2、3、安達直哉(1978):「中世前期の神官領主の存在形態 筑前国宗像郡の在地支配を中心に」;『西南地域史研究』2、河窪奈津子(1982):「中世宗像社領に関する一考察 別符方・宮方の相違を中心に」;『九州中世史研究』3、正木喜三郎(2004):「宗像社領」;岩田書院『古代・中世 宗像の歴史と伝承』等の研究があり、宮方は大宮司一円支配の地、別符方

は一円支配の及ばない地、半不輸内当知行分は国衛・宗像社に両属する地という評価で定まる。

浄恵は長氏の父氏業の法名で、私領に関する文書4通を注進するが、全て原本が知られない。長氏注進状とともに、散逸した文書の全文を知ることができる貴重な史料である。

解題 p 819で宗像社史における史料的意義を、「蒙古防備の体制強化の中で、長氏・浄恵の当知行の確認とその支配力の強化の役割を果たした」と評価される。

c) 『宗像社家文書惣目録』

『宗像社家文書惣目録』(『惣目録』と略記)は、応永十六年(1409)に大宮司氏経が相伝の文書を選び83の項目に分類して編纂したもので、江戸初期の学頭豊福長賀の写本ではあるが、重文指定史料である。『宗像大社文書』第二巻本篇に山口隼正の執筆で釈文・読下し文・注解、解題を収録し、別冊の影印本にも収める。『惣目録』に収録される文書目録は441通、そのうち現存するものは141通と三分の一に過ぎない。大宮司氏貞病没による大宮司家断絶に始まる社内の混乱、相伝文書の社外流出といった事情により、『惣目録』成立以後に三百通以上の文書が散逸したことがわかるが、逆に『惣目録』によってそれらの存在を確認することができる。解題 p 827に「応仁以前に作成された古文書目録としては、何しろ量的に抜群であり、この点で全国的にみても他に例はないといえよう」と評価される。

『惣目録』作成の背景については、川添昭二(1989):「『宗像社家文書惣目録』について」;『日本歴史』491で考察されている。大宮司職をめぐる叔父・甥の関係にある氏忠・氏経の争いがあり、一旦は氏忠が大宮司職に就くものの、氏経は室町幕府の九州探題渋川満頼や大内義弘の後援のもとに奪回した。川添は、氏経の『惣目録』編纂に、大宮司職及び所領相伝の正当性を主張し、弟氏経への大宮司職を相伝する意図を汲み取る。さらに、北部九州の神社の大宮司であり、在地領主でもある宗像氏一族の内紛に、室町幕府九州探題の関与があることについては、渋川満頼、大宮司氏経ともに対朝鮮貿易を活発に行っていて、両者が競合と依存・庇護の関係にあったことを指摘している。

d) 色定法師一筆一切経

宗像社の社僧色定が全ての仏教經典である一切経

(大蔵経)を写経したもので、奥書によると文治三年(1187)四月から始めて嘉禄三年(1227)に終えている。現存する唯一の一筆一切経で、4342巻が重要文化財に指定されているが、社外所蔵分もあって現存数はそれを上回る。写経の全体数を特定することは難しいが、色定は五部大乘経190巻を二度写経しており、写経全体の数は5200巻を超えよう。河窪奈津子(2005):「色定法師一筆一切経調査報告」『写経年譜』;『宗像大社神宝館報』2において、重文指定・修理の経緯、底本、写経の願意、写経順、協力者、社外所蔵写経等を論述する。

写経の底本は、中国宋の東禅寺及び開元寺で開版・印刷された宋版本で、両寺院で印刷された経巻が混在して、一切経一セットになっているものである。この宋版本は、貝原益軒『筑前国続風土記』(元禄十六年・1703)で、福岡藩主黒田長政が慶長年中に日光東照宮に奉納したと記すが、所在の確認はできずにいた。牧野和夫(2008):「十二世紀後半末期の日本船載大蔵経から奮然将来大蔵経をのぞむ」;吉原浩人・王勇編『海を渡る天台文化』 勉誠出版、p.101-107で、色定写経の底本が知恩院所蔵の宋刊大蔵経であることが示され、この点については調査を継続中である。

色定が巻末に記した奥書からは、写経発願の趣旨、法名を良祐、経祐、栄裕、色定と四度変えていること、写経の日付、場所、協力者等さまざまなことが読み取れる。特に、博多綱首と呼ばれる博多に居留していた宋商人のひとりである張成が、底本となった宋版本を宗像社に寄進したこと、墨の寄進者も博多綱首李栄であったことが書かれていて、博多綱首の活動の具体例でもあり、宗像社の海外交渉を実証する史料でもある。

e) 阿弥陀経石

石造品であるが宗像大社文書のひとつであり、所蔵品の中で一番早く明治三十九年(1906)に国宝、昭和二十五年(1950)に改めて重要文化財に指定された。笠石・本体・礎石の三部分からなり、本体の片面に龕を穿った中の阿弥陀仏坐像、もう片面に阿弥陀経が彫られている。元禄十七年(1704)開版の『宗像軍記』で語られた、『平家物語』金渡の平重盛説話を取り込んだ渡来譚をまとめて、全国的に有名になった。正徳四年(1714)に京都市左京区田中門前町の知恩寺、寛保二年

(1743)に京都市東山区上馬町の小松谷正林寺に、それぞれ摸刻が建立されて、現存している。

研究史をたどると全国的に広がるが、筑前国の学者では、貝原益軒が元禄十六年(1703)に成稿した『筑前国続風土記』で言及したことを始めとして、文化十四年(1817)梶原景熙の『筑前田島村石経記』、翌年の青柳種信の『筑前国宗像郡阿弥陀経石銘考』がある。

平重盛に付会された渡來說話については、原田大六(1984):『阿弥陀仏経碑の謎』、六興出版、正木喜三郎(2004):「平家伝説」;岩田書院『古代・中世 宗像の歴史と伝承』によって、平氏政権の宗像支配を背景にした渡來說話の成立、大宮司氏国が南宋に求めたものであるということが明らかにされた。

仏教史の面では、中国湖北省襄陽に建つ阿弥陀経を刻んだ石碑には、一般に流布する鳩摩羅什訳の阿弥陀経にはない「専持名号、以称名故、諸罪消滅、即是多善根福德因縁」という21文字がある。この箇所を法然・親鸞が引用し、宗像の阿弥陀経石も同様に21文字多いことが注目されて、襄陽の経石との関連が考えられてきた。また、阿弥陀仏面最上部に彫られた、いわゆる「三願文」の第十八願末尾に、「唯除五逆誹謗正法」の条件文がなく、法然の『選択本願念仏集』にもこの条件文がないことについての解釈、三願文の下の六字名号「南無阿弥陀仏」の追刻年代についても、考察の対象とされてきた。

石材の面からは、高津孝・橋口亘・大木公彦(2010):「薩摩塔研究 中国石材による中国系石造物という視点から」;『鹿大史学』57により、中国寧波近郊で産出する梅園石の可能性が指摘され、自然科学の分野からも中国渡来品であることが裏付けられる。

宗像社に即しては、大宮司氏国が父氏実の供養に中国南宋に求めたものであり、大宮司家と南宋商人娘との婚姻関係を示す資料である。詳細は、3.(1)②海外交渉で記述する。また、阿弥陀経石側面に彫られた承久二年(1220)二月十二日張氏讓状と、関連する八巻文書五九号文永五年(1268)六月二十七日問注所執事・奉行人連署問状案、六〇号文永五年七月三日沙弥淨恵(宗像氏業)請文案、四三号文永六年二月 日預所橋知嗣下文から、大宮司氏実息子氏忠の家族関係、社領土穴・稲本・須恵三ヶ村の伝領次第をうかがうことができる。

f) 宗像第一宮宝殿置札

本資料も文献史料ではなく、四枚の杉板に書かれた天正六年(1578)六月朔日の年紀を持つ棟札で、大宮司氏貞による、現存する辺津宮本殿の造営にあたって作製され、長く本殿天井に納められていた。昭和四十二年(1967)に重要文化財に指定された。宗像大宮司の経済力、社領支配の実態のみならず、造営当時の北部九州戦国史の史料としても知られる。さらに川添昭二(2005):「天正六年六月の博多職人史料について」;『政治経済史学』464において、四枚の置札の概要、史料的价值、博多と宗像の関係のほか、置札に記された博多職人について詳細に紹介された。このときの本殿造営については3.(1)③社殿造営で述べる。

g) 『近藤清石写本宗像文書』

明治四十一年(1908)山口の学者近藤清石が周防・長門に存在する宗像関係文書29通を書写して奉納したもので、瀬野精一郎の執筆により、『宗像大社文書』第二巻本篇に釈文、読下し文、注解、大意、解題がほどこされ、影印本にも収める。鎌倉時代11通、室町時代6通、戦国時代12通が収録される。このうち「宗像氏緒蔵」と書かれた鎌倉時代11通、室町時代5通と、「宗像友一郎蔵」のうちの戦国時代1通の原本は確認できず、貴重な写本である。室町・戦国時代の文書は大内氏・毛利氏と宗像氏との関わりを示し、所蔵者名からは大宮司氏貞後家が草苅家に赴いた後の、宗像氏所縁の人々の存在をうかがうことができる。宗像氏緒家は不明であるが、宗像友一郎家は、大宮司氏男の子息国丸が密かに宗像から長門に逃れ、土着して宗像氏隆と称し、子息氏一から萩に居住して、十一代目にあたる友一郎までの家系図を所有している。近世の宗像の記録である『宗像軍記』では、国丸は戦国時代の大宮司氏貞家督相続に伴う社内抗争で犠牲となり、鞍手郡山口村の今宮社に祀られるといい、今宮社は、円通院として現存している。また『宗像記追考』では殺害されたのは、氏男甥の千代松と書かれている。

h) 神道関係史料

以下紹介する史料は全て『宗像大社文書』第三巻本篇・影印本に収録されおり、そのページ数を示す。森茂暁が、各史料の釈文・読下し文・注解・概要・解題を執筆した。

『宗像大菩薩御縁起』

重要文化財の指定を受けており、解題 p.710 711で日本史・宗像大社史上の意義を「テーマは、宗像氏が奉祭する宗像神の由緒の正しさ、その神が宗像の地を根拠地と定めた経緯、宗像神の輝かしい神徳、国家守護・鎮護の神としての属性、九州の他の神々とのかわり、そのようなことを鎌倉時代末期から南北朝初期の神仏習合の思想的な趨勢の中で、有機的にかつ総合的に、同時に神秘的な基調のなかで組織的に組み立て、生き生きと描き上げようとした点にあったと考えられる。これによって、宗像神は日本神話のなかにきちんと位置付けられ、天神・地神の末裔としての宗像神を祀る宗像氏が太古から綿々と受け継がれた不朽の伝統を持つことを神話的に説明できることになったと考えられる。」と明確に示した。宗像氏が描き上げようとした事柄の詳細については、3.(1)④信仰・神事のb)『御縁起』の内容で述べる。

『宗像三所大菩薩御座次第』

建治三年(1277)の年紀を持つ重要文化財指定史料である。第一宮境内八社の祭神・眷族等についての委細を書上げたもので、解題 p.712で「神仏習合の風潮がどのようにして進行したかを具体的にうかがうことのできる史料であると評価される。岩田茂樹(2007):「神仏習合のサインと彫像」;『特別展 神仏習合 かみとほとけが織りなす信仰と美』、奈良国立博物館 p.235 238において、ここに記された諸神像が神仏習合の彫像の形相の多くを網羅していることが指摘された。

『宗像宮創造記』

室町時代の成立と考えられ、重要文化財に指定される。社殿、祭神降臨、神事、大宮司祖等について箇条書きにしたもので、解題 p.713に「宗像神の来歴とその神を祭る宗像大宮司の由緒を明らかにし、もって宗像神の神徳を讃え、あわせてこれに奉仕する大宮司の出自と権威を飾る目的で作成された」とされる。ここに記される大宮司の始祖を皇胤清氏親王とする伝説については、3.(1)④信仰・神事のb)『御縁起』の内容で述べる。

『宗像社造営代々流記』

重要文化財指定史料。解題 p.715で、放生会起源、

社殿造営、真如、空海、聖空など、一見雑多な内容が仏教と関連することを指摘して「宗像社と仏教とのかかわりを諸伝承に採って、その主たるいくつかを書き出した記録」と性格付けられる。

『正平二十三年宗像宮年中行事』（『正平年中行事』）

重要文化財指定史料。宗像本社・末社ごとの年中行事を書上げたもので、解題 p.717-718で南北朝時代の当社の年中行事をうかがうための有力な文献とされている。さらに本書によって、宗像社の眷族小神の分布状況がわかり、信仰を通じた勢力圏をうかがい知ることができるし、神事や供物の負担の仕方を通して、神事・社役の分担システムのありようを考える手がかりも得ることができよう。」と評価する。河窪奈津子(2008):「宗像大社所蔵の神事史料」;『神道宗教』211において、原本および現存写本のそれぞれの成立過程と、本史料で書上げられた末社を『宗像大菩薩御縁起』と比較して、大宮司勢力拡大の地域を示した。

『宗像宮本社并末社小神次第』

重要文化財指定史料。前記年中行事の前半部分と同内容で、『宗像大社文書』影印本 p.115-120のみに収録する。

『吉野期神事目録』

本史料を含め以下は、昭和五十一年(1976)に宗像辰美氏から奉納された宗像家文書であるが、神道関係史料であり便宜上ここで述べる。解題 p.719では本史料に記録された仏事と年中行事の回数に興味深い点であることを指摘して、「中世における宗像社の年間の仏神事・祭礼を俯瞰させ、信仰を媒介にした宗像社の勢力圏と、その祭祀の特質をつぶさにかがわせる史料である。」と評価する。河窪(2008)において、成立時期を南北朝時代以降とする可能性を提示した。

『応安神事次第』

南北朝から室町時代における宗像社の一年間の神事の式次第、御供、所役等について記したものである。原本は失われており、甲・乙・丙・丁・戊・癸の六種の写本が現存し、戊本奥書に応安八年(1375)の年紀が記されることから書名が付けられている。甲本にはルビがほどこされて、当時の読みが知られる点でも貴重である。甲から丁本は昭和五十一年(1976)に、戊本は平成二十年(2008)に宗像家から奉納されたもの、癸本

は明治三十四年(1901)に福津市奴山の小方家から返納されたものである。解題 p.720-723で書誌解説が施される。河窪(2008)において六種各伝本の成立時期を考察し、内容的には甲・乙・戊本の三種であることを示した。

『宗像宮年中諸神事御供下行事』（『御供下行』）

神事ごとの御供の分配に与る役職と、御供の内容を示したもので、神事奉斎者の構成・神事の規模もうかがうことができる。書写が繰り返されおり、寛永十二年(1635)の豊福長賀写本が現存する。

『年中諸祭礼衣裳之事』（『衣裳之事』）

宝徳二年(1450)成立。神事に奉仕する大宮司の装束を書上げたもので、元龜元年(1570)の写本が現存する。

『宗像宮服忌令』

天正三年(1575)の服忌規定とともに、寛文二年(1662)に改められた唯一神道服忌も収めた写本である。

『大島第二宮年中諸神事次第・大島第二宮年中御供米之事』

弘治二年(1556)の大島第二宮の年中行事、天文二十二年(1553)の神事御供を書上げて一綴りにまとめた史料で、中津宮に奉仕する神宮二ノ甲斐河野家の最古の具体的人名である「吉通」とその花押が知られる。

② 近世文書

a) 続古文書

ペリー来航に始まる外患の祈禱を命じた諭旨、福岡藩主の社領寄進状、祝詞など66通全六巻からなる近世・近代文書である。前述の八巻文書と同じく倉八隣宮司によって整理、成巻されたものであろう。

b) 青柳種信関係史料

筑前の国学者青柳種信の自筆写本や種信による外題、書込みのある書冊約160点200冊以上を所蔵しており、種信の蔵書印である「柳園」・「青柳氏庫書」がその殆どに押捺されている。自筆写本は天明四年(1784)から天保六年(1835)間のもので、種信の業績はもとより、学問的関心の推移、人脈をたどることができる。倉八宮司が種信の門弟であったことが、この史料が宗像大社所蔵となる機縁であったと考えられる。

c) 記録・典籍類

近世史料である神宝目録、社務記録、社務米神納目録などの記録約150点がある。この中に貝原益軒『宗像

三社縁起』三巻を山田行恒が享保二十一年(1736)に書写して、金糸を織り込んだ豪華な見返しをつけて表装した卷子本がある。また、辞書類、歴史、宗教、国学、文芸、経済、医学等多岐にわたる近世・近代の刊本約500冊も所蔵する。

(2) 諸家奉納文書

① 出光佐三氏奉納文書

崇敬者で宗像大社復興期成会会長であった出光佐三氏から、昭和五十一年(1976)に中世文書一卷三十八通と一幅一通(ともに重要文化財指定)、同五十五年(1980)に中世文書一紙一通が奉納され、これらを出光佐三氏奉納文書と称する。『宗像大社文書』第二巻本篇に、川添昭二の執筆で全ての文書の釈文、読下し文、注解、大意、解題が収められ、影印本も付けられている。内容は先述の八巻文書と一連の宗像社相伝文書で、時代分布は鎌倉時代14通、南北朝時代17通、室町時代6通、戦国時代1通となる。成巻の時期・意図は不明ながらも、解題p.810で「総体的に言って、武家文書の典型的なものを年代順に選んでおり、武家文書手鑑といった趣がある。」とする。

② 宗像家文書

昭和五十一年(1976)に旧社家の宗像辰美氏より、さらに平成二十年(2008)に子息の清文氏より中世文書、近世文書からなる所蔵史料の奉納を受け、合わせて宗像家文書と称す。辰美氏奉納の中世文書は、下記の宗像氏事書、連署起請文をはじめ、『宗像大社文書』第二巻本篇・影印本に、神事関係史料は同第三巻に収録されている。

a) 正和二年(1313)正月九日宗像社事書

重要文化財指定。鎌倉時代の社内法として著名な史料で、釈文・読下し文・注解・解題執筆は瀬野精一郎。石井進(1959):「一四世紀初頭における在土領主法の一形態「正和二年宗像社事書条々」おぼえがき」;『中世の窓』1、2、3が先駆的な研究で、「在地領主としての宗像社家の法である」という評価を定めた。前大宮司氏盛が、家督を譲ったばかりの幼い嫡子松法師丸(氏範)への置文という形式で書き残したもので、十三箇条からなる。鎌倉時代の宗像大宮司支配権が、社内法という形で結実したのである。宗像氏事書は強固な大宮司支配を示す一方、「内談」という合議機関の全会

一致による決議によって事を進めることが記される。石井論文では事書に規定される大宮司と従者との関係を「基本的には「御恩」に見合うだけの「奉公」という、いわば利益交換的な、定量的な支配関係」と理解する。事書では具体的に社領内の浦・島・山・水の恣意的な使用を禁じており、生業・生活全般への目配りがされて、神事用途料・御供の確保が重視されていたことがわかる。

b) 文永九年(1272)九月三日宗像大神宮神官・僧官・護灯衆等連署起請文

本起請文と次項c)の中世文書は山口隼正が釈文・読下し文・注解・解題を執筆。重要文化財指定で、宗像社第三宮に捧げる香や燈明の油を絶やさないと誓っている。第三宮では比叡山根本中堂の火を守っていること、その用途料所である須恵村の領有関係が知られる。

c) その他

中世文書では他に本家相承次第、宗像社領支配、大宮司氏貞関係の史料など65点がある。大宮司氏貞死後の文書からは、残された家臣たちが宗像社支配保持に腐心したことがうかがえる。宗像清文氏奉納史料には、色定法師一筆一切経のうちの2巻、宗像家系図類が含まれている。

近世文書は、吉田神道による神道裁許状、福岡藩からの下達文書、社務米目録など3000点を超えるかと思われるが、殆どが未公開、半数は未整理である。福岡藩政下の神事、神社経営、社家の暮らしなど、史料活用は今後に期待される。福岡藩の絵師衣笠守弘が描いた『氏八満宮縁起絵巻』が含まれていることを紹介しておく。

③ 長沼正光氏奉納文書

昭和五十九年(1984)に奉納された元暦二年(1185)八月五日源頼朝書状一幅で、『宗像大社文書』第二巻本篇・影印本に川添昭二の執筆で釈文、読下し文、注解、大意、解題が収められる。建治三年(1277)に宗像大宮司家私領となった肥前国小城郡晴気領が、頼朝から藤原隆頼に進呈された内容で、晴気領の手継証文の嚆矢となる史料である。

④ 嶺家文書

旧社家の嶺知己氏より昭和六十二年(1987)に奉納さ

れた中世文書で、『宗像大社文書』第三巻本篇・影印本に堀本一繁の執筆で、各文書の釈文、読下し文、注解、大意、解題が収録される。以下の諸家文書も同様である。

嶺家文書は14通一巻と、未表装の天正八年(1580)から十四年までの社領米銭注進状38通からなる。解題では、米銭注進状は宗像社直轄領からの貢租収納目録で、社領地の具体的な負担内容を示し、署判者は「常に署判に加わった人物と特定の所在地のみに署判する者の二つに大きく分けることができる」と、戦国時代の社領支配や家臣の給地の実態をうかがう史料であることを指摘する。

⑤ 吉田ツヤ氏奉納文書

宗像大宮司氏貞家臣吉田秀時の家系に伝わった史料で、平成十六年(2004)に奉納された。全60件で文書37件、記録21件、その他2件からなる。『宗像大社文書』第三巻には戦国期、大宮司氏貞時代の中世文書16点と、芸能・兵法・神道関係伝書9点を収録する。氏貞との主従関係や、地方武士の芸能・武芸の受容のあり方を示す興味深いものである。

⑥ 占部家文書

宗像大宮司家家臣である占部豊安の家系に伝来したもので、平成十六年(2004)に占部家の縁戚者から136点が奉納された。『宗像大社文書』第三巻には戦国期中世文書14点を収録する。解題において、「占部家文書の特質は、宗像大宮司およびその重臣が出した上意下達の文書だけでなく、半数を超える八通が、同輩からの書状であることである。したがって、宗像大宮司家臣のより具体的な存在形態を窺い知ることができる。」と評価する。

⑦ 吉田公一氏奉納文書

宗像大宮司家家臣である吉田重致の家系に伝来したもので、山口隼正(1987):「吉田文書『新撰宗像記考証』所収文書、原本出現の例」;『九州史学』87で初めて紹介された。平成十六年(2004)に奉納を受けた11点のうち9点を『宗像大社文書』第三巻に収録する。旧宗像郡内に点在する吉田家当知行地の実態や、地名を知ることができる。

⑧ 石松家文書

宗像大宮司家家臣である石松家に伝来したもので、

平成二年(1990)に宗像大社が古書店より購入した。『宗像大社文書』第三巻には購入分7点のうち6点と、一連の文書であるが現在は所在不明の4点を収録する。大宮司氏貞元服以前の、家臣等による連署奉書による下達文書が含まれる。

3 . 宗像大社中・近世史

『宗像神社史』上巻・下巻・附巻はいうまでもなく網羅的で、最高水準の通史書である。続く宗像市史編纂委員会:『宗像市史』通史編第二巻古代・中世・近世、史料編第一巻古代・中世Ⅱ、第二巻中世Ⅱ、第三巻近世も新たな研究成果に基づく通史で、本稿における報告の礎とした。引用する大社所蔵文書については前項2において紹介している。

(1) 中世

中世史全般においては、宗像市史編纂委員会(1999):『宗像市史』通史編第二巻古代・中世・近世、正木喜三郎(2004):岩田書院『古代・中世 宗像の歴史と伝承』に収録された17編の論文、桑田和明(2003):岩田書院『中世筑前国宗像氏と宗像社』に収録された16編の論文と、『宗像大社文書』全三巻があり、本報告はそれらの内容に負うところが大きい。引用する正木、桑田の論文は上記著書に収録されたもので書名は繰り返さない。また、荘園宗像社の経営について荘園領主、大宮司家両方の視点から経済史的にとらえた、『宗像神社史』編纂委員長であった小島鉦作の一連の研究は、吉川弘文館『小島鉦作著作集』1 . 2 . 3(1987 . 1995)に収録されている。

① 大宮司家の宗像社支配

a) 鎌倉時代

天元二年(979)の太政官符によって、宗像社に大宮司職が置かれ宗形氏能が補任されて、ここから宗像大宮司家が始まる。一族内の覇権をめぐる抗争を勝ち抜いた主流派の大宮司氏実は、長氏注進状案二号文治三年(1187)八月七日源頼朝請文案によって大宮司職、宗像社領を安堵された。宗像大社中世史はここからの記述とする。

石井進(1959):「一四世紀初頭における在地領主法の一形態「正和二年宗像社事書条々」おぼえがき」

は、鎌倉時代における大宮司家の在地領主制の展開を五期に分けて鮮やかに示し、さらに在地領主権の結実である宗像社事書から、大宮司家の社内支配の実態を解明した。源頼朝請文案は、本家八条女院の要請を受け入れて、平家没官領たる宗像社に、地頭を置かず氏実に本領安堵した内容で、これは、石井論文で言う宗像社が荘園となり平氏の直接支配をうけていた一期に続く、二期の始まりであった。この二期から「宗像社家と幕府の首長鎌倉殿との間に御家人関係が成立」したのである。鎌倉時代の大宮司職は、氏実 氏国 氏経 氏業 長氏 氏盛 氏範(初名氏長)と氏実の後継者に相伝される。

鎌倉幕府は、後鳥羽上皇による倒幕計画である承久の乱(承久三年・1221)を抑えて、完全に公家勢力を凌駕した。乱後処理で皇室領を一旦没収して、要用のときは返却することを条件に高倉院に寄進したが、この皇室領の中には宗像社も含まれていた。三期は承久の乱後、宗像社の最高支配権がそれまでの荘園領主＝皇室から將軍家に移った時期であった。出光佐三氏奉納文書二号貞応元年(1222)七月二十七日関東下知状に、大宮司氏国の訴えとして「建保三年(1215)その時の領家として按察家(葉室光親)濫妨を致さるるの刻(原文漢文)というくだりがあり、倒幕計画をすすめる後鳥羽上皇の荘園支配強化策によって、大宮司の在地支配権が脅かされていたことがわかる。八巻文書四〇号建保五年七月二十四日関東御教書によると、大宮司氏国は自ら鎌倉まで赴いて、葉室光親により大宮司職を罷免されたことを幕府に訴え出て、復権を勝ち得ている。荘園領主による脅威を払拭したのが後鳥羽上皇勢力を一掃した幕府であり、宗像社・大宮司家にとって御家人関係に加え、荘園関係においても幕府の支配下に入ったことは、まずは歓迎するところであった。しかし、長氏注進状案一三号承久三年(1221)九月四日関東御教書案にみえる、預所「駿河守子息」、つまり三浦義村の次男泰村によって大宮司支配に対する干渉を受けることになった。八巻文書一〇号建長八年(1256)正月日大宮院庁下文には、氏国の甥で大宮司職を相伝した氏業が幕府に対して、預所三浦泰村がいわれなく社領支配を妨害することを訴え出たとある。一期の平氏、二期の後鳥羽上皇、三期の三浦氏、それぞれが宗像社

の直接支配を望んだ理由は、宗像地方が博多湾から続く九州の要衝の地であるということに加えて、宗像の人々が古代から朝鮮半島、中国大陸に続く玄界灘を自由に航行する技術を有し、実際にかの地との交流を持ち続けていたことにある。特に一・二・三期は、宗像社と中国宋との交易、人的交流が最も盛んであったことは、次項②海外交渉で述べる。三浦氏との抗争を解決したのが、三浦氏が北条氏に敗北、滅亡した宝治元年(1247)の宝治合戦であった。

四期は宝治合戦後、幕府が宗像社を含む三浦泰村の知行地を後嵯峨院領に献じ、間もなく中宮大宮院領となり、石井論文にいう、「宗像社の支配権が皇室及びそれと関係の深い中央貴族の手中に帰した時期ではあるが、もはやその支配権は強固なものではなく、社家は幕府との御家人関係によってはるかに強く規定されつつ、在地における自己の支配の完成への道を行っていった」時期であった。先に引いた大宮院庁下文は、氏業の嫡男である長氏が大宮司職を子々孫々相伝することを願い出て許されたものである。長氏は、長氏注進状案三〇号建長三年(1251)二月十四日宗像氏業所職讓状案によって大宮司職を譲り受け、『惣目録』代々社務讓状次第」項の、延慶二年(1309)二月六日自長氏氏盛讓状によって代替わりするまで、ほぼ四期全体に亘って大宮司職にあった。長氏は、大宮院に願い出た通りに、自らの子々孫々が大宮司職を相伝する基礎を築き、大宮司家の宗像社・在地支配完成への道筋をつけた。

五期は、石井論文によると幕府が「モンゴル襲来以後顕著となった九州地方直接把握という方針の一環として当社を拝領」した乾元元年(1302)から、建武政権の成立により荘園制的関係に終止符が打たれるまでで、宗像社は実質的に得宗領となっていた。十三箇条が定められた宗像社事書は、この五期において成立している。

b) 南北朝時代

八巻文書一七五号建武元年(1334)十月十一日後醍醐天皇綸旨によって荘園宗像社は終焉し、大宮司家は南北朝の動乱に巻き込まれることになった。大宮司職は、氏範 氏正 氏俊 氏名 氏俊 氏頼 氏重 氏経と相伝される。

『惣目録』赤馬庄文書』項に「赤馬地頭方尊氏御寄進状 建武三年(1336)三月一日」、筑前国楠橋文書』項に「尊氏御下文 建武三年四月二日 社務氏範代、但勲功之賞有之」、「久原・大穂・嘉摩郡河崎文書』項に「義詮御下文 文和元年(1352)十一月二十二日 但勲功之賞在之」などとあるように、大宮司家は室町幕府方であった。『梅松論』によると、九州に敗走した足利尊氏が宗像大宮司館に入って多々良浜合戦に臨んだという。宗像大社は、勲功賞として与えられたと伝えられる重要文化財藍韋威肩白胴丸一領を所蔵している。

正平十六年(康安元・1361) 懐良親王が大宰府において征西府を樹立し、その黄金期であった時期には、『宗像宮社務次第』に「宮方社務」と記された氏名が大宮司に就き、南朝年号を用いた『正平年中行事』が編まれる。応安五年(1372)に九州探題今川了俊が征西府を陥落した後は、大宮司家は室町幕府 了俊に従っており、その下達文書が八巻文書第四巻の中心をなしている。北部九州の権力の推移に、大宮司家が機敏に対応していることがわかる。

深堀文書貞和三年(1347)五月十一日一色道猷軍勢催促状によると、宗像氏俊が南朝方の水軍が宗像の大島・小島(地島)に襲来したことを道猷に報告している。

『惣目録』海賊追討守護奉書』項に「大宰少式頼尚奉書

正平十二年(1357)八月十三日」とある。大宮司家が宗像の海を掌握していたことがわかり、さらに『惣目録』壱岐島守護職文書』項に「義詮御下文 貞治四年(1365)十月九日 宛所宗像大宮司(氏俊)殿在之」と、守護職に任じられている。『惣目録』壱岐国薬師丸文書』項によると、壱岐国石田保薬師丸を相伝してきた藤原氏女が大宮司氏範に嫁して、康永三年(1344)二月三日に子息の氏正に譲与しており、大宮司と壱岐島との所縁を素地としての守護職任命であろうが、何より幕府が大宮司家の玄界灘における海上権を重視していたことを示そう。古代からの伝統の継承であり、室町時代の朝鮮通交へとつながるものであった。

c) 室町時代

南北朝合一からほどなく応永年中(1394~1427)の始めからは、大宮司家は周防から九州に進出した大内氏の麾下に入った。『惣目録』を編纂した氏経が大宮司職をめぐる叔父氏忠と争い、幕府・大内氏のバック

アップを得て勝利したことは2.(1)①中世文書で述べた。氏経の母は、大内弘世の娘であるという。大宮司職は、氏経 氏躰(氏信) 氏俊 氏継 氏弘 氏正 氏郷 氏定 興氏 氏佐 正氏 氏男と継承される。大社所蔵文書のうち大内氏との関係を示す初見史料は、八巻文書二〇五号応永八年(1401)四月十一日大内氏奉行人鷲頭弘為奉書(断簡)であり、天文二十年(1551) 陶晴賢に攻められた大内義隆が長門大寧寺で自刃、それに殉じた大宮司氏男の代まで被官関係が継続した。

室町時代には、宗像郡外に社領が拡大する。八巻文書一二八号応永九年(1402)十月五日三宝院満濟袖判御教書によって、大宮司氏経が鞍手郡若宮荘武恒・犬丸の代官職に任じられた。大宮司の若宮荘支配については、桑田「室町時代の若宮庄と宗像氏」、森茂暁(2005):『若宮町誌』第三編中世第二章「南北朝・室町時代」p 483 533がある。大宮司家と鞍手郡との関係は、八巻文書六一号文永五年(1268)七月六日大中臣経実寄進状によって、鞍手郡山口郷の地頭職・地下沙汰人職が宗像社に寄進されたことを根源とするもので、森 p 507で山口郷は「宗像氏にとって鞍手方面への進出の拠点であって、その確保は同氏にとって重大関心事であったことはいうまでもない。」と述べられる。さらに p 515 516で氏経の代官職任命について、大宮司氏範、氏正の代から継続する幕府とのつながり、幕府と醍醐寺三宝院門跡とのつながりにその契機を求め、大宮司氏範が勲功賞として鞍手郡楠橋荘地頭職を与えられたことが「宗像氏と三宝院との連携を決定づけた」と推定する。醍醐寺は楠橋荘の荘務権を掌握しており、三宝院門跡にとって足利尊氏に忠功を尽くす宗像氏は頼れる存在で、若宮荘代官職に任じられることは「宗像氏にとっても領主的拡大をはかるためのチャンスだった」と評価する。氏経の支配は三宝院が管領する若宮荘の代官の域を出るものではなかったが、応永三十一年(1424)に大内盛見が請負代官となるまで継続した。大内氏と大宮司との被官関係は継続しているから、氏経の代官職の終了は、大内氏の武力による収奪といったものではなかったろう。

大宮司家と幕府・大内氏との密接な関係とともに室町時代の大宮司家について特筆すべきことは、李氏朝鮮との通交であるが、次項②海外交渉に譲る。

d) 戦国時代

八巻文書一三八号(年未詳)七月八日麻生興春書状によると、大宮司職をめぐる興氏と氏佐が争い、大内義興の家臣である興春が、氏佐は「上意を請わず」、つまり義興の意向に従わないと報告している。興氏と氏佐の争いは次の世代まで持ち越され、同一四一号(永正十五年・1518)問田興之書状は、義興が宗像正氏の家督相続を安堵した御書を宗像家家臣に取り次ぐもので、興氏の後継者として正氏が大宮司職に就いた。また、同一三五号(大永七年・1527)八月二日大内義興書状により、氏佐の子息氏統を正氏の猶子として「宗像社家分」を相続させ、別紙目録にその内容を記した。ここで氏統に与えられた「宗像社家分」とは神事奉斎者と考えられ、別紙目録にはその立場と給分が明記されていたのだろう。『宗像市史』通史編第二巻 p.506では、大宮司の「神官的側面(社役)と軍役を務める軍事的側面(武役)とが分離」と指摘される。氏統は神事奉斎者として大宮司正氏とともに宗像社支配の一翼を担ったのである。しかし両者の確執は続き、嶺家文書三号天文五年(1536)閏十月八日宗像氏統感状によると、合戦にまで及んでいる。このとき正氏は、山口の黒川に居住していたことから「黒川刑部少輔」と称しているが、森茂暁(2006):「大内氏にかかる県外史料二題 宮内庁書陵部所蔵文書と聖心女子大学所蔵文書」;『山口県史研究』14で、享禄五年(1532)九月一日大内義隆加冠状が紹介されて、義隆の偏諱を受けて黒川隆尚と名乗った時期が明らかとなった。

嶺家文書三号(年未詳)四月二十二日黒川隆尚書状には、義隆の意を受けて大宮司職を社役・武役と分けることなく、氏男を猶子として一元的に相続させたことが書かれる。その後八巻文書一四五号(天文十六年・1547)後七月十三日黒川隆尚書状では、「愚息鍋寿丸(氏貞の童名)」に対して領地・家人を譲与し、氏男・鍋寿丸ともに大内氏への奉公を命じている。二日後に隆尚は死去しており、これは遺言であった。しかし、同一四六号天文十八年八月二十七日大内氏奉行人連署書状案によると、鍋寿丸への割分地をめぐる天文十六年から相論になっており、氏男は一旦譲与された大宮司職を鍋寿丸に割分することに、納得していなかったことがわかる。

氏男も大内義隆に従って山口に赴き黒川隆像と名乗っていた。天文二十年、義隆は家臣陶晴賢の謀反により長門大寧寺で自刃し、氏男=隆像がこれに殉じるという事態により、大宮司継承者をめぐる、黒川に住いする鍋寿丸を奉じる家臣と、宗像に住いする氏男遺族を奉じる家臣との間に抗争が起こった。鍋寿丸派は陶晴賢を後ろ盾として、鍋寿丸に宗像四郎と名乗らせ、宗像への帰国を果たして氏男遺族派に勝利し、鍋寿丸が大宮司に就任、元服して氏貞と名乗ることになる。この争いで鍋寿丸派に殺害された氏男遺族が祟りをなしたことが、宗像地方では「菊姫怨霊伝説」として現代も語り継がれる。河窪(2007):『『宗像記追考』が語る宗像戦国史の虚実』;『福岡地域史研究』24で整理したように、後世の記録では殺害されたのが氏男妻とその娘菊姫、または氏男妻の菊姫とその母と一定しない。氏貞は天文十四年(1545)の生誕でこの時はまだ幼かったが、長じた永禄二年(1559)七月二十四日に、被害者を祀る増福庵に田地を寄進して菩提を弔っているから(増福院文書) 伝説のもととなった事件は実在した。

大内義隆を自刃させた陶晴賢、晴賢が擁した大内晴英が毛利元就に破れて、弘治三年(1557)に大内氏が滅亡し、北部九州は大友氏、毛利氏が覇権を争うところとなった。幼いころからの家臣達の支援によって大宮司に就いた鍋寿丸は、弘治三年に元服して氏貞と名乗って以降、成長とともに強力なリーダーシップを発揮するようになった。永禄二年(1559)九月に大友氏の援助を得た宗像鎮氏の攻撃を受けて、氏貞と家臣たちは一時大島に遁れるという苦境に陥るが、翌年には奪われた許斐城を奪回して危機を乗り越えた。氏貞は毛利氏に通じて反大友の立場であったが、永禄十二年(1569)、毛利氏の九州撤兵後は大友氏と和睦することになった。氏貞の最大の事績は天正六年(1578)に竣工した本殿造営であるが、③社殿造営に詳細を記す。

氏貞は天正十四年(1586)三月に死去し、嗣子がなく宗像大宮司家の断絶に至る。従来、本殿置札に「権大宮司塩寿」と書かれた実子が早世したとされてきたが、河窪(2007)、桑田和明(2010):「小早川氏領国下における筑前国宗像氏について」;『七隈史学』12で検証されたように、塩寿は氏貞実子ではなく、毛利氏家臣の

益田元祥次男景祥が大宮司氏貞養子となって名乗ったものである。塩寿は益田家側の事情により養子関係を解消して帰国し、新たな養子を得ることなく氏貞は死去したのである。

氏貞死後の宗像社については、本多博之(1996):「豊臣期の筑前宗像郡と宗像社」;『安田女子大学紀要』14, 同(1999):「豊臣政権と宗像」;『宗像市史』通史編第二卷近世第一章、桑田和明(2010):「小早川氏領国下における筑前国宗像氏について」;『七隈史学』12の研究がある。史料・記録には河窪(2007)で紹介したように、『新撰宗像記考証』、『宗像記』、『宗像記追考』、『宗像軍記』、『宗像事績考』、『河津伝記』があるが、近世の成立であるから内容の検討は必要である。

嶺家文書八号(天正十四年・1586)十二月三日益田元祥書状に見えるように、宗像社は宗像家庶流の深田氏栄を氏貞旧臣の筆頭者として毛利氏に属して行動していたが、氏栄は大宮司家を継承しない。氏貞後継者と目されていた人物に(天正十五年)四月二十三日石田三成等連署書状写(『宗像市史』史料編三 p.17)にみえる「宗像才鶴」があり、本多(1999)、桑田(2010)は氏貞後家に比定する考えを示す。才鶴の名が確認できるのも、氏貞娘婿となった草苅氏が宗像姓を名乗るのも一時的で、結局は大宮司家の継承者不在のまま戦国時代を終えて、黒田長政の筑前入国を迎える。

豊臣秀吉は天正十四年四月に九州出兵を表明し、毛利輝元に出兵要請をした。宗像家家臣は氏貞死去直後の混乱のさなかに輝元に従軍して、氏貞存命中と同様の宗像社・社領支配を図って秀吉側に接近したが、結局は報われなかった。

天正十五年(1587)、秀吉は島津氏を降伏させて九州を平定、筑前一国を小早川隆景に給与し、宗像社は隆景の支配領域に入って社領二百町を与えられた。宗像家文書四九号天正拾六年十一月二十一日宗像社家分田畠辻注文によると、社領河西郷・河東郷・曲村合わせでも二百町には五十五町不足すると申告している。更に同年には、氏貞が築いた蔦ヶ嶽城が秀吉の命で破却され、本多(1999) p.656では「まさしく宗像氏の領主制の解体を象徴する」と断じられた。

宗像家文書六五号慶長四年(1599)弥生吉日宗像社家中覚は、隆景による社領二百町給付、文禄四年(1595)

十一月に隆景が備後国三原に隠居した後は、隠居領の中の河西村から百石の年貢米が給付されたという経緯を述べて、小早川秀秋の筑前国支配においても社領給付を願った文書であるが、願いは叶わなかった。この事態に極まった氏貞後家が、大宮司家相伝の古文書類を携えて娘の婚家である草苅家に身を寄せたことは2. (1)①a 宗像神社文書で述べた。秀秋の筑前国支配後に途絶えた社領は、慶長十一年(1606)に筑前に入国した黒田長政が五十石を寄進して少ないながらも復活し、江戸時代は福岡藩政下の「田島宮」として存続することになる。

② 海外交渉

北部九州の在地領主である宗像大宮司家の独自性は、何といっても平安時代から室町時代までの時代をまたいだ海外交渉の実績にある。大宮司家の祖であるムナカタ一族は古代沖ノ島祭祀以前に遡って玄界灘を航行していたと考えられ、大宮司家の海外交渉を示す最古の文献史料は十一世紀の『小右記』の記事である。本稿の課題は中世以降の記述であるから、それ以降、鎌倉時代・室町時代の海外交渉を記述する。

森克己(1943):『日宋貿易の研究』国立書院、長沼賢海(1948):「国際混血児」;『史淵』56の二人の碩学が言及して以降、鴻臚館に始まる中国への玄関口博多の発展史との関連からも、大宮司家の海外交渉を扱った研究実績が蓄積されている。個々の海外交渉史・資料については適宜後述するが、全体的な研究としては、『宗像神社史』下巻第十六章海外交渉が、古代から明治三十八年(1905)の日露戦争における日本海海戦まで、宗像社と海とのつながりを通覧する。中世史全体では、川添昭二・網野善彦編(1994):『中世の海人と東アジア』、海鳥社に収める二講演、五報告、討議、資料紹介が網羅的である。鎌倉時代については、川添昭二(1990):「宗像氏の対外貿易と志賀島の海人」;『海と列島文化第三巻 玄界灘の島々』小学館、正木喜三郎:「筑前国野坂別符と輸入陶磁器」服部英雄(2008):「宗像大宮司と入宋貿易 筑前国宗像唐坊・小呂島・高田牧」;『九州史学』創刊五〇周年記念論文集 下、岩田書院『境界からみた内と外』、室町時代については、秋山謙蔵(1932):「室町前期に於ける宗像氏と朝鮮との通交」;『青山学叢』7、桑田和明(2004):「宗像氏の

朝鮮通交と称号」；『海路』¹ を挙げておく。

a) 阿弥陀経石

阿弥陀経石の渡來說話、仏教史的意義等については2.(1)で前述した。ここでは宗像社に即した海外交渉の側面を述べる。

阿弥陀経石本体の阿弥陀仏面、左右側面に銘文が刻まれており、それぞれが雄弁な史料である。江戸時代には既に剥落箇所があって全文解読はできなくなっており、現在判読できる範囲で銘文の内容を年代順に示そう。阿弥陀仏左下(向かって右下)に、「大宋紹熙六年」という宋年号がある。作製年次を示していると思われ、日本では建久六年(1195)にあたる。右下には「檀那宗像宮大司宗像氏国」と発注者名が見え、建久六年当時の大宮司氏国と合致する。「大司」は「宮」の脱字であろう。阿弥陀経石は、大宮司氏国が亡父氏実の供養のために南宋の工人に作製を依頼したもので、後述する母である中国人女性王氏の要望、助言も想像できる。

阿弥陀仏左上には「悲母往生極楽」を願う文言がある。「悲母」は大宮司氏国の母であり、沙弥浄恵注進状案二号貞応二年(1223)九月十三日関東下知状案において、承元四年(1210)での存命が確認できるから、この銘文は阿弥陀経石の宗像渡来後に彫られた追刻銘である。右上には阿弥陀経石の彩色を禁じるカタカナ銘がある。

阿弥陀仏面の右側面(向かって左側面)いっぱい、承久二年(1220)二月十二日のかな文字の張氏寄進状が彫り付けられる。張氏は、先代大宮司氏実・王氏夫妻、夫である権大宮司氏忠等の後生を弔い、自分自身の極楽往生を願って、阿弥陀経石に花、香、燈明を捧げる費用として所領を寄進したのである。大宮司家一族が妻とした王氏、張氏という中国人名の女性は、博多綱首と称される博多に居住した宋商人の娘と考えられる。大宮司氏国、氏忠は王氏を母とする兄弟であり、中国人との婚姻関係が大宮司就任の妨げにはなっておらず、当時の宗像の人々の国際感覚、国際性を明確に語っている。

左側面には五箇所銘文が確認できるが、寛喜三年(1231)の年号のある二箇所は、阿弥陀経石に対する土地寄進、もう一箇所は嘉禎三年(1237)五月二十四日見阿弥陀仏申状で、剥落のため内容は不詳ながら、張氏が寄進した土地の荒廃を報告したものかと思われる。

その下に見阿弥陀仏申状をうけた内容の大宮司氏国請文があり、右側面の張氏寄進状の土地を再開発して、阿弥陀経石に捧げる花・香などの供養費用に充てることを請け負っている。最下段右端に「衆生極楽往生」とあるが、他の銘文との前後関係は不明。

福岡県糟屋郡久山町教育委員会(2010):『首羅山遺跡発掘調査概要報告書』で、遺跡で確認された宋風獅子・薩摩塔の石材が、中国寧波付近で産出する梅園石である可能性が指摘され、同じく梅園石の可能性のある阿弥陀経石も含めて、中国大陸との交流の担い手、地域を考える上での視野が広がりつつある。

b) 石造狛犬

子持ちの阿形、球取りの吽形一對の狛犬で、各々一塊の石灰岩から彫り出された、安定感のある美しい作品である。井形進(2005):「宗像大社の宋風獅子とその周辺」；『佛教藝術』283が、形状と文化史面からの詳細な報告である。ちなみに美学史上の姿は獅子であるが、宗像大社では神前守護の靈獣である狛犬と捉えている。狛犬の作風、完成度の高さから、南宋からの渡来品であることが早くから指摘されていて、大宮司氏国が母王氏とともに南宋に求めた阿弥陀経石、色定の一切経写経に博多綱首張成、李栄が協力していることと合わせて、一連の宗像社の海外交渉資料である。阿形・吽形ともに同文の背銘が刻まれ、建仁二年(1202)に藤原支房が宗像社第三宮に奉納したことがわかる。支房は他の史料には見えないものの宗像社所縁の人物であろうし、南宋交易は大宮司家が独占するものではなかった。

井形(2005)・(2008)『首羅山遺跡の宋風獅子と薩摩塔』；『首羅山遺跡 福岡平野周辺の山岳寺院』、久山町教育委員会、朽津信明(2009):「いわゆる「宋風獅子」の岩質について」；『考古学と自然科学』58、により、おおまかに言って石灰岩を彫りあげた正面向きの鋭い線を持つ太造りのものから、砂岩等非石灰岩質で横向きの柔らかい曲線の細身のものへの移行が推定されている。宗像大社の狛犬は前者作例の筆頭に挙げられるものである。

c) 博多綱首と宗像社

宗像大社所蔵史料において、博多綱首といわれる博多に居住する宋商人との関わりを示す史料には、2.

(1)①で紹介した色定法師一筆一切経と、八巻文書三一号建長五年(1253)五月三日六波羅書下がある。

六波羅書下は、博多綱首謝国明が東国御家人三浦氏と結び付いて、宗像社の社領である小呂島の領有権を侵害したことがわかる文書である。謝国明は、聖一国師円爾を開山とする博多の承天寺の創建、中国の径山復興のための材木調達で知られ、博多綱首の中でも特筆される、中世の博多を語る上で外せない人物である。三浦氏は、三浦水軍を擁する幕府の有力御家人で、荘園領主でもあった幕府から宗像社預所に任じられていた。両者ともに、南宋への航路拠点である小呂島支配を求めて、宗像社と対立したのである。宝治元年(1247)に三浦氏が滅亡したことを期に相論となり、結局は宗像社の領有権安堵となったと思われるが、六波羅書下からは、筑後国御家人の三原種延も小呂島を侵害していたことがわかり、小島ながらも小呂島の地理上の重要性とともに、その小呂島を古くから領有してきた宗像社の博多湾制海権の歴史をうかがうことができる。現在、小呂島へは博多湾上を定期船が就航し行政上は福岡市に含まれるが、宗像地方勝浦浜から正面に見える島で、有視界航行の時代にあって社領と認識されてきたのも自然なことである。

また六波羅書下からは、謝国明が建長五年五月以前に死去していたこと、日本人女性を妻としていたという身辺の事情もわかる¹⁾。

博多綱首をはじめ宋商人の居留地を「唐坊」と称するが、津屋崎町(現福津市)教育委員会(2004):『在自宇西ノ後遺跡』で、12世紀後半製作の中国製陶磁器を始めとする生活遺跡が報告されて、中国人居住地として確認された。さらに、付近に宗像社末社の唐坊八幡宮、「唐防」地名があり、宗像家文書四六号天正十四年(1586)五月宗像大宮司諸臣各司領地書上写の『在自・宮地郷衆』、「勝浦郷衆」に唐坊姓が見えることから、大庭康時(2001):『博多綱首の時代 考古資料から見た住蕃貿易と博多』;『歴史学研究』756では「宗像唐坊」の存在の可能性を指摘し、服部(2008)では、西ノ後遺跡付近を宗像唐坊と断定している²⁾。遺跡出土品から中国人居住地であることは認められるが、唐坊八幡宮は鎌倉末期の『御縁起』になく南北朝期の『正平年中行事』だけに見える末社で、大宮司家の社領支配に

果たした役割も不明である。また大宮司家臣の領地書上も天正以降の写であるから、遺跡周辺の地域がリアルタイムで「唐坊」と称されていたか、唐坊と言える程の規模であったのか、さらに交易拠点の存在については慎重に考えたい。

d) 朝鮮通交

1392年建国の李氏朝鮮の記録『李朝世宗実録』と、1471年に朝鮮の申叔舟の編纂になる『海東諸国記』とを合わせると、宗像氏に関する記載が、応永十九年(1412)から永正元年(1504)の間に46回を数える。具体的人名は、大宮司氏経・氏顕・氏正・氏郷の4人が確認され、交易品等の実態は不明であるものの、大宮司家が朝鮮通交を行っていたことがわかる。

宗像社側の史料には、八巻文書一八八号享徳三年(1454)仲冬日宗像大宮司氏正書案がある。朝鮮国王端宗に通交を求めた外交文書であり、通交の実績とともに地方在地領主が作成した書式実例としても貴重である。

③ 社殿造営

宗像社社殿造営については『宗像神社史』上巻第六章社殿・造営において、沖津宮・中津宮・辺津宮各社殿に分けて古代から現代までの造営史を記述する。宗像大社復興期成会(1976):『宗像大社昭和造営誌』は、昭和四十年(1965)から五十年にかけの造営事業を復興運動全体の中にとらえて、昭和二年(1927)の勅祭社加列請願運動から筆を起こして詳述している。

社殿の存在を明らかにする最古の史料は、『中右記』長承二年(1133)五月二十八日条で、社殿造営を「元永二年(1119)例」と同じように行なうことを命じたものである。『日本書紀』雄略天皇九年には胸方神を祀るに「壇所」の語句が用いられており、『宗像神社史』上巻p.322では「当社の施設に関する文献上の所見としては、年代的に最も時代の遡るものである。」と評価する。雄略期まで遡りうるとはいえないが、『類聚国史』によると、延暦十三年(794)に筑前国宗形社に僧侶を遣わして読経させており、この時点での建築物の存在は認めてもよいだろう。宗像大社所蔵史料の造営に関する記述は、『宗像社造営代々流記』に宝亀七年(776)、『宗像大菩薩御縁起』に天応元年(781)とあって、『類聚国史』の記事とあわせて、奈良時代末には現在の辺津宮神域

に社殿が造営されていたものと考えられる。

鎌倉時代以降の造営、修理に関して先ず挙げるべき史料は、八巻文書一号(寛喜元年カ・1229)八月二日後堀河天皇綸旨案である。往阿弥陀仏が鐘崎に船の海難を防ぐ「孤島」を築くことを願い出て勅許され、宗像社の修理費用に難破船の寄物を充てることを禁じた内容である。同八号寛喜三年三月 日筑前国司庁宣により、修理料として曲村四十町が宗像社に寄進された。しかし、長氏注進状案一六号貞永元年(1232)七月二十六日関東下知状案に引用された宗像社家申状によると、代替修理料として東郷百五十町を要望したが、僅かに東郷の内曲村四十町が寄進されたにすぎず、七十五社の修理料には不足するという。宗像社の修理費用に寄物を充てる慣例であったことが明記され、宗像社・大宮司家の玄界灘領有権の具体的一例である。また、「七十五社」の初見でもあり、以降中世を通じて観念的数字として「末社七十五社」の認識が継続するが、すでに鎌倉時代前期において社殿を有する宗像社末社が数十社にのぼり、その修理が大宮司の管轄で行われていることは、本末社関係を基盤とする大宮司家の社領支配の一面ととらえる事ができる。

鎌倉・室町時代の造営・修理は、『惣目録』宗像社造営文書』に書上げられた文書からたどることができ、以下の八回が確認できる。

- ア) 文永三年(1266)
八巻文書二〇号後嵯峨上皇カ院宣断簡
- イ) 正和三年(1314)
出光佐三氏奉納文書一〇号正和三年九月二十日関東御教書に「損色注文」、社殿の修理。
- ウ) 文保元年(1317)
- エ) 元応二年(1320)~元徳二年(1330)
嶺家文書一号元応二年二月十九日得宗公文所奉書に「宗像第二宮造営」
八巻文書八七号元徳二年十月二十二日得宗公文所奉書に「宗像第二社御遷宮」
- オ) 建武四年(1337)
- カ) 康永二年(1343)
- キ) 正平十年前後(1350年代)
- ク) 永和元年(1375)~明徳三年(1392)
出光氏文書二四号永和元年三月二十二日室町

幕府御教書に「宗像社假殿造営」

出光氏文書四〇号八月一三日今川了俊施行状に「假殿遷宮」

『惣目録』至徳三年(1386)八月二十五日辻固人数注文に「惣社假殿遷宮時」

出光氏文書明徳三年二月五日室町幕府御教書に「宗像社造営事始」

ア・ウ・オ・カ・キは詳細不明であるが、イの修理、エの第二宮造営、クの惣社造営は現存する史料からも確認でき、クは假殿造営、遷宮、新社殿造営のための辻固、造営開始という手順が見てとれて、大規模な造営であったと思われる。また、第二宮浜床裏書(『宗像市史』史料編)には、文明十七年(1485)から十九年にかけて第二宮造営が行われたことが記されており、エから約150年を経て、第二宮社殿が建て替えられたのであろう。

現存する辺津宮本殿は、大宮司氏貞によって天正六年(1578)六月朔日に造営が成し遂げられて、遷宮祭が斎行された。造営時に書かれた四枚の置札が天井裏に納められて、北部九州戦国史、造営の作業・職人・賃金、造営用途寄進者、本殿遷宮祭等についての具体的な記録として貴重な史料である。それぞれの内容を示すと、宗像第一宮御宝殿置札の内容は、弘治三年(1557)に第一宮内陣から出火して社殿・神体・神宝が灰燼に帰したことから始まるが、炎上したのは上記クで造営された社殿であったかと思われる。大宮司氏貞は大友氏・毛利氏の北部九州における覇権争いの中で宗像社を維持しながらも、惣社復興が果たせないことに苦悩していた。しかし永禄七年(1564)京都の仏師が地島に着岸、さらに津屋崎沖で難破した船の漂着物を獲得するという奇縁によって、尊像開眼供養、假殿遷宮を果たした。八巻文書二五号(永禄七年)十二月十二日聖護院道増書状によると、この難破船は中国明から帰国した貿易船で、室町將軍足利義輝の返還要求にもかかわらず、漂着物は宗像社の造営費用とする慣例が貫かれた。その後も大友氏・毛利氏の相克に翻弄される宗像社、大宮司家の姿が詳述され、天正四年(1576)ようやく造営を再開して翌年五月の竣工までの次第を記す。

第一宮御宝殿御棟上之事は、天正五年十一月二十日

に齋行した上棟祭の設え、祝儀、棟上までの作業順、用材、職人、賃金等を細々と書上げる。

第一宮御造営御寄進引付は、社殿造営に対して寄進した人、品目、数量を書上げる。

第一宮御遷宮之事は、天正六年六月朔日に齋行した遷宮祭の設え、所役、式次第等を書上げる。

このように本殿は大宮司氏貞のもとに再建されたが、焼失した拝殿の再建には至らぬまま、氏貞は病没した。嶺家文書一〇号天正十四年(1586)八月朔日宗像氏家臣連署願文は、強力なリーダーであった大宮司氏貞を喪った直後に家臣三十一名が連署して、翌年の拝殿造立成就を誓ったものである。誓った通りの速やかな実現は困難であったが、宗像家文書五一号天正十八年(1590)六月二十一日宗像八幡宮拝殿棟上注文により、豊臣秀吉により筑前国支配を命じられた小早川隆景によって再建されたことがわかる。本殿上棟祭に比すれば小規模の設えではあるが、ここによく宿願を果たして、本殿、拝殿が揃ったのである。

最後に、大宮司氏貞奉納と伝えられる三十六歌仙扁額について紹介しておこう。江戸時代の記録では、絵は狩野元信、書は聖護院道澄と記される。現在の研究では、書は聖護院道澄と認められ、道澄は書・和歌に造詣の深い文化人であった。絵については、扁額に押された印から狩野元信説は否定されているが、作者を狩野永徳、または息子の狩野光信とする二説があり、決着をみていない。書家・絵師の活躍年代から、この扁額が宗像社に奉納されるに相応しい契機を求めると、第一宮本殿造営、または第一宮拝殿造営と考えられる。

永徳の作品とすれば、永徳は多忙を極めたまま拝殿造営の年に死去しているから、天正六年(1578)の本殿造営祝賀のために大宮司氏貞が奉納したものである。光信の作品とすれば、本殿造営時はまだ十代で、完成度の高いこの扁額は描けない。天正十八年(1590)の拝殿造営を祝しての奉納、奉納者は小早川隆景である。いずれにしても、一歌人一扁額形態の古例であり、書・絵ともに高い水準の桃山時代の優品が、宗像社造営を奉祝して奉納されたのである³⁾。

④ 信仰・神事

a) 『宗像大菩薩御縁起』の成立

宗像社自身によって、祭神・神事・本末社構成等に

ついて複合的に記述された最も古い史料は『宗像大菩薩御縁起』(『御縁起』と略記)である。

『御縁起』は、正応三年(1290)から正和二年(1313)の間に成立した『八幡宇佐宮御託宣集』(『宇佐託宣集』と略記)、その影響を受けて正安三年(1301)から延慶元年(1308)頃に成立した『八幡愚童訓』と同時代の史料と考えられる。『御縁起』と相互の影響をうかがい得る史料について、萩原龍夫(1979):「宗像大菩薩御縁起と八幡愚童訓」;『神道大系』月報7において、『倭姫命世記』・『八幡愚童訓』との共通性が指摘される。正木喜三郎「武内宿禰伝承」では、武内宿禰が宗像社撰社織幡社祭神となる背景を、『御縁起』と『宇佐託宣集』・『八幡愚童訓』との対比から考察し、ついで吉田扶希子(2005):「二つの『降伏之事』、『宇佐託宣集』と『八幡愚童訓』とをめぐって」;『西南学院大学大学院文学研究論集』24では、異国合戦の記述内容を『宇佐託宣集』・『八幡愚童訓』と『御縁起』とで詳細に比較している。これらの成果から三史料が影響し合って同時期に成立したことは明らかである。

さらに河窪(2008):「宗像大社の所蔵の神事史料」では、宗像社末社書上げを整理して、『御縁起』に記載がなく正平二十三年(1368)成立の『正平二十三年宗像宮年中行事』(『正平年中行事』と略記)で新入の末社をあげ、これらの社の鎮座地の初見史料が建武元年(1334)であることから、『御縁起』はそれ以前の成立であるという下限を示した。

神奈川県横浜市の神奈川県立金沢文庫は『宗像記』、『宗像社口決』を所蔵する。これらは金沢称名寺第二代住職であった劔阿(弘長元年・1261 暦応二年・1339)の手沢本の中に含まれる。津田徹英(1996)「金沢文庫の中世神道資料覚書」:金沢文庫、『金沢文庫の中世神道資料』では、劔阿が資料を蒐集した時期を「正安三年(1301)以後のことになり、下限は建武三年(1336)」としている。『宗像記』、『宗像社口決』の内容は『御縁起』と共通するところが多い。『宗像記』は「当宮留記者」と筆を起こしており、宗像社には『御縁起』に先立つ「留記」があったことがわかる。『宇佐託宣集』や『八幡愚童訓』の成立にあたって宗像における「留記」や口伝の内容が取り込まれ、逆に宗像社においては両書の内容を取り込んで、既にあった「留記」を発展させて書きあげ

られたのが『御縁起』であるという成立順になるう。

なお『宗像記』、『宗像社口決』が、沖ノ島祭祀、祭祀奉献品についての最古の記録であることを、特筆しておこう。『宗像記』には「息御島は、仁皇十六代より文永年中に至り、高麗より祭祀を致して怠らず。然る間、彼の御在所は、異朝の神宝・祭物等谷に埋め山の如し。是等の次第、鎮西に其の隠れ無きものなり。〔原文漢文〕とある。『宗像社口決』には「日本海上中心息島」では「高麗人モ来テ毎年二奉祭、日本朝貢ノ時祭始メケルトカヤ」とある。沖ノ島における祭祀齋行者についての手掛かりとなるう。神宝を埋めた地が沖ノ島の黄金谷につながることは河窪(2008)で指摘した。

萩原(1979)は、『御縁起』冒頭の地神五代の治世年数一百七十九万三十四年という数から『倭姫命世記』の影響を推察して、「『御縁起』が何に拠ってこの独自の数を掲げるに至ったかは、いまにわかに判明はしない」としているが、東京国立博物館は、福岡市東区香椎に鎮座する香椎宮の縁起である『香椎宮御縁起』を所蔵するが、ここでも『御縁起』と同じ治世年数が記される。さらに両縁起を比較すると、天神七代・地神五代の治世、神武天皇の即位後唐に学んで曆を創り、人々が姓・名を持ったところまでは同文である。その後の異国との合戦譚との間に『御縁起』は宗像三女神誕生・降臨について詳述する。続く神功皇后伝説 仲哀天皇を喪った神功皇后が武内大臣と共に、志賀島明神である安曇磯良の協力を得て新羅との戦いに勝利、筑前国早良郡姪浜に帰還し、四王寺山麓で応神天皇＝八幡大菩薩を産んだ、という説話において大筋で合致しているが、それぞれの縁起で適宜の箇所に独自の内容を盛り込んで祭神の神威を高めている。両縁起に共通するのはここまでで、以降はそれぞれ独自の内容となる。このことから、天神・地神から神功皇后伝説までの共通縁起といったものがあって、それをもとにした個別の縁起が作成された。そしてそれは没交渉ではなく互いの縁起を確認するということがあったのではないかという見通しが立つ。前に見たようにその時期は『宇佐託宣集』、『八幡愚童訓』の成立後である。『御縁起』成立の過程・時期に見通しを立てたところで、次は宗像社に即した内容を検討することで、当時の人々の宗像神への認識を確認したい。

b) 『宗像大菩薩御縁起』の内容

祭神

『御縁起』は内容から三つの段落に分けられる。『香椎宮御縁起』と共通する祭神の誕生・降臨の前段、神官・社殿・神事の中段、本・末社列記の後段である。中・後段は宗像社に即した内容であるから、他の史料との異同が検討されるのは前段部分であるが、前段における『御縁起』の独自性は、宗像社の自己認識を示すものととらえることができよう。

前段での独自記事は、『西海道風土記』の引用である。『日本書紀』の天照大神と素戔鳴尊の誓約による宗像三女神の誕生に続き、『西海道風土記』を引用して二つの地名語源説が収録される。一つは、宗像三女神の降臨に際して奥宮・中宮・辺宮の三宮にそれぞれの御神体を「神体ノ形」にして納めたことから「身形(ミカタ)郡」という(A説)。もう一つはこの部分に朱筆で書かれた裏書きで、天の四人の神のうち、兄三人が弟の大海命に我等の身の像として奥宮・海中・深田村高尾山に鎮まるように告げたことから「身像郡」という(B説)。両説に共通して、後の人が「宗像」と改め、今の大宮司家は大海命の子孫である、という一文が続く。『宗像神社史』上巻 p.92-100ではこの『西海道風土記』逸文を全面的に肯定し、本来は『筑前国風土記』とすべきものであり、古風土記成立以前の伝承であると結論づける。この部分が古風土記の逸文であるか否の厳密な検討が必要であることは言うまでもないが、このような地名伝承が宗像にあったことは認めてよい。さて、『御縁起』でこの伝承を語る意義はどこにあるのだろうか。宗像大宮司の祖が大海命であるという説は、胸形君徳善の娘尼子娘が大海人皇子(即位して天武天皇、傍点河窪)との間に高市皇子を産んだことの記憶によるものであろうが、この後の『御縁起』の内容と全くつながらない。B説では、宗像三宮に鎮座したのが男神の大海命であり、記紀の内容とかけ離れてしまう。

A説では宗像三神の三宮における神体が明記される。「或記曰」として、「辺宮」の神体である八咫鏡は三種神器の鏡と同じであるから、宗像神は内侍所と一体、「鎮護の靈宝、三韓征伐の靈神」という。このことが『御縁起』で謳われる、宗像大菩薩が日本国の守護神であることに帰結していく。B説の前には『古語拾遺』を引用

して、天照大神が火瓊瓊杵尊に草薙劔と共に授けた八咫鏡と、宗像神の八咫鏡が「斉鏡」であると勅す、と書かれる。つまりここで『西海道風土記』を引用したのは、宗像神の神体が三種神器と同じであることを示し、宗像大菩薩が日本の守護神であることを導くためであった。

これに続いて『御縁起』で語られる宗像三女神の姿を読み解くとき、宗像の人々の宗像三女神への崇敬の篤さ、その神々を奉神する民であることの自尊心・自意識の高さに驚かすにはいられない。

『御縁起』では、宗像三女神の誕生・降臨を『日本書紀』をもとにひもとき、三女神が人々を救うために数度にわたって生まれ変わったと結んで、七度の異国襲来の段落に繋げている。

『宇佐託宣集』・『香椎宮御縁起』では、住吉神は高貴徳王菩薩が神として垂迹したもので、異国襲来に際して人の形となり父の高祖強石將軍と共に七度戦い抜いたことを記す。また『宇佐託宣集』では、宗形神は強石將軍の後見であり副將軍であるとする。

ところが『御縁起』では、強石將軍こそが宗像先祖であり、住吉神の父であるとする。七度の戦いについての記述は『宇佐託宣集』・『香椎宮御縁起』・『御縁起』ともにほぼ同文であるが、『御縁起』においては、住吉神と共に戦った高祖の源禪師は「宗像御事也」、住吉親父の高磯強石將軍は「宗像大菩薩」、住吉神祖父の水火雷電神は「宗像御事也」という朱傍注が付けられる。『宇佐託宣集』において住吉一家で夷国降伏を遂げたというところを、『御縁起』では宗像大菩薩つまり宗像三女神を主役にして、前段の結びと呼応させているのである。さらに「強石」の語源も記され、乾珠・満珠を用いて戦いに勝利し、新羅国王を屈服せしめた旨を、宗像大菩薩自身が強石に書きつけたことによるという。『宇佐託宣集』では香椎大明神、『八幡愚童訓』・『香椎宮御縁起』では神功皇后が書いたとされる。「強石」の読みであるが『香椎宮御縁起』において「強」に「カウ」とルビがあることから、「ごうせき」と読んだものと思われる。

このように『御縁起』では、異国における縦横の活躍を誇る強石將軍が宗像大菩薩であると繰り返し注記しており、宗像人の宗像三女神への誇り、自尊心の高さを示している。中段末部分で、宗像大菩薩は諸神の祖

父であるから宗像社に参詣すれば、日本一州三千余社に参詣するのと同じであると宣言して、後段の宗像本社・末社の列記へと続ける。地神初代の天照大神の御子神たる宗像三女神が日本の神々の祖であるというのであるから、縁起の記述であるにしても、当時の宗像の人々の意識に圧倒される。

大宮司祖

前段は、七度の異国合戦と神功皇后の新羅出兵については「皇帝旧記」に記すもので、七戸大宮司以外の伝聞を許さないと結ばれている。

中段では先ず宗像社神官の祖である七戸大宮司が示され、次いで宗像社殿の造営、祭神の社殿配置、神事の由来が記される。

七度の異国合戦記録を秘蔵すべき七戸大宮司は『御縁起』独自のものではなく、『香椎宮御縁起』では「七戸神官」、『宇佐託宣集』では「香椎宮記」の裏書きにあるとして「七戸官人」と書かれる。宗像社も縁起の真実と神秘性を示すために『香椎宮御縁起』の「七戸神官」を転用したのであろう。しかし、具体的記述は『御縁起』のみにみられ、名は第一より順に宗形滋光、物部福実、秦遠範、鳥取貞与、伴宮忠、蜂田種生、三家国連、各々に割注がつく。第一の宗形滋光は、住吉神の弟、宗像大菩薩＝強石將軍の次男で、一日帝皇宗大臣の祖であるという。滋光の嫡子が宗像社の神・仏の司祭者となった。一日帝皇宗大臣は、宗像大菩薩が繰り返し示現した姿のひとつであり、他には「隼風一日帝宗大臣光遠」とも書かれ、延喜年中にも一日帝と号したとある。『宇佐託宣集』にも、延喜年中に日本朝一將軍(強石將軍)を祖とする「一日帝王字宗大臣宗形朝臣光遠」が夷類と合戦したとある。この箇所は、宗像の伝承を取り込んだものと思われる。『御縁起』では、滋光は宗像社の司祭者たる大宮司の祖であり、宗像大菩薩(強石將軍)の子で、一日帝皇宗大臣の祖でもあるという。

一方、金沢文庫所蔵『宗像口決』には、宗像社神官は延喜代の「一日王」の子孫で神事の日には帝の装束を付けるとあって、皇族を祖とする伝承を伝える。正木「宗像清氏伝説」は、『宗像宮創造記』で語られる、宗像大宮司家の祖は醍醐天皇弟で一日国王として渤海使に謁見した清氏親王である、という貴種譚の成立の背景を解明する。延喜代の一日国王であることは宗像関係記

史料で共通するが、宗像大菩薩が大宮司の祖であるという『御縁起』説ではなく、『宗像口決』の皇族説が整えられて、『創造記』に見えるような清氏親王伝説となつて、現在も宗像において生きている。大宮司の祖が宗像大菩薩・宗像三女神ということでは畏れ多いことから、皇族の清氏親王を祖とする説を採用したのであるうか。

社殿

七戸大宮司初代滋光から数代後、天応元年(781)に大宮司氏男に託宣が下り、氏男の屋敷に社殿を造営して宗像大菩薩の神体である宗像三女神を一つの地に祀ることになった。ここからは、これまでの神話的世界から現実の反映へと転換する。氏男は実在の人物ではないが、託宣の中では、宗像社領の開発者であり子々孫々社務を司る者であるとして、宗像大宮司家の立場、相伝の正当性が語られている。氏男の屋敷地というのは、現在の宗像市田島の辺津宮神域に相当しよう。平坦地に社殿を造営して祭祀を営むようになるのは八世紀になってからであり、「天応元年」という記事も社殿草創期と大きく隔たるものではなかろう。沖ノ島では露天祭祀の段階にあたり、神の居ます島での祭祀と並行して、陸地の田島においては宗像三女神を合わせ祀る祭祀が行われていたのである。

『御縁起』では、惣社、中殿、地主の三社の祭神と本地仏が記される。惣社には真ん中に田心姫・本地仏大日如来、左に湍津姫・釈迦如来、右に市杵島姫・薬師如来が鎮まる。中殿には真ん中に釈迦如来、左に大日如来、右に薬師如来。地主には真ん中に薬師如来、左に大日如来、右に釈迦如来である。『御縁起』に先立って成立したと考えられる建治三年(1277)の年紀をもつ『宗像三所大菩薩御座次第』でも、惣社には神仏習合の姿の第一菩薩・第二菩薩・第三菩薩が安置される。中殿にも同じく三体、第三宮には石の御正体が安置される。『御縁起』では本地仏がそれぞれ特定されているが、『御座次第』ではそうではないことから、『御縁起』の方がより習合がすすんだ時期の記述である。各社の御正体については、岩田茂樹(2007):「神仏習合のサインと彫像」;『特別展 神仏習合 かみとほとけが織りなす信仰と美』奈良国立博物館、p.235-238において詳述されている。

惣社・中殿・地主の三社の相互関係と、祭神である宗像三女神の関係について見てみよう。

『御縁起』後段の本社・末社列記は、第一太神宮、第二太神宮、第三太神宮から始まる。『正平年中行事』冒頭は、第一大神宮・田心姫、第二大神宮・湍津姫、第三大神宮・市杵島姫と始まるが、第一宮小神の善神王と織機明神は「惣社小神」と書かれる。また「息御島」は第一宮本社、「大島」は第二宮本社である。『応安神事次第』では惣社と第一宮、第二宮と中殿という社号が混在して用いられ、一月十五日踏歌神事の惣社踏歌の歌詞は「チハヤフルテイチノミヤ(第一宮)」である。惣社と第一宮の用法に区別は見受けられないから、惣社=第一宮と考えてよい。

宗像市田島に現存する本殿の造営当時の史料である、天正六年(1578)六月朔日宗像第一宮御宝殿置札には、造営に至る経過、宗像社を取り巻く情勢が記録され、この宝殿には「尊神三体」を安置したことがわかる。惣社とは書かれていないが、第一宮本殿には宗像三神が合わせ祀られており、建治三年(1277)『宗像三所大菩薩御座次第』以来の「惣社」意識が継続している。

以上から次の事を確認しておきたい。中世宗像社の神域には、惣社=第一宮、第二宮、第三宮という三社の本社が並立していた。第一宮は沖ノ島を本社として田心姫を祀ると共に、三社の祭神を合わせ祀る「惣社」としての役割を担うという二重性を持っていた。第二宮は大島を本社として湍津姫を祀る。第三宮は田島に鎮まる市杵島姫を祀る。第三宮を「地主」と称するのは『御縁起』だけであるが、宗像三女神を合わせ祀る田島の地の守護神という認識があったのであろう。田島の地に、沖ノ島の祭神田心姫を祀る社殿であり、且、宗像三女神も合わせ祀る惣社を造営したのである。

現在は「辺津宮本殿」「辺津宮拝殿」と称しているが、明治以降、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、田島の辺津宮という社号が定着した後の呼称であり、田島に宗像三女神を合わせ祀るという信仰は現在も失われてはいない。なお、江戸時代初期に、宗像社内で祭神を廻る見解の対立があったが、近世の信仰において述べる。

撰社

本社三宮に続いて、田島の外に鎮座する織幡大明神、許斐権現、孔大寺権現について語られる。

織幡大明神は、宗像市鐘崎に鎮座する織幡神社であり、『御縁起』では祭神は武内大臣、社号は神功皇后が紅白の幟を翻していたことに由来し、海路の守護神とする。鐘崎を含む上八地域は、住吉神を奉斎する津守氏が開発領主であったが、宗像氏の在地領主としての成長過程においてその支配下に入った。本州からの海路では鐘崎が宗像の玄関口にあたり、ここに鎮座する神社を宗像社と強く結びつけるのは当然である。

許斐権現は、宗像市王丸の標高271メートルの許斐山頂に鎮座し、中腹には五社の小神が点在する。天安元年(857)に熊野社を勧請し靈験あらたかであるとするが、織幡社のような宗像社の摂社となる宗教的・地理的必然性を現在のところ見出し得ない。長氏注進状案六号承元三年(1209)將軍源実朝家政所下文案に、宗像一族の「許斐神主氏主」が見え、早くから一族を司祭者として置いたこと、次に述べる孔大寺権現と共に修験の山であったこと、織幡社が守護する海に対しての陸という地理的条件などが、許斐権現を摂社とした理由として考えられる。この織幡社、許斐社は、第一宮・第二宮・第三宮とあわせて特別な五社ととらえられていて、五月の五月会、八月の放生会では五社の神輿行幸があることは、後述する。

孔大寺権現は五社に加えて六社とすることもあると『御縁起』に書かれる、宗像社とのつながりの深い神社である。宗像市池田の標高499メートルの孔大寺山中腹に鎮座する。ここでは孔大寺権現が吉野蔵王権現と一体の神であること、孔大寺の地名の由来、九州各国の順役で奉仕された神事、最澄に授けられた法華経の功德に始まる法華経書写供養について記される。後述する年中行事の、二月朔日から四日までの孔大寺会の起源を語るものである。

御長手神事

『御縁起』では、宗像社の御長手神事の由来が記される。「御手長」と書かれているが「ミナカテ」とルビが付き、『正平年中行事』では「御長手神事」とあるから「みながて」と言っていたのだろう。『御縁起』では神功皇后伝説におけるヒーローである強石將軍に引きつけて、前段・中段で御長手について5度記される。

神功皇后の出陣に際して強石將軍が御長手を捧げ持ったこと。乾珠満珠を海に投げ入れるときに御長手

を振って合図したこと。帰国後に強石將軍は息御島に鎮まり、御長手を島に立てたところ、不思議なことに毎年瓶の中から三本の竹が同じように生えたこと。宗像大神が御長手を振り上げ、振り下ろして外敵と戦い、この御長手は宮中に納めたが、その棹に用いた竹が瓶の中から生えたことで、4度である。この中の不思議な竹については金沢文庫『宗像社口決』にも書かれている。沖ノ島に幡棹を立てた跡から毎年一本の竹が生え、「宗形大郡使」が毎冬に沖ノ島で祭祀を行ったという。『正平年中行事』、『応安神事次第』に記される春夏秋冬の御長手神事の起源を知ることができる。

もう1度は、異国合戦で国のため民のためとはいいいながら、御長手を振って殺生した凶賊のために、般若経を書写して放生供養をしたということである。続けて第三宮に薬師如来に讃を捧げて八月十三日から三日間放生会を行ったとあり、『正平年中行事』の記事においても、第三宮が他の二社と異なって仏教色の強い社であることと、合致する。

本社・末社

『御縁起』後段では、宗像社本社・末社が列記される。田島の地の第一宮・第二宮・第三宮、高宮社と、沖ノ島の息御島社、大島の中御島社、織幡大明神、許斐権現、孔大寺御山社が同格に記される。末社は宮地嶽明神を筆頭に六十二社である。河窪(2008)において、鎌倉末期の末社と南北朝期の末社を比較して、社領の拡大を示している。

末社列記の後に二紙を継いで、貴船神社勧請、宗像大菩薩が室貴六嶽に示現したこと、異国合戦の地の三項目が書かれる。この箇所について、『宗像神社史』上巻 p.95は「紙質他と異なり、文字も別筆」と評価する。しかし、紙質は異なるようであるが、文字はそれまでの楷書からやや柔らかい筆致に変化しているものの同筆と見える。『御縁起』は、校合注「イ本」と書いた箇所があるから写本であることが明らかで、書写の時点でこれらの宗像における伝承を巻末に付記したのかもしれない。

『御縁起』の内容を通じて言えることは、宗像の人々の自負心の強さである。天照大神の御子神として、日本中の神々の頂点に立つ宗像大菩薩 = 宗像三女神を奉祭し、その司祭者たる大宮司は宗像大菩薩の子孫であ

るという。室町時代にはトーンダウンして、皇室を祖とする「清氏親王」説を創造することに比すれば、より強くそれを思う。宗像人は、古来より玄界灘を航行して朝鮮半島・中国大陸の国々との交渉を持ってきたが、特に鎌倉時代は、中国南宋との深い交流を持った時代であったことは本稿3.(1)②海外交渉で述べた。蒙古襲来の経験を経てつくられた、我々の神が海を司り国を守護するのだ、という自負心に満ちた『宗像大菩薩御縁起』は、宗像人にとっては決して誇張ではなかった。

c) 中世の神事

宗像社の南北朝・室町時代の神事史料については、本稿2.(1)で紹介した。ここでは、一年間の神事を追って宗像社経営のありようもあわせて考えたいと思う。宗像大社には多くの関係史料が現存し、比較対照から具体的な神事次第に迫ることができるが、各史料の成立年代には幅があり、無批判に同時期の神事の次第とするのは危険である。しかし異なる年代の異なる神事は、神事の変遷ととらえることができる。もう一度ここで関係史料の成立年代を整理し、以下、神事史料に見える宗像社の一年を示していこう。

第1表 宗像社の神事史料一覧

成立年	史料
正平二十三年(1368)	『正平年中行事』
応安八年(1375)	『応安神事次第』 甲本
応安八年(1375)	『御供下行』
この間	『応安神事次第』 乙本
	『吉野期目録』
永享九年(1437)	『応安神事次第』 戊本
宝徳二年(1450)	『衣裳之事』

『応安神事次第』と表記するのは、甲本・乙本・戊本に共通する事柄、独自の事柄ではその本を特定して記すことにする。『宗像神社史』下巻 p 55 259において、年中行事の詳細な解説がほどこされているが、本稿では、神事を通してうかがえる大宮司の社領経営の実態や、『宗像神社史』と異なる見解を記述する。

一月

一年の始まりである正月が、神社にとって最も大切

な月であることは今も変わらない。

新年最初に斎行される神事は、『応安神事次第』でいう今山妙見大菩薩神事である。『正平年中行事』では祭始神事と記し、丑時に社務館浮殿に妙見菩薩を勧請、次いで寅時に第三宮で神事という二つの神事を合わせたものである。『衣裳之事』では、丑時の妙見神事に大宮司は束帯で出仕とある。第三宮の寅時神事は、宮中で寅時に行われた四方拝に倣ったものと思われるが、その作法は記されていない。四方拝は宮廷における最初の神事で、和田英松註解・所功校訂(1989):『新訂建武年中行事註解』 講談社学術文庫、p 23に、「正月元旦の寅の時に、天皇、清涼殿の東庭に御して、属星の名を唱え給い、天地・四方および山稜を拝し給いて、年災をも祓い、宝祚の長久をも祈り給える儀なり。」とある。大宮司も自分の生年に相当する星の名を唱えたのであろう。寅時神事は、『正平年中行事』では第三宮ではなく正三位大明神の神事として書きあげられる。正三位社は『御縁起』では第三宮小神であり、正平時点でも一体感があったと思われる。第三宮は宗像三女神を合わせ祀る田島の地の守護神であるから、惣社での正月神事に先立って、四方拝を斎行するにはふさわしい社である。

宗像社において、四方拝の前に妙見菩薩が勧請されていることは独自の神事である。妙見菩薩は北辰菩薩であり、北斗七星の本地仏である。宮中でも北辰祭が行われたが、これは正月一日ではない。先ず妙見菩薩を勧請するのは、『宗像神社史』下巻 p 56にいうように「天体不動の中心たる北辰星を先ず祀ることを、すべての祭の始め」としたからであろうが、なぜ、宗像社においてはそうだったのだろうか。『御縁起』、『応安神事次第』には今山妙見大菩薩とある。宗像社末社に伊摩社がある。『御縁起』では伊摩大明神、『正平年中行事』では今社明神と表記されるから、伊摩=今である。妙見菩薩は伊摩社の本地仏で、元旦未明に大宮司館内の浮殿に勧請されるのである。大宮司館は『応安神事次第』では「御内」と表記され、甲本の一月十五日御内浮殿踏歌神事に「古人曰、昔八池ノ中島二在社、号浮殿云々」とある(乙本はこの部分落丁)。浮殿は池に浮かぶ社であったものが、応安八年では敷地内の社となっていたようだ。

伊摩社の初見は、八巻文書二六号文治二年(1186)隼人佑中原業盛下文である。伊摩大明神での毎月朔日仁王講の免田を宗像郡田野別符内に募り、荘園領主及び宗像社内の安穩福寿を祈祷せしむという内容で、仏教色の強い神社であることがわかる。伊摩社は大正十五年(1926)に現在地に移転・合祀されたが、元は神宮寺であった鎮国寺が鎮まる、屏風嶽と称する丘陵地の中腹にあった。鎮国寺の初見史料は、弘長三年(1263)宗像大宮司長氏寺領寄進状案(鎮国寺所蔵文書)であり、伊摩社は鎮国寺創建以前の鎮座である。地理的には釣川を挟んで西に宗像社、東に伊摩社となり、この地域一帯が神聖視されていたのだろう。

正木「田野別符」p.391では田野別符の本案、領家名は不明としている。伊摩社での仁王講勤行を命じた中原業盛は、荘園領主側の人物であり、色定法師一筆一切経大般涅槃経後分巻下の奥書に、文治四年(1188)十二月七日の日付のあと「五部大乘経料帛助成隼人佑中原業盛」とある人物である。色定の写経発願の趣旨には「本家太平」の文言もあり、写経には宗像社と共に荘園領主からの助力もあったはずである。つまり、田野別符の荘園領主は宗像社と同じく鳥羽上皇皇女八条女院である⁴⁾。正木「宗像社領」p.284-298で、鳥羽上皇が大きく介在した荘園宗像社の成立事情が明らかにされている。鳥羽上皇は皇子近衛天皇の眼病平癒を妙見法で祈願しており、このことと、伊摩社の本地仏が妙見菩薩であることとは無縁ではなからう。釣川を挟んで宗像社に対峙する伊摩社の創建には、鳥羽上皇の関与があり、伊摩社は、在地領主宗像社に対する荘園領主側の拠点でもあったといえる。八巻文書四二号寛元四年(1246)願所僧某下文においても、荘園領主側から伊摩社仁王講勤行が命じられているが、鎌倉時代末の『御縁起』に至っては、田野郷への大宮司支配の伸張と共に、創建当時の記憶と宗教性も含めて伊摩社が宗像社末社に取り込まれ、一年最初の妙見菩薩勧請神事となったものと考えられる。『正平年中行事』によると、第一宮で毎月朔日に最勝王経・仁王講会が勤行され、伊摩社には記されておらず、伊摩社の講会は後には本社の第一宮で行うことになった。

いよいよ第一宮での大神事が斎行される。『応安神事次第』甲・乙本に神事を構成する行事が記されてい

る。巳時、大宮司館の門前に神官が騎馬で集合、大宮司は年男役の神官三人から巻数を受け、中臣祓による修祓。『衣裳之事』では、大宮司は木賊色の狩衣を着す。第一宮に向けて騎馬で参進。本殿前の馬場からは楽人による乱声のなか、祝詞禰宜を先頭に進む。第一宮本殿に至り内陣開扉。伝供による献饌。祝詞奏上。ここに記された修祓、参進、開扉、献饌、祝詞という行事順は、明治時代以降に規定された神社祭式と同じであり、既に南北朝時代の宗像社の年中行事のなかに、整った形式の神事次第を見ることができる。

以上の大神事の後には、第一宮境内の各社を廻って朔幣神事が行われる。第一宮、上高宮、下高宮、第二宮、第三宮、正三位社、御廟院、政所社のそれぞれで献饌、祝詞を奏上する。

境内各社を廻り終えると、神事に付随する芸能が催される。庁座でのひばり歌・年徳申す、大宮司館での田打ちである。「庁座」は『応安神事次第』で頻りに用いられる語だが、その場所について考えてみたい。

宗像家文書四三、四四号天正十三年(1585)宗像宮御庁着座次第写、僧官着座次第写では、神官および僧官の着座順を定めている。『応安神事次第』にも、庁座、僧座は見え、先の大宮司館における修祓で年男を勤めた一人は「右座一」とあり、天正十三年と同じ次第であるか否かは措いても、南北朝時代には神官、僧官それぞれの着座順が定められていた。『宗像神社史』上巻口絵第二に掲げられる田島宮社頭古絵図に、第一宮楼門の両側に本殿に向かって右側に庁座、左側に僧座の建物が描かれている。この絵図は近世初頭成立の『宗像記追考』⁵⁾と一具で「天正六年御造営ノ図ヲ写シ」たもので、同書本文に「楼門ノワキニテ庁座ヲ御マツリヤト云、楼門ノ左ノ御庁座ヲ社僧ノ座トス」(『宗像郡誌』p.492)とあることを根拠に描かれたもので、『正平年中行事』、『応安神事次第』の時代に遡って直ちにあてはめることはできない。『応安神事次第』正月七日白馬節会に、「庁座八政所也」とあることが、当時の実態を示しているのではないだろうか。

『応安神事次第』正月十五日踏歌次第では、政所社を「ウチトノノミヤ」と歌っており、政所社は大宮司館敷地内に守護神として鎮座していたと思われる。御内とも書かれる大宮司館のなかに社務を司る政所があり、

政所内に神官・僧官が着座する座があったと考える。大宮司その人を指して御内ということもあり、大宮司館は、大宮司の私的住居でもあり公的社務所でもあった。庁座・僧座が社頭絵図のように楼門の左右にあったとすると、神事の流れとしても不自然である。『応安神事次第』の時点では、政所社で最後の朔幣神事を終え、そのまま大宮司館内の政所に神官が着座して、ひばり歌と年徳申すが行われ、次いで、庭の池の周りで田打ちが行われたと考える。楼門両脇に庁座が設営された時期を特定することはできないが、弘治三年(1557)に灰燼に帰した社殿には設けられており、宗像社最後の大宮司氏貞が天正六年(1578)に再建した本殿にも引き継がれて、『宗像記追考』の記述となったものと思われる。

ひばり歌は、新年を寿ぐ神楽歌であるが、現在に伝わる神楽歌には見えない。忌子禰宜が歌い出し、神官皆で唱和し三度歌う。二回目の歌からは、神楽奏者の長である人長が禰を手に舞う。

年徳申すとは豊作をもたらす年神 = 年徳神への祝辞であり、次の田打ちと共に祈年祭の神事芸能である。所役は禰宜三人で、杉の枝を持つ、餅の入った箕を持つ、祝を言上する役割りを分担する。この祝は、大晦日に西神殿に籠る大宮司を讃える文言と同じで、新年に甦った大宮司を再度讃えることになり、いかにも新年を祝うのにふさわしい。

一年最初の農耕儀礼である田打ちは、田神迎えであり十二月の一連の収穫祭・田神送りに対応するものである。田打ちは『応安神事次第』によると四つの所作からなる。池の周りに禰宜三十人、権官十人、貫首十人が立ち並んで白杖を突きながらの歌。次いで、国侍四人が一人ずつ苗代作りの所作。次いで、「ウナリ」進上。最後に、神官五人が白杖を突いて庭に出る。

『宗像神社史』下巻 p.31で、僧官としている貫首について再確認したい。甲本の田打ちでは「官首」と書いて「クワムス」とルビがつくが、一月十五日の惣社踏歌では「貫首」と書いて「クワムス」と読むなど、貫首を用いた例が多い。貫首の初見は、八巻文書五七号安貞二年(1228)平某讓状で、平某は内記太夫貫首の屋敷を所有し、これを源三郎に譲与する。『宗像大社文書』第一巻の平某讓状での貫首注解には「おもだった人など

種々の意があるが、神社関係に多く見られ、宇佐宮の場合などは検断を扱っている」とある。僧官着座次第にも貫首は見えないから、貫首は僧官ではなく、蔵人頭の唐名の「貫首」に由来し、神事に奉仕する役人である。

田打ちで献じられる「ウナリ」は、乙本では「餉」と書かれ、「餉」は『字通』に「もと神に供える意。食を饋(おく)ること。田野で働く人や、あるいは役戌に従う人におくことをいい、弁当をいう」とある。実際の農作業と同様にうなり = 食事を調えたのである。うなりは、「飯ノ櫃」、「菜ノロムシ(乙本はロンシ)」、「汁ノロムシ」で一膳になる。ロムシは櫃に対応して容器、食器かと思われるが、未詳。

正月七日は、宮中祭祀を源にする白馬節会が斎行される。永享九年(1437)『応安神事次第』戊本追記は、他の史料に比して神事の内容が詳細であり、より整った神事になっている。また、白馬を牽く「先生」という役名が現れる。東宮護衛の武官たる帯刀の指揮官である先生の名を用いたものであろう。天正六年(1578)第一宮御宝殿棟上置札に、厩別当に従って鞍置馬を引手に渡す者に「先生七郎右衛門」があり、職掌が名字となっている。

八日は、この一年の平安を占う神事と、毎月恒例の本地仏を供養する仏事が行われる。この仏事は『正平年中行事』では本地講筵仏事、『応安神事次第』では本地講とされるが、初見は、近藤清石写本四号弘長元年(1261)七月二日預所備中守橘知茂奉書写である。明治四十一年(1908)に近藤清石が、宗像神社所蔵の原本二十九通を書写したもので、原本判読ができないままに筆写して「本ノママ」と傍注をつけた箇所が散見し、ここでは「車地講」と書かれているが、本と車のくずし字を取り違えたと思われる。本文書は、在自・宮地・鞍手の三箇所を、二季神楽・毎月の本地講用途料所として大宮司一円支配地に編入することを、荘園領主と宗像社とで合意したものである。先に見た田野郷に仁王講料をおいたことから、大宮司支配の強化には仏・神事用途料という大義名分を伴うが、その仏・神事が途絶えずに継続していることもまた確認できる。

十五日から十七日までの三日間、本社と摂社の織幡宮・許斐社で一日ずつ踏歌神事が行われるが、踏歌と

奉射とがセットになって一日の神事となる。『応安神事次第』によると、織幡宮と許斐社では神楽も行われる。先ず宮中の御神楽に則って、陪従が神楽の序曲であり神迎えの庭火を奏し、神官六人が早韓神の曲に合わせて榊を持って舞う。次は巫女神楽で、巫女とホサ(法者・男巫)とが組になって舞う。宮中神楽と里神楽である巫女神楽の両方が演じられることに、宗像社の神事芸能の豊さがある。『御供下行』には「神楽座」と見えており、十四世紀半ばには宗像社に属する芸能集団が組織されていた。

二月

一日から四日まで、孔大寺権現の大神事が齋行される。孔大寺会と称される神事で、『御縁起』に神事の起源が記されるように、法華経書写、法華懺法を中心法会とするもので、神前に設営した六箇所の高棚に、四日間を通して神饌を毎日盛りかえて献饌する。宗像家文書四三・四四号天正十三年(1585)御庁・僧座着座次第写、嶺家文書一・二号文禄三年(1594)孔大寺権現一品経書写目録は、ともに孔大寺会に関する史料であり、中世を通じて齋行された大神事であった。

次いで、春分の日を中日とする春彼岸祭と、十六日の神楽大神事が前後して齋行される。神楽大神事は二月、十一月の二度行われ、先述した弘長元年(1261)七月二日預所備中守橘知茂奉書写にみえる二季神楽が初見である。宗像社の神楽は、荘園領主側の関与から推して本家を通じて宮中の内侍所神楽を移入したものであるが、最初に早韓神で人長が舞って始まることは、宗像社独自の次第である。二季神楽では人長と共に内侍舞(戊本では八人女舞)もあって、巫女神楽も採り入れられている。第三宮、第二宮の序曲を経て、第一宮での神拝後に神楽の本番となる。甲本・乙本頭書を合わせると、内侍所の御神楽をよく踏襲していることがわかる。先ず人長が秘事を申し、笛・箏・琴を寄合わせて庭火、阿知女作法の歌。次いで九種執物 榊・幣・杖・篠・弓・劔・鉾・杓・葛を順に手にしてそれぞれに歌に合わせて舞い、最後に韓神。ここで中入り。中入り後は前張である志都野(閑野)、千歳を歌う。早歌では内侍が舞う(戊本は八人女舞)。万歳楽の後に弓立、宮人を歌う。行列しながら吉々利々・徳銭・由不作(木綿作)の星三首⁶⁾を歌う。最後に朝倉、其駒で終

わる。

三月

『正平年中行事』では三月三日大祭神事、『応安神事次第』では日付を特定せず三月一日の前に春大祭とある。これは、『正平年中行事』息御島神事の春・夏・秋・冬四季の御長手神事と一連の神事である。『正平年中行事』から四季の神事をまとめてみよう。

春...	第一宮	三月三日	大祭神事(宮永村役)
		三月廿日	御長手御鍛冶屋御入神事(社務役)
	第二宮	三月三日	大祭神事
	政所社	三月十五日	大祭神事
		三月十五日	御長手神事
夏...	第一宮	六月朔日	大祭神事
		同廿日	御長手神事
	第二宮	六月十五日	農行祭
秋...	第一宮	九月十五日	大祭神事
		同廿日	御長手御鍛冶屋御入神事
	第二宮	九月十五日	大祭神事
冬...	政所社	十二月十六日	御長手神事

『応安神事次第』甲・乙本には「御長手神事」の語句はないが、戊本には「大祭者春夏秋三ヶ度祭也、大祭後、興 奥 御渡也、夏ノ祭者農業祭云々」とある。『正平年中行事』の記事と合致しており、沖ノ島に渡島することは継続していた。冬の祭については不明であるが、春夏秋には大祭を齋行し、沖ノ島に渡って御長手を第一宮小神の御鍛冶屋に納めたのである。『正平年中行事』では、日付を特定するが、『応安神事次第』では日付も明らかではなく、神事の次第は春祭りだけであるのは、天候により沖ノ島渡海だけではなく、神事齋行そのものも左右されたことによると思われる。御長手神事の起源説話は、『御縁起』の内容において前述した。

四月

四月の吉日良辰を選んで御作礼神事が齋行される。漁業の事始め神事と、正月の田打ちに続く農耕儀礼を合わせた神事で、十二月の収穫祭・事納めまでの期間の、豊漁・豊作を祈念するものである。十二月十七日から二十日までの新嘗会に対応している。『正平年中行事』では四月朔日、十五日の日付をつけるが、実態

は『応安神事次第』のように、良い日を選んでいたのであろう。御作礼神事では後述のように直会が重視されており、ここに饗される海産物を確実に調達するためには、日付を特定することはできなかった。乙本には、御作礼神事齋行の前に「御酒ノ試」を行うことが記されていて、万が一不漁であった時の備えと思われ、海産物による直会、神人共食が重視されていたことがうかがえる。

御作礼神事は、神湊の木皮社での祓い、年毛社での漁業始め、第一宮政所社での農業始めという神事と、その間に庁座で行われる神人共食である直会からなる。

地図を広げると宗像の海岸線は、北から順に鐘崎、草崎、渡半島と三つの岬が突出し、その間はゆるやかにU字に湾曲した砂浜である。地島に向かって突き出した鐘崎の先端には織幡社が鎮座する。勝島に向かって突き出した草崎の東側が神湊、西側が勝浦で、勝浦の浜辺に年毛社が鎮座する。この位置関係を念頭に御作礼神事をたどろう。

まず、神湊に禰宜の所役で祓い社となる木皮社を建てて修祓、献饌。木皮社は末社ではなく御作礼神事のための仮社であるから、『御縁起』、『正平年中行事』列記の末社には含まれない。『正平年中行事』では御作礼神事を「勝浦役」とし、『応安神事次第』では年毛社での神事、直会の肴である貝・鮑は神湊、魚は鐘崎の小開浦、富葛は勝浦から調達するとして、宗像の海岸線全体から供給されている。次いで、年毛社への献饌、直会。魚・鮑・蛸・蒲垂は勝浦、懸魚は浦々からの供出であり、乙本では「湊・今久家・勝浦・渡・津屋崎・津屋崎久家」と草崎以西の浦々を書き上げている。御作礼神事における年毛社での海開き神事は、宗像大宮司の海の支配を反映したもので、年毛社で神事を行うのは、年毛社が漁労民の信仰を受けていたからであり、宗像大宮司にとっては漁労民掌握のための宗教的核となる社であったからであろう。勝浦浜を北側に望む丘陵地には、世界遺産構成資産の一つである古代胸肩君の奥津城である新原・奴山古墳群があることから、宗像社と年毛社との深い関係をうかがうことができよう。

海開きの後は、正月の田打ち神事に続く農耕儀礼である田植神事が齋行され、第一宮政所社で大宮司が田

植の所作をする。『正平年中行事』ではこの神事も勝浦役で、年毛社神事と一連の神事とされ、大宮司が宗像社領における漁業と農業を掌握していたのである。

五月

三日から五日の三日間、五月会が齋行される。三日の第一宮での小五月会(『正平年中行事』では五月会試楽大神事)と、四・五日の五社神輿行幸(五社神輿御幸五月会大神事)を合わせて五月会という。五社とは、宗像三社と織幡社、許斐社である。

『応安神事次第』奥書に「五月会は今比叡(新日吉)祭祀を移され(原文漢文)とあるように、三日の流鏝馬と芸能は、近江の日吉社を永暦元年(1160)に京都に勧請した新日吉社での小五月会を模したものである。続く四・五日には、神事性が強く芸能性には乏しい神輿御幸が行われる。この二つを合わせて五月会とすることに宗像社の独自性がある。六月晦日の和儺の祓い、八月十五日の放生会でも神輿御幸があり、御霊会や浜降りに由来する神輿御幸に、新日吉社の小五月会の芸能を組み合わせたのであろう。

神輿が行幸する浜殿について確認しておこう。『応安神事次第』では浜殿、浜宮が混用されていて浜殿 = 浜宮としてよい。浜殿の初見は建治三年(1277)の年紀を持つ『宗像三所大菩薩御座次第』であるが、現存史料は弘治四年(1558)の写本である。浜殿の御正体、内陣について記されていて、内陣に御正体を安置する本殿があることがわかる。また、宗像三所大菩薩を安置する第一宮・第二宮・第三宮や上高宮、下高宮、内殿(政所社)と共に列記されているから、宗像社境内地の社である。『宗像市史』通史編第一巻自然・考古(1997) p. 82-89によると、現在の宗像大社辺津宮の東を流れる釣川は縄文時代の入り海の名残で、辺津宮は海と入江の接点に位置しており、その入江は江戸時代以前に消滅した。浜殿はその名前から、建治三年においてはこの入江にあったことを示している。南北朝・室町時代には入り海はかなり埋め立てられていたろうが、甲本の五月会神事で浜殿を「五月の浮殿」と称しているのは、入り海の浜辺に建てられていて、満潮時には床下に海水が寄せる構造であったことを示し、甲本に浜殿は破損とあるのは、このような脆弱な構造であったことによる。乙本時点では再建されていたと思われる

るが、浜殿の位置は、建治三年と甲・乙本とは同じであると考えられる。近世地誌類が、玄界灘に面した江口に神輿御幸があり、五月五日に競馬を行ったことから五月浜と称したとするのは、『筑前国続風土記』宗像郡下五月浜の記事を受けてのことであろうが、そもそも『筑前国続風土記』記事の根拠は不明である。『宗像記』五「田島宮ノ事(『宗像郡誌』中編 p 477)に、往時の放生会は「江口の川より十二艘の船を飾りて」と記されていることに拠るのかもしれないが、ここには神輿行幸の地を示してはいない。

近世の「歴史記述」はともあれ、神事史料が成立した南北朝から室町時代の浜殿は、第一宮東側の入り海の浜辺に鎮座する社であった。

次に、五社神輿渡御の次第を見てみよう。『応安神事次第』には四日に許斐社神輿を迎える次第はあるが、織幡社についての記事はない。しかし、四日に記された浪折社、伊摩社での神事が織幡社神輿迎えにあたるのではないだろうか。一月において、伊摩社での仁王講料所が田野別符であることを述べたが、浪折社は田野に鎮座する社である。伊摩社、浪折社ともに宗像社末社となる以前は荘園領主との関わりが大きかったと思われる。さらに織幡社と阿曇氏との関係や、鐘崎を含む上八村は津守氏が開発領主で、承安五年(1175)年には宗像社の支配下に入っていたことが知られるが、鐘崎から草崎までの宗像社の東側の地域では阿曇氏・津守氏が宗像大宮司に対抗する力を持っていた。神湊のある草崎から渡半島までの宗像社の西側の地域が、古代胸肩君が威を張る地域であったこととは対照的である。宗像大宮司が在地領主として成長し、他の一族や荘園領主の力を凌駕して、織幡社をはじめ浪折社、伊摩社も末社としたことが、織幡社祭神が浪折・伊摩社を従えて第一宮浜殿に行幸する神事の背景にあると思われる。

許斐社の神迎えには、大宮司代官として祝詞禰直が出向し、五日の早朝から近郷の神人、命婦、笛・太鼓などの行列を仕立てて第一宮境内中殿(第二宮)に入御する。ここで第一宮・第二宮・第三宮神輿と合流し、神事齋行。許斐社は宗像氏一族が祭祀を司る社で、賑々しく行幸して来る。『御供下行』では、中殿神事の御供分配に与る駕輿丁は「第一・第二・第三・こひ(許斐)」

で、織幡社神輿は中殿には入御しない。同じ撰社であっても、許斐社との立場の違いを思わせる。

伊摩社・浪折社を従えた織幡社神輿が到着したところで、五社神輿が浜殿に行幸して神事。その後大宮司館での直会、この時に五月の神事にふさわしく粽が饗される。全ての行事を終えて、神輿は各社に還御、『正平年中行事』では亥時とある。

六月

晦日に「和儺被」を齋行する。甲・乙本ではこの字を「ナコシ」と読んでいる。一般には夏越、名越と書くが、和儺は宗像社独自の文字であろうか。『応安神事次第』では、入江の浜辺に「アコヤ」を設けて上は空色の絹で覆うとあるが、アコヤは神事・儀式のための仮屋である幄屋(あくや)のことである。ここに宗像三神神輿が行幸して、大祓神事が齋行された。

七月

七日に七夕虫振神事が齋行されるが、宗像社では星祭、乞巧天というよりも、『正平年中行事』の十五日の御祭会、『応安神事次第』の惣社祭礼という盂蘭盆会の一環である。

八月

十三日から十五日までの三日間にわたり放生会が齋行される。初日の十三日は、大宮司館の浮殿に許斐社神輿が行幸して神事を齋行する。この神事を市渡大神事といい、『正平年中行事』では「終日終夜神事」、「放生会試楽」と記す。許斐神への献饌後、大宮司は束帯から木賊色の狩衣に衣替えして、神賑わいの余興となる。舞楽、一つ物・行司が境内を練り歩き、諸郷の者の奉納相撲、夜には華やかに着飾っての田楽、延年、猿楽が演じられた。これらの芸能を、十五日の放生会神事リハーサルとして許斐神の前で披露するのである。この神事を市渡と称することについて、『宗像神社史』下巻 p 201で「神聖なる一物を市(巫女・神)に見立て、これが渡るための名」としているが、一つ物は十五日にも行列しており、この理解には疑問が残る。

十四日は五月会と同様に宗像三神と許斐社、織幡社の五社神輿が浜殿に行幸して献饌(『正平年中行事』では浜殿神事)。第一宮社殿に参進して五社御神体を本殿に安置して神事。乙本では寅時のうちに御神体を神輿に移して酒肴を尽くすとあり、『正平年中行事』では

息酒肴神事と書かれる。

十五日は早朝辰時に、左舞に鳥、右舞に蝶の雅楽から神事が始まる。次いで船クラブ、『正平年中行事』での船鬪神事が行われる。五社に擬した五艘の船が競い、乙本によると許斐船の勝利を宣言して神官が祝うというものである。放生のための大般若経書写供養、献饌の後、舞楽、一つ物・行司の行列、相撲といった芸能が催される。『正平年中行事』で清酒神事、乙本で久末酒肴とある直会となり、翌朝未明の寅時に五社神輿が還御して、放生会を終えた。

九月

重陽節句から派生した御九日神事が宗像本末社各社で斎行される。『正平年中行事』では九日の第一宮、十一日(『応安神事次第』は十日)の織幡大明神、十一日の許斐小神の的原小城大明神での神事を、御九日大神事としている。大宮司が狩衣で参列し、『応安神事次第』では舞楽、神楽、相撲、流鏝馬といった芸能や直会が記されていることから、厳重神事というよりも収穫祭・労働の慰労といったものであったろう。織幡社、的原社では数々の経供養が行われていることは特筆される。

十月

十三日に大島の第二宮本社で法華会が修せられ、第一宮の社僧全員が参列した。

十一月

十六日に二月と同様に二季神楽が行われる。

十二月

一日から三日まで、大島の第二宮本社・末社で御神楽神事が斎行される。『宗像神社史』下巻 p 285 286では、大島伝来の地方神楽を奏する新穀感謝のための神楽祭であったとしている。『応安神事次第』の記事から、大島にも本殿、拝殿とともに社務所となる庁座が設けられていたことがわかる。

十六日には御船上祭が斎行される。『正平年中行事』の十八日の御船上明神神事であるが、十八日は新嘗会となるので、十六日の誤写であろう。『応安神事次第』では御供の記事のみで、乙本頭書に「忌子秘密ヲ尽ス、外聞ヲスヘカラサル物也」とあり、詳細不明の神事である。『衣裳之事』では大宮司が浄衣で出仕とあって、潔斎を要する秘事であったのだろう。

十七日、十八日、十九日、二十日にわたって、宗像社領内各社で新嘗会(甲本は新生会)が斎行される。収穫祭、仕事納め、神送りの神事で、四月の御作礼神事に対応するが、御作礼神事になかった山の神を送る嶽祭が繰り返される。新嘗会を斎行する各社では、般若心経供養とウケノ歌が歌われて、直会を催す。ウケノ歌は「祈りこし神は祀りつ明日よりは みつのかしはの広き遊びせむ」というもので、神送りの意だろうか。

十七日に第二宮に献饌、大床で祝詞奏上。第二宮社殿脇に禰宜の所役で設営した東屋で祝詞奏上。これは翌十八日からの新嘗会のための祓い神事である。

十八日、先ず宗像社の南に位置する稲庭上(いなばけ)社神事が斎行される。文字通り田の神を祭る社で農作物の収穫祭が行われた。『正平年中行事』には「諸郷巡役」とあり、田の神の中核である稲庭上社の神事を、社領内各郷持ち回りで担っていた。出仕する神官・僧官が大宮司館に参集して修祓、門前での舞を終えてから稲庭上社に参進して神事。次いで、稲庭上社の程近くにあった吹浦(ふけら)社でも田の神を送る神事があった。

次いで、神湊の津加計志社(『応安神事次第』では湊社)に参進して海神への神事、第一宮へ帰って第二宮と政所社幡殿で神事となる。幡殿での神事は夜に行ない秘密の歌を歌う、これは乙本に四月の御作礼神事の政所祭に「秘密あり」とあるのに対応していよう。

十九日は、宗像社と釣川を挟んで東側の田野郷の与里嶽社、森社と織幡社で山の神を送る嶽祭を斎行。次いで庁座で忌子禰宜と執行の問答がある。この中で東の方に与里嶽というくだりがあるが、与里嶽は織幡社からみると南にあたるから、この問答は織幡社ではなく与里嶽を東に望む第一宮の庁座で行われたとすべきである。問答は、忌子禰宜が船の舵取りである「大梶取」となって東の与里嶽、南の許斐嶽、西の大島嶽の雲のかかり具合を問い、執行は「小梶取」となっているも「吉候」と答えるものである。正木「付論二 梶取の神事史料」では織幡社で斎行される航海安全祈願の神事ととらえているが、これは第一宮での神事である。この神事の意味するところは、嶽祭の一環であること、有視界航行においては山が航海の目標として重要であったことから、航海の安全を祈るとともに、航路を

導く山の神への感謝を捧げるものであったと思われる。

二十日は、許斐社小神的原社、宮地嶽社での嶽祭が行われる。宮地嶽を南に降って、在自郷の牧口社で粥を進上する神事が続く。嶺家文書参考四号天正十三年(1585)閏八月廿一日在自郷天正拾參年御米注進状に「壺斗 牧口社立用之、五升 粥立用之」とあり、この神事が戦国時代まで継続していたことがわかる。最後の嶽祭を奴山の縫殿社で斎行、その後第一宮庁座で直会となって一連の神事が終わる。

二十五日夕方酉時から、上高宮、下高宮、第一宮の各社の順に八女神事が斎行される。『応安神事次第』によると「キネノヲサ(乙本は貴禰法者)と八人の乙女が舞うものである。これは里神楽のひとつである巫女舞で、キネノヲサは、天正六年(1578)六月朔日第一宮御遷宮之事に湯立を行った「祈念大夫」につながっていく祈禱者、修験者である。「三反」とあるから、神田より子・依木悟編(2010):『民俗小辞典 神事と芸能』吉川弘文館、p.291「神楽」にあるように、八女舞は「順めぐり・逆めぐりに回って回り返す旋回運動を基本とし、旋回を繰り返しながら神がかりの状態になる。」というものであった。『応安神事次第』では先の織幡社、許斐社の嶽祭と、この八乙女舞の箇所、御幣紙を「カツライノ紙」にも用いることが書かれるが、小学館『日本国語大辞典』ゆうかずら項に「物忌の標識として頭部にかける木綿でつくった鬘」で「中古ころ、神事などに用いられた」ものにあたるのではなからうか。十四世紀半ばに下って、素材が木綿から御幣紙に変化して継承されたものであろう。三宮での舞の後政所社で神事を行い、庁座で直会となる。直会の酒肴は政所、忌子禰宜、大島の五位社が調えた。直会では、杵折(あうこおり)、大嶋神人の歌、神官のウケノ歌という芸能が演じられた。杵折とは、天秤棒のようなものを沖ノ島護灯の神官である一甲斐と大島の弁済使の二人で折るものである。この所作の意図するところは不明であるが、この第一宮庁座での直会に沖ノ島、大島にかかわる人物が同席しており、宗像社が沖津宮、中津宮との三社一体の社であることを示している。

いよいよ大晦日、一年最後の政所社西神殿神事が斎行される。『正平年中行事』では丑時とするが、新年最初の妙見神事が丑時であるから、『応安神事次第』のよ

うに深夜戌時から行われたと思われる。献饌、祝詞の後、執行、忌子禰宜の問答がある。執行が大宮司が籠るべき西神殿に誰が籠るのかと問い、忌子禰宜が名乗って自分が籠ると答え、さらに執行が新年元旦の今宵まで籠るべしと申して問答が終わる。一年間の神事を全て終えて、内陣の扉が閉められる。

以上、一年間の神事をたどったなかに、宗像五社と称される宗像三社と許斐社・織幡社や、他の末社との関係、神事を通しての大宮司の社領支配をうかがうことができたものと思う。

(2) 近世

前項⁽¹⁾中世⁽¹⁾d) 戦国時代で述べたように、宗像社は病没した大宮司氏貞の継承者を得ることなく近世を迎える。宗像社近世史の専論は、『宗像神社史』上・下巻各章の記述に尽きる。以下、項を分けて記述する。

① 田島宮の社領と社家

社号は、宗像家文書五一号天正十八年(1590)六月二十一日拝殿棟上注文に「宗像八幡宮」、続古文書慶長十一年(1606)十一月朔日福岡藩主黒田長政寄進状・寛永十八年(1641)黒田忠之寄進状に、「宗像郡田島村八幡宮」と見えるように、戦国末から近世初頭の一時に八幡宮と称している。『宗像神社史』上巻 p.208では、その事情は未詳として「武人にゆかりある八幡信仰の余風を受けて、便宜的にかく称したもの」と推定している。福岡藩からの下達文書では、殆ど「田島宮」または「田島社」と書かれ、宗像郡田島村鎮座の神社であるという藩政下における認識・地位を反映している。明治時代は宗像神社、明治三十四年(1901)に官幣大社昇格後は一般に「宗像大社」と称されるようになり、昭和五十二年(1977)には正式に宗教法人宗像大社と改称した。

社領は、豊臣秀吉から筑前国を与えられた小早川隆景によって二百町を給付されたが、小早川秀秋の代になって無給となっていた。江戸時代になって、福岡藩主黒田長政から五十石の寄進を受けて復活し、三代光之によって五十石の加増と新開田三十二石余の寄進を得て、総計百三十二石余となった。

大宮司氏貞の死後は、深田氏栄が氏貞旧臣の筆頭者として宗像社を代表していた。氏栄は、嶺家文書七号(年末詳)宗像大宮司氏貞書状において、「同名(宗像姓)

を構えたき由」を許可された深田氏実の子息で、大宮司家一族である。黒田氏入国当初も氏栄家が社内の筆頭者であったが、貞享五年(1688)に藩命によって深田秋続が筆頭社家となった。宗像家文書四三号天正十三年(1585)二月吉日宗像宮御庁着座次第写によると、氏栄は擬大宮司右一座、秋続の祖父にあたる千秋は権擬大宮司・忌子禰宜左六座であるから、この交代は余程の事情によるものであろうが、全く不明である。秋続の子息千連宛の、宗像家文書元禄十一年(1698)六月九日神道裁許状に、「田島辺津宮大宮司深田兵部大輔宗像千連」とあるのを、江戸時代の大宮司の初見として、以後、忌子禰宜深田千連家が、大宮司を世襲した。宗像家文書の旧蔵者である宗像辰美氏・清文氏は千連家末裔である。

② 神事

宗像家文書天正三年(1575)二月宗像宮服忌令写の中に「寛文二年(1662)ヨリ社家中唯一神道執行」、別本には寛文三年ともある。吉田家よりの神道裁許状最古のものは寛文五年であるから、寛文五年に正式に唯一神道となるが、独自の選択ではなく、藩主光之による国内神社の唯一神道化の中に位置づけて考えられるものである。唯一神道により年中の祭祀から仏事を排したこと、さらに大宮司家の断絶、社領の激減により、(1)中世④で見たような年中神事次第は、江戸時代に継承されることはなかった。

福岡藩の大学者貝原益軒には、『筑前国続風土記』をはじめとする膨大な学問的業績があり、そのひとつに『宗像三社縁起』がある。京都に宗像神を勧請して代々屋敷内に宗像社を祀ってきた花山院家の、花山院定誠が筑前宗像本社の復興を願って益軒に執筆を依頼したものである。宗像大社は、享保二十一年(1736)に、弟子の山田行恒が書写して豪華な卷子三巻に仕立てて神前に奉納したものを所蔵している。第一巻が『宗像三社縁起』、第二巻が『宗像神社縁起 田島』、第三巻が『宗像神社縁起 奥津島・大島』という構成になっている。益軒は宝永元年(1704)に稿本を成した後も再三手を入れながら、清書しないまま正徳四年(1714)に死去したため、甥の常春が仕上げたものである。益軒が清書しなかったのは、社内の祭神、本・末社をめぐる意見の対立に巻き込まれたからであった。『九州史料叢書』益

軒資料(四)・(五)書簡集上・下(1957・1959)に収められた益軒の書簡から、その事情をうかがうことができる。益軒が『宗像三社縁起』において、『日本書紀』本文をもとに沖ノ島に田心姫、大島に湍津姫、田島に市杵島姫を祀ると記述したことをめぐって、田島社人は田島社が田心姫を祀る第一社であると主張し、奥津島社人は沖津宮が田心姫を祀る第一社であると主張して対立が生じた。『宗像三社縁起』の下書きを田島社人の閲覧に供したところ全く音沙汰なしで、益軒は「(田島)社家中気に合わずと見え候」と、その反応に困惑、落胆している。また、なまじの縁起ではかえって御社のためにならず、「もはや大老に成りくたびれ候」と嘆いてもいる。田島社人と奥津島社人の祭神をめぐる論争は止むことなく、益軒は心痛の至りであったが、安部惣左という人物の、田島に三社を祀り奥津島の祭神も田島にある故に田島を第一宮とするという説を聞いて道理ありと感じ、「両所社人争いに及ばざる事に御座候」と解決を期待している。前項(1)中世④b『御縁起』社殿で述べたように、中世においては田心姫を本社の沖ノ島、湍津姫を第二宮の大島、市杵島姫を田島の第三宮に祀り、さらに田島には宗像三神を合わせ祀る惣社を造営するという認識で一貫しており、このときの田島社人の主張は不勉強と言わざるを得ないが、忌子禰宜深田家という、新たな大宮司を戴いた社内の結束を固めようとする意図があったのかもしれない。安部惣左の説は中世の認識に基づく折衷説であり、ようやく両方の納得を得たが、益軒には清書の筆を執る気力は残っていなかったようである。

江戸時代の信仰で特筆すべき事は、沖ノ島における禁忌である。禁忌全般は『宗像神社史』下巻 p. 343-348、沖ノ島で用いられた忌詞については、大島中津宮社家の末裔である越智汎愛(1961):「沖ノ島の忌詞について」; 宗像大社社報『宗像』9・10・11・12 で紹介される。

禁忌の文献上の初見は、前述の益軒による『宗像神社縁起 奥津島・大島』で、忌詞を用いること、島の竹木土石の持ち出しを禁じることが記述される。寛政六年(1794)、青柳種信が福岡藩の防人として沖ノ島に渡島した際の『瀛津島防人日記』には、島での神異を語ってはならず「不言島」と称すこと、大島・沖ノ島で

の潔斎を記している。

禁忌に関する記録で必ず言及される忌詞に関しては、『延喜式』にみえる斎宮忌詞や一般的な沖詞とは用語の共通性は無いものの、忌むべき対象を死、血、僧尼、四足動物とすることは共通する。用語の異なりや、沖詞で共通して忌まれる蛇は沖ノ島に生息せず、沖ノ島の忌詞には含まれていないことから、言葉としては独自のものが用いられているようだ。忌詞の起源を何時に求めるかは断じ難いが、初見文献の稿本が宝永元年(1704)に成立しているから、島から何物も持ち出さない禁忌とともに江戸時代初期には遡ってよかるう。また使用者は、『瀛津島防人日記』に「今いうは皆海人が定めつる」とあることから、神事奉斎者ではなく、漁師が用いる沖詞として継承されてきた期間が長かったと思われる。越智(1961)によると、忌詞が「厳守されていたのは明治も中期頃までで、明治末から大正時代にはほとんど使用されなくなり、昭和に入った頃には、すっかり昔語りになってしまった」。

上陸前の海中楔は神道の潔斎からの派生であろうが、女人禁制について沖ノ島・宗像三女神信仰に即しての精神的・時間的起源を求める手掛かりを得ることは困難である。しかし、この禁忌が現在も厳守されているという現実重い。

③ 造営

天正六年(1578)の本殿造営、天正十八年の拝殿造営後、江戸時代には再三の修復が行われているが、そのうちの最大の事業が、福岡藩三代藩主黒田光之による延宝三年(1675)から翌四年にかけての社殿整備である。八巻文書一八七号宗像第一宮末社復興記、大社所蔵文書『宗像第一宮御造営記録』によると、宗像大宮司家断絶以来廃類していた百八神の末社を復興するため、田島の惣社の周囲に二十宇の社殿を新造した。そのひとつずつに奥津宮、中津宮を勧請し、残りの十八宇に六神ずつを勧請して末社百八神全てを祀った。現在の本殿周囲に祀られる末社社殿は、この時に造営されたものである。さらに、拝殿・御供屋・舞台・渡殿・一切経蔵・鐘楼堂・阿弥陀経石堂を修造し、色定法師による一筆一切経の修理・収納箱新調も行い、大規模な復興事業であったことがわかる。また、本殿・拝殿の重要文化財指定にかかる附指定資料として、前項⁽¹⁾中世

③社殿造営で述べた天正六年本殿造営の置札四枚の他に、江戸時代の修理棟札六枚がある。年次を追って示すと、元文元年(1736)の本殿・拝殿・末社・舞台・御供屋等の修理、安永九年(1780)の拝殿屋根葺き替え、寛政十一年(1799)の本殿屋根葺き替え、文政三年(1820)の本殿修理、嘉永五年(1852)の本殿修理、同年の渡殿屋根葺き替えである。

中津宮・沖津宮の社殿については、宗像家文書四三号天正十三年(1585)宗像宮御庁着座次第写に、「大島第二宮護灯」・「息御島護灯」とあって、灯明を供する設備の存在をうかがえる。中津宮社殿は、平成八年(1996)から十年にかけての本殿解体修理において、承応四年(1655)の年紀を持つ墨書が確認されて、河野家文書『中津宮書上』の福岡藩二代藩主黒田忠之の造営という記事の裏付けとなると考えられる。沖津宮社殿は、宗像家文書正保元年(1644)沖ノ島遷宮参候社人書上から、この時に社殿造営がなされたことがわかるが、それ以前は不明である。

4 . 終わりに

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」委託研究として、与えられた宗像大社文書の紹介と宗像大社の通史という課題に対して、大社所蔵の文書をできうる限り個別に取り上げて紹介し、中世・近世史についても所蔵文書を用いることを心がけて記述した。これまでの宗像研究において手薄な分野であったという思いから、とりわけ中世の神事・信仰に多くの紙面を割いた。

補注

- 1) 毛利家文書建長四年(1252)七月十二日関東御教書とあわせると、日本人女性との間に子息がいたことがわかる。同時代の宗像大宮司家の国際婚姻とともに、特別なことではなかったと思われる。
- 2) 柳原敏昭(2011):『中世日本の周縁と東アジア』第二章唐坊再論;吉川弘文館、も関係論文として追加する。
- 3) 関係論文は、黒田泰三(1988):「宗像大社の「州信」印三十六歌仙図扁額」;『美術史』124、黒田(2007):『狩野光信の時代』、中央公論美術出版、山本英男(2007):「狩野永徳の生涯」;『特別展覧会 狩野永徳』、京都国立博物館
- 4) 河窪(1982)「中世宗像社領に関する一考察において」では、田野別符についての未熟な考察にとどまったが、本稿で社領としての在り方、変遷を確認できた。
- 5) 河窪(2007)「『宗像記追考』が語る宗像戦国史の虚実」で、元和三年(1617)に大宮司氏貞旧臣の占部宗仙(貞保)が執筆したものであることを示した。
- 6) 『宗像神社史』下巻 p.124では「皇神の歌」とするが、『応安神事次第』乙本頭書に「星ノウタ」と書かれているように、宮中神楽の中の星三首である。

沖ノ島祭祀遺跡の再検討

祭祀考古学の視点から

サイモン・ケイナー 英国・セインズベリー日本藝術研究所副所長

要旨：沖ノ島の祭祀遺跡は、3世紀から9世紀にかけて祭祀的習わしに使用された場所の集まりであり、きわめて良好な保存状態である。考古学遺跡は、本質的に祭祀的な性格であったと考えられている物質文化の埋蔵物から成り、日本固有の宗教である神道の名の下にやがてまとめられる多くの祭儀的な習わしが形成されつつあった頃に起こった一連の祭祀行動を表すものである。沖ノ島は、考古学遺跡の豊かさから、奈良の東大寺正倉院にちなんで「海の正倉院」と呼ばれるようになった。沖ノ島の祭祀遺跡は、島での祭祀活動の継続性を示すと考えられること、また、その祭祀活動の多くが、国家形成期の日本の精神世界に係る信仰と関係すると考えられることから、特に重要であると考えられる。

本稿では、祭祀考古学の最新の発展と、宗教考古学という新しい分野をふまえて、沖ノ島の祭祀活動の証拠について考察する。特に、これらの祭祀的習わしの位置的側面、すなわち、それらが孤立した島というセッティングで起こったということ、問題の島(沖ノ島)が他の目的に利用されなかったことに着目する。沖ノ島は九州と朝鮮半島の間に横たわる小列島の一部であり、日本の国境を定義するうえで、また、日本列島と東アジア大陸との交流を推進するうえで重要な役割を果たした。他の島々としては、日本の壱岐・対馬と、現在の韓国にある竹幕洞がある。さらに、玄界灘からそびえる山としての島の形態も考慮に入れる必要がある。沖ノ島の祭祀的習わしは、日本内外の「山」や「島」を核とした初期の祭祀的習わしとも関係あるであろう。

祭祀的習わしは沖ノ島で現在まで継続しており、重要な問いかけは、この島の現在および近年の祭祀活動がどの程度初期の先祖を受け継いでいるのか、現代の祭祀的習わしはどの程度伝統の再発明になっているのかということである。沖ノ島は、現在、九州本島の宗像大社に関連した聖なる景観と考えられているものの一部を構成している。この景観の要素には、宗像大社自体の建造物群と諸施設、および胸形氏の先祖に関連する5世紀から7世紀の古墳群が含まれる。仏教の登場と、中央政権の力が大和地方から北九州までのびてきたことにより、この地域に新しい施設がつけられた。最も注目すべきは、沖ノ島から南東に僅かの距離にある大宰府に行政上の拠点が作られたことである。

キーワード：祭祀、宗教考古学、祭儀、国家的祭祀

1. はじめに：宗教及び祭祀の考古学

近年、宗教・祭祀考古学への関心がとみに高まっている。1992年、*Japanese Journal of Religious Studies* 特別号は、日本列島の祭祀・宗教考古学をとりあげ、先史縄文時代から歴史時代にわたる一連の事例研究を掲載した(Kaner and Hudson 1992)。本号は、オックスフォード大学で開催された「聖と俗」と題する会議の報告書(Garwood et al., 1991)の直後に刊行され、西

洋考古学が信仰、祭祀、宗教の問題に、考古学の正当な関心の対象として再度取り組むようになったことを印象付けた。それ以前、多くの「伝統的な」考古学者は、遺物の研究を通じた文化史の再構築に関心を寄せており、あらゆるトピックのなかで、聖なるものは考古学を通じて取り扱うのがもっとも困難とされていた。宗教、祭祀、聖なるものは、考古学の「推論のはしご(ladder of inference)」の最上段にあり、古代信仰システムの再構築は、技術、生活、一部の社会組織の側面を理

解するより、はるかに困難であると考えられていた (Hawkes 1954)。

西洋考古学は、1960年代から1970年代に新考古学またはプロセス考古学として知られるようになったものに大きな影響を受けたが、これは人間行動の普遍的法則を見極め、それを通じて考古学的記録を解釈しようとするものであった。新考古学そのものは、人間行動はこれらの普遍的法則を参照することで説明できると考えた前向きな思考の産物であり、底流にある経済的・社会的・技術的システムを明らかにしようとした。宗教と信仰は、しばしば社会的・経済的に高位の者が人民をいかに支配できたかというイデオロギーと同一視されるようになった (Demarest 1987)。

1980年代および1990年代には、新考古学とその認識論的裏づけに対する反動があり、人為の作用 (原文 human agency) が過去において果たした役割へと関心は移った。すなわち、決定論的、機械論的、包括的な「システム」のなすがままの存在でいるのではなく、世界に関与し、世界を理解することを通じて自らの運命をコントロールしようとする行為者 (原文 actor) としての人間である。人為の作用への関心により、特定の習わしの詳細 (な中身) やそこにみられる多様性に対する関心が高まった。同時に、人間の認知への理解が進んだことに助けられ、多くの考古学者は「認知考古学」、および人間思考の進化と、これが考古学的記録にどのように表されるかにいっそう興味を抱くようになった。これらの発展から生じた「認知・プロセス」考古学の一部として、宗教および信仰への関心が中心的な位置を占めるようになった (Renfrew 1994)。人間行動は経済的動機の結果に過ぎないのではないということ、そして人間は「文化」というフィルターを通じて世界を見たということが受け入れられた。

1980年代後半から1990年代にかけて、オックスフォード大学の「聖と俗」会議で目にしたとおり、宗教考古学の再生が見られた (Gibson and Simpson 1998, Hayden 2003, Insoll 1999, 2001, 2004, Merrifield 1987)。西洋考古学における祭祀宗教考古学への関心の再浮上については、2000～2009年にかけてケンブリッジ大学を中心とした「精神性の根源」に関するテンプルトン・プロジェクトがよく証明している。このプロジェクト

では、考古学者、人類学者、宗教研究専門家が一堂に会し、宗教考古学の概念を発展させ、一連の非常に興味深い新研究・アプローチを生み出した (Hodder 2010, Renfrew and Morley 2007, Barrowclough and Malone 2007など)。これらの研究では宗教考古学を真に学際的な視点から取り上げている。こうした発展に刺激され、他の多くの考古学者も今や宗教考古学の理論的な側面に取り組んでいる (Hays-Gilpin and Whitley 2008)。これらの研究は、宗教実践者の関与を得られているという点で特に重要であり、正に「多意見型 (原文 multi-vocal)」のアプローチを提供している。こうしたさまざまなプロジェクトにより推進された多くの事例研究を通じ、考古学は宗教を、見た目からは説明不能なものや、考古学的記録において「奇妙な」ものを説明する方法として理解することから離れ、信仰を、考古学的解釈に影響されやすい多くの物質的痕跡を残す人間行動の主要な動機付け要素として見る立場へ移ってきた。

祭祀及び宗教の考古学について書かれた現代の文献の多くが用語の定義に関するものであることは理解に難くない。コリン・レンフルーにとっては、**祭祀 (原文 ritual)** は以下のように定義し得る。

「『表現的行為の慣例的なプログラムの開始または反復』¹⁾ 従って、祭祀は、時間の中に位置づけられ反復されるパフォーマンス行為を生産することを含み、明らかにパフォーマンスの要素を有する。しかし、この定義は祭祀の根底にある信仰システムについて述べておらず、宗教的な動機付けについても暗示していない。表現的行為若しくはパフォーマンス行為という概念は、毎日の生活で反復されるありふれた行為の問題を回避している (Renfrew 2007 : 9)。

祭儀 (原文 cult) は、ここでもレンフルーによれば、「宗教的コンテキストのなかでの崇拜の習わし (Renfrew 2007 : 9) であり、「特定の者またはモノへの献身を暗示する宗教的崇拜の特定の形態」という者もいる (Malone, Barraclough and Stoddart 2007 : 2)。レンフルーは、「神聖な支配力を信じ、敬い、喜ばせたいという願望を示唆する行為または行動」という**宗教 (原文 religion)** の辞書的定義も有用であるとして受け入れている。ここで神聖とは、超越的または超自然的な何かをいう (Renfrew 2007 : 9 - 10)。一方、さらに近年この分野の研究では、以下の定義が提案されている。

「宗教は、超自然的な存在を仮定して、神秘的若しくは説明不能な現象を解決する信仰のシステムである。宗教は、信者が超自然の世界に関わるだけでなく、献身と信仰を示すことを可能にする、習わしと関連装飾の組み合わせである。宗教は、社会構造を形作る文化のあらゆる側面と複雑に絡みあっており、同時にそれによって形づくられてもいる (Steadman 2009 : 23)。

祭祀、祭儀、宗教に関する検討では、象徴性の問題を避けては通れない。象徴は多義である。すなわち複数の意味をもち得る、時代や(受けとる)人が違えば、違った意味をもち得る、曖昧になり得るものである (Turner 1967)。象徴を扱うなかで、祭祀は「社会にある不安定さを明確に助長する。というのも祭祀自体が矛盾する解釈をもたらすからである (Leach 1954, Malone, Barraclough and Stoddart 2007 : 2 による引用)。物質文化の研究は、どのようにして、物がそれ自体の作用力を獲得するのかを示してきた。この点については、本稿の最終章で再度言及する。

祭祀が執り行われるコンテキスト、それらの場所、時刻や季節などは、すべて祭祀の経験・解釈方法に影響を与えうる。「洞窟、景観、海景、山頂は、経験と感覚における特別な領域であり、その一部は季節的または日周的な光や大気の変化の影響を受け、ある状況を祭儀のための特別な場にする (Malone, Barraclough and Stoddart 2007 : 3)。

これらの一般的関心に加え、私は別稿 (Kaner 2007) で、祭祀・宗教考古学は、特定の場所における祭祀齋行の歴史などの要因を考慮に入れ、その場所の占有についての歴史全体と結びつける必要があると述べてきた。祭儀活動従事者の動機を論じるための枠組み作りが必要である。これを通じて、祭祀の伝統と宗教的実践における変化がもつより深い意味に取り組みできるようになる。ニューギニアにおける祭祀史に関するフレデリック・バースの革新的研究 (Barth 1987) に続き、これらの祭祀が発生スキームのはたらきとどう関連しているかを理解することも必要である。そのはたらきを通じて、主要人物は実施される儀式を最大限有効化しようと努め、やり方に関する知識を獲得する (Kaner 2007)。沖ノ島は、大陸から大和平野への情報の流れの中心である景観の一部であり、この情報の流れが、それらの体現する祭儀実践と信仰システムの歴史的発

展に影響した。

沖ノ島のケースは、災厄を避けるために宥めるべき神々や靈魂が住まう景観と人間との関わりを立証しているもので、特に興味深い。病気、難船、凶作による飢餓、匪賊・海賊の襲撃など、災厄の危険は常にあった。もっとも重大なのはおそらく、当時の大陸交流で非常に大きな位置を占めた多くの外交使節から災厄が生じるおそれが常にあったことである。沖ノ島は、胸形氏と新興のヤマト王権に代表される地域勢力により翻弄される象徴の海から現れた。ヤマト王権は日本列島全体を支配するとともに、朝鮮半島と中国の王権へのアクセスを支配しようともくろんでいた。さらに、等しく重要なことは、今日でもなお沖ノ島が一連の祭祀遵奉の中心であることである(祭りと祭祀の年間サイクルは、福岡2010専門家会議で完全にリスト化された)。これらは、歴史上の先例を広く利用しており、諸側面で宗像大社の祭祀において利用されている。宗教行動が本来いかに歴史的であり、蓄積されるものであるかを理解する機会として非常に重要である。

2. 神道考古学

神道考古学は、主要な学術論文 (Oba 1972 - 81) および日本内外の展覧会・公演会で注目を浴びてきた (Harris 2001)。エドワード・キダーは、自然との関係やある種の場所で行われることに言及した、有用な神道祭祀の入門概説書を著している。

「ほとんどの神道祭祀の場所は、自然地形学と直接的な関係を示す。これらは山、峠、川、小川、泉、湖、池、島、崖、岩、および木と関連している。靈魂はこれらの現象の近くに存在すると信じられていたため、供物はもっとも神聖であると思われた場所、またはその近くに捧げられた (Kidder 1972 : 34)。

これらの場所の遺物は、供物の奉納方法によって、ばらばらに散乱していることが多く、今日、地表でその存在を示すものがないこともある。実際に埋納されることはほとんどなかった。概して、奉納品は聖地にそっと投げ入れられた。井戸や水たまり、河川などの水に投げ入れられるものもあれば、木に吊るされるものもあった。また小さなテーブル、盆、または棚に置かれることもあった。これらの方法のうち複数が用いられることも多く、すべて、今日でも見られる。この種の実践のために遺物が広く散乱したおそれがあるという必要はほとんどない

が、一部の遺跡では断層が見つかり、供物の種類と質の時系列的な変遷が認められた(1972:34-35)。

リチャード・ボウリングは最近、日本の古代宗教史について研究した(2005)。6世紀における仏教日本伝来の頃は、以下のとおりであったと結論づけた。

「早くから日本人は、多くの初期社会と同様、聖なる空間と、一部の場所や物の荘厳な性質に強い感覚を有していた」ことを認めるものの、「6世紀の土着信仰・祭儀の説明は、仮説に留まらざるを得ない。」これらの要素を表す言葉はカミである。特定の場所と関連付けられることが多く、「これらの場所は、すべての管理不能なでき事が生まれる、この世とあの世の間の接点として扱われた。」これらの聖地の穢れは避けるべきであった。さもなければ、「カミはすべての予言不能なもの、生命と健康の、しかしまた不幸と災厄の源でもあったため、『悲惨な結果』になるおそれがあった。祭祀の完全かつ定期的な齋行は、その場所により表される存在または力を懐柔し、おだて、あるいはそれらがその能力のために思い出され、尊敬されていることを単に示すために必要であった(2005:39)。

ボウリングはまた、6世紀までに一部の家族集団、すなわち氏が「世襲の祭祀者」になったことを認めた(同上)。

また、「明確な形はないが、土地固有の神聖な存在が氏の祖先神になったプロセスで、祖先神はその集団のアイデンティティを象徴化した。これはおそらく6世紀まで普通のことであり、552年の仏教伝来に対して報告されている中臣氏の反応を見れば、神社に祀られ、氏族が祭祀を担当する一連の守護神があったと仮定することができる(同上 40)。

重要なことに、ボウリングはさらに次のとおり述べている。

「祭儀に関する地方的特徴に関する重要な推論のひとつは、それらが基本的には相互に関連していなかったことである。確かに、これは一貫したシステムではなかった。物部氏や中臣氏が552年に言及したものが何であれ、それは組織化された宗教に似ても似つかないものだった」(2005:40)。

3 . 沖ノ島の祭祀遺跡

沖ノ島は、朝鮮半島南西端と九州の北西角の間に横たわる玄界灘にある。九州本島から伸びる小島の連なりにある離島である。

1954年から1972年に行われた考古学調査により、4

世紀から9世紀にさかのぼる23カ所の祭祀遺跡が確認されており、約8万の人工遺物が出土し、その後すべて国宝に指定された。これらの遺跡は、時系列的に次の4段階に分類される。(1)岩上祭祀(4世紀後半～5世紀前半)、(2)岩陰遺跡(5世紀後半～7世紀)、(3)半岩陰・半露天祭祀(7世紀後半～8世紀)、(4)露天祭祀(8世紀後半から9世紀末)。

顕著な普遍的価値に関する宣言(Fukuoka 2010:14)では、沖ノ島で執り行われた儀式の性格と意義について現在の考え方を要約し、本稿で取り上げる一連の問いを挙げている。

沖ノ島は4世紀後半から9世紀末にかけて航海の安全と東アジアの国々との交流の成功を祈る国家的な祭祀が行われた遺跡である。沖ノ島における祭祀は巨岩に神を迎え、威信財を奉獻する祭祀から、岩から離れた露天で神を迎え、専用の品を奉獻する祭祀へと変遷する。そして沖津宮・中津宮・辺津宮の三宮から構成され三女神を祀る宗像神社へと発展した。ここでは自然崇拜から、社殿成立までの過程がおえる。また宗像神社の視覚的軸線に基づき配置された三宮とその景観は、神話そのものの信仰景観を保つ。本資産は宗像氏が主体となり、禁忌をはじめとする文化的伝統によって、古代から現在まで守られている。自然とのかかわりを大事にする神道の祭祀の変遷とそれを支えた宗像氏という歴史的に重要な段階を最もよく代表し、最もよく保存されている稀有な事例である。(Fukuoka 2010:14-15)。

沖ノ島に関するこれまでの専門家会議と国際会議で、一連の問いが提起されてきた。本稿では、沖ノ島の神社と関連祭祀についてコンテクストに照らして説明をする(ここでいうコンテクストとは、日本の国家形成と東アジア大陸との関係といったより広い歴史的コンテクスト、また、北九州地域で起こっていた出来事のコンテクストをいう)。その後、「聖なる島々」と「聖なる山々」、およびその考古学の重要性を検討し、それから、他所でのこれらの分野における研究が沖ノ島祭祀に関する考古学に光を投げかけるうえでどのように役立つかを検討する。ここで問いは、以下のとおりである。

4. コンテキストに照らした沖ノ島祭祀の歴史についての叙述

縄文前期・中期・晩期および弥生時代の土器の存在から証明されるとおり、島は4世紀に岩上祭祀の始まる前から知られていた。「沖ノ島には継続的に人が訪れており、短期間滞在することも多かった。」朝鮮半島の土器も島で発見された。これらの遺物に関しては、特に祭祀的なものはなく、興味深いものではあるが、おそらく漁師や興味本位の農民による時折の上陸以上を示すものではない。

第1期：4世紀後半～5世紀前半

この期間、祭祀は巨岩の上で執り行われた。祭祀は、ジョアン・ピゴットが「連合の中核」と呼んだ畿内の新興中央政権が胸形氏などの宗教勢力と争い、同時に東アジア大陸の勢力と争い、ついには、朝鮮半島で軍事行動に参加して失敗したときにさえ執り行われた。これはまた、神道家・松前健が、神道は単純な地域祭儀という原始的形態から氏族神道に変化した、すなわち胸形氏のような強力な宗教集団が初めて沖ノ島のような特定の祭祀場所を有して自らを認識した段階であった。

5カ所の遺跡がこの段階と関連づけられている(16、17、18、19、21号遺跡)。供物と解釈される物は、この時期に副葬品として古墳に埋納された人工遺物と同じカテゴリーであり、以下のものを含む。

漢魏代の舶載鏡およびその仿製鏡(菱鳳鏡・方格規矩鏡・内行花文鏡・龍鏡・獣帯鏡・三角縁神獸鏡など)・碧玉製腕飾(石釧・車輪石・鍬形石)・鉄製武器・工具・滑石製祭祀品(平玉・剣形品・円板・釧、子持勾玉・勾玉・ガラス玉・管玉)・雛形祭祀品(刀・刀子・斧・魏鏡)・土師器・手捏土器・鉄鋌(Fukuoka 2010: 6)。

沖ノ島の初期段階での注目点は、鏡と玉類であると思われる。17号遺跡は沖ノ島における大規模祭祀齋行の最初の証拠である。遺物には以下のものがある。

「さまざまなデザインの鏡21面、翡翠・碧玉または滑石の管玉・勾玉。この時代の鉄剣7本、短剣3本、蕨手刀子2本も、すべて断片であるが発見された。鏡はすべて同時代の中国鏡を模倣して作られた日本製であるために、

大きな注目を集めた。17号遺跡に大きく集中している遺物に匹敵するのは、ヤマト王権の豪族の巨大墓で発見された遺物のみであり、沖ノ島を葬送地以外では独特な存在にしている。多くは畿内発見品と同様のデザインである。これらの遺物は実際には畿内を起源とし、供物または贈り物として沖ノ島にもたらされたと広く信じられている。このシナリオは、5世紀に見られる倭の王たちの行動拡大とよく一致する。連合の中核にいた王たちは、贈り物や祭祀での協働を通じて地方豪族との連携を築いた。今日まで、日本列島のどこにも沖ノ島以上にこれを証明する場所はない。ピゴットによれば、沖ノ島は連合の中核からの相当量の供物の最初の受け手であり、そこで発見された品々は、ヤマト王権の年代記による宗像三女神への崇敬を、形をもって証明している。これらの遺物は、地域氏族と、大阪平野を中心とする新興政権の間に起きた連携の過程を示している。宗像三女神を高価で象徴的意味のある品々をもって崇拝することにより、4世紀後半から5世紀の畿内リーダーたちは、宗像との絆を強化した。また胸形氏)は連合の中核との連携を通じて、その特権と地方での権威を強化した(Morley 2009)。

この時代、ヤマト王権は朝鮮半島への進出を開始した。高句麗・新羅に対する百済・伽耶両王国との関係が形成された。ヤマト王権と百済の間では、関係が特に緊密であったと思われ、371年には七支刀が百済王からヤマト王権の支配者に贈られた。しかし、史料は、当時の朝鮮半島へのヤマト王権の関わりが特に成功したとは示しておらず、好太王の碑(414年)は、倭が新羅と百済を391年に攻撃したが、帯方郡で高句麗の軍勢に敗れ、404年に撤退したことを述べている(Fukuoka 2010: 6)。

ヤマト王権は5世紀初め、中国の朝廷に貢物を贈るようになり、413年には東晋へ、421年から478年にかけては宋へ、479年には齊へ、502年には梁へ、使節を送った。遣使の動機のひとつとして考えられるのは、「朝鮮半島における軍事統帥権を求めることを目的として行われた」ことである(Fukuoka 2010: 6)。

宗像地方全体の中では、多くの小規模前方後円墳が古墳時代の初頭(4世紀前半)に釣川中流に築造された。その後、より大規模な古墳、特に東郷高塚古墳(4世紀後半)が築造されるが、これは沖ノ島の岩上で最初の祭祀が執り行われた時期と一致する。このことから、当時、胸形氏の重要性が拡大したことがわかる。5世紀初頭から、首長墓は海岸へ移動し、それにより津屋崎古墳群が成立した。

宗像大社自体については、宗像三女神について最も早い言及が『日本書紀』の以下の記述にある。

「426年に阿知使主が呉(中国江南地域、南朝宋時代)から筑紫に帰国したとき連れ帰った四人の工女を胸形大神が所望したのでその中の兄媛を献上した。430年には宗像三神が宮中にあらわれ、天皇に領民収奪のことを告げた。しかしこの時、三神に対する祭祀は行わず、その崇りによって皇妃が死亡した。天皇はこれを後悔して、車持君が筑紫に行き宗像神の神戸(充神者)を奪った事実を確かめ、それを取り戻し宗像神に返したとされる。」(Fukuoka 2010: 6)

ジナ・バーンズは、最近、三輪王朝の祭儀的性質について興味深い新モデルを提案し、「三輪の祭司者のカリスマ性または古墳文化に固有の魅力」(Barnes 2007: 184)を強調している。これは、最終的に7世紀中葉に沖ノ島の祭祀を支配することになるヤマト王権の覇権を立ち上げた宮廷であったが、この局面においては、沖ノ島で起こったことは何であれ、奈良盆地で起こったことと類似性があるにしても、地域祭祀という構造の一部であった。

バーンズは、三輪王朝の祭儀の性質は、2世紀後半から畿内新興エリートが道教思想を受容したことと関連があったと論じている。この分析の中心にあるのは、西王母、東王父と虎の像を示す神獸鏡の存在である。バーンズは、古墳時代初期の社会における、女王卑弥呼や倭姫(ヤマトヒメ)など高貴な女性像との強い類似性を指摘する。これらの属性には、次のものがある。神聖な力の保有、政治支配層との連携、神との結婚、権威者の結びつき、そして山々との結びつきである。「王母の家は山であった、倭姫の夫は山の神であった、姫も卑弥呼も人工の山に埋葬されたと伝えられている」(Barnes 2007: 181)。これらのアイデアは、朝鮮から九州を通じて日本にはいつてきたと想定され、沖ノ島での供物に神獸鏡が1面含まれていることは興味深い。

第1期の時系列的まとめ

350~450 沖ノ島祭祀の第1期(岩上祭祀)

300~550 ヤマト王権時代

265~420 晋王朝

420~581 南北朝時代

300~600 原始神道から氏族神道への発展

414 好太王の碑(ヤールー河畔、高さ6.4m)が400年と404年に倭の軍勢が朝鮮で敗北したことを伝える(391年から倭の朝鮮での活動が活発化し、新羅と同盟を組み、百濟、そして高句麗と敵対した)。

第2期: 5世紀後半から7世紀

この時期、沖ノ島の祭祀は、岩陰で執り行われた。これは、ヤマト王権が権力を日本中に拡大し、瀬戸内海と北九州の海の交通路を支配したため、日本列島における大変化が起きた時代であった。この段階の終わりまでに、ヤマト王権が任命した官人が、沖ノ島のすぐ西にある日本の主要な港である筑紫で活動を始めた。第2期の後半(6世紀後半、すなわち、仏教伝来時の頃)から7世紀中葉までの沖ノ島祭祀に関する証拠に大きな不足があることは興味深く、これはさらに調査を必要とするテーマである。5世紀後半から7世紀は、東アジア世界との関係について日本国内政治で大きな発展があった。朝鮮半島から仏教が伝来し、大化の改新(645年)があり、律令制度が導入された。政府の機能は「天皇の直接支配下にある有力氏族連合から、天皇のもとに中央集権化された国家権力に変化した」(Fukuoka 2010: 8)。こうした背景で、氏族神道は国家神道に進化し、祭祀と教義は標準化され、ヤマト王権の支配下にはいった。この発展はまた、沖ノ島の祭祀活動が明らかに中断したことを思い合わせると興味深い。

12カ所の遺跡がこの段階と関連付けられ、沖ノ島祭祀遺跡の最大部分を占める(4、6、7、8、9、11、12、13、15、22号遺跡)。「雛形祭祀品や滑石製祭祀品の占める割合が、以前より一段と顕著になってきている。また、新羅の金製指輪や馬具などがみられ、朝鮮半島との交渉が活発に行われていたことを物語る」(Fukuoka 2010: 7)。岡崎(1993: 313)は、同様の品々がこの時代の日本の墳墓から発見されたと述べている。

Morley は以下のとおり、述べている。

「沖ノ島における儀式の第2期では、供物として使用される輸入品の数が顕著に増加した。これらの品々には、武器・甲冑、土器、金属器があるが、この時代の最も重

要な発見はカットガラスの小片2つで、凸形状であることから、かつては碗の一部であったことを示唆している。それらの独特のデザインは、ササン朝時代にイランのギラン地方で製作されたガラス製品とまさしく一致する。これほど貴重な品が沖ノ島で祭祀品として使用されるようになったことは、この島が祭祀の中心として引き続き重要であったことを証明する。この時代の発見品は、6世紀に広まった傾向を反映している。日本列島全体にわたり、金製装飾品や馬具などの品々が、それまでの時代に威信を表す品物として使用された青銅剣や勾玉にとって代わり始めた (Morley 2009 : 37 - 38)。

Morley は、さらに続けて、次のように述べている。

「しかし、この時代の沖ノ島考古学的記録には、奇妙な不足がある。6世紀後半から7世紀前半の人工遺物がまだ発見されていないし、今後そうした発見があるだろうが、現在の情報でこの1世紀間を見ると神を宥める祭祀品に欠落があり、困惑させられる。これまで、このどん底状態については説明されていない (Morley 2009 : 38, Pigott 1997 : 63 - 70を引用)。

これはまた、宗像地域に変化が起きた時代であった。釣川の中流近くに集落が建設され、人工遺物からは朝鮮との強い結びつきが示唆されている。これらの集落は、古墳時代中期の国際関係上、重要な拠点であったと思われる。手工品には、鉄製品、須恵器、滑石製品があり、沖ノ島祭祀で特徴的な滑石製品はこの場所で作られたことを示唆している。田熊石畑 (5 ~ 6世紀) で発見された大規模な倉庫群は、胸形氏により管理されていたと思われる。

この時代には胸形氏の首長墓の場所に変化があった。それまでの釣川河口の墳墓から、海岸に沿って南西に移動したのである。多くの大規模な墳墓が建造され、一部は朝鮮半島からの影響を示している (例えば、勝浦峯ノ畑古墳の石室には高句麗の影響があり、同じ墓の横穴式石室は、伽耶の影響を受けている。副葬品には、高句麗・双楹塚古墳の壁画に見られるような薄い鉄の板 (鉄鋌) 戟 (鉄銚) 鞍につける旗竿 (蛇行鉄器) がある。宮地嶽古墳には、7世紀に建造された、日本で第2位の規模の石室 (23m) がある。「頭椎大刀 かぶつちのたち」、金銅製馬具、ガラス片などここで発見された祭祀品の素晴らしさから、天武天皇に嫁ぎ第一皇子をもうけた尼子娘の父、胸形君徳善の墓と信じられている (Fukuoka 2010 : 8)。

宗像神社については、『日本書紀』には478年頃、凡河内直香賜 おおしこうちのあたえかたぶ」と采女 (うねめ) を遣わして宗像神を祀らせたという記述がある。同年3月には、天皇が新羅征伐を企てたが「神」が難色を示したので中止したという。この「神」は、「ヤマト王権の外交に関わる重要な国家祭祀の神としての地位を確立してい

た」宗像神と思われる (Fukuoka 2010 : 7)。6世紀については目立った記録はないものの、649年、「宗像地区はその役割から神郡となり、宗像神社に寄進された。宗像郡大領は神主を兼任し、三等親以上の連任を許される特権をもっていた。国郡制度が成立するまで胸形氏は政権に直接結びついていたが、国郡制成立以前には、宗像氏は中央と直接つながっていたが、成立以後は、大宰府管内の一郡司となった。しかし、この動きをもつても、宗像郡大領は宗像神社神主を兼任して、依然として中央権力に対して影響力を有していた。胸形君徳善の娘である尼子娘が大海人皇子 (天武天皇) の後宮となり、655 (斉明天) 年に高市皇子を生んでいることはその証左であろう。このようにして、宗像氏は中央王権と密接なつながりを維持したのであった。 (Fukuoka 2010 : 7 - 8)。

要約すれば、この段階で胸形氏は海上交通、沖ノ島での祭祀、国際交流、および鉄器・須恵器の生産に大きく関わっていた。胸形氏は、朝鮮の出来事に明らかに影響され、「安定的に先進技術や文物を入手することによって、勢力を拡大し航海を基盤に王権と結びついていた (Fukuoka 2010 : 8) 。鉄の象徴的重要性と、朝鮮半島南部、特に伽耶国からのインゴットとしての鉄の輸入管理は、この段階において重要であり、この象徴性はさらなる検討に値する。

岡崎は、当時の日本の状況を理解するために沖ノ島の祭祀の意味を要約し、次のとおり述べている。「この時期、ヤマト王権は北九州を含む遠隔地を確実に支配した。これは一部には軍事行動によって達成されたものであるが、宗教的象徴の掌握も重要な役割を果たした (1993 : 314) 。

岡崎は、沖ノ島の神社が漁師、農民、地元氏族長らによって建設されたと考えている。

「海に浮かぶ山である沖ノ島では、究極的には、ある山がカミの住みかであるという信仰から、その神聖性が生じている。畿内の三輪山や春日山、関東の赤城山や二荒山など特別な山々にカミが住むと考えたのと同様、人々は宗像三女神の一人がこの島に住むと信じた。低地の農民は米の豊作をもたらすカミを崇敬するため、山頂に神社を建て、農民も漁師も、豊作、豊漁を願って沖ノ島に神社を建設した。地元の氏族長たちも、政治的権力を宗教上の立場から認め、土地と人々への支配拡大を助けてくれるカミとの特別な絆を願って、沖ノ島を崇拝した」 (1993 : 314) 。

第2期の時系列的まとめ

- 450～650 沖ノ島祭祀の第2期(岩陰祭祀)
- 520年代 磐井の乱(8世紀の史料によれば、筑紫君磐井が、ヤマト王権に敗れた戦い)。磐井は、福岡県八女市の岩戸山古墳に埋葬された。これは北九州最大の古墳である(全長135m)。
- 536 ヤマト王権が瀬戸内海に沿って一連の穀倉(屯倉)を設置した。福岡平野のものは、那津宮家(なつのみやけ)と呼ばれた。ヤマト王権の総領が筑紫で任命された。
- 552 日本への仏教伝来(一部の史料によれば538)
- 550～710 飛鳥時代 581～618 隋王朝
- 618～907 唐王朝
- 600～700 氏族神道から国家神道への発展
- 600 倭が最初の遣隋使を派遣
- 607 第2回遣隋使、608年に隋の官人を12名伴って帰国。魏志の記録以来、初の中国使節
- 600年代初頭 那津宮家ではヤマト王権の総領が、筑紫太宰と呼ばれた(九州都督府)。

第3期：7世紀後半から8世紀

この段階では、沖ノ島の祭祀は、一部は巨岩の岩陰で、一部は露天で執り行われた。この時期には、ヤマト王権の九州支配が形成された。

「3カ所の遺跡がこの段階に関連付けられる(5、14、20号遺跡)。初めて、中国伝来の重要な文化的遺物が出土した。これらは、「唐三彩と金銅製龍頭」、ならびに「紡織機、鐸、弦楽器、および人形」などである。報告書によれば、「律令祭祀で用いられる祭祀遺物が、全国に先んじてみられ、かつ土製・木製の製品ではなく、金銅製品であらわれてくることは、一般の祭祀遺跡にはみられない。沖ノ島の国家的祭祀の性格を裏づけるものである(Fukuoka 2010 : 8)。

Morley は以下のように述べている。

「7世紀中葉、日用品のミニチュアやレプリカを祭祀品として使用する、興味深い傾向が生じた。人形のほか、ミニチュアのナイフ、矛、斧が出土したほか、多くの品物は、ミニチュアの織機や紡錘など、織物と関連付けられるものであった。これらの実用品を縮小したレプリカの供物は、以前の時代に使用されていたものより価値が低いように見えるが、必ずしもそうではない。これらがミニチュアのレプリカであり、そのために人間の使用に適さないという事実そのものが、宗教的祭祀品としての使用目的のみで生産された、純粋に祭祀用品としての価値を強調している。しかし、市場価値の高い品物を使用する祭祀は、祭祀齋行の大きく分けた第3期に短期間、再出現する。8世紀には、唐から伝えられた品物が祭祀品として登場した。中でも最も注目に値するのは、唐三彩と称される美しい多色の陶器である。この時代の人工遺物を含む5号遺跡からも青銅製ミニチュアの5弦のツィターや、短命だった中国の東魏王国で生産された青銅製龍頭彫刻が出土した(Morley 2009 : 38 - 39)。

さらに、岡崎は、織物と胸形氏の間特別な関係があると述べた。

『肥前風土記』は宗像地方の人々が機織りに優れたと述べている、『日本書紀』の応神記の一項は、中国南朝のひとつに、縫女を求めするために使節が送られ、そのひとりがカミに奉仕するために宗像に与えられたと述べている。この項目は、魏志に記載された「倭の五王」からの使節のひとつに言及している可能性がある(1993 : 315)。

この段階で、宗像大社では、以下のとおりであった。

「709(和銅2)年、筑前国宗像郡大領外従五位下宗形朝臣等杼は外従五位上に昇叙されるという記事がある(『続日本紀』)。宗像氏は宗像郡大領(郡司)と神主を兼任し、祭祀・政治ともに宗像郡を掌握した。その後も10世紀中頃まで宗像神の叙位昇格は行われた。宗像氏が重用された背景には、この頃生じた新羅との関係の緊張が原因と考えられる。(Fukuoka 2010 : 9)。

再び、この時期には朝鮮半島との関係において興味深い進展があった。高句麗と百済が655年に新羅を攻撃した。新羅からの救援要請に答えて、唐は最初、高句麗を、次に百済を攻撃した。660年、百済の首都・扶余が陥落して、百済王国が崩壊した。ヤマト王権は、旧同盟国である百済の支援に赴き、白村江の戦いで新羅と戦い敗北、朝鮮半島から撤退した。668年、高句麗も倒れ、676年、新羅が朝鮮半島統一を完了した。ヤマト王権は高句麗崩壊後、新羅に使節を送るようになった。

この困難な国際状況のなかで、沖ノ島に中国製品がもたらされたことは、興味深い。

「5号遺跡からの...唐三彩土器の破片は、702年の第8次遣唐使、または717年の第9次遣唐使によりもたらされたものと考えられる。金銅製龍頭については、大伴狭手彦が562年に高句麗を破ったあと、王宮から日本にもたらされた宝物に2旒の五色幡が含まれていた。高句麗は東魏に朝貢しており、杉山勇三は、これらが東魏(534~550)から高句麗を経由してもたらされたと言説をたてた〔Fukuoka 2010: 9〕

第3期の時系列的まとめ

- 650以降 国家神道の成熟
- 650~750 沖ノ島祭祀の第3期(半岩陰・半露天祭祀)
- 663 白村江の戦い(斉明天皇と中大兄皇子が百済を支援して、唐・新羅に対抗)。日本は敗北を喫し、朝鮮半島から撤退。
- 664~671 熊津の中国都督府から5人の中国使節がやってきて、外国人の渡来に対する不安が増大したため、対馬・壱岐および筑紫地方に防衛施設、城砦、烽(とぶひ)を建設した〔Batten 2006: 25〕。この時期、大宰府が真に機能し始めた。大領(太宰)は、いまや中央朝廷の貴族の一員で、例えば、敏達天皇の孫・栗隈王が671年に任命された。大宰府政庁と筑紫館(おそらく百済最後の王朝の扶余をモデルにしたもの)が建設された。664年、巨大な堤・水城が建設された。ヤマト王権が九州に支配を固めてゆく重要な時期である。大宰府は、事実上、日本への入国管理ルートになった。防人が徴兵され、難波から派遣された(全部で約3000人)。この制度は、約100年以上にわたり継続した。
- 668 新羅が高句麗を滅ぼす。日本へ最初の使節を送る。700年までの23次にわたる使節の最初である。日本から新羅へは9次の使節が渡った。ほとんどの新羅使節は九州に滞在したが、697年の新羅使節は藤原京に招待された。使節の数は700年以降減少し、730年までは9回であった。
- 702 大宝律令の公布

- 710~794 奈良時代
- 712 『古事記』の完成
- 718 養老律令
- 720 『日本書紀』の完成
- 東北鎮撫のために多賀城を建設
- 727 渤海(新羅と唐に対抗)が第1次使節を日本に派遣。日本の「朝貢国」となる。
- 731 日本は、新羅と日本の関係悪化を背景に、新羅を攻撃(朝鮮の史料による)。新羅は唐の支援を受けた。しかし、730~779年、霧困気は険悪であるにもかかわらず、新羅から日本へ12回、日本から新羅へ7回の使節がさらに派遣された。新羅の使節は、もはや平城京に自動的に招待されることはなくなった。
- 735 新羅からはいつてきた天然痘のために、最終的に日本の人口の3分の1が死亡した。対応は、寺院での読経と神社での祈禱であった〔Batten 2007: 68〕。沖ノ島の霊も効果がなかったようにみえる。
- 738 東大寺建立(皇室のため)
- 741 国分寺制度の成立

第4期：8世紀後半~9世紀

沖ノ島における主要な祭祀活動の最終段階では、公的な面をもった露天祭祀に注目が移った。これは大宰府の衰退に伴い、外国交流への支配力が次第に衰えたことを背景とした。この期間の後半、中国および朝鮮から渡来する非正規の訪問者が増加し、海賊がしだいに登場し、対馬・壱岐の日本人集落や施設のみならず、大宰府そのものをも攻撃するようになった。9世紀後半までには、海賊撃退を願ってさまざまな神社で供物が捧げられたが、沖ノ島でこれが行われた記録はない。3カ所の遺跡が、この時代に関連づけられる(1、2、3号遺跡)。最大である1号遺跡は、以下のとおりである。

「露天に広大な祭場を設け、何度も同じ場所で祭祀が行われている。奉獻品は、おびたしい量の須恵器、滑石製祭祀品(大形扁平勾玉・扁平子持勾玉・白玉・平玉・円板)、滑石製形代(人形・馬形・舟形)に加え、鉄製の

⑩ . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討
祭祀考古学の視点から

武器・工具、銅椀、金属製雛形祭祀品(鐸・儀鏡・金銅製紡織具・容器)などがあった〔Fukuoka 2010〕。

希少な品物には、「10余個の奈良三彩有蓋小壺、皇朝銭(富寿神宝)、八稜鏡片などがある。富寿神宝は836(承和3)年に行われた第19回遣唐使の頃にもたらされたものと考えられる。」祭祀の終焉については、明確ではないが、富寿神宝が818(弘仁9)年の初鑄にかかるものであることから、少なくとも九世紀前半ごろまで祭祀が行われていたといえる。(Fukuoka 2010: 9) 岡崎(1993: 313)は、銅鈴(スズ)を遺物のリストに追加しており、「奈良三彩12個体も発見された。滑石製品は、おそらく禊の儀式で(形代として)使用された。これには、人間、馬、船の像がある。(Okazaki 1993: 314)。

Morley は次のとおり、述べている。

「祭祀の第4期は、比較的価値の低い品々が多用されたことを特徴とし、これらには、各種の杯、蓋、椀、甕、壺のほか、少なくとも1回は国内製の銅銭があった。この時代の陶器の一部は、沖ノ島と宗像地区沿岸部でのみ発見され、地元の窯で製作されたのち、島に運ばれたことを示している。この時期の遺物は大量にあり、2008年現在、約半数が完全に目録化され、研究されている。価値の高い物では、小型八角鏡や、奈良三彩といわれる国内製陶器などが発見されているが、それでも過去の時代から発展を遂げたことは間違いない。重要なことは、輸入品がこの時代にはまったく発見されないことである。10世紀になると、沖ノ島における大規模な祭祀齋行の時代は永遠に終わりを告げた〔Morley 2009: 39 - 40〕。

国際状況は、遣唐使(836年まで)や遣新羅使(799年まで)が引き続き派遣されており、「比較的安定」していたと考えられる。しかし、702年から、第8次以降の遣唐使はより南のルートを取るようになり、その結果、船の難破が増えた。遣唐使は最終的に894年に廃止されたが、それまでは「航海の安全を祈る国家的祭祀はきわめて頻繁に行われた〔Fukuoka 2010: 9〕。

遣唐使に関する祭祀では、794(延暦13)年宗像神社に読経のため等定らを派遣し、度僧を置く(『類聚国史』) 838(承和5)年には第十七次遣唐使往還の間、宗像社の度僧2人をして平穩を祈らせる(『続日本後紀』)という記述がある。その後979(天元2)年には神主職の他に大宮司職が設けられ、それ以降約500年間大宮司職が神社を統括するようになる。(Fukuoka

2010: 9)。

沖ノ島における国家的祭祀の終焉

Morley は、主要な祭祀齋行の場所として沖ノ島が放棄されたことを示唆する理由を要約している。最も信じられている説は、以下の通りである。

「日本が遣唐使を廃止したこと。遣唐使がもはや派遣されなくなったため、航海安全の確保のために入念で費用のかかる祭祀を執り行う必要がなくなった。この見解は、7世紀から9世紀における沖ノ島の祭祀の優先的な目的が、疑いなく、航海安全の確保であったという事実により裏づけられる(典型的には石、木、滑石から掘り出される船形、すなわち船をかたどった小型の祭祀品)により証明される。」

しかし、Morley はこれを唯一の理由とはみなしておらず、以下のように述べている。

「宗像大社は、日本で新たに慣例化された皇室の政策という枠組みの中で繁栄していた。...宗像三女神、さらに拡大して神社そのものが、9世紀に格式を高めた。このときまでに、日本列島の社会的・政治的秩序は、中国の法と統治の原則に基づき、イデオロギー形成と行政再編の過程を経験していた。この過程以前は、沖ノ島における祭祀齋行は、胸形氏と畿内の王たちの絆を固めるために役立っていたが、8世紀後半から9世紀前半までには、儀式のための位階制度と世襲による地方役職叙任などの異なったメカニズムが、同様に機能していた〔Morley 2009: 41〕。

さらに、辺津宮は、胸形一族にとって一種の本拠地となった。これは行政において公的な重要度を高め、781年には辺津宮において宗像三女神が「集合的に崇拜」されていた。「また、平安時代を通じて、朝廷から宗像大社への供物がなされたり、有力庇護者がこぞって辺津に赴いたりした。要約すれば、特権的関係の構造変化と辺津神社の精神的中心性の高まりが結びついて、沖ノ島における宗像三女神を宥める必要が明らかになったのである〔Morley 2009: 41〕。

エドワード・キダーは、神道考古学に関する要約のなかで、次のとおり、かなり直裁な要約をしている。

「奈良時代以降、朝廷が朝鮮に興味を失ったため、おそらく、これらの遺跡での供物奉納のほとんどが胸形氏に引き継がれた。これにより、ごく一般的な祭祀場で見られるレベルの供物の質が低下したことの説明がつく。後の時代の少数の遺物も発見された。例えば、宋銭16個などが4号遺跡から出土した〔1972: 36〕。

第4期の時系列的まとめ

- 750～900 沖ノ島祭祀の第4期(露天祭祀)
- 752 奈良大仏開眼供養
- 750年代から760年代 藤原仲麻呂が朝鮮への大規模侵略計画を立てるが、実施されなかった。
(中国の安祿山の乱の後)
- 760 万葉集の完成
- 774 天変地異の年
- 779 遣唐使派遣(804年と838年も)。894年の計画は中止された。
- 780 最後の遣新羅使
- 780年代～935 新羅は後継紛争と宮殿での反逆により国内で弱体化した。新羅の国境には隙が大きくなった。さまざまな「友好的」朝鮮人が、移民、逃亡者として、その後(830年代から840年代)には商人として、非公式に九州にやって来た。
- 784 長岡京遷都
- 794～1185 平安時代
- 803 坂上田村麻呂が蝦夷を北方へ追放
- 811 「海賊」の最初の歴史的記録(対馬)。ただし、悪意は明らかではない。
- 820年代～840年 張保臯が活動。中国北部から日本にかけて商業帝国を築く。Wan島の清海府で新羅の沿岸警備にあたった(Batten 2007: 84)。840年に日本に貢物として鞍を贈ろうとしたが、拒絶された。日本の官僚が関わる複雑な事件であった。
- 850年以降 新羅の海賊が九州で略奪を開始
- 869 新羅の海賊が博多を襲撃し、絹や糸を強奪。日本三代実録が伊勢神宮、岩清水八幡宮、宇佐八幡宮での供物を報告しているが、沖ノ島での供物の記録はない。
- 890年代 海賊の襲撃が増加
- 894 対馬で大規模な海賊の襲撃(海賊2500人か?)
- 894 菅原道真が遣唐使の廃止を宮廷に進言。沖ノ島での祭祀活動が衰退に向かう。
- 926 渤海が契丹族にくだる。渤海人は、博多へ行くよりも、敦賀湾の松原客館(越前、

福井)を使用していた。

- 936 高麗が新羅にとって代わる。
- 941 大宰府が藤原純友(日振島に本拠をおき、1000隻の船を指揮)率いる瀬戸内海の家賊に襲撃され、焼失。
- 996～999 奄美大島および、おそらくは高麗の人々(おそらくは誘拐された人々)による九州本土の襲撃
- 1019 九州の刀伊の乱(海賊による)。壱岐・対馬が最初に襲撃された。襲撃者はおそらく、(渤海を継いだ)女真族である。これらの襲撃全体にわたり、権力者は日本国家安泰における神々の役割を慎重に認めた。

沖ノ島におけるその後の歴史の時系列的まとめ

- 10世紀前半から、外交上の長い孤立が始まった(外交の申し出は遼(929)、呉越、後百済、高麗からあったものの、すべての使節が拒絶された)。海上交易が、公式外交使節と巡礼にとって代わった。使節がもたらした文化資本や情報・政治上の正統性はもはや必要なくなり、東アジアとの接触は別の方法で維持された。
- 1368 正平年中行事(Shohei record of Yearly Events)には、「息御嶋 日本與高麗之堺、第一大神宮本社云々」と、田島の第一宮(惣社)が奥津本宮とされていたことが記されている。「息御嶋」と表現され「宮」の字が無いことは、島自体が信仰の対象であったと考えられる。(Fukuoka 2010: 10)。

5. 世界の聖なる島における沖ノ島

島嶼考古学の研究は、考古学と人類学の広範な学問分野のなかで独特な分野である。近年の一連の出版物は、この小分野の史料編集を検討し、また人による島の占有を理解するための明確な方法と仮説を提案してきた(Broodbank 2000、Fitzpatrick 2004、Rainbird 2007、Waldren and Ensenyat 2002)。これらの研究のうち「聖

なる島」そのものの性質について明白に考えを述べているものはほとんどないが、島嶼考古学に関する研究は沖ノ島が玄界灘の他の島々などのように影響があったかを理解するうえで有用な文脈を提供する。また、島嶼研究についても、孤立したものと見方から、海を隔てて結びついたものと見るように大きな変化があり、これもまた沖ノ島を理解するうえで重要である。

最近の広範かつ重要な島嶼考古学研究(Rainbird 2007)では、「島は、見た目の輪郭に囲まれた土地というよりも、海との関係についてを研究の焦点とすべきである(同上163)と結論づけている。レインバードは、「海上コミュニティ」を必ずしも親族を基礎とするものではなく、むしろ「象徴的なマーカー(特定の種類の握手、キス、衣服、刺青、または宝飾品など)が人々の小グループへの帰属のしるしとして理解されており、観察対象のいずれの人々もこれらの材料の中に経験の共有、海に結びついた経験を認めるであろう(同上166)としている。さらに続けて、「島民の大半がある世代から次の世代へと受け継がれる経験を見つけ、広範なネットワークを通じた交流を期待できる海上コミュニティを作り上げるのは、海上という文脈においてである(同上167)と述べている。

この「海上コミュニティ」という概念は、「海景」の考えに結びつく。海景の研究を、海岸を周辺との境界とみなす傾向のある伝統的な島嶼研究と対峙させたクルーチ(2008:132)によれば、「社会的に築かれた海景では、人がいられる最も周辺的な場所は、大きな島の真ん中でありうる」。クルーチはまた、「水は空っぽではない」という重要な指摘をし、固有の慣習的海洋権に関するコーデルの研究(1989)に言及した。海景の概念は、海洋考古学においてはよく発達しており、その他でも進んでいる(Gosden and Pavlides 1994, McNiven 2008, Rainbird 2007)。この点についてみると、沖ノ島は文化化された海景の一部を成し、孤立しているが、実際には本土の発展と緊密に結びついている。

レインバードによれば、「島は考古学にとってたいへん重要である。...西洋人の意識の点で神話や夢に深く根付いているため、島の歴史を研究しながら、考古学者は現代の基本的な社会的・政治的神話の一部に踏み込むことができるからである(2007:171)。これを

さらに探求し、西洋人以外の意識における島の場所(日本や中国など)を検討することは興味深い。島の生物地理学やメタボピュレーション生物学の異なった視点を擁護して、テレル(2008:146)は、「考古学にとって島が重要な点は、それらが、比較研究を呼び起こし、求めさえすることである。それは多くの者の目には、依然として広義の人類学の最初の関心である。...島では、人類のきわめて特徴的な基本的な多様性に直面させられることがある」としている。

フィッツパトリック(2004)は、島嶼考古学の研究は、環境変化(特に島嶼環境に対する人間の影響)、植民地化、移住及び人口変動、および地域内相互関係といったプロセスの研究にとって、特に良い条件を有すると考えている。テレルによれば、「生物地理学者から見ると、島がそれぞれ今ある姿になったのは、島嶼という生活空間(生息環境)が、急激な生息環境の変化に囲まれているから - (1)ほとんどの動植物種が長く生存することができないような急激に変化した生息環境、(2)その結果、ある時点での生息環境としての島嶼がどのような姿であるかだけでなく、そこで生息・生育しているもの(植物、動物、そして人間)が、どのようにまたどれだけ頻繁に現れたり消えたりするのかについても注意深く関心を払わなければならないほどの急激さ - である(2008:144)。島嶼生物地理学の基本理論は、マッカーサーとウィルソンが1967年に提案し、その後、生態学と自然地理学に関心を抱く後の世代により発展してきた(例えば、Lomolino 2000)。

世界遺産として登録された島嶼および島嶼関連サイトのリスト

名称	分類
ビキニ環礁	文化
ブラジルの大西洋諸島	自然
チロエの教会群	文化
シダーデ・ヴェリヤ	文化
コルフ旧市街	文化
東レンネル(ソロモン諸島)	自然
ガラパゴス諸島	自然
カリフォルニア湾の島々および保護地域群	自然

琉球王国のグスクおよび関連遺産群	文化
ハード島とマクドナルド島	自然
エオリア諸島(イタリア)	自然
厳島神社(日本)	文化
コモド国立公園	自然
ラム旧市街(ケニア)	文化
ニュージーランドの亜南極諸島	自然
オークニー諸島(英国)	文化
パパハナウモクアケア	文化・自然
パトモス島(ギリシャ)	文化
フェニックス島(キリバス)	自然
ポルトヴェネーレ(イタリア)	文化
ラパ・ヌイ(イースター島)	文化
セントキルダ(英国)	文化・自然
サン・クリストバル・デ・ラ・ラグナ (スペイン)	文化
ソロヴェツキー諸島(ロシア)	文化
スオメンリンナ(フィンランド)	文化
トロギール(クロアチア)	文化
首長ロイ・マタの地(バヌアツ)	文化
ヴェガオヤン(ノルウェー)	文化
合計：28	
(出所：ユネスコ))	

沖ノ島は、「海に浮かぶ島」として描かれる。その重要性は、島で発掘された多くの祭祀場にある。島と、九州本土にあって関連する宗像大社の双方の遺物と、崇敬の歴史についてわかっていることから、日本における中央集権化された国家レベルの社会の成立と、当時の東アジア大陸との関係の文脈中での、地域祭祀から古墳時代・奈良時代の国家的祭祀への変遷(4世紀から9世紀)を知ることができる。この点において、沖ノ島は、世界遺産リストに登録されている他の島や、島に関係した遺跡とは幾分異なっている。

ユネスコのウェブサイトからは少なくとも28の世界遺産が島および島に関連した場所であることがわかる。2011年1月に実施した関連ウェブサイトの調査から、これらの場所のうち、9カ所が自然遺産としての重要性のために登録されている(インドネシアのコモドドラゴン生息地、珍しい魚が繁殖するブラジルの大西洋

諸島、およびチャールズ・ダーウィンの進化論の形成においてたいへん重要な役割を果たしたガラパゴス諸島など)。残りの19カ所は、文化的重要性のために登録され、2つは文化と自然の重要性を兼ね備える複合遺産として登録されている(スコットランド沖のセントキルダと、パパハナウモクアケア)。

これらの島嶼世界遺産は、多くのカテゴリーに分かれる。きわめてよく保存されている都市形態(コルフ旧市街、シダーデ・ヴェリヤ、ラム旧市街、サン・クリストバル・デ・ラグナ、およびトロギール)、特定の建築上の形態(フィンランドのスオメンリンナなどの要塞)、宗教の中心(チロエの教会群、ロシア北部のソロヴェツキー島修道院、パトモス)である。先史考古学上大きな重要性があるものは、オークニーとラパ・ヌイの2つで、このほかは伝統的な生活様式を示すものである(首長ロイ・マタの地とヴェガオヤン)。

地理上と重要性から沖ノ島に最も近いもののひとつは、厳島である。

瀬戸内海にある厳島は、古代から神道の聖地である。ここの最初の神道建造物群が建てられたのは、おそらく6世紀である。現在の社殿は12世紀にさかのぼり、調和よく配置された建造物群は高い芸術的・技術的技能を表している。神社は、山々と海の間で色や形のコントラストを成し、自然と人間の創造性を合わせた日本の風景美の概念を表している。

厳島神社の社殿は、一般に山麓に建てられる日本の神社建築の伝統に則っており、12世紀後半から13世紀初頭に栄えた様式を維持しており、周辺環境に溶け込み、自然への崇拜を形に表した古い様式の神社建築の例として重要である。

建物群は、ひとつの設計概念のなかで調和を達成するように建設され、構成された神社の主たる建物(本社)と、歴史上、長い期間をかけて追加されたその他の建物から成る。どの建物もそれ自体、建築学的に質が高い。厳島は、本州と四国の間広がる瀬戸内海の西部に数多くある島のひとつである。この地域の最高峰、弥山(530m)があるため、古代から地域の人々の信仰を集めてきた。人々は、その山に踏み入らず、遠くから崇拜するなど畏敬の念を感じていた。しかし、信仰が大きかったため、島の岸辺に何度となく社殿を建設するようになった。厳島神社の存在が確認されるのは811年以降であるが、創建は593年と考えられる。『日本書紀』は、並み居る神々の中から厳島の神がこの場所を選び、皇室が幣(先端に切った紙を付けたもの)を奉るようになったと伝える。平安時代(794~1184)には安芸国の聖なる神社として知られるようになった。

⑩ . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討
祭祀考古学の視点から

建設開始時期は不明であるが、1168年、神職・佐伯景弘が本殿再建を朝廷に報告した。この作業のなかで建造物群の規模が拡大し、一部の屋根が茅葺きから桧皮葺きに変えられた。このときの再建は、当時最強の権力者であった平清盛が資金を出したと思われ、その後の再建において規模と構成の両面で基準となった。清盛は保元・平治の乱での戦功とその後の政治的昇進が厳島神社への宗教的信仰の賜物であったと信じ、厳島の神が平家一族の守護神であるという思いから神社への崇敬を深くし、重大な政治的機会のたびに参詣した。

再建された本社は鎌倉時代(1185~1332)の1207年に火災で焼失し、8年後に再建されたが、1223年再度消失した。このときは、再建までに時間がかかり、1241年になってようやく完成した。現存する多くの神社建物群は、この再建当時のものである。これ以降、建物群全体の再建は大きな仕事になりすぎたため、建物は個別に再建されるようになった。鎌倉時代、神社は封建政府の庇護を受けたが、続く室町時代(1333~1572)にはこうした庇護は終わった。

厳島神社は海のそばに建てられたため、暴風や浸水により度重なる損害を被った。しかし、そのつど、どの時代でも全国レベル、地域レベルの有力者の支援を受けて復旧された。海中に立てられている大鳥居(神社の大きな入り口)は特に被害を受けやすく、たびたび再建されており、最近では1875年に再建された。境内には新しい建造物も増え、現在の全体像を呈するに至る。五重塔(5層の仏塔)が1407年、多宝塔(2層の仏塔)が1523年、摂社・天神社本殿が1556年、豊国神社(千畳閣)が1587年に建設された。厳島はその位置から瀬戸内海で商業上重要な役割を有している。室町時代(1233~1573)後期までに、島に市場が開かれ、その周りに市街地が発展した。弥山山頂に仏教寺院が建立され、これも多くの巡礼者や参拝者を惹き付けた。島は往時の、崇拜行為に限定された聖なる島としてのどこか近づきたい性質を失い、宗教建造物と自然の造形の融合した景観により、風光明媚な開かれた島になった。そのため、江戸時代(1600~1866)の半ばまでには、日本三景の一つ(安芸の宮島)として知られるようになった。

太平洋を隔てて、パパハナウモクアケアにはやはり大変重要な島嶼遺跡がある。

パパハナウモクアケアは、ハワイ列島の北西約250kmで、海に囲まれた低い小島と環礁が絶海に直線状に長く連なっており、全長は約1931kmにわたる。この区域は、今も生きるハワイ原住民文化にとって、祖先の環境として、ハワイの人間と自然の関係概念の具現化として、また生命が生まれ、死後には魂が帰ってゆく先として信じられる場所として、宇宙論的に、また伝統的に深い意味を有する。ニホアとマクマナマナの2島では、ヨーロッパ人來訪前の定住と使用に関する考古学遺跡がある。300年ごろ、この孤立したハワイの列島にポリネシア人

が到着した。これは、約3,000年前に東南アジアを出発して、紀元前200年ごろにポリネシアに着き、その後2000年をかけて太平洋の各地に広がっていった大規模移動の一コマであった。ポリネシア人は、現在のハワイの大きな島々に、肥沃な土地、豊かな水、海洋生物の豊富な珊瑚礁があることを発見した。定住者らは主として列島の南東にある主な島々に居住したが、パパハナウモクアケアの2島であるモクマナマナとニホアには、人間が使用した証拠がある。

2島の遺跡は、限られた考古学的調査の対象にしかなくてこなかったため、知見はまだ大幅に不足している。1923~1924年にタネジャー探検隊が行った初期の研究では、多くの小洞窟・岩窟を発掘し、露天遺跡を一部発掘し、ニホアの崖の小さな隙間で人骨と、モクマナマナの岩窟発掘で人間の大腿骨2本と脛骨1本を発見した。これらの発掘と露天遺跡から持ち出された人骨と文化資料はすべて、ホノルルのピショップ博物館に納められた。人骨は最近、ハワイ先住民の文化実践者により、発見された島々へ返還された。タネジャー探検隊は、洞窟・岩窟遺跡で見られたすべての堆積物を完全に除去したことに加え、島の空積み壁の部分を不安定化させてしまった。このほか、初期のいくつかの非科学的な探検隊もまた、多くの顕著な特徴のある小石像やその他の人工遺物をモクマナマナの地から持ち去った。像の一部は、ピショップ博物館にあるが、他は失われたものと思われる。これら2島は、1909年にハワイ島保護区の一部に指定されたため、人間が訪れた記録は、タネジャー探検隊以降、極めて少ない。上陸は、実質的には短期の生物学調査、影響の少ない間欠的な考古学調査、先住民ハワイ先住民の文化実践者による時折の訪問に限られてきた。ヨーロッパ人は、18世紀後半ハワイに到着した際、特徴のある複雑な社会・宗教システムを有する繁栄した社会を発見した。1960年代、1970年代に始まる抵抗運動は、西欧化に反対して発展するようになった。この結果、ハワイ文化の再生と聖地との絆が強化された。

文化遺産として重要な意義があり、沖ノ島との比較としても興味深い島々は、世界中に他にも多くある。地中海ではマルタ島とゴゾ島には先史世界でもっとも顕著な記念建造物、特にハル・サフリエニ地下墳墓として知られる新石器時代の神殿、およびハガール・キムやタルシーンの巨石神殿群がある。

地中海には他にも、ギリシャの多くの島々が先史時代からギリシャ古代の聖地、神殿が集まり、祭儀、祭祀、宗教に関する多くの考古学研究ケーススタディが行われてきた。特に、フィラコピの聖地から、コリン・レンフルーは信仰に関する考古学研究の思索の材料を得た。

ミロス島北海岸に位置する「フィラコピはエーゲ海、特にキクラデス諸島で青銅の時代の最重要集落のひとつである。フィラコピの重要性は、青銅の時代(紀元前3000年中期半ばから紀元前12世紀まで)を通じてほとんど継続して人が居住していたことと、建築上・芸術上の発見が豊富なことにある。フィラコピは、先史時代のキクラデス文化の発展を理解するために重要な遺跡である。」

アンナ・パパマノルー・クエストは、長年にわたり、ミノア文明からキリスト教まで多様な宗教的伝統で使用してきた崇拝の地であるエーゲ海諸島の洞窟で、興味深い調査を行った。17世紀に初めて知られるようになった石筍崇拝像に始まるが、それにより洞窟内の自然造形は聖人の表象、または自然聖堂の柱として見られるようになり、パパマノルー・クエストは、洞窟の水に癒しの性質があり、一種の「聖水」として特別な重要性がおかれたと述べた。癒しのモチーフは骨にも広がり、洞窟内で多くが発見されている。一例であるキプロスの Agioi Saranta では、石灰化した骨は、無名のキリスト教殉教者40人のものであると判明した。これらの人骨は「オイルランプ、蠟燭、イコンと祈りがある熱心な民間信仰」の中心となった(Papamanolou-Quest 2002 : 533)。その他の一連の人骨は、特殊な歴史的事象を画するものと思われる。ヘシオドスなど古代ギリシャの著述家が記録しているとおり、エーゲ海の他の部分では、洞窟は神々の生誕の地である。また、「隠れ教会」のあるところで、秘密の聖地が洞窟内に置かれることも多かった。これらの場所の聖性には、「泉、木々、人気のない海岸に現れるギリシャの妖精」で危険かつ悪魔的のみなされる絶世の美女ネーレーシスから、後世の住人が「癒し、育児、食事に結びつけられたキリスト教の女性の神聖な力で邪悪なネーレーシスを遠ざける」(2002 : 534)ように念じた聖母マリアまで、女性との関連がしばしば登場する。パパマノルー・クエストは、島の洞窟がエーゲ海の荒々しい、困難の多い歴史、すなわち天災、侵略、戦争の歴史を通じてどれだけ宗教的な心地よさや安全を提供してきたかを示し、次のとおり結論づけている。

「苦しみの歴史を通じて、エーゲ海の人々は洞窟という保護されたスペースにしがみついた。洞窟では無名の彫刻家が神像を制作し、そこに神が奇跡の聖水を送りこむ。目に見えなくてもいつもそこにいる女性像が常に新たな

神話を信じる心に浮かびあがる。過去には生存を助け、将来にはいくらかの望みを認める、通時的で深く宗教的な関係である(Papamanolou-Quest 2002 : 536)。

さらに北には、イギリス諸島周辺の一連の島々が特に興味深い。

ランディ島は、ブリストル海峡最大の島で、イングランドのデボン州海岸から12マイル(19km)沖にあり、イングランドとウェールズを隔てる海峡を約3分の1わたった距離にある。長さ3マイル(5km)、幅0.75マイル(1.2km)のランディ島には、新石器時代以降、中石器時代のフリント石器、青銅器時代の墳墓、中世初期の刻印のある墓石4個、中世初期の修道院(おそらく聖エレンまたは聖ヘレンに捧げられたもの)など、人の訪問や居住の証拠がある。

長期にわたる居住とよく保存されたさまざまな記念建造物のため、イギリス遺産局は、島全体の「文化的景観」指定をめざしており、現在審議中である。一方、イギリス諸島の北西沿岸には、宗教関連で最も有名な島のひとつ、リンディスファーン島がある。

リンディスファーンは、イングランド北東海岸沖に位置する島で干潮時には陸続きとなる。行政教区の名前からホーリー・アイランドとも呼ばれる。パーカー年代記およびピーターバラ年代記の793年の記録には、古英語の名前 Lindisfarna が「リンゼイからの旅行者(の島)」を意味し、島にリンゼイからの人々が定住したか、おそらくは、その住民がここに旅行してきたことを示している。リンディスファーン島は9世紀の『*Historia Brittonum*』に古ウェールズ語の名前 Medcaut で登場するが、この名は、おそらくはこの島が薬草で有名なために、ラテン語の *Medicata* (*Insula*)「癒しの島」から出たものである。『*Historia Brittonum*』は、6世紀に Rhedged の王子 Urien がテオドリック率いるアングロ人をこの島で3日3番包囲したと物語っている。リンディスファーン修道院は、アイルランド生まれの聖エイダンにより創建されたもので、聖エイダンはスコットランド西岸のアイオナからノーサンブリアへ635年ごろ、オズワルド王の招請によって赴任した。この修道院は北部イングランドでのキリスト教化の拠点となり、マーシア王国へ伝道団を送って成功させた。アイオナからやってきた修道士たちは、島に定住した。ノーサンバーランドの守護聖人・聖カスパートは修道士で後に修道院長になり、その奇跡と生涯は聖ビードにより記録されている。カスパートは後に、リンディスファーンの司教になり、死後この地に埋葬されたが、遺骸は後に(リンディスファーンの聖イードフリスの遺骸とともに)ダラム大聖堂に移された。リンディスファーンの次の司教(聖人でもある)イードバースは、カスパートの遺骸が同年早くに掘り出された場所に埋葬さ

⑩ . 沖ノ島祭祀遺跡の再検討
祭祀考古学の視点から

れた。この小修道院は、9世紀に打ち捨てられた。

8世紀初頭の同じ時期に、リンディスファーン福音書として知られる有名な絵入りラテン語写本がおそらくこの地で制作され、制作者は後にリンディスファーン司教になるイードフリスであった。10世紀後半のあるとき、アルドレッドという修道士がアングロサクソン語(古英語)の逐語訳をラテン語テキストに追加したのが、古英語による現存最古の福音書写本である。この福音書はケルト、ゲルマン、ローマの要素が混合したインスラー様式で描かれている。もとは、おそらくビルフリリスと呼ばれた隠者が制作した美しい金属ケースに入っていたと思われる。793年、バイキングがリンディスファーンを襲撃し、キリスト教西洋全体を狼狽させた。現在、バイキング時代はここに始まると捉えられている。

リンディスファーンは、宗教的連携という点で、沖ノ島に関係して特に興味深い。うえ、バイキング襲撃の報告がある点でも、9世紀日本における海賊襲撃と比較できるであろう。島という特別なセッティングの最後の事例として、南太平洋のポンペイが挙げられる。

太平洋にあって、ポンペイ「石の祭壇(*pei*)の上」(*pohn*)」(旧称ボナベ)は、ミクロネシア連邦(FSM)の4州のうち1つの名称である。これは、より大きなカロリン諸島の一部であるセンヤビン諸島中にある。ナン・マドールは、1500年まで Saudeleur 王朝の首都であった、ポンペイ島の東部の廃墟都市である。今日では西太平洋のミクロネシア連邦ポンペイ州 Madolenihmw 地区である。この都市は運河でつながる一連の人工の小島から成る[3]。石壁のある遺跡の中心には、およそ縦1.5km横0.5kmの区域があり、約100の人工の小島がある。石と珊瑚を土台とし、潮の干満のある運河が境界を画している。

ナン・マドールという名は、「天と地の間」を意味し、廃墟を縦横に通っている運河をいう。ジーン・アシュビーの書籍『*Pohnpei, An Island Argosy*』によれば、もとの名は Soun Nan-leng(天の砂洲)であった。「太平洋のベニス」と呼ばれることも多い。ナン・マドールは、Saudeleur 王朝の儀式と政治の中心で、ポンペイの推定2万5千人の人口をひとつに掌握していた。ポンペイ本島とテムウェン島の間は特に、1、2世紀から人間が活動していた。8世紀または9世紀までに小島の建設が始まったが、特徴ある巨石建造物の築造が始まったのはおそらく12世紀または13世紀前期になってからであろう。

巨石建造物についてはほとんど検証できていない。ポンペイでは従来、Kosrae のレル複合遺跡 同様に巨石建造物から成るの建設者が移住し、さらに印象的なナン・マドール構造の建築に技術と経験を生かしたと伝えている。しかし、これは考えにくい。放射性炭素年代測定によれば、ナン・マドールの方がレルより古いことがわかる。レルのように別の都市を建設する大きな目的は、貴族を一般民衆から遠ざけておくことだった。伝承では、ナン・マドールの建設時、島の北西部の集落に住む強力

な魔術師が招かれ、その助けが建物群完成の大きな要因となったと伝える。特に、魔術師はナン・マドールで多用されている「丸太状」巨石を産地から建設地まで「飛ばす」ことで運搬を請け負った。この高級住宅地は、貴族用の特別な居住区で、神官が祭司する葬送の場でもあった。人口が千人を超えなかったのはほぼ確実であり、その半分にも満たなかった可能性がある。住人の多くは首長だったが、大半は平民であった。ナン・マドールはある意味では Saudeleur の首長たちにとって、有力なライバルを監視困難な地元ではなく市内に居住させることにより、組織化し、支配する方法として役立った。

炭素年代測定によれば、ナン・マドール遺跡の建設は1200年ごろに始まった。しかし、出土品からは、この地域に紀元前200年には人が住んでいたことがわかる。島のいたるところで採石場跡と思われる場所が確認されているが、ナン・マドールの石材の正確な出所は決定していない。提示された採石場跡のいずれも Madolenihmw にあり、これは石材が現在ある場所まで運ばれてきたはずであることを意味する。石材は採石場から筏に乗せてきたと思われ、島と採石場の間に短い急降下した場所があるのは、石を落とした跡と思われる。しかし、この過程をうまく示したり、説明したりした者はいない。近代のポンペイ人の中にも、石が黒魔術を使用して飛ばされてきたと信じている者がいる。

祭祀・宗教関連の重要な文化遺産がある島において、こうした例は、沖ノ島の重要性に迫るうえで重要である。それぞれに興味深い歴史があるが、そのどれでも古くから現代までの結びつきを示唆する祭祀活動は継続していない。例外があるとすればおそらく敵島である。敵島では、祭祀齋行に関する広範な考古学的証拠はなく、早い時代の歴史的証拠が限定的にあるにすぎない(主な言及は、平安時代以降である)。他の例、特に、マルタとゴゾでは、証拠はたしかに先史時代のもので、記念建造物群はそれ自体が申し分なく印象深い一方、遺跡がどのように使用されたかについては考古学的解釈に依存しなければならない。これらの解釈は非常に興味深い。沖ノ島で入手できる詳細な歴史事項と物質的な証拠の組合せが、ここにはない。西洋キリスト教史で特徴的な、セントキルダ、アイオア、リンディスファーンなどの島は、宗教的伝統上隠遁を重要視した人々を魅了した島の力を表している。この修道院の伝統は、それ自体魅力的で心を動かされずにはいないが、神なるものとのより緊密な関わりを成就するために船で出発する修道士という概念(Mack 2011)は、少なくとも中世以降はそれ自体が神であったとき

れる沖ノ島の状況とは非常に異なっている。沖ノ島は孤島で、祭祀は他の世俗的行事を交えることなく執り行われていたが、実際、何世紀にもわたり、朝鮮から玄界灘をわたり北九州に至る日本への主要入国ルートと固くに結びついていた。このように、沖ノ島は島の景観または地域の海景の中心として理解する必要がある。この概念は、現代における海の文化史と、島一般が果たした役割の研究にとって非常に重要である。

6. 世界の聖なる山における沖ノ島

沖ノ島に関するさまざまな評価では、山の島としての沖ノ島がそれ自体で神としてみなされていることも指摘した。世界には聖なるものとみなされている山が多くあり(Bernbaum 1997)、もちろん最も有名な例(富士山を含む)は、日本にもある。『自然の地の考古学(Archaeology of Natural Place)』のなかで、英国の考古学者リチャード・ブラッドレイは、北欧のサーミ族を例に山の重要性を述べている。登山家・作家のエドモンド・バーンバウムは、宇宙の中心としての山(仏教における伝説の須弥山、チベット仏教・ヒンズー教のカイラス山など)または世界の中心としての山(スー族にとっての北米ハーニーピークなど)を神聖化するさまざまなテーマについて要約している。

山が高いために山頂を神聖な意味をもつ場所として、また神々の住まいとして認めることがある(ゼウスの住まいとしてのオリンポス山、および「天の山」すなわちシルクロードに沿う天山山脈など)。また、「地上の楽園」として考えられたために、聖なるものとしてみなされた山もある(ギリシャのアトス山など)。

これらのテーマは、山について隠喩的な評価を生むことが多い(チベット人は、カイラス山を Demchog のパゴダ宮殿とみなす。また、ホピ族は、サンフランシスコ山頂を巨大な kiva、すなわち祈りの場とみなす)。聖地としての山々は、祭壇を作り、供物を捧げた場であることが多い。アブラハムは一人息子をモリヤ山で神への犠牲にするよう命令され、中国の皇帝は泰山に登って「天地の恵みと王朝の繁栄」に感謝した。多くの山が、特定の聖人や神を祀る神殿として崇敬されている。これらには、聖パトリックがアイルランドから蛇

を追放する奇跡を起こしたアイルランドのクログ・パトリックから、「すべての岩が...アボリジニの人間と動物の先祖によって原始の、夢の時代に起きたできごとを想起させる」オーストラリアのエアーズ・ロックまで、さまざまである。山はもちろん魔物の出没する場所として恐れられる場合もあった。アルプスは19世紀までそう思われていた。山は埋葬地とされることも多く、多くの場合、「先祖の英雄が石になったもの」として先祖と結び付けられることが多い(ニュージーランドのマオリ族など)。こうした先祖との結びつきは、「無数の祝福の源」、おそらくは最も典型的には水とみなされることが多い。これらの祈りの実践と同様、山々は健康(ナパホ族における薬草の源など)、心の安らぎ、より世俗的な祈りと繁栄(ヒンズー教の富の神クベラの住まいはカイラス山)をもたらすことがある。山頂は、パワーの源であることが多く、そのため、「劇的な啓示、幻視、靈感の場所」になる。このような幻視は、それらを受け取る人々にとっては変化をもたらすものであることが多い。日本では、「修験道の行者が聖なる山頂へ登り、己を浄化し、超自然的な力を獲得する」。これほど極端な方法で精神的超越性を求めない人々は、山を巡礼の目的地とすることが多い。

和歌山県・高野山は仏教の一派・真言宗の故地で、弘法大使終焉の地であり、熊野巡礼に関係する一連の遺跡と共にすでに世界遺産に登録されている。日本で最も早く聖地としての記録があるのは、奈良盆地の南に位置する三輪山である。三輪は弥生後期および古墳前期の大規模定住地・纏向の中心をなす。纏向は、多くの学者が、3世紀に中国の年代記・魏志に記載された国家政治組織・邪馬台国の最も有力な候補とする地である(Kidder 2007: 254-273, Barnes 2007)。

北日本の岩木山における現代の山への崇拜について、エレン・シャットシュナイダーは人類学者・山口昌男から着想を得て、以下のように書いている。

「日本では隠された指示物を、重要な目立つものに割り当てる傾向が大きい(Yamaguchi 1991)。日本の祭祀という文脈において、表現と模倣は、代替や置換えという副次的行為に過ぎないのではなく、むしろ、効験のある崇拜の基本的要素である。意図した模倣の企て、可視・不可視の力を表す、有形の像の制作により、行為者は、死を免れない崇拜者と不死の神々との間に、生産的な結

びつきを、祭祀を通じて作り上げる。神々と先祖は、この点において、人間による創造的作用と審美的評価なしには人間世界に入りこまない。」シャットシュナイダーは続けて、信奉者にとって、水田や家事での労働はすべて、「これらの効験ある模倣の儀式への参加について、再構成することができる」と論じている(Schattschneider 2003 : 7)。

この点において、神々にさまざまな物を捧げることを内容とする沖ノ島の祭祀は、それを通じて神々が積極的に関わり、崇敬され、その助力が求められるという祭祀を代表するものである。

7 . 沖ノ島の人工遺物

沖ノ島から発見された各カテゴリーの人工遺物は、非常に詳細な研究の対象となり、型式論、年代学、製造に関して多くのことが明らかになった。現代の、日本以外の宗教考古学は、個別の人工遺物のタイプを重視せず、一連の人工遺物、および品物が使用された文脈を重視する傾向にある。また、「物の伝記」といわれるものについて多くの研究がなされているが(Ap-padurai 1986)、これは沖ノ島祭祀人工遺物の研究において大きな可能性を提供するアプローチになると思われる。主要な疑問点は、以下のとおりである。どの過程で物が神聖化されているのか。それらはそれ自体で崇敬の対象なのか(後の仏像など) または神々の力を表す象徴的なものか、などである。

キダーは、興味深い所見をいくつか述べている。

「例外的に質が高い青銅鏡と飾り馬具などが、多くの岩が上から覆いかぶさる場所に置かれ、二度と触られることはなかった。(これらを)移動することは禁じられ、自然に土が薄くかぶった以外は、置かれたままの状態である。岩棚は従来から磐座(いわくら) すなわち「神の座」と見られている。その場所の神聖性は、考古学者が遺物を持ち出したにもかかわらず、今日でも維持されており、女性が島に足を踏み入れることは禁じてられている(Kidder 1972 : 35)。

他の人工遺物に関しては、キダーはそれほど強い印象を受けていない。

「岩陰で土器が金属品と混じり合っていることはほとんどない。露天で発見されるのは、古墳時代によく見られる祭祀用土器である須恵器が、一般の船乗りが通りが

りに食物を供えたいと思って使用したと思われる種類のものである。...金属製祭具の質以外では、沖ノ島自体の特殊性は、馬、船の単純なステアタイト製レプリカにみられる。船は、航海の安全をカミから授かるために使用されたことに疑いの余地はない。これらのレプリカは時間の経過のなかで写実性を失い、安っぽい抽象的な作品になっていった(Kidder 1972 : 35)。

沖ノ島からは8万点を超える遺物が出たが、これらの視点からそれらすべての詳細な解釈をすることは、本稿の範囲を超える。

8 . 将来の研究のための疑問点

沖ノ島と宗像地域の関連遺跡群に関する文書は、一連の非常に興味深い疑問点を掲げており、それぞれが更なる分析と解釈を必要としている。これらが沖ノ島の世界遺産登録を実現するプロジェクトの一部を成すものと期待される。これらの疑問点には、沖ノ島と宗像遺跡群独特のものもあれば、より広く4世紀から9世紀の祭祀齋行の性質や、それらが時間を経てどのように変化したかに関するものもある。さらに、祭祀、祭儀、宗教のより広い理解に関する疑問点もあり、沖ノ島で発見された独自の遺物、記録資料、解釈の一群が、人類が経験してきた信仰の場の理解に関心を抱く者すべてのさまざまなテーマに、大きな貢献をなせることを示唆している。

これらの疑問点には、以下のものがある。

沖ノ島の神聖な景観もしくは、祭祀・宗教的景観は、地域の他の島との関係においてどのように形成されたか。この祭祀の景観の形成において、島々の視覚的配列はどのように利用されたか。

どの時点で沖ノ島自体が神としてみなされるようになったのか。

沖ノ島祭祀の主たる構成要素、形態、目的は明確化できるか。どのような種類の祭祀が行われたのか。それらは、航海の前に行われたのか、後で行われたのか。祭祀者はいつ、どこで供物を手に入れたのか。

沖ノ島における祭祀が航海安全と外国交流の成就を祈って行われたと論じられるのは、どのような根拠によるのか。

祭祀形態の変化から神社の建設にいたる過程は、どのようにすれば最もうまく説明できるか。他の祭祀施設がないなかで、沖ノ島で出土した人工遺物の豊かさは、どのようにすれば最もうまく説明できるか。

地域祭祀はどのような過程で「国家的祭祀」に移行したのか、また、沖ノ島の資料はなぜ、この移行の比類ない例なのか。

祭祀考古学は、どうすれば「古代の自然崇拜」が神道に至った行程をよりよく理解できるようになるか、また沖ノ島についての考古学がその顕著な例なのはなぜか。

「国家的」祭祀とはなにか。

どのような文脈でこれらの航海は行われたのか。どのような種類の船が使用され、これは一般的に祭祀信仰とどのように関連するのか(John Mack The Sea 参照)。

「神々に懇請する」とは何を意味するのか。これは宗教信仰に対する単なる慣習の性質についての議論にどのように当てはまるのか。

祭祀はどのように「進化」し、それに関わる慣習的行動とはどのようなものか。

宗像全体での神社の形態は、何を語っているのか、日本の内外で、他に相当するものがあるか。

葬送の際に品物を奉納するのと、沖ノ島で見られるような供物を捧げる祭祀には、どのような関係があるか。

「崇拜の自然な形態」はどのようなものであったか。また、この時点で「神社祭祀」が成立したのはなぜか。

「神話そのものの信仰景観」は何を意味するのか。禁忌に考古学的証拠はあるのか、また、この文脈における禁忌の意義は何か。

証拠のある祭祀は「自然との重要な関係」をどのように表しているか。

祭祀考古学の面から、場所の継続性の意義とはなにか。

これらの祭祀を誰が執り行い、誰が供えるべき品目を決定したのか。

実施された祭祀の形態について、より多くを説明

できる供物の状況については、どのようなものがあるか。

様々に分類される品物(原文 object)のすべてについて、その意義の何がわかっているか。

9 . 結論

2010年10月、私は幸運にも、過去1000年間に沖ノ島を訪れた唯一若しくはごく限られた外国人の1人となった。本稿の結論をまとめるにあたり、その素晴らしい経験の記憶をたどってみよう。もちろん島をめぐる禁忌に注意しながら。

上述のとおり、祭祀と宗教の考古学的研究は、近年多くの注目を集めてきた。本稿では、沖ノ島の祭祀的習わしの考古学遺跡を再訪し、それらを現在わかっている日本の歴史及び考古学と4世紀から9世紀の東アジア大陸との関係というコンテクストにおいた。この5世紀の間、日本列島の政治・社会組織は、さまざまな時代名(古墳、飛鳥、奈良、平安)からわかるとおり、非常に深い変化を経験し、人文地理学的には、列島が一連の地域勢力から、畿内に首都をおく完全に統一された官僚主義的な中央政権国家レベルの社会に変容したことがわかる。この過程とともに、地域固有の祭儀の集まりだったものが、国家により正統とされた信仰のシステムのもとに組み込まれ、やがて神道となるものの基礎を形成した。これは朝鮮半島から伝来した仏教が政府の公式宗教として採用されたことと軌を一にするものであった。仏教と神道には緊密な習合的關係があった。これらはすべて、東アジア大陸と日本との関係変容 - この間ほとんどの期間にわたって、沖ノ島から比較的近距离にある大宰府を通じて首都の権力により慎重に管理された公式な外交使節に特徴づけられる - というコンテクストのなかで起こった。9世紀後半に沖ノ島における祭祀的習わしが衰退する頃までには、公式使節は、商業取引や海賊といった大分管理度の低い交流に道を譲っていった。

沖ノ島での祭祀的習わしを示す考古学的証拠は、これら、より大きな物語りのコンテクストに置いて理解しなければならない。これに留意して本稿では、世界遺産推薦のための文書に挙げられたいくつかの課題に

ついて、その適切性を問うている。特に、第1回・第2回専門家会議(2009年6月17日および同年11月11日)での提案では、「古代王権の交流そのものは、この資産の交流に当てはまらない、むしろ信仰の与えた影響を考えるべき」(Fukuoka 2010, Section 4: 登録基準の概要表)としている。「航海関連の信仰と漁師の信仰のどちらに価値を置くべきか」というような問いかけは、沖ノ島で得られる資料の豊かさを考えれば、適切ではない。

祭祀に関する現代の考古学の考えでは、祭祀的習わしを理解することや(祭祀の)執行(原文 performance)がもつ変化の性質に関心をおいている(Mitchell 2007: 337)。

「祭祀の執行は、何より、変化性をもつもの - 祭祀行動の人、物、空間のなかにおいて重要かつ長期的な変化(原文 transformation)を引き起こす能力をもつもの - としてみるべきである。そのような変化は祭祀の執行の中で起こるが、その後、祭祀参加者、装具、祭祀の場所の永続的な特徴として、日常のコンテキストの中に持ち帰られる。同時に、これら祭祀行動用の「物」(原文は、「客体」という意味をもつ object)が、(祭祀の)執行を通じて、祭祀の物質的文化の物という存在から作用する力、すなわち作用性(原文 agency)を持った主体(原文 subject)へと変えられる」(Mitchell 2007: 337)。

ミッチェルの所見は、現代の祭祀的習わし、マルタ島でカトリックの教区ごとに行われる年祭に関する研究に基づいており、沖ノ島と宗像大社を考えるうえで興味深い。マルタ島は、もちろん、素晴らしい先史時代の記念工作物が有名である。ミッチェルは、3つのタイプの作用性(原文 agency)を認識している。すなわち、身体的作用性(原文 body-agency)、物の作用性(原文 object-agency)、そして空間的作用性(space-agency)すなわち祭祀が起こる景観・空間のセッティングの作用性である。これらは全て沖ノ島のケースに関係すると思われる。ミッチェルは、現象学的な情報に基づいた分析の必要性を強調し、マルタのヒポジウムの閉鎖された地下空間もしくはメラネシアのブッシュの入り口空間において祭祀を体験することがどのようなことかということから事例をひいている。

「身体的作用性(body-agency)に着目すると」、「視覚、触覚、嗅覚が研ぎ澄まされ、ショック、ストレス、恐怖といった感情を引き起こす」多知覚型の経験的環

境」と「祭祀参加者の知覚的方向感覚喪失」を強調した「現象学的な情報に基づいた分析に向かって動くことが必要になる」(Mitchell 2007: 338)。このことは、私に、沖ノ島への船での移動、荒い海を渡ることの大変さについての警告のあれこれ、十分な量の酔い薬の必要性について思い起こさせた。私たちが訪島した日は、穏やかな海と青い空に恵まれたが、小さな船に揺られながら、波が荒い時に引き起こされるであろう身体的苦痛について想像することはたやすかった。船によってのみ可能な渡航そのものは明確な通過儀礼である。島への上陸を許される前に裸で沐浴する必要があることにより、身体的作用性の意味が再確認される。島の聖域を穢さないようにする必要性という観点から説明がなされるが、この体験も身体的作用性のレベルで非常に効果的に働いた。湾内の冷たく清々しい水にとびこむことにより、変化の感覚が沸き起こった。

さらに、先史マルタの葬送儀礼に関する研究において、ミッチェルは、考古学者カロリン・マローンが「相対的な『魔力』の強さによって、物が相対的に目立つ場所におかれたり隠れた場所におかれたりする」ことをいかに強調したかにふれた。この隠匿と露出の使い分けも、同様に、物が力を獲得する(祭祀の)執行プロセスに関わっていたかもしれない。沖ノ島に話を戻すと、祭祀場所のさまざまなタイプの間を区別する主要な要素が可視性であることに私は衝撃を受けた。岩上に露出しているもの、岩の裂け目に隠されたもの、ごつごつした岩の陰に部分的に見えるものなど。さらに、一部の物については、より慎重に「隠されていた」(中国製金銅製龍頭など)。沖ノ島における祭祀人工遺物の物の作用性は、それらが青銅鏡であろうと、小さな船をかたどった滑石製の模型であろうと、さらに調査が可能と思われるものである。

作用性の第3のタイプは、空間的作用性である。またミッチェルだが、彼は、視覚と視線の方向を通じて創出されたり高められたりする、マルタの先史記念工作物の場の力の意味に言及している。このアプローチは、景観、若しくは沖ノ島の場合は海景、の全体に広げることができる。「変化させられた景観は、力(ある時代の人々およびその後世の人々が自らが占有する世界に関与する作用力(原文 agent)をもった景観である。

この変化させられた景観はまた執り行われた景観であり、(祭祀の)執行を通じて内在する力を獲得する景観である(Mitchell 2007)。私は、ここで沖ノ島が占有する海景、若しくは島景について思い起こす。条件が良ければ、宗像大社から湾を隔てて島を見ることができ、本土沿岸からの島の可視性とその逆の可視性が祭祀の習わしにおいてどのように重要な役割りを果たしているかについてさらに探求することはとても興味深いであろう。

この第3の項目に関係するのは、沖ノ島における祭祀的習わしの歴史性(原文 historicity)である。これは、祭祀の実施についての感覚的な「継続性」の重要性を理解するうえで中心的なテーマである。考古学的調査により、沖ノ島にある祭祀遺跡の場所が数多く特定された(ただし決して全てではない)。このことは、祭祀的習わしが何世紀にもわたってこの島で起こってきたという事実に科学的な輝きを与えるものである。将来の研究で、これらの場所に関する知識がどの程度その後の祭祀的習わしに影響したのかを調査できれば有用であろう。沖津神社が島に建てられたことにより、祭祀の実施のための固定した場所、永続的な空間的焦点が与えられた。同時にこれは、祭祀により鎮めることを意図していた力に対するコントロール、そして、祭祀を執り行う者に対するコントロールを体現している。この側面は更なる研究にとって興味深く、ヤマト王権の覇権が地域の神々にどのように拡大されていったかに関係する。

謝辞

本報告書は、2010年10月に沖ノ島、宗像大社と関連古墳群の世界遺産推薦のために委嘱された。当初、沖ノ島祭祀遺跡を祭祀考古学の視点から再検討し、世界遺産推薦のための背景情報を提供するためだと思われた。本稿において聖なる島々と聖なる山々に特に注意を払うよう、依頼された。委嘱されたなかで、著者は、2010年10月、国際訪問団の一行とともに沖ノ島を訪れ、福岡県宗像市で開催される第2回専門家ワークショップに出席するよう招聘された。本報告書は、オンラインと刊行物による文献研究資料のレビューをもとにし

ており、文献一覧を報告書末尾に掲げた。この興奮をよびおこすプロジェクトへの参加を招待して下さったすべての関係者、特に宗像・沖ノ島関連遺産群の世界遺産推進会議座長・麻生渡氏、専門家会議座長・西谷正氏、文化庁からの出席者、特に禰宜田佳男氏、福岡県と宗像市の皆さんにたいへん温かく歓迎していただき、深く感謝を申し上げる。

文献一覧

- Appadurai, Arjun 1986 (ed.) *The social life of things*. Cambridge, Cambridge University Press.
- Barnes, Gina L. 2007. *State formation in Japan. Emergence of a 4th-century ruling elite*. London, Routledge.
- Barracough, David A. and Malone, Caroline (eds.) 2007. *Cult in context: reconsidering ritual in archaeology*. Oxford, Oxbow Books.
- Barth, Frederick 1987. *Cosmologies in the making: a generative approach to cultural variation in inner New Guinea*. Cambridge, Cambridge University Press.
- Bernbaum, Edwin 1997. *Sacred mountains of the world*. Berkeley, University of California Press.
- Bowring, Richard 2005. *The religious traditions of Japan, 500-1600*. Cambridge, Cambridge University Press.
- Bradley, Richard. 2000. *An archaeology of natural places*. London, Routledge.
- Broodbank, Cyprian 2000. *An island archaeology of the early Cyclades*. Cambridge, University Press.
- Cordell, J. (ed.) 1989. *A sea of small boats*. Cambridge MA, Cultural Survival Inc.
- Crouch, Joe 2008. Reading between the lands: toward an amphibious archaeological settlement model for maritime migrations. In David and Thomas (eds.) 131-140.
- Demarest 1987. Archaeology and religion. In Eliade, M. (ed.): 372-378.
- David, Bruno and Thomas, Julian (eds.) 2008. *Handbook of landscape archaeology*. Walnut Creek, CA, Left Coast Press.
- Fitzpatrick, Scott M. (ed.) 2004. *Voyages of discovery: the archaeology of islands*. London, Praeger.
- Fukuoka Prefecture, Munakata City and Fukutsu City 2010. Okinoshima Island and related sites in Munakata region. Paper presented to the 2nd International Expert Meeting on Okinoshima island and Related Sites in the Munakata Region (Section 6)
- Garwood, Paul; Jennings, David; Robin Skeates and Judith Toms 1991 (eds). *Sacred and profane*. Oxford, Oxford University Committee for Archaeology.
- Gibson, Alex and Simpson, Derek (eds.) 1998. *Prehistoric ritual and religion*. Stroud, Sutton Books.
- Harris, Victor 2001. *Shinto*. London, The British Museum.
- Hawkes, Christopher 1954. Archaeological method and theory: some suggestions from the old world. *American Anthropology* 56: 153-168.
- Hayden, Brian 2003. *Shamans, sorcerers and saints: a prehistory of religion*. Washington, Smithsonian Books.
- Hays-Gilpin, Kelley and Whitley, David S. (eds.) 2008. *Belief in the past: theoretical approaches to the archaeology of religion*. Walnut Creek, California: Left Coast Press.
- Hodder, Ian (ed.) 2010. *Religion in the emergence of civilization: CatalHoyuk as a case study*. Cambridge, Cambridge University Press.
- Insoll, Tim (ed.) 1999. *Case studies in archaeology and world religion*. Oxford, British Archaeological Reports 755.
- Insoll, Tim (ed.) 2001. *Archaeology and world religion*. London, Routledge.
- Insoll, Tim 2004. *Archaeology, ritual, religion*. London, Routledge.
- Kaner, Simon 2007. Cult in context in Jomon Japan. In Barracough and Malone (eds.) 234-241.
- Kidder, J. Edward 1972. *Early Buddhist Japan*. London, Thames and Hudson.
- Kidder, J. Edward 2007. *Himiko and Japan's elusive kingdom of Yamatai: archaeology, history and mythology*. Honolulu, University of Hawaii Press.
- Leach, Edmund 1954. *Political systems of highland Burma: a study of Kachin social structure*. London, London School of Economics and Political Science.
- Lomolino, M. 2000. A call for a new paradigm of island biogeography. *Global Ecology and Biogeography* 9: 1-6.
- MacArthur, R. and Wilson, E. 1967. *The theory of island biogeography*. Princeton, NJ, Princeton University Press.
- McNiven, Ian J. 2008. *Sentient sea: seascapes as spiritscapes*. In David and Thomas (eds.) 149-157

- Mack, John 2011. *The sea: a cultural history*. London, Reaktion Books.
- Malone, C., Barrowclough, D.A. and Stoddart, S. 2007. Introduction: cult in context. In Barrowclough and Malone (eds.) 1-7.
- Matsumae Takeshi 1993. Early kami worship. In Brown, D. (ed.) *The Cambridge History of Japan*. Volume 1: Ancient Japan. Cambridge, University Press: 317-358.
- Merrifield, Ralph 1987. *The archaeology of ritual and magic*. London, Batsford.
- Mitchell, Jon P. 2007. Towards an archaeology of performance. In Barrowclough and Malone (eds.) 336-340.
- Morley, Brendan A. 2009. The Goddesses' shrine family: the Munakata through the Kamakura era. Unpublished MA Thesis, University of Oregon.
- Oba Iwao 1972-1981. *Shinto kokogaku koza*[*Studies in Shinto archaeology*]. Tokyo, Yuzankaku.
- Okazaki Takashi 1993. Japan and the continent. In Brown, D. (ed.) *The Cambridge History of Japan*. Volume 1: Ancient Japan. Cambridge, University Press: 268-316.
- Papamanolu-Quest, Anna 2002. Aegean island caves: diachronic cult places. In Waldren, W.H. and Ensenyat, J.A. (eds.): 529-536.
- Rainbird, Paul 2007. *The archaeology of islands*. Cambridge, University Press.
- Renfrew, Colin 1994. The archaeology of religion. In Renfrew, C. and Zubrow, E. (eds.) *The ancient mind*. Cambridge, University Press: 47-54.
- Renfrew, Colin 2007. Ritual and cult in Malta and beyond: traditions of interpretation. In Barrowclough and Malone (eds.) 8-13.
- Renfrew, Colin and Morley, Iain (eds.) 2007. *Image and imagination: a global prehistory of figurative representation*. Cambridge, McDonald Institute for Archaeological Research.
- Schattschneider, Ellen 2003. *Immoral wishes: labor and transcendence on a Japanese sacred mountain*. Durham and London, Duke University Press.
- Stovel, Herb 2010. Reconciling faith and conservation on World Heritage Sacred sites related to the sea. Paper delivered at the 2nd International Expert Meeting for Okinoshima Island and Related Sites in Munakata Region.
- Terrell, John E. 2008. Island biogeography: implications and applications for archaeology. In David and Thomas (eds.) 141-148.
- Turner, Victor 1967. *The forest of symbols: aspects of Ndembu ritual*. Ithaca, Cornell University Press.
- Waldren, William and Ensenyat, Jane (eds.) 2002. *World islands in prehistory: international insular investigations*. Oxford, British Archaeological Reports.

竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡

禹 在柄 韓国・忠南大学校人文大学考古学科教授

要旨：百済の竹幕洞祭祀遺跡と倭国の沖ノ島祭祀遺跡は両国の中央権力が関与した中央型海岸祭祀遺跡の代表的な例である。また、両遺跡の注目されるもう一つの共通点は危険な交易船の航路が一望できる場所に位置する点である。このような両遺跡の共通点を考慮すれば、貴重な物資と知識の獲得を目的とする海上交易ルートの確保は百済と倭国の重要な外交戦略であったと思われる。遠距離交易の活性化を必要とする古代東アジアの政治・経済的な情勢が両遺跡の出現背景になったと思われる。5世紀頃、高句麗による加耶地域と百済への攻撃は中国南朝、百済、加耶地域、倭国をつなぐ交易システムの再編を触発する契機になったと見られる。5世紀頃以降、再編された国際的な海上交易ルート上の安全を確保することは百済と倭国の共通的な課題であった。竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡は活発になった古代東アジアの海上交易ルートの実体を解明する上で糸口になる貴重な考古学的資料である。

キーワード：竹幕洞祭祀遺跡、沖ノ島祭祀遺跡、倭国、百済、中国南朝

1. 竹幕洞祭祀遺跡の発見と沖ノ島祭祀遺跡

沖ノ島祭祀遺跡の歴史的意義はこの遺跡の発見によって、日本列島と朝鮮半島との間で行われた古代海上交易ルートの実体が最初に明らかになったことである。さらに、4世紀頃の倭国に現れた沖ノ島祭祀遺跡は国家形成と長距離交易との相関関係を解明する上で有効な考古学的資料を提供した。

日本における沖ノ島祭祀遺跡の研究は祭祀、海上交易、王権、神話など多様な方面で進められた。この過程で、沖ノ島祭祀遺跡は倭中央が関与した代表的な中央型海岸祭祀遺跡であることが明らかになった¹⁾。

一方、1992年、韓国西海岸の絶壁頂上では沖ノ島祭祀遺跡(第1図)の性格を解明する上で糸口を提供する竹幕洞祭祀遺跡(第2図)が発掘された²⁾。この発掘の結果、竹幕洞祭祀遺跡は百済の代表的な中央型海岸祭祀遺跡であることが明らかになった。

特に沖ノ島祭祀遺跡が出現する国際的契機を解明する上で、この竹幕洞祭祀遺跡の発掘は比較可能な重要な考古学的資料を提供した。

竹幕洞祭祀遺跡で百済中央が関与した中央型海岸祭祀が最初に現れた時期は4世紀頃と推定された。沖ノ

島祭祀遺跡で倭中央が関与した中央型海岸祭祀が最初に現れる時期が4世紀頃である点を考慮すれば、両遺跡の出現過程に両国の相互作用と東アジアの国際的契機が影響を与えた可能性は高い。

竹幕洞祭祀遺跡は百済西海岸の危険な航路が広く眺められる海岸絶壁の頂上に造営された。沖ノ島祭祀遺跡が造営された場所も北部九州から朝鮮半島東南部へ向かう航路上危険な場所を一望できる島の斜面である。このように竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡は類似する地理的景観をもつ。両遺跡の地理的景観の類似性は両遺跡の出現過程に両国の相互作用が存在したことを示唆する。

本文では両遺跡の考古学的分析を基礎に、倭国と百済でこれら国際的な中央型海岸祭祀遺跡が現れた背景について考察することにした。

2. 倭国から加耶・百済への海上交易ルート上に現れた海岸祭祀遺跡

(1) 倭国から加耶への海上交易ルート

1～2世紀頃、北部九州の港を出発し、朝鮮半島東南部へ向かう倭船舶にとって最適な航海ルートは壱岐、

⑪ . 竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡



第 1 図：倭国の海岸祭祀遺跡の分布(佐田1988；亀井1988；禹2010)

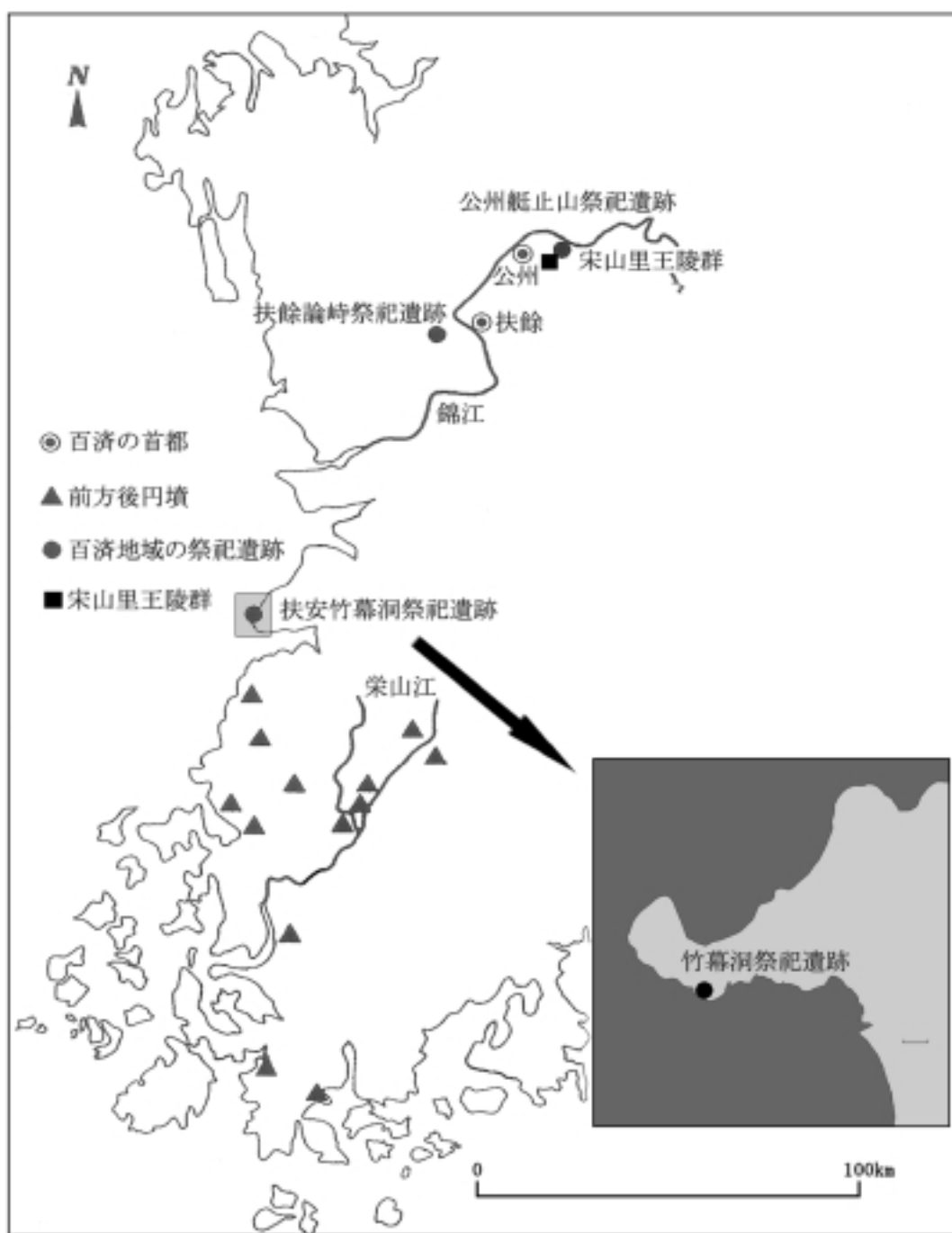
対馬を經由し、洛東江河口周辺の弁韓地域の港に到着するルートである。

弁韓の金海良洞里遺跡の発掘は倭から弁韓地域への海上交易ルートを解明する上で決定的な糸口を提供した。この遺跡では倭からの輸入品と見られる儀礼用大型銅矛など、倭で盛行していた種類の青銅器が多く発掘された。

例えば、良洞里遺跡の90号木槨墓と200号木槨墓から出土した大型銅矛(第3図 - 1)、427号木槨墓出土の変形細形銅剣(第3図 - 2)の形態と規模を考慮すれ

ば、これらは実戦用ではなく儀礼用と判断される武器形青銅器である。これらの武器形青銅器は北部九州で盛行していた種類の倭様式の儀礼用青銅器の代表的な例である。

また、良洞里遺跡の55号木棺墓・162号木棺墓・427号木棺墓では漢鏡を模倣した内行花文系仿製鏡(第4図)が出土した。これらの仿製鏡の場合、弁韓産と見る見解と倭からの輸入品と見る見解が対立している状況であるが³⁾、当時の北部九州で盛行していた種類の銅鏡であることは明らかである。



第2図：百済西南地域に位置する竹幕洞祭祀遺跡と前方後円墳(禹2010)

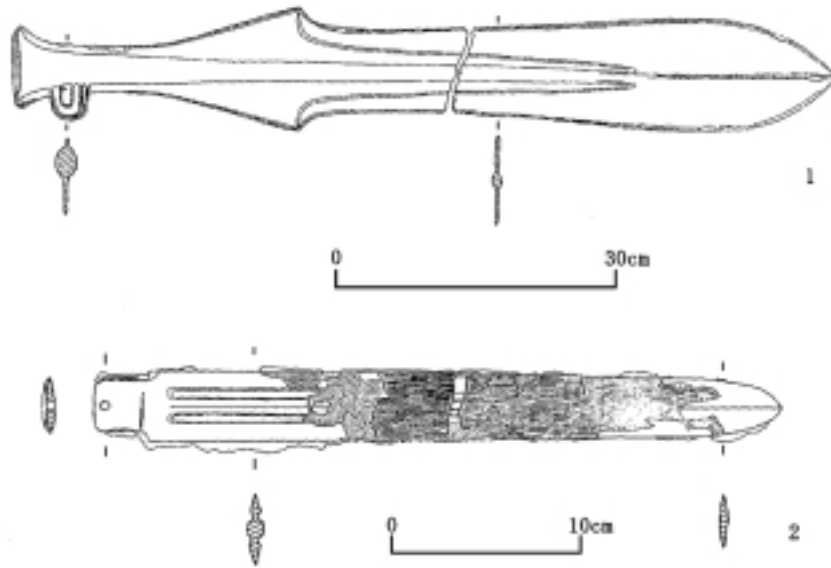
これら弁韓地域の青銅器は製作地論争が存在するにもかかわらず、北部九州地域から弁韓地域への海上交易ルートが存在を示す有力な考古学的資料である。

3世紀後半頃、弁韓地域の金海大成洞古墳群では王墓級の大型木槨墓が登場する。この大型木槨墓の出現は金官加耶の成立を示唆する考古学的指標であろう。この金海大成洞古墳群の発掘によって、幻の金官加耶

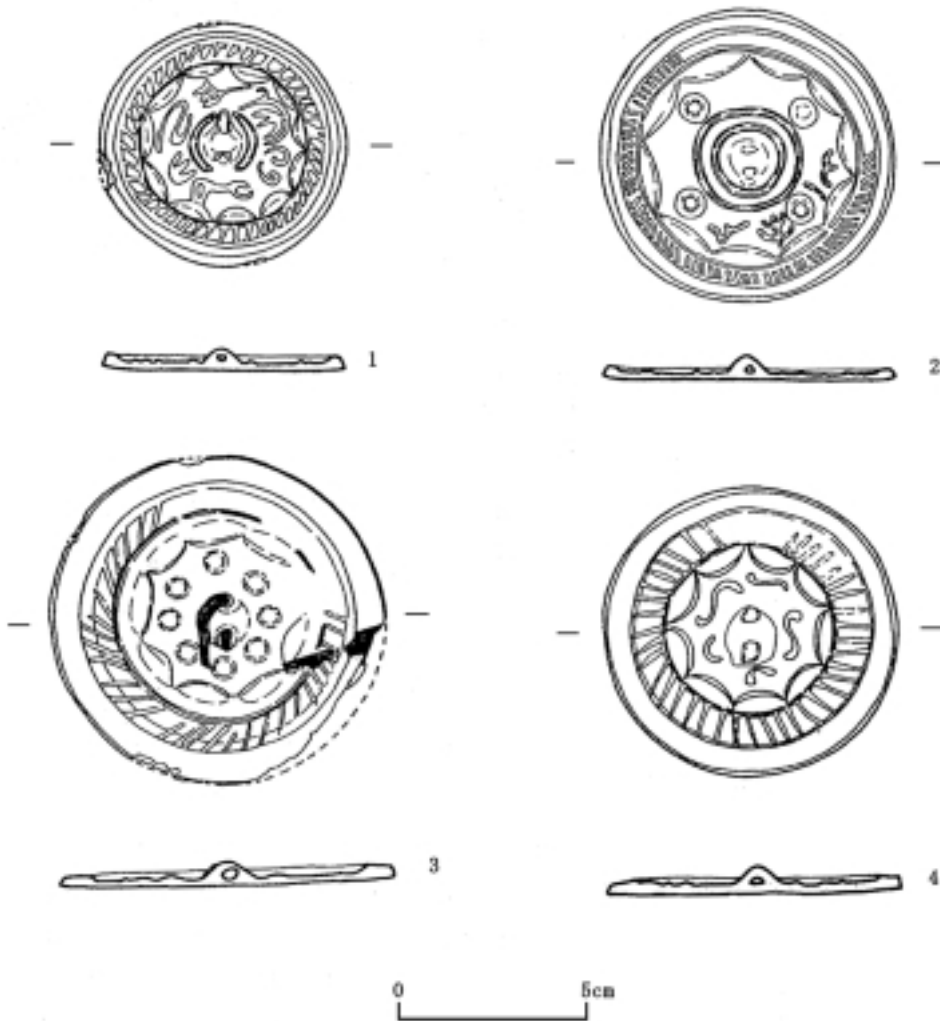
の成立と衰退過程が考古学的に解明されるようになった。

4世紀前半頃、金海大成洞古墳群では倭国から輸入された威信財が多く副葬されるようになる。大成洞13号墳出土の巴形銅器(第5図-1・2)・石鏃形石製品(第5図-3・4)・大成洞18号墳出土の紡錘車形石製品(第5図-5)などは倭中央の首長墓に多く副葬され

⑪ . 竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡



第3図：金海良洞里遺跡出土の広形銅矛と変形細形銅剣(林2000)
 1 200号木槨墓 2 427号木棺墓



第4図：金海良洞里遺跡出土の内行花文系仿製鏡(林2000)
 1・2 427号木棺墓 3 55号木棺墓 4 162号木槨墓

る代表的な倭様式の威信財である。

この他に、大成洞古墳群では筒形銅器が多く出土した。筒形銅器はこれまで主として倭中央の首長墓で多く発見された威信財である。この筒形銅器の場合も製作地論争が存在するものの、やはり倭中央と金官加耶中央との間で行われた交流の証拠であることは明らかである⁴⁾。

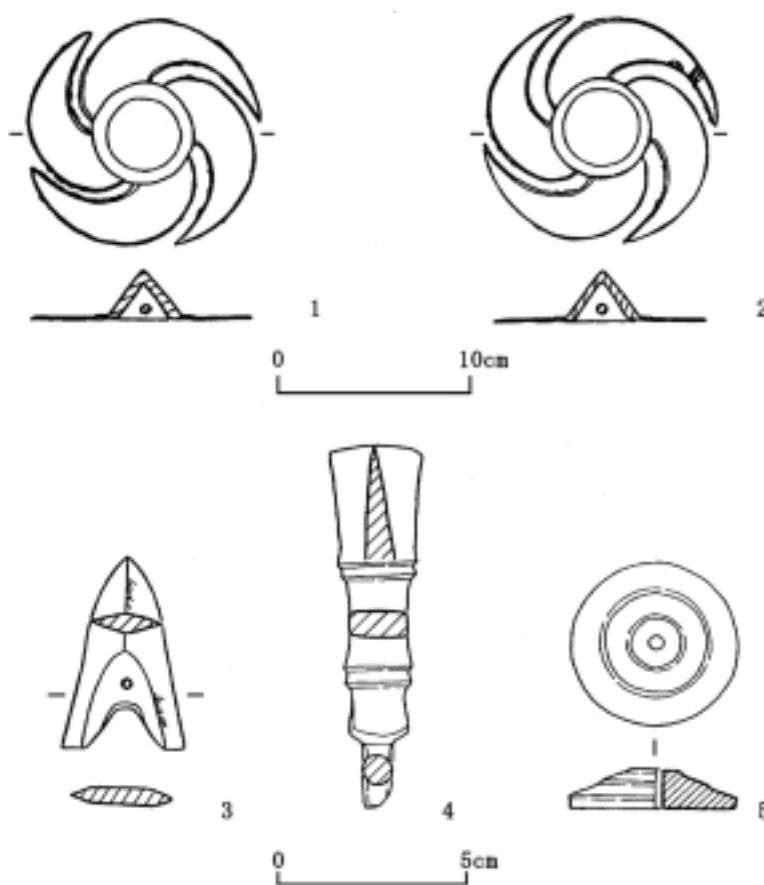
このように4世紀前半頃になると倭国から金官加耶へ送られる威信財には畿内の倭中央地域との関連性が窺える品物が増加する。金官加耶の首長墓に見られるこれら倭様式の威信財の副葬は新たな交易システムの成立を示唆する。これは両国の中央権力の関与が顕著に認められる交易システムであったと思われる。

4世紀頃、畿内の倭中央地域から金官加耶地域への航海には主として瀬戸内海北部九州、壱岐、対馬を経由する海上交易ルートが利用されたと推定される。

この海上交易ルートを復元するためにはまず当時の倭国の造船術と航海術を復元する作業が必要であろう。

4～5世紀頃の倭国の造船術と航海術を復元する上で糸口になる考古学的資料は日本列島で発掘された船材、船形絵画、船形埴輪などである。例えば、大阪府久宝寺遺跡から出土した船材(第6図)、天理市東殿塚古墳出土の円筒埴輪に線刻された船形絵画(第7図)、大阪府長原高廻り2号墳出土の船形埴輪をはじめとする古墳から出土した多くの船形埴輪(第8図)などである。これらの資料を参照すれば、4～5世紀頃の倭船舶は基本的に帆船ではなく櫂で漕ぐ方式の準構造船であったと推定される⁵⁾。このような4～5世紀頃の倭国の造船術と航海術の復元を考慮すれば、倭中央地域から金官加耶地域への航海ルートは第9図のように復元できる。

4世紀頃、準構造船を利用し、倭国から金官加耶へ航海する場合、倭船舶は船員の休憩、物資の補給のために航海途中の多くの港に停泊する必要性があったと思われる。この状況を考慮すれば、大阪の港を出発し



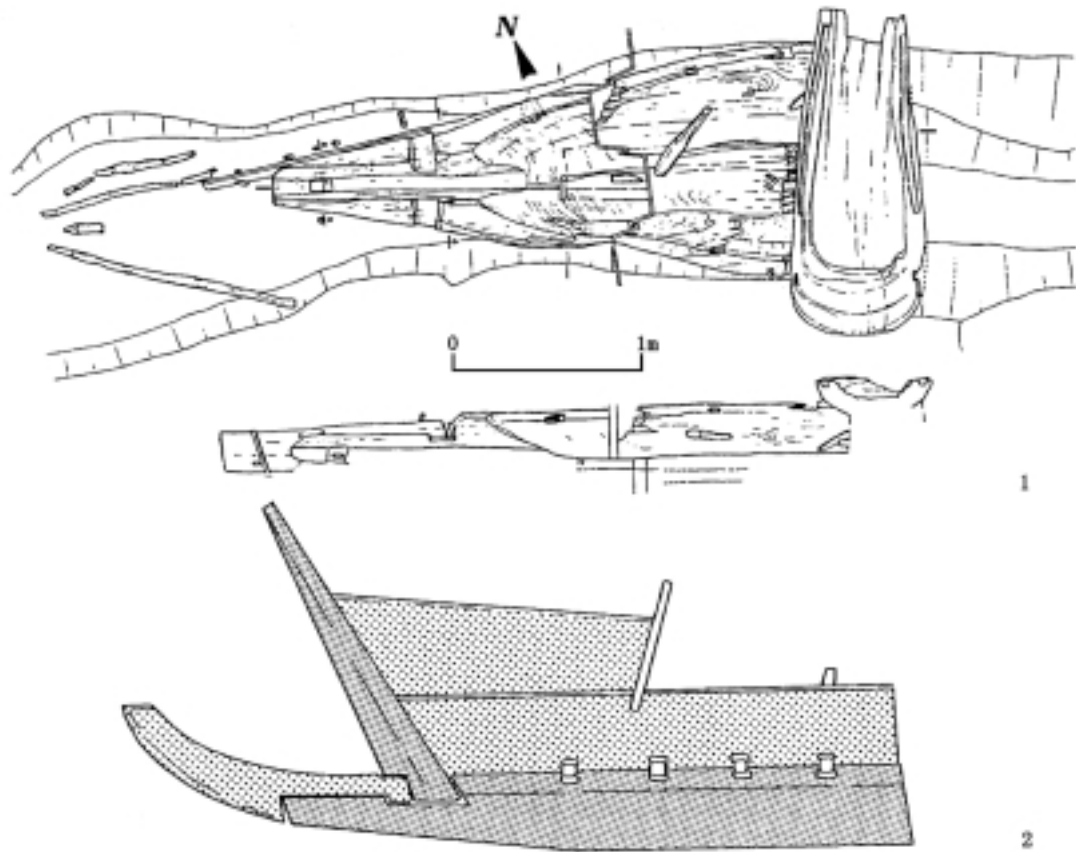
第5図：金海大成洞古墳群出土の倭様式の威信財(慶星大学博物館2000)
 1・2 巴形銅器 3・4 石鏡形石製品
 5 紡錘車形石製品

た倭船舶は瀬戸内海航路上の多くの港を経由しながら、福岡の港に到着するようになったと思われる。福岡の港から金官加耶へ航海する場合も、倭船舶は途中の壱岐、対馬などで船員の休憩、物資の補給を行う必要性があったと思われる⁶⁾。

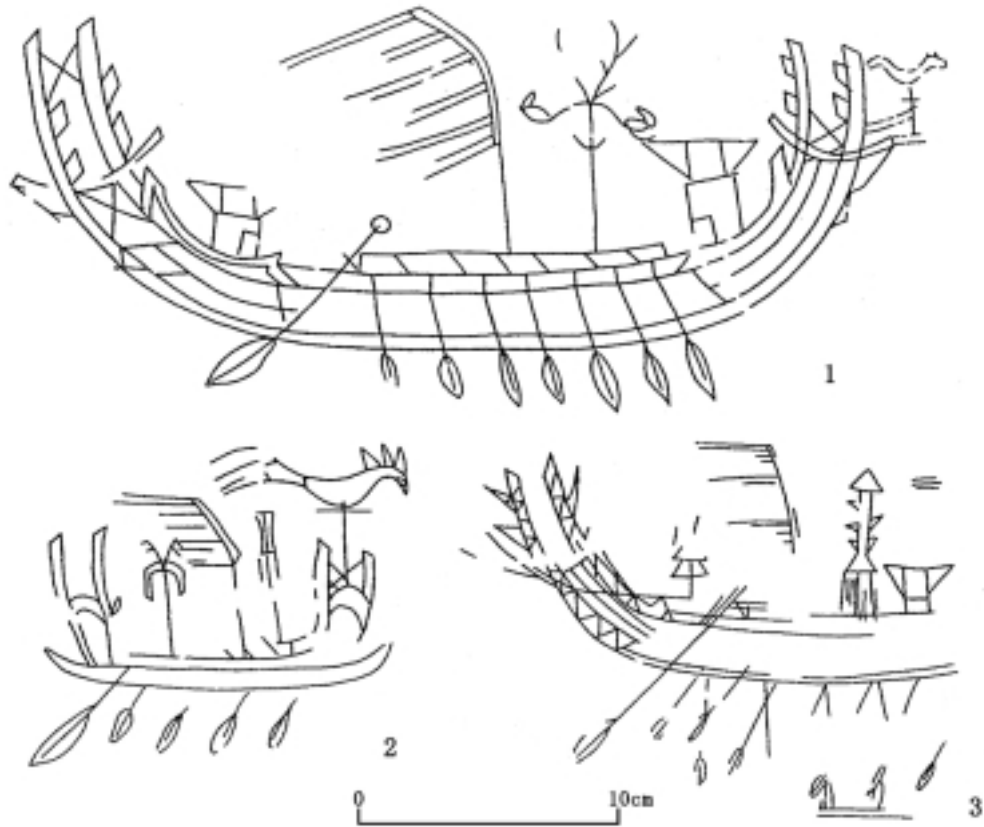
5世紀頃、北部九州から朝鮮半島東南部へ向かう倭船舶の航海ルートに変化の兆候が見られる。5世紀初頭頃、高句麗の攻撃によって加耶地域には大きな政治的変動が起こる。このような加耶地域の政治的変動は朝鮮半島東南部と北部九州をつなぐ既存の交易システムにも危機をもたらす。

(2) 倭国から百済への海上交易ルート

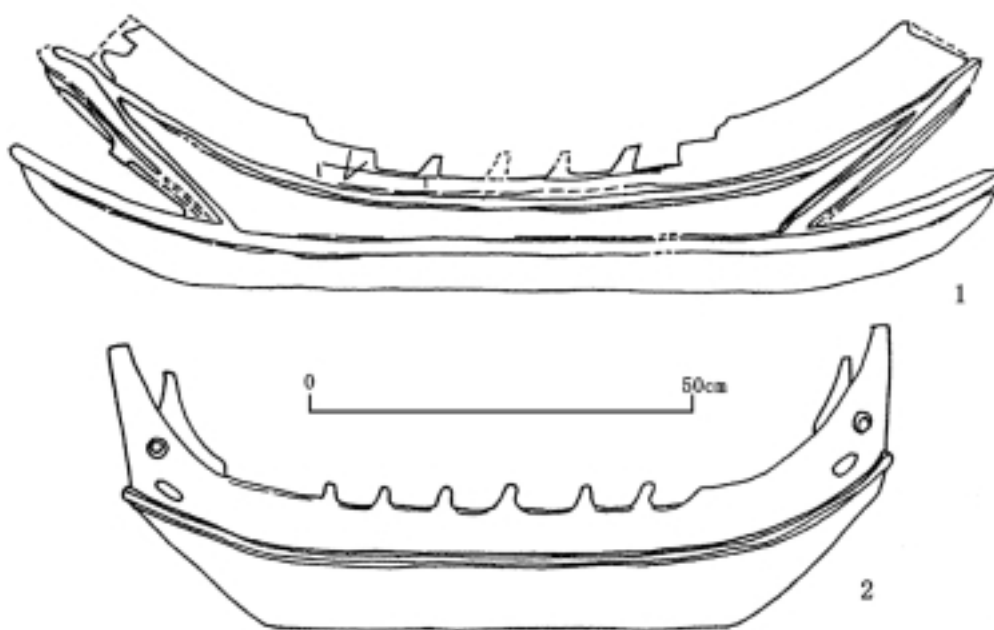
4世紀頃、必需物資である加耶産の鉄素材を確保することは倭国の最優先の外交戦略であった。しかし、5世紀初頭頃、高句麗の攻撃による加耶地域の軍事的危機は金官加耶を軸に朝鮮半島諸国と倭国をつなぐ既



第6図：大阪久宝寺遺跡出土の船材(禹2002)
 1 船材の実測図 2 船材の復元図



第7図：天理東殿塚古墳出土の船形絵画(禹2002)



第8図：日本古墳時代の船形埴輪(禹2002)

1 大阪長原高廻り2号墳

2 宮崎西都原169号墳

存の国際的な交易システムにも変動をもたらした。この加耶地域の軍事的危機によって、金官加耶を通じて鉄素材など先進物資と知識を輸入する倭国の一元的な外交戦略は修正されるようになったと見られる。

倭国はこの交易システムの危機を打開するために、百済との直接的な交易を強化する新たな外交戦略を採択したと見られる。5世紀後半頃、倭国の使い・商人・貨物を乗せて北部九州を出発した倭船舶は加耶地域を経由し、百済中央へ向かう長距離航海を試みたと思われる。百済西海岸の竹幕洞祭祀遺跡で発見された倭様式の祭祀痕跡はこの時期の倭人による長距離航海の痕跡であろう。この倭国から百済中央への長距離航海の痕跡は多元化された倭国の新たな外交戦略を示唆する有力な考古学的資料であろう。

百済西海岸の竹幕洞祭祀遺跡は加耶地域の国際的な港を出発した倭船舶が百済西南海岸を経由し、百済の首都へ向かう場合、必ず通らなければならない辺山半島の沿岸航路上に位置する。倭船舶は辺山半島周辺の危険な海域を通過すれば、まもなく錦江河口の港に到着するようになる。ここから倭船舶は錦江を遡って百済の首都である公州、扶餘へ向かったと思われる。すなわち、竹幕洞祭祀遺跡の周辺海域は洛東江河口から錦江河口への航海中に現れる最後の危険な航路である。

加耶地域から百済中央地域へ向かう交易船は航海途

中の数箇所で航海の安全を祈願する海岸祭祀を行ったと思われる。百済西海岸の竹幕洞祭祀遺跡はこの海岸祭祀が行われた代表的な祭祀場所の一つであろう。

5世紀後半～6世紀前半頃、倭国から百済中央への航海過程を復元すれば、次のような三つの航海方式が存在したと推定される。

第1に、北部九州を出発した倭船舶が加耶地域の港を経由しながら、直接百済中央へ向かうことになる(第9図-1)。

第2に、北部九州を出発した倭船舶は壱岐、対馬を経由し、洛東江河口周辺の加耶地域の国際的な港まで運行する。ここで倭国の使い・商人・貨物は百済船舶あるいは加耶船舶への乗り換えによって百済中央へ向かうルートをとる。

第3に、北部九州を出発した倭船舶は、まず洛東江河口周辺の加耶地域の国際的な港まで運行する。ここで倭国の使い・商人・貨物は加耶船舶への乗り換えによって加耶と百済との境界地域の港へ向かう。この境界地域の港に到着した倭国の使い・商人・貨物は再び百済船舶への乗り換えによって百済中央へ向かうルートをとる(第9図-2)。

5世紀後半～6世紀前半頃、倭船舶による倭国から百済中央への航海過程には主としてこれら三つの航海ルートが利用されたと思われる。

⑪ . 竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡



1



2

第9図：5～6世紀頃の倭国から百済への航海方式の概念図(禹2002；禹2010)

1 倭船舶の直行ルート 2 加耶・百済船舶への乗り継ぎルート

一方、倭国から百済中央への航路上で、倭船舶の安全な通行が保障されるためには、百済、加耶地域、倭国をつなぐ政治的な親縁関係の成立は必然的であろう。5世紀後半～6世紀前半頃、百済の竹幕洞祭祀遺跡では百済の祭祀遺物と共に大加耶様式と倭様式の祭祀遺物も確認された。これは百済、加耶地域、倭国をつなぐ政治的な親縁関係の成立を示唆する有力な考古学的資料であろう。このような政治的な親縁関係の成立によって、倭国から百済中央への航路上で倭船舶の安全

な通行が保障されたと思われる。

3 . 竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡の出現背景

(1) 倭国の海岸祭祀遺跡の諸類型

竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡の特徴を比較するためには、まず、倭中央から朝鮮半島東南部への航路上に存在する他の海岸祭祀遺跡について検討する必要がある。

倭中央から北部九州へ向かう瀬戸内海航路上には、沖ノ島祭祀遺跡と類似する海岸祭祀遺跡が存在する。瀬戸内海の島々で発見されたこれら海岸祭祀遺跡は出土遺物の質と量を基礎に、大きく2類型に分類できる。すなわち、第1類型は銅鏡など非常に貴重な祭祀遺物が供献された海岸祭祀遺跡である。第1類型は祭祀過程に倭中央の関与が認められる中央型海岸祭祀類型である。第2類型は土器など在地的遺物の出土が顕著な海岸祭祀遺跡である。第2類型は祭祀過程に倭中央の関与がほとんど認められない在地型海岸祭祀類型である。

大阪の港から福岡の港への瀬戸内海航路上に位置する代表的な中央型海岸祭祀遺跡は岡山県大飛鳥祭祀遺跡である。この遺跡は山の斜面に位置する巨岩の周辺で発見された。唐花文六花鏡など奈良～平安時代の貴重な祭祀遺物の出土が顕著であった。

瀬戸内海航路上に位置する代表的な在地型海岸祭祀遺跡は香川県荒神島祭祀遺跡、愛媛県魚島大木祭祀遺跡である。荒神島祭祀遺跡の場合、山の斜面に位置する巨岩の周辺で発見された点は中央型海岸祭祀遺跡である大飛鳥祭祀遺跡と類似する。ここでは模型土器、石製模造品、鉄剣などが出土した。愛媛県魚島大木祭祀遺跡の場合も海岸の斜面に位置する点は中央型海岸祭祀遺跡である大飛鳥祭祀遺跡と類似する。魚島大木祭祀遺跡の出土遺物は模型土器、石製模造品、鉄鏃、鉄鋌などである。

このように瀬戸内海航路上に位置する海岸祭祀遺跡は出土遺物の質と量を基礎に、中央型海岸祭祀遺跡と在地型海岸祭祀遺跡とに分類できる⁸⁾(第1図)。

一方、倭国の場合、同じ中央型海岸祭祀遺跡の間にも出土遺物の質と量によってランクの差が認められる。例えば、対馬海峡に位置する沖ノ島祭祀遺跡は倭国の最高ランクの中央型海岸祭祀遺跡である。従って、瀬戸内海航路上の大飛鳥祭祀遺跡は沖ノ島祭祀遺跡より相対的に低いランクの中央型海岸祭祀遺跡と評価できる。

北部九州から朝鮮半島東南部への国際的な海上交易ルート上に最高ランクの中央型海岸祭祀遺跡が存在することはこの交易ルートが倭国でもっとも重要視された航路であったことを示唆する。すなわち、沖ノ島祭

祀遺跡は倭国と中国・朝鮮半島諸国との長距離交易を重視した倭中央の外交戦略を反映する有力な考古学的資料である。

このように倭国内の海岸祭祀遺跡の間にも航路の重要度によってランクの差が存在することが明らかである。

この他に、これら海岸祭祀遺跡の間には幾つかの共通点も見られる。例えば、中央型海岸祭祀遺跡と在地型海岸祭祀遺跡との間には立地と出土遺物において幾つかの共通点が見られる。立地の場合、周辺の航路が広く眺められる海岸の斜面に造営された点で共通する。また、出土遺物の場合は石製模造品、鉄鋌など専用祭具と貴重な実用品が伴う点で共通する様相が見られる。

(2) 百済の竹幕洞祭祀遺跡で出土した倭様式の石製模造品

一方、1992年百済西海岸の竹幕洞祭祀遺跡では専用祭具の一つである倭様式の石製模造品(第10図)が発掘された。これら石製模造品の原型は鉄製の鎌、短甲、斧、ナイフなどの実用品である。これら実用品が小型の専用祭具化したものが石製模造品である。

百済の場合、竹幕洞祭祀遺跡で出土した倭様式の石製模造品は古墳あるいは内陸の祭祀遺跡ではほとんど確認されていない状況である。

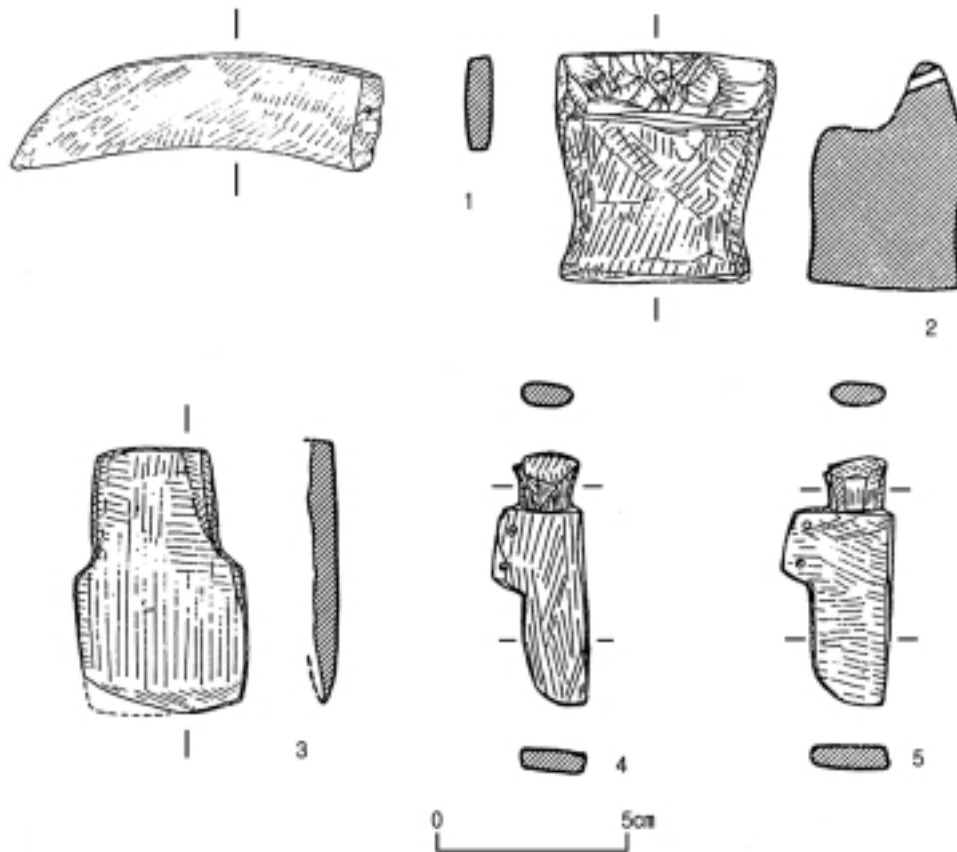
例えば、内陸の扶餘論峙祭祀遺跡では異形石製品と名付けられた石製品(第11図)が出土している⁹⁾。この他に、この遺跡からは専用祭具である8点の鉄製模造品(第12図)も出土した。これら鉄製模造品の出土を考慮すれば、この異形石製品と名付けられた石製品も専用祭具の一種であると思われる。しかし、これら異形石製品の場合、竹幕洞祭祀遺跡で出土した倭様式の石製模造品とは異なる系統の石製品であることは明らかである。

一方、倭国の場合、倭様式の石製模造品は海岸祭祀遺跡のみならず古墳など多くの遺跡で発見されている¹⁰⁾。

すなわち、このような出土様相を重視すれば、竹幕洞祭祀遺跡で出土した石製模造品は倭様式の祭祀遺物と判断される。

百済西海岸の絶壁頂上に位置する竹幕洞祭祀遺跡の

⑪ . 竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡

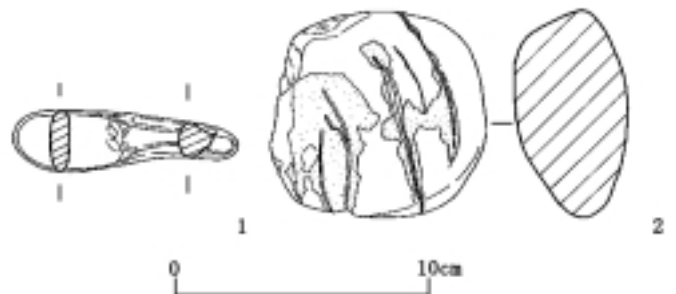


第10図：竹幕洞祭祀遺跡出土の倭様式の石製模造品(国立全州博物館1994)
1 鎌 2 短甲 3 斧 4・5 ナイフ

場合、百済地域で生産された出土遺物の質と量を考慮すれば、百済の中央型海岸祭祀遺跡と評価される。

この他に、この遺跡の注目される特徴は外国産の祭祀遺物の出土である。前に述べた倭様式の石製模造品のみならず中国魏晋南北朝時代の青磁、大加耶系の馬具など周辺諸国からもたらされた祭祀遺物の出土が顕著である。この竹幕洞祭祀遺跡における国際的な祭祀遺物の出土は中国南朝、百済、加耶地域、倭国をつなぐ広域交易システムの存在を示唆する有力な考古学的資料であろう。すなわち、百済西海岸を航海し、百済首都へ向かう国際的な交易船には百済人、中国南朝人、加耶人、倭人など多様な国籍の使い・商人が含まれていた可能性が高い。

竹幕洞祭祀遺跡の周辺海域は百済の首都へ向かう百済西海岸航路の中でも、もっとも危険な航路の一つである。従って、竹幕洞祭祀遺跡が位置する絶壁頂上は航海の安全を祈願する祭祀場所として最適であったと思われる。ここでは周辺海域を通過する国際的な交易

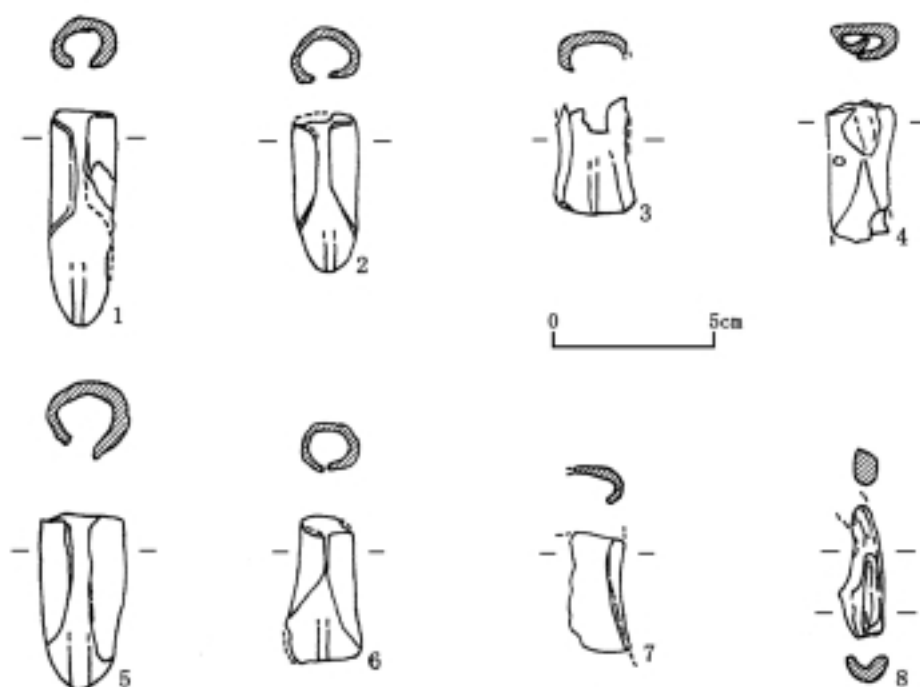


第11図：扶餘論峙祭祀遺跡出土の異形石製品
(国立扶餘博物館2007)

船の乗客による国際的な祭祀が行われたと思われる。

竹幕洞祭祀遺跡における倭様式の石製模造品の出土は倭人の祭祀参加を示唆する有力な考古学的資料であろう。この竹幕洞祭祀遺跡で行われた露天祭祀に倭人が参加する過程は次のような2段階に復元できる。

第1段階、倭国の使い・商人を乗せて加耶地域の港を出発した交易船は百済の首都へ向かう途中、竹幕洞祭祀遺跡の周辺の港に停泊する。



第12図：扶餘論峙祭祀遺跡出土の鉄製模造品(国立扶餘博物館2007)

第2段階、ここで倭人は各国の使い・商人と共に下船し、竹幕洞祭祀遺跡で石製模造品を使った倭様式の露天祭祀を行う。

特に5～6世紀頃、百済の西海岸航路の代表的な祭祀場所である竹幕洞祭祀遺跡で倭人による倭様式の祭祀が行われることは、この時期に両国の間に緊密な親縁関係が成立したことを反映するものであろう。このような状況を考慮すれば、ここで倭様式の祭祀を行った倭人の中には倭中央から派遣された使いが含まれていた可能性が高い。

竹幕洞祭祀遺跡の祭祀遺物の中には倭様式の石製模造品と共に中国魏晋南北朝時代の青磁、大加耶系の馬具が含まれていた。これは竹幕洞祭祀が持つ国際性を反映する状況であろう。ここでは百済、中国南朝、大加耶、倭国など多国籍の使い・商人が参加した国際的な祭祀が行われたと見られる。この国際的な祭祀の中には倭国の使い・商人による倭様式の祭祀も含まれていたと推定される。

一方、竹幕洞祭祀遺跡で出土した倭様式の石製模造品は倭国と朝鮮半島諸国をつなぐ広域交易システムの再編を象徴する代表的な遺物と評価できる。4世紀頃、倭国の主な外交戦略は金官加耶を通じて必需物資であ

る鉄を安定的に輸入することであった。貴重な必需物資である鉄を確保するために倭国は金官加耶を軸とする広域交易システムの構築を試みる必要性があったと思われる。

しかし、5世紀初頭頃、高句麗による加耶地域への攻撃によって、既存の金官加耶を軸とする広域交易システムは再編されるようになる。金官加耶を軸とする不安定な交易システムを克服するために、倭国は百済との親縁関係を強化する新たな外交戦略を採択するようになったと思われる。すなわち、中国南朝、百済、加耶地域、倭国をつなぐ広域交易システムの再編過程で、倭国は百済との交易を一層強化する新たな交易システムの構築を試みたと思われる。

5世紀後半頃、高句麗の攻撃によって百済の首都ソウルは陥落される。百済の場合も、このような危機状況を打開するために、中国南朝、百済、加耶地域、倭国をつなぐ広域交易システムの再編を試みる必要性があったと思われる。高句麗の攻撃によって公州・扶餘へ遷都するなど不安定な政治情勢の中で、百済中央は中国南朝のみならず倭国との親縁関係を一層強化する必要性があったと思われる。竹幕洞祭祀遺跡における倭様式の祭祀痕跡の出現は、このように相互の必要性

によって採択された、倭国と百済の新たな外交戦略を反映する考古学的資料であろう¹¹⁾。

(3) 竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡の出現背景から みた4～6世紀頃の百済と倭国との交流

竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡は百済と倭国を代表する中央型海岸祭祀遺跡である。竹幕洞祭祀遺跡で百済中央が関与した海岸祭祀が開始される時期は出土遺物と文献を根拠に4世紀中葉頃と見る見解が提起されている¹²⁾。

沖ノ島祭祀遺跡で中央型海岸祭祀が開始された時期は、ここから出土した銅鏡と倭中央地域から出土した銅鏡との同范関係を根拠に、4世紀後半頃と推定されている¹³⁾。

このような見解を重視すれば、竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡における中央型海岸祭祀の出現時期は4世紀頃であろう。

しかし、竹幕洞祭祀遺跡の場合、百済中央が関与した中央型海岸祭祀が一層盛行する時期は5世紀後半～6世紀前半頃である。5世紀後半～6世紀前半頃は竹幕洞祭祀遺跡で中国南朝の青磁、大加耶系の馬具、倭様式の石製模造品など国際的な祭祀遺物の出土が顕著になる時期である。この様相はこの時期に百済と周辺諸国との遠距離交易が一層活性化されたことを意味する。また、この遠距離交易に利用された百済西海岸航路が百済中央によって掌握されている状況を反映する。すなわち、5世紀後半～6世紀前半頃になると、百済と倭国の中央権力間の直接的な交流が以前より活発になったことを意味する。

沖ノ島祭祀遺跡の場合も、6世紀頃になると祭祀行為が以前より活発に行われた様相が見られる¹⁴⁾。

一方、両遺跡で国際色豊かな祭祀遺物が顕著に出土する様相を考慮すれば、両遺跡で行われた海岸祭祀には朝鮮半島と日本列島を往来した国際的な交易船の関与が認められる。

この国際的な交易船の運行方式の場合、前に述べたように直行方式と乗り継ぎ方式が両立していたと思われる。私は倭国から百済への国際的な交易船の航海には倭船舶、加耶船舶、百済船舶への乗り継ぎ方式が一層頻りに利用されたと推定する。

例えば、乗り継ぎ方式の航海を想定する場合、沖ノ島祭祀遺跡で祭祀儀礼を挙行した人々は主として倭船舶に乗船した倭人であったと見られる。しかし、国際色豊かな祭祀遺物を考慮すれば、沖ノ島祭祀遺跡で行われた祭祀儀礼には倭船舶に乗船していた外国の使い・商人が参加する場合もあったと思われる。

竹幕洞祭祀遺跡に場合も祭祀儀礼を挙行した人々は主として百済船舶に乗船した百済人であったことは明らかである。この他に、この竹幕洞祭祀遺跡では中国南朝人、加耶人、倭人が祭祀儀礼に参加する場合もあったと思われる。ここで出土した中国南朝の青磁、大加耶系の馬具、倭様式の石製模造品など外国産の祭祀遺物の場合、百済船舶に乗船していた外国の使い・商人によって残された祭祀遺物と推定される。前に述べたように、少なくとも竹幕洞祭祀遺跡における倭様式の祭祀痕跡は倭国の使い・商人によって残された祭祀痕跡であることは明らかであろう。

一方、沖ノ島祭祀遺跡と竹幕洞祭祀遺跡との間には注目すべき共通点が存在する。両遺跡は石製模造品、銅鏡、馬具、甲冑、鉄鋌など祭祀遺物の構成において多くの共通点が見られる。また、両遺跡は地理的景観においても共通する様相が見られる。両遺跡は海岸の斜面、絶壁など周辺の海域が一望できる場所に位置する。さらに、両遺跡は倭国と百済を往来する海上交易ルートの中でもっとも危険性の高い航路上に位置している。このような両遺跡の祭祀遺物と地理的景観の共通性を重視すれば、両遺跡における祭祀儀礼の成立過程には交易船に乗船していた両国の使い・商人による相互作用があったと思われる。

しかしながら、両遺跡の間には異なる特徴も見られる。例えば、竹幕洞祭祀遺跡は祭祀場所と港の役割が共存する複合的な目的をもつ兼用祭祀遺跡と評価できる。竹幕洞祭祀遺跡は加耶地域から百済中央へ向かう百済西海岸航路上に位置する。特に竹幕洞祭祀遺跡が位置する辺山半島の西側海域は公州・扶餘へ向かう交易船には最も危険な航路であったと見られる。加耶地域を出発した百済船舶はこの危険な航路上に位置する竹幕洞祭祀遺跡の周辺の港で停泊する必要性があったと思われる。この港に停泊した百済船舶の主な目的は物資の補給、船員の休憩と共に航海の安全を祈願する

海岸祭祀を行うことであったと見られる。

一方、沖ノ島祭祀遺跡の場合は杵岐と対馬をつなぐ通常の対馬海峡航路より東側に離れている小さな島に位置する。航海中の交易船が物資の補給、船員の休憩のために停泊する航路上の港としては最悪の条件に置かれている島である。この点を考慮すれば、沖ノ島祭祀遺跡は航海の安全を祈願する祭祀場所としての役割が一層重視された専用祭祀遺跡と評価できる。

沖ノ島における土器・石器の出土様相を考慮すれば、縄文時代以降の一時的な人間の活動痕跡は認められる。しかし、ここでみる人間の活動痕跡は内陸の長期的な定住集落に見られる痕跡とは異なる様相である¹⁵⁾。すなわち、沖ノ島祭祀遺跡は航海中の船舶が物資の補給、船員の休憩、海岸祭祀を行うために停泊する複合的な目的をもつ兼用祭祀遺跡と評価することは出来ない。

4～5世紀頃の倭国の造船術と航海術を考古学的に検討すれば、倭国から加耶地域への航海には帆船ではなく主として櫂で漕ぐ方式の準構造船が利用されたと推定される。従って、杵岐から対馬へ航海中の倭船舶が遠く離れている沖ノ島を経由する必要性は少なかったと思われる。このような4～5世紀頃の倭船舶の技術的側面と沖ノ島の地理的側面を考慮すれば、沖ノ島は主として杵岐と対馬を往来する倭船舶の緊急時の避難場所として利用されると見られる。この過程で沖ノ島は対馬海峡を往来する倭船舶の間で神聖な島として祭祀の対象になったと思われる。

特に4世紀後半頃、沖ノ島祭祀遺跡で倭中央と関連する祭祀遺物が出土する様相を考慮すれば、貴重な交易品の安全な運送が倭中央の大きな課題であったことを示唆する。4世紀頃以降、朝鮮半島諸国との交易を重視する倭中央の外交戦略によって、沖ノ島祭祀遺跡はますます倭国の代表的な中央型海岸祭祀遺跡になったと思われる。

4世紀頃、北部九州を出発した倭船舶の目的地は金官加耶の国際的な港であった。鉄の生産と輸出によって経済的な富を築いていた金官加耶は中国、朝鮮半島諸国、倭国をつなぐ国際的な交易の中継地であった。金官加耶の国際的な港は倭国の使い・商人が加耶地域の鉄など中国・朝鮮半島諸国の先進的物資と知識を獲得する上で最高の場所であったと思われる。

5世紀頃になると高句麗による加耶地域と百済の首都であるソウル地域への攻撃によって朝鮮半島情勢は急変するようになる。従って、これまで金官加耶との交易を重視していた倭国の外交戦略も危機を迎えるようになったと思われる。この不安定な朝鮮半島情勢に対応するために、倭国は百済との直接的な交易を一層強化する外交戦略を試みる必要性があったと思われる。5世紀後半～6世紀前半頃の竹幕洞祭祀遺跡で倭様式の石製模造品が出土する様相はこのような倭国の新たな外交戦略を反映するものであろう。

5世紀後半頃、百済は北方の高句麗の攻撃によって公州に遷都するようになる。この政治・軍事的な危機を克服するために、百済は南方の倭国との直接的な交流と交易を強化する新たな外交戦略を採択するようになったと思われる。5世紀後半～6世紀前半頃の竹幕洞祭祀遺跡に現れた倭国の使い・商人による倭様式の祭祀痕跡は百済の新たな外交戦略を反映する有力な考古学的資料であらう。

この他にも、5世紀後半～6世紀前半頃の百済には百済と倭国の強化された親縁関係を反映する考古学的資料が新たに出現する。

第1の例は百済西南部地域で発見された13基程度の倭様式の前方後円墳である(第2図)。これら前方後円墳の測量・発掘調査の内容を考慮すれば、百済西南部地域で倭様式の前方後円墳が築造された時期は主として5世紀後半～6世紀前半頃である。特に百済の武寧王代である6世紀前半頃に集中的に築造される傾向も見られる。

第2の例は百済の武寧王陵の棺材である。武寧王の棺材は倭国から輸入された最高級のコウヤマキで製作されたと見られる。武寧王陵には倭国産の棺材と共に中国南朝から輸入された多くの威信財が副葬されていた。さらに武寧王の墓室は中国南朝様式の塼室墓で築造された。このような出土様相は当時の百済中央の外交路線を反映するものであろう。すなわち、武寧王代の百済は中国南朝と倭国を重視する新たな外交戦略を採択するようになったと見られる。

5世紀後半～6世紀前半頃の百済の主な外交戦略は中国南朝・倭国との緊密な親縁関係を通じて高句麗の威嚇に対抗することであった。百済武寧王の葬送儀礼

に集まった各国の甲冑使は中国南朝様式の塼室墓を目撃することになる。百済と中国南朝との間に成立した政治的な親縁関係を象徴するこの葬送儀礼の光景は各国の甲冑使を通じて高句麗にも伝わったと思われる。すなわち、百済王墓に中国南朝様式の塼室墓を採用することは百済と中国南朝との緊密な親縁関係を誇示する有効な手段になったと思われる。

百済西南部地域の一部の首長墓に採用された倭様式の前方後円墳に関する情報も葬送儀礼に集まった各国の甲冑使を通じて高句麗にも伝わったと見られる。この葬送儀礼の光景は百済と倭国との間に成立した緊密な親縁関係を高句麗に誇示する有効な手段になったと思われる。

5世紀後半～6世紀前半頃、百済の中央型海岸祭祀遺跡の一つである竹幕洞祭祀遺跡では倭様式の祭祀痕跡が目撃される。また、百済中央の王墓の棺材として倭国産の最高級のコウヤマキが採用される。さらに、百済地方の一部の首長墓には倭様式の前方後円墳が採用される。百済の中央と地方で連動しながら現れるこれらの様相は、百済と倭国との間に成立した緊密な親縁関係を象徴する有力な考古学的資料であろう¹⁶⁾。

一方、6世紀頃の倭国では倭国と百済との強化された親縁関係を反映する考古学的資料が増加するようになる。倭国では百済様式の墓制、住居、炊事・暖房システムが新たに拡散される様相が現れる¹⁷⁾。例えば、畿内系横穴式石室が倭中央の首長墓の墓室として採用される様相は百済の影響による新たな変化であろう¹⁸⁾。

また、住居の内部に竈を設置する朝鮮半島様式の炊事・暖房システムの広い範囲の拡散も百済の影響による新たな変化と評価できる。九州の場合、この朝鮮半島様式の炊事・暖房システムは福岡地域から熊本地域まで拡散される様相が目撃された¹⁹⁾。また、本州の場合は、東北地方の南部地域まで広く拡散された²⁰⁾。

6世紀頃の倭国で百済様式の横穴式石室と竈をもつ住居が新たに拡散される様相は倭国と百済との親縁関係の強化を象徴する考古学的資料であろう。すなわち、これら倭国における新たな変化は百済との交流・交易を強化した倭中央の新たな外交戦略を反映するものである。

これまで述べてきた竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺

跡の出現過程を考慮すれば、百済と倭国との交流の画期は6世紀前葉前後と見られる。5世紀頃の高句麗による加耶地域・百済への攻撃は朝鮮半島に急激な政治・経済的な変動をもたらした。このような急変する朝鮮半島情勢の中で百済と倭国は相互の政治・経済的な交流を一層強化する必要性があったと思われる。

4. 結論 日本列島と朝鮮半島との遠距離交易の活性化を象徴する沖ノ島祭祀遺跡と竹幕洞祭祀遺跡

4世紀頃、朝鮮半島と日本列島をつなぐ海上交易ルート上に百済と倭国の中央政権が関与した中央型海岸祭祀遺跡が出現する。竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡は百済と倭国を代表する中央型海岸祭祀遺跡である。交易船の航路上に位置する両遺跡の地理的特徴を考慮すれば、これら中央型海岸祭祀遺跡の出現は両国における遠距離交易の活性化を象徴するものであろう。

4世紀頃、倭中央の最優先の外交戦略は金官加耶から鉄素材と先進知識を獲得することであった。金官加耶の金海大成洞古墳群で大量の鉄素材と倭国から輸入された威信財が共に出土する様相は、金官加耶と倭国の緊密な親縁関係を反映する考古学的資料である。

5世紀初頭頃、高句麗による加耶地域への攻撃によって、倭国と金官加耶との間で活発になった交易システムにも危機が訪れる。この交易システムの危機を克服するために、倭国は朝鮮半島諸国との既存の交易システムを多元化する必要性があったと見られる。5世紀後半～6世紀前半頃、百済西海岸の竹幕洞祭祀遺跡では倭国の使い・商人による倭様式の祭祀痕跡が現れる。これはこの時期に倭国と百済との交易システムが一層活性化されたことを象徴する考古学的資料であろう。

当時の百済は中国南朝とも緊密な外交関係を結んでいた。従って、倭国と百済との親縁関係の強化は倭国と中国南朝との親縁関係の強化にもつながる倭中央の新たな外交戦略であったと思われる。

一方、竹幕洞祭祀遺跡で倭様式の祭祀痕跡が現れた時期には、百済と倭国では両国の強化された親縁関係を反映する多くの考古学的資料が現れる。

例えば、6世紀頃の倭中央では首長墓に百済様式の

横穴式石室を採用する例が急激に増加する。また、住居には竈・煙道を設置する百済様式の炊事・暖房システムが広い範囲で採用される。倭国における百済様式の横穴式石室と炊事・暖房システムの採用と拡散は倭国と百済との親縁関係を周辺諸国に誇示する有効な手段になったと見られる。すなわち、これらの様相は倭中央による百済重視の外交戦略を反映する有力な考古学的資料であろう。

5世紀後半～6世紀前半頃の百済中央の武寧王陵には倭国産の最高級の棺材が採用される。また、百済地方の一部の首長墓には倭様式の前方後円墳が採用される。百済における倭様式の前方後円墳の採用は百済と倭国との親縁関係を周辺諸国に誇示する有効な手段になったと見られる。これらの様相は百済中央による倭国重視の外交戦略を反映する有力な考古学的資料であろう。

竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡は百済と倭国の代表的な中央型海岸祭祀遺跡である。両遺跡は百済と倭国の国際的な交易船が通過する航路上に位置する共通的特徴をもつ。

竹幕洞祭祀遺跡の周辺海域は加耶地域から錦江流域の百済首都へ向かう航海中に現れる危険な航路であろう。また、祭祀場所が周辺の沿岸航路が広く眺められる絶壁頂上である点を考慮すれば、竹幕洞祭祀遺跡は加耶地域と百済の錦江流域をつなぐ航海の成功を祈願する海岸祭祀場所としては最適な位置であったと思われる。

沖ノ島祭祀遺跡は壱岐と対馬をつなぐ対馬海峡の危険な航路上に位置する。沖ノ島は壱岐と対馬をつなぐ通常の航路より東に離れている小さな島である。祭祀場所は壱岐と対馬をつなぐ通常の航路が広く眺められる島の斜面に位置する。もし、壱岐と対馬をつなぐ通常の航路上で倭国の交易船が遭難する状況を想定すれば、沖ノ島は遭難船の最適の避難場所になったと思われる。沖ノ島への避難によって、遭難船の貴重な貨物と乗船者の命が助けられた状況はたびたび現れたと思われる。この過程で沖ノ島祭祀遺跡は北部九州と朝鮮半島東南部をつなぐ国際的な交易の成功を祈願する神聖な場所になったと思われる。

沖ノ島は物資の補給が難しい島にもかかわらず倭国

最大の中央型海岸祭祀遺跡になった。これは北部九州と朝鮮半島東南部をつなぐ国際的な海上交易ルート的重要性を象徴する。倭船舶は通常の航路上で遠く離れている沖ノ島まで航海し、盛大な海岸祭祀を行った。沖ノ島祭祀遺跡は倭中央の最優先の外交戦略が朝鮮半島諸国との遠距離交易の活性化であったことを示唆する有力な考古学的資料である。

これら両遺跡の地理的景観を考慮すれば、竹幕洞祭祀遺跡で主に祭祀を行った交易船は加耶地域の港と錦江流域の百済首都を往来する百済船舶であったと思われる。また、百済西海岸の沿岸航路上に位置する竹幕洞祭祀遺跡は海岸祭祀のみならず航海中の物資の補給、船員の休憩のために設けられた港の役割をもつ兼用祭祀遺跡であったと見られる。

一方、沖ノ島祭祀遺跡は北部九州の倭国の港と洛東江河口の加耶地域の港を往来する倭国の交易船のために設けられた祭祀場所であった。また、壱岐と対馬を往来する通常の航路より東に離れている沖ノ島祭祀遺跡の地理的景観を考慮すれば、沖ノ島祭祀遺跡は航海中の物資の補給、船員の休憩のために設けられた港の役割をもつ兼用海岸祭祀遺跡ではなかったと見られる。すなわち、緊急時の船舶の避難と航海の安全を祈願する祭祀のために設けられた専用海岸祭祀遺跡であったと思われる。

このように竹幕洞祭祀遺跡と沖ノ島祭祀遺跡は航路上のもっとも危険な海域に位置する点、通常の航路が広く眺められる場所に位置する点など共通する地理的景観をもつ。

両遺跡における海岸祭祀の主な目的は海上交易ルートを通じた国際的な遠距離交易の成功であったと推定される。竹幕洞祭祀遺跡は百済と倭国との間で新たに活発になった交易システムの出現を示唆する百済の中央型海岸祭祀遺跡である。また、沖ノ島祭祀遺跡は倭国と朝鮮半島諸国との間で活発になった国際的な遠距離交易の実体を反映する倭国の中央型海岸祭祀遺跡である。

補注

- 1) 小田富士雄(1979):「福岡県 沖ノ島の祭祀遺跡」;
『九州考古学研究』古墳時代篇、学生社、p.541 - 562
- 2) 国立全州博物館編(1994)『扶安竹幕洞祭祀遺跡』 国立
全州博物館、p.23 - 33
- 3) 林孝澤(2000):「金海良洞里第427号土壌木槨墓の考
察」;『金海良洞里古墳文化』 東義大学校博物館、
p.202 - 214
- 4) 慶星大学校編(2000)『金海大成洞古墳群Ⅱ』 慶星大学
校博物館、p.120 - 134
- 5) 松木哲(2001):「コメント 袴狭と東殿塚の船の絵」;
『考古学研究』第48巻(第1号) 考古学研究会、p.73 -
74
- 6) 禹在柄(2002):「4～5世紀の倭から加耶・百濟への
交易ルートと古代航路」;『湖西考古学』第6・7合輯
湖西考古学会、p.178 - 189
- 7) 禹在柄(2009):「5～6世紀の百濟・加耶・倭間の広
域交易体系再編とその背景」;『先史と古代』31 韓国
古代学会、p.216
- 8) 亀井正道(1988):「海と川の祭り」;『沖ノ島と古代祭
祀』 吉川弘文館、p.135 - 141
- 9) 国立扶餘博物館編(2007)『扶餘論峙祭祀遺跡』 国立扶
餘博物館、p.166 - 191
- 10) 深澤敦仁(2007):「石製模造品の生産と流通」;『原
始・古代日本の祭祀』 同成社、p.275 - 299
- 11) 禹在柄(2010):「百濟西海岸地域の竹幕洞祭祀遺跡で
発見された倭人の痕跡とその意味」;『先史と古代』33
韓国古代学会、p.289 - 295
- 12) 崔光植(1998):「百濟の国家祭祀と竹幕洞祭祀遺跡」;
『扶安竹幕洞祭祀遺跡の研究』 国立全州博物館、p.140
- 142
- 13) 小田富士雄(1988):「北海道中」;『沖ノ島と古代祭祀』
吉川弘文館、p.233 - 234
- 14) 弓場紀知(2005):『古代祭祀とシルクロードの終着
地・沖ノ島』 神泉社、p.71 - 72
- 15) 佐田茂(1988):「沖ノ島祭祀の変遷」;『沖ノ島と古代
祭祀』 吉川弘文館、p.73 - 75
- 16) 禹在柄(2004):「崇山江流域の前方後円墳の出現とそ
の背景」;『湖西考古学』第10輯 湖西考古学会、p.68
- 76
- 17) 禹在柄(2006):「5～6世紀の百濟の住居・暖房・墓
制文化の倭国伝播とその背景」;『韓国史学報』第23号
高麗史学会、p.62 - 88
- 18) 柳沢一男(1989):「古墳の変質」;『古墳』 吉川弘文館、
p.123 - 134
- 19) 杉井健(2001):「朝鮮半島系渡来文化の動向と古墳の
比較研究試論 - 九州本島北部地域を題材として」;『考
古学研究』第47巻(第4号) 考古学研究会、p.91 - 94
- 20) 菊地芳朗(1999):「東北地方における古墳時代中～後
期の渡来系文化」;『渡来文化の受容と展開』 第46回
埋蔵文化財研究集会実行委員会、p.218 - 220

共同研究

「祭祀遺跡、沖ノ島の再検討」

研究代表者：國學院大學名誉教授 相山 林繼

沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造

- 鉄製品・金属製模造品を中心に -

笹生 衛 國學院大學教授

要旨：沖ノ島祭祀遺跡を出土遺物の組成で分類しなおし、『皇太神宮儀式帳』の祭式と比較して沖ノ島祭祀の再検討を行った。その結果、神宮御神宝と共通する沖ノ島祭祀遺物の系譜は5世紀まで遡り、鉄製品、布帛類を主な供献品とする列島内の5世紀代の祭祀遺跡と同じ性格が考えられた。また、『儀式帳』の祭式の構成は沖ノ島の遺物や出土状況と整合的に解釈ができ、そこから岩上・岩陰祭祀の遺跡には、供献品・神宝を神霊の近くに納める場、露天祭祀の遺跡には、撤下した神饌の食器や祭具を整理・集積した場としての性格を推定できた。さらに、今回の分析からは5世紀代が神祇祭祀の形成の上で大きな画期となっていたことが明らかとなった。

キーワード：鉄製品、鉄鋌、幣帛、『皇太神宮儀式帳』、祭式

1. はじめに

沖ノ島は、宗像三女神の一柱、田心姫が祭られ、古来より聖域として守られてきた場所である。そこには、4世紀後半から10世紀初頭頃までの祭祀遺跡が残り、古代の神祇祭祀や神道信仰が、いかに成立したかを具体的に辿れる場所でもある。

沖ノ島祭祀遺跡は、報告書『宗像沖ノ島』で、小田富士雄氏が出土遺物の内容と立地場所を細かく分析・整理し、①岩上祭祀(4世紀後半～5世紀前半) ②岩陰祭祀(5世紀後半～7世紀) ③半岩陰・半露天祭祀(7世紀後半～8世紀) ④露天祭祀(8世紀～9世紀)の順で変遷したことを明らかにされた。これは、現在でも、沖ノ島祭祀遺跡の性格と変遷を考える上で最も基本的なフレームとなっている¹⁾。

しかし、沖ノ島祭祀遺跡の出土遺物を細かく見ると、それは複雑な様相を呈している。同じ岩上祭祀の遺跡である16・17号遺跡と21号遺跡では、遺物の出土状況や組成に大きな違いがある一方で、岩陰祭祀の22号遺跡と露天祭祀の1号遺跡では遺物の組成は共通し、遺跡の立地が、そのまま年代的な傾向を示すとは限らない。さらに、1号遺跡は、佐田茂氏と弓場紀知氏が、土器や祭具の廃棄場所である可能性を指摘しており²⁾、祭祀遺跡が、全て祭祀の場ではない可能性も考えられ

る。つまり、沖ノ島祭祀遺跡については、岩上から岩陰、露天へとという祭祀の変遷過程、祭祀遺跡は祭祀の場であるという前提を一旦取り除き、各遺跡を出土遺物のセット関係「組成」を基準に分類し、遺跡の性格を改めて考える必要があるように思われる。

沖ノ島祭祀遺跡の出土遺物は、多量の鉄製品、金銅装馬具や金製指輪、カットグラス碗、唐三彩など内容は極めて豊富で特殊な存在とされてきた。これらの遺物については朝鮮半島や中国大陸との関係が指摘され、その存在から国家外交と関連する沖ノ島祭祀の特殊な性格が強調されてきた³⁾。ところが、近年、列島内の祭祀遺跡から、鉄製品や鉄鋌といった沖ノ島祭祀遺跡と共通する遺物が出土するようになっており、沖ノ島祭祀について、その特殊性を強調するだけでなく、列島内の祭祀遺跡との関係の中で、どう位置づけるかという点も考える必要が生じている。

そこで、本稿では、まず出土遺物の組成により改めて沖ノ島祭祀遺跡の分類を行い、続いて、列島内の祭祀遺跡と遺物組成を中心に比較し、祭祀遺跡の変遷と背景について再検討してみたい。なお、再検討に当たっては、特に列島内で明確に祭祀遺跡が確認できるようになる5世紀以降を中心とし、遺物では沖ノ島祭祀と共通する鉄製品、金属製模造品、紡織具のあり方に焦点を当てることとする。

また、それを受けて、祭祀の構成「祭式」の観点から沖ノ島祭祀遺跡の性格について考えてみたい。祭祀遺跡と祭式との関係が不明瞭なため、祭祀の場か祭具の廃棄場かといった議論が祭祀遺跡の性格を考える場合に行われており、1号遺跡の性格が確定していないように、沖ノ島祭祀遺跡もその例外ではない。ここでは、沖ノ島出土の祭祀遺物と類似した御神宝を記す『皇太神宮儀式帳』の祭式と、祭祀遺跡における遺物の組成や出土状況を比較検討し、沖ノ島における祭祀のあり方と遺跡の性格について推定を試みたい。

2. 祭祀遺跡の遺物組成と分類

出土遺物の組成と類型

沖ノ島祭祀遺跡から出土する遺物は、鏡と玉類、武器・工具類を軸としており、大場磐雄氏や近藤義郎氏等多くの研究者が古墳の副葬品との類似を指摘してきた⁴⁾。また、遺物の実用品から模造品(雛形)へという変遷、年代的な傾向も明確に認められる。井上光貞氏は、この流れを葬・祭の分離として意味づけ、律令祭祀の萌芽を示すものと評価した⁵⁾。この鏡、武器・工具を軸とし、実用品から模造品・雛形へという変遷は、沖ノ島祭祀遺跡における遺物の組成を考える上で基準となる要素である。第1表は、これらの要素に遺物の材質を加え、刊行されている3冊の報告書の記載にもとづき、各遺跡の出土遺物の種類と数をまとめたものである⁶⁾。これで各遺跡における出土遺物の組成を見ると、次の3類型に分類できる。

I類：銅鏡、実用の鉄製武器・武具・工具類、硬玉・碧玉などの玉類、碧玉製腕飾類を中心に構成される。多数の舶載・倣製鏡が存在し、鉄製品や玉類は実用品のみで構成される。岩上祭祀の16号・17号・18号・19号の各遺跡が対応する。

II類：実用の鉄製武器・武具・工具を中心に、鉄製模造品、石製模造品・子持勾玉が伴う。I類と比べ銅鏡の量は減少する反面、鉄製武器が増加し、鉄製武具(甲冑)・工具類、鉄素材の鉄鋌が加わる。金属製模造品として鉄製模造品が新たに加わり、雛形鉄刀・鉄斧(斧形)・

刀子が一定量存在する。実用の武器・武具、斧・刀子・鉋など工具類を中心とするII-1類、金銅装の実用馬具や、捩り環頭・三輪玉で装飾する倭系大刀、盾中央鉄板を伴うII-2類に細分できる。

II-1類に岩上祭祀の21号遺跡、II-2類には岩陰祭祀の6号・7号・8号・9号・23号の各遺跡が対応する。

III類：鉄・金銅製の金属製模造品、石製模造品、杯・壺・甕・器台等の土器類(土師器・須恵器)で構成される。鉄製武器・工具の主体は鉄製模造品へと変化、金銅製模造品が加わり、紡織具、容器類、琴など多様な種類が存在する。石製模造品は大形の有孔円板、人形・船形・馬形を中心とし、土器・陶器類には唐・奈良三彩が含まれる。

岩陰祭祀の4号・6号・20号・22号の各遺跡、半岩陰半露天の5号遺跡、露天祭祀の1・3号遺跡が対応する。

各類型の年代傾向

報告書に示された遺物の年代観から各類型の年代を見ると、I類が銅鏡や腕飾類の存在から4世紀後半に遡り、II-1類は実用の武器・武具類、工具類、子持勾玉の存在から5世紀前半～中頃、II-2類は盾中央鉄板や金銅装馬具類等から6世紀代の年代を推定できる。III類は伴う土器の型式から8・9世紀代を中心とする。つまり、I類 II類 III類という変遷をたどり、II-2類からIII類にかけて次第に石製・金属製の模造品の比率が高くなる傾向が認められる。

各類型と遺跡との関係

ただし、I～III類型と各遺跡とは単純な対応関係にない例も存在する。16号遺跡はI類の遺物組成を中心とするが、II-1・2類に含まれる鉄鋌と馬具断片が出土しており、4号遺跡では土器類と石製模造品が出土しIII類の組成を含むが、I類の銅鏡、II-2類の馬具が出土している。また、6号遺跡では、II-1類の実用武器・工具、鉄鋌、石製模造品の剣形が出土した一方で、III類の金銅製の容器や紡織具が出土している。これらの状況は、各遺跡は単一時期・単一類型だけに対応するのではなく、時代の異なる祭具や供献品が持

第1表 沖ノ島祭祀遺跡出土遺物一覧 - 1

遺跡名	鉄製品										馬具	銅・金銅製品、金・銀製品			玉類・ガラス・貝製品等	石製模造品	土器・陶器類等	祭祀形態
	武器・武具		農具		鉄素材		その他		鏡	各種模造品		装身具・その他						
	実用	模造品	実用	模造品	実用	模造品	実用	模造品										
正三位社前遺跡	剣1(表採)		刀子1			鉄錠16、棒状鉄製品2										土師器埴3、土師器埴1(表採)、粗製埴1(表採)、土製模造品埴形1(表採)		
1号遺跡	鏃82、 鏃形刀21、 鏃形矛1		鏃形刀子84		円板30			八稜鏡1		金銅製雞形紡織具(刀柄8、杖8、鏃22、麻笄1)、銅胎形5、銅鏡36、銅皿4、銅細頸壺1	金銅製騎板1、銅鐙42、(銅製筒状品35)、金銅鈴6、「富養神宝」1			清石人形68・馬形40・船形108・勾玉28・有孔円板37・無孔円板89・未製円板238・棒状品238	須惠器杯70・蓋51・鉢34・蓋60・器台65・皿形杯42・碗形碗138・皿形高杯8・碗形高杯18・有孔壺5・蓋65、土師器埴16(銅埴土器4?含む)、組製壺15、手摺土器10、三彩陶器蓋5・小壺11		露天祭祀	
2号遺跡																	露天祭祀	
3号遺跡																	露天祭祀	
4号遺跡	剣2、刀3(金銅三輪玉1)、鏃8		鏃達鉄斧9、刀子4、鑿状製品1					獸帯文方格規矩鏡1、変形鏡形鏡1、乳文鏡2、変形四神四獣鏡1、古墳時代仿製鏡1		金銅製雞形紡織具(織機1)、銅製盤11・銅製盤4	金銅帯先金具1、尾錠(鉄鏡)2	子持勾玉2、ガラス小玉9、		清石人形10・馬形10・船形20、無孔円板20、有孔円板3、大形有孔円板4、臼玉99	須惠器器台1・杯7・壺1・有孔土器1、土師器杯2・壺2・小壺1		岩陰祭祀	
5号遺跡	刀1以上、石突1		鏃形鉄刀29、鏃形鉄矛19		人形2、円板4、鉄製鏃2、鉄環0、鉄製鏃1					金銅製雞形紡織具(■8、銅製紡錘2、刀柄3、藤11、藤管2)、金銅製雞形五弦琴1、金銅人形4、金銅円板孔板5)、金銅製器台16、不明銅製鏃製櫛形?1、金銅製細頸壺1・脚付盤1、高杯1	金銅製龍頭2、銅製鏡4、銅環1、金銅製器台21(楕円形有孔板7・短冊状有孔板14・方形有孔板5)、金銅製器台16、不明銅製器台2	埴玉勾玉1、埴玉管玉2、車輪石片1	清石臼玉27	唐三彩尊頸瓶1、須惠器高杯2・罌壺6・壺1・蓋6・器台6、土師器杯2・壺(製埴土器)3		半岩陰・半露天祭祀		

注) 遺物名に続く数字は、出土点数を示す

g1. 沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造

- 鉄製品・銅製模造品を中心に -

第1表 沖ノ島祭祀遺跡出土遺物一覧 - 2

遺跡名	鉄製品						馬具	銅・金銅製品、金・銀製品				玉器・ガラス・貝製品等	石製模造品	土器・陶器類等	祭祀形態	
	武器・武具		農具		鉄素材			その他		鏡	各種模造品					装身具・その他
	実用	模造品	実用	模造品	鉄斧1、鉋1	鐵板4		鏡	鏡							
6号遺跡	剣4、刀10以上	鍔形鉄刀13、鍔形斧1	鉄斧1、鉋1	鍔形刀子2、鍔形鉄斧1、鍔形鉋1	鉄鍔2	鉄板4	鍔1、金銅製雲珠	鍔1、金銅製雲珠	鍔1、金銅製雲珠	鍔1、金銅製雲珠	鍔1、金銅製雲珠	鍔1、金銅製雲珠	鍔1、金銅製雲珠	土師器丸底壺2、器台1	岩陰祭祀	
7号遺跡	剣5、刀10以上(水晶製三輪玉17、振り環頭2、片玉5)、矛26、槍2、衝角付胃1、盾中央鉄板1、柱甲1、鉄製鉄止小片4、鉄鍔板4、鉄製胡蘇金具	鍔形鉄刀3	鍔形鉄斧1				珠文鏡1、鏡片27	馬具6(歩揺付雲珠74、辻金物雲珠15、心葉形杵香8、精葉形杵香葉6、劍形附師扁刀3、雲珠紋金具、鍔2、辻金具、帶先金(具))	鍔1、金銅製雲珠	鍔1、金銅製雲珠	鍔1、金銅製雲珠	鍔1、金銅製雲珠	水晶製切子玉13、算盤玉1、ガラス535、	三形陶器壺1、蓋1、器台1、蓋1	岩陰祭祀	
8号遺跡	剣2、刀18、矛4、広鏝鉄斧1、槍4、(以下、2次調査)鍔形鉄斧若干	鍔形鍔付刀10、鍔形鉄刀158	鍔形鉄斧27、大形鉄斧片2、	鍔形刀子21、鍔形鉄斧7、(以下、2次調査)鍔形鉄斧51、鍔形刀子51以上		小鉄環多数	菱形方格規矩鏡1、菱形文鏡1、(以下、2次調査)鏡	鍔1、金銅製雲珠	鍔1、金銅製雲珠	鍔1、金銅製雲珠	鍔1、金銅製雲珠	鍔1、金銅製雲珠	鍔1、金銅製雲珠	鍔1、金銅製雲珠	須臾器壺、蓋片1個	
9号遺跡		鍔形鉄刀3		鍔形刀子2			辻金物雲珠2、鍔1、鉋1						貝製品4以上	滑石臼玉498	岩陰祭祀	
10号遺跡														滑石臼玉	岩陰祭祀	

注) 遺物名に続く数字は、出土点数を示す

第 1 表 沖ノ島祭祀遺跡出土遺物一覧 - 3

遺跡名	鉄製品										玉器・ガラス・貝製品等	石製模造品	土器・陶器類等	祭祀形態	
	武器・武器		農具		馬具		鏡		銅・金銅製品、金・銀製品						
	実用	模造品	実用	模造品	鉄素材	その他	金銅・鉄製馬具断片？	鉄板(鉄錠)2、鉄削6	仿製鏡1 菱形三角縁三神三獸鏡1、素文雛形銅鏡1、(以下、22次調査)菱形方格鏡1、菱形内行花文鏡1	銅削2					
															実用
11号遺跡	刀片														岩陰祭祀
12号遺跡															岩陰祭祀
13号遺跡															岩陰祭祀
14号遺跡															半岩陰・半露天祭祀
15号遺跡	刀4以上、矛1、(以下、2次調査)剣7、備2、刀3、矛2、鏃21		藤手刀子8、刀子2、(以下、2次調査)藤手刀子14			金銅・鉄製馬具断片？6									岩陰祭祀
16号遺跡															岩陰祭祀
17号遺跡	剣6、有柄鉄剣1、刀5		藤手刀子3					鉄削4							岩上祭祀
18号遺跡			藤手刀子4												岩上祭祀

注) 遺物名に続く数字は、出土点数を示す

g1. 沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造

- 鉄製品・金属模造品を中心に -

第1表 沖ノ島祭祀遺跡出土遺物一覧 - 4

遺跡名	鉄製品						馬具	銅・金銅製品、金・銀製品				玉器・ガラス・貝製品等	石製模造品	土器・陶器類等	祭祀形態
	武器		農具		その他			鏡	各種模造品	装身具・その他					
	実用	模造品	実用	模造品	鉄素材	その他									
19号遺跡	剣5、刀10、矛1		藤手刀子10、鉄針3			鉄削3	変形内行花文鏡1、鏡片1				硬玉勾玉2、水晶勾玉1、碧玉勾玉9、滑石勾玉15、璽母片岩勾玉1、碧玉管玉76、滑石管玉24、ガラス小玉300、滑石小玉67、滑石素玉1、滑石石銅1		土師器壺1		岩上祭祀
20号遺跡	刀(銅板銅・銅製削形痕出鏢・錫銅製鍔金具を伴う)1		刀子1	刀子2		鉄製藤籠1		金銅製杯1			滑石有孔円板1、滑石勾玉1・白玉5、平玉5	須恵器長頸壺1・脚付有孔柑1・平瓶1・大甕2		半岩陰・半露天祭祀	
21号遺跡	剣10以上、刀18以上、石突1、鍔20以上、衝角付骨1		藤手刀子7、刀子9、鍔3、鉄斧7、鑄造鉄斧2	鍔形鑿形品1、鍔形斧9	鉄鍔6	鉄削3(刀装身含む?)、鉄製有孔円板1	獸骨鏡片1、龍龍鏡片1、素文鏡1、鏡片2		銅削3		硬玉勾玉4、琥珀勾玉3、碧玉勾玉5、硬玉管玉8、ガラス小玉303	滑石勾玉22・管玉26・白玉・素玉3、滑石有孔玉1、滑石有孔円板3・剣形3・斧形2	手捏土器(椀1・高杯1・小形丸底埴1・甌1)		岩上祭祀
22号遺跡	鉄刀13以上、鉄矛9、			鉄斧2		鉄製円板(儀鏡)2、鉄環2		金銅製人形1、金銅製円板(儀鏡)3、金銅製雛形粉織具(8・紡錘1・鏝1・貫1・反転1)、銅製細頸壺1、金銅製高杯1、銅製高杯1	不明金銅製品10(短冊状有孔金銅板8・剣形状有孔板1)、方形板有孔品19、		有孔アアワビ貝製品1	滑石白玉・平玉254・大甕2	須恵器蓋1・杯1・壺4		岩陰祭祀
23号遺跡	刀4(金銅製柄、鍔1、鍔2を伴う)、鍔5					鉄環1	古墳時代後期珠文鏡1				貝岩管玉1、ガラス小玉6、滑石白玉3、有孔アアワビ貝製品	滑石有孔円板1			岩陰祭祀

注) 遺物名に続く数字は、出土点数を示す

ち込まれ、長期間にわたって祭祀に関係する場となっていたことを示す。

また、「岩上」「岩陰」「半岩陰・半露天」「露天」という祭祀の類型を、Ⅰ～Ⅲ類の遺物組成の類型で見直すと、岩上祭祀はⅠ類の16～19号とⅡ-1類の21号に分離でき、Ⅲ類は「岩陰」「半岩陰半露天」「露天」の祭祀で広く確認できる。特に、岩陰祭祀にはⅡ-2類とⅢ類の要素が同時に認められ、巨岩の岩陰は古墳時代に限らず奈良・平安時代においても祭祀との関連が認められる。

遺物の出土状況

各遺跡における遺物の出土状況を見ると、Ⅰ類の17号では、銅鏡、刀剣類、腕飾・玉類を纏めて岩の間に収納した様子が窺える。同じ状況は、Ⅲ類の22号でも確認でき、紡織具を中心とした金属製模造品が岩陰の石囲の中に纏められた状態で出土している。これに対し、Ⅲ類の1号・5号では、飲食物を供献した土器類が伴い、特に5号遺跡は祭祀を行った後に放置・遺棄された状況を留めている可能性が高い。22号でも金属製模造品の出土地点とは別に土器が出土する部分があり、報告書では祭祀の場と推定している⁷⁾。つまり、沖ノ島で確認されている23ヶ所の祭祀遺跡は、全て祭祀の痕跡と考えるよりは、少なくとも、①「鏡、玉類、刀剣、金属製模造品など特別な供献品をまとめて収納した場所」、②「飲食物を供献した土器類が集積し、祭具等を遺棄・廃棄した場所」という二つのあり方を想定できることになる。

遺物組成から見た画期

以上、沖ノ島祭祀遺跡を遺物組成の観点から見直してきたが、その変遷の中では、豊富な鉄製品と鉄鋌が加わるⅡ-1類、飾り大刀や馬具などが加わるⅡ-2類の形成期、供献品の中心が模造品で構成されるⅢ類への移行期が、それぞれ大きな画期となっている。次に、この画期となるⅡ-1・2類の形成期、Ⅲ類への移行期の年代、さらにその歴史的背景について列島内の祭祀遺跡との比較を行いながら考えてみよう。

3. 鉄製品・鉄鋌と5世紀代の祭祀

Ⅱ-1類の年代と背景

遺物の組成がⅠ類からⅡ-1類へ移行する画期は、

F号巨岩上の21号遺跡の出現にある。21号遺跡から出土した遺物の組成は、獸帯鏡と鼉龍鏡の銅鏡、蕨手刀子といったⅠ類と共通した要素を持ちながら、実用の鉄製武器・武具(刀剣・冑)、農・工具(鎌・鉈・刀子・斧・鑄造鉄斧)、鉄鋌、鉄製模造品(雛形鉄刀・斧形)と石製模造品(有孔円板・剣形・斧形・勾玉)、子持勾玉があり、明らかに新しい要素が認められる。出土量の上でも、銅鏡類は減少し鉄製品が増加する傾向は顕著で、模造品を含めて鉄製品を中心とした様相を示している。なお、この他、報告書には掲載されていない鉄製品の中に、幅1.9～2.4cm、厚さ3～4mm、長さ10cm以上の鉄板状の製品が存在する(第2図⁸⁾)。両側面には凹凸が残り、丁寧な整形は行っておらず、小形鉄鋌である可能性がある。今後、X線により輪郭線の確認を行う必要があるが、その可能性を指摘しておきたい。

実用の鉄製武器・武具、農・工具、鉄鋌、鉄製斧形、石製模造品で構成される祭祀遺物の組成は、最近までの発掘調査により、列島内各地の祭祀遺跡(遺構)で確認できるようになった。その5世紀代の主な例をまとめたのが、第2表である⁹⁾。これを見ると、沖ノ島21号遺跡と共通する鉄製の鎌・刀剣といった武器類、斧・鉈・刀子など工具類、鉄鋌の他、U字形鋤鎌・曲刃鎌が出土する。ただし、鉄鋌は長さ15cm程度の小形鉄鋌である。また、実用の石製紡錘車や藤形といった紡織具の石製模造品が出土しており、紡織具で製作される布帛類の存在を想定できる。さらに、TK208型式前後の初期須恵器が加わる例が多い。これらの遺物組成からは、5世紀代の祭祀では石製模造品のみが供献品や祭具を構成していたのではなく、鉄製の武器類、農・工具、鉄素材の鉄鋌、そして、紡織具から想定できる布帛類のセットが、供献品・祭具の中で重要な位置を占めていたと推定できる。

このセットは、『延喜式』四時祭に記された祈年祭、月次祭、大忌祭、風神祭などの祭料との間に共通点を指摘でき、これらの祭祀では武器(刀・弓矢・鞞)・武具(盾)、農具(鋤)、鉄(鉄鋌)などが布帛類とともに幣帛・祭料として使用されている。このことから、5世紀代の祭祀遺跡で確認できる鉄製武器、農・工具、鉄鋌、そして布帛類のセットは、令制祭祀の幣帛の原形

となっていたと考えられ、それは第2表に示すとおり、伴出する土師器・須恵器の型式から判断して、5世紀前半から中頃までには成立していたと見てよいだろう。この時期、朝鮮半島と日本列島との間で人的・物的交流が活発化する中で、須恵器を焼成する窯業技術をはじめとして、鍛冶や紡織の新技术が導入されている¹⁰⁾。また、朝鮮半島南部の伽耶地域では4世紀後半から5世紀にかけて多数の鉄鋌が出土し、奈良県奈良市大和6号墳から872点にのぼる多量の鉄鋌が出土していることが示すように、日本列島内に鉄素材が朝鮮半島南部から多量に供給されていたと推定できる¹¹⁾。このような5世紀の時代背景の中、朝鮮半島伝来の最新の技術と素材で作られた最上の品々が、鉄製品と布帛類で構成された神々への供献品のセットだったのである¹²⁾。沖ノ島21号遺跡の鉄製品に見られる武器・武具、農・工具、鉄鋌の組成は、まさに、この供献品のセットと共通し、同じ背景の中でⅡ-1類の遺物組成が成立したと考えられる。

なお、21号遺跡の年代的な下限については、大平茂氏による分類¹³⁾でB-2類の子持勾玉が含まれているため、5世紀中頃までは存続していたと考えてよいだろう。

正三位社前遺跡

沖ノ島の中で、21号遺跡と関連する遺跡が、正三位社前遺跡である。ここからは、鉄製刀子とともに鉄鋌16枚が出土し、鉄剣も採集されており、21号遺跡と共通する要素を確認できる。この他、土師器埴と手捏土器、土製模造品の柄杓(匏形)が採集されており、土器と土製品が伴っている。土師器埴は、畿内の布留式Ⅲ期に並行する型式と考えられる¹⁴⁾。土製模造品の柄杓については、静岡県明ヶ島古墳群5号墳下層から出土した土製模造品群に類品がある。明ヶ島古墳群5号墳は、TK208型式の須恵器を伴い5世紀中頃の年代が推定でき、下層出土の土製模造品は5世紀前半まで遡る¹⁵⁾。つまり、正三位社前遺跡は、21号遺跡と並行する時期の遺跡と考えられ、5世紀代、岩上祭祀の21号遺跡とは別に、海岸付近にも祭祀と関係する場が存在していたことになる。

祭祀遺跡と鉄鋌

21号遺跡と正三位社前遺跡の鉄鋌を比較すると、21

号のものは幅5~6cm、正三位社前遺跡のものは幅4~5cmとなり、後者は僅かに小ぶりではあるが、何れも端部が撥形に開く形態である。この種の鉄鋌は、奈良県大和6号墳から多量に出土している。長さ30~40cm前後、端部幅8~14cm前後の大型鉄鋌が282枚、長さ15cm前後、幅3cm前後の小型鉄鋌が590枚と、群を抜いた量が出土しており¹⁶⁾、大和王権中枢における鉄素材の集積・管理を物語る。この状況から沖ノ島21号遺跡や正三位社前遺跡で出土した鉄鋌は、大和王権から供与・奉獻されたと推定できるが、第2表の中で、東国の千葉県木更津市千束台遺跡、茨城県稲敷市浮島の尾島貝塚、西国の愛媛県松前町出作遺跡などの祭祀遺構から出土した小型鉄鋌は、大和6号墳出土の小型鉄鋌と同形で、やはり大和王権から地方の祭祀の場へと供与されたものと考えてよいだろう。そう考えると、5世紀前半から中頃にかけて質・量の差はあるものの、大和王権から供与された共通の供献品を供える祭祀が東国を含め列島内で展開する中、沖ノ島21号遺跡や正三位社前遺跡は営まれたと言えるのである。

5世紀代の祭祀用具

では、この時期、祭祀用具の全体的な構成は、どのようなものだったのだろうか。沖ノ島21号遺跡を始め多くの祭祀遺跡では、鉄製品や石製・土製品以外は腐朽してしまうため、有機質の材質を含めた祭祀用具の全体構成を明らかにするのは難しい。つまり、沖ノ島21号遺跡の組成も、発掘調査で出土した遺物が、当時の祭祀用具の全てを示していない可能性が高いのである。この点で参考になるのが、静岡県磐田市明ヶ島古墳群5号墳下層の土製模造品群と静岡県浜松市山ノ花遺跡の出土遺物である。

明ヶ島5号墳は、前述したようにTK208の須恵器を伴う方墳で、墳丘下の旧表土上から約2,700点の土製模造品が出土している。この土製模造品は、数10点程度のブロック単位で旧表土上から出土している。このブロックは、土製模造品を使用した祭祀の単位を反映している可能性が高く、この付近で継続的に祭祀が行われ、祭祀の後、使用した土製模造品をまとめて置いた状況が推定できる。

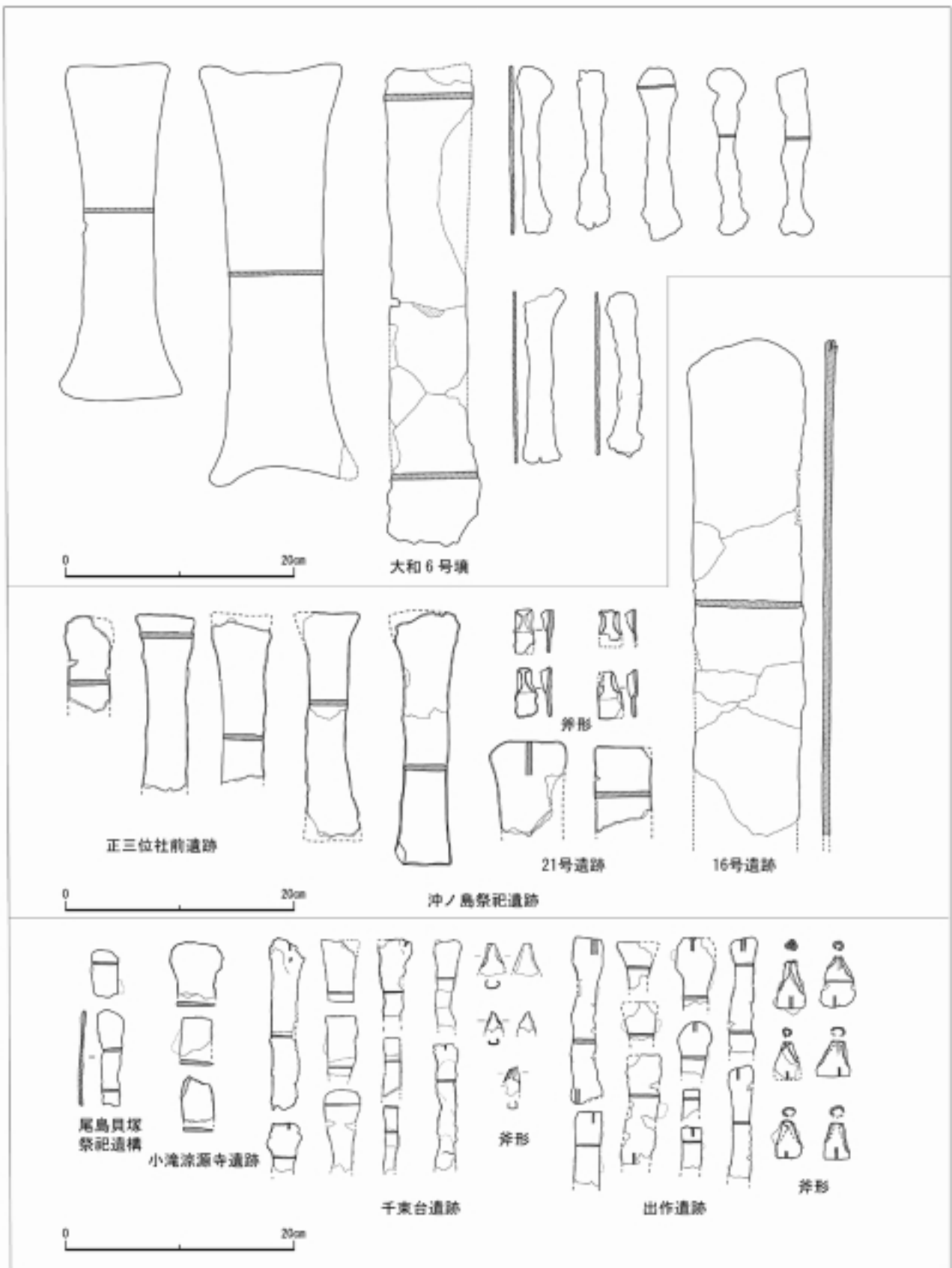
土製模造品の年代は、墳丘との関係から5世紀前半に遡る。その種類には、鏡や勾玉などの他、武器・武

g1. 沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造
- 鉄製品・金屬製模造品を中心に -

第2表 祭祀遺跡一覧表 - 2

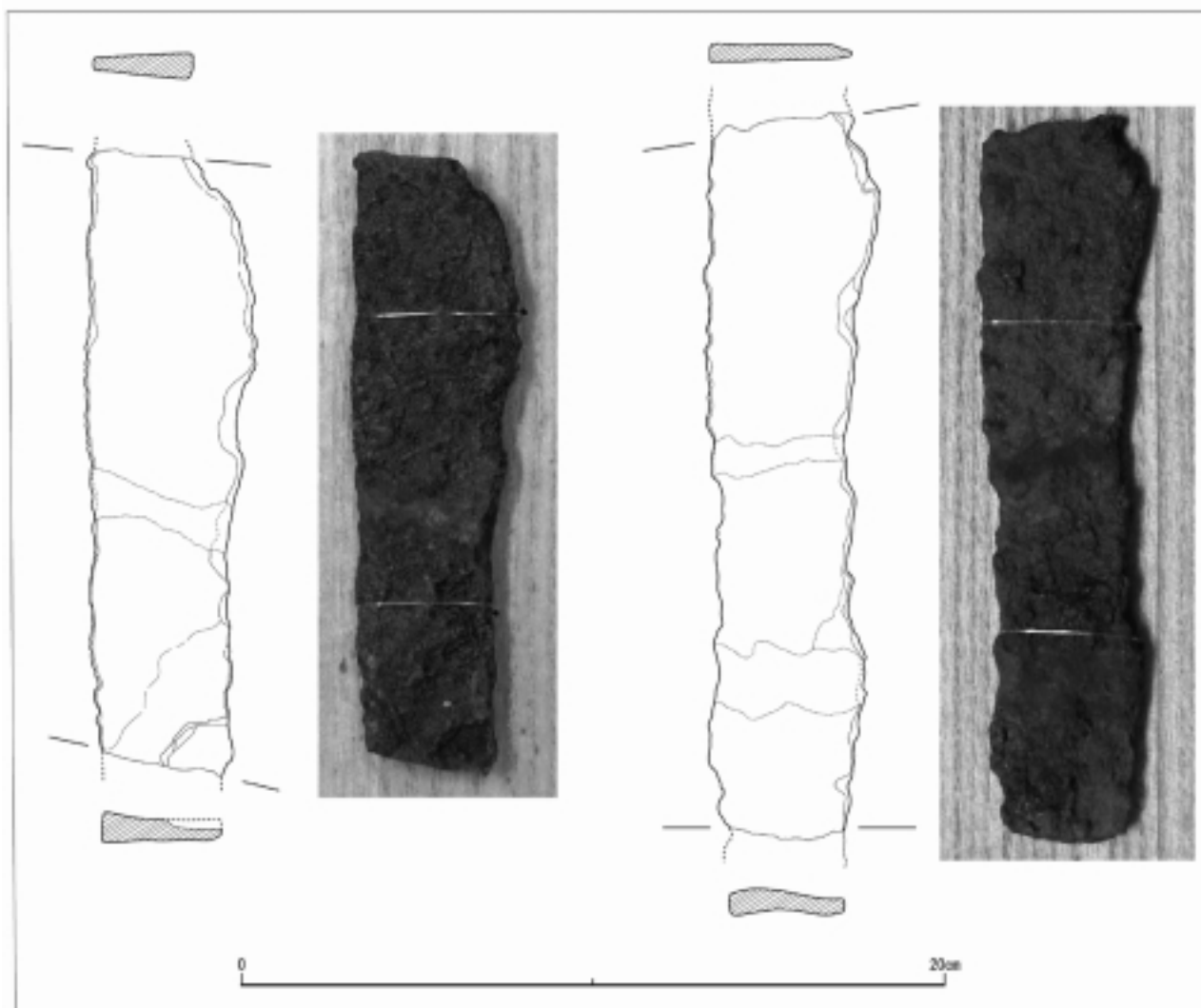
遺跡・遺構名	所在地	立地状況	金属製品	石製品(ガラス製品含む)	土製品	木製品	土器類	土師器・須恵器型式	年代	備考
11 尾丸遺跡B地点	愛知県一宮市	沖積地	鉄製刀子、長方形鉄板6枚(報告では鏢であろうとするが、鏢の形状から鏢板の可能性がある。)	滑石製有孔円板4・刺形1・勾玉2・管玉5・白玉91、ガラス小玉1	線形1		土師器(大型)・複合口蓋・手捏土器1・土師器(有蓋)・高杯2・杯蓋2・杯身1・(2)	須恵器:陶器TK208型式、TK23型式、	4世紀後半~5世紀代	土師器類を伴う祭祀遺構か、
12 土山遺跡	三重県名張市	丘陵上	銅製四脚鏢・素文鏢・粗谷鏢・鉄製刀子・純鉄製・鍔鍔・鉄製刀子・純鉄製	有孔円板・刺形・勾玉・管玉			土師器、ミニチュア土器		5世紀前半	丘陵上の岩層間に土師器類を形成する祭祀遺構。
13 布留遺跡豊田地区	奈良県天理市	厩伏地上の河川周辺	鉄製小型鏢(斧形)2・小型鏢1	滑石(緑泥石)製有孔円板4・刺形1・勾玉1・管玉2・白玉787			土師器(高杯)60・小型壺2・壺1、須恵器(壺)1	須恵器:陶器TK216型式~TK208型式	5世紀中頃	豊田川の河岸に形成された土師器類を伴う祭祀遺構。
14 西河内笠田遺跡	奈良県五條市	谷内の尾根筋上	銅製7(鉄製1、鉄製鏢形1を含む。)	滑石製有孔円板1・白玉107			土師器		古墳時代中期後半(5世紀)	方形竪穴遺構間に形成された土師器類を伴う祭祀遺構。
15 腕尾遺跡	大阪府能勢町	自然遺跡上	広瀬鉄鏢1、鉄製鏢1・斧形2・鏢先形?4、鉄板状製品(鏢形の形状から鉄鏢の可能性あり。)	滑石製有孔円板4・勾玉2・白玉70・環状円板(銅形)1、刺玉製管玉1、ガラス製小玉1、砥石2			土師器(高杯)980(壺・壺・台付鏢)、須恵器:陶器TK47型式、TK43型式	5世紀~6世紀	配石遺構と土師器類を伴う祭祀遺構。	
16 木戸原遺跡遺構10	兵庫県明石市	厩伏地上の河川周辺	鉄製6 鉄刀5・鉄製4・鉄鏢2、棒状製品1、柄状製品3、板状製品7(鉄鏢の製部のみ含む。)	滑石製有孔円板2・銅形1・白玉222・管玉4			須恵器(高杯)1・出2 土師器(高杯)1	5世紀前半~中頃	祭祀遺物を伴う土坑。	
17 荒井遺跡	香川県香川郡直島町	瀬戸内海中、島嶼内の山裾	銅製小型重文鏢1、鉄鏢1、棒状製品1、鏢状製品1、板状製品1(鉄鏢状の製品)	滑石製有孔円板4・偏平勾玉4・滑石製有孔円板15・偏平勾玉3 滑石製有孔円板2・白玉3			土師器(高杯)7・高杯5・壺3(壺)3、手捏土器(壺)2・高杯(高杯)4、粗製土器(壺)1、鉄器2、丸底型土器1、粗製鉄器1、手捏土器1、須恵器(杯蓋)2、高杯1・杯身4、高杯付杯2・杯1・壺2	5世紀中頃~6世紀	島嶼内の自然山裾間に形成された土師器類を伴う祭祀遺構。	
18 高島岩盤山山頂遺跡	岡山県岡山市	瀬戸内海中、島嶼内の山頂の巨岩周辺	銅製小型重文鏢1、鉄鏢1、棒状製品1、鏢状製品1、板状製品1(鉄鏢状の製品)	滑石製有孔円板4・偏平勾玉2・銅形、板状品			土師器、手捏土器、須恵器(杯)	5世紀後半~6世紀初頭	岩盤山頂の巨岩周辺から遺物が出土。	
19 魚島大遺跡	愛媛県越前郡魚島村	瀬戸内海中、島嶼内の海浜	銅製小型鏢1、鉄鏢1、鉄製6、板状製品5、鉄片3	滑石製有孔円板39・偏平勾玉1・白玉60			土師器、小型師匠式土器	5世紀中頃~後半	瀬戸内海の中央に位置する島嶼内の祭祀遺構。	
20 出作遺跡 SX1	愛媛県松前町	沖積地の旧河川周辺	鉄鏢1、銅製三叉鏢1、凹字形鏢1、銅製刀子、曲刃鏢3、鏢片2、鍔鍔1、鉄製刀子3、鉄片10、鉄製10以上、鍛造残片、鍛造未製品、鍛造滓	有孔円板141・刺形4、偏平勾玉14・白玉1951、銅鏢2、未製品、銅片	銅鏢重1、円筒状土器27品1、小形模造土器27		土師器(壺)10、壺9、高杯19、杯6、足付杯2、燗4、壺2、壺2、肩負土師器(壺)3、高杯1、足付杯2、燗3、手捏土器32、須恵器(杯蓋)4、杯身2、高杯7、壺5、把手付燗2、壺4、器台2、壺5	5世紀中頃~後半	流石に面して形成された土師器類を伴う祭祀遺構。遺跡内には祭祀遺構約20ヶ所が存在。	
21 沖ノ島祭祀遺跡 21号遺跡	兵庫県赤松市福向宗像市	石塚中の島嶼内の巨岩上	銅鏢片5、銅製素文鏢1、銅製刀子3、鉄刀18以上、鉄鏢10以上、鉄鏢20以上、鉄鏢石製1、鉄鏢全銅製(角付鏢)2、鉄製刀子7、銅製鍔鍔14、鉄製刀子2、鉄製14、鉄製刀子1・斧形1、鉄製円板1、鉄製銅片3	滑石製有孔円板10・板孔方板3・銅形・斧形2・手捏勾玉1・勾玉224・管玉26・管玉3・白玉1、厚玉製如玉4・管玉8、環状勾玉3、管玉5・管玉5・管玉1、ガラス小玉303			手捏土器(燗)・高杯・小形丸底壺・壺・燗5	5世紀前半~中頃	兵庫県赤松市沖ノ島に遺構する島嶼上の、古上祭祀の最終段階の遺跡	

(注) 遺物名に続く数字は、出土点数を示す



第1図 大和6号墳と祭祀遺跡出土の鉄鋌・斧形

g1. 沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造
 - 鉄製品・金属製模造品を中心に -



第2図 21号遺跡出土 小型鉄鋌状製品

第3表 山ノ花遺跡と明ヶ島5号墳下層出土土製模造品の出土遺物対応表

	山ノ花遺跡出土遺物	明ヶ島5号墳下層出土土製模造品
装身具等	滑石製有孔円板・剣形・子持勾玉・勾玉・扁平勾玉・管玉、緑色瑪瑙製勾玉、瑪瑙製丸玉、水晶製丸玉、ガラス製勾玉・小玉、竹製櫛	鏡・勾玉・管玉・小玉・指輪・耳環・腕輪
武器・武具	鉄刀片、木製大刀柄・鞘・鞘尻・弓・刀形・剣形・鏃形	大刀・剣・弓・矢・鞆・甲冑・盾・鞆
農具	木製又鍬・平鍬・鍬柄・横鍬・鋤・鎌柄・大足	鍬鋤・鎌
工具	木製斧柄・刀子柄	縦斧・横斧・短柄斧
紡織具	木製・土製紡錘車、木製刀杼・糸巻・杵・櫓・櫓台・布巻・藤(経巻)・織機部材・腰掛・腰当	紡錘車・刀杼・藤糸巻・杵・櫓・チマキ
楽器	木製琴・琴柱	板琴・槽琴・棒琴・縦笛・横笛
威儀具	木製儀杖・蓋	杖・蓋
器材等	木製案(机)・案足(机台)、櫓・横槌・鈎状吊手、編台、木錘	案・槌・臼・杵、杓子、瓢、スプーン、土錘、櫓、ベンチ、把手、板、棒、円錐
土器・容器類	土師器甕・壺・罎・高杯、須恵器杯蓋・身・高杯・壺・甕・甕・甕・器台、木製槽・曲物・箱物	コップ状容器・椀・皿・高杯・壺・甕・蓋
その他	舟形	舟、人(武人・男性・女性・中性・子供)、動物・貝(猪、犬、水鳥、鶏、トコシ、ヒオウギ)、陽物、スタンプ

具類では倭系の装具を表現した大刀、弓矢、衝角付冑や三角板を表現した短甲、農・工具では鋤・鍬、鎌、縦・横の斧、紡織具では紡錘車や藤があり、5世紀中頃までに成立する供献品のセット内容と整合する。しかし、それだけでなく、武具類では盾、矢を入れた鞆、鞆を表現したものがあり、紡織具では杵、櫛、刀杼、千巻といった、紡績から機織りの作業にまで対応する一連の用具が作られている。また、楽器には板と槽の琴、縦・横の笛、威儀具では杖と蓋、調理具には柄杓(匏)、臼、杵、供献用の案があり、乗り物としては船形がある。さらに、男女の性器を表現したり、大刀や鞆を装備したりする人形、猪・犬・水鳥・鶏の動物・鳥形、トコブシなどの貝を表現したと思われる貝形まで存在する。これらの品目は、祭祀に使用された土製模造品に表現されていることから、5世紀前半には祭祀と関連する品々として認識されていたと考えてよいだろう。

山ノ花遺跡¹⁷⁾は、明ヶ島古墳群と天竜川を隔てた西側の沖積平野に立地する。発掘調査により幅20m、深さ2mの大溝(河跡)を約80mにわたって検出し、河跡からは滑石製の子持勾玉、石製模造品の有孔円板、剣形、勾玉・白玉などの祭祀遺物と、多量の土師器・須恵器や木製品が出土している。大溝周辺で祭祀が行われ、祭祀後に使用した用具が大溝の中に投入された(または、流入した)ものと推定できる。

木製品には、明らかに祭祀用具と判断できる刀・剣形、船形、鍬形がある他、倭系大刀の柄と鞘、弓、鍬・鎌・斧・刀子の柄、杵、櫛、紡錘車、糸巻、藤、千巻、刀杼、織機部材、腰掛、腰当など、実用の武器、農・工具、紡織具の部材があり、さらに楽器の琴、調理具の杵、供献具の案などの実用品も出土している。

これらの品々を、先にあげた明ヶ島5号墳下層の土製模造品の種類と比較したのが第3表である。これを見ると、土製模造品の人形、動物・鳥形、貝形を除く多くが対応関係にあり、両遺跡で確認されている品目は5世紀代の祭祀と密接に関連していたと考えられる。その種類には、鏡、大刀、盾、弓矢、鞆、鞆、櫛、杵、紡錘車(鐃)、琴があり、これらは、延暦23年(804)の『皇太神宮儀式帳』新造宮御装束用物事。神財十九種』及び『延喜式』巻4神祇4伊勢太神宮「神寶廿一種」の品

目¹⁸⁾と、鉾・麻笥を除き一致する。この点は注目する必要がある、9世紀初頭、神財十九種(御神宝)とされた品々は、すでに5世紀中頃までには実物や模造品の形で祭祀と関係して使用されていたのである。

この事実は、沖ノ島祭祀遺跡の遺物を考える上で看過できない重要な点である。5世紀代の21号遺跡の出土遺物は、金属製品と石製品が中心であるが、それが祭祀用具の全てではない可能性が高い。列島内の祭祀遺跡と比較した場合、そこには有機質の材料で作られた品々が存在したはずであり、倭系の刀装具や弓、木製や革製の盾、矢を入れた木と布で作られた鞆・胡籥、さらに紡織具で製作された布帛類などを補う必要があると思われる。

なお、祭祀用具としての鏡、武器(刀剣類、弓矢)、武具(盾、鞆、甲冑)、農具(鎌、鋤、鍬)、工具(刀子、斧)は、4世紀後半までの古墳副葬品と共通する内容であり、5世紀代に形成される祭祀用具のセットは、古墳前期の副葬品の系譜に、新たに伝来した鍛冶・紡織技術を加えて形成されていたのである。

4. 倭系飾り大刀・胡籥・盾・馬具の供献

II - 2 類の遺物と年代

7・8号遺跡の遺物を見ると、実用の刀剣類・矛、横矧板鋌留衝角付冑、鑄造鉄斧、鉄製斧形といった5世紀後半を中心とする一群が存在し、II - 1類の21号遺跡に連続する様相が認められる。それと同時に、水晶製三輪玉と捩り環頭を備えた倭系飾り大刀、実用の金銅装馬具など、II - 2類の組成を特徴づける遺物群が存在する。

7号遺跡からは、水晶製三輪玉17点、捩り環頭2点が出土しており、柄頭に捩り環頭をつけ、三輪玉を並べた勾革を装着する倭系飾り大刀が2柄は存在したことが判明する。出土した捩り環頭は、右捩りの鉄芯に銀張りで捩り部の幅6.5cm、高さ3cmで、深谷淳氏による分類のII B型に相当する。このタイプはTK47からTK10型式期に見られ、5世紀末期から6世紀中頃までの年代が推定できる¹⁹⁾。

7号遺跡からは、鉄製の胡籥(もしくは鞆)金具と盾中央鉄板も出土している。胡籥金具は組紐で縁取りさ

れ、平織の布の上に綾が重ねられている部分が残されており、装飾性の高いものであったと考えられる。千家和比古氏による胡籙金具の分類では、第Ⅱ型式第2類に当たり、奈良県桜井市珠城山古墳や千葉県睦沢町浅間山古墳の出土例と類似し、6世紀代の年代が推定できる²⁰⁾。

盾中央鉄板は、沖ノ島の報告書が既に指摘しているように、福岡県岩戸山古墳の石盾などとの類似性から6世紀代を中心とした年代が考えられる²¹⁾。

このように、5世紀末期から6世紀代までの間で、倭系大刀、盾、胡籙(鞞)が、出土遺物で確認できるようになる。ただし、これらの品々は、前に見たように他の祭祀遺跡との比較から5世紀代には祭祀の場に存在していたと考えられる。

これに対し、Ⅱ - 2類から新たに加わる馬具は、6・7・8・9号の各遺跡で出土している。中でも7号遺跡の馬具が質・量ともに最も充実しており、鉄地金銅張の杏葉と歩揺付雲珠に年代的な特徴が認められる。7号遺跡の剣菱形杏葉は剣先形の装飾が付き福岡県王塚古墳出土品と酷似し、心葉・棘葉形杏葉は奈良県桜井市珠城山3号墳や同県斑鳩町藤ノ木古墳のものに、歩揺付雲珠は藤ノ木古墳のものに類似する。これらの関係から、馬具の年代は6世紀中頃から末期までの時期を中心とすると考えられる²²⁾。

祭祀遺跡と馬具

祭祀遺跡で馬具が出土する例は、全国的に見ても沖ノ島祭祀遺跡に限られていたが、近年では東国の祭祀遺跡で出土例が確認できるようになっている。その一例が千葉県成田市南羽鳥遺跡群中岫第1遺跡F地点の土器集積を伴う祭祀遺構である²³⁾。ここからは鉄製鎌形、鉄製釣針、土製鋤先形、手捏土器とともに鉄製轡(引手)の断片が4片出土している。年代は、伴う土師器杯の型式から6世紀後半を中心とすると考えられる。もう一例に千葉県館山市東田遺跡²⁴⁾がある。大溝に伴う祭祀遺跡と考えられ、鈴鏡を含む鏡、有孔円板、勾玉・管玉、鋤先、斧など多量の土製模造品が大溝に投入された形で出土している。大溝に面して建てられた総柱建物群の周辺から、金銅装馬具のものと思われる帯先金具が出土しており、この祭祀に関連する可能性が高い。祭祀の時期は土製模造品に伴う土師器によ

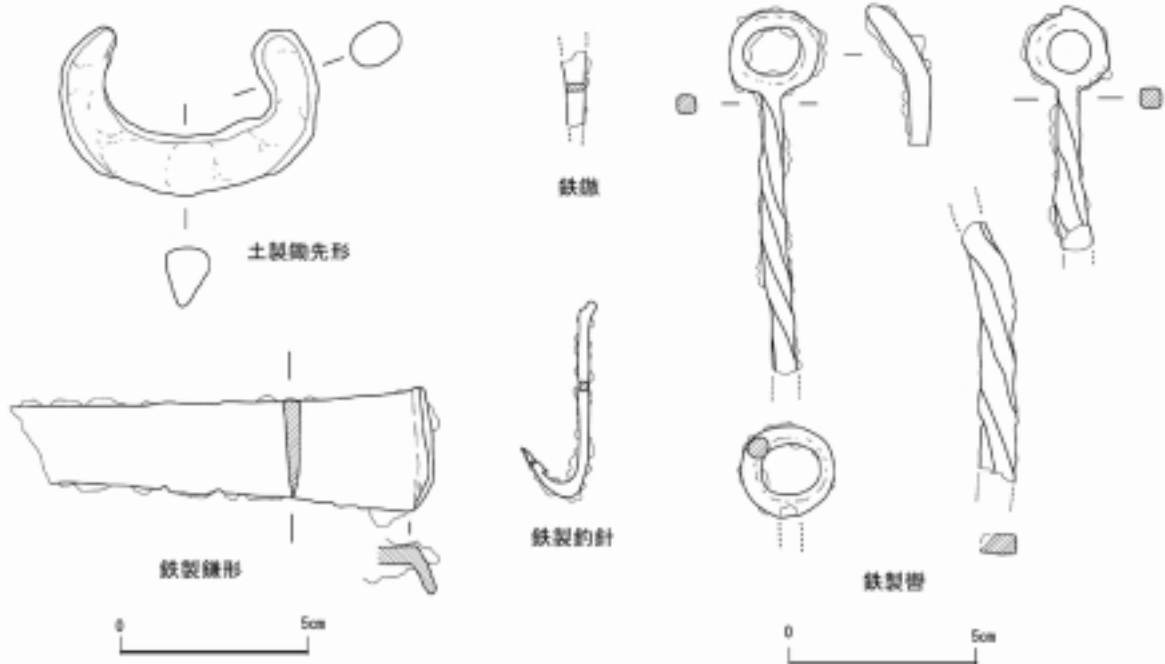
り6世紀後半～7世紀前半の年代が推定できる。このように、東国でも6世紀後半には祭祀の場に馬具が伴う例があり、沖ノ島祭祀遺跡の馬具と年代的な傾向は一致する。

祭祀と馬具の関係については、『延喜式』巻8「龍田風神祭」祝詞に「御馬に御鞍具へて、品々の幣帛獻り」²⁵⁾とあり、『常陸国風土記』香島郡条には崇神天皇から香島の天大神へ奉った幣には、鉄鋌を指すと思われる「板鐵・練鐵」とともに馬1匹と鞍1具が含まれている²⁶⁾。風神祭は、『日本書紀』天武天皇4年(675)4月条を初見とし²⁷⁾、『常陸国風土記』は723年頃までに成立したと推定されており²⁸⁾、7世紀後半から8世紀初頭までには、馬と馬具が幣帛として認識され神へと供えられていたのである。それは、沖ノ島7号遺跡や南羽鳥遺跡群中岫第1遺跡F地点などの事例から、6世紀中頃～後半には始められていたと考えられる。

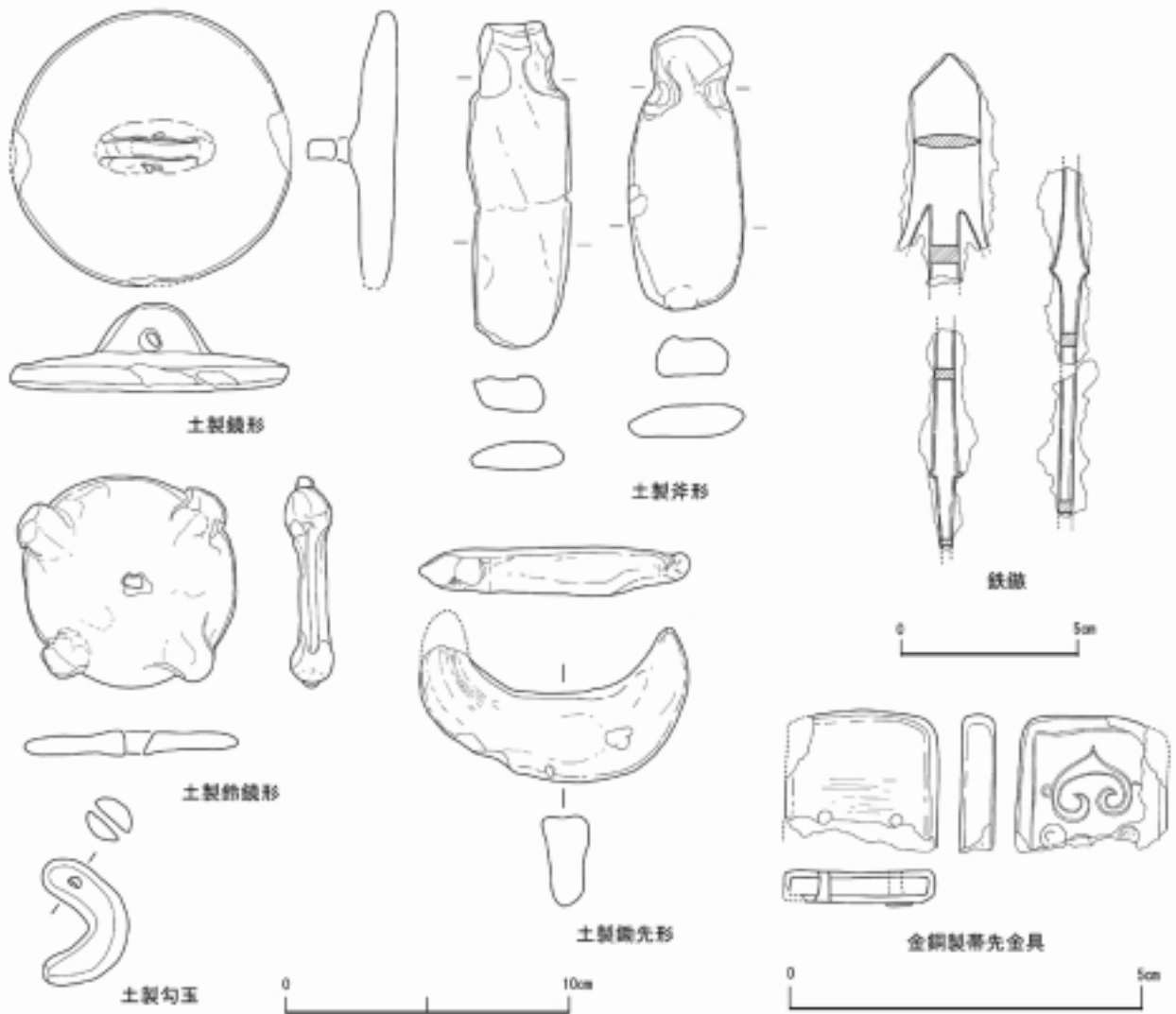
Ⅱ - 2類形成の意義

5世紀末期から6世紀末期までの間で、倭系飾り大刀、盾、矛、矢を入れた鞞(胡籙)、馬具のセットが装飾性・儀仗性を高めて沖ノ島祭祀の中で確認できるようになり、Ⅱ - 2類の組成が形成される。中でも倭系飾り大刀は、系譜的に藤ノ木古墳の金銀装倭系大刀につながり、藤ノ木古墳の金銀装倭系大刀は、神宮御神宝の玉纏横刀・須加流横刀へとつながることが、白石太郎氏により指摘されている²⁹⁾。つまり、7号遺跡から出土した倭系飾り大刀は、神宮御神宝へと系譜的に連続し、さらに矛、盾、鞞(胡籙)は、『皇太神宮儀式帳』神財十九種(御神宝)や「荒祭宮正殿遷奉時裝束、神財八種」などの内容と対応する³⁰⁾。「荒祭宮神財八種」の一つ「場毛土馬一匹」の註は「高一尺。鞍立髪金筋」と記し、金銅装の鞍を表現しており、7号遺跡で出土した金銅装馬具と一致する。

このように、神宮御神宝は、5世紀代に形成された祭具のセットをもとに、6世紀代に装飾性・儀仗性を高め、馬具を加える形で、その直接の原形が形成されたと考えられ、沖ノ島祭祀遺跡におけるⅡ - 2類の組成は、そのプロセスを具体的に示しているのである。



第3図 中岫第1遺跡F地点 Unit 6 出土遺物



第4図 東田遺跡出土遺物

5. 金銅製模造品の成立と令制祭祀

Ⅲ類の形成期

Ⅲ類の特徴は、金属・石製の多様な模造品で祭具を構成する点にあり、典型的な組成は、1号・5号・22号の各遺跡で確認できる。1号は出土土器の型式から8・9世紀代を中心とし、5・22号遺跡は、報告書の土器編年によれば1号遺跡に先行する³¹⁾。しかし、5号遺跡では8世紀に編年される玄界灘式製塩土器³²⁾が使用されており、その年代は8世紀代に及んでおり、土器型式のみではⅡ - 2類からⅢ類への移行期を特定できない。

石製模造品の再編成

Ⅲ類への移行期を推定する手がかりが、大形の有孔円板を含む新たな石製模造品の存在で、類似した大形の有孔円板は、宗像郡と同様、神郡であった常陸国香島(鹿嶋)郡内で確認できる。

香島郡は、7世紀中頃、孝徳天皇の己酉年(649)に神郡として成立したことが『常陸国風土記』に記され、8世紀前半、養老7年(723)1月16日の太政官処分では、筑紫国宗形郡とともに神郡として名を連ねている³³⁾。この鹿嶋郡内、厨台遺跡群厨台28遺跡の竪穴住居SB43からは、7世紀中頃の土器(TK217型式並行)とともに、有孔円板、扁平勾玉、斧形、刀子形、履形(案形?)など石製模造品55点、白玉20点が出土している。有孔円板には、直径7.3cm、厚さ1cmの大形品がある他、履形(案形?)といった新たな要素が認められ、それまでに見られなかった多量の石製模造品が一括して出土している³⁴⁾。

厨台遺跡群は、鹿嶋神宮の北側に谷を隔てて隣接し、『常陸国風土記』香島郡条「神の社の周匝は、卜氏の居む所なり」の記述に対応する地点に位置する。遺跡群内の片野地区からは8世紀代の墨書土器「鹿嶋郷長」が出土しており、鹿嶋神宮の神戸集落の遺跡と考えられる。『常陸国風土記』は、孝徳朝における神郡の設置、神戸の8戸から50戸への加増、天智朝における神宮の造営を伝え³⁵⁾、7世紀中頃の祭祀組織の再編が窺える。厨台遺跡群全体では7世紀中頃から後半にかけて竪穴住居数が増加しており、年代が一致するため、『常陸国風土記』が記す神戸の加増に対応すると考えられ、

これに連動して祭具の再編成が行われ新たな石製模造品が導入された可能性が高い³⁶⁾。

新たな石製模造品の導入は、東国の初期官衙と関連する埼玉県熊谷市の西別府遺跡でも確認できる。この遺跡は、武蔵国幡羅郡衙に隣接する湧水地点に立地する祭祀遺跡で、7世紀中頃の土器とともに217点ほどの石製模造品が出土している。石製模造品の種類には、人形、馬形、剣形、横櫛形、勾玉、有孔円板(白玉?)、放射状の線を刻む有孔円板がある³⁷⁾。人形、馬形、勾玉は沖ノ島祭祀遺跡の石製模造品と共通し、横櫛形は5号遺跡の金銅製模造品に類品が存在している。

宗像(宗形)郡と同じ神郡となる香島郡内で7世紀中頃、石製模造品に大きな変化があり、同時期に沖ノ島祭祀遺跡と類似した石製模造品が初期官衙に隣接する祭祀遺跡で確認できる。これは、7世紀中頃～後半の律令体制への移行と関連し、Ⅲ類の遺物組成に見られる新たな石製模造品の導入は、同時期に同じ背景の中で行われたと考えてよいだろう。

金属製模造品と律令祭祀

金属製模造品の変化については、どうだろうか。鉄製模造品(雛形)は、21号遺跡(Ⅱ - 1類)の斧形や鋸形のように、その系譜は5世紀代まで遡る。しかし、Ⅱ - 1・2類の21・7号遺跡ではあくまでも実用の武器・工具が主体となっており、8号遺跡でも、武器・工具の鉄製模造品の数は大幅に増加するものの実用品と並存する。これに対し、Ⅲ類の1・5・22号遺跡では、刀・矛の武器類、斧・刀子の工具類は雛形の模造品で占められ、さらに、紡織具、琴、容器類の金銅製模造品が新たに加わる。Ⅲ類を特徴づける金銅製模造品の出現時期は、石製模造品の再編成と並行する7世紀中頃から後半頃である可能性が高いように思われる。

柿・櫛・麻笥など紡織具の金銅製模造品は、『皇太神宮儀式帳』神財十九種や『延喜式』神寶廿一種と共通することが早くから指摘されてきたが³⁸⁾、『延喜式』第8巻の龍田風神祭祀祝詞の次の記述とも関連が考えられる。

奉るうずの幣帛は、ひこ神に、御服は、明るたへ・照たへ・和たへ・荒たへ、五色の物、楯・戈・御馬に御鞍具へて、品品の幣帛獻り、ひめ神に御服備へ、金の麻笥・金の櫛・金の柿、明るたへ・照たへ・和たへ・荒たへ、五色の物、御馬に御鞍備へて雑の幣帛奉りて³⁹⁾

ここには龍田社に捧げる幣帛が列挙されており、ひこ神(男神)へ捧げる「楯・戈・御馬に御鞍具へて」は、Ⅱ - 2 類の矛・盾・金銅装馬具と重なり、ひめ神(女神)へ捧げる「金の麻笥・金の櫛・金の杵」は、Ⅲ類の金銅製の紡織具模造品と一致する。「御鞍」と「金の麻笥・金の櫛・金の杵」は、『延喜式』神祇一四時祭上、風神祭々料の「鞍二具」多多利一枚、麻笥一合、加世比一枚(已上三物並金塗)⁴⁰⁾に対応し、実際の幣帛として用意されていたことになる。風神祭は、大忌祭とともに『日本書紀』天武天皇4年(675)4月祭を初見とする⁴¹⁾。『延喜式』祝詞がその当時の内容を残しているとするれば、金銅製の紡織具模造品は7世紀後半段階には存在したことになり、金銅製模造品も石製模造品と同様、7世紀中頃から後半には成立したという推定と矛盾しない。この年代観は、紡織具に代表される金銅製模造品の出現を7世紀代とし、そこに葬祭の分離と律令祭祀形態の萌芽を見る、井上光貞氏の指摘とほぼ同じ結果となる。まさに、7世紀中頃を画期としてⅢ類の組成が成立し、令制祭祀の祭具を構成していたのである。

しかし、ここで注意する点は、金銅製模造品の品目は、7世紀後半以前から祭祀と関わっていた可能性が高いことである。紡織具と琴は、既に5世紀代から祭祀との関係が認められるが、6世紀代の倭系飾り大刀や金銅装馬具に見られる祭具・供献品が装飾性を高める流れと、鉄製模造品が多様化し増加する儀器化の流れが重なり、紡織具や琴、容器類の金銅製模造品は成立したと考えられる。その結果、『皇太神宮儀式帳』延喜式』に記された御神宝類や令制祭祀の祭具と共通するⅢ類の模造品群が成立したのである。令制祭祀で使われた品々は、7世紀後半の段階で新たに作られたものではなく、5世紀以来の伝統をもっていたのである。

では、祭祀で使われた品々の意味と機能は、どのようなものだったのだろうか。次章では、この点について祭祀の全体構造の中で考えてみよう。

6. 祭祀の構成と遺跡の性格

『皇太神宮儀式帳』に見る祭祀の構成

古代の祭祀は、どのような構成だったのか。その点

について細かな記録を残しているのが、延暦23年(804)大御司大中臣眞継等から提出された『皇太神宮儀式帳』(以下、『儀式帳』)である⁴²⁾。『儀式帳』の祭祀の構成は、延暦23年(804)時点には行われていたものであり、少なくとも8世紀段階の祭祀、特に令制祭祀の具体的な内容を伝えている。

沖ノ島祭祀遺跡との関係では、遺物組成Ⅱ - 2類の倭系飾り大刀、矛・盾、金銅装馬具、Ⅲ類に含まれる紡織具や琴の金銅製模造品は、『儀式帳』の御神宝類・幣帛と共通する。また、遺物組成Ⅲ類の5号遺跡は7世紀後半～8世紀代、1号遺跡は8・9世紀代を中心とし、9世紀初頭の『儀式帳』とは年代的に重なる。共通した品目があり、年代的に一致する『儀式帳』の祭祀は、沖ノ島における祭祀構成の復元、遺物組成Ⅱ - 2類・Ⅲ類における祭祀用具の扱い方を考える上で直接参考となるはずである。

そこで、第4表に『儀式帳』の主な祭祀を取り上げ、荒木田(中川)経雅の『大神宮儀式解』⁴³⁾を参考に祭祀の進行をまとめてみた。取り上げた祭祀は、幣帛や神御衣を奉る「年祈幣帛進奉」神御衣供奉(神衣祭)「九月十七日、齋内親王参拝～朝廷幣帛等奉入」と、供饌を中心とする「月次祭」神嘗祭である。これら祭祀の内、「神衣祭」と「神嘗祭」は神祇令に規定のある祭祀であり、令制祭祀の具体的な流れを確認でき、「年祈幣帛進奉」「九月十七日、齋内親王参拝～朝廷幣帛等奉入」では、朝廷から奉られた幣帛が祭祀の中でどの様に扱われていたのかを知ることができる。

第4表で、これら祭祀の全体構成を見ると、①「供献品や神饌(御贄)を用意し、祭祀の場を清め装飾する準備段階」、②「幣帛や神饌を捧げ告乃(祝詞)を奏上する祭祀の中核部分」、③「幣帛等を収納したり直会を行ったりする祭祀後の対応」の三段階に分けられる。国家的な祭祀の痕跡とされる、8世紀代の5号・1号遺跡は、このような祭祀のプロセスの中で形成されたと考えられる。

また、『儀式帳』の祭祀で使用される祭具や供献品の内容が、古墳時代の祭祀遺跡から出土する祭具と共通すれば、その祭祀内容は7世紀以前の祭祀に当てはめることができ、祭祀全体の流れの中に祭祀遺跡を位置づけることが可能となる。これにもとづき、『儀式帳』

第4表 『皇太神宮儀式帳』における祭祀構成

二月十二日、年折幣帛進奉	四月十四日、袴袴衣供奉	六月、月次祭	九月、神嘗祭	九月十七日、齋内親王参拜～朝廷幣帛等奉入
<p>十二月、幣帛使と大神宮司と神宮外院に参入し侍る。</p> <p>十二日、幣帛使と大神宮司と神宮外院に参入し侍る。</p> <p>十二日、幣帛使と大神宮司と神宮外院に参入し侍る。</p> <p>十二日、幣帛使と大神宮司と神宮外院に参入し侍る。</p> <p>十二日、幣帛使と大神宮司と神宮外院に参入し侍る。</p>	<p>四月一日から十四日まで、高床清浄して神服は三河の赤弓の神脚の糸で袴袴衣を縫り、神服縫連は袷を縫み和衣を縫る。(今、義統朝、延喜式)</p> <p>十四日、大神宮司、禊直、神服の禊女・神服縫連の禊女等、神宮外院に参入し侍る。</p> <p>禊直等へ太玉串を給い、神服縫の禊女八人へ太玉串を給う。</p> <p>宇治大内人から大神宮司へ太玉串を給う。</p> <p>禊直等へ太玉串を給い、神服縫の禊女八人・神服縫連の禊女八人へ太玉串を給う。</p> <p>神脚衣等を納めた唐櫃二合に結き、大神宮司、禊直、宇治内人、神服縫の禊女八人、神服縫連の禊女八人が内院に参入、第三重の版位につく。</p> <p>大神宮司は版位から進み、告刀を申す。</p>	<p>大神宮司が定めての神作りの料米で、神酒と、人々に絶する酒を醸造する。</p> <p>十五日の夜、亥の時、第二御門で御巫内人が誓を清め、月次祭を供えられれる御饗と供奉人の不淨について、大神神の御神意をうかがう。</p> <p>十六日、宮の西側の山原に出で御巫内人が、禊直、内人、物忌等の罪を申し明らかにさせて、その罪科を納う。</p> <p>その後、同日に、禊直、内人は正殿院に参入し、清め奉る。また、山向物忌は次九重神を立て御り、御酒に七も祈りて御る。神には大神宮司から充てられた木綿を立て御る。</p> <p>十六日夜、禊直、内人、物忌等は、朝、夕、大御饗用の御酒に盛る。</p> <p>十五日に禊直、内人等が伊勢國と吉原國の海に出かけて漁をし、得た海産物(御神倉)から出し、禊直、内人、大神宮司、物忌等を率いて木綿敷、手洗して、土師祭作物忌が清浄な濯(日)中、其で禊直、大神宮司が清浄な濯で飲き、御神作内人が作つた御饗用の御酒に盛る。</p> <p>酒作・清酒作物忌は、御作内人が作つた御酒の岳で酒を醸造し、土師、唐の肉に入れ満にして、十六日夜の湯煮御饗のために進奉る。</p> <p>十六日夜半、禊直・大内人四人、物忌五人、物忌子五人は、連備した御饗・御酒を持ち内院に参入し、大神に供え奉る。</p> <p>大神の御前に、禊直以下が列なり、四度拜、手四段、さらに四度拜、手四段を拍ら、御前を退出。</p> <p>この時、禊直、宇治内人、日祈内人の三人は、自らの家の養子(養)の糸を奉り、告刀を申し、天千の百姓が作る五穀の順調な生實を祈る。</p> <p>十七日平日、朝御饗も夕御饗と同様に供え奉る。</p>	<p>九月十五日、神の神が通つた木綿を付け、面に飾り立てる。</p> <p>志進の御饗、禊直、内人、物忌等が志進の御饗と物忌等の御饗の御饗と、さらに、御饗物忌が作つた御饗物忌について、禊直・内人が全て集めて、互の互の川原で御饗を清める大儀を行い、幣帛納に納め奉る。</p> <p>同日の夜、亥の時、第二御門で御巫内人等を叩き、天照大神の神教をうかがい、十六日に大神が御饗する罪科を、禊直、内人、物忌等に納め奉る。</p> <p>禊直、内人、物忌等、宮の西の山原で、まず、神宮に向かつて、御巫内人が祝いをを行い、告刀を申す。</p> <p>禊直は、内人、物忌等を率いて正殿院に参入、掃き清め奉り、退出。その後、宇治の御田の若狭を、御前から下し、大物忌・言守物忌・地祭物忌・流祭物忌に死て奉る。</p> <p>また、御神作内人が作つた御饗、忌絶内人が作つた忌絶内人、土師祭内人が作つた忌絶内人を、後、忌絶の湯煮の御饗物忌の御饗も下し充て奉る。</p> <p>祭記</p> <p>以上の御饗の材料を調理して器に盛り、十六日の夜に内院へ参入し、亥の時から丑の時までに、大神の御前に朝御饗夕御饗を供え奉る。</p> <p>酒作・清酒作物忌の作つた白濁と、清酒作物忌の作つた黒濁と、大御饗に酌み替へて供え奉り、次に最重物忌が作つた神酒を供え奉る。</p> <p>供え奉つた後、禊直等は四段拜し奉り、内院の御門を閉ざし、外院へと退出。</p> <p>禊直、内人、物忌等、大直会を給わり、倭俣土奉り、御歌も六月の月次祭と同様。</p> <p>同日の夜、荒祭宮・禊直等へも御饗を供え奉り、人ごとに版・酒を給われる。ただし、禊直は舞わない。この夜、新米の版・酒を始め口にする。</p> <p>十七日の版の時、国々・所々の神が御饗した神酒、御饗を御前に入れ奉る。</p> <p>祭記後の対応</p> <p>次に、二ヶ所神郡、国々所々の神が通る懸紙、神服部の神が通る懸紙を、内・外の玉置に懸け奉る。</p>	<p>十七日、午の時、齋内親王(齋宮)が参入。川原御饗で御饗から懸紙に乗り換え、内院四重の齋宮内侍の坐につく。</p> <p>大神宮司から内侍をへて、御饗用の木綿、太玉串が齋王へと奉られる。齋宮は、拍子で受け、内の玉置御饗(玉置御饗)の坐につく。さらに、さらに進み、再び内院、その後、命婦が進み出て太玉串を受け、大物忌子を進んで御神門の西に奉り置く。その後、齋宮は侍儀の坐に還る。</p> <p>宇治内人から大神宮司、禊直、宇治大内人へ太玉串を給う。</p> <p>まづ禊直が右に立ち、次に宇治大内人が右に立ち、次に大神宮司、続いて忌絶部が幣帛を奉行持ち、次に禊直、次に禊直の中人、次に土師、次に内人等、齋宮の諸司等の順で内院へと参入。齋宮の諸司等は、最重御門の内に入り侍る。</p> <p>内院の第三重に到り、版位につく。忌絶は、版位から一丈ほど北に進み太幣帛を納けて跪き奉る。</p> <p>その後、禊直の中人が版位から進み跪き告刀を申し、版位に戻る。次に、大神宮司が版位から進み跪き告刀を申し、版位に入る。</p> <p>宇治大内人が立ち、大神宮司の太玉串を受け大物忌等を給う御饗の内に跪き奉る。禊直の太玉串は守御物忌を給う御饗の面に進み奉る。宇治内人の太玉串は、地祭物忌を給う御饗の面に進み奉る。宇治大内人の太玉串は自らが御饗の西に置き奉り、版位に戻る。</p> <p>給禊直は、大物忌子に正殿の殿を待たせ、先に立たせて内院へ参入。次に宇治内人、次に大神宮司、次に大内人が参入。</p> <p>正殿の御饗を開けて、禊直は、朝廷の幣帛を正殿に納め奉り、次に禊直・宇治内人が供え奉る御饗を納め奉る。次に、大物忌父は、東の幣帛殿(真寶殿)を開き御饗の版の真を納め奉る。納め終わって、大神宮司以下、版位に戻る。</p> <p>朝廷の禊直以下、総員が七も四段拜に八開手、次に短手一段、四段拜、次に四段拜に八開手、次に短手一段、一段拜して、退出。</p> <p>荒祭宮に到り、四段拜に短手一段で拜し奉る。ただし、齋王は荒祭宮には参らざる。その後、禊直と齋宮諸司は直会院の坐につく。</p> <p>禊直・内人は、荒祭宮の正殿の御饗を開き、朝廷の幣帛ならびに神衣帛を納め奉る。</p> <p>禊直、内人は、直会院に向かい大直会を給わり、後手一段を打つ。さらに、第五門の参り、さらに第四重に進み倭俣土奉る。勅使の中人、皇親、王、大神宮司、禊直、大内人、齋宮主人、諸司、諸司の順で、直会院の西、王、大内人が第四重の重に侍り、御角出に跪いて人毎に給う。次に、禊直、内人の重、齋宮の女儀が跪き、終わって、禊直・内人、物忌に袂を賜り、齋王は與で離宮院へ還られる。</p>

91 18 (314) 91 . 沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造 - 袷・袴・袴袴衣・神脚衣・神脚衣を中心として -

の祭式で使われる祭具と、祭祀遺物との関連を確認しながら、沖ノ島祭祀遺跡の意味と性格を推定してみたい。

祭祀の準備と用具

第4表にあげた『儀式帳』の祭祀では、準備段階で神への供献品や神饌の製作・調理が行われる。神衣祭では神御衣や絲を製作し、月次祭・神嘗祭では、大神に供える酒の醸造、神饌の材料採集から調理までを行っている。それだけでなく、調理に使う碓(臼)・杵・箕、刀子、食材を盛りつける土師(土師器)・陶(須恵器)、木製の筥といった食器類まで特別に製作する。神御衣や絲等の準備、酒の醸造、神饌関連の用具製作は、神服部・神麻積、酒作物忌・清酒作物忌、土師器作物忌、陶内人、忌鍛冶内人などの特定の職種の人々が担当し、彼らは潔斎の中、これらの作業を行っている。

神服部・神麻積が神御衣等を製作するには一連の紡織具が必要で、神饌の中核となる稲の加工には土師器作物忌が作る碓(臼)・杵・箕を使用し、食材を切り分ける刀子は、忌鍛冶内人が作っている。

なお、この忌鍛冶内人は、祈年祭や山口祭・正殿心柱造奉木本祭で使用する「忌鋏・忌斧」「神奉大刀・鉾前」「忌奈太・忌鎌・鉈」「鏡」「鐵人形」を作っている。これらの素材となる鉄は、新造正殿地鎮及び山口祭・木本祭の料として「鐵十廷」を表記しており、廷の表記から鉄鋌のような形で給されていたと推定できる。

祭祀の準備段階では、供献品や神饌を用意するだけでなく、祭祀の清浄性を確保することも行われる。それを示すのが、月次祭・神嘗祭に先立つ御巫内人による神意の判断と、内院の西の河原で行われる祓である。中でも、祭祀に参加する祭員と供える神饌等の浄・不浄に関する神意の判断は、御巫内人が琴を弾いて行い、琴が重要な機能を果たす。

この段階で使用する用具には、神御衣等を作る紡織具、神饌調理のための碓(臼)・杵・箕・刀子、酒を醸造する陶缶(須恵器甕)、神饌を盛る土師器・須恵器、木製の筥、神意を判断する琴があり、これらの用具を使い紡織、醸造・調理、鍛冶の作業を行っていたのである。そして、それは祭祀の清浄性を確保する上で必要な作業でもあったのである。

以上の用具・作業の内容を、先に見た5世紀代の祭祀遺跡から出土した遺物と比較すると多くの共通点が認められる。

紡織具

紡織具は、5世紀前半の明ヶ島5号墳下層の土製模造品、5世紀代の山ノ花遺跡の出土遺物に含まれることから、その祭祀との関連は5世紀代に遡る。第2表に示すように、他の5世紀代の祭祀遺跡でも紡錘車や石製模造品の膝形などが出土しており、祭祀と紡織具との密接な結び付きは古墳時代の祭祀遺跡に広く布行できる。この紡織具の機能は、『儀式帳』の祭祀内容を参考にすれば、神へと供献する御衣・布帛・絲などの製作にあったと判断できる。

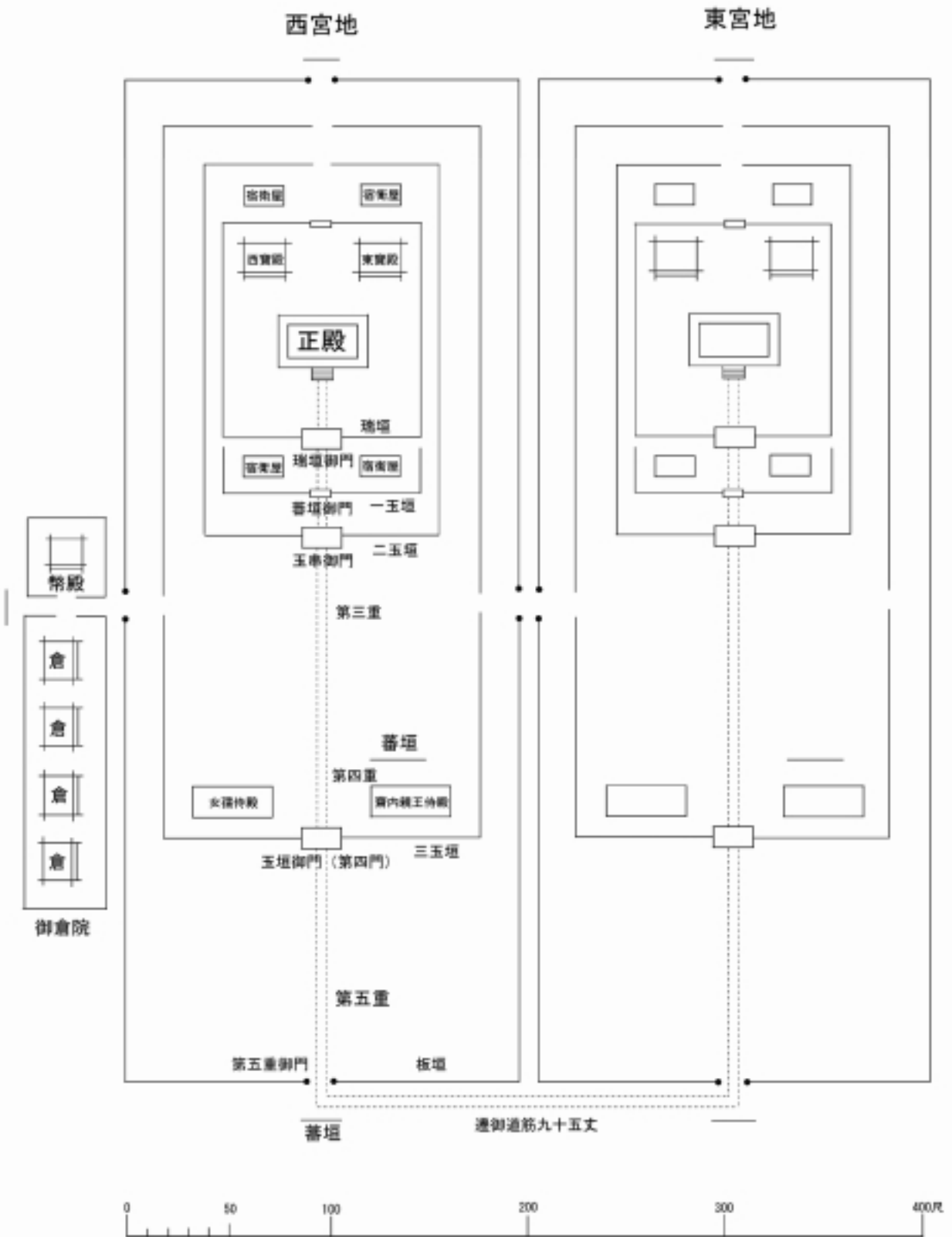
沖ノ島祭祀遺跡では、7世紀代の金銅製模造品から紡織具は確認できるが、宗像(胸形)の神と紡織との関連を示す記述は『日本書紀』応神天皇紀で確認できる。

三十七年春二月の戊午の朔に、阿知使主・都加使主を呉に遣して縫工女を求めしむ。爰に阿知使主・都加使主等、高麗国に渡りて呉に達らむと欲ふ。…中略…高麗の王、乃ち、久禮波・久禮志、二人を副へて導者とす。是に由りて、呉に通ることを得たり。呉の王、是に、工が兄媛・弟媛、呉織、穴織、四の婦女を與ふ。四十一年の春二月…中略…是月に阿知使主等、呉より筑紫に至る。時に胸形大神、工女等を乞はずこと有り。故、兄媛を以て胸形大神に奉る。是則ち、今筑紫國に在る、御使君の祖なり⁴⁴⁾。

この記述からは、宗像(胸形)の大神が、大陸から伝来した最新の紡織技術を所望したこと、その内容は『日本書紀』の編纂時点で、御使君の古い祖先伝承とされていたことが読み取れる。胸形の大神と紡織技術との関係は、紡織具の金属製模造品が出現する年代、『日本書紀』編纂の直前、7世紀後半に新たに作られたのではなく、すでに伝統的なものとなっていたのである。宗像(胸形)の大神の祭祀でも、神宮と同様、神に供える御衣や布帛、絲等の製作のため、優れた紡織技術が必要とされたのであり、その年代は、山ノ花遺跡など紡織具が出土する祭祀遺跡の年代から5世紀代に遡る。

なお、『儀式帳』四所神宮遷奉時装束神財「伊雑宮の神財九種には「金高機一具」があり、金銅製と思われる織機が存在する。割り注には「本高三寸、五色系織初在。」と書かれており、伝沖ノ島出土の金銅製高機と類似した、高さが3寸(9cm)ほどの高機の金銅製模造品

g1. 沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造
 - 鉄製品・金属製模造品を中心に -



第5図 皇大神宮大宮院付近推定図
 (主に『皇大神宮儀式帳』による。福山敏男(1940):『神宮の建築に関する史的調査』造神宮司廳から)

と推定できる。割り注は「五色の糸、織そめてあり」と続き、五色の糸をセットし布帛を織りかけた状態にしていたことが窺え⁴⁵⁾、この高機は、布帛を神のために特別に製作している様子を示している。このことを考え合わせると、一連の紡織具の模造品は、神のために神御衣や布帛を潔斎して特別に製作する行為を象徴するものとして用意されたと考えてよいだろう。

鍛冶と鉄鋌

『儀式帳』の忌鍛冶内人に対応する遺構・遺物は、5世紀代の祭祀遺跡でも確認されている。愛媛県出作遺跡では、祭祀遺構から鍛造未製品と鍛冶滓が出土しており、千葉県千束台遺跡の祭祀遺構からは鉄滓が出土、隣接部分で小鍛冶遺構を検出している。ともに小型鉄鋌と斧形が出土する点で共通する。祭祀に先立ち、斧形などの祭祀用の鉄製品が近くの小鍛冶遺構で作られたと推定できる。鉄鋌と斧形は、沖ノ島21号遺跡でも出土しており、ここでも類似した状況を想定できる。これと、16点の鉄鋌がまとめて出土した正三位社前遺跡の性格との関連が考えられる。『儀式帳』によれば、忌鍛冶内人は、祭祀の準備段階に、支給された鉄鋌状の鉄素材から祭祀用の武器、農・工具等を製作しており、その素材となる鉄鋌がまとめて出土した正三位社前遺跡は、祭祀に先立ち潔斎して特別に祭具を用意する場としての機能を推定できる。

神饌と調理具

調理具に対応する遺物としては、土製模造品の臼・杵、箕の他、匏・柄杓が、奈良県桜井市三輪山山麓の山ノ神遺跡で出土しており⁴⁶⁾、大場磐雄氏により『延喜式』の酒造用具との関連が指摘されている⁴⁷⁾。山ノ神遺跡の土製模造品の年代は特定できないが、類似した臼・杵、匏・柄杓の土製模造品は、明ヶ島5号墳下層の資料に含まれており、山ノ花遺跡でも実用の木製杵が出土している。これら調理具と祭祀との関連は、5世紀代に遡ると考えてよいだろう。

祭祀に伴う調理具の意味は、潔斎して清浄な神饌(御贄)を用意することであり、土製模造品の調理具は、紡織具の模造品と同様、潔斎して特別に神饌(御贄)を用意することを象徴的に示していたとも考えられる。沖ノ島では、山ノ神遺跡や明ヶ島5号墳下層出土のものと同様土製模造品の柄杓(匏形)が、正三位社前

遺跡で採集されている。まとめて出土した鉄鋌とあわせて、正三位社前遺跡が、沖津宮の巨岩周辺で行われた祭祀の準備段階に係る場であった可能性を示す遺物である。

琴と祭祀

もう一つ、『儀式帳』に記された祭祀の準備段階で特徴的な点として、神意の判定に琴を使用することがある。神意判定に伴う琴の使用は、『日本書紀』神功皇后摂政前紀3月条に見ることができる。それは、武内宿禰が琴を弾き、神功皇后が神主となり、中臣烏賊津使主を審神者として神意を判断するというものである⁴⁸⁾。琴を弾く中で神意を判断するという『儀式帳』の内容と共通する。

祭祀遺跡から琴が出土する例として、明ヶ島5号墳下層の出土資料に板琴と槽琴を忠実に模った土製模造品が含まれており、山ノ花遺跡でも琴の部材と琴柱が出土している。その他、5世紀代の祭祀遺構から琴が出土した例に奈良県御所市の南郷大東遺跡の導水遺構がある。この遺構周辺からは、滑石製模造品の剣形・有孔円板・勾玉、石製紡錘車などとともに、多数の木製品が出土しており、水に関連する祭祀遺構と考えられている⁴⁹⁾。木製品の種類は、倭系大刀の刀装具、盾といった武器・武具、刀形・船形・鋸形などの木製祭祀用具、糸巻・櫛・織機の部材など紡織具、鎌、櫂、箕のような編み物、木製案、臼・竪杵、火鑽臼、建築部材など多岐にわたり、これらとともに琴と琴柱が出土している。木製品の組成は、明ヶ島5号墳下層の土製模造品や山ノ花遺跡の出土遺物と共通し、これらの品々は祭祀と関連していた可能性が高く、そこには琴と琴柱が含まれる。祭祀と琴との関係性は、少なくとも5世紀代には確認でき、神意を判定するという重要な機能を果たす琴のあり方は、5世紀代まで系譜を辿れることになる。神意を判断する琴が、神と密接に関わる祭具として沖ノ島祭祀遺跡の金銅製雛形琴につながり、紡織具などとともに神宮の神宝(神財)に加えられたのではなかろうか。

祭祀後の対応と祭祀遺跡・遺構

第4表の『儀式帳』の祭式では、告乃(祝詞)の奏上、幣帛・御贄・太玉串の献供、拜礼・拍手といった祭祀の中核部分の後、幣帛の奉納、禰宜・大内人・物忌等

の祭員が参加する大直会が行われ、祭祀は終了する。神前に捧げられた幣帛や御贄は、そのまま放置されるのではなく、一定の手続きを経て収納・撤下され、祭員の饗宴的な要素を持つ直会は、祭祀の場ではなく直会院へと場を改めて実施される。

祭祀遺跡(遺構)は、『儀式帳』の祭祀に見られるような、祭祀後の一定の手続き・対応を経て残された場合が多いと考えられ、沖ノ島の祭祀遺跡もその例外ではない。

幣帛等の奉納

まず、幣帛など供献品の扱いを『儀式帳』で確認してみよう。月次祭・神嘗祭では御贄・神酒は大神の御前に供えられる。これに対し、年祈幣帛進奉、神御衣供奉、九月十七日齋内親王参拝・朝廷幣帛等奉入では、幣帛や神御衣等の奉献、告刀奏上、拝礼・拍手など祭祀の中核部分は、正殿から距離を置いた第三重の玉串御門の前で行われる。しかし、その後、年祈幣帛は、荒祭宮の正殿内、九月十七日の朝廷幣帛は正殿内、神御衣と九月十七日に奉られる御馬の鞍は、東寶殿に納められる。捧げられた幣帛や神御衣、馬具の鞍は、神霊の御形である御鏡の近く、正殿内や、正殿に隣接する寶殿(倉)へと収納されており、祭祀の場と幣帛等が最終的に納められる場とは大きく異なっている。また、『儀式帳』新造宮御装束用物事』で神財十九種とされる神宝類は、「皇大神御形新宮遷奉時儀式行事」によると、御鏡の遷御に先立ち新しい正殿内に具え奉られており⁵⁰⁾、朝廷幣と同様、御鏡の近く正殿内に安置されている。

沖ノ島祭祀遺跡との比較

神財十九種の多くは、沖ノ島祭祀遺跡のⅡ - 2類・Ⅲ類の遺物と共通し、東寶殿に納められる御馬の鞍は、Ⅱ - 2類の金銅装馬具に対応する。沖ノ島祭祀遺跡の中で、これらの品々が出土する遺跡は、神財十九種や御馬の鞍が納められた神宮の正殿や東寶殿と同じ性格の場所と認識され、その出土遺跡の全てが祭祀の中核部分を行った場とは限らないことになる。

そこで思い当たるのが、岩上・岩陰における遺物の出土状況である。22号遺跡では、紡織具や容器等の金銅製模造品が、岩陰で石囲に納められて出土し、7号遺跡では倭系飾り大刀、盾、胡籙(鞍)馬具が岩陰か

らまとまって出土している。また、先に触れたように、遺物組成Ⅰ類の17号では、銅鏡、刀剣類、腕飾・玉類等を巨岩の隙間に収納した様子が認められ、岩上・岩陰の祭祀を問わず、巨岩周辺に重要な供献品をまとめて納めた状況を確認できる。

このような遺物内容と神宝類との共通性、出土状況から考えて、これらの遺物、特に『儀式帳』と共通するⅡ - 2類とⅢ類の遺物は、神財十九種や幣帛と同じ扱いを受けていたと考えられ、出土遺跡とは異なる場所で供献と祝詞奏上などの祭祀が行われた後、神霊が鎮まる巨岩の近くへと納められたと推定できる。岩上祭祀や岩陰祭祀とされる遺跡は、全てが祭祀の痕跡とは限らず、祭祀後に神宝類や重要な供献品を納めた場所を含むと考えてもよいだろう。

巨岩の性格

そう考えると、沖ノ島祭祀遺跡における巨岩の性格も、慎重に考える必要がでてくる。従来、沖ノ島祭祀遺跡の巨岩は、例えば「依代となるめだった巨岩」神が天降るについての目印」と表現され⁵¹⁾、神霊が天降り宿る「依代」もしくは「磐座」という評価が一般的である⁵²⁾。特に「依代」の表現と意味は、折口信夫が『鬚籠の話』で示した内容にもとづいていると思われる。そこで折口は、古代には、祭祀に当たり神は天上から降り、祭祀の後は天上に還り、常設の社殿が必要なかったことを説く⁵³⁾。この解釈では、常時、磐座には神霊は宿らず、祭祀の時のみ神霊が天下ることになる。

しかし、『儀式帳』の祭祀と沖ノ島祭祀遺跡を比較すると、神宝類や幣帛に相当する遺物が出土する巨岩と周辺は、神霊の御形を納める正殿や隣接する東・西寶殿に相当し、巨岩は一時的に神霊が宿る「依代」というよりは、神霊の存在を示す「御形」と考えるほうが自然である。それは、『儀式帳』管度會郡神社行事』の「形かた)石に坐します」という、次のような記述と類似したあり方と考えられる。

小朝熊神社一處。神櫛玉命の兒、大歳の兒櫻大刀自と稱す。形石に坐します。また苔虫の神。形石に坐します。また大山罪命の子、朝熊水の神。形石に坐します⁵⁴⁾。

沖ノ島祭祀遺跡の巨岩の性格は、一時的に神霊が宿る「依代」とするのではなく、出土遺物の状況と同時代の祭祀との比較の中で再検討すべきであり、神霊を象

徴する「御形」としての性格が考えられ、その岩上や岩陰は貴重な供献品を神霊の近くへと最終的に納める場であったのではなからうか。

祭祀と高床倉

『儀式帳』では、神宝類と幣帛は正殿に納められる他、神御衣や馬具の鞍は高床倉構造の寶殿へと収納され、御贄の料となる稲穂は御稻倉で保管し、祭祀と収納施設の倉とは密接な関係にある。この祭祀と倉との関連性は、令制祭祀が整備される中で形成されたのではなく、最近の考古資料からは、それ以前に遡る。

それを示す資料が、祭祀遺跡から出土する建築部材や建物遺構の存在である。第2表に示した祭祀遺跡では、静岡県山ノ花遺跡からは、楸または蹴放、長さ143cm、幅10.8cm、垂木、梯子といった建築部材が出土しており、千葉県長須賀条里制遺跡では、楸蹴放に装着される扉材（高さ118.2cm、幅38.1cm）が導水遺構に転用された形で出土している⁵⁵。その他、奈良県の南郷大東遺跡の導水遺構周辺からは、楣・蹴放（幅15.6cm～25.6cm）、長須賀条里制遺跡と同形の扉材（高さ132cm以上、幅36cm以上）が出土している⁵⁶。いずれも5世紀代の祭祀遺跡で、楣と扉、梯子の出土から祭祀の場周辺に門付きの扉を装着した高床倉庫の存在を想定できる。

建物遺構としては、茨城県稲敷市浮島の尾島貝塚祭祀遺構と千葉県館山市の東田遺跡で総柱構造の高床倉と考えられる遺構が発見されている。尾島貝塚では祭祀遺構に隣接する地点で4間×3間ほどの規模と考えられる総柱建物跡を検出している。報告書の遺構図では検出面で6世紀代の土師器が出土しており⁵⁷、祭祀遺構と重なる6世紀頃の年代が推定できる。東田遺跡では、6世紀後半から7世紀前半の土製模造品が多量に出土した大溝に面し、4棟の総柱建物が一部重複して検出されている。規模が判明するものは、2間×3間が2棟、3間×5間が1棟である。これも年代は特定できないが、4棟中の2棟は柱筋を揃え、祭祀遺物が出土した大溝と直行して建ち、大溝と建物は相互に関係を持ち機能していたとも考えられており⁵⁸、総柱建物は、大溝内出土の土製模造品・土器類と同時期、6世紀後半から7世紀には機能していた可能性を指摘できる。総柱建物の周辺からは金銅装馬具のものと思

われる毛彫りの金銅製帯先金具が出土しており、祭祀で神へ供えた馬具が、祭祀の後に、祭祀の場近くに存在した総柱建物の高床倉に収納されたという状況も想定できる。

このように、祭祀と高床倉との関係は、幣帛の原形が5世紀代に成立するのと同様、5世紀代に遡ると考えられ、尾島貝塚・東田遺跡の例からは6・7世紀にも継続していた可能性が高い。その延長線上に、『儀式帳』に見られる正殿・寶殿・御稻倉など高床構造の建物⁵⁹や倉と祭祀との結び付きがあったことになる。沖ノ島祭祀では、神霊の御形である巨岩の周辺は、神宝や重要な幣帛を奉安する高床倉構造の神宮正殿や東・西寶殿と類似した場所と認識されていた可能性があり、岩陰祭祀の遺跡である4号遺跡が「御金蔵」と称されてきた背景には、このような意識が存在していたと考えられる。

土器と祭祀・直会

一方、沖ノ島祭祀遺跡では、1号・5号遺跡を中心に多数の土器類が出土している。これは『儀式帳』の祭祀と比較すると、どのように位置づけられるだろうか。『儀式帳』では月次祭・神嘗祭の御贄を準備・供献する段階で、多数の食器類が使用されている。六月の月次祭の準備段階については、以下のように記している。

禰宜、内人等祭の月の十五日に、志摩國の神境の海にまかりて、満生る雜の御贄漁り、ならびに志摩國の神戸の百姓より進上る干たる生なる贄、また、度會郡より進上る贄を、此れを御筭作の内人の作り進上る御贄机に置き、忌鍛冶内人の作り奉る御贄小刀持ちて切り備へ奉り、御鹽焼物忌の焼き備へ進上る御鹽を會(かて)備へ奉り、土師の物忌、陶の内人の作り進上る御坏に奉納れ満て備へ進る。また、酒作の物忌、清酒作の物忌、陶の内人の作り進上る御酒の缶に酒醸み備へ奉る酒を、土師・陶の御杯に納れ満て備へ進る。此れ同十六日の夜に、湯賣の御饌の祭に供へ奉る⁶⁰。

ここからは、干物や生の海産物が調理され、土師器・須恵器(陶)の杯、木製の御筭に盛り、御鹽焼物忌が特別に焼いた塩を副えて御贄を準備し、酒作物忌・清酒作物忌が須恵器の甕に入れて奉った酒を土師・須恵の杯に注ぎ、御贄とともに大神の御前に供える様子が読み取れる。

ここでは、土師器・須恵器の杯、須恵器の甕(缶)が使用されており、沖ノ島1号・5号遺跡出土の土器と

共通する。また、1・5号遺跡からは、玄界灘式製塩土器が出土し、製塩の場から祭祀の場へと直接、塩が持ち込まれていたことを示している。ただし、1号・5号遺跡から出土した製塩土器は、何れも二次的に被熱し赤化した痕跡は認められないため⁶¹⁾、製塩の場から未使用の製塩土器に入れて塩が持ち込まれたと推定でき、特に5号遺跡では、その製塩土器を器台に載せて供えた様子が出土状況から復元できる。これは『儀式帳』で「御鹽焼物忌の焼き備へ進上る御鹽」を御贄に添えて供える状況と一致し、神宮の月次祭・神嘗祭のように、祭祀用に潔斎して焼いた塩を製塩土器に入れて器台に載せ、神饌に添えて供えたと推定できる。このことから5号遺跡は、神宮における大神の御前と同様、神霊近くで神饌を供する場であった可能性が高い。そして、祭祀終了後も何らかの事情で、製塩土器と器台、酒を入れていた須恵器甕などが、その場に残されたものと思われる。

一方、『儀式帳』の祭式では、月次祭や九月十七日朝廷幣奉入の後、祭祀に供奉した禰宜や内人等の祭員は、直会院へ移動し直会を行っている。九月十七日朝廷幣奉入後の大直会では、禰宜、内人等に酒を振る舞って禄を賜り、倭儻が順次舞われるなど饗宴的な性格が見られ、ここでも多くの食器・土器類が使用されたと考えられる。特に多量の土器が出土した沖ノ島1号遺跡については、この直会との関連も視野に入れて性格を考える必要があると思われる。

しかし、1号遺跡では金銅製の紡織具模造品や刀形など鉄製模造品、多量の石製模造品が出土しており、単純に直会との関連だけではなく、祭祀的な要素が顕著に認められる。さらに、多量の土器類や石製模造品が集積する状況からは、祭祀の場で使用された品々をまとめた場所としての性格が強いように思われる。沖ノ島祭祀遺跡の場合、5号遺跡のように、神霊の御形である巨岩近くで供饌が行われた後、神饌は撤下され、そこで使用された土器類と石製模造品を中心に、整理・集積され1号遺跡が形成されたと考えられよう。

『儀式帳』祭式と沖ノ島祭祀の史的背景

これまで、『儀式帳』の祭式と沖ノ島祭祀遺跡を比較して、沖ノ島における祭祀の性格を推定してきたが、両者の内容が類似する背景には、どのようなことが考

えられるだろうか。

神宮と宗像社は、ともに国家的な祭祀の対象となったという点で共通し、その所在郡を律令国家は「神郡」として特別に扱っていた。神郡の成立については、『常陸国風土記』が鹿島神宮の香島郡、『儀式帳』が神宮の多気・度会・飯野郡(評)の成立経緯を伝えている。

『常陸国風土記』香島郡条。

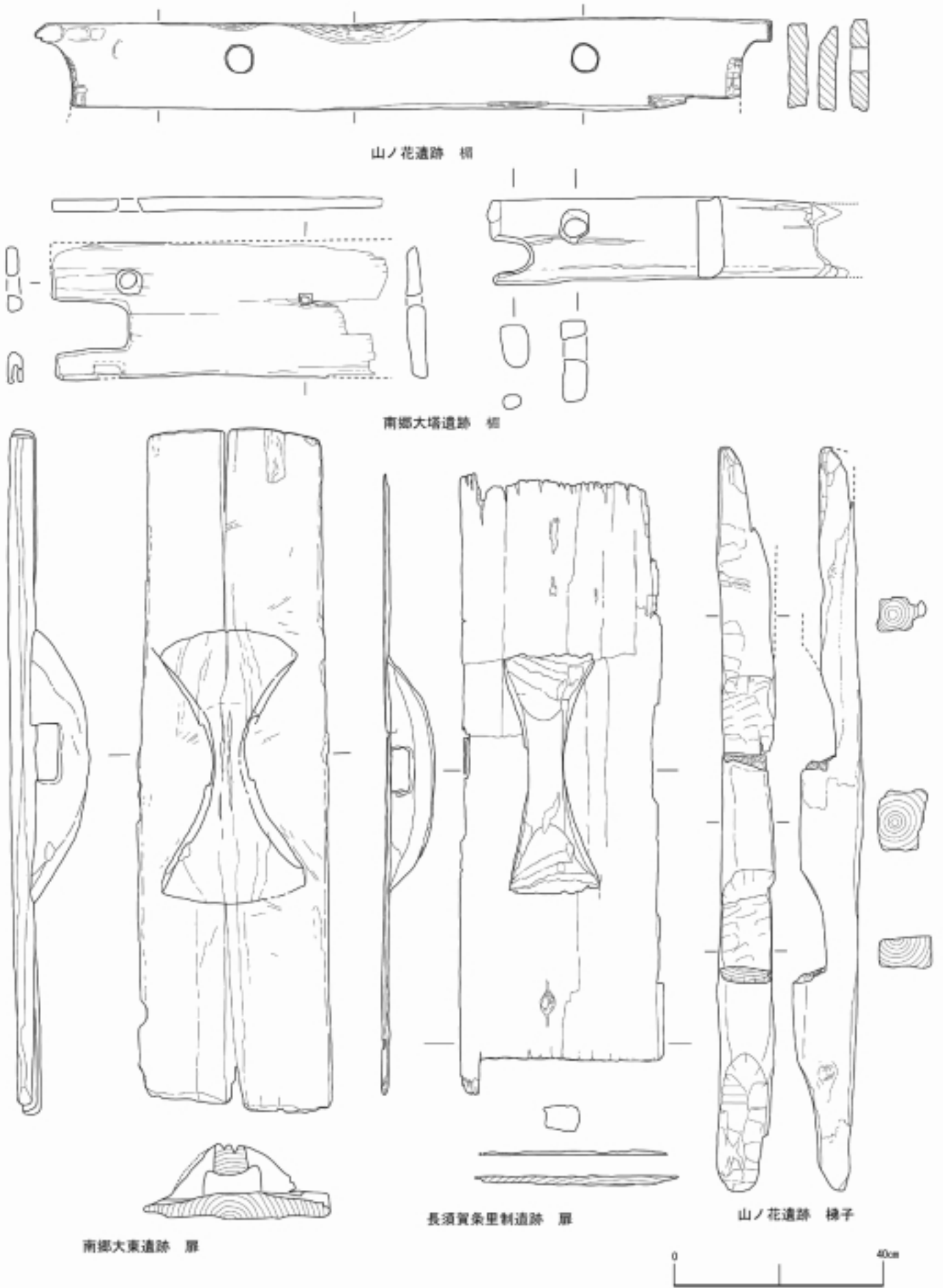
難波の長柄の豊前の大朝に馭宇しめしし天皇のみ世、己酉の年、大乙上中臣子、大乙下中臣部兎子等、惣領高向の大夫に請ひて、下總の國、海上の國造の部内、輕野より南の一里と、那珂の國造の部内、寒田より北の五里とを割きて、別きて神の郡を置きき。…中略…神戸は六十五烟なり。(本は八戸なりき。難波の天皇のみ世、五十戸を加へまつり、飛鳥の淨見原の大朝に、九戸を加へまつり、合せて六十七戸なりき。庚寅の年、編戸二戸を減し、六十五戸に定めしめき。)⁶²⁾

『儀式帳』神郡度會・多気・飯野三箇郡を初むる本記行事。

右、纏向の珠城の朝廷よりこなた、難波の長柄の豊前の宮に御宇(天の下しらす)天萬豐日の天皇の御世まで、有爾島墓村に神序を造りて、雜の神政所と爲て仕へ奉き。しかるに難波の朝廷天の下評を立て給ふ時に、十郷を分けて、度會の山田が原に屯倉を立てて、新家の連阿久多は督領、磯の連牟良助督仕へ奉りき。十郷を分けて、竹の村に屯倉を立てて、麻績の連廣背は督領、磯部の眞夜手は助督に仕へ奉りき。同じ朝廷の御時に、大神の宮の司といふ所を初めて、神序の司中臣の香積の連須氣仕へ奉りき。是の人の時に、度會の山田の原に御厨を造りて、神序といふ名を改めて、御厨と號て、即て大神宮司と號き⁶³⁾。

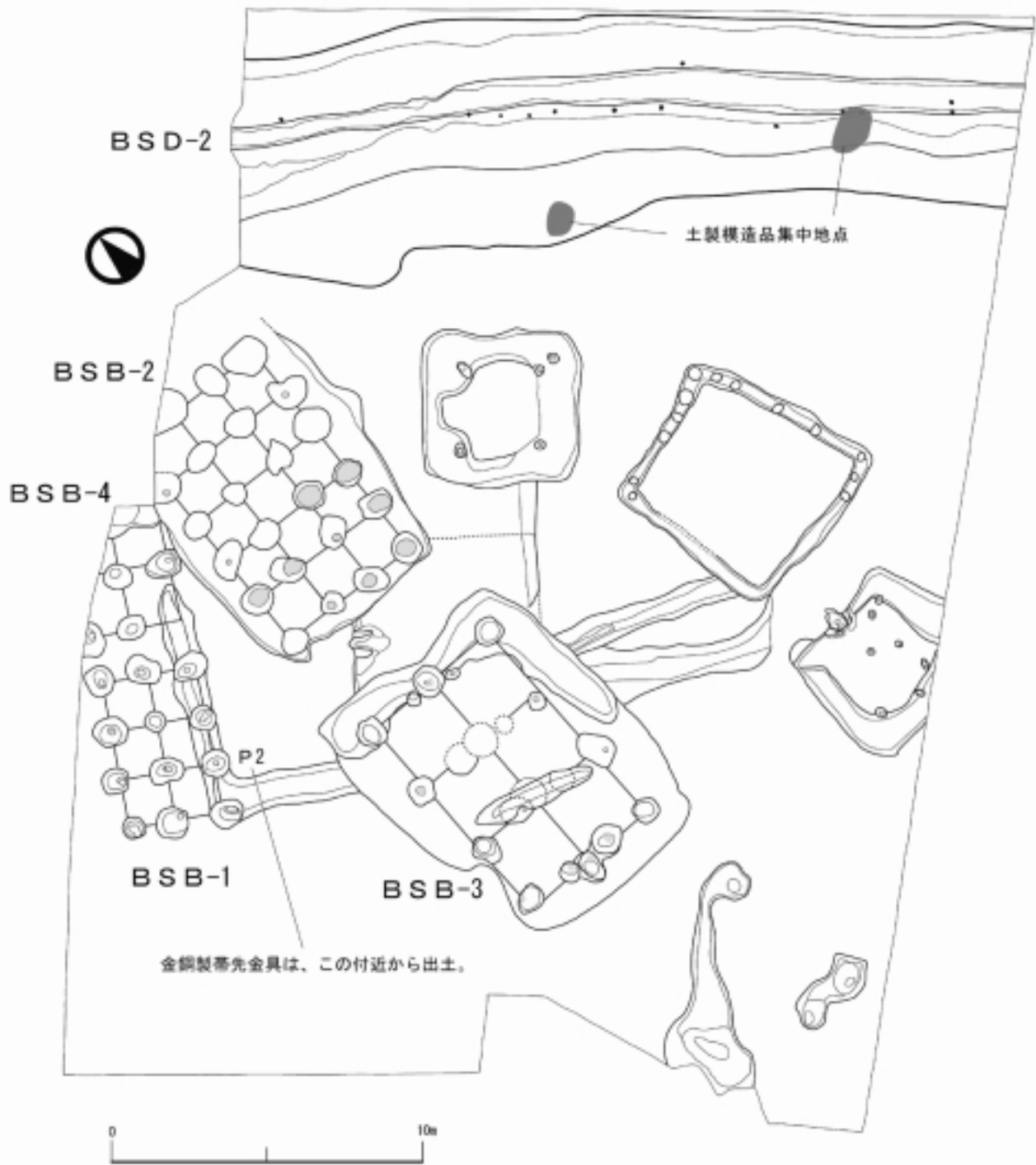
これらの記述は、神郡(評)の成立が7世紀中頃の孝徳朝を画期とし、その中心となる神宮・神社の祭祀組織にも再編成が加えられていたことを示唆する。この時期は沖ノ島祭祀遺跡では遺物組成Ⅲ類への移行期で、祭祀の面において変化が生じており、宗像社の宗形郡(評)も孝徳朝の7世紀中頃から後半には神郡となっていたと考えてよいだろう⁶⁴⁾。

神宮や鹿島神宮には、その祭祀の重要性と大和王権との強い結び付きにより、律令制への移行期に神郡(評)が設定されたが、祭祀の重要性と結び付きは7世紀中頃に新たに生じたものではない。鹿島神宮の神戸の居住域と考えられる厨台遺跡群の集落は、5世紀中頃に石製模造品を伴って成立、7世紀中頃から後半にかけて竪穴住居数が急速に増加する傾向が確認できる⁶⁵⁾。5世紀中頃以来の歴史の中で7世紀中頃を画期



第6図 高床倉出土実測図

g1. 沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造
- 鉄製品・金属製模造品を中心に -



第7図 東田遺跡 B区掘立柱建物・大溝遺構配置図

として神郡内の神戸集落が成立した状況が認められる。また、神宮に関しては、孝徳朝以前に「雑の神政所」という祭祀組織が存在し、垂仁天皇時代以来の伝統を持つと伝承されていた。神宮・鹿島神宮とも、古くからの伝統の中で神郡が設定されていたのである。

宗形郡においても同様の状況が推定できるが、考古学的に鹿島神宮の神戸集落、厨台遺跡群の集落の系譜が5世紀中頃に遡ることを考えると、やはり同じ時期、5世紀前半～中頃に画期を想定できる。その時期は、沖ノ島祭祀遺跡では21号遺跡と遺物組成Ⅱ-1類の形成時期に当り、神宮の祭祀においても5世紀代が画期となっていた可能性が高い⁶⁶⁾。4世紀後半～5世紀代、大和王権の東辺では、東北地方との交通・交易、軍事等の面で東国の香島・香取・安房地域が重要視され、西辺では朝鮮半島や中国との関係において宗像地域や沖ノ島の重要性が高まり、その中で鹿島・香取神宮、安房坐神社、宗像社といった後の神郡の中核となる祭祀の場が、大和王権と密接に関係して成立したと考えられる。実際、安房坐神社の安房郡内では、4世紀後半から5世紀前半の祭祀遺跡、小滝涼源寺遺跡が存在し、鉄剣・鉄鏃、鉄鋌と思われる鉄板片、石製模造品類が出土している⁶⁷⁾。

この列島の東と西の地域は、埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣銘でワカタケル大王(獲加多支鹵大王)が治めた「天下」⁶⁸⁾の東辺と西辺の枢要な地と認識され、これと並行して伊勢では、大王の祖先神、皇祖神を祭る場の整備が進行していたのではなからうか。5世紀は、倭の五王を中心に国家形成が進む段階であり、この段階に、王権の祖先神と国家領域の要衝を大人佩く神々への祭祀が重要視され明確化したのである。それは、後の神祇信仰の基本的な枠組みへとつながったと考えられる。

従来、沖ノ島の祭祀は、朝鮮半島諸国や中国王朝との関係の中で、その歴史的な意味付けがなされてきた。しかし、5世紀代の大和王権による国家形成過程と、東国や伊勢も含めた列島内において沖ノ島祭祀を位置づける必要があり、それによって大和王権が重要視し神郡が設定された宗像・沖ノ島祭祀の本質が明らかになると思われる。

7. まとめ

以上、沖ノ島祭祀遺跡について、遺物組成と祭祀構造の観点から検討してきたが、その要点をまとめておきたい。

出土遺物の組成は、「鏡、刀剣類、腕飾・玉類の実用品を中心とするⅠ類」「鉄製武器・武具類、工具、鉄製模造品、鉄鋌を中心とするⅡ-1類」「Ⅱ-1類に馬具、盾、飾り大刀が加わったⅡ-2類」「鉄・金銅製模造品、石製模造品と土器類を中心とするⅢ類」の順で変遷する。

Ⅱ-1類の遺物組成は、5世紀前半から中頃までに成立する。その背景には朝鮮半島から伝来した新たな鍛冶・紡織技術、鉄素材により後の幣帛の原形が形成されたことがあり、共通する鉄製の武器、農・工具、鉄鋌は、東国を含めた列島内の祭祀遺跡で確認できる。

Ⅱ-2類の遺物組成は、5世紀末期から6世紀代に、5世紀以来の倭系大刀、矛、盾、鞆が装飾性・儀仗性を高め、馬具を加えることで形成された。その構成は、『皇太神宮儀式帳』に記された神宮御神宝の原形となっている。

Ⅲ類の遺物組成は、7世紀中頃を画期として令制祭祀への移行を背景に形成され、紡織具や琴などの金銅製模造品が加わり、神宮の御神宝と共通するセットが成立する。ただし、紡織具や琴と祭祀との関係は、他の祭祀遺跡との比較から、5世紀以来の伝統を持っていたと考えられる。

Ⅰ～Ⅲ類の遺物組成で見ると、岩上、岩陰、半岩陰・半露天、露天という祭祀遺跡の変遷は、年代的に順次変遷したわけではなく、一つの遺跡で複数の遺物組成に対応する場合があります。特に岩陰の遺跡はⅡ-2類からⅢ類にかけて長期にわたって祭祀と関係していた。

『皇太神宮儀式帳』の祭祀と比較すると、沖ノ島祭祀遺跡は全て同じ祭祀の場ではなく、「祭祀の準備」「祭祀」「祭祀後の対応」という祭式の各段階との対応関係を想定できる。また、沖ノ島祭祀遺跡を象徴する巨岩群は、祭祀の度に神霊が依りつく「依り代」ではなく、神霊を象徴する御形として扱

われていた可能性が考えられる。

正三位社前遺跡からは、まとまった鉄鋌が出土し、祭祀の準備段階との関係が想定でき、5号遺跡では神霊の御形である巨岩の御前で、神饌に塩を添え神酒とともに供えた状況が窺え、祭祀の様子を留めていると考えられる。

巨岩上や岩陰にかけて展開する遺跡の多くは、祭祀後に神霊の近くへと幣帛や神宝に相当する品々を納めた場であった。その典型例は、岩上の16・17・21号遺跡、岩陰の7・8・22号遺跡で、神宮の御神宝と共通した金銅製模造品が出土した5号遺跡も基本的には同じ性格を考えられる。

巨岩群から一定の距離を置き、多数の土器や石製模造品が集積する1号遺跡は、祭祀の後、撤下した神饌の食器や祭具を整理・集積した結果形成されたと推定できる。

5世紀代、国家形成期の大和王権によって東辺の祭祀の場である鹿島・香取・安房、皇祖神の祭祀の場である伊勢とともに、宗像・沖ノ島は西辺の重要な祭祀の場と位置づけられ、7世紀中頃から後半にはいずれも神郡が設定された。

最後に沖ノ島祭祀における葬・祭の分離の問題について触れておきたい。井上光貞氏は、第2期から3期の間、6世紀から7世紀の間で葬と祭が分離し祭祀専用の模造品が出現、令制祭祀へとつながる祭儀が成立したとする⁶⁹⁾。しかし、今回の分析では、令制祭祀段階まで使用される刀剣や弓矢、盾などの武器・武具類、紡織具や琴の系譜は、明らかに5世紀代まで遡り、令制祭祀の祭具や供献品の多くは5世紀以来の伝統を持っていたと考えられる。では、井上氏が指摘した葬祭の分離は、どう考えればよいだろうか。その場合、「葬」と「祭」の概念をどう理解するかが問題となる。「祭」は神祭り、「葬」は古墳における葬送儀礼に対応するが、葬の位置づけには、古墳に葬られた死者がどう認識されていたのかが大きく影響する。

『記紀』の記述では、氏族の祖先は「祖、おや」「遠祖・上祖、とおつおや」と表現され、その用例は埼玉県行田市稲荷山古墳出土の鉄剣銘にある「上祖」の表記から5世紀後半まで遡り、古墳と「祖」の考え方が密接に結

びついていたと考えられる。また、5世紀代の古墳では、祭祀遺跡の供献品と共通した副葬品が遺体に添えられるとともに、前方後円墳の造り出しを中心に飲食の供献が行われている。つまり、古墳には「祖」に当たる人物が葬られ、神と同じ方法で祭られると考えられていたのである⁷⁰⁾。

しかし、古墳の埋葬形態は、6・7世紀、横穴式石室の導入、前方後円墳の終焉と墳丘規模の縮小化を受けて急速に変化し、古墳における儀礼内容も変化していったことが予想できる。これに対し、「神」への祭祀は、5世紀代の祭具や供献品が6世紀以降も伝統的に継承され、装飾性を高め儀器化が進行する中で令制祭祀に組み込まれたと考えられる。「葬・祭の分離」とは、古墳における埋葬形態と葬送儀礼の急速な変化と、神祭りにおける強い伝承性との対比の中で、両者の乖離が明確化した結果に生じた現象として位置づけることができよう。祭儀成立の画期として井上氏が指摘する7世紀代は、供献品や祭具が装飾性を高め儀器化する過程であり、祭儀の成立という意味では、供献品・祭具の品目が定まる5世紀代に、より大きな画期を求めべきではなかろうか。

その一方で、古墳における「祖」の考え方は一定の系譜意識を伴い、居住域と墓域の継承と関連し、5世紀以降、維持される集落遺跡と古墳群を形成する精神的な裏付けとなっていたと考えられる。先に見た香島(鹿嶋)郡内の厨台遺跡群でも対応する墓域として宮中野古墳群があり、6・7世紀には継続的に古墳が作られ、8世紀以降も土坑墓や火葬墓が営まれ墓域として機能している⁷¹⁾。恐らく、5世紀中頃に厨台遺跡群内に、神戸の原形となる祭祀集団が成立し、それに対応する墓域を形成、一定の系譜意識に裏付けられ、祭祀権とともに居住域と墓域が継承されていったと考えられる。香島郡内の事例と比較すると、宗像・沖ノ島祭祀の場合、祭祀集団の居住域は現時点では明確にできないが、5世紀前半から7世紀にかけて継続する津屋崎古墳群は、祭祀集団の墓域に対応でき、祭祀上での画期は、遺物組成Ⅱ-1類の21号遺跡の形成に相当する。

その意味で、5世紀は神道信仰、神祇祭祀の原形の形成期と言え、形成期前後の状態と令制祭祀への道程を良好な形で保存していたのが、沖ノ島祭祀遺跡なの

である。古代祭祀の起源を直接示す遺跡・遺物がほぼ完全な形で現存する例は唯一と言っても過言ではなく、それは絶海の孤島という環境と厚い信仰により奇跡的に残されていたのである。

謝辞

本稿を執筆するに当たり、沖ノ島祭祀遺跡の出土遺物を所蔵・管理されている宗像大社には遺物実見に当たり御配慮をいただき、宗像大社文化財管理事務局学芸員重住真貴子氏からは遺物に関して御教示いただいた。記して感謝の意を表したい。

註・参考文献

- 1) 小田富士雄(1976):「報告編第4章 沖ノ島祭祀遺跡の時代と祭祀形態」;『宗像沖ノ島』宗像大社復興期成会
- 2) 佐田茂・弓場紀知(1988):「四 沖ノ島祭祀の変遷」小田富士雄編;『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館
佐田茂(1991):『沖ノ島祭祀遺跡』ニュー・サイエンス社
弓場紀知(2005):『古代祭祀とシルクロードの終着地 沖ノ島』新泉社
- 3) 岡崎敬・小田富士雄・弓場紀知(1972):「沖ノ島」;『神道考古学講座 第5巻 祭祀遺跡特説』雄山閣
- 4) 大場磐雄(1996)(1967年版の再版):「11 お言わず島 沖ノ島」;『まつり 考古学から探る日本古代の祭 解説付新装版』学生社
近藤義郎(1983):『前方後円墳の時代』岩波書店
- 5) 井上光貞(1984):「第二編 古代沖の島の祭祀」;『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会
- 6) 『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』(1958) 宗像神社復興期成会
『続沖ノ島』(1961) 宗像神社復興期成会
『宗像沖ノ島』(1979) 宗像神社復興期成会
出土遺物の点数は、以上3冊の報告書に記載された数量及び実測図の点数に基づいており、実際に出土した遺物の総点数にはなっていない。
- 7) 松本肇・弓場紀知「報告編 第3章第10節22号遺跡」補注6)文献、『宗像沖ノ島』に同じ。
- 8) 筆者が遺物を実見し確認した。
- 9) ここにあげた各遺跡は、以下の文献による。
文献冒頭の数字は、第2表の遺跡・遺構名の番号に対応する。
 - 1 - 亀井正道(1966):『建矛山』吉川弘文館。土師器の型式は、柳沼賢治(1999):「福島県における5世紀土器とその前後」;『東国土器研究第5号』東国土器研究会 による。
 - 2 - 『宮田諏訪原遺跡Ⅰ・Ⅱ - 榛名山噴火軽石・火山灰に埋没した古墳時代祭祀遺跡 - 』(2005) 赤城村教育委員会
 - 3 - 『一般県道新川・江戸崎線道路改良工事地内埋蔵文化財調査報告書 尾島貝塚外2遺跡』(1988) 財団法人茨城県教育財団
茂木雅博(1994):「浮島の祭祀遺跡」;『風土記の考古学1 常陸国風土記の巻』同成社
 - 4 - 『小浜遺跡群Ⅱ マミヤク遺跡』(1989) 財団法人君津都市文化財センター
 - 5 - 『千束台遺跡Ⅰ - 祭祀遺構 - 』(2008) 木更津市教育委員会
『木更津市文化財調査集報14』(2009) 木更津市教育委員会
笹生 衛(2010):「古墳時代における祭具の再検

- 討」；『國學院大學伝統文化リサーチセンター紀要』第2号 國學院大學伝統文化リサーチセンター
- 土師器の型式は、小沢 洋(2008)：「第2章 房総の古墳中期土器とその周辺」；『房総古墳文化の研究』六一書房 による。
- 6 - 椋山林(1972)：「関東」；『神道考古学講座 第二卷 原始神道期一 古墳時代の祭祀遺跡』雄山閣
- 7 - 『館山市長須賀条里制遺跡・北条条里制遺跡』(2004) 財団法人千葉県文化財センター
- 8 - 『小滝涼源寺遺跡 千葉県安房郡白浜町祭祀遺跡の調査』(1989) 朝夷地区教育委員会・白浜町
- 土師器の型式は、「君津地方における弥生時代後期～古墳時代前期土器の土器編年『研究紀要Ⅶ』(1996) 財団法人君津都市文化財センター 及び前掲の小沢論文による。
- 9 - 『沢狭遺跡発掘調査報告書』(1998) 金目郵便局建設用地内遺跡発掘調査団
- 10 - 鈴木敏則(1998)：「恒武山ノ花遺跡について 8世紀と5世紀の祭祀跡」；『浜松市博物館報』X
- 『山ノ花遺跡 遺物図版編』(1998) 財団法人浜松市文化協会・『山ノ花遺跡 木器編(図版)』(1998) 財団法人浜松市文化協会
- 11 - 『新編 一宮市史 資料編四』(1974) 一宮市
- 12 - 『三重県史 資料編 考古1』(2005) 三重県
- 13 - 置田雅昭(1991)：「川の神まつり」；『古墳時代の研究 3 生活と祭祀』雄山閣
- 坂 靖(2009)：「第1部第3節 ミニチュア鉄製品と鍛冶集団」；『古墳時代の遺跡学』雄山閣
- 14 - 前坂尚志(2006)：「大和五條の祭祀遺跡 奈良県西河内堂田遺跡」；『季刊考古学第96号 特集 古墳時代の祭り』雄山閣
- 15 - 広瀬和雄(1981)：「考古資料 第二章遺跡 第三節 岐尼遺跡」；『能勢町史 第4巻(資料編)』能勢町
- 16 - 『南あわじ市埋蔵文化財調査年報Ⅱ 2005年度埋蔵文化財調査』(2009) 南あわじ市教育委員会
- 17 - 千葉幸伸・松本敏三(1979)：「第二章 瀬戸内海をめぐる祭祀遺跡」；『瀬戸内の海上信仰調査報告(東部地域)』瀬戸内海歴史民俗資料館
- 18 - 補注17)に同じ。
- 19 - 補注17)に同じ。
- 20 - 『出作遺跡Ⅰ』(1993) 松前町教育委員会
- 21 - 補注6) 文献、『宗像沖ノ島』。
- 10) 坂 靖(2009)：「第1部第3節 ミニチュア鉄製品と鍛冶集団」；『古墳時代の遺跡学』雄山閣
- 角山幸洋(1991)：「10織物」；『古墳時代の研究 第5巻 生産と流通Ⅱ』雄山閣
- 11) 東 澈(1991)：「2鉄と鉄生産 2鉄素材論」；『古墳時代の研究 第5巻 生産と流通Ⅱ』雄山閣
- 12) 笹生 衛(2010)：「古墳時代における祭具の再検討」；『國學院大學伝統文化リサーチセンター紀要』第2号 國學院大學伝統文化リサーチセンター
- 13) 大平 茂(2008)：『祭祀考古学の研究』雄山閣
- 14) 坂野和信氏は、布留式土器の東日本の土師器や初期須恵器との対応関係を確認して、布留式Ⅲ期古相は大庭寺TG232号窯操業に先行し、Ⅲ期新相がTG232号窯と並行関係にあると見ている。TG232型式の須恵器は、京都府宇治市街遺跡では年輪年代測定法でAD 389年の年代が得られた木製品未製品を伴い、布留式Ⅲ期新相の年代は、4世紀末期から5世紀初頭を含む年代が想定できる。
- 坂野和信(1999)：「東日本における古墳時代中期の土器(1) - 土器の系譜と交流関係 - 」；『東国土器研究』第5号 東国土器研究会
- 浜中邦弘・田中元浩(2007)：「古墳時代中期の土器編年と実年代 宇治市街遺跡の調査成果をもとに」；『日本考古学協会第73回総会 研究発表要旨』
- 15) 『東部土地区画整理事業地内埋蔵文化財発掘調査報告書 二子塚古墳・明ヶ島古墳群・土製模造品の調査他』(2003) 磐田市教育委員会
- 16) 森 浩一(1959)：「古墳出土の鉄鋌について」；『古代学研究21・22合併号』古代学研究会
- 奈良市史編集審議会編(1968)：『奈良市史 考古編』吉川弘文館
- 17) 補注9)の10文献に同じ。
- 18) 『皇太神宮儀式帳』一新造宮御装束用物事。神財十九種「金銅櫛貳基・御鏡貳面。(各徑九寸、)・麻笥貳合。加世比貳枚・鐔壹枚・銀銅櫛壹基・麻笥壹合・加世比壹枚・鐔壹枚・弓貳拾肆枚・矢貳仟貳佰隻・玉纏横刀壹柄・須加流横刀壹柄・雜作横刀貳拾柄・比女勒貳拾肆枚・蒲勒貳拾枚・革勒貳拾肆枚・鞆貳拾肆枚・楯貳拾肆枚・戈貳拾肆(或竿從枚)。鷄尾琴一面(長八尺八寸、頭廣一尺、末廣一尺七寸、頭鷄尾、廣一尺八寸。)」
- 『神道大系 神宮編一 皇太神宮儀式帳・止由氣儀式帳・太神宮諸雜事記』(1979) 神道大系編纂会 による。ただし、『群書類従』第1輯神祇部では、この部分は「寶殿物十九種」とされ、「鷄尾琴一面」は含まれておらず、『大神宮儀式解』では「鷄尾琴一面」が加えられている。
- 『延喜式』卷4神祇4伊勢太神宮 神寶廿一種「金銅多多利二基。(高各一尺一寸六分。土居徑三寸六分。)金銅麻笥二合。(口徑各三寸六分。尻徑二寸八分。深二寸二分。)金銅賀世比二枚。(長各九寸六分。手長五寸八分。)金銅鐔二枚。(莖長各九寸三分。輪徑一寸一分。)銀銅多多利一基。(高一尺一寸六分。土居徑三寸五分。)銀銅麻笥一合。(口徑三寸六分。尻徑二寸八分。深二寸二分。銀銅賀世比一枚。(長九寸六分。手長五寸八分。銀銅鐔一枚。(莖長各九寸三分。輪徑一寸一分。)梓弓廿四枚(長各七尺以上八尺以下。塗赤漆。附纏縹組。)征箭一千四百九十隻(長二尺三寸。鏃長二寸五分。以烏羽作之。鏃塗金漆。箭塗朱沙。)又箭七百六十隻。

- (長二尺四寸。鍔。斧。箭以鷲羽作之。以雜丹漆畫之。)玉纏横刀一柄。(柄長七寸。鞘長三尺六寸。柄頭横着銅塗金長三寸八分(片端廣一寸五分。片端廣一寸。頂頂著仆鑽一勾。(徑一寸五分。玉纏十三町。四面有五色玉。著五色組長一丈。阿志須惠組四尺。柄著勾金長二尺。(著鈴八口。琥碧玉二枚。)金鮒形一隻。(長「各」六寸。廣二寸五分。著緒紫組長六尺。袋一口。(表大量綱錦。裏緋綾帛。各長七尺。須加流横刀一柄(柄長六寸。鞘長三尺。其鞘以金銀泥畫之。柄以鶴羽纏之。)柄勾皮長一尺四寸。裏小量綱錦。(廣一寸。)押鏡形金六枚。柄枚押小量綱錦。(長三寸一分。廣一寸五分。)四角立乳形著五色組。長一丈。阿志須惠組四尺。金鮒形一隻。(長六寸。廣二寸五分。著紫組。長六尺。袋一口。(表大量綱錦。裏緋綾帛。各長七尺。灘作横刀廿柄。(櫻柄長六寸五分。鞘長二尺七寸。漆塗即裏緋帛并倭文。柄以烏羽纏之。節別纏小量綱錦。阿志須惠。(長各三尺三寸。廣各一寸二分。著緋紺帛緒。長九尺。(廣二寸五分。姬鞞廿四枚(長各二尺四寸。上廣六寸。下廣四寸五分。矢(挾)口方二寸五分。以檜作之。以錦黏表。以緋帛著裏。著緒四處。並用紫革。(長各二尺。廣一寸三分。箭四百八十隻。(以烏羽作之。蒲鞞廿枚。(長各二尺。上廣四寸五分。下廣四寸。以檜作之。編蒲著表。以鹿皮著頂。以丹畫裏。著緒四處。並用紫革。(長各二尺。廣一寸。箭一千隻。(以烏羽作之。葦鞞廿四枚。(長各一尺八寸。上廣四寸五分。下廣三寸八分。以調布黏之。塗黑漆著緒四處。並用紫革。(長各二尺。廣一寸。箭七百六十八隻。(以鷲羽作之。鞞廿四枚。(以鹿皮縫之。胡粉塗以墨畫之。納持麻箭二合。徑一尺六寸五分。深一尺四寸五分。著緒一處。用紫革。(長各一尺七寸。廣二分。楯廿四枚。(長各四尺四寸五分。上廣一尺三寸五分。下廣一尺四寸。厚一寸。粹廿四竿。(長各一丈二寸。鋒金八寸五分。徑一寸四分。本金長二寸八分。徑一寸四分。本末塗金漆。鷄尾琴一面。(長八尺八寸。頭廣一尺。末廣一尺七寸。頭鷄尾廣一尺八寸。)新訂増補国史大系『交替式・弘仁式・延喜式前篇』による。
- 19) 深谷 淳(2008):「金銀装倭系大刀の変遷」;『日本考古学』第26号 日本考古学協会
- 20) 千家和比古(1980):「第三章考察 III 胡籙について」;『上総 山王山古墳発掘調査報告書』上総山王山古墳発掘調査団
- 21) 原田大六「第三章 沖ノ島の祭祀遺物」補注6)文献、『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』に同じ。
- 22) 千賀 久(1991):「馬具」;『古墳時代の研究 8 古墳Ⅱ 副葬品』雄山閣
- 23) 『南羽鳥遺跡群Ⅲ 中岫第1遺跡F地点』(1999)財団法人印旛郡市文化財センター
- 24) 『館山市東田遺跡』(2008) 財団法人千葉県文化財センター
- 25) 倉野憲司他校注(1958):『日本古典文学大系 古事記祝詞』岩波書店
- 26) 秋本吉郎校注(1958):『日本古典文学大系 風土記』岩波書店
- 27) 坂本太郎他校注(1965):『日本古典文学大系 日本書紀 下』岩波書店
- 28) 補注26)に同じ。
- 29) 白石太一(1993):「玉纏大刀考」;『国立歴史民俗博物館研究報告 故土田直鎮館長献呈論文集』第50集
- 30) 「神財八種。大刀七柄。(金作一柄。黒作六柄。)楯一枚。(長四尺五寸。粹一枚。(長一丈六尺。)弓二張。胡録三具。(皮作一具。黒葛作二具。)呉床一具(漆塗、長二尺三寸。)場毛土馬一匹(高一尺、鞍立髪金筋。鏡一面。(徑三寸、納緋囊。))」『神道大系 神宮編一』による。
- 31) 佐田 茂「考察編 第2章第8節 1号遺跡出土の土器」補注6)『宗像沖ノ島』に同じ。
- 32) 山崎純男(1994):「6 福岡県」;『日本土器製塩研究』近藤義郎編 青木書店
- 33) 『令集解』卷十六(選敍令)不得用三等以上親。「(中略)釋云。養老七年十一月十六日太政官處分。伊勢國渡相郡。竹郡。安房國安房郡。出雲國意宇郡。筑前國宗形郡。常陸國鹿嶋郡。下總國香取郡。紀伊國名草郡。合八神郡。聽連任三等以上親也。(後略)新訂増補国史大系『令集解 第二』
- 34) 『鹿島神宮駅北部埋蔵文化財調査報告書X VII』(1997)財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団
- 35) 補注26)に同じ。
- 36) 笹生 衛(2010):「『常陸国風土記』と古代の祭祀 - 考古資料から見た鹿島神宮と浮島の祭祀 - 」;『日本考古学協会2010年度兵庫大会 研究発表資料集』
- 37) 『西別府祭祀遺跡』(2000) 熊谷市教育委員会
- 38) 岡崎 敬「総括編 第2章 律令時代における宗像大社と沖ノ島」補注6)文献、『宗像沖ノ島』に同じ。及び補注5)文献など。
- 39) 補注25)文献に同じ。
- 40) 新訂増補国史大系『交替式・弘仁式・延喜式前篇』
- 41) 補注27)に同じ。
- 42) 『皇太神宮儀式帳』の読みと解釈は、『神道大系 神宮編一』及び中川経雅『大神宮叢書 大神宮儀式解 前篇、大神宮儀式解後篇・外宮儀式解』(1970・1976) 臨川書店 を参考にしている。
- 43) 中川経雅(1976):『大神宮儀式解後篇・外宮儀式解』臨川書店
- 44) 坂本太郎他校注(1967):『日本古典文学大系 日本書紀 上』岩波書店
- 45) 『神道大系 神宮編一 皇太神宮儀式帳・止由氣儀式帳・太神宮諸雜事記』(1979) 神道大系編纂会
- 46) 高橋健自・西崎辰之助(1920):「三輪町大字馬場字山の神古墳」;『奈良県史蹟勝地調査会報告』7 奈良県
- 47) 大場磐雄「4 三輪の神奈備」補注4)文献に同じ。
- 48) 「三月の壬申の朔に、皇后、吉日を選びて、齋宮に入りて、親ら神主と爲りたまふ。則ち武内宿禰に命して琴撫かしむ。中臣烏賊津使主を喚して、審神者にす。」補注44)に同じ。
- 49) 『奈良県立橿原考古学研究所調査報告第75冊 南郷遺

- 跡群Ⅲ(2003) 奈良県立橿原考古学研究所
- 50) 「亥の時に始めて、然即ち、御装束物等、悉く持ち参入て、参入り内院の中の御門にて使ひの中臣、新宮仕へ奉りて遷し奉る状、并に御装束備へ奉る状を告刀申す。かく申し畢て、使ひの中臣一人、ならびに大神宮司、御装束物を持たしめて、新宮に参入て、正殿の御橋の下に待ふ。(東は使いの中臣、西は大神宮司。)爾の時大物忌先づ参上りて、手付け初め、次に禰宜参上りて、正殿の戸開き奉りて、正殿の内の四角に燈油燃して、御装束具へ進り畢、皆悉く罷り出づ。『神道大系 神宮編一』にもとづき読み下し。
- 51) 補注2) 佐田文献に同じ。
- 52) 小田富士雄編(1988):『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館 など。
- 53) 「標山系統の練り物の類を通じて考へて見るに、天神は決して常住社殿の中に鎮座在すものではなく、祭り際には一旦他處に降臨あつて、其處よりそれぞれの社へ入り給ふもので、戻りも此と同様に、標山に乗つて一旦天降りの場に歸られ、其處より天馳り給ふものと言はねばならぬ。神社を以て神の常在の地とするのは勿論、神の依ります處とすることも、少くとも天つ神の場合に於いては、我々の従ふこと能はざる見解である。」
折口信夫「髯籠の話」;『郷土研究』第3巻第2・3號、第4巻第9號 1915・6(『折口信夫全集』第2巻 中央公論社 1965)
- 54) 『神道大系 神宮編一 皇太神宮儀式帳・止由氣儀式帳・太神宮諸雜事記(1979)神道大系編纂会 にもとづき読み下し。
- 55) 補注9)の7文献に同じ
- 56) 補注49)に同じ。
- 57) 補注9)の3文献に同じ。
- 58) 補注24)に同じ。
- 59) 福山敏男(1940):『神宮の建築に関する史的調査』造神宮司廳
- 60) 補注54)に同じ。
- 61) 筆者が遺物を実見し確認するとともに、宗像大社文化財管理事務局学芸員の重住真貴子氏から御教示を受けた。
- 62) 補注26)に同じ。
- 63) 補注54)に同じ。
- 64) 神郡は、『日本書紀』持統天皇6年(692)の3月壬午(17日)と閏5月丁未(13日)条に、伊勢神宮の神郡が確認できる。補註27)に同じ。
- 65) 補注36)に同じ。
- 66) 穂積裕昌(2008):「考古学から探る伊勢神宮の成立と発展」;『第16回春日井シンポジウム資料集』春日井市教育委員会文化財課
- 67) 補注9)の8文献に同じ。
- 68) 稲荷山古墳から出土した鉄剣銘の「辛亥年」はAD 471年とされ、「獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下」からは5世紀後半段階に大王の称号と統治領域を示す「天下」の認識が存在したことを示す。「治天下獲鹵大王」の銘文は、熊本県江田船山古墳から出土した鉄剣にも刻まれており、「天下」の範囲は東国と九州を含めた範囲と考えてよいだろう。
『埼玉稲荷山古墳(1980) 埼玉県教育委員会
『埼玉稲荷山古墳辛亥銘鉄剣修理報告書(1982) 埼玉県教育委員会
小川良祐他編(2003):『ワカタケル大王とその時代 - 埼玉稲荷山古墳』山川出版社
- 69) 補注5)に同じ。
- 70) 笹生 徹(2011):「「祖・おや」の信仰と系譜 - 考古資料と集落・墓域の景観から見た古代の祖先祭祀」;『國學院大學研究開発推進機構紀要』第3号
- 71) 補注36)に同じ。

五世紀における石製祭具と沖ノ島の石材

篠原 祐一 とちぎ生涯学習文化財団 埋蔵文化財センター

要旨：宗像沖ノ島は、時期により各遺跡が変遷するものとして捉えられて来た。しかし、各遺跡出土の石製品を分析した結果、時期を違えた複数回であることが明らかになった。従って、各個の単立する遺跡ではなく、祭場と奉納品を納めた所謂「クラ」で構成される一つの遺跡である可能性が高い。石材と製作技法からは、畿内から直接持ち込まれていた祭具・奉納品が、5世紀中葉を画期に、奉納品は畿内、祭具は地元となり、最終的には、石製品の全てが三郡変成帯の地元産となることが明らかになった。そして、1号遺跡では、一部を現地生産したことも確認出来た。韓国竹幕洞(Chungmak-dong)遺跡との比較から、宗像沖ノ島は寄港地で執り行う祭祀ではなく、祭祀の為に赴く特別な場所であることが裏付けられた。

キーワード：石製祭具、祭場、奉納品、クラ、倭五王

1. 石製祭具とその石材

(1) 石製祭具の系譜

a) 緑色系石製品の発生

石製祭具は、主たる石材に滑石(talc:タルク)若しくは滑石片岩(talc chist:タルク シスト)を用いる。これは、滑石の硬度が「1」、緑色岩や蛇紋岩質を含む滑石片岩であっても「2」程度であり、「5」若しくは「5.6」とされる鉄製工具で容易に加工出来る利便性が好まれたためである。しかし、石製品は滑石系材に発するものではなく、元来、硬度「6~7」の碧玉(green jasper:グリーン ジャスパー)や細粒緑色凝灰岩(green tuf:グリーン タフ)などの玉製品の系譜を引くものである。

古代中国では、神仙界の楽土崑崙山(Kunlun Shan)で、西王母(Xi Wang mu)や東王父(Dong Wang fu)などを頂点とする序列に従い、様々な仙人が生活する神話世界があった。これらの神仙思想は、地理的世界観や神仙の身分階層性の構成、そしてその社会構造的なものが中国的支配の簡易版として取り付き易いものであり、邪馬台国も含む古墳時代の萌芽期にとって、影響を与えたことは十分考えられる。又、仙人は不老不死であって、人間も仙人になれるとされていたため、権力者層はその方法を仙術や仙薬に求めようとした。その一つ

が玉である。

崑崙山麓の四隅には玉が多く、太華(Dahua)の山上に居る明星玉女(Mingxing yunu)が玉漿(yu jiang = 玉液 yu ya)を司り、この玉漿を服せば神仙になれるとされ、この他にも、玉膏(yu qiao)・玉蕊(yu xin)は仙人の食や不老不死の薬と考えられていた。そして、玉は、元来、神仙界に有るものが、たまたま、人間界に現れたものとの考えから、皇帝や諸侯王の地位や力を象徴し、不死や辟邪を身に纏うための必需品となった。『周礼(Zhou li)』春官宗伯(chun gong zong bo)には、「以玉作六器。以禮天地四方。以蒼璧禮天。以黃琮禮地。(玉を以て六器(りくき)と作(な)し、以て天地四方を礼す。蒼璧を以て天を礼し、黃琮を以て地を礼し)」とあり、本邦で神霊を祀るに青(緑)を用いるのに、理論的な影響を与えたものと思われる。

本邦の玉は、古代中国の影響を受けながら、特に、その石材や色調が重視され、様々な威信材や宝器が作られた。この石材が、縄文時代以来の伝統的な硬玉系譜の上に、古代中国で多く使われた軟玉の影響を受け、先の碧玉や細粒緑色凝灰岩の採用となったのであろう。しかし、これら硬質の玉器から軟質の滑石系材質に転化する間を埋める中間の石材はなく、碧玉と滑石が併用されている時期すらある。こうした場合、双方とも玉器としての扱いであったことが想定され、石材と色

調による差別化は認められないことになる。この不可思議な状況を解釈するためには、石材産地の特殊性を視野に入れなくてはならない。特に本邦のように伝統的に石に対する特別な観念を持つ民族にとって、宝器や神器をつくるための材料は、神聖な場所から得られた材でなくてはならなかった。例えば出雲花仙山(いずもかせんざん)から産出する碧玉でなければならない理由があったのである。それは神の山であり、神慮によって得ることの出来る神聖な石との観念である。又、先に述べた様に、玉となる石材が産出する地は、神仙世界に通じる特別な場所との考えもあったと見られる。こうして、産地の商標(brand)化と言う観念が発生する。つまり、勾玉や管玉が出雲産の石で作られた商標であることは、魂の霊力が高く、秀でた玉器であると認識される所以となるのである。この視点に立つならば、碧玉や細粒緑色凝灰岩の生成過程に於いて、その周辺域に生成される滑石系岩石や蛇紋岩は、近接した場所から産出する特徴を持つ。つまり、石材を採集するために川筋を昇りながら聖なる山に入ったとき、差程変わらない場所の露頭から碧玉や滑石が産出することになる。これは、石材の硬度や色調ではなく、聖地から得られた石材であることに意味があり、以て、玉類、特に神仙思想の影響を考慮するならば、神仙界から得られたもの、不老不死を得られるものとして、珍重された事であろう。この様に、早くから滑石系石材に置き換わる理由には、加工の容易性と言う裏方の事情よりも、産地の商標化による珍重性に重きが置かれてのことであったと考えられるのである。

b) 石製祭具の発生

硬質石材を用いた石製葬祭具の中に、軟質石材が現れるのは、四世紀前葉の奈良県メスリ山古墳椅子形・櫛形が嚆矢である。続く奈良県富雄丸山古墳では、硬質石材の腕飾類・玉杖類・合子と共に、変成岩製工具類が多く認められ、鉄製雛形と同等のものとして、石製雛形が登場する。この時期が、滑石片岩を材とする葬祭具へ移行する段階と見られる。又、富雄丸山古墳と同時期と見られる佐味田宝塚古墳では、類似した石製葬祭具の内容を持ちながら、本来明器に不必要な小孔が穿たれている。これは、口径や穿孔位置から見て、懸垂が目的であったと考えられる。私見では、本来供

え置く明器類を懸垂すると言う異なる使用方法に劇的变化したことを以て祭具専用器が登場する画期とした。こうした懸垂式の祭祀の代表は神籬(ひもろぎ)である。神籬祭祀の初現を何時にし、その内容をどのように捉えるかは様々な意見がある。奈良時代の『古事記』『日本書紀』に見える服属儀礼譚は、厳密な意味で神籬祭祀とは異なるものの、宝器懸垂儀礼のあった記憶を伝えている。明器的な宝器に、垂下孔が穿たれることは、佐味田宝塚古墳段階から祭儀構成の一部に、加わったと見て良からう。

c) 石製祭具の展開

縄文時代の祭祀は、精霊と死後の世界との連絡性を意識し祖霊に祈り、共生する信仰であった。弥生時代には、世界的な情勢の変化に呼応して、交流の活発化とともに、大陸的な思想が流入した。古墳時代には、天神地祇の観念化や、神まつりの体系化、祭式の統一などが中央主導で行われたものと見られる。これらは所謂倭五王の頃には完成し、以降は徐々に地域色を加えていったのであろう。奈良時代に律令制度として再度様々な関与がなされるまでこれらは続き、その地域色が一社故実として残るものと思われる。余談ではあるが、平安時代の仏教浸透の頃には、穢れを忌む神、生死を決める泰山府君(Taishanfujun)の陰陽道、死後の世界をかたちどる仏教との役割分化し、死後を容認する世界観を受容したのは、縄文的な宗教観、取りも直さず、本邦の風土がなせるものなのであろう。

さて、石製葬祭具は、東国・畿内・畿内以西の三分した様相が認められる。

関東では、弥生時代・古墳時代前期の玉作から直接的に連続する生産遺跡は少なく、上野・下総などの一部地域に限定される。又、製品使用の早い段階は房総半島にあることから、『古語拾遺』にある忌部の名で総括される各職能集団の入植伝承のように、古東海道や海上路の伝播も慮外には出来ない。これらを背景に、5世紀中葉には、石製祭具を製作する拠点的な生産遺跡が出現し、それらを核に、後葉から末葉にかけて、爆発的に増加する。ここには、石材産地と供給地間の広範な流通機構の整備、産地および製作技術や工人の確保、産地から主導する首長への製品納入機構の確立、上部首長から下部首長層への配布機構の定着、

そして、石製祭具を使用する祭祀の思想・祭式・祭文の普及と理解などの諸問題があり、関東域での政治機構の整備が図られなければ実現し得たものではない。これらは、東国独自に解決したものとは考えにくく、畿内関与の中で進められたものであろう。つまり、畿内的な社会整備の遅れていた東国へ所謂「倭五王」が用いた政策と理解することが出来るのである。その結果、群馬・埼玉県に跨る三波川(さんばがわ)帯が主要な石材産出地として求められ、石材の河川輸送を基軸に産出地と生産地が政治的に結ばれて行く。その上で、産出地を後背とする箇川(かぶらがわ)・神流川(かんながわ)地域の上野生産地、「香取之海(かとりのみ)」沿岸に分布する下総生産地、西仁連川(にしにれがわ)上流の小山・結城市付近の下野生産地の主要三大生産地が確立するのである。又、阿波忌部・紀伊忌部にとっても馴染みの深い三波川帯の石材が見い出されていることは、興味深いものがある¹⁾。

畿内では、石材産出地の北近畿と和歌山の資料が提示されている。以前のように、畿内石製葬祭具の材が、紀伊三波川帯から一括供給されていたとの考えは否定され、大和の曾我遺跡も、紀ノ川産比重の少ないことが指摘されている。有力視されているのは、東大阪市神並(こうなみ)遺跡や東大阪市・八尾市池島(いけしま)・福万寺(ふくまんじ)遺跡出土の石製祭具蛍光X線化学分析などで指摘された、関宮(せきのみや)岩帯の兵庫県養父(やぶ)市八鹿(ようか)町の聖長(せいちょう)から満福寺(まんぷくじ)付近である²⁾。又、生産は、消費集落毎に独自生産する傾向が多いとされるが³⁾、中央政権での玉作のあり方、そして、それに纏わる有力豪族層・その支配地の集落に於ける生産の組み込まれ方、石製葬祭具の生産など課題が多い。未製品出土集落を生産遺跡とする考えも示されているが、製作剥片など明確に工房を示す資料は少なく、今後の調査に待つ部分が多い。

(2) 滑石産地

滑石を鉱物学的に言うと、水酸化マグネシウム(magnesium)と珪酸塩(silicate:シリケート)からなる粘土鉱物の一種で、化学式は $H_2Mg(SiO_3)_2$ 又は $Mg_3Si_4O_{10}$ 、別に $Mg(Si_4O_{10})(OH)_2$ である。岩石学的には、塩基性超苦鉄岩(ultramafic rock:ウルトラマフィック



第1図：変成岩帯の分布

ロック)特に蛇紋岩(serpentine:サーペンティン)の熱水変質、又は、塩基性凝灰岩(Basicity tuff:ペイスティタフ)・珪質苦灰岩(Siliceous dolostone:シリセオスドロストーン)の熱水変質によって生じる火成岩由来の超塩基性岩石となる。前者は、蛇紋岩から滑石とマグネサイト(magnesite)となり、後者の場合、ドロマイト(dolomite)と石英(quartz:クォーツ)が変質し、滑石と方解石になる。何れにしても、両者の化学組成は異なるが、考古学的には総称して滑石若しくは滑石片岩と称している。滑石の色調は白、若しくは乳白色で光沢を持つ。滑石は微細な薄片状の結晶が、他の鉱物と集合して産出し、大きな単結晶で産出することは稀である。不純物により黒灰色や緑色を呈する。モース硬度は1~1.5である。

さて、滑石を生成する元となる蛇紋岩は、輝石(pyroxene:パイロキシン)・角閃石(amphibole:アンフィボール)・橄欖石(olivine:オリビン)の変質物として橄欖岩体中に普遍的に見出せるもので、緑泥石(chlorite:クロライト)・緑色片岩(greens chist:グリーンシスト)などを伴う特徴を持つ。輝石は翡翠(硬玉=jadeite:ジェダイト)と呼ばれる鉱石の主たる組成であり、蛇紋岩体に近接して硬玉が産する。

珪質岩の石英は、碧玉・玉髓(chalcedony:カルセドニー)の主たる組成である。

この様に、先にも述べたが、滑石は、翡翠(硬玉)・碧玉・瑪瑙(agate : アゲート)・水晶(rock crystal : ロッククリスタル)や、細粒緑色凝灰岩・輝緑凝灰岩(schalstein : シャールスタイン)の周辺域に産出するものである。

さて、これら超塩基性岩の代表的な岩帯や地域は、次に挙げる国内17箇所(産地は39箇所)が知られている。

- 1 神居古潭(かむいこたん)帯(敏音知、幌加内、夕張岳、鶴川、沙流川、三石)
- 2 日高帯主帯(幌満、ウェンザル・パンケーシ)
- 3 日高帯西帯(トッタベツ)
- 4 北上山地(早池峰・宮守・母体)
- 5 阿武隈山地
- 6 三郡(さんぐん)・山口帯(多里・三坂、落合・北房、関宮、若桜、出石、大江山、宇部、篠栗、巖木)
- 7 野母(のも)
- 8 西彼杵(にしそぎ)
- 9 大島
- 10 八方尾根
- 11 至仏山(しぶつさん)
- 12 三波川帯(東赤石山、藤原、白髪、竜門、鳥羽、入沢井、黒内山、浜名湖北地域)
- 13 秩父帯(山中地溝帯)
- 14 黒瀬川帯
- 15 嶺岡(みねおか)帯
- 16 三浦半島
- 17 瀬戸川帯

この内、三波川帯は、関東地方から四国まで延びる変成帯で、石製祭具の製作に多くの石材を供している。又、三郡・山口帯にも古墳時代の産出地が含まれている。細かくは後述するが、こうした石材の産出地の情報は、製品の出自を考える上で特に重要な示唆を与えてくれるものである。

(3) 石製祭具の観察視点

a) 観察視点の基礎

石製祭具の観点は、形状・穿孔方法・仕上げ方法・製作工程未修整痕・石材に現れる⁴⁾。

これらの特徴は、生産・消費のそれぞれが、規格性且つ技術水準の一定化を求めるか否かによって生じ、概ね、生産量と完成要求度は、反比例する傾向が看取

される。

精製品は一顆の製作を丁寧に行うが故に時間を費やし、少量の生産となる。概して技術的水準は高い。希少性のため製品の価値は高く、独占的に首長層(富裕層)が使用し、普及以前の段階が主たる時期である。

粗製品は量産を目的とするため、一顆にかかる製作時間は短く、最短の工程が選択される。従って、粗製乱造は技術力を低下せしめる結果を招く。量産によるため希少性は薄れ、必然的に製品価値は低下する。消費量の拡大は、使用者層底辺の広がりを意味し、地域での普及浸透こそ、新しい段階に位置するものである。

技術面から見た精粗は、相関関係によって成立しており、これが、時間軸で変化する特徴の基幹となる。石製祭具の使用実態は、質から量、精製から粗製へと移行し、生産技術は保持する玉作と、著しく退化する石製祭具製作工人との二極化が顕著になって行く。これらの背景には、独占的消費階級層及び宝呪的使用方法から、消費層の拡大と大衆化、及び祭儀内容の簡略化に伴う需要増加と言う理由が考えられる。

これらをまとめると

仕上がり精度	精製	粗製
技術水準	高い	低い
製作所用時間	多い	少ない
生産量	少量	多量
製作時期	古い	新しい
価値・希少性	高い	低い
普及状況	限定	広範

と言う基本的な関係があり、それらの相互関係が遺物に現れているのである。

b) 形状における観察視点

形状の観察視点は、祖形となるものや初現的な形から、形態的・技術的に退化した傾向を捉えることにあたる。石製祭具の場合、発生から隆盛、そして衰退の流れの中で、もっとも形状が安定し、かつ精緻を極めているのは発生段階のものである。従って、平面形・截面形・穿孔位置を段階毎に比較することが観察視点となる。

① 平面形

平面形は、祖形又は発生段階からの退化進行具合が観点となる。形状の退化は、意匠の保持性と製作上の

省略が作用するもので、前者は、発生の由来や元来の意匠を熟知し、その形状を見ているかが鍵となる。既に退化したものが範となる場合は、それ以前の形状にはならず、本質的な意味も理解されていないため、そこからの退化も著しい傾向にある。又、後者は、時間・技術力もさることながら、模倣の連続から本来の形状保持意識が欠如し、類似品化から消耗品化するものである。

② 断面形

断面形は、製作における石材使用量の想定が可能である。これは、立体的で精緻に作るためには、石材の厚さ・大きさが不可欠であることを前提に、石材の無駄をどれだけ受容し得る段階にあるのかを判断出来る。製品の質を求めて、生産量を望まない希少性段階では、祖形や所謂「玉」製品に類似した厚みをもつことになる。しかし、量産時期においては、原材料の確保と生産量の要求に基づく時間短縮に係る工程の簡便化から、無駄を極力抑え且つ加工しやすい扁平化が図られる。石材が厚い場合は、荒割・形割からの加工となり、石材が薄い場合は、荒割段階で薄い剥片を意識して作り研磨成形するなど、工程段階から明確に異なることになる。

③ 穿孔位置

穿孔位置は、所謂「玉」製明器が滑石化し、懸垂品への転用が図られた段階で、穿たれる孔の位置が基本となる。以後、断面形が薄く扁平化するに伴い、穿孔位置が懸下しやすい位置に移動し、本来、単孔であったものに多孔化の変異が加わることになる。

c) 穿孔方法における観察視点

穿孔方法は、両面穿孔と片面穿孔の二者があり、後者は直接貫通法と押圧貫通法に細分される。

① 両面穿孔

両面穿孔は、片面穿孔時に生じる終孔の穿孔剥離を嫌い、仕上がりを重視した穿孔方法である。両面から穿孔するため片面穿孔より多くの時間をかけ、又、孔道が外れ、貫通点がずれる危険を伴うため、丁寧且つ厚みのある場合に用いる古式技法とも言える。畿内では、薄く扁平で形状が退化傾向にあるものでも、両面穿孔が認められる例があり、古式技法の保持する特徴があるものと思われる。

② 片面穿孔

片面穿孔には、錐先を途中で止め、未穿孔部分を押圧し剥離させ貫通する片面穿孔押圧貫通法と、穿孔時に錐先を一気に貫通させる片面穿孔直接貫通法があり、前者が熟練を要することから、技術的に難易度は高い。何れも片面穿孔の場合は、貫通時に終孔面が剥離する穿孔剥離が生じ、仕上がりを重視する場合には用いられない。

片面穿孔は、初孔・終孔の径や穿孔剥離の観察によって得られる情報量は多い。

初孔・終孔の径は、直接貫通法の場合、初孔径と終孔径が同じであれば、円筒状の穿孔具先端、終孔径が小さければ円錐状と言うことになる。

又、製作工程上の穿孔段階の破損品や、押圧貫通法で穿孔壁面の先端遺存部がある場合は、穿孔具先端の形状が特定出来る。

③ 穿孔具

穿孔具は、栃木県西裏(にしうら)遺跡・同県曲田(まがった)遺跡例にあるように鉄製錐と見られる。そして、同地域の生産遺跡の分析からは、円筒棒錐・円錐錐・管錐・螺旋状錐の存在が確認されている。円筒棒錐・円錐錐については必ずしも鉄製品ではない場合もある。管錐は、歴史時代に入るが福岡県御嶽山(みたけさん)遺跡で確認されている。又、螺旋状錐については、栃木県曲田遺跡で確実な例が認められている⁵⁾。

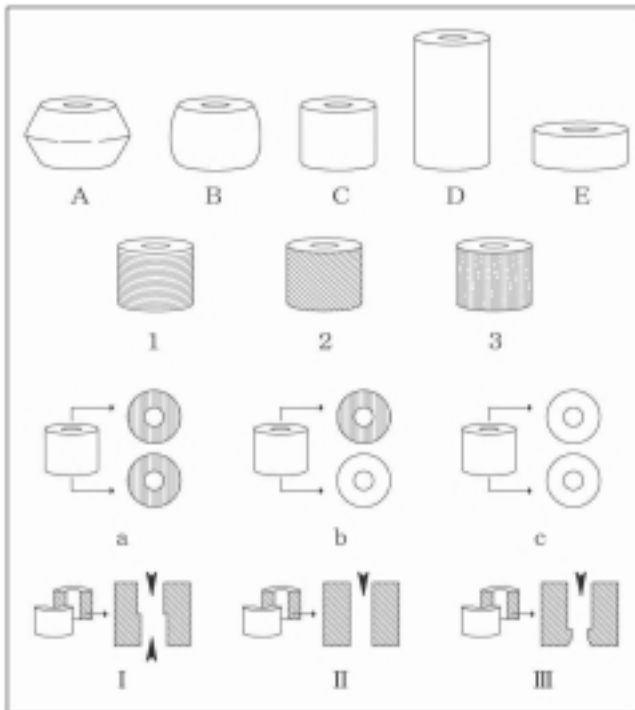
d) 仕上げ方法における観察視点

① 砥石研磨痕跡

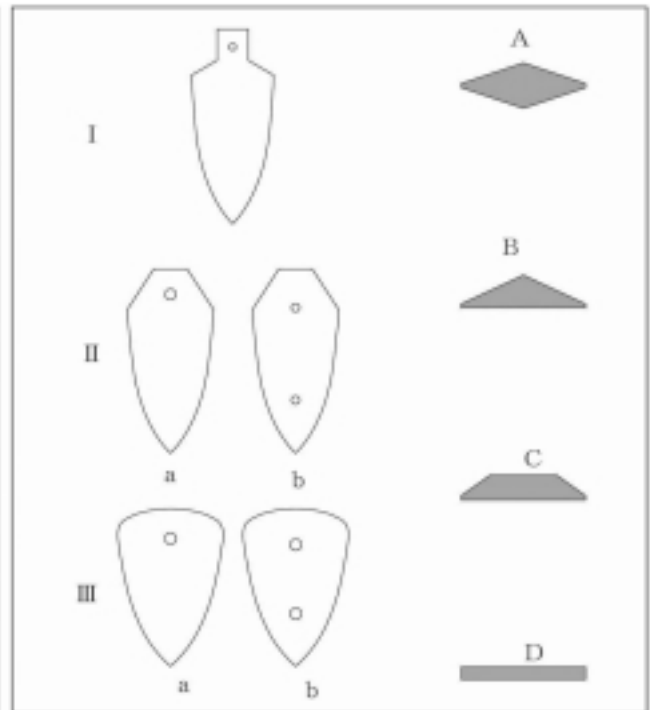
砥石研磨痕跡は、石製祭具の各面を平滑に仕上げる作業であるが、石材が軟質であるため、成形作業にも使用されることが多い。そうした研磨による仕上げや成形の特徴は、表裏面研磨・側面研磨に現れるため、観察の重要な視点となる。

A 表裏面研磨

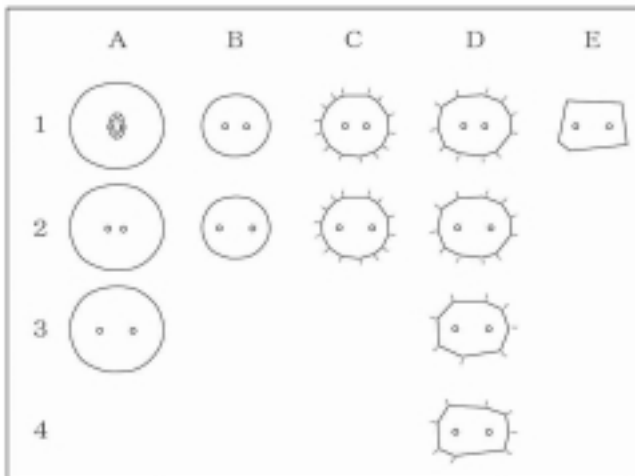
表裏面研磨の研磨回数は、研磨工程以前の荒割・形割などの剥離痕跡を擦り消すことを目的に深度が決定される。従って、前工程での剥離痕跡を残さず平滑に仕上げる最も丁寧な方法は、深く擦り削り、多方向に何度も研磨し整える方法が採られる。そこで、剥離痕跡の有無と研磨回数が観点となる。研磨には研磨を施さない「無研磨」もある。



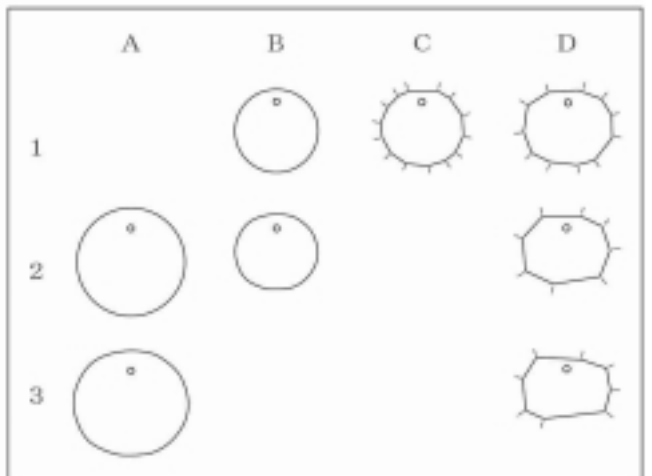
第2図：白玉分類模式図



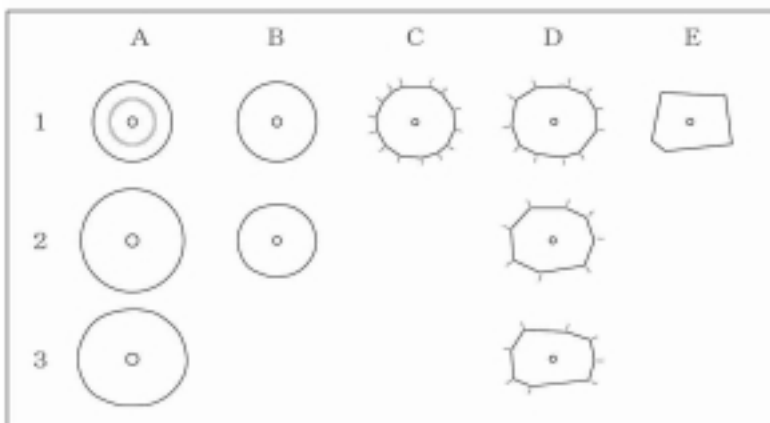
第3図：剣形分類模式図



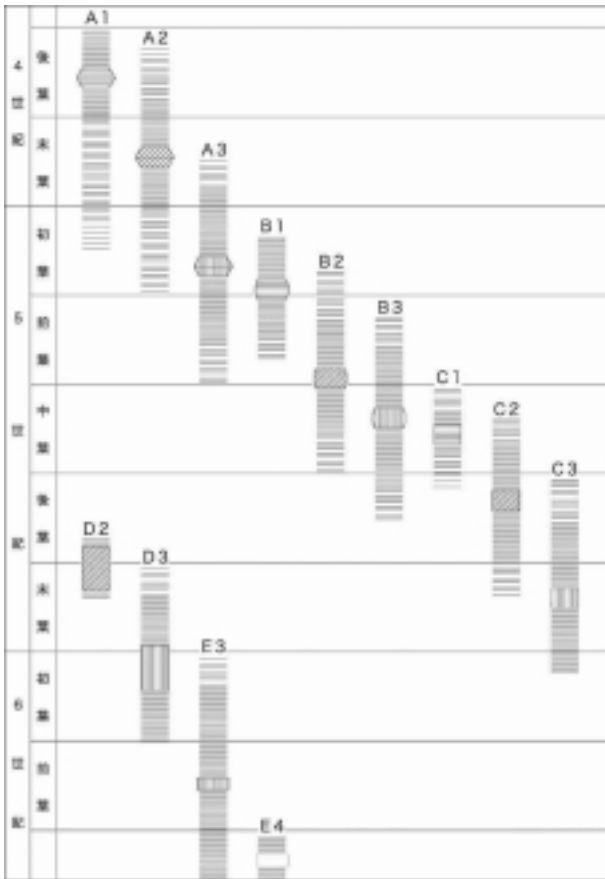
第4図：有孔円板(双孔)分類模式図



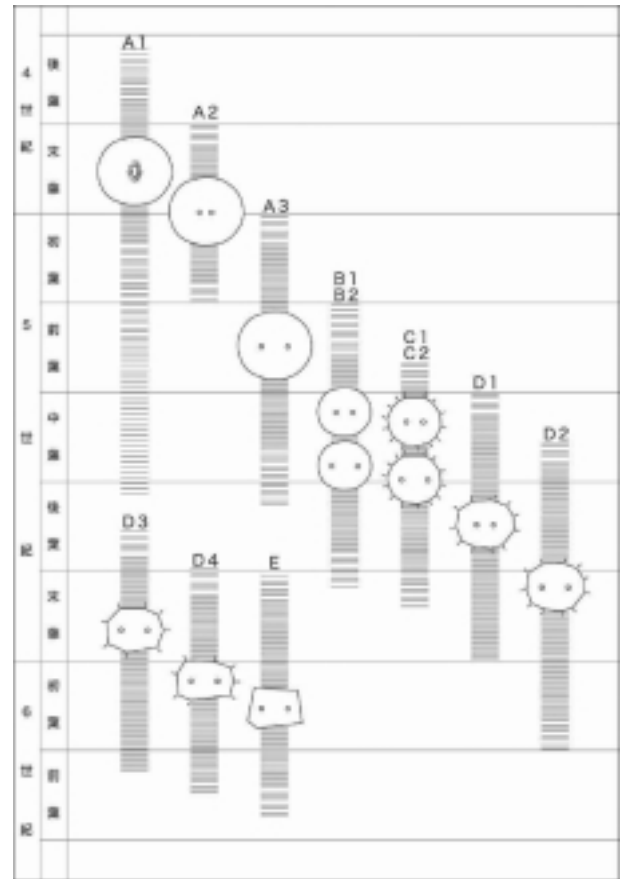
第5図：有孔円板(单孔2)分類模式図



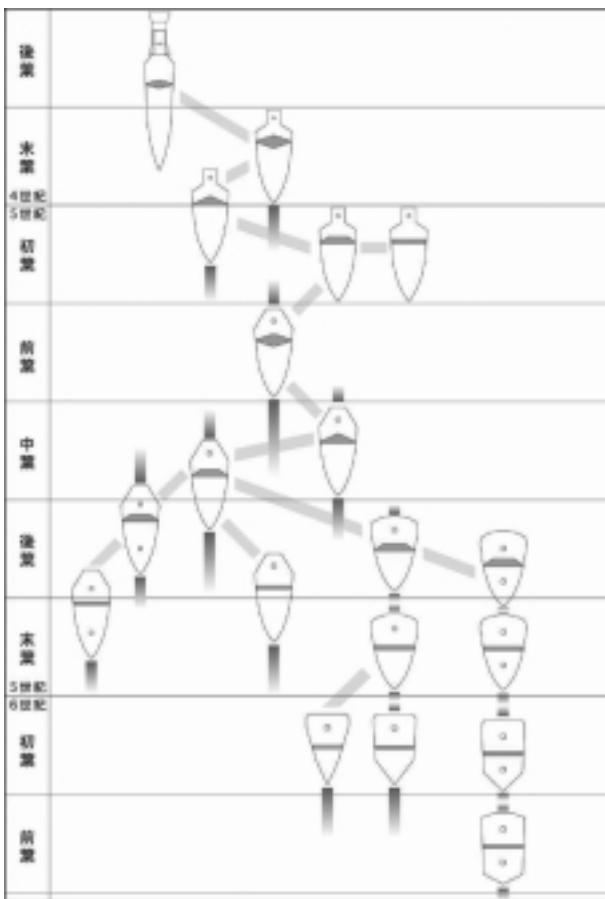
第6図：有孔円板(单孔1)分類模式図



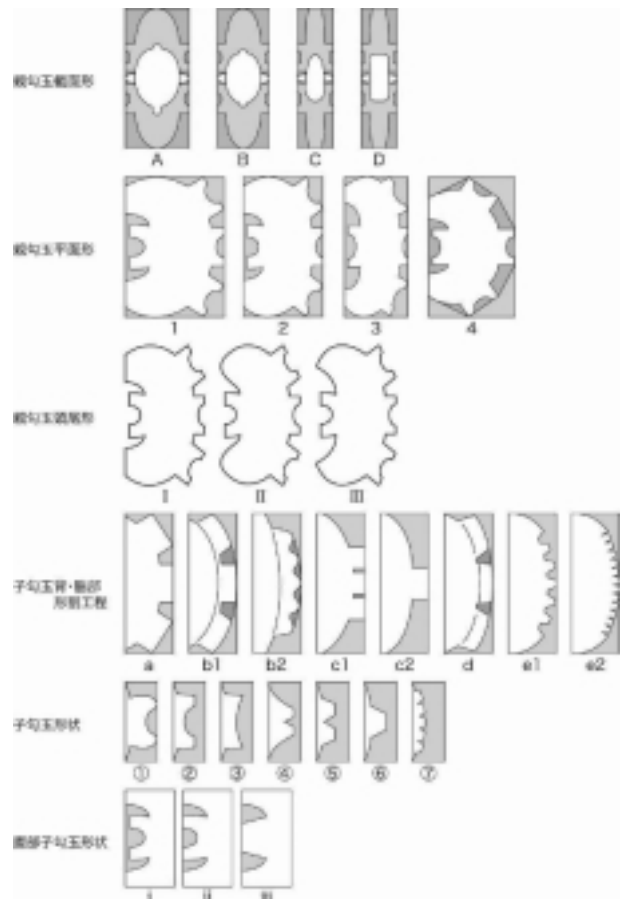
第7图：白玉編年图



第8图：有孔円板編年图



第9图：剣形編年图



第10图：子持勾玉分布图

B 側面研磨

側面研磨は、製作過程での外形決定方法が端的に現れる部分である。外形線に稜を作らないためには側面を縦方向に研く「縦研磨」が用いられる。この過程を少し簡易化したものが「斜研磨」である。「横研磨」は、擦り削るに際しての接地面積が少なく、容易に意図した形状となるものの、直線的で稜の残る外形線となる。簡易化・省略化によって量産を目的としたものである。尚、荒割・形割などの剥離痕跡を修整しているかも大切な観点である。

この様に、表裏面研磨は、剥離痕跡の有無と処理具合・擦痕の方向と回数が観察視点となる。擦痕の方向と回数は、多方向・多回数(有擦痕)から少方向・少回数(無擦痕)へ、側面研磨は、縦研磨から横研磨(無研磨)へと変遷することを念頭に置き観察する必要がある。

② 削り研磨痕跡

削り研磨痕跡は、勾玉形腹部や刀子形、子持勾玉など、砥石研磨では不可能な成形に用いられる。技法上は、砥石研磨より難易度が高く、且つ製品の製作に係る所要時間も長く、量産にはそぐわない。変成岩製石製品や精製の石製祭具などは、殆どが削り研磨で仕上げられており、石製葬祭具研磨の古式方法といえる。

削り研磨は、研磨方向を部位毎に特定し、製作上の削り仕上げる特徴を把握する。特に細部の仕上げには留意する必要がある。又、近い将来には、鉄製刃痕跡の刃こぼれの条痕も特徴の一つに挙げられることとなるが、こうした工具や工人の癖に属する製作特徴が、工人・工房の特定と流通経路、工人の技術系譜を明らかにする材料となる。

2. 沖ノ島出土石製祭具の観察

(1) 16号遺跡(岩上)

a) 概要

第1次第2回調査(昭和29年8月)と第2次第1回調査(昭和32年8月)の2回に亘る調査である。T(a)岩が廂状に張り出す下にU岩・V岩を設置し平場を設けた状況の遺跡で、沖ノ島遺跡群中、最も高所に位置する一つである。17号遺跡の約3m北西で、約1m下の

岩隙である。石製品は、鉄刀と鉄剣・鉄斧間に硬玉製勾玉と管玉・小玉の一群、蕨手刀付近に滑石製勾玉と管玉、鉄刀・石釧付近に滑石製勾玉・管玉・小玉、少し離れた一群に硬玉製勾玉・管玉・棗玉・小玉が出土している。

b) 観察

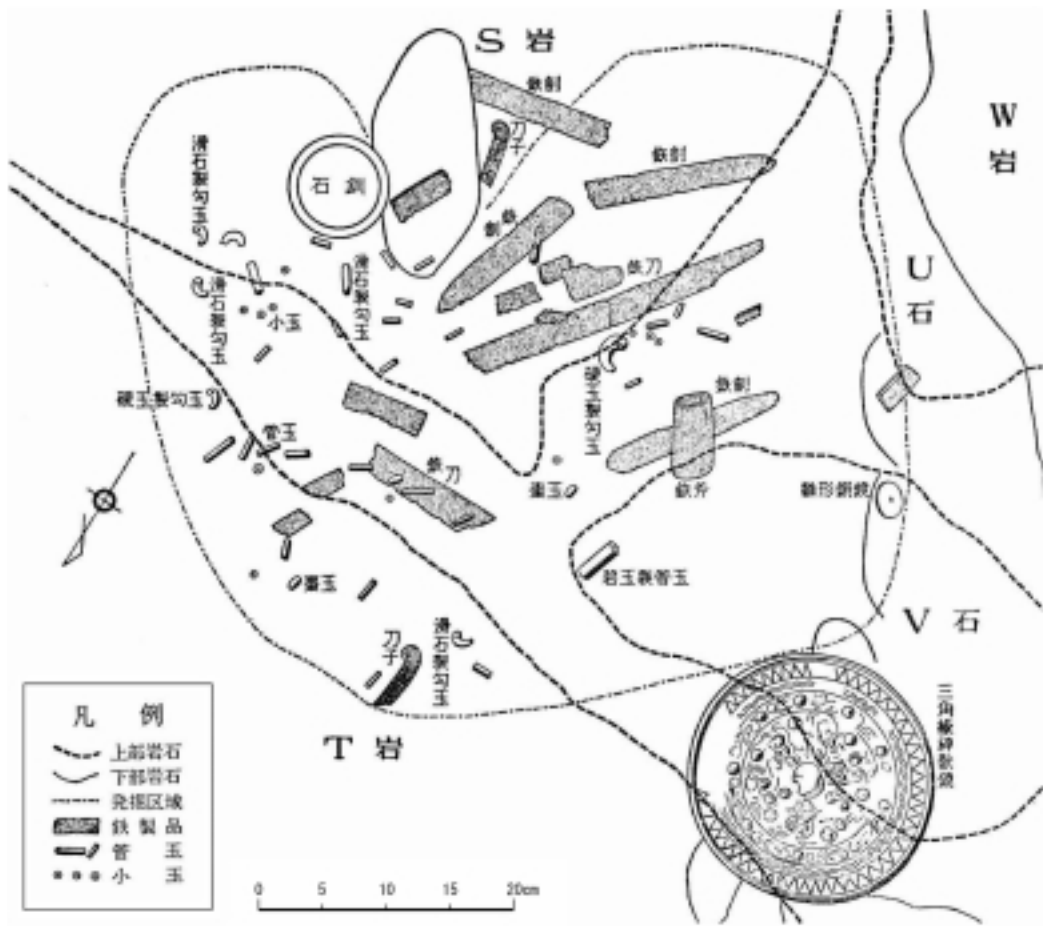
石製品は、勾玉・管玉・棗玉・白玉、石釧である。
勾玉

硬玉製4顆と碧玉製2顆、滑石片岩製6顆が出土する。大小に別れ、大きい方の硬玉3顆・碧玉1顆は所謂丁字頭であり、乳白色に白灰色の縞が入るものや、全体的に淡緑色で透過率の悪い硬玉を材とする。大きさも全長3.5cm前後と近似する。三条線と二条線のものがある。碧玉は、やや透明感のある碧玉で縞目層の境付近の材質と見られる。三条線である。これらは、腹部弧楕円率が0.037~0.062であり、石材の質や丁字頭条線の刻み具合、形状・研磨痕等から判断して4世紀代の時期の所産と考えられる。

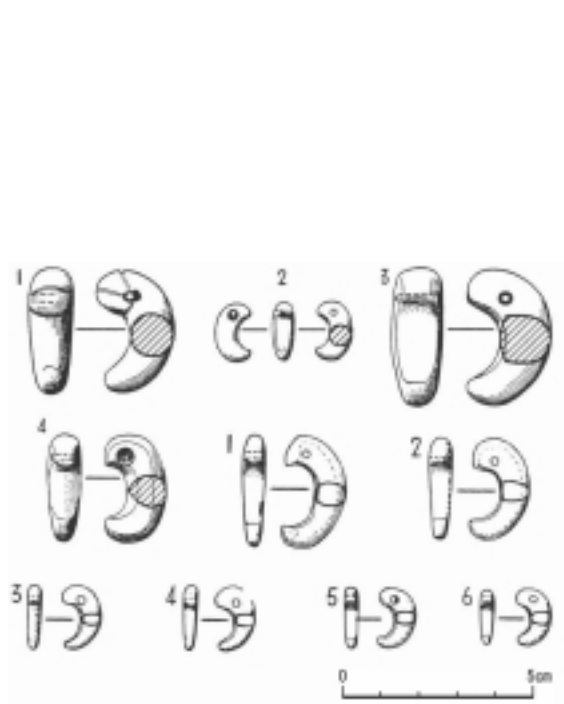
滑石片岩製は、大別して大小二種あり、大きい方は3.5cm前後、小さい方は1.7~1.8cm付近と比較的大きさの統一が図られている感のある製品である。小さい方は、長軸がやや長い半楕円形で、各々の形状と製作技法が同一であることから同一工房の所産と見られる。一部には腹部・脇部間へ稜を持つものがあるが、腹部縦方向に明確な稜を作るものはない。実見では両面からの観察を為し得て居ないため不確実ではあるが、片面穿孔直接貫通法によるものもある。大きい方の一部に、勾玉形に近い要素を持つものが1顆ある。断面は隅丸方形に近く、頭部は両面穿孔でブレが生じている。頭尾は腹部よりに内傾し、腹部中央がやや直線的になる。この製品は、5世紀中葉から後葉にかけてのものである。

白玉

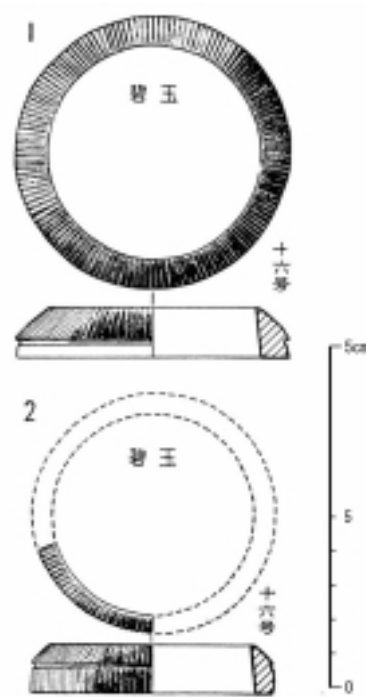
小玉・白玉は第1次調査で小玉26顆・白玉1顆、第2次調査で小玉194顆・白玉38顆・破片8顆で、小玉総数220顆以上・白玉総数38顆、大形白玉2顆の出土と報告文にはあるが、今日的には全て白玉の範疇に入るとおり⁶⁾、小は3mm前後、4mm前後、5mm前後であり、1.2~1.8mmまでの穿孔径である。中は6mm前後か



第11图：16号遺跡平面图



第12图：16号遺跡出土勾玉



第13图：16号遺跡出土石釧

ら6.5mm前後のもので、穿孔径は1mm前後と揃っている。大は9~12mm前後で穿孔径も2mm前後と2.5mm前後の二種がある。大は石板格子状筋切分割技法による所産で、方形の形割工程品も含まれている。

小の3mm前後幅のものは算盤玉形で、稜が明確にて上下斜方向若しくは横方向研磨が丁寧に成されている(白玉分類(以下、同じ): A - 2・A - 3)。4mm前後のものは、稜の不鮮明な算盤玉形で、斜方向若しくは横方向研磨である(A B - 2・A B - 3)。5mm前後のものは太鼓胴で揃っており、斜方向若しくは横方向研磨である(B - 2・B - 3)。石材の色調は青暗緑色系・橙乳白色系・緑黒色系に別れ、青暗緑色系に算盤玉形(A)、橙乳白色系・緑黒色系に太鼓胴(B)が多い。これらの状況から、小の白玉はA - 2・A - 3、A B - 2・A B - 3、B - 2・B - 3に分けられ、Aが4世紀後葉から末葉、A Bが5世紀初葉から前葉、Bが5世紀中葉の時期が考えられる。

中は大きさに比して穿孔径が小さい感をもつが、厚さが1~1.8mm前後と薄いことも特徴である。側面は薄い割に算盤玉形から太鼓胴への中間の様相で、横方向の研磨を上下二段に施す(A B - 3)。5世紀前葉の時期が考えられる。

大は近接する8号遺跡に類似するものである。

c) 小考

勾玉・白玉の検討により、4世紀後葉を初現に、5世紀後葉までの遺物が確認出来た。従って、報告書にも有るように、「時期を違えて形成された重複遺跡」である可能性は高い⁷⁾。石釧も2点出土しており、蒲原分類ではI - a 1とII - a 1である。石製祭具と共伴することかIV - Aの時期とし、岡山県金蔵山古墳と同時期としているが、共伴遺物は同時期性が否定出来るため、もう一段階早いIII期に上げて考えても良いのでは無からうか⁸⁾。又、遺物が継続する状況や、巨岩の張り出しの岩陰に平場を設けることなどから、岩上に有りながら小さな御金蔵の状況にあることが興味深い。

(2) 17号遺跡(岩上)

a) 概要

玉類は勾玉・管玉・棗玉・小玉・白玉、腕飾類として車輪石・石釧が出土している。

b) 観察

勾玉

白色の輝石の中に、緑色の細かい斑を均一に混入する硬玉を材とするもの一類と、滑石片岩を材とするもの二類が存在し、硬玉製と滑石片岩製では、形状に差がある。

硬玉製(第15図 - 1)は全長21.7mm、全幅14.3mmで、腹部の挟りが4.9mmと全体幅の約3分の1と腹部が広い。そのため、全体的に重厚感のある形状である。特に、腹部は脇部との境に稜があり、断面が円形に近いものの、半円形的である。片面穿孔は円錐状である。腹部弧の楕円率は0.153であり、4世紀後葉ころの所産と見られる。

一方の滑石片岩製は、大小二種有り、大きい方は(第15図 - 2)全長24.7mm、全幅14.2mm、腹部の挟りが



第14図：17号遺跡平面図



第15図：17号遺跡出土勾玉

7.0mmと全幅の2分の1で、縦長の細身の感がするものである。腹部断面は背部から脇部が流線型、腹部は三角形である。従って、腹部中央の縦方向と、腹部・脇部間に稜を持つ。穿孔は2度行われ、再穿孔が貫通する。暗灰緑色を呈する。小さい方は(第15図-3)、全長15.8mm、全幅8.8mmで、頭部後頂部が張り、腹部の挟りが3.1mmと全体の全幅3分の1弱、腹部断面形状も楕円で、頭部に比重のある不安定な形状である。この2顆の滑石片岩製勾玉は、16号遺跡の勾玉を納めている保管・展示用桐板上に混在する。

車輪石・石釧

車輪石は碧玉製で二輪、石釧は白灰緑色の細粒凝灰岩製(fine tuff)である⁹⁾。石釧は上縁を面取り、上斜面に放射状の条線、側縁は内彎する浅い凹みを作る研磨で下縁を丸めるような縁取りで仕上げる。内面も八字に開く研磨がなされる。上斜面の条線研磨の後に側縁を研磨する。蒲原分類Ⅱ-a1にあたる¹⁰⁾。

c) 小考

滑石片岩製勾玉は、大きい方が16号遺跡出土滑石片岩製勾玉と類似し¹¹⁾、同じく腹部に縦の稜を持つ腹部研磨品も、やや大きくはなるが、16号遺跡に類似品を見ることが出来る¹²⁾。一方、小さい方は16号遺跡出土の同形品と比較しても、不均衡な形状に違和感があり、明らかに後出する要素を持っている。管玉は、碧玉・細粒凝灰岩・滑石片岩を材とし、碧玉・細粒凝灰岩の一群と滑石片岩の一群に大別出来る。前者は硬玉製勾玉、後者は大きい方の滑石片岩製勾玉との組み合わせが考えられる。又、車輪石・石釧も硬玉製勾玉の一群に含まれるものである。この様に見た場合、17号遺跡の出土品は、大別して3群、小さい方の勾玉が後世の混入品と見たならば、硬玉製勾玉、碧玉・細粒凝灰岩管玉、車輪石・石釧と、滑石片岩製品の2群の構成となる。

(3) 19号遺跡(岩上)

a) 概要

I号巨岩の北、K号巨岩上にある。西に16号遺跡があり、比高差約1mである。

b) 観察

石製品としては、硬玉製勾玉2顆・水晶製勾玉1

顆・碧玉製勾玉9顆・滑石製勾玉15顆・雲母片岩製勾玉1顆・碧玉製管玉76顆・滑石製管玉24顆・滑石製小玉67顆・滑石製棗玉1顆・滑石製釧1個である。

勾玉(第17図)

個々については報告書に詳しいので省く。

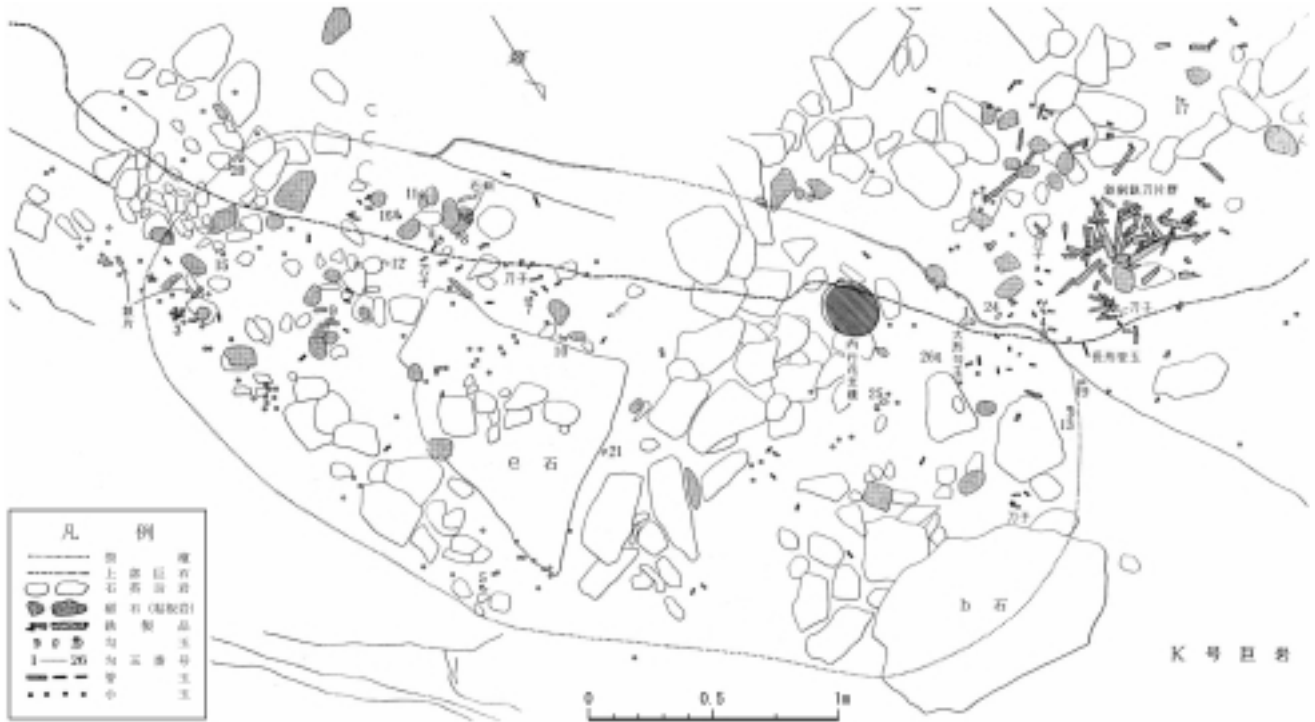
硬玉製品(1)は、白色の輝石中に緑色斑が薄く奥に入る全長6.3cmの大型品と、上部緑白色で下部が透過性の高い澄んだ緑色を呈し全長1.4cmの小型品である。碧玉製品は、明らかに出雲花仙山産と見られる濃く深い緑色のものが5顆¹³⁾、碧玉外縁の縞付近に近い玉髄質薄緑色が2顆、細粒凝灰岩が2顆である。出雲花仙山産と見られるものは、腹部弧0.214の類似性から、和泉黄金塚古墳と同一工房品の可能製がある。細粒凝灰岩中、淡緑色を白色に茶黒色の粒子を均一に多く混入する勾玉は、一見しては分かり難いが4条の丁字頭である¹⁴⁾。

滑石製は、勾玉の範疇に入らない明確な勾玉形が1顆含まれる。扁平長方形板状荒割工程品の長辺を頭尾とし、背部は八面の研磨で弧を作る。各研磨単位の角は残る。腹部は刀子状鉄製利器で削り込む。片面穿孔押圧貫通法によるものである。5世紀後葉のものである。碧玉製品に類似するのは4本丁字頭(13)と形の整った全長4.03cm(14)である。又、3本丁字頭(16)も小型ながら良く整っている。その他は、勾玉ではあるが、滑石片岩を材とする勾玉の特徴的な一群で、腹部断面形状が楕円から扁平化する傾向のものである。

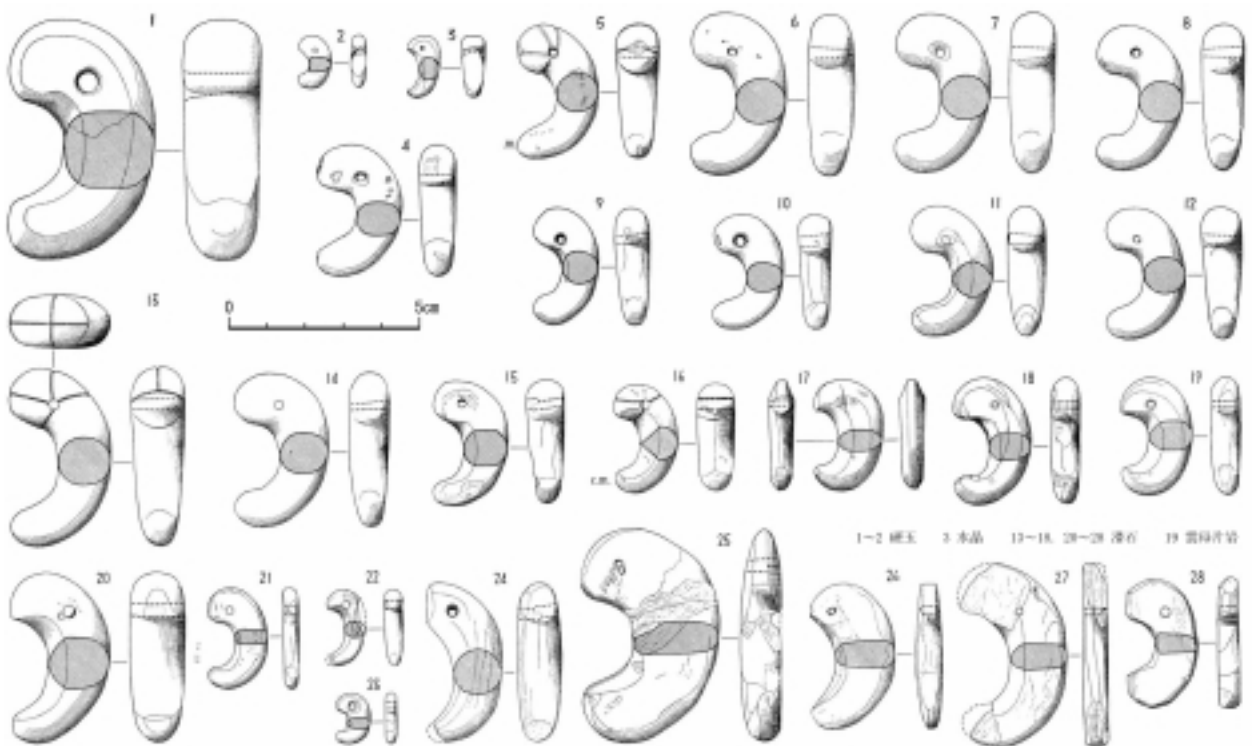
勾玉は、硬玉製品が4世紀末葉から5世紀初葉の様相があり、碧玉製品は総じて5世紀前葉の所産である。その他の勾玉は、5世紀中葉が中心である。

白玉・小玉

報告書では小玉とするもので37顆ある。径6.4mm、厚さ2mmから径3.8mm、厚さ2.7mmのもので、1顆のみ楕円形で径8.2~8.7mm、厚さ2.8mmのものが混じる。算盤玉・太鼓胴中間の側面形状(A・B)のものが14顆(25.9%)、太鼓胴(B)が17顆(25.4%)、円筒状(C)が36顆(53.7%)である。全て横方向研磨である。A・Bは青暗緑色が多く、Bは薄暗緑色のものが多い。Cには乳白色を呈するものが1顆含まれる。連鎖状態を解いて観察していないため不確定ではあるが、報告書に記載されている管玉切り離し技法によるものは認められ



第16図：19号遺跡平面図



第17図：19号遺跡出土遺物



第18図：19号遺跡出土勾玉

なかった。石材・研磨・厚さ等を考慮し、A Bが5世紀前葉、Bが5世紀中葉、Cが5世紀中葉から後葉にかけてのものである。

c) 小考

勾玉と白玉の傾向から、5世紀前葉・中葉・後葉に分かれる時期の製品がある。後葉に属するものは少ないが、前葉・中葉の遺物群に大別することは容易である。少なくとも5世紀前葉と後葉の2回性以上の所産であろう。

(4) 21号遺跡(岩上)

a) 概要

F号巨岩上にあり、岩上の平場は菱形で、その四隅は東西南北に位置する。岩上中央に磐座(いわくら)とされる祭壇を設け、四方を磐境(いわさか)で結界し、その中には小角礫を敷いて平坦面と成す遺跡である。

b) 観察

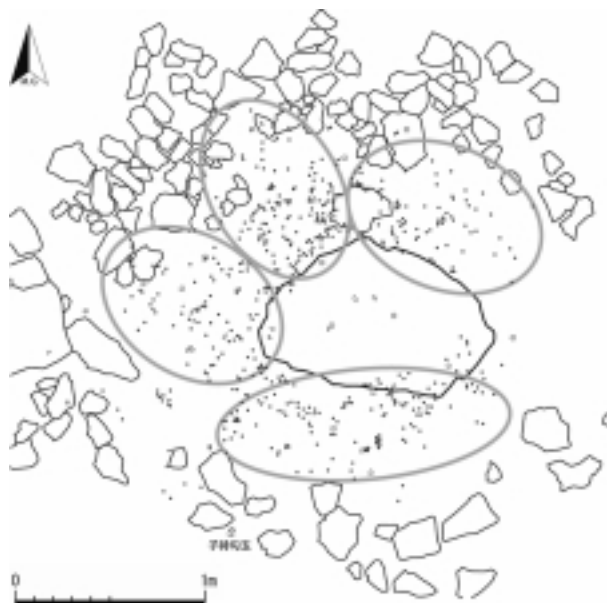
石製品は、勾玉(硬玉・碧玉・滑石・琥珀)35顆、管玉(硬玉・碧玉・滑石)41顆、滑石製白玉21,145顆、滑石製棗玉、有孔円板、剣形、斧形、子持勾玉である。

勾玉

勾玉は、硬玉製4顆・碧玉製5顆・琥珀製3顆・滑石製22顆の出土である。各観察は実査の結果も報告書通りであるため、ここでは数種を取り上げるのみとする。尚、報告書に記載されていないものに、滑石製品製作工程形割から研磨工程の途中のものが含まれていた。これは、側面を研磨し、腹部・脇部の稜を研磨しない段階のもので、垂下孔も未穿孔である。出土遺物は、全体的に、硬玉製品が4世紀末葉から5世紀前葉、碧玉製品が5世紀前葉、滑石製品が5世紀初葉から前葉のものと考えられる。

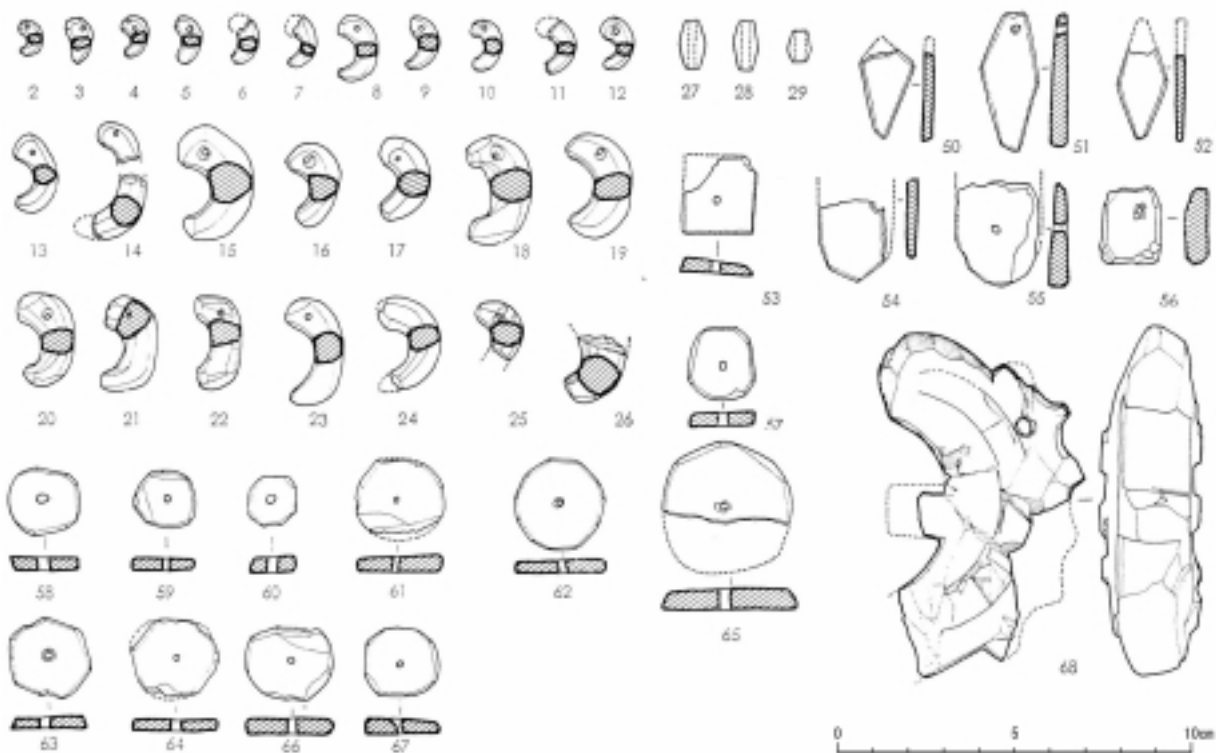
白玉

白玉は、約100顆単位の連鎖状態で保管・展示桐板に固定され、数枚存在する。今回は時間的な関係で、



第19図：21号遺跡出土平面図

1枚分を実査した。これまでの経過の中で、8号遺跡出土の5,951顆も21号の桐板に固定されており、その分離作業は未着手である。なお、今回の実査の折、同様に17号遺跡出土品も固定されていたが、特定することが出来た。この28.14%の8号遺跡出土品を含む可能性のある標本調査では、一枚の固定収納品8,981顆中、算盤玉形で上下研磨が斜方向(A2)のもの80顆(0.89%)、算盤玉形で上下横方向研磨(A3)のもの74顆(0.83%)、太鼓胴で上下斜方向研磨(B2)のもの1,220顆(13.58%)、太鼓胴で上下横方向研磨(B3)のもの1,233顆(13.73%)、円筒形で斜方向研磨(C2)のもの5,366顆(59.75%)、円筒形で横方向研磨(C3)のもの1,008顆(11.22%)であった。最も少ないA3でも74顆あり、接続して輪を形成出来るため、近接する分類品(例えばA2とA3、A3とB2など)の同時使用を考慮したとしても、各分類が個々に使用された可能性は高い。従って、A2が4世紀末葉、A3が5世紀初葉、B2が5世紀前葉、B3が5世紀中葉、C2・C3が5世紀後葉の製作時期が考えられるため、4世紀末葉、5世紀初葉、5世紀前葉～中葉、5世紀後葉の四群の使用時期を考えることが出来る。なお、約6割を占めるC2及び同時期の可能性のあるC3を合わせると、全体の7割を占めることになるが、これが21号遺跡の最盛期と直接的に捉えるべきか、8号遺跡の



第20図：21号遺跡出土遺物

実態を示すものは今後に残された課題である。

有孔円板

全て単孔円板である。石材は、三郡変成帯の橙乳白色から灰白色を白色とし、黒色や灰黒色の斑や粒又はそれらの縞状層を多く含むもので、基本的には1号遺跡で見られるものと同じである。すべて、平面は粗い研磨で平滑にしている。側面は鉄斧状利器で形割したままの外形線多角形状のもの、形割剥離の調整を行わないもの、穿孔後に鉄製利器で孔を円錐形に拡げたもの、石板方形筋引割分割法による方形形割のままのものなどが多い。5世紀後葉以降の使用が考えられる。

剣形

菱形を呈する。側面を横方向に研磨し鋒はやや斜めに、柄頭に当たる部分は水平になるよう研ぎ落とす。平面には鑄の稜はなく平坦で、斜方向の研磨がなされている。正品は1振のみである。5世紀中葉から後葉の所産と見られる。

鉄斧形

鎌形の可能性もある。破損しているため明確ではない。8号遺跡の鉄斧形とは形状が異なる。

子持勾玉

磐座から南南西に90cm離れたところで単独出土している。淡緑色から灰白色を白色とし、黒色・灰黒色の斑が均一に多く混入する石材である。親勾玉は半円状を呈し、頭部の截断は無く丸く整える。尾部は欠損している。厚みがあり断面形は楕円となる。腹部子勾玉は欠損するが両基部が遺存して居り台形であったと見られる。背部子勾玉は、腹部から背部にかけて多くを欠損しているため復元されているが、遺存部分から観察すると帯状連接であり三連である。頭・尾部と背部の境となる子勾玉の立ち上がりは直線的で、子勾玉の腹部挟り込みもしっかりした弧を描いている。しかし、次の子勾玉との境も同様の弧であり、単立した勾玉意識は無い。背部子勾玉の側面は、親勾玉脇部に至り、親勾玉と子勾玉を画する意匠は無い。この平坦な脇部は腹部側も同様である。脇部子勾玉は、弧状に作り出された石帯塊を隅丸方形の単位に削り出している。現状では頭部の2塊1組と、尾部の2塊1組が認められるため、脇部中央の復元位置には、2塊1組の単位が入る可能性が高い。各単位間を深く分断した可能性は少ない。又、親勾玉と脇部子勾玉の境は不明瞭で、背部子勾玉同様の境を作らず、緩やかに立ち上げたも

のと見られる。垂下孔は背部中央寄りであり、異質な感じがする。6世紀後半から7世紀代の遺物と共伴しても違和感のない形状である。

c) 小考

以上の観察から、21号遺跡は、勾玉が4世紀末葉から5世紀前葉・5世紀前葉・5世紀初葉から前葉、白玉が4世紀末葉・5世紀初葉・5世紀前葉～中葉・5世紀後葉、有孔円板が5世紀後葉以降、剣形が5世紀中葉から後葉の遺物で構成されており、総じて、4世紀末葉から5世紀後葉までの遺物が出土している。

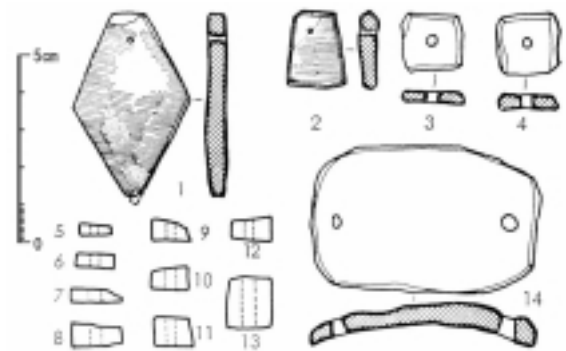
(5) 6号遺跡(岩陰)

a) 概要

D号巨岩と平坦地を挟んで南にあるC号巨岩の北にある。C号巨岩の岩陰奥行き約3m、幅約5mの空間に遺物が出土する。出土遺物は、鉄剣・鉄槍の武器や鉄針・鉈等の工具類、馬具、金属製雛形、鉄鉈などである。

b) 観察

石製品は、剣形・鉄斧形・白玉である。西側奥で鉄製儀鏡・金銅製細頸壺・鉄製雛形刀・鮑貝製品などと伴に出土した。



第21図：6号遺跡出土遺物

剣形

1振出土している。平坦に研いた石板を菱形に研ぎ出したもので、側面研磨は斜方向、表面は斜方向、一部側面角度に沿った斜方向の研磨である。研磨痕跡は粗くはない。菱形の上部を水平に削り柄頭とする。片面穿孔直接貫通法である。白灰色を白色とし、黒粒や淡黄緑の斑を混入する。21号遺跡と同様であり、5世紀中葉から後葉の所産と見られる。

鉄斧形

小形の台形状で、下辺に僅かな凸部傾斜変換点がある。8号遺跡の石製品や鉄製雛形鉄斧が無ければ、鉄斧形と判断の出来ない簡略化であり、その点で言えば



第22図：6号遺跡平面図

剣形と同様である。平坦面は横方向の二回研磨、側面は横方向研磨である。白色の滑石純度の高い石材である。

白玉

円筒状で横研磨の粗製に近い直径0.8~1.2cmの白玉である。9顆出土している。石板格子筋切分割法による形割工程品も2顆出土している。何れも三郡変成帯のものと思われ、5世紀中葉後半~後葉の所産であろう。

貝製品

隅丸方形に近い楕円形に鮑貝殻を成形し、両端に穿孔する。断面は緩やかな弧状で、弧の表側に僅かに光沢を残す。表面は風化若しくは海中での浸食により多孔質である。長さ6cm、幅4cmである。貝製の有孔円板(双孔円板)であろう。この件については、23号遺跡の項で次の8号遺跡出土品も含めて後述する。

c) 小考

6号遺跡は、面積や他の遺物量と比して、石製品量が少ない。特に剣形や鉄斧形を中心としても、出土した白玉量では連鎖に耐えられるかは疑問である。依代としての神籬祭祀を想定したとしても、個別に懸下す

るしかない。一般集落の住居跡から出土する量と変わらない状況を考えると、この組み合わせの使用が成されたかは疑問である。

(6) 7号遺跡(岩陰)

a) 概要

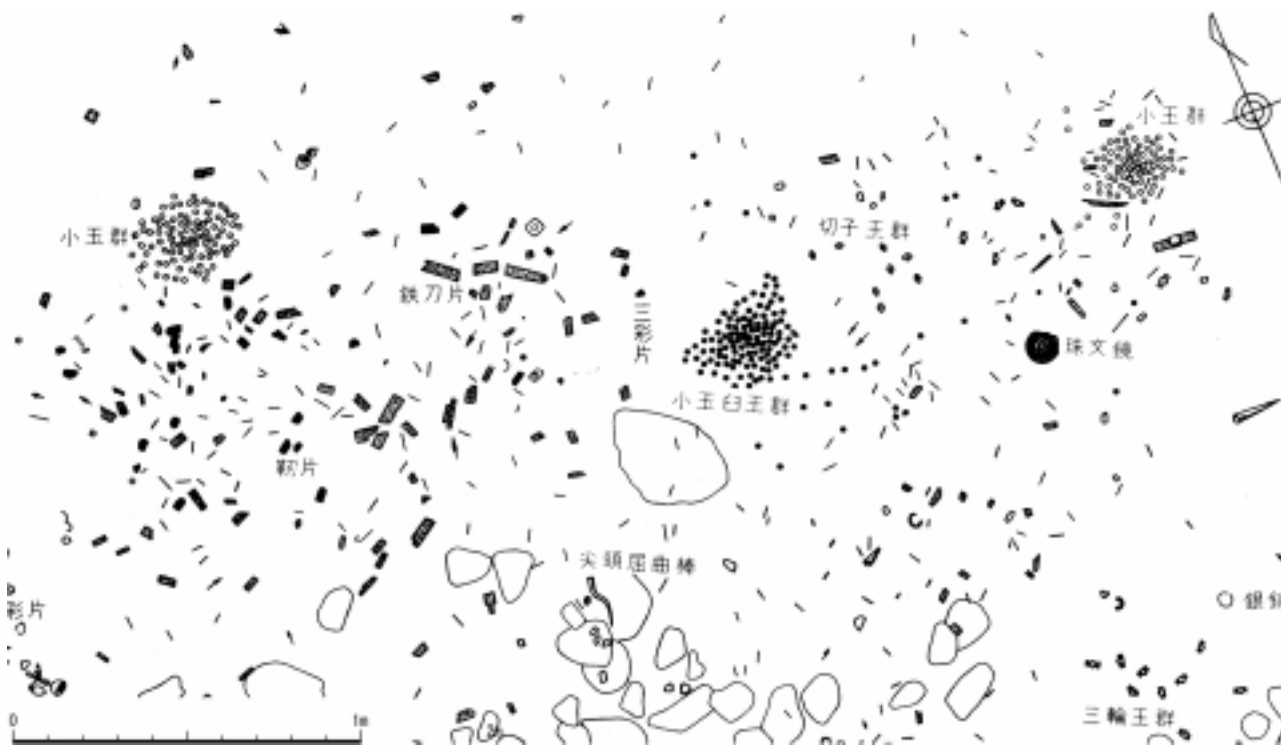
D号巨岩の南岩陰に存在する自然堆積土を地とする遺跡である。金製指輪や金製釧・銀製釧などの装飾類、金銅製鳥人唐草文透心葉形杏葉などの馬具類、衝角付青や挂甲、鉄矛・鉄刀等の武具類などが出土する。

b) 観察

玉類は、ガラス製小玉535顆、丸玉15顆、切子玉13顆、算盤玉1顆、滑石製小玉908顆、同白玉39顆が出土している。ガラス製品は、4群に分かれて出土しており、纏まり毎の構成が知れる良好な資料である。

滑石製小玉・白玉は、遺跡中央より少し東寄りから1群を成して出土しているため一括性が高い。又、今日的には、小玉・白玉の別は無く、全て白玉として扱っておく。

白玉中、太鼓胴と円筒の中間に位置する形状のものが250顆(26.4%)あり、全て上下横方向研磨(B・C3)



第24図：7号遺跡平面図



第23図：7号遺跡出土白玉

である。他は全て比較的厚さの整った円筒形であり、殆どが斜方向と横方向の混在した研磨(C 2・3)である。

1顆のみ石材が乳白色で、厚みの薄い算盤形をしたものがある。これらの状況から、5世紀中葉の時期が考えられる。

c) 小考

7号遺跡は、良質な群構成の出土傾向にあり、

滑石片岩製白玉も1群を成している。白玉は連鎖状態の使用と考えられるが、その4分の1に、主体となる1群より若干前の技法のものが混入している。これも、使用の実態と考えられるが、保管品の使用とするよりは、工人の年齢差や技術系譜の差と考えた方が良からう。又、白玉のみの使用で、勾玉や他の玉類が伴わな

い点も特徴として注目したい。

(7) 8号遺跡(岩陰)

a) 概要

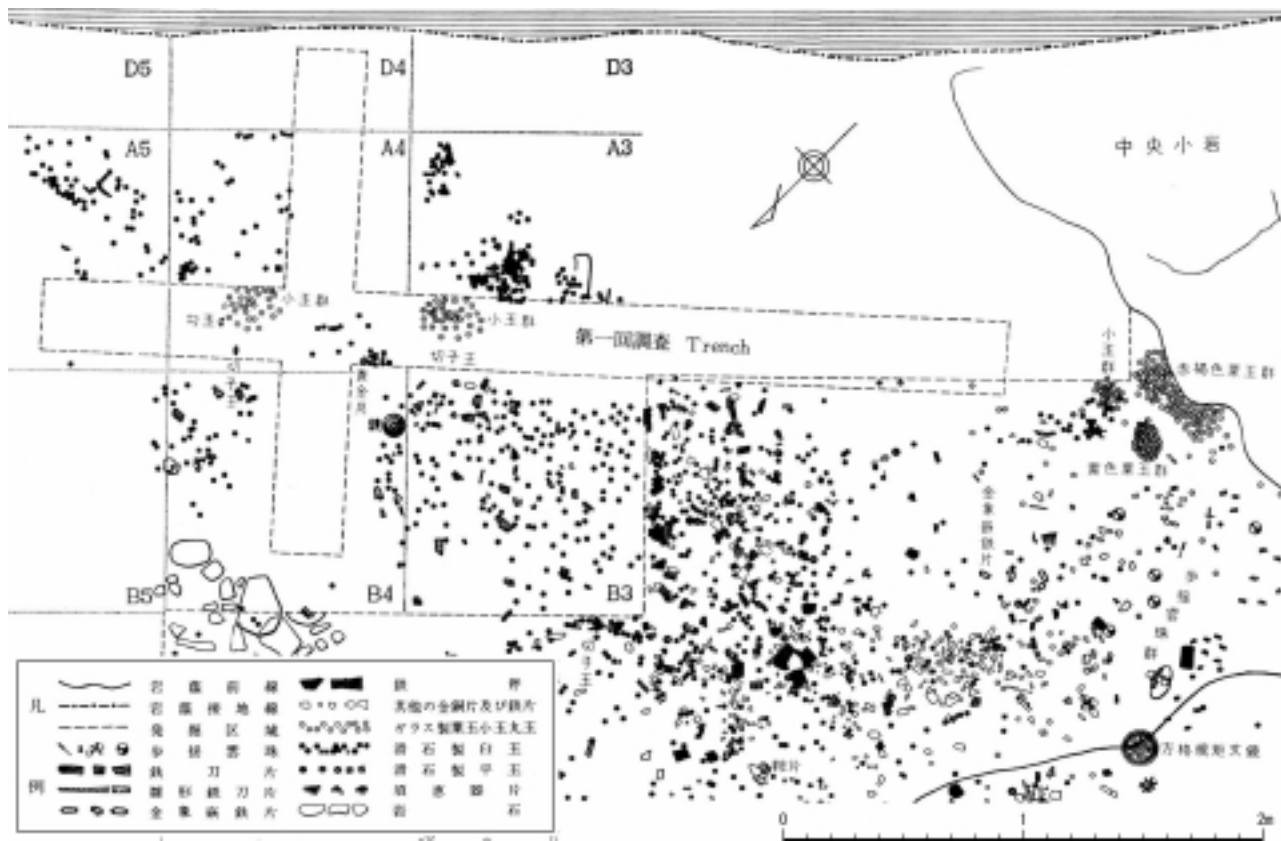
7号遺跡と同じD号巨岩の岩陰を利用したもので、巨岩の北側に位置する。凡そ8m強×3m範囲の中に、方格規矩文鏡や金銅銀装矛鞘、雛形鉄刀、ガラス小玉類が大量に出土している。

b) 観察

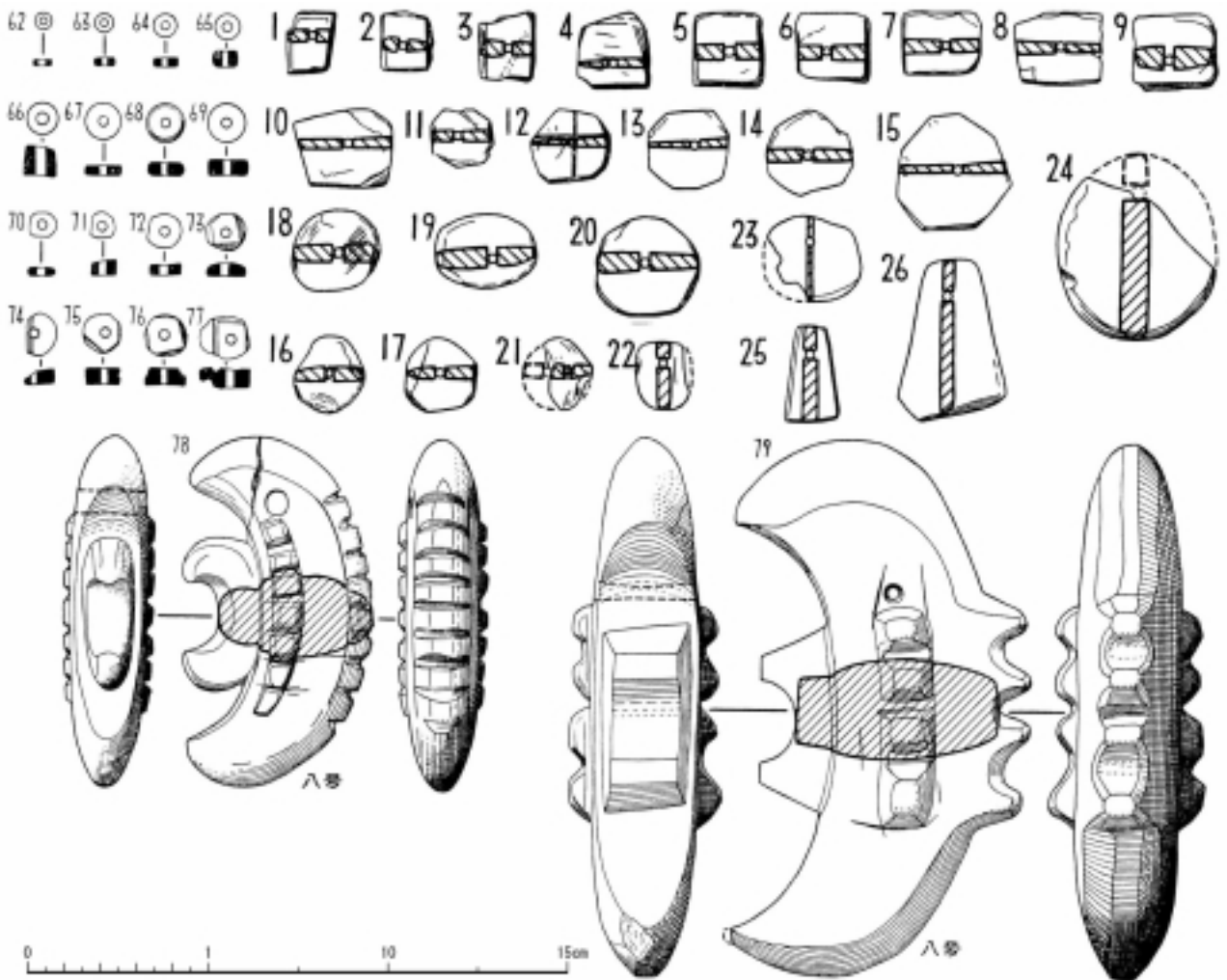
玉類を報告書では、硬玉製勾玉1顆、碧玉製勾玉1顆、碧玉製管玉1顆、ガラス丸玉小玉32顆、同小玉338顆、粟玉842顆、切子玉7顆としているが、玉類数量一覧表と一致していない。滑石製品は、白玉3409顆、有孔円板(小形有孔平玉)85顆、子持勾玉2顆である。

白玉

殆どが円筒状の横方向研磨(C 3)で、7号遺跡よりも大きくなるのが特徴である。石材も三郡変成帯のもので、擦痕となる砥石目も粗い。5世紀後葉～末葉の様相である。



第25図：8号遺跡平面図



第26図：8号遺跡出土遺物

貝製平玉状品

3面以上が出土している。破片となり散乱していたものもあり、現状は2面が認められる。何れも鮑貝殻製で、長さ4.36cm、幅3.54cmと、長さ5.21cm、幅3.96cmである。一面を平滑面にし、両端に孔を穿つ。1面には中央に両端より口径の大きな孔があるが、自然浸食によるものであろう。形状から貝製有孔円板(双孔円板)と見られる。

有孔円板

濃緑色を白色とし黒色粒や白色滑石を混入するもの、乳白色を白色とし黒斑や縞状層を混入するもの、灰乳白色を白色とし暗緑色や灰色斑を混入するものなどの石材が有り多様である。双孔円板や楕円形・円に近い単孔円板は前者の石材を用いるものが多く、地元三郡変成帯の一群には、石板方形筋引分割法による形割品

も含まれ、粗製なものが多い。時期的には5世紀後葉から末葉と見られ、三郡変成帯に抛るものは6世紀前半と、時間差を持つ可能性がある。

鉄斧形

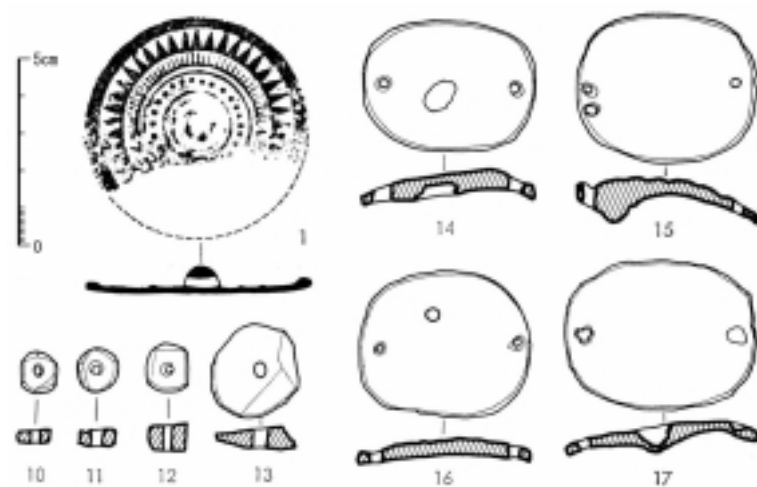
4本出土している。縦長の台形状若しくは下辺(長辺)が斜めになる形状で、上辺(短辺)付近に穿孔する。平坦面は斜方向の研磨である。石材は21号遺跡出土剣形と同じ暗白色を呈する。鉄斧形の決め手は台形両斜辺の中心より下寄りに線刻があり、それを結ぶ直線が刻されていることである。5世紀中葉から後葉の所産と見られる。

子持勾玉

2顆出土している。1顆目は(第26図-78)親勾玉が半円形を呈し、頭尾は尖る。頭尾を結ぶ線上に腹部子勾玉の頭尾が揃う。截面形は楕円である。腹部の子

勾玉は大きく勾玉状を呈する。特に勾玉様に腹部や頭尾部に丸みを付けている。それに真逆の脇部・背部の子勾玉は、単なる方形の削り出しとなっている。脇部・背部の削り出しは、谷となる部分の割付線が親勾玉にも残り、連動した割付であったことが知れる。脇部子勾玉は帯状作り出しを分断したもので、下から追って観察すると、下から二つ目までは背部子勾玉と割付が同じであるが、三つ目と四つ目に間に、背部子勾玉は三つ入る。その上の三つ分は背部と割付を同じくし、脇部子勾玉列が終わるところに垂下孔が穿たれる。背部子勾玉は、親勾玉背部を直接刻んで方形を作り出すもので、通常は親勾玉より厚さの減じる子勾玉であるが、背部を強調するため、背部を画する線を鉄製利器で親勾玉に向け垂直に入れ、それを脇部子勾玉方向から斜めに削ぎ落としている。各子勾玉を画する刻みは薬研堀断面式に深く、各々を台形状にしている。黒灰色を白色とし、白色の滑石斑や暗緑色の緑色片岩斑が細かく混入する。刀子状鉄製利器の刃痕跡は粗い。

2 顆目の子持勾玉は(第26図 - 79)、親勾玉がやや縦長の半円形で、頭尾が内傾する。頭尾を結ぶ線上より内側に腹部子勾玉の頭尾がある。截面形は方形に近く、腹部は平坦に削られ、腹部子勾玉と親勾玉の境も同様に直線的に落とす。脇部子勾玉は、帯状作り出しを削り台形にするものであるが、腹部子勾玉と同様の対を意識し、中央を一段深くして親勾玉の胴と同じ高さにし、2 顆分の子勾玉としている。背部子勾玉は、腹部子勾玉・脇部子勾玉・背部子勾玉と同位置にあり、意図して親勾玉背部に作り出しを設けていたことが分かる。脇部子勾玉と割付は連動せず、これも突起の対を一組とした勾玉的な状況のものを2 顆分作り出している親勾玉の側面は平坦で、頭尾背部の輪郭線は帯状に平坦に削られ、その間を斜めに繋いでいる。従って、脇部を画する稜線から背部を画する稜線までを平坦に削り出しているのである。茶白色を白色に、細かい黒色粒や灰色斑や縞状層を均一に多く混入する石材である。



第27図：23号遺跡出土遺物

c) 小考

白玉と有孔円板、鉄斧形が时期的な指標となるが、白玉が5世紀後葉～末葉、有孔円板が5世紀後葉から末葉と6世紀前半、鉄斧形が5世紀中葉から後葉の所産と見られる。従って、主な石製祭具は5世紀後葉～末葉のもので、一部後出するものが入る状況を想定出来る。

(8) 23号遺跡(岩陰)

a) 概要

玉類としては、頁岩製管玉・ガラス小玉・滑石製白玉が出土している。特に注目したいのは、貝製品である。

b) 観察

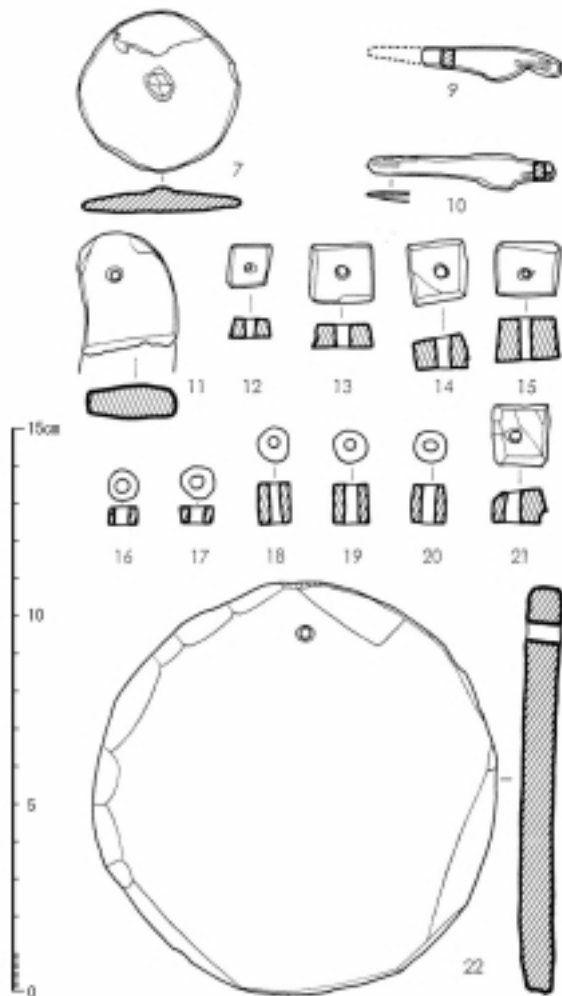
貝製品

鯨貝殻を成形し楕円形としたもので、楕円長軸の両端が片面から孔が穿たれるものである。断面は比較的肉厚で、側面は砥石による研磨が成されている。凸面は海水や穿孔性生物による浸食で多孔化し、中央付近に小石が波の震動で削り込んだ様な穴が認められるものもある。これは、貝自体が貝殻となった後、時間が経過してから採集されたものと考えられる。凸面は平坦に研磨され、部分的に螺細様の輝きを放っている。

c) 小考

貝製品、大きさや穿たれた孔の位置からみて、貝製有孔円板(双孔円板)であると考えられる。双孔円板は鏡形の簡略形と見られるため、石製では不可能な輝き

を放つ形代として製作されたものであろう。長径が4.5~5.1cm、短径が3.4~3.9cmと比較的揃っていることは、同一工人による同時期製作と見られる。この寸法は、前述の8号遺跡出土品と類似する大きさであることを注視出来る。この製品を双孔円板と見なす理由の一つに、径6.0cmの小型珠文鏡が出土していることが挙げられる。石製祭具が用いられる場合、範となる実物を意識した大きさに製作される傾向があり、6号遺跡出土品の長径を小型珠文鏡の径が同じであることは示唆的である。単数若しくは複数の小型鏡に対し、実物を上回る量の形代を用いていることは珍しいことではない。地方の祭祀遺跡(遺構)で、こうした例が認められた場合、特に重要な祭祀であったことが考えられ、宗像沖ノ島の祭祀は、常に重要な位置付けであったこ



第28図：20号遺跡出土遺物

とを知ることが出来る。23号遺跡で相伴している管玉・白玉、単孔円板は同時性の可能性が強いため、5世紀後葉から6世紀前葉の所産と見られる。

(9) 20号遺跡(半岩陰・半露天)

a) 概要

鉄製儀鏡・鉄製刀子形・滑石製大形円板(上方懸下单孔)・勾玉形代・白玉・平玉(方形玉)が出土している。

b) 観察

滑石製大形円板(上方懸下单孔)は懸下孔の上部に当たる縁辺に紐ズレと言うよりは紐の当たりとなる削りが付けられている。

平玉(方形玉)は、石板方形分割によるもので、表裏面から筋が入れられ折られた際のバリが残る。表面から穿孔し、直交するように側面のバリが残る部分から穿孔する十字穿孔のものも認められる。

c) 小考

滑石製品は1号遺跡に類似するものの、勾玉形代は1号遺跡に比して小型であり、白玉も大型する前のものであることから、先行する時期のものと思われる。鉄製儀鏡・鉄製刀子形は5世紀代と見ることも出来、複数回の遺物が混在している可能性がある。

(10) 1号遺跡(露天)

a) 概要

報告書では、滑石製形代として、人形(ひとがた：板状人形・棒状人形) 馬形(うまがた：裸馬形・飾馬形) 舟形、勾玉、子持勾玉、円板(有孔円板・大形有孔円板・無孔円板)、滑石製玉類に白玉、平玉を挙げている¹⁵⁾。1号遺跡は八稜鏡や富寿神宝、奈良三彩等をはじめ、金属製雛形品(銅製舟形・銅製円板・鉄製円板・鉄製雛形刀・鉄製雛形鏃・鉄製雛形矛・銅製鐸状品) 紡織機関係品(刀杼・杵・櫛・麻笥) 銅製鉢・坏、銅盤、銅製細頸壺、銅製鈴、銅鏡、須恵器・土師器などの出土から、9世紀後半乃至10世紀初頭の下限と、複数回の祭祀による所産であるとされている¹⁶⁾。又、石製形代の時期は、奈良時代後期の範疇に入るとの見解が提示されている¹⁷⁾。

石製形代は、石製祭具の系譜を引くものではあるが、

内容的には、律令期の木製形代と同じである。この時期に石を材とする形代が用いられるのは宗像沖ノ島とその周辺域に限られるため、比較に困難を来しているのも事実である。

ｂ) 観察

ここでは、比較が可能な人形・勾玉・子持勾玉・円板・白玉・平玉について見て行きたい。

人形

人形については、次の6種類に分類されている¹⁸⁾。

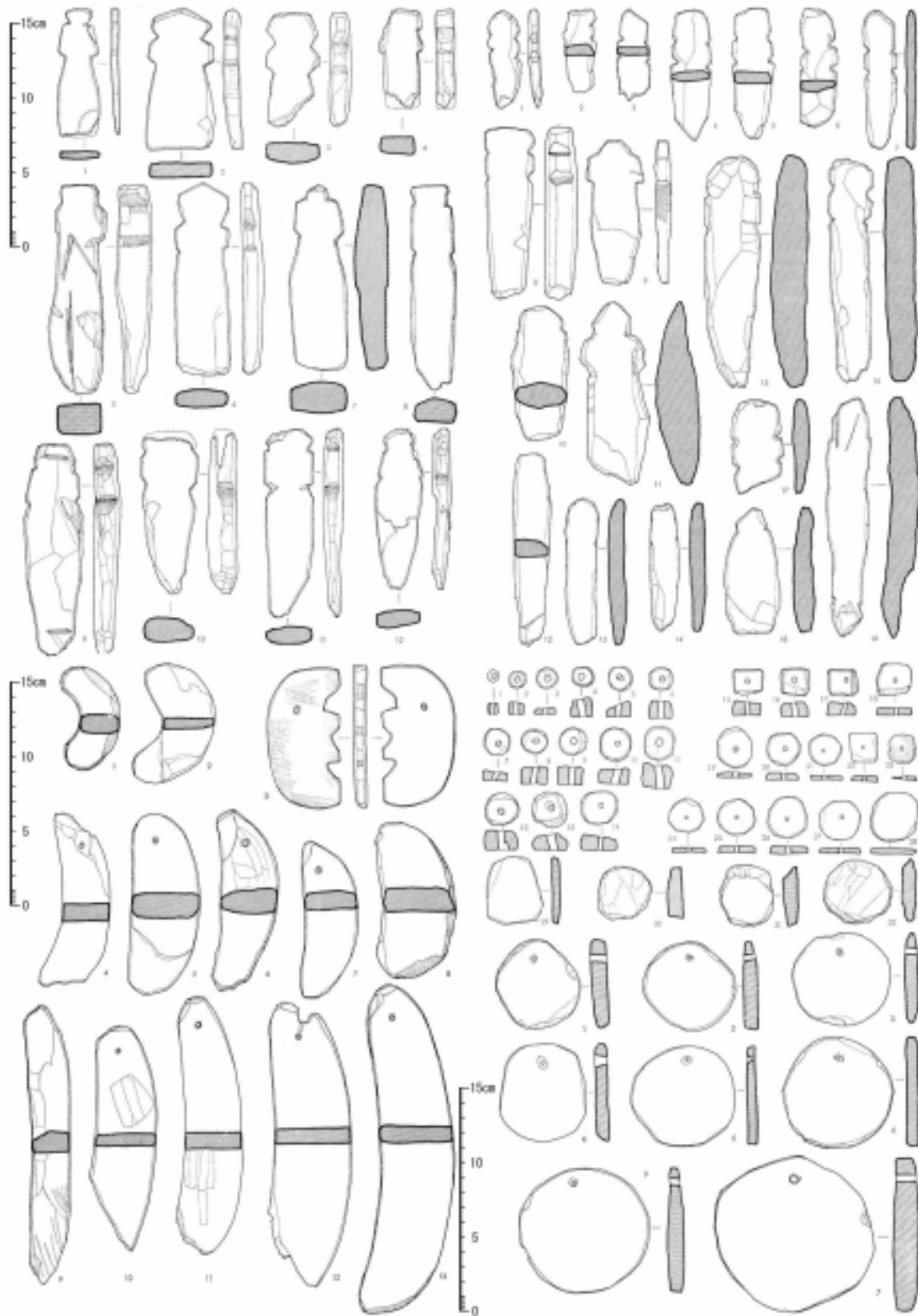
- ①厚みが一定な板状で、加工が丁寧。顔の表現があるものが存在。長さ8.5~9.5cm、幅2.6cm前後。
- ②厚みが一定な板状で、加工が丁寧。顔の表現はない。長さ7.7~13cm、幅2.9~4.5cm、厚さ1cm。
- ③板状の他に棒状のものがあり、粗く作られ、肩の切り込みが浅い。両端は切り落としが多く、長さ12~16cm、幅3.3~5.2cm、厚さ1.2~2cm。
- ④厚みが一定な薄板状で小型の斎串状。加工は丁寧。長さ9cm前後、幅2.3~2.9cm。
- ⑤小型で粗製。削り込みも浅く、線刻表現もある。長さ5.6~6.6cm、幅2cm前後。
- ⑥棒状で粗製。人体表現に乏しい。

軟質石材の製作は、石材の劈開方向に割れて破損する危険はあるものの、時間を掛ければ殆どの造形は削り出すことが可能である。従って、形状や仕上がりの精粗は、技術的問題よりも、完成度へ対する意識と、製作に許容された時間に左右される。そのため、1号遺跡出土の石製形代類が、奈良・平安時代の木製形代と類似することは、素材を異にした同じ形代を製作したものと考えることが容易である。1号遺跡の石製形代に共通する粗製感、木製形代製作に要する時間の観念と、形代が一回性の祭具である消耗品的意識の結果と見え、祭具が祭式の構成具として形式化した一端である。そうした視点から見た場合、石製と木製の形代に認められる差は、単に材質を異にする以外はないものと思われる。そこで、木製人形に目を転じたい。大平 茂氏によると、研究史上の分類要素は、①頭部(顔)の形態表現、②首部から肩部の切り欠き変化、③手の表現の有無、④腰部の切り込みの有無、⑤脚部の切り込みの有無、⑥大きさの六つが認められる。その中から、必要な要素は、②③④であるとする¹⁹⁾。私見も同様であることから、大平分類に従い、1号遺跡の

人形を観察したい。大平分類は、手を切り込みで表現するもの(Ⅰ類)、手を切り欠きで表現するもの(Ⅲ類)、Ⅰ類とⅢ類のどちらの手の表現ももつもの(Ⅱ類)、手を表現しないもの(Ⅳ類)を大別し、撫で肩(a類)、下がり肩(b類)、怒り肩(c類)、首なし(d類)の細分を加えるものである。1号遺跡出土の人形は、図の提示されている43体中、手の表現が台形状のもの38体(88.4%)、台形を省略して若干削り込みを浅くし側面に線状の切り込みをいれたもの4体(9.3%)、頭部表現のみのもので1体(2.3%)である。一部に省略傾向はあるものの、約98%が手の表現を切り欠きで表現するⅢ類に含まれるものである。又、肩の表現は、撫で肩(a類)、怒り肩(c類)の二種である。大平編年では、Ⅲ類a型式を9世紀中葉(1/3世紀区分)から10世紀中葉(1/3世紀区分)、Ⅲ類b型式を9世紀中葉(1/3世紀区分)から10世紀後葉(1/3世紀区分)に設定している²⁰⁾。手の表現が短い台形である例は、平城京東堀川SD1300²¹⁾が9世紀中葉(1/3世紀区分)、平城京左京一条三坊大路東側溝SD650²²⁾が9世紀後半、杉垣内(すがいと)遺跡A地区井戸SE24²³⁾が9世紀後半を比定している。平城京東堀川は手の下の胸部側体表現が深く腰部を画する段があるが、1号遺跡のものは、そこまで仕上げられているものはない。従って、①手の表現が台形状のもの、②手の表現が台形状で頭部が小さく退化傾向にあるもの、③台形を省略して若干削り込みを浅くし側面に線状の切り込みをいれたもの、④頭部表現のみのものを時期差と見るならば、①を9世紀後葉、②を9世紀末葉、③を10世紀初葉、④を10世紀前葉と考えたい。しかし、製作時間が少なく、多くの工人を要した製作にあっては、1号遺跡の例は工人差の範疇で捉えることも可能である。その場合は9世紀後半代を中心とした時期と考えるべきであろう。

勾玉形

勾玉形は27顆出土している。報告書では、A・B・C・Dの4形態に分類するが、Bは後述の子持勾玉であるから、実質3形態に大別している。又、未製品の可能性のあるものをC'・D'としている²⁴⁾。A類は腹部が内彎する本来の勾玉形、C類は長さ10~13cmの扁平板状で腹部が若干彎曲するもの、D類は長さ15~22.4cmの長大な扁平板状で、反りの浅い弧を描くもの



第29図：1号遺跡出土遺物

である。未製品は穿孔の有無による分類である。

さて、勾玉がA類を除き、勾玉の体を成さず、大型化するのが1号遺跡出土勾玉の特徴である。又、扁平板状が基本であることも加えられよう。勾玉の形状を成すA類は、長さ7～8cmで通常勾玉と比べると大型であるが、刀子状鉄製品の刃部で丁寧に削り出されている。これは、5世紀中葉～後葉に見られる製作法と同じであるが、これを以て同時代の系譜を引くものと見るのは早計であろう。勾玉状の造形を軟質石材で削り出すには、時間を超えて同様の手法がとられるものと見なすべきである。しかし、勾玉形状を知る造作と、知らないで作るとでは大きな違いがあり、少なくともA類を作った工人は勾玉を知っているものと考えられ、C・D類はA類以降の退化形を範に作ったと見ることが出来よう。同様の退化傾向は、古墳時代の東北地方、特に福島県中通りの石製祭具の様相が参考になる。郡山市東部には阿武隈山地の広域変成岩帯があり、「温石平(おんじやくだいら)との地名が残るように、滑石質石材が産出する。この地域の南には、建鉾山遺跡があり、常陸方面から持ち込まれた石製祭具と、現地生産された石製祭具の二種が同時使用されている。この遺跡以降、同地域に石製祭具が用いられ、建鉾山遺跡に持ち込まれた常陸系石製祭具が範となるため、当然ながら建鉾山遺跡以前の編年的形状は認められない。その後の形状退化は著しく、祖形を知らない故の大胆な歪形が成されている。宗像沖ノ島1号遺跡出土例も、同様な観点で見ることが出来、A類からC類、C類からD類への変化を遂げたと考えべきであろう。つまり、この変化は3回以上の祭祀を物語るものなのである。

さて、漢語的には玉類は「顆」の単位を用いることが多い。「顆」は小型の丸い形状のものや果物を数える際に使用されるものである。そこで、勾玉等玉類を数える単位を史料に求めてみたい。『正倉院文書』の天平6年(734)造佛所作物帳には、「水精玉六枚琉璃雑色玉二千一百四十二枚 丸玉一百六十二枚 小刺玉一千九百八十枚」とある。これらは仏像・仏具の装飾に用いられるものであるが、玉類を「枚」の単位で数えていたことが分かる。「枚」は平たいものや紙等を数える単位であることには違いないが、「水精玉」や「琉璃雑色

玉」が連鎖して納められたことからの呼称であろう。一方、同年の『正倉院文書』出雲国計会帳には、「一同日進真珠参拾顆(上一十顆 中五顆 下一十五顆)一同日進上水精玉壹伯顆事」とある。こちらは、伝統的に出雲国が玉類生産地であったことと、生産側と納められる消費側の意識の違いとも考えられる。何れにしても、この段階までは、同じ「水精玉」でも「枚」「顆」二つの単位が存在していたことが知れる。しかし、この後は、天平10年(738)『正倉院文書』筑後国正税帳「依太政官天平十年七月十一日符」にあるように、「買白玉 壹伯壹拾参枚、直稻漆拾壹、束壹把壹分、紺玉漆参枚、直稻漆拾壹束壹把壹分、紺玉漆伯壹枚、直稻肆拾壹束壹把捌分、縹玉玖伯参拾参枚、直稻肆拾漆束壹把捌分、緑玉肆拾貳枚、直稻参束壹把漆分、赤勾玉漆枚、直稻壹拾陸束捌把、丸玉壹枚、直稻壹把貳分、竹玉貳枚、直稻参把肆分、勾縹玉壹枚、直稻束捌把」にあるように、「枚」の使用が圧倒的となる。このことから、奈良時代以降の勾玉を含む玉類は、「赤勾玉漆枚」のように「枚」として捉えられていたことが知れる。1号遺跡の勾玉形C・D類が勾玉形状の意識が薄く、大型の扁平板状であること背景には、実際の勾玉を知らない工人が、指定枚数の勾玉を作り納めたとする単純な図式が見えるのではなかろうか。

更には、未製品の可能性のあるとした未穿孔のC'・D'類が物語るところも多い。まず、勾玉は垂下使用するものであるから、垂下孔は不可欠である。しかし、未製品としたC'・D'類は、他と遜色のない仕上がり(飽く迄も粗製であるが)であるが、垂下孔を穿っていないものである。目を転じてA類も勾玉状ではあるが、垂下孔は穿たれていない。元来、滑石製祭具は、葬具と兼用であった時期には垂下孔が無く「据置型」であった。その後、祭具化の進展する中で、垂下孔が生じたものである。従って、C'・D'類を未製品と考えるよりも、垂下しない「据置型」の使用方法を想定する必要がある。つまり、この時期の祭祀に於いては、懸垂神籬型の祭具ではなく、献納品であったことを示している証左となろう。

子持勾玉

1顆の出土である。報告書中では勾玉に含め勾玉総数を28顆としている。扁平板状の親勾玉の腹部に子勾

玉が付随するもので、背部・脇部の子勾玉は完全に省略され製作痕跡は認められない。半円板の直線部分を斜め方向の研磨により削り出した後、刀子状刃部の鉄製利器により7分割する(先ず、2分の1の中央に線を入れ、左右からV字に削り込む。次に子勾玉の頭尾を画する部分を削り込み、親勾玉頭部の顎部となる線を斜めに削り、腹部に至り傾斜角度を背部と平行の段を作る。同様に尾部も作るが、腹部の背部平行線は短く削り入れる)。背部は斜め研磨の後、頭部付近は端部に稜を作るように横研磨、背部中央は背部縦に稜線を持つ二段の横研磨である。側面となる平坦面は斜め複数回の研磨を施す。片面穿孔直接貫通法による貫通時の穿孔剥離痕を、頭部斜め方向に刀子状刃部の鉄製利器で直線的に削り込み整形する。同様の形状は、福岡県域に散見し、火の尾1号墳・太宰府都府楼跡・津丸五郎丸遺跡に認められる。火の尾1号墳・津丸五郎丸遺跡出土品は、腹部が台形となる子勾玉表現に退化するもので1号遺跡出土品の3分の2程度の大きさである。太宰府都府楼跡出土品のものは、当該品とほぼ同大であるが、背部に細かく刻みを入れて子勾玉(勾玉状を呈せず鋸歯状)とするものである。同様の刻みは宗像沖ノ島8号遺跡出土品に共通するものがある。太宰府都府楼跡出土品は、腹部の削り込みも深く、背部に子勾玉を表現することから、当該品より一段階古いものであろう。ここで問題となるのは、この子持勾玉が文字史料のある時代に使用された子持勾玉であるとの事実である。つまり、『古事記』『日本書紀』も含め、史料に挙げられる幾つかの勾玉の名称が冠されていた蓋然性が高い。個人的には、佐野大和氏の「八坂瓊之曲玉」説が魅力的である。

円板

報告書では、有孔円板、大形有孔円板(A類(直径6~7cm、厚さ1cm前後、頂部に径5mmの穿孔))B類(直径8.3~10.6cm、頂部に穿孔)C類(直径9.6~13.7cm、厚さ2.3~2.6cm前後、中央に径1.6~1.9cmの穿孔))、無孔円板の三種に大別している²⁵⁾。実見したところ、これらの分類による製作上の差異はなく、側面及び表裏面は粗い擦痕を残す砥石で仕上げられている。又、鉄製利器の打突痕跡(報告書ではタガネ)の認められるものがあるが、報告書には挙げられていない石鋸状の

太い引き痕が、円板中央か縁辺に向けて一条、顕著に認められるものもある。更には、質の悪い多孔質の滑石片岩を用いるものも含まれている。これらは、製作工程上、数量を求めため、厳密な製品管理が成されていないことを物語っている。場合によっては、原石に限りがあるような状況で製作し、通常はじかれるものであっても、止むを得ず使用している状況とも考えられる。

無孔円板には、未穿孔とまでは言えない凹みを中央に持つ物が数点含まれている。コンパス状のもので、円形を求めたものとも考えることも出来よう。

白玉・平玉

報告書では、白玉と平玉の差は、白玉が直径0.8~2.5cm、厚さ0.7~1.6cmであるのに対し、平玉が直径2cm前後、厚さ1cm弱であるとしとている²⁶⁾。確かに、製作技法・石材ともに同一でありながら、明らかに薄い一群があり、白玉とされる一群とは、別の玉を製作したと認識出来る。白玉は、滑石片岩を荒砥で平板に研磨し、鋸(石・鉄の材は不明)と見られる裁断具で裏の目に筋入れがされ、それを折りつつ分割し、荒砥で円形に研磨したものである。白玉には、上下から筋入れがなされ、所謂バリ状態に折れ残った部分を隅丸方形に研磨したものや、折った際に深く入った剥離面をそのままにし、他の面のみを研磨したものなどが多く含まれる。研磨は粗いものと、精緻なものがあり、又、古墳時代中期後葉の大きさの白玉で、直径と孔径の差が、片側で1mm以下のものも少数含まれている。

c) 小考

1号遺跡出土品は、トレンチ調査によるもので、今日も多くの遺物を目にするように、調査成果は一部の内容に過ぎない。多くの指摘があるように、複数回の所産と見られる。特徴的なことは、通常弾かれる粗悪品や未製品、更には剥片が多く含まれていることである。工房跡の剥片出土量と比較すると、沖ノ島の剥片量は多くは無いが、調査状況から鑑みると更に増加するものと思われる。大きな原石は認められないことから、白玉であれば、石板に格子状筋切を入れた工程品を、他は荒割工程品を島内に持ち込んでの製作と考えられる。これは、剥片から製作する関東に多い製作技法ではなく、裏を返せば畿内を中心とする技法と見ら

れる。同様の技法が確認されているのは筑前地域では、三郡山地の滑石露頭面のある若杉山裾野にある志免町(しめまち)松ヶ上遺跡・松ヶ下遺跡(5世紀中葉～7世紀初葉)、九州大学筑紫野地区遺跡413号住居跡(5世紀後半)、夜臼・三代(ゆうす・みしろ)地区遺跡祭祀土坑(5世紀前半)、立花寺(りょうげじ)B遺跡SD14(5世紀後半)、高畑(たかばたけ)遺跡18次調査58号住居跡(5世紀末葉)、牛ヶ熊遺跡(6世紀末葉～7世紀初葉)などである。九州地域の白玉生産については、平尾和久氏の論考が詳しい²⁷⁾。それによると、古墳時代前期は滑石剥片から個々に白玉を作る製作技法で、石板格子筋切分割法の技法は、中期段階からの導入である。これは、大和が布留式2式段階の桜井市上之庄(かみのしょう)遺跡・大和高田市磯野北遺跡等の初現的な白玉製作技法が形割剥片切削法であり、その後、志免町松ヶ上遺跡・松ヶ下遺跡のように5世紀中葉段階から石板格子筋切分割法に転換することと軌を一にしている。関東が生産開始時期から畿内の初現的な技法と見られる形割剥片切削法に固執し、結果的には関東的な技法となっていることに対し、九州地域では畿内の技術転換に歩調を合わせての連動が見られる。

東日本では、石製祭具の生産と流通、消費が地点を異にする例がある。これは、『古語拾遺』で語られるような複数の職掌を持つ集団がまとめられ、一つの村として入植した結果であり、その入植背景には、畿内的な社会構造を指向した主たる地域支配者の政治的背景がある²⁸⁾。一方、そうした社会構造整備が成された地域、特に西日本では、村単位での需要を同地域内で賄う体制であり、祭祀に使用する度に、村落内で生産する技術力と石材確保能力を有していた。従って、概略的には、生産地からの供給方式が関東的、現地生産が西日本的であったと言える。この謂わば現地生産体制は、石板格子筋切分割法を用いる遺跡に用いられることが多く、畿内を中心とする石製祭具の生産・消費傾向の特徴となっている。これらの観点から1号遺跡を見ると、白玉製作技法及び剥片の存在は、石板格子筋切分割法と現地生産を示唆しており、所謂「畿内型」の祭具生産と言えるのである。しかし、1号遺跡の白玉は、古墳時代の所産ではない。技法の継続性を考えた場合、松ヶ上遺跡・松ヶ下遺跡や牛ヶ熊遺跡が、7世

紀初葉に石板格子筋切分割法を用いていたことを考慮したい。更には、沖ノ島の祭祀が、『延喜式』神祇にある「祭神料」や「解除料(はらへのりょう)」の如く、その歳費にあたっては官費をもって充てられていたと考えられる。その指示は、官符などで太宰府を經由し宗像郡司に供進されたのであろう。その際、特に宗像の大神へは古儀に則って齋行せよとの一言が付されていたものと考えたい。そのため、勾玉を知らない奈良時代の工人が、勾玉に指示された「枚」の文字に従い、古の祭具の材料である滑石片岩を用いたものと考えられる。大島に「温石」の地名があることから、滑石が産出する可能性が考えられる。縦んば、三郡変成帯から石材が供給された場合でも、1号遺跡に供せられた奉納品は、一部は現地で生産され、潔斎して島内に入った工人が、1号遺跡で生産したものと見られる。

近年、大島御嶽山遺跡の発掘調査が実施された。詳細は報告書を待ちたいが、沖ノ島、辺津宮が臨める御嶽山頂であると言う条件を除けば、遺物を見る限り工房跡である。それは、通常の祭祀遺跡と比して、未製品・破損品が多いこと、剥片が大量にあること、穿孔具と見られる鉄製管錐先が出土することなどの理由による。しかし、「温石」の地名がある場所とは離れており、しかも、高度224mの山頂である。つまり、祭場に付設して工房が設けられた可能性と、沖ノ島渡拝を前にした潔斎、奉納品の作製の場と考えることが出来る。なお、肉眼鑑定の結果では、1号遺跡出土滑石と大島御嶽山遺跡の石材は同一であり、この点については、後に詳しく述べるが、これまでも言われてきたように、現地生産を裏付けることになる遺跡であろう。

最後に、人形についての疑問から導き出される可能性に言及したい。人形は、袂の具であり、袂を受ける人物が、自らの罪・穢を人形に移し、河川などに流し浄化するものである。その、人形が何故、聖地宗像沖ノ島に持ち込まれるのであろうか。石製品以外にも、5号遺跡・22号遺跡からは金銅製人形が出土している。同様の袂の具には馬形がある。馬形は疫神を京外に進める為の具である。石製馬形には、鞍を付けた飾馬と裸馬の二種がある。これらは、荒木田經雅(あらかだつねただ)が解くように、「献物(そなへもの)に用ひ、又贖物(うがもの)ともする性格のもので²⁹⁾、

で羅城贖物・八十島神祭(やそしまのかみのまつり)などにも認められる。こうした「献物・贖物」は、『日本書紀』の言う「後皇子尊(のちのみこのみこと)である高市皇子の奉獻から継続していたと考えられ、石製形代も同時期一回性のもではなく、複数回の所産と考える必要があることは、他の奉納品からも言えることであろう。これは、八十島神祭や龍田風神祭(たつたのかぜのかみのまつり)同様、臨時祭や勅使参向も考慮する必要があるのではなからうか。又、全国でこの時期唯一の石製形代は、宗像特有であり、古儀に則った祭祀を、前時代の石製祭具を用いた祭祀と心象を重ね合わせていることにも注目したい。

3 . 考察

(1) 遺物観察による各遺跡の年代

各遺跡の石製祭具等の時期をまとめると第30図の通りである。

石製品で見える限り、岩上の16・17号遺跡は4世紀後葉から5世紀中葉、同じ岩上の19・21号遺跡は4世紀末葉から5世紀後葉、岩陰の6・7・8遺跡が5世紀中葉から6世紀前半、そして露天の1号遺跡が7世紀後半から歴史時代へと順次展開していくことが分かる。以前から指摘されているように、岩上 岩陰 露天との概念には変更がないが、各遺跡は一回性のもではなく、岩上と岩陰が併行する時期もあり、少なくとも単純な変遷を辿るものではない。巨視的に岩上に古い傾向が認められるのみで、5世紀代は、使用時毎にどちらかが選択されていたと見るべきである。従って、遺跡間が有機的な関連性を保持し、結果的に各遺跡の遺物出土状況となっていると言える。これは、「遺構」の集合体が「遺跡」である今日的な考え方で見れば、宗像沖ノ島の各「遺跡」は、正しく「遺構」であって、祭祀遺跡群全体が「遺跡」、各「遺跡」は「遺構」へ、遺跡構成要素の階層を下げて考えれば、沖ノ島祭祀の全体像を考え易くなるのでは無からうか。

(2) 祭場と「クラ」

実際の沖ノ島祭祀とは、どのようなものであったのであろうか。

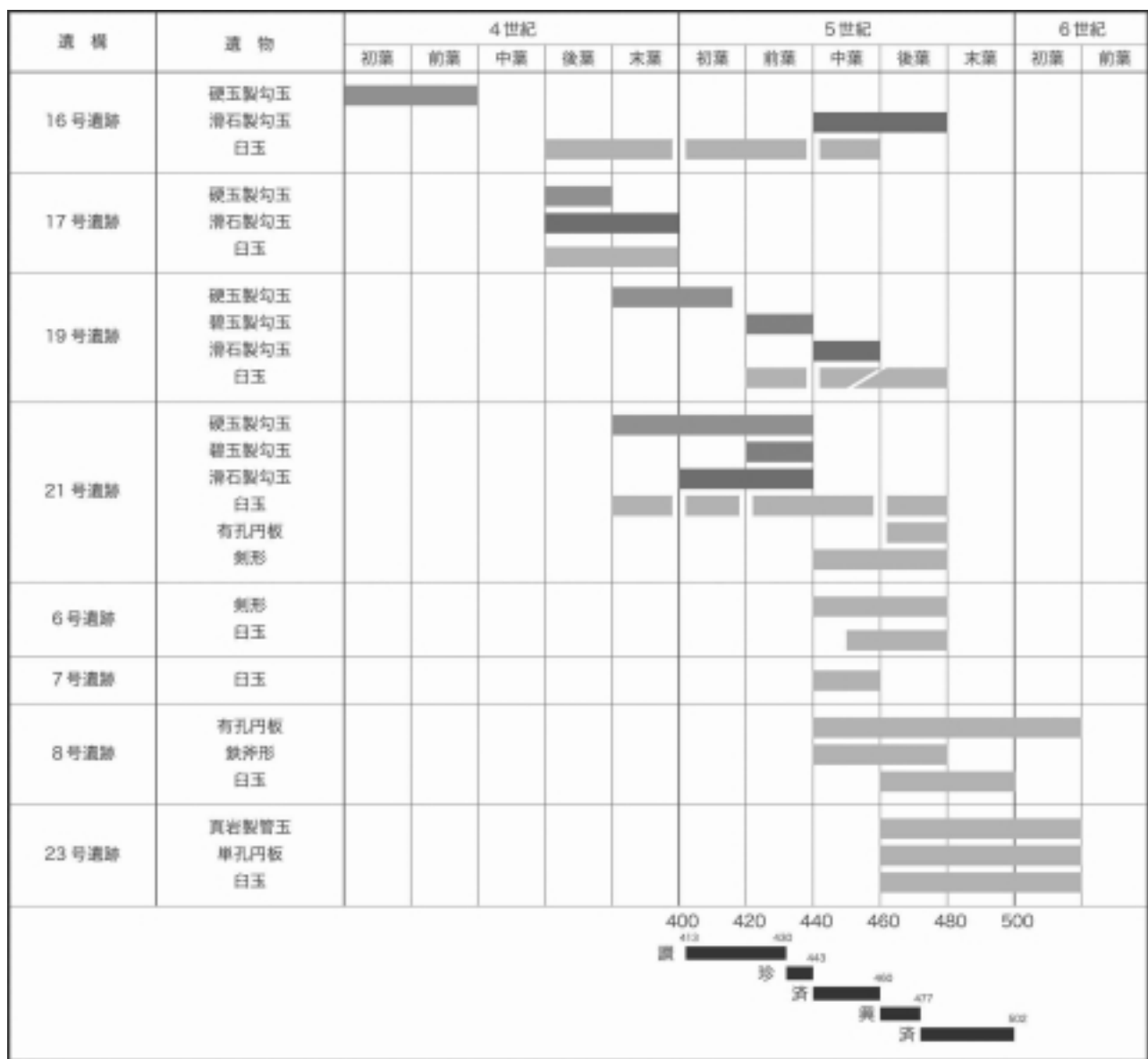
21号遺跡は、報告書に拠れば、「岩上の石組祭壇は神が降りたもう際の磐座(依代)であり、中央の大石は神籬を立てかける台にしたものである」とある³⁰⁾。この報告書の見解及び、その後復元された21号遺跡の状況を元に、今日までの21号遺跡の心象を持ち得てきた。そこで、石製品のみを抽出し、21号遺跡の分析を行った。第19図のように、少なくとも白玉の分布は、密度集中と距離の粗密性、そこから見る円若しくは楕円分布で、大きく四箇所に分けられることが判明した。第1群は東北にあって白玉のみの構成である。第2群は北にあって剣形・勾玉と白玉で構成される。第3群は西にあって、勾玉・白玉である。第四群は南にあって勾玉を伴う。単孔円板の分布は、四散状態にあり、各群に伴うとの解釈よりも、別の時期に重層的な加わり方をしたものであろう。子持勾玉は何れの白玉群にも属さず、単独である。これは単独の使用か、単独の奉納品と考えられる。この様に、21号遺跡上では、白玉が四群、四散状態の単孔円板、単独の子持勾玉が認められることになる。白玉の四群は、奇しくも白玉を形式分類の上、編年的に得られた時期が四時期あることと一致する。白玉個々の出土位置が把握出来ないため、群と形式分類の是非を検証出来ないのが残念である。白玉は、磐座上には少なく、殆どが磐座に近接したF号巨岩上である。報告書では、「祭壇中心部の大石上部に幅3m×長さ15cmの小さなくぼみがあり、そこから滑石製白玉3個が出土したことである。これは、玉などを懸けた木の枝を大石に立てかけておいたが祭祀終了後しばらくたってから、玉がこのくぼみに落ち込んだものであることを示している³¹⁾」とあり、「大石上部」の「小さなくぼみ」を観点に述べているため、後段の「大石に立てかけておいた」は、飽く迄も「大石上部」に据えられていたことを想定している。しかし、白玉の散布状況からは、寧ろ神籬状のもの(榊に祭具を取り懸けたようなもの)はF号巨岩上にあり、中央の磐座を支えに立て掛けたと解するべきであろう。そして、これは同時期ではなく、時期を異にする所産である。又、単孔円板を鏡形の退化形態で懸垂されたものと考えれば、落下して四散したと捉えることが出来る。単孔円板は磐座上にも散在するため、磐座上に据えられた依代に伴うと見る事が出来る。単孔円板を紡錘車

と見做すならば、磐座上に奉獻されたものが転落したと考えることが出来る。この考えが肯定されるのであれば、磐座の周りで前回の痕跡が無いところを選び祭祀を行っていた可能性がある。更に言えば、石製品は奉納品ではなく、一回性の祭具と見なされていたため、奉納の対象にはならなかったものと思われる。今日の神社神道でも依代の幣帛や神籬をそのままにする例があるが、これと同様の祭祀形態がこの時期まで遡れることになる。

19号遺跡は、「起伏のはげしい基岩の上に赤土や礫を運んで地固めを行い、更に一方を石塁で限り、壇を

こしらえ、その上に平らな大石を敷きならべ、礫石を葺くと言う土木工事をやっている」³²⁾ものである。やはり、祭壇若しくは祝詞座となる大石上には遺物が少なく、殆どが周辺に奉納されたものである。

6号遺跡は、3m×2mのコ字型となる岩陰空間に30～50cmほどの石を置いて祭場とするものである。報告書の図から認めるのは難しいが、「石英斑岩の礫によった石組みで、東西3.8m、南北2.1mの長方形の祭壇を構築している」³³⁾「平坦面を確保するためと土砂流入を防ぐために石組みを二重にしている」³⁴⁾とあり、石組みで整地区画した斎庭に、祭壇を鋪設したものと



第30図：時期区分図

見られる。遺物は現位置を保っていないと考えられるが、祭壇正中には存在しないため、祭壇を意識した奉獻が行われたのであろう。

1号遺跡は、「調査以前から露出していた大石は、祭壇の東南隅を形成し、割石を敷いた壇列が北と南に延びている」³⁵状態が確認されている。発掘調査が一部に限られたため、祭場の復元を軽々にすることは出来ないが、整地して平坦面を確保し、祭壇を設ける庭上祭祀であったことを想像することは容易である。又、大石から南に延びる割石の東に遺物が少ないため、トレンチと同方向の南東から北西の軸線を持つ祭場で、大石より南東側が祭祀を執り行う場であった可能性がある。遺物は大石の左右奥にあることから、これらは時期を違えた同じ場所に「横山の如く」に備え置かれた献納品であったのであろう。

以上、見てきたように、沖ノ島の遺跡群は、祭祀遺跡と認識されていながら、明確に神を斎まつる場と認識出来る場所は少ない。つまり、沖ノ島には平場が少ないのである。最も広いのが、島内に入った最初の平場(1号露天遺跡)である。次に、一段上がり、現在の中津宮社殿の前庭となる。そして、7号・6号遺跡の前に空間がある。これ以外は、祭祀を執り行うに相応しい空間がない。その中で、岩陰の空間、岩上で広い空間が確保出来る限られた場所を選び、祭壇を設けている。全体的には、より困難を伴う場所の方が、祭祀を厳修しようとする意識が強く、結果的に時期は古い傾向が認められるようである。

こうして、限定的とも言える祭場で執り行われ奉られた品々は、撤下の後、島内に奉安される。岩上の17号遺跡では、鏡を水平にするための工夫が見られ、岩の間隙に奉納品を納めた遺構である。こうした観点で各遺跡の状況を見るならば、例え岩上とされているものでも、岩の隙間や僅かな岩の廂の下であり、岩陰に至っては、神庫状態である。このように、所謂「御金蔵」を各所に設けたものが各遺跡であり、沖ノ島の殆どの遺跡は、神宝を納めた「クラ」と見るべきである。早い時期の奉安地は、より人目につき難い場所が求められ、5世紀前葉からは、前例のある奉安場所やその時折に相応しいと考えられた岩陰などに納められた。そして、最も岩の「クラ」に相応しく、各時代を通して

用いられていたのが「御金蔵」なのである。

沖ノ島遺跡は、各遺跡から多くの神宝が認められたため、各遺跡を祭祀遺跡と捉える先入観があった。しかし、宗像沖ノ島の祭祀遺跡を構成する遺構群と見なした場合、それらが有機的に見えてくる。限られた空間を利用した祭場、祭場付近に納められた神宝、そして、祭場が現在の社殿付近へ中心が移ると、そこから巨石群の中に入り、人知れず静かに安置される神宝、そうした関係の中にこの遺跡はあるのである。

(3) 沖ノ島出土石製品の石材

沖ノ島の地質は、海岸で浸食を受けて層状に露出する砂岩を伴う頁岩と、遺跡を構成する巨岩等の黒雲母・紫蘇輝石含有石英斑岩で成っている。従って、石製品は現地生産品も含め、その石材を島外から運び込んでいる。それでは、その石材はどこに求められるのであろうか。そこで、近接する石製祭具工房について概観する。

前述の様に、九州北部には三郡山地があり、滑石片岩を用いる工房跡も、小郡市西畠(にしじま)遺跡、糟屋郡志免町松ヶ上遺跡、糟屋郡須恵町(すえまち)片ガ熊遺跡、糟屋郡新宮町(しんぐうまち)夜臼・三代地区遺跡群、糟屋郡粕屋町(かすやまち)古大間池(ふるだいまいけ)遺跡、太宰府市水城裏ノ田(うらのた)遺跡、太宰府市高雄吉ヶ浦(よしがうら)遺跡、大野城市市中・西コモリ遺跡、大野城市曙町(あけぼのまち)石勺(こくじゃく)遺跡、春日市春日公園九州大学筑紫地区遺跡群、福岡市早良区重留(しげどめ)遺跡(2次調査)、福岡市東区三苫(みとま)遺跡(2・3次調査)など³⁶、産出地の福岡平野側に近接して営まれている。

一方、宗像市の内陸、富地原(ふじわら)にも、三郡山地北部から距離を置いた石製祭具製作工房跡を含む遺跡がある。富地原神屋崎(こうやざき)遺跡は、廃棄土坑SK8を始め多くの住居跡から、滑石片岩製白玉や未製品・工程品、有孔円板、荒割工程品などが出土する。白玉は石板格子状筋切分割法によるもので、筋切折取後に穿孔、縁辺成形研磨するものである。荒割工程品を見る限り、鉄斧状利器の打突点を多く見出せることから、白玉は石板格子状筋切分割法、他の製品は、荒割工程品から形割へと進む個別の製作が為され

ている。有孔円板は両面穿孔で、表裏面も複数回研磨していることから、技術的には古式である。しかし、側面は横方向研磨で多角形楕円であり、両面穿孔も円錐状錐で行われているものもあり、古式の技術を踏襲しつつも、粗雑感を持つ退化傾向が認められることから、5世紀後葉から末葉のものである。石材は緑泥片岩質(chlorite schist: クロライト シスト)の滑石片岩材で三郡変成帯のものと思われる³⁷⁾。現在、露頭面がある福岡県糟屋郡篠栗町(ささぐりまち)からは直線距離で15kmあり、搬入経路や入手方法に興味がないところである。

当該地域の石製祭具生産は、小郡市西島遺跡や糟屋郡新宮町夜臼・三代地区遺跡群の5世紀前半を初現とし、主体は5世紀後葉から6世紀末葉前後にある。この様な、現地生産が為されている中、住居跡から出土した白玉には、三郡山地の石材とは違うものが含まれる例があり注視したい。

富地原神屋崎遺跡から東に約1.3kmの位置にある古留京田(よしどめきょうでん)遺跡は、宗像市東部の吉武地区に所在し、新立山から北に延びる丘陵に位置する。Ⅲ-1B住居跡からは、白玉が多数出土している³⁸⁾。

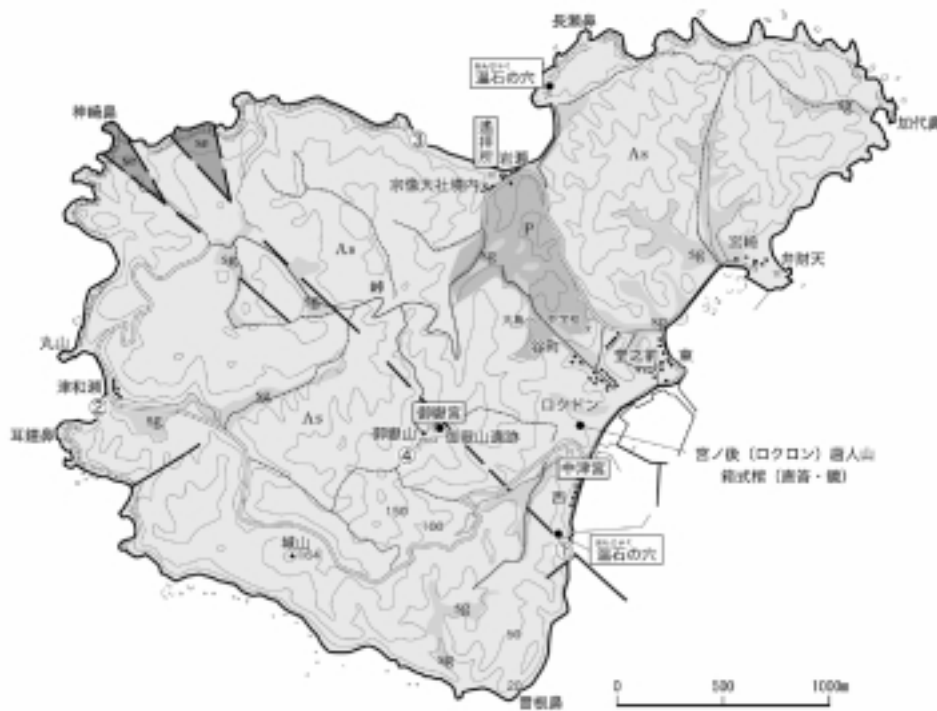
白玉は大別して4種の石材がある。

- ①算盤玉で上下斜方向研磨(A2) 暗青灰色で暗白色の縞状層が入る緑泥片岩。
- ②算盤玉で上下斜方向研磨(A2) 暗緑色を呈する緑泥片岩。
- ③太鼓胴で上下斜方向研磨(B2) 石質が緻密ではなく、研磨した表面に多孔感があり、暗緑色を呈する緑泥片岩。
- ④円筒形で斜方向研磨(C2) 橙乳白色の滑石を材とするもの。

①②は、関東で古墳に副葬される初期の石製葬具や畿内出土する石材で、Ⅲ-1B住居跡出土白玉の約半数を占め、①がその内の7割、②が3割を占める。

③・④は各々約4分の1の出土量である。白玉は、①②が5世紀初葉、③が5世紀前葉、④が5世紀中葉の時期が与えられ、一括性を考慮すると、5世紀前葉後半の所産であろう。これらの白玉は、当該地域の生産初現期にあたり、石材が三郡変成帯以外となれば、当然搬入品と考えねばなるまい。

又、時期は下るが、沖ノ島1号遺跡や8号遺跡から出土する石製形代に関わる遺跡が平成22年(2010)に調



第31図：大島全図

査されている。

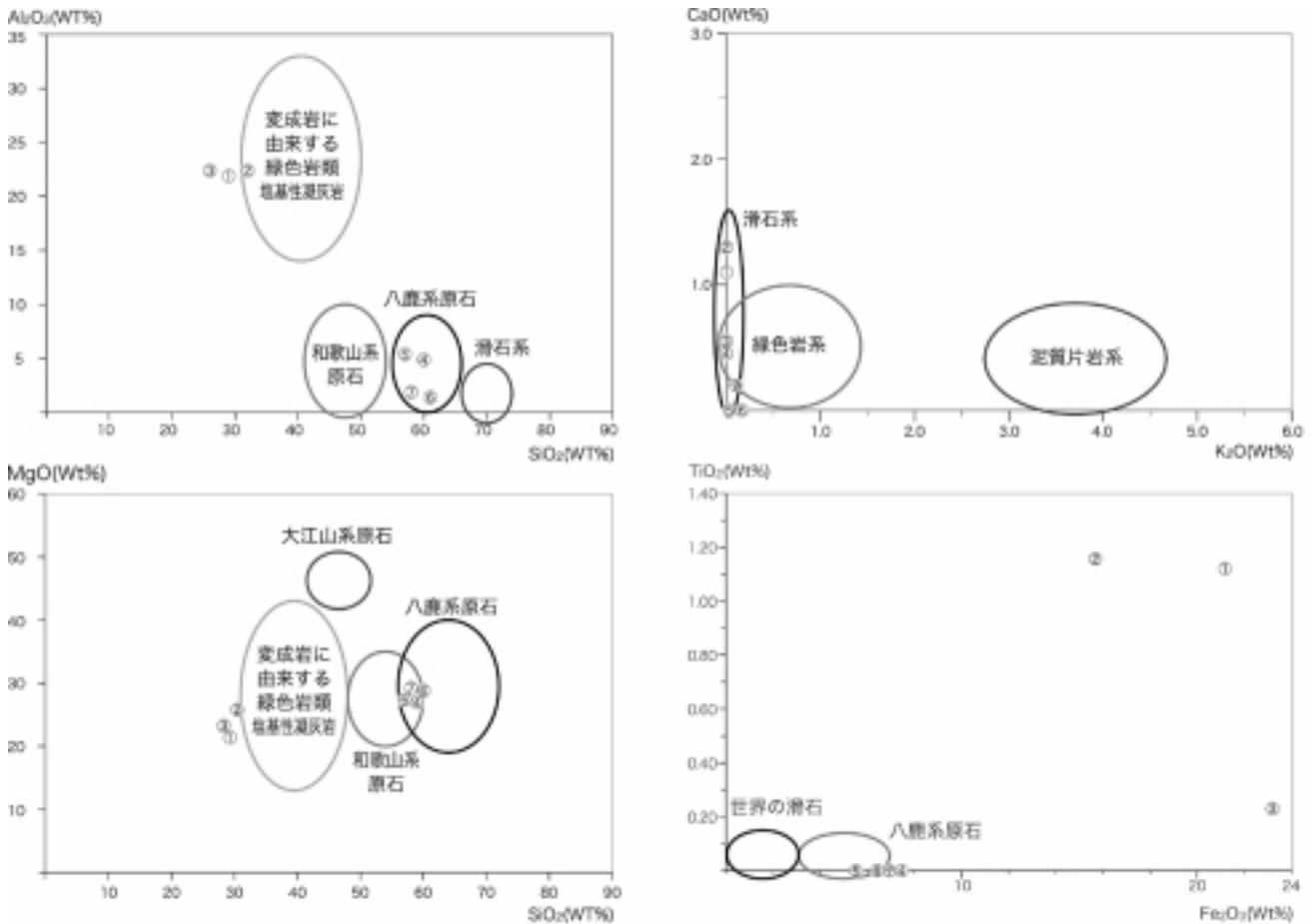
御嶽山遺跡は大島御嶽山頂(標高224m)にある中津宮境外摂社御嶽宮の境内にある遺跡である。頂上を形成する円形の等高線が、北西の尾根に続き形を崩すまでの範囲が遺跡で、以前から遺物が採集出来ることで知られていた。

ここからは沖ノ島(沖津宮)も宗像田島方面(辺津宮)

も眺望出来る場所である。詳細は報告書を待たねばならないが、トレンチ調査によって、奈良三彩小壺・八稜鏡・金属製雛形・青銅製鉢・須恵器(特殊器台・有孔土器・長頸壺・皿・蓋)・土師器等と共に、人形・馬形・舟形・円板・白玉等の石製形代が多く出土した³⁹⁾。実見した印象では、製作剥片が多いこと、遺跡環境を考慮しても沖ノ島と比して未製品ともとれる破

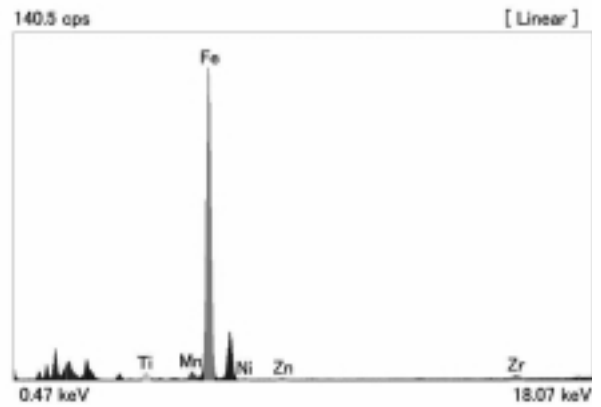
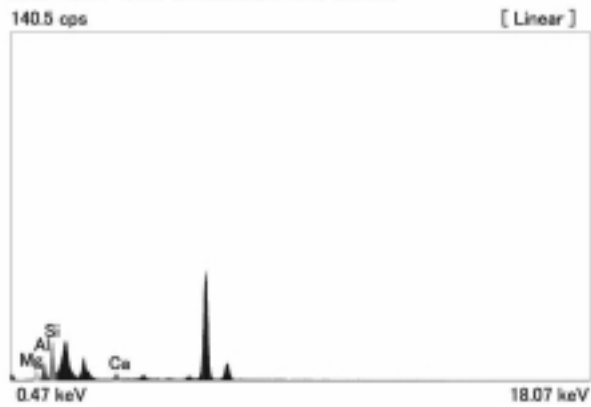
第1表：蛍光X線分析結果表

試料番号	種類	SiO ₂	TiO ₂	Al ₂ O ₃	Fe ₂ O ₃	MnO	MgO	CaO	K ₂ O	Cr	Cu	Ni	Y	Zn	Zr	岩質
①	白玉	29.23	1.14	23.24	21.60	0.62	22.95	1.07	-	-	-	0.04	-	0.07	0.05	緑泥石岩
②	白玉	30.51	1.16	24.25	15.87	0.41	26.40	1.30	-	-	-	0.01	0.01	0.04	0.04	緑泥石岩
③	白玉	27.71	0.23	24.23	22.55	0.23	24.07	0.53	-	-	-	0.41	0.01	0.01	0.02	緑泥石岩
④	白玉	59.52	-	4.50	7.48	0.09	27.67	0.47	-	-	-	0.26	-	0.01	-	滑石
⑤	製作剥片	58.69	-	5.94	5.81	0.06	28.85	-	0.21	0.12	0.01	0.31	-	trace	-	滑石片岩
⑥	製作剥片	60.98	-	2.60	6.16	0.05	29.71	-	0.18	0.13	0.02	0.17	-	trace	-	滑石片岩
⑦	製作剥片	59.96	-	2.90	6.80	0.08	29.45	0.22	0.19	0.07	0.01	0.33	-	-	-	滑石片岩

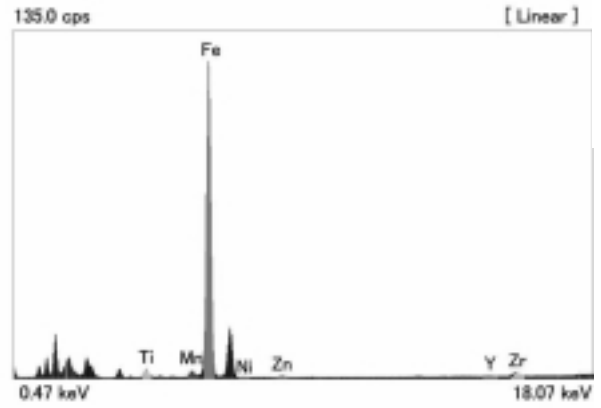
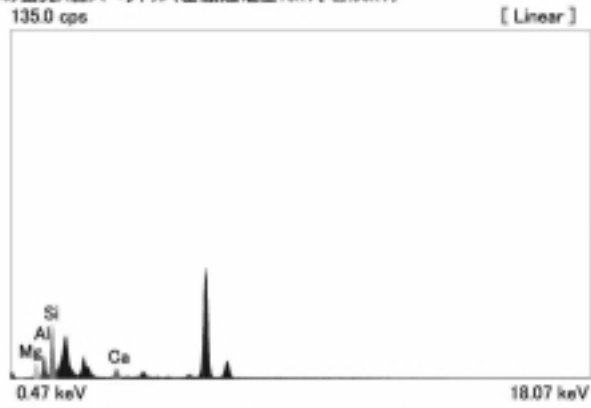


第32図：蛍光X線分析結果関係図

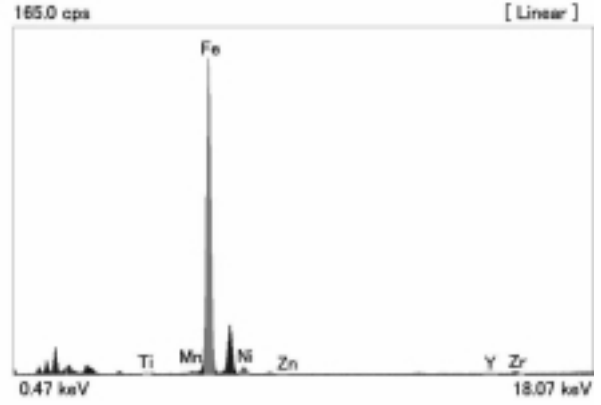
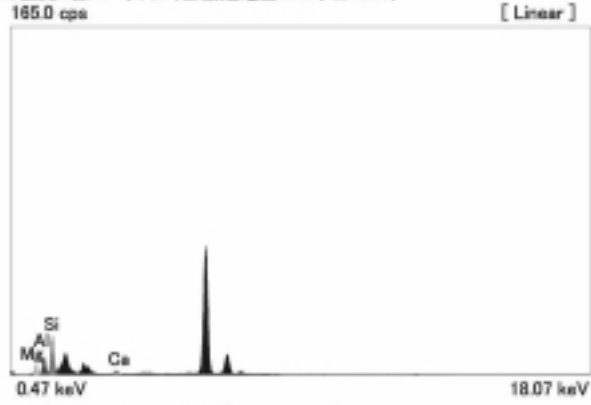
①の蛍光X線スペクトル(左:励起電圧15kV, 右:50kV)



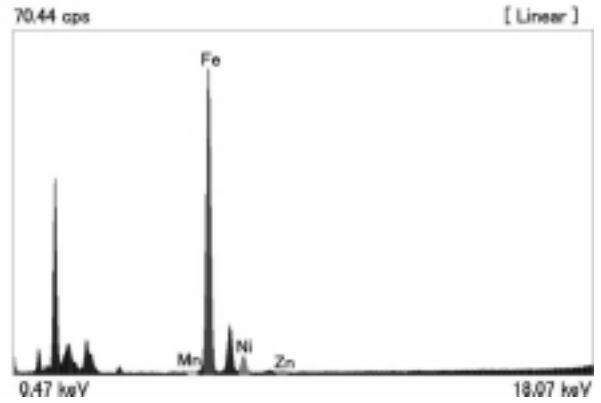
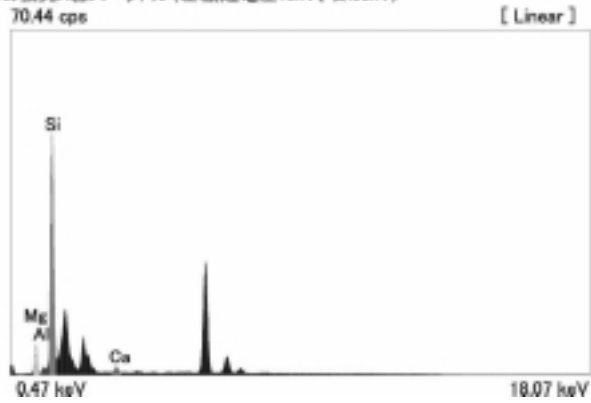
②の蛍光X線スペクトル(左:励起電圧15kV, 右:50kV)



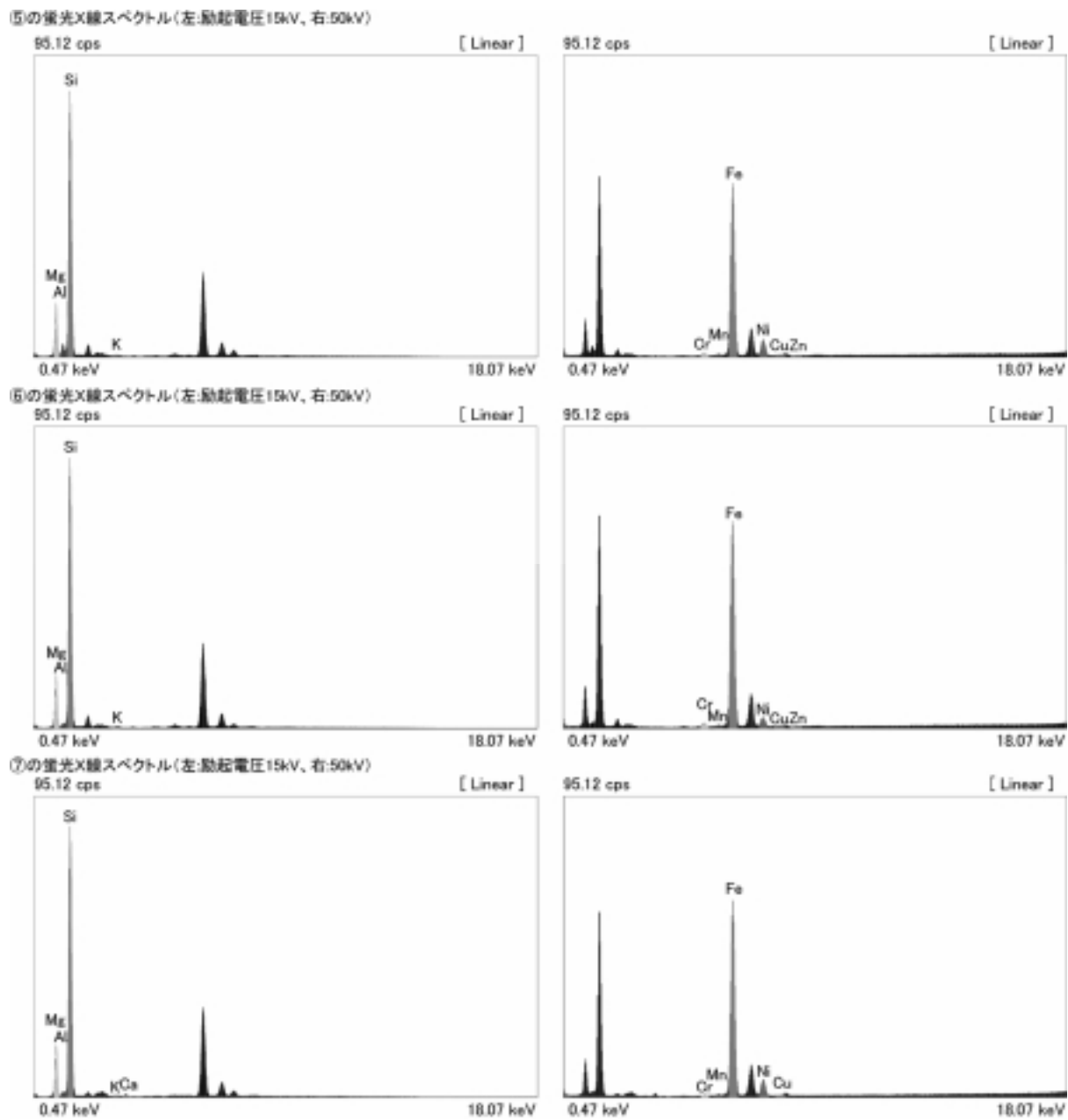
③の蛍光X線スペクトル(左:励起電圧15kV, 右:50kV)



④の蛍光X線スペクトル(左:励起電圧15kV, 右:50kV)



第33図：蛍光X線スペクトル1



第34図：蛍光X線スペクトル2

損が多いこと、穿孔具とみられる金属製管錐先端（鉄板を円筒状にしたもので、穿孔された製品と径が一致する）が複数あることなどから、立地条件を無視すれば、製作工房跡と判断出来る内容である。石材や製品は沖ノ島出土品と酷似しており、沖ノ島出土石製形代はここで製作された可能性が考えられる。

製作遺跡との視点で近辺を見るならば、大島には、遙拝所のある岩瀬の北と、中津宮の南にある西に、「温石の穴」と呼ばれる場所がある。現在は、崩落して報

告書に図示された場所を特定することは出来ないが、この温石こそ、一般的に言う滑石のことであるならば、温石を取った穴と解せられる。

大島は、中津宮がある人口密集地の港地区から、遙拝所のある岩瀬までの間が幾分低くなっており、東西の山塊をつなぐ体を成している。しかし、島の地層構造としては、神崎鼻から西の間に断層があり、御嶽山もこの断層の隆起によって生じている。西の「温石の穴」は丁度、この断層部分に位置している。

大島の地層は、関門層群の上部、下関亜層群に属するとされ、火山質礫岩・凝灰岩質砂岩・安山岩質火砕岩・安山岩溶岩を主体に、一部花崗斑岩が貫入し、接触部周辺はホルンフェルス化されていることから⁴⁰⁾、変成岩を含む可能性がある。

実査したところ、西の「温石の穴」があったと思われる付近は(第31図①)、正に断層面にあたり、水面から約1.5m付近の岩肌で石英脈が認められ、その半径8m周辺には、緑色岩類の露頭が確認出来た。又、風化し石綿状となった蛇紋岩の石塊も見られた。断層の西にあたる津和瀬では(第31図②)、緑色岩の露頭と石英脈の露頭が近接し、碧玉質の転石が採取出来た。しかし、明確な変成岩は認められなかった。一方、断層の東にあたる岩瀬の遙拝所付近では(第31図③)、点紋岩が多く、断層より西の岩相と一変した様相であった。

さて、断層に接している御嶽山頂であるが、山頂の遺跡内で露頭する岩塊は、変成岩ではない。しかし、参道を形成する石積みの中に、橙乳白色で砂岩系の石材が認められた。7月という山歩きには不適な季節の踏査ではあったが、近辺を探索したところ、御嶽山から南に続く尾根沿いの御嶽宮から南へ約100m付近で石英脈の露頭を確認した。更に尾根沿いを下り、御嶽宮から南西に約300m付近の道沿いに、緑色岩類の石塊が認められ、御嶽宮から南西に約400m付近の道沿いには、参道で認めた橙乳白色砂岩系岩石の露頭が確認できた(第31図④)。小片に割り即席で白玉状に研磨したところ、砂岩質の外見以上に粘りがあり、成形に耐えるものであった。緻密な状態のものや変成岩に接触している場合など、遺跡で認められる特徴的な橙乳白色の滑石片岩に近い石材と成り得る可能性も考えられるものであった。

御嶽山遺跡で使用されている石材そのものを確認することは出来なかったが、断層付近には緑色岩や蛇紋岩の変成岩帯を確認出来たことから、島内から滑石片岩や緑泥片岩の産出する可能性が皆無では無いことが明らかとなった。

もし、大島で滑石が産出する事実が確認出来れば、御嶽山遺跡で使用された滑石片岩は、三郡変成帯から海を越えて搬入されたものではないことになる。今後、調査がなされ明らかになることを待ちたい。

さて、これらの遺跡の内、富地原神屋崎遺跡出土の白玉①～④(第1表)と御嶽山遺跡の1～3層出土石製祭具製作剥片⑤～⑦(第1表)に対し、蛍光X線分析を行った結果は第1表である。滑石及び滑石片岩の蛍光X線分析は、既に畿内を中心とした遺跡出土品と滑石・滑石片岩産出地から得られた原石との対比が為されている⁴¹⁾。その成果と、今回の分析結果を検討したところ、白玉①②③は、 Al_2O_3 SiO_2 が変成岩に由来する緑色岩類塩基性凝灰岩付近に位置するものである。 MgO SiO_2 も、変成岩に由来する緑色岩類塩基性凝灰岩付近に位置するものである。 Fe_2O_3 TiO_2 では、若干八鹿原石と近い値を示す。 CaO K_2O では、滑石系の値である。このことから、①②③は八鹿産の滑石系の緑泥片岩である可能性がある。次に④は、 Al_2O_3 SiO_2 が八鹿系原石の範囲に位置するものである。 MgO SiO_2 も同様である。 Fe_2O_3 TiO_2 も八鹿原石と近い値を示す。 CaO K_2O では、滑石系の値である。このことから、色調の極端に異なる滑石の④は、八鹿産の滑石である可能性が高い。以上のことから、富地原神屋崎遺跡出土の白玉は、畿内からの搬入品であると思われる。

御嶽山遺跡出土剥片⑤⑥⑦は、 Al_2O_3 SiO_2 が八鹿系原石の範囲内に位置するものである。 MgO SiO_2 は八鹿系原石と和歌山系原石が重なる範囲に位置するが、⑥は和歌山系原石の縁辺の数値であり、和歌山系原石に近い数値を示す八鹿系原石の範疇と捉えるべきであろう。

Fe_2O_3 TiO_2 は八鹿原石の縁辺に近い値を示す。 CaO K_2O では、滑石系と緑色岩系の接点の値である。

富地原神屋崎遺跡出土の白玉は、沖ノ島16号・21号の5世紀初葉から前葉とした白玉と石材が類似する。このことは偶然ではない。何故ならば、この時期には当該地域で白玉生産が成されていない、若しくは、初現期と言う微妙な時期であることから、こうした製品は畿内から運ばれて来るのが通常であったと見られる。同様のことが沖ノ島にも言え、5世紀中葉までの沖ノ島出土石製品は、基本的に畿内が準備した畿内産のものである。これは、奉獻品に限らず、祭具まで畿内が準備したもの、謂わば畿内直営の状況である。しかし、5世紀中葉からは、三郡変成帯産と見られる径が大きくなる白玉が登場する。これは、奉獻品は畿内、一回

性の祭具は地元で調達する形態、後の勅使奉幣に近い状況が生じたことを意味する。つまりは、ヤマト王権から宗像の豪族に祭祀を依頼し奉獻品を届け、地元豪族が中取り持ちの祭主となって沖ノ島に渡り、祭祀と奉獻品の奉納をする形態である。勅使の参向も当然有ったことであろう。遺跡的には21号を祭壇とする途中から、この状態に変化したものと思われる。5世紀中葉は、所謂倭の五王の時期であり、半島・大陸と頻繁な交渉があったことは想像に難くない。当然ながら、海上交通路の安定と、周辺地域の安定的な支配権確立が背景になくはならない。この時期に、宗像地域は、祭祀氏族としての水沼(みぬま)君もしくは宗像君が誕生した可能性がある。

(4) 沖ノ島祭祀と倭五王

それでは、5世紀を中心とした、沖ノ島祭祀の状況を石製品から見てみよう。白玉は20年編年が最小単位であるため、それ以上の実態を知る術にはならないが、第30図で見ると、各時期に祭祀が行われ、奉獻品が納められていることは間違いない。しかし、概ね①4世紀末葉から5世紀前葉の時期、②5世紀中葉から後葉の時期、③5世紀後葉から6世紀初葉の時期に大別出来る。

①は硬玉製品や碧玉製品、精製の滑石片岩製品、A・A B・Bの白玉などで構成される。遺構は、岩上の16・17・19・21号などであり、19・21号で祭祀を齋行し、16・17・19号に主に納めたものと見られる。

②は精製品の滑石製品と有孔円板や剣形、鉄斧形などの石製祭具、B・B C・Cの白玉で構成される。遺構は、岩上の16・17・19・21号、岩陰の6・7・8号などであり、19・21・6号で祭祀を齋行し、16・17・19・6・7・8号に主に納めたものと見られる。

③は滑石片岩製の管玉などが含まれ、主に退化傾向のある滑石製祭具で構成される。遺構は、岩陰の6・7・8号などであり、6号で祭祀を齋行し、6・7・8号に主に納めたものと見られる。

さて、この①4世紀末葉から5世紀前葉の時期、②5世紀中葉から後葉の時期、③5世紀後葉から6世紀初葉の時期とは、どのような時期であったのであろうか。倭国王の朝貢と照合してみよう。

倭王讚(Zan)は、413年(義熙9)・421年(永初2)・425年(元嘉2)・430年(元嘉7)に宋国へ朝貢にしている。413年(義熙9)の記事は、『晋書(Jin shu)』安帝記(An-di-ji)に倭王の名が記されていない。しかし、『梁書(liang-shu)』諸夷伝(Zhu-yi-zhuan)には讚とされているので讚としたい。又、430年(元嘉7)も名は記されていないが、讚没年記事以前のため讚とする。

倭王珍(Zhen)は、438年(元嘉15)に兄讚の崩御に伴い即位した際の朝貢である。

倭王済(Qi)は、443年(元嘉20)・451年(元嘉28)・460年(大明4)に宋国へ朝貢にしている。460年(大明4)は名が記されていないものの、済没年記事以前のため済とする。

倭王興(Xing)は、462年(大明6)の宋国朝貢である。

倭王武(Wu)は、477年(昇明元)・478年(昇明2)に宋国(Song)へ、479年(建元元)に南斉国(Nan-Qi)へ、502年(天監元)に梁国(liang)へ朝貢にしている。477年(昇明元)に倭王名が記されていたものの、興崩御記事と武即位記事であるため、武の即位に伴う朝貢としたい。

所謂倭五王は、凡そ

「讚」= 5世紀初葉から前葉前半

「珍」= 5世紀前葉後半

「済」= 5世紀中葉

「武」= 5世紀後葉から末葉

と言う治世となる。各倭王の治世と沖ノ島の祭祀時期を重ね合わせると、

①4世紀末葉から5世紀前葉=「讚」

②5世紀中葉から後葉=「済」

③5世紀後葉から6世紀初葉=「武」

の一致を見ることになる。従って、「讚」の時期は、畿内から直接全ての奉納品や祭具を持ち込み、19・21号で祭祀を齋行し、16・17・19号に奉獻品を納め、「済」の時期には、畿内から奉納品を持ち込み、祭具は地元で調達して、19・21・6号で祭祀を齋行し、16・17・19・6・7・8号に奉獻品を納め、「武」の時期にも前代に倣い、6号で祭祀を齋行し、6・7・8号に奉獻品を納めたものと見られるのである。

こうした使節が、大陸へ黄海を直線的に渡る際の風待ち港で齋行した祭祀遺跡がある。大韓民国扶安竹幕



第35図：沖ノ島遺跡間関係図

洞遺跡である。竹幕洞遺跡からは、鏡形・有孔円板・剣形・短甲形・鎌形・鉄斧形・刀子形・勾玉形・白玉が出土している⁴²⁾。細かい分析は他の機会に譲るとして、遺物は3群に大別出来る。石材は、関東三波川帯のものではなく⁴³⁾、畿内産と見られ、地元の頁岩も使用した現地追加品も認められる。石製品の時期は、再検討の余地は残すが、5世紀初葉から5世紀前葉、5世紀中葉、5世紀後葉前半の3期に分けられる。「讚」「済」「武」の時期と一致する。しかし、沖ノ島とは内容に相違がある。「讚」の時期は、精製品に近い鏡形や剣形で、これらは沖ノ島では出土していない。「済」の時期は勾玉形と剣形、大量の有孔円板(双孔)で構成される。沖ノ島の剣形は西日本に多い形状であるが、竹幕

洞遺跡の場合は、東日本的な元来の系譜に乗るものである。「武」の時期は有孔円板(双孔・単孔)と剣形、少数の勾玉形である。退化傾向は最小限のようである。これらの遺物構成は、「済」の時期の有孔円板(双孔)量の特出していること、白玉の出土量が極端に少ないことを除けば、基本的には時期毎の特徴を表す一般的な祭具の在り方である。又、他の出土品の質も異なることは明らかである。つまり、沖ノ島の祭祀と竹幕洞遺跡の祭祀では、奉納品の在り方や祭具が異なるのである。

これは、竹幕洞遺跡が航海の途中で寄港し、同船していた祝(はぶり)や祭祀従事者が、携えてきた祭具と現地補充をして航海の安全祈願を行ったことに対して、

沖ノ島は航行中の寄港地ではなく、勅使参向などの祭祀を行うためだけに渡島する、謂わば事前の潔斎が必要な特別な場所であったことに他ならない。

例え朝貢目的の安全祈願が必要な場合でも、事前若しくは別船で赴く聖なる島であって、単なる海上交通路上の祭祀拠点には位置付けられない存在であったと思われる。

4 . まとめ

以上、沖ノ島遺跡は、遺構・遺物の出土状態から、祭祀の場と奉納品を納めた所謂「クラ」の遺構群で構成される祭祀遺跡であり、各遺構は、複数回の奉納が行われたことを述べてきた。これは、古い段階がより人の目に付かなく困難を伴う場所に奉納品を納め、時代が下るにつれ、岩「クラ」へ納める傾向があり、遺跡としては岩上から岩陰へと移る傾向に変更点はない。しかし、その遺構(場所)には、後の祭祀の奉納品が重複して納められていることから、これまでのように、単純な祭祀形態の変遷として各遺構を語ることは出来ない。

沖ノ島出土の石製品は、所謂倭五王の「讚」代には、畿内から直接、倭国王所持品の奉納、必要な祭具も運ばれてきている。「済」代には変化が見られ、奉納品は畿内の倭国王から、祭具は宗像域での現地調達となっている。これは5世紀中葉に地元豪族が祭祀を執り行うようになったことを示唆しており、水沼君若しくは宗像君が沖ノ島並びに後の神郡となる地域への支配権を確立した時期ともとれる。この関係、特に宗像氏と皇室との関係は重要であり、歴史上画期となった天武朝の皇太子格、高市皇子縁の神であるとの意識は、後世まで強く残り、『古事記』『日本書紀』の編纂にも大きな影響を与えたことであろう。『古事記』『日本書紀』編纂段階の宗像神の神徳は、「道主貴(ちぬしのむち)」である。古代に於いて150年の時間幅でこの神徳に変化があるとは思えないことから、倭五王時代の宗像神も又、重要な大陸・半島との交渉路である船舶航行を守護し奉る海神であったのであろう。更には、交通路、特に水上交通の「道主貴」である水神とも解せられ、全国に勧請されて行ったものと考えられる。

宗像沖ノ島の研究は、発掘調査が実施され、その内容が報告され明らかになった1979年時点を第一段階とするならば、それから30年経の年月を経、幾ばくか進歩のあった考古学で、緻密な分析を行い再評価する第二段階に入ったものと言えよう。

「お言わず様」の神秘性は、考古学による遺跡解明が進んでも、少しも損なわれることはない。寧ろ、深遠な古代祭祀の解明に辿り着くには、玄界灘の三角波を渡るが如く厳しく、霧の中を進むが如く先が見えないものである。四方(よも)の国民(くにたみ)が宗像の大神の神徳を再び思い起こすよう事実を明らかにし、宗像沖ノ島を正しく評価することが、今日までの研究の神恩感謝となれば幸いである。

小論を成すにあたり、宗像大社 堤宏禰宜・重住真貴子学芸員、福岡県世界遺産登録推進室、宗像市世界遺産登録推進室、又、御薫陶をいただいております楢山林継先生、種々支えてくださる篠原浩恵をはじめ、多くの御助力・御協力を賜りました方々に謝意を表します。

尚、石材の蛍光X線分析は、パリノ・サーヴェイ株式会社によるものである。

補注・引用文献

- 1) 篠原祐一(2002):『古語拾遺』にみる齋部古伝の成立について;『神道宗教』第188号 神道宗教学会
篠原祐一(2003):『石の和幣が語るもの - 石製模造品祭具からみた古代祭祀の展開 -』;『第11回特別展 帆立貝形古墳を考える』かみつねの里博物館
- 2) 岸岡貴英(2005):『北近畿地域における滑石の産出地と周辺の遺跡』;『第54回 埋蔵文化財研究集会 古墳時代の滑石製品 - その生産と消費 - 発表要旨・資料集』第54回埋蔵文化財研究集会事務局
- 3) 大岡由記子(2005):『古墳時代における大和の玉作り』;『立命館大学考古学論集Ⅳ』立命館大学考古学論集刊行会
- 4) 篠原祐一(1990):『石製模造品観察の一視点 - 栃木県出土の有孔円板の観察をとおして -』;『古代』第89号 早稲田大学考古学会
篠原祐一(1995):『白玉研究私論』;『研究紀要第3号』財団法人栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター
篠原祐一(1996):『剣形模造品の製作技法 - 下毛野地域を例にして -』;『研究紀要 第4号』財団法人栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター
篠原祐一(1997):『石製模造品剣形の研究』;『祭祀考古学』創刊号 祭祀考古学会
篠原祐一(2000):『石製模造品の諸問題』;『信仰関連遺跡調査課程』奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター 埋蔵文化財発掘技術者特別研修 奈良国立文化財研究所
篠原祐一(2005):『滑石の生産と使用をつなぐ視点』;『第54回 埋蔵文化財研究集会 古墳時代の滑石製品 - その生産と消費 - 発表要旨・資料集』第54回埋蔵文化財研究集会事務局
篠原祐一(2006):『石製模造品と祭祀の玉』;『季刊考古学(ARCHAEOLOGY QUARTERLY)』第94号 - 特集 弥生・古墳時代の玉文化 - 雄山閣
篠原祐一(2007):『祭祀石製品』;『季刊 考古学』第99号 - 特集 石の考古学 - 雄山閣
篠原祐一(2002):『子持勾玉小考』;『子持勾玉資料集成』國學院大學日本文化研究所
篠原祐一(2010):『8 石製祭具について』;『勝坂有賀谷祭祀遺跡資料報告書』相模原市史調査報告6 相模原市、p.84
篠原祐一(2010):『勾玉腹部弧の数値化に関する一考察』;『日本基層文化論叢』
- 5) 車塚哲久・篠原祐一(2010):『石製祭具製作に於ける螺旋式錐先垂下孔穿孔具の存在について』;『研究紀要』第18号 財団法人とちぎ生涯学習文化財団 埋蔵文化財センター
- 6) 宗像神社復興期成会(1961):『続沖ノ島』吉川弘文館、図版82
- 7) 前掲書6) p.226
- 8) 蒲原宏行(1987):『石釧研究序説』;『比較考古学試論』雄山閣出版
- 9) 岡寺分類Ⅲにあたる。岡寺 良(1999):『石製品研究の新視点 - 材質・製作技法に着目した視点 -』;『考古学ジャーナル』453
- 10) 前掲書8)
- 11) 宗像神社復興期成会(1958):『沖ノ島』吉川弘文館、第70図2
- 12) 前掲書6) 第97図の5
- 13) 前掲書6) 第78図6~8・11・12
- 14) 前掲書6) 第78図5
- 15) 第三次沖ノ島学術調査隊(1979):『宗像 沖ノ島』;『本文』宗像神社復興期成会 弓場紀知 p.81 106
- 16) 前掲書15) 小田富士雄 p.153、岡崎敬 p.510
- 17) 前掲書15) 弓場紀知 p.427
- 18) 前掲書15) 弓場紀知 p.419
- 19) 大平 茂(2008):『祭祀考古学の研究』、p.125
- 20) 前掲書19)
- 21) 奈良国立文化財研究所(1983):『平城宮東堀川』
- 22) 奈良国立文化財研究所(1975):『平城宮発掘調査報告Ⅵ』奈良国立文化財研究所学報第23冊
- 23) 三重県教育委員会(1989):『松阪市深長町杉垣内遺跡』;『昭和61年度 農業基盤整備事業地域埋蔵文化財調査報告』I 三重県埋蔵文化財調査報告79
- 24) 前掲書15) 弓場紀知 p.100 102
- 25) 前掲書15) 弓場紀知 p.102 104
- 26) 前掲書15) 弓場紀知 p.104 106
- 27) 平尾和久(2005):『滑石石材の流通と模造品生産』;『第54回 埋蔵文化財研究集会 古墳時代の滑石製品 - その生産と消費 - 発表要旨・資料集』第54回埋蔵文化財研究集会事務局
- 28) 前掲書3)
- 29) 荒木田經雅(1776):『大神宮儀式解』前篇、p.266 『大神宮叢書』(1970) 臨川書店
- 30) 前掲書15) 松本 肇 p.235
- 31) 前掲書15) 松本 肇 p.223
- 32) 前掲書6) 乙益重隆 p.174
- 33) 前掲書15) 松本 肇 p.198
- 34) 前掲書15) 松本 肇 p.206
- 35) 前掲書15) 小田富士雄 p.152
- 36) 森井千賀子(2004):『筑前地域における滑石製模造品の製作遺跡』;『福岡大学考古学論集 - 小田富士雄先生退職記念 -』小田富士雄先生退職記念事業会
- 37) 宗像市教育委員会(1996):『富地原神屋崎』宗像市文化財調査報告書第41集
- 38) 宗像市教育委員会(1986):『宗像埋蔵文化財調査概報 - 1985年度 -』宗像市文化財調査報告書第10集
- 39) 宗像市市民活動推進課(2010):『御嶽山遺跡調査記者発表資料』、宗像市郷土文化学習交流室文化財係(2010):『大島御嶽山遺跡調査概要』
- 40) 福岡県農政部農地計画課(1984):『福岡県福岡広域生活圏 土地分類基本調査』福岡・津屋崎・神湊 p.55
- 41) 井上 巖(2005):『滑石の化学特性と産地分析』第54

回 埋蔵文化財研究集会 古墳時代の滑石製品 - その生産と消費 - 発表要旨・資料集』第54回埋蔵文化財研究集会事務局

- 42) 国立全州博物館(1994):『扶安 竹幕洞 祭祀遺蹟』国立全州博物館 學術調査報告第1輯
 43) 日本の地質「関東地方」編集委員会(1986):『関東地方』日本の地質3 共立出版

参考文献

- 久城育夫・荒巻重雄・青木謙一郎(1989):『日本の火成岩』岩波書店
 日本の地質「九州地方」編集委員会(1988):『日本の地質9九州地方』共立出版
 福岡県農政部農地計画課(1984):『福岡県福岡広域生活圏土地分類基本調査』福岡・津屋崎・神湊
 福岡県農政部農地計画課(1973):『周防灘周辺開発地域土地分類基本調査』折尾
 福岡県農政部農地計画課(1973):『周防灘周辺開発地域土地分類基本調査』直方
 島津光夫(1991):『グリーンタフの岩石学』共立出版
 小田富士雄編(1988):『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』吉川弘文館
 相山林繼ほか(2002)『子持勾玉資料集成』國學院大學日本文化研究所

図出典

- 第1図 久城育夫・荒巻重雄・青木謙一郎(1989):『日本の火成岩』岩波書店 をトレースして改変
 第2図 篠原祐一(1995):『白玉研究私論』;『研究紀要第3号』財団法人栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター より転載
 第3図 篠原祐一(1997):『石製模造品剣形の研究』;『祭祀考古学』創刊号 祭祀考古学会 より転載
 第4図 篠原祐一(2005):『滑石の生産と使用をつなぐ視点』;『第54回 埋蔵文化財研究集会 古墳時代の滑石製品 - その生産と消費 - 発表要旨・資料集』第54回埋蔵文化財研究集会事務局 より転載
 第5図 篠原祐一(2010):『8 石製祭具について』;『勝坂有賀谷祭祀遺蹟資料報告書』相模原市史調査報告6 相模原市、p.84 より転載
 第6図 篠原祐一(2010):『8 石製祭具について』;『勝坂有賀谷祭祀遺蹟資料報告書』相模原市史調査報告6 相模原市、p.84 より転載
 第7図 篠原祐一(1995):『白玉研究私論』;『研究紀要第3号』財団法人栃木県文化振興事業団埋蔵文化財センター より転載
 第8図 篠原祐一(2005):『滑石の生産と使用をつなぐ視点』;『第54回 埋蔵文化財研究集会 古墳時代の

滑石製品 - その生産と消費 - 発表要旨・資料集』第54回埋蔵文化財研究集会事務局 より転載

- 第9図 篠原祐一(1997):『石製模造品剣形の研究』;『祭祀考古学』創刊号 祭祀考古学会 より転載
 第10図 篠原祐一(2002):『子持勾玉小考』;『子持勾玉資料集成』國學院大學日本文化研究所 より転載
 第11図 宗像神社復興期成会編(1958):『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺蹟』吉川弘文館 第15図を転載
 第12図 宗像神社復興期成会編(1958):『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺蹟』吉川弘文館 第41図の1~4、第70図の1~6を改変して転載
 第13図 宗像神社復興期成会編(1958):『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺蹟』吉川弘文館 第44図より抜粋して転載
 第14図 宗像神社復興期成会編(1961):『続 沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺蹟』吉川弘文館 第4図より転載
 第15図 宗像神社復興期成会編(1961):『続 沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺蹟』吉川弘文館 第55図より転載
 第16図 宗像神社復興期成会編(1961):『続 沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺蹟』吉川弘文館 第69図を改編して転載
 第17図 宗像神社復興期成会編(1961):『続 沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺蹟』吉川弘文館 第78~79図を改編して転載
 第18図 宗像神社復興期成会編(1961):『続 沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺蹟』吉川弘文館 第82図より抜粋して転載
 第19図 第三次沖ノ島学術調査隊(1979):『宗像 沖ノ島』「本文」宗像大社復興期成会 FIG.102の左右を合成し、白玉のみ抽出して作図
 第20図 第三次沖ノ島学術調査隊(1979):『宗像 沖ノ島』「本文」宗像大社復興期成会 FIG.103を改編して転載
 第21図 第三次沖ノ島学術調査隊(1979):『宗像 沖ノ島』「本文」宗像大社復興期成会 FIG.88を抜粋して転載
 第22図 第三次沖ノ島学術調査隊(1979):『宗像 沖ノ島』「本文」宗像大社復興期成会 FIG.84より転載
 第23図 宗像神社復興期成会編(1958):『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺蹟』吉川弘文館 第70図より抜粋して転載
 第24図 宗像神社復興期成会編(1958):『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺蹟』吉川弘文館 第17図より転載
 第25図 宗像神社復興期成会編(1958):『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺蹟』吉川弘文館 第19図及び宗像神社復興期成会編(1961):『続 沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺蹟』吉川弘文館 第104図を合成して作成

- 第26図 宗像神社復興期成会編(1958):『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』吉川弘文館 第70図62~77・78・79、第71図1~26を合成して転載
- 第27図 第三次沖ノ島学術調査隊(1979):『宗像 沖ノ島』「本文」宗像大社復興期成会 FIG .120を改変して転載
- 第28図 第三次沖ノ島学術調査隊(1979):『宗像 沖ノ島』「本文」宗像大社復興期成会 FIG 98を改変して転載
- 第29図 第三次沖ノ島学術調査隊(1979):『宗像 沖ノ島』「本文」宗像大社復興期成会 FIG 39・40・47を合成、FIG 48~49を抜粋し転載
- 第31図 第三次沖ノ島学術調査隊(1979):『宗像 沖ノ島』「本文」宗像大社復興期成会 FIG .147を改変して転載
- 第35図 第三次沖ノ島学術調査隊(1979):『宗像 沖ノ島』「本文」宗像大社復興期成会 FIG .2を原図して作図

追記

3月11日金曜日、東日本大震災が発生した。その時、発掘現場に居たが、例えるなら、揺れの激しい電車の中で何も掴まらずに立っている状態であった。立って居たのは私ともう一人の調査員だけで、他の作業員は現場事務所の駐車場にしゃがみ込み、耐え切れず尻餅を搦いた。そして、揺れる大地にしがみついていた。電線の倒れそうな範囲から逃げることを指示するのが精一杯で、長く感じる数秒の中、屋根瓦が降り注ぐ庭先、倒れて道を塞ぐ大谷石の塀、粉塵をあげて潰れ行く納屋、今にも動き出しそうな車などの光景が目映った。揺れが収まり事務所に入ると、散乱する机や椅子、割れて午後2時48分で時が止まった時計、床に刺さったシャープペンシルがあった。車は前後に揺すられたため、タイヤが碎石に埋まり、車の底が地面に接していた。道路の散積物を撤去し先ずは帰路を復旧。その後の対応をもう一人の調査員に任せ、急ぎ囑託員しかいない丘陵上の古墳発掘現場に向かった。尾根の舗装道路は中央から割れ、路肩は崩れていた。発掘現場に到着すると、主体部は半分が崩れてきた土で埋まり、墳丘を切ったトレンチは完全に崩落していた。休憩の声で間一髪逃れることが出来た作業員が、3人分の箕と移植ゴテが埋まっているよと話した。

震度6強、実(げ)にも凄まじきものであった。

停電し、ラヂオと蠟燭の生活が丸1日、漸く通電して映ったテレビジョンの映像は、「壊滅」と言う言葉を実感させる三陸の変わり果てた姿。未曾有の天災。多くの御魂が幽界に去った。只衷心より御冥福を祈るばかりである。宗像の大神様の神威(みいつ)が遍く人々を照らし、震災に苦しむ人々の心へ「道主貴」の道開きがなされることを祈念してやまない。

沖ノ島出土銅矛と青銅器祭祀

柳田 康雄 國學院大學教授

要旨：玄界灘沿岸に出現した弥生時代初期文化は、ムナカタにも及んでいる。この地域は、初期青銅器のうち稀有な舶載青銅武器が限定して流入しているが、初期青銅武器の製作・研磨技術がないことから、武器の折損や刃こぼれなどの使用痕跡が残り、戦闘・祭祀の模擬戦が推測できる。沖ノ島出土銅矛は、その形態から北部九州製であり、武器形青銅器が集中するムナカタ地域の青銅器文化を熟知する必然性がある。「イト国」・「ナ国」に元始王権が出現した以後は青銅器製作が緩和されることから、ムナカタ地域でも青銅器を製作し、以東地域に搬出される。この北部九州系青銅器の東漸にムナカタ一族が深く関与する。

キーワード：ムナカタ、青銅器祭祀、元始王権、沖ノ島、北部九州の東漸

1. はじめに

宗像市沖ノ島では弥生時代の遺物が若干発見されている。その中で重要なのが戦時中に発見された銅矛であるが、銅矛は現在も山形県在住の個人所有で、今回の交渉でも未公開状態が継続しているので、実測・写真撮影ができなかった。

沖ノ島から最短距離にある九州本土は宗像市であり、行政的にも宗像市に属する。沖ノ島出土銅矛を理解するには、この宗像地域の弥生青銅器の実態を熟知しなければならない。これまでに宗像地域の青銅器が集成されたことはある(花田 1993、安部 1993・1997)が、残念なことに型式分類など弥生時代青銅器研究の現状を把握されていないことから、拙稿以前の青銅器研究のなかでは地域性を語るができない(柳田 1986～2011)。

したがって、先に糟屋以東の玄界灘から響灘沿岸の主な青銅器出土遺跡の概要を紹介し、新しい弥生青銅器研究のもとでムナカタ地域の青銅武器と青銅器祭祀の特質を探りたい。

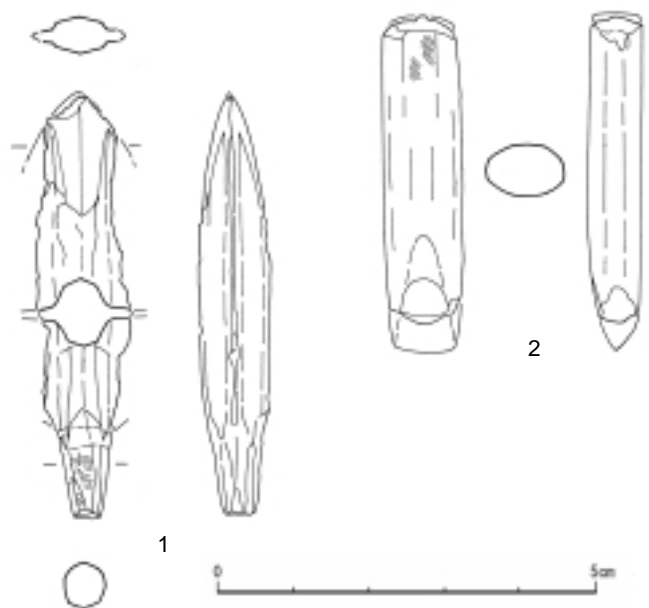
2. ムナカタ地域の弥生文化のはじまり

宗像市では弥生時代早期の遺跡として田久松ヶ浦遺跡が知られている。南西側のカスヤ地区の江辻遺跡と

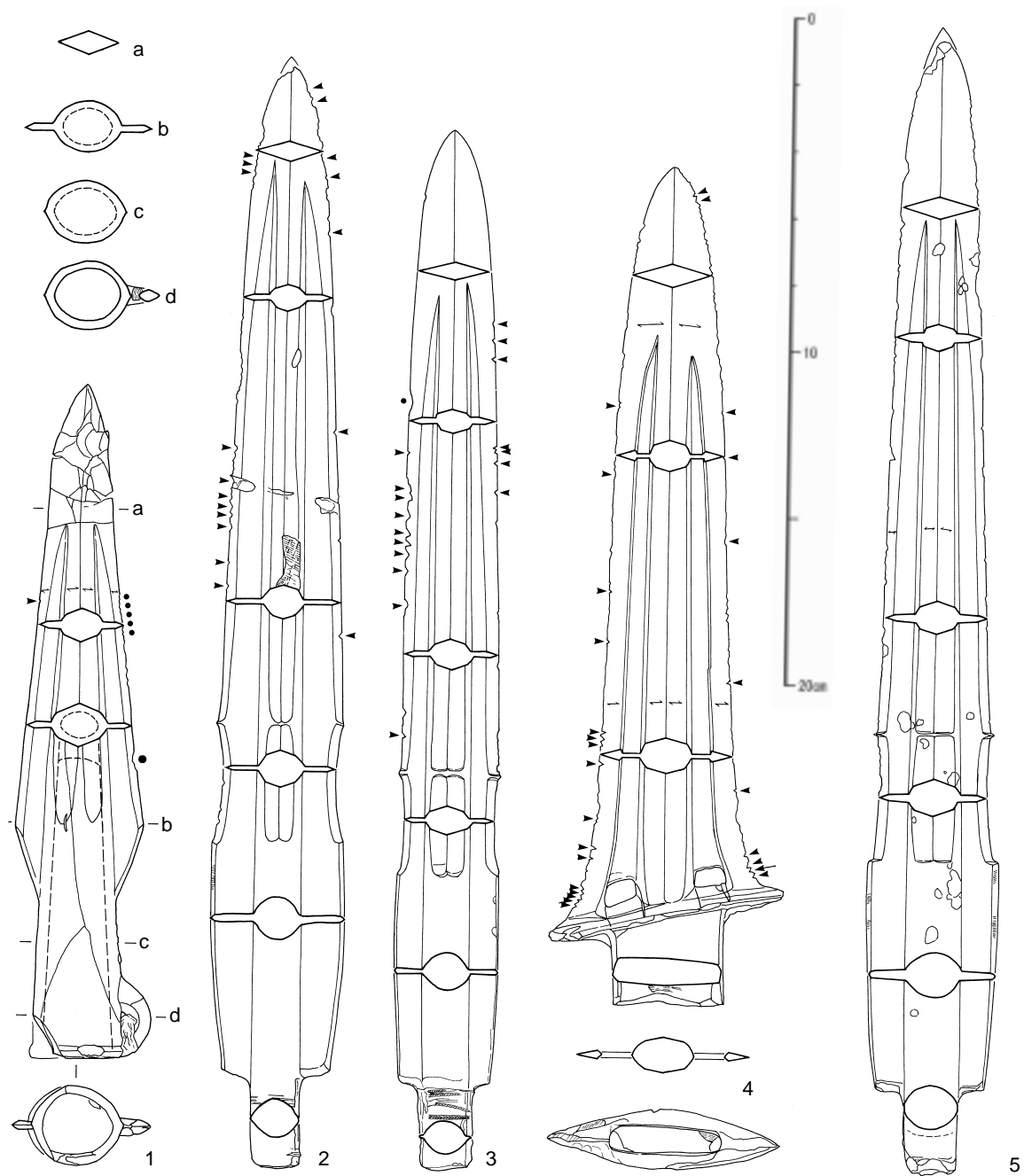
共に早期後半から始まり前期まで継続する遺跡である。田久松ヶ浦遺跡は墳墓群の調査であったが、棺台をもつ組合箱形Ⅰ型式木棺墓(柳田 2003a)に有柄式石剣・磨製石鏃・壺が共伴している。同じく弥生前期の久原遺跡でも、組合箱形Ⅰ型式木棺墓から有柄式石剣・磨製石鏃・壺が出土している(原 1999)。

福津市今川遺跡銅鏃・銅鏢

今川遺跡は、玄界灘に面する津屋崎浜の砂丘上に位置する弥生前期前半の集落遺跡。銅鏃は、夜臼式を含



第1図 今川遺跡銅鏃・銅鏢実測図(1/1)



第2図 馬渡束ヶ浦遺跡銅矛・銅剣・銅戈実測図(1 / 2)

む板付 I 式の包含層(下層)から出土している。採集された銅鑿も、同一の包含層出土と考えられている。
銅鑿 (第1図 - 1) は、翼部を欠損した両翼鑿であるが、現状で茎にされている部分は茎を磨上げたものではなく脊部本体を再加工されていることと、脊部分の横断面形状から遼寧式銅剣Ⅲ型式の鋒部分を再利用したもの

であることが解る。全長5.55cm、現存幅1.23cm、脊最大厚さ0.93cm、重さ12.5gの計測値をもつ。銅鑿(第1図 - 2)は、現存全長4.15cm、最大幅1.35cm、最大厚さ0.69cm、重さ10.6gの計測値をもつ。刃部は、片面にわずかながらも2段階の傾斜がみられる。胴部が割合偏平な楕円形を呈することから、遼寧式銅剣の再

加工品であれば突起部より先端側の脊部である(柳田 2004)。

3. ムナカタを中心とした地域の青銅器の実態

(1) カスヤ地域の青銅器

①古賀市馬渡東ヶ浦遺跡E地区2号甕棺墓銅矛・銅劍・銅戈

馬渡東ヶ浦E地区2号甕棺墓は、中期初頭の独立甕棺墓で棺内に銅矛1本・銅劍2本・銅戈1本を副葬することから、墳丘墓に単独で埋葬されていたことが想定できる(柳田 2005b・2007)。

銅矛は、全長20.2cm、節帯部復原幅3cm、同厚2.4cm、節帯幅0.4cm、袋部長4.8cm、関幅3.8cmの計測値をもつⅡB型式(柳田 2003c)である。翼部では、関部から身下部にわずかながらも内傾斜が見られることから、北部九州製と考える。耳には柄と結縛した紐と袋内に木質が残存していることから、柄を装着した状態で副葬されていたことになるが、節帯部分を一部欠損する。さらに、刃部にも古い小さな刃こぼれが集中する箇所がある(第2図-1)。

銅劍1は、現全長33cm、復原全長33.3cm、茎長2.6cm、茎幅1.5cm、茎厚1.2cm、関幅3.2cm、元部最大幅3.89cm、脊最大幅1.41cmのBⅠa型式である。研磨は、刃部脊の研磨が楕円形を呈することから1段階研磨である。使用痕跡は、劍身中央付近と鋒に金属刃による刃こぼれ合計18ヶ所が集中する(第2図-2)。

銅劍2は、全長31.2cm、茎長2.4cm、茎幅1.2cm、茎厚1.0cm、関幅2.65cm、元部最大幅3.11cm、脊最大幅1.33cmで、翼部全体が内傾斜する北部九州製のⅡA型式である。研磨は、刃部の研磨が角張ることから2段階研磨である。銅劍1と同じように元部以下には刃こぼれはなく、劍身中央付近に金属刃が合計17ヶ所集中する(第2図-3、写真1)。

銅戈は、全長25.2cm、援長22.4cm、鋒長4.9cm、樋長18cm、関幅7.03cm、関厚1.76cm、脊幅1.61cm、脊最大厚1.17cm、内幅3.32cm、内厚0.95cmの堅牢な内と脊をもつ拙稿(2008b)の舶載のⅠAb型式で、脊にも研磨が進行している。穿から闌に及ぶ紐の痕跡が存在することと出土状態から、柄に鋭角に装着されていたら



写真1 馬渡東ヶ浦銅劍2の刃こぼれ

しい。ここで問題にするのは、総数27ヶ所の鋭利な金属刃による刃こぼれが、胡に集中して存在することである。鋭角に装着された銅戈であることから、当然のこととして外側(上側)に多くの刃こぼれが集中するが、内側にも4ヶ所が集中する他に7ヶ所の刃こぼれが確認できる(第2図-4、写真2)ことをどう理解するかである。ちなみに、現状で鋒が急激に尖ることから、鋒の欠損にともなう研磨により、脊に鎬が及んだものであることが判る。現状で刃部が著しく薄くなっているのは、研磨が繰り返されたためであり、類例として北朝鮮平壤付近銅戈と須玖岡本久我屋敷銅戈例がある(柳田 2008a)。

②古賀市馬渡東ヶ浦遺跡B地区甕棺墓銅劍

甕棺は未報告であるが、中期前半のようである。銅劍は、復元全長34.4cm、茎2.5cm、茎幅1.62cm、茎厚1.33cm、脊最大幅1.59cm、脊最大厚1.35cm、関幅3.28cm、元部最大幅3.82cm、鋒長5.7cm、鋒最大厚0.66cmの計測値をもつBⅠa式である。関部を見ると鑄造の際に鑄型が大きく上下にずれていたことがわかる。茎の湯口は粗欠きされたままである。研磨は2段階研磨



写真2 馬渡東ヶ浦銅戈の刃こぼれ

であるが、元部が刃状に粗研磨されている(第2図-5)。

③古賀市鹿部皇石宮銅剣・銅戈

明治31年旧正月元旦に皇石宮の社殿拡張の際に社殿後方の小丘を削ったところその断面に露出した合口甕棺から銅剣と銅戈が出土したという。皇石宮のご神体は一辺2.5m以上の大石であり、当該地が複数の甕棺墓を主体とする墳丘墓であることがわかる。銅剣はその後東京大学理学部人類学教室の所蔵となり失われたが、銅戈が現在は古賀市立歴史資料館に保管されている。

銅剣は、高橋健自(1925)によると、全長約32.8cmの4段階研磨「細形銅剣」である。鋒が長く、細身であることから、研磨が進行した銅剣であることがわかる。

銅戈は、復元全長28.2cm、援長24.85cm、樋長19.5cm、鋒長4.7cm、闌幅7.3cm、闌厚2.16cm、脊幅1.45cm、脊最大厚1.42cm、内幅3.55cm、内厚0.87cmの計測値をもつⅠA b式である。堅牢な脊と内をもつことから船載品と考えるが、脊には研磨による鎬を有し樋先端が離れている。内側が鑄造時の湯口で端部が鑄放しの状

態を保っている。現状では刃部のほとんどを失っており、鋒が出土後の研磨で変形して茶褐色を呈する(第3図-1)。

銅剣・銅戈の時期は、「細形銅剣も細形銅戈も、やや新しい型式」、「中期後半のものであることは殆ど当たらない(森 1973)とされるが、拙稿では双方の型式は古く、中期前半と考えている(柳田 2005b・2007・2008b・2010b)。

(2) ムナカタ地域の青銅器

①宗像市朝町竹重銅矛・銅戈

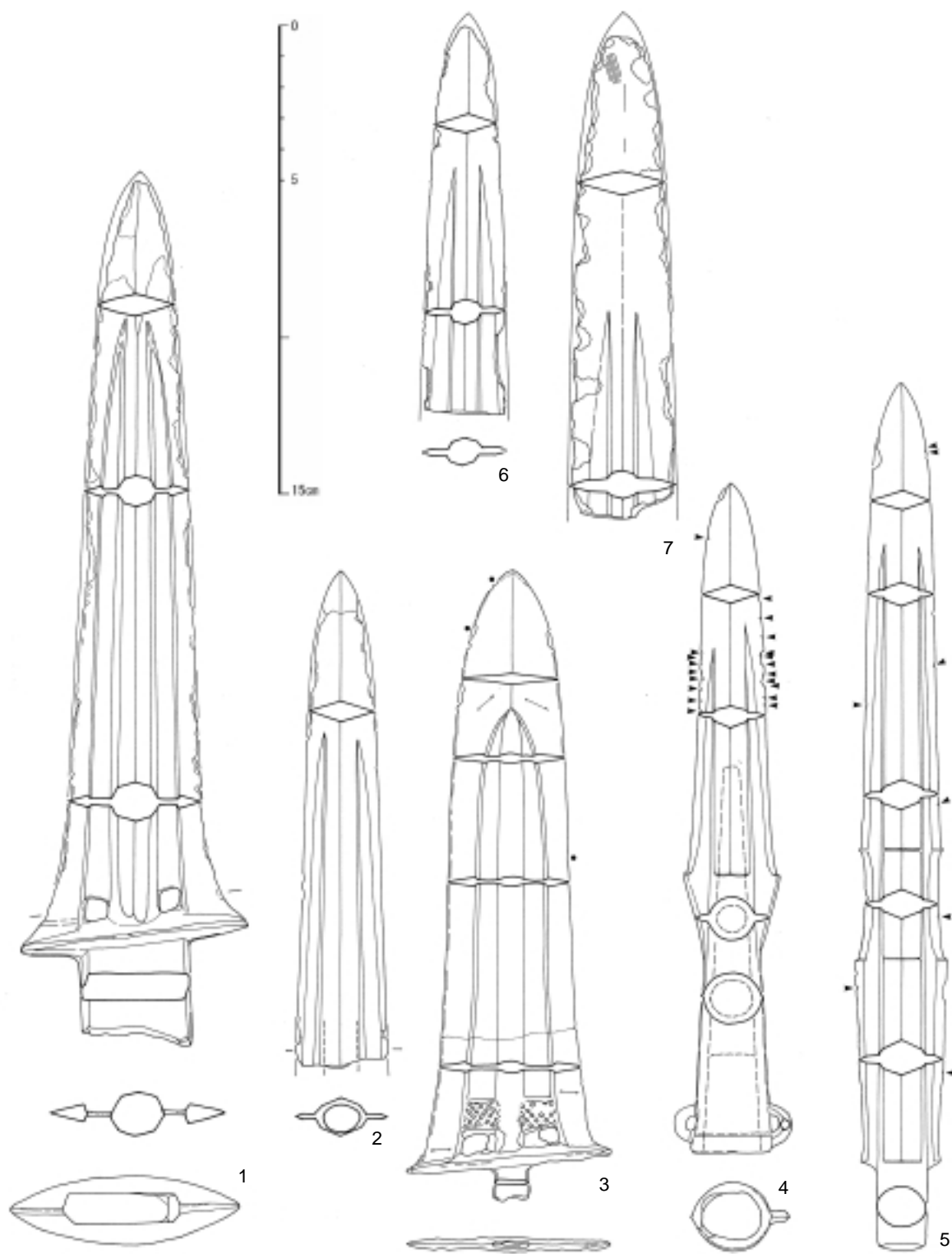
朝町竹重遺跡は木棺墓を主体とする弥生中期前半から中期後半の墳墓群で、中期前半の28号墓から供献された銅矛片・銅戈・小壺が出土している。銅矛は鋒破片例で、扁平な銅戈と共に棺内であるが、床面からかなり浮いて出土したことから、木棺の蓋上に供献されていたものとする。

銅矛鋒は、現在長16cm、身最大幅2.97cm、脊最大幅1.68cm、脊厚1.29cm、鋒最大幅2.25cm、同厚0.72cm、同脊幅1.05cmの計測値をもつ。刃こぼれは皆新しいが、折損部は古く幅1.15cm、厚さ0.85cmの楕円形中子砂が存在する(第3図-2)。これを「細形銅矛」と比較すると、鋒先端から16cmの部分で上記計測値とほぼ合致するのは全長38.1cmの宇木汲田37号甕棺墓銅矛である。しかも、折損部で刃部がわずかながら内傾斜することから双方共北部九州製のⅡB型式である(柳田 2003c・2011a)。

銅戈は、全長20.3cm、闌幅6.61cm、鋒長4.4cm、樋長14.2cm、樋最大幅3.7cm、脊幅0.89cm、内長1.0cm、内幅1.18cm、脊最大厚0.43cm、闌厚0.45cmの計測値をもつ扁平なⅢA c式。全体を青錆が覆っているが、鋒には新しい欠損以外に2箇所刃こぼれがある。しかも、援両側刃部はマメツによる丸みが見られることから、祭祀などで使用されていたことになる(第3図-3、写真3)(柳田 2008a・2008b)。

②宗像市久原銅矛・銅剣

木棺墓と考えられる宗像市久原遺跡Ⅳ区1号土坑墓棺内に、銅剣・銅矛が揃って副葬されていた。時期は、周辺土坑墓や不整形土坑から中期中頃から中期後半の土器が出土している(安部 1993)。



第3図 鹿部銅戈、竹重銅矛・銅戈、久原銅矛・銅劍実測図(1/2)
1 鹿部 2・3 竹重 4・5 久原 6 田熊仲尾 7 鐘崎上八

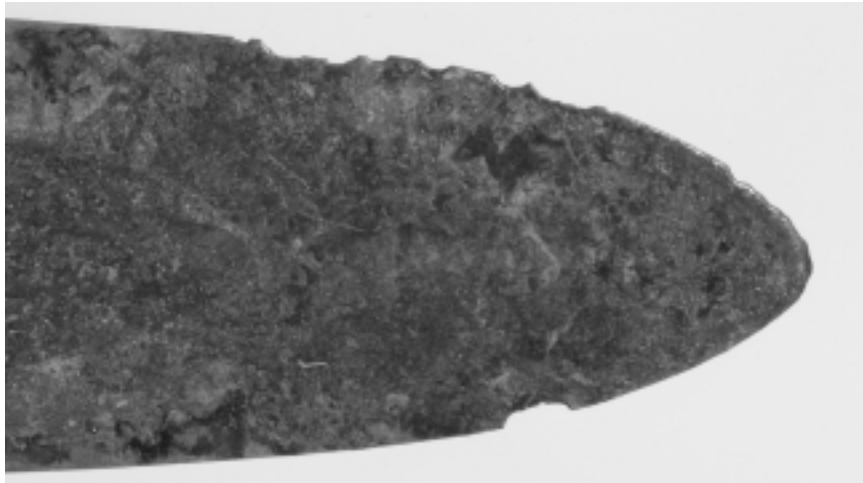


写真3 竹重Ⅲ A c式銅戈の刃こぼれ 下側は新しい



写真4 久原1号木棺墓銅矛の刃こぼれ



写真5 田熊石畑3号墓銅剣突起部の丸みと粗研磨

銅矛は、全長21.5cm、袋部長6.4cm、袋部最大幅2.53cm、節帯幅0.6cm、関幅3.04cmの計測値をもつ小型で、袋部端に双耳をもつ短身銅矛のⅠD型式である。袋端部を見ると「中子4条溝（武末 2001）」が明らかである。この銅矛は、双耳の片方を欠損し、刃部両側には集中して金属刃による刃こぼれが合計20ヶ所存在する（第3図 - 4、写真4）。袋部中子真土は約3.2cmが抜かれているが、浅いことから実戦武器を意図していない（柳田 2003c・2008a）。

銅剣は、全長28cm、茎長2.6cm、茎幅1.7cm、関幅2.54cm、元部最大幅2.9cm、脊最大幅1.48cmの計測値をもち、4段階まで研磨が進み細身になったⅡA型式銅剣である（第3図 - 5（柳田 2007））。銅剣の材質は、白銅質で漢鏡と同じような膨れる錆である。剣身には鋒から元部に分散して金属刃による小さな刃こぼれが合計8ヶ所存在する（柳田 2008a）。

③宗像市田熊石畑遺跡の青銅器

田熊石畑遺跡は、宗像市田熊二丁目9番37に所在する弥生前期から中世に及び集落および墳墓から構成された複合遺跡である。ここでは遺跡を代表することのできる墳墓から多数の青銅器と装身具などが発見されていることからこれらの概要を紹介し、ムナカタ地域の青銅器祭祀の特質を探る。

墳墓群は、調査区面積約15,000m²の南西隅で発見された。埋葬遺構は9基検出されたうちの6基が発掘調査され、合計15本の青銅器と多数の装身具が出土した（白木 2009）。現状の墳墓群では5本の青銅器と装身具が出土した1号墓が中心的存在に見えるが、9基のうち唯一重複している4号・5号墓があり、5号墓が先行埋葬であることから、5号墓が中心埋葬と考える。墳墓群は長方形区画に配置されていることから、方形墳丘墓の中心主体部が5号墓であり、現在確認されているのは墳丘の約三分の一であるにすぎないことが明らかである。すなわち、北側から9号・1号・5号・4号墓を中心軸とする墳丘墓が存在し、西側と南側には少なくとも12基以上の存在が予想され、合計20基前後の埋葬遺構で構成された墳丘墓であることが推測できる。

発掘調査された埋葬遺構はすべて刳拔式木棺を主体部とするが、未調査の5号墓は組合木棺である。

ここでは図面が公表された青銅器を中心に紹介する。青銅器の計測値は、第1～3表のとおり。

1号墓では、頭部から2組の装身具と銅剣4本、銅戈1本が刳拔式木棺内で鋒を足部に向けて副葬されていた。銅剣は計測値から3号銅剣がⅡB a式、1・2号銅剣がⅡB b式銅剣であるが、4号銅剣がいわゆる「細形銅剣」であり、概報の写真ではⅡA型式とⅡB型式の区別ができない。4号銅剣のみ4段階研磨であることからⅡA型式である可能性もあるが、吉野ヶ里SJ1006銅剣・伝島根県矢竹銅剣・伝島根県銅剣・愛媛県西番掛2号銅剣がⅡA型式の4段階研磨であることからするとⅡA型式である可能性も残されている（柳田 2006・2007）。

1号墓銅戈は、脊幅・内幅の計測値からⅡA a式で、脊に鑄があり樋先端が離れていることから研磨が進行していることになる。

2号墓では、銅矛2本と銅剣1本が刳拔式木棺内で鋒を足部に向け、銅戈1本が鋒を左に向け副葬されていた。銅矛は実測図が報告されていないが、1号銅矛が有耳で翼部が内傾斜しないことからⅡA型式、2号銅矛が有耳で翼部が内傾斜することからⅡB型式である。銅剣は、鋒を欠損しているにもかかわらず全長35cmある。しかも4段階研磨であるが脊幅が1.4cm未満であることから大型銅剣ではない。

銅戈は、割合扁平で樋が広く、下端に文様がないことからⅢA b式の小型である（第4図 - 1）。しかも、脊と内の厚さはⅢA a式の岡垣町元松原例につき、同型式の福岡市有田2号甕棺墓・糸島市久米23号甕棺墓例より厚いことから、小型だから新しい型式とはならない。穿は、鑄型は長方形でありながら、ドリル穿孔で円形を呈する（写真11）。

3号墓は、刳拔式木棺内に人骨と鋒を足方向に向けた銅剣1本が副葬されていたが、人骨が並べ替えられた再埋葬である。銅剣実測図では、一見5段階研磨のように茎にも研磨が及んでいるようだが、突起部の脊に丸みが残っており、刳方の方形研磨が前後していないこと、茎を側面から見ても関部の磨上げが実施されていないことがわかる。しかし、4段階まで研磨が進行しているのに、刳方の脊に両面共に丸みが残っているのは稀有である（第4図 - 2、写真5）。

第1表 田熊石畑銅矛計測表

単位 cm

銅矛	型式	全長	鋒幅	関幅	鋒長	節帯幅	袋部長	袋部幅	袋部厚	計測
2号墓1号	II A	25	2	3.4	4	1.1		3		柳田測
2号	II B	41	2.6	4.1	5.7	0.8		3.2		柳田測
4号墓	II B	43.3	2.5	4.5	7	1	10.5	3.25	2.71	柳田実測

注：欠損部位は復元数値

第2表 田熊石畑銅剣計測表

単位 cm

銅剣	型式	研磨	全長	身幅	関幅	茎長	茎幅	茎厚	脊幅	脊厚	計測
1号墓1号	II B b	1段階	42.3	4.9		2.7	1.3		1.3		概報
2号	II B b	1段階	43.8	5.8		1.8	1.5		1.2		概報
3号	II B a	1段階	38	5		2.2	1.5		1.5		概報
4号	不明	4段階	27.5	3.6		1.9	1.6		1.4		概報
2号墓	不明	4段階	35	3.2	2.95	2.8	1.6		1.39		柳田測
3号墓	B I a	4段階	28.2	2.78	2.52	2	1.41	1.2	1.46	1.17	柳田実測
4号墓	B I a	4段階	33.6	3.5		2.7	1.5		1.6		概報
6号墓	II B a	3段階	39.9	4.63	3.4	2.1	1.37	1.12	1.42	1.12	柳田実測
7号墓	B I a	4段階	29.3	2.8	2.75	2.3	1.51	1.3	1.43	1.17	柳田実測

注：欠損部位は復元数値

第3表 田熊石畑銅戈計測表

単位 cm

銅戈	型式	全長	闌幅	脊幅	脊厚	内長	内幅	内厚	計測
1号墓	II A a	24	8.5			2.3	3.2		概報
2号墓	III A b	12.9	4.9	0.8	4.8	0.7	1.34	0.31	柳田実測
4号墓	I A b	28+	8.5			2.2	3.6		概報

注：欠損部位は復元数値

4号墓は、墓坑が調査区外にのびることから、北東側の刳抜式木棺内に頭蓋骨とその北東側に鋒を右側に向けた銅戈1本と遺体左側に銅矛・銅剣各1本が鋒を足方向に副葬されていた。銅矛は、翼部全体が内傾斜することからII B型式銅矛である。袋端部を見ると、「中子4条溝」であるらしい(第5図-1)。

銅剣は、概報の実測図では4段階研磨のB I a式であるらしいが、保存修理中で実見できなかった。

銅戈は、脊幅と内幅が広いことから船載のI A b式と考えるが、概報の写真では樋先端が開いているのに脊に鑄がないようだ。樋基部が直線をなすタイプであり、韓国靈岩・葛洞や古賀市鹿部銅戈と同型式である。

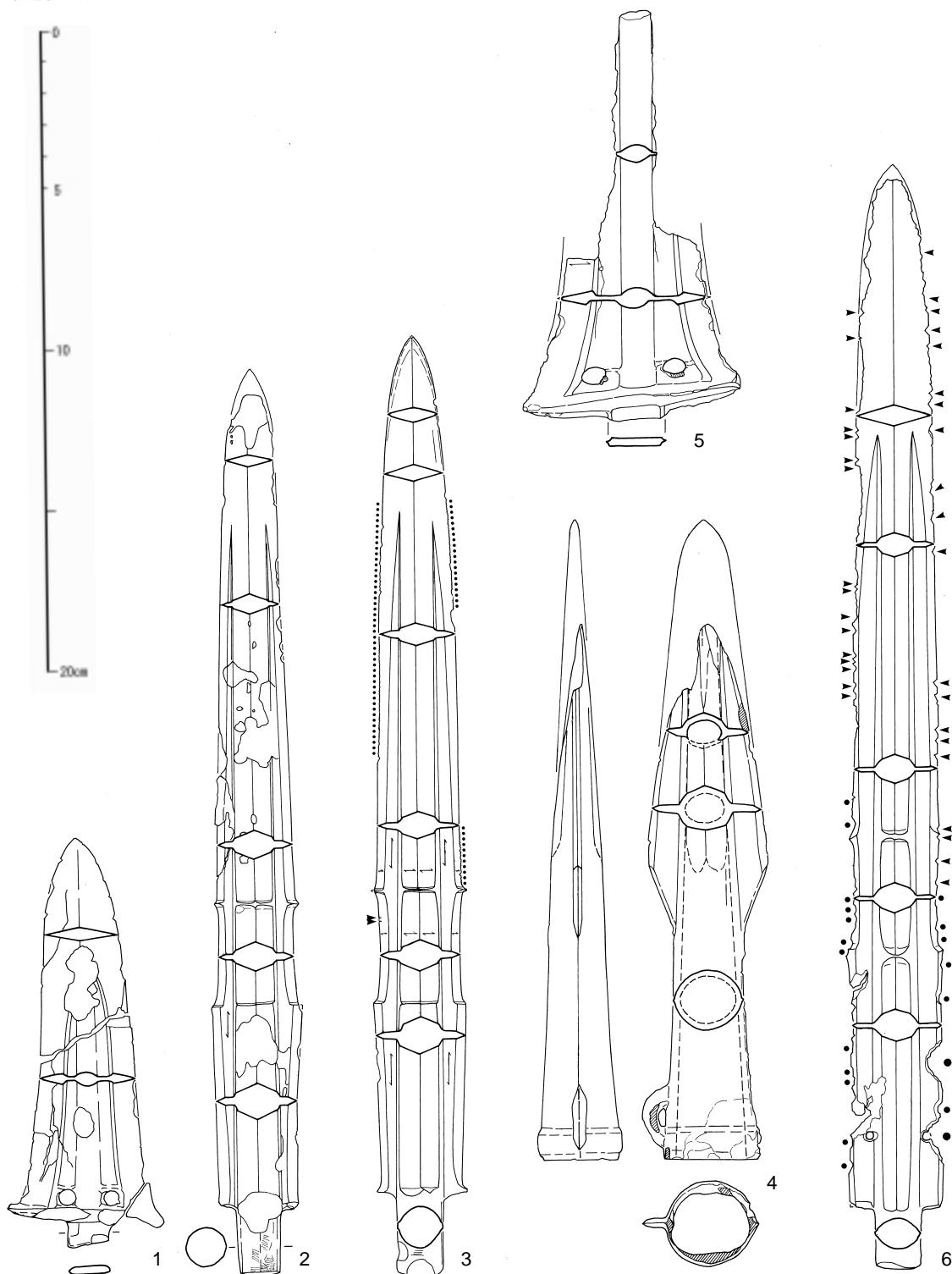
6号墓は、刳抜式木棺の床面がかろうじて残っていたもので、銅剣・勾玉各1点が出土した。銅剣は、復元関幅が3.4cmの従来の「中細形銅剣a類」で、拙稿

(2007)のII B a式である。関部の左側の小さな欠損に見える部分は、鑄造時の大きな鬆であり、右側の大きな欠損が上層の攪乱によるものであろう(第5図-2、写真7)。

7号墓は、刳抜式木棺の南側に粘土枕があり、その左右に各一組の装身具、右腕上腕部に鋒を足方向に向けて銅剣1本が副葬されていた。銅剣は、4段階研磨のB I a式で、全体に微細な鬆が無数にある。刃部には、数箇所の金属刃による欠損と無数の微細な刃こぼれが連続する部分が三箇所存在する(写真8~10)。また、鋒が再研磨によって丸みをおびた研磨となっている(第4図-3、写真7)。

④宗像市東郷高塚銅戈

梅原末治資料によると「昭和十一年十一月十五日石棺内ヨリ出土」と記録され、その実測図を計測すると、



第4図 田熊石畑・オカ力の銅矛・銅剣・銅戈実測図(1/2)
 1 2号墓 2 3号墓 3 7号墓 4・5 元松原 6 金丸2号土坑墓

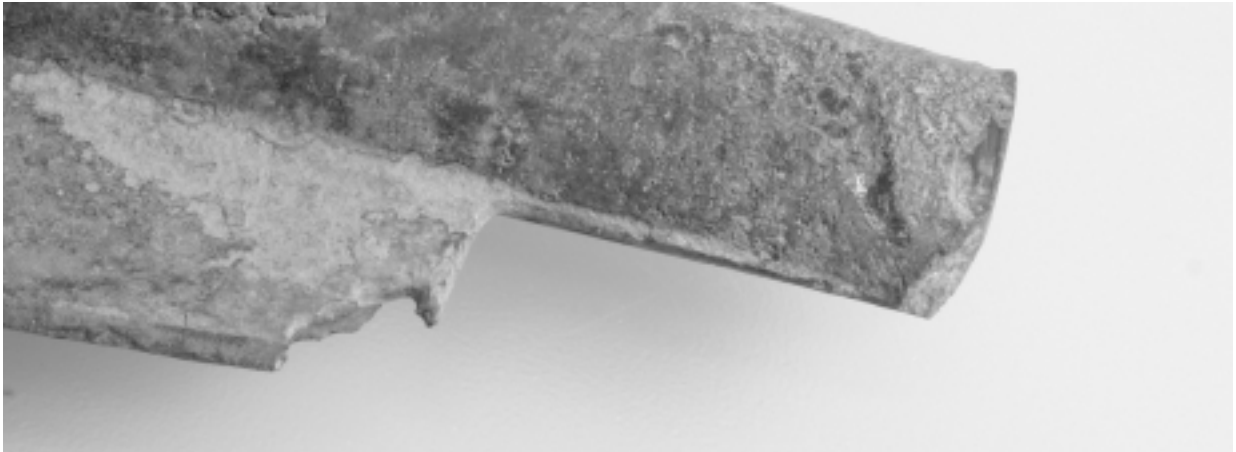


写真6 田熊石畑6号墓銅剣関の大きな鬆及び茎のバリ

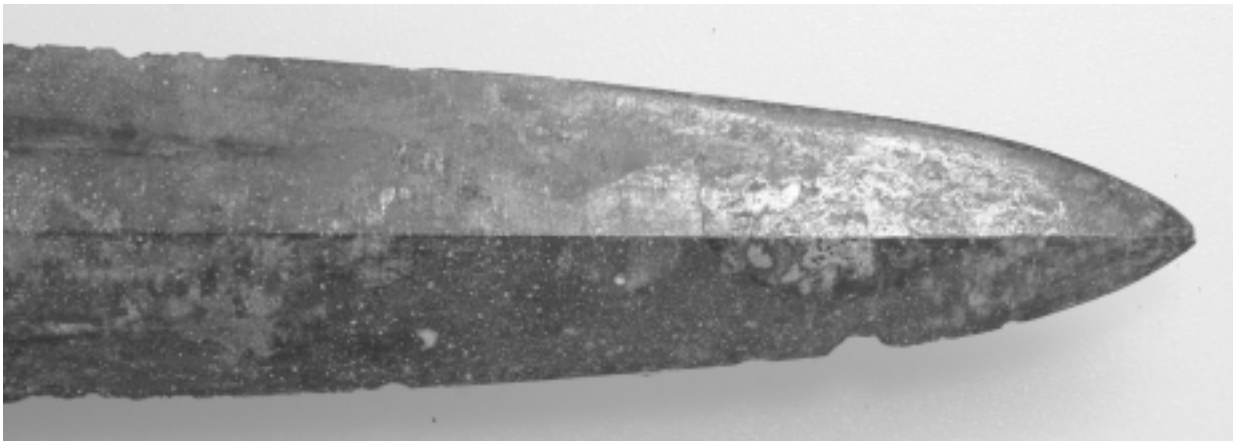


写真7 田熊石畑7号墓銅剣の鋒再研磨(丸研ぎ)と刃こぼれ



写真8 田熊石畑7号墓銅剣の刃こぼれと樋内の研磨及び脊の鬆



写真9 田熊石畑7号墓銅剣の刃こぼれと樋内の研磨及び全体の鬆

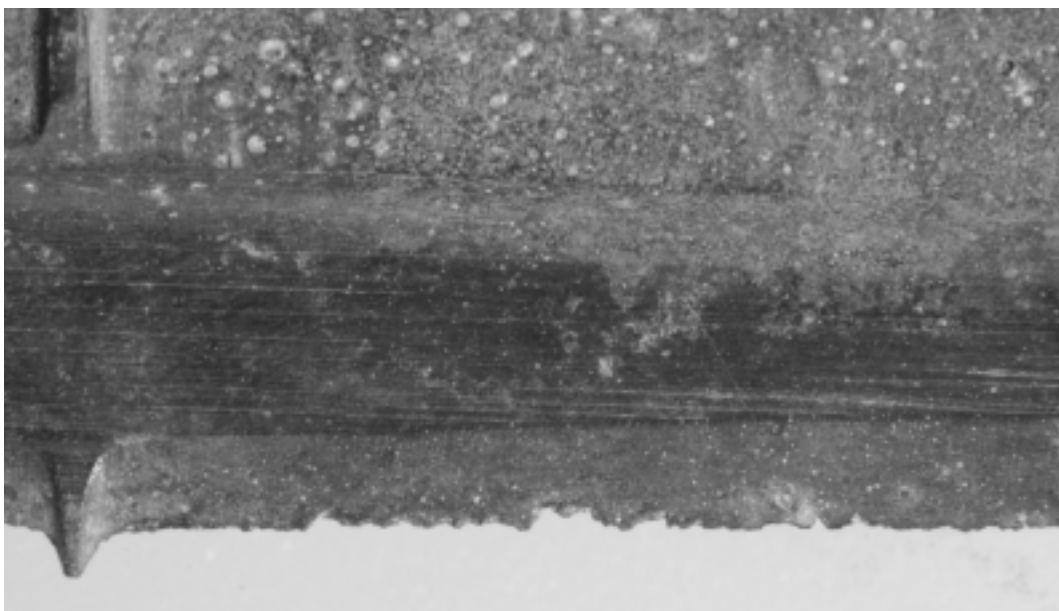


写真10 田熊石畑7号墓銅剣の刃こぼれと樋内の粗研磨及び脊の鬆



写真11 田熊石畑2号墓銅戈 - 鋒の粗研ぎはない

脊幅1.5cm、内幅3.65cm、内厚0.9cmである。銅戈は、脊・内が堅牢であるから舶載のⅠA b式と考える。穿は、不明確ながら径1cmの円形を呈する。

⑤宗像市田熊仲尾銅劍鋒

関西大学博物館所蔵の銅劍鋒は、現存長12.45cm、現存最大身幅2.6cm、最大脊厚0.9cmであり、刃部の大半を欠損している。刃部を復元すると、鋒長4.8cm、鋒最大幅2.2cm、身最大幅2.85cm、樋先端脊幅0.89cm、同厚0.64cm、脊最大幅1.08cm、同厚0.9cmの計測値をもつ。型式は、樋先端まで内傾斜することから、東京国立博物館蔵 図版目録 p.123 81 - 7 の須玖岡本王墓銅劍と同じ拙稿(2007・2011a)のⅡB c式(北部九州型)である。鑄造の際鑄型が左右にずれている。刃部の欠損は全部新しいが、鋒片となった折損は古いものである(第3図 - 6)。

⑥玄海町鐘崎上八銅劍鋒

関西大学博物館所蔵の銅劍鋒は、「上八貝塚東側の水田内にある箱式石棺の蓋を開口したら銅劍1本が出土した」という(花田 1993)。現存長15.5cm、現存最大身幅3.3cm、最大脊厚0.89cmであり、刃部を全部欠損している。刃部を復元すると、鋒長9.6cm、鋒最大幅3.2cm、身最大幅3.5cm、樋先端脊幅0.88cm、同厚0.96cm、脊最大幅0.96、同厚0.89cmの計測値をもつ。型的には、東京国立博物館蔵 図版目録 p.123 81 - 8 の須玖岡本王墓出土のB I a式超大型銅劍に近い(柳田 2011a)第3図 - 7)。

⑦玄海町上八中羅尾銅劍

昭和初年組合式石棺内より「狭鋒銅劍3口」と人骨・弥生式土器(中期後半～後期初頭)が出土したという(花田 1993)。銅劍は梅原末治資料実測図によると、ほぼ完形品は全長34cm、劍身長32.3cm、茎長1.7cm、本部復元幅4.8cm、脊幅1.3cm、鋒長10.6cm、鋒幅3.3cm、樋先端脊幅1cm弱の計測値をもつ。型式は、須玖岡本王墓銅劍・本山彦一資料銅劍(常松 2002)と同型式であり、拙稿(2007)のⅡB c式銅劍にあたる。梅原資料には同型式の匙面樋の銅劍切先資料もあり、銅劍3口がⅡB型式であった可能性がある。

⑧宗像市河東(釣川)銅矛

釣川川床包含層から初期須恵器や土師器と共伴して「広形銅矛」片が出土している(田中 1935)。現在福岡

県立宗像高校に所蔵されている。

⑨伝福津市津屋崎町勝浦銅劍

津屋崎町勝浦出土とされる平形銅劍が天理大学参考館収蔵されている。平形銅劍は全長46.1cmで、岩永省三(1980b)の平形銅劍Ⅱb式である。

(3) オカ・キク地域の青銅器

①岡垣町元松原銅矛

採集品の元松原銅矛は現全長16.75cmで、矛身折損と当時の二次研磨、出土後の再研磨の結果著しく短鋒となり、稀有な矛身折損が明らかな資料である。現状での計測数値は、節帯幅1cm、節帯部幅2.94cm、節帯部厚さ2.62cm、袋部長7.2cm、闊幅3.72cmである。最初の折損で矛身の空洞部分まで破損したことから、二次研磨によって片面のみを過度に研磨して新しい鋒を形成している。その結果、片面のみに空洞部分が露出している。それ以後にも研磨が続行され、横断面図において脊と刃部が一直線にならず、丸研ぎとなっている。実物を見ると既存の実測図と違い、袋部の突線は目立つものではなく、節帯も多少形態が違っているの、ⅡA型式とする(柳田 2008a)。なお、袋端部を見ると「中子4条溝(武末 2001)」が明確な例であり、北部九州製と考える(第4図 - 4)。写真12の鋒・耳部分と実測図の斜線部分は、出土後の研磨である。

②岡垣町元松原銅戈

九州大学考古学研究室蔵の銅戈は、砂が錆付いているので砂丘上の遺跡出土品であろう。銅戈は、鋒・内・刃部を欠損しているの、計測できるのは内幅1.84cm、内厚0.28cm、脊幅1.1cm、脊厚0.68cm、樋下端幅4.7cm、闊厚0.95cmである。脊の断面を見ると鑄型が左右にずれていることがわかり、闊下側にはバリが大きく残っている(写真13)。内に柄を結縛した紐の痕跡があることから墳墓の副葬品と考える。脊厚と樋幅が広いことから、拙稿(2008b)ではⅢA a式に分類している(第4図 - 5)。

③岡垣町銅矛・銅劍・銅戈(九州大学旧蔵)

この資料は九州大学考古学研究室が所蔵していた銅矛・銅劍・銅戈の3点で、一部が学園紛争で流失していた。銅矛・銅戈は『立岩遺跡』と『末盧國』に森貞次郎の実測図が掲載されている。銅劍が『立岩遺跡』と岩永

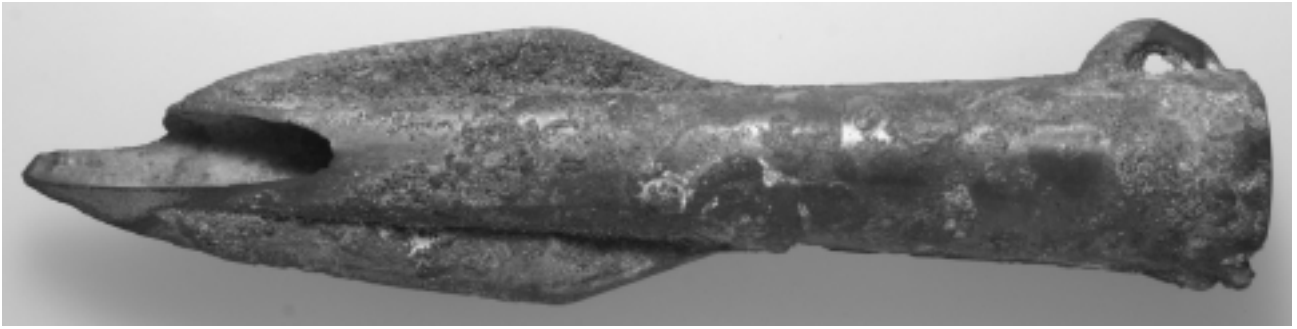


写真12 岡垣元松原銅矛

省三(1980a)実測図などがある。『立岩遺跡』によるとこの3点は一括出土と伝えられている(岡崎1977)。

銅矛は、現在明治大学博物館が所蔵している。銅矛は、復元全長57cm、袋部長13cm、鋒最大幅3.05cm、関幅5.1cm、鋒長8.2cm、袋部上端幅2.38cm、節帯幅1.3cm、節帯下端幅(厚)38(2.84)cmの計測値をもつ(柳田2011a)。刃部はほぼ全体が欠損しているので、計測値は復元数値であるが、刃部下半と関部が内傾斜す

ることから、型式は拙稿のⅡB型式である(柳田2003c・2011a)。袋部はマメツしているが、関部と耳周辺の袋部にタテケズリ痕跡が明瞭である(写真14)。袋部中子砂は20.2cmのところまで抜いてある(第5図-3)。

銅剣は、岩永省三図(1980a)で計測すると、復元全長53cm、鋒長9.8cm、茎長1.5cm、鋒幅4.3cm、突起部幅6.9cm、元部最大幅7.6cm、脊幅1.5cm、脊厚1cmである。突起から上部には脊に鑄を有するが、同型式の「中広形銅剣」である福岡市八田鑄型には鑄が存在することから、鑄出し鑄を再度研磨していると考えられる。

銅戈は行方不明であることから、『立岩遺跡』掲載図面で計測すると全長33cm、関幅9.8cm、鋒長15.3cmの計測値をもち、岡崎が「中細形銅戈」と一括するが、実測図から援幅を復元すると鋒最大幅5cm、身最小幅4.3cmであるから、拙稿ではⅣAc式とする(柳田2008b)。

④岡垣町銅戈

銅戈は『立岩遺跡』掲載図で計測すると、全長33cm、援長30.6cm、関幅9.7cm、内幅2.1cm、援最小幅4.8cm、復元鋒最大幅5cmの計測値をもつ「中細形銅戈b」とされる(岩永1980b)が、鋒長・鋒幅・援最小幅からすれば拙稿(2008b)のⅣAc式である。

⑤岡垣町山田大坪銅戈

銅戈は京都大学博物館蔵で、鋒と内の一部を欠損する「中広形銅戈」がある(安部1993)。岩永省三は「中細形銅戈b」としながらも、「中広形銅戈」の可能性を書く(岩永1980b)。

⑥岡垣町吉木銅戈鑄型

鑄型は2個出土したといわれるが、1個が東京大学総合研究博物館に保管されており、常松幹雄実測図によると、全長37.4cm、最大幅13.6cm、最大厚5.7cmの



写真13 岡垣元松原銅戈一関下のバリ

石材に全長36.5cm、援長33.4cm、鋒長17cm、闌幅13cm、鋒最大幅7.2cm、援最小幅6cm、内幅1.3cmの計測値をもつ「中広形銅戈」が彫られている(常松 2000)。

⑦遠賀町金丸銅剣・石戈

金丸2号土坑墓から出土した銅剣は、現全長33.8cm、復原全長34.3cm、茎長1.3cm、茎幅1.46cm、茎厚0.95cm、闌幅2.9cm、脊最大幅1.4cm、元部最大幅3cmの計測値をもち、全体が錆びている。長身で内傾斜樋をもち茎と脊に扁平化が見られることから、ⅡBb型式銅剣であるが、北部九州では稀有な4段階研磨に進んだ細身銅剣である。この型式の時期は中期前半以後となるが、いわゆる「中細形銅剣」を極限まで使用していることから中期中頃以後が相当だろう。元部には、闌部から2.1cmのところから双孔を穿っているが、闌部の双

孔と違うことから最西端出土例となる。剣身には、割方付近を境目に鋒側に36ヶ所の金属刃による刃こぼれ、元部側に20ヶ所の鈍刃による刃こぼれ、元部片側に鈍器による2ヶ所の大きな欠損が存在する(写真15)。金属刃による刃こぼれは、刃部が鋭利にめくられている(第4図 - 6(柳田 2008a))。

石戈は、1号土坑墓内左側壁で鋒を下に向けた状態で副葬されていた(武田 2007)。もし、石戈に柄が装着されていたとすれば銅戈と同じく鋭角になる。石戈は、全長20.8cm、援長16.8cm、樋長13.2cm、樋基部幅7.7cm、鋒長2.5cm、闌復元幅9.9cm、闌最大厚2.46cm、内長4cm、内基部幅3.22cm、内厚1.35cm、脊幅2cm、脊厚2.31cmの計測値をもち、穿はドリル両側穿孔で大きく、脊に鑄があるが、鋒側の約13cmが再研磨され丸みをもつ。石戈は第7図の如く、稀に見る闌部厚と内

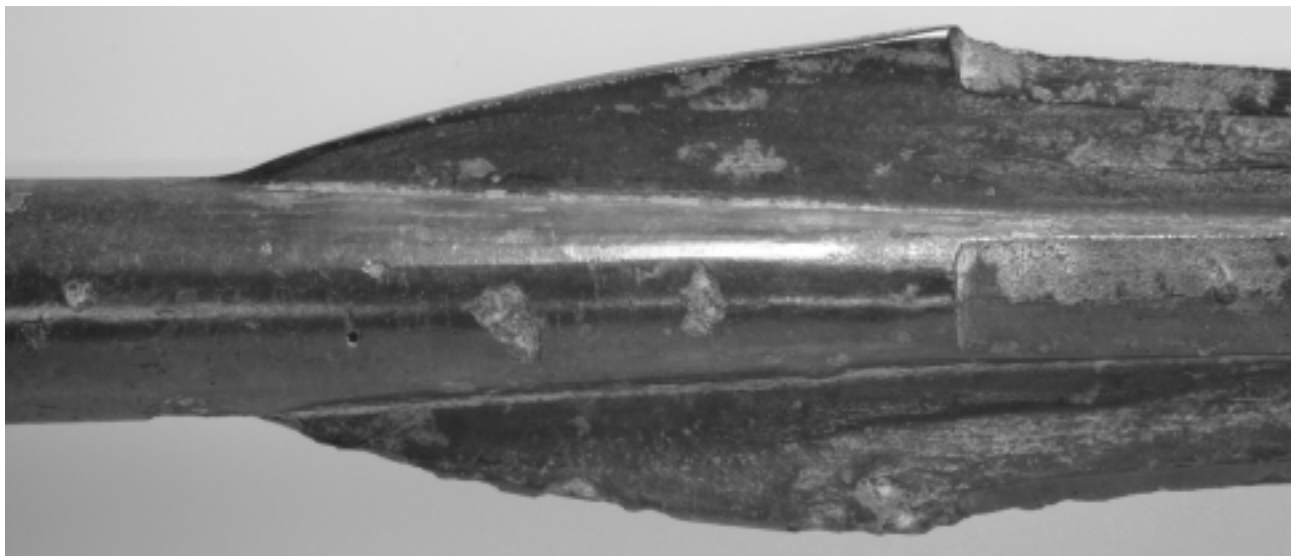


写真14 岡垣銅矛闌部脊のタテケズリと袋部のマメツ

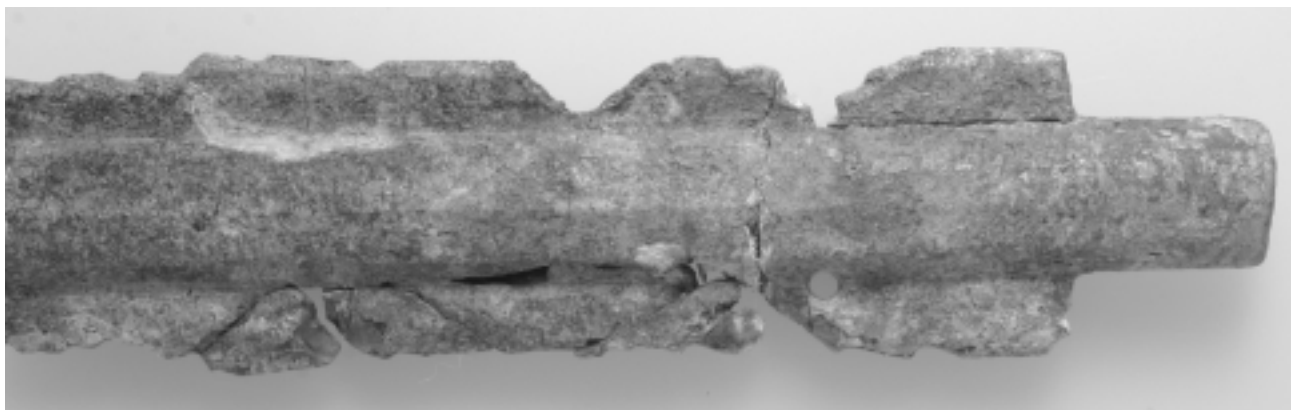
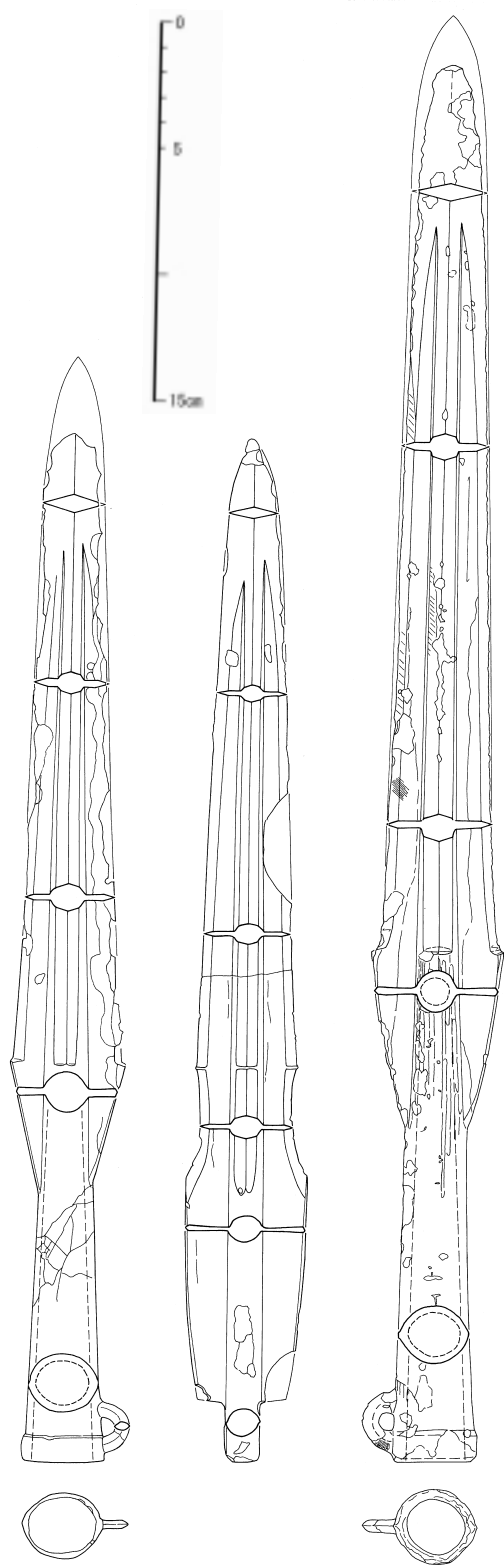
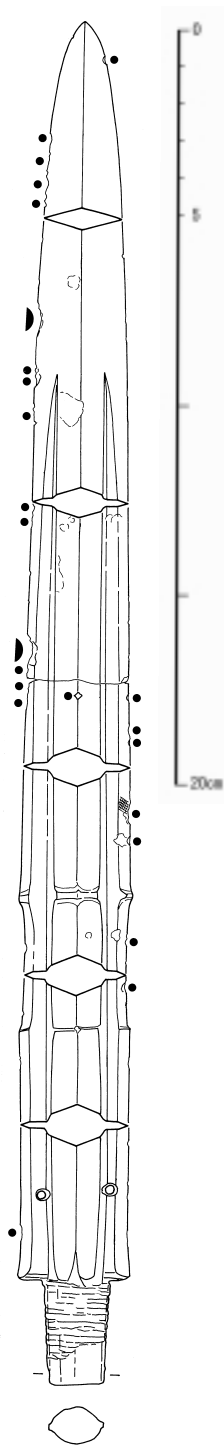


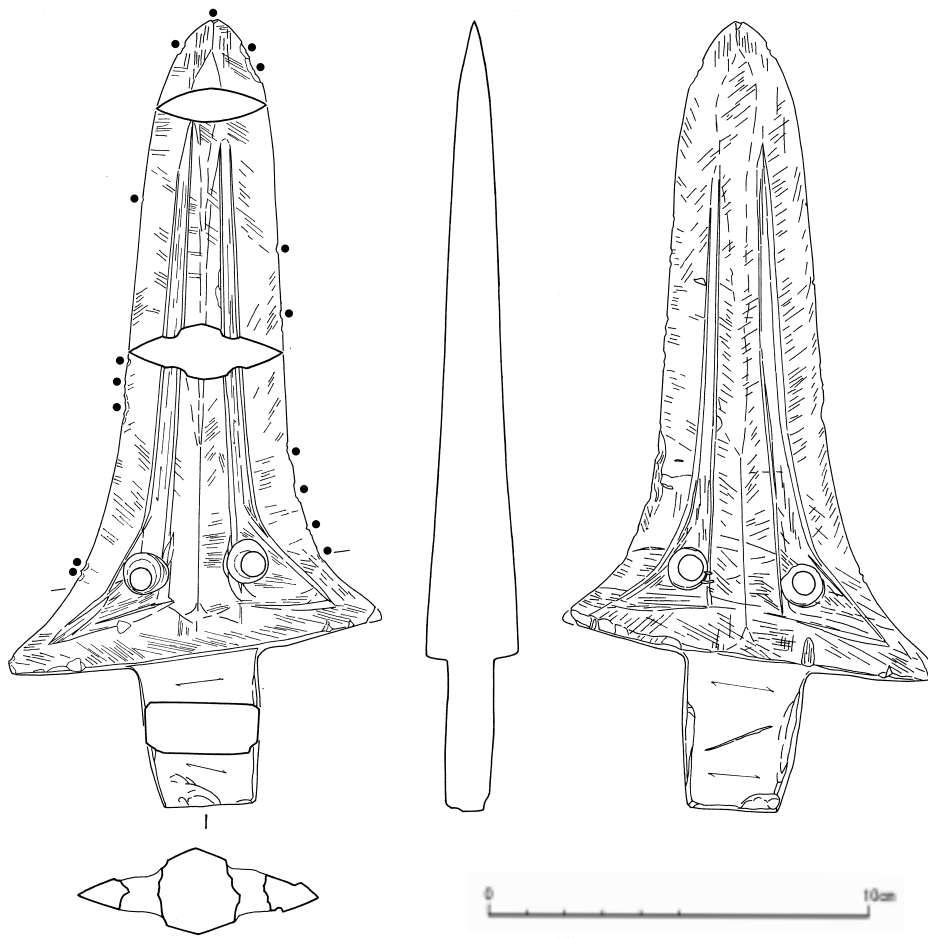
写真15 金丸銅剣の双孔と著しい刃こぼれ



第5図 田熊石畑銅矛・銅剣、岡垣町銅矛実測図実測図(1/3)
 1 田熊石畑4号墓 2 田熊石畑6号墓 3 岡垣町



第6図 小倉城御家老屋敷銅剣実測図(1/2)



第7図 金丸石戈実測図(1 / 2)



写真16 金丸有楯石戈



写真17 小倉城御家老屋敷銅剣の双孔と茎の巻紐

厚の差が大きい有樋式磨製石戈であり、最古型式になる(写真16)。石戈は、樋基部の広がり、脊の鎬、堅牢な脊・内を備えていることから、舶載銅戈を模倣していると考えられる。刃部には、15ヶ所の刃こぼれが存在する(第6図)。

⑧北九州市小倉城御家老屋敷銅剣

銅剣は、1号箱式石棺内に二つ折りにして布で包んで副葬されていた、キク地域唯一の青銅武器である。全長36cm、茎長2.8cm、茎厚1.03cm、関幅2.94cm、脊最大幅1.54cm、同厚1.07cm、脊最大厚1.14cm、鋒長9.2cm、鋒最大幅2.43cm、同脊幅1.2cm、同厚0.7cm、の計測値をもつ4段階研磨のB I a式銅剣。茎には紐巻きが残り、刃部には7ヶ所の連続した刃こぼれと数ヶ所の鈍刃による刃こぼれが存在する。元部には双孔が穿たれているが、マメツ痕跡は見られない(写真17)。折損部の脊に打撃痕が存在することから、故意に折られて極細の布に包まれていたようだ(第6図)。

4 伝沖ノ島出土銅矛の検討

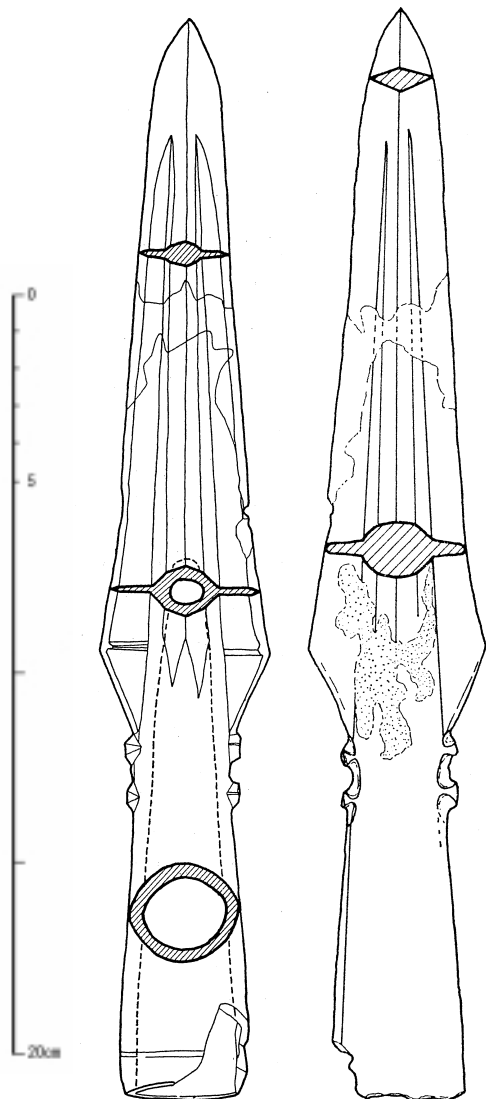
沖ノ島から銅矛が発見されていることが知れたのは1968年で、採集されたのが第二次大戦中であり、出土地点は旧社務所から北西にのびる軍用道路のかたわらで、旧兵舎跡と旧社務所のほぼ中間あたりという(阿久井・佐田 1979)。

弥生土器が出土する社務所前遺跡は二次堆積の包含層であるらしく、縄文前期・中期土器が混入している。弥生前期土器はヘラ描き羽状文壺や甕口縁部があり、甕は前期中頃から後半の時期である。弥生中期土器は、無文土器の三角粘土帯土器と中期初頭の壺、前半から後半の甕が多く、中期後半の丹塗磨研土器も含まれている。弥生後期になると、前半の袋状口縁壺、く字口縁壺や甕が多いが、弥生終末土器は少ないようだ。一片だが瀬戸内系の甕口縁部が出土している(黒野 1979)。

沖ノ島出土銅矛の実測図は、1979年の阿久井・佐田報告(以下A面)と岡崎敬編『未慮國』(1982)掲載の森貞次郎実測図(以下B面)があり、双方で両面の実測図が揃うことになる。

銅矛は、現存全長28.7cm、関幅4.5cm、袋部最大幅3.4cm、袋部長9.5cmをはかるといふ(阿久井 1979)。掲載された実測図から補足すると、鋒長3.1cm、鋒幅2cm、樋先端脊幅0.7cm、節帯幅1cmであり、耳が欠損し、袋部中子砂が14cm奥まで抜いてある。この銅矛の特徴は、袋部の関部に接して両側二対の突起と関部の突線である。ここで気になるのが、B面には節帯と関部突線が描かれていないことであるが、『沖ノ島 I』(1970)に掲載されているA面の写真には両者が存在することから、以下はA面の特徴から論じる。

韓国の装飾性のある銅矛は、朝鮮半島墳墓副葬品の



第8図 伝沖ノ島銅矛実測図(1/2)

諸段階のV - 1段階にのみ存在する多樋式銅矛である(柳田 2004)。多樋式銅矛は、袋部に突起をもつ2例が袋部全体を多数のタテ突線で飾るが、突起をもたないものは「雷文・陰刻集線文」など装飾性に富んでいる。一方、節帯も2～4本の突帯をもつものがこの時期になって出現する。

そこで、韓国慶州地域を中心に分布する多樋式銅矛と沖ノ島出土銅矛を比較すると、二対の突起は、韓国慶州の入室里・竹東里の多樋式銅矛にも存在するが、関部の突線は多樋式ではなく鳥栖市本行1号銅矛鑄型B面に痕跡が存在するにすぎない(写真18)。沖ノ島銅矛は、節帯が広いことや多樋式ではないことから、北

部九州製と考えている(柳田 2005 a)。A面実測図の翼部横断面を見ると、左側はそうではないが、右側がわずかではあるが内傾斜していることも合わせれば、短身銅矛のⅡD型式である(柳田 2003 c)。

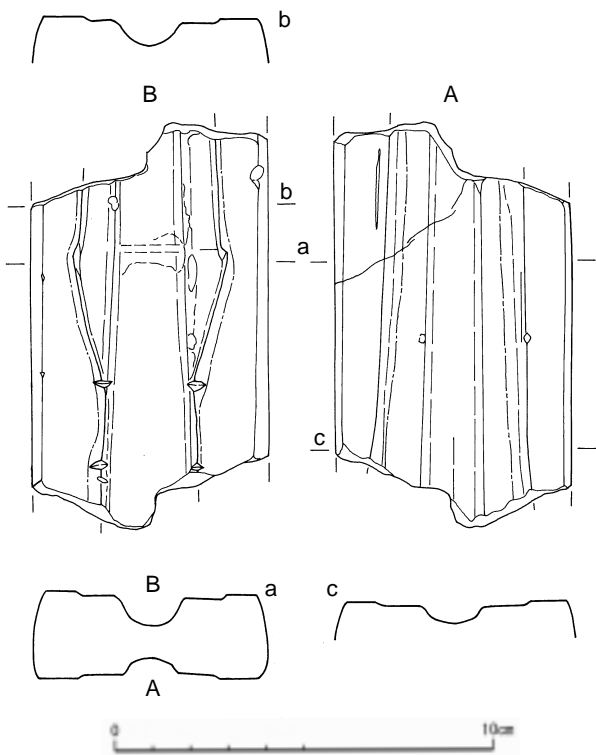
本行銅矛鑄型は、A面で「中細形銅矛」の製作後、B面で「細形銅矛」を製作したとされる(後藤 2000・吉田 2001)が、拙稿(2005 a)ではB面鑄型面を「中細形」の短身銅矛(ⅡD式)とする。すなわち、A面の刃部横断面は内傾斜しないが脊に鑄出鑄が出現し、後刻のB面は関部と刃部が内傾斜することから、「細形銅矛」ではなく短身銅矛のⅡD式である(第9図)。

5 . 青銅武器の流入・生産・流通・使用規制

(1) 青銅武器の流入と生産

これまでは「細形」青銅武器を舶載品としていたことから、初期青銅武器の全てが流入品と考えられていた。ところが、拙稿で論じたように、流入した青銅武器は、現在のところ銅矛ゼ口、銅戈5本前後、銅剣「細形銅剣」の半数以下にすぎないことが明白となった(柳田 2003 b・2004・2005 a・2006・2007・2008 b・2008 c)。北部九州では「細形」とされていた青銅武器初期鑄型が福岡市・佐賀平野・熊本市などで発見されるが、製品は玄界灘沿岸の首長墓で出土する。この実情をどう理解するのか。実際は初期鑄型が少ない福岡市周辺など、玄界灘沿岸でも多量に生産して、すでに沿岸地域に強力な政権が出現し、佐賀平野など広範囲に武器などの規制・統制が行なわれていると考えている(柳田 2005 b・2007・2008 b・2008 c)。玄界灘沿岸のうちでも、カスヤ以東では青銅武器の刃こぼれなどを未研磨のまま副葬されることが多い。これは当該地では研磨できないことを示しており、生産地のように研磨技術者も管理統制されていると考えている(柳田 2006・2008 b)。

ここでB I a型式銅剣の流入に関して、確認しておきたいことがある。カスヤ以東では現在のところ少なくとも中期中頃まで青銅武器は製作されていない。だとすると、研磨が4段階に達しているB I a型式銅剣の流入時期が問題になる。刃こぼれが著しいカスヤ以東の当該期では研磨できないことから、カスヤ以東に



第9図 鳥栖市本行1号銅矛鑄型実測図(1/2)

流入する以前に研磨が進行していたことになる。これは、鹿部・馬渡束ヶ浦・田熊石畑の舶載銅戈も同じである。

中期前半以後の実戦青銅武器と儀器化した武器形青銅器は福岡平野・佐賀平野で製作され、佐賀平野や玄界灘沿岸地域の首長墓に副葬されるものの、それ以外の地域では祭器として使用埋納される。そのうち「中細形銅剣 a・b類」はもちろん、「c類」の厚みのある初期段階の型式は北部九州で製作されている。神庭荒神谷の扁平な「c類」が出雲地域で製作されている可能性があるのと、兵庫県古津路1・10号銅剣のようなⅡB c式(東瀬戸内型銅剣)が同地域で製作が確認できる。近畿では武器形青銅器鑄型の銅剣が兵庫県田能・大阪府鬼虎川、銅戈が滋賀県服部で発見されるが、製品では銅剣の一部が兵庫県古津路で埋納されているものの、銅戈が周辺部の和歌山県山地や遠隔地の長野県柳沢で埋納されている。このうち「大阪湾型・近畿型」とされている銅戈が、滋賀県服部で鑄型がⅣ様式中頃の土器に伴って発見されている。

ムナカタ周辺では、カサヤの福岡市東区八田におい

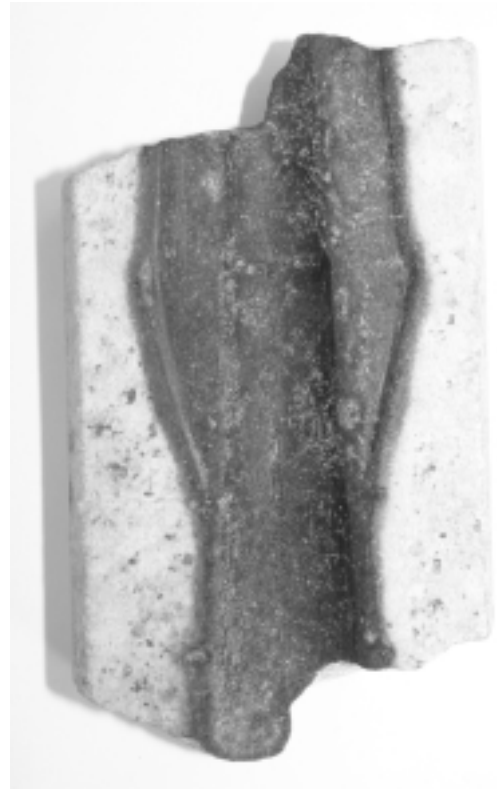


写真18 鳥栖市本行1号銅矛鑄型の関部と脊の段および突起

で「中細形銅戈」鑄型4点と「中広形銅剣」鑄型1点が知られている。このうちの「中細形銅戈」は、援幅比率からⅣA c式と考えている(柳田 2008b)。鑄型細片は別にして、岡垣町吉木では、「中広形銅戈」鑄型の完形品1点が知られている。これらの型式は弥生中期末から後期初頭の時期に製作されていることから、この時期になるとムナカタ周辺でも武器形青銅器のうちでも銅戈が主に製作されたことになる。

八田の「中広形銅剣」鑄型は、岡垣町「中広形銅剣」と同型式の範疇にあり、平形銅剣へ型式変化する過渡期の型式とすることもできる。弥生中期末には、三雲南小路王墓有柄式銅剣・須玖岡本王墓銅剣ⅡB c式銅剣・福岡市上月隈 ST007甕棺墓銅剣などのような多彩な銅剣が出現することと、そのⅡB c式銅剣が宗像市と玄海町に集中していることが重要である。すなわち、弥生政権中枢部の王墓が所有する同じ型式の銅剣を所持することは、覇権の一翼を担っていると考えることもできる。ちなみに、東瀬戸内型ⅡB c式銅剣は、扁平で儀器化が進行している。

このように青銅武器が一変するのは、中期後半に「イ

ト国」と「ナ国」に元始王権が出現した以後である。前漢鏡が威信財の最高位に定着すると、王墓は多量の前漢鏡の外に銅矛・銅劍・銅戈を副葬すると同時に「中細形銅戈」と「中広形銅劍」の生産地が拡散し、次に「中広形銅戈」が続いている。

銅鐸を早くから製作しているという近畿地方がなぜ実戦武器である「細形」武器を製作できないのであろうか。北部九州では実戦武器の使用規制が歴然としているが、それが近畿地方にも及んでいるのであろうか。それとも「大阪湾型銅戈」・東瀬戸内型銅劍が製作されるⅢ様式以後に銅鐸の生産が下降するのではないか。神庭荒神谷では、「中細形・中広形」銅矛6本と菱環鈕1式・外縁鈕1・2式銅鐸合計6個が共存している。これは、銅矛と銅鐸が同年代に埋納された事実と両者の使用年代が近いことを証明している。

(2) 流通と使用規制

ここで青銅武器の保有についての規制・ランクを示しておく。朝鮮半島で製作された「細形」青銅武器のうち銅劍と銅戈がわずかに北部九州に限定して流入する。北部九州で製作された青銅武器の完形品の分布は、「細形銅矛」と「細形銅戈」が北部九州に限定されるのに対して、北部九州製大型「細形銅劍」が東瀬戸内の淡路島の古津路まで及んでいる。さらに武器形青銅器の「中細形」・「中広形」になると、銅矛が北は朝鮮半島東南部、南は熊本県・大分県まで多く、一部が鹿児島県にも及んでいる。東側は、日本海側の島根県神庭荒神谷と四国の香川県・高知県まで及び。銅戈になると、北が朝鮮半島東南部、日本海側が島根県に1本と高知県の数本が知られていた(柳田 2003a・2003c・2005b・2006・2007・2008c・2010a)。

ところが、近年長野県中野市柳沢で銅鐸・「大阪湾型銅戈」と共存して北部九州製「中細形銅戈c式(拙稿のⅣAc式)」が1本出土した。これらは多少の差はあるが、いずれも伝世・マメツしている。銅戈は、「大阪湾型・近畿型」とされる型式の製作地が問題となるが、その古式のⅣBa式・ⅣBb式(柳田 2008c)が和歌山県有田市山地と長野県柳沢で出土している。群馬県の銅戈破片2点(吉田 2001)も古式「大阪湾型銅戈」であることから、柳沢の北部九州製ⅣAc式銅戈

が特異な存在となる。

さらに武器形青銅器の銅劍は、北部九州製の「中細形」のうち完形品が島根県・兵庫県・香川県・高知県まで及び、伝世した再生品が愛知県志段味・石川県藤江B・長野県若宮箭塚で発見されているが、完形品が「細形」を含めて近畿地方に及んでいない。したがって、少なくとも弥生中期段階までに近畿地方で金属製武器が製作された痕跡がなく、完形品を保有していたことは考えられない(柳田 2007・2008c・2010a)。

これらを整理すると、実戦に使用できる青銅武器のうち、船載青銅武器の完形品は北部九州を出ることはなく、北部九州製銅劍のみが淡路島古津路を東限とし、その再生品が愛知県・石川県・長野県に、弥生後期前半までに北部九州で製作される武器形青銅器の「中細形」・「中広形」の銅矛が島根県・四国まで、銅戈が長野県まで分布する事実から、銅戈が最も普及した武器形青銅器であることが明白である。したがって、その普及率からすると、①銅矛、②銅劍、③銅戈の順にその保有が規制されていたことになり、ランクが存在したものと考えている(柳田 2005b・2007・2008b・2008c・2010a)。

ところで、ムナカタは中枢部に次いで多数の銅矛をもつことから、王墓がもつⅡBc式銅劍を保有することと合わせて、覇権の一翼を担っていることが明晰となってきた。

(3) 武器形祭器と儀器

銅劍は、3段階研磨以上に進行する船載品のBⅠa型式と国産のⅡA型式が実戦武器、2段階研磨まで進行するⅡBa式が一部実戦使用の可能性、ⅡBb式・ⅡCc式が1段階研磨から進行しないが埋納されることから、実戦に使用されることのない儀器および祭器とすることができる。ただし、東瀬戸内型の古津路1号・10号銅劍のⅡBc式は2段階研磨まで進行するが埋納されることから模擬戦に使用される祭器である。

北部九州でも青銅器生産地の福岡・佐賀平野では刃こぼれのある青銅武器は少ないが、カスヤ地域以東、熊本・大分地域の青銅武器には刃こぼれのあるものが多く、刃部の研ぎに丸みがある(丸研ぎ)。実戦青銅武器が製造できない北部九州外は、流入した実戦武器を

武器形青銅祭器同様に祭祀の模擬戦に使用した。中期中頃以後に東瀬戸内型銅剣・「大阪湾型銅戈」の祭器を製造できるようになった近畿地方であるが、土器絵画が示す「弥生戦士の姿」は実戦武器をもつ「日常武装」(森岡 2007)ではなく、祭祀の模擬戦を表している「非日常武装」と考える。

橋口達也の「副葬用銅戈」(2007)が存在するとすれば、儀器の一種と考えられることから、刃部の保存がよいものについて使用痕跡を観察してみると、鈍刃によるものと考えられる古い刃こぼれが所存在する。鋭利な金属刃による刃こぼれではないことから、肉眼観察では確証が得られないが、同様な刃こぼれが朝町竹重28号木棺墓銅戈(写真3)などにも見られる。竹重銅戈の鋒先端の連続するわずかな刃こぼれは、佐賀県宇木汲田18号銅剣鋒先端と同様に鋒先端が硬い個体に接触した痕跡である。しかも、刃部全体にはマメツによる丸みが見られる。刃部と鑄のマメツは宇木汲田17号甕棺墓銅戈にも顕著である。

したがって、拙稿のⅢ A 型式銅戈は副葬用に儀器化した単なる「明器銅戈」ではなく、祭祀の模擬戦に使用する下位首長個人が占有していた小型化していく単身銅矛(柳田 2003c)と同じ武器形青銅祭器でもあるが、共同体の共有物である祭器の近畿型銅戈とは大きく異なり、これに先行する。

朝鮮半島の儀器化した青銅武器(岩永 2002)の大半は実戦武器として通用し、本来の儀器はⅤ 1 段階以後のⅢ B 型式銅戈(柳田 2008b)・有耳長鋒銅矛、Ⅵ 1 段階のⅠ C 型式銅戈・深樋式銅剣・銅矛である(柳田 2004)。もし、Ⅴ 1 段階の多樋式銅剣・有文銅矛・多樋式銅矛などを儀器とするなら、北部九州製の有耳銅矛と銅戈の全てを儀器としなければならない。

儀器化した青銅武器も祭祀の模擬戦に使用されている。儀器と祭器の区別が埋納にあるとすれば、「中細形」の中途から祭器であり、地域性がある。中国・四国地方以東は「細形銅剣」も埋納されることから、当該地域には青銅武器がなく、「細形銅剣」が共同体の共有物としての祭器が存在していたことになる(柳田 2008a)。

ムナカタ地域に戦争の証しとしての武器の切先資料がどのくらい存在するのか。橋口達也集成(2007)によ

ると、福岡市東区を含むカスヤ地域には弥生中期以後は皆無であり、明確なのが宗像市竹重28号土坑墓銅矛切先であり、可能性として田熊仲尾・玄海町鐘崎上八例が存在するに過ぎない。これらは切先が長いことと、竹重例から戦争の被害者ではなく、切先を尊重する副葬例である。だとすると、ムナカタ地域には戦争の犠牲者は少ないことになり、青銅武器の刃こぼれが模擬戦によるものであることを裏付けることにもなる。

6. ムナカタ地域の役割

(1) ムナカタ周辺の青銅武器と儀器

以上、玄界灘から響灘沿岸の弥生初期からの墓制とその副葬品の主体を占める青銅器の性格を明らかにしたことから、ムナカタ地域とカスヤ以西地域を比較する。大きな違いは、カスヤ以西が甕棺墓を主体とした墓制であるのに対して、ムナカタ地域は木棺墓、オカ地域以東が石棺墓を主体とする墓制であることが知られている。また、甕棺墓を主体とする福岡市西区吉武高木首長は多鈕細文鏡・武器・装身具をもつが、カスヤ地域の馬渡束ヶ浦首長は鏡・装身具をもたない。ムナカタ地域の田熊石畑首長は、多数の武器をもつが、多鈕細文鏡がなく装身具が耳飾又は髪飾であり、胸飾りが欠落している。

カスヤ・ムナカタ地域の青銅器の特徴は、以西地域にはない舶載銅戈をもち、舶載 B I a 型式銅剣は4段階研磨であり、本州・四国以東に舶載青銅武器が皆無であるのと対照的である(柳田 2006・2010a・2011c)。カスヤ・ムナカタにⅠ A b 型式の舶載銅戈が集中し、その銅戈は樋基部が末広がりとならずに直線的な型式に限定される(柳田 2011b)。

北部九州外には完形品の舶載青銅器はなく、存在するとしても切先に過ぎないことから、北部九州倭人の東漸であり、拙稿以前の型式分類と時期を土台とする分布論や生産体制論は時期尚早であるが(柳田 1986・2003~2011)、拙稿後型式分類を受け入れた研究者がいるもの(寺沢 2010)、従前通りの研究者もいる(寺前 2010)。

多数の刃こぼれなどが残る青銅武器は、所有者がその時点で死亡したか、研磨ができない地域性がある。

実戦可能な馬渡束ヶ浦のように4本の全てに刃こぼれが残るのは、当該時期に研磨できない地域性と実戦武器も模擬戦など祭祀性が強い使用法が存在することになる。刃こぼれが不規則に分散していれば実戦、局部的に集中していれば祭祀の模擬戦と考える。しかも、金属刃同士の間擬戦は中期中頃以前に限定できることなど実用の多様性が確認できている(柳田 2008 a)。

中枢部のイト国・ナ国では、Ⅱ B b 式銅剣が副葬されることはないが、ムナカタの田熊石畑墳墓群でⅡ B a 式銅剣の副葬が始まり、オカではⅡ B b 式銅剣が4段階研磨まで進行して双孔までもつ。「中細形銅剣(Ⅱ B b 式)が4段階研磨された金丸銅剣は、北部九州としては特例といえるが、その周辺のカスヤ地域以東の実戦武器の刃こぼれが著しく、研磨されないで副葬されるところを見ると、北部九州の中枢部ではなくその近隣地域であり、ツシマとは違った独特な地域性を醸し出している。すなわち、中枢部の近隣でありながら、東日本の愛知県志段味銅剣などと同じ状況を呈していることになる。

(2) ムナカタ一族の活躍

ムナカタ・オカ地域の武器形祭器の特色を抽出すると、①双孔銅剣、②平形銅剣、③有樋石戈の西限である。

①は、オカ以東には2本の「細形銅剣」が知られているが、その金丸銅剣と御家老屋敷銅剣の双方に双孔が存在することから、九州外の銅剣の双孔西限であると同時に、御家老屋敷銅剣が少なくとも中期前半を下らないことからこの地域が銅剣双孔の発祥地ともなる。金丸銅剣の双孔は、Ⅱ B b 式銅剣が元部に刃部を研ぎ出し、脊に鑄を形成する4段階研磨を施すところが名古屋市志段味銅剣例に通じるところがあり、B I a 式が分布しない近畿以東と類似した地域性がある。

②は、カスヤの八田「中広形銅剣」鑄型と同型式の岡垣町「中広形銅剣」が平形銅剣の祖形の一つとも考えられることと、伝津屋崎町勝浦出土平形銅剣を考慮すると、瀬戸内地域との関連が想定できる。弥生中期末は多様な銅剣が出現することから、佐賀県鳥栖市本行4号鑄型・唐津市中原2号鑄型のように平形銅剣の祖形候補が中枢部周辺地域に多いことと関連する(柳田

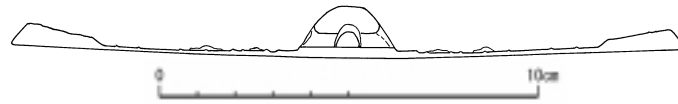
2005 a・2011 a)。

③は、「石戈の発祥地は遠賀川流域にあり」、「銅戈の欠を補うものとして始まり広がった」、「石戈の分布は当然銅戈の非出土地帯にあり」と指摘されている(下條 1977)。しかし、その時期が前期末以後とされていることと、本州や四国のような有樋石戈が欠落していたことから説得力がなかった。しかし、以後の研究(中村 1994・1997)で、時期が中期初頭に修正されて受容可能になっていたところに、舶載銅戈を忠実に模倣した金丸有樋石戈が発見されたことから、以東地域との関連性が強化された。ちなみに、九州外の有樋石戈は中期末以後と考えている。

カスヤ・オカ地域は、「中細形銅戈」の段階以後になると鑄型が出土している。鑄型が小破片であると鑄造遺跡であるとは断定できないが、福岡市八田・多田羅大牟田・岡垣町吉木は確実な鑄造遺跡である。八田・吉木は中期末から後期初頭であり、多田羅が後期中頃以後である。中枢部で多量に発見される「広形銅戈」鑄型がカスヤの多田羅大牟田にもあることに注目すると、「広形銅矛」の製品の分布密度がツシマを中心に北部九州以北であるのに対して、「広形銅戈」の製品は少ないながらも大分県と高知県に分布する(吉田 2008)。「広形銅戈」の鑄型が多く発見されているにもかかわらず、製品が少ないことをどのように解釈したらいいのだろうか。「広形銅戈」が少ないながらも東方に分布域をもつことは、「中細形銅戈」とこれを祖形とする「大阪湾型銅戈」が近畿以東に分布することとは無縁ではない。武器形青銅器の中では下位に位置する銅戈が近畿以東に展開することが事実である以上は、弥生後期中頃以後も同様であったとすることもできる。だとすると、鉛同位体比分析での、突線鈕2式以後の銅鐸の原料が「広形銅矛」・「広形銅戈」と同一であることと総合すると、銅鐸の原料として使用されたと考えることも可能である。銅鐸の近畿式・三遠式とよばれる型式が画一化した原料が使用されているのであれば(馬淵 1982)、北部九州が制海権をもつことから、近畿が海外から直接原料を入手することは不可能である。「広形銅矛」がツシマに濃密に分布し、そして朝鮮半島東南部(クヤカン国)にも及ぶ事実は、北部九州が海外ルートを占有していることを証明している(柳田 2003 c)。



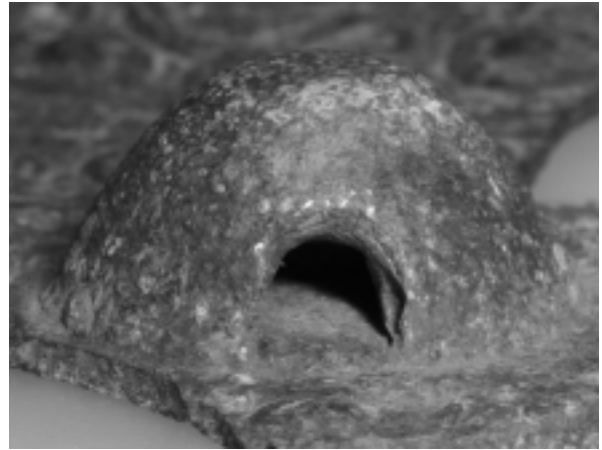
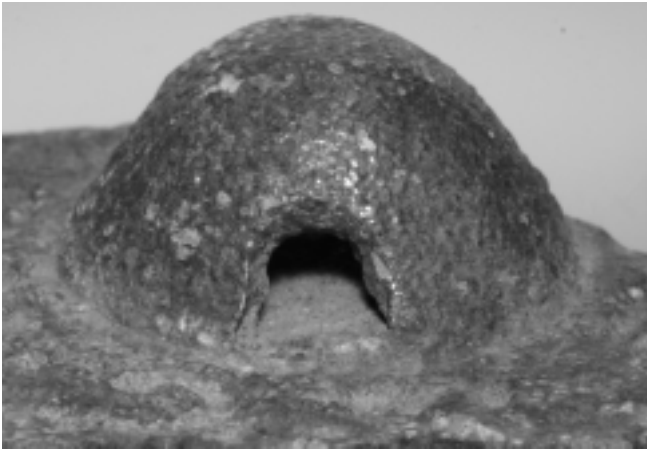
写真19 沖ノ島18号遺跡獣文縁方格規矩四神鏡



第10図 沖ノ島18号遺跡獣文縁方格規矩四神鏡断面図(1 / 2)



写真20 沖ノ島18号遺跡獣文縁方格規矩四神鏡の斜縁・櫛歯文・銘帯・図像・乳



近畿地方の石製武器は、磨製石剣がⅠ様式新段階から、銅剣形・銅戈形がⅢ様式新段階からという(西口 1989)。だとすれば、Ⅰ様式新段階からⅢ様式古段階までの磨製石剣は金属製武器を模倣したものではなく、Ⅲ様式新段階以後が青銅武器または武器形青銅器を模倣したものとなる。有樋式磨製石剣は、その横断面形が七面を形成するものは「細形銅剣」を模倣したものではなく、「中細形銅剣」のうちの最終段階のⅡB c式(東瀬戸内式銅剣)を模倣している。なぜなら、北部九州製のBⅠa式大型銅剣やⅡA式・ⅡB式銅剣が分布する瀬戸内沿岸には有樋式磨製石剣は分布しない。ちなみに、「細形銅剣」の完形品の東限は、現在のところ兵庫県南あわじ市古津路の北部九州製BⅠa式大型銅剣(14号)である(柳田 2010b・2011c)。「大阪湾型銅戈」が「中細形銅戈」を祖形とすることからすれば、その時期がⅣ様式以後であるように、近畿地方以东の有樋石戈の時期も同様であると考えている(柳田 2008b・2008c・2010a・2011c)。

これらの青銅器とその模倣品の東漸は、北部九州倭人の東漸と関連しており、その一翼をムナカタ・オカ・キクが担っているものと考えられる。調査報告書が未刊であったりすることから、この地域の副葬品をもつ墳墓の実態が必ずしも明らかではないが、中期前半の田熊石畑墳墓群では少なくとも調査された6基が男性墓であり、女性墓がないことから戦士軍団の首長墓である。後の遠賀軍団とも無縁ではなからう。

弥生中期後半は、岡垣町ⅡB式銅矛をもつことから、弥生元始王権が誕生した後では、少なくとも中枢部周辺地域の佐賀平野よりは優位にあったと考える。銅矛

を持たない佐賀平野、銅矛をもつホナミの双方が前漢鏡をもつことを考えると、当然ムナカタ・オカ地域にも前漢鏡が存在してよいことになる。ところが現状としては、出土状態の明らかな前漢鏡・後漢鏡が存在しない。可能性として、現在行方不明ながら宗像市村山田で大型の方格規矩鏡、福津市宮地嶽近郊で大型の画文帯神獸鏡などの出土が伝えられている(花田 1999)。

だとすると、漢鏡3期以後から東漸することが知られていることから、弥生王権の東漸の意志に基づいて、大型鏡を含めた前漢鏡・後漢鏡を搬出する任を担ったのはムナカタである可能性が強いことになる。

沖ノ島18号遺跡から出土している径17.8cmの「尚方作」銘獸文縁方格規矩四神鏡は、報告書(宗像復興期成会 1979)の断面図を見る限り、鏡面の反りが強いことや鏡縁が前漢末から後漢前半の鏡式ではないことが明らかであり、漢鏡ではない(重住・水野・森下 2010)。鏡縁は、岡村秀典(1984・1993)の研究によると方格規矩四神鏡ではV B式、浮彫式獸帯鏡ではⅡ式であり、主文が古式方格規矩四神鏡であれば鏡縁のⅦ式断面はあり得ない(第10図、写真19・20)。鈕孔が二重(写真21)になり、乳頂が丸く、乳座の連弧文が平坦な円座になる特徴は踏返し鏡である(写真20)(柳田 2002)。鈕頂部が平坦であることも後世の製作であることを示唆している。ちなみに、同じ鏡縁断面形態の沖ノ島21号遺跡出土獸文縁宜子孫銘浮彫式獸帯鏡や奈良県新沢173号墳出土宜子孫銘浮肉彫式獸帯鏡は、5世紀の踏返し鏡と考えている(柳田 2002)。

近年大王級の奈良県桜井茶臼山古墳が調査され、銅鏡80面以上が副葬されていたことが判明したが、森浩

一はこれ以前に「この古墳の後円部の空濠の外に、奇妙なことだが、宗像神社がある」と銅鏡多量副葬の風習などを挙げて、「北部九州勢力の東漸」を説いている(森 1986)。

沖ノ島祭祀は、いわゆる「舶載三角縁神獸鏡」の時期の3世紀中頃以後に本格的に始まるが、沖ノ島銅矛の存在がムナカタ一族の航海の守護としての役割とその起源を弥生中期に遡らせるものである。弥生時代の銅戈・有鉤銅釧・巴形銅器を含めた北部九州系青銅器の分布から判断すると、北部九州がもつ朝鮮海峡から東日本までの制海権のうち、少なくとも響灘以東をムナカタが担ったものと考え(柳田 2008c・2010a)。

7 . おわりに

最後に実物の調査では、下記の関係機関や担当者各位に様々なご配慮とご協力をいただいた。厚く御礼申し上げます。

宗像大社神宝館 明治大学博物館

関西大学博物館

福岡県企画地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室

沖ノ島係

北九州市教育委員会 古賀市教育委員会

宗像市教育委員会 遠賀町教育委員会

石井忠 忽那敬三 白木英敏 川口陽子

重住真貴子 高山京子 武田光正 山口卓也

山田広幸 吉田広

参考文献

- 阿久井長則・佐田茂(1979):「沖ノ島出土細形銅矛」;『宗像沖ノ島』宗像大社復興期成会
- 安部裕久(1993):「宗像地域の墓制」;『弥生時代の墓制を考える』宗像市教育委員会
- 安部裕久(1997):「弥生時代」;『宗像市史 通史編 第1巻 自然考古』宗像市
- 岩永省三(1980 a):「弥生時代青銅器型式分類編年再考」;『九州考古学』55
- 岩永省三(1980 b):「日本青銅武器出土地名表」;『青銅の武器 日本金属文化の黎明』九州歴史資料館
- 岩永省三(2002):「青銅武器儀器化の比較研究」;『韓半島考古学論叢』すずさわ書店
- 岡崎 敬(1977):「青銅器とその鋳型」;『立岩遺跡』河出書房新社
- 岡崎 敬編(1982):『末盧國』六興出版
- 岡村秀典(1984):「前漢鏡の編年と様式」;『史林』67 5
- 岡村秀典(1993):「後漢鏡の編年」;『国立歴史民俗博物館研究報告』55
- 黒野 肇(1979):「弥生時代の遺物『宗像沖ノ島』」宗像大社復興期成会
- 後藤 直(2000):「鋳型等の鋳造関係遺物による弥生時代青銅器の編年・系譜・技術に関する研究」;『平成10年度～平成11年度科学研究費補助金(基盤C)研究成果報告書』
- 重住真貴子・水野敏典・森下章司(2010):「沖ノ島出土鏡の再検討」;『考古資料における三次元デジタルアーカイブの活用と展開』
- 下條信行(1977):「九州における大陸系磨製石器の生成と展開 石器の組合・形式の連関性と文化圏の設定」;『史淵』114 九州大学文学部
- 白木英敏(2009):「概報田熊石畑遺跡」;『宗像市文化財調査報告書』61
- 高橋健自(1925):『銅鉞銅劍の研究』(「高橋健自集上」);『日本考古学選集』9 (1971)
- 武末純一(2001):「日韓銅矛の製作技術 幅木部分の構造を中心に(予察)」;『山中英彦先生退職記念論文集「勾玉」』
- 武田光正(2007):「尾崎・天神遺跡Ⅴ 金丸遺跡Ⅱ」;『遠賀町文化財調査報告書』18
- 田中幸夫(1935):「筑前宗像郡釣川の遺跡」;『考古学評論 日本先史土器論』1-2 東京考古学会
- 常松幹雄(2000):「福岡市下山門敷町遺跡出土の銅戈について 付篇北部九州の青銅器と鋳型に関する覚書」;『福岡市博物館研究紀要』10
- 常松幹雄(2002):「三雲南小路出土の有柄式銅劍について」;『究班Ⅱ』埋蔵文化財研究会
- 寺沢 薫(2010):『青銅器のマツリと政治社会』吉川弘文館
- 寺前直人(2010):『武器と弥生社会』大阪大学出版会
- 中村修身(1994):「福岡県遠賀郡出土の石戈」;『北九州埋蔵文化財調査室研究紀要』8
- 中村修身(1997):「石戈の形態分類と編年(再考)」;『地域相研究』25
- 西口陽一(1989):「近畿・磨製石劍の研究」;『大阪文化財論集 財団法人大阪文化財保護センター設立一五周年記念論集』
- 橋口達也(2007):『弥生時代の戦い』雄山閣
- 花田勝広(1993):「宗像郷土館の研究」;『古文化談叢』30
- 花田勝広(1999):「沖ノ島祭祀と在地首長の動向」;『古代学研究』148
- 原 俊一編(1999):「田久松ヶ浦」;『宗像市文化財調査報告書』47
- 馬淵久夫・平尾良光(1982):「鉛同位体比からみた銅鐸の原料」;『考古学雑誌』68 1
- 宗像大社復興期成会(1979):『宗像沖ノ島』
- 森岡秀人(2007):「武器と武装から見た近畿農耕社会のすがた」;『大阪府弥生文化博物館図録』
- 森 浩一(1986):「北部九州勢力の東漸」;『日本の古代5 前方後円墳の世紀』中央公論社
- 森貞次郎(1973):「総括」;『鹿部山遺跡』日本住宅公団
- 柳田康雄(1986):「青銅器の仿製と創作」;『図説発掘が語る日本史』6 九州・沖縄編 新人物往来社
- 柳田康雄(2002):「摩滅鏡と踏返し鏡」;『九州歴史資料館研究論集』27
- 柳田康雄(2003 a):「弥生木棺墓 伯玄社遺跡」;『春日市文化財調査報告書』35
- 柳田康雄(2003 b):「出土遺物の観察」;『古代学研究』160
- 柳田康雄(2003 c):「短身銅矛論」;『榎原考古学研究所論集』14 八木書店
- 柳田康雄(2004):「日本・朝鮮半島の中国式銅劍と実年代論」;『九州歴史資料館研究論集』29
- 柳田康雄(2005 a):「佐賀県本行遺跡鋳型再考」;『古代学研究』168
- 柳田康雄(2005 b):「青銅武器型式分類序論」;『國學院大學考古学資料館紀要』21
- 柳田康雄(2006):「中国地方の青銅武器」;『喜谷美宣先生古稀記念論集』
- 柳田康雄(2007):「銅劍鋳型と製品」;『考古学雑誌』91-1
- 柳田康雄(2008a):「青銅武器・武器形青銅祭器の使用痕」;『榎原考古学研究所論集』15
- 柳田康雄(2008b):「銅戈の型式分類と生産・流通」;『古代学研究』180
- 柳田康雄(2008 c):「弥生時代の手工業生産と王権」;『國學院雑誌』109 11
- 柳田康雄・平島博文(2009):「福岡県筑前町東小田峯遺跡出土銅矛土製鋳型」;『古代学研究』183
- 柳田康雄(2009 a):「中国式銅劍と磨製石劍」;『國學院大學大学院紀要 文学研究科』40
- 柳田康雄(2009 b):「弥生時代青銅器土製鋳型研究序論」;『國學院雑誌』110 6
- 柳田康雄(2009 c):「武器形青銅器の型式学的研究」;『月刊考古学ジャーナル』590

- 柳田康雄(2010 a):「弥生王権の東漸」;『日本基層文化論叢 梶山林継先生古稀記念論集』 雄山閣
- 柳田康雄(2010 b):「日本出土青銅製把頭飾と銅劍」;『坪井清足先生卒寿記念論集』
- 柳田康雄(2011 a):「佐賀県中原遺跡青銅器鑄型の実態」;『古文化談叢』65(3)
- 柳田康雄(2011 b):「銅戈型式分類の補足」;『趙由典博士古稀記念論叢』
- 柳田康雄(2011 c):「青銅器とガラスの生産と流通」;『講座日本の考古学5 弥生時代上』 青木書店
- 吉田 広(2001):「弥生時代の武器形青銅器」;『考古学資料集』21
- 吉田 広(2006):「武器形青銅器の流通と地域性」;『歴博国際シンポジウム2006古代アジアの青銅器文化と社会 起源・年代・系譜・流通・儀礼』 国立歴史民俗博物館
- 吉田広・増田浩太・山口欧志(2008):「青銅器の対立構造」;『弥生時代の考古学7 儀礼と権力』 同成社

古代神祇祭祀制度の形成過程と宗像社

加瀬 直弥 國學院大學講師

要旨：本稿のねらいは、律令神祇祭祀制度における宗像社の位置づけを把握することによって古代の沖ノ島・宗像社の歴史を明らかにすることである。そこでまず、当時の文献史料から見いだせる宗像社の顕著な特色のひとつが、鎮座する宗像郡が神郡であるということに注目し、神郡を擁する他社と、神まつりの実態などを比較した。その結果、律令神祇祭祀制度が形成される7世紀後半以前からの天皇との深いかかわりが、以後の宗像社の特別な位置づけを定めていることが理解できた。その後、平安時代の最初期になると宗像社の神主をめぐる制度の変化がみられるが、そうした変化が、あくまで全国的な流れの中に位置づけられることと、変化した後もなお、自立した神まつりを行い得る状況にあったことが分かる。

キーワード：神郡、律令神祇祭祀制度、天皇、対外交流、宗像神主

1. はじめに

沖ノ島の祭祀品が国家的な色彩を帯びているという指摘は、すでに祭祀遺跡の発掘調査の段階からなされている¹⁾。これに加えて近年、5～7世紀の神宝等と文献史料に見られる祭料との詳細な比較がなされ、当代から律令に基づく神祇祭祀に至る奉獻品の連続性が解明された²⁾。これら一連の業績は、沖ノ島の神宝が、朝廷に連なる政権の影響のもとで奉獻されたことを明らかにしている。

こうした沖ノ島、さらには宗像社の神まつりに関する研究を進展させるためには、その意義や由緒、さらにはその担い手を、文献史料の再検討により具体化することが、有効なひとつの方法になろう。文献史料にはさまざまな制約があるので、その検討は容易ではないが、古代朝廷による神祇祭祀の制度化がなされた段階における、宗像社の相対的な位置づけとその背景を明らかにし、その上で神まつりの姿を示すことは、少なくともできるものと考えられる。そこで、律令によって制度化された神まつり、すなわち律令神祇祭祀の制度整備がなされた文武朝から元正朝にかけた時代と、さらには平安時代初期に至るまでの時期(7世紀末～9世紀初頭)の文献から、古代宗像社における神まつりの姿について考えていきたい。

2. まつりの実態から見た神郡・宗像郡の特質

(1) 神郡とその特殊性

律令神祇祭祀制度の整備は、『日本書紀』などの史料を見る限りにおいては天武朝(673～686)から本格的になされはじめたものと考えられる³⁾。神名帳所載の官社である宗像社においても、この時期に朝廷との新たな関係が構築されたものと考えられるが、同社自体を取り上げた史料は少ない。

そもそも、伊勢大神宮や畿内の特定の神社を除くと、当代から奈良時代についての個々の神社の実態は、六国史はもとより、神社制度を具体的に示す文献史料からも、ほとんどかがうことができない。結局の所宗像社もその例外ではないということになるのだが、注目すべき史料は存在する。それは養老律令の注釈書『令集解』に引かれた、養老7年(723)11月16日の太政官処分⁴⁾である。

釋云、養老七年十一月十六日太政官處分、伊勢國渡相郡、竹郡、安房國安房郡、出雲國意宇郡、筑前國宗形郡、常陸國鹿嶋郡、下總國香取郡、紀伊國名草郡、合八神郡、聽_レ連_二任三等以上親_一也、

この太政官処分は、「神郡」と呼ばれる伊勢・安房・下総・常陸・出雲・紀伊・筑前の7か国8か郡に対して、三等以上親⁵⁾の郡司連任、つまり、大領を筆頭と

する郡司の構成員への同時任用を認めたものである（当時の神郡については第1表に示した）。各郡は、当該地域の神社との関係をもとに神郡とされたものとみられるが、宗像郡が宗像社の神郡であることはいうまでもない。なお、この太政官処分を見る限り、郡司連任の認容はこのときに行われたようにも受け止められるが、実際には個別に行われていたものと考えられる。宗像郡に関しては、『続日本紀』によれば、他社よりも早い文武天皇2年(698)のこととされる⁶⁾。つまり、こうした特例が、奈良時代より前の段階で講じられた措置であることを理解することができる。

第1表 郡司連任を認められた郡とその年代

年代	国	郡	関係が深い神社
文武天皇2(698)	筑前	宗像	宗像神社
	出雲	意宇	熊野坐神社 杵築大社
文武天皇4(700)	上総(後に安房)	安房	安房坐神社
慶雲元(704)	伊勢	度会	大神宮
		多気	
養老7(723)	下総	香取	香取神宮
	常陸	鹿島	鹿島神宮
	紀伊	名草	日前神社 国懸神社

こうした郡司に対する特例については、『類聚三代格』に載録された天平7年(735)の格にも、違った形で示されている⁷⁾。

太政官符

應_レ聽_下以_二同姓人_一補_中主政主帳_上事
 右檢_二天平七年五月廿一日格_一備、終身之任理可_二代遍_一、
 宜_二一郡不_レ得_レ用同姓_一、如_於他姓中_一无_レ人_レ可_レ用者、
 僅得_レ用_二於少領已上_一、以外悉停_レ任、但神郡、
 國造、陸奥之近_レ夷郡、多_レ嶽嶋郡等、聽_レ依_二先例_一者、(後略)
 弘仁五年三月廿九日

この格の要点は、郡司に同姓の者を複数併任することを、原則禁止するところにある。他方、神郡などは先例によることをゆるす、つまり同姓の人の任用を許容する、という但し書きが付け加えられているが、こ

れ以前に三等以上親の同時任用を認められていた神郡においては、郡司任用の基準は、実質的に変化していないことになる。結局のところ、天平7年格は、神郡の特殊性を追認したもの、ということになる。郡司任用に関する制度は、平安時代にも変化するが、延長5年(927)成立の『延喜式部式』においても、同姓任用については最初から例外扱いとなっており、その特殊性は奈良時代から受け継がれている⁸⁾。これらのことから、宗像郡における郡司連任の特例は、律令制度の形成期から、郡司任用のきまりとして確定していたことが理解できる。

ところで、先述したように、養老7年太政官処分や『延喜式部式』は、対象となる8郡を「神郡」と称しているが、太政官処分を注意深く読むと、神郡の内の特定の郡の郡司連任を認めたように受け止めることができる。つまり、郡司連任は、神郡設定により当然に現れる効果ではなく、それを認められない神郡の存在も想定することができよう。ただし、他の神郡は、寛平9年(897)に伊勢国飯野郡が新たに神郡となった時点まで確認できないので、以後は専ら8神郡に絞った説明をする。

さて、以上の点が了解できたところで注目すべきことは、神郡独自の他の具体的措置の有無である。神郡の特例についてはさまざまな指摘がなされている。しかしながら、検討の基本として認識しなければならないことがひとつある。それは、伊勢大神宮の鎮座する度会・多気両郡を除いた他の各郡は、この郡司連任に関する特例以外の、神郡独自の措置はほとんど確認できない、という点である。わずかに、上皇や天皇の母が崩御した時の拳哀の礼の除外例程度に過ぎない⁹⁾。宗像郡も同様である。

そのように考えると、神郡の特別な位置づけを解明するにあたっては、

- ・近縁者のみが政治的権限を持ちうる制度を構築した理由
- ・郡内を神域と位置づける理由

以上2点の把握が重要事項であることが理解できる。

そこで次節では、宗像郡で行われる神まつりを具体的に確認することにしたい。ただし、宗像社のまつりを単体で検討することになると、特に朝廷などとの関

係が具体的に明確化できないので、当代の神郡の神まつりを多く取り上げ、そこから抽出される点を総合して、当時の神まつりにおける注目すべき点を明らかにしたい。特にその実態が把握できる神社については項目立てを行ったが、伊勢大神宮の神郡については割愛した。同宮は、他社と違い、郡司の叙位や、大神宮司との雑務の職掌負担など、神郡における政治情勢がきわめて具体的に分かる。しかしながら、そうした状況が、逆に伊勢大神宮の特殊性として評価することができるからである。伊勢大神宮の神郡と他の神郡を分けて考えることを問題視する見方はあるが¹⁰⁾、やはり伊勢大神宮が、皇祖神を祀り、朝廷祭祀制度上別格の待遇を受けていることを看過することはできない。したがって、伊勢大神宮の神郡の状況を無批判に他社に当てはめることには慎重にならざるを得ないため、今回は除外したところである。

(2) 各神郡におけるまつり

(A) 出雲国意宇郡

宗像郡と同時に連任が認められたとされる意宇郡については、同郡に鎮座する熊野坐神社と、出雲郡の杵築大社が深く関係するものとみられる。いずれも『延喜式神名帳』においては名神大社として位置づけられており、出雲国内に同格の神社は存在しない。出雲国内においても「二所大神」とされ¹¹⁾、重要な神社として位置づけられていたことは明らかである。ただし、七道諸国の神社でも40社もの神社が預かる、月次祭及び新嘗祭の幣帛が用意される対象になっていない点など、明文化された朝廷恒例祭祀の制度上は、際だって重要な神社と考えられていたとは言いがたい一面もある。

しかしながら、天平5年(733)成立の『出雲国風土記』の文末などから、同郡の大領、すなわち郡司の長官を兼ねていたことが明らかな出雲国造は、その補任時にきわめて特別な「神賀詞奏上」の行事があることが知られている。

『延喜臨時祭式』に基づく、その概要は次の通りである。出雲国造は入京し補任されるが、その際負幸物と呼ばれるものを賜る。国造は帰国後1年(実際にはそれ以上)潔斎を行った後、国内の祝部を率い入京、京外に献物を奉る。帰国後さらに潔斎した国造は再度

入京し、宮中神祇官において、天皇の御世の太平を言祝ぐ神賀詞を奏上する¹²⁾。

ここで問題となるのは、この一連の神賀詞奏上の始期である。この点については、官社制度の成立期、すなわち元正朝(715~724)とする見方が妥当であろう¹³⁾。事実、負幸物を賜る行事は神祇官で行われ、神賀詞の試奏は神祇官の差配で行っており¹⁴⁾、その形態は律令による国家機構の中での神事として制度化されている。つまり、官社制度の枠組みの中に神賀詞奏上を位置づけることができる。

神賀詞奏上の制度化の時期を考慮すると、養老7年の太政官処分の存在は、官社制度の発展に対応する措置のようにも受け止められるが、文武朝(697~707)に郡司連任がなされたとする『続日本紀』の記述を考慮すれば、神郡に対する制度の枠組みは、官社制度の整備とは別の次元で設けられたものと考えられる。もちろん、大局的に見れば、神郡への措置も神賀詞奏上制度の成立も、大国主命を中心とする神々の由緒に対する関心の高まりが当然前提になる。それゆえ、前者と後者を一体化してとらえることも可能であるが、ここはいま少し踏み込んで解釈したい。

それは、踏みこんで解釈することで、重要な点が浮き彫りになるからである。前提認識が元正朝以前に朝廷で確立されていたという実態を具体的な形で言い換えれば、大国主命による国譲りと、出雲国造を世襲する出雲臣の遠祖・天穗日命の位置づけに関する認識が、元正朝以前に朝廷の中で確立していた、ということになる。たとえば、『延喜祝詞式』に収められた神賀詞は、大穴持命(大国主命)などが、「皇御孫命の近き守神」として、大和国内に鎮まるさまをとどめている¹⁵⁾が、その位置関係から、天皇の宮が飛鳥が藤原京にあった時代に成立したものと推測される¹⁶⁾。いうまでもないことだが、元正天皇は平城京が宮都であり、飛鳥・藤原京からは離れている。

さらに、出雲の神への関心の高まりの背景に、斉明朝(655~661)以降の、崇りに対する天皇の権威強化に向けた意識が指摘されている¹⁷⁾。このように考えると、出雲の神と朝廷との接点は、朝廷の機構云々の問題ではなく、天皇自身と出雲の神々との直接的な関連性に見いだすことができる。神賀詞奏上が制度化される元

正朝以前のこうした関係は、律令官社制度とは別の形で構築されていた可能性を推測するに十分な材料を提供している。そうした中の郡司連任は、天皇との関わりに基づく信仰を重視した結果であるものと、考えることもできよう。

(B) 安房国安房郡

安房郡は、安房社の神郡と考えられる。安房社については、大同2年(807)成立の『古語拾遺』に、次のように記されている。

阿波忌部所居、便名安房郡、是安房郡、天富命、即於其地立太玉命社、今謂之安房社、故、其神戸有齋部氏、

ここには、

「天富命、即ちそこに太玉命の社を立つ。今安房社と謂ふ」

とあり、忌部氏の祖である天太玉命を、その孫である天富命が祀ったことが記されている。安房社の祭神が、神祇官の祭祀に奉仕する職掌を有していた忌部氏の祖神であることは、神郡設定の大きな理由として、まずもって指摘できる。

さらに、平安時代中期の年中行事書『本朝月令』が引く『高橋氏文』所載の史料がある¹⁸⁾。そこには、上総国安房浮島宮¹⁹⁾に行幸した景行天皇の食事をつかさどった磐鹿六獮命の故事が載録されており、その子孫の高橋氏が、天皇が親しく食膳を神に供え祭る大嘗や神今食に供奉する資格を持つ氏族であることが示されている。

但し、ここで最も重視したいのは、本文ではなく、「神齋・大嘗等供奉始めき」に続く次の分注である。

云安房大神爲御食神者、今大膳職祭神也、今令鑽忌火大伴部者、物部豊日連之後也、

この分注の趣旨は、「安房大神を御食つ神とするというのは、今の膳職で祭る神だからである。今忌火を鑽らせている大伴部は、物部豊日連の末裔である」となる。この部分は、10世紀の編纂物の、しかも引用文に付された分注に過ぎないのだが、安房社の神が、朝廷の饗膳をつかさどる膳職の御食つ神として祀られていることが記されている点については興味を引く。この点につき、川尻秋生氏は、『類聚三代格』に収めら

れた天平3年(731)の格²⁰⁾中の、阿房之刀自部が膳神を祀る記述に注目し、分注通り安房大神が大膳職で祀られていたものとする²¹⁾。

さらにいえば、川尻氏の指摘や、安房大神を御食つ神として祀る高橋氏の、朝廷での位置づけを踏まえれば、安房大神が内膳司で祀られていた蓋然性も想定できる。天平3年格は、何らかの物品を、天皇の御膳調製を行う内膳司に納めたことに関して発されたものである。少なくとも、天皇親祭である大嘗祭に供奉し、内膳司の長官・奉膳を世襲した高橋氏と、安房大神との深い関係は、『高橋氏文』の存在で十分理解できよう。したがって安房社も、先の出雲国の神と同様、天皇の身近にかかわる祭祀に関係しているものと判断できる。

(C) 常陸国鹿島郡

連任が認められた時期が養老7年であり、時期が宗像郡・意宇郡・安房郡に比べて若干遅い²²⁾。ただし、天平年間(729~749)に原文が成立したと見られる『常陸国風土記』によれば、孝徳朝の大化5年(649)に、鹿島郡が鹿島社の「神郡」として成立したことが記されており、神郡と認識された時期は、他と比較すると古かった可能性がある²³⁾。いずれにせよ、この時代の、当代から奈良時代にかけての、鹿島郡内、あるいは鹿島社の祭祀の具体像ははっきりしない。

しかし、祭祀の特殊性という点に焦点を当てると、『常陸国風土記』に見られる、鹿島社の「御子神」の記述を看過することはできない²⁴⁾。もっとも、この御子神は、神郡内の神社ではなくむしろそれ以外に見られ、また、『常陸国風土記』からでは、まつりを通した祖神・鹿島神との関係は分からない。

ただし、一定の関係が存在することを推定させる史料が存在する。それは、『日本三代実録』にある貞観8年(866)の記事である²⁵⁾。

大神之苗裔神卅八社在陸奥國、菊多郡一、磐城郡十一、標葉郡二、行方郡一、宇多郡七、伊具郡一、日理郡二、宮城郡三、黒河郡一、色麻郡三、志太郡一、小田郡四、牡鹿郡一、聞之古老云、延曆以往、割大神封物、奉幣彼諸神社、

上はそこに引用される鹿島神宮司の言上の一部であるが、そこからは、「大神の苗裔神」が陸奥国に38社あ

り、これらの神社に対して、鹿島大神の封物を幣帛料として奉っていたことが理解できる。当該記事からは、陸奥国における御子神祭祀の例の始期を延暦年間(782~806)と解釈できるが、先に掲げた『常陸国風土記』の御子神の記述を勘案すれば、元来常陸国で行われていた御子神祭祀を、朝廷の東国進出に合わせて、陸奥にも展開したと見るのが妥当であろう²⁶⁾。この背景には、大国主命の国譲りに当たり、いわゆる武神として大きな役割を果たしたものとされる、鹿島社の祭神・建御雷神の軍事的靈験の存在があることはいまでもなからう。

ところで、陸奥の御子神に対するまつりは、鹿島社の封物を用いている。このことから、神社側の差配でまつりが行えるような状況が認められていたことが分かる。そして、東国経営の展開に応じて御子神が広まったものと見られるが、その背景には、国土の拡張に直接的にかかわる東国経営を行う上で、やはり大国主命の国譲りにあたって大きな役割を果たした建御雷神を祀る鹿島社特有の事情があったものと考えられる。祭祀の形態や、祭神の由緒からすれば、とりわけ天皇の地位とも関わりを有していたことがうかがえる。

また、早川万年氏は、鹿島郡の建郡以来、郡司と鹿島神宮司の地位に同族関係にあった者が就いていた可能性を指摘する²⁷⁾。その任に当たっていたのは、宮中の神祇祭祀を、律令神祇祭祀制度形成以前からつかさどっていた中臣氏である。これらの点からも、神郡の設定の背景に、律令神祇祭祀制度形成とは厳密には別の、中央との深い関わりがあったことが理解できよう。

(D) 下総国香取郡・紀伊国名草郡

このほか、下総国香取郡の中心的神社である香取社は、鹿島社と同様御子神が『常陸国風土記』²⁸⁾や、『延喜式神名帳』²⁹⁾に見られる。こうしたことから、香取郡・香取社におけるまつりのあり方は、鹿島郡と一体化されていた可能性がある。

紀伊国名草郡には、天石窟に入った皇祖神天照大神の姿をかたどるために作られた、日像鏡と日矛を崇める³⁰⁾日前社・国懸社が鎮座する。由緒からすれば、天皇との関わりはきわめて深いものと意識されていたことが容易に想定できる。

(3) 神郡におけるまつりの特質

以上、雑駁ではあるが、神郡に関わる神社の、神まつりに関わる面での関係を取り上げてみた。いずれの場合も神代において天皇の地位を直接的に守護する神か、天皇の身邊に関わる神に対するまつりが行われていることが分かる。この共通点から、当時の朝廷が全国画一的な神社の把握を目指していたのではなく、とりわけ天皇との関わりの深い神社に、神域を設け、行政組織を親族で維持できるよう配慮することで、そのまつりを保つことができるような、特別な対応を行っていたことが分かる。そして、そうした措置は、祈年祭を中核の一式とする律令神祇祭祀制度の維持とは別のねらいを有していたことも理解できるのである。

その他、神郡の立地を見て容易に理解できることとして、いずれも交通、それも海上交通の要地にあることがあげられ、神郡設置の背景に、海上交通や軍事上の必要性を想定する説がある³¹⁾。また、神祇祭祀において東西軸が重視されており、律令神祇祭祀制度形成期(奈良時代を含む)のそれが、神郡が設定された伊勢大神宮と杵築大社であるという指摘もある³²⁾。こうした観点は、いずれの神郡も選定されてしかるべき場所にあるため、一定の説得力を持っているものと考えられる。もっとも、どこをして要地とするかという点については、現実的な要素も含まれるものと考えられ、越前氣比社などのように、交通の要地でありながら神郡設置がなされていないケースもあるので、こうした共通点からの検証は指摘のみにとどめておきたい。

(4) 宗像社の特殊性

各神郡の状況と、宗像沖ノ島から出土した祭祀遺物の種類を勘案すれば、宗像社におけるまつりは、官社制度とは別の枠組みが用意されていたことは明白である。つまり、官社制度とは違う、いわばより丁寧なまつりのかたちを、宗像社には求められていたものと考えられる。そしてそれは、律令制度形成期よりも前からの関係であったことが、文献からわずかではあるがうかがうことができる。『日本書紀』から蓋然性の高い記事を例示すると、次の通りである。

・車持部に奪取されていた筑紫国内の百姓の収料を、履中天皇が改めて「三神」に収めた³³⁾。

・雄略天皇の意思で「胸方神」に使を遣わしまつろうとした³⁴⁾。

これらは、天皇との密接な関係を示唆しているものといえよう。言い方を変えれば、宗像沖ノ島の神宝は、大陸との交流を示すものであるが、それを官社制度と括ることに對しては慎重にならざるを得ない。当然のことながら古代の対外交流には、きわめて政治的な一面があり、朝廷祭祀にも影響を及ぼしていた。外国に使者を遣すときに行う、「蕃国に使を遣わす時の祭」の制度化などはその一例といえよう³⁵⁾。ところが、その祭祀においては、大使以下の「私幣」を奉ることができた。律令神祇祭祀制度の基本法典ともいべき『延喜式』の中で、私幣の存在が明記されている箇所はここだけである。

この事実の背景を探ることは簡単ではないが、外交に際して行う神まつりの特殊性を推し量ることはできよう。すなわち、不確定要素の多い航海の安全、外交の成功を目指すためには、制度の枠外の神まつりを特別に行える状況にあったのではないだろうか。そして、私幣の存在から考えを巡らすのは慎重にすべきとは考えるが、明確化された制度外の神まつりを許容するような状況が、天皇の意思が強く反映したかたちでの神宝奉獻を生み出したものとも解釈することができる。そうした状況は、『日本書紀』にある、天皇による宗像社への対応の背景としても想定されよう。先に掲げた『日本書紀』の記載の原型を、5世紀前後の事実と考えれば、沖ノ島で発見された一部の神宝類の年代と合致もするのである。

宗像社と密接不可分の関係にある宗像郡は、文武朝に郡司任用の面で、神郡としての資格を得ることになる。広い意味でいえば、これも律令神祇祭祀制度形成の一端ということもできる。しかし、そうした宗像社の位置づけは、そうした制度が形成される前からの、天皇との直接かつ密接な関係に基づくものと評価すべきであろう。律令によって定められた神社祭祀の制度の枠にあてはまらないまつりが行われていた神社に対しては、特別に神郡が設定されたものと、総合的に判断することができる。そして、こうした判断に基づいても、大陸との接点を有していた宗像社の発展の背景に、対外関係に起因する、天皇との関係があったこと

が理解できるのである。

3 . 平安時代初期における宗像社の変化について

2 . で述べたような制度整備の時期を経て以降は、宗像社を取り巻く制度面の変化は見られない。ただ、宗像郡の人々については、神まつりが重要な営みとして認知されていたことが理解できる³⁶⁾。

此郷之中有レ川、名曰=山道川、其源出=郡北山、南流而會=御井大川、昔者、此川之西有=荒神、行路之人多被=殺害、半邊半于時ト= 求崇由、兆云、令=筑前國宗像郡人珂是古祭=吾社、若合=願者不=起=荒心、覓=珂是古=令=祭=神社、珂是古即捧=幡祈禱云、誠有=欲=吾祀=者、此幡順=風飛往、墮=願=吾之神邊、便即舉=幡順=風放遣、于時其幡飛往墮=於御原郡姬社之社、更還飛來落=此山道川邊之田村、珂是古自知=神之在處、其夜夢見、臥機謂之久絡採多=舞遊出來、壓=驚珂是古、於是亦識=女神、即立=社祭之、自己來、行路之人不=被=殺害、因曰=姬社、今以爲=郷名、

宗像郡の珂是古は、祟りを起こす神の場所を突き止め、祭を行うことで、神を和らげる能力を有していた。その珂是古は偶然選ばれた可能性もある。しかし、まつりを行う上で重要な役割を、宗像郡人が果たしうるものと、人々に認識されていたこともまた推測できよう。宗像郡は神郡であるが故に、そこに住む人々もまつりを行う能力に秀でていると、周囲からの期待がかけられていたとしても、何ら不思議なことではなからう。

そうした神郡において、制度上に大きな変化が見られる転機として、平安時代前期のこととなる。

『類聚国史』には、延暦17年(798)10月のこととして、次のような記事が載っている³⁷⁾。

勅、國造、郡領、其職各異、今出雲、筑前兩國、慶雲三年以來、令=國造帶=郡領、託=言神事、動廢=公務、雖=有=其怠、無=由=勘決、自=今以後、不=得=令=國造帶=郡領、又國造兼帶=神主、新任之日、例皆棄=妻、取=百姓女子、號爲=神宮采女、便娶爲=妻、妄托=神事、遂扇=淫風、稽=之國典、理合=懲肅、宜=國司ト= 定=女=供=之、

この記事は、前半部が国造と郡領の兼帯が禁止されたことを示すものであり、後半には国司が采女を卜定する旨が記されている³⁸⁾。ここで注目したいのは前半

の方である。すなわち、慶雲3年(706)という具体的な年号をあげ、それ以降、認められていた国造と郡領の兼帯を禁止することが記されている。出雲国造と意宇郡領との関係推移の過程をすべて、宗像神主と宗像郡領との関係に置き換えて説明することは難しい。ただし、次の官符の存在は、延暦19年(800)の段階において、郡司といわゆる神社神職³⁹⁾との密接な関係を改めようとする政策があったことを示している⁴⁰⁾。

太政官符

應_レ停_二筑前國宗像郡大領兼_一 帶宗像神主事
 右得_二大宰府解_一 備、當郡大領補任之日、例兼_二神主_一 即叙_二五位_一、而今准去_二延暦十七年三月十六日勅_一、譜第之選永從_二停廢_一、擢_二用才能_一、具有_二條目_一、大領兼神主外從五位下宗像朝臣池作十七年二月廿四日卒去、自_レ爾以來頻闕_二供祭_一、曆_二試才能_一 未_レ得_二其人_一、又案_二神祇官去延暦七年二月廿二日符_一 備、自今以後簡_二擇彼氏之中潔清廉貞、堪_二祭事_一 者_上、補_二任神主_一、限以_二六年_一 相替者、然則神主之任既有_二其限_一、假使有_二才堪_一 理_二郡兼_一 帶神主_一、居_二終身之職_一 兼_二六年之任_一、事不_二穩便_一、謹請_二官裁_一 者、右大臣宣_二備、奉_レ勅、郡司神主職掌各別、莫_レ令_二郡司兼_一 帶神主_一、
 延暦十九年十二月四日

この官符の意義は、宗像社の神主と、宗像郡大領の兼帯を認めないことを示したことにある。当然ながら、このことをして宗像社の特殊な性格が失われたことは事実であるが、格を見ると、次の『類聚国史』の記述に端的に示された、神主等に関する包括的な任用方針が⁴¹⁾、きわめて重要な意味を持っていたことが理解できる。

勅、掃_レ社敬_レ神、銷_レ禍致_レ福、今聞、神宮司等、一任終_レ身、侮_レ驕不_レ敬、崇_レ咎屢臻、宜_二天下諸國神宮司、神主、神長等、擇_二氏中清慎者_一 補之、六年相替_上、

上の文中の、「神宮司等、一たび任じ身を終んぬ。侮驕りて敬はず、崇咎しばしば臻れり」という箇所からは、「神宮司等が終身任用であることにより、神事がおろそかになっている」と、朝廷が認識していることが分かる。神事怠慢を戒める措置としては、延暦16年(797)に祝部の犯事に対して解却で臨む方針を定めており⁴²⁾、延暦20年(801)には、神事における犯事とそれに対する祓の詳細を定めた格が発されている⁴³⁾。これらの点を踏まえると、延暦年間に朝廷が、積極的に神事怠慢への対策を立てていたことが理解できる。宗像神主と宗像郡大領の兼帯が禁じられた理由のひとつ

つに、そうした神事怠慢への対策を推し進める必要性があったものと考えられる。

この時期、七道諸国においては、祈年祭幣帛の抛出方法が変化するなど、特に七道諸国の神社行政が大きな変化を迎える段階にあった。小倉慈司氏は、8世紀半ばから後半にかけての律令制地方支配の進展と共に全国神社が官社化されたことにより、これまでの神社行政体制では対応しきれなくなっていた点を指摘する⁴⁴⁾。この点を踏まえると、朝廷が意識した新たな神社行政の体制作り際に、神職の神事怠慢に対する引き締めをはかったものと、第一義的には考えられる。

他方、神主が兼帯していた郡司についても、延暦17年に「芸業著聞にして、郡を理るに堪ゆる」者を任用するよう定めた詔が発されている⁴⁵⁾。総じていえば、桓武天皇によるいわゆる地方行政見直しの対象が、神職に及び、さらに宗像社にも影響を及ぼしたのものとして、理解することもできる。ただし、郡司については、弘仁年間(810~824)に至ると譜第の任用が認められるようになるが、神職については、宗像社も含めて、制度上の変化は見られない。朝廷の側からは、一定の効果があつたものと考えられていたのであろう。

4. 宗像社における祭祀の実質的な運営形態

前章で指摘したように、朝廷祭祀を行う場として、神社神職制度、とりわけ、第一義的には神事怠慢を防ぐための神職任用の方法が改められた。その後、延暦19年格により、宗像社は個別的に郡大領との兼任を禁じられるようになる。そうした事態が及ぼした宗像社への影響としては、まずもって、任期が設けられたことによる、神主の実質的な地位の低下が想定されよう。また、平安時代の神祇祭祀制度上大きな役割を果たす国司の影響拡大と、郡司の相対的な影響の低下という状況も考えられる⁴⁶⁾。ただ、神主の交替制度や郡大領兼帯の禁止が、実際にどの程度影響を及ぼし、どの位守られていたかは分からない。特に神主交替の制度は、先述したように全国一律のものであり、宗像社を個別対象としたわけではない。しかも宗像社の場合、そもそも神主と郡大領の兼帯が明確に保証されていたわけではなく、また、郡司連任という原則が改められてい

ないことから分かるように、神職任用に関しては、宗像社は優遇されていたといえるのである。このように考えると、延暦年間の神主任用の変化を契機として、宗像社が他社に比して苦境に立たされたと断言することはできない。

いずれにせよ、宗像社については、平安時代初期の管理運営の状況を端的に示す史料はないが、事実上、自立した存立基盤によるまつりが行われ続けられたことは推測できる。その点については、天元2年(979)の太政官符⁴⁷⁾の一文に注目することで明らかになる。

謹_レ檢_レ舊例_一、去天慶年中以往、不_レ置_レ件宮司_一、只以_レ神主_一爲_レ雜_レ執行之長_一、其時年慶度_一祭、只臨_レ山海_一爲_レ先_レ漁獵_一、

この官符は、宗像社に大宮司の置くことを認めたものであるが、上の引用はそのままとなった天延2年(974)の宗像宮司解の一部である。ここからは、従来⁴⁸⁾神主が雑務の長であり、山海に臨んで漁獵を行っていた状況が理解できる。つまり、当時の宗像社は、神郡、若しくはそれに関連する地域内で自給自足できるような環境を構築していたことがうかがえる。これ自体は文飾であるものと考えられるが、こうした表現が用いられるということそのものが大きな意味を持つ。すなわち、宗像社のような、比較的重い待遇を受けてきた神社であっても、神主を中心とする自給自足的な祭祀の準備こそが、神社維持の一つの形態だったことが想定できるからである。こうした形態は、律令制度の祭祀に完全に依拠しない形での神まつりを想定することができ、神社そのものが、地域に根ざした神まつりの場であったことの証左ともいえよう。

5 . まとめにかえて

ここまで、宗像社が、狭義の古代律令祭祀の枠の外にあるまつりの場であったことを、いくつかの視点から論じてきた。もちろん、宗像社は、西海道の神社の中でも多くの神封戸を擁している点⁴⁹⁾など、他の観点からも祭祀・経済面で朝廷から厚遇されているものと評価できる。ただし、いわゆる「箸の上げ下ろし」に至るまで、朝廷の管理を受けていたわけではなく、神社運営上において、神社の独自の判断が求められる局面

は多かったものと考えられる⁵⁰⁾。もちろんそれは、他の神社すべてにいえることではあるが、特に大陸との接点をもつ宗像社においては、多様な文化を受け入れやすい環境が維持されていたことが影響し、独自のまつりの形が生まれやすい状況にあったことは、少なくとも指摘できよう。

補注

- 1) 鏡山猛(1958):「結語」;『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』吉川弘文館、p.245
- 2) 笹生徹(2010):「古墳時代における祭具の再検討 千束台遺跡祭祀遺構の分析と鉄製品の評価を中心に」;『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』2、p.106 - 107
- 3) 律令祭祀制度形成の画期についてはさまざまな見解があるが、総合的に天武朝の重要性を明確に指摘したもののとしては、岡田莊司(1990)「天皇祭祀と国制機構」;『國學院雑誌』91(7)、p.324
- 4) 『令集解』卷十六選叙令・同司主典条令釈。
- 5) 養老儀制令五等条によれば、三親等は「曾祖父母、伯叔婦、夫姪、從父兄弟姉妹、異父兄弟姉妹、夫之祖父母、夫之伯叔姑、姪婦、繼父同居、夫前妻妾子」と解される。以後、文中の「三等以上親」はこの条文による。
- 6) 『続日本紀』文武天皇二年三月己巳(9日)条。文章は次の通りで、なされた措置は養老7年太政官処分と同じである。
詔、筑前國宗形、出雲國意宇二郡司、並聽連_二任三等已上親_一、
- ただし、文武天皇2年は、大宝令施行(大宝元年(701))の前であり、文中の「郡司」は「評造」でなければ適切ではないものと考えられる。第1表で示したように、『続日本紀』は、当時の神郡8郡の連任が認められた記事を遺漏なく載録しているが、大宝令施行以前に連任が認められたところも全て「郡」とされている。他方、宗像郡のことが記されている『続日本紀』巻一の中に、「衣評(後の薩摩國穎娃郡)」という名称が見られ(文武天皇三年七月辛未(19日)条)、同時代の記事の中での表記は統一されていない。ことから、『続日本紀』を編纂した際に用いた神郡関係の原資料の中に、「評造」という語を「郡司」に変え、表記の統一を図ったものが存在していた可能性があるが、この点については、あくまで推測にとどめておきたい。
- 7) 『類聚三代格』卷七郡司事・弘仁五年三月二十九日太政官符所引天平七年五月二十一日格。
- 8) 『延喜式』卷十八式部上・郡司条。条文は次の通り。通常の郡における任用条件に変化があるが、神郡を特例として扱う点は天平7年格と変わらない。
凡郡司者、一郡不_レ得_レ併_二用同姓_一、若他姓中無_レ人_レ可_レ用者、雖_レ同姓_一除_二同門_一外聽_レ任、神郡、陸奥_レ邊郡、大隅_レ馭謨、熊毛等郡者、不_レ在_二制限_一、
謂_二伊勢國新野、度會、多氣、安房國安房、下總國香取、常陸國鹿嶋、出雲國意宇、紀伊國名草、筑前國宗形等郡一_二神郡_一、
- 9) 『続日本紀』天武元年十二月丁未(23日)条(光仁上皇崩時)、延暦八年十二月丙申(29日)条(皇太后崩時)。
- 10) 有富由紀子(1991):「神郡についての基礎的考察」;『史論』44、p.80
- 11) 『出雲國風土記』意宇郡出雲神戸。
- 12) 『延喜式』卷三臨時祭・負幸条、神寿詞条。
- 13) 岡田莊司(2009):「古代律令神祇祭祀制と杵築大社・神賀詞奏上儀礼」;『延喜式研究』25、p.15
- 14) 前掲12)。
- 15) 『延喜式』卷八祝詞・出雲國造神賀詞。
- 16) 武田祐吉(1958):「解題」;『古事記 祝詞』(日本古典文学大系1) 岩波書店、p.373
- 17) 岡田、前掲13) p.18
- 18) 『本朝月令』・六月朔日内膳司供忌火御飯事。
- 19) 安房国が上総国から最後に分置されたのは天平宝字元年(757)のことである。『高橋氏文』は延暦19年(800)に成立したものとされるので、上総国に安房大神が坐するという記述と実態との間に矛盾が生ずるが、当該箇所のみ書き換えたか、『高橋氏文』の原文が天平宝字元年以前に成立したと考えることもできるので、ここでは同文を採用した。
- 20) 『類聚三代格』卷十供御事・天平三年九月十二日格。
- 21) 川尻秋生(1995):「古代安房国の特質 安房大神と膳神」;『延喜式研究』10、p.12
なお筆者は、忌部氏と安房郡との関係を明記した『古語拾遺』の記述は、安房郡塩海郷に忌部の所在を示す平城宮出土木簡(155次調査(SD4100))、『平城宮木簡』6-9071)の存在や、本稿で論じた神郡の位置づけを踏まえ、積極的に評価すべきものとする。
- 22) 鹿島郡と同時に、下総國香取郡・紀伊國名草郡の郡司連任が認められている(『続日本紀』養老七年十一月丁丑(16日)条)。文武朝に郡司連任が認められた他の郡との差異については不明といわざるを得ない。なお、有富由紀子氏は、郡領交替時の不都合の存在が、時期の異同につながったと考える。有富、前掲10) p.84
- 23) 『常陸國風土記』香島郡総記。
- 24) 『常陸國風土記』行方郡提賀里、当麻郷、名田里。
- 25) 『日本三代実録』貞観八年正月二十日条。なお、文中に「以往」という語が見られるが、ここでは本来の語義通り「以後」と解釈した。あえて混用された「以前」と解釈すれば、後述する鹿島社の封物による御子神祭祀の始期を早く考えることができるが、「以前」と断定する根拠はない。
- 26) 『延喜式神名帳』にも、鹿島の名を冠する神社が陸奥国に8社見られ、そのうち牡鹿郡と行方郡に御子神社が1社ずつある。
- 27) 早川万年(1999):「神郡・神郡司に関する基礎的考察 鹿島の場合に注目しつつ」;『古代東国と常陸國風土記』雄山閣出版、p.152
- 28) 『常陸國風土記』行方郡鴨野、男高里、当麻郷。
- 29) 『延喜式神名帳』には、陸奥國栗原郡の香取御子神社、牡鹿郡には香取伊豆御子神社の名が記されている。
- 30) 『日本書紀』神代上・7段(宝鏡出現章)一書の1。
- 31) 高嶋弘志(1983):「神郡の成立とその歴史的意義」;『日本古代政治史論考』吉川弘文館、p.147 - 149
- 32) 岡田莊司(2002):「古代神祇祭祀と杵築大社・宇佐八幡」;『王権と神祇』思文閣出版、p.24
- 33) 『日本書紀』履中天皇五年十月甲子(11日)条。

- 34) 『日本書紀』雄略天皇九年二月甲子朔条。前項も同様だが、宗像社であることを決定づける表現はないものの、蓋然性は極めて高いので採用した。『宗像神社史』は、宗像社の記事としてこれらを取り上げ、さらに、『日本書紀』応神天皇四十一年十二月条に見られる、阿知使主等が呉の工女・兄媛を宗像社に奉ったことについても、天皇の意思によるものとしている。宗像神社復興期成会編(1966):「祭祀伝承」;『宗像神社史』下 宗像神社復興期成会、p.15
- 35) 『延喜式』卷三臨時祭・遣蕃国使祭条。
- 36) 『肥前国風土記』基肄郡姫社郷。
- 37) 『類聚国史』卷十九神祇・延暦十七年十月丁亥(12日)条。
- 38) 参考までに、采女任用に関する官符は『類聚三代格』にある(卷一神宮司神主禰宜事・延暦十七年十月十一日官符)。
- 39) 「神職」という語は、当時の史料には見られないが、神に奉仕する職の名前は数が多いため、それらを総称する場合に限り、以降は、この「神職」という語を断りなしに用いる。
- 40) 『類聚三代格』卷七郡司事・延暦十九年十二月四日太政官符。
- 41) 『類聚国史』卷十九神祇・延暦十七年正月乙巳(24日)条。なお、出雲国造と意宇郡大領の兼帯禁止の理由は公務が滞るところにあり、厳密に言えば理由は違う。
- 42) 『類聚国史』卷十九神祇・延暦十六年十月丙寅(14日)条。
- 43) 『類聚三代格』卷一科祓事・延暦二十年五月十四日太政官符。
- 44) 小倉慈司(1994):「八・九世紀における地方神社行政の展開」;『史学雑誌』103 - 3、p.78
- 45) 『類聚国史』卷十九神祇・延暦十七年三月丙申(16日)条。
- 46) 宗像社・宗像郡における国衙機構(国司)の影響力の拡大を指摘し、延暦19年格により、神郡郡司の実が消失したとする説もある。正木喜三郎(1987):「宗像郡司考 特に国衙支配との関聯を中心として」;『東アジアの考古と歴史』下 同朋舎出版、p.537
- 47) 『類聚符宣抄』卷一諸神宮司補任・天元二年二月十四日太政官符。
- 48) 「以往」は本来「以後」と同義だが、引用の後、この解は天慶の乱以後の神社の動向について触れているので、ここでは「以往」と「以前」と解釈する。
- 49) 『新抄格勅符抄』卷十に収められた大同元年(806)の牒を見ると、宗像社は74戸を数える。西海道では、宇佐宮が最大2,460戸であった例を除けば、最も多い。
- 50) たとえば、神社修造などについても、原則神社に直接奉仕する神戸や神職が負担することが、弘仁初年になると方針づけられる。加瀬直弥(2005):「十・十一世紀前半の七道諸国における神社修造の実態 国司との関わりを中心に」;『神道宗教』199・200、p.95

沖ノ島出土のガラス碗

梶山 林継 國學院大學名誉教授

要旨：宗像沖ノ島八号遺跡からカットガラス碗の破片が出土している。完形でもたらされたものの一部と考えられる。古代日本列島で、容器としてのガラス製品は輸入されたものと、7世紀以降、国内で造られた鉛ガラスによるもの(多くは小型)に分けられ、輸入されたものは、ペルシャ製と見られるカットガラスがほとんどである。新羅で発見されている20余例とは内容が異なっている。将来のルートの異なりであろうか。また、出土・伝世されたものは、古墳(墓)、祭祀遺跡、寺(正倉院宝物を含む)でありその使用法も限定される。神へ捧げられた「玉器(たまもひ)」には、何が入られていたのであろうか。

キーワード：ガラス碗、カットガラス、古代祭祀、玉器(たまもひ)

1. 祭祀遺跡出土のガラス碗

(1) ガラス碗と八号遺跡

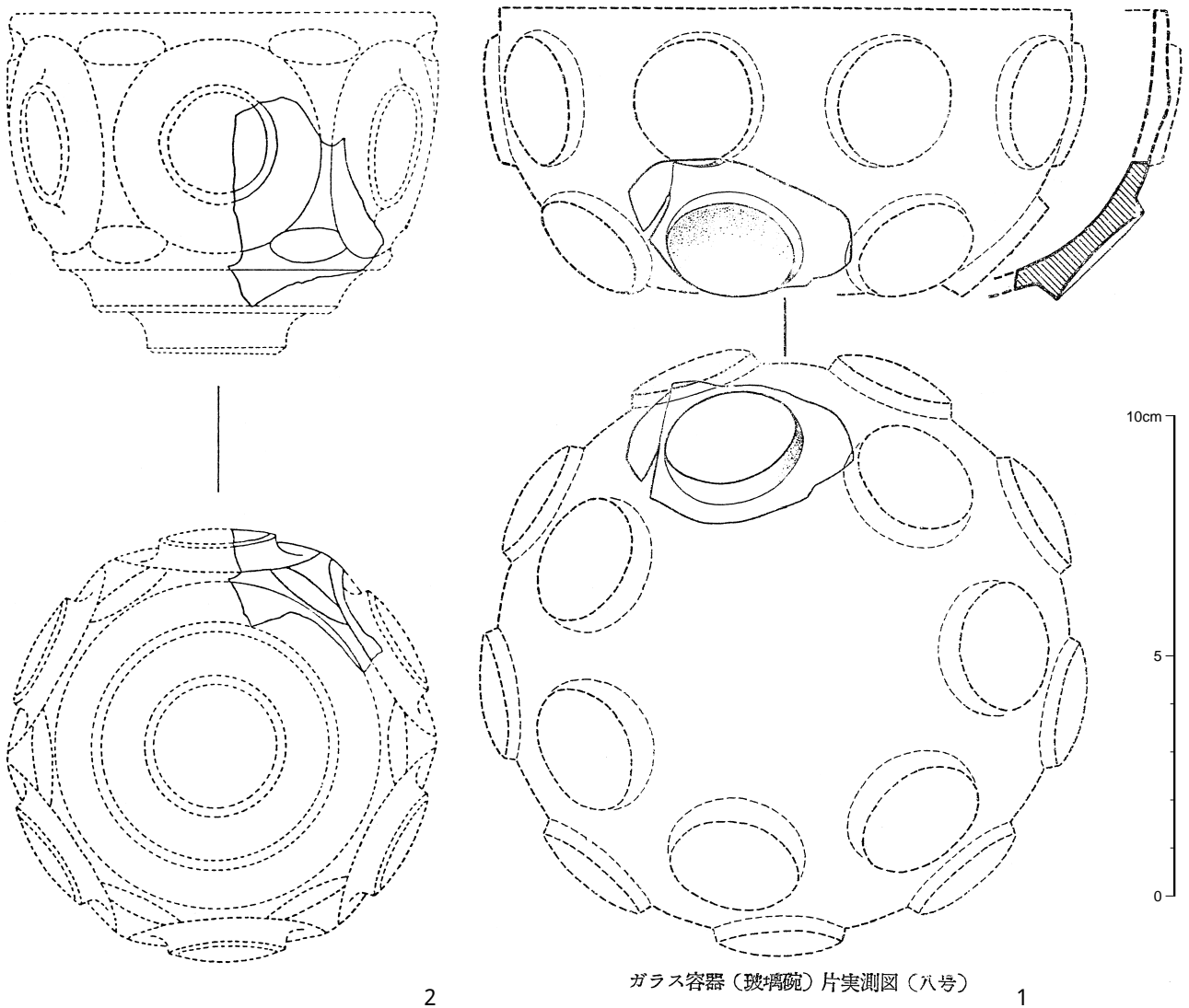
a) ガラス碗

昭和29年の第一回の調査で、D号巨岩とされる遺跡群(巨岩群)の北部に位置する巨岩の北西面岩陰遺跡、八号遺跡に入れられた十字トレンチから一片が出土し、続く第二回の調査で、離れた中央小岩の西南部から一片発見されている。その後調査が続けられ、期待されていた「ガラス碗の残片は遂に検出できず」(『続沖ノ島』234頁)と2片のみの出土にとどまった。そして、この2片は「同一個体で接合される。淡緑色を帯びた、気泡がかなり見受けられるガラスで、厚さ3耗の容器の外面に、径約2.8糎、高さ3～5耗の浮出し円文が型出しされている。浮出円文は容器に接着する部分の径よりも、浮出しの上面の径がわずかではあるが小さくなり、円文の上面は凹レンズのように凹んでいる。現在完全に残っている浮出し円文から7耗の間隔を置いて、二カ所に浮出し円文の一端が小部分ではあるが残っている。この円文の間隔と、容器内面の同一方向に弧を画く引掻いたような条痕、及び破片の持つカーブ等から推して、これは上段に9個、下段に7個の浮出し円文を持つガラス碗の破片らしい。完全に残る浮出し円文は下段のもので、円文の腰は下部に当る方が高く(5耗)上部に当る方が低い(3耗)。現在の破片上端

碗の径を計測すれば約11糎になり、碗として考えて口径を求めるならば12糎内外のものであったろう。(『沖ノ島』221頁)と原田大六氏は復元し、図をのせている。

当然のことながら古代ガラス研究家の間でも重要視され、深井晋司「沖ノ島出土瑠璃碗断片考 - ギラーン州出土の浮出し切子装飾の瑠璃碗に対する私見 - 」『東洋文化研究所紀要第27冊、昭和37年3月』は、この復原図を取り入れ、「型ガラス技法」による浮出し円文で、この円形部を凹型にカットした類例であることを述べ、類似する資料として、イラン高原の西北部、ギラーン州のアルボルス山脈中のパルティア・ササン朝時代の墳墓から、1961年春に出土した例を紹介している。その他数点の類似例を検討した後に、沖ノ島出土品について、口径は、報告書に言う約12糎とすれば、紹介したギラーン出土の9.5糎に対し、ひとまわり大きな作品であったと考えられるとし、器高については、「恐らく浮出し円文は2段のもの作品であって、高台の高さも加えて、総高約6.5糎の容器であったと推定されるのである。したがって、ギラーン州出土の作品(高さ8.0糎)よりも低く、横にやや平たい高台つきの碗であったと推定される。(同論文208頁)

わずか縦横ともに5糎にみえない破片ではあるが、型ガラスによる浮出し円文のカットガラスとしては、現在日本列島唯一の作品として注目されるものである。



0 5cm
上賀茂出土 瑠璃碗断片の復原圖

第1図(右)宗像沖ノ島8号遺跡出土碗(宗像神社復興期成会編・刊『沖ノ島』昭和33年3月)

第2図(左)上賀茂出土碗(深井晋司「ギラーン州出土の二重円形切子装飾瑠璃碗に関する一考察 京都上賀茂出土の瑠璃碗断片に対する私見」『東洋文化研究所紀要 第45冊 昭和43年3月』)

b)八号遺跡とガラス切子玉

ガラス碗を出土した八号遺跡は、断続しながら長期に涉って行われた調査であるが、この他にいくつかの条件がある。一つは澳津宮から燈台へ昇っていく道添にあって、目につきやすい巨岩であること。高校生による調査などもあるが、盗掘、持ち出しを受け易い地点にある。そのためかなり荒らされていると見られている。しかし調査報告書に載せられた遺物の出土状況

から見ると、第1回調査の十字トレンチ及びその西の部分。中央小岩を中心とした部分。西南部分の3グループに分けて考えられる。西南部分は七号遺跡との重なりも多少あるようでもある。その内で、ガラス碗の破片は北東のグループに1片、中央のグループに1片となる。その北東のグループには盤龍鏡1面の他、他にない遺物として銀製小粒1個、ガラス切子玉13個がある。銀製品あるいは銀銅製品は5世紀になると古墳の

副葬品として多く見られるが、銀塊、銀粒となると数が少ない。奈良県御所市南郷大東遺跡で4世紀の銀粒がある他は、奈良県石のカタ古墳などの7世紀中葉頃の古墳から帯に垂下したかともみられる孔のない丸玉、東京都大島和泉浜C地点祭祀遺跡の銀板(金板とも天武朝と推定されている。筭7世紀後半頃のものに多い。

またガラス切子玉は、鉛ガラスによる緑色を呈し、銀化しているもので、類例は少ない。

よく知られている例としては、東大寺三月堂不空羂索観音の宝冠の下部に巻かれているものがある。

これらのことからすると八号遺跡が、全て一回の祭祀に関する遺物と考えるより、数回の祭祀が重複していると考えの方がよいようである。隣接する七号遺跡も、古墳時代後期という点では全て含まれる遺物であるが、『沖ノ島』の段階で原田大六氏が、杏葉や雲珠などの組み合わせを考え、少なく見ても六具分はあろうとしている。歩揺付雲珠は、群馬県観音山古墳、千葉県金鈴塚古墳、奈良県藤ノ木古墳などの例が知られ、前2者は前方後円墳であるが、最も新しい時代のものであり、いずれも6世紀第3四半期を前後するものである。以前筆者も七号遺跡については一回の祭祀を考えていたが、ここも重複を考え、分けて複数回を考えた方がよいように思われる。

また、ガラス小玉の集中の状況等から木の枝に懸垂したものと考えてもみたが、あまりにもまとまりすぎる感がある。二十一号遺跡の滑石質白玉の散乱状況も、当初は木の枝に糸状のものに連なった白玉が散ったものと見たが、鏡片をはじめとする盗掘の激しさから考えると、祭祀が終わったあと、そのまま放置された状況と簡単に考えるわけにはいかない。七号遺跡の場合、ここで祭祀が行われ、その際左右にガラス小玉が掛けられていたと見て来たが、今一つの見方としては、袋入りの玉を置いたと考えることもできよう。また納める場合、同じ場所に馬具を置く、鉄製品を置くなど、配置する場所が、およそきめられていた可能性を考えて見てはどうであろうか。奈良県春日大社の春日祭に飾り据えられる鞍は、祭祀が終われば再び神庫に納められる。そして祭りには毎年同じ位置に据えられる。数回の祭りに納置される場合は、およそきめられた位置に重複していくと考えるのである。

(2) 上賀茂神社境内採集のガラス碗

賀茂別雷神社本殿背後(北側)で、昭和39年、坂東善平氏によって採集されたガラス碗の破片である。

報文によると、「縄文遺跡はゴルフ場敷地内だけでなく、本殿敷地の付近までおよんでおり、土器片の分布範囲をきわめるために、本殿敷地の北側の笹藪をも精査した。

この笹藪は御前台と呼ばれる地域で、本殿敷地を囲む土塀の外側になっている。本殿背後、つまり北側の土塀にそって巾約3mの通路があり、さらにその外側に旧土塀の崩壊した跡が延々とつづいている。この土塀の跡は、現在では、土と瓦の不規則な堆積で高さ約2.5m、巾は2~3mはある。(中略)たまたま坂東は1964年1月3日に土塀崩壊で1片の容器片を採集した。最初は須恵器片であろうと考えていたが、後日水洗の結果、ガラス容器片であることが判明した。(中略)出土のガラス容器片、現状では6.0cm×4.2cmのほぼ長方形の破片である。破損面も表裏の2面と同じ程度に風化しているから、完形容器が破損したのはきわめて古い時代のことであろう。色調は、不透明の白色ガラスで、ごくうすい黒褐色をおびている。1965年5月に東京国立博物館に陳列中のいくつかのガラス容器と比較したところ、新沢千塚126号墳の切子碗よりも安閑陵出土の切子碗の色調に似ていると観察された。(中略)ガラス器の文様は円形浮文の部分が現存する。仮に半分だけのこる円形浮文を左下にして説明すると、円形浮文とそれをめぐる太い溝が1つの単位文様で、その上方に狭い部分で3mmの平坦面をへだててもう1つの円形浮文と溝があるようである。(以下略)(坂東善平・森浩「京都市上賀茂の白瑠璃碗の破片」『古代学研究44』古代学研究会1966年5月、付記には、原図の製作と本文執筆を森が分担し、図の浄写と出土地の検討などは坂東が分担した。とある。)

このガラス碗の復原は、この資料紹介で森氏の図があるが、この他に梅原未治「新に知られた古代の若干の瑠璃容器」(東京国立博物館『MUSEUM』192, 1967. 3)の復原図。また深井晋司「ギラーン州出土の二重圓形切子装飾瑠璃碗に関する一考察 京都上賀茂出土の瑠璃碗断片に対する私見」(『東洋文化研究所紀要第45冊』昭和43年3月)にも復原があり、この深井氏の

復原は、直径約5.8cmの二重円形切子装飾が想定されるとし、これを6個配置し、口縁部約11.4cm、2段重ねの高台で、総高約9.3cmとしている。

イラン高原の西北部、ギラーン州出土の資料を紹介しながら述べられたもので、カット法についても分別されているが、後にふれることにする。

この発見地については、前の森浩一氏が、「この碗の破片の採集地は、賀茂別雷神社の本殿の北々東約25mで古代にあっては祭祀上の聖地であったことが容易に想像される地である。しかもこの神社については、天平初年以前においてその祭礼の会集をしばしば国家が制限する必要が生じたほどの賑いをしめしていたのである。（前記報文）と沖ノ島8号遺跡と同種の性質を持っていたと言われる。

また森氏は同報文中、伝安閑陵出土のガラス碗についても、むしろ百済系の帰化人王仁の後裔である西文氏（かわちのあやし）の建設した寺である西琳寺に伝来したものではないかと疑問を述べられている。正倉院伝来のガラス碗を考えれば土中せず伝来するものがあったとしても不思議ではないとも言える。

(3) 石川県寺家遺跡出土ガラス碗

石川県寺家遺跡は、邑地潟の西、日本海に面し、邑地潟を閉塞するように発達した砂丘の上に形成された遺跡で、気多神社の東南方約1km付近になる。道路の事前調査によって発見され、その後周囲に小規模な地点調査がされているが、全容が必ずしも明らかではない。砂丘上で北西部の祭祀地区から東南部の砂田地区へ、能登有料道路に沿うように調査されている。その北西部に1群と中央部に1群の掘立柱建物群がある。それ以前の竪穴の住居址もあるが、7世紀から8、9世紀にかけて展開した社家町とみられる。小型の海獣葡萄鏡から素文鏡に至る小型鏡25面を含み、奈良三彩の小壺、巡方丸軋など帯金具、和同開珎、饒益神宝、神功開宝、隆平永宝、富寿神宝などの皇朝銭、刀、飾太刀の金具など刀剣、玉類など多くの遺物を持っている。周辺には窯址群や、製塩の遺跡もあって遺物に鉄製品等も含まれている。

これらのうちでも南部に位置する8世紀第2四半期後半の竪穴から一辺2cmに満たないガラス容器の破片

が検出されている。同時に和同開珎があり、近くからガラス埴埴も出土している。報告書の一部を引くと「砂田地区南半のSBT04から出土したガラス容器片は、寺家遺跡出土資料の中でも重要資料であり、小片ではあるが材質はローマ・ガラスの小瓶底部片の可能性が指摘される資料である。SBT04の周辺と砂田地区北部のSBT28からはガラスの埴埴片も出土しており、8世紀第2四半期には砂田地区においてガラス工房が存在していたと考えられる。（『寺家遺跡発掘調査報告書総括編』平成22年3月 121頁）

ガラス容器片は、「SBT04(11A8)の覆土から、ガラス容器の小破片が出土している。1.4×1.4×1.6cmの三角形の破片で、緩く湾曲する器表には直径1mm前後で丸みを帯びた高さ0.5mm程度の突起が3個と、径0.5mm以下で高さが0.2mm以下の極小さな粟状の突起が7個認められる。器壁の厚さは、1.2mmである。ガラスの表面は黄色味を多少帯びた灰白色を呈し、三角形の一端は貝殻状の割口を見せている。江本義理氏の教示に依れば、材質はソーダガラスとのことであった。また、由水常雄氏の教示に依れば、ローマ・ガラスの小瓶の底部付近の可能性が高く、突起に見えるものは気泡の可能性があるとのことである。ガラス容器の分析について、東京国立文化財研究所の江本義理氏にお手を煩した。また、由水常雄氏にはガラスを実見して色々ご教示いただいた。（小嶋芳孝1988「X X I ガラス関係資料『寺家遺跡発掘調査報告Ⅱ』石川県立埋蔵文化財センター）

なおガラス埴埴内面の緑色ガラス釉は、江本義理氏の分析で鉛ガラスとされている。

そして、まとめとして、小嶋氏は前記の文に続けて「ガラス埴埴を出土したSBT28と、ガラス容器を出土したSBT04は、いずれも寺家Ⅲ1期（8世紀中頃）に比定している。また、SBT04と埴埴底部を出土した11A7は、隣接したグリッドである。つまり都から派遣されたガラス工人が作業をしていた時に、同時にローマ・ガラスの容器が寺家遺跡に存在していたことになる。ガラス容器が、祭祀に使用するために保管されていた可能性もあるが、また、ガラス製造の原料（カレット）として使用するために工人が持参した可能性も否定できない。ソーダガラスの容器破片が、埴埴で生産

していた鉛ガラスの原料になるのか疑問ではあるが、カレット説に魅力を感じている。寺家遺跡の上でガラスを生産するには、原料が必要であり、都から埴埜と共にカレットとしてガラス容器片を工人が持参して来た可能性がある。祭祀地区から出土した、孔穴のないガラス玉が、埴埜で生産したガラス製品の一端を雄弁に物語っている。」としている。

小嶋氏には申し訳ないが、筆者は、気多神社が故のガラス小瓶であると主張したい、また祭祀地区出土の空色ガラス小玉は、この埴埜の製品ではないと思う。残念なことに、このガラス小玉の分析値は示されていないが、通常この時期の列島でのガラス生産は鉛ガラスであり、福岡県宮地嶽神社古墳の側から出土しているガラスの原材などが、輸入されていたと考えられる。

ここのガラス容器が、器壁1.2mmという薄さであり、あまり大型器と考えられないとしても、後にふれる岡山県大飛島のガラス瓶や、緑色ガラスによる舍利容器とは少し異なると思う。この気多神社の東南東800mほどの所には柳田シャコデ廃寺跡があり、7世紀末、遅くとも8世紀初頭には創建されたと考えられている。この寺に関する舍利容器とも考えられない。

なおこの寺家遺跡について、当時における気多神社の祭祀の中心が、この祭祀地区、砂田地区にあったように考える向きもあるが、当時から神社の中心地は、現在の社殿立地とほぼ変わらない地点にあって、この寺家遺跡の地域は社家集団の居住地域であり、そこにおける祭りは行われたであろうが、気多全体としての祭りの場所は、この寺家地区ではなかったと思われる。

(4) 大飛島洲の南遺跡

岡山県笠岡市大飛島は瀬戸内海の中ほどにあり、水島灘と備後灘を画する笠岡諸島の西部にある。満潮にはこの地で潮がぶつかり、干潮には両方に干いていく。現在の人口約140人。島の東部から小飛島に向かって延びる砂嘴があり、この根元に祭祀遺物が発見された。付近には巨石がごろごろしている。昭和37年小中学校のグラウンドから遺物が発見され、その後倉敷考古館鎌木義昌氏他によって調査された。八稜鏡3、八花鏡1、他鏡片1、銅鈴22+(以上) 帯金具、刀装具、儀鏡、鏡、和同開珎42、万年通宝5、神功開宝22、隆平永宝

12、富寿神宝8、饒益神宝4、承和昌宝1、貞観永宝3、延喜通宝5、乾元大宝1(他)、奈良三彩小壺13+、緑彩陶器、石帯、ガラス小壺3+、須恵器、竈模造品セット3+、ガラス耳環状品2、ガラス丸玉1、碧玉管玉1、等である。この内ガラス小壺は完形品はなく、文化庁所有に3片、口縁部を含む、緑色、風化が見られる。笠岡市所有品、口縁部を含むもの3片、胴部1片、いずれも底部はない。

またガラスの管状品、あるいは耳環状とされる2点は上部のラッパ状部分上方を欠いている。小壺の底に接着する可能性も少々ある。

大きさは3~4cmの腹径で、短い口縁部はやや彎曲してすぼまるもので、蓋は付かないものと思われる。全て鉛ガラスと考えられる。

ここでは須恵器の大甕の中に三彩小壺が1個収められていた例もあり、三彩小壺の使用方法が注目された。この遺跡については、瀬戸内海中の島の祭祀遺跡ということから既にふれているが、この大甕中の小壺のあり方、雛形竈セット、石帯等衣装の一部等の存在から、祓の後に川に流すのではなく、丁寧に大海の真中にまで持って行き、放置した祓のまつりに関するものではないかという考えを今日でも持っている。

ここでのガラス小壺は、奈良三彩の小壺と同様に荒世和世と共に息を封じた小壺であったのではなかろうか。

2. 祭祀遺跡以外の列島のガラス碗他

(1) 伝安閑陵出土のガラス碗

江戸時代寛政年間頃に大坂西淋寺の蔵品として知られていたガラス碗が、その後所在不明となり、戦後の昭和30年に再発見されたというか、世に知られるようになったもの。現在は東京国立博物館蔵。

享和元年刊『河内名所図会』古市郡西淋寺の条に、今より八十年前(享保年間か)洪水の時、安閑天皇陵の土砂崩れ落ちて、その中より朱など多く出で、これに交りて出たと言うことが書かれているもので、藤原貞幹の『集古図』『好古日録』、太田蜀山人『一話一言』などにとりあげられている。再発見の状況は石田茂作「西淋寺白瑠璃碗 - 資料紹介」(『考古学雑誌』36巻4号、

昭和25年11月)また、藤澤一夫「安閑天皇陵発見の白瑠璃碗」(『史迹と美術』207、1950 .11)。さらに梅原末治「安閑陵出土の玻璃碗に就いて」(『史迹と美術』209、1951 .2)。がある。

ガラス碗は、正倉院中倉伝来の白瑠璃碗と大きさ、造り、材質等良く類似するもので、口径11.9cm、高8.6cm、底径3.9cm、口縁部厚0.4cm、淡褐色透明ガラスで、5段の切子は上から18、18、18、7個、底部が1個となる。正倉院のものより1段少ないこととカットの円形が小さく、間があることから亀甲状にはほとんどなっていない。アルカリ・ソーダガラスと言う。10片に割れていたものを漆により接着している。なお、安閑陵出土とすることによる年代観の問題もあり、別記したように森浩一氏は、出土ではなく、西淋寺に本来伝来したものではないかという疑問を呈している。

(2) 正倉院白瑠璃碗

谷一尚氏の文を引用する「やや淡褐色の透明ガラス製で、宙吹技法により成形されている。口縁部は口焼により丸みを帯びている。この口焼整形法を用いていることから、ポンテ(受竿)を使用したものと考えられるが、底部中央のポンテ跡は、徐冷後に施された切子によって消されている。切子は曲率半径3.5cmの研磨用具を用いてなされたもので、切子数が上段より十八、十八、十八、十八、七、一の六段構成となっており、切子が密に重なっているところでは亀甲状を呈している。(下略)(『皇室の名宝 - 02正倉院中倉、週刊朝日百科』朝日新聞社、1999年5月2日)

なお制作はキシユなどササン朝ペルシャの中心地においてなされたものとし、1988年に中国陝西省咸陽の王士良墓(565年葬)でも同様切子の浅碗が出土していることをあげ、制作年代を6世紀としている。(同書)

大きさは口径12cm、高8.5cm、底径3.6cm(3.9cm?)、重量485g、アルカリ・ソーダガラス。

正倉院中倉には、この他6個のガラス容器が知られている。内1個は、碗の底部破片であり、それ以外にガラス容器破片がある。完成品を略記すると、

① 紺瑠璃坏

高さ8.0cm、口径8.6cm、酸化コバルト着色の紺色透

明ガラス、宙吹技法による。口縁部は口焼で丸みを帯び、外側に開く。やや上げ底の円底、胴部に同質の紺色ガラス紐による径0.35cmの環を上段首の部分8、中段8、下段6個貼り付けられている。環のつなぎ目は全て下部になっている。なお銀製鍍金の台が付いている。

② 白瑠璃瓶

高さ27.0cm、胴径14.0cm、底径8.0cm、重量633g、胴最大径を底から3分の1ほどの高さに持ち、細くなった頸部の上に片口の口縁が外反して造られる。胴部中央付近から頸部に把手が造り付けられている。白色透明。

③ 白瑠璃高坏

高さ10.5cm、口径29.2cm、脚高6.6cm、底部12.1cm、重量1225g、淡褐色透明ガラス、坏部、脚部とも宙吹して接合。坏の口唇は円く外弯、内底部広く平坦に造る。脚は中空で、下部は弯曲しながらわずかに広がり、裾部短く外反する。接合面は坏部の重さのため内底部に凸状となる。

④ 緑瑠璃十二曲長坏

長径22.5cm、短径10.7cm、高5.0cm、重量775g、正倉院蔵ガラス容器としては唯一の鉛ガラス製という。内外縦縞の凹凸があり、外部凸部に綾杉文を刻む、緑色透明、鑄型による鑄造とされる。

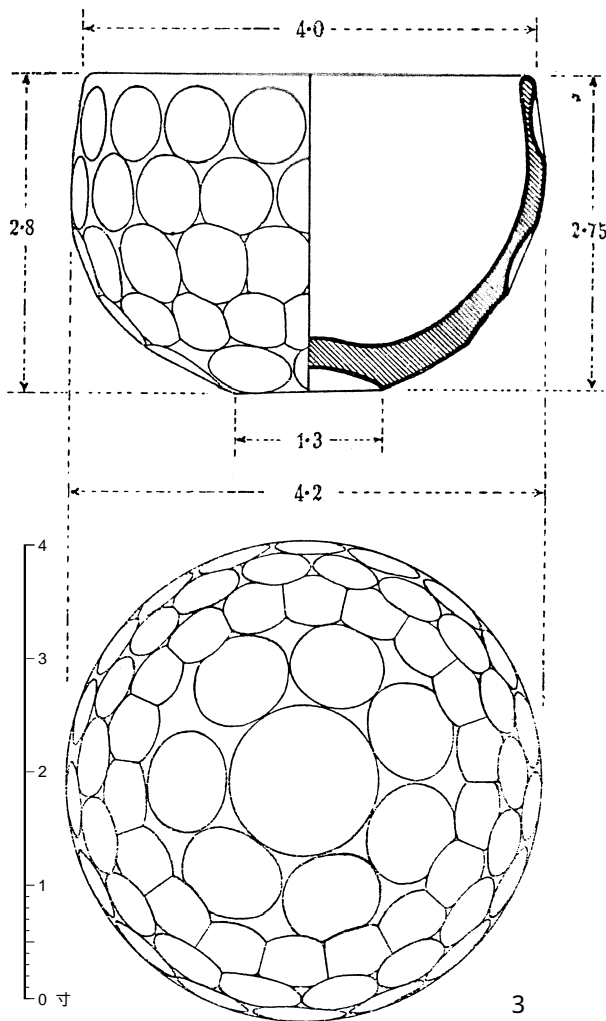
⑤ 紺瑠璃壺

高さ9.0cm、口径11.7cm、胴径8.3cm、底径4.5cm、重量118g、酸化コバルト着色による紺色の唾壺、胴部最大径を下部にして頸部径を小さくし、これに大きく外反する口縁部を付けたもの、赤紫がかった紺、アルカリ石灰ガラス製、『東大寺別当次第』に治安元年(1021)に平致経が、東大寺に紺瑠璃唾壺を施入したことが見え、これがこの壺とすれば、11世紀に正倉院に入ったものとなる。

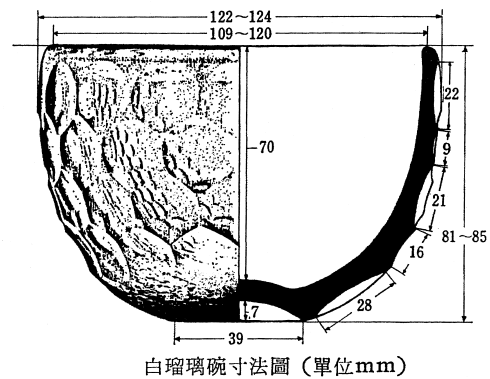
(3) 新沢126号墳出土ガラス器

日本列島出土の将来されたカットガラスの碗は、奈良県新沢126号墳出土の括碗から正倉院御物の切子ガラス碗までであり、この他に皿、瓶、円文装飾付紺瑠璃坏などがある。

時代の遡るものとしては、奈良県新沢126号墳出土



3



白瑠璃碗寸法圖 (單位mm)

4

第3図(左) 藤澤一夫「安閑天皇陵発見の白瑠璃碗」『史迹と美術』第207号 1950.11 史迹美術同友會

第4図(上) 宮内庁正倉院事務所編『正倉院のガラス』日本經濟新聞社 昭和40年3月30日刊

の碗と皿がある。この古墳は少々異様な古墳である。群集墳中の長方形墳で、東西に長く、長辺は約22m、短辺は約16m、高さは1.5mほどの低いものであるが、西半分が高くなっていた。ここに長方形の土壇があり、中央に割竹形の木棺があり、この棺内外から遺物が発見された。棺外には直刀と青銅製熨斗と複数の漆盤があり、棺内には冠金具かと見られる純金製の透彫金具があり、頭部左右には、金製螺旋状垂飾があり、この中にガラス製の棒が入っていた。これは珥瑠瑠状で一方が太い、長さ9cmほど、太さ6~7mmと報告書で推測している。風化が甚だしい。この頭部左側に紺瑠璃の絵皿と、その上にカットガラスの白色透明の括碗が載せられていた。また金銀の多くの指輪、金銀の腕輪、金銅製透彫垂飾付鍔帯金具一具、翡翠勾玉、金製、銀製丸玉等の他にガラスの金箔入丸玉、ガラス雁木玉、

他ガラス玉類も多く出土している。また青銅鏡1面は小型鏡で面径65mm、鏡背文は明らかでないが、少々特異なものである。

ガラス碗は、「球体の上部を3分の1ほどとりのぞき、そこへ“く”の字形の小さな口頸部をつけたような碗形をしている。わずかに青みがかっているがほぼ無色の透明ガラスである。ひびがはいって破損していたが、完全な姿で埋没していた。口部が水平でなく、計測個所で少し差異はあるが、口径7.8cm、最大腹径8.7cm、高さが6.7cmの大きさであり、厚さは1.5mm前後でひじょうに薄手である。(報告書) この腹部から底部に108個の円形のカットが整然と付けられている。

谷一氏によれば「切子ガラス括碗とは、宙吹きガラスの技法により、薄手の碗形に成形し、口縁下部にあたる箇所に窪みを入れて切断し、徐冷後、器表面に切

子による装飾を施した碗の総称である。(谷一尚1985「切子ガラス括碗の系統と伝播『オリエント』28-1」)

同時に出土した皿は、濃紺色のガラスで、口径は14.5～14.1cm、全体の器高は3cm、高台は本体からひねりだしたものであるが、坏部の外底部の方が高台部より低くなっている。内面には全面に文様があり、鳥、樹木、人物などが確認されている。

なお碗はソーダ石灰ガラスで、皿もアルカリ石灰ガラスと推定される。(同報告書所載、小田幸子「新沢千塚126号墳出土のガラス器とガラス玉」)

また古墳の年代については5世紀後半が考えられている。(末永雅雄他『新沢千塚126号墳』昭和52年3月、奈良県教育委員会刊)

(4) 仁徳天皇陵前方部石室出土のガラス器

2個あって、1は白色の皿、2は瑠璃色壺である。明治5年出土し、再埋納された。

「明治5年9月7日、和泉国大鳥郡なる仁徳天皇御陵所謂大山陵の南方なる登り口の地崩壊して、石槨の内にある石棺を見る、其の石棺の前後左右に種々の器物を納めたるが中に、硝子製の器二箇あり、一つは瑠璃色にて壺のごときもの、一つは白色にして皿のごときものなり、(以下略)」日本玻璃七宝説『黒川眞頼全集第三』明治43年5月、黒川眞道編国書刊行会刊。

このセットが、新沢千塚126号墳と同じであり、年代も近いことから列島への流入に同じような状況にあったことが推定される。

仁徳陵前方部出土品の壺がカットガラスであったか否か不明であり、紺色をしていたとすれば、カットガラスでない可能性もあるが、新沢千塚126号墳の組合せと、いかにも逆のものであり、同時に共に日本列島にもたらされた可能性もある。少なくともこの両者は、生前関係のある人物であったと思われる。

(5) (付) 文禰麻呂骨蔵器ガラス壺

ほぼ球形の体部に短く立上る頸部を持ち、宝珠鈕の付いた蓋がかぶさる。総高17.2cm、身長15.2cm、胴径16.5cm、口径6.1cm。緑瑠璃の壺、奈良県宇陀郡内牧村出土、緑ガラスの舍利壺は数点あるが、この大きさの壺は少ない。同時に出土した墓誌には「壬申年將軍

左衛門府督正四位上文禰麻呂忌寸慶雲四年歳次丁未九月廿一日卒」とあり慶雲4年(707)に卒した事がわかり、このガラス壺が8世紀初頭頃のものと考えられる。

骨蔵器として福岡県宮地嶽神社古墳付近出土品があり、これは、文禰麻呂のもののように球形でなく、ずんぐりとした壺形で、高11.2cm、口縁の立ち上がるもので蓋がつく、鑄銅壺に納められ、さらに鉢形土器2点にいれられていた。いずれにしろやや大形のガラス壺で、舍利容器の小形品とは異なる。

舍利容器の著名なものを見ると、滋賀県伝崇福寺址塔心礎発見の舍利容器は、緑ガラスで、高さ3cm、胴径3.1cm、口径1.5cm。これもほぼ球形の胴部からは縁が短く立上るもので、金製のかぶせ蓋がついている。この崇福寺は、天智天皇7年(668)に創立された寺と考えられ、このガラス小壺が7世紀中葉に製作されたことが考えられる。

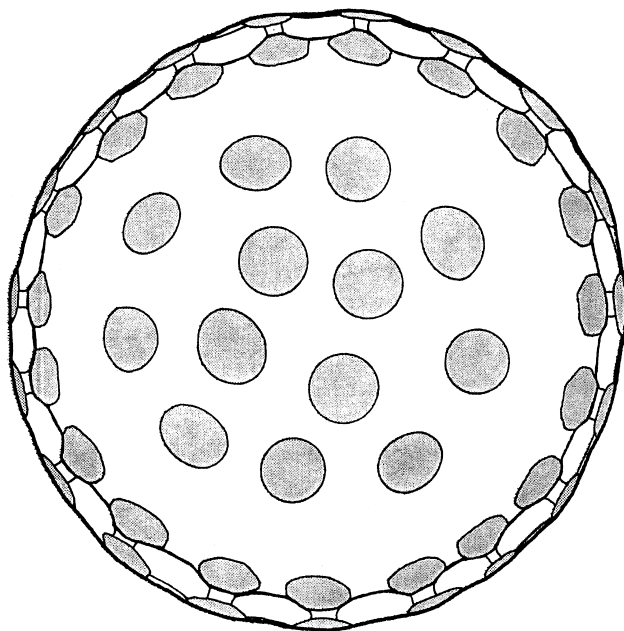
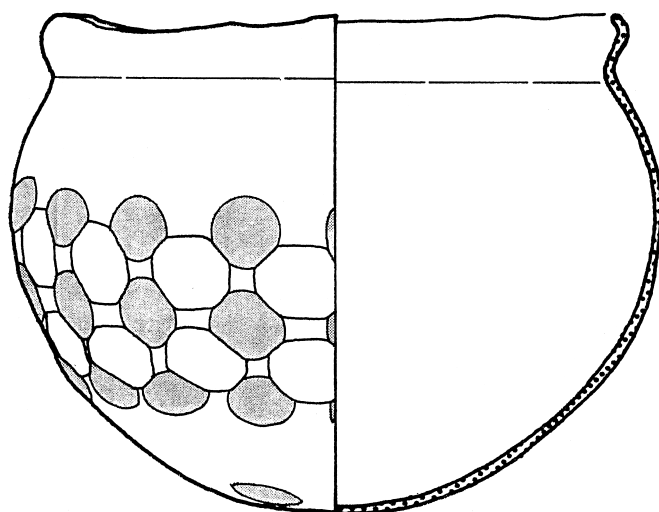
法隆寺の五重塔心礎から昭和24年10月に発見され、再び埋納された舍利容器も金製透彫卵形の容器の中に納められていたもので、この金製容器の径は6.6cmとされている。

この他舍利容器とされるものに数種あって全てが緑色ガラスではないことなど精査が必要だが、時代が徐々に離れていくこともあって、別な機会に譲りたい。ここでは緑色吹きガラスで、半島のものとも通じることだけ記しておく。

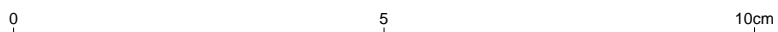
3. まとめ

(1) 日本列島におけるガラス生産と輸入

北九州におけるガラス玉の生産が、弥生時代のどこまで遡るか、必ずしも明らかにできないが、勾玉の鑄型から定型の勾玉がつくられ、小玉と共に土型で生産されているのは、中期のB.C.200年頃には確実に思われる。中期後半の三雲南小路1号甕棺内の多量のガラス壁は鏡や金具と共に、死亡が伝えられてすぐに大陸から送られて来た葬具の一部であったと考えられるが、同時に勾玉、管玉、小玉等は列島内で生産したと考えられる。弥生時代のガラスは鉛ガラスで、古墳時代に入るとアルカリガラスとなるが、勾玉などは必ずしも型造りではなく、腕輪なども製作

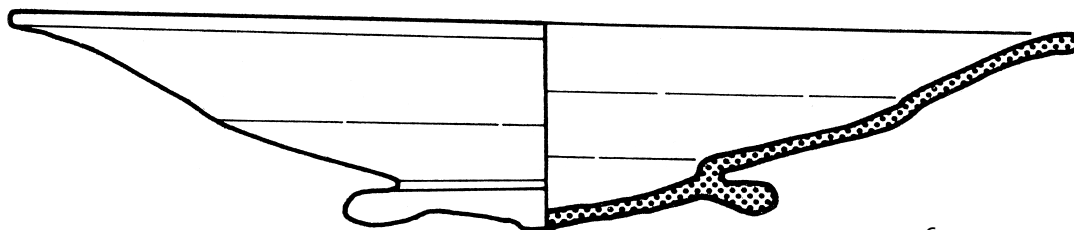


5



ガラス製碗一

中・側面から 下・底部から



6

ガラス製皿実測図 (実大)

第5図(上)・第6図(下) 橿原考古学研究所所長 末永雅雄 『新沢千塚126号墳』奈良県教育委員会 昭和52年3月

され、6世紀になると再び鉛ガラスとなる。多くは原材料の輸入にたよっていたためと思われるが、生産量は全国合算すればかなりの量であると考えられる。材質の鉛ガラスは6世紀以降奈良時代になるも変化しなかったと思われる。この流れの内に列島内の容器生産、ガラスを吹く方法が行われるようになった。

容器としての輸入は、奈良県新沢千塚126号墳の壺と皿、同様に伝仁徳陵前方部石室の壺と皿が最も早い例であり、ついで宗像沖ノ島8号遺跡の碗、京都上賀茂神社の碗、正倉院中倉の白瑠璃碗、伝安閑天皇陵出土碗のいずれも厚手のカットガラス碗がある。これに正倉院中倉紺瑠璃碗、円形貼付付きのものが加わると思われる。ついで正倉院の白瑠璃碗、同高坏のグループがあり、これとは別に緑瑠璃十二曲長坏がある。谷一尚氏「古代のガラス - 第6節 正倉院のガラス」(『ガラスの考古学』1999同成社)で近年の発掘調査成果を加えて一点ずつこまかに解説している。

こうしてみると沖ノ島、上賀茂、伝安閑陵、正倉院中倉と4例ともにカットグラスであり、さらに新沢126号の壺、谷一氏のいう括碗には胴部5段の円形カットがあり、その最上段、中段、最下段は荒削りのままその間の2段目と4段目はカット面が磨き上げられている。底部のものは荒削りのままという。つまりかなり技巧をこらしたものである。仁徳陵のものは不明だが、こうしてみるとカットガラスの多いことが目につく。これに対し新羅慶州のガラス容器はカットガラスが少ない。慶州を中心とした半島のガラス器20余の例の内、カットガラスは1~2にとどまり、明らかに列島と異なる雰囲気を持っている。このことは需要側の要望によるものか、供給側のことなり、商人の異なりか、輸入ルートの異なりか、この点は、既に先学も気にされているようではあるが、良い結論は得られていないようである。

仁徳陵前方部出土品と新沢千塚126号墳出土品が5世紀のものであるとすると、それ以前の4世紀頃の動きとして、宗像の神が、呉の織姫を求めた話など、中国南部との交渉を考えさせるものがあり、その後、倭の五王と言われる、南宋交易の展開時期でもあり、南方文化のより強力に流入することを考えると、あるいは新羅の北方ルートと異なるルートのあったことも考

えられる。もっとも宗像沖ノ島、上賀茂、伝安閑陵、正倉院白瑠璃碗などの流入時期は、やや遅れて、別ルートと見るか、あるいは以前からの南方ルートを考えるかは即断できない。近年中国内でのガラス碗の出土例も増加していることから、これらの点を結ぶことも可能になりつつある。またさらにその後、福岡宮地獄のガラス原板、百済益山弥勒寺址出土の同例など、多量の緑色ガラスの原料の輸入が6世紀に始まると、小粒のガラス小玉に至るまで、皆列島製品が鉛ガラスに変化することは、舍利容器、蔵骨器の生産に関わり、初めて吹きガラス製法が可能となり、ガラス玉が「御吹き玉」と言われるようになっていく。

なお、由水常雄氏は、正倉院のガラス器など、多くの古代ガラス器を復原製作しながら研究し、新羅の一群のガラス器について、同氏『ローマ文化王国 - 新羅』(新潮社2001年7月)あるいは同氏『正倉院ガラスは何を語るか - 白瑠璃碗に古代世界が見える』中公新書2025(中央公論新社2009年10月)などで大同経由のルートを主張している。この可能性は大いにあると考えられる。一方、新羅の5世紀中葉の状況は、菅谷文則氏が、田中俊明氏の文を引いて言うように、まだ高句麗の圧力から脱しきれない時期と思われる。このことは、むしろ5世紀の終末から6世紀にガラス器が集中するとも考えられる(菅谷文則『新羅・慶州出土のガラス容器小考』『古代学研究180』古代学研究会2008年11月)。また列島のガラス器がいずれも優品であることなどから、新羅とは別ルートで、香木などと共に、私は南海経由を考えている。

(2) 祭祀遺跡におけるガラス器

列島における古代ガラスの使用例を見ると①仁徳陵前方部、新沢126号墳等の古墳副葬品として、②宗像沖ノ島8号、上賀茂など祭祀遺跡、③正倉院宝物等、にとりあえず分けられる。①古墳の副葬品に、伝安閑天皇陵出土品も加えられるかも知れないが、明らかではない。

出土状況が明らかなものは、新沢126号墳に限定されるが、このガラス器が唾壺のようなものであるのか、または別なもの、特別に扱われる土師器の小壺に類するのか、あるいは前期古墳にみられる石製合子に類す

るのか、1例のみからの出土状況では判断できない。

③正倉院の宝物のガラス器は、中倉に収められており、これは東大寺の什器で、時代も前後するものがある。この内でも白瑠璃碗は、沖ノ島、上賀茂と製作法は異なるものの時代的には6・7世紀の輸入品と認められるものである。なお、正倉院の宝物中には当初の使用が何のため、どのように使用されたか判明しているものもあるが、ガラス器では明らかでない。

ガラス容器の使用法を示すものに絵画があり、これについて谷一尚氏は「東アジアの仏教壁画においては、敦煌莫高窟における安家瑤や、法隆寺金堂旧壁画におけるブレイヤー Blain, D. などの論考・報告が存在し、また幸い筆者も、数年来莫高窟において、壁画に描かれたガラス容器について、調査する機会を得ることができた。

これによれば、壁画にガラス容器の描かれた窟は、現在判明しているだけでも50窟80余ヶ所にのぼっている。描かれたガラス容器(容器の向こう側の指や衣文などが透けて見える表現で表わされている)の器形も、坏、盤、碗、盒、瓶、など多様である。(型省略梶山)『ガラスの比較文化史』1993.10杉山書店。以下個々に紹介し、論じられている。

敦煌莫高窟の壁画を隋、初唐、盛唐、中唐、晚唐、五代・宋、西夏・元と分けて紹介している。容器の使用法については詳しくはないが、「容器内に収めた植物・花など」「容器中に花卉を描く表現法」など、提示された写真と合わせて花を入れることが多いようである。

法隆寺金堂旧壁画について「1号壁左脇侍菩薩右掌中の盤が、透明二重口縁で表現されており、容器中に植物が添えられている(同書182頁)写真では扁平な皿がみえる。また同じ1号壁の右脇侍菩薩右掌中には、瓶Ⅱ型の木目状文の透明ガラス容器が表わされており、頸部付根には施文のある環が添付されている(同書)と蓋付きの小壺が手の平中に持たれている。「この他、容器ではないが透明感を表現したものとして、10号壁本尊(薬師如来とされる)左掌中の宝珠があるが、ガラス器を表現しようとしたものかどうかは不明である。」(同書)とあり、薬師の左手の宝珠となれば、薬壺であろうから、これもガラス小壺かと思われる。このよう

に菩薩像等の掌中の壺、坏等にガラス器の表現があることは注目される。

時代は遡るが、人物埴輪の中、巫女の埴輪とされる襷をかけた女性埴輪が手にするものは剣もあるが、坏(碗)を捧げるものがある。これは墓の主人公、祭りを受ける中心者への行為であろうが、『古事記』雄略天皇が、長谷(はつせ)の百枝槻の木の下で、豊楽(とよのあかり)をされた時、三重の采女の差し出した坏に、槻の葉が落ちたのを知らずに大御酒(おほみき)を采女が献まった話がある。殺されそうになり、歌った歌、それに和した大後の歌、そして天皇の歌これを「天語歌(あまがたりうた)」という。つまり豊楽の時、度々歌われた歌であり、その壺を捧げる行為も度々行われたものであろう。

これとはまったく異なる話であるが、山幸彦が海神の宮に至った時、綿津見神の宮の、門の傍の井の辺の、ゆつかつらの木の上に居ると、海神の娘豊玉姫の従女たちが水汲みに来て見つける。山幸彦が水を乞う。すると玉器に水を入れて貢まつ。その水を飲まずに、御頸玉をとって口に含み、唾き入れる。その玉は器につきて取ることができなかった。それを豊玉姫のところへ持っていく。『古事記』のこの話にも「玉器」に水を献じ、これに頸の玉を著けるといふ特殊な行為がある。

特別視される祭りの器に、はるか外国より将来された珍しいガラス容器が、象徴的に祭りの場で捧げられた。

これが宗像沖ノ島8号遺跡、京都上賀茂社など当時一流の祭祀に使われ、また東大寺でも大仏にささげられたのではなからうか、まさに『古事記』の言う「玉器(たまもひ)」であったと考えられる。

韓国における祭祀遺跡・祭祀関連遺物

沖ノ島祭祀の位置づけのための比較検討資料

高 慶秀 國學院大学研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター

要旨：沖ノ島の祭祀を理解し、位置づけるための有効な比較検討資料として、韓国における祭祀遺跡・遺構の事例を概観し、祭祀関連遺物について考察を行った。中でも、扶安竹幕洞祭祀遺跡は、沖ノ島と共に古代の海上交通路を考える際に非常に重要な位置を占めているが、加耶・倭系遺物の出土で注目を集めた第三段階の祭祀は、5世紀後半から6世紀前半代の時期を考えることができ、華々しい新羅関連遺物が出土した沖ノ島7号・8号遺跡の時期と一致する。その背景には東アジアをめぐる交易の二元的な構造が窺われるが、九州の勢力は後の磐井の乱に象徴されるような畿内とは別の交易観を持っており、海人集団のネットワークを形成していたであろう。沖ノ島では鉄鋌と雛形鉄器は出土しているが、鉄鋌を少し加工しただけの簡単な工作である有刺儀器は発見されていない。有刺儀器は鉄鋌がもつ象徴的な概念の極大化された形であり、その地域圏の設定は新羅と加耶諸国における鉄生産の実態を直接に反映しているが、このような韓・日の両国における鉄製儀器の偏在的な分布状況からは、その地域性が見受けられ、技術の移動、さらに人の移住に伴う習俗や儀礼などの文化交流・受容の様相を伺い知ることができる。

キーワード：扶安竹幕洞祭祀遺跡、土製模造品、土馬・鉄馬、新羅土偶、有刺儀器

1. はじめに

沖ノ島では対外交渉に関わる様々な遺物が検出されたが、古来、日本は朝鮮半島や中国大陸との交流によってその文化の基礎が築かれ、独自の文化を育てて来た。

東アジア全体にまたがる文化交流・受容の様相を歴史に透視した場合、その文化を受容する姿勢のうえに受容主体の独自の性格が反映されている。そして其々の風土・環境や民族意識を背景とした異なる文化及び思想形態もあるとともに、一方では、共通性をもつものもあることが考えられる。東アジアにおける信仰・祭祀形態に関する共通的な要素に関しては、日・韓両国の考古学者の間でも同様の認識があったようで、弓場紀知は『古代祭祀とシルクロードの終着地・沖の島』の本文の中で、「かつて金元龍先生¹⁾が韓・日で同じような祭祀があったのではないかといわれたのが印象的である。」と回顧している²⁾。このような文化の両極性(二重性)は各民族の文化間に共通性と相異性を生じさ

せるので、一つの文化の形成・発展の過程を考察するには他文化を相互に関連させて考察すべきという当為性がうまれるのである。

祭祀遺跡あるいは、祭祀関係とされる遺跡は、広い意味では人間の宗教行為、あるいは信仰行事、儀式などの行われた跡であり、それらの際に使用され、利用された物、また、それら行為のために準備された品々を祭祀遺物と定義できる。したがって、祭祀遺跡をはじめ、古墳などで出土した遺物も、その時代の祭祀を理解するための貴重な資料になり得るであろう。

今回は、沖ノ島の祭祀を理解し、位置づけるための有効な比較検討資料として、韓国における祭祀遺跡・遺構の事例を概観した後、土馬・鉄馬、新羅土偶として知られている模造品及び装飾土器、そして有刺儀器を中心に考察を行うことにする。そして、その背景となる各時代の土着宗教と祭祀へのアプローチを試みたい。

2 . 韓国における祭祀遺跡・遺構の事例

1991年扶安竹幕洞祭祀遺跡の発掘以来、祭祀儀礼に関する研究が本格化し始めたが³⁾、1999年以降、祭祀遺跡の調査が急激に増加し、多様な形態の遺跡・遺構が確認された。現在まで確認された事例としては、居住空間での祭祀、また、水辺及び集落の周囲に巡らされた環壕などの、日常的な生活と関連した空間で行われた祭祀、山岳祭祀、海辺・水辺の祭祀、墳墓祭祀、青銅器を埋納した特殊な祭祀、生産と関連した祭祀の形態などがある。

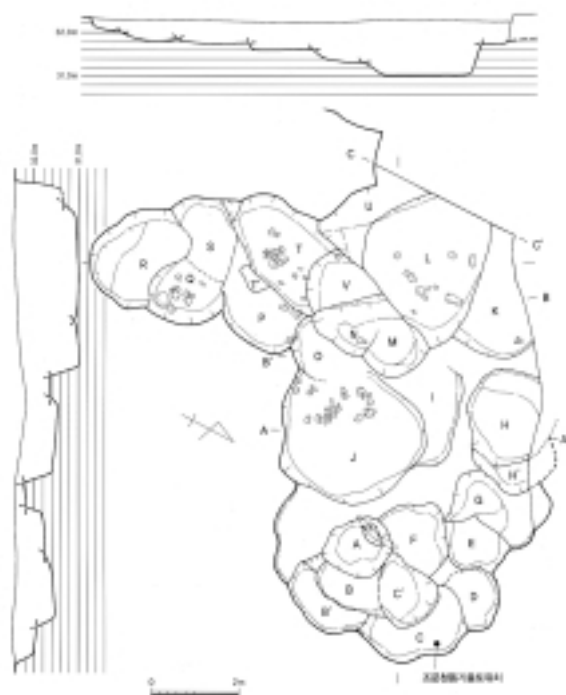
祭祀遺跡・遺構が位置する立地を基準に分類し、考察を行う場合、日常生活の空間の中で行われる祭祀行為と特殊な空間での祭祀、大きく二つに分けることができる。

(1) 生活祭祀

まず、生活祭祀であるが、日常的な生活と関連して行われた祭祀行為である。主に、建物跡の内部や、環壕、建物跡の周辺の水辺などから確認されている。晋州大坪里魚隠1地区⁴⁾の場合、青銅器時代における住居跡内部の礎石の下から地鎮具が検出された。地鎮具⁵⁾の出土は、三国時代から統一新羅時代に至るまでの時期の遺跡に多い。

ところで、日常生活空間と隣接していながら、一定の距離をおいて、祭祀に関係すると思われる竪穴遺構(「儀礼竪穴」)が確認された事例もある⁶⁾。事例として、三国時代の鳥文青銅器の出土で著名な固城東外洞遺跡⁷⁾と、三国時代の山齋玉山里遺跡⁸⁾などが挙げられる。遺構の平面形は菊状を呈する。さらに、遺構の特徴として、遺構が重複して検出される事例が多い。上記したような、祭祀に使用されたと思われる竪穴遺構の存在は、固城東外洞遺跡の発掘が契機となり、世に広く知られることとなった(第1図)。

当遺跡は、丘陵頂上の平坦地から西方に、菊状を呈する竪穴遺構が多数確認され、遺構内部には土器片などの遺物が埋納されていた。さらに、同一の場所で、竪穴遺構が重複する形で検出されたことから、埋納行為が継続的に行われた可能性が大きいと思われ、何よりも行為者にとって、遺構の存在する地点が、特別な



第1図：固城・東外洞遺跡 儀礼竪穴遺構(国立晋州博物館(2003):『固城東外洞遺跡』)

空間として認識されていたことが窺える。

上記したような祭祀遺構は、他の遺構と混在するのではなく、空間的に分離され、祭祀空間としての空間性を確保する傾向にあることが確認できる。山齋玉山里遺跡からも、祭祀に使用された竪穴遺構が確認されたが、その竪穴遺構は、主に三国時代に造営されたもので、多くの竪穴が重複して造営されており、儀礼行為が頻繁に行われていた様相を示している。

次に、生活と関連する水辺の祭祀遺構として、井戸、塚字、湿地、貯水池などがあるが、青銅器時代の安東芋田里遺跡、論山麻田里遺跡、そして時代が下って、初期鉄器時代の光州新昌洞遺跡、三国時代の漆谷東川洞遺跡、慶山林堂低湿地、大邱・時至地区生活遺跡、扶餘宮南池遺跡などで確認されている。

水辺の祭祀の場合、青銅器時代には村と周囲の小さ

な河川、低湿地、集落の周囲の環濠で祭祀が主に行われ、三国時代に入ってから、井戸と関連した空間で行われた事例が増える。井戸に関する祭祀は、安定的な水の供給という命題のもとに、定住生活が始まる青銅器時代から確認されているが、三国時代に入って急激に増加する。このような現象は農業生産力の増大が、その背景にあったものと思われる。

青銅器時代の井戸遺構としては、論山麻田里遺跡⁹⁾が挙げられるが、出土した鳥形木製品は、井戸が涸れないで、常に清い水の湧出を念願するための、井戸の精化祭儀と関連するものと考えられる。

安東芋田里遺跡¹⁰⁾は、自然水路(あるいは小河川)を部分的に拡大して作った人工池で、青銅器時代の貯水池である。遺物は、孔列土器、赤色研磨土器などの多量の無紋土器と、石器片、団栗、フクベの種などが確認されており、その多くは池の底面からの出土である。また、水路の周辺で土器15点ほどが集中的に破砕された状態で出土したことから、当遺跡が祭祀遺跡であると考えられている。なお、この貯水池は自然河川の一部を加工して造ったもので、後代の貯水池の始原形であると解釈されている。

初期鉄器時代の光州新昌洞遺跡¹¹⁾からは、人面文土鈴、鳥形木製品と豚形土偶、土鈴、銅鐸、銅鐸形土製品、擦音楽器、弦楽器(瑟)、武具形木製品など、祭祀に使用されたと思われる遺物が多量に出土した。

大邱 東川洞聚落遺跡¹²⁾は、漆谷地域の宅地開発による試掘調査で遺跡が確認され、調査が行われた三国時代・新羅の大規模集落遺跡である。掘立柱建物跡と不定形土穴、水路、井戸などの多様な遺構が検出された。遺物としては、草履、縄背負い袋、加工木材、人物及び動物形土製品、土器類などがある。

慶山林堂低湿地¹³⁾は、北側に住居遺跡、東側には史蹟331号である造永洞古墳群、南側には史蹟300号である林堂洞古墳群が位置しており、F地区とG地区には三国時代の木柵、周溝附建物跡、三国時代の墳墓群がある。低湿地は4～7世紀に形成されたと推定されている。低湿地遺跡からよく確認される堰や、堤防などの水利施設築造関連の資料は、調査範囲が限定された関係で確認されなかったが、小型の水路、多数の木柱、人の足跡、溝形遺構などが分布することからみて、低

湿地形成の以前に水田と関連する水利施設が存在していた可能性が高い。低湿地から出土した遺物は、土器類及び土製品、木器類、骨角器、鉄器類、石製品などで、総計約1500点に及ぶ。祭祀遺物としては小型土器、男根形土製品、焼けた18点のト骨、文様のある石臼、人面像をした土球などが確認できる(第2図)。



第2図：慶山・林堂低湿地出土の祭祀関連遺物(福泉博物館(2006):『先史・古代の祭祀 - 豊饒と安寧の祈願』)

大邱・時至地区生活遺跡は、琴湖江と南川、旭水川辺の浅い丘陵と小盆地形態の扇状地に形成されている青銅器時代と三国時代の大規模複合遺跡である。調査の結果、6～7世紀代の三国時代の掘立柱建物跡、道路、溝、石列、竪穴遺構、井戸、池などの多くの遺構が見つかった。遺跡の中央に掘立柱建物と池が位置し、さらに、20～30mの間隔で井戸が配置されている。池があって、井戸が多い点からみて、水を多く必要とする作業が行われた場所であったと判断される。井戸の底と内部の堆積土からは、割れた土器、桃の種の他、木炭などが出土したが、これらの資料からは、飲食物供献など、清い水が安定的に供給されることを祈願する一連の儀礼行為が行われたことが類推される。

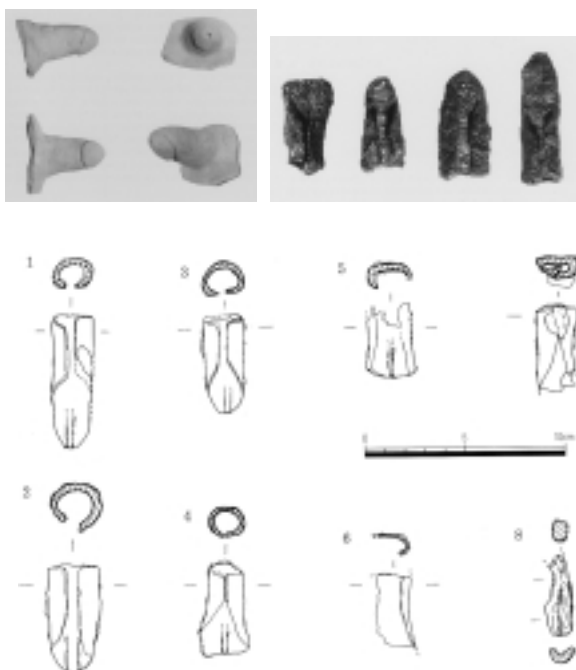
扶餘宮南池遺跡¹⁴⁾は、百濟末期の王宮の南側に作った池遺跡である(『三国史記』武王35年(634))。宮南池内部及び周辺で集水場施設、水路、建物跡などが確認されたが、水路周辺から木製鳥形彫刻品、百濟土器片などの遺物が多量に出土した。木製鳥形彫刻品は天神の媒介者として、人間界と天界と繋げてくれる鳥の宗教的な象徴物である。また、水路の底面に三足土器などの遺物が敷かれていたが、これは水神に対する祭祀を行った痕跡であると把握されている。

(2) 特殊な空間における祭祀

特殊な空間での祭祀儀礼としては、まず、第一に、山岳祭祀が挙げられるが、これはさらに、岩石祭祀、峠祭祀、山頂祭祀に分けられる。金海 舊官洞遺跡¹⁵⁾、多大洞烽火山遺跡¹⁶⁾、富川古康洞遺跡¹⁷⁾などの事例がある。

青銅器時代の山岳祭祀は、主として、岩石祭祀の性格を持っており、富川古康洞遺跡の場合、三韓の蘇塗のような性格とみる解釈もある。峠で行われた祭祀としては、扶餘論峙遺跡¹⁸⁾が、山頂祭祀は、統一新羅時代の河南二聖山城¹⁹⁾、靈岩月出山遺跡²⁰⁾などがある。

扶餘論峙遺跡では、斧形の模造品をはじめとする鉄製ミニチュア農工具及び鑄造・鍛造鉄斧、鉄鎌などの農工具などと共に、勃起した男根の姿が表現された土器の把手が、多くの土器類と炭化穀物と共に出土した。これらの遺物から、豊作を祈願した農耕祭祀としての性格が考えられているが、馬韓が初期の祭祀主体として推定されている(第3図)。



第3図：扶餘論峙遺跡出土の男根形把手と鉄製ミニチュア農工具(国立扶餘博物館(2007)：『扶餘論峙祭祀遺跡発掘調査報告書』の祈願)

第二に、海岸に立地する場所で、豊魚と安寧、そして、航海の際に海上での安全を祈るために行われた海洋祭祀がある。扶安竹幕洞遺跡、濟州龍潭洞遺跡²¹⁾な

どが代表的で、他にも様々な貝塚遺跡がある。

金海府院洞遺跡は、原三国時代から三国時代にかけての貝塚遺跡であるが、海辺の低い丘陵上に位置しており、厚い包含層の他に、住居跡、貯蔵穴、墳墓などが確認され、各種無文土器、小型土器、異形土製品、卜骨、骨角器、灰青色硬質土器などが大量に出土した。扶安竹幕洞祭祀遺跡²²⁾は韓国の祭祀研究上、画期となる遺跡であり、また遺跡の中心時期である5世紀代における加耶・倭系遺物の出土により多くの注目を集めた。この遺跡に関しては、後ほど別当に扱うことにする。

第三に、生業活動と関連した生産祭祀があるが、耕作地と水田などで行われている農耕祭祀、土器生産、鉄器生産と関連するものなどがある。

青銅器時代の晋州大坪里魚隠1地区の場合、耕作地から無紋土器、赤色研磨土器、玉、紡錘車、魚網錘、土珠、武具、農耕具、農具形模造品などが出土した。農耕に関連する三国時代の祭祀遺構は、扶餘西羅城と論峙遺跡で確認された。西羅城では、水田の中に土器片を蓋代わりにした壺が埋められていたが、水田の造成に関連した地鎮具的な性格が強いと考えられている。論峙遺跡は、立地の面で峠の祭祀遺跡として分類したが、遺構の内部から鉄製ミニチュア農工具、男根形の土器の把手や、各種の穀物を多量に入れた壺などが出土しており、その祭祀の内容からみた場合、農耕祭祀に分類できる。

土器生産祭祀遺構としては、新羅の遺跡である、慶州蒸谷洞窯址遺跡²³⁾が挙げられるが、土器窯47基、瓦窯1期、工房址4ヶ所、木炭窯17基などの生産に関連する遺構と土器、土偶などの2850余点の遺物が出土した。現在史跡430号に指定されている。鉄生産遺跡において祭祀の痕跡が見つかった事例は、3世紀から5世紀前半の百済の遺跡である、鎮川石帳里遺跡²⁴⁾が挙げられる。

第四に、墳墓祭祀は、支石墓儀礼、殯葬 - 封土祭祀、廟司祭祀、貢献祭祀に分類できるが、公州艇止山遺跡²⁵⁾、陝川苧浦里遺跡²⁶⁾、高靈池山洞遺跡²⁷⁾などの事例がある。

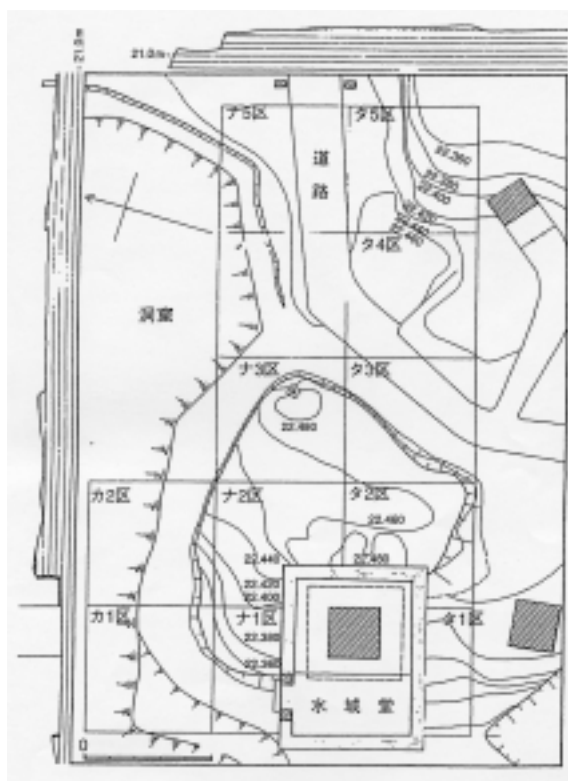
第五に、特殊な祭祀として、青銅器埋納と岩刻画儀礼がある。青銅器埋納は、特殊な形態の祭祀遺構で、

墓や建物跡ではなく、別途の場所に青銅器を埋納した祭祀の形態である。その事例としては、馬山架浦洞遺跡²⁸⁾、陝川盈倉里遺跡²⁹⁾などが挙げられる。

3. 扶安竹幕洞祭祀遺跡

(1) 遺跡の概要

扶安竹幕洞祭祀遺跡は韓半島の南海岸に突出した邊山半島の西端部にあり、行政区画上、全羅北道扶安郡邊山面格浦里竹幕洞山35の17番地に属する。邊山半島の西海岸一帯は山地と海が接しており、遺跡周辺は海拔600mの丘陵と海に囲まれているが、竹幕洞遺跡は標高22.5mの海蝕崖の上に位置し、約20kmの距離内に蝸島、食島、飛雁島、上旺登島、古群山列島などの島嶼を眺めることができる。



第4図：扶安竹幕洞遺跡の地形 国立全州博物館 (1994): 『扶安竹幕洞祭祀遺跡』

海洋環境を調べてみると、沿岸に沿って北から南に沿岸支流が流れていて、潮流も速く、周辺に島が多いことから海水の流れが非常に複雑である。また冬は季節風が強く、大きな波浪を形成する機会が多いことからこの遺跡一帯は昔から遭難の危機が多かったことが

わかる。このような環境から今なお水城堂(水聖堂)と呼ばれる小さな祠堂が西面して建ち、近年に至るまで海の祭祀が続けられて来た。3世紀後半から7世紀前半にあたる各種壺類、器台類、甕類、瓶類、蓋杯、把手附蓋、高杯などの土器と馬具類、鏡鑑類、武器・武具類などの金属製品、そして有孔円板、剣形品などの石製模造品と馬、人形の土製模造品が出土した。その他にも少量の小玉、曲玉、中国六朝青磁片が検出されている。

三国時代の土器、金属遺物、石製模造品は比較的に保存状態がよく、遺跡の中心部と思われるナ2区、ナ3区、タ2区、タ3区から集中的に出土したが、土器は杯附瓶をと蓋杯を除いては全て破片の状態で検出された。金属遺物は大甕の底の部分に並べられた状態で出土し、また土器の底にも金属の酸化した跡が残っていることから、本来は大甕に納入されてあったと推測される。石製模造品は主に狭い範囲で集中的に堆積していたが、土製馬、中国六朝青磁、小玉、曲玉などは定形性なく散らばっていた。

竹幕洞祭祀遺跡は地理的な条件から百済圏域として認識され、またシンポジウムによって集約された主な見解においても、百済が祭祀の主体を担い、中心年代の5世紀代はこの地域を航海した加耶・倭による祭祀も含まれるという解釈が支持されている。しかし土器の分析などから栄山江流域との関わりが指摘されているなど、祭祀の主体に関する解釈には未だに多くの疑問点を残している。

(2) 出土遺物に関する考察

竹幕洞祭祀遺跡で出土した土器には、栄山江流域で出土した土器と器種、文様などの面で関連性が考えられるが、このような指摘は韓国の研究者によってすでになされており、朴淳発は初期段階の打捺文短頸壺などの壺類と広口壺の分析から全南地域との関連性を指摘している³⁰⁾。また朴天秀は5世紀以前において栄山江流域で専ら用いられていた甕片が出土していることと、また5世紀末までの土器は栄山江流域との関連性がみられることから、6世紀以前までは百済が介入していた可能性は低いという見方を示している³¹⁾。

偏球形胴体をもつ打捺文短頸壺は、原三国時代の西

南部全地域で見られる土器で、この土器が出土した地域は一つの文化圏としてまとめることができるほど、共通の特徴を持っている³²(第5 - 1図)。この土器が栄山江流域に出現する時期は、霊岩郡萬樹里4号墳の出土例から3世紀後半であると推定できるが、この時期が竹幕洞遺跡のもっとも早い時期に当てはまることから、早い段階における関連性が裏付けられる。竹幕洞遺跡出土土器の上限年代に関しては、報告書では4世紀前半となっているが、兪炳夏はその後発表された学術シンポジウムの論文集の中で、3世紀後半に上限年代を修正している。

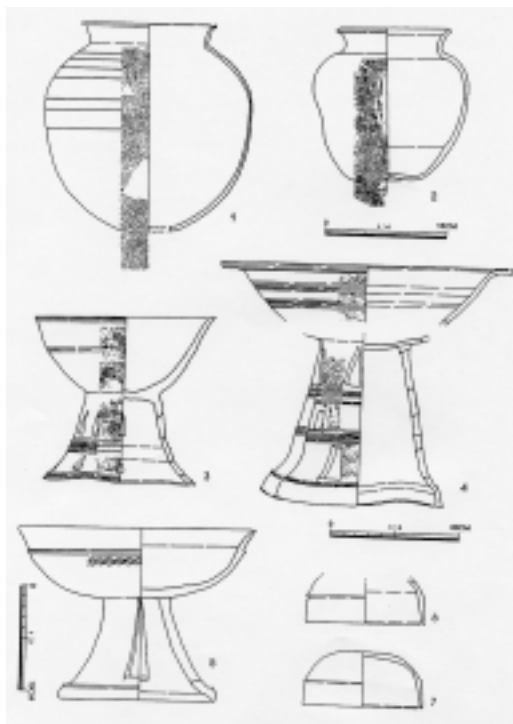
出土量が最も多い短頸壺はその多くが、4世紀中葉～5世紀後半に編年される羅州潘南古墳群から出土した土器と非常に類似している(第5 - 2図)。短頸壺は瓦質土器段階にみる偏球形から球形へと変化していく。

同時期の広口壺の場合、栄山江流域以外に忠清道一帯でも多くみられる土器である。広口壺に小さな把手を付けた広口長頸壺は、広口壺と器形的に類似している所が多いが、集線文、波状文などの独特な文様といくつの牛角の把手を持っていて、「竹幕洞式」と命名されるほど、この遺跡に特有の土器である(第6図)。そ

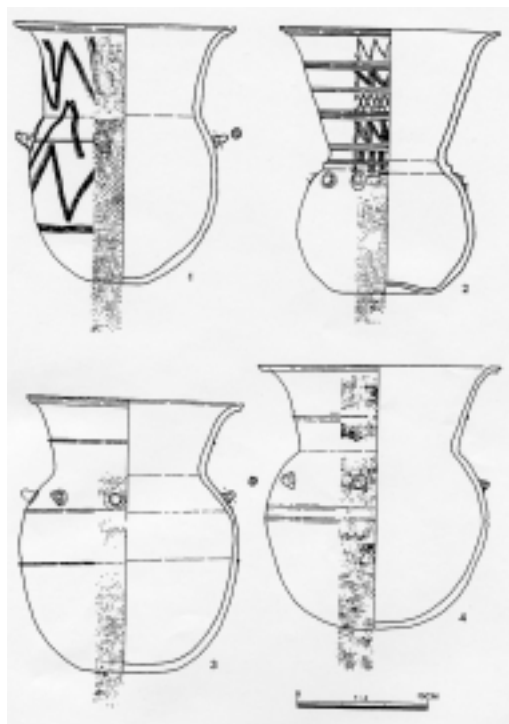
の把手の形からも栄山江流域との関連性が窺われる。

器台の場合、鉢形器台と筒形器台に分類できるが、鉢形器台は大きな杯身に八字形の器台が付いているもので、筒形器台と共に加耶地域で発展した型式であると考えられている(第5 - 3図、第4図)。もちろん器台の部分が短く、三角形透しなどの型式は加耶地域でよくみられるが、栄山江流域でも光州月桂洞1号前方後円墳、光州双岩洞石室墳、昇州大谷里ハンシルA地区、長城鈴泉里石室墳の例があり、これは主に大型の石室をもつ古墳から出土したもので5世紀後半～6世紀初頭に編年されている。石室の構造と出土遺物からは百済の影響はみられない。4世紀以降から5世紀にかけて百済がソウルの江南地域に都を置き、三足土器のような他地域ではみられない土器が流行していたにもかかわらず、竹幕洞遺跡からは全く出土例が見られない。

また5世紀以降の百済の遺跡でよくみられる三足土器以外にも、早くから生活用器として使用された深鉢形土器、甑はまったく出ていない。このような相異点は祭祀遺跡特有の性格を反映しているとも解釈できるが、祭祀主体の解釈にも関わる問題である。このよう



第5図：扶安竹幕洞遺跡の出土土器(国立全州博物館(1994)：『扶安竹幕洞祭祀遺跡』)



第6図：竹幕洞式土器(国立全州博物館(1994)：『扶安竹幕洞祭祀遺跡』)

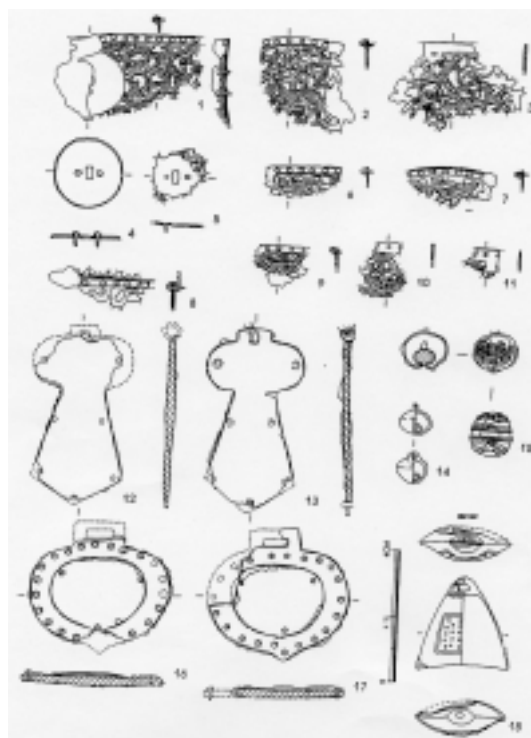
な点からも5世紀段階の祭祀は、百済の影響よりは馬韓の伝統が維持されていた栄山江流域との関わりで解釈した方が妥当であろう。

高久健仁は、竹幕洞祭祀遺跡から石製模造品と陶質土器の蓋坏2点、また高坏1点が相伴して出土していることから、竹幕洞祭祀遺跡出土の陶質土器について倭系であるとの認識を示している³³⁾(第5-5~7図)。しかし酒井清次は初期須恵器の検討から、日本における須恵器の主体が加耶系から栄山江流域へと変化することを指摘しており³⁴⁾、このような見解を受けて考えると、竹幕洞遺跡出土の蓋坏・高坏について5世紀後半の栄山江流域で生産された陶質土器である可能性も否定できないであろう。また竹幕洞祭祀出土の中国六朝(南朝)の中国青磁については、百済の交易によるものではなく、加羅による南朝朝貢の際に齎されたものとして解釈できるであろう。

金属遺物は鉄銚、鉄斧のような武器類、鞍橋、雲珠、銅鈴のような馬具類、銅鏡、鉄鏡などが多様に出土したが、数量と種類の面では武器類と馬具類が主流である。大部分の金属遺物は大甕に納入されていたことが確認されたが、大甕との関係が明らかではない一部の遺物も甕の近くで出土しており、同種・同時期の遺物であることから同じく甕の中に納入されていたと推測されている。金属遺物を納入した甕は大加耶のものであると分析された³⁵⁾。

金属遺物は個別に遺物の形態から出土事例、組合相を比較検討し、また大甕との関係を考慮した場合、大加耶のものであるとほぼ確定しているが³⁶⁾、武器と鞍橋、杏葉、銅鈴、鉄鈴、鉄鐸、鉄環、銅環などの遺物の形態は5世紀後半~6世紀前半の大加耶の古墳と推定されている高霊池山洞45号墳、多羅国の陝川玉田M3号墳などで武器・馬具が集中的に副葬された様相とほぼ一致する(第7図)。

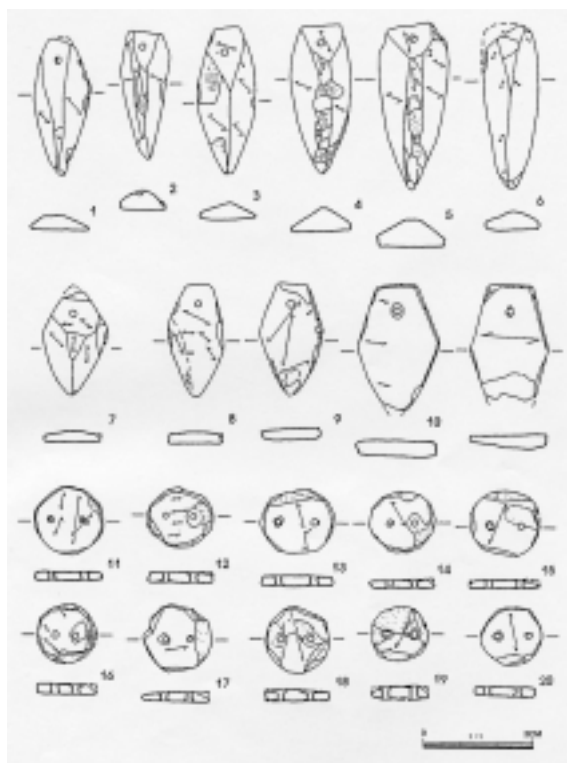
そして金属遺物をいれた大甕も高霊と陝川地域の竪穴石槨墓に副葬されたものと型式上つながると考えられる。代表的な事例として高霊池山洞34号墳、陝川玉田M3号墳が挙げられる。M3号墳の年代は埼玉県稻荷山古墳の出土品との類似性から稻荷山古墳の鉄剣の年代から推定される470年とされている。



第7図：扶安竹幕洞遺跡出土馬具(国立全州博物館(1994)：『扶安竹幕洞祭祀遺跡』)

石製模造品は片岩、滑石を材料に実物を縮小模造したものである。模造の対象となるのは板甲、鎌、刀子、曲玉、斧、鏡、鐸、紡錘車、劍、鏃などの武器類、馬具類、装身具類、宝器類で基本的に古墳の副葬品の組成と類似している。竹幕洞祭祀遺跡から出土した石製模造品は有孔円板、劍形品(蟬形品)、鏡、短甲、刀子、斧、鎌、曲玉、鐸などがあるが、有孔円板が72.6%で最も多く、次に劍形品である。この2種類が全体の90%を占めるため、この遺跡の代表的な石製模造品として見ることができる。このように有孔円板と劍形品の比率が高いことは日本の石製模造品にみられる傾向である(第8図)。

有孔円板と劍形品(蟬形品)はその用途が不明であるが、石製模造品が大量に出土している日本の場合、有孔円板は紡錘車と鏡を模造したものと理解され、蟬形品は劍形品と命名されている。そして日本で出土した有孔円板は主に滑石で作られているという特徴をもつが、竹幕洞遺跡の石製模造品は鐸のような一部の滑石製を除いて、ほとんど緑色または緑青色の片岩製である。全北大学のイ・チョンフ教授によって、肉眼



第8図：扶安竹幕洞遺跡出土石製模造品①(国立全州博物館(1994)：『扶安竹幕洞祭祀遺跡』)



第8図：扶安竹幕洞遺跡出土石製模造品②(国立全州博物館(1994)：『扶安竹幕洞祭祀遺跡』)

と偏光顕微鏡観察が行われた結果、変成岩の一種である片岩が主に使用されたことがわかった³⁷⁾。この石材は遺跡の周辺から採集されたと思われるが、滑石製品の場合も別の産地から材質が持ちこまれた可能性がある。

大きさは種類別に多様であるが、全般的に10cm以内で、有孔円板と剣形品は直径・長さが5cmを越えない。製作技法は原石で全体の形を作った後、研磨しているが、斧を除いて全ての模造品に1～2個の穴がある。

石製模造品は韓半島では貝塚や信仰遺跡、古墳などから出土した例があるが、数が少なく、出土状況もはっきりしていない。一方日本では古墳時代の集落、古墳、祭祀遺跡から祭祀と関連して大量に出土しており、その年代と性格がほぼ明らかになっている。その成果を参考にすると、石製模造品は4世紀後半に古墳の副葬品として初めて出現し、5世紀代は各祭祀関連遺構や祭祀遺跡で専ら用いられた祭祀用具や、神への供献品として使用されるようになる。石製模造品は5世紀代に集中的に現われ、6世紀を過ぎてからはその一部が土製模造品か金属製や木製品に変わっていく傾向があ

る。

素文の有鈕鏡は2点出土しているが、その一つは14.4cmの大形品である(第9-1図)。有鈕鏡が出土する遺跡は日本列島で現在まで10余箇所が報告されているが、比較的規模の大きい遺跡で、山形県八幡山出土品(15.8cm)を除いてはすべて10cm以下のものである。

石製模造品のなかで最も注目されているものは短甲形であるが(第9-3図)、日本でも祭祀遺跡出土品としては福岡県宗像第三宮址の一例しかない。古墳出土品としては栃木県の會雷電山古墳が知られている。

剣形品は表面にY字形の稜線をもつa式が16個、側面に沿って稜線を付けたb式が11個、側面を角張る様に研いだc式5個、総計32点が出土した。各型式の変遷関係は比較資料がないため明確ではないが、a式が若干時期的に遅れるとする見方³⁸⁾とa-b-c式への変遷を考える所見がある³⁹⁾。

鞘袋入を特徴とする刀子に関しては(第9-5～9)日本の古墳での刀子、斧、鎌の出土比率が高いことから、古い段階の石製模造品に属すると考えられている。寺沢知子は初期祭祀遺跡にみられる滑石製刀

子は「古墳におけるモガリ儀礼の鎮魂の部分が転用されたもので、それはこれらの祭祀が各地で民衆の手によって自生したのではなく、政治的意図を含んで拠点的にはじめられ、その担い手が畿内政権と関わる地方の首長であったことを意味しているもの」と解釈している⁴⁰⁾。しかし材質の問題・祭祀主体の問題などを考えれば、竹幕洞遺跡の刀子形品はこの説には当てはまらない事例であると思われる。

沖ノ島祭祀遺跡と比較検討することによって、竹幕洞遺跡の石製模造品の編年を沖ノ島21号遺跡と同じく5世紀後半とみる見解がなされたが⁴¹⁾、私は後述する共同祭祀の可能性を考えると5世紀後半から6世紀前半のものであると考えている。

最後に現在までの諸説をまとめてみると、佐々木幹雄は石製模造品をヤマト王権と関わる祭祀遺物と考えざるをえないとし、倭人による製作を提示した⁴²⁾。楢山林繼と兪炳夏も倭製品として考えているが、竹谷俊夫は倭製とみるのにはまだ検討の余地があるとし、相伴土器がみられない点を指摘した後、百濟製の土器との組み合わせで日朝折衷の祭祀が行なわれたと推測している⁴³⁾。これまでの諸説は①倭製の可能性が高いとみている、②百濟との関係で遺跡の性格を解釈しているという共通点が指摘できる。

しかし材質の面、歴史的な背景、例えば百濟の熊津遷都(475年)の時期がこの遺跡では中心時期であることを考えると、百濟が祭祀の主体を担ったという説は納得しがたい。

竹幕洞祭祀遺跡出土の石製模造品は組成、剣形模造品の型式分類などから数回にわたって祭祀が行われたことがわかる。また滑石製よりも片岩製が多いことから現地製作された可能性が高いと思われる。後述する栄山江流域と九州との関わりを念頭において考えると、石製模造品がヤマト政権の勢力拡大によって倭国内に広まった祭具であるとしても、ヤマトから直接に伝わったのではなく、九州の倭人が現地で製作したか、または現地の人々が習って作ったと見た方が妥当であろう。

(3) 段階別祭祀の様相と祭祀主体

以上のように、竹幕洞遺跡の出土遺物に対する再検

討を行なったが、主に土器の分析を通じて栄山江流域との関連性を指摘した後、金属遺物と石製模造品から、加耶と倭の祭祀の様相を検討してみた。しかし遺物の分析だけでは限界があり、より正確な遺跡の解明のためには、時代相・交流相の理解が伴わなければならないであろう。海洋祭祀の性格を考慮するとその重要性は一層高まる。

本報告ではまず出土遺物の再検討の結果に基づいて、祭祀様相を4段階に設定し、各段階別に祭祀主体を想定を試みる。

I 段階：馬韓(3世紀後半)

II 段階：栄山江流域勢力(4世紀前半～5世紀中葉)

III 段階：栄山江流域勢力・加耶・倭(5世紀後半～6世紀前半)

IV 段階：百濟領域の在地勢力(6世紀中葉～7世紀前半)

第I段階は、原三国時代の西南部全域でよくみられる短頸壺を中心とする祭祀で、遺物の量・種類などが制限されている小規模の祭祀であったことから、馬韓の祭祀と推測されるが、祭祀の主体は馬韓の新彌国であった。『晋書』卷三六列伝六張華条の武帝太康(282)における東夷馬韓新彌諸国二〇余国の初朝貢記事にみられる馬韓は全羅南道を指しており、ここで新彌国は栄山江流域の勢力であることがわかるが、その根拠として地理的な条件と東夷列伝馬韓条との比較が挙げられる。まず張華条の内容によると新彌諸国は「依山帶海」した自然環境を持っていて、幽州から四千里離れていると記述されているが、このような地理条件から西南海岸と盧嶺・小白山脈に囲まれている全羅地方の栄山江流域であることがわかる。そして『晋書』卷九六列伝六七東夷列伝馬韓条にみられる277～290年にわたる8回の朝貢の記事には張華条の282年の遣使が抜けており、単純に記述漏れとも考えられるが、張華条には馬韓の初の朝貢であると書かれているのに対して、東夷列伝馬韓条では277年から朝貢が始まったと記述されていることから内容の食い違いがある。このような事実から両記事にみられる馬韓は一致していないことがわかる。韓国の学界では、東夷列伝馬韓条の馬韓を百濟とする見解が有力であるが⁴⁴⁾、忠清道一帯の勢力である目支国と解釈する見方もある⁴⁵⁾。ここで注目

すべき点は、中国側の馬韓新彌国に対する認識で、初めての朝貢であったにもかかわらず大きく取り上げられていることから、3世紀後半、すなわち竹幕洞祭祀初期の段階において、栄山江流域はすでに馬韓の有力勢力として認められていたようである。また馬韓の朝貢が馬韓内でも一元的ではなかったことがわかる。竹幕洞遺跡のⅠ段階における出土遺物から推定できる祭祀様相は、馬韓新彌国による朝貢記事の裏付けになると思われる。

第Ⅱ段階も祭所の伝統に基づき、Ⅰ段階に続いて土器中心の祭祀が行なわれたが、Ⅰ段階に比べて土器の器種と数量が増加し、祭祀の規模が大きくなっている。この段階においても百済との関連性がみられないことは、前述した通りに土器などの遺物の出土状況からもわかるが、その背景にある錦江流域における百済への併合時期も重要な問題点となる。韓国の考古学者の間では、その時期を墓制の変遷から4世紀中葉～5世紀中葉に求める説と、各種の遺物に百済の影響が強く見られる4世紀後半にあてる説が存在する。したがってこの時期は錦江流域の百済領域化によって、この祭祀遺跡における百済の影響力がより高まることが想定できる。しかし、竹幕洞遺跡における遺物の内容からみると、この段階においても三足土器・深鉢土器に象徴される百済系の遺物は全く見られない。この点に注目すれば、竹幕洞祭祀遺跡の主体が百済と関係を持っていなかったことが明らかになるであろう。

第Ⅲ段階は土器の器種の変化、すなわち器台のような加耶系のもが見られるようになる。また「竹幕洞式」とも呼ばれる装飾性の高い広口長頸壺が現れる。その系譜は広口壺に求められるが、集線文・波状文の独特な文様と牛角形の把手などは祭祀用として特別に制作されたことを意味する。ここで行われた加耶の祭祀の特徴は、金属遺物が主に使われているという点である。この点に着目して兪炳夏は古墳と祭祀遺跡における神觀念の未分化状態であると解釈している⁴⁶⁾。しかし三国時代の祭祀に対する研究成果が乏しい現在の段階では、慎重な検討が伴われなければならないであろう。竹幕洞祭祀遺跡の第Ⅲ段階において栄山江流域では羅州藩南地域を中心に活発な交易活動が行なわれていたが、古墳から出土した倭系遺物の存在は倭との

活発な交流関係を証明している。九州の横穴式石室⁴⁷⁾と日本の初期須恵器⁴⁸⁾との関連性はすでに指摘されているが、このような事実から白石太一郎は倭の交渉の相手が5世紀前半までは洛東江であったが、5世紀後半からは西の栄山江流域に移ったという見方を示している⁴⁹⁾。第三段階の祭祀にみられる石製模造品の存在もまた倭(九州)との頻繁な交流の証であると言えよう。しかし石製模造品に伴う土器がほとんど見つかっておらず、日本の古代における海洋祭祀の場合、石製模造品のみで行なわれた祭祀の事例がないことを考えると、倭が主体になって単独に行なわれた祭祀であったと解釈するよりは、栄山江流域の勢力との共同祭祀の可能性が高いと思われる。

『宋書』倭国伝などの所謂倭五王の都督諸軍事号は、爵号に「慕韓」がみられることから5世紀後半代においてこの地域を理解する貴重な史料となるが、慕韓の実在説によって慕韓は全南地域に比定されている⁵⁰⁾。慕韓は倭王珍(438)の「使持節都督倭百済新羅任那秦韓慕韓六国諸軍事安東大將軍倭国王」の自称に初めて登場する。その後、倭王武の爵号にも3回登場しているが、この史料の重要性は、南朝時代の政治的利害関係が反映されているものの、当時の倭と南朝が韓半島の情勢をどのように認識していたのかがわかるということである。軍事支配権の主張説もあるが、現実的に諸地域に影響力を行使していたとは見なし難い。倭五王の爵号は、倭が把握していた韓半島南部の勢力に対する認識を反映しており、438年段階にみられない加羅が451年から登場するのもこの時期の加羅の飛躍的な発展に伴った結果であると言えよう。したがって加羅王・荷知(479)が南齊から冊封され、「輔国將軍本国王」の爵号を授与されたことは、当時の加羅の発展を示すものとして捉えることができるが、この加羅(大加耶)の南朝朝貢の際に海洋祭祀が行なわれたことが竹幕洞祭祀の第Ⅲ段階の祭祀様相から推定できる。しかし果して加羅の南朝遣使は、大加耶が連盟を形成するまでの勢力に成長したとしても、加羅単独で行なわれたものであろうか。特にこれが加耶の初の朝貢であったことを考えると非常に疑問を感じる。朝貢の際には、通訳と遠距離航海術の問題が要になるが、新羅の場合、377年高句麗に従伴されて前秦と朝貢しており、これが新

羅の国際舞台への初登場である。また521年梁通交は百濟使に伴って行われ、しかも「言語は百濟を待ってのち、通じる」と記述されていることから百濟が通訳するという形で対応していたようである。したがって加羅の場合も単独での朝貢はとても考え難い。そもそも大加耶連盟説自体は高靈式土器の分布に基づいたもので、最近では陝川玉田古墳群の出土遺物などから多羅国が鉄器生産の有力な勢力であったことが指摘されている。そして陝川玉田古墳群で出土した鳥文有刺儀器などの分布から想定できる祭祀の様相は、多羅国が大加耶の高靈地域ではなく、咸安地域と繋がっていたことを表している。このような事実からみて、大加耶以外の他加耶地域での動向も非常に重要であり、大加耶連盟に関する慎重な検討が必要とされる。加羅の朝貢に同伴者がいたとすれば、この同伴者は他ならない栄山江流域勢力であった可能性が高いと思われるが、石製模造品の出土状況から想定できるこの時期における倭の祭祀も栄山江流域との関係で説明できる。前方後円墳の墓制そして冠帽、鉄製ミニチュア農具などの出土遺物の共通性は、5世紀後半から6世紀前半における加耶・倭・栄山江流域勢力の交流を示す好資料であるが、ここでの倭は畿内ではない九州の勢力で、栄山江流域と九州との間には海人のネットワークが形成されており、加羅の南朝朝貢の際も優れた航海術をもって援助したであろう。竹幕洞祭祀にみられる中心時期の祭祀の様相はまさにその裏付けになっている。

最後の第四段階では土器中心の小規模の祭祀へと変化しているが、国際的な交流の中心祭場としての機能を失って、在地中心の祭祀になったことが推測される。この時期は、栄山江流域が既に百濟の領域下に入っており、仮にこの祭祀の主体が最初から百濟であったとすれば、矛盾した結果である。

3. 模造品

土製模造品は、土を材料にして実物を模して作られた物である。体系的なもので、青銅器時代から製作されはじめた、勾玉・管玉を模造した土製品があるが、その他にも土製小玉、船形土製品、動物形土製品、異形土製品も同様の脈絡で考えられる。大きさは2～3

cm程度のものから、10cmくらいのもので多様であるが、総じて実物よりも小さい。基本的な製作技法は大半が類似しており、すなわち、荒い粘土で簡単に成形した後、露天で焼いたものである。勾玉、管玉などは、石・ガラス製から土製に材料のみが変わったものとも考えることもできるが、卜骨や小型土器などと共存する事例などからみて、祭祀用として製作されたものと推定される。言い換えると、実物の代わりに、神への供献物として象徴化して製作されたものであると思われる。ミニチュア土器もまた各種土器を小型化・模造化したものであるが、器種上では鉢、盞、高杯、甑などが確認されている。これについても、製作技法は簡単で、大きさも10cm以内と、非常に小さいために、実用器としては考えられない。したがって神に対する祭祀用、すなわち供献用の特殊遺物として解釈できるであろう。

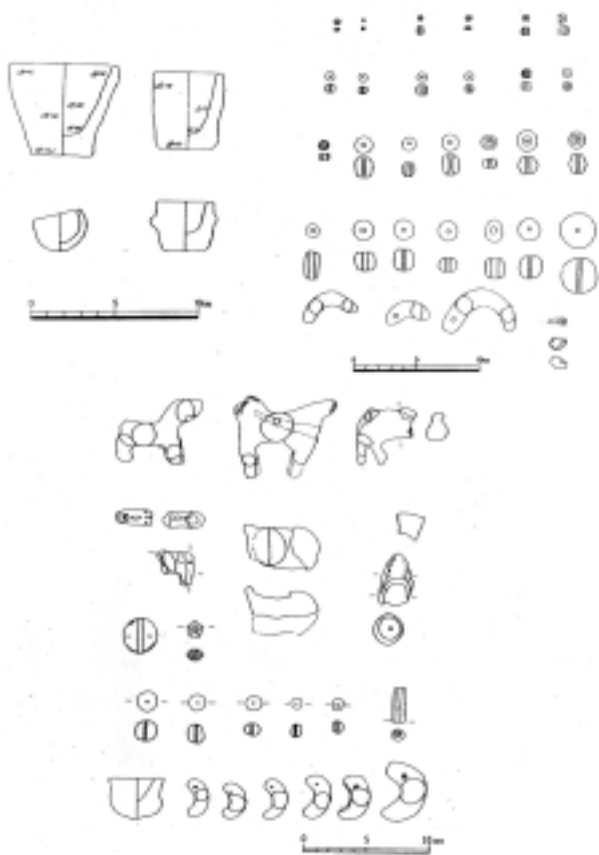
動物形模造品の中で注目されるものとしては、土馬と鉄馬があげられるが、馬は戦争、交通手段、狩猟などに有用な動物として重要視され、また「易経」の八卦の中で乾卦の象徴、すなわち天を意味する動物であるように、古くから神聖視されていた。このような馬の神聖性は新羅及び高句麗、夫餘の建国始祖の神話をはじめ、文献史料にもよく表れている。また、『三国志』魏志東夷傳韓条には「不知乘牛馬、牛馬盡於送死」とあって、牛馬を葬送に使用したと記述されているが、原三国時代の低湿地や貝塚から馬骨が出土し、また馬骨とともに卜骨及びミニチュア土器のような祭祀遺物が伴出している状況は、馬が様々祭祀の用途に用いられたことを推察させる。

以下に、祭祀遺跡出土の土馬及び鉄馬を中心に、出土状態ならびに遺跡の性格について、比較的明らかにしている事例を、遺跡の種類別にみていくことにする。

(1) 海辺の祭祀遺跡

貝塚遺跡からは卜骨及びミニチュア土器・土製勾玉などの各種祭祀遺物とともに土馬が出土する場合がある。1980年に調査された金海府院洞遺跡⁵¹⁾、海辺に面した丘陵南端の山塊に形成された貝塚である。A地区から4点の土馬とともに、ミニチュア土器、船・勾

玉・丸玉などの土製品、また、石製模造品として有孔円板や、他にも管玉などの玉類が検出された。遺跡の上限年代は、最下層から出土した土器の年代から、4世紀代と考えられている。土馬はいずれも裸馬で、4点とも欠損しており、馬の姿態をよくとらえることはできないが、第Ⅲ層から出土した頭部の形態から、馬を表現したものと見なされている(第10図)。



第10図：金海府院洞遺跡出土土製模造品(東亜大学博物館(1981):『金海府院洞遺跡』古蹟調査報告書4冊)

また、3～4世紀に形成されたと考えられている釜山の東来楽民洞貝塚では⁵²⁾、卜骨、ミニチュア土器・土製勾玉などの各種祭祀遺物と倭系土器が伴出しているが、第3次調査地域の東側からは馬形土器が1点発見された。馬形土器は頸部に馬甲を表現したと思われる斜格子文が施されており、鞍を着けた跡と胴部に自然釉が付けられていない部分があることから、騎馬人物形土器の可能性もあると考えられている。

東来楽民洞貝塚では、製鉄施設の一部と考えられる冶鉄爐址と送風管が発見され、当時の鉄生産を知る貴重な資料となっているが、『三国志』魏志東夷伝弁辰条

には韓半島の東南部における鉄生産と交易に関する記述が見られ、金海・東来はその比定地とされている。石製模造品と倭系土器の出土からも当時の交流の様相を窺い知ることができるが、金海府院洞貝塚、東来楽民洞貝塚では、鉄を巡る交易の際に、航海の安全を祈って、祭祀が行われたのではなかろうか。また同様に貝塚遺跡から出土する土馬についても、海神への供献品と解することができるであろう。

航海の祭祀が行われた代表的な遺跡である扶安竹幕洞祭祀遺跡から出土した8点の土馬は、10cm内外の大きさで、簡単な道具を使って押印または、線刻などで細部を表現している。主に精選された粘土を用いて作られた灰青色硬質の須恵馬で、1点のみ赤褐色硬質のものがある。いずれも胴体には鞍がつけた跡が残っており、一部の土馬の背中にはX線文が刻まれている(第11図)。



第11図：扶安竹幕洞遺跡出土人形模造品と土馬(国立全州博物館(1994):『扶安竹幕洞祭祀遺跡』)

発掘担当者は三国時代の土器に混ざって出土したことから、4世紀後半～5世紀の古墳に多く副葬された鏡子をモチーフとして、その輪郭を線刻で表現していることから5世紀代の遺物として把握している。伴出した人形土製品は、性器を強調した裸像であるが、この遺跡の性格からみて、これらの土製模造品は海神への供献物として捧げられたと考えられている。また四肢が切断され、胴体と頭部、脚部がバラバラの状態出土しているが、これは除厄の意味で儀式の中で行われた風習と考えられ、馬の尻に線刻したX印も同様に把握できるであろう。

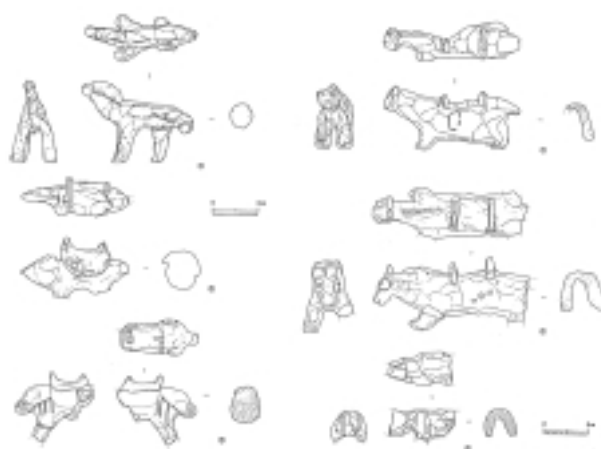
(2) 山城及び山頂の祭祀遺跡

山頂における出土事例は、狭義の祭祀遺跡での事例と、山城での事例とに大別され、また、祭祀遺構に伴う場合とそうでない場合がある。時代は主に統一新羅以降のものと考えられているが、土馬と鉄馬が伴出する事例もあって注目される。

まず、祭祀関連遺跡での事例は、南楊州国賜峰堡壘出土の土馬、大田国師峰遺跡の土馬⁵³⁾、靈巖月出山祭祀遺跡の土馬・鉄馬などが報告されているが⁵⁴⁾、ここでは靈巖月出山祭祀遺跡の中心にみてみたい。全羅南道の靈巖月出山の天皇峰に位置するこの遺跡は、統一新羅の時代から、国家による祭祀が行われてきたことが文献の記録によっても伝わるが(『三国史記』卷32雑志祭祀條小祀)、遺跡からは土馬11点、鉄馬3点の他、土製模造品、香炉の蓋、そして青瓷、白瓷などの様々な祭祀関連遺物が出土し、統一新羅時代から朝鮮時代中期にかけて、長期間祭祀が行われてきた神聖な空間であることが分かった。土器類は主に皿、瓶類が大部分を占め、時期的には統一新羅時代以降の遺物であると推定されている。特に香炉の蓋片と突出文様装飾の異形土器が出土していることは、この場所が祭祀遺跡であることを立証している。また土馬、鉄馬の出土も同様に考えられる。調査の結果、祭祀遺跡と関連した遺構は見つかっていないが、少量の瓦類が検出されており、仁宗9年(1193)神祠に雷が落ちたという史料からは、天皇峰祭場に瓦屋根の建物が存在したことが窺える。

出土遺物の中でも、土馬、鉄馬はこの遺跡の性格を理解するために、きわめて重要である。土馬は11点、鉄馬は3点出土したが、一番大きいもので現存長18.2cmの土馬がある。鉄馬は10cmに満たない。土馬は硬質の須恵馬が6点、軟質の土師馬が5点で、いずれも鞍をつけた飾馬である。報告書によると、土馬はその形態、製作技法によって3つに分類され、土馬の成形における細部的な表現からは、退化していく変遷の段階がみられるという。鉄馬は鞍が表現されて馬の首が体とほぼ水平になっているものと鞍が省略されて首を立てたものに分類されているが、全体的に錆びによる損傷が大きく、細部の表現を詳しく知ることはできない。土馬と鉄馬は、山神へ祈る祭りが行われた際に神の乗

り物として捧げられたと思われるが、『高麗史』志、卷17吉礼小祀条によると、靈巖には高麗時代に靈巖北城の下に、永保という駅があったと記されている。『世宗実録』地理志、靈巖郡条にも靈巖に2カ所の牧場が存在していたことが知られ、その中で霑梁には139頭の馬を放牧したと書かれている。もちろん土馬、鉄馬の編年によって、その解釈は変わってくるとしても、このような文献記録は、月出山祭祀遺跡における馬形模造品の意義をより具体的に推察するためには十分参考となるであろう(第12図)。

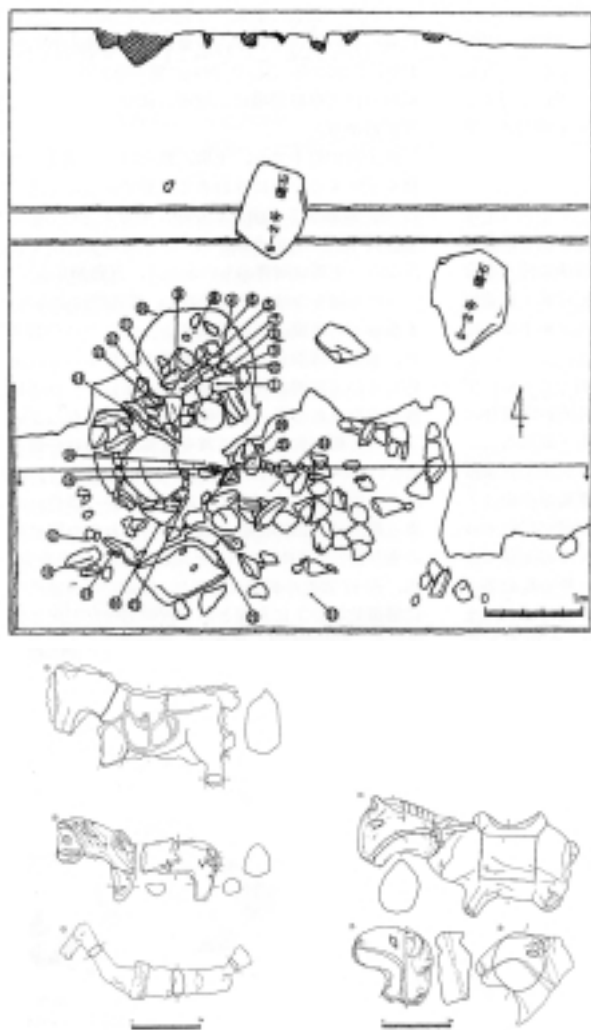


第12図：靈巖月出山遺跡出土土馬(木浦大学博物館・靈巖郡(1996):『靈巖月出山祭祀遺跡』)

山城での出土事例としては、土馬・鉄馬が伴出した天安慰禮山城遺跡、河南二聖山城と鉄馬が出土した大田寶文山城⁵⁵⁾などがあげられる。忠南天安市北面雲竜里の海拔529.5mに位置する慰禮山城は⁵⁶⁾、百濟建国期の河南慰禮城に比定する説も提起され、学界の関心を集めたが、現在の段階では、まだその根拠が充分ではない。発掘報告書によると、城内には門跡2カ所、井戸跡1ヶ所などが検出されている。出土遺物の時期は、百濟から統一新羅にかけてのものである。出土した土馬と鉄馬は、計16点で、泥土で作られた土馬が10点、鉄馬が6点である。同発掘地点から出土した馬形模造品の長さは平均8cmで、遺物とともに祭壇とみられる石の構造物の一部も発見されたため、これらの馬形模造品は何らかの祭祀と関係があると推測されている。

京畿道広州郡の二聖山城でも⁵⁷⁾、土馬と鉄馬を含む馬形模造品が27個体分出土したが、土馬が10点で、鉄

馬が17点である(第13図)。



第13図：二聖山城1号信仰遺跡の土馬・鉄馬出土状況(漢陽大学博物館(1987):『二聖山城-発掘中間報告書』)

この遺跡では長方形の婁閣形建物跡や、八角(D地区)・九角(E地区)・十二角建物跡などの三国時代の建物跡と祭祀遺構4ヶ所が発見されているが、東側の九角建物は天に祭祀を行う天壇、西側の八角建物は社稷壇として推定されている。馬形品は九角建物跡が発見されたE地区の祭祀遺構から出土したが、遺構の基本構造は周辺に割石を積んだ後、中央に100~150cmの大きな石を乗せたような形態で、遺物は割石の合間から出土している。馬形はいずれも飾馬で、完形のものとは殆どなく、四肢がバラバラに散らばったような状態で検出されている。土馬は軟質のものが多く、長さは10cm程度である。鉄馬は11~14cm程度で、鑄造された

ものが多いが、鍛造されたものも1点ある。

礎石の上からも遺物が検出されたことや、瓦片が祭祀遺構の下部層から出土していることなどから、この祭祀遺構は、建物より後代の統一新羅時代のものであると推定されている。また、八角建物址の礎石外側から完形の石鏡1点と単孔円板、剣形品が出土したが、未完成品なども検出されていることから、現地での制作の可能性が考えられる。またE地区に近接したD地区からは、坩堝片とスラグが検出されたが、このような遺物は周辺に製鉄遺跡が存在していた可能性を示唆しており、大量の鉄馬が出土したことと関連して注目される。馬形模造品の性格については、土木工事の際に行われた祭祀と関係があるとする見解もあるが、前述したように、祭祀遺構自体は、建物より後代の統一新羅期のものであることを考えると、山城との関連性よりは、靈巖月出山祭祀遺跡の場合と同じく山神信仰を示す遺物と解釈した方が妥当であろう。

4. 新羅土偶

(1) 出土状況

新羅の異形土器(装飾土器を含む)と土偶⁵⁸⁾(土製模造品)は、学術的な発掘によって調査された例がほとんどなかった。1924年に発掘調査された、王族階層の古墳であると思われる金鈴塚からは、騎馬土器の一組と乗船土器の一組が検出されたが、発掘から8年後に出版された報告書によると⁵⁹⁾、騎馬土器と乗船土器は被葬者頭部の東北の方向に重なっていた馬具、土器などの副葬品の中に混ざった状態で発見されたという。また1973年に建築工事の時に調査された路西洞出土の土偶附長頸壺と、味鄒王陵地区鷄林路30号墳出土の土偶附長頸壺(2点とも国宝195号)、そして1993年月城路道路工事による石槨墓の発掘調査の時に出土した土偶附高杯が、学術的に調査された事例である(第14図)。

現在まで発見された土偶の中で、高杯と圓底長頸壺に付着されている完形のままの例は20点余りであるが⁶⁰⁾、破壊されて土器と分離された形で収められた数百点の土偶は、その大半が、1926年に小泉巖夫氏によって、土木工事の際に皇南洞一帯の破壊された古墳から収められたものであった。1986年に出版された回想録



第14図：慶州・味鄒王陵地区鷄林路30号墳出土 土偶付長頸壺新羅(高さ34cm、新羅5～6世紀、国立慶州博物館(1995)：『国立慶州博物館』)

によると、発見された莫大な量の土偶は、味鄒王陵付近の皇南里における大形古墳群の間の土を掘り上げた時に收拾されたという。また、そこには、一人用の小形石槨墓が密集しており、副葬品は大体長頸壺と高杯で、この区域から出土した土器には、土偶を付着したものが圧倒的に多いと述べている⁶¹⁾。

1996年～2000年にかけて、慶州の競馬場予定敷地である慶州蒸谷洞・勿川里の一带で国立慶州文化財研究所による発掘調査が行われ、それまで生産地がわからなかった、国宝195号の土偶附裝飾長頸壺などの生産地が、ここ蒸谷洞の窯址であることが明らかになった⁶²⁾。ここでは、土器窯47基、瓦窯1期、工房址4ヶ所、木炭窯17基などの生産に関連する遺構と、礎石建物跡、高床式建物跡53棟、竪穴建物跡17棟など、合計589基の遺構をはじめ、土器、土偶などの2850余点の遺物が出土した。人物・動物土偶は112点に達する。中でも周辺の竪穴遺構内で土偶が多く出土したことから祭祀と関連して解釈されている(第15図)。



第15図：蒸谷洞・勿川里遺跡 VI-19号(VI S53)出土遺物(慶州文化財研究所(2004)：『慶州蒸谷洞・勿川里遺跡 慶州競馬場予定敷地A地区』)

この地域は早くから、新羅・統一新羅時代の窯址が集中して残っていたことが確認されていたが、今回の発掘によって、新羅時代の土器及び木炭窯の密集地域であったことが明らかになった。その後新羅の中心地である王京遺跡へ生活及び儀礼用の土器を供給していた新羅土器の流通生産団地であるという主な解釈がなされている。

(2) 新羅土偶にあらわれた土着宗教的要素

裝飾土器の土偶は、10cmを過ぎない小さいもので、簡単な手つきや表情で人間の感情をよく表したものが多い。果敢だといえるくらい省略技法を使っているのにも関わらず、特徴をよくつかみ、作者の意図したことが十分に表わされている。一見子供たちの土遊びの

ように見えるが、よく見ると新羅人の優れた造型感覚とユーモアがその中にたっぷり込められていることがわかる。また、単に土器を装飾する工芸的・附属的な性格を持つものではなく、呪術的・土着宗教的な側面から見ると、むしろ土偶自体が一部の空間を占めている主体性を持つ存在として考えなければならない。

土偶は一般生活の多くの部分を、正直に表現している。例えば、性愛する男女の姿などは、あまりにも露骨な性生活の表現に驚くほどであるが、土偶が表す性は、陰密または羞恥なものではなく、日常的なものとして諧謔を加えたものになっている。労働力が最も重要であった古代社会で、多産、すなわち子孫の繁栄は何より重要な徳目であり、義務であった。

土偶の中には、蛇が蛙を噛んでいる姿がよくみられる。また、このような場面の中にみられる、性器を強調した棒を持つ巫堂のような男子、蛙を噛んでいる蛇の背中に乗っている人物の姿などから、土着宗教的な要素を反映されていることが考えられる。蛇は脱皮することから再生と不滅、そして蛙は卵をたくさん産むことから多産を象徴しており、蛇が蛙を噛んでいる姿は多産・豊饒と不滅が一つになったことを意味する。

土偶には琴を演奏する姿を表現したものが多くあるが、これらは4～5世紀に製作されたもので、伽耶琴が新羅に伝わる6世紀の前に伽耶琴と類似な楽器が新羅にもあったことがわかる。この新羅の琴について『三国遺事』は、琴の保管箱を人が入れるくらいと記録しており、実際日本の正倉院には長さ187.5cmもある新羅琴櫃が残されている。6世紀以後、伽耶琴が伝えられてから、新羅琴はより水準の高い楽器に改良されたが、伽耶琴は弦が12本と決まっているに比べ、土偶に表現されている新羅琴は弦が3本、5本、6本と様々である。土偶には琴以外にも管楽器も登場するが、表現されている楽器は、楽器の大きさによって演奏者の動作をきちんと表現しているため、その種類の判別ができる。土偶にこのような楽器が登場しているのは、新羅人の生活の中に音楽が深く浸透していたということの意味する。高句麗には玄琴、伽耶には伽耶琴、そして新羅には新羅独特な新羅琴があったのである。

古代新羅における狩猟は、経済活動の一環であり、また祭祀・儀礼の犠牲物を取る獲るための意味も考え

られる。動物の飼育も始まるようになり、家畜化した動物の中でも代表的なのが豚で、土偶にも多様な形態の豚(猪)が表れている。最も古くから家畜化されたとされる犬の場合は、ペット用、護身用、食用など、その目的が区別されていたようである。また、土偶には鯉や鱸などの魚類も多く登場しており、食糧確保の手段として狩猟と共に、漁労活動も盛んであったことがわかる。土偶で表現されている動物の中には、象や猿のような本来韓半島には生息しない動物もある。想像で作ったとは考えられないほど、各動物の特徴を正確に表現していることから、当時の外国との交易・交流の様相が推定できる貴重な資料と言えよう。

古代祭祀において、時に祭祀の対象化あるいは表象化された遺物が存在する。装飾土器の土偶は前述した通り、そうした性格を十二分に有している。対象化されたものは、馬・鳥(鴨)、蛇、蛙などの動物、人物、そして祭祀(呪術)の場であった。土偶を用いて、再生、穀物の豊饒・多産を願望する模倣儀礼を土器というキャンパスの上で表現したものとして理解できる。

(3) 新羅土偶の歴史的な背景

以上、装飾土器の土偶を中心にその土着宗教的要素について考察を行ったが、新羅土偶は5世紀から6世紀にかけて新羅が強力な国家としての基盤を固める時期に、主に5世紀代を中心に、一般的な小型石槨墓の副葬品として製作されたと考えられている。

土偶・装飾土器という、祭祀遺物の歴史的な背景は次第に明らかになりつつあるが、皇南洞の一画をしめす古墳群において、各種の土器が充填された「一見土器蔵」という様相の出土状況、そして、その大多数が装飾土器であったという記述は重要であろう⁶³⁾。このように、装飾土器を有する古墳は、慶州古墳群において地点的にも集中する傾向があるが、前述した通り、数十基の古墳群から、数百の土偶が出土した様子からも窺える⁶⁴⁾。

ところで、装飾土器、土偶の慶州以外の出土例は少ない。釜山東萊の福泉洞10号墳出土の亀装飾器台が唯一の出土例であり、今後の検討を要するが、装飾土器に多い有蓋高杯、長頸壺とは器形上で異なっている。この古墳は5世紀の第3四半期頃に比定されている

が⁶⁵⁾、この時期以降、東萊地域は新羅との関係がきわめて深くなっている。

慶州では、金鈴塚のように騎馬人物形土器・船形土器などの形象土器を出土する古墳と、装飾土器・土偶を出土する皇南洞一帯の小規模な古墳群と、これらの遺物を副葬しない古墳群がある。金冠塚・瑞鳳塚・天馬塚・皇南大塚南・北墳において、子持器台などの異形土器を除いて、形象土器や装飾土器・土偶が出土していないことは示唆的である。金鈴塚のみ例外といえるが、これら5世紀中葉以降の王陵ないし王陵級古墳におけるあり方は、装飾土器・形象土器に表象化される祭祀形態と異なっていたことが推定できる⁶⁶⁾。

新羅が洛東江の東の慶北一帯を支配する大きな聯盟王国を完成したのは、奈勿王麻立干(356~402)の時と考えられている⁶⁷⁾。その後、實聖麻立干(402~417年)、訥祗麻立干(417~458年)、慈悲麻立干(458~479年)、炤知麻立干(479~500年)など、5世紀の王の称号は麻立干であったことから、5世紀を麻立干時代と称しても過言ではないであろう。すなわち尼師今の代わりに麻立干という王号を用いており、征服と同盟を通じて、斯盧国が強力な国家として飛躍していた時代であった。そして奈勿王麻立干の時から三姓交立がなくなって、金氏が王位を独占して世襲することとなり、訥祗麻立干の時、父子相統制度が確立した。慈悲麻立干と炤知麻立干の時には、6村が6部に改編され、中央集権的な体制が整ったが、郵驛が設置され、首都では市肆を開かれて物貨の流通が行われるようになった⁶⁸⁾。

このように、新羅は5世紀を通じて王権を強化し、大型古墳を築造しはじめる。麻立干の称号が中国式の王に変わるのは、6世紀の智證王の時である。すなわち6世紀初頭に、国号を新羅とし、中国文化の受容が本格的に始まった。仏教はすでにその以前の5世紀には新羅の領域の北部地方に波及され始めてはいたが、新羅の王室が仏教を公認する前の段階であった。炤知麻立干代、高句麗を通じて阿道が一善(善山)地方に宣導しはじめたが、全国的には普及されておらず、王室が仏教を正式に認めたのは、6世紀に入ってからである。

したがって、このような時代的な背景の中で、新羅で土偶が作られ、外来的な要素のない純粋な新羅の風

土がそのまま反映されているのである。その表現が非常にリアルで、現世での生活相と、様々な動物の象徴性が劇的に融合されて呪術的な要素を生み出している。蛇が蛙を食べる瞬間と性器が強調された巫堂との結合はまさに呪術的な願いが込められた新羅人の土着宗教的な様相をそのまま象徴している。仏教受容の過程における異次頓の殉冢⁶⁹⁾はよく知られているが、新羅の文化は高句麗と百済に比べて土着宗教的な性格が強いことから、仏教受容の段階でも反発があったようである。このような土着宗教的な生活の一面を、現代の我々は土偶を通じて窺い知ることができるのである。

土偶は新羅が強力な古代国家として拍車をかけていた5世紀頃、集中的に作られた。その後、三国が統一され、時間の流れと共にその姿は消えていったが、土偶が新羅固有の文化であることに変わりはない。また韓半島の陶術文化の始まりとも言えるであろう。高句麗人が古墳壁画に彼らの生活と文化を描いたとすれば、新羅人は土で作った土偶で1500年前の自分らの姿を残した。土偶は楽天的で率直であった新羅人の人生をそのまま表現した独特な文化遺産である。

5. 有刺儀器

(1) 素材の問題

有刺儀器の性格を理解するためには、素材として使われた鉄鋌に関する正確な分析と解釈が必要である。

鉄鋌は洛東江下流地域と慶州地域を中心に4~6世紀にかけて大量出土している。5世紀代の鉄鋌にみられる形態的な特徴は、両端が広がっており、完全な対称形ではなく最少幅は端の幅が広い方に傾いていることから板状鉄斧形鉄鋌との連繋性が考えられる。しかし板状鉄斧形鉄鋌が両端の厚さにはっきりとした差異があるのに比べ、鉄鋌は両端の厚さに差がなく次第に薄くなっている。4世紀第3四半期の福泉洞38号から典型的な鉄鋌が出ており、出現時期は4世紀中葉であることが明確となった。

鉄鋌の用途に関する解釈としては実物貨幣・買地券、交換・貨幣価値をもつ鉄素材、威信財、貨幣、聖性をもつ貨幣など様々な機能や性格が想定されてきた。

鉄鋌を鉄素材として使用した代表的な例として有刺

儀器が挙げられるが、金海良洞里8号、蔚山下垵の例にみられるように、最初の段階では板状鉄斧形鉄鋌を素材として用いており、弧状の刃など板状鉄斧の痕跡を色濃く残している。即ち初期の有刺儀器は蕨手文などを施して板状鉄斧形鉄鋌を装飾したものであり、武器、利器の用途のために加工され、製作されたものではない。このような点から考えると有刺儀器は板状形鉄鋌自体がもつ象徴的な意味を強調した儀器であると解釈できるであろう。

そして4世紀中葉に出現する鉄鋌を素材に作られるようになった有刺儀器の場合、地域ごとにその装飾形態にも変化が生じて、5世紀代には刺の形態がC字形、三角形、三角形を前後に折った形など多様な型式が現われるが、このような刺の変化は利器としての機能性をもたらすためではなく、製作工程の省略などによる蕨手文の変形であると思われる。したがってこの時期の有刺儀器も板状形鉄鋌と連繋性がある鉄鋌を装飾したもので、その基本的な性格は変わらない。

つまり有刺儀器は板状鉄斧形鉄鋌、鉄鋌に装飾を加え、儀器として葬儀・祭祀に使われた後、埋納されたものであり、このことから板状鉄斧形鉄鋌また鉄鋌は単純な鉄素材または貨幣として使われたものではなく、板状鉄斧に繋がる概念をもつ象徴的なものであり、有刺儀器はその鉄がもつ概念を極大化した形であると思われる。

有刺儀器の以上のような性格からみると、陝川玉田古墳群で代表される鳥文有刺儀器は、鉄鋌ではなく鉄板などの素材を用いて製作されたことから、全く別の性格をもつ儀器であることがわかる。従来、有刺儀器に関する解釈は、形式的な要素を優先に行なわれてきたために鳥文有刺儀器を異形有刺儀器とみて同じ範疇で考えてきた。しかし同じ鉄素材であっても基底にある概念が異なることから、単なる地域色の違いではなく別の儀器として理解しなければならない。

(2) 他の儀器との共伴関係

儀器に蕨手文を施した例は3～4世紀の鉄矛でも見られる。実用的な鉄矛に比べ全体的に長形化して、横に蕨手文のような装飾を施した鉄矛は、共伴遺物からみて3世紀末頃に現れ、主に洛東江東岸の地域の細長

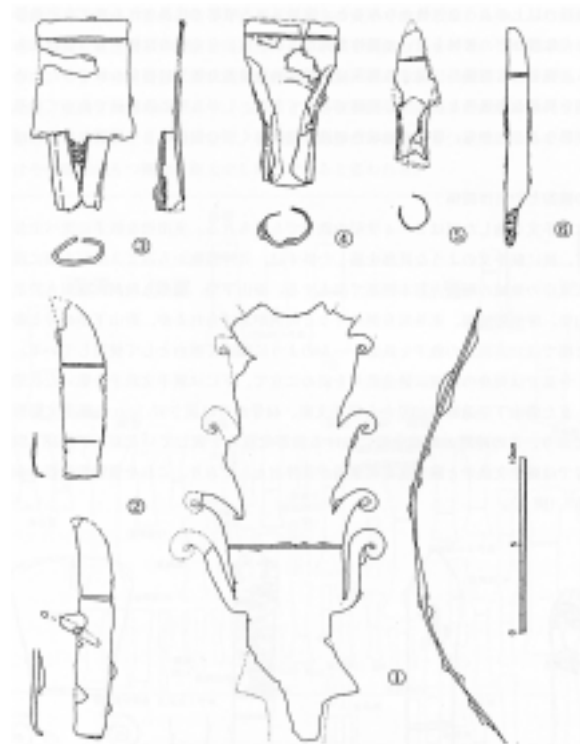
方形木槨墓で出土する。蔚山下垵、慶州九政洞、慶州九於里1号、蔚山中山里、慶州隍城洞、東萊福泉洞60号などの例があげられるが、蔚山下垵46号と慶州九政洞古墳2柳では10点以上の鉄矛を鉄道レールのように敷いて棺台として使用している。慶州の九於里1号墓では死身の周囲に鑄造鉄斧を斜めに立て、下には蕨手文鉄矛を敷いた状態で検出された。また蔚山下垵遺跡の43号から蕨手文銜、44号からは長さ97.1cmの蕨手文鑿形利器が出土しており、この時期の鉄器全般における儀器化現象を表しているが、下垵18・24・45・46・65号では蕨手文鉄矛と蕨手文有刺儀器が共伴出土しており、これを儀器性鉄器の画期と設定できる⁷⁰(第16図)。



第16図：蔚山下垵46号墳出土儀器性鉄矛と有刺儀器
(徐始男・李賢珠(1997):『三韓・三国時代鉄器の儀器的性格に関する一考察』;『伽耶考古学論叢』2、駕洛国史蹟開発研究院)

斧、鎌、刀子を模造し鉄製ミニチュア農工具と有刺儀器が共伴出土の事例もあるが、鉄製ミニチュア農工具は高霊本館洞古墳、池山洞古墳、快賓洞、南原月山里古墳など、主に高霊地域から出土しており、5世紀初頭の大型木槨墓である高霊快賓洞古墳群1号の封土からは有刺儀器が1点検出された。身部だけが残存しており全体的に曲がった状態である。左右五つの対称形の刺を持つが、下部には鉄板を切断して三角形の刺を、身部には四つの刺を外に曲げて蕨手文を施していた。厚さは2mm程度で外側にいくほど薄くなる。高霊地域では最古の例で、従来の型式の範疇に属さない新しい資料である。現在まで高霊地方で出土した有刺儀器は3点のみで、全体的な把握ができない状況ではあ

るが、5～6世紀代に流行した高霊地域特有の鉄製ミニチュア農工具が、高霊快賓洞古墳群1号において初見され、有刺儀器と共伴して出土することから、5世紀初頭におけるこの地域での新たな祭祀儀礼の形態が窺える⁷¹⁾(第17図)。



第17図：高霊快賓洞古墳群1号出土鉄製ミニチュア農工具と有刺儀器(嶺南埋蔵文化財研究院：1996『高霊快賓洞古墳群』；嶺南埋蔵文化財研究院学術調査報告書第3冊)

そして6世紀前半の竪穴式石槨墓である快賓洞古墳群10号からも土器、鉄製ミニチュア農工具のセットと共に有刺儀器が出土したが、身部だけが残存していて、左右に大小の対称をなす四つのC字形の刺が作られており、鎌が身部に附着された状態で検出された。

大伽耶の中心地である高霊地域は、池山洞古墳群の発掘調査を契機にその実態が知られるようになったが、この古墳群で出土した高霊様式土器の拡散過程を通じて大伽耶と周辺国との関係を設定することが可能となってきた。5世紀後半と推定される大伽耶の最古の高塚古墳池山洞35号墳では、東部の護石の上に位置する祭祀遺構35D号から有刺儀器が1点検出された。池山洞古墳群では合計379点の鉄製ミニチュア農工具が出土したが、池山洞35号からは23点が被葬者の足部

分の左側から纏まった状態で検出された。

模造される鉄製農工具は日本列島でも出土しているが、雛形鉄器ともいう。模造開始段階の4世紀後半代は、鉄製の農工具と鉄製ミニチュア農工具とが、主要器種に違いはあるものの、共伴することが指摘されている。また三重県石山古墳の例にみられるように滑石製模造品も4世紀の後半から主として農工具を中心に模造が始まる⁷²⁾。日本における鉄製ミニチュア農工具の起源を韓半島に求める見解もあるが⁷³⁾、実際に、型式別セット関係など、類似点が多いことから、石製模造品と共に検討されなければならない課題である。

(3) 出土位置

有刺儀器は柄部が作られていて、祭祀儀礼に使われた後埋納された可能性が高いと考えられるが、現在までの出土状況からは鉄鋌、鉄製農具、武器類とともに埋葬空間で多く検出されており、主要埋納品としての性格をより強く示している。

慶州皇南洞109号墳は最古の積石木槨墳であるが、墳丘内に四個の積石石槨があり、第3・4槨が第1・2槨より先行すると推定されている。第3槨では東側に土器群、西側に遺骸が置かれ、両耳に位置するところから金環が装着された状態で出土した。東枕で右に鉄刀、左に有刺儀器が配され、足部には、鉄刀、鉄鎌、鉄矛などの武器が埋納されている。したがってこのような副葬状況から4世紀後半の慶州地域における有刺儀器は鉄刀と同様の威信財としての性格をもっていたと考えられる。

また祭祀儀礼に使われたことを立証できる具体的な事例もある。5世紀後半の積石木槨墳の慶州飾履塚は径30m、高さ6m以上の規模と推定されているが、木槨直上に置かれた状態で鉄矛、破砕した高坏、積石内での長頸壺、さらに積石外で鉄矛2点、有刺儀器2点、鎌1点が出土しており、墳丘の築成の過程で祭祀が執り行われたことが窺える。

このような墳墓祭祀の儀式に使われた事例は高霊地域で多くみられる。5世紀初頭の高霊快賓洞古墳群1号の場合、木槨上部の封土(墳丘)層から大壺2点、鉢形器臺6点とともに有刺儀器1点が出土したが、いくつかの器台を除いて土器は全て破片で検出された。こ

のような出土状況から封土築造の際に祭儀行為が行なわれ、土器と有刺儀器が使われたことがわかる。

そして竪穴式石槨墓である池山洞32・33・34・35では各遺構の護石の外側に大甕が2～3個、また護石から少し離れている所から器台をはじめ色々な種類の土器が破片で出土したが、35号墳の東部の護石の上に位置する祭祀遺構35D号から有刺儀器が1点出土した(第18図)。

時代は少し下るが6世紀中葉以降の陝川地域でもこのような有刺儀器の使用例がみられる。横穴式石室墳の芋浦E-2号からは封土の中から有刺儀器、高杯、蓋、鉄刀子、棺の装飾金具、鑿形鉄器などの遺物が確認された。9号周溝からも高杯、蓋、甕、有刺儀器などが出土したが、地面から若干上の層で確認されたことから墳墓築造以後の墳墓祭祀儀礼に伴う祭儀物の可能性がある⁷⁴⁾。

以上の出土状況から、高霊地域では大甕と器台類などの土器とともに有刺儀器が墳墓祭祀の儀式に使われたことがわかる。鉄製ミニチュア農工具などの儀器が高霊地域に限定して分布していることから、この地域では有刺儀器が主要埋納遺物としての性格よりも、主に祭祀儀礼に使用される儀器として理解されていたことがわかる。

有刺儀器は新羅・伽耶地域で多くの古墳に副葬品として利用されていたが、埋葬空間以外でも検出されていることから、主要埋納品と祭祀儀礼用の儀器という二つの用途が考えられる。

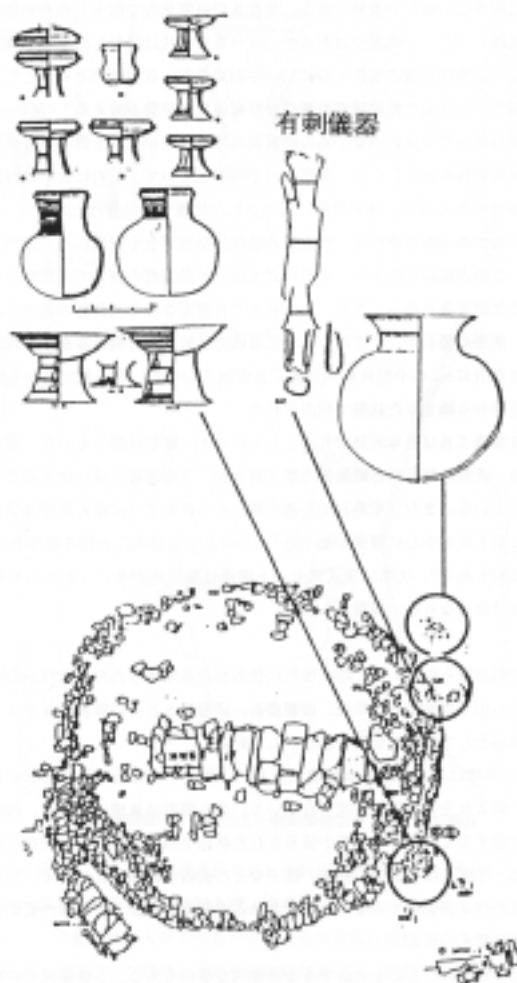
(4) 地域的な分布から見た変化様相と段階設定

有刺儀器は各地域毎に多様なプロセスがあり、それぞれに有刺儀器が持つ意味、所有形態が異なって表われる。また有刺儀器の段階設定について素材として使われた板状鉄斧形鉄鋌と鉄鋌の変化過程と密接にしている。本稿では有刺儀器について地域別に発生、変遷、消滅する過程を大きく4段階に分けて設定した。

1 段階

有刺儀器の発生期(3世紀初～4世紀前半)A-I型式; 板状鉄斧形鉄鋌・蕨手文

金海良洞里8号、蔚山下袋の例にみられるように、最初の段階では弧状の刃など板状鉄斧の痕跡を色濃く



第18図: 高霊池山洞35号祭祀遺構出土有刺儀器と土器(金東淑(2000):「新羅・伽耶墳墓の祭祀遺構と遺物に関する研究」; 慶北大学校考古人類学科学士学位論文、p.25より作成)

残している。この時期は鉄器の副葬が土器に比べ顕著であり、細長い儀器性鉄矛と板状鉄斧形鉄鋌の大量埋納とともに鉄製品が多様化される。そしてその副葬品に追加されるのが、有刺儀器である。

有刺儀器の最初の段階にみられる蕨手文は儀器性をもつ鉄矛の装飾要素と共通するが、蔚山下袋の例のように有刺儀器と儀器性鉄矛がセットで埋納されたことにその意味があると思われる。この装飾要素は3世紀中葉に流行したが、嶺南地域以外では存在しない。3世紀に入ってから弁辰地域の大型墓から鉄器が大量に埋納されることの延長線で有刺儀器がもつ意味を考えた場合、経済的な富の象徴として有刺儀器、軍事的な象徴として儀器性鉄矛が埋納されたと考えられる。

2 段階

地域的な分化期(4世紀中葉～4世紀後半)A・B - III型式;鉄鋌・蕨手文、C字形

儀器としてもつ性格は基本的に変わらないが、鉄鋌を使用することから加工が容易になり、慶州、蔚山下岱、金海禮安里、東萊福泉洞の例で見られるように、装飾に多様な変化が生じる。特に東萊福泉洞で代表されるB型式の出現、また金海地域におけるバラエティーに富んだ装飾が施された独自の有刺儀器的製作などから洛東江下流域の地域色が目立つようになる。

3 段階

地域的土着化期(5世紀代)B・C・D - III;鉄鋌・C字形、三角形、折った三角形、E - IV;加工された鉄板、鳥文

有刺儀器的の多様化はさらに進行して地域色がはっきりと表われるようになるが、東萊福泉洞ではB型式、慶州地域ではC型式、大邱地域はD型式、陝川地域はE型式の有刺儀器的が主に出土している。また洛東江東岸流域では製作工程の省略などで装飾が簡素化していくのに対し、咸安・陝川地域圏すなわち洛東江の西岸地域では、鳥文有刺儀器的が出現するようになり、東・西岸両地域が顕著に対比されるようになる。

鳥文有刺儀器的は加工された鉄板を素材として使用していることから、他地域の有刺儀器的とは基本的に異なる性格をもっていると考えられるが、このような事実は変遷の過程でもこの地域のみ特殊な様相をみせていることから確認できる。また他の地域の有刺儀器的は、被葬者の身辺から離れて、武具などの副葬品とともに埋納されたが、咸安・陝川地域圏では古墳の規模によって鳥文の装飾を施した大形有刺儀器的が被葬者の身辺に1点のみ埋納され、有刺儀器的が出現する5世紀前半から消滅する6世紀中葉まで変わらぬ埋納様相を見せる。ここで注目すべき点は大伽耶聯盟の盟主である高靈地域においては有刺儀器的の出土例が3点しかなく、咸安・陝川地域に集中していることである。しかし高靈地域からは鉄製ミニチュア農工具が大量出土しており、農業生産と関連する儀器的として高靈の地域色を表している⁷⁵⁾。

4 段階

消滅期(5世紀末～6世紀)C・D - III;鉄鋌・三角

形、折った三角形

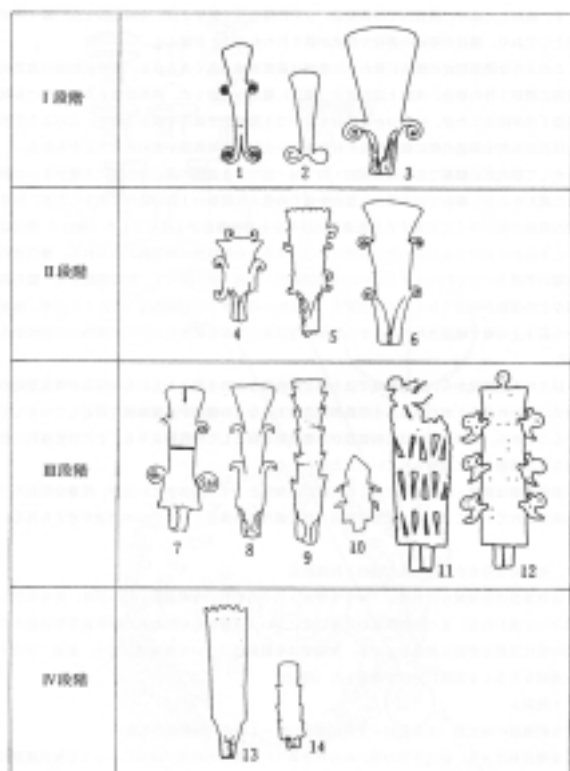
福泉洞古墳群では5世紀末、大邱・慶山地域では6世紀前葉に消滅するが、金海・陝川地域では6世紀まで残存している。6世紀後半のものと推測される陝川芋浦9号の例にみられるように、装飾、三角形の刺は退化して鉄板にかけた小穴しか残っていない形である。消滅の理由として考えられるのは、各地域(国)ごとに行なわれていた鉄または鉄器的の生産が新羅に併合され、統合されていったことに起因すると思われる(第19図)。

(5) 鉄及び鉄器的生産と有刺儀器的

金海地域では有刺儀器的の最古の例がみられ、4世紀を中心に6世紀の消滅期まで多くの有刺儀器的が出土している。『三国志』魏志東夷伝佗辰条には「国から鉄を産出する。韓・濊・倭がみな鉄を取っている。どの市場の売買でもみな鉄を用いていて、中国で銭を用いているのと同じである。そしてまた(楽浪・帯方)二郡にも供給している。」という記事がみられ⁷⁶⁾、韓半島の東南部における鉄生産を窺わせる⁷⁷⁾が、この記事に見られる国は弁韓地域である可能性が高いと考えられていて、金海の狗邪国がもっとも有力な候補である。また狗邪国の別名、「金官国」⁷⁸⁾の金は鉄を意味し、『日本書紀』のこの地域をいう「須那羅」、「素奈羅」の表記も「쇠나라」(鉄の国)と解釈できる⁷⁹⁾。

有刺儀器的をはじめ、金海地域における豊富な鉄の生産を裏付ける考古資料は多いが、その中でも特に大成洞古墳群の出土遺物は注目すべきである。この古墳群は1～5世紀にかけて築造された金海地域の支配層の墓域として考えられているが、1993年の発掘調査で確認された2世紀前半の12号の木棺墓からは、頭に鉄帯を付けた人骨が検出されており、金銅冠の源流を窺わせる貴重な資料を提供している。そして4世紀代の木槨墓である2号墳と13号墳からは、巴形銅器、筒形銅器、璧玉製玉杖、璧玉製石鏃など当時の日本列島との交流関係を表す倭系の遺物が出土したが、このような遺物から金海地方では鉄生産を基盤に活発な交易活動が行なわれていたことがわかる。

東萊福泉洞古墳群からは多様な型式の有刺儀器的が出土しており、この地域における鉄生産の歴史を物語っているが、C字形の刺をもつB型式の有刺儀器的が5世



1 金海良洞里8号 2 慶州皇悟里14号 3 蔚山下垵46号
 4 金海礼安里104号 5 金海礼安里150号 6 東萊福泉洞
 60号 7 昌原道溪洞18号 8 東萊福泉洞11号 9 慶州金
 鈴塚 10 大邱達西37号 11 陝川玉田47号 12 咸安道
 項里3号 13 陝川芋浦里E 2号 14 大邱伏賢洞154号
 第19図：有刺儀器の形態変遷による段階設定

紀を中心に集中的に出土している。多大浦、東萊は『三国史記』の居柒国、『日本書紀』多多羅に比定される地域で、踏鞮(たたら)が日本語で製鉄技術関連用語であることから鉄生産の可能性が裏付けられる⁸⁰⁾。

慶州の中心古墳からはA・B・C型式の多数の有刺儀器が出土したが、慶州を中心とする斯盧国は、『三国遺事』巻1にみられる昔氏の始祖脱解が冶匠であるとの伝説からも鉄生産を基盤に新羅へと成長していったことがわかる。そして『三国史記』巻38～39職官上・中によると、新羅では鉄鑰典という官司を別において専門的に金属の鋳鋤と金属器具の製作を行っていたが、また工匠府を別に設置し、金属工芸の技術群を管掌したと記述されている。このような鉄生産を裏付ける考古資料として慶州市隍城洞遺跡が挙げられるが、製鉄炉、溶解炉、精錬・鍛錬鍛冶炉などの遺構が見つかっており、4～5世紀において製鉄が一貫体制で行

なわれたことを示している。

蔚山下垵から出土した有刺儀器は、初期段階の型式として蕨手文を施したもので、蕨手文儀器性鉄矛と共伴出土している。またこの遺跡では板状鉄斧形鉄鋌をはじめ数多くの儀器性鉄器が出土しており、鉄器全般における儀器化現象を表している。『三国史記』巻4列伝4居道条によると脱解代の居道が居柒国と于尸山国を攻略した記事がみられるが、于尸山国の位置が蔚山地方に比定される。記事にみられる攻略の目的を鉄生産とめぐる争いとみる見解もあるが⁸¹⁾、このような解釈は有刺儀器の出土状況からも充分可能であろう。

大伽耶⁸²⁾の場合、現在の行政区域上陝川郡に属する「冶爐」という地方が本来高霊地域であって、その地名から窺われるように鉄の生産と関連がある⁸³⁾。『世宗実録』地理志陝川郡条「沙鉄産冶爐縣、南心妙里有鉄場、歳貢正鉄九千五百斤」の記述からもこのような事実は確認できる。有刺儀器の出土例は少ないが、それは鉄製ミニチュア農工具という儀器が主要埋納品であったため、高霊地域では有刺儀器が葬送儀礼の祭祀に使用されていた。このような主要埋納儀器の相違は、地域色を表すとともに根底にある思想的な観念の違いに起因すると思われる。

陝川地域は玉田古墳群の付近には多羅里という地名が遺存しており、『日本書紀』にみえる多羅国⁸⁴⁾の中心地であった可能性が高い。玉田地域は高霊式土器の出土など大伽耶との親近性から、大伽耶聯盟体の一員として重要な小国であったと見るのが定説的であるが⁸⁵⁾、鳥文有刺儀器に見られるように、儀器性鉄器においては咸安地域とより密接な関連性が考えられる。趙榮濟は玉田古墳群から出土した金属遺物の量が、大伽耶の池山洞古墳に比べて異常に多いことから玉田地域には大伽耶に鉄及び鉄製品を供給する集団が存在していたと解釈した⁸⁶⁾。鳥文有刺儀器は有刺儀器として分類してみたが、素材・形態的な面からみて、基本的に他の有刺儀器とは異なる性格をもつ儀器であることがわかる。鳥の装飾から死者を送るために葬送儀礼に使われたと推測できるが、大伽耶聯盟の一員であった多羅国は豊富な鉄器生産を経済の基盤にしていたために、その支配者は高度の鍛造技術が要求される装飾性の強い有刺儀器を通じて権力をアピールしたとも考えられ

る。

このように有刺儀器の違いにより設定される地域圏は文献記事に見られる金官国、居柒国、大伽耶、多羅国、于尸山国、斯盧国(新羅)の鉄及び鉄器生産とほぼ一致することがわかる。初期段階に見られる有刺儀器は板状鉄斧形鉄鋌に蕨手文の装飾を施した個人の威信財としての性格が強いものであったが、次第に地域ごとに定着し、多様な型式へと変化していった。そして慶州、高霊の出土例に見られるように、時には祭祀儀礼の場で儀杖として使用されていた。

このような地域色の表れは、鉄生産を担っていた集団が地域ごとに異なることを示すと同時に、彼らの自己主張のシンボルとして有刺儀器が使われたことを意味する。有刺儀器は鉄鋌がもつ象徴的な概念の極大化された形であることから考えると、有刺儀器による地域圏の設定は新羅と加耶諸国における鉄生産の実態を直接に反映していると言っても過言ではないであろう。

6. おわりに

この度は、沖ノ島の祭祀を理解し、位置づけるための比較検討資料として、韓国における祭祀遺跡・遺構の事例を概観し、韓国における祭祀遺跡・遺構の事例を立地別に紹介し、今日までの調査経過と研究動向について簡略にみた後、古墳、祭祀遺跡・遺構から出土している模造品、鉄製儀器を中心に考察を行った。

祭祀関連遺跡における馬形模造品の場合、神への捧げ物としての性格が考えられ、航海の安全や山神への様々な祈願の際に、供献物として用いられたと思われる。特に統一新羅期に開始された鉄馬の使用は、朝鮮時代には鉄馬自体が神堂に祀られる対象となり、現代においても、江原道三陟地方の城隍堂の内に鉄馬を奉納する例が見られているが⁸⁷⁾、主に山間地域であることは大変興味深い。このような宗教民俗事例の検討も、古代における祭祀のあり方を復元する際に不可欠なものであろう。

また、数多くの土馬が出土している日本での鉄馬の事例は、栃木県日光・二荒山(男体山)の祭祀遺跡から2点出土するのみであることを考えると⁸⁸⁾、鉄馬は韓国特有の祭祀遺物としてみることができるであろう。

新羅土偶の場合、外来的な要素のない純粋な新羅の風土がそのまま反映されており、土着宗教的な様相が表れている。土偶自体が主体性をもっており、その表現が非常にリアルで、現世での生活相と様々な動物の象徴性が劇的に融合され、呪術的な要素を生み出している。土偶は新羅が強力な古代国家として拍車をかけていた5世紀頃、集中的に作られたが、土偶が付いた装飾土器は慶州地域の古墳に集中的に出土し、その出土古墳は、階層的に上位の積石木槨墳ではなく、周辺に所在する石室墳に多いことから社会階級の構造上の差異が認められる。

日本における装飾須恵器は、地域性が強く⁸⁹⁾、おそらくその源流は新羅との交流によるものであると思われるが、地域と地域の交流、そして渡来系集団が地元集団と融和されていくプロセスの中で捉えていかなければならないであろう。

有刺儀器は鉄鋌がもつ象徴的な概念の極大化された形であり、地域ごとに定着し、多様な型式へと変化していった。そして慶州、高霊の出土例に見られるように、時には祭祀儀礼の場で儀杖として使用されていた。有刺儀器による地域圏の設定は、新羅と加耶諸国における鉄生産の実態を直接に反映しているが、地域色の表れは、鉄生産を担っていた集団が地域ごとに異なることを示すと同時に、彼らの自己主張のシンボルとして有刺儀器が使われたことを意味する。

日本列島における5世紀代の祭祀遺構の中心的な供献品は、鉄製の武器・武具と農・工具、布帛類、鉄素材の鉄鋌、初期須恵器で構成されていたと考えられているが⁹⁰⁾、貴重な鉄素材である鉄鋌や最新の鍛冶技術と共に、鉄製儀器が導入されたことも十分考えられる。鉄製ミニチュア農工具は、韓半島の三国時代でも、加耶地域の一部と百済の錦江流域、そして全羅南道の栄山江流域に集中的にあらわれる特徴的な遺物である。

日本の古墳、祭祀遺跡からは鉄製ミニチュア農工具は出土しているが、これまでのところ、有刺儀器の出土事例はない。有刺儀器の材料である鉄鋌は日本の5世紀代の古墳を中心に出土し、中には奈良市・ウナナベ古墳陪塚の大和六号墳のように、大小の872枚もの鉄鋌が出土した古墳もあるが、鉄鋌を少し加工しただけの簡単な工作である有刺儀器は発見されていない。

沖ノ島21号では鉄鋌と実用の鉄器と共存するような形で、鉄製ミニチュア農工具が検出された。8号遺跡からも雛形鉄斧と雛形鉄刀がそれぞれ50点余り出土している。このような韓・日の両国における鉄製儀器の偏在的な分布状況からは、その地域性が見うけられ、技術の移動、さらに人の移住に伴う習俗や儀礼などの文化交流・受容の様相を伺い知ることができる。

韓半島における鉄生産と交易の実態に関しては、文献記録及び考古資料からもよく知られているが、特に新羅の場合は、交易を重視した外交戦略が後の統一の偉業に繋がってと言っても過言ではない。その交易の範囲は、遠く離れた西域まで広がっていたようで、『三国史記』をはじめ、韓国の文献史料、古墳の出土遺物、そして中世のアラブ文献の記述内容によって、新羅時代にアラブ・イスラム帝国をはじめとする西域から多様な文物が伝来し、両地域の間で交易は勿論のこと、人物の往来まであったことがすでに考証されている⁹¹⁾ (第20図)。

沖ノ島でも多数の新羅関連遺物が出土しているが、第二段階・岩陰祭祀の7号・8号遺跡の金製の四弁花指輪、金銅製歩揺付雲珠、鑄造鉄斧などは、慶州付近の新羅古墳に類品を求めることができる舶載品である。また8号出土のカットガラス碗の破片はササン朝ペルシアのものであり⁹²⁾、沖ノ島が『シルクロードの終着地』と呼ばれる契機にもなったが、慶州の皇南洞98号墳・155号墳(天馬塚)・金鈴塚などから出土している。

沖ノ島7号・8号遺跡の華々しい遺物は、新羅との交流の産物であるが、この時期は5世紀後半から6世紀前半代に比定されている。しかしその具体的な交渉を立証できる文献記録は殆ど見当たらず、新羅と手を結んで、大和政権に背いたという、継体天皇21・22年の筑紫国造磐井の乱に関する記事のみが交流史を探る糸口である。第二段階において宗像地域の在地豪族、胸肩君が沖ノ島祭祀に関与したことは、この地域の古墳のあり方からみても推測できるが⁹³⁾、宗像地域の海人集団を率いていた胸肩君が筑紫と朝鮮半島南部との航海に従事しながら、沖ノ島の女神に航海の安全や豊漁を祈る祭祀を行ったであろう⁹⁴⁾。

沖ノ島と共に古代の海上交通路を考える際に非常に重要な位置を占めている、扶安竹幕洞遺跡の第三段階



左 慶州・味鄒王陵地区鷄林路14号墳出土装飾宝剣(新羅5～6世紀、長さ36cm、宝物635号、国立慶州博物館(1995):『国立慶州博物館』)
右 慶州・掛陵のイラン系武人石像(権寧弼(1997):『シルクロード美術』悦話堂、P.165)
第20図:西域との交流を表す新羅の遺物

もまた5世紀後半から6世紀前半代の時期が考えられるが、この中心時期において、加羅による南朝朝貢の際に栄山江流域と加耶、倭(九州)による共同祭祀が行なわれたことが推測できる⁹⁵⁾。その背景には東アジアをめぐる交易の二元的な構造が窺われるが、九州の勢力は後の磐井の乱に象徴されるような畿内とは別の交易観を持っており、海人集団のネットワークを形成していたであろう。

補注

- 1) 金元龍(1922~1993) 大韓民国の考古美術史学者。
1971年、国立博物館の館長として武寧王陵の発掘の指揮を執った。
- 2) 弓場紀知(2005):「沖の島と韓国の西海岸、竹幕洞遺跡」;『古代祭祀とシルクロードの終着地・沖の島』シリーズ遺跡に学ぶ013 新泉社、p 84
- 3) ①祭祀遺物に関する研究論文
東漸(1985):「古代朝鮮の祭祀遺物に関する一考察 - 異形土器をめぐって - 」;『国立歴史民俗博物館研究報告』7
李殷昌(1987):「古墳に副葬された土器の一考察」;『三佛金元龍教授停年退任記念論叢』1 - 考古学編
高東瑟(1980):「新羅土偶の類型と性格」;『慶熙史学』6・7・8合集
崔虎林(1988):「わが国の明器に関する一考察」;『韓国学論集』第14集
安順川(1997):「大伽耶圏域の縮小模型鉄製農具研究」;釜山大学校史学科文学碩士学位論文
俞炳夏(1997):「扶安竹幕洞遺跡の海神と祭祀」;ソウル大学校文学碩士学位論文
金東淑(2000):「新羅・伽耶墳墓の祭祀遺構と遺物に関する研究」;慶北大学校考古人類学科文学碩士学位論文
徐始男・李賢珠(1997):「三韓・三国時代鉄器の儀器的性格に関する一考察」;『伽耶考古学論叢』2、駕洛国史蹟開発研究院
姜友邦(1993):「韓国古代の舍利供養具、地鎮具、鎮壇具」;『仏教芸術』209
殷和秀(1999):「韓国出土のト骨に関する研究」;全北大学校修士学位論文
權五榮(1999):「韓国における古代の鳥観念と祭儀」;『歴史と現実』32
金斗喆(2000):「祭祀考古学の研究成果と課題」;『考古学の新しい志向』福泉博物館
李相吉(2000):「場銅器時代の儀礼に関する考古学研究」;大邱暁星大学校博士學位論文
ジャンジェクン(2002):「馬形土器出土の祭祀遺跡」;『古代の馬 - 神性と実用 - 』国立濟州博物館
崔恩娥(2004):「慶州地域出土の鎮壇具に関する研究」;東亜大学校修士學位論文
李陽洙(2004):「鳥霊信仰の流入と展開」;『靈魂の伝達者』国立金海博物館
林昭延(2006):「場銅矛の儀器・祭器的性格」;『豊饒と安寧の祈願』福泉博物館
トンジンスク(2006):「古代の祭祀遺構と遺物」;『豊饒と安寧の祈願』福泉博物館
②論文集
国立全州博物館(1998):『扶安竹幕洞祭祀遺跡の研究』開館5周年記念学術シンポジウム論文集
漢陽大学校文化財研究所(2004):『先史と古代の儀礼考古学』富川古康洞先史遺跡国際学術会議資料集 国立金海博物館(2004):『靈魂の伝達者 - 鳥・豊饒・崇拜 - 』
福泉博物館特別展図録(2006):『豊饒と安寧の祈願 - 先史・古代の祭祀』
4) 晋州南江ダム水没地区(報告書未刊)
5) 慶州王京(報告書未刊)でも三国時代の建物跡の下から地鎮具が発見された。
6) 金斗喆(2000):「祭祀考古学の研究成果と課題」;『考古学の新しい志向』福泉博物館
7) 国立晋州博物館(2003):『固城東外洞遺跡』遺跡調査報告書第16冊
8) 山脣玉山里遺跡 報告書未刊。玉山里遺跡発掘調査団『山脣玉山里遺跡発掘調査現場説明会資料集』1996)
9) 高麗大学校埋蔵文化財研究所(2004):『麻田里遺跡(C地区)』
10) 報告書未刊。(東洋大学校「安東国道5路線確定区間内安東亭田里遺跡現場説明会資料」2005)
11) 国立光州博物館(2003):『光州 新昌洞 低濕地 遺跡V』
12) 嶺南文化財研究所(2002):『大邱 東川洞聚落遺跡』慶北大学校博物館(2000):『慶北大学校博物館遺跡発掘40年』開校54周年記念特別展図録
13) 嶺南文化財研究所(2001):『慶山 林堂洞遺跡 I、II、III』
14) 扶餘文化財研究所(1999):『宮南池』、扶餘文化財研究所(2001):『宮南池』II
15) 大成洞古墳博物館(2006):『金海 舊官洞遺跡』
16) 釜山広域市立博物館福泉分館(1997):『釜山の先史遺跡と遺物』
17) 漢陽大学校博物館文化人類学科(2000):『富川古康洞先史遺跡第4次発掘調査報告書』;山頂部に溝で囲んだ積石と三国時代の祭祀土器が大量に確認
18) 国立扶餘博物館(2007):『扶餘論峙祭祀遺跡発掘調査報告書』
19) 漢陽大学校(1999):『二聖山城(第2次発掘調査報告書)』、漢陽大学校(1999):『二聖山城(第6次発掘調査報告書)』、漢陽大学校(1999):『二聖山城(第7次発掘調査報告書)』
20) 木浦大学校博物館(1996):『靈巖月出山祭祀遺跡』
21) 濟州大学校博物館(1993):『濟州市 龍潭洞遺跡』
22) 国立全州博物館(1994):『扶安竹幕洞祭祀遺跡』
23) 国立慶州文化財研究所(2004):『慶州 蓀谷洞・勿川里遺跡』
24) 国立尙州博物館(2004):『鎮川 石帳里 鉄生産遺跡』
25) 国立公州博物館(1999):『艇止山』;武寧王の殯殿と推定される建物跡と祭祀用の土器など大量に出土
26) 慶北大学校考古人類学科(1987):『陝川芋浦里D地区遺跡』;三国時代の石室の封土から大型土器と供献土器が出土
27) 啓明大学校博物館(1981):『高靈池山洞古墳群』;護石の周辺から祭祀に使用された土器の痕跡が検出。封土

- の中から馬の骨が発見
- 28) 慶南大学校博物館(2006):『馬山架浦洞銅器埋納遺跡』
- 29) 慶南考古学研究所(2002):『陝川盈倉里無文時代集落』
- 30) 朴淳弼(1998):「竹幕洞遺跡出土土器の性格と年代に対して」;『扶安竹幕洞祭祀遺跡研究』開館五周年記念学術シンポジウム論文集、国立全州博物館
- 31) 朴天秀(1998):「総合討論要旨のコメント」;『扶安竹幕洞祭祀遺跡研究』開館五周年記念学術シンポジウム論文集 国立全州博物館
- 32) 林永珍(1998):「竹幕洞土器と栄山江流域土器の比較考察」;『扶安竹幕洞祭祀遺跡研究』開館五周年記念学術シンポジウム論文集 国立全州博物館
朴天秀(2001):「栄山江流域の古墳」;『東アジアと日本の考古学 墓制①』 同成社
- 33) 高久健仁(2002):「韓国の倭系遺物」;『古代東アジアにおける倭と加耶の交流』第五回歴博国際シンポジウム 国立歴史民俗博物館
- 34) 酒井清治(1990):「陶質土器と初期の須恵器」;『季刊考古学 古墳時代の日本と中国・朝鮮』第33号
同上:「須恵器生産のはじまり」;『古代東アジアにおける倭と加耶の交流』第五回歴博国際シンポジウム 国立歴史民俗博物館
- 35) 朴天秀 前掲論文集
- 36) 金吉植(1998):「扶安竹幕洞祭祀遺跡出土金属遺物の検討」;『扶安竹幕洞祭祀遺跡研究』開館五周年記念学術シンポジウム論文集 国立全州博物館
- 37) 国立全州博物館(1994):『扶安竹幕洞祭祀遺跡』
- 38) 椛山林繼(1998):「日本列島の祭祀遺跡からみた竹幕洞遺跡」;『扶安竹幕洞祭祀遺跡研究』開館五周年記念学術シンポジウム論文集、国立全州博物館前掲論文
- 39) 竹谷俊夫(1997):「韓国古代の祭祀 竹幕洞遺跡とその周辺」;『宗教と考古学』金閔恕先生の古希をお祝する会
- 40) 寺沢知子(1986):「祭祀の変化と民衆」;『季刊考古学 古墳時代の社会と変革』第16号
- 41) 佐々木幹雄(1995):「韓国・竹幕洞祭祀遺跡を訪ねて」;『王朝の考古学』大川清博士古希記念論文集 雄山閣
竹谷俊夫前掲論文
- 42) 佐々木幹雄 前掲論文
- 43) 竹谷俊夫 前掲論文
- 44) 李基東(1988):「馬韓領域での百済の成長」;『馬韓・百済文化』10、1987
李賢恵(1994):「三韓の対外交渉体系」;『李基白先生古稀記念韓国史学論叢』上
金英心(1997):「百済の地方統治体制研究」;ソウル大学校博士学位論文
- 45) 姜鳳龍(1997):「百済の馬韓併呑に関する新考察」;『韓国上古史学報』26
- 46) 兪炳夏(1998):「扶安竹幕洞遺跡で行われた三国時代の海神祭祀」;『扶安竹幕洞祭祀遺跡研究』開館五周年記念学術シンポジウム論文集 国立全州博物館
- 47) 吉武孝礼・松尾宏(1992):「北部九州における渡来文化の様相」;『渡来文化の受容と展開』第四六回埋蔵文化財研究集会発表要旨
柳沢一男(2000):「全南の栄山江型横穴石室と九州の横穴石室」;『第一回朝鮮学会大会発表要旨』
- 48) 酒井清治(1990):「陶質土器と初期の須恵器」;『季刊考古学 古墳時代の日本と中国・朝鮮』第33号
- 49) 白石太一朗(2002):「倭と加耶の交流の歴史的意味」;『古代東アジアにおける倭と加耶の交流』第五回歴博国際シンポジウム 国立歴史民俗博物館
- 50) 東瀬(2000):「倭と栄山江流域 百済・慕韓の領域」
田中俊明(2000):「韓国の前方後円墳の被葬者・造墓集団に対する私見」;『第一回朝鮮学会大会発表要旨』
- 51) 沈奉謹(1981):『金海府院洞遺跡』古蹟調査報告書 4冊 東亜大学博物館
- 52) 国立中央博物館(1998):『東来楽民洞貝塚』
- 53) 大田広域市郷土史料館(1997):『大田地方の発掘遺跡』
- 54) 木浦大学博物館・靈巖郡(1996):『靈巖月出山祭祀遺跡』
- 55) 大田広域市郷土史料館(1997):『大田地方の発掘遺跡』
- 56) 檀国大学歴史学科(1997):『天安埋蔵文化財関連資料集』
ソウル大学考古学調査団(1997):『天安慰禮山城 - 試掘及び発掘調査報告書』
- 57) 漢陽大学博物館(1987):『二聖山城 - 発掘中間報告書』
同上(1991):『二聖山城 - 3次発掘調査報告書』
- 58) この名称は、日本の縄文時代の土偶と混乱を招く恐れがあるが、韓国では一般的に定着しているため、ここでは新羅の「土偶」と呼ぶことにする。
- 59) 朝鮮総督府(1932):『大正十三年度古墳調査報告』 慶州金鈴塚飾履塚発掘調査報告
- 60) 国立中央博物館、国立慶州博物館をはじめ、各私立大学校、そして日本の東京国立博物館に所蔵されている。
- 61) 小泉顕夫(1986):『朝鮮古代遺跡の編歴 発掘調査三十年の回想』 六興出版、p 47 - 50
- 62) 国立慶州文化財研究所(2004):『慶州蒸谷洞・勿川里遺跡 慶州競馬場予定敷地 A 地区』
キムホサン(2000):『慶州蒸谷洞・勿川里遺蹟調査概報』;『慶州文化』第六号 慶州文化院
- 63) 小泉顕夫(1969):「新羅の土偶」;『考古学ジャーナル』38、小泉顕夫(1986):『朝鮮古代遺跡の編歴 発掘調査三十年の回想』 六興出版
- 64) 浜田耕作(1927):「朝鮮の新羅焼」;『民族』2 - 3(『東亜考古学研究』1943年所収)
小泉顕夫(1969):「新羅の土偶」;『考古学ジャーナル』38
- 65) 鄭澄元・申敬激(1983):『東萊福泉洞古墳群』I
- 66) 東瀬(1985):「古代朝鮮の祭祀遺物に関する一考察」;『国立歴史民俗博物館研究報告第7集』 国立歴史民俗博物館、p 490
- 67) 李基白、李基東(1982):『韓国史講座』古代篇 一潮閣、

- p.149
- 68) 李基東 上記の補注50)の文献 p.151
- 69) 統一新羅時代の柏栗寺石幢記(高さ104cm、各面の幅29cm慶州博物館所蔵第一面には、異次頓殉沔の場面と仏教公認の内容が刻まれている。元々慶州市の柏栗寺にあったが、1914年慶州博物館に所蔵された。『三国遺事』巻3 原宗興法厭觸滅身条によると、この碑の建立年代は817年(憲徳王9年)に推定される。
- 70) 徐始男・李賢珠(1997):「三韓・三国時代鉄器の儀器的性格に関する一考察」;『伽耶考古学論叢』2 駕洛国史蹟開発研究院、p.155 有刺儀器を儀器鉄矛の性格を継ぐ新たな形態の鉄器と把握し、有刺儀器の登場と非実用的な鉄矛を通じて推定できる嶺南地域の地域的な分化は同一のものであるとした。
- 71) 安順天(1997):「大伽耶圏域の縮小模型鉄製農具研究」;釜山大学校史学科文学碩士学位論文、p.159 小形鉄製模造農耕具が高靈地域内ではⅠ～Ⅲ階級の古墳、周辺地域では大伽耶と密接な関係を持つ首長墓からのみ出土していることから、高靈での支配層と管理階層の統制、周辺地域との首長層との結束関係が推測できると指摘した。
- 72) 上野恵司(1997):「古墳と明器」;『季刊考古学』第59号、p.75 滑石の普及に伴い容易に模造品が造られる状況において、あくまで鉄にこだわった模造品が作られた点について、当時の鉄の供給問題と模造品を造るといった新たな葬送・埋納儀礼の導入が考えられるとした。
- 73) 門田誠一(1993):「武器と農工具の語る精神世界」;『海でむすばれた人々』
- 74) 金東淑(2000):「新羅・伽耶墳墓の祭祀遺構と遺物に関する研究」;慶北大学校考古人類学科文学碩士学位論文、p.25
- 75) 朝鮮時代後期の『擇思志』の記録によると「慶尚右道は農耕立地条件が非常に良好で、特に伽耶川流域の星州、高靈、陝川と智異山東側の晋州などは韓半島内でもっとも肥沃な土地であって、単位面積当たりの収穫量が一番多く、農業用水が豊富で、旱災にあわない」と記述されている。
- 76) 『三国志』魏志東夷伝弁辰条「国出鉄、韓 倭皆從取之、諸市買皆用鉄、如中国用錢、又以供給二郡」
- 77) 記事の中の国が辰弁韓のどの地域を指しているのかに関してはまだ議論の余地があるが、有刺儀器の出現から想定できる原三国時代における初期段階の鉄生産の中心は金海地域であると思われる。
- 78) 『三国史記』地理志、『三国遺事』五伽耶 - 『本朝史略』
- 79) 李永植(1996):「伽耶と鉄」;『市民のための伽耶史』、釜山・慶南歴史研究所編、p.65
- 80) 李賢恵(1995):「鉄器普及と政治権力の成長」;『加耶諸国の鉄』、仁済大学校加耶文化研究所編、p.19
- 81) 李賢恵 前掲論文 p.22
- 82) 大伽耶の表記は『三国史記』地理志、『三国遺事』五伽耶 - 『駕洛国記』に見られ、現在の慶尚北道高靈がその比定地である。
- 83) 李炯基(2000):「大伽耶の聯盟構造に関する試論」;『韓国古代史研究』18、p.22
- 84) 『日本書紀』神功紀49年(多羅の表記は『梁職貢図』百濟使でも見られる)
- 85) 李熙濬(1995):「土器からみた大伽耶の圏域とその変遷」;『伽耶史研究』
- 86) また4～6世紀前半にかけて多くの遺構から玉が出土しており、鉄器・玉を生産する工人集団の存在の可能性は極めて高い。
- 87) 金泰坤(1983):『韓国の民間信仰研究』 集文堂
- 88) 大場磐雄編(1983):『神道考古学講座第3巻 - 原始神道期二』 雄山閣
亀井正道(1971):「祭祀遺物 - 模造品の変遷 - 」;竹内理三編『古代の日本2』 角川書店
- 89) 間壁葎子「裝飾須恵器の小像群」1988、『倉敷考古館研究集報第20号』 日本の場合は主体が犬、鹿、猪、馬、鳥であるが、出土数の多い岡山・兵庫・大阪・和歌山では人物像との組み合わせの例が多い。
- 90) 笹生徹(2010):「古墳時代における祭具の再検討 - 千束台遺跡祭祀遺構の分析と鉄製品の評価を中心に - 」;『國學院大学伝統文化リサーチセンター研究紀要』第2号、p.91
- 91) ムハマド カンス(1992):『新羅・西域交流史』 檀国大学校出版部
権寧徹(1997):『シルクロード美術』 悦話堂
鄭守一(2002):『文明交流史研究』 四季節出版社
- 92) 弓場紀知氏は新羅の古墳から出土したほとんどがローマングラスであることを指摘し、ササン・ペルシア系ガラスはローマングラスより一世紀後の五、六世紀のものであり、その伝来経緯が異なるとした。
- 93) 原俊一(1988):「古墳時代の宗像」;『古代を考える 沖ノ島と古代祭祀』 吉川弘文館
- 94) 和田萃(1988):「沖ノ島と大和王権」;『古代を考える 沖ノ島と古代の祭祀』 吉川弘文館、p.187
- 95) 高慶秀(2003):「三国時代の海洋祭祀に関する一考察 - 扶安竹幕洞祭祀遺跡を中心に - 」;『考古学シリーズⅧ:考古学に学ぶ(Ⅱ)』 同志社大学、p.855～865
同上(2008):「韓国扶安竹幕洞祭祀遺跡の文化複合 - 海辺と航海の祭祀 - 」;『古代日本の異文化交流』 勉誠出版、p.108～127

執筆者プロフィール

武末 純一 福岡大学教授

1950年生まれ。九州大学大学院修士課程修了。北九州市立歴史博物館学芸員、北九州市立考古博物館副館長を経て、現在、福岡大学人文学部教授。修士(文学)。主な著作に、『土器から見た日韓交渉』、『弥生の村』など。

小田 富士雄 福岡大学名誉教授

1933年生まれ。九州大学大学院修士課程修了。北九州市立考古博物館館長、福岡大学人文学部教授を経て、現在、福岡大学名誉教授、文学博士。主な著作に、『九州考古学研究 文化交渉篇』、『伽耶と古代東アジア』など。

重藤 輝行 佐賀大学文化教育学部講師

1968年生まれ。九州大学大学院博士課程単位取得。福岡県教育庁を経て、現在、佐賀大学文化教育学部講師。主な著作に、「裝飾古墳の世界」(『古代の福岡』所収)、「佐賀平野の古墳時代社会と首長制」(『佐賀学 佐賀の歴史・文化・環境』所収)など。

亀井 輝一郎 福岡教育大学教授

1949年生まれ。大阪市立大学大学院博士課程(国史学)修了。現在、福岡教育大学教育学部教授。修士(文学)。主な著作に、『宗像市史 通史編第2巻 古代・中世・近代』、『津屋崎町史 通史編』、『大宰府市史 通史編』など。

服部 英雄 九州大学大学院比較社会文化研究院教授

1949年生まれ。東京大学大学院修士課程修了。東京大学文学部助手、文化庁文化財保護部記念物課文部技官、文化財調査官を経て、現在、九州大学大学院比較社会文化研究院教授。修士(文学)。主な著作に、『景觀にさぐる中世』、『地名のたのしみ 歩き、み、ふれる歴史学』など。

梶山 林継 國學院大學名誉教授

1940年生まれ。國學院大學大学院修士課程修了。國學院大學日本文化研究所所長等を経て、現在、國學院大學名誉教授、八雲神社宮司、祭祀考古学会会長。博士(歴史学)。主な著作に、『古代出雲大社の祭儀と神殿』(共著)、『原始・古代日本の祭祀』(共著)、『神社継承の制度史 神社史料研究会叢書5』(共著)など。

白石 太一郎 大阪府立近つ飛鳥博物館長 国立歴史民俗博物館名誉教授

1938年生まれ。同志社大学大学院博士課程単位取得退学。奈良県立橿原考古学研究所、国立歴史民俗博物館、奈良大学などを経て、現在、大阪府立近つ飛鳥博物館館長。国立歴史民俗博物館名誉教授、総合研究大学院大学名誉教授。主な著作に、『古墳とヤマト政権』、『古墳と古墳時代の文化』、『古墳の語る古代史』など。

森 弘子 筑紫女学園大学客員教授

1946年生まれ。京都女子大学文学部卒業、九州大学大学院博士後期課程単位取得。太宰府天満宮文化研究所研究員、太宰府市教育委員を経て、現在、福岡県文化財保護審議会委員、筑紫女学園大学客員教授。主な著作に、『宝満山歴史散歩』、『宝満山の環境歴史学的研究』など。

河窪 奈津子 宗像大社文化財管理事務局

宗像大社文化財管理事務局学芸員。宗像大社所蔵史・資料の管理・整理・神宝館展示及び『宗像大社文書』第一巻・第三巻・第三巻編纂・刊行に携わる。宗像大社の中世史全般、特に信仰・神事を通しての考察、色定法師一筆一切経に関する研究を課題に取り組み。

サイモン・ケイナー (Simon Kaner) 英国・セインズベリー日本藝術研究所副所長

1962年生まれ。ケンブリッジ大学博士課程修了。現在、セインズベリー日本藝術研究所副所長。博士(考古学)。主な著作に、『Power of Dogu: Ceramic Figures from Ancient Japan』(土偶の力：古代日本の土人形)、『Jomon Reflections: Forager Life and Culture in Prehistoric Japanese Archipelago』(縄文再考：先史時代日本列島における採集民の生活文化)など。

禹 在柄 (우재병) 韓国・忠南大学校人文大学考古学科教授

1962年生まれ。大阪大学大学院博士課程修了。韓国忠南大学校百済研究所長を経て、現在、忠南大学校人文大学考古学科教授。博士(文学)。主な著作に、『韓国金海大成洞古墳群と日本古墳時代開始期の墓制』、『鉄剣の型式学的研究』など。

笹生 衛 國學院大學教授

1961年生まれ。國學院大學大学院文学研究科博士課程前期修了。千葉県立安房博物館、千葉県教育庁教育振興部文化財課を経て、現在、國學院大學神道文化学部教授。博士(宗教学)。主な著作に、『神仏と村景観の考古学』、『平安時代の神社と祭祀』(共著)、『日本神道史』(共著)など。

篠原 祐一 とちぎ生涯学習文化財団 埋蔵文化財センター

1963年生まれ。國土館大学史学理学科考古学専攻。栃木県立しもつけ風土記の丘資料館学芸員を経て、現在、とちぎ生涯学習文化財団埋蔵文化財センター。主な著作に、「重圓文字持勾玉攷」(『祭祀考古学』第七号所収)、「祭祀石製品」(『季刊考古学』第99号所収)、「日光男体山頂遺跡と天門信仰」(『王権と武器と信仰』所収)など。

柳田 康雄 國學院大學教授

1943年生まれ。國學院大學文学部史学科卒業。福岡県教育庁文化課文化財保護課長、九州歴史資料館副館長を経て、現在、國學院大學文学部教授。博士(歴史学)。主な著作に、『九州弥生文化の研究』、『伊都国を掘る』など。

加瀬 直弥 國學院大學講師

1975年生まれ。國學院大學大学院博士課程後期単位取得。現在、同大学研究開発推進機構専任講師。古代・中世神社史の研究を行う。主な著作に、『日本神道史』(共著)、『古代諸国神社神階制の研究』(共著)など。

高 慶秀 (고 경수) 國學院大学研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター

1971年生まれ。國學院大学博士後期課程修了。現在、國學院大学研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター研究員。主な著作に、「三国時代の海洋祭祀に関する一考察 扶安竹幕洞祭祀遺跡を中心に」(『考古学に学ぶ』2)『考古学研究室開設五十周年記念所収』など。

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅰ

平成23年3月31日

編集 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議
(福岡県・宗像市・福津市)

福岡県企画・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室
〒812 8577
福岡県福岡市博多区東公園7番7号

発行 株式会社ブレック研究所

〒102 0083
東京都千代田区麹町3丁目7番地6